尼ケ崎支部事務局長急逝

日朝友好運動の中心的活動家であった、尼ケ崎支部本部事務局長は先月急逝しました。謹んで弔意を表します。

日朝協会の目的

本協会は日本と朝鮮両民族の理解と友好を深め、経済文化の交流をはかり、相互の繁栄と世界の平和に貢献することを目的とする。（規約第二条）

日本と朝鮮

振替東京18851番
……発行所……
日朝協会
東京都千代田区神田神保町
2－2（N・Cビル）2階
電話（30）1191－5番
発行責任者　松井　勝重

「日韓会談」再開

再三中絶状態になっていた日韓会談は漁業と李ラインに関する委員会から再開されている。大村収容所の北朝鮮帰国希望者の問題は再びこの会談の中で取り扱われる取引が成立してのことである。日韓全面会談の漁業委員会は十日外務省で第二回会合が開かれた。日本側から李ライン及び漁業問題に関する基本的立場が明かにされた。日本側の意見は

一、一国が航海上に特定的水域を画して排他的にこれを管轄するというようなことは国際法上並びに国際先例上認められないことである。

一、公海上の魚族保存措置は、日韓両国の共同措置として行う。具体的、科学的根拠にもとづく調査を行う共同委員会を設置する。

岸内閣の非友好的政策転換を要求する

コミュニケの実現へ

去る八月十二日日本をたち、平壌の朝鮮民主主義人民共和国建国十周年記念祝典に参列した訪朝代表団一行は、無事にその任務を果し、去る九月二十四日参議院議員相沢重明団長以下十名が帰国した。代表団は日朝間の基本的な問題について、朝鮮側と十分な意見の交換を行い、これからの日朝友好運動に極めて大きな意義をもつ「共同コミュニケ」を発表した。これによって最近日朝両国民間の友好親善と経済および文化交流事業が正常に発展されないでいる原因は全面的に日本岸政府の朝鮮民主主義人民共和国に対する非友好的政策に基因するものであることを確認した。日朝協会は来る十一月二十、二十一日第四回全国大会を迎えようとしているとき、日朝友好運動が大きな転換点に到達していることをみとめ、従来自国政府の政策と対決することをおろそかにしてきたことを反省し、大会に向けて岸政府の朝鮮民主主義人民共和国に対する非友好的運動を展開することとなった。

日朝協会第四回全国大会準備実行委員会は十月十一日、第一回目の会議を開き、訪朝代表団唐笠秘書長から「共同コミュニケ」調印の報告と畑中理事長から従来の日朝友好運動における障害についての意見がのべられた後各団体から意見が開陳された。これによって日朝友好運動の基本的方向について大略意見の一致をみたが、さらに具体的な運動方針を討議する中でこれを深めてゆくこととなった。大方の意見は次の通りであった。日本と朝鮮との関係は共同コミュニケに示された通り、極東に危機をもたらし、朝鮮の平和的統一と日本の民主化を妨げている根本的原因は李承晩政権とこれにつながる日本の岸政府であり、このバックにあるアメリカの極東に対する世界戦略体制によるものである。朝鮮の平和的統一は朝鮮人民ばかりでなく世界の人々の強い願望となっておりこの平和的統一を阻害しているものが誰であるかが明らかにされてきている。この朝鮮人民の意思を代表するものは朝鮮民主主義人民共和国である。このことは日韓会談等を通じ日本国民自身の胸に印象づけられてきている。しかし、朝鮮におけるこのような事態はまだまだ一般によく認識されているとは考えられない。われわれは日朝間に横たわっている日朝間の経済、文化交流の障害を積極的に取除くために、全国民的な理解と支持のもとにこの原因をつくっている岸内閣の政策を転換させることである。

この場合、われわれは李政権によって同様に苦しめられている南朝鮮の人びととの交流を忘れてはならない。

各界を網羅する帰国協力会結成へ

十月四日、日韓問題対策連絡協議会は在日朝鮮人の帰国問題を審議した結果、在日朝鮮人が希望する先へ帰国することは当然な基本的人権に属する問題であり、このために日本人として広範な立場でこの帰国希望に協力することとなり、在日朝鮮人帰国協力会（仮称）を組織し、各界の協力により地方自治体、日本赤十字会、政府に要望してこの実現を期することとなった。また、大村収容所に収容されている朝鮮人はこの帰国が実現されるときにはその帰国問題をも解決することができるものであり、当然優先的に帰国すべきものであって、この帰国が実現するまで直ちに現収容所から釈放されなければならないとした。現在、在日朝鮮人の帰国を希望している人達は一万七千（十月）に達している。またこれからこの数はふえて十万近い数になるのではないかと予想されている。

▷…北朝鮮の果物は今年も大豊作、リンゴを…◁
▷…もぎとる乙女の顔もほころび明るい。…◁
▷…「朝鮮リンゴ」は小型でみがしまり、そ…◁
▷…の美味なことは多くの朝鮮通の推賞する…◁
▷…ところである。…◁

主張

日朝友好運動の反省と展望

㈠

最近の日朝両国の国際関係は日中両国関係と同様にいよいよ深刻な局面に逢着した。これはあきらかに岸政府が極東におきている新しい事態に目をそむけてアメリカのアジア政策を忠実にまもり、朝鮮民主主義人民共和国を中華人民共和国に対する一貫とした非友好的態度に起因するものである。この事態は台湾海峡におけるアメリカの干渉によって極めて重大となり、岸政府は日本国民をして強引にこの火中に投入させようとしているとしか考えられない。日韓会談に対して国民が何らの期待をもっていないにもかかわらず岸政府は日本の主権をまげてまで、会談を続行させている。この会談が、核兵器の基地となっている南朝鮮と日本とを直接に結ぶものであり、李承晩政権の意図する武力北進を支援することが明らかである。朝鮮人民の念願である朝鮮の平和的統一に重大な危機を与えているといわざるをえない。岸政府のこのような政策は在日朝鮮人の人道上の問題を無視せずにはおかない。大村収容所の帰国希望者は赤十字国際委員会の勧告（日本と朝鮮六十二号参照）があったにもかかわらず、再び日韓会談の政治的なかけひきの中にひきもどされた。これらの在日朝鮮人の人道的問題を解決するために日本当局を再三にわたって要請している朝鮮民主主義人民共和国赤十字会代表の意志に対して一顧も与えていない。これらの一連の事態は日本国民の要望する両国民間貿易の実現を[illegible]、日本国民の念願である両国民間の平和と利益に反するものである。今回われわれの訪朝代表団と朝鮮側とによって調印された「共同コミュニケ」に明らかにこのことが指摘された。

㈡

この日朝間の危機に直面して、われわれは過去三年以上にわたる日朝友好運動を反省しなければならない。われわれは日朝間の諸懸案解決のために努力をしてきたが、政府をして幾分かこれらの問題に対して妥協を余儀なくさせたことを認めるにしても、日本政府をして朝鮮民主主義人民共和国の主権を認め、これと正常な関係にふみきらすことができなかった。それどころか、今日岸政府によって日朝間の危機をもたらすことをくいとめることができなかった。このことについてわれわれは深刻に反省しなければならない。

このことはどこからきているのであろうか。この主たる原因はわれわれが日朝友好運動における国内での障害に対して積極的にとりくまなかったためであると考えられる。とくに、在日六十万の朝鮮の人達の基本的人権が無視されていることに対して積極的にこれを擁護する点にわれわれの努力が欠けていたことを認めざるを得ない。このことを通じてわが協会の多くの組織がそこから出発をしておりながら、この方針を欠くことによって組織を発展しえなかったものと考える。またこのことによって国民の大部分がもっている過去の朝鮮に対する感情を払拭し、新たな日朝間友好への道をきり開きえなかったことにあると考える。

㈢

しかし、われわれは先の原水爆禁止世界大会と日朝平和友好月間を通じて、国内の原水爆禁止運動との協同とその中に当面する日朝間の諸問題がかかげられ、総評をはじめ関係諸団体とともに現行の日韓会談に反対する態度を決定した。

これらの活動の成果は日朝友好運動が原水爆禁止運動と密接に結ぶことによって、また各団各界層の日朝両国の交流に対する要望と密着することによって日朝友好運動を国民的な基盤において発展せしめる基礎がつくられたものと考えられる。

このときに当って、朝鮮民主主義人民共和国人民経済五ケ年計画の飛躍的な発展に鼓舞され、かつ日本における生活が非常に逼迫した多くの在日本朝鮮人が帰国を要望するにいたった。去る十月二日、日韓問題対策連絡協議会はこれら朝鮮人が希望先への帰国を実現するために国民的な協力によって在日朝鮮人帰国協力会（仮称）を組織し、地方自治体、日本赤十字社、政府に協力方を要請することとなった。このために協会の全組織かこの問題解決を積極的に推進する課題を果さねばならない。われわれはこのことが現在日本国民全体の正しい理解のもとに全的に支持をうけうるものと確信する。

㈣

協会第四回全国大会こそわれわれは日朝両国の国際関係上にまた日朝友好運動に画期的な大会にすべく全力を傾注しなければならない。日朝両国の関係が危機に直面している時であればこそ、われわれ日本国民の経済的、文化的要望の上に立脚し、日常活動を通じて、国民的世論を結集して、現岸内閣の政策の転換に迫らねばならない。われわれは

現行日韓会談の反対
在日朝鮮人帰国希望者の帰国実現
大村収容者の即時釈放
朝鮮民主主義人民共和国赤十字代表の訪日実現
共産圏貿易を禁止する諸官通牒の廃棄
[illegible]のために努力する。

政府に危機打開を要望

日朝貿易会臨時総会声明

今回、朝鮮国際貿易促進委員会は、日朝貿易協定の一ヵ年延長に関する日朝貿易会の提案を受け入れることができないと回答して来た。これに関連して、同会では、十日臨時総会を開き、この事態に至ったのは実に岸政府の共和国にたいする非友好的態度にあるとして、要旨つぎのような声明を発表した。

日朝貿易協定は、友好と互恵平等を基そとして直接貿易、直接配船、貿易関係者の相互往来の実行を約束し、政府間協定締結に向って、通商拡大上極めて妥当なとりきめである。しかし、直接取引すら政府は認めていない。現在、岸政府は対日貿易を抑圧し、不当な李ラインによってわが国漁民を苦しめている李承晩政権と朝鮮の分裂を固定化し、アジアの緊張を激化させるような、日韓会談を進めている。このような、朝鮮民主主義人民共和国を敵視する政策こそ、日朝貿易杜絶の真因となっている。この危機の打開は、まさに岸政府政策の転換が先決要件である。かかる立場から、(一)、日朝貿易協定の精神と内容を認め(二)、日本国民の利益と朝鮮民族の平和的統一を阻害する日韓会談反対(三)、在日朝鮮人帰国実現をはかるため、朝鮮赤十字会代表の入国を認めよの態度を明らかにする。

コミュニケ調印をおえて

日本人民使節団々長　相沢　重明

私はこのたび朝鮮対外文化連絡協会の招請により、八・一五解放十三周年ならびに九・九建国十周年慶祝訪朝日本使節団の団長として約一ヵ月にわたり朝鮮を親善訪問し、九月二十四日、その使命を果して無事帰って参りました。

朝鮮においては九・九慶祝十周年の祝典に参加し、南日副首相兼外務相とお会いいたしました。また滞在中、軍事分界線や朝鮮各地の工場、農業協同組合、あるいは学校各種展覧会などを参観し、さらに朝鮮対外文化連絡協会をはじめ朝鮮国際貿易促進委員会などの関係団体と日朝間につき十分意見を交換、その内容、成果を「訪朝日本人民使節団と朝鮮対外文化連絡協会をはじめとする四関係団体代表との共同コミュニケ」として結晶させ、全団員が署名即時発表いたしました。

朝鮮民主主義人民共和国を訪問して私が最も強く印象ずけられたのは朝鮮の労働者、農民、インテリ、さては婦人、子供に至るまでまさに全人民が一糸乱れず金日成首相を中心とする朝鮮労働党および政府の実に正確な指導のもとに労働力の不足も生産のオートメーション化、婦人の進出、人民軍の削減、行政機構、薬務機構の簡素化などによって補い、一致団結、社会主義建設に邁進しているということそしてまたその社会主義建設が前進すればするほど朝鮮人民の悲願ともいえる南北朝鮮の平和的統一の現実的な可能性というものがまたますます大きくなっているという明白な現実の姿でありました。この社会主義建設の実相というものはいくら紙枚を費しても足りないし、私に与えられた命題でもないので他の団員諸先生にゆずることとし、私は私達使節団の行動の結実である「共同コミュニケ」について簡単に申上げたいと思います。

先ず、この共同コミュニケをご説明するに当って何はおいても申上げておかねばならないことはこの共同コミュニケが結ばれたその当時（それは現在も引続いてそうなのだが……）の国際情勢の背景であります。

八月十四日は、アメリカの第七艦隊によって引起された台湾情勢の緊張はすぐピーンと朝鮮に響き、中国はもちろんのこと朝鮮においても準備戦闘態勢のような緊迫状態にあったことであります。われわれ使節団が朝鮮側と話し合うとき、このような情勢がその内容に反映してこざるを得ないのは当然であります。

「双方は最近、アメリカ帝国主義者が台湾海峡において引起している中華人民共和国に対する軍事的挑発行動を糾弾しながら台湾からの米軍の即時撤兵を要求すると共に台湾を解放せんとする中国人民の正当なる戦いに熱烈なる支持と連帯性を表明した」の第九項目はこのような背景のもとで表現されたのであります。

つぎに共同コミュニケを結ぶに当ってわれわれ使節団の間に終始問題となったのはわれわれはあくまで日朝協会の代表としてやはり日朝協会の基本的運動方針でありました。「あくまで統一朝鮮との国交設定をめざし、それまでは南北とそれぞれ懸案を解決してゆく」という第三回定期全国大会の明確たる方針に従い、かつ朝鮮側の意向を十分に聞き、再三、再四協議を重ねた結果、日朝国交正常化の問題につき、かなり進んだ内容の第一項目を表現いたしました。それは朝鮮民主主義人民共和国の成立過程において南朝鮮においても八百七十三万人が弾圧をはねのけ最高人民会議の代議員選挙に参加したという事実にかんがみ、「全朝鮮人民の意思を代表する朝鮮民主主義人民共和国と日本との国交正常化は日朝両国人民の念願と民族的利益に全く合致するという見解をより一層固めた」という日本使節団側の決意の表明という形で現われたのであります。

最後にわれわれ使節団が朝鮮に滞在中、日朝貿易の問題などにつき朝鮮側から極めて明瞭な態度の表明があったことであります。その内容は共同コミュニケと非常に密接な関連があり、さらにまた共同コミュニケ締結の直前に行われました南日副首相兼外務相との会見内容が共同コミュニケ作成の上に大きな役割を果しました。

つまり、そこに現われたものは「日朝友好をさまたげるものはアメリカ帝国主義とその手先になっている岸および李承晩であり、その共同の敵を排除することなくして日朝友好はあり得ない」ということであります。

従って岸が朝鮮に対する敵対的非友好的態度を改めない限り貿易は再開されないし人事の交流等も困難であろうという明白な"宣言"を受けました。しかし、では岸が非友好的態度を改めない限り一切の日朝経済、文化の交流は止り人事の交流は途絶えるのかというと決してそうではありません。日朝協会と朝鮮対外文化連絡協会はこれまで行ってきた事業の経験にかんがみ、これをより一層強化発展させるために今後の運動の方向、目標を第六項目に明記いたしました。

『日本人民使節団は日朝関係正常化のために日本と朝鮮民主主義人民共和国間の正常的貿易の実現、文化交流の促進、自由なる往来を実現するために積極的に努力することを確認した。双方は日朝協会および朝鮮対外文化連絡協会がすでに進めてきた日朝両国人民間の友好親善および文化交流事業の成果にもとずき、これをより一層拡大発展させるために今後文化交流計画書を交換することに意見の一致をみた』

ここにはっきりと日朝協会の今後の運動の方向が示されております。これは非常に重要なことであります。

以上、共同コミュニケにつき若干ご説明を申し上げたわけですが、最後に約一ケ月にわたり莫大な費用をつかい、われわれ使節団を心から歓迎し厚遇して下さった朝鮮対外文化連絡協会および朝鮮人民の皆さんに心からお礼を申上げたいと思います。

平和勢力の結集へ

第四回全国大会準備進む

内外情勢の進展にともない、日朝協会の活動は大きな転換点に到達しており、今回の大会はその意味において重大な意義があり、精力的かつ慎重にその準備が進められている。第八回常任理事会をはじめ、大会実行委員会など諸会合においても、この時点をどう理解し、いかなる運動方針案を打出してゆくかについて、種々討議が重ねられている。その多数の志向している点はほぼつぎのような点にある。

朝鮮、中国にたいし、日本政府はその非友好的態度をいぜんとして改めず、南朝鮮、日本、沖縄を基地とする核武装が着々と進められ、そのために、原水爆戦争の危険はかつてなかったほどに増大している。

加えて、朝鮮、中国の包囲を目的とする日韓台軍事同盟結成のための「日韓会談」が岸政府により積極的に進められている。朝鮮民主主義人民共和国政府をして、岸政府の非友好的政策が続けられる限り日朝両国間の経済、漁業等一切の交流は不可能である」と[illegible]素因となっている。

このような判断の中から日朝協会の反省と今後の指針として

1、これまでの運動において、自国政府のこのような政策との対決をおろそかにしてきた

2、いまや、平和擁護の事業との密接な結びつきのない国際親善運動はありえない。

の二点が中心問題として出されている。

従って、大会は協会員によって準備され、開催されるものであるが、そのほかに平和、民主、労働などの各団体、活動家たちにも広く大会実行委員または準備委員としての参加を呼びかけることが確認された。いまや協会は全力をあげて大会へ向けてつぎのような諸活動を行っている。

イ、大村収容者、一般在日朝鮮人の帰国問題を解決促進するため、諸団体呼びかけに帰国協力会（仮称）を組織して積極的に活動を開始

ロ、[illegible]招請署名運動を活発に展開中

ハ、朝鮮民主主義人民共和国創建十周年慶祝訪朝代表団の報告会を各地で開催

国民の権利と自由を脅す

「警職法」改悪

（解説）「第一線の警官が法の不備欠陥のため、みすみす犯罪の予防制止をおこないえかったことと、社会公共の安全と秩序維持について、現行法には根拠となるものがない」（十月十日自民党声明）として、自由民主党は今国会に警察官職務執行法改正案を提出した。

かように国民の権利と自由に密接な関係のある法案を、何故にそのように性急に成立させようとしているのだろうか。

改正案の中で特に問題点となっているところの、第二条第三項は、凶器を所持していると警官が疑えば、「その者が身につけまたは携えている所持品を提示させて調べることができる」となっている。これは、日朝協会など民主団体の文書や名簿や帳簿までもとりあげることが自由だという結果になる。また、第三条第一項は「精神錯乱または泥酔のため、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産に危害を受け若しくは加えまたは公開の施設若しくは場所において公衆に対して著しく迷惑をかけるおそれのあるもの」とあらためられる。さらに第四条第一項には「興行場その他多数の者の用に供する施設又は場所における過度の人員の収容による混乱」をくわえ、危険だと警官が判断したら「その場に参集する者」を追いかえすことができる。満員の演説会場を解散させ、広場に大衆が多数あつまることをくいとめることもかってに警察官ができるわけである。

以上主な点を拾ってもわかるように、ひとたび警察官の判断に誤りがあり、あるいはそれが意識的に乱用されるならば、そのへい害の及ぶところは、想像に余るものがある。

公共の安全と秩序にたいする切迫した危険を名目とさえすれば警察官は、いかなる平和な国民の集会や団体行動をも弾圧できるし、集会、結社、団体行動の自由に関する憲法の保障のすべてを空文化することも困難ではなくなる。

このような見地から、いま社会党、共産党をはじめ、総評、全労、新産別、中立組合などの労働組合や全民主、平和団体はこぞってこの阻止にたちあがり、国民総意を結集する運動を展開しつつある。

朝鮮訪問日本人民使節団と朝鮮対外文化連絡協会をはじめとする四関係団体代表との

共同コミュニケ

朝鮮対外文化連絡協会の招請により、朝鮮民主主義人民共和国を親善訪問した日本人民使節団は、一九五八年八月二三日より九月一七日まで朝鮮に滞在した。

日本人民使節団は、この滞在期間中朝鮮民主主義人民共和国創立第十周年記念祝典に参加し、朝鮮民主主義人民共和国南日副首相兼外務相の接見を受けた。

また、朝鮮人民が社会主義建設途上において勝ち得た輝かしい成果を感銘深く参観した。

日本人民使節団は日朝親善および、日朝文化・経済交流事業の経験にもとづきこの事業をより一層強化発展させるため両国人民の関心事である一連の問題について、朝鮮対外文化連絡協会およびその他関係団体代表と会談した。

親善的雰囲気の中で行われた同会談に於て、双方は次の問題につき完全に意見の一致をみた。

(一) 双方は朝鮮停戦協定を一方的にふみにじり、南朝鮮に核兵器を持ちこみ南朝鮮を原子基地化しようと企てると同時に、日本における軍国主義再生をねらうアメリカ帝国主義の侵略政策が朝鮮の平和統一と日本の民主化を妨げる根本的原因であることを認めた。双方は、南朝鮮からアメリカ軍を即事撤退させ、朝鮮の平和的統一を進める朝鮮人民の闘争と、日本の民主化と、沖縄の日本復帰のための日本人民の闘争において、互いに連帯性を強める決意を表明した。

(二) 日本人民使節団は、今回の訪問を通じて全朝鮮人民の意思を代表する朝鮮民主主義人民共和国と、日本との国交正常化は、日朝両国人民の念願と民族的利益に全く合致するという見解をより一層固めた。

日本人民使節団は、現在日朝両国人民間の友好親善と経済文化交流の事業が正常な発展を遂げ得ないすべての原因が、日本岸政府の朝鮮民主主義人民共和国に対する非友好的政策にあることを確認した。日本人民使節団は日本国内において、このような障害を取り除くために全国的に運動を継続強化することを表明した。

(三) 双方は、現在日本での困難な生活のもとで自己の祖国―朝鮮民主主義人民共和国に帰国を希望する在日朝鮮公民の願いが、急速に実現さるべき切迫した問題と認めながら、それと関連した、一九五八年九月一六日付、朝鮮民主主義人民共和国南日外務相の声明を全面的に支持した。

日本人民使節団は、朝鮮民主々義人民共和国に帰国を希望する在日朝鮮公民の念願が速かに実現されるよう全力をあげて協力する決意を表明した。

(四) 双方は東北アジア軍事同盟をたくらむ、アメリカ帝国主義によってでっちあげられた、日本政府と李承晩カイライ間のいわゆる"日韓会談"が平和を愛好する日朝両国人民の意思と利益に全く逆行するものであることを認めながら、これを反対して積極的にたたかう決意を表明した。

(五) 双方は最近アメリカ帝国主義者が台湾海峡において引起している中華人民共和国に対する、軍事的挑発行動を糾弾しながら、台湾からのアメリカ軍の即時撤兵を要求すると共に、台湾を解放せんとする中国人民の正当なる戦いに、熱烈なる支持と連帯性を表明した。

(六) 日本人民使節団は、日朝関係正常化のために、日本と朝鮮民主々義人民共和国間の正常的貿易の実現、文化交流の促進、自由なる往来を実現するために、積極的に努力することを確認した。

双方は、日朝協会および朝鮮対外文化連絡協会がすでに進めて来た、日朝両国人民間の友好親善および文化交流事業の成果にもとづき、これをより一層拡大発展させるために今後文化交流計画書を交換することに意見の一致をみた。

一九五八年九月一七日
朝鮮、平壌にて

朝鮮対外文化連絡協会代表　崔　星煥
朝鮮国際貿易促進委員会代表　金　賢国
朝鮮平和擁護全国民族委員会代表　宋　影
朝鮮アジアアフリカ団結委員会代表　朴　容善
朝鮮訪問日本人民使節団団長　相沢　重明
以下一七名

一艘でも祖国建設のために

速かに適切な処置をとれ

在日朝鮮人帰国運動 各地で活発化

全体の八〇％を占める在日朝鮮人の帰国は祖国——朝鮮民主主義人民共和国へ帰りたいという希望が日ましに高まり [illegible]

[illegible]

在日同胞の帰国を歓迎する

金日成首相演説

金日成首相は、朝鮮民主主義人民共和国創建十周年記念慶祝大会でおこなった報告の中で、在日朝鮮人問題にふれ、在日同胞の帰国希望を熱烈に歓迎すると、つぎのようにのべた。（要旨）

◇われわれは、最近在日同胞の [illegible]

日本に居住する朝鮮人の法的権利を認めないばかりでなく、[illegible] 収容所に不法に抑留されているわが同胞を [illegible] 的行為を強行している。

在日同胞は、日本に居住しているが朝鮮民主主義人民共和国の公民として、自分の祖国にかえり、[illegible] 当然の権利をもっている。共和国政府は、在日同胞が祖国にかえって、新しい生活が出来るように、すべての条件を保障するであろう。われわれはこれを自国の民族的義務であると考える。

[illegible] 朝鮮人民は、日本で生活の道を失い、祖国のふところに帰りたいという、かれらの願望を熱烈に歓迎する。

日本政府は適切な帰国措置をとれ

[illegible]

これ以上生活の不安には耐えられない

[illegible]

われわれは好んで日本に来たのではない

—朝鮮総連帰国対策委員会—

[illegible]

全党あげて支援

—浅沼書記長確約

[illegible]

割腹自殺はかる—大村

[illegible]

川崎帰国希望者代表 政府と日赤に帰国保障措置を要請

[illegible]

大村問題の解決へ

日中友好協会理事会で討議

[illegible]

在日朝鮮人の帰国請願可決

福岡県議会

[illegible]

栃木県国分寺町議会でも……

[illegible]

南朝鮮における民主化運動

[illegible]

新鮮 あちらこちら

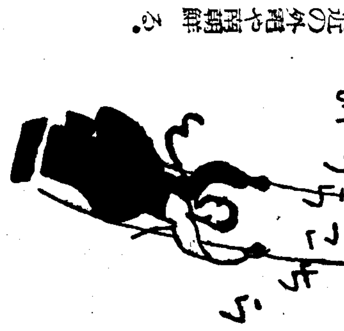

[illegible]

地方大学閉門の危機

—大学生の兵役徴集のため—

[illegible]

北朝鮮の基本教育体系図

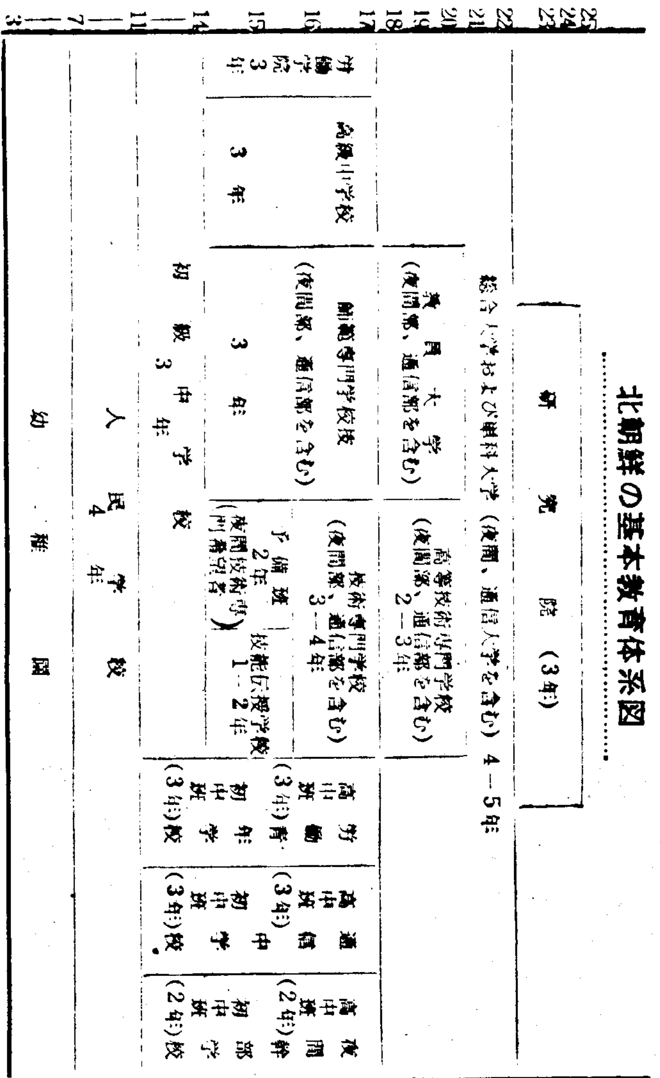
研究院（3年）
総合大学および単科大学（夜間、通信大学を含む）4—5年
専門学校（夜間部、通信部を含む）
高等技術専門学校（夜間部、通信部を含む）2—3年
技術専門学校（夜間部、通信部を含む）3—4年
予備班2年
技能伝習学校1—2年
師範学院3年
高等中学校3年
初級中学校3年
人民学校4年
幼稚園
労働青年学校 高中班（3年）初中班（3年）
通信中学校 高中班（3年）初中班（3年）
夜間部学校 高中班（2年）初中班（2年）
3 7 11 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25（年令）

文化革命の遂行へ

義務教育制の法令採択

最高人民会議

[illegible]

> 「日本と朝鮮」紙は、本号より月一回発行となりました。一層ご愛読下さい。

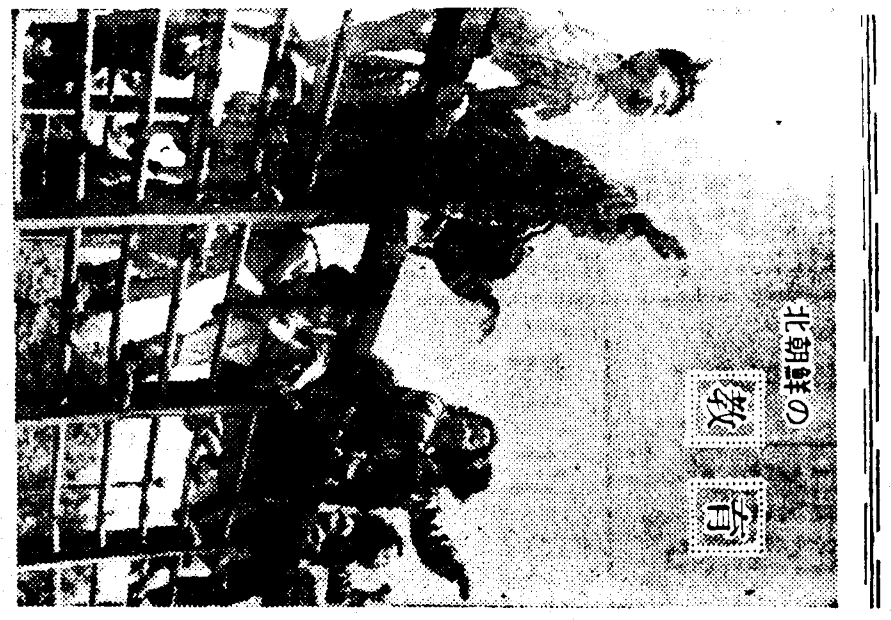

北朝鮮の教育

母よ

金尚勲（キム サン フン）

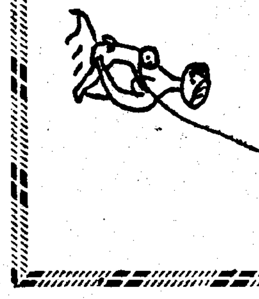

ふっくらと背に顔を埋め
北風をよけていたわたくしが
いつの間にかひげが生え こんなに大
きくなったのを
あなたは驚かれるのですか。

委員会のやからだというので
よく闘争を仕組む喧嘩好きだという
ので
悲しげな眼つきをなさるあなたの顔
にはやしわが深くなりました。

誰が何といっても
わたくしの歩む道は正しいのです。
果物畑に石を投げたそのいたずら者
のわたしではありますが
しかしお母さんの乳房から受継いだ
その赤の光のような温かな愛を
多くの人々の胸にもれなくわかつ
そういう友のあとをついて歩いて行
きます。

お母さんが土に帰り
その温かな手と心とが失くなれば
土かきむしり お母さん あなたをこ
の子は呼ぶことでしょう。

この国の その土を愛することが
お母さん あなたの教えをまもる
ただ一つの道ではないでしょうか。

（金尚勲は朝鮮総連傘下で「訓練詩人グループ」を結成、革命的詩を発表してきた。現在北朝鮮にいる。）

× ×

× ×

朝鮮の子供たち

尾河直太郎

[illegible]

（日本人民代表団員・中学教師・訪朝）

千里駒に乗って

伸びゆく朝鮮

阿部行蔵

[illegible]

（都立大教授・訪朝平和代表団員）

朝鮮史の縮図

—帰国問題に思う—

旗田巍

[illegible]

（都立大教授・協会常任理事）

（昭和28年11月30日第三種郵便物認可）

…発行所…
日朝協会
東京都千代田区神田神保町2－2（N・Cビル）2階
電話（33）8221－3番
発行責任者　松井　勝重
振替東京18851番
5・20日月二回発行1部10円

日本と朝鮮

日朝協会の目的
本協会は日本と朝鮮両民族の理解と友好を深め、経済文化の交流をはかり、相互の繁栄と世界の平和に貢献することを目的とする。（規約第二条）

事業部からのお願い

大会も終って府県連、支部においては何かとお忙しいことと存じます。お願いを二つ。

一、現在本部には懐かしき歌声（九巻）、パルチザンの少女（十二巻）、建設の一日（五巻）、鉄道労働者（五巻）、復旧する平壌（一巻）、三ヶ年計画の展望（四巻）にニュースなどの朝鮮映画フィルムがあります。地方の府県連および支部の積極的な利用をお願いします。

二、「人民朝鮮」の日本語版は地方ブロック、県連、支部で協議の上どしどしこれを利用するようにして下さい。以上いずれも本部事業部までお申込下さい。

本号は第二回全国大会の記事で [illegible]

大会宣言
日朝友好は実行の段階
日ソの次は朝鮮、中国

日本と朝鮮両民族の友好をはかり、相互の経済、文化交流を促進する運動は今や国際的にも国内的にも新段階に転入したことは全く疑う余地がない。われわれが久しく待望してきた日ソ交渉は遂に成立し、次に控えている課題は日中、日朝の国交正常化であることは誰の目にも明らかであろう。日ソ両国民の正常な交りが阻害されるならば日中、日朝の交りを著しく制限し、日本と中、朝両国との国交正常化運動は飛躍的に発展するにちがいない。またアジア・アフリカ諸国民が団結を固め、独立・平和・友好をめざす最近の趨勢と動きは日中、日朝両国の国交をこれ以上変則、不正常な状態のまま持続することを許さないだろう。

只内でこれを実現しようと具体的な規模に移っている。しかもこのような現象は日に日に拡大して行く傾向にある。日ソ、日中の国交正常化運動においてもそうであったように日朝間においても国民外交 [illegible]

また日本国内においても南朝鮮との懸案を解決し北朝鮮と経済、文化交流を実現しようとする国民の真の生活に根ざした要求はますます熾烈となり、国民は日本政府の決断を待ちきれず自らの判断と力の限 [illegible] 朝鮮民主主義人民共和国を訪問して朝鮮人民との交りを深め、経済、文化提携について話合いを進める日本人の数は日と共にふえ、貿易、漁業の提携はすでに実行の段階に入 [illegible]

内部においても微妙ながら新しい変化が起っている。国際緊張緩和の新しい情勢を顧慮し、日本国民との友好関係を確立しようとする要求が韓国人の間に公然と擡頭してきたことは注目に値しよう。

われわれは朝鮮が今日の如く南北に分裂し、互いに相争っている現状は全朝鮮民族と日本民族の友好関係を確立し、経済、文化の盛んな交流を実現する上に重大な政治的障碍となっていることをよく知っている。しかしそれにもかかわらず現実の条件に即しつつ工夫をこらし努力をつよめ可能な限り日朝親善、日朝経済、文化交流の道を押し拡げてゆかなくてはならない。このことは日本国民の要求に完全にそうものであり、また朝鮮人民の希望にも合致していることを疑わない。またこの道をつき進むことは全朝鮮民族が熱求する朝鮮の平和的統一にも寄与することになろう。われわれは確信している。日朝親善は今や言葉の段階ではなく実行の段階に入りこんだ。日朝協会はその実行のために全組織をあげて努力する。

一九五六年十月二十三日
日朝協会第二回
全国大会

第二回全国大会盛大に開く
全組織あげ親善へ
会長に山本熊一氏を選出

[illegible]

議長団に高津氏ら八氏
第一日　一般報告を承認

[illegible]

第二日　幅広い役員を選出
八議案、八決議を採択

[illegible]

一般経過報告
"李ライン"に大きな関心
経済使節渡航実現に努力

[illegible]

副会長に千田是也氏
風見、水谷氏ら顧問に

大会で選出された新役員は次の通りである。

▽名誉会長　元参議院議員　住職　来馬　琢道（留）
▽会長　元外務次官　国際協力促進協会副会長　山本　熊一（新）
▽副会長　俳優座主事　千田　是也（新）
同　参議院議員　安部キミ子（留）
同　元水産庁長官　飯山　太平（留）
同　衆議院議員　高津　正道（留）
同　衆議院議員　稲葉　修（留）
（外に労働界から一名選出）
▽顧問　衆議院議員　植福　渡（留）
同　参議院議員　野溝　勝（留）
同　参議院議員　松本治一郎（留）
同　衆議院議員　北村徳太郎（留）
同　平凡社社長　下中弥三郎（留）
同　立命館大学総長　末川　博（留）
同　衆議院議員　風見　章（新）
同　石井舞踊研究所長　石井　漠（新）
同　衆議院議員　水谷長三郎（新）
▽理事長　日本アジア連帯委員会常任理事　畑中　政春（留）
▽副理事長　元衆議院議員　宮腰　喜助（留）
同　米医療器KK社長　猪川　譲三（留）
▽会計監査　中日貿易会常務理事　鈴木　一雄（留）
同　東邦商会社長　白水　実（新）

"使命の重大を痛感"
山本新会長就任の挨拶

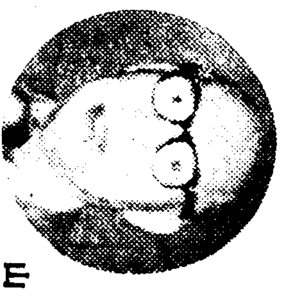

[illegible]

対朝鮮観の是正を叫ぶ
議論白熱した分科会

大会第二日の分科会は国交正常化について等七つにわかれ、各提案者が [illegible] 心に行われた。分科会の模様のなかからいくつかの特徴を拾ってみよう——

▽第一分科会（国交回復）

[illegible]

▽第二分科会（貿易通商）

[illegible]

▽第三分科会（漁業）

[illegible]

▽第四分科会（文化交流）

[illegible]

▽第五分科会（在日朝鮮人の諸問題解決促進）

[illegible]

▽第六分科会（労働者）

[illegible]

▽第七分科会（組織強化）

[illegible]

（青年婦人提携問題）

[illegible]

祝　日朝協会第二回全国大会

在日朝鮮人貿易協会々長　朱　正　徳
在日朝鮮人東京商工人
在日朝鮮人商工連合会
朝鮮図書　九月書房　千代田区飯田町一の一八　振替東京七二四九
在日朝鮮人学生会　南　正　一
日朝協会長野県北信支部事務局長　小　林　杜　人
日朝協会茨城県連合会会長　秋　元　正
橋本商店社長　橋　本　喜　代　治
大阪商工連合会理事長　高　橋　十　二
日朝協会副理事長　宮　腰　喜　助
日朝協会大阪府連合会理事長　指　川　謙　三
衆議院議員　高　津　正　道
参議院議員　相　沢　重　明
日朝協会名誉会長　来　馬　琢　道

輝しい日朝協会の業績

「民主朝鮮」紙評論

（KNS＝東京）日朝協会第二回全国大会が東京で十月二十二、三の両日開かれた。朝鮮では日朝協会の第二回全国大会に非常な関心をよせ、朝鮮各界から同大会に祝電をおくった。平壌放送もまた同大会に熱烈な祝賀をおくり、十月二十一日夜から日本向け放送時間に特別慶祝放送をしているが、二十三日朝の日本向け放送時間には「朝鮮と日本との友好と親善のためにつくしてきた日朝協会のかがやかしい業績」と題した「民主朝鮮」紙（共和国政府機関紙）の論説要旨を放送した。その内容はつぎのとおりである。

日朝協会は過ぐる一年間のかがやかしい事業を総結する第二回全国大会を廿二、廿三日の両日にわたって東京でひらいている。この大会には日本の平和を愛する政党、文化、芸術、科学学術界の人士、実業、宗教家や労働組合および女性、青年団体等を代表する各界各層の人達が参加している。

日朝協会は朝鮮と日本両国人民の友好親善と文化経済の交流をうながす事業に大きな成果をおさめている。日朝協会が発足したのは一九五一年六月であった。当時協会は朝鮮と日本間の文化と経済の交流をうながし、日本人民に朝鮮を理解させ、隣邦朝鮮との友好を発展させ、平和をかためることを目的として出発したのであった。協会が事業をはじめた当時は米帝がたきつけた朝鮮戦争の最中であっただけに大きな困難があった。当時協会は米帝の侵略から自分たちの祖国をまもってたたかっている朝鮮人民の正義の戦争を真心から支持した。

朝鮮人民が戦争で勝利をかちとったとき、日本人民は朝鮮人民を祝って国際レーニン平和賞の受賞者であり、平和擁護日本委員会委員長であった故大山郁夫氏を団長とする平和親善使節団を平壌におくった。その後隣邦朝鮮との文化経済の交流を願う日本各界各派の人士があいついで朝鮮を訪問してきた。

日朝協会は朝、日間の友好親善を発展させるためいろいろの方法でその事業を拡大している。すなわち朝鮮の事情と文化の紹介や研究、日本の事情や文化を朝鮮に紹介する事業、両国間の貿易や漁業の促進、文化事業の経済、親善使節の交換、在日朝鮮人民との提携等がそれである。日朝協会は『日本と朝鮮』という機関紙を発行しているほかに朝、日間の当面の問題を解説する資料を随時発行している。日朝協会が後援している朝鮮中央芸術団は、朝鮮民族の歌と踊りを多彩にレパートリーに組んで日本全国を巡回公演している。とくに日朝協会が催している朝鮮映画鑑賞会は、日本全国各地で非常に歓迎され、その観覧者の数は数百万に達している。日朝協会の中央と地方機関では朝・日間の貿易、漁業、文化交流にたいする座談会や朝・日人民の親善をはかるいろいろな催しがおこなわれている。例えば大[illegible]協会が発足しており、東京では朝鮮児童絵画展覧会、朝鮮事情研究会等が組織されている。

昨年ひらかれた日朝協会第一回全国大会では、朝・日間の文化交流の促進と貿易の促進、国交の正常化、漁業問題の解決、在日朝鮮人民との提携等が話合われ、また崔承喜舞踊団の招聘、朝・日間の文化、経済使節団の交換、そして朝鮮の平和的統一を支持することなど重要な決議を採択した。その後日朝協会はこの大会の決議を実行するためのあらゆる努力を重ねてきた。今年に入って日朝協会は各種団体代表の朝鮮訪問をあっせんしたし、八十余名にのぼる日本の各界人士の朝鮮訪問を実現させた。また協会は朝・日間の友好親善をはかろうとする共和国政府の努力にはげまされて、在日朝鮮人問題の公正な解決や大村収容所に抑留されている朝鮮公民の即時釈放のために努力している。

このように日朝協会はいままで朝・日両国の各団体間の提携朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会の代表と日本国会議員団間の共同コミュニケ朝鮮平和擁護全国民族委員会代表と日朝協会代表団に調印された共同コミュニケ等を実現させるため真剣に努力している。

日朝協会と日本人民のこのような努力は、一定の成果をおさめている。その成果の一つとして、さる四月二十八日には東京で日本各地から代表があつまって日朝貿易漁業促進全国協議会が開かれ、日本政府に朝鮮民主主義人民共和国と貿易および漁業の交渉を行うよう要求することが決定された。またさる七月には舞鶴で広はんな日本の漁業貿易団体と日本海に面している三十六都市の代表二百五十名が集って対岸貿易漁業促進大会を開いたが、その後にひらかれた同第二回大会では経済使節団を平壌へおくることを決定し、使節団の顔振りもきまっていま日本政府に旅券を交渉中であるとのことである。

日朝協会はいま、朝・日間の経済文化交流と友好親善をうながす事業ですでに達成したかがやかしい成果を総結しながら、こんごこの成果をもっと発展させる決意のもとにその第二回全国大会を行っている。朝鮮人民は、日朝協会第二回全国大会が両国人民間の友好親善のよりいっそうの発展と極東の平和と安全のための事業でさらにかがやかしい成果をおさめることを期待しながら、大会に衷心からの熱烈な祝賀をおくるものである。

〝朝鮮沖合へ出たい〟

対岸貿易 漁業促進 七尾大会開く

去る七月の舞鶴大会に追打ちをかけようとする対岸貿易、漁業促進七尾大会が七尾市長ほか二十八名の裏日本自治体責任者の主唱により十月十日、七尾市公会堂に全国から約二百名が参加して盛大に開かれた。

大会はまず日本海都市対岸貿易漁業促進連絡協議会の創立総会を行ったのち、上坂七尾、村田新潟両市長ら四氏を議長団に選出、田谷石川県知事らが祝辞をのべ、国際貿促副会長山本熊一氏が「いまや貿易は世界貿易の段階に入っている。東西貿易も国際的視野に立って眺めねばならない」と現況を報告、各団体提出の議案を審議、決定、大会宣言、メッセージを採択して大会を終った。次期大会は来年北海道の小樽市で開かれることになった。なお上[illegible]大会後上京して「日本海沿岸都市の復興と繁栄は南北朝鮮をはじめとする対岸貿易漁業の発展にまつところが大きい。その実現は日本海沿岸県民の熱望するところである」という要望書を関係当局に提出、対岸貿易、漁業の再開、促進を陳情した。

下旬に結成大会

東京都連　準備委で決定

日朝協会東京都連合会準備会総会は十三日参議院会館第三会議室で開かれ、都連の結成大会を十一月下旬に開くなど次のよう[illegible]た。

▽全国大会について

1、朝鮮人べつ視の感情をなくす啓蒙運動を起す大会議案草案の修正動議を出す。

2、在日朝鮮人の生活保護打切り、指紋登録問題などについて大会として政府、関係当局に抗議する決議文を採択する動議を出す。

▽都連結成大会について

十一月下旬に開催する。そのため準備委員を多数獲得、その選衝を大形目黒支部理事長ほか五名を選出した。

大会に拾う親善風景二題

飛入りも出る友好祭

歓談会は歌のカーニバル

○……「日朝協会第二回全国大会バンザイ」ーー在日朝鮮人総連合会主催の全国大会出席者歓迎歓談会が大会第一日の二十二日夜七時から新築なった東京信濃町の朝鮮会館で開かれた。

○……中央議長韓徳銖氏の歓迎の言葉に続いて婦人民主クラブ会長櫛田ふき、衆院議員古屋貞雄氏らが次々に立って朝鮮礼讃の弁を一席、なかでも法大教授安井郁氏は「戦争中、朝鮮人の学生がかついできた野菜で命をつないだ」と思い出話に花を咲かせヤンヤの喝さいを浴びた。

○……酒がまわるとこの日ただ一人の婦人代議員岩松良子さん（高知、二十才）、指名を受けるやにわに居直り中国民謡を歌って並いる男性陣のドギモを抜き、会長就任を予定されていた山本熊一氏のツルツル頭をなでながらの閉会の弁でなごやかな親善宴会を終った。（写真＝上は大会参加者歓迎歓談会場）

〝ソーレ、ソー[illegible]つになって会場がドッと笑いに[illegible]れる。ーー日朝友好祭が第二回全国大会二日目の十月二十三日午後六時から同じ千代田公会堂でにぎやかに開かれた。

[illegible]上頼豊さ[illegible]に日朝協会大阪府連副会長川村市兵衛さんも舞扇を利用して〝ジャンバルジャン〟の大熱演。

◇……中央合唱団の若者達がねじりはち巻で踊る朝鮮舞踊に観衆は

◇……日本舞踊五条珠実、花柳万利助各社中、朝鮮舞踊小沢悄子舞踊団、モダンバレー石井不二香

やんやの喝采を送っていた。（写真＝下は友好祭の舞台から）

参加者からみた大会

「地についた」運動

たのもしい力強さ

日朝協会第二回全国大会に参加して終始熱心に大会を見守っていた人達のなかから次の三氏に大会に出席しての感想や日朝友好運動について感じたことなどを聞いてみた。

岩松良子さん（高知）学生

日朝友好運動と第二回全国大会の成功をうれしく思います。それにしても朝鮮がいまなお二つに分割されている事実は悲しく一日も早く平和的に統一されることを祈るばかりです。大会では在日朝鮮人の諸問題について活発な意見が出ていましたが、自分が部落解放運動もやっているだけにいろいろ感慨深く思いました。両者とも不当な圧迫に苦しむ立場にあるので相互理解と相互援助に立って差別行政反対、人権擁護などに立上らなければならないと思います。日朝文化の交流はとくに大きな意義を持っています。私は朝鮮の民族文化を心から敬愛しています。崔承喜さんはぜひお招きしたい。早く国交が回復されて新しい朝鮮の建設を自身でみに行けるようになったらどんなにすばらしいことだろう。（＝写真は岩松さん）

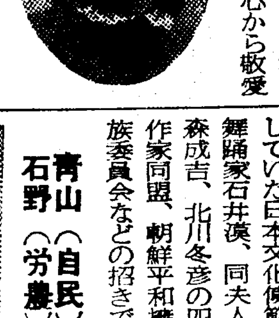

蟻川工さん（東京）在朝日本人帰国団々長

「力強い日朝協会の第二回全国大会に参加して朝鮮と仲よくしようという声がこんなに強いものかと驚きました。議案の審議なども拝聴しましたが、ただ文化交流の面で印刷技術の交流が出なかったのは残念でした。私は朝鮮にいて朝鮮が日本の印刷技術や機械を求めているのをよく知っています。この点でも日朝協会がとくに力を入れてくれることを望んでいます。わたし達は無事朝鮮からなつかしい故国に帰ってきましたが、日本から朝鮮に帰りたい人達が今だに大牟田で立往生しているのはほんとうに遺憾なことだと思います。私達もそれらの人達が一日も早く帰れるよう力添えをしたいと思います。（＝写真は蟻川さん）

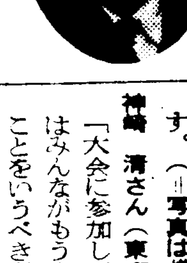

神崎清さん（東京）作家

「大会に参加して感じたことはみんながもう少しいいたいことをいうべきだと思った。私は分科会で在日朝鮮人の諸問題解決について討論にも参加したが、もう少しはっきりぶちまけたいーというものを持っているような気がした。しかし非常に実のある大会だった。日朝協会の運動もほんとうに地についてきたというか、日朝友好運動らしいものになってきたという点を力強く感じ頼もしくかつうれしく思った。（＝写真は神崎さん）

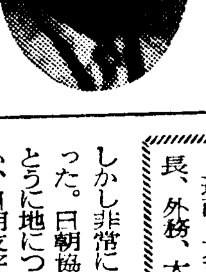

そくぞく朝鮮を訪問

石井漠さん平壌へ

藤森氏ら作家大会に参加

十月十三日付の朝鮮通信がつたえるところによると中国を訪問していた日本文化使節団のうち舞踊家石井漠、同夫人、作家藤森成吉、北川冬彦の四氏が朝鮮作家同盟、朝鮮平和擁護全国民族委員会などの招きで十二日平壌に到着した。藤森、北川両氏は十四日から平壌で開かれる第二回朝鮮作家大会に参加し、石井夫妻は崔承喜舞踊団の日本招請などについて関係者と話合うものとみられる。

青山（自民）石野（労農）氏も入る

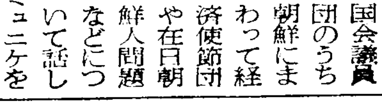

訪中日本国会議員団のうち朝鮮にまわって経済使節団や在日朝鮮人問題などについて話しあい、平壌で共同コミュニケを発表した参議院議員青山正一（訪朝日本経済使節団顧問）衆議院議員石野久男（本協会組織部長）の両氏は十月二十二日夜十一時五十分元気で帰国した。＝写真は右から青山、石野氏＝

私鉄総連代表 各地を訪問

（KNS＝東京）開城十月十三日発朝鮮中央通信によると朝鮮を訪問した日本私鉄労組視察団は十二日、開城地区を訪ね、板門店を参観してから非武装地帯の共同警備区域にある丘にのぼって軍事境界線一帯をみわたした。参観を終えて安恒良一団長は次のように語った。

「私はアメリカの南朝鮮占領により同じ朝鮮人民が南と北に引裂れているのを不幸に思う。朝鮮問題は当然朝鮮民族同志で解決すべき問題であるにもかかわらず、アメリカがひとの国にきて統一を邪魔をしているのは憎むべきことだ。軍事境界線以北の田野はゆたかに作物がみのり南の野原は雑草におおわれている全く違った二つの現実は人民政権のもとにある地帯と帝国主義者に支配されている地帯との違いをはっきり証明している。

共同通信 山田記者も

朝鮮通信の報道によると共同通信記者山田礼三氏は朝鮮記者同盟全国委員会の招きで十月十日朝鮮を訪問、各地を視察して十三日空路平壌を出発した。

韓雪野氏から平原氏に手紙

朝鮮平和擁護全国民族委員長韓雪野氏からこのほど本協会常任理事平原直氏に手紙が届いた。内容は次の通り。

「八月六日の原水爆禁止世界大会参加のため日本入国を努力して下さった諸先生方に感謝の意を表します。日本からお送り下さった雪舟に関する映画フイルムや資料を受取りました。九月六日わが国で盛大に開かれた雪舟記念祭は参加者をして雪舟に対する感銘をより一層深くいたしました。丸木位里先生と赤松俊子女史のわが国訪問は朝・日両国親善に大きく寄与したと思います。丸木夫妻の合作による原水爆反対美術展はわが国民の熱烈な歓迎を受けました。朝・日親善と両国関係の正常化のための私達の闘争は少数支配者たちの策動にもかかわらず最後の勝利を得ることを信じます。」

一九五六年九月二十日

朝鮮関係終戦殉難者慰霊法要式

終戦時、朝鮮で殉難した人は約四万余名にのぼるといわれてきたが、その朝鮮関係終戦殉難者慰霊法要式が十月二十六日午後一時から中央日韓協会の主催により東京築地の本願寺で遺族、関係者約二百名が参席してしめやかに行われた。田中武雄中央日韓協会長の追悼の言葉に続いて鳩山首相、重光外相、小林厚相（いずれも代読）の弔辞があり、遺族代表山際ちとせさんが涙にくれながら関係者にお礼の言葉を述べ、式場の涙をさそった。なお式場にはいまなお夫が行方不明といわれる松原ことさんらの姿もみえた。

対岸貿易漁業促進連絡協議会結成

朝鮮、中国、ソ連との貿易漁業を促進し、日本海沿岸都市の発展をはかろうとする「日本海都市対岸貿易漁業促進連絡協議会」が十月九日石川県七尾市で開かれた。日本海沿岸都市から約二百名が参加、規約などを審議したのち、会長に上坂七尾市長を選した。

鳳仙花

大沼澄子（古川市）

うつむいて
ほのかに笑まう
いとしの花
乙女の頬のように
ふっくらと
三千万の心のように
重なりあって
つつましく咲く花ーー
赤いのは
土恋う叫び
白いのは
アリランのうた
チョゴリの絹ずれ
秋長けて
競う百花の中に
ひっそりと咲く花ーー

大沼さんは古川市千手寺前大崎組合病院看護婦養成所教務主任。同病院の同人雑誌「苗木」の編集責任者です。

長野で親善の夕べ

日朝協会北信支部主催、在日朝鮮人総連合会長野県本部後援の『日朝親善の夕べ』が十月十三日午前六時半から長野市第一市民会館に約五百名が参加して盛大に開かれた。事務局長小林杜人氏の司会、理事長北沢忠三氏の開会の辞にはじまり、支部長半田孝海氏、総連長野県本部金秀淵氏が挨拶、映画「鉄道労働者」「麗わしき歌声」を鑑賞、副理事長柄沢寛一氏の閉会の辞で親善の夕べを終った。なおこの親善の夕べには長野市当局から会場その他で特別の援助があった。

「こびとのたから」教育紙芝居研究会で編集

教育紙芝居研究会では各国童話の珠玉を集めて紙芝居を編集して来たが、このほどその「六」として朝鮮の童話を扱った「こびとのたから」を編集した。高橋五山氏作、川本哲夫氏の画による十六枚ものである。価三百五十円。

新会長の横顔

日本国際貿易促進協会副会長　山本熊一

○……「日本広しといえども、これ以上の会長は見当つかない」ーー日朝協会の新会長山本熊一氏をたたえて畑中理事長はこういった。経歴からいってー人物からいってーたしかに素晴らしい会長を迎え、いま日朝協会は沸きに沸いている。

○……東亜同文書院を卒業、高文を通ってすぐ外務省に入り通商、東亜、アメリカ各局長、外務、大東亜各次官を歴任、二十一年〝例〟のパージで野に下った。じっとアジアの空をみつめていたが二十六年、日中貿易促進会議をつくり議長をつとめること三年、二十九年九月日本国際貿易促進協会設立に加わり、副会長兼専務総長のイスにすわった。現在外務省の先輩には重光外相と沢田顧問の二人がいるだけ、日ソ交渉の松本全権が山本氏の次の次官という日本外交物における長老中の長老である。

○…「趣味は？」と聞いたら「ない」とズバリ。非常にはっきりしている。パーティなどではツルツルの頭をなでなでシャレを飛ばす茶目ッ気もある。それにしてもこれからいよいよ日朝友好運動の采配を振うわけだが、むずかしい一年だけに全国会員の期待は大きい。近く訪朝日本経済使節団の団長として朝鮮へ行き日朝両国の経済交流打開の先陣役をつとめる。成功を祈って止まない。今年六十七。

学友書房

朝鮮語小辞典（朝鮮文）
朝鮮民主主義人民共和国科学院発行
A五判　七〇八頁
￥七二〇　〒六四

朝鮮労働党第三回大会中央委員会報告（日本文）
在日朝鮮人総連合会中央常任委員会翻訳委員会訳
新書判　一八〇頁
￥一二〇　〒一六

新しい朝鮮語の学習日本文
梶井陟・宋枝学共著
B六判　三七八頁
￥三八〇　〒四〇

千代田区富士見町2の4　振替東京18779　TEL（33）7634

限定出版‼　予約募集‼

朝鮮事情研究会編

南北朝鮮の経済

主な内容
◇……南北朝鮮の自然資源
◇……戦後の南北朝鮮経済の歩み
◇……朝鮮の対外貿易と日朝貿易の展望
◇……朝鮮の漁業と日朝漁業提携の問題
◇……アジアと朝鮮経済

定価　三百二十円の予定

東洋経済新報社　発行

資料第三集

日本・朝鮮往復文書

日朝協会資料調査部篇

一、日朝国交関係に関する資料
二、日朝貿易漁業に関する資料
三、日朝文化交流に関する資料
四、日朝労働、社会問題に関する資料
五、南北朝鮮の経済事情
六、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国要人名簿
七、朝鮮民主主義人民共和国訪問者名簿

千代田区神田神保町2の2　NCビル
（33）8221ー3　日朝協会

待ちわびる心は消えず

北朝鮮未帰還者家族の手記

……終戦後十年にちかい間、夫や父の消息を死にもの狂いになって探索した苦闘のあとを血涙をもって綴った悲史であり、同時に待ちわびる心を切々と訴えた哀愁の詩文でもあります。

中央日韓協会々長　田中武雄

第一部……家族のおもい
第二部……北朝鮮抑留者から家族への手紙
第三部……北朝鮮残留者引揚促進運動史

待ちわびる心の会刊

中野区野方町1の757　松原コトカ　￥250

AB-ヒ1

引揚同胞新聞

發行所
引揚同胞新聞社
岐阜市櫻木町二ノ二〇
編輯兼發行人　高橋政廣
印刷所
東海印刷株式會社
岐阜市本町三ノ一二
每月二回發行
定價　壹部　壹圓
東京事務所
東京都下谷區竹町六〇
引揚同胞新聞社

ソ聯領內の邦人引揚げ開始

引揚者團體援護に着手

ソ聯領に在る日本人の消息は皆目わからず、依然謎となつて關係家族達の不安は深刻であつたが今回、マ司令部を通じて百三十萬の邦人が本月から順次歸還出來るやうになつた、この朗報に接した引揚者團體中央聯合會は取急ぎ受入れの對策や準備に着手した

涉外局發表によればマツカーサー司令部スポークスマンは二十六日午後

ソ聯領內にある日本人俘虜ならびに一般市民の引揚げに關する對日理事會ソ聯代表との交涉はジエレヴヤンコ中將からソ聯政府は同中將が總司令部と交涉を行ふことを承認したとの通報に接したので再開されることになつた、現在判つてゐることはソ聯當局が十月からシベリヤ東部のある港から每月一萬乃至一萬五千名樺太南部の或る港から七千乃至一萬名を送還する用意があり、さらに北部朝鮮ならびに滿洲南部の日本人送還についても取極めを開始する用意があることとである

マツカーサー元帥ならびに總司令部の希望するところは一切の必要な取極めが急速に進捗し、そしてソ聯領の手中にある日本人の送還が極めて近い將來に開始されるといふことである

このステートメントを發表したがこの朗報に引揚者團體中央聯合會では引揚者受入れ對策として永住を條件とする住宅、寮の增設、衣料品の大量放出を當局へ懇請する一方、現在許可されてゐる邦人引揚數每月二萬人をさらに急速に大量引揚げ得るやう引揚げの全面的促進運動展開の具體策を檢討することゝなつた

海外殘留者

二百五十萬

海外殘留者數については的確な資料がなく復員者の斷片的な報告にまつほかないので第一、第二復員廳、外務省在外邦人部、引揚援護院では正確な現在數を出すべく委員會を設けて協議中であつたが二十三日その集計を終つた、殘留者とは技術、一般勞務のための留用者作業隊として殘るものと戰犯關係者を含め將來引揚者の對象となるものでこれは東[illegible]地になほ二百七萬を數へてゐ[illegible]この中陸軍は約九十五萬、[illegible]は四萬三千[illegible]居留民は百八[illegible]ある[illegible]は千島、樺太[illegible]朝鮮、滿[illegible]萬陸海軍の七[illegible]分の七[illegible]ゝがソ聯地區[illegible]移送され[illegible]てでは舊駐屯地每に集[illegible]てゐる、中國、濠、蘭印[illegible]軍關係は一應こ[illegible]で終り[illegible]、中部太平洋、[illegible]ワイな[illegible]米軍管下も本年內に終る見[illegible]でその他も來春には完了[illegible]豫定である

なほこれら引揚の對象と[illegible]ない行方不明者は陸海、民[illegible]民を合せて五十四萬に近い[illegible]大な數字に達してゐる、海軍關係行方不明者は地域別に集計で[illegible]總計で八萬四千七百三十である、殘留者、行方不明者を合せると二百六十萬の邦人がなほ海外にあるわけである

滿洲の邦人は

來月末までに歸る

中共軍占領下の滿洲各地に殘留する同胞の引揚は十一月末までに終る豫定と報ぜられてゐるが九月中旬の滿洲各地の狀況ご瀋陽市にある全東北日僑善後總處の情報を綜合すると大多數の邦人は越冬することなく歸國できる見透しがついてゐる

すなはち中共軍治下の地區を二つに分け第一はハルピンに集結した牡丹江、勃利、チチハルその他の奥地同胞九[illegible]二千五百十一名と吉林を經[illegible]くる延吉地區五萬七千七[illegible]五十名とが長春に南下集結、これが四平街から瀋陽へと[illegible]移動中である、この中に[illegible]北滿北安嶺地區にいたる開[illegible]團が多數まじつてゐるがすでに博多、佐世保港に引揚げてきたものもある、第二區は[illegible]化梅家口から二萬百五十[illegible]四平街を經て長春から南下してきた第一區の廿五萬二百六十名と合して瀋陽へ、さらに本溪湖を經てきた安東省方面五萬一千二百名が瀋陽へ集結してをり、この合計卅二萬一千六百十一名が十一月中旬に引揚げを完了するものと期待される

現在錦縣、錦西兩收容所は定員の約二倍が收容されてゐるが輸送狀況は順調で長春―錦縣間直通列車をはじめ一日四本の列車（一列車約一千五百名）が動いてゐる、また胡蘆島―博多、胡蘆島―佐世保間に就航してゐる船舶はリバティ型復員局所屬のものと海軍艦艇などを合せ五十數隻、とくに二千五百名以上を收容するリバティ型および氷川丸など合計卅隻も就航してゐるため博多および佐世保の一日上陸總數は九月中の實績からみて六千五百名となり、十、十一月の二月で數字的には約四十萬の引揚ができる、胡蘆島における輸送能力から見ても一日一萬名は技術的に可能とされ、胡蘆島が凍結すれば河北省秦皇島港の使用を申請中で、これが許可されれば傳染病の發生、交通の杜絕など不測の事故が起きぬ限り陸上輸送距離が多少延長されるとしても十一月末までの引揚完了は可能だとの結論が出た、中共軍治下の邦人および九月廿一日から引揚のはじまつた瀋陽、長春地區の留要者などの引揚が遲くとも本年中に終るといはれてゐる中にあつて關東州地區の卅萬八千三百名とソ聯領下に連行された約二十萬（推定）さらに北鮮に殘された約十萬（推定）の邦人は引揚の見透がつき再び越冬の危機にさらされることが解消された

主張

創刊のことば

敗戰前の日本人が海外に進出してゐた數は七百萬の多きに達してゐた、此等の海外同胞の活躍によつて滿洲の日本は發展してゐたのである、在外資產を時價に見積ると滿洲だけで約三千億圓位になる、朝鮮、台灣、支那、樺太、千島、南方等を合せば尨大な數字になる、これによつてみても如何に海外邦人によつて發展してゐたかゞ判る、然るに現在是等海外引揚者を偶する厄介者扱にしたり滿洲北鮮より着のみ着のまゝ氣の毒な姿をして歸つてくる人達を見て心から溫たかい手を差し延べる人が幾人あらうか、其の多くは冷たい眼で見る人が多いこの冷淡な人達の言は內地も戰災にあひ食糧難で顧みる餘裕もない何うして人の面倒がみられるかと放言する者もゐる『憂ひを共に分ち分ふ』此の心掛けのある人は極く稀れで甚だしいのは當局の一部役人で彼れ等に甘い言葉をかければ附上るとけんもほろゝの挨拶、引揚者が今後の處置について訪問し相談を持ちかけても統制が何うの法規が斯うのと不親切だ、引揚者の救濟援護についても熱心な役所もあるが極くまれで眞味に引揚者の立場になつて世話をする役人が幾人あらうか改めてもらいたいものだ亦引揚者も當局にばかり賴らず自己の力で立ち上る心掛けをもち現在の世相に落膽せず勇氣を出して努むべきである。

引揚者も殘して來た在外資產にとらわれて誰れも大事な無限の財產を持ち歸つてゐることを忘れてゐるそれは海外で成功した智識と努力である、夫れを再び振ひ起されんことをのぞむと共に本紙は未歸還者の情報や救濟援護の狀況を報道して引揚者の指針となつて民主主義新日本の建設に邁進せんとするものである。

新興財閥は引揚同胞を救濟せよ

引揚同胞は連日相當の多數に上つてゐる、一日千秋の思ひで歸還の日を待つてゐた之等同胞、更にまた之等同胞の[illegible]地にある緣者、故舊にとつて此の上ない喜びであらう、然し[illegible]がら多數海外より歸還者の中には差し當つて賴るべき血[illegible]知合もなく、住むに家なく、[illegible]持金も職もなく、歸還と同時に[illegible]途方に暮れてゐる者も決して[illegible]ない、國內の戰災者、失[illegible]救濟方策、住宅問題の解[illegible]難な狀態に加へて、引揚同胞である、從つて之れが援護にはかく思ひに委せぬ事情は十分に諒解し得る、然し乍ら今日まで執られてきた引揚げ同[illegible]には余りにも遺憾の點[illegible]ではないか、關係當局の熱意も足りぬ、一般人も引揚同胞に對して暖い聲が寄せられてゐるのであらうか、之等同胞の援護について眞劍に働らいてゐるのは同胞援護會、滿蒙同胞援護會、在外同胞救出學生同盟である、其他には一部篤志家の援助もあるが全體に於て熱意が足り無い同じ同胞が身一つで疲れはてゝ歸つて來るのである、驛頭より降りて來る彼の衷れな姿を見て同情の起らない者があらうか、此の引揚同胞の救濟と援護には敗戰直後の混亂につけ入つて儲けた新興成金と言はれる財伐が過去の罪亡ぼしに乘り出すべきは當然である。

北鮮地區同胞の生活漸次好轉

ソ聯邦人保護の布告を發す

朝鮮を南北に分斷する三十八度線はいまなほ打通されず北鮮方面一般の情勢の詳細は今なほ不明であるが、最近某所に達した情報によればソ聯軍司令官は北鮮在住邦人に關し

△日本人の勞働の自由及び三十八度線以北の旅行を認める

△日本人の所持金を奪ふことを禁止

△越境者は處罰する

△日本人技術者を優遇する

右の如き趣旨の布告を發し之により現地邦人の生活は漸次良好となりつゝあると傳へられてゐる

南鮮地區、京城、釜山の兩日本人世話會は米軍の指示により職員を半減し、現殘留者は大體本月上旬頃迄には引揚げが完了する豫定である

安東の狀況判明

中共軍占領下の安東から引揚船VO28號で博多に上陸した加賀一郎氏（建築業）は引揚當時までの安東の現狀を次のやうに語つた

安東には約六萬の邦人が居住してゐるが、一部は北鮮、新京方面に疎開したので、現在は約四萬位である、中共軍の占領直後同地の日本人會は解散し、中共軍の手で日本人解放民主聯盟が設立された、現在では中共側市政府直屬の街公署といふ特殊機關が邦人の諸問題に對し種々便宜をはかつてをり、赤化思想の普及は相當活潑で二、三十歲の男子婦人約二百名が敎育をうけ一般邦人に呼びかけてゐる、邦人の生活狀況は食糧は豐富だが相當苦しい

新義州の邦人安全である

三十八度線以北西朝鮮、鴨綠江節で名高い新義州在住の日本人の消息は終戰後丸一年餘、どうしてゐるか不明であつたが此の程同地から死線を突破して四十五日目に岐阜縣揖斐郡川合村の鄕里にたどり着いた元新義州地方法院書記八木代吉氏によつて日本人三萬名が全部無事で生活してゐることが判明した

新義州の邦人が終戰直後韓國獨立に費用を據出したのに好感をもたれそれ以來今日まで極く平穩に暮してゐる、遠出は禁ぜられてゐるが市內は自由に歩るける生活も物價は高いが配給もあり左程困つてゐない、皆んなの希望はソ聯の好意で早く歸還の出來るやう一日千秋の思ひで待つてゐる、同地の岐阜縣人は約三百五十人程居り皆無事である

・尙ほ身寄りの方は縣厚生課內滿蒙同胞援護會、又は我社に問ひ合はされゝば八木氏が持ち歸つた名簿によつて回答する

今月より名港へ

引揚船再開

しばらく絕えてゐた名古屋港への引揚船の入港が十月から再開され合計五萬二千八百人の復員者や一般邦人が歸つてくる、マニラからは大型リバティ船四隻で十月から十二月まで每月一萬人が、また十二月にはこのほかに病院船で二千名が歸還、レイテ、およびルソンからも大型リバティ船で十、十一の兩月にわたり各五千名づゝ、沖繩からはLST二隻で十月から十二月まで每月三千六百名づゝ歸る、一方沖繩人の送出しも順調に進み九月には三千五百六十九名、十月には九千七百七十七名、十一月八千九百二十三名、合計二萬千五百六十九名か出發することになつてをり、送ら[illegible]へられるもの、[illegible]名港は再び賑ひを[illegible]け、名古屋引揚援[illegible]日午前九時から同[illegible]および警察、銀行[illegible]關係方面の代表を[illegible]れと送出しを圓滑[illegible]合の配當その他に[illegible]たが、これからは[illegible]で特に『溫く』迎へ[illegible]て衆智を絞つた

引揚促進大會

名古屋[illegible]

ソ聯地區に抑留さ[illegible]兄を、一日も早く[illegible]！と全國復員引揚[illegible]愛知縣支部の結成[illegible]十五日名古屋護國[illegible]れた

ソ聯領にゐるも[illegible]約六萬で安否を[illegible]達は各關係方面[illegible]た

黃塵萬丈

未だ歸らぬ同胞[illegible]が二百五十萬[illegible]人、其の內行衛[illegible]不明者五十萬[illegible]ソ聯關係百三十萬[illegible]在引揚つゝあるの[illegible]で見ると滿洲、シ[illegible]樺太の殘留者が殆[illegible]言つてもよい、是[illegible]の好意に[illegible]よる[illegible]協力、ソの好意で[illegible]透しがついた、此[illegible]と大體來春までに[illegible]豫定である、現在[illegible]で定着援護につい[illegible]熱心に活動してゐ[illegible]體、同胞援護會、[illegible]生同盟が協力して[illegible]自身も當局に賴る[illegible]はない自己の力で[illegible]に努めなければ[illegible]者の中にも隨分橫[illegible]自分勝手な權利を[illegible]が面倒を見るのは[illegible]を云ふこんなのは[illegible]面汚しだ反省せよ[illegible]揚者は人にも賴ら[illegible]に働いて起ち上[illegible]いことだ、引揚者[illegible]をもち同情も昂[illegible]感謝の念を忘れ[illegible]も廢墟の中より[illegible]引揚者よ！自分の[illegible]れ[illegible]

岐阜縣會
引揚同胞救濟決議

臨時岐阜縣會は去る二十六日開會され冒頭緊急動議により滿場一致左の如き海外引揚げ同胞救濟に關する決議をなした

吉田首相及河合厚相へ

長年の努力も空しく故國に歸還する外地引揚げ者の現狀は住むに家なく、着るに衣なく、食するに金なく、生くるに職なく、その悲慘は言語に絕するものありて、吾ら同胞これを見るに忍びず、政府はこれが援護に盡瘁せらるゝと雖もこれを救濟するに足らず、速かに左記の諸點につき、徹底的方途を講じ、悲慘な外地引揚げ者の救濟保護に最善を致されたい

一、大量なる住宅の增設を圖ること

二、衣料品その他生活必需物資の無償給與をなすこと

三、生活扶助、失業扶助の各限度の引上げをなすこと

四、速かに適當なる生業を與へること

桃井縣知事へ

引揚者に對する應急援護については、縣當局及び同胞援護會岐阜縣支部その他各種方面より、それ〴〵對策を講ぜられつゝあるも、これらの人々の定着地における恒久的援護は未だ不充分であるが故に、この冬期に向ひ引揚げ者の生活上の不安はいよ〳〵深刻化し、これを見るに忍びず、速かにこれら困窮家庭に對し、生活必需物資の調達、住宅の確保、生活の扶助、職業の斡旋等物心共に同胞愛を以て極力援護につとめ、一般引揚者に對する生活安定に萬全を期せられたい

海外邦人の資產はどうなるか

戰時補償打切りの範圍の中に入つてゐる在外財產はどうなるか大藏省當局では在外財產については今春日銀に委囑して在外財產全部の申告を行はせ　目下日銀で集計中だが、財產評價そのものに莫大のものが多いので再檢討することになつてゐる、今後の見透しとしては在外財產は戰時補償打切りの一環として打切りとする意向が濃厚となつてゐるが、たゞ在外財產のうちで終戰前に在外の銀行が振出した小切手や爲替などのうち大藏省の認可濟みのもので本人の手に小切手や爲替が入つてゐながら內地の銀行と在外地の振出し銀行との間の事故のため現金の入手がきはどいところで果せなかつたものが相當あるところから大藏省としてはかうした事情のものには本人に對しては支拂ひができるやう取計ひたい意向である

いづれにしても在外財產の確實な認定は未知數なので今月下旬在外財產調査部を設け、會長外務大臣、副會長大藏次官の顏觸れで大藏省內か東拓ビル內に務所を置き米、英、滿洲、朝鮮、華北、華中、華南南方各地など一地域部會を設けて明年三月までに徹底的に調査をし、打切りになる場合の資料とするほか講和會議の資料ともする豫定で、在外財產の動向は一つにこの調査後にかゝつてゐるとみてよいだらう

滿蒙同胞援護會
岐阜縣支部の活躍

滿蒙北鮮から身一つで疲れ果てた姿で引揚て來る人達に溫たかい手を差し延べるため起ち上つた滿蒙援護支部は事務所を縣廳厚生課內に置き大橋忠一支部長自ら陣頭に立ちて篤志家の寄附金を募め、學生同盟の應援で街頭募集した義捐金によつて滿洲北鮮より引揚てくる開拓民や居留民の氣の毒な方達へ衣服女子用ワンピース、反物、肌着、學童服、幼兒服、手拭を無償で贈呈し係員を博多上陸港に派遣して連絡に當らせ縣厚生課や同胞援護の物資援護こ共に活動してゐる

引揚者へ
學生同盟の活動

在外同胞救出學生同盟岐阜地區本部（高農、藥專、名高、女醫專、師範）の專門學校生徒が海外よりの引揚者、復員者の出迎へ接待に岐阜驛前休憩所に去る五月から連日詰めかけて晝は女學生夜は青年團[illegible]驛頭奉仕や各班に別れて[illegible]込み引揚者の病人には[illegible]の救護や荷物の運搬、茶[illegible]近親者への出迎への電報[illegible]等あらゆる限りを盡してゐ[illegible]で引揚者に大變喜はれてゐる又或る時は滿蒙援こ協力して引揚者の救濟援護基金街頭募集や義捐興業を催をして引揚者の援護に全力を注ぎ、此の若き學徒の純眞な行爲は市民より感謝の的となり全國の模範となつてゐる

引揚者は起ち上る
各地の便り

更生會岐阜支部の家庭副業

縣海外引揚者更生會岐阜支部の更生合作社福利部では、引揚者戰災者によびかけ次の家庭副業を奬勵してゐる

△柿の皮、落柿（小さく刻む）を採集し天日にて乾燥した上市役所內の同部に集積、報償こして一貫當七圓程度、見返品にウイスキー飴を配給する

△力芝（土手、川原、田圃の畦に野生し十、十一月ころ最盛期）の實を採集し京都市中京區三條通り高倉東三中井產業株式會社（小泉一郎氏擔當）あて發送報償として一貫當京都渡二十三圓

更生會海津支部の消費組合

南濃地區居住の海外引揚者を一丸とする縣海外引揚者厚生會海津消費組合の結成式は、六日午後二時から海津郡高須町國民學校で行はれた、同組合は今後組合員の相互扶助、諸物資の共同購入、販賣、配給および生產加工事業などを行ひ生活の安定、自力更生をはかるが、本部は高須町に置く

引揚者へ授產場
惠那郡坂下

滿蒙の沃野に"大坂下村"を建設するため町民六百廿名を送り出してゐた惠那郡坂下町は終戰後二百廿六名が引きあげてきたが、町當局ではこれら引揚者に對して開拓方面に斡旋する計畫を樹てゝゐるが、差し當り授產所を開設することゝなり近く着工する

揖斐郡の集團開墾

農業會揖斐郡支部では引揚、復員者などの集團移民のため地元地主から土地の無償提供をうけて谷汲村の山林原野五十町步の集團開墾に着手することになつた、工事は農地開發營團が請負つて失業者就農救濟事業として行ふもので、近く就農者の人選を行ひ鍬入式をあげる

なほ開墾の曉は穀物、家畜類その他農產物一切の研究農場を設け科學的多角經營を行つて一大理想農場たらしめんと計畫中である

引揚者を利用する
援護基金募集興業

海外より引揚者は連日續くぞくと歸つて來る、此の人達へ民衆が溫たかい氣もちで迎へてくれるのに誠に喜ばしい現象であるが、近頃この引揚者を利用して引揚同胞援護基金募集と名乘つて劇を催をして基金の行衞不明なものがある一體其の基金は何處へ納まつてゐるだろうか、引揚同胞をだしに使つて浮ばれないのが引揚者である、現在主催者側として公認團體は同胞援護會、滿蒙同胞援護會、引揚者更生會、在外同胞救出學生同盟、岐阜タイムス社、東海夕刊新聞社、役所市町村役場で是れ以外で若し行なつても正直な主催者は前記團體や新聞社に屆けてゐる、今後引揚者に同情して興業をやる場合は前記團體に屆けられたい、又關係官廳も充分監督せられたいものである

在滿邦人に
キリスト敎が救濟

奉天から引揚げた元奉天愛隣館主事北川信芳氏は滋賀縣八幡町キリスト敎近江兄弟社に身をよせ在滿邦人の救濟連絡にあたつてゐるが終戰以來の滿洲、ことに奉天における一般邦人の生活事情とこれに對するキリスト敎救濟機關の活躍ぶりを左のごとく語つた

◇

終戰こ同時に在滿同胞はくるしみのドン底におちついた、榮養失調のため母が乳兒に十分乳をのますことも出來ず乳兒の死亡するもの多く、大人も粗食と榮養不良からいろいろな病氣を出すものがふえ悲劇が續出した、一方掠奪、强盜は日夜行はれ不安なその日を送つたがこれをみた『イエスの友會』の安藤齊次氏はキリスト敎の社會事業をはじめ日本人のために無料診療所や人事相談所、託兒所を開いた同氏は在滿卅年、奉天組合敎會の長老で、在滿日本キリスト敎會の助力者でもあり滿洲セールズ會社の重役、社會事業愛隣館館長そして奉仕的生活をいとなみ引揚げの日をまつ在滿邦人らにキリストの愛のこゝろで全私財を投げ出してゐる

北鮮の同胞南鮮へ
米占領軍當局發表

朝鮮三十八度線以北、ソ聯軍占領下の北部朝鮮にゐる邦人が、最近とみに米軍占領下の南部朝鮮へ移動してゐることを外電は報じてゐるが、右原因に關し在鮮米第二十四兵團長クーリッヂ中佐は次の樣に發表した

北鮮のソ聯當局に對し、文書及び口頭を以て抗議を提出したに拘らず、ソ聯占領下の北鮮から三十八度線を越えて米占領下の朝鮮へ非合法的移住を行ふ日本人の數が增大した恐らくソ聯側が職のない日本人を國境外へ迫ひやつてゐるのだと推定されるが、現在每日一千名以上が南鮮に流入してゐるので、若しこの率で流入が續けられゝば、三十八度線以北に殘留中の日本人が四十五日以內になくなるものと推定される

また朝鮮駐屯の米軍司令官ホッヂ中將は次の如く述べてゐる

この問題に對する唯一の策は北鮮各地の集合所に入所中の日本人を引續き收容するが、集合所に過度に入れることなく、一日も早く本國送還のため釜山に移すのがよい

引揚者の配給

長年の海外生活も今は全て無となつて引揚者たちは身體一つで歸り着いても母國の風は冷たい配給面にをいても兎角不公平が多い其原因は

一、物資が少いため全引揚者に一律に渡らないこと

一、町村當局の實情調査は必ずしも公平でないこと、すなはち申込順とか、配給係の緣故者、戰災者などを優先的に取扱つたり抽籤によつたため眞に困窮してゐる者も然らざる者も同率になり重點的でなかつたこと

一、距離、交通關係により配給期日が地域的に異るため種々の憶測が行はれること

一、町村當局によつて直ぐ配給するものと次期配給品を一括して配給するところの差異があること

一、配給に先立つて物資が少いといひながら官公吏、公共團體に對する配給があること

一、割當から配給までの期間が余りにも長いため誤解を生じ易いこと

一、毎月末調査で割當るため調査後の引揚者に對しては翌月廻しとなるのでそれらの一部の人達が不平をもらし易い事などがあげられ引揚者、一般困窮者を優先的に取扱ひ、一般官公吏や預貯金のある戰災者に對しては今後全廢すべきであるとの聲がたかい

朝鮮引揚同胞
世話人會
名古屋に支部設置

東京に本部を有する朝鮮引揚同胞世話人會では今度名古屋市中央社會館に支部を設け元朝鮮總督府農商局長白石光治郎氏を支部長に市の援護を得て引揚者の各種工場、作業所を設置するのをはじめ各種の事業を經營して諸方面に引揚者の厚生事業をはじめることゝなつた

引揚者の声
（投書歡迎）

政府は何をして呉れるか

萬感胸に滿して歸り來た祖國の現實は先づ我々をして第一に生きる事の主張を叫ばせます、一切の生活の根據を失ひ、而もインフレ、食糧難、住宅難、失業等々、之が嚴然たる我々の運命であり、而も之に對し政府の無能は何を爲して呉れたか（武儀郡ＳＴ生）

冷淡な村

內地では我々引揚者に同情が洵に薄く殊に我が村では調味料の配給も何時のことか、裸で歸つたものは衣料にも困つてゐます、市內には相當配給もあるときゝます、わが村のあまり冷淡なこと（揖斐郡久瀨村山田生）

ラヂオの配給を

私はこの春朝鮮から歸りました仕事も職について何うやら喰べて行けます、配給も引揚者にいろ〳〵特配して頂けますので喜んで居ります、蟲の良い話ですがラヂオがほしいのですがさて今の値段では手が出せませんし公定で手に入るやうお願ひします、贅澤で云ふのではありません文化に遅れないやうに努めたいとお賴みします（岐阜市安良田町松田よし子）

學生同盟に御禮

私儀先月七日夜間滿洲より引揚げ岐阜驛に下車致し驛の前後の餘りの變り樣に驚き亦女子供連れにて同夜の宿にも困り居りし折柄樣の御世話下さる休憩所に御案內下され親身も及ばぬ御世話に相成り全く地獄で佛の如く有難く存じました翌日雨天乍ら無事歸宅して家族一同喜びあひました誠に簡單乍ら厚く御禮申します（本巣郡山添村山口、杉山藤七方　佐野武夫）

支局設置について

本紙の支局を各市郡に設置致したいと思ひます、ついては新聞人としての才能を持たれ、生活に困られてをらず、本紙のために地方で活躍して下さるといふ方がありましたらば、御本人の履歷書一通と援護關係の記事一件を同封して岐阜市櫻木町引揚同胞新聞社宛にお申越し下さい

諸賢の御協力を切望します

引揚同胞新聞社

連絡
私は此處に居る

引揚者相互連絡のため此欄を設けましたお知らせ下さい揭載します

青山安三郎	武儀縣上之保村
石崎淸四郎	岐阜市大宮町二
高澤　勝子	羽島郡笠松町門前町
長尾　邦正	岐阜市長住町二ノ一六 帝國木工株式會社
西田　泰三	加茂郡山之上村本地 積穗方
横山　高明	岐阜市本町東海印刷株式會社
岩島一二三	土岐郡稻津村小里二九
坂井　博延	岐阜市松下町一赤木方
平野　實一	岐阜市長良太平町三ノ三
高橋　晃呂	岐阜市櫻木町二ノ二〇
八木　代吉	揖斐郡川合村

お斷わり

本紙は順次增頁又は發行回數を增す豫定です

AB-ヒ2

兵庫在外資産新聞

発行所
兵庫在外資産新聞社
神戸市生田区下山手通
4の56(兵庫県庁内)
兵庫県海外引揚者連盟本部内
電話神戸④8624
振替口座 神戸6422
編集発行人 藤岡重司

いのり

兵庫県知事 阪本勝

あらたまの　としのはじめに
われいのる　こころをこめて
うましかれ　ふるさとのやま
きよくあれ　ふるさとのかわ
ひとらみな　ゆたかにえみて
もろともに　ここにつどえと

社告

年末年始は都合に依り次の通り発行日を変更しますから御諒承下さい

十二月二十五日発行を休刊して一月二十五日発行を一月五日に臨時変更

二月から平常通り

皆さまの
家庭を 事業を護る
同和火災海上
社長 岡崎真一

年頭に当り

兵庫県議会議長 矢野善寛

三九〇万県民の皆様新年お目出度う御座居ます。年一年希望と夢多き新春を迎え誠に嬉しい限りです。

今年は丑才にあたりますが、私は常々牛に愛情を感じています。牛は実にユーモラスで牛を引例にした言葉は何ともいえぬ長閑な味わいがあります。又平素の柔和さに似ず一旦事が起れば勇気凛々たる猛者でもあります。

本県も今年は牛にあやかりかいと思っています。苦しい地財法の適用に終止符を打ち三十六年度からの県政は県民の皆様に大きく期待していただけるものと確信しております。

即ち阪神、播磨の二大工業地帯の整備拡充は日本経済に直結しているだけに問題は非常に重要であり、又膨大な農村人口をかかえた農漁村対策も決して等閑に付されない問題であります。なお其の他何れをみましても県民の福祉に繋るもので甲、乙の判定はつかないのでありこれを如何にして県の特色を発揮させて最高の県政を運営するかに私達の使命があろうかと思うのです。

あくまで冷静に判断して県民の福祉のためには牛が角を奮うてばく進する如く勇往まい進したいと決意を新たにしております。

県民の皆様の御多幸を祈りますと共に県政えの御協力をお願いしまして、年頭の詞といたします。

昭和三十六年一月一日

新年を迎えて

神戸市長 原口忠治郎

神戸市のみなさん、あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、みなさんのご健康とご多幸をお祈り申しあげます。

私は、昨年、南日本国道建設計画の構想を明らかにいたしましたが、今年は、この計画が更に新しい段階に入る年だと考えています。

現在、神戸港と中京工業地帯とを結ぶ名神高速道路とそれにつづく第二阪神国道、同じく播磨工業地帯とを結ぶ神戸・明石放射線道路が建設されていますが、これは、神戸港を輸出港として育てあげ、それを基盤として神戸の経済発展を図ろうとする意図によるものです。同じ考えで、神戸港では東西海面の埋立や、摩耶埠頭の建設による拡張工事が進められています。

このように、ヒンターランドとの結びつきが輸出の促進に最も大切であると同時に後方地帯の開発もまたゆるがせにできないものです。

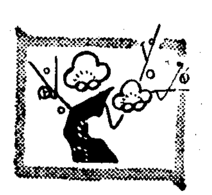

南日本国道建設計画の構想もこれと同じ考えからでたもので、殆ど未開発だと言われている淡路、四国、南九州を明石海峡の架橋を含めて南日本国道で結び、それらの地方の開発を促して神戸港の機能を充分に生かそうというものです。これによってもたらされる貿易の進展は大きく日本経済の基盤となるでしょう。

今年もみなさんとともにこの大きな希望をもって元気に進んでまいりたいと思います。

年頭所感

引揚者運動今後の発展方向と引揚者の覚悟

兵庫県海外引揚者連盟本部
本部長 小国豊

世界の人道と正義のため同胞引揚促進と私有財産権ヨウ護のため既に十五年の永きに渡り歴史上特筆すべき引揚者運動を北条秀一前代議士中心に全国各都道府県の引揚者団体が一丸となって積み重ね式に一歩々々前進を成果をおさめた。即ち、21年に庶民金庫制定(今の国民金融公庫)24年の在外公館借入金法27年外地館貯金、送金小切手軍事郵便、等の凍結解除払戻し成功する外30年第二十二国会で在外私有財産処理促進決議、31年に引揚者在外事実調査の厚生省令第十三号公布32年引揚者給付金等支給法制定、引揚者住宅二万戸建設、引揚者国債現金化措置等を実現させたことは運動の大きな成果であると確信する引揚者運動とは次のようなタトエで分りやすく解説して示そう。引揚者と云う全く不毛の地に開拓の道作りをして漸くかろうじて通行ができようとしていると表現するのが現在の引揚者問題に関しては適していよう。

道作りが終ったから、これからトラックやトラックターが走るように仕上道路にするのが引揚者運動の今後の発展方向をどうするかである。その方法は云うまでもない。外地残置している私有財産請求権問題である幸に法理論的には東京地裁第一審はこれを認め勝訴の判決と前述の引揚者給付金法と云う道作りができているからこの道を在外私有財産補償と云うトラックが通れるような仕上道路が今後の基本方針になることは云うまでもないので今年こそは大躍進して実現目標の歳とすることが全国代表者会議で決議しているが在外私有財産補償と云うトラックを運転する人はあってもガソリンも入用であり、アスファルトを敷く人も必要であり場合によれば、あと押しをせねばトラックを動かぬことをあろうこれらのものが完全一致してこそトラックの安全運転によって目的地に到着するのであるから、下積み役を進んで引受ける決意を県下全引揚者に要望して年頭の辞とする。

県引揚者連盟本部は兵庫県の新代議士にアンケート

引揚者給付金法一部改正等に対しての回答来る

当選ホヤホヤの十一月二十五日県本部は県選良の新代議士十九氏全員に次のような質問状発送(要旨)と回答を求めたところ回答してきたのは永田亮一(第2区)岡田修一(第3区)田中武夫(第3区)大上司(第4区)首藤新八(第1区)渡海元三郎(第3区)富田健治(第2区)の七氏だけである。回答要旨は次の通り尚末回答者より回答着次第本紙次号より掲載予定

永田亮一代議士(第2区自民)到着順から

一、質 引揚者給付金法一部改正の五項目は妥当と思いますか、無理と思いますか、妥当と思われたら通常国会に成立に努力してくれますかの問に対して(註 本質問事項は他回答者全員共通文付き以下質問項目省略する)

答1 昭和三十六年五月十六日で時効となるから更に一年延長は当然である

2 外地居住六ケ月制限撤廃して昭和二十年八月十五日(九日)現在外地外国居住者と改正の件は妥当なり。

3 八万八千二百円の所得制限を十五万円まで引上げるように改正の件は引揚げた時は裸一貫のリュックサック一袋から本人努力された結晶であるから十五万円は当然だ

4 引揚后廿五才以下で死亡の年令制限撤廃し引揚後死亡したものに遺族給付金支給するように改正の件は……年令に差別をつけることは人道上許されない、こんな法律にした人の頭を疑う。依って当然改正すべきである。

5 昭和十六年十二月八日以降外国で強制抑留中死亡及び本邦引揚げを命ぜられた者にも本法適用追加の件は……賛成である。

以上五項目は次の国会で成立に努力を誓います

二、質 在外私有財産補償は次の示す項目に責任があると思います(註 前記(一)質の註に以下全部準ずる)

1 賠償金引当てられた在外私有財産は国家補償の責任が原則としてあると認めますか、ないと思いますかの問に対し……

答 責任ある

2' 中共に在外財産の大半あり平和条約成立すれば補償責任があると思いますかの問に対し……

答 責任ある

3 日韓会談成立した時に在韓日本人財産請求権放棄している場合は補償責任が国にあると思いますかの問に対して……

答 憲法廿九条を当然適用せねばならぬと認める。

(三)通常国会で在外私有財産処理促進の決議案を上程に賛成ですか反対ですかの問に対して……

答 賛成である。

(四)引揚給付金増額は次の項目について賛成ですか反対ですか。

現行法で二万八千円の人を更に四万円、二万円の人で更に三万円、一万五千円の人で更に二万円、七千万の人で更に一万円の四段階で増額改正の件に対する問は……

答 賛成である。

(五)引揚住宅に関する特別法国債現金化の窓口増加、生命保険、外地預金、送金小切手、支払換算レートの当時のレート改正、在外財産申告の代書料の払戻しについて妥当と思いますか。不当と思いますか。一部妥当で一部不当と思われる項目を示して下さいに対する問には

答 ……全項目賛成であり代書料は当然政府が払戻しすべきである。

田中武夫代議士回答(第3区社会)

(一)**質** 前記(一)の五項目の質問に対して(註 永田氏質問と同文付き省略以下同じ)

答 全項目とも妥当である従って賛成する

答 通常国会成立に努力致します。

(二)**質** 前記(二)の1、2、3項目の質問に対して(註 永田氏質問と同文付き省略以下同じ)

1 **答** 原則として認めます

2 **答** 平和条約成立すれば補償責任があります。

3 **答** 当然憲法二十九条第三項適用すると認めます

(三)**質** 前記(三)の質問に対して註(永田氏質問と同文付き省略以下同じ)

答 通常国会上程に賛成致します。

(四)**質** 前記(四)の質問に対して(註 永田氏質問と同文付き省略以下同じ)

答 賛成です

(五)**質** 前記(五)の質問に対して(註永田氏質問と同文付を省略以下同じ)

答 賛成致します。又払戻しは当然と思います。

岡田修一代議士回答(第3区自民)

(一)**質** 前記(一)の五項目の質問に対して次の通り回答あり

1 **答** 情況次第では更に一年延長の必要がある。

2 **答** 厳格に「六ケ月」の線を引くのは問題があると思う。

3 **答** 但し現況ではなかなか困難と思う。

4 **答** 改正の必要がある。

5 **答** 努力するが相当困難がある。

(二)前記(二)の1 2 3項の質問に対して……責任あり

1 **答** 認める

2 **答** ある

3 **答** 認める

(三)**質** 前記(三)の質問に対して

質 賛成する。

(四)**質** 前記(四)の質問に対して

答 賛成である。

(五)**質** 前記(五)の質問に対して

答 賛成である。但し国家予算と勘案の上出来るだけ御希望に副うよう努力する。

大上 司代議士回答(第4区自民)永田、田中、岡田三代議士回答と同内容に付き省略

首藤新八代議士(第1区自民)永田、田中、岡田、大上四代議士回答と同内容に付き省略

渡海元三郎代議士回答(第3区自民)

回答のかわりとして次のような自筆書翰がきた。原文のまま

初冬の候愈々御清栄の御事と拝察お慶び申し上げます。先きに賜りました貴連盟諸賢よりのアンケートの件で御座居ますが不肖今般はからずも自治政務次官に就任の為、政府関係者の一員として私見を申し述べる事は差控えさせて頂きます。勿論、海外引揚者問題の御要望実現の為には微力乍ら全力を挙げて努力させて頂く事を御誓い申上げます故何卒よろしく御諒承下さい。

時候不順の折柄呉々も御自愛専一に願上げます。

右御返事まで　敬具

渡海元三郎

藤岡重司殿
侍史

末筆ながら皆様方にもよろしく

富田健治代議士回答(第2区自社)

質 質問全項目を一括して次の通り回答あり

答 全部の御要望を実現することは仲々容易でないと思いますが全力を尽しこの貫徹に努力致したいと思います。

大上、首藤両代議士も以上の回答のあった永田、田中岡田三代議士と同じ内容の回答付き省略するが回答寄せられた七代議士の所属政党は田中武夫氏の社会党を除き、永田亮一、岡田修一大上司、首藤新八、渡海元三郎、富田健治氏等は全部政府与党の自民党所属である点に今後の引揚者問題解決に注目してよい、又当面早々に付き上京もしておられなかった方もあり多忙の中にいち早く回答を寄せられる七代議士の熱意と誠実さに県下引揚者の多数の会員は大きく期待と信頼をすることであろうと信じ、回答下さった七代議士に心から感謝すると共に本紙上を[illegible]っていることをつけ加えておく。

総選挙の結果とその意義

引揚者運動今後の展望

安保条約の論議は院内から院外まで発展したが自社両党及び民社の主張に対して国民はどう考えどう判断して何党をどれだけ支持しているか学者文化人言論界は自分勝手な都合のよいオク測や批判、非難又主張支持をして自分の非難や主張が全国民の声だと「うぬぼれ」岸前首相の例の「声なき声」で話題を国民からサラッていたが国民は冷静な審判を誰にも拘束されることなく自由に自分の意志表現の権利を総選挙で行使したのが35年11月20日施行された投票日だ各政党に厳粛な審判のデーターを示した自民二九六名社会が一四二名民社十七名の結果となった自民の圧勝社会の躍進民社惨敗と云う表現が適切であろう。自社両党は予想通りとしても民社の惨敗は国民多数が意外であったらしい。しかし議席数は惨敗であるが得票はかなりの進出していることは無視できない。又次点者も二九六名の自民が僅かに67名であり一四二名の社会が18名で僅か十七名の民社が28名と云う当選者数の率では一番多い次点者がある点から判断すれば民社が国民多数から支持されていることを意味する。しかし議席数十七名しか取れなかったことは選挙の戦術又は技術か何かがまずかったのでないかと思われる。それはそれとして左右両翼の中間にあってジュンカツ油的役割を果しつつ民主政治と議会主義を守ることを旗印に遂にテレビ討論会で自社両党首を国民の眼の前で誓約させた功績は大きいと良識ある国民は認めた結果が前述の28名と云う次点者の数字が示すのであろうから自社両党も国民の冷静な審判を無視せず民主政治と議会主義のため勝利に酔うことなく外国に笑われたり馬鹿にされたり利用されないように、いつも日本国と日本人のための良い政治を念頭においてもらいたい。

推薦候補　引揚者団体全国連合会が推薦した候補者は全国で一七四名の内に大平官房長官を始め一六二名の圧倒的多数が当選したことは引揚者が引揚給付金法成立の時に体験した政治的訓練が物を云い、よく行きとどいた即ち組織的活動が効果あらしめた結果の勝利と思うが組織を動かすにはなんと云っても指指導者の人格が大きく左右されることをはっきり示したのは全国引揚者の父といわれ引揚者運動の理論的指導者として十五年間終始超党派的に犠牲的奉仕活動をしてきた北条秀一氏（東京七区民社）が惜しくも次点となって落選した外徳島県選出引揚者代議士として在外私有財産問題調査審議会委員として全連顧問の村瀬宣親氏（徳島自民）も同じく次点となったことは今後の引揚者運動に暗影を投げたことは否定できない。

推薦候補者より一六二名の当選者を出しているからと楽観論もあるが表面上の議会活動では前述の楽観論の通りであるが在外私有財産問題解決は民族史上前例のない重大使命を課せられているのは誰でもない引揚者より外にないのだ。

この引揚者が政治的に余りにも無関心無感覚さを暴露したのが北条、村瀬両氏を落選させた事実が明かにしている。この事実を今後の引揚者運動にどうすればよいかが全国連合会の重大な試練となろう。

東京、徳島両都県の地元の引揚者ばかりを責めることもコクであるがなんと云っても責任はないとはいえない。しかし全国連合会が中心に各府県連も重大な責任あり、従って全国引揚者一丸となって総反省して在外私有財産解決と云う重大使命を再認識して真剣にしかも時間をかけず「運動と政治」「与論と法律」「選挙と成功」等を分析して仕切直しこそ全国連合会が新しく全引揚者に運動意欲を盛上る課題が生れてくることを期待したい。

全国連合会の態度　新しい代議士として推薦候補者より一六二名当選者が生れたことは心強い。大きく期待して対国会対政府工作の具体的な運動展開の道を選んで行こうと田中全連理事長は云っている。又緊急理事会を十二月十四、五日参議院会館で開き通常国会工作の具体策討議し、この方策を別途連絡すると正式態度を明かにしてきている。又田中全連理事長の動きはかつてない活発となって池田首相大平長官や自社民三党首脳陣に続々会見申込み、かなりの成果をあげているようだ。会談内容は確実な筋からの情報では法改正通常国会提出を前提として在外私有財産処理を含めて給付金増額等で池田内閣の手で引揚者の未解決問題を一挙に解決を迫っているようである。

池田内閣に期待する　池田首相を始め大平官房長官、小坂外相、水田蔵相、安井国務相藤枝総務長官椎名通産相等は在外私有財産問題に余りにも関係深く従って歴代内閣にない精通者揃いの内閣であり椎名通産相、安井国務相は引揚者として活躍していることは衆知の通り（本紙37 38号詳報）であるところから判断して池田第二次内閣にかなりの期待がもてると云っても差しつかえない、しかし手放しで期待は虫がようすぎることを引揚者は忘れてはならぬ、と云うことは人のふんどしで相撲を取るような浅ましい根性では駄目だと云うことだ。

全連推薦一六二名当選者の内兵庫県関係（敬称略）

第一区　首藤新八
第二区　原健三郎、永田亮一、富田健治
第三区　田中武夫、岡田修一、渡海元三郎
第四区　大上司、河本敏夫
第五区　小島徹三

韓国は請求権小委員で金、銀等の

返還要求に対して引揚者は重大関心を持つ

日韓会談

十一月十八日日韓会談の一般請求権小委員会で韓国側は八項目から成る「請求権処理協定要綱」を今後の討議の基礎を条件に次の通り示した。①日本が朝鮮から持ち去った金銀塊の返還②昭和二十年八月九日現在朝鮮総督が中央政府との間に有した貸し債権の返還③八月九日現在または以降日本が朝鮮から運び去った貨幣全量の返還⑤韓国民又は法人の所有に帰する日本当局によって発行された国債公債日銀券、徴用された韓国人労務者に対する日本の賃金支払い義務及び日本政府又は国民に対する韓国民又は法人の他の債権の返済⑥日本の法人により発行された株式又は他の証券類に対する韓国民又は法人の所有権の正当性の確認⑦前述の債務によりこれまで生じた又は将来生ずるであろう金利子の支払い⑧以上債務に関係するあらゆる上述の返還返済のすべてを本協定締結後六ヶ月以内に完済以上の八項目は昭和二十七年二月第二回目の日韓会談の節韓国側が示した協定原則八項目に若干の修正されているに過ぎない。

日本政府の態度　今後の討議の基礎にすることは応じるがこの要求項目に応じることは不可能の態度を取っているようである。又具体的に検討すれば基本的な法理論上又証拠書類などから根本的に日韓会談後は意見が対立することは必至とみているようだ。

見通し　両国共項目別に検討に応じながら政治的話し合いを進め日韓会談全体の妥結のため最終的には大局的見地から請求権問題の一括解決をはかることになろう。

在韓日本人財産請求権　岸内閣では在韓日本人財産請求権放棄を閣議決定していることは本紙三十九号で述べている通りであるが前述の韓国側の請求権小委員会の返還要求は余りにも虫がよすぎる昭和二十年八月十五日までは韓国は日本統治下であり戦争状態に入っていない従って日本は財産請求権ありと主張した。しかし韓国にあった日本人私有財産はアメリカ軍の接収で韓国は返還を受けたのであるから韓国側は日本人の財産は返還する必要なしと云って日本政府に請求権放棄を迫って大局的見地から岸内閣決定となったと思うが韓国側の主張論拠が正しいなら韓国にあった日本人財産請求権を認めて日本側に返還するものは返還し要求するものは要求する筋道を何故に立てぬかと云いたい。

「お前の分は米国が介在している関係外であるから放棄せよと迫り、これを強引に承諾させるや直に俺の分は支払いせよ」とは余り虫がよすぎるのではないか余りにも一方的で国際道義に反す無茶苦茶の韓国側の主張を日本政府は断固拒否するよう国民与論の力で日本政府をベンタツしたいもし日本政府は韓国のごり押しに屈して八原則を認めるようなヘコタレ外交をやるとすれば韓国に残してきた日本人の財産を当然国家補償する義務責任が生ずることを知るべきであろう。又朝鮮からの引揚者は国家補償を要求するはっきりした法理論的根拠がもてることになるから朝鮮からの引揚者だけにとどまらずオール引揚者は韓国のケースを以って一斉に日本政府の責任を追究することになろう。従って全引揚者は日韓会談を異状な関心をもって注視しておりこのケースが在外私有財産補償の鍵となることは明かであろう。又引揚者はこれで必ず補償の導火線を期すると云っている。

全国連合会主催の全国代表者会議

各ブロック代表の意見（その二）

本紙三十九号で、田中全連理事長所見に続き各ブロック代表の真剣な意見発表が次の通りあり、来賓各位に強い刺激を与えたことは見逃がせないから、各政党の今後の動きが注目される。尚、来賓は次の通り。

大平内閣官房長官、大橋自民党副幹事長安井参議院自民党幹事長永山忠則（広島）大久保武雄（熊本）福田篤泰（東京）前田郁（鹿児島）池田清志（鹿児島）藤本捨助（香川）加藤武徳（岡山）福田一（福井）天野公義（東京）木島百合子（東京）小川平二（長野）中馬辰猪（鹿児島）千田正（岩手参）北条秀一（東京）

註＝都府県名は選出区。敬称略

各ブロック代表の意見発表（要旨）

一、坂井博延氏（東海）

在外財産の問題は生やさしいものではない。要は各県連の結束を必要とする。団結力を強化することにつき中央で考えてほしい。

二、上倉藤一氏（北信越）

1、私有財産権確立を訴うると共に、早く在外財産処理を政府に強く要望する。

2、全連に要望することは一つは引揚者の結束を計ること、次には今回の選挙に於て立候補者に公約をとってほしい。

三、藤岡重司氏（近畿）

1、在外財産を条約の賠償にあてたことを全国民に知らしめよ。

2、在外財産の補償は単なる援護費ではないから、法廷斗争を実施せよ。

3、在外財産の早期解決とは何時か、全連は明言が出来るか。昭和三十六年を期限とせよ。

四、岡崎嘉太郎氏（中四国）

1、五百億円をふみ台として在外財産をとりたい。

運動には運動費がいる。給付金の増額七百億円あるではないか。

2、執行部のいう在外財産とからみ合わせる意見は寧ろ在外財産問題を弱体化せしめる原因にはならないか。

3、増額要求には数字を示してはどうか。からみ合わせることは政府や党の考えることで、来年五月までに増額に直進する必要はないか。この点中央で研究してほしい。

4、今回の総選挙には引揚者の票を以て望むべきでこれが又大きな力となるであろう。

五、林　昌治氏（九州）

1、最早十五年も経て在外財産といえるか、来年度を以て解決せよ。出来なければやめるがよい。

六、常盤常男氏（東北　北海道　宮城）

1、先般池田総理、宮城へ遊説のみぎり引揚者同志で迎えた。これにはかなり効果があったと思う。

2、全連は地方引揚者に運動目標をはっきり示してほしい。ただやれやれのかけ声だけでは動けない即ち如何にせば増額が出来るか。如何なる理由で在外財産の補償が可能かその点がほしい。

七、瀬下末吉氏（関東）

在外財産の補償解決は全員の結束にあり、長い時間でなく短期間でやりたい。従来は余りに理論に走り過ぎた憂いがある。今後は理論を乗り超えて実現したい。

八、有馬梯三氏（東京）

引揚者には今一つ大きな問題がある。それは住宅問題であって、緊急に解決すべきである。今後は同志的結束を固め東京都連も一本となって進む積りである。

番外発言記録

一、菊池氏（福島）

全連主催により引揚者死没者慰霊祭を執行してほしい。これは先年の公約がある。なぜ実施しないか。

二、某　氏（山口）

自分は遥々山口県からこの代表会に参加した。このままでは帰れない。会員に対して何等のおみやげがない。

三、山下好太郎氏（香川）

保険処理委員会を設けてほしい。

全員異議なし。

委員の選任は理事長に一任とす。

田中理事長の最後の答弁

一、県連の強化を計ってもらいたい。

無論同感である。会員に希望を持たせるには、単なる抽象論では駄目、一歩一歩段階的に進めたいそれも出来なければやめるより外はない。

二、増額問題と在外財産とをからみ合せて解決点を見出したいというのが予ねてよりの全連の態度であった。

これを会員の中には一年以内でやれ、段階的では駄目だという者もいるがその心境はよく判るが客観状勢を甘く見ることは危険がある。これを如何に推進するかについては尚検討すべき点がある。又、行なって出来なかった場合はどうするかという懸念もあるが、吾々としては全力をつくしてやるまでである。先刻来種々承った御意見の中には、物質的解決が困難の場合は精神的解決を考えるべきであるとの論議もあったが、神精的解決だけでは納まらないのである。執行部としてはあくまでも補償を目標として努力を傾到し、ある程度の見透しをつけた上さらに諸君に諮りたいと思っているから、今暫らく御任せを願いたい。

参議院議員
岸田幸雄

衆議院議員
首藤新八

引揚者ならどんな相談にも応じる（満州引揚）
司法書司
竹中重治事務所
神戸地方裁判所前
神戸市生田区橘通二ノ一三
電話④四五一一九番
自宅
電話⑦一四二七番

神戸銀行
本店　神戸市生田区浪花町56番地
海外　駐在員事務所　ロンドン・ニューヨーク

美しい店で
楽しいお買物

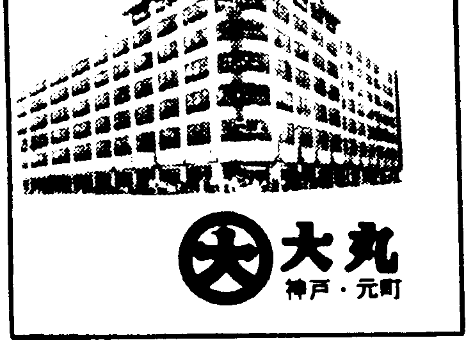

大丸
神戸・元町

国鉄御指定
常に新しく品格とセンスのある店
洋服は専門の関口洋服店
神戸元町四丁目（本通）
TEL4 三四〇九
四一四七

在外公館借入金整理

準備審査会法（廃法）復活 実現要求の声高まる

難民救済資金預り証所持者実態調査

満州、北支、中支、朝鮮等で大使・領事・公使館々員の生活費や一般日本人の生活及び送還費用が日本政府が送金できないので、当時の吉田茂外務大臣の電報に基き現地日本人から難民救済資金として領事館、大使館又は日本人居留民会等が一般日本人から募金して日本人の難民救済及び送還資金に当て、引揚げ後一年以内に日本政府から払戻しする誓約書を入れていた。資金のことでこの支払のため当時の参議院議員であった北条秀一氏が外務省と大蔵省の折衝に成功して、昭和二十四年五月三十一日成立する。引揚者運動の第一回目の成功である。債権者である引揚者は、確認請求して払戻金を受取ったが、意外に少ないのでこの法律は二十七年、三十年の二回に渡って延長成立して遂に昭和三十年十二月末日を以って時効となり今日に至っているが、引揚者給付金等支給法に基き請求に添付する証拠資料に難民救済資金預り証を予想外に添付しているのを発見したので、引揚連盟は本人の不注意もあるが当然の「権利」を知らずにいた。請求権者の引揚者の当時の経済事情と、経済界の特殊事情のため知らずにいたことも止むを得ないことであるから、請求権者が多数実在している限り当然この法律を復活させて、国家は謝意を表し国民に泣き寝入りにならぬような明るい社会を、国家が進んで範を示すべきでなかろうかと、全連会議でもしばしば討議された結果、請求権者の実態調査を団体がすることになっているから、該当部は速かに権利を守るため本部に届出てほしいといっている。

兵庫県会公正会より

県引揚連盟本部は 森幹事長、近藤政調会長名で

政策立案に当り要望事項提出を求められる

昭和三十五年十二月一日付を以て県議会公正会森之助幹事長、近藤次政調会長より、三十六年度当初予算編成期に当り政策立案のため要望事項を提出せよと連絡があり、県連盟本部を次の通り要望事項をとりまとめて十二月六日提出する。尚この写しは所管の県援護課厚生課にも提出する。

要望事項要旨　(1)引揚者住宅特枠の大幅受入れ実現 (2)引揚者国債担保貸付資金五千五百万円県費で実施要望 (3)引揚者給付金法請求促進PR実施 (4)引揚者給付金法一部改正決議を以って中央に意見書提出要望 (5)更生資金回収奨励金全額交付要望 (6)姉妹団体県更生事業協力会代表として、更生資金運営委員会に委員一名委嘱を要望

35年度（県営）引揚者住宅申込受付事務の

県本部 報告と所見を県に提出する

引揚の政治力で中央より獲得した引揚者住宅を県に受入れよるよう神戸市内で住宅困窮している代表四十名が阪本知事に陳情して35年度廿四万戸建設を認められこの申込受付事務は十二月十三日から十六日まで県厚生課住宅課と引揚連盟を以て三者事務担当者会議で県引揚者連盟三者事務担当者会議で引揚連盟本部に委託されたので藤岡事務局長、野村生田副支部長、小倉東灘支部役員、吉田職員、神戸市内各支部長奉仕で県衛生部二階会議室を県援護課倉本主任の斡旋で借りて実施した。

尚受付事務処理状況は次の通り（県引揚本部より県住宅課報告書よりバッスイ）

引揚住宅申込総数一一三名四人半に一戸の恵まれた競争率

尼崎市武庫川住宅十四戸に九二名明石市東二見住宅十戸に二十一名と云う一般住宅に比較して全く恵まれた競争率で東二見住宅の如きは二人に一人の割合である引揚者団体の政治力の強さに多数の申込者は感謝して自発的に会費払込みさせてくれと云う引揚者もあったが当然のような態度でいる申込者も一部あったことは事実で得手勝手な利己主義に係員はあきれていた。

申込数と参加数者

受付数は「一一三名」であったが申込参加者は「五一六名」の多数ありほとんどの人が「一万六千円以下」の月収者でないと申込資格がない規定に、ひっかかり受付で住宅難にあえぎながら法律と生活実態のムジュンを非難して空しく引き揚げていた点を今後の対策上見逃すことができない。

(1)**確認事項**

(イ)米穀通帳の提示を求め申込済の当連盟受付印捺印する。

(ロ)引揚者証明書又は引揚者として立証出来る資料の提示を求める外現住地市役所に電話照会して確認出来た申込者に限り当連盟受付印捺印する。

(ハ)給与証明書、税額決定通知書は収入基準表に対照し、厳重審査して受理する。

(ニ)前設(イ)(ロ)(ハ)事項確認すれば申込書、下部欄外に当連盟申込済及び受付印を捺印する

(2)**受付処理状況と所見**　申込参加者数の多い割合に申込受付数の少ない原因は次の点が挙げられる。現行の公営住宅法の一部と住宅困窮度の高い市民生活の実際は著しく異っており従って現行法一部改正を真剣に考慮せねば低家賃住宅建設の意義を失う恐れあり、依って速やかに実情に即応する改正と対策及び取扱い事務緩和の必要を痛感して次の四項目を参考資料として述べたい。

(イ)高額所得と云うところまで至らぬが一万六千円以下の低収入で現在平均三人家族世帯では生計困難であることが常識をされているに拘らず現行の公営住宅法では一万六千円以下でないと第二種住宅申込みできない規定は余りにも矛盾あり実際にそわぬも甚だしいと思う。その理由は次の通り・一万六千円より若干上回る（一%～二%）収入がなければ一家は喰って行けないことは前述の通り従って夫婦共稼ぎして辛うじて人間としての最低生活を守るに精一杯である。ところが第二種住宅申込みせんとすると一千円から二千円程の僅少の差額で超過するから受付困難であった事実が申込参加者数と受付数の差異となった大きな原因であり理由である。

(ロ)日雇労務者、行商人等職業不安定な人は給与、税額決定両証明が受けられぬため申込を断念した人も少くない。

(ハ)交通費軽重問題を訴える者が圧倒的に多い。その中で申込希望地と勤務地の通勤費概算及び家賃を計算して真剣な表情で残念ではあるが申込みを断念する外なしと正直に告白する申込参加者が若干（一%）あった点は注目したい。

但し神戸市居住者許りであった。

(ニ)用紙交付した市町村で引揚者住宅申込みする旨を述べると用紙交付を拒否されたから用紙交付して欲しいと申出るほとんどの人は市町村の不親切を非難して事実は今後の窓口取扱上重要な参考資料として関係機関の連絡緊密化を痛感する。

(ホ)公営住宅建設は当初予算編成時に既に計画されているのであるから、住宅困窮者の登録制度を設け事前調査と希望参酌して建設計画起案こそ実情に即応すると信じる外募集直前の公表は事務的にはよいとしても旅行中で相談が出来なかったりする等の理由に依り期間内に間に合わぬ住宅困窮者に対する細かい親切心からも又県下に住宅を必要とする確実な資料と実態把握する上からも必要と痛感する。

(3)**広報**　厚生課の指示を受け住宅課と受付に関する具体的な意見一致が済んだのが十一月二十五日であり、三十日住宅審議会で正式決定まで待機して十二月三日公表、十二月五日申込用紙二〇〇部受領まで僅かの期間のためP・Rが徹底したとは認めない依って今後関係者の緊密な連絡を痛感する。

(イ)十二月三日四六支部長（市郡別にあり）と県営住宅予約申込者五八二名に案内状発送する。

(ロ)十二月一日神戸、兵庫、産経、読売、朝日、毎日中国日日等の報道機関に協力依頼する。

(ハ)十二月一一日九時から十七時まで神戸市内全区明石市内全域尼崎市の一部に宣伝カー二台出動して広報宣伝する。

(ニ)十二月十七日抽籤番号決定と同時に申込者会員に通知書を発送したが郵便遅配により（局の消印十七日付）神戸中央郵便局配達課に抗議申入れしたことを申添えておく。

（**追加**）十二月二十日抽籤で当選及び補欠決定の後当該者全員に決定通知書を発送する。

県引揚者連盟の努力が実を結び二十四戸の

35年度 引揚者住宅（県営）

当選者決定する

二月十四日に、県引揚者本部は政府公約に基く二万戸の引揚者住宅の三十五年度割当枠を神戸市長、県知事に受入れするよう神戸市内の住宅困窮者の代表約四十名を引卒して藤事務局長を先頭に各支部長が何回となく陳情を続けた結果、神戸市営が二十戸、県営二十四戸の引揚者住宅建設までこぎつけ、この内県営分は申込受付を神戸市各支部長の応援を得て十二月十三日から十六日まで実施、この受付事務は県より県引揚者本部が委託され、県衛生部庁舎大会議室で実施、十二月二十日十時より繊維会館で公開抽籤の結果、次の人が当選、入居は来春四月上旬の予定である。尚、神戸市営二十戸の引揚者住宅は来春二月下旬申込受付予定らしいが、この外引揚者住宅として既に入居決定した尼崎市営の引揚者住宅六戸の外、各市の引揚者住宅が建設されたことは、県引揚本部の涙ぐましい努力の結晶で、引揚者団体に関係引揚者は口を揃えて感謝の意を表しに事務局にきている。又、東二見、武庫川両住宅（県営）の申込総数一一三世帯で、内抽籤に当選入居予定者は次の通りだが、入居決定は実態調査と審査にパスして一月末までに決定する予定のようだ。

明石東二見住宅当選者

伊藤喜八郎　新山　京子
吉田　芳江　越智　達也
高田　秀実　星原　源吉
小林　昌弘　武　正夫
山崎　とよ　浅香　春夫
補　欠　棒　治
穀本　和夫
田辺　忠己

尼崎武庫川住宅当選者

石田　米子　桑江　桂子
熊谷　清　長谷場　実
北村　静枝　滝田　義子
吹田　順子　橋本　武
勝部正次郎　穀本富美子
牛島　雄視　朝田　玲子
笹盛　光明　浦上　晴
補　欠
木谷スミ子　原田　葉子
嘉戸　令三（以上県営）

尼崎市営引揚者住宅

当選入居者決定

尼崎市営引揚者住宅六戸を三十五年十月二十六日に申込者二十三名より抽籤、三十五年十一月二十五日尼崎市住宅抽籤委員会で審査して次の人が入居決定する。尚、引揚者住宅所在地は、尼崎市西混陽字陽田一〇ノ一。

入居決定者

笹盛　光雄　村上　定
岩崎　武夫　森下　長男
池田　博司　高橋　一郎
以上尼崎市営

引揚者の人道愛が実を結ぶ

旧満州国皇帝の弟

溥傑氏等釈放の朗報

引揚者団体全国連合会の指令で、特に旧満州からの引揚者が中心となって、総てを超越して人道愛の立場から旧満州国関係の戦犯釈放嘆願署名運動を起し、中共の周恩来首相に根気よく送り続けていたところ、中国最高人民法院は劉少奇国家主席の特赦令に基き改心戦犯五十人の釈放が発表されこの中に旧満州国皇帝の弟さんの溥傑さんが加えられている。これは引揚者が思想や政治を乗り越えた人類愛の勝利といえよう。この喜びを待ちこがれていたのは「悲劇の王女」として有名な溥傑夫人の愛新覚羅浩さんという日本婦人は、横浜市港北区日吉町の自宅で喜びと感激でむせられておられ、許されれば中国へ渡り日中の真の国民親善に半生をささげたいといわれて再会を楽しんでおられるようであるが、愛嬢故慧生さんもどんなに喜ばれることであろうと、関係者は朗報の中に暗い一面が隠されないようであったと報じてきている。と、県引揚連盟生田副支部長の野村直次郎さんは語った外、我が事のように喜びの言葉を次の通り県本部で語った。

溥傑さんの釈放は、なんといっても嬉しい。引揚者が毎月一千通以上の嘆願署名を中国の周恩来首相に、世界の人道上から人類愛を訴え遂に特赦にまでこぎつけた正義感と勇気、忍耐力に、引揚者の人間味あふれている点は全引揚者共通した血のつながりがあると確信して、引揚者として誇りをあらたにした。とにかく嬉しい。

謹賀新年
兵庫在外資産新聞社

ピンパーマ　コールドパーマ
美顔術　着付
美容室　花園
貴女の個性を生かし、センスのある装いを生み出す、美容室、花園へ是非一度お出掛け下さい
生田区、トーアロード高架上ル四軒目電話㉟0530

営業種目　各種冷房装置・電気冷蔵庫
冷却装置及修理並ニ販売
（K・K 不二工機製作所、販売店）
各種冷凍機部品販売
三菱電気冷凍機販売工事店
株式会社　萬国商会
神戸市生田区楠町六丁目八番地
電話④一〇八八番④九六五一番

美術設計
誠実施工
一級建築事務所
稲田工務店
（ハルピン チチハル引揚）
代表　稲田正雄
本店　神戸市兵庫区菊水町十ノ一四七
TEL⑥四九四三番
支店　神戸市生田区元町通り三ノ五三
TEL③八六五九番
引揚者には家に関する相談は無料
月賦建設御相談に応じます

交通の便、広間設備あり
神戸唯一閑静
県引揚連盟本部紹介あれば相談応じます
元天津　神戸館、県引揚連盟理事
桔梗家旅館
神戸市兵庫区松本通五丁目四ノ一
TEL　神戸⑥⑤ [illegible]
市電上沢四丁目電停山へ半丁上る

神戸市内の住宅困窮者朗報

神戸市営引揚者住宅の

予約申込みを引揚連盟受付中

神戸市民生局長、福利課長、住宅課長、秘書課長の好意と協力により三十五年度に市営の引揚者住宅廿戸建設は既報の通り決定したが建設地で予想外行き悩みまだ決定していないが、神戸市住宅課長は垂水区狩口町で六帖、四帖半二間の一棟建二戸を予定していると語つておられるので、県引揚本部と神戸市連合支部が協議の結果県本部で正式申込受付が決定するまで県営引揚住宅の例に習つて予約申込受付することになつたから、神戸市内居住又は市内で勤務及び事業場を有している引揚者は予約申込みをして正式申込み決定受付が始まるまで登録しておけば正式申込受付公表や新聞を見忘れしていても又申込資格上の予備知識をもつておれば、あわてたりする必要がなく登録（予約申込）引揚者には必ず県本部から正式申込するよう案内通知書を発送するから安心して貰えるはずだと藤岡県本部事務局長は語つている。尚登録者の中で郵便返戻される人が県営に引揚者住宅予約者に相当数あつたから必ず郵便物が到着する住所明記して同居（間借り）している場合○○方又は○○様気付を忘れぬようと同本部は云つている。

引揚者国債交付数（35、12、16現在　神戸財務部調）

兵庫　遂に拾億円台突破する

兵庫県下の引揚者国庫債券交付数は昭和三十五年十二月十六日現在神戸財務にの発表は次の通り十億台突破した。

件数　七万三千八百六十二件

国債交付総額　十億八千七百七十二万一千円

担保貸付貸金　一億六千四百三十一万五千円也

残額　四千四百万円也（国民金融公庫神戸、姫路、尼崎三支所より貸付け分）

引揚者国債が県下で二億円以上現金となる

引揚者国債が国民金融公庫神戸、姫路、尼崎三支所で担保貸付され又郵便局から現金買上げられこれを資金にして小商売の開業あるいは運転資金のテコ入れとして更生意欲を盛り上げ県民生安定に寄与した総額は次の通りと県厚生課は十二月二十二日発表した。

現金買上資金　五千三百拾七万三千一百四十四円

残額　一千四百二十五万二千八百八十一円

（以上郵便局現金買上げ分）

引揚者給付金受付と認定状況（S35、11月末　兵庫県援護課調）

受付状況

引揚者給付金　四七、五八三件

遺族給付金　一〇、三八八件

合計　五七、九七一件

（他府県より送付達されたものも含む）

認定状況

引揚者給付金　四六、一八一件

遺族給付金　九、四八九件、

合計　五五、六七〇件

（他府県より送付進達されたもの及び他府県へ送付したものを含む）

岸本清文県引揚給付係主任　県援護課二復係長に栄転

引揚者に馴染ふかく多くの人に親しまれていた県援護課引揚給付係主任の岸本清文氏は、今度県異動で同課二復係長に栄転された。

後任に高瀬敏郎氏が主任となられた。尚、岸本係長は同じ部屋におられ、高瀬氏は引揚給付係首席主事であった。

武内笑子氏は県立西宮病院医事課へ転勤された。

的場カズ氏は援護課二復係転勤される（隣りの係）

品川和子氏が後任として林務課より転任してこられた

歳末援護愛の持寄り運動に

同胞愛に各支部に訴える

県と県社協が例年実施している歳末愛の持寄り運動に県引揚本部も例年通り参加団体として協力するため、四十六支部に激を飛して年の瀬を越す気の毒な同胞のため社会愛を訴え、直接地元社協に金品の多少を問わず供出を要望した。

地方便り

一、伊丹市役で、更生資金申込用紙の相違で市長副申を拒否され、この交渉で半月以上も遅れたと申込者Y氏はカンカンになって、相談に県本部へ来局したので話合いで解決したが、形式的なお役所仕事ムキ出しには、市民の時間と金をかけて迷惑していることなんかどこ吹く風の如くでは、窓口民主化ほど遠い。困ったものだ。知事さんや市長はこんなことを知っておりますか。

二、神戸市営の引揚者住宅特枠七戸分を公募し九月二十六日締切ったが、神戸市連は予約申込者全員にはがき案内したところ感謝状が殺到したが、この事実は住宅困窮度の高い事実を示す。県・市町村当局も、このような引揚者が住宅に対する生の姿を知ってほしいものだ

三、請求書を出してから予想外に永い間音沙汰ないがどうなっているか、と照会殺到する。ひどい人は一年半も放置されているとコボしてきている。中には他県扱いが意外に多いので、県本部は直接抗議することにしているから、どんどん苦情を待っているそうだ。

支部便り

九月二十八日、小野支部役員会を小野市保健所で開催、給付金増額、更生資金活用、引揚者住宅、総会開催、運動方針等を全役員ほとんど出席、協議して一月中旬に総会を開催を予定に一致する。

四、芦屋支部総会を十一月五日十四時から市役所四階会議室で三十五年度総会を開催、支部長以下役員全員留任する。会員慰安に十五日奈良見物を貸切りバスで実施することを決めこれを実施した。

五、西宮支部総会は十一月十三日十三時、今津公民館で開催、来賓に岸田幸雄参議院議員出席、決議のあと引揚地別懇親会を二〇〇円の会費で実施し盛会であった。

六、葺合支部役員会を十二月四日垂水天野亭で開催百崎副本部長（神戸市連会長）久保井同副会長、藤岡事務局長出席、栗山支部長以下十一名引揚者住宅等の問題を討議して五百円の会費で会食する

◆更生事業案内◆

中華料理講習会　大陸引揚者に馴染ふかいブタマン、ギョウザ、シューマイ、中華そば、わんたんの味は忘れられない。栄養になり、体は温まる、安い、この条件が引揚者の口から内地の友人に伝わり全国に普及、これに拍車はかけたのは戦後の食生活改善運動で体育向上問題が伴って中華料理は専門店から家庭料理に発展したので、元満州畜産大学食堂主任の川田栄氏が中華料理講習会を開き指導して、本職以上の腕になった人は支那そば屋を開業している人もある程の評判が高く喜ばれている。何か小資本で商売をしたい人にアツライ向きの商売は中華料理の支那そば屋で、少し資本があれば製麺業でも開業できるまで教導すると川田氏は言っているから、希望者は神戸市兵庫区西出町四三〇中華料理普及会講師川田栄氏まで。

引揚者給付金に四九三人の

資料皆無者が救われる

引揚給付金法が制定されてから、兵庫県下で資料皆無のため、市区町村の窓口で受給権がありながら相手にされないで無資格者扱いにされようとしたり、又、止むを得ず請求権を放棄しようとする気の毒な引揚者が県本部に涙を流して相談にきたほか、引揚者に間違いないが記憶喪失症となって外地生活が思い出せない老人等は、冷たい窓口係員の態度を非難しながらかけ込んできた人達のため人証者調査や資料集めの照会等で取り扱った人が十二月末日で実に四九三人の多数の人が救われていることが発見されたが、こういう人達のため窓口、認定両機関も今少し温かい思いやりで処理してほしいと県本部は言っている。

神戸市立総合授産所は

職業補導受講生募集

神戸市立総合授産所（所長日下義夫氏・兵庫区中道通四ノ二）では、家庭生活や職業に必要な技術を修得させ、生活と職業の向上をはかるため、十二月一日から二十八日まで「機械編物」「テレビ」「謄写印刷」の三科目の受講生募集をしている。一月六日入所を予定している。又今后の希望者は各区市民課又は本庁民生局生活保護課へ問合せすればよい。尚、受講料一ヶ月三百円、受講期間三ケ月。

引揚者住宅（県営）

申込者のため県本部宣伝カーの出動

十二月十三日から始めた引揚者県営住宅申込者のため県本部はビオフェルミン製薬久保井常務と明石蓮井支部長の協力と好意により、十二月十一日早朝から午后六時まで神戸市内を中心に宣伝カーを出動してPRした。

法廷で黒白

中共治下の日本人私有財産登録と日本政府の態度を非難する

人間が生きるため必要な基礎的条件は「生命と財産」の安全保障されることが鉄則である。この鉄則が守れてこそ基本的人権が保障されているといえる。平和時代には人間の「生命と財産」がオビヤカされることはないが万一がにもドロ棒や殺人事件があつても直に色々の制裁を加えることができるから人は安心して生活ができる、しかし戦時中でも非戦斗員の「生命と財産」を保護されることは、しばしば述べている通りであるが、しかるに終戦後大陸の総ての日本人は生命の危険にさらされ民族感情による復シュウによる迫害の一日もない日はなく私有財産は家財道具に至るまでリャクダツされた。

第二次大戦の特色は戦時中でなく停戦協定成立後がひどかった非人道的な暴行の限りなき事実は満洲を中心とする大陸が多かつた国家保護権もなく従つて国家の機関がない日本人は国としての力なき前には涙を呑み露命をつなぐ日本人ばかりの相互扶助が手一ぱいであつたが死の一日一日の中で奉天、新京では祖国日本のため戦争賠償金や日本人私有財産が産業経済に貢献した事実を国際歴史に記録しておこうと日本人の財産登録を身に迫る危険をオカシながら実施したことは本紙一頁で述べているから省略するが、戦争賠償金請求問題は関係国から出てきていない事実は何を物語るか述べるまでもなく死をオカシて私有財産登録があつたこそであろう今は日本人の手にこそないが彼等はこれをよく知り請求しないと云うことは戦勝国民としてせめての良心であろうと善意に解しておきたい。勇敢な日本人居留民会の死の財産登録の意義は大きいことを以上で日本人なら認識できることと思う。しかし日本政府はこれをよいことにホオカブリを続ける許されない終戦後日本政府は外地日本人の生命と財産を護ることができず、しかも無一文となった日本人を連合国の指示を無条件受諾して送還命令をしてきたが当然送還費用を政府の行政費から支出せねばならぬのに拘らず費用は一文も送らず引揚者に負担させたため現地日本人は男女共身を粉にして引揚げると云う基本的人権も何もあったものでない非人道的な引揚げさせた引揚者の私有財産のお蔭で前述の賠償金請求問題が起らないからと云って知らぬ顔の半兵衛は虫がようすぎるし、それでは日本の良識が許さない（註平和条約調印国は賠償金と在外財産権は差引きしているが中共ソ連は平和条約未締結国である）ので引揚者は日本国家補償も要求して久しいが日本政府は国家財政を口実に誠意を示さない引揚者は国家財政を無視してまで我意を押し通す意志は断じてない、ようは政府の誠意と私有財産尊重の原則を政府が認め適切な措置を法的に取ることを望み運動を続けてきたがこの真相を一般国民に知らしめようとしない政府の態度を断固許さない決意を持って裁判で黒白をはっきりしよと全連代表者会議で全員一致の意見となったことで今後の引揚者運動はかなり活潑化となろうと厚生省大蔵省は注目しているようだ。

税関貨物取扱人業務認可
事業内容
船舶代理店業務
ステベ業務
倉庫荷役業務
沿岸荷役業務
輸出入貨物の船積及び取引業務
（通関事務を含む）
上地通運株式会社
社長　小国豊
本社　神戸市生田区海岸通五丁目一六
電話元町④七四六六〜七四六九

腸に
整腸消化・乳酸菌製剤
ビオフェルミン
★下痢に・便秘に
整腸・保健に
ビオフェルミン製薬株式会社
14

貸衣裳
一生に一度の晴の挙式の花嫁姿は関係者の方は大変お悩みのことと存じます。しかし御安心下さい「美粧院併設して着附には「古い経験と」「新しいセンス」の御衣裳と着付「専門家揃」の当店へ御用命下さい。引揚者の方なら御予算の点等のどんな御相談でも応じますから御遠慮なく申付け下さい。
神戸市葺合区二宮商店街
貸衣裳と花嫁着付
喜久屋
店主　久斗国夫（新京引揚）
電話神戸2局〇〇一四番
特典　連盟本部からの紹介者には特別割引します。

食生活改善は家庭から
栄養百パーセントの中華料理から
中華そば、わんたん、ギヨウザ
シユマイ、即席用だしの素
小売人募集
中華製麺と即席用だしの素卸
中華料理講習　受講者募集
神戸市兵庫区西出町四三〇
中華麺普及会　中華製麺所
所長　川田栄
電話神戸五局七九五一
受講希望者は本会又は県庁内引揚連盟本部事務局宛

元　新京扇芳亭
紳士の社交場
クインビー
神戸市生田区三宮町二丁目
電話③六五八五・六五八六番

姉妹店
扇芳
神戸元町駅前小路
電話③二一六一番

広告募集

一、定価二段九行で千円均一

二、原稿広告主から直接受取り送付されたし

三、斡旋者には薄謝を呈します

備考　年契約は相談に応じます

兵庫在外資産新聞社

AB-ヒ3

引揚
全連通信

発行所
東京都千代田区丸の内
2の8　仲12号館6号
中央日韓協会内
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（281）1684
編集兼発行人
東京都台東区谷中初音
町4の84　片野英一郎
（定価月 100円）

私有財産
不可侵は
世界人類
間の鉄則

日韓交渉と財産請求権

全連が在外私有財産補償早期解決要求のため起ちあがった現在——日韓問題の成行に拘泥しないまでも、対韓補償に含まれる微妙性が全体的へ如何なる連鎖作用をするかなど全然無関心でいられるべき筈のものでなかろう。（日本）及（同和）に発表された田中理事長の見解をば了承を得てここにとりあげた。

全連理事長　田中武雄

いつ果てるとも思えない日韓交渉も、ここ数日来の新聞報道によると、朴最高会議議長は相当強い決意の下に交渉の妥結に踏み切るようにうかがわれるのであるが、果たしてしからば両国のため慶賀に堪えないところである。昭和二十六年日本側代表松本俊一氏と韓国側代表梁祐韓氏との間で予備会談が持たれてから正に十年であるこの間新聞や雑誌では、そのときどきの両国の雰囲気やジェスチュアによって、交渉が一進一退しているかのごとく報道されてきたので、世人もそう思ってきたのであるが、それは派生的些末な案件だけで、問題の核心は一進も一退もなく、不変不動の方針で貫かれてきているのである。しからばその一貫せる不動の方針とは何か。それは牢乎たる民族感情に胚胎するもので、すなわち第一は、日本の四十年に近い支配をもって朝鮮を奴隷状態において侵略搾取をほしいままにしたからその賠償を要求するという思想であり、第二は韓国は日韓併合の事実を認めない、併合条約は無効であるとの考え方である。

かく言うと、最近韓国に行ってきた人たちは、かの地の日本人に対する親愛感は驚くばかりであるから、民族感情が禍いをなしておるなどとはとうてい考えられないというであろう。これも一応もっとものようであるが、所詮は旅行者の表面的観察に過ぎぬ。民族感情というものは、そう簡単に割り切ることはむずかしいのである。日本人をなつかしがる気分と、かっての支配に対する反感とは、別のものであることに留意せねばなるまいと思う。

ここで日本在韓財産請求権の抛棄と、韓国の請求権主張との関係、ならびに日韓交渉の複雑化に対するアメリカの責任を明らかにしておきたい。

日本政府は、国民の在外財産権に関して、桑港平和条約以来失敗のしつづけである。いまさら事新しく論ずるまでもなく、個人の私有財産権の不可侵は、国内法はもちろん国際法においても確立せられている原則であるにもかかわらず、アメリカ占領軍は、終戦後韓国において、日本人の私有財産を没収し、これを韓国に移譲した。これは当然不法行為として問題になる事件であるから、その禍根を断つため同条約第四条に新にB項を設け、朝鮮における占領軍司令官の行なった処理の効力を承認する旨を規定し、そしてわが政府はこれに同意調印したものである。だから、アメリカおよび韓国側は、日本人の財産権は喪失したものとの見解をとったのである。

しかしわれら所有権者は、右四条B項の規定は処理の効力を承認したまでで、これをもって所有権そのものを剥奪する根拠にはならないとの建前をとって、韓国に対する請求権の存在を主張してきたのである。しかして政府もこれに同調して、パンフレットをもって国民にするPRとともに国会でも言明したのである。しかるに昭和三十二年十二月の日韓協定の際、アメリカ政府は前記B項の解釈に関する見解をわが政府に表明した。

それによると、日本側は請求権の主張は出来ないが、しかし朝鮮側もまた日本側の請求権抛棄の事実を充分考慮に入れて、本問題解決のため話し合いをなすべきである、云々と説明せられてある。

ここで特筆したいことは、日本政府としては、以前からわかっていたことであるから、それはそれとして胸にたたんでおけばよいので、何も改めて抛棄する必要はないのに、それを公式に声明してしまったのである。まことに不可解千万のことである。こうなってみると韓国としては自分の方の請求権を主張するのは当然である。

次に請求権の額の問題であるが日本側の在韓財産は全在外財産の約二三%であり、しかして前者については、終戦後GHQその他アメリカ側のもの、日本官辺筋のもの、民間識者の調査によるもの等を総合して、個人財産約一兆二千億円程度と推計せられ、また後者については、民間の有力権威筋によって正確に近い数字が出されているが、これは現に交渉が進行中であるから具体的数字はさしひかえることにする。

最後に、日韓交渉紛糾の原因とアメリカの責任について一言したい。韓国側の対日請求権の内容が多分に過去の朝鮮支配に対する賠償要求の気分を孕んでいることは前に述べたところであるが、もちろんこれは朝鮮人自体の反発によることを否定するものでない。しかしそれが終戦後アメリカ軍司令官によって、日本の支配が朝鮮を奴隷状態においた云々の声明によって、強烈に拍車をかけられ、事態を一層困難なものにしたことは否み得ない事実である。

しかるにアメリカ人の多くは、韓国人の反日感情は戦前からのもので、アメリカのこの声明とは何の関係もないと白々しいことを言うのであるが、この考えこそが終戦直後日本を再起不能ならしめようとして、占領政策を進めたかに見える一部の者の考え方と符節を合するものであり、また平和条約第四条B項のごときものを新設して、占領軍司令官の責任を帳消しにした手口とも相通ずるものがある。この点について詳細論じたいが、余白がないので他の機会にゆずる。

われらは米国の援助と好意について感謝すべき点は十分感謝しているが、正義と公平の念に強いはずの米国の理不尽なやり方に対しては、承知がならぬのである。わが政府もしっかりしてもらいたいものである。

× × × ×

—三池 信氏—

衆議院議員——佐賀引揚県連会長

わたくしは現在、在外私有財産問題議員懇談会の世話役という役目を、大変に光栄あるものと存じて御引きうけしているものであります。懇談会内部の理解度は回を追うごとに深まり、政治するものに要求される万般に亘る視野の中にこの問題に対する関心が動かぬものとなって体型づいてきましたし、その掘下げの真剣さに触れ、わたくし自体、引き揚げ者でもあり、いわゆる当事者側でもあれば、その意味での一入の感激を深めつつあるものであります。

国政の一翼を担なう立場の自覚は、国の、政府の威信保持のために、忠実であらねばならぬこと云わずもがな、本問題等に冷淡であってよかろう筈はなく、解決策を、しかも早期にこれを行なうことに対し、糸口のほぐし役とし、また、たぐり役として、微力ながら全力を傾倒しています。

団結など必要としない自発政治をこそ理想のすがたとしますが、一国の政治は微妙であり多岐複雑でありますから及ぶべくして及び得ざる場合もあり（よびかけの声）として団結というような形もまた——という以外、世にいう（圧力）のごとき呼び名は飽くまで客観的なみ方によるもので、圧力にうごかされるなど、あってよかろう筈もなくそれほど日本の政治は、不見識なものではなく、貧困を極わめてもいません。

本問題で出来あがった何百万の団結は即ち及ぶべくして及び得ざる政治の姿勢をたださせる意味では、また、貴重なものといえるわけで、その土台にたって折衝は堂々と、しかも、知性ある行動の下で行なわれることが理想です。

終着点に至るまでには、いくつも関門があります。そこにみえているようで、一つの関門を通っても、まだ、いくつもの関門を通らねば到達しません。合理的に、しかも早く、その一つ一つを消化してゆくべきです。

一引揚者として、また一国会議員として、あわせ得た良識に即し得たいことをひたすら念願するものであります。

更生資金ブロック会議開かる

◆東海、北陸、信越◆

十月二十四日、浅間温泉で（東海、北陸、信越）更生資金ブロック会議が開かれまがり角にきている更生資金をどう改善継続するかを中心に真剣に討議された。

厚生省からは福田庶務課長、橋詰事務官、国民金融公庫からは、荒井監理部次長、地元国民金融公庫松本支所深田支所長が出席し、関係九県の厚生課長、若しくは代理、協力団体長全員出席、総勢三一名で熱心に問題を懇談的に協議された。なお更生事業中央協力会からは、岡崎副理事長が参加した。

更生資金問題 は当面のあり方（即ち昭和三十八年度）と将来（昭和三十九年度以降）の問題の二つに区分して論議された。

当面の問題としては、

1　更生資金利用の激減の理由は、手続き経路が複雑である。

2　五万円では現在の経済環境では利用価値が少い。

3　申込と貸付決定の期間がありすぎてタイミングが合わない。

4　世帯更生資金等が従来の更生資金の需要層に指向し、ボーダーライン層はこれに移行、零細企業者的に多少なりとも成長した引揚者或はこれに準じた階層は一般金融からシアットアウト、公庫の普通資金すら借りられない。こういう階層は社会政策、産業政策いづれのベースにものらない。

5　引揚者の一〇〇万世帯のうち、三十万世帯が安定、三〇万世帯が不安定、四〇万世帯が生活困難層として苦労している。

等々から、現更生資金の時代遅れが、利用度を低下させているので、不必要によるものでないということが結論づけられ、当面解決としては

1、政府公約による引揚者給付金公債担保貸付枠の残高三五億円を更生資金の資金源に廻し、現在資金と併せて約四十一億として、その需要を満たすこと。

2　一件当り貸付限度を一五万円にすること。

3　現六分の年間金利を四分乃至五分に引き下げること

4　貸付期限を最高七年に引き上げること

なお、協力機関たる更生事業協力会の存続が必要であるかどうか、については、

1　現在の償還延滞金を第一次より第四次まで第五次から第七次までに分けた場合諸条件から考えて——四次の分は回収不可能とみられるものでも年々一億円を回収されている。

2　県によっては協力会の存在が零細企業育成や更生資金運用に多大な貢献をしていて、これを廃止すると大きな問題が生じてくる。

3　右二つの理由からとも勘案して、絶対に存続強化しなくてはいけないし、その趣旨を理解すれば、むしろ補助金などのあり方も、助成金として、年々経常的に国庫支出をしなくてはうそだ。

以上、出席者全員で確認申合わせをし、県は県の立場で、中央協力会及び引揚者団体でも夫々の立場で、目的達成に邁進することになった。

次に将来のあり方としては、長野県の協力会提案としての更生資金制度改善案を全面的に取り上げられ（追って発表）原則的にこれを承認することになり、昭和三十九年度には新制度として現行制度をこれに移行させることに全員協力することを申し合わせた。

限度額引上げと貸付重点へ協力

◆関東◆

更生資金関東ブロック会議は予定どおり十一月九日午後一時から箱根湯本、吉池旅館で開かれ、厚生省、公庫、更生事業協力会、引揚団体の関係者ら各県もれなく出席した。

全連、田中理事長の代理として出席した片野全連事務局長は、中央協力会の（旧）専務理事として、瀬下末吉新専務理事へバトン引きつぎをもあわせて挨拶した。

当日の会議中で注目すべき重要事項としてあげられる点は、貸付限度額の是正という問題であった。

時世推移に伴う物価指数からみて、現行五万円の貸付限度額では、最早や生業資金としての効率が少ないこと。いわゆる（帯に短かし、たすきに長し）で、生活費に食いこんでしまうおそれがあり、貸付—返済の実にそい得ない結果となり、起ちあがり資金の本質を失うこととなる。

つまり、生きた貸付—返済の合理性に即すためには、尠なくとも十万円程度に限度額を引き上げねば意味がない。ここ二、三年来、会議のたびにこの点の指摘が声にのぼるが実現にいたらない。是非、今回の会議の収穫としてこれが実現の緒口をほぐしたい。との要望がつよく打ち出され、措置案として（公庫保有金（あそび金）の余剰枠をもって引きあて、実現へ操作調整策をたてる）ことなどについて、当局の真剣な検討をもとめる一方、協力会側も今後は貸付（借入）重点主義で、借入者の指導、斡旋に力をそそぐことなどが、際立った事項として討議された。

ブロック会議日程会場決る

（近畿・四国）……………（九州・中国）

一、日時　昭和三十七年十一月二十日、十時—十七時、同二十一日、九時—十二時
一、場所　福岡市新柳町、三力荘
一、議題　イ、更生資金運営に関する件
　　　　　ロ、更生資金回収に関する件
（主催県）福岡県
（参加県）佐賀、大分、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、福岡、山口、岡山、広島、鳥取、島根、

◇

一、日時　昭和三十七年十一月二十六日、十時—十六時同二十七日、十時—十二時
一、会場　大阪市東区京橋三ノ三五、大阪府立労働会館二階会議室
一、議題　各ブロック会議と同議案
（主催県）大阪府
（参加県）兵庫、京都、滋賀、和歌山、奈良、大阪、愛媛、高知、徳島、香川、

外資同版

在外資産補償確得期成同盟
総本部書記局弘報部

外資同拡大中央会議

と　き―昭和37年11月6日　午後1時
東京都　港区芝公園　中労委会館
全国参加代表（600名）

審議会設置について

全国各代表らの陳情

意識の統一と、次の大会対策

（写真）外資同拡大中央会議

自民党内閣部会で検討中の引揚者在外財産について内閣に審議会を設置する可否に関しては全連側各府県代表の間断なき陳情や、全国からの葉書による各代議士に向けての陳情等がその効を奏して、部会の空気は極めて良好であり今一息！のところまでこぎ付けていたが、外資同総本部は来る臨時国会から通常国会にかけて、これが実現を図るための大動員大会が計画されているためこの大会の効果を狙って万全の地造り工作を主眼とし、十一月六日、東京に拡大中央会議を招集した。

定刻、藤岡重司中央執行委員の司会によって開会を宣言、山田副委員長開会の挨拶に次いで先着順に来賓として、上林山栄吉（鹿児島）野田卯一（岐阜）加藤武徳（参議院岡山）高橋進太郎（参議院宮城）高橋清一郎（新潟）中野四郎（愛知）三池信（佐賀）の各議員交々起って内閣に先ず審議会を設置せしめることは賛成であり外資同の一層の奮斗努力を希むとの激励挨拶があった。

（鈴木万平、中山福三、小沢忠恭の各参議院議員からは激励電報を寄せられた）加藤書記長の状況報告、津汲外資同委員長田中全連理事長等両責任者の決意の表明があった後、左記の決議を行ない各県班毎に要路関係筋への陳情が行なわれた。

決　議

戦後処理最大の未解決問題として海外引揚者の在外財産がある。引揚者は全国民の理解の上に立って正当な解決をのぞんでいる。即ち在外財産に関して速かに内閣に審議会を設置するよう要請するものであり、生命に次いでの財産は尊重され私有権が確認されてこそ真に民族の発展がのぞまれるのであるから、政治道としても国民からのこの要請にはこたえるべきである。政府は直ちに之が実現を図るべきであり、我等は又不退転の決意のもと在外財産問題解決を希求審議会の設置を急速に要望してやまない。

右、決議する。

昭和三十七年十一月六日
在外資産補償確得期成同盟
拡大中央会議

小西顧問

会議場へ朗報もたらす

十一月六日は外資同拡大中央会議の当日である。参集の全国外資同代表ら約六百名の熱気をはらんだ中労委会館、議事ようやくたけなわの午後二時近く、愴惶として会場に馳けつけた小西顧問から（審議会設置の件、本日午後十二時三十五分、党内閣部会で決定）の旨の報告がなされるや、期待とのタイミング自から上乗、期せずして万雷のごとき拍手のとどろきが会場を圧した。

なお、部会でのこの結論は、順序的に政調会（会長賀屋興宣氏）に移され報告されるとともに審議される。政調審議会は来る十四日に開かれる。

〃審議会設置〃を決める

自民党内閣部会

十一月六日午後十二時三十五分、自民党内閣部会（部会長、内藤隆）では在外私有財産問題審議会設置の件に関して協議した結果（内藤、金子、保科、堀内三池、小西（敬称略）の議員ら出席）内閣部会として〃審議会設置〃を決定するとの結論を出した。

☆　　☆

緊急執行部会

11月7日

拡大会議を終わった翌七日、外資同執行部は緊急会議を開き、理論の確立を図ること、特に農地問題との関連解釈また取扱い上の意識統一を図ることに努め、未結成地区劣弱組織に対する対策等の協議を行なった。申し合わせ決定をみたことは

一、都道府県別の大会は推奨する。未結成劣弱地区に対しては分担してテコ入れを行なう。これが工作は十一月中に完了すること。

二、中央大会計画については、十四日の政調会決定の線に従って緊急執行部会を開き具体策を検討する。

三、自民政調会に対しては可、否、中立の三者を早期に分明し重点的に説得工作を行なうこと。

余聞

近藤審議官といえば内閣調査室に於いて我々引揚者の在外財産問題に関しては最も関係の深い人である。さすがに総理府に陣取った能吏中の俊才である。執行部との初対面に於いて、先ず一発、「今時引揚者なんてあるんですか」と質問、津汲委員長の顔色がみているうちに変ってゆく。果せるかな。「貴方は何を仰言いますか」と応酬に、近藤さん返えす言葉が「引き揚げさせられた人はいるでしょうが引揚者はいないでしょう。自分で進んで帰った人はねえ」のこの一言！先づ小手を一本、なかなか相当なものだ。

☆　☆　☆

拡大中央会議の仕上げ

陳情各班の報告

内閣に審議会を設けてほしい!!

陳情団―国会要路へ

六日、本県出席者二十名と東京都北区支部長石井蔵三郎氏他と同道川島正二郎国務大臣に陳情した。その経過を次の通り報告する。

六日午後四時官邸に川島国務相を訪問した処幸いに在邸で大臣室に於いて快よく我々全員と会見していただいた。

本日自民党内閣部会に於て「在外財産問題審議会」を内閣に設けることを満場一致をもって決定したことを告げ、審議会設置が来る通常国会に提案されて決定出来るよう格段の御尽力をお願いしたい」と陳情した。

川島大臣は法律でつくることになると僕の所管であると、総務長官に電話連絡をとるなど積極的な協力態度を示された。又順調に行っていつ頃決定されるかという私の質問に、通常国会の初めに出したとして、決定は一月になるだろう。と答えて、最後に諸君の要望がうまくゆくように協力すると繰り返し力強く約束をいただいた。

報告責任　加瀬常太郎

×　×　×

（代表団構成）香川県、愛媛県、長野県、福島県
以上十名

午後四時三〇分陳情団十名は外務省に、大平外相を訪れ、本日全国中央会議に於て決議された在外財産補償確保のため、政府に早期本問題解決に必要な、審議会設置を強く要請した。

大平外相、これを諒承協力する事の解答を得、午後五時陳情団を解散。

報告責任　岡田順一

×　×　×

（構成）東京都港区、二十名、鳥取県六名、福井県五名

一、大野伴睦先生、

午後五時十分、ニュージャパン新館ロビーに於て・同会見全国の代表として過去の御懇情を深謝すると共に約束の御支援を懇請した。

先生は極めて機嫌よく確約された。

二、徳安総務長官、

午後六時首相官邸内長官室に於いて一同面接（港区、野田代表のみ）大野先生に対すると同様御支援を懇請し、併せて大野先生に御面接の状況と内閣部会本日の結論を報告せしところ、大野先生の御指示に随がい皆さんの要請に添うべく努力すると確約された。

三、野田卯一先生

午後六時三十分第一議員会館に参りたるも、既に帰宅後のため秘書を通し本日の大会に出席され激励せられた御厚意を謝し約束を御願いした。

四、金子一平先生、

野田先生と同様

五、七日午後野田、金子両氏に坂井が代表として面接する予定。

報告責任　坂井博延

×　×　×

十一月六日午後四時衆議院第一会館に赤城総務会長を訪問せるところ、結婚式参列で不在のため、秘書に面接、内閣審議会設置に御同意下さることは勿論、是非絶大の御協力をいただくよう伝達方おねがいした。（会長も当件に関してはかねがね承知されていることゆえ御意図のあるところは十分御諒解出来ることと存じますが何れ御出下さる二、三日前に御通知戴ければ都合致して置きます故、今一度是非御出で願い度い）との事で、後日の上京を約し辞退した。

報告責任　宇野鬼芳

×　×　×

迫水先生秘書、山中先生秘書、西郷吉之助先生に審議会の件、陳情す

（構成）鹿児島、宮崎、佐賀、大分、徳島、高知、各県代表

報告責任　山口岩吉

×　×　×

芝での会議終了後、直ちに議員宿舎（第二議員会館）に赴いた。

、竹山祐太郎先生、（中国へ出張中にて不在、秘書に来訪の趣旨説明してお願いしておいた）

一、西村直己先生、（やはりお目にかかれないために秘書によくお願いし、政調会副会長として、在外財産問題審議会設置に御協力方、特にお願いし、また静岡にてお措置を依頼して辞した。

報告責任　松岡義平

×　×　×

拡大中央会議終了後直ちに船田（衆）議員、植竹（参）議員の事務所に電話を以って連絡の上訪問し船田中先生には幸に面会が出来たので拡大中央会議開催の事情を説明し審議会設置に関し尽力方を陳情し了承された。

植竹（参）議員は帰郷、不在のため秘書に対し来意を説明し伝達方を依頼して置いた。植竹議員は議員懇談会の世話人であり且つ五日の招待会にも出席し挨拶された通り絶対的協力者でもあるので、同氏に面会出来なかったが状況念達の意だけ果した。

前記議員の外に衆議院山口好一先生と参議院湯沢三千男先生を事務所に訪問したるもこれ又不在につき秘書に来意を述べ伝達方を依頼した。時既に五時三十分過であったのでご訪問を打切った。

報告責任　影沢　充

自民熊本市郡連

在資審議会設置

要請決める

熊本引揚県連の働らきかけによって、同県自民市郡連合の役員会は、政府並びに党本部に（在外資産審議会設置要請）について、近く開かれる同県自民支部総会でとりあげるが、更にまた、県議会でも次回会議で決議されることとなっている。

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区丸の内
2の8　仲12号館6号
中央日韓協会内
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（281）1684
編集発行人片野英一郎
（定価1部送共20円）

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

政府、調査に踏切る

煮つまる在外資産補償問題

目的へ一歩前進す

さらに団結を固めよう

さる三月十五日、自民党役員会は「議員立法による在外財産問題に関する審議会措置法案を今国会に提出する」ことを決定したが、三十日に政府、自民党の間で協議した結果、先の党役員会の決定を白紙に戻し、政令により総理府に調査機関を設けることにきまった。政府が調査機関の決定にふみきったことは、関係国会議員をはじめ全国四〇〇万引揚者の火のような運動の結果とみられるが、このうえはさらに団結を固め、要求貫徹に向っていっそうの努力がのぞまれる。

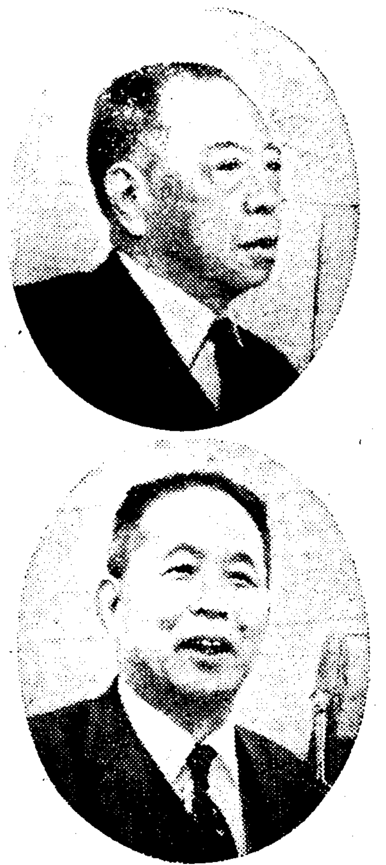

㊤大野自民党副総裁　㊦徳安総務長官

自民党政調内閣部会（部会長内藤隆議員）は三月十五日に決定の党役員会の方針にしたがって「在外財産補償問題審議会設置法案要綱案」をとりまとめ二十八日に政調審議会にもちこんだ。同審議会は政府側から黒金官房長官の出席を求め、同案の説明をおこなったが一部議員らの反対もあり、問題が重要であるためこの日はなんら結論をみるにいたらなかった。そこで、翌二十九日の党役員会でふたたび協議したうえ、政調審議会でこれを取りあげるかどうかを改めて検討することになったが、全連は、過日の全国大会で三月中に必ず審議会設置を決議、宣言を行なっており、自然休会前にこの問題を解決しなければ今後の進展が危ぶまれるものとして、全国の代表者を緊急動員し、荒井連副理事長（愛知県代表）を中心に、中野四郎、上林山栄吉、三池信、永山忠則ら衆院議員、小西英雄、植竹春彦参院議員らのバックアップで政府ならびに自民党に陳情折衝を開始した。

すなわち二十九日には六十数名の代表が総理官邸に居坐り、八田副官房長官に対し、審議会設置を要請、一方、院内に党役員会を訪ねて、三月中審議会設置を要望「党役員会は十五日決定の事項についてはこれを堅持している。ただ政府との間に意見の相違があり協議する必要がある」という回答を得た。また三十日、全連側は、荒井、加藤、山田の三氏が早朝羽田空港に大野自民党副総裁を出迎えて審議会設置を陳情した。

一方、自民党は同日正午すぎ院内で党四役会議（大野副総裁、鈴木副幹事長、赤城総務会長、賀屋政調会長）を開催、審議会設置について協議、鈴木副幹事長が池田首相をたずね、黒金官房長官をまじえて協議した結果、

①法律による審議会は設置しない。

②在外財産問題はなんらかの形で調査審議する必要があるので政令によって総理府に機関を設けて調査を行なう。

という点で意見の一致をみたが、ここに於て、政府はきたる五日の閣議で「総理府組織令」の一部を改正し、臨時在外財産問題調査室および臨時農地被買収者問題調査室の設置を決定することになった。これに対して政府部内にはいまだに批判的な空気が強く、とくに大蔵省側は「予算に重大な圧力をかける戦後処理要求が相次いで出てくることを防ぐためにこの際戦後処理問題の是非を総合的に決める戦後処理問題審議会（仮称）を設けるべきだとする論も起り、今後二つの調査室の調査が進むにつれて、問題が表面化しそうな情勢にある。（朝日）

いずれにせよ、政府、自民党がこのような調査室設置に踏みきった理由の一つには統一選挙への思惑もあるのではないかといわれているが、この調査室が一つの足がかりとして補償措置が次第に固まりつつあることは明らかであろう。

【注】調査室の設置は引揚者側の要望による審議会設置を飛び越した措置でもはや「補償をすべきかどうか」の審議を必要とせず補償を前提とした機関の設置を意味するものである。しかしながらこの調査室の結論によって則補償とはなり得ないので一応の結論が出れば別の会（審議会ではない）を作って一応の検討が行なわれることとなるもようである。

主張

審議会設立は当然

東京都連理事長　加藤虎雄

在外財産審議会設置についてその必要なし不当であると論じている人達はおよそ見当違いの指摘を平然と行っていて真意を解せないにも程があると申したい。まず第一は前回の審議会で措置されたのであってその要なしとの意見に対し、われわれは前回の審議会から生まれた副産物的な給付金法の存在は認めるがこの審議会が一体どのような結論を出しているかと反省したい。条約上または法律的にもなんら結論を得るに至らなかったと答申に打出されている事実はそのままとしても設置された審議会に臨んで天下のお歴々がどうにも結論づけられないままというのが不可解なことであり必要を感じて設置されたものがその目的を果さなかったことはその必要性がいぜん残されていることになるのであって、前審議会との関連性からいうならむしろ大きな理由となって必要づけられてくると思う。第二は、憲法上政府の見解に疑惑ありと見做されている国民の誤解があるならばこれを進んで解明に努むることが、民主々義政治の要諦ではなかろうか、桑港条約における日本政府の外交上の措置が引揚者にのみ犠に牲をしいているのであり、政府に所在する責任はどの角度から見ても明瞭である。ましてや最近対韓交渉に当って相手側国民の在日残置財産に対する見返えり的政治措置がとかく論議の的になっている限りその事実を政府自らが認めていることにもなるのであって、憲法上疑惑は将来の日本のためにもこの際、判然としておくべきであり、また終戦による外交上の取扱いによって政府の責任で放置されている問題として政府自体が進んで解決の熱意を示すためにも審議会設立は当然であり必要である。

具体的に拾い上げると種々と問題があるわけだが、引揚者が謙虚な態度で広く国民の声をききたいと自ら進んで言明していることを、なんら耳をかさずに始めからきめつけてかかる一部の態度は何かしら感情論に支配されていると思う。感情論とは何か即ち他の戦争犠牲者との比較対照であろう。「今更ら引揚者が」とか「戦災者も」とかというような言を支持される人達もいるが、しからばただこれを反対とか阻止するとかいうのでなく真相を究明すること、この一言に尽きるのである。洗いざらし事毎に対照された上、問題を引合いに出してその上で検討されること、大いに結構であり賛成である。しかし、戦災者との相違点を大いにこの際究明してもらいたいと思うのが、われわれの真情である、余り他所の軒先きをのぞき込むようなことを繰返し、われわれを防害をする手合いが現れてくると最後は全人口一割の海外引揚者が争って富の再分配を主張することになるかも知れん。それはするのでなくて、するように仕向けられることであってこんないやな言い分はわれわれは本意とするところではない。

われわれの団体は審議会が設置されて本格的調査審議が行なはれる段階に入ったら政府与党との折衝の他面に於て、有識を疑装するマスコミの啓蒙にも意を用いるべきだと考えている。

審議会設置要綱

政調内閣部会案による「在外財産補償問題審議会要綱」はつぎのとおりである。

第一（設置）総理府に付属機関として、在外財産補償（または処理）問題審議会（以下「審議会」という）を設置する。

第二（所掌事務）審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて在外財産補償（または処理）に関する重要事項ならびに社会的経済的諸問題について調査審議する。

第三（組織）審議会は、委員二十三人以内で組織する。委員は学識経験者の中から、内閣総理大臣が任命する。委員は非常勤とする。

第四（会長）審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

第五（専門調査員）審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員七人を置くことができる。

第六（幹事）審議会に幹事五人以内を置く。

第七（資料の提出等の要求）審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第八（庶務）審議会の庶務は、内閣総理大臣官房で処理する。

広場

在外財産補償問題の第一段階である審議会設置も三月三十日池田首相の決断によって「法律によらない同財産補償の調査審議機関を総理府に設ける」ことで自民党、政府の意見の一致を見た。

×

「法律によらない審議会で有志議員の突き上げが押えられるか」との質問に対し鈴木善幸自民党副幹事長は

「大丈夫、牛を飼うのが目的でなく乳をしぼるのが最終目的だし補償する建前に変わりないのだから……」（読売新聞）

言や良し

忘る勿れ

三十日池田総理は党四役会議に、審議会設置の決意を示す折、地主報償の前にこの問題を処理してやりたかった」と述べたという。

その言やさらに良し、

×

日本国総理池田勇人氏によって私有財産不可侵という人類の大原則が守られることは世界人類のために最大の貢献であるといっても過言ではあるまい。

×

あとはただ補償の早期実現あるのみ、

×

四百万引揚者諸君よ

この運動は諸君に対し幾何の補償が行われることに意義があるのではない。

私有財産不可侵という人類の原則を守ることに真の意味があることを忘れてはなるまい。

全国代表者会議を開催

今後の方針確認

在外財産問題審議会の設置が三月三十日政府側の決断によって決定をみるに至ったが外資同総本部はその経過報告を兼ね今後の補償促進えの打合せを四月二日午前十時から衆議院第一議員会館で全国代表者会議を開催した。

福井市引揚者大会

三月二十四日午後一時、福井市において福井市引揚者大会が開催された。福田一通産大臣、熊谷参議院議員、本部より上倉参与出席、午後四時盛会裡に終了した。

総決起山口県大会

在外資産補償確得期成山口県本部（本部長岡崎茂樹氏）ではきたる四月十日午前十時から柳井市労働会館で「在外資産補償確得実現総決起山口県大会」を開催する。

闘う人

死ぬまで闘う

福島県連、今泉卯吉老

○…今泉卯吉老は、引揚者の先頭に立ってきようまで「在外財産補償」を政府に向って叫びつづけてきた一人である。ことし七十五才、目的が貫徹するまでは死しても頑張る、と青年の意気に燃えている。

○…今泉老は、また数奇の運命の持主で、全引揚者の中でも異色といえよう。明治二十四年三月郡山地方の名門の嫡孫として出生したが生後三十日で母とともに生家を追われ、郡山市の西方、東北山脈の麓の片いなかで里子として育てられた。

○…長じて海軍を志望、戸籍謄本をとりよせたところ「ふうてん白痴で生育の見込みなく親族会議の廃嫡」とあった。おどろいた今泉老は、ここで狭い日本に失望し海外渡航を決意した。たまたま明治四十二年五月旅順工科学堂（のちの工科大学）の官制が公布され学生募集があったのでこれに応募、入学を許可された。

○…一時は学業を放棄して支那革命運動に従事したこともあった。学業を終えると同時に満鉄本社に入社、機械技術員として鉄道建設に一身を投じ、のち新京鉄道工場長を経て満州車輛株式会社を創立した。同社は資本金三千万円、工場敷地四万坪建物二万坪、工作機械九〇〇台従業員五五〇〇名の車輛工場で今泉氏の得意のほどがうかがわれる。

○…昭和二十一年八月、多くの引揚者とともに郷里福島県に引揚げたが、所有していた農地四町歩は農地改革によって奪われていた。爾来、十八年間全連代表（福島県連副会長、同外資同副本部長）として、引揚運動に没頭、余生を捧げてきた。

○…約四十年の永い間、外地で辛苦を重ね、ようやく功なり名遂げたとき敗戦という軍閥、官僚の誤ちのために、地位はおろか私財いっさいを投げ捨てて故国に引揚げなければならなかった老の胸中を想うとき一きくの涙を禁じえない。多くの引揚者の心を心として、今泉老は、きようも、あすも闘いつづけているのである。（写真は今泉老）

一路悲願達成へ

富山県連が同志に檄

在外資産補償獲得期成同盟富山県本部ではさる三月二十日、全国四百万引揚者の総力を結集して一路悲願達成に猛進しようとつぎのように同志のいっそうの団結を呼びかけた。

在外財産補償問題につきさる十四、十五日のNHKテレビ、ラジオ放送で池田首相、小沢氏との対談の中で首相は「私が三十一年大蔵大臣のとき一応片ずけたことである」また黒金官房長官は十八日正午の記者会見で「自民党から在外財産問題審議会設置の申入れがあったが政府としては前の審議会との関係上急に結論は出せない」旨を語っているが、従来政府は卅一年の法律第百九号引揚者給付金等支給法で既に解決済みだとして機会あることに宣伝これつとめ、ひたすら国民及び世論を惑わす極めて無責任な、また悪質な宣伝をしている。一国の最高責任者である池田総理の自重を望むものである。

昭和三十一年夏、鳩山内閣時代設けられた在外財産問題審議会において政府側を代表する立場のある諸会（大平外務大臣を含む）は在外財産問題は今後の外交交渉によって改善される可能性があるからいま補償の可否を論議することは時期尚早である。」となし、また我国の財政経済力をもってしては堪え得られないから、当面困っている引揚者に社会政策的措置を講ずべきであるとの答申に基づいての立法措置であることは、昭和三三年五月八日参議院社会労働委員会で、時の神田厚相が小西議員の質問に対しこの給付金は在外財産の補償ではないと答弁している通り、この法律の条文中には在外私有財産の補償に当てるという項目は絶対ない。そうして支給額も七千円より最高二万八千円しかも十カ年分割支払の少額な国債でありまた当時所得税八万八千六百円を越えるもの及其配偶者には支給されない等によっても明らかであるように附して在外私有財産の補償ではないのである。

全国四百万引揚者の補償請求の根拠は引揚者の中には海外発展の国策に従い、父祖の時代より或は雄志を抱いて数十年或は二十年三十年の長きに渉り海外にあって真に額に汗して築いた地盤、財産が平和条約第四条B項で在外私有財産の請求権を放棄し引揚者の在外財産が賠償に当てられた厳然たる事実により政府に憲法第二十九条第三項による補償責任があり、引揚者はこれを請求する権利があるのである。かって東京地裁は在外私有財産を国が補償することが正しいと判決を下しておる。

そうしてこの在外私有財産が賠償に充当されたため、わが国は相手国に賠償を免がれた結果講和に役立ち、また戦後国家国民の再建復興に寄与し今日の如き繁栄に直接間接に多大の貢献していることを指摘したい。まさに右のような次第であるが、われわれは残して来た全財産を補償してもらうと思わない。国家財政の許す範囲でよい。審議会の決定に従うというのである。

昨年四月ときの大平官房長官に五十七万世帯の在外私有財産請求書を提出して速かに審議会設置を要求したとき、長官曰く「私は前の審議会の委員であり事情はよく承知しておるから党側とも相談して早く諸君の希望に添うようにする」と約束されたまま今日に及んでいるのである。そうしてこの重大問題の処理を今日まで放置したのは政府の怠慢であり、その処理を急ぐことは政府の重大な責務と言わなければならない。

もはや外交交渉によって在外私有財産の返還される見込がないのである。最近イタリヤを訪ねた参議院議員田畑金光氏の報告によれば、同国は既に補償を実施しつつあるとのことである。幸にわが国は世界に稀れなる高度の経済成長をなし其財政、経済力は在外私有財産の補償に十分堪え得るのである。政府は在外財産の総計約八兆八千億円の外に現ビルマ、タイ其他数ヶ国と将来韓国とともに約五千億円以上の賠償又は無償供与をしておるではないか。さればこそ昨年十一月自民党内閣部長内藤隆先生の多大の御尽力により同部会を通りまたさる三月十五日自民党の四役が協議の結果審議会の設置を政府に申入れたのである。政府はそれに応えて速かに審議会を設置すべきである。

池田首相の一応片付けたとか黒金官房長官の今更に早急に結論が出せないなど、われわれは理解出来ない。かかる無責任な放言悪質な宣伝は断固粉砕しなければならない。問題は政府に誠意があるかどうかである。今に至って政府が万一この我々正義の叫びと正当な権利を無視し、自ら公約を破棄して省みざるに於ては全国四百万引揚者が一丸となって政府と国会にぶっかってゆき、一路悲願に邁進し目的達成の日まで徹底的に戦い抜かねばならない。昭和三十八年三月二十日、在外資産補償獲得既成同盟富山県本部

私有財産不可侵の原則を守れ

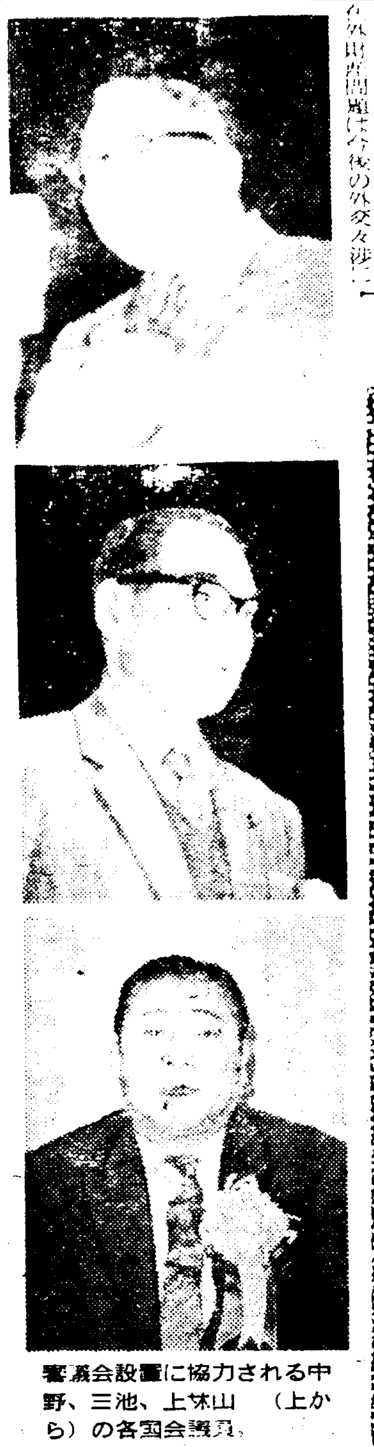

審議会設置に協力される中野、三池、上林山（上から）の各国会議員。

新段階に処して

全連顧問　小西英雄

全国引揚者多年の宿願である在外私有財産補償の問題を一日も早く解決するため、日夜努力を傾けているところで、さる二月二十六日に開かれた引揚者全国大会においてもこのことについて中間報告をいたしましたとおりである。

今期国会中に何らかの具体的見透しを得なければ本問題解決の緒口を失うこととなる、重大なる段階に来ていることを銘記しなければならないと考えている。

さる三月十九日から三十日に至る十二日間の政府並に自民党内における在外財産補償問題に関する活発なる動きは日刊各新聞の報ずるところであり既にご承知のことと思うが結果は三十日正午、大野副総裁の決断に促がされた池田首相は政府部内に審議機関を設け直ちに在外財産補償問題調査に着手することとなった。

政府は五日の閣議決定をまって総理府に臨時在外財産補償問題調査室を設置十日に発足するよう準備を進めている、

このことは極めて重要であり解決のため政府は本腰を入れて踏み切ったものであると考えてよいであろう。

しかしながらわれわれが昨年来主張し続けて来た審議会設置とは大分おもむきを異にする結果であって一概に手放しの楽観は禁物であって厳重に警戒しなければならないことはいうまでもない。（政府の）内閣審議室としては、この調査室の調査で補償問題の結論を出すことは不可能であり、当然別の会を設置することとなろう、との見解を明らかにしているから今後はあくヽ迄も別の会の設置を促進し所期の目的貫徹まで気をゆるめずあらゆる可能な手段をもって運動を続けなければならぬと考えている。

新段階に突入した今日、改めて最後迄闘い抜く決意を表明し全国の皆様の特段のご奮闘をお願いするものであるが、特に今日の結果に到達する間、真に全国引揚者のためご努力を賜った中野四郎、三池信、上林山、中馬、内藤の衆議院各先生に対し感謝の意を表明する次第であります。

（三八、四、三記）

読者の声

たくましき者引揚者

私は満州からの引揚者であるが、引揚者はとかく哀れなものとして見られる傾向があるのは真に心外に堪えない。

私ももちろんリュックサック一つで幼い子供達の手をひき乍ら引揚げ、帰えった当時は身寄りもなく祖国に帰ってなお寝る家もなく子供達と抱き合って寺の境内の片隅に幾夜かを過したものである。

しかし乍らその後の私は多少の努力が報いられてか何人かの人々を使い一応生活も安定したものと考えているが、私等はまだまだ末の方で引揚者の中には成功者が数多くいるのである。

国の統計等によっても生活保護を受けている人達の割合は全国民のそれよりも引揚者の方がはるかに少いとのことである。。そう云う点から見れば引揚者＝困窮者と云う考え方が不当なものであることは自から明らかである。

引揚者は常に立派であり、たくましき者であることを示し自らそこに誇をつくり上げなければならないと思う。

在外財産補償の問題も私達は金が欲しいということではない。私有財産は守られなければならないと云う鉄則を政府に認識させたい―それによって将来の社会秩序が維持されることを願う故のものである。偉大なる者―引揚者、たくましき者引揚者、かくありたいと私は念ずるものである。

（北海道　井田　[illegible]）

在外財産補償要求東京都大会

日時　昭和三十八年四月十日午後一時から

場所　虎の門久保講堂

当日は出来るだけ多数御出席下さい……

昭和三十八年四月

東京都引揚者団体連合会

学生募集

本邦唯一の指導者[illegible]機関
政治学部・経営学部・雄弁学部
働き乍ら誰でも遠近に拘らず学べる実力本位の大学校
毎週日曜日授業、一ヶ年卒業（各学部六〇名）第十一期生

政治大学校

男女年令学歴不問（卒業証書・学士号授与）
開講　四月二十八日（先着順定員〆切学則五〇円）
事務局　新宿区角筈一の四〇　電話（三六八）一六三七番

統一地方選挙に出馬する人々

三島市議会　山田重太郎

三島市木町二ノ三ノ二

現市議会議員当選五回箱根山開発特別委員会委員長、静岡県都市計画審議会審議委員、静岡県東部総合畜産場組合議会議員社団法人引揚者団体全国連合会理事、在外資産補償獲得同盟中央執行副委員長

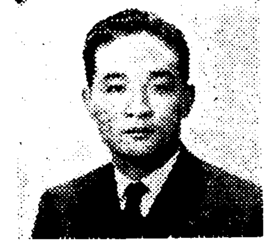

港区議会　竹友正巳

東京都港区青山町一の八青山アパート一号館九館

大正十三年鹿児島県始良郡蒲生村に生る、昭和十八年小倉陸軍技術学校卒、昭和二十七年衆議院議員（逓信大臣）富吉栄二秘書、三十六年民社党港支部副部長、現在、西尾末広秘書。

台東区議会　永森久吉

現住所台東区南稲荷町八五、東京薬専卒、台東区会議員当選三回、（自由民主党）タクシー会社社長、台東区監査委員、町会長及連合町会長、台東区引揚者会々長、台東区未帰還留守家族会会長、台東区遺族会顧問、外公職関係三十

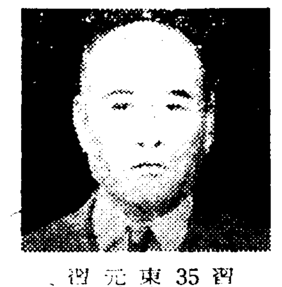

習志野市議会　斎藤寅松

習志野市谷津町三ノ三八八、昭和35・1・8生

東京工学校卒、スマトラ島引揚者元千葉市郡引揚者連合会副会長、習志野市議、前新島村議

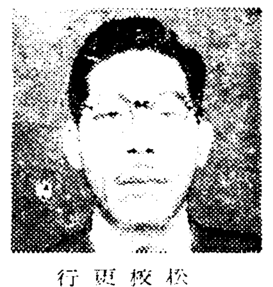

福岡市議会　岡田順一

福岡市相生町二丁目四番地

松山工業学校卒、福岡市三筑中学校PTA副会長、社団法人福岡県更生会理事長、外資同総本部副執行委員長

成田市議会　小川源之助

成田市北須賀五三一番地、大正二年八月十八日生

昭和六年三月旧制成田中学卒業、昭和十四年三月渡満、二十六年四月本埜村々長、二十九年三月成田市に合併と共に市助役に就任三十一年十一月同助役辞任市長選に立候補落選三十二年八月印旛土地改良区常務理事就任、三十六年九月同辞任現在に至る、

宇都宮市議会　秋山末一郎

明治四十年一月十八日生現住所宇都宮市上戸祭町八九三番地

栃木師範学校本科一部並専攻科卒業、宇河区内公羽黒大沢豊岡各小学校訓導、朝鮮黄海道内瑞興東面各小学校長々青年学校長、宇都宮市議会議員、宇都宮市PTA連絡協議会副会長、栃木県油脂協同組合理事長、栃木県食品工業協会副会長、栃木県中小企業振興対策委員海外引揚者宇都宮支部副会長

水戸市議会　大貫実

茨城県水戸市長町県営第二アパート四の十二

満州鉄道警護兵少尉、茨城県警部（三九、一、一退職）、茨城県水戸警察署鑑識係長、茨城県引揚連盟水戸支部常務委員、茨城県水戸第一商業高等学校評議員。

新潟県議会　高山富三

新潟商業学校卒、満州に渡り満鉄株式会社入社、終戦後内地引揚げ新潟港運KK取締役就任、新潟海陸運送KK常任監査役臨港開発KK支配人就任、県議会議員当選、以来二期現在に至る、新潟臨港海陸運送KK（合併の為）常任監査役就任、新潟県引揚者連盟副本部長

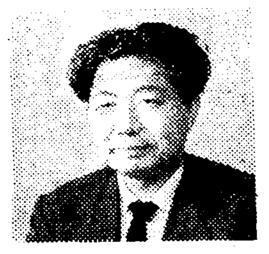

長野県議会　山岸光治

長野県議会議員（土木委員長）、県総合開発審議委員、県建築審議会々長、県宅地建物取引審議会委員、県ホップ振興連盟副会長、県蚕糸業審議会委員、県酪農協議会常任理事、県庁舎建築委員会委員、[illegible]ダム対策審議会委員

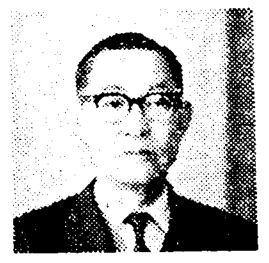

長野県議会　中沢盛四郎

長野県南佐久郡臼田町大字臼田

小諸商業学校卒、大倉高等商業学校（現東京経済大学）卒、元小諸商業、長野商業教諭、臼田町議会議長、南佐久郡町村議員会長、長野県町村議長会評議員、佐久上水道組合議会副議長、長野県印刷工業組合理事

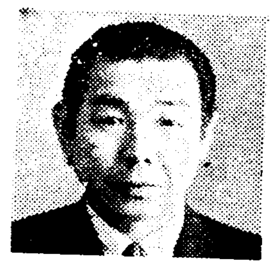

佐倉市議会　青柳嘉忠

佐倉市宮小路一住宅K3号

東修大学附属労働学院専攻、南満州鉄道株式会社奉天機関区勤務、華北交通株式会社豊台機関区兼青年学校指導員、佐倉市議会議員（前副議長）、佐倉市海外引揚者会会長

群馬県議会　稲葉寅雄

新田郡生品村生れ

太田中学卒業、満州国軍官学校卒、引揚後、野本品吉参議院議員秘書、台湾、東南アジア視察、共栄観光自動車株式会社会長

東京都議会　茂木久平

東京都新宿区南榎町五七

東京オリンピック資金財団参与亜細亜友之会理事、春陽会常任理事、満蒙同胞援護会理事、自由民主同志会常任理事、元満州映画協会常務理事。

東京都議会　平山羊介

港区芝二本榎西町二、現在、東京都議会議員、東京都医師会副会長東京都伝染病予防委員連合会渉外部長、ボーイスカート東京連盟副連盟長、東京都医師会共済会副理事長、日本耳鼻咽喉科学会役員東京都国民健康保険委員、港区芝伝染病予防委員会々長、労働基準法港推進会副会長、高輪防犯協会副会長。

藤沢市議会　瀬下末吉

神奈川県藤沢市鵠沼一八一二昭和二十二年引揚者団体を創設、引揚者問題解決のため運動すること十七年、現在社団法人神奈川県更生同盟理事長　社団法人神奈川県厚生事業協会々長　社団法人引揚者団体全国連合会常務理事　在外財産補償獲得期成同盟中央執行委員

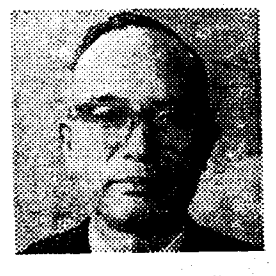

長野県議会　中沢周三

長野県北佐久郡浅科村甲一〇〇四（明四〇年七月二五日生）昭和十五年長野県染色工業組合専務理事、昭和十七年長野県染色工業組合理事長、昭和二十二年長野県染色工業会々長、昭和二十三年長野県精練染色工業株式会社々長　昭和二十七年北佐久郡五郎兵衛新田村長、昭和三十年長野県議会議員当選、昭和三十五年日本社会党長野県連政策審議会長、昭和三十七年日本社会党中央委員

長野県議会　尾崎秀男

明治四十三年一月十一日生

長野県東筑摩郡明科町三七七三ノ一（電話明科114）

昭和十三年九月中川手村々会議員一期、昭和二十二年長野県議会議員（四回）、昭和三十四年長野県議会議長、長野県短期大学後援会長、松本観光タクシー社長、長野県厚生協会常任顧問

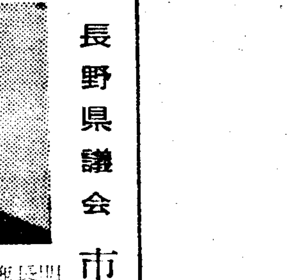

長野県議会　市村郁夫

[illegible]

長野県議会　滝沢登

[illegible]

長野県議会　増田正敬

[illegible]

長野県議会　広田寛二

[illegible]

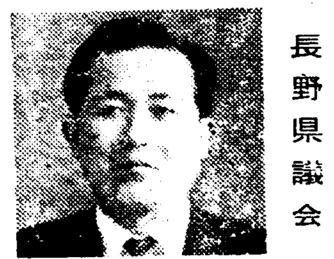

長野県議会　内堀喜一郎

[illegible]

長野県議会　小坂卓郎

明治四十五年一月九日生

岡谷市田中町八ノ一

[illegible]

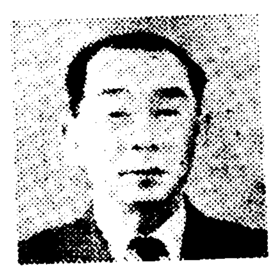

長野県議会　木下皓策

国立第八高等学校卒業、国立東京帝国大学農学部卒業、昭和十八年石川県庁林務部林務課長、昭和二十年静岡県庁林務部長昭和二十六年長野県庁林務部長、昭和三十五年退職、昭和三十五年伊那市興亜電工KK重役、昭和三十七年退職　昭和三十七年駒ケ根市株式会社万越社長

長野県議会　堀忠雄

明治四十一年三月三十一日生

長野県茅野市宮川五一二四番地

長野県議会議員（期）、第八回冬季オリンピック大会監督としてアメリカスコーバレー派遣さる、長野県民ヨットクラブ結成幹事長

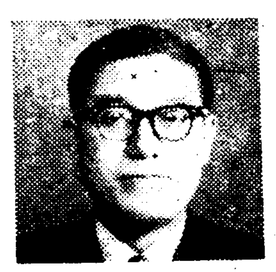

長野県議会　臼田潔

明治四十年二月十一日、長野県佐久市大字根井三七五

[illegible]

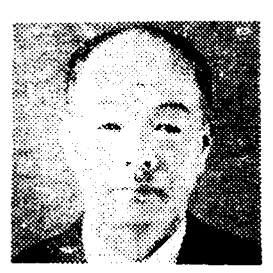

長野県議会　依田敏治

明治三十一年六月二十六日、長野県小県郡丸子町大字丸子一七八

[illegible]

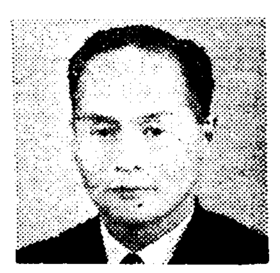

長野県議会　米沢嘉久太

昭和三四年四月埴科郡戸倉町長就任、長野県議会議員当選、[illegible]

石川県議会　川島重男

石川県更生同盟副会長

帰還促進協議会々長

金沢市池田　小間井余一

更生常任委員長

金沢市片町　駒井しずる

県更生常任委員長

金沢市桜木町一　北出秀雄

石川県更生同盟

加賀支部長

長野県議会　清水瀬

大町市社

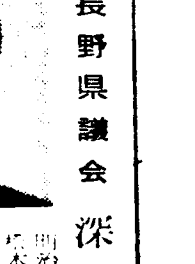

長野県議会　深沢松美

[illegible]

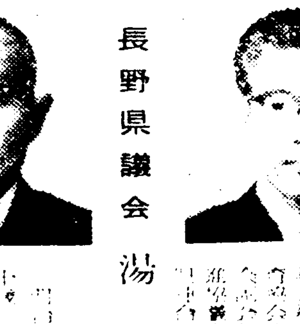

長野県議会　湯本寛治

[illegible]

長野県議会　伊藤洋二

[illegible]

長野県議会　風間和夫

[illegible]

長野県議会　金井秀雅

[illegible]

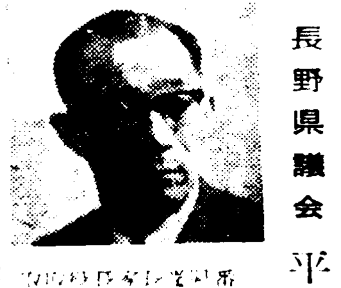

長野県議会　平林泰雄

[illegible]

長野県議会　母袋忠右エ門

[illegible]

長野県議会　福島清

[illegible]

長野県議会　小林利一

[illegible]

長野県議会　花村政温

[illegible]

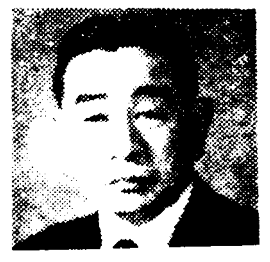

長野県議会　小林庄司

[illegible]

長野県議会　高橋しげる

[illegible]

長野県議会　竹本哲一

[illegible]

長崎県議会　中里千代

[illegible]

不法な政府の処置

前審議会の答申は無価値

解説　在外私有財産補償問題については、昭和二十一年以来、全国引揚者によってその補償が要望されてきたものであるが、昭和二十一年、当時の石橋蔵相案をもって一戸当り一万五千円を支給することが閣議で決定された。しかしこれは占領軍司令部の命令によって引揚者は侵略戦争の先駆者であるという理由から中止された。

その後、さらに補償獲得運動が継続されたが、昭和二十七年桑港平和条約締結にあたって不法にも日本政府は所有者に無断でこの請求権を放棄し賠償に充当、しかもその後これらの財産に対する補償措置を行はなかった

そこで引揚者はさらに運動を激化し政府に迫ったため昭和二十九年内閣に「在外財産問題審議会」を設置、三十一年十二月「引揚者の在外財産の大部分がおいてある国々（朝鮮、満州、中国、樺太）との国交が正常化されない現在結論を出し得ない」とし「引揚以来なんら援護措置をしなかった引揚者に対し特別の政策措置を講ずる必要がある」との答申に基き、五百億円の引揚者給付金を支持することとなった。これにより政府は「在外財産問題は解決すみである」との見解のもとに一事不再理の原則をたてに自民党側の審議会再設置に反対を唱えてきたものである。

党側では「過去に審議会が設けられたことは十分承知している。補償をする必要があるかどうかという基本問題をふくめてあらためて審議会を設ける方針を打ちだしたものである」としているが、全連としては「引揚者給付金支払法は社会保障措置であって権利の補償（国家補償）ではない、その意味で当時われわれはこれを了承したもので、前審議会の「国交未調整故に結論が出せない」という答申は終戦後十八年の現在では無価値だという見解をとらざるを得ない。国交未調整の理由は全国民の利益を考慮することにありその犠牲を引揚者にしわよせすることは不当であろう。

また、給付金支給によつて引揚者問題は一応解決すみであるとしても在外財産問題は未解決事項であることを認識すべきだ。賠償金は全国民が負担すべきであるにも拘らず引揚者にのみその犠牲を負はしているのは不当である」という態度をつづけていくものである。（K）

先人の諸霊よ眠れ

台湾物故者慰霊塔が竣工

台湾物故者慰霊塔建設会（東京都中央区築地三の八建設工業会内会長長谷川清氏）ではさきに都内築地西本願寺築地別院に台湾物故者の慰霊塔を建設中であったが、このほど竣工したので、きたる四月九日午後一時から同院で除幕式、同十時三十分から納骨式、同二時から慰霊追悼式を挙行する。当日は遺家族はじめ台湾引揚者など多数参列盛会がしのばれる。

台湾物故者の墓地は、台湾がわが国の領有をはなれたため弔う人もなく荒れ果てたまま放置されていた。この事態に対しわが国政府はこれを憂慮し、種々検討の結果、中国政府の合意とその援助の下に、昭和二十二年以来台湾各地の日本人墓地の整理合葬に着手 一昨年ようやくこれが完了、台北郊外の北投、台中市、高雄市の三カ所に日本人遺骨安置所を建設し、日本人居留民会の管理下に、年々慰霊追悼の祭典が営まれてきた。ところが遠隔地のことで遺族の墓参も意の如くにならないので、さきに台湾関係者が主体となって台湾物故者慰霊塔建設会を結成当局の了解のもとに分骨を本国に迎えたもの。

恩給年限通算に朗報

満州開拓青少年義勇隊幹部の恩給年限通算については既報のとおり長野県選出の増田甲子七代議士が強力に党内意見をまとめ総務会で議決し大蔵省、恩給局等にも動きかけていたが、今回同代議士から上倉長野県連会長に対し「義勇隊幹部および協和会職員の恩給年限加算が次期国会に政府提案として成立することに内定したむねしらせてきた。

補償請求書を提出

愛知県連で実施

愛知県引揚者更生団体連合会では三月二十日午前十一時から中区京町島要において緊急役員会を開催現実の諸問題について協議した結果次のことを実施することになつた。

一、中野代議士ら郷里の国会議員を督励のため場合によつては、五月中に東京で総会を開催する

二、近く設立される在外財産問題審議会に対して有力な資料となることを政府、与党が認めている在外資産補償請求書を、ひき続き提出する運動を展開する。

三、西三河地区引揚者大会で決定した一世帯五百円の特別会費を徴収する件を再確認し、これを直ちに実施する。

四、地方選挙に対しては引揚出身者を優先的に推薦すること、取りあえず次の予定者を第一次推薦に決定した。

県会＝石田千太郎（犬山市自民党）神田效一（海部郡自民党）杉浦彦衛（安城市自民党）山原秀（千種区民社党）名市議＝黒宗岩也（中区社会党）中杉徳兵衛（北区自民党）坂章司（港区民社党）市長＝竹内節雄（津島市）小野田辰雄（新城市）市会＝鈴木久一（半田市）鈴木喜代蔵（豊川市）松井慶厳（蒲郡市）渡辺正美（西尾市）以上現議員、石田高雄（犬川市）塚本鈴丸（東春日井郡旭町）

福岡県引揚者大会

福岡県更生連合会（会長岡田順一）は三月二十三日午後一時から福岡市電気ホールにおいて福岡県引揚者大会を開催した。県下各地区より代表者約千四百名参集し、在外財産問題早期解決、在外財産問題審議会設置要望を決議、地元から福井順一前衆議院議員鬼丸知事候補、本部から全連顧問小西英雄参議院議員、加藤外資局書記長が出席、中央情勢などの説明がありきわめて盛大であった。

一連載一

我が満蒙日記

原田政盛

筆者の原田政雄氏は満州引揚げ後三菱の飯塚炭坑に入社。労組の幹部に選ばれた。かれつな労資闘争の中にあって、氏は国体学徒としての信念を守りつづけコツコツと石炭を掘った。これは氏が僅かな時間の余裕をぬすんで書きつづったものである。紙面の都合で一部を省略したことをお断りする。

まえがき

日本が戦争に敗れて無条件降伏をしたあの日の屈辱の日からすでに十七年の歳月がたってしまった

この十七年間に日本もいろいろと変った。

よい方向に変っていったものも少くないが、その反面占領政策の「日本永久弱体化」の方針にもとずいて、日本民族の団結の力の原泉となっていたあらゆるものが破壊されつくしたのである。

学校に於ては、地理、歴史、修身などの課目が廃されて、日本人としての教育の眼目が奪いとられてしまったのである。

さらに、言論出版に至っては、全く無秩序で百鬼夜行のありさまである。最近はいくらか反省の色が現われてきたとはいうがそれでもなお眼にふれる書物のほとんどがいわゆる民主化の世界に迎合して売らんかな主義で書かれた無責任きわまる内容のものである。そして日本の過去に於てやったことはすべて悪いことであった。帝国主義の甚だしいものであったなどと非難されて事の真実が誤り伝えられんとしている。

その結果、日本民族としての自信も誇りをも失ったひくつな日本人がたくさん出来上りつつあるのである。

もちろん日本の過去においてやったことの中には、その非難に値するような不都合なこともたくさんあったと思う。しかし、それだからといって過去の日本にすべてがひとからげにして悪のラク印を押されることにはどうにも承服できないのである。

世流におもねた人々の書いた書物がいかに世の中を毒していることか？そんな連中にかかっては満州建国といえども例外ではない。かんたんに日本帝国主義の産物として片づけられているのである。結果はまさにそのとおりになってしまったけれど、その過程に於ては多くの人々が民族協和を守って帝国主義との果敢な闘争を行ってきたのであった。

民族協和と王道楽土を創り上げんとして不幸兇弾にたおれ、あるいは、病にたおれた同志先輩の霊に対してもこれらの不当な非難は撃破しなければならぬと思うのである。私にもし文筆の才能があれば、その誤りを正し、当時の満州国の真実を伝えたいと思うのだがその才能がなく、それができないのが悲しい。しかし、その志やみがたくせめて、幼稚な文章にはあるが、自分の子供や知人たち、ごく身近かな人たちくらいではその真実の一端を知らせたいと思い、矢もたてもたまらなくなって書いたのがこの〝わが思い出の記〟である。

中学生にも劣るたどたどしい文章ではあるが、当時の満州国の中にも多くの善意の人々のあったことを認めていただきたいと念願するものである。

ハルピンに出発

昭和十年九月十一日、かつて中学時代の軍事教官であった石井佐吉先生を通じて就職の希望を申し入れておいた返事がきた。「東部国境方面に採用す、九月十三日までにハルピン地段街東洋ホテルに来れ、東宮少佐」という一通の電報であった。当時大連にいた私はそのころの北満の情況については何も知らなかったが、知らないながらも「国境に赴任すれば、とても生きては帰れまい」と思って、北上する列車の中で、父や恩師や友達に袂別の手紙を書いた。

今から思うとおかしなくらいであるが、そのときは真剣にそう思いつめていたのである。

ハルピンについたのは十三日の昼ごろであった。

大連を出るときは暑くて閉口したのにハルピンではみぞれが降っていて、まだ夏服を着ていた私は駅に降りたトタンに風邪を引いてしまった。

さて、ハルピンに着いてはみたものの、初めてみる北満の大都市西も東もさっぱりわからない。日本人のお巡りさんに地図を書いてもらってどうやら目的の東洋ホテルに着くことが出来た。

ちようど、折悪く東宮少佐は外出中であったので、私の赴任する先の軍事顧問だという辻演武中佐が私を引見された。

その夜、辻中佐、東宮少佐の二人で私の前途を祝って祝盃をあげてくれた。その席には現在前橋に住んでいられる森貫二氏もいたが無名の一青年に過ぎない私を、かほどまでに取扱ってくれたことに対して全く感謝の言葉もなかった。

ハルピンには四、五日滞在したが、その間に私は東宮少佐から日本人としての心得を教えられた。いまそのときの東宮少佐のいわれた言葉の一つ一つを思い起して、忘れていた当時の感激が、つい昨日のような新しさでよみがえってくるのである。大陸から引揚げてからすでに十七年になるが、今当時の感激を書きつづってゆくうちに何だか新しい力がむくむくとわき溢れてくるように思えるのである。そのときの話は、次のようなものだった。（つづく）（**写真は二十四才当時の筆者**

台湾物故者慰霊塔が竣工

わが国の台湾統治五十年 その間台湾関係者は 国運の伸展に努め この地を墳墓の地とし 多大の艱難を克服してその開発につくし 今日見るが如き偉大なる台湾の基礎を築き上げたのであります

しかるに台湾開発に挺身し 物故せられたる先人の諸霊は 台湾がわが国の領有を離れたる為 かの地にひとり取り残されてその大部分の墓地は 弔う人も無く荒れ果てたまま放置されていたのであります

こうした事態に対し わが国政府はいたく憂慮せられ 種々検討の結果 中国政府の合意とその援助の下に 昭和三十二年以来台湾各地の日本人墓地の整理合葬に着手せられ 一昨年ようやくこれが完了を告げ 台北郊外の北投 台中市、高雄市の三箇所に日本人遺骨安置所を建設し 日本人居留民会の管理下に 年々慰霊追悼の祭典が営まれることになりましたことについては 政府当局の適切なるご措置に対し 満腔の敬意を表する次第であります

ところが何分遠隔の地のこととて 遺族の墓参等意の如くならない実情にかんがみ 台湾関係者が主体となつて 台湾物故者慰霊塔建設会を結成して 当局の諒解のもとに分骨を本国に迎える事が出来る 引揚者一同をはじめ各方面の熱誠溢るるご協力により 西本願寺築地別院境内に建設中であつた慰霊塔が竣工いたしましたので 本会主催のもとに 左記により除幕 納骨並びに慰霊追悼式を挙行いたすことになりました

なお当日の祭典中 除幕 納骨に次で挙行される慰霊追悼式は 本慰霊塔に納骨される諸霊はもとより この機会に引揚の前後および物故地の如何を問わず 台湾に関係を有する全物故者の諸霊に対しても あわせて慰霊追悼の誠をささげその冥福を祈りたいと存ずる次第であります

時節柄ご多用中誠に恐縮ながら 当日の祭典にご参列の栄を賜わることを得ますれば 先人の諸霊は地下において定めし感泣いたすことと存じます

右略儀ながら紙上でご案内申し上げます

一、**日時**　**昭和三十八年四月九日（火曜日）**

午後一時　除幕式
午後一時三十分　納骨式
午後二時　慰霊追悼式

一、**場所**　**西本願寺築地別院**
東京都中央区築地三ノ一

東京都中央区築地三ノ八（建設工業会館内会長）
台湾物故者慰霊塔建設会
長谷川清

寒くなる！
肩がこる

肩こり・痛みのでるときです　一日中あれこれと神経を使うばかりか　寒さで体がイシュクし　血のめぐりが悪くなるからです……トクホンをぜひお使いください！　さわやかな効きめが　気持よく痛みをほぐし　疲れをとります
お仕事のピッチも軽快になり　一日が楽しくなります

トクホン
肩こり・腰の痛み・神経痛・ロイマチス・頭痛・歯痛
関節炎・へんとうせん炎・打ぼく症・くじき
50円 12枚・100円 28枚・200円 60枚
全国の有名薬局・薬店・デパートにあります

引揚全連通信
臨時増刊号
発行所 東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人 引揚者団体全国連合会
電話（201）7520
1部 送共20円

全国大会にみせよ、不退転の決意

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

正しい権利の主張

苦闘、十八年をかえりみて

在外財産問題は昭和二十一年にその端を発し以来十七年の年月を経ているが、今もって決着を見ないでいる。

在外財産問題の根幹となるものは「私有財産不可侵の原則」であるが、これこそ人類社会の絶対の原則であって、およそ世界の文明国はもちろん未開国に至るまでこの原則を尊重しない国はなく当然わが日本においても憲法第二十九条に私有財産権の不可侵を規定している。

全国引揚者は昭和二十一年以来東京において実に数十回におよぶ「在外財産補償要求」のための全国大会を開催して来たが、その効果としては昭和三十二年に副産物的な「引揚者給付金等支給法」の施行を見ただけで本問題についてはまだなんら結論を得ていないものである。

ふりかえれば終戦以来すでに十八年、その間政府はいったいこの問題についていかに考え、また何をしてきたかといえば終戦十二年目の昭和三十二年に内閣の諮問機関である在外財産問題審議会が「日本政府が補償すべきかどうかまだ結論を出し得[illegible]なる結論を出したことと、更には終戦十八年目の昭和三十八年四月政府（総理府）に臨時在外財産[illegible]を設置したに過ぎず結論らしいものは何一つ[illegible]。[illegible]がってこの十八年間政府としては本問題に対する統一見解は全くなかったのである。

昭和[illegible]第一次吉田内閣当時引揚者一世帯当り一万五千[illegible]することが閣議で決定されたが、直ちに駐留軍の命令で[illegible]は侵略戦争の先駆者であるとの理由により）撤回させられた[illegible]に在外財産補償と明記すべきものではなかったのである。

また、国会では昭和三十年に「在外財産問題を早期解決すべきである」との決議がなされているが、これはあくまで決議にとどまり早期解決の運びはなされていないのが実状である。

政府はいったい何をしているのか。ひとしく国民である四百万引揚者に対しこれらの人達の生活を支える重要な要素である私有財産権の問題を十八年間の永きにわたって放置しておいたということは真に無神経というか。怠慢というだけではすまされないものがあるのではなかろうか。もしもこれが日本の政策であるならばいよいよもって許し難いものである。

口に世紀の経済成長を誇りながらその蔭では総人口の四パーセントに当る引揚者にその犠牲のしわよせを強いている国が果して正常な民主主義国家といえるであろうか。

十八年間は常識的時効期限をはるかに上廻るものである。今にして政府の統一見解が打ち出されないことは引揚者を無視し、私有財産権を尊重しないものであると判断せざるを得ない。

今回臨時国会開会に当り全国引揚者の代表約一万人は日比谷公園野外大音楽堂に会し十数年来の宿願である「在外私有財産補償要求」の貫徹を期し政府に迫ろうとしている。

これだけの国民がはるばる全国各地より集り正しい権利の主張を行なおうとしているのにそれでも政府はなおかつ知らん顔をしていられるであろうか。

政府は十八年間の怠慢をつぐなう意味においても本問題の早期解決をはかるべきではなかろうか。

引揚者であるわれわれはあくまで要求貫徹のために闘うべきである。

そうすることが国民の権利を尊重する正しい民主主義国家の建設に貢献することなのである。

中共の五氏ら帰国

終戦後中共に捕われ十八年の刑を終えてこのほど[illegible]所から釈放された[illegible]氏（[illegible]）（大分）はさる九月七日空路帰国した。つづいて二十六日には[illegible]氏（[illegible]）（山形市）杉原[illegible]氏（[illegible]）（大阪市）大野泰治氏（[illegible]）（高知市）相楽圭二氏（[illegible]）（富山市）[illegible]（都下清瀬町）の五氏がパン・アメリカン機で羽田空港に到着した。

一同はなつかしい祖国の[illegible]にフロシキ包みを下げた[illegible]で家族や友人たちにとり囲まれ感がい深げだった。

「引揚全連バッヂ」

外径　一・二糎
金色（本金張り）　五〇〇円
銀色　一五〇円
送料　一コ　一〇円

全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。県連で一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。

社団法人
引揚者団体全国連合会

あれから一年余　37年4月の大会風景

識者の多くが国家に補償の責任ありと断ずる在外財産の問題が、いまなお日本国では解決されていない。政治するものに解決の意欲のないことが遅滞の原因であるとすればまことに遺憾にたえない。

平和が回復し産業が伸展し国力の増大をみて近隣諸国に対してさえ援助の手を差し延べんとしている今日、国家の賠償身代りに役立てさせられたままその責任を一人負担させられている海外引揚者の在外私有財産に関してはこれをいつまで等閑に付さんとするのか。平等に全国民を対象とし、公平であるべき政治の道を打ち立てるためにも政府は勇断をふるっ[illegible]大戦の同盟国の[illegible]ほか[illegible]の引揚[illegible]者はすでに解決をみるに至り、ベルサイユ条約以来の慣行として在外私有財産が賠償の引当となっている歴然たる事実は当然政府としてもその責任上、踏みきって解決に乗り出すべきである。

苦闘十八年、かえりみて国勢の挽回を希念しひたすら民族の蘇生と祖国復興のため財産権の尊重を叫び、在外私有財産の補償を要求してきた引揚者の隠忍の時期にも限度があることを自覚せざるを得ない。真の民主々義を謳歌し公平の原則にもとづく日本建設のため、在外私有財産の補償要求のため四百万引揚者の団結は不動である。初期の目的に向って直進することをここに宣言する。

昭和三十八年十月二十一日

在外私有財産補償
要求貫徹全国大会

決議

政府は在外私有財産の補償を行なうため国費をもって直ちに実態の調査を行なうとともに早期解決のために内閣に審議会を設置されんことをのぞむものである。

右決議する。

昭和三十八年十月二十一日

在外私有財産補償
要求貫徹全国大会

在外私有財産の補償・即時実施せよ

請願デモに振い立つ

爽秋の日比谷に一万人

在外財産補償問題は日を経るにしたがって引揚同胞はもとより各方面に関心がたかまっている。放送に新聞にマスコミもまたその是非を伝えてもはやこの問題は等閑に付すことを許さない事態を迎えている。このときにあたり外資同総本部は日比谷に全国引揚者有志一万を動員して〝解散前夜〟の国会に波状攻撃をかけることになった。いまや〝静から動〟にうつり断乎初期の目的に突進するものである。全国四百万人の引揚者よ、いっそうの団結を固め、補償をかちとろうではないか。

外資同総本部は全国引揚者代表八千名を動員、爽秋の十月二十一音楽堂野外大全日午前十時から東京日比谷で「在外資産補償要求貫徹全国大会」を開き。別稿のように宣言、決議し陳情団代表がおりから開会中の国会に池田首相を訪ねて補償要求を陳情する。一方大会閉会後引揚者代表は第一梯団から第六梯団に分れて〝請願デモ行進〟にうつり、日比谷—国会—赤坂見付—を通り清水谷公園で散会するが、国会では〝実態調査と審議会設置〟の請願書二千通を衆、参両院議長に手交する。

大会は開会宣言にはじまり、引揚物故者黙祷、国歌合唱について津汲大会委員長あいさつ、小西全連委員長あいさつ、加藤書記長報告ののち議長団に上倉藤一、福島喜一、林昌治、小島哲郎氏らを選任、議長あいさつ、来賓あいさつにうつる。

ついで宣言決議ののち陳情団を編成して閉会する。それからただちに請願デモに入り大挙国会に呼びかける。そして清水谷の第二会場まで行進、陳情団班長から経過報告、陳情団長から総括報告を受け、終って外資同総本部長の決意表明があって散会する。

大会役員と池田首相への陳情団は次のとおり。

大会委員長　津汲泰宏
副委員長　山田重太郎
〃　坂井博延
書記長　加藤虎雄
副書記長　岡田順一
政治局長　上倉藤一
政治局次長　結城吉之助
財務委員長　常盤常男
副財務委員長　山口岩吉
組織委員長　藤岡重司
企画委員長　上倉藤一
副企画委員長　小島哲郎
弘報委員長　岡田順一
運営委員　都道府県代表全員、地域部会代表全員、東京都代表15名

▽首相面接陳情団（◎長△副）津汲泰宏（外資同委員長）△岡田順一（〃副書記長）◎上倉藤一（〃政治局長）瀬戸道一（全連）常盤常男（東北）坂井博延（東海）林昌治（九連）田中泰作（地域）影沢晃（関東）△小島哲郎（東京）岡崎寿太郎（中四国）福島喜市（北海道）戸水泰臣（北信）鷲江広吉（近畿）

▽請願デモ統卒
総指揮　山田重太郎
副総指揮　瀬下末吉
鈴木信一
門脇信夫
藤岡重司
外山貞司
弘報相当　有馬梯三
第一梯団長　松本武
第二〃　佐藤久雄
第三〃　川崎完吾
第四〃　黒崎逸郎
第五〃　示野友貴
第六〃　佐藤清七
山口岩吉

大会目的　臨時在外財産問題調査室の一般事務費は計上されたが、われわれの希求する全国一斉の実態調査を行なう予算が具体化していない。全連方針としては自民党内の特別委員会よりこれを実現させるため働きかけを期待していたが、解散、総選挙を機会に政府に対し直接にこれが実施を呼びかけて大会の意志表示とする。

実態調査を行わしめることは即ち全国的に補償ブームを呼び起すこととなり昭和四十年補償着手を現実に促進具体化することとなる。

[illegible]理事長、右津汲大会委員長

近時片言

爽秋の大陽の下、同志一万集いて日比谷に要求貫徹を誓い合う。政府よ、[illegible]われわれの叫びをきけ。

○

池田さんよ、所得倍増も結構、人づくりもいいでしょう。しかしあなたが蔵相時代に「在外財産は補償すべきだ」といったことをお忘れになっては困ります。[illegible]私はうそは申しません」これ[illegible]あなたのいつもいわれている[illegible]葉です。

全国実態調査と審議会設置を要望する

在外私有財産補償要求貫徹全国大会

10月21日　第一会場　日比谷公園野外音楽堂
　　　　　第二会場　清水谷公園

約束果して解散へ——バトン引つげ新国会

補償の義務あり

[illegible]顔、顔、顔…さ[illegible]

戦前から戦時中にかけて海外で活躍した四百万日本人が血と汗で異国に築きあげた財産—しかし引揚者の全部はそれらの財産を捨ててこなければならなかった。その海外に残された個人財産を政府が補償すべきだという問題は、戦後十八年もたったいま解決されていない。政府は補償の法的根拠がないと冷たく突っぱねてきたが、政府が政令で総理府に設置した調査室は「政府に補償のハラさえあれば、立法にまたなくとも予算措置でやれる」と時事通信（山岡記者）に語っている。以下は九月二日付の同通信が報じたものである。（全文）

予算措置でやれる

調査室 従来の見解に反論

火の手、自民党から

話は少し古いが、自民党有志議員による在外財産問題懇談会（会員百九十八名）は六月二十五日赤坂プリンスホテルに議員七十名が出席して第三回懇談会を開き、大いに気勢をあげた。この会合で、愛知揆一氏は「憲法の条文に照らしても政府は補償の必要がある」と発言、園田直氏、中野四郎氏もそれぞれ「陸戦法規に関する国際法からみても補償は当然だ」「総理府の調査室が政府のごまかしかどうか見定める必要がある。自民党に特別委員会をつくり、バックアップしなければならない」と述べて政府の方針を究明した。そして同懇談会ではすみやかに党内に正式機関として「自民党在外財産問題対策特別委員会」の設置を強力に申し入れることを決議している。

このように自民党内から火の手のあがった在外財産補償問題について引揚者団体全国連合会（理事長＝小西英雄氏、七十二万世帯）の片野英一郎事務局はつぎのように述べている。

「懇談会が自民党内に特別委員会を設置せよという結論に発展したことを喜んでいる。引き揚げ者としては、なにしろ十八年間も補償問題をうやむやにしておかれたので、あせってもいるし、一方、たいへん生活に困っている人たちもいる。それだけにかなり強硬な意見を吐く者がいることも事実だ。われわれ事務局としては、"在外財産問題に不熱心な議員はつぎの選挙に協力するな"という指令を各支部にだしたらどうかということさえ考えていたところだ」

この懇談会の結論に力を得た同連合会は、特別委員会を九月には発足させるように自民党に強力に働きかけるとともに、十月に予定される臨時国会を目標に請願や議員とのヒザ詰め談判などいろいろ策をねっているという。

では、いったい政府が在外財産を補償しなければならない法的根拠はどうなっているのだろうか。

政府にある

総理府「在外財産問題調査室」の見方

まず、四月六日発足以来、引き揚げ者在外財産の憲法上、平和条約上における補償義務の有無と法律的根拠を検討してきた総理府の「臨時在外財産問題調査室」の見解を聞いてみると、「在外財産は政府が補償すべきだ」とつぎのようにその法的根拠を説明している。

一、政府は昭和三十二年五月、在外財産問題審議会の答申にもとづいて総額五百億円の給付金を引き揚げ者に給付したが、これについては担当官庁の厚生省も「補償でない」ことを認めていた。したがって補償問題は未解決であるとするのが正しい。

一、外国人財産の尊重は慣習法にまで高められた国際法規であるといえる。一九〇七年の第二回ヘーグ平和会議で改正された陸戦法規は「…私有財産は…之を尊重すべし。私有財産は、之を没収することを得ず」としており、一般的にいって、敵国私有財産の一時的管理を越えて没収することを国際法は許していない。

一、もっとも、戦勝国がその管轄内の敗戦国財産を賠償にふり当てる合意を敗戦国からとりつける例は第一次大戦後にみられるし、また国際法上国は自国民の国外財産を他国に譲渡することができると考えられている。しかし、この場合に見落としてはならないのは、ベルサイユ条約、あるいは第二次大戦後のイタリア、ドイツの場合は、敗戦国は自国民の在外財産が戦勝国によって処分されると同時に、その所有者に対しては補償する旨の"補償条項"が条約中に明記されていたことである。こうした場合は、もし国が在外財産の原所有者に国内補償をしなかったとすればなによりも戦勝国に対して国際法上の義務違反ということになる。

一、ところが日本の平和条約の場合は、おそらく唯一の例外であろうが、"補償条項"がない。すなわち日本は在外財産の補償を行なわなくても連合国との約束不履行といった国際法上の違反行為をしたことにはならない。

一、このため在外財産補償問題は国内法上の問題である。

一、結局、この問題で重要な点は、国民の在外財産が賠償目的のために処分されることを日本政府が承認したということ、正確にいえば、日本政府がみずから在外財産を収用して賠償にふり当てるべきところを相手方の政府にゆだねたということにほかならない。これはまさしく国内法上の問題であり、憲法第二十九条三項が適用される。

一、憲法第二十九条三項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」（公用収用）としているので、新たに立法措置を講じなくても、二十九条を適用して[illegible]補償する[illegible]る。

一、ただし、平和条約は、日本の在外財産を賠償引き当てにするとはどこにも明記していない。しかし、それはつぎのことから賠償であることが証明される。

（イ）終戦当時から平和条約締結までの連合国の政策を表明した公文書には、日本の在外財産を賠償に引き当てるということが繰り返し述べられている。

（ロ）サンフランシスコ講和会議で、故ダレス長官は在外財産が賠償の引き当てであることを明言している。

政府にはない

政府の考え方

しかし政府は、在外財産の補償問題がおこるたびに国会答弁などを通じて、①平和条約はポツダム宣言を受諾した日本政府としては諾否の自由のないものであった、②したがって政府が個人の財産、権益を処分したものとみるべきでなく、憲法第二十九条三項には当てはまらない、③かりに"公用収用"に当てはまるとしても、別に補償に関する立法措置をとらない限り国に補償義務はない、④国に対する補償請求権が生じたとしても、平和条約の効力発生後十年以上経過しており、補償請求権は会計法三十条により消滅している、などを指摘し「補償義務はない」としてきた。また平和条約中の「請求権及び財産」の第十四条についても大体つぎのような見解をとってきた。

「この規定は各連合国がそれぞれ自国の国内措置として自国内に存在している日本財産を清算し没収することを認めたものであり、日本政府がこれらの財産をみずからの手に収用して、連合国に引き渡したものではない。日本国としては、外国政府がこういう措置をとることに異議をさしはさまないということ、すなわち、在外国民保護権を放棄したにすぎないものである。こういう外国における外国政府の行為に対しては、憲法第二十九条三項の規定は、本来適用されないものである。したがって、政府としては右の憲法規定にもとづく補償の義務はないといわざるを得ない」

つまり、この条文にもとづく在外財産の放棄は外交保護権の放棄にすぎないもので、日本国民は個人としてはいまなお在外財産について外国政府に請求する権利があるというわけである。

こうみてくると、総理府の「臨時在外財産問題調査室」と政府の考え方は全く対立することになるが、[illegible]ている。

「ポツダム宣言を受諾したのだから日本はなにも文句をいえないというが、本来無条件降伏とは軍を主体とする戦闘行為の無条件停止にすぎないのだから、平和条約の内容について日本が無条件に強制されることはない。現に注文もつけたではないか。また平和条約十四条について国が国民の在外財産に対する外交保護権を放棄するだけのことに解釈するなら、個人は連合国政府に請求権をもつことになる。しかしこれについては、はっきりアメリカやカナダ政府から"補償請求は日本政府にせよ"といった趣旨の回答が引き揚げ者個人に寄せられている。連合国側の回答を待つまでもなく、日本政府の外交的保護権を放棄したことが、日本国民の在外財産を収用したと同じ結果になるのであるから、その国民の立ち場からいえば、国によって財産を収用されたと同じことになる。日本国がその財産を収用したのではないから補償の問題はおこらないという説明は納得できない。結局"公用収用"ということになるから憲法第二十九条が適用され、この場合は立法措置によることなく補償は行なわれるはずだ。さらに平和条約発効以来、補償要求は何回も行なわれている以上、その補償を行なわずに、いまになって会計法三十条を持ち出して時効を宣言するのは、国民にとって少しばかり酷な感じがするように思う」

義務はない

東京地裁の判決

しかし、このように「臨時在外財産問題調査室」が在外財産補償の法的妥当性を主張しても、現実には国を相手取った在外財産の訴訟はことごとく原告側が敗れている。こうした訴訟の中からことしの二月二十五日東京地裁で判決のあった例をみてみよう。

A氏夫妻は昭和三年にカナダに入国、バンクーバーに居住、昭和十八年一月に帰国した。A氏夫妻がカナダで所有していた財産は九千ドル（約三百二十万円）および九百六十ドル（約九十六万円）である。カナダはこれらの財産を、平和条約第十四条（A）2（1）の「…各連合国はすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」という規定にもとづいて、A氏夫妻の財産を処分した。これは、日本政府がその国民の私有財産を、国民の意思にもとづくことなく公共のために用いたもので、公用収用と性質を同じくするから、国は憲法第二十九条三項にもとづいて損失を補償すべきだというのが本訴訟請求である。

判決は、（1）憲法二十九条三項は日本政府その他の公権力が私有財産を公用収用した場合の規定で連合軍が平和条約によって日本人の財産を処分した場合には適用がない、（2）十四条（a）前文は「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきことが承認される」と定めているが、これは敗戦国たる日本国に対する一方的要求を形式上承認するための文言で、右にいう賠償は通常の損害賠償とは全く異質のものであるから、日本政府は平和条約によって日本人の在外財産に対する外交保護権を放棄し、連合国の財産処分を承認した。しかしだからといって、私人の在外財産を日本国の支払うべき損害賠償に充当したものとみることはできない、（3）実質的にみれば、右の承認も日本政府の意思を越えた不可避のもので、在外財産の喪失による損害が日本政府の財産処分の承認に原因するということもできない、とした。結局、この損害は、戦争によって国民一般が被った損害と同様のものである、として棄却している。（『判決時報』4月11日号）

この判決は、大体政府の見解と同じもので、とくに「在外財産は賠償に当てられたものではないので、在外財産を公共のために用いたのではない。したがって補償義務はない」といっている。

ところが、一九五七年三月二十八日付け在東京アメリカ大使館経済参事官フランク・A・ウオリンク氏の全国引揚者連盟理事長平田末治氏あての書簡の文章から判断すると、この判決には疑問が生じてくる。書簡の一節つぎのとおり。

「日本政府は平和条約の条項により、連合諸国は戦争中その国内において差し押えた日本国民の財産を保有し得べきことに同意している。この同意は、連合諸国に対し、戦争による損害を補償する財源を供給せんがためになされたものであった。米国政府は米国内における日本人財産の売却により得たる財源をもって、戦争中日本軍部により捕虜もしくは囚人として非人道的取り扱いを受けたアメリカ人に対する賠償に充当した」

つまり日本側が「在外財産は賠償に当てられたものではない」というのに対し、米国側は「賠償だ」と正反対の解釈をなしているわけだ。このため一部には「対日平和条約の解釈を検討するための日米会議を開け」と主張する者も出てきている。

こうした在外財産補償の法的妥当性について中川融外務省条約局長は、「論理というものはいくつもある。もちろん、政府に在外財産補償の業務がある、とする論理も間違っているとはいえないが、第二次世界大戦は、それまでの国際法や慣習を越える現象をいくつももっている。たとえば原爆による非戦闘員殺傷でもヘーグの陸戦法規に違反しているということができる。こうした第二次大戦の特殊性ということを考えて法解釈をすべきではないかと思う。そうした観点に立って考えると政府の解釈も、間違っているとはいえない」と微妙ないい方をしている。

また内閣法制局の山内一夫第一部長はつぎのようにいっている。

「引き揚げ者の言いぶんには、たしかに一理あると思う。現実に平和条約締結の際、政府部内でも在外財産補償のことが大問題になったと聞いている。しかし、理屈を推し進めていけば、強制疎開や徴用学生、企業整備なども補償を請求できることになりはしないか。そうすれば国民すべてが戦争の犠牲者だということになって帳消しになるだろう。なんといっても日本を発展させようという観点からこの問題を取り上げ、考えていくべきだ」

他に波及の恐れ

これら法律専門家の考え方は、在外財産の補償には反対のようだが、政府に補償義務があるという法解釈は一応認めているような口ぶりだ。

では、日本と同じように第二次大戦に敗れた西ドイツ、イタリア両国の場合はどうか。両国とも連合国との平和条約や他の条約で国家の補償責任をはっきりさせているので、日本とは相当事情がちがう。

西ドイツは①戦争犠牲者救済法（戦争による身体障害者および遺族を対象とするもので、毎月十五マルクから最高八百マルクまで支給される）②引揚者法および戦争補償損害法（引き揚げ者は帰国と同時に一時金二百マルクから三百マルクを受け、補償の方は補償期間に応じて補償金を受ける）③戦災平等負担法（もっともドイツ的特色のあるもので戦災をまぬがれた者、あるいは戦災をより少なく受けた者から平等負担税をとりたてて、戦災負担を全国民的に地ならしするもの）の三本立てでこの問題を処理した。

イタリアは、一九五四年に「在外イタリア資産、権益の名義人に対する補償の支払いに関する法律」を公布し、賠償に当てら[illegible]資産や権益に対して国家補償[illegible]なっている。

では日本の場合はどうだろ[illegible]政府は国会答弁などを通じ機[illegible]るごとに「在外財産は法律的[illegible]補償義務がなく、政治的にみ[illegible]三十二年の引揚者給付金で解[illegible]みだ」と述べてきたし、最近[illegible]金官房長官は「政府の方針に[illegible]りはない」と言明している。

これに対して引揚者団体全[illegible]合会の小西理事長は

「在外財産の総額がいった[illegible]れだけになるものかはまだ[illegible]きりしていない。ただ一つ[illegible]字は、昭和二十一年にGH[illegible]命令で政府が引き揚げ者四[illegible]万件について調査した一兆[illegible]億円だ。しかしこの当時は[illegible]引き揚げは完了していなか[illegible]し、もう一度正確に調査す[illegible]倍ぐらいになると思う。こ[illegible]まともに補償すれば国家財[illegible]危機にひんすることぐらい[illegible]れにでもわかることだ。だ[illegible]政府も"補償はしない"と[illegible]ている。しかし、"報償な[illegible]他なんらの措置もしない"[illegible]いっていないはずだ。それ[illegible]田首相自身が、蔵相当時に[illegible]県で"在外財産は補償す[illegible]だ"といっているし、この[illegible]に総理府に調査室を設ける[illegible]にも大野伴睦自民党副総裁[illegible]"農地報償よりこれがさき[illegible]といったと聞いている。わ[illegible]れも国の財政を破壊するの[illegible]は毛頭ないのだから、政府[illegible]を通して、もし"補償はす[illegible]だ。しかしいまは金がない[illegible]頭を下げてくれれば納得[illegible]そうでなければ絶対に後[illegible]かない」

となかなか強硬だ。そして[illegible]ぜひとも「在外財産問題審[illegible]を再び設置するよう政府に[illegible]働きかけて、この問題は絶[illegible]取り組むとはりきっている。

ともあれ政府が、最高裁[illegible]きり"補償は終わっている[illegible]決のあった農地補償問題で[illegible]くずした以上、在外財産を[illegible]ることはできまい。

国会に補償請願

実態調査と審議会設置を

十月二十一日、日比谷に勢揃いした引揚者一万はそのまま請願デモ行進にうつり、国会で衆参両院議長に"実態調査と審議会設置の請願書"を手交する。請願書の要旨その他は次のとおり。

一、要旨　政府は昭和三十八年四月六日付第一一九号にもとづき臨時在外財産問題調査室の設置を行ない、在外財産問題に関する各行政機関の事務の連絡を開始し、調査、企画に着手した事実に照らし速かにこれが補償の措置を講ずべきであり、左記により実施されたく理由を具して請願致します。

（一）昭和三十九年度に於て引揚者在外私有財産の補償についてその実態を調査すること。

（二）引揚者在外私有財産の補償について内閣に審議会を設置すること。

二、理由　（一）日本政府が在外財産を失った者に対して補償しなければならぬことは事[illegible]

るいは[illegible]を引用すると左の[illegible]条項が[illegible]るのである。

イ[illegible]約以来の慣行を[illegible]在外財産が賠償[illegible]通例となって[illegible]いる。

ロ[illegible]和条約締結ま[illegible]表明した連合国[illegible]り在外財産を[illegible]うことが繰返[illegible]

ハ　条[illegible]おいても、ダ[illegible]賠償の引当[illegible]いる。

[illegible]条のA項と[illegible]に解釈[illegible]であ[illegible]ることを認めるべきである。

ホ　わが国国会で平和条約審議の際、政府委員は在外財産が賠償の引当てなることを繰返し述べている。

ヘ　平和条約、安全保障条約特別委員会は衆議院においても参議院においてもその本会議に対する正式報告書のなかに在外財産が賠償に引当てられることを報告し、この報告を含む全報告書が衆参両院において可決されることによって平和条約に対する国会の承認が与えられたのである。

これら日本政府によって処置づけられた在外財産に対する経緯からする国家の行為、即ち条約の締結に依って在外私有財産を賠償に使用したことに付、当然国家は[illegible]補償すべきであり、私有財産尊重の建前からしても政府に責任があり、国民に対して速かに補償の行為を開始すべきである。それが為には日本国海外引揚者の在外財産に対する実態の調査を行なうことは当然の必要であり、内閣に調査室を設けた所以に於ても昭和三十九年度より直ちに着手されることが適当である。

（二）昭和二十九年七月に設置を見た在外財産問題審議会は引揚者の特性を考慮に入れて引揚者給付金支給法制定に関する動機を残したのみで終っている。当時に比較して国内財政状態も変り、また戦争犠牲者に対する処遇等も逐次改善されつつある情況からして、引揚国民の要望にこたえて可急的速かに在外私有財産問題の解決を図るため、内閣に審議会を設置されることが[illegible]である。

尊法か非合法デモか

千葉県連　安永光伯

「外地引揚者の皆さん日本の敗戦により最大の苦脳と最大の損害を背負って故郷の土をさきざむとふんでここに十有八年余の歳月を尊法の精神に添って黙々として政府からの申出を待たれた最良のご配慮には最高の敬意と最大の感謝を捧げる次第であります。

引揚者の皆さん、日本もご承知の通り対外的にも国内的にも世界に比類なき発展と生長を遂げてきました。この基礎となったものは第一に皆さんの黙々とした尊法の精神に感謝の意を表するものです。

今にして皆さんの堅持された祖国愛の精神に報いざれば政治家としていつの日にか真実を表明なしうるときがあるでしょう。外地の私有財産という莫大な権益がなかったならば平和条約に際してもまた今日のような世界的大発展の礎をも築くことは極めて至難であったことは明白な事実です。これを想うとき政治家として遅まきながら皆さんのご期待の幾分にか答えたいと存念するものです。

引揚者の皆さん、お待ちかねの私有財産に対する国家補償をただ今から実施致します。皆さんのご期待には程遠いとは存じますが政府の微意をご了承下さい。

政治家からはこのような言が聞かれないものであろうか。

一方、戦争被害は日本の全土にわたり萬人であった。引揚者ばかりの損害ではない……云々の声も聞く、なる程お説の通りである。しかし、それならば戦争責任者は誰れか？　日本々土に居住した国民の代表たる当時の政治家ではなかったか。

われわれ引揚者は外地にいて戦争上の協力を強要され、日本国民の故を以って十分に協力の任務を果したものである……そのため日本国民としての共通の敗戦責任を負うべし……というなればそれもまた結構、国民の全部が在外財産を投げ出して無一[illegible]っとなって地位と名誉を捨て[illegible]揚者と同等の地位に立つべき[illegible]あるということだ。

引揚者の損害を他山の石と[illegible]るなかれ対岸の火災視するな[illegible]れだ。吾人はムシロ旗や赤旗[illegible]押し立ての非合法的な行為を[illegible]むものではない。しかし敗戦[illegible]犠牲を一身に背負い込むこと[illegible]なおもって承服できないこと[illegible]ある。

自分の利権は自分が守るは[illegible]ない、自分の取るべきものは[illegible]分の手で取るべきである。裏[illegible]肌かになった自身を保護する[illegible]のは自分であることも決意せ[illegible]ばならぬ。自からの請求権を[illegible]てあましている様に遺産がわ[illegible]とすべきでないことも十分心得[illegible]ている。皆さん、自分のもの[illegible]自分で取ろう。この決意こそ[illegible]って一丸の真髄いではないで[illegible]ようか。

補償に関する法的不備や、[illegible]務的不備の責任は政治家にあ[illegible]と断言せざるを得ない。

私は請求権の大小を論ずる[illegible]のではない。また請求権者の[illegible]小を基礎とするものでもない[illegible]貧富を問わず無償で得た権利[illegible]汗して得た権利も理由の如何[illegible]問わず個人の権利は権利とし[illegible]強奪に等しい行為を黙視する[illegible]とは許さるべきでない。みな[illegible]ん、いっそう決意を固め目的[illegible]成に猛進せられんことを祈る。

請願デモコース

当局の指示によりデモ隊は一班を二百五十名（五列）として、後続班との距離を五十メートルに離して下さい。コースはつぎの図のとおりであります。

在外私有財産補償要求貫徹全国大会
大会委員長

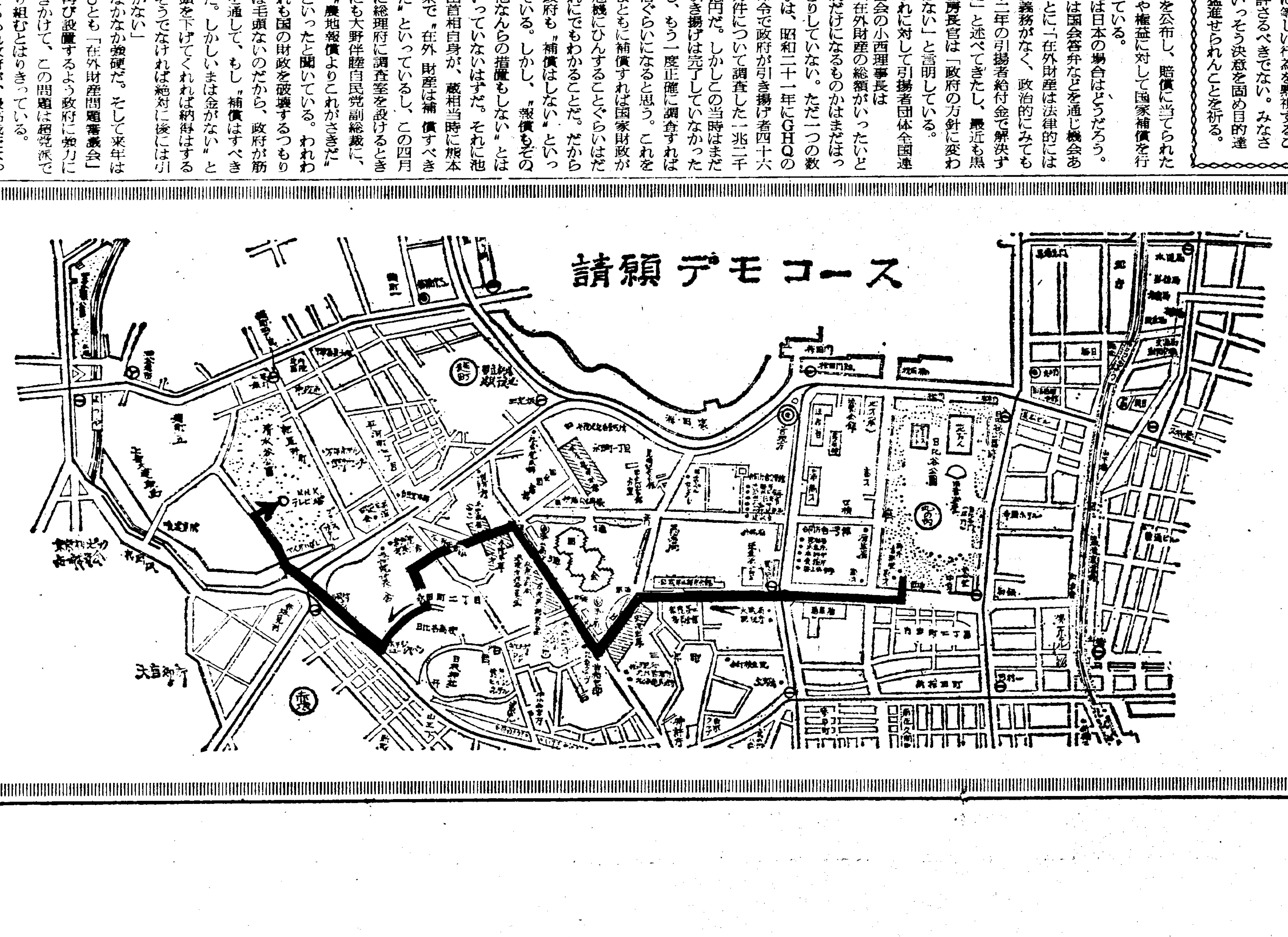

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（201）7520
編集発行人 片野英一郎
（定価1部送共20円）

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

十月"台湾の会"
懐旧談に花咲かす

台湾の会十月定例午さん会はさる十二日午後一時から台協ビル七階大広間で開いた。出席者は八十一名、森常務理事から

「台湾協会は会則にもとづいて会員の申込みを受けているが、われわれの親しみ深い会、喜ばれる会としてみなさんに盛り立てていってもらいたい。そしてこの会がいつも年々とした会として発展していくようご協力下さい」

とあいさつがあり、同会者から友野[illegible]氏（元[illegible]倶楽部監事）ほか十三名の新会員を紹介。それから懐旧談に花を咲かせた。

なかでも信州から出席した出沢孫久太氏は、

「明治四十四年に渡台したので古さでは人後に落ちない」と当時を回想懐しげであった。午後二時すぎ散会。

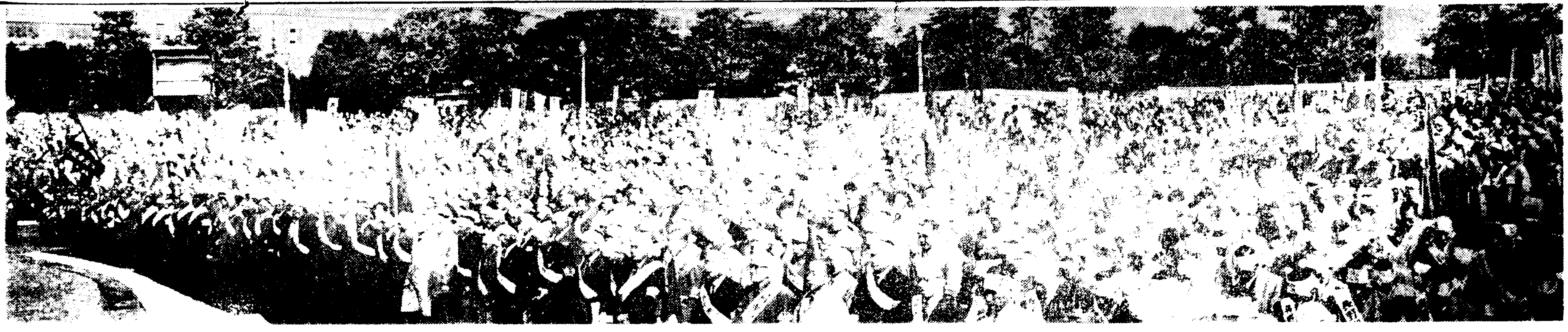

"審議会を設置する"
池田首相が陳情団に言明

十月二十一日、日比谷で開かれた在外財産補償要求貫徹大会は緊迫した政局を反映してこのうえない盛りあがりをみせた。この日、大会場から国会に駆けつけた小西全連理事長ら陳情団にたいし池田首相は「引揚者給付金は私が扱ったのだ、補償を前提とした審議会を設置しよう」と力強く語り、また黒金官房長官、前尾幹事長、三木政調会長もそれぞれ「総裁がよいということに異論はない」とその実現に協力かたを確約、ここに十八年の悲願がようやく結実される段階を迎えた。この成果は全国引揚者四百万人の団結のたまものであり、また今次大会の成果でもある。このうえはさらに団結を固くし補償を実現させなければならない。

小西全連理事長　津汲大会委員長

会は午前十時から全国引揚者ん、来賓ら一万名によって盛大に開かれた。この日、北は北海道から鹿児島はじめ全国各地から東上した引揚者たちはそれぞれ各地責任者の案内で、ハチ巻、タスキ姿も勇ましく開会まえから長蛇の列をつくった。午前九時、どっと入場した人々で間もなく会場はうめつくされた。

午前十時二十分、常盤外貨同財団長の開会のことばで大会の幕を開けた。ついで引揚物故者の黙とう、国歌合唱につづいて津汲委員長のあいさつに入る。

「私が運動の最中にたおれたなら私のしかばねを池田総理の官邸に投げこんでくれ」と絶叫、会場にどっと拍手と歓声があがった。ついで加藤書記長から「今日までの運動の経過と、在外財産の請求書は保留中のものを含めて約七十九万通を突破した」との報告があった。

小西理事長も「私がたおれたなら私のしかばねを乗り越えて諸君は運動をつづけてほしい。補償は四十年までに必ず実現させる」と決意をひれき、万場を感動させた。

ついで議長団に上倉藤一、林昌治、福島喜市、小島哲郎の四氏を選任、来賓の祝辞にはいった。

まず、自民党を代表して愛知揆一氏が登壇、

「引揚者が私有財産を放棄したことで国民の多数が賠償の義務を免がれている。自民党内に特別委員会をつくることはすでに決定している。審議会設置の方向にいくことはまちがいない」

とあいさつ。つづいて社会党代表八木一男氏、民社党代表田畑金光氏らはじめ十数氏から補償実現へ誠意をもって努力するとあいさつ。列席議員百余名の紹介などがあって議事に入った。

京都代表鷲江広吉氏が宣言朗読山形代表結城吉之助氏が決議文を朗読、これを採択した。

ついで、首相面接陳情団に津汲泰次、岡田順一、上倉藤一、瀬戸道一、荒井達爾（代）、常盤常男、坂井博延、林昌治、田中義作、影沢晃、松本武、脇崎春太郎、福島喜市、戸水彦臣、鷲江広吉の十五氏をあげ、小西全連理事長を先頭に、勇躍国会に向った。

この間、大会場は拍手と歓声の連続で引揚者一万の補償要求の叫びは日比谷の空を圧した。

終って請願デモ隊の編成にうつり、午後一時、第一—第六梯団に分れたデモ隊は静かに国会に向って出発した。

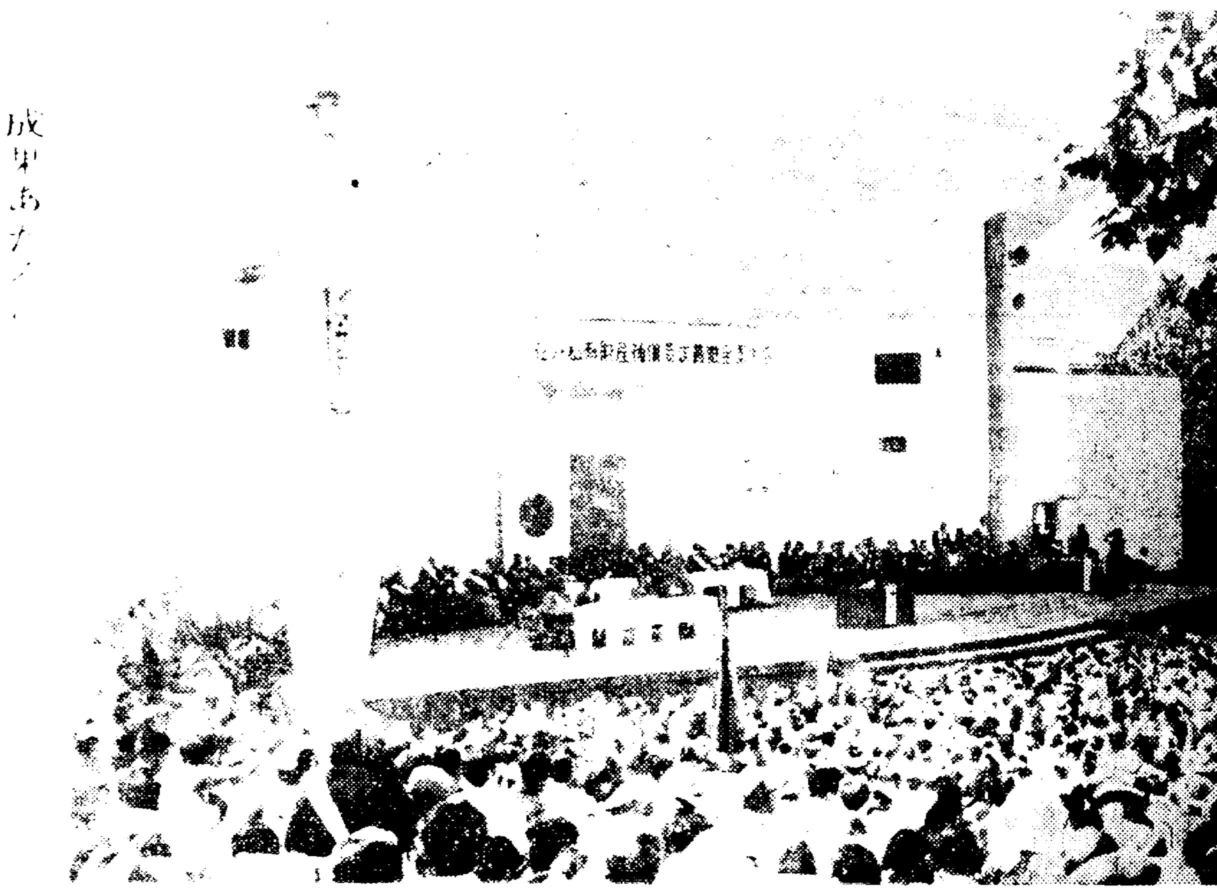

㊤バンザイに送られる陳情団㊥ズラリ並んだ来賓の国会議員㊦バスで乗り込んだ茨城県の引揚者たち。

小西理事長あいさつ

全連理事長として推挙され、在外財産問題の解決に当ることは身にあまる光栄に存じます。私がたおれたなら私のかばねを越え、今日お集りのみなさんが解決に当られることを[illegible]願いした[illegible]歓声）

戦後日本の経済は、世界五、六カ国のうちで四位、ないし五位にまでのしあがっています。しかし、在外財産の問題はまだ解決されていない。これを解決するのが私の使命だと存じております。海外にわれわれ引揚者の財産が残っていたことで賠償を免がれたことを国民は知らなければならない。それなのに、この在外財産問題が解決されないということは、私ども自由党員でありますが、まことに遺憾に存じます。（拍手）

本日は、この問題にメドがつかない限り東京をさらないという決意であります（拍手）昨年、政府はみなさんの努力により内閣に調査室を設けました。調査室の調査は着々進み、在外財産は補償すべきであるという論拠が明らかとなっております。このうえは一日も早く補償実現のための"審議会"をつくることであります。私は四[illegible]問題[illegible]いします。

を亡す没収か
財産補償
外私財
補償
審議会が必要だ
四百万人

㊨㊤からあいさつする愛知、増田、野田（総務長官）上林山の諸氏。

静かなるデモ行進　第一会場から第二会場まで約三キロを全国大会に参加した引揚者たちが、静かにデモ行進する。警備の警官も「良識あるひとたちのデモだから安心ですよ」と笑っていた。上は外務省前、下は国会うらを行進中。

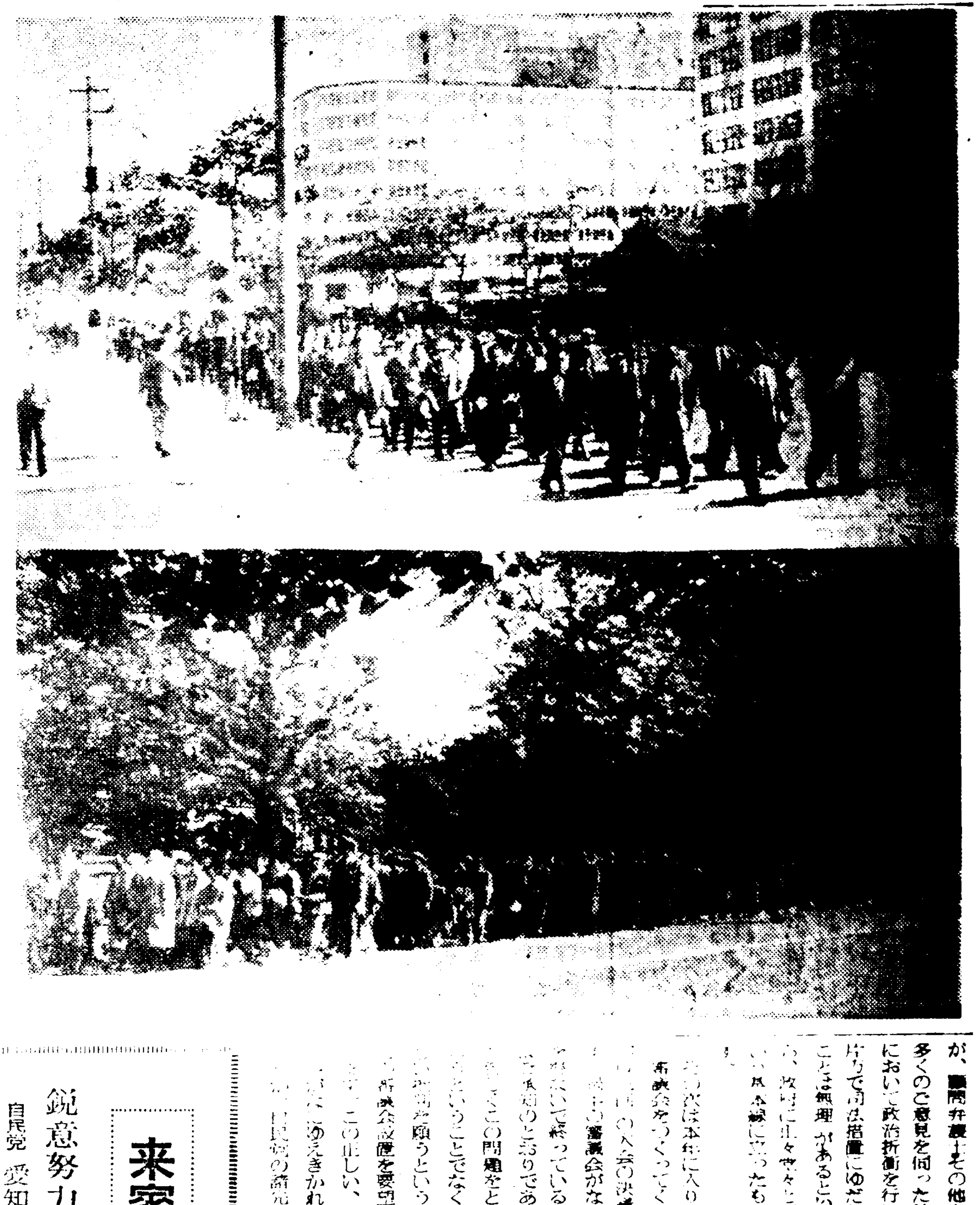

請願デモ行進
老婆も参加

請願デモに参加した引揚者は約一万。午後一時、日比谷公園音楽堂を出発したデモ隊は山田重太郎氏を先頭に第一梯団—第六梯団に分れて通産省横通りから国会裏通り[illegible]ヤパンホテル、ホ[illegible]渡って清水谷公園の第二会場[illegible]三キロのコースを静かに行進した。途中、衆院面会所で中野四郎、上林山両議員に請願書三六九通を、参院面会所で小西英雄、小山邦太郎両議員に請願書二百四十通を手渡した。

デモには幼児の手をひいた婦人[illegible]とも参加、沿道[illegible]を感激させた。なか[illegible]の長女Hさんは八十[illegible]の高齢と病いの身をかえりみずデモに参加、熱意をみせた。

午後二時すぎ清水谷の第二会場に集結した各梯団はここで「首相陳情団」から報告のあるまで待機した。

午後三時、上倉政治局長ら陳情[illegible]官、野田[illegible]池田総理と[illegible]会見を申込む[illegible]らく待ってほしい」との中間報告があった。一同の激励の拍手に送られて陳情団は再び院内にとって返した。

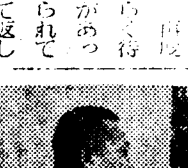

加藤書記長

[illegible]加藤書[illegible]

[illegible]とともに[illegible]した在外財産[illegible]いた[illegible]国の給付に[illegible]したのと、[illegible]登録請[illegible]求するもの とをふく[illegible]十九万通に達しています。[illegible]政府とこれから折衝するう[illegible]有力な資料となるものであり[illegible]昨年の十月には国を相手どって、訴訟をする考えでおりましたが、顧問弁護士その他有識者など多くのご意見を伺った結果、片方においては政治折衝を行いながら、片方では措置にゆだねるということは無理があるという観点から、政府に正々堂々と要求するという基本線に立ったものであります。

その次は本年に入りまして内閣審議会をつくってくれというのが[illegible]の大会の決議であります[illegible]の審議会がなんらの結論[illegible]終っているということはご承知のとおりであります。ま[illegible]この問題をとりあげても[illegible]ということでなく、国民に正[illegible]判断を願うという気構えから[illegible]審議会設置を要望したのであ[illegible]この正しい、おんけんな[illegible]かれないのであ[illegible]自民党の諸先生とのお約束は三月いっぱいということであったが、残念ながら今日なお発足されない。その結果として[illegible]れわれの[illegible]が、ご了承のとおりの臨時在外財産問題調査室であります。この調査室は池田総理が[illegible]って本問題の突破口としてつくってくれたものと信じていますが、もし、われわれを[illegible]し、裏切るようなことがあれば断じて許せない、というのが私どもの考えであります（拍手）

今日、全国、調査に調査室はいろいろ仕事をしていられるようだが、この調査室が発足したという事実の上に立って早く補償を前提とした審議会を設置せよ、というのがわれわれの要求であります。

その次には過般自民党議員二百十六名のご賛同を得て"在外財産問題議員懇談会"ができましたが、このかたがたのご協力により自民党内に"在外財産問題特別委員会"を設置し、政府の機構に意見をしめしていただき[illegible]のご配慮をいただくことが私どもの希望であります。昨日、"議員懇談会"の代表とし[illegible]鹿児島県の[illegible]議員、鹿児島県の上林山議員、熊本県の園田議員[illegible]県の[illegible]議員などから自由民主党の政調会に申入れをしていただいているわけであります。自由民主党内に"特別委員会"が設けられることをいまからも確信しております。（拍手）本大会の成果としてぜひとも実現を念願するものであります。以上をもちまして経過報告といたします。

（拍手）

第二会場にどっと歓声

午後五時すぎ、待機中の会場へ池田首相を国会に訪ねた陳情団が小西理事長を先頭にかけつけた。歓声をあげて陳情団をとりまいた一万の同志を前に、小西理事長がマイクを片手にして、交渉の経過、池田総理との会談の模様を切々と報告した「池田総理は補償を前提とした審議会をつくることに同意しました」と小西氏が叫ぶと期せずして、会場を圧する大歓声があがった。そして、歓声と拍手が、うすやみの清水谷にいつまでもいつまでもこだましていった。

池田総理および、黒金官房長官三木政調会長らの回答は次のとおりであった。

池田「給付金は私が実施した、審議会はつくる。」

黒金「総務長官が約束したとおり実行する」

三木「総裁がいいということに異論はない」

来賓国会議員

衆議院議員（順不同）池田勇人、（代）大野伴睦（代）愛知揆一、[illegible]、前田義雄、宇野宗佑、仮谷忠男、竹下登、池田清志、宇田国栄、伊藤五郎、毛利松平、広瀬正雄、桜内義雄、藤田義光、生田宏一、簡牛凡夫、増田甲子七、久保田円次、関谷勝利、細田吉蔵、菅太郎、綱島正興、有馬英治、川野芳満、加藤鐐五郎、薩摩雄次、内藤隆、倉石忠雄、村上喜一、千葉三郎、大石武一、[illegible]村千一郎、堂森芳夫、田中龍夫、小林一雄、藤井勝志、八木一男、浜田幸雄、大上司、小山長規、内藤隆、小坂善太郎、中村重光、石橋政嗣、佐伯宗義、森下国雄、床次徳二、西村英一、永山忠則、船田中、中野四郎、羽田武嗣郎、佐々木義武、井村重雄、伊藤五郎、大橋武夫、唐沢俊樹、田中栄一、小川平二、金子岩三、永田亮一、松浦周太郎、上林山栄吉、村上勇、白浜仁吉、綾部健太郎、池田正之輔、広瀬正雄、飯塚定輔、山口好一、坂田英一、二階堂進、田代[illegible]三、一万田登、伊藤五郎、井出一太郎、津島文治、丹羽兵助、高見三郎、辻寛一、斎藤憲三、八田貞義、田沢吉郎、木村公平、山中比田夫、大久保武雄、園田直、金子岩三、受田新吉、田村元、野田武夫、辻寛一、田口長治郎、永田亮一、永山忠則、佐々木秀武、井村重雄、小枝一雄、藤田義光、加藤[illegible]

参議院議員（順不同）田畑金光、[illegible]徳、岸田幸雄、桑原茂、郡[illegible]、高橋進太郎、佐野広、後藤[illegible]、松浦周太郎、加藤武徳、紅[illegible]、小山邦太郎、久保勘一、[illegible]、桜井志郎、高橋衛、藤[illegible]、植竹春彦、斎藤昇、鍋[illegible]、[illegible]敏夫、柴田栄、松[illegible]

来賓あいさつ

鋭意努力を
自民党　愛知　揆一

本日は在外財産補償要求大会にかくも結集されたみなさんのお姿を拝見して深く感銘したしだいであります。

わが自民党といたしましては終戦後二十六年以来在外財産問題の処理に対して鋭意努力いたしてまいりました。その間、昭和三十一年に一応の処理をいたしましたことはご承知のとおりであります。しかしながらサンフランス平和条約の条文の構成からみましても、当時たまたま外地におられた四百万人のみなさんが、私有財産を放棄されたという事実から賠償をとらずにすんだということを常に痛切に胸の中に入れている次第であります。みなさんが私有財産を放棄したことで国民の大多数が賠償の義務を免がれたという事実を、国民に理解させ、認識をいただいて問題の解決に当りたいと思います。（拍手）

最近の日韓会談の条件などからみても本問題の解決を図るのが至当だと思いますが、自民党政調会の中に「特別委員会」を設置する件はすでに決定をみております（拍手）私どもが与党の中に特別委員会を設置するということは、新たに内閣に審議会をつくるという方向にもっていくことであります。

今後はみなさまの一だんのご支援をいただきましてこの審議会設置に努力をいたしたいと存じますのでみなさまも自信を持って問題の処理に邁進されんことをお願いいたします。

解決を約束
自民党　増田甲子七

私は平和条約締結のさいの幹事長でもあり、かっては対満事務局の総務局長でもありました。満州国で苦労された日本人のみなさまには特別の関心をもっておりますが、朝鮮、台湾、東南アジア各方面から引揚げられたみなさんの心情をもっともよく知っておりますものの一人であります。

憲法二十九条に明示されておるとおり私有財産制度は尊重されなければならない。しかるに、平和条約でみなさんの財産を放棄させたのがときの政府である。そこで国家は死なないで、経営者は吉田茂氏から何人かをへて池田勇人氏に変っているが、経営者としてつぐないの責任が断じてあるということをここに確信をもって申しあげたい。（拍手）

それではいかなる処置をとるか最近小西参議院議員らの努力で内閣に調査室が設けられたが、これでは十分でない。審議会を法律で必ず設ける。そこで調査室は審議会の付属機関として残せばよい。前の給付金のとき、小西氏やここにいる議長団の諸君にハンストをやるようにすすめたのはこの私である。（拍手）

私は社会党でも共産党でもないので今迄ハンストを指導したことはない。しかし、この引揚問題はひじょうに重大であり、ときの政府がなん弱のためみるにみかねてたった一度だけ指導したのであります。ただし、当時の給付金は見舞金であり、今日の一兆二千億の要求は在外財産の補償である。私は当時の幹事長としての責任においても本問題の解決に当ることをお約束いたします。（拍手、歓声）

補償実現を
自民党　中野　四郎

すでに、在外財産の補償については各党代表が"補償すべきだ"と意志表示をいたしました。これは選挙前だからということではないと思う。今日の大会の成果は、国会に席をしめる各党が"補償する"ということを確認したものと信じます。代議政治である以上、この意志表示には政府も従わなければならないと思う。（拍手）

それなら現在の調査室はすみやかに改組して法律をもって定める"審議会"を設置しなければダメである。（拍手）この前の審議会では補償すべきかどうかがあいまいであった。したがって補償を前提とした審議会をつくることが今日の急務である。（拍手）

本日この大会で、諸君の意志と政党の意志が合致したのでありますから、解散のあとにくる新国会で審議会をつくり補償実現にまいしんしようではないか（拍手）微力ではあるが、これまでにひきつづきいっそうの努力をすることをお約束します。

（拍手、歓声）

具体化図る
総務長官　野田　武夫

今日までみなさんの熱烈なるご要望を拝聴しております。問題はいかにしてみなさまの要望を実現するかの一点にあります。総理府においてはさきに臨時在外財産問題調査室を設置しましたが、その経過をみて、来年度には三千数百万円の予算を要求しております。しかしこれはただ海外調査だけのことであって、この具体化をはかる上にはどうしても実態調査をやらなければならない。

第二には審議会をつくることが当然だと考え、二回にわたり池田総理と話合いをしております。

昨日、総理と話したときも総理から審議会設置と実態調査について熱意ある表明がありました。

（拍手）総理の意志を尊重し、私は責任者の一人として具体化をはかりたいと決意しております。みなさんはお帰りになられたならこの政府ならびに私どもの考えを同志の方にお伝えくださるようにお願いいたします。

（拍手）

当然実現を
自民党　上林山栄吉

ご承知のように票決がしめすばかりでなく日本が共産主義的政策をとるか、自由主義的政策をとるかということは在外財産の補償をするか、しないかということにかかっていると思います。（拍手）その意味でわれわれは、優先的にこの問題をとりあげて解決しなければならないことを信じております。

政府に調査室を設けたことは一つの圧力にはなりますが調査室は事務的な扱いに終るおそれがありますので、われわれ自民党有志議員が党内に"特別委員会"を設置することにし党に申入れ目下折衝をつづけております。必ずこれは実現します。審議会も先ほど党代表からお話しがありましたように当然実現するものと考えております。（拍手）

ここで、多党のことにはふれませんが、われわれがこの問題の解決に当っていることは事実であります。演説するだけでなく、このようなところでなく、われわれは積極的に動いております。今後ともみなさんのご支援と、いっそうのご努力をお願いいたします。（拍手）

住宅建設、教育にも温かい手

西ドイツでは補償ずみ

中野四郎氏の報告から

（写＝写真は羽田空港の中野氏。

自民党前代議士中野四郎氏は さる九月十六日にユーゴー連邦議会で開かれた「列国議会同盟会議」に列席、十月四日に帰朝したが、その間欧州各国の社会制度を視察、西独、イタリアではとくに"引揚者の在外財産問題"を調査した。以下はその報告の大要である（イタリアは次号に掲載予定）

一、引揚者の在外財産をドイツはどう取扱っているか

西独では財産税その他の特別の財源によって、第2次大戦およびその損害に基いて生じて物的損害のうち次の四種類のものについて戦争負担調整を行ない、損害を受けた者を社会に組み入れ、その損害を補償し戦争による物的損害を受けた者と受けない者との間の均衡をできるだけ調整せんとしてる。

①戦災（地上戦闘および空襲による物的損害）

②引揚者損害（東欧諸国およびオーブル、ナイセ以東地区より放逐されたことによる物的損害）

③貯蓄者損害（一九四八年の通貨改革による貯蓄額切り下げによって生じた物的損害）

④避難民損害（東独からの難民の損害）

なお、戦争負担調整は三十年間継続される。

また、戦争負担調整の給付金は次のとおりである。

①商工業、自由業就業貸付金、これは商工業者、自由業者の生業開始確立のための資金で融資限度三万五千マルク、三年間据置き十年返還、利率三％（一マルクは邦価九〇円）

②農業就業貸付金、融資限度三万五千マルク、無利息、三年据置き二十五年返済。

③雇用改善貸付金、経営者に貸付けられ当該経営者はこれによって一定の引揚者、戦災者（以下引揚者という）を少くても五年間、雇用の義務を負う。貸付限度額は一就業者について三千マルク（例外的に五千マルク）利率四％、十年返還。

④住宅関係各種貸付金、住宅建設貸付金（引揚者等本人に貸付けられる。無利子五十年償還）住宅補助貸付（建てられた住宅[illegible]行われている。

⑤戦争損害金、家計補助と損害補償年金の二種がある。家計補助は老齢その他で所得能力のない引揚者等に与えられる。月額本人百四十マルク、配偶者七〇マルク、子供一人につき四十七マルク、孤児は七十二マルク、養護手当の場合は二〇マルク、施設収容の場合は五〇マルク。損害補償年金は老齢者のみ支給、支給額は戦争損害の実額に一定率を乗じた基準額の四％（六五歳以上に対しては一歳につき一％加算）ただし最低月額は独身者三十マルク、夫婦者四十マルク、子供一人につき五十マルク。

⑥家具補償、戦災者等で失われた家具を補償し新たに購入を補助するもので、対象損害補助額は、家具喪失前の所得または財産損害額に応じ、千二百マルク、千六百マルク、千八百マルク（独身者には四百マルク、六百マルク、七百マルク）の三段階（配者二百マルク、子供毎二百マルク三百マルクの加算がある）に統一されている。

⑦教育補助、引揚者等である青少年または引揚者の子弟の教育、職業訓練のための補助金で定額ではなく現実に必要な不足額を補てんする。

⑧各種養護施設補助、引揚者等のための養老院等の施設のための貸付金。

⑧戦争損害重要補償これは戦争負担調整のもっとも重要な給付であって戦災、引揚等により失なわれた物的損害を補償するもので、損害額はライヒスマルクで算出され五九段階に分れている。たとえば四千六百―五千六百ライヒスマルクの範囲のものは百％に相当するドイツマルクを基準額として六千二百―八千五百ライヒスマルクに対して五〇％、百万ライヒスマルクを越えたものに六・五％に相当するドイツマルクを基準額としこれに人的事情を加味して調整を加え、最終基準額を算出し、これを何回かに分けて補償する。一九五三年一月一日以降は四％の利息がついている。

⑨通貨調整、一九四八年の通貨改革により西独内のライヒスマルク[illegible]西独外で持っていたライヒスマルク預金に対しても通貨調整によりその六・五％相当のドイツマルクが与えられ、さらに引揚者の預貯金の二〇％は一九四〇年一月一日にすでに存在したものとみなしてその一三・五％（すなわち総額の二・七％）相当のドイツマルクがこれに加えて与えられた（すなわち九・七％）

⑩救済資金よりの給付、以上の措置は戦災者、引揚者を対象とするものであるが、東独からの避難民はこの対象に含まれていない。これを戦後の社会生活に組み込むために救済資金が設けられ、戦争負担調整の一環として給付が行なわれている。

一、戦争遺族に対する年金処置はどうしているか

①配偶者、遺児、直系尊属に遺族年金が支給される。配偶者年金は基本年金月七〇マルク、他の収入が一定額以下のときは九五マルク支給されている。

②十八歳以下の遺児には遺児年金が支給される。基本年金の月額は、片親なき者二〇マルク、両親なき者三〇マルク。一定の場合付加される調整年金は片親なき者五〇マルク、両親なき者七五マルク。

③障害者に扶養されていた父母または祖父母は障害者が戦争障害により死亡した場合、収入が一定限度以下でかつ老齢その他により必要と認められるときは直系尊属年金を支給される。年金月額は片親の場合は一三〇マルク、両親の場合は一九〇マルク。二児以上を戦争で失ったときは第二児以上、一人につき月額両親一五マルク片親一〇マルクを増し、またただ一人の子、または子全部を失った時は両親の場合五〇マルク片親の場合五マルクを増す。

なお、戦争障害者が戦争障害以外の原因で死んだ場合は、遺族は配偶者年金、遺族年金、直系属年金のそれぞれ三分の二の手当を支給される。

三、傷痍軍人に対する年金恩給処置はどうしているか

軍務またはこれに準ずる勤務＝赤十字勤務、徴用、防空団勤務等を含む）による心身の障害および戦争の影響による心身の障害を受けた者に対しては障害治療のための療養給付、治療予後療養住宅看護、職業再訓練援護などのほか障害者年金を支給する。基本年金は、職業能力が二五％以上低下している場合次のような定額が支給される。

職業能力低下度　二〇％　三〇ＤＭ（ドイツマルク）
〃　五〇％　四八ＤＭ
〃　七〇％　八〇ＤＭ
〃　九〇％　一二〇ＤＭ

なお、九〇％以上は一四ＤＭとなっている（いずれも月額）また、六五歳以上のものには一〇マルクが付加される。

職業能力低下五〇％以上でかつ老齢その他の理由で職業活動が困難または不可能の者であって、年金以外の収入が一定額以下（低下度五〇％の者については一〇五マルク、九〇％以上の者については一九五マルク、ただし家族一人につき月二五マルクを加える）（以下略）

以上が西独の引揚者の在外財産の補償および戦争被害者への施策であるが、この西独、あるいはイタリアの状態をみても、わが国よりはるかに内容のある政策をとっていることがわかる。

中野四郎氏略歴　東京牛込区議、東京市会議員、碧南市長を経て衆議院議員に当選、現在は内閣麻薬対策小委員長、在外財産問題議員懇談会メンバー、愛知県第三区、当選六回。

"国に補償の義務あり"

調査室が従来の見解に反論

戦前から戦時中にかけて海外で活躍した四百万日本人が血と汗で異国に築きあげた財産―しかし引揚者の全部はそれらの財産を捨ててこなければならなかった。その海外に残された個人財産を政府が補償すべきだという問題は、戦後十八年もたったいまも解決されていない。政府は補償の法的根拠がないと冷たく突っぱなしてきたが、政府が政令で総理府に設置した調査室は「政府に補償のハラさえあれば、立法にまたなくとも予算措置でやれる」と時事通信（山岡記者）に語っている。以下は九月二日付の同通信が報じたものである。（全文）（一部略）

火の手、自民党から

話は少し古いが、自民党有志議員による在外財産問題懇談会（会員百九十八名）は六月二十五日赤坂プリンスホテルに議員七十名が出席して第三回懇談会を開き、大いに気勢をあげた。この会合で、愛知揆一氏は「憲法の条文に照らしても政府は補償の必要がある」と発言、園田直氏、中野四郎氏もそれぞれ「国際法規に関する国際法からみても補償は当然だ」「総理府の調査室が政府のごまかしかどうか見定める必要がある。自民党に特別委員会をつくり、バックアップしなければならない」と述べて政府の方針を究明した。そして同懇談会ではすみやかに党内に正式機関として「自民党在外財産問題対策特別委員会」の設置を強力に申し入れることを決議している。

このように自民党内から火の手のあがった在外財産補償問題について引揚者団体全国連合会（理事長＝小西英雄氏、七十二万世帯）の片野英一郎事務局長はつぎのように述べている。

「懇談会が自民党内に特別委員会を設置せよという結論に発展したことを喜んでいる。引き揚げ者としては、なにしろ十八年間も補償問題をうやむやにしておかれたので、あせってもいるし、一方、たいへん生活に困っている人たちもいる。それだけにかなり強硬な意見を吐く者がいることも事実だ。われわれ事務局としては、"在外財産問題に不熱心な議員はつぎの選挙に協力するな"という指令を各支部にだしたらどうかということさえ考えていたところだ」

この懇談会の結論に力を得た同連合会は、特別委員会を九月には発足させるように自民党に強力に働きかけるとともに、十月に予定される臨時国会を目標に請願や議員とのヒザ詰め談判などいろいろ策をねったという。

では、いったい政府が在外財産を補償しなければならない法的根拠はどうなっているのだろうか。

政府にある

総理府「在外財産問題調査室」の見方

まず、四月六日発足以来、引き揚げ者在外財産の憲法上、平和条約上における補償義務の有無と法律的根拠を検討してきた総理府の「臨時在外財産問題調査室」の見解を聞いてみると、「在外財産は政府が補償すべきだ」とつぎのようにその法的根拠を説明している。

一、政府は昭和三十二年五月、在外財産問題審議会の答申にもとづいて総額五百億円の給付金を引き揚げ者に給付したが、これについては担当官庁の厚生省も「補償でない」ことを認めていた。したがって補償問題は未解決であるとするのが正しい。

一、外国人財産の尊重は慣習法にまで高められた国際法規であるといえる。一九〇七年の第二回ヘーグ平和会議で改正された陸戦法規は「…私有財産は…之を尊重すべし。私有財産は、之を没収することを得ず」としており、一般的にいって、敵国私有財産の一時的管理を越えて没収することを国際法は許していない。

一、もっとも、戦勝国がその管轄内の敗戦国財産を賠償にふり当てる合意を敗戦国からとりつける例は第一次大戦後にみられるし、また国際法上国は自国民の国外財産を他国に譲渡することができると考えられている。しかし、この場合に見落としてはならないのはベルサイユ条約、あるいは第二次大戦後のイタリア、ドイツの場合は、敗戦国は自国民の在外財産が戦勝国によって処分されると同時に、その所有者に対しては補償する旨の"補償条項"が条約中に明記されていたことである。こうした場合は、もし国民が在外財産の原所有者に国内補償をしなかったすればなによりも戦勝国に対して国際法上の義務違反ということになる。

一、ところが日本の平和条約の場合は、おそらく唯一の例外であろうが、"補償条項"がない。すなわち日本は在外財産の補償を行なわなくても連合国との約束不履行といった国際法上の違反行為をしたことにはならない。

一、このため在外財産補償問題は国内法上の問題である。

一、結局、この問題で重要な点は、国民の在外財産が賠償目的のために処分されることを日本政府が承認したということ、正確にいえば、日本政府がみずから在外財産を収用して賠償にふり当てるべきところを相手方の政府にゆだねたということにほかならない。これはまさしく国内法上の問題であり、憲法第二十九条三項が適用される。

一、憲法第二十九条三項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」（公用収用）としているので、新たに立法措置を講じなくても、二十九条を適用して予算措置で補償することができるはずである。

一、ただし、平和条約は、日本の在外財産を賠償引き当てにするとはどこにも明記していない。しかし、それはつぎのことから賠償であることが証明される。

（イ）終戦当時から平和条約締結までの連合国の政策を表明した公文書には、日本の在外財産を賠償に引き当てるということが繰り返し述べられている。

（ロ）サンフランシスコ講和会議で、故ダレス長官は在外財産が賠償の引き当てであることを明言している。

政府にはない

政府の考え方

しかし政府は、在外財産の補償問題がおこるたびに国会答弁などを通じて、①平和条約はポツダム宣言を受諾した日本政府としては諾否の自由のないものであった、②したがって政府が個人の財産、権益を処分したものとみるべきでなく、憲法第二十九条三項には当てはまらない、③かりに"公用収用"に当てはまるとしても、別に補償に関する立法措置をとらない限り国に補償義務はない、④国に対する補償請求権が生じたとしても、平和条約の効力発生後十年以上経過しており、補償請求権は会計法三十条により消滅している、などを指摘し「補償義務はない」としてきた。また平和条約中の「請求権及び財産」の第十四条については大体つぎのような見解をとってきた。

「この規定は各連合国がそれぞれ自国の国内措置として自国内に自国の国内法制にもとづいて存在している日本財産を清算し没収することを認めたものであり、日本政府がこれらの財産をみずからの手に収用して、連合国に引き渡したものではない。日本国としては、外国政府がこういう措置をとることに異議をさしはさまないということ、すなわち、在外国民保護権を放棄したにすぎないものである。こういう外国における外国政府の行為に対しては、憲法第二十九条三項の規定は、本来適用されないものである。したがって、政府としては右の憲法規定にもとづく補償の義務はないといわざるを得ない」

つまり、この条文にもとづく在外財産の放棄は外交保護権の放棄にすぎないもので、日本国民は個人としてはいまなお在外財産について外国政府に請求する権利があるというわけである。

こうみてくると、総理府の「臨時在外財産問題調査室」と政府の考え方は全く対立することになるが、同調査室の広長敬太郎室長はつぎのように政府の見解に反論している。

「ポツダム宣言を受諾したのだから日本はなにも文句をいえないというが、本来無条件降伏とは軍を主体とする戦闘行為の無条件停止にすぎない。だから、平和条約の内容について日本が無条件に拘束されることはない。現に注文もつけたではないか。また平和条約十四条についても、外交保護権を放棄するだけのことで国が国民の在外財産に対する外交保護権を放棄するなら、個人は連合国政府に請求権をもつことになる。しかしこれについては、はっきりアメリカやカナダ政府から"補償請求は日本政府にせよ"といった趣旨の回答が引き揚げ者個人に寄せられている。連合国側の回答を待つまでもなく、日本政府の外交的保護権を放棄したことが、日本国民の在外財産を収用したと同じ結果になるのであるから、その国民の立ち場からいえば、国によって財産を収用されたと同じことになる。日本国がその財産を収用したのではないから補償の問題はおこらないという説明は納得できない。結局"公用収用"ということになるから憲法第二十九条が適用され、この場合は立法措置によることなく補償は行なわれるはずだ。さらに平和条約発効以来、補償要求は何回も行なわれている以上、その補償を行なわずに、いまになって会計法三十条を持ち出して時効を宣言するのは、国民にとって少しばかり酷な感じがするように思う」

義務はない

東京地裁の判決

しかし、このように「臨時在外財産問題調査室」が在外財産補償の法的妥当性を主張しても、現実には国を相手取った在外財産の訴訟はことごとく原告側が敗れている。こうした訴訟の中からことしの二月二十五日東京地裁で判決のあった例をみてみよう。

A氏夫妻は昭和三年にカナダに入国、バンクーバーに居住、昭和十八年一月に帰国した。A氏夫妻がカナダで所有していた財産は九千ドル（約三百二十万円）および九百六十ドル（約九十六万円）である。カナダはこれらの財産を、平和条約第十四条（A）２（１）の「…各連合国はすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄下にあるものを差し押え、留置、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」という条にもとづいて、A氏夫妻の財産を処分した。これは、日本政府が国民の私有財産を、国民の意思にもとづくことになく公共のために用いたもので、公用収用と性質を同じくするから、国は憲法第二十九条三項にもとづいて損失を補償すべきだというのが本訴訟請求である。

判決は、（１）憲法二十九条三項は日本政府その他の公権力が私有財産を公用収用した場合の規定で連合軍が平和条約によって日本人の財産を処分した場合には適用がない、（２）十四条（ａ）前文は「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきことが承認される」と定めているが、これは敗者たる日本国に対する一方的要求を形式上正当化するための文言で、右にいう賠償は通常の損害賠償とは全く異質のものであるから、日本政府は平和条約によって日本人の在外財産に対する外交保護権を放棄し、連合国の財産処分を承認した。しかしだからといって、私人の在外財産を日本国の支払うべき損害賠償に充当したものとみることはできない、（３）実質的にみれば、右の承認も日本政府の意思を越えて不可避のもので、在外財産の喪失による損害が日本政府の財産処分の承認に原因するということもできない、として、結局、この損害は、戦争によって国民一般が被った損害と同様のものである、として棄却している。（『判決時報』4月11日号）

この判決は、大体政府の見解と同じもので、とくに「在外財産は賠償に当てられたものではないので、在外財産を公共のために用いたのではない。したがって補償義務はない」といっている。

ところが、一九五七年三月二十八日付け在東京アメリカ大使館経済参事官フランク・A・ウオリング氏の全国引揚者連盟理事長平田末治氏あての書簡の文章から判断すると、この判決には疑問が生じてくる。書簡の一節 つぎのとおり。

「日本政府は平和条約の条項により、連合諸国は戦争中その国内において差し押えた日本国民の財産を保有し得べきことに同意している。この同意は、連合諸国にたいし、戦争による損害を補償する財源を供給せんがためになされたものであった。米国政府は米国内における日本人財産の売却により得たる財源をもって、戦争中日本軍部により捕虜もしくは囚人として非人道的取り扱いを受けたアメリカ人に対する賠償に充当した」

つまり日本側が「在外財産は賠償に当てられたものではない」というのに対し、米国側は「賠償だ」と正反対の解釈をなしているわけだ。このため一部には「対日平和条約の解釈を検討するための日米会議を開け」と主張する者も出てきている。

こうした在外財産賠償の法的妥当性について中川融外務省条約局長は、「論理というものはいくつもある。もちろん、政府に在外財産補償の業務がある、とする論理も間違っているとはいえないが、第二次世界大戦は、それまでの国際法や慣習を越える現象をいくつももっている。たとえば原爆による非戦闘員殺傷でもヘーグの陸戦法規に違反しているということができる。こうした第二次大戦の特殊性ということを考えて法解釈をすべきではないかと思う。そうした観点に立って考えると政府の解釈も、間違っているとはいえない」と微妙ないい方をしている。

また内閣法制局の山内一夫第一部長はつぎのようにいっている。

「引き揚げ者のいいぶんには、たしかに一理あると思う。現実に平和条約締結の際、政府部内でも在外財産補償のことが大問題になったと聞いている。しかし、理屈を推し進めていけば、強制疎開や徴用学生、企業整備なども補償を請求できることになりはしないか。そうすれば国民すべてが戦争の犠牲者だということになって帳消しになるだろう。なんといっても日本を発展させようという観点からこの問題を取り上げ、考えていくべきだ」

他に波及の恐れ

これら法律専門家の考え方は、在外財産の補償には反対のようだが、政府に補償義務があるという法解釈は一応認めているような口ぶりだ。

では、日本と同じように第二次大戦に敗れた西ドイツ、イタリア両国の場合はどうか。両国とも連合国との平和条約や他の条約で国家の補償責任をはっきりさせているので、日本とは相当事情がちがう。

西ドイツは①戦争犠牲者救済法（戦争による身体障害者および遺族を対象とするもので、毎月十五マルクから最高八百マルクまで支給される）②引揚者法および戦争捕虜補償法（引き揚げ者は帰国と同時に一時金二百マルクから三百マルクを受け、捕虜の方は捕虜期間に応じて補償金を受ける）③戦災平等負担法（もっともドイツ的特色のあるもので戦災をまぬがれた者、あるいは戦災をより少なく受けた者から平等負担税をとりたてて、戦災負担を全国民的に地ならしするもの）の三本立てでこの問題を処理した。

イタリアは、一九五四年に「在外イタリア資産、権益の名義人に対する補償の支払いに関する法律」を公布し、賠償に当てられた資産や権益に対しては国家補償を行なっている。

では日本の場合はどうだろう。政府は国会答弁などを通じ機会あるごとに（在外資産は法律的には補償義務がなく、政治的にみても三十三年の引揚者給付金で解決ずみだ）と述べてきたし、最近も黒金官房長官は「政府の方針に変わりはない」と言明している。

これに対して引揚者団体全国連合会の小西理事長は

「在外資産の総額がいったいどれだけになるものかはまだはっきりしていない。ただ一つの数字は、昭和二十一年にGHQの命令で政府が引き揚げ者四十六万件について調査した一兆二千億円だ。しかしこの当時はまだ引き揚げは完了していなかったし、もう一度正確に調査すれば倍ぐらいになると思う。これをまともに補償すれば国家財政が危機にひんすることぐらいはだれにでもわかることだ。だから政府も"補償はしない"といっている。しかし、"報償もその他なんらの措置もしない"とはいっていないはずだ。それに池田首相自身が、蔵相当時に熊本県で"在外財産は補償すべきだ"といっているし、この四月にも大野伴睦自民党副総裁に、総理府に調査室を設けるとき"農地報償よりこれがさきだ"といったと聞いている。われわれも国の財政を破壊するつもりは毛頭ないのだから、政府が筋を通して、もし"補償はすべきだ。しかしいまは金がない"と頭を下げてくれれば納得はする。そうでなければ絶対に後には引かない」

となかなか強硬だ。そして来年はぜひとも「在外財産問題審議会」を再び設置するよう政府に強力に働きかけて、この問題は超党派で取り組むとはりきっている。

ともあれ政府が、最高裁ではっきり"補償は終わっている"と判決のあった農地補償問題で姿勢をくずした以上、在外財産を無視することはできまい。

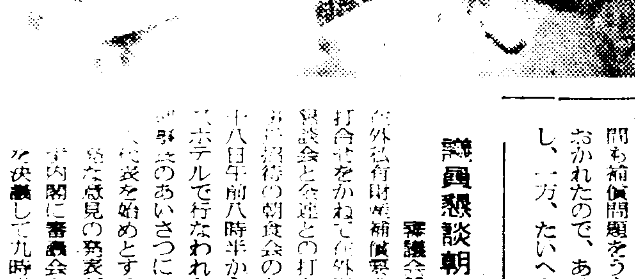

議員懇談朝食会

審議会設置を決議

在外私有財産補償要求大会の事前打合せをかねて在外財産問題議員懇談会と全連との打合せは全連理事長招待の朝食会のかたちで十月十八日午前八時半から赤坂プリンスホテルで行なわれた。小西全連理事長のあいさつについて三池世話人代表を始めとする議員諸氏から熱心な意見の発表があって取あえず内閣に審議会を設置させることを決議して九時半散会した。

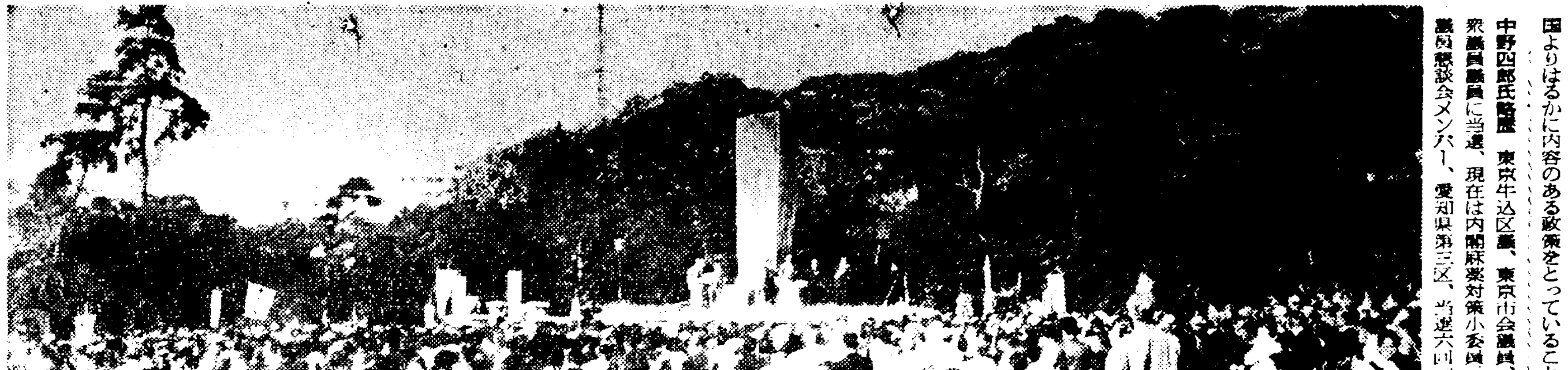

▽第二会場（清[illegible]
間報告をきくデ[illegible]

推選候補を決める

群馬、高知、愛媛の三県連

今次総選挙にさいし次の県連は理事会で推選候補者を決定した。

群馬県　群馬県引揚者連合会は全国大会を控え十月十六日午前十時から高崎市役所会議室で同県連理事会を開催、①全国大会参加について②次期衆議院議員選挙に際しての県連推選候補者について協議の結果つぎの通り決定を見た。

一、大会参加人員は三〇〇名とし実施要領については別に指示する。

二、県連推選候補者は第一次分として第一区久保田円次、同藤枝泉介、第二区長谷川四郎第三区福田赳夫の四氏を決定。

▽**久保田円次氏**＝在外財産問題議員懇談会メンバー、伊勢崎市に生る、久保田兄弟鉄工所を経て群馬県議会議員、衆議院議員、当選一回

▽**長谷川四郎氏**＝在外財産問題議員懇談会メンバー、群馬大間々町に生る、桐生商工会議所副会頭、群馬県議会議員、蚕糸業振興審議会委員、自民党副幹事長、通産政務次官、衆議院商工委員長、当選六回。

▽**藤枝泉介氏**＝在外財産問題議員懇談会メンバー宇都宮市に生る元群馬県副知事、総務庁長官、防衛庁長官、当選六回。

▽**福田赳夫氏**＝在外財産問題議員懇談会メンバー群馬郡群馬町に生る。大蔵省銀行局長、主計局長、農林大臣、自民党政調会長、幹事長、日ソ漁業交渉主席代表、当選五回。

高知県　海外引揚者高知県更生連盟（会長竹内英省）は過日の理事会で衆議院選挙に対する打合せの結果高知県連として現議員仮谷忠男氏を推選することに決定した。

なお、仮谷氏は引揚者在外財産問題議員懇談会メンバーとして努力して来た。

仮谷忠男氏＝大正二年高知県幡多郡清水町に生る。清水町漁業組合長、清水町助役、清水町農業会長、高知県漁業組合連合会副会長を経現顧問、清水町議会副議長、高知県議会議員、同議長を経衆議院議員に当選、現自民党組織副委員長

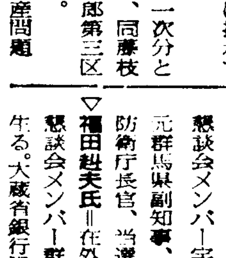

仮谷忠男氏

愛媛県　愛媛県引揚者団体連合会はさきに理事会を開催、今次総選挙に自民党八木徹雄氏を推せんすることになった。

八木徹雄氏　大正五年一月愛媛県今治市に生れ、熱心に人の話しを聞くことで、初対面ですっかり親しめる。政治家としての印象はまず満点。政治の信念については県会議員当時から、教育行政の偏向是正と農漁村の機構改造による採算農業、漁業育成の熱心な実行者として有名、衆議院に選ばれてからは、農林、文教、建設委員として河野一郎、[illegible]の代弁者として活躍、新産業都市指定については最後まで粘り抜いて愛媛の東予地区に割り込ませている。

新選挙区では、七人の侍といわれる強豪が中心となって故砂田重政氏の二代目として期待が大きい。全国戦争犠牲者援護会理事として引揚者の在外財産問題に本格的な活動をみせ今後のよき協力者。在外財産問題議員懇談会の有力メンバー。

現、文部政務次官、自民党全国組織委員会婦人局次長、政調文教副部長、愛媛県タバコ耕作組合連合会長、社団法人中央畜産会副会長（会長河野一郎）財団法人日本農林漁業振興会理事在外財産問題議員懇談会幹事、愛媛県第二区選出

八木徹雄氏

千葉県地区大会開く

川島氏ら四代議士迎え

千葉県引揚者団体連合会は、組織の強化と、在外私有財産問題解決の世論を喚起する目的を以て県下を四ブロックに分けて大会を開くことを決定、九月二十一日、佐原市で第一回を開き、第二回を二十九日市川市民会館で開催した。

この大会には加藤外資同総本部書記長も出席、午前十時三十分開会を宣言、引揚者団体の慣例である海外物故者に一分間の黙とうを捧げて大会の幕が開かれた。

十時三十五分当地区の出身である前国務大臣行政管理庁長官川島正次郎代議士が馳せつけた。このため日程の一部を変更して川島代議士の「引揚者の皆さんの要求はもっともである。農地問題が先になったが、諸君の問題は戦争犠牲者問題では大きな問題である、解決のために従来より以上に協力を惜しまない」と力強いあいさつがあり、つづいて始関伊平代議士のあいさつが終ったところへ大蔵委員長臼井荘一代議士が馳せつけ「私は遺族会の会長をしており、この問題は大体終了したので今度は皆さんの為に働く番である。私の弟が引揚者なのでだれよりも事情は知っているからご期待に添うよう努力する」とあいさつ、最後に社会党の藤原豊次郎代議士が登壇「諸君は温順しすぎる、母親でも泣く子には先にお乳を与える、騒ぐ農地問題は先にどうやら補償されそうである。諸君も大いに頑張れ」と、チヨツピリ社会党らしい片鱗を見せる。

その[illegible]て、日[illegible]経過報[illegible]外資同総本部書記長の約四十分にわたる全連運動の経過と今後の方針等についての報告に続いて議事に入り

①在外私有財産補償要求の全員提出と三十八年度の運動資金の拠出を満場一致で決定。

②支部強化策については、各支部は町内単位に連絡網を張り一斉運動を推進することとし、[illegible]時間の関係で[illegible]した。

なお千葉県連では十月十六日館山市北条小学校、十一月四日勝浦中央公民館で大会を開いた。

広場

◆こんどの総選挙の顔ぶれをみると興味深いのは新人だ。それも二つの傾向が目につく◆一つは官僚群の進出であり、もう一つは総評の進出である◆官僚の古手が政界に進出するのはいまにはじまったことではなくすでに衆院だけで八十六名うち自民党が七十八名と圧倒的で社会党が八名となっている◆この選挙には建設省から前事務次官の山本幸作氏が三重一区から立つ模様、前岡福岡知事選に出て惜敗した鬼丸勝之氏も福岡三区から立馬する。両氏とも河野派からの初陣で「出た以上は全力をあげて応援する」と河野氏のハナ息きも荒い◆農林省からはこれも前次官の伊東正義氏が福島二区から出馬する。もともと池田系だが、同区からは前官房副長官の八田貞義氏（池田派）がでるので、池田首相もその辺の事情を考慮して、川島正次郎氏に頼み込んで、交友クラブからということになった◆東京営林局長の花園一郎氏は静岡一区から前橋営林局長の長又寿夫氏は埼玉二区から、また名古屋営林局長の日井幸郎氏は岐阜一区か[illegible]らでる◆一方、総評からは山田節[illegible]馬を予想されている。このままでいくと官僚と労働官僚で国会が占拠されそうである。

電気亜鉛・硫酸
金・銀・銅・硫化鐵鑛
同和鉱業
社長　久保田秀三郎
本社　東京都千代田区丸の内[illegible]
事業所　小坂・花岡・柵原・[illegible]・岡山

ダンボールに
長網抄きKライナー
ゴールドKライナー
本州製紙

「引揚全連バッヂ」
外径一・二糎
金色（本金張り）　五〇〇円
銀色　三〇〇円
送料　一コ　一〇円
全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。県連で一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。
社団法人
引揚者団体全国連合会

引揚全連通信

発行所 東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人 引揚者団体全国連合会
電話 (291) 7520
編集発行人 [illegible]
（定価1部送共20円）

私有財産不可侵は 世界人類の鉄則

厚生省援護局長に 鈴村信吉氏

一月十七日付をもって左の通り人事異動があった。

新局長　鈴村　信吉（前厚生省医務局次長）
旧局長　橋本　純出（新厚生大臣官房長）

審議会の設置本ぎまり

海外調査も実施

政府、二千万円を計上

在外財産問題解決のカギをにぎる第三次審議会がいよいよ四月に設置されることになった。この成果は全国四百万引揚者の団結が、政府、自民党を動かした結果であって「補償確得」へ一歩、一歩前進しているのである。

審議会設置については昨年一月二十一日日比谷の在外資産補償要求貫徹全国大会で、池田首相が、小西全連理事長らの陳情にさいし確約したことで、その設置が期待されていたが、その後、野田総務長官らの熱意により〝第三次審議会〟の設置が本極まりとなった。すなわち三十九年予算に、審議会をふくむ在外財産問題関係に必要な経費として二千万円が計上され国会に提出された。

ところで、この審議会予算確保について、全連は在外財産問題議員懇談会に働きかけるとともに政府、与党幹部に再三陳情してその実現を要望、さらに各県連会員有志の応援を得て十二月十八日から十日間にわたり連日関係衆参両議員を訪問して協力方を懇請、二十三日には東京都連を中心として神奈川、埼玉、群馬、栃木、千葉、茨城各県代表ら二千数百名の集団が大蔵省に田中蔵相を訪ねて陳情書を手交、同日午後三時には小西理事長が蔵相と会見、強く要請した。

また、別に約百名の別動隊は自民党本部を訪れ山口内閣部会局長と会見、約三百名は総理府はじめ関係方面を歴訪して実現を要望した。

一方、大蔵省は当初から審議会設置に猛烈に反対、大臣折衝の段階まで難色を示した。それを広長臨時在外財産問題調査室長らが二十七日以降徹宵交渉の末ようやく二千万円計上に成功したものである。

▽大蔵省にお[illegible]引揚者代[illegible]

特別委員会の設置

全連、初理事会で決定

全連はさる一月十八日午前十一時から参議院会館第四会議室で本年初の理事会を開催、小西理事長はじめ二十三理事が出席、まず、

一、加藤理事の退任問題。
二、昭和三十八年末の運動経過報告。
三、山梨県連強化問題。

を検討の末、これを承認、ついで

四、名称統一について
昭和三十八年十二月十日理事会の決定による社団法人引揚者団体全国連合会〇〇県本部を引揚者団体全国連合会〇〇県本部と改める。

五、在外財産問題対策特別委員会設置について
昭和三十八年十二月十日理事会で実態調査関係特別委員会を設置することに決定していたが、これが単独設置を取止め広義の委員会として別紙要綱による在外財産問題対策特別委員会を設置する、ことを決定、委員に理事長の指名で福島富市、常盤常男、瀬下末吉、小島哲郎、上倉藤一、山田重太郎、藤岡重司、岡崎寿太郎、小松豊秀、岡田順一（各ブロック一名）、加瀬常太郎、鹽江広吉、岡崎茂樹、林昌治、三宅竜太郎、坂井博延、松本武以上十七名を決定。

六、学識経験者を除き組織を持つものでなければ全連役員になる資格を持たないものである。（組織を持つものとはその組織の代表者または組織の代表者が指名したものをいう）また、自己の組織において除名されたものは役員を罷免することなどを討議、決定した。

なお当日の出席理事は、小西英雄（理事長）瀬戸道一、津汲泰宏、山田重太郎、上倉藤一、常盤常男、福島富市、加藤虎雄、瀬下末吉、影沢晃、加瀬常太郎、藤岡重司、岡崎茂樹、小松豊秀、林昌治、鈴田正武、岡田順一、田中泰作、小島哲郎、鹽江広吉、委任状……荒井達爾、金子利信、戸水泰臣各理事以上二十三名、坂井博延、藤蒲謙一各監事、片野事務局長、中村事務局次長。

新理事に松本氏

加藤虎雄氏は退任

別稿のとおり一月十八日の理事会で加藤虎雄理事の退任申出が承認されたが、これで理事が欠員となったので同日補充理事として松本武氏（東京）を選任、同氏も受諾したので次のように決定した。

理事退任　加藤　虎雄（東京）
新理事　松本　武（東京）

なお、補充役員の選任は昭和三十八年七月二十三日の全連総会で理事長に一任されたもの。

主　張

〝確に勇気を要する〟

在外財産問題と新聞論調

東京新聞は一月十九日の社説で「在外財産補償の考え方」にふれているが、これに対し一言反論したい。

この社説の筆者は政府は昭和三十五年第二次在外財産問題審議会の答申に基き「引揚者給付金等支給法」の制定により総額五百億円の交付公債を支給したことがあるが、当時政府としてはこれで在外財産の補償はすんだものと心得ていた筈であるにもかかわらず今日審議会の設置にふみきったのは引揚者団体のねばり強い働きかけと、これを支持する自民党議員に押しまくられどうにも抑え切れなくなった結果だと想像されるが、そうした政府の弱腰は将来に禍根を残すものとである。最も困ることは、この在外財産補償の結論の出し方いかんによっては「補償」ということが戦後処理のあらゆる問題に波及することである。なおまた政府が「第三次在外財産問題審議会」を設置し在外財産の処理方針について諮問することによって在外財産の補償が再び大きな政治問題として浮び上がってくるものと思われるが、われわれはそれを憂える。――といっているが、これらは何れもわれわれにとって納得し難いものである。

第二次在外財産問題審議会の答申に基いた政府の措置即ち「引揚者給付金等支給法」の施行は当時政府としては自発的意図による社会補償措置と称していたものであり国家補償的内容は毫もないものである。政府が「補償がすんだもの」と心得るようになったのは昭和三十七年ごろからのことでこれは実に政府の政治的P・Rに他ならないのである。だからこそ今日政府として第三次在外財産問題審議会の設置にふみきらざるを得なかったのである。

次にこの問題が戦後処理のあらゆる問題に波及するとあるが、戦時中の企業整備、強制疎開、米軍の占領による家屋の接収、公職追放、学徒動員、戦災被害者等々は在外財産問題とは全く性格を異にするものでこれらを一かつ論ずることは誤りであり筆者にさらにご研究願うよりないと考えるものである。

第三には在外財産問題が政治問題として浮かび上ってくることを憂える心情についてである。

私有財産権を守らんとすることが、そしてまた政府がこの問題に対して正しい解釈を研究しようとすることが果して憂えるべきことであろうか。

日本の総人口の四%を占める引揚者の権利を尊重することは日本国政府の当然の義務ではないだろうか。われわれは[illegible]在外財産問題をとりあげない政[illegible]とするならばそれこそ憂えるものである。

○　○

在外財産補償問題の処理には勇気を要する――。このことだけは確か[illegible]りである。

団結をさらに強化

盛大な第三回山口県大会

山口県更生会（会長 岡崎茂樹氏）と防府市更生会（会長澄田哲三郎氏）はさる一月十二日、防府市労働会館で〝第三回在外資産補償要求山口県大会〟を開いた。参加者は防府市をはじめ県下各地の引揚げ関係者約千名を数え盛大であった。

大会はつぎの宣言、決議を採択し、団結力の一そうの強化、運動資金の確保、不請求者の排除など決意を新たにした。

なお、来賓の高防府市長、山口県知事（代）田中竜夫、今松亀二、受田新吉氏各代議士、原田小郡町長らから激励のあいさつがあった。全連からは藤岡理事が出席した。

宣　言

昨年衆議院総選挙にさいして引揚者団体全国連合会は三百二十名の推薦者中百七十六名の当選者を獲ち得、その公約するところの補償問題は[illegible]自民党内閣並びに昭和三十九年度予算要求に[illegible]審議に入り[illegible]年末予算査定案を獲し懸案の審議会が[illegible]た。

而して在外財産問題審議会の設置をみるに至ったが、[illegible]しつつ全国引揚者とともに[illegible]国家の発展を祈念して一層団結を固くし、[illegible]真理と信ずる「私有財産不可侵の原則」を貫徹する事を期し[illegible]ることを誓う。

昭和三十九年一月十二日

決　議

海外に残置せる日本国民の私有財産については終戦後十有九年になろうとする今日、未だ何等の解決を見ず、私有財産が不可侵であることは国際法上の一大鉄則であります。[illegible]総理府に臨時在外財産問題調査室を設置せられたが、[illegible]調査促進のための第三次在外財産問題[illegible]

右決議する。

昭和三十九年一月十二日

調査、研究、審議を

在外財産問題 特別委員会の要綱

一、本特別委員会は在外財産問題対策特別委員会と称する。

二、特別委員会は理事長の諮問に応じ在外財産問題審議会設置に伴いこれが対策上必要と認められる事項につき調査、研究、審議する。

三、本特別委員会の委員は二〇名以内とし内一名を委員長とする。

委員長及び委員の任命、解任は理事長が行う。

四、本特別委員会は委員長が随時これを招集すると共にその会務を総理する。

五、本特別委員会は昭和三十九年一月十八日発足する。

六、本特別委員会は理事長の指示に基き解散する。委員は解散と同時に解任される。

在外財産問題予算

三十九年予算に計上された〝在外財産問題関係必要な経費〟はつぎのとおり。

一、在外財産問題調査室経費一八、一九五千円（人件費一、〇三三千円、調査費一、六〇〇千円、調査委託費九、六〇〇千円、外国旅費三、四〇〇千円、国内旅費一、八四〇千円、庁費二、九九七千円。

二、審議会経費一、八〇五千円（委員二〇人、専門調査員一〇人、総会六回、専門委員会一二回）

なお、調査室予算のうち、三、四〇〇千円の外国旅費が計上されているが、これは在外財産問題処理の状況調査及び資料収集のため調査員を出張させるもので、内訳をみると欧州四〇日間一人、八〇〇千円、北米、中南米四〇日間一人、一、〇〇〇円、東南アジア三〇日間一人六〇〇千円となっている。

また、調査委託費として九、六〇〇千円が計上されており、①国有化措置に伴う諸外国の私有財産の処理状況調査（イギリス、フランス、オランダ、アメリカ、ポルトガル）②海外における日本財産の管理処分の法的根拠調査③在外日本財産の現状調査（フランス・オランダ、ペルー）④敗戦国における在外財産問題の国内措置に関する調査（ドイツ、オーストリー、イタリー）など諸外国に委託して資料を集める。

炭坑転職者に一役

崎玉県支部の活動

座談会

埼玉県連絡協議会埼玉県支部では外村事務局長の発案で、全国民の注目の的となっている、炭坑離職者の転職問題をとりあげ、昨年春[illegible]市の商業人として、りっぱに更生の道を歩んできた[illegible]、森下、坂口の三氏と、大野川口市長を初め部、課長との座談会を昨年十二月二十七日夜川口市の料亭「一食堂」別室で開催した。

川口市では炭坑離職者が商工業方面に就職するのに三氏は初めて商業人として[illegible]、約八カ月でりっぱに商業人としての経験を体得した。その体験談を後輩のために、また後援者や市役所当局者の要望などもふくめてこの座談会が生まれたもの。

当日座談会の参加者は大野川口市長を初め、宇田川市会議員（商工委員長）、[illegible]

まず大野市長から[illegible]がんばってしっかりやって下さいと激励のあいさつがあり、ついで河村社長から三氏採用の事情と今日までの経緯を説明、三氏に各々店舗を持たせ独立の運営をさせたので、店舗拡充につき、ぜひ当市の商店を支援していただきたいと要望をのべて激励した。

また、離職者の[illegible]氏からは炭坑離職の事情と今日までの苦労と深刻な体験を披露し一日も早く定職を持たせてもらいたいと希望をのべて注目を浴びた。その他の発言は、

経済部長　炭坑離職者が県外で工業方面に就職するのに、三名の方が商業人になられたことは川口市としてもモデルケースである。商業人の手引きとなる点から深い関心を持つものである。いっそうの努力をされたい。

民生部長　三名の努力は[illegible]

小沼社会課長　川口市内においても炭坑離職者が来ており、それぞれの職業について再起の[illegible]

宇田川市会議員、経済部長　このような商業関係は役所としても[illegible]資金の面もあるのでしょう。便宜をはかってあげて下さい。

中山副会長　私も商業人として[illegible]三名の努力に対しては感心している。[illegible]

司会　私ども引揚者と炭坑離職者とは相通ずるものがあると思います。[illegible]

予算確保へ陳情書

予算編成に伴う年末恒例の一環として今次は別項のように理事長名で大蔵大臣に陳情書を手交したが、内容はつぎのとおり。

「海外に残置せる日本国民の私有財産問題については終戦後十八年余を経た今日未だ何等の解決も見ない状況にあります。

私有財産が不可侵のものであることは多年にわたる国際法の通念であり最近世界各国によって確認せられた「人権に関する世界宣言」においても明らかにうたわれているのみならず文明社会の人類の一大原則であります。

然るに民主々義国家を標榜するわが国において永年にわたって本問題に対して何ら解決の措置が講ぜられなかったことは真に遺憾の極みであります幸いにも今般政府は先に総理府に臨時在外財産問題調査室を設置し、さらに第三次在外財産問題審議会設置の意図を明らかにする等本問題の解決に積極的態度を示しているのであります。

ついては今次予算査定に当り在外財産問題関係提出要求予算については全面的に御承認賜るよう全国四百万引揚者を代表してここに謹んで陳情致します。」

栃木県連、新年会

栃木県連引揚者更生連盟では一月十四日午後一時から宇都宮市の[illegible]会館で新年会を開いた。出席者は会員七十名に来賓として衆議院議員田中正巳氏はじめ、県議、市議、[illegible]など多数出席して盛会をきわめた。

なお、役員会は午後三時から開き、[illegible]運動状況の説明が行った。

第一回、委員会

特別委員会はさる十九日午後一時から参院会館第一会議室で第一回委員会を開き、理事長（兼副理事長代理）から山田重太郎氏を委員長に任命、ついで委員会に第一部会、第二部会を設け、第一部会では（一）補償理念の確立、（二）引揚者の実態調査（三）在外財産問題審議会対策、第二部会では組織強化対策を分担することをきめた。

委員の顔ぶれは、第一部会が福島、瀬下、上倉、三宅、松本、鹽江、岡崎、岡田（茂）、岡田の各委員、第二部会が荒井、常盤、小松、坂井、岡崎（茂）、小島、林の各委員である。

住宅プラン 希望積立預金
●建築資金の半分をお積立になると残りの半分をご融資します
詳細はもよりの東海の窓口でご相談下さい
東海銀行　札幌から福岡まで 全国180余店

全連人事

全連は事務強化のため、門脇信夫氏を事務局次長として委嘱した。

門脇　信夫　事務局次長とする。

川口支部・役員会

埼玉県連川口支部（支部長畑口宅蔵氏）は、さる一月九日、川口駅前みどりやで、新年宴会を兼ねて初の役員会を開いた。当日は役員三十名が出席①在外財産問題の早期解決に関する体制の確立②未帰還者に対する激励③物故者の慰霊（忠魂碑の建立）④[illegible]の情報提供実施などを討議決定した。

最古の伝統と歴史を誇る
日比谷公園
陶陶亭
電話東京 (591) [illegible]

在外私有財産の即時補償を実施せよ

社団法人　引揚者団体全国連合会

日経が政府の意向を報道
在外財産問題の認識深まる？

[illegible]

〝社会組織の問題〟
広長調査室長の決意

戦後十九年、ようやく在外財産問題にピリオドが打たれようとしているが、三十九年度予算に二千万円の調査費がついたことで「在外財産問題調査室」の活躍がかくされているのだ。

[illegible]

（写真は広長室長）

協和会「開拓義勇隊」
恩給在職年限の通算

[illegible]

上陸の感

[illegible]からつぎのような一首がおくられた。

二十一年八月二十七日上陸之際

舞鶴湾頭陽燦燦
傷心悴顔長蛇列
和平来巡帰故山
僑俘流亡幾十万

満蒙〝地区〟の墓参運動
満蒙援護　39年度の事業計画

[illegible]

台湾の会〝新年会〟

[illegible]

清水氏が農業新聞に連載
「忘却のための記録」

[illegible]

清水氏のことば

[illegible]

予算化された近代農業
33％の伸びがしめす熱意

[illegible]

日韓協会〝互礼会〟

[illegible]

闘う県連

これは、もはや戦後ではないというきびしい世論のなかで、あくまで私有財産の確立を叫んで、在外財産補償要求と取組み、果敢な闘争をつづけてきている全国都道府県引揚者団体の歴史と指導者のプロフィルである。題して〝闘う県連〟（毎号連載）地理的条件から第一回は千葉県連をとりあげた）＝注＝

社会事業に踏切る？
千葉県引揚者〝団体〟連合会

[illegible]

全国連合会の発足

[illegible]

育英事業を計画

[illegible]

県連指導者の悩み

[illegible]

[illegible]

購読申込書

「引揚全連通信」（一カ年分）
購読料金四百四十円をそえ申込みます。

昭和　年　月　日

住所・氏名

引揚全連通信編集部　御中

購読ご案内

さいきん、本会へ直接「引揚全連通信」のご購読をお申込みになる方が増えましたが、直接購読をご希望する方のために「購読のご案内」をいたします。

▽購読料金は一カ月料金四十円（一カ年四百四十円）
▽購読の方は次の購読申込書を切りとり、一カ年分の購読料金をそえて「全連通信編集部」あてお申込み下さい。

尋ね人

[illegible]

訂正

[illegible]

「引揚全連〝バッジ〟」

全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッジ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込み下さい。一括まとめてお申込みの方は送料は不要です。

社団法人 引揚者団体全国連合会

100万円のコックの味
獅子林
渋谷地球会館内

富士通
富士通信機製造株式会社
東京都千代田区丸の内3-2　TEL(281)6221(大代)

製造品目
電話交換装置・電話機
搬送通信装置
無線通信装置
電子計算機
電子応用装置
自動制御装置
表示装置
回路部品・機構部品
半導体部品

第96号
（昭和37年5月10日 第三種郵便物認可）

引揚全連通信

[illegible] 社団法人 引揚者団体全国連合会 [illegible]

全連、補償理念を確立

着々あがる成果

団結こそ勝利のカギ

小西全連理事長はさきに設置された在外財産問題対策特別委員会に「補償理念の確立」と「全連の強化」の二つを諮問したが、同委員会は第一、第二部会でそれぞれ真剣に調査研究した結果、つぎのような答申を行った。この答申事項はそのまま二十四日の臨時総会に提案され万場一致で可決されたが、"補償理念"はさらに学識者に検討を依頼、十分練り直したうえ、全連憲法として全国四百万人引揚者にながすはずである。

写真㊤総会場㊦小西理事長

社会生活の公理

私有財産不可侵の原則

序論

[illegible]

結論

在外私有財産の正当なる補償を要求することは、憲法二九条の財産不可侵の原則を守り、私権擁護を期するためのものである。私有財産は生命と共に絶対侵さるべきに非ず。世界の公法もこれを厳として認めている。この原理に基き引揚者四百万人のため、さらには日本民族一億のため社会生活の公理を守る闘いを続ける事ここに二十年、この間、われわれの知識を得るとするならば国会答弁を通じ知る範囲のものであるが、このうち政府側の最も見識と責任ある答弁を引用してみると、

在外資産は国内問題として之を解決しなければならんと思うのであります（当時大蔵大臣池田勇人）

私有財産の尊重すべきことは当然であります。しかしながらこの際賠償に当てられる私有財産の補償をどうするかということは、予算の関係もあり、希望としては補償したいと思います（当時内閣総理大臣吉田茂）

[illegible]

憲法の鉄則とは、われわれ引揚者には是としないのか。しかしながら全連運動は基本原則に則ってたゆまずに運動が続けられているのである。即ち、昨三十八年四月六日総理府に臨時在外財産問題調査室が設置され在外財産問題について具体的に調査審議をすすめ、調査活動の進展と相まって、全連運動の要求に対し、政府は、ここに第三次審議会の設置を決定し先きに設置された調査室と密接な関係の上に立って国内、国外の調査並びに諮問機関としての具体的性格の方針を固め既に調査費一千万円の予算が計上されており、いよいよ本格的に在外私有財産問題解決の方針を明らかにしたのである。特に政府側が、今回打ち出した方針では、補償の責任が国家にあるとの問題のもとに決着づけられたもようで真に意義は大である。これらは先きの国会答弁の例で国家主脳が私有財産の尊重と国家補償を明らかにした事実に鑑み、良識ある政治道徳の法則にもとづき法律すべきである。いわんや国際法の公理であり、日本国憲法の理念である。私有財産不可侵の原則は人類の侵すべからざる公道なのだ、原則的態度として、補償法の制定あるのみ、全連は要求貫徹の日まで断固闘い続けるであろう。

在外私有財産の補償方式

全連特別委員会第一部会では補償方式を検討した結果下記案を臨時総会に提案した。

在外年数　1年につき　5,000円……①
世帯主年令　1才につき　1,500円……②
家族数（世帯主を含む）　1人につき　5,000円……③

基準年月日は昭和20年8月15日現在とする。

①、②、③のそれぞれに世帯主の在外年数、年令、家族数を乗じたものの合計を12倍しその額が補償の額となる。

（算出の根拠）

① 補償総額を1,200,000,000,000円とする。
一応・100,000,000,000円を基準として算出して後、これを12倍する。

② △引揚者世帯総数　1,000,000世帯
△世帯主平均在外年数　10年
△世帯主平均年令　20才
△世帯平均家族数　4人

③ 補償要素となるものの比率を以下の通りとする。
在外年数　5
世帯主年令　3
家族数　2
計　10

④ 在外年数総計（平均10年）　10,000,000年
世帯主年令総計（平均20才）　20,000,000才
世帯主家族総数（平均4人）　4,000,000人

⑤ 補償要素の比重によれば（1千億円につき）
在外年数による　5,000,000円
年令による　3,000,000円
家族数による　2,000,000円

⑥ ⑤÷④により
在外年数によるものは　1年につき　5,000円
年令によるものは　1才につき　1,500円
家族数によるものは　1人につき　5,000円となる。

（計算例）

昭和20年8月15日現在世帯主年令23才、在外年数8年家族数4人（世帯主を含む）のときは下記の通り。

在外年数　8年×5,000円＝40,000円
世帯主年令　23才×1,500円＝34,500円
家族数　4人×5,000円＝20,000円
1世帯に対する1千億円についての補償基礎額　94,500円×12
1世帯に対する（1兆2億円についての）補償額　1,134,000円
家族（世帯主を含む）4人であるから1人当りは　283,500円

議員懇談会改称

議員連盟として新発足

[illegible]

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

審議会とわれらの決意

委員構成を監視せよ

三十九年度予算もいよいよ近く国会通過の見込となったが、これは引揚者の宿願である第三次在外財産問題審議会の設置を決定づけるものである。

今度設置される審議会が第三次であることを思えば第一次、第二次審議会を通じて、在外財産問題に結論を与えることが如何に難事であるかが想像出来よう。またそれだけに今次審議会に対する全国引揚者の期待が大きなものであることはもちろんである。

第一次、第二次審議会は無能にも結論を出し得なかった。しかし今度は従前と情況が変っている。第一には国の財政状態が充実して来たことである。第二次審議会では国に財政的負担能力がないことも結論を回避せしめた潜在的理由となったことは否めない。第二には世論がこれを認めて来たことである。報道機関が在外私有財産補償問題については当時理解ある態度を示して来たことも事実である。

一部の社説等ではなお「今更引揚者でもあるまい」等の点で反論を加えているものもあるが、このような考え方が補償否定を [illegible] いわば反論を述べることが出来ない程在外財産の補償理念が確立しているともいえるのである。また更には戦後十八年の年月は政府のこれ以上の延引を許さないところまで追いつめてしまった。政府もまた今同結論を出し得ないならば自体の責任を益々国からしめることとなり、少くとも全国民の五％を占める引揚者や良識ある多数の人々の不信をかうこととなるのである。

しかしながら審議会はあくまで審議会であり、その結論は審議の結果において始めて得られるものである。従って審議会が設置されたからといってただちに引揚者の願望が達しられるということではない審議会が設置されたといってもまだまだ幾多の障碍が横たわっている。既に委員構成において政府側の意見と引揚者側の意見が対立していることもその一つといえるであろう。

第二次審議会における委員の構成は学識経験者、国会議員、政府、引揚者団体からなっていたが今回引揚者側としては政府は参加すべきでないと主張しているのに対し政府側は和税代表（引揚者団体）及び国会議員の参加を希望しているので、こうした点において既に対立を見、まずこれらの解決が先決問題になっている状態である。委員構成のあり方がこの審議会の結論を左右するものとなることは当然であり、それだけに重要性を帯びる問題であるので引揚者側としても大いに関心を持たねばならないことである。

万一、引揚者側がこの委員構成問題で一敗地にまみえるようなことがあればその後の十分の成果は期し難いことになるであろう。引揚者は心して備えねばなるまい。

×　　×

全連小西理事長がさる昭和三十四年参議院選挙の際の選挙違反事件で第一審で一応有罪の判決を受けたが、これに対し各地引揚者団体及個人のカンパが減刑嘆願運動を起しつつあると聞くがこれはまことに当を得たものである。

当時小西氏は引揚全連の推薦に基き立候補したが、その目的が実に対外財産問題の解決にあったのである。昭和三十七年には全国引揚者の支援のもとに圧倒的勝利を博し昭和三十八年には田中前全連理事長の勇退によりそのあとを受けて理事長に就任し今日に至ったものであるがこの間十数年にわたって引揚者の在外財産問題解決の為に闘って来たことは周知のことである。しかも今日、政府は在外財産問題審議会を設置しこの問題を十分検討しようとしている折柄理事長である小西氏の有罪が確定するようなことがあれば一大支障をきたすことは必定であり今後の問題解決も危ぶまれることになるであろう。小西氏の公民権停止が本人の国会議員としての議席を失わしめることとなり、ひいてはこれが国会工作に及ぼす影響も甚大である。全国引揚者が在外財産問題の早期解決を望むなら四百万引揚者はこぞってこの運動に参加すべきであろう。

ただ、注意すべきは嘆願の内容である。減刑嘆願は一考しなければなるまい。小西氏は第一審において有罪の判決を受けたが、直ちに大阪高等裁判所に控訴し無罪を主張しているものである。よってもし運動をするなら、これはむしろ減刑運動ではなく「無罪判決」を要求すべきである。

嘆願者はそれぞれの意志によってすることではあるけれども法の趣旨を誤ると弁護側の意志に反するようなことにもなる恐れがある。

ひいきの引倒しにならぬよう注意すべきであろう。

内外の情勢に即応

新体制で補償実現へ

全連臨時総会

社団法人引揚者団体全国連合会（理事長小西英雄）の臨時総会はさる二月二十四日午前十時半から衆議院第二議員会館会議室で四十六都道府県連代表が出席開催された。小西理事長あいさつで開会、米賀中央、田中、高橋各代議士の激励のあいさつに次いで山田特別委員長の経過報告、田第一部会長の議案説明があり休憩。午後一時再開、山田委員長からひきつづき第二部会の議案説明があって討議に入った。福島県代表から「第一部会提案は十分検討のうえ後日意見を申したい」との動議があったことを採択、第二部会提案は満場一致で可決、三時すぎ閉会した。

小西理事長あいさつ　諸君の団結と衆、参両院議員諸氏の努力で在外財産問題関係予算一千万円が三十九年度予算に計上されたことはご同慶の至りである。予算獲得には一応成功したが、補償についての法的根拠はまだ問題点がある。さらに全連内に設置した"特別委員会"によって補償理念の確立と、全連自体の強化の二つを諮問したところそれぞれ答申があったので本日はこれを審議していただき、ますます前向きの運動を進めていきたいと思う。（拍手）

田中（竜）代議士あいさつ　私も満州に勤務し外地で生活した一人である。今国会で審議会ができるようになったが、問題はどんな審議会としてわれわれの期待にこたえてくれるかということだ。私有財産の尊重ということは世界的規模において解決されねばならない。諸君は今の団結を強固にしていくべき事態に対処されんことをねがってやまない。

中島代議士あいさつ　昨年の総選挙では引揚団体のお世話をいただいたにもかかわらずお礼を申しあげたい。さて、審議会設置はきまっているが、三月以降の国会は相当荒れる見込みだ。場合によっては法案の審議がストップすることも予想される。そうならないまえに審議会関係の法案と予算を通過させるよう呼びかける必要がある。

高橋（清）代議士あいさつ　予算獲得に成功したことは一応の前進を見たが、これは一線の曙光を見出しただけで問題が解決されたわけではない。今後はさらに総力を傾けて運動を進めていきたい。

山田委員長報告　昨年十二月十八日の常務理事会で年末闘争を決定、政府に米擬鍵作をださせるための予算一億円の獲得をめざして自民党、政府筋に働きかけた。三十六県から代表が上京、大蔵省にも陳情した。野田総務長官、広長官将長らも努力はしてくれたが、十分な成果は得られなかった。

越えて一月二十八日の理事会では"補償理念の確立"と"全連運営の方法"を検討した結果、特別委員会をつくり、理事長諮問で十七名の委員を選び、以来第一部会は"だれにきかれても"われわれの理念はこれだ"と答えられる全連の憲法をつくった。第二部会は全連の運営全体について検討、常務理事会、理事会の承認を得て本日の総会に提案したのである。

今日、全国の引揚者はその半数を入れると千万人以上いるだろう。われわれはこうした背景のもとで昭和四十年度には在外財産問題の解決をはかりたい決意を固めている。いまのところ十のものなら四くらいのところまで来ている。今後を健て過して前向きで進みたい。（拍手）

三木会長が確約

在外財産問題　党内に特別委員会

[illegible]

「引揚全連バッヂ」

外径　一・一糎
金色（大金もり）　五〇〇円
銀色　一五〇円
送料　二〇円

全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。県連で一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。

社団法人
引揚者団体全国連合会

在外私有財産の即時補償を実施せよ

社団法人　引揚者団体全国連合会

闘う県連

②

悲しみを乗り越え

栃木県連と影沢会長

栃木県引揚者連盟が結成されたのは昭和二十一年三月。会員六千五百名、連盟の構成は副会長五名、常任理事九名、監事三名、理事二十三名、支部長五十五名となっている。会長の影沢苑氏（全連理事）は連盟結成の功労者で、発足以来寝食を忘れて連盟の強化につくしてきた。

影沢会長は昨年喜寿を迎えたが、連盟執行部はこの会長の努力にたいし、慶祝の意を表することとなり、県下の支部に呼びかけてさる一月の十四日、宇都宮市みくら山会館で開催した役員会の席上で大島副会長が発起人を代表して祝辞をのべ記念品を贈呈した。

県、市職員を対象

ところで、在外財産補償要求運動の活発化に伴い、同県連はさきごろから従来運動に比較的関心をしめさなかった県、市などの職員六十名に協力方を呼びかけていたが、これが実のって近く懇談会をもつ運びにまで漕ぎつけた。といって、この人たちがこれまで非協力であったという意味ではない。栃木県は知事が引揚者という関係も手伝って、運動には特別の理解と協力の手をさしのべている。県連の本部が県世話課内に置かれ、同県の職員がなにくれとなく連盟の運営をたすけているのをみて もとのこと はわかろう。つまり勤務の都合上、種々の会合に出席できないで運動の本質を見きわめられない人たちを対象にしたまでである。

だが、このことは在外財産補償要求運動には重要な意味を持っている。四百万引揚者がひとりももれなく運動に参加してこそきた成果も収められるというものだ。

百姓の神様栄転

栃木県連の歴史は、とりもなおさず影沢会長の歴史でもあるが、同氏はまた、まれにみる農政の権威者だ。

大正十二年五月、当時の朝鮮総督府内務局長大塚常三郎氏（栃木県出身）のすいせんで北鮮にわたった影沢氏は同地で農業指導に専念、昭和十二年には慶尚南道の農務課長として手腕をふるった。その後全羅北道に転任したが、当時の地元紙はいっせいに〝百姓の神様栄転〟と大見出しで報道したほど、同氏の存在は大きかった。

昭和十五年の秋、南朝鮮総督のすすめで、東津水利組合理事長に就任、ここでも受益面積一万七千町の組合を短日月で三万五千町にふやした。影沢氏としては勅任官が目の前にぶら下っているのを惜しげもなく捨てて組合入りしたのだが、実際は総督の懇請もだしがたし、というところだったらしい。そんな関係で俸給は知事より上回ったという。

終戦後は米軍も影沢氏の手腕を認め、後任者が選任されるまで帰国を許可せず、引揚げに際しては、一コ小隊をつけて釜山まで護衛するという好遇をしめした。

昭和二十七年五月故山に帰り農業に従事、三十一年、連盟結成と同時に初代会長に迎えられ今日に至っている。

ふさ夫人はその年の春に死去、四人の子供さんもまた[illegible]いる。この悲しみ[illegible]闘争する影沢氏を[illegible]っきくの涙を禁じえない。

物故者合同慰霊祭

ところで、同連盟はさる三十三年三月には引揚者関係物故者の慰霊祭を栃木県護国神社で盛大に執行（県費から三十万円助成）物故者二千八百十一柱のうち六百四十一柱の英霊をとくに合祀している。また、さる二月十一日の建国記念日には、会員二千名が大パレードに参加、気勢をあげるなど強くアッピール[illegible]副会長はじめ役員諸氏のきび[illegible]にふして働いているだけで、役員諸氏が一致協力、終始和を保って運動をつづけている結果が、成果をもたらしたわけだ。

県連こんごの仕事の一つとして、引揚げ史および団体の運動経過を編さんして後世にのこしたいと思っている。団体とは別に引揚者有志で親睦会をつくりたい。現に宇都宮市には四〇名の会を結成しているが、おいおい拡大してゆく。在外財産問題[illegible]

（写真(下)影沢会長(上)三十八年の栃木県大会）

新たに救出運動

未帰還問題協議会を設置

終戦十八年を経た今日、未帰還者は主にソ連や中共地区にいまだ二万三千人も残っている。かつての海外抑留同胞救出国民運動もいつのまにか名前だけになって、国民から忘れ去られようとしている。本人やその留守家族のことを思うと人道上の問題として、このままでいいのだろうか。という声が高いとき、自民党藤山愛一郎氏らによって「未帰還問題協議会」が設置され、一般に強く呼びかけることになった。

ポツダム宣言受諾に伴う海外同胞の引揚げは当初地域的に必ずしも順調ではなかった。昭和二十一年以来引揚促進運動は組織的に展開されたが、共産圏からの引揚げは遅々として進まず、しかも昭和二十五年になってソ連のタス通信は日本人の送還は完了したと発表したので、国民の怒りはその極に達し、さらに強力な全国民的運動を展開するため「海外抑留同胞救出国民運動」を結成し、衆議院議長を総本部会長に、また都道府県会議長をそれぞれ各都道府県本部会長として広く全国的な運動にまで展開、人道問題として主として中、ソ両国に残された抑留同胞の救出に当った。

その運動があってから集団引揚の再開や、個別引揚げの実現を見、未帰還者数は逐次減少するに至った。

この間政府は「未帰還者留守家族等援護法」の制定をして留守家族の援護につとめたので、この運動も引揚者の受入れないし留守家族の援護に万全を期するほか、未帰還者の調査究明に協力、さらには留守家族の慰藉激励に努力を重ねた。

かくして昭和二十五年春、国民運動発足当時十四万六千余名を数えた未帰還者の数は昭和三十二年末に至り、四万六千余名に減少したが、なおこれ等未帰還者のうち終戦前後の混乱期にその消息を絶ったまま明らかにされない者が、多数予想されるので、「未帰還者に関する特別措置法」の制定を促進し、昭和三十四年四月同法公布により、家族の同意に基き、戦時死亡宣告の措置がとられることにより、今日までに一万四千二百九十余名の死亡審判が確定した。

このようにして昭和二十五年海外抑留同胞救出国民運動が展開されてから、当時十四万余の未帰還者数が、現在は二万余り減ってきたが、年とともにこの国民運動も下火となり、国民から忘れられようとしている。今日の状況を鋭く検討し、あくまでも未帰還者の救出に努力すべきであるとの結論に基いて、前記の国民運動とは別個に、新たに「未帰還問題協議会」を設置し、この運動の中核体として政府を初め、各方面への協力方を強く呼びかけることになった。

この協議会の創立総会はさる二月三日午前、衆院内で開催された。会長は藤山愛一郎氏を、副会長に石田博英、草葉隆円の両氏を、理事長に長谷川峻氏（自民）常任理事に受田新吉氏（民社）山ロシズエ氏（社）ら十人を選びそれぞれ任命した。

〝満州開発40年史〟

満史会から上巻刊行

満蒙援護会はかねてより満鉄史、満州国史、満蒙終戦史、の三部作で満蒙地区に、日本民族が残した足跡を明らかにしようとの方針で、まず昨年、満蒙終戦史の刊行を見たが、その後満鉄史ともいうべき「満州開発四十年史」が満史会の編集によって、上巻だけが刊行された。

これは前述の三部作の一つとして、満蒙援が満史会の事業に協力していた関係で、出版まで考慮していたのだったが、予算その他の関係で、しぜんのびのびになっていたところ、満史会の会長大蔵公望氏が、これ以上満蒙援に迷惑をかけては済まないとの配慮から、平島会長と相談の上、満史会の力で刊行にふみきったもの、下巻は近く刊行の予定である。

平島会長の話　終戦間もなく連合軍代表として情況調査のため満洲各地を視察した米軍ウエツデマイヤ中将は私にこう語っている。「満洲にこれだけの文化的施設と産業設備が発達していて、住民の生活もこんなによかったのか、われわれは日本が現住民を犠牲にして自己の繁栄のみをはかり、その残虐を中国全土に及ぼそうということに義憤を感じ正義と人道のために立ったのであるが、聞くと見るとは全然異なっている。なぜ日本は従来の植民政策とは違ったこの立派な建設の実情を世界に知らそうとはしなかったのか」と。

私は小日山さんの後をうけて満蒙援護会々長の席にあるが、かねがね念願とすることは満州における日本の活動の正しい記録──満鉄を中心とする開発の活動、満州国の興亡、終戦と引揚の顛末──の完成である。引揚の記録はすでに援護会から刊行したが、このたび満史会の方々の苦心された開発史が上梓されることに衷心喜ぶものである。刊行文のとおり本書が日本の将来に必ずや稗益するところ大なるを確信し、推薦の筆をとるものである。

B5判、上下二巻、各々約九百頁、定価各巻四千五百円、注文は全連事務局、送料不要。

通化事件慰霊祭

さる二月三日、靖国神社本殿で通化事件合同慰霊祭を執行、続いて午後四時から総会が催された。終戦後約三千人余の日本人余の日本人が中共軍及び北鮮軍によって殺害されたもの。

本格的に取組む

野田総務長官　予算委員会で答弁

在外財産問題関係予算の審議はおそくも三月末までに終るが、さる一月十四日、二月二十一日の衆院予算特別委員会で、政府当局は民社党代議士永末英一、受田新吉両氏の質疑にたいしてつぎのように答弁、本格的な立場で研究をすすめていることを明らかにした。以下はその速記録である。

永末（京都府）戦後処理の問題を池田内閣は今度取上げられまして、そのうちいろいろございますが、一つの問題に在外財産の問題ではじめて調査費が出来ました。外務大臣に伺いたいのでございますが、日韓会談でいわゆる請求権問題といわれている言葉を避けておられると私は思いますが、あの言葉をおきらいですね。

外務大臣　好きとかきらいとかの問題でなくて処理せにゃいけない問題だと思っております。

永末　平和条約によりますと、四条の（A）項で日本でも朝鮮でも両方とも請求権がある。その話は特別取りきめでやれ、但し日本側の請求権は四条（B）項で日本政府がやめたということを約束をしている。こういう形になっている。そこでいまの日韓会談ではいわゆる請求権問題は平和条約四条（A）項に基づく特別取りきめの問題としてお考えになっておるのかどうかを外務大臣に伺いたい。

外務大臣　特別取りきめの問題として取り上げております。

永末　四条の（B）項がなければ日本国民は当然に朝鮮にできる政府に対して請求権があるわけだ。ところが日本政府は平和条約で（B）項承認したために日本国民は朝鮮の政府に対して請求権を行使することができない。こうなっている。残った問題は、日本国民がそういうことを約束をしてきた日本政府に対して一体何かの要求ができるか、できぬかという問題になっておる。今回予算で二千万円の調査費をおつくりになったのは、これができるというお見通しで予算を請求されたと私は解しますが総理府長官いかがでしょう。

総務長官　朝鮮の請求権のお話でございますが、いわゆる朝鮮とはいま、国交正常化ができておりませんので朝鮮問題についての私どものあれは外務省とよく連絡いたしまして、処理したいと思っております。ただし在外財産でございますからその中に入るものだとは一応考えております。

永末　私が伺っておるのは、総理府長官、いちいちお長い経緯がございましたが今度予算をつけてこの問題を調査する。審議をすることになった。その調査は在外財産に対して補償するのだという方針がなければ二千万円も金をかけて調査をする必要はない。調査をしてみた結果決めるのか、補償するというつもりで予算を要求したのか、この点を伺いたい。

野田　今回ご審議を願っております。在外財産の審議会でございますが政府といたしましては補償するという前提ではございません。すでに二十九年に一度審議会ができましたが、その際の結論においても当然これは補償するという結論はでておりません。したがいまして、その後種々ご承知と思いますが、その際は援護措置として給付金を給付したのでございます。従って今回も同じように審議会におきまして、そういう補償すべきかどうかというような法的の解釈その他を審議したいと思いまして、その結論に応じて政府の態度をきめたいと思っております。

永末　補償ということばを使えば、法律用語ですから種々こだわりがあるでしょう。郵政大臣に伺いますが、引揚者がいままで引揚げてきてから、例えば簡易保険について台湾、樺太等から引揚げた者に対しては支払い、朝鮮から引揚げた者に対しては支払っていないということを聞いておりますがそれはどういう理由に基づくのかお答えを願いたい。

古池郵政大臣　お答え申上げます。朝鮮におきましては、本土の簡易保険と別の独立した保険をやっておりました。従って、これは他の外地と別な扱いをしておるわけでございます。

永末　郵便貯金はいかがですか

古池　郵便貯金は朝鮮も他の外地も同じく本土の貯金局が扱っておったわけでございます。

永末　それで台湾等に対しては支払い、朝鮮には払っていないのですか、払いましたか。

古池　朝鮮の問題は、これは日韓の会談の中に含めて考えるべきだと思っております。

永末　日韓の会談で請求権等の問題については特別取極でやるけれどもそれは朝鮮側だけの話が出ておって日本側の話は平和条約上ないわけである。そこで今お話のように郵便貯金にしろ簡易保険にしろ、同じ引揚者であって朝鮮のほうがそのままになっておる。不公平な措置が政府の行為としてとられておる。こういうことになったら一体どこでやるのですか、これをはっきりして下さい。

古池　ただいまお答えしましたのは朝鮮におられる人のことでございまして何っからもう内地に引揚げてこられた方々に対しては支払いをいたしております。

永末　郵便貯金という国民に対して政府がもっている債権については、朝鮮の引揚者に支払われておる。簡易保険については当時の機構上日本政府はあれは朝鮮が別個に簡易保険局をやっておったのだ。それで支払っていない。こういうような状況で問題が推移しておるわけです。あなたはこれから調査してどうか、するかわからないと言うのですが、何を調査するのです。二千万円もかけて

野田　今後の調査はひとり朝鮮と限ったことではございませんでこの在外財産の問題はきわめて広汎に各所に関連がございます。また、各所にわたらない事項もございます。またさらに国外における調査と申しますか、たとえばドイツとかイタリアとかオーストリアなんかすでにこの問題の処理をいたしているようでございますが、これらに対する法的措置の問題、その他国外、国内を通じて調査すべきものでございまして、おそらくこの審議会はきわめて広汎な事項について審議が行なわれると思っております。

永末　いつまでに調査を終わらせるお見込みですか。

野田　この審議会が発足いたしますと大体いつごろということは予定はいたしておりませんが、できるだけ早く審議を終わりにしたいと思っております。

永末　引揚者はもう二十年たってかわいそうにどんどん死んでいっていますよ。やるんだったら早くやってほしいしドイツやイタリアなんかのことはわざわざここから調査に行かなくたってすぐ分りますよ。やるんなら早くやらなければいけませんよ。申しわけの政策なんかやっちゃいけませんよ。こういうものをごまかすものだから防衛の根拠も分らないし、外国に発展せいなんて誰も行きはしません。筋を立ててはっきりさせていただきたいと思います。

受田（山口県）最後に総理府に今度在外財産問題の関係の予算を計上されてきておるわけですが、この内訳をちょっとご説明願いたいと思います。

広長（政府委員）ご説明いたします。総理府に臨時在外財産問題調査室がございますけれども、そこと今度新たに設置が予定されております在外財産問題審議会の両方の予算を合わせまして二千万でございます。この審議会の予算は百八十万円でございます。この中身は各委員の手当でございます。それから会議費でございます。そのほか調査室といたしましては、大きな項目としては九百六十万円の調査委託費がございます。この調査委託費の中身は在外財産で現在一番問題になっております、

外国にては日本国及び国民の財産がどういうように処理されて現在はどうなっているかという状況がはっきりしませんので、これを中心といたしまして各国において日本の公私の財産を平和条約十四条（A）項2号に基づいてあるいは差し押え、あるいは留置しあるいは精算その他の処分をやっておりますが、この処分の状況がよくわかっておりません。ですからこれの法的な根拠及びその現在の状況を調査することになっております。そのほかたとえばイタリヤでありますとかドイツでありますとか、オーストリヤとかが同じような敗戦国におきまして国内で補償措置を講じております。

この補償措置も一応わかっておりますけれども具体的にどういうぐあいに補償がなされそれがほかのイタリヤの中の戦災、その他の戦後の処理の問題とどういうぐあいにつな[illegible]というような問題が[illegible]ません。したがってこれを一応やりたいと思っております。そういう資料を集めましてこれは外国の資料でございますので翻訳なんかしなければなりませんが、それをやりまして、さらに国内の学者その他専門家に委嘱いたしまして研究いたしたいと考えております。

そのこれだけではなかなか足りませんので各在外公館を通してなるべく多く網羅的に各国における日本の財産の処理の状況を調べたいと思っております。そのためにはこの九百六十万円の委託調査費では足りませんので新たに認められました四人の職員と従来八人おりますのでそれを加えさらに各省で適任者がおりましたならこれに委嘱いたしまして海外に出張してもらいまして、なるべく多くの国において日本財産の処理の状況を調べてきてもらおうと考えております。

これにつきましては、外務省の協力を得まして、あらかじめ事前の交渉の調査をやって、それで不十分なところは外務省を通じまして各在外公館から相手国政府の了解を求めて、相手国政府の敵産管理事務局等、日本の財産を管理しております当局に当たりましてその資料を持って帰りたいと考えております。これをやりますと日本の財産が各国によって処理された状況が大体わかってまいることになります。ただこれは一人一人のところまではわかりません。それをやりますと極めて膨大になりますのでただ私たちの調査をする目的といたしましては、政府の内部におきましてこの在外財産問題処理のための政策をきめる判断の資料といたしたいと思っております。（ですから二千万円ございますと大体これで出来ると思います）それと同時に審議会が設立されますからこの審議会において各委員さんに審議していただく資料を整えたいと思っております。以上です

受田　野田さん、今の室長のお話のように審議会をつくりたいと云うことですが審議会の構想を一寸承りたい。

野田　審議会の設置につきましては、本国会にご審議を願っております。これが通過しましてから審議会の構成をきめたいと思っておりまして、現在のところではつまり学識経験者というものが中心でございますが、その以上にはまだ構成のメンバーなんかはまだなにもきめておりません。

受田　そうしますとこの在外財産問題の調査費ができた。海外にも視察に行って実態も調べて、しかる後審議会の委員をきめるこれはもっと巾の広い立場で関係者までも含めた真剣な討議をしなければならぬと思う。そこで結論が出て在外財産の前の引揚者給付金等支給法と云う場当り的なものではなくて、本格的な立場の国内の補償という問題が研究される段階が予想されるわけですね。

野田　いま申しましたとおり、この予算が通過しますと、審議会を構成します。大体二十名以内のつもりでおりますが、これも先程申しましたとおり、まだ構成する個々の問題を考えておりません。それからお話のとおり、在外財産の処理ということはきわめて重大な問題でございましてこの調査が粗雑であってはいけないということでございますから、いま室長が申しましたとおりできるだけの手を打ちたい。そこで外務省とも連絡いたしまして在外のつまり外国における日本の財産の処理問題を研究いたしましてそして本格的に取り組んでこの審議会にかけまして審議してもらう考えです。

引揚者は訴える

埼玉県連合会川島支部副支部長　小川　義　臆

終戦後、われわれ外地で働いていたものが、祖国に引揚げてきてからすでに二十年にもなるがわが政府の在外財産補償に関する問題は依然としてその後進展していない。

宇祖国の敗戦により致命的な痛手を受けた者はひとり外地からの引揚者ばかりではないが、一人の例外もなく全財産を失い、苛酷なぎゃく待に脅かされたり一家離散の憂き目に逢ったり、命からがらの裸一貫で帰ってきたのが、われわれ海外からの引揚者である。

しかもわれわれが外地に遺してきた資産総額は実に二兆円の巨額にも達するというのに祖国に帰ってからのわれわれには住むべき土地も、生活に必要な金も全くない実情だった。そこで政府の在外資産補償のみが唯一の頼みなのである。

私の場合、満洲とは遠く日露役以来の因縁である。私の父は明治三十九年秋に、十年の現役を満期除隊後、再度志願して満洲鉄道守備隊に入り、当初は公主嶺駐屯部隊に所属していたが四十三年に除隊となるや、直に四平街に移ってきて約十万坪の農場を経営していたのである。

したがって私の父は、四平街での数少ない草分け組みの一人でもあり、満洲開拓の先駆者でもあったのであるが、たまたま昭和五年に、再起不能の病気となったため、私は一家をあげて急拠父のもとにかけつけ、爾来終戦の年まで彼の地に居住していたのである。

そして満洲事変の勃発、新国家の出現となってからは、私は農園のほか、新聞支局の開設と配給所の経営にも当り、特に漢字紙康徳新聞の方は、四平省下一円にわたって、配給網を有していたのである。したがって亡父の時代から、約四十年間にも及ぶ外地生活であり、その間長男もまた満鉄に入社するなど満州は私の一家にとり第二の故郷だったのである。

しかし、私は、いたずらに旧のことを云々するのが目的ではない。たゞ四百万人にものぼる海外引揚者の中にはこういうケースの人達も定めし多数あることであろうし、また言語に絶する艱難や、あらゆる困苦欠乏とも闘いつつ酷寒の北の曠野、熱砂の南方諸地域で、営々と築きあげた幾百万同胞の忍苦の結晶が、思いもよらぬ祖国の敗戦によって一朝にして崩れ去った事実を強調したいのである。そしてこれらの多くの人々は、終戦後さらに[illegible]数年間も抑留されて、全くの孤立無援、[illegible]の外地生活に苛まれて[illegible]の裸一貫となり、[illegible]祖国に帰ったのである。

だがそうであろうか。終戦後の混乱期から国勢復興までの数年の間は、われわれ同胞は歯をくいしばって堪えてきたのであるが、今や、わが国力は神武以来という目覚ましい発展をみせているにもかかわらず、政府は本腰をあげて引揚者のための補償問題を取りあげてはいない。しかも先年の僅かばかりな給付金をもって本問題はすでに解決したのだと公言した大臣さえもいたのではないか。

私有財産の不可侵、これこそ世界共通の大原則である。われわれ引揚者の[illegible]補償問題こそ、この[illegible]である。終戦すでに二十年にもなり、しかも外地に遺した[illegible]はどうにもならず、同胞の[illegible]に死んでいった多くの同胞のことを思うとき、われわれはもう一刻も待ってはいられないのである。

かかるとき政府は[illegible]在外資産補償のための審議会を設置して真剣に本問題解決に取り組みさんと準備を進めている。余りにも遅きに失した憾みはあるが、政府はこの際これまでの如き逡巡たる態度を捨てて強力なる政治力をもって、多年の懸案たる本問題解決のために全力を尽し、もって全国引揚者の要望に応うべきである。

〝政府は確約せよ〟

─遷延はもう許さぬ─

北信越ブロック会議で決議

さる二月二十一日、北信越ブロック引揚者代表は福井県芦原温泉芦原荘に会同、ブロック会議を開催した。出席者は長野県代表浜重雄氏、富山県代表東正次郎氏、石川県代表戸水泰臣氏、福井県代表北谷清三氏ほか十五名で、きょうまでの運動の反省および今後の運動方針を検討、熱心に意見を交換してつぎのように決議、これを全連総会に提議するよう採択した。決議事項はつぎのとおり。

（写真は参加者一同）

一、全国の全引揚者はその団体組織を名実共に一本化し、特に執行部の統一と結束強化を望む　全連という名称あり、外資同という名称あり、理事長といい、委員長といい、他から見聞した場合二つの団体があるように思はれる。全連役員は外資同の行事には参加しない。その反対もある。執行も文章通知も二重にせねばならぬ。特に政府や政党に対して窓口が二つあっては引揚者団体は二分されているのではないかの如き観を抱かしめることは団結力を過少評価される原因となり総力結集には極めてまずい。特に執行部役員が名称や役名にこだわって統一を乱したり意見の不一致の内に別々に窓口を開くなどされたら論外のさたといはねばならない。

参議員小西英雄氏は引揚者の統一推薦によってなられた国会議員で、事実上代表者と目すべき人物であるから小西氏を中心とした一本化した組織にし、名実ともに窓口一つの団体になることを要望するものである。

かくすれば財産の請求権の委任ということも考えられ、引揚者の請求権あるいは製債権等においても統一結束出来るのが容易なわけである。

二、全連の会計経理を確立し資金の保有確保を計れ　「腹がへっては戦は出来ぬ」のたとえの如く財政的に健全でなければ運動も出来にくいことは百も承知である。特別納入金、普通会費の未納が莫大であると聞く。行事のたびにやりくり捻出でやっているとか聞くがはなはだ遺憾である。事務当局は速にその善処を考え、明朗健全財政の確立を計るべきである。

三、在外私有財産補償の確約を三十九年度中に政府は正式に公表せよ。　内閣機関内に調査室が出来その予算も計上され審議会も出来る段階に至ったことは喜ばしいことであるが、その予算の内容から見ると補償を前提とすることは伺がわれない。まだ調査の域をぬけておらない。しかるに昨年大会の代議士連の声、並びに池田総理の引揚者団体に対する理解の言葉などから推察すると、もう熟して来ている観がするのである。なぜにかようであるか。政府並びに自民党要人の引延し作戦にかけられ政治的にもてあそばされているのではないか。速かに政府をして正式に補償の前提を三十九年中に確約発表させるべく交渉すべきである。

以上のほか死亡者の問題、請求書提出の問題、次期参議員選出の問題、有力執行部役員振当ての問題、ブロック組織強化の問題、末端会員組合の問題など山積されているが、今回は以上の三項を決議する。

近時片言

在外財産問題関係予算として二千万円が計上された。これで第一次審議会が発足される[illegible]いたわけだが、[illegible]しない[illegible]かない。

○　○

国会名物の乱闘でもはじまるとさぞ[illegible]重要視されない[illegible]となろう。今国会はILOはじめ日韓問題、[illegible]激突が予想されるムードにある。万一、そんなことにでもなればまたまた未解決に終る。これは自民代議士ばかりの罪ではない。

○　○

大蔵省はシブイ面をみせない。〝審議会〟に[illegible]員に利益代表者（引揚者）を加えることをしぶったり、国会議員の数を制限したいようすがみえる。大蔵省はいったいどうしてこのような態度にでるのか。〝もはや戦後ではない〟といいたいのだろうが政府の息のかかっているNHKでは、さる二月十五日の夜〝戦後は生きている〟と題して、引き揚げ者寮の記録を放送している。

○　○

戦後ではない、といいながらまだ全国三百の引揚者寮には三千世帯の引揚者が生活している。戦後二十年もたっているのに、こうした場所に取り残された人たちの生活はとり残されたままだ。NHKはいみじくもいったものだ。〝戦後は生きている〟とね。

尋ね人

「つぎの方々または消息をご存じの方は「全連通信」までお知らせ下さい。

氏名	外地住所
横井　増治	京城府大和町三ノ六三
金原　良助	〃　斎洞四九
白井　経倫	大連市楓町六七
吉田　吉次	〃　山手町三〇
中村太司馬	〃　聖徳街一〇二
後藤　一郎	仁川府山根町二五
河野　誠一	〃　本町四〇六
稲葉　逸好	奉天市八幡町八
及川　孝	長春市錦町四ノ九
矢野　耕治	鞍山市上番町一〇
浅田　倫治	撫順市東五条通り四九
市村　三邦	朝鮮釜山道庁勤務
元朝鮮咸興府大和町在住 篠崎　松子	咸興物産株式会社　社長夫人 現在　六十才くらい

福岡県飯塚市に引揚げたとの風聞

購読ご案内

さいきん、本会へ直接「引揚全連通信」のご購読をお申込みになる方が増えましたが、直接購読をご希望する方のために「購読のご案内」をいたします。

▽購読料金は一カ月送料とも二十円、一ヵ年二百四十円。

▽ご希望の方は次の購読申込書を切りとり一ヵ年分の購読料金をそえ「全連通信編集部」あてお申込み下さい。

購読申込書

一、引揚全連通信（一カ年分）

購読料金二百四十円をそえ申込みます。

昭和　年　月　日

住所　氏名

引揚全連通信編集部　御中

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（201）7520
編集発行人 片野[illegible]
（定価1部送共20円）

国に補償の責務あり

東京高裁の判決

公共の目的で処分

在外資産は賠償に充当

平和条約の規定で没収された個人の在外財産を、国は賠償する責任があるかどうか、と元カナダの在留邦人秋山藤元夫妻（現在東京都世田谷区池尻町三九九）が国を相手どって訴えていた「補償金請求訴訟」の控訴審について、東京高裁民事四部（奥野裁判長）は、さる一月三十日「国は在外資産が賠償にあてられることを承認し、その分だけ賠償義務を免れたのだから、憲法の財産権の保障にしたがって補償する責任がある。だが、現在在外資産の補償に関する法的措置がなく、具体的な請求はできない」と控訴棄却の判決を言い渡した。この判決は「憲法上補償の責任がある」ことを法的に明確にしたもので、現在「果して国に補償の責任があるかどうか」を審議している在外財産問題審議会の答申に大きな影響をあたえるものとして注目をひいている。また、この判決は全国四百万引揚者の血の叫びを正当化したものとして全連はじめ全国引揚者団体に、さらに勇気と信念をあたえたが、このうえは、ますます団結を固くして、一日も早く、この判決が指摘するように「在外財産補償法案」による補償の実現を期さなければならない。なお、判決理由はつぎのとおり

判決理由

控訴人秋山藤元は七、五九八・五〇ドル及び九六〇ポンドの、控訴人秋山たけは一、六八六・〇七ドルの各銀行預金その他の財産をそれぞれ昭和十八年十一月帰国の際カナダ国において所有していたことが認められ、また右財産がカナダ政府により敵産管理の措置を受けその後日本国との平和条約第十四条（A）項2（1）によりカナダ国において、その処分権を取得するところとなり、控訴人らにおいてその返還を求めることができなくなった事実は当事者間に争いがない。

控訴人らは、右財産の喪失は平和条約において日本国が連合国に対して負担する損害賠償義務の履行に充当したためであるから、憲法第二十九条第三項の規定に基づき国は控訴人らに対し補償をなすべき義務がある旨主張するので、以下にその当否を検討する。

戦争が終結するや、戦勝国が戦争遂行に伴なってこうむった人的各般の損害を補填するため、その勝利者としての立場において戦敗国に対し、賠償名義の下に金銭その他の財貨を要求するのは古来よりの国際慣行ともいうべきところ、右平和条約第十四条（2）項において「日本国は戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきこと」の原則を承認したが、一面日本国が「存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行ない且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないこと」も承認され、よって（一）日本国は日本国軍隊によりその領域が占領され、且つ日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、これらに対しいわゆる役務賠償を行なうべく（同項1）（二）また各連合国はその管轄下にある日本国及び日本国民（その支配した団体を含む）の有する資産（以下在外資産と称する）を差し押え、留置し、精算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する（同項2（1））旨を定めたのである。即ち同条（2）項全文の趣旨からすれば、日本国が承認した戦争損害の賠償義務は、右役務の提供のほか在外資産の精算処分によって履行すみとすることは文理上明かであって、それは連合国側の右財産処分を正当化するための単なる儀辞にすぎぬものと見ることはできない。**元来交戦国といえども自国内にある敵国民の私有財産をほしいままに没収することができないとするのは、確立された国際法上の原則である故、交戦国が戦争遂行の必要上、敵国民の資産を管理し特にこれを処分することがあっても、その管理にかかる財産又は処分された財産に変わるべき代価は、戦争終結と共にこれを原所有者に返還すべきであり、相手国の承認を取り付けない限り直ちに賠償に充当することはできない筋合であると解される。**従って前記平和条約の規定からうかがわれるように、連合国側においては戦争によって極度に荒廃した日本国の経済的存立と賠償支払能力を考慮し、各自国の管轄下にある日本国及び日本国民の有する資産を精算し処分して戦争損害の補填に充当する方法によって容易且つ確実に賠償を得ることを欲し、一方日本国としても敗戦の結果無条件降伏をし、連合国軍隊によって国土を占領されており、事実上右連合国側の要求を拒否する自由を有しなかったとはいえ、**自国民の有する在外資産が賠償に充当されることを承認し、その限度で賠償義務を免れた以上、それは日本国即ち日本国民全体の負担すべき賠償義務を特定の在外資産所有者の犠牲において解決したものと見るほかはない。**この場合本質的には果して戦争責任が戦敗国の側にのみ存するか否かは問わず、また各連合国の蒙った戦争損害の数額及び在外資産の価額が明確でないとしても、平和条約により日本国が連合国に対する賠償義務を承認し、且つそれとの関連において連合国による在外資産の精算等を承認した以上、その精算等が賠償の性質を有することの妨げとなるものではない。そして右処分を行なう主体は勝利者たる連合国であり、日本国はただ連合国の要求するままに異議を唱えず、これを承認したに止まるにせよ、本来ならば私有財産不可侵の原則により原所有者に返還さるべき在外資産が、平和条約締結の結果賠償に充当されることは、**国が戦争損害の賠償義務履行という公共の目的のために自らこれを処分したのと結果において何ら異なるところなく、従って国はかくして在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には憲法第二十九条第三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき義務を有するものといわなければならない。**

控訴人の主張に見られるように、これを戦時敵の焦土戦術に基づく爆撃等のため国民が蒙った戦災等一般の戦争災害と同視し、または連合国による日本国民の資産ないし権益の侵害に対し、国として進んで適切な外交保護の手段を採らなかった（外交保護権の放棄）に止まるが故に、国に何らの補償責任がないと説くのは相当でない。

しかしながら、憲法の前記規定は、国が国民の財産権を保障し、これを公共の用に供する場合には正当な補償をなすべきであるとの一般的原則ないし方針を明かにしたに止まり、直接同条により具体的な補償請求をなしうることを定めたものと解することはできない。そして在外資産に対する補償の措置を講ずる場合国の財政状態を慎重に勘案する必要のあるのはもちろんのこと、今次大戦中及び終戦後の困難な経済建直し時期を通じ、直接間接戦争に基因して各方面に亘り国民が蒙った犠牲と苦痛との関係において損害負担の公平を考慮すべきことは、国民感情の上からも当然であるから、この意味で社会政策的経済政策的配慮をも加え、納税者たる国民が真に納得し得る範囲において合理的に補償の程度、方法、手続等を決定すべきであって、それはまさに法律の規定をまつべきものと考える。然るところ、現在このような補償に関する法律は制定されていないのであるから、具体的な補償請求はいまだこれをなし得ないものといわざるを得ない。

従って直接憲法第二十九条第三項の規定に基づき補償請求権を有することを理由とする控訴人らの本訴請求はいずれも失当であり、当裁判所と異なる見解によるとはいえ、これを棄却した原判決は結局正当に帰する。

よって本件各控訴を棄却すべきものとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十五条、第八十九条、第九十三条を適用して主文のとおり判決する。

参院全国区に津汲泰宏氏

国体推薦で立候補決る

全連はさきの理事会で「全国区参議院議員候補」に津汲泰宏氏の推薦を決定した。津汲氏は外資同執行委員長、全連副理事長で現在内閣在外財産問題審議会委員として在外財産補償問題の解決に努力をしている。今次の選挙の結果が「補償運動」を左右するものとして、全国引揚者の一層の団結が強く要望されている。

補償運動の先達

津汲氏決意語る

我々の主張は正しかった。秋山氏は、二十年間我々が叫びつづけてきたことがその侭判決になっている。我等が勝利の日は目前に来た。最後の目的を達するまで、結束し、固く手を結んで闘い抜かんと、力強く決意を語る津汲泰宏氏は、引揚げ以来二十年間、在外財産補償運動の先達として今日まで闘いつづけてきた人である。四百万引揚者の与望を担って第三次在外財産問題審議会委員に推せんされ、引揚者の一人として委員になった伊藤郷一、古海忠之両氏や国会議員を代表して出た諸先生方と共に本年八月末答申を目指して、審議の促進に寧日ない努力を払っている。

全国引揚者の代表として参議院に議席をもっていた小西英雄全連理事長が昨年末急逝された、その補欠が来る六月の通常選挙を機会に行われる。この選挙に、故小西理事長の遺志をつぎ全国四百万引揚者の先達たらんと立候補を決意し、さきの全国代表者会議で委任された理事会の承認により「全国区参議院議員」に立候補することになった。

今次の参院選に引揚者がどれだけ結集出来るかが問題解決に大きな影響力を持つことになるので全国引揚者のさらに強い団結が要求される。

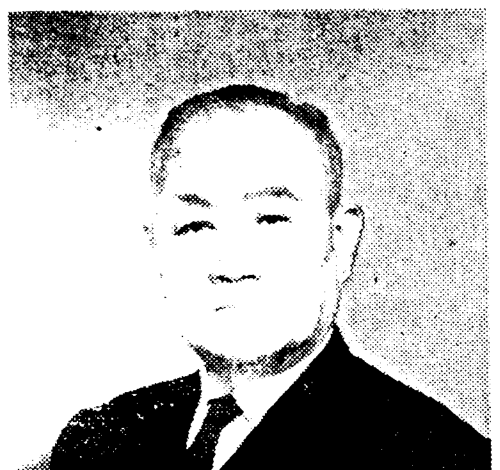

経歴

大正十四年十一月海軍機関学校練習科卒業昭和七年六月、中華民国青島市に於て輸出入貿易商を営み終戦に依り引揚昭和二十一年熊本県に引揚者連盟を創設理事に就任片や九州殖生興業株式会社を設立社長に就任爾来引揚者の更生指導のために東奔西走し生活必需品需要協会を通じその成果をおさめた。昭和二十八年一月[illegible]は全連副理事長並に内閣在外財産問題審議会委員として終始一貫本問題解決のためとして活躍をしている。

〝答申促進〟全国大会

二十五日、久保講堂で開催

外資同主催できたる三月二十五日午前十時から都内虎の門久保講堂で「在外財産問題審議会答申促進引揚者代表全国大会」を開催する。当日は全国代表二千名が会同し関係方面に働きかけ審議の促進を図る。

選対委員会役員

全連選対委員会はつぎのように役員を決定した。

委員長 岡崎寿太郎（岡山）
副委員長 木村 実（群馬）
同 福島精市（北海道）

早くて四月下旬

第一回の小笠原墓参

政府は小笠原群島への第一回墓参を三月までに実現させる方向で米側と折衝してきたが、現地の受け入れ体制や海上のつごうで約一カ月遅れ、実現は早くて四月下旬ごろになる見通し。

この墓参はさきの佐藤・ジョンソン会談で実現の見通しがついたもので、外務省と総理府では小笠原群島のうち父島、母島、硫黄島に約四十人からなる旧島民の墓参団を派遣する考えで、関係団体にメンバーの提出を求めている。

一方、旧島民の関係三団体は近く「小笠原協会」として正式に一本化される予定で、これができしだい早急に墓参団の構成を決めることにしている。

小笠原群島の旧島民（千三百七十一世帯、七千七百十一人）は東京都内を中心に関東、東海地方などに分散しているが、長年の希望であった墓参の見通しがついた以上は、三月中に実現してほしいと政府に要望していた。

外務省もすでに武内駐米大使を通じて三月実現の了承を得ていたが、①三月中は小笠原群島周辺の海上が荒れぎみで、船舶の発着がむずかしい②各群島内の道路が未完成なので、墓参の前に道路を整備する必要がある——などの理由から同月中の実現はむずかしくなった。政府では現在のところ墓参団の出発は早ければ四月下旬で、墓参と同時に各群島の実情調査、道路整備も行ないたいとしている。（東京新聞）

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

東京で慰霊祭

インドネシア戦没者の

[illegible]

〝成行きを見守る〟

NETテレビの時事解説

「国に補償の責務がある」という東京高裁の判決は、補償問題の成行に関心をよせている報道陣の注目を引いた。NETテレビは時事解説のなかでつぎのように語っていた。

[illegible]

コロ島の引揚者

の世話人として

柳田桃太郎

[illegible]

尋ね人

つぎの方々のご消息をご存じの方は「全連通信」までお知らせ下さい。

氏名	外地住所その他
金原良助	京城府斎洞五九
今園竜吉	満州自動車安東診療所
篠原くに子	〃
中村太司馬	〃 聴徳街一〇二
第藤一郎	仁川府山根町二五
河野誠一	〃 本町四〇六
浅野倫治	撫順市東五条通り四九
市村三邦	朝鮮釜山道庁勤務
篠崎松子	（松江）朝鮮威興府大和町 威興物産株式会社夫人現在六十才位
久保伸人	安東五番通り（税関勤務）
久保いま子	〃
藤田繁雄	朝鮮大邱農事試験場
鈴木森次郎	朝鮮大田農事試験場
中村 明	北京東景山大街 北京大学教育学部前終戦時北京東城第一国民学校六年生
佐藤 猛	朝鮮江原道江陵錦町（味噌醤油醸造業）
石川 実	元全羅南道順天中学
小林正樹	朝鮮海州自動車会社
西浦（名不明）	黄海道庁の部長で海州より南鮮方面え転勤

上条なつ著
学歴なしで医者になるまで
道ありき
序文 [illegible]、前厚生相、熊代将一。
B六判 二五二頁
定価 三〇〇円
発行所 東京都新宿区喜久井町五一
文理書院

著者は、明治の末に秋田県山間の貧しい農家に生れ、小学校卒業だけの学歴で、看護婦試験、助産婦試験、[illegible]本書はその人生記録だが、戦時中は満州開拓義勇軍の母として[illegible]と闘いながら任務を全うした。当時の記録としても貴重である。

広場

[illegible]

参院地方区推選候補者

順不同　①

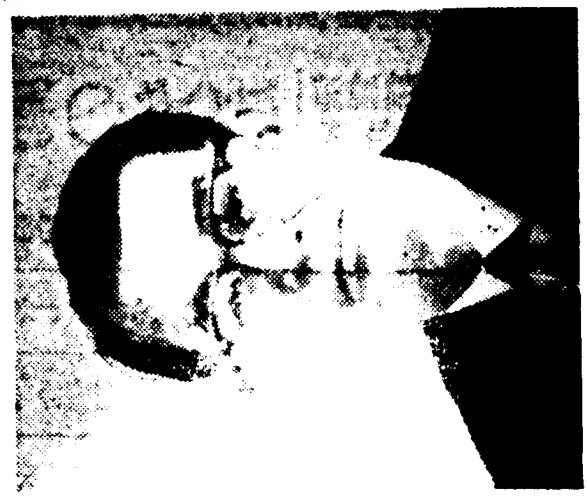

高橋　衛（まもる）　福井県　自民党

略歴　昭和三年東京帝国大学法学部卒、内務省に入り新竹州教育課長、総督府文教課長、警務課長、主計課長、財務局長を経て台北州知事となる。ついで本府殖産局長、[illegible]局長、[illegible]を歴任、二十八年全国区参議院議員当選、三十四年地方区で当選、この間、党政務調査会副会長、大蔵政務次官、[illegible]会副会長、参院国会対策委員長などのポストにあって活躍、三十九年には第二次池田内閣の経済企画庁長官に就任、佐藤内閣留任、この間、米国、東南ア、欧米各国を視察。現住所福井県武生市国高町、六十二才。

増原恵吉　愛媛県　自民党

略歴　昭和三年東京帝大法学部卒、内務省入りして各府県課長、部長を歴任、ついで警視庁警務部長、刑事部長となり、二十一年には香川県知事（二十二年公選）二十五年警察予備隊初代長官、保安庁次長につづいて三十二年参議院補欠選に香川県から出馬、三十四年愛媛県から出馬当選、国務大臣（行政管理庁長官、北海道開発庁長官）となる。現在党役員のほかに県連顧問、県郷友会長、県原連顧問、県銃剣道連盟会長、この間渡米して米国務省をはじめ国防、陸、海、空各省首脳と会談している。人格者として知られる。六十二才。

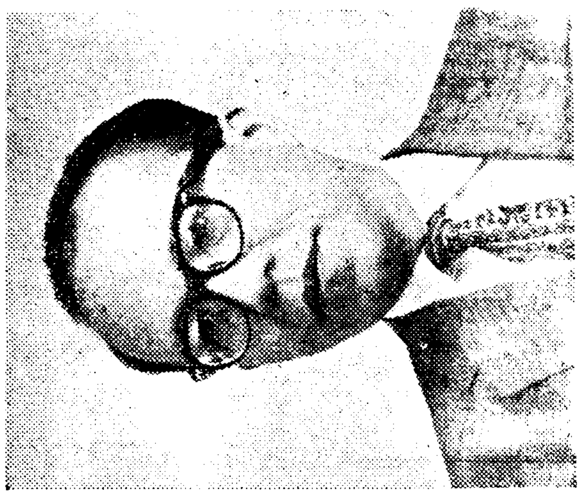

植木光教　京都府　自民党

略歴　京都府久世郡城陽町に生る、東京大学法学部卒、昭和二十五年日本放送協会（NHK）に入社、同三十四年北海道知事室長に就任、自由民主党京都府連相談役、同組織委員会々長、同広報委員会々長を歴任、同三十七年十二月[illegible]視察、同三十八年九月ドイツ連邦共和国を始め、ヨーロッパ諸国アジア、アフリカ諸国を視察団長として訪問、同三十八年十二月参議院議員に当選、現在自由民主党文教[illegible]次長、自由民主党政務調査会法務部会副会長、自由民主党京都府顧問、京都海外引揚同胞連盟顧問、日本郷友連盟京都支部顧問、日本身体障害者団体連合会顧問、京都府身体障害者団体連合会相談役、[illegible]医師会顧問、在外財産問題対策議員連盟に属す。現住所京都市左京区山端森本町二九

佐野　広　島根県　自民党

略歴　昭和七年京都帝国大学卒、二十九年中国電力株式会社支社長。政界入りは三十年十一月に参院議員に当選、三十四年六月再選。この間参院自民党副幹事長、大蔵政務次官、参議院自民党筆頭副幹事長、自民党総務、参院大蔵委員長として党内に重きをなす。三十一年第三次日中貿易協定締結のため中共を訪問したのをはじめ三十二年には[illegible]に随行して東南ア六カ国を訪問、三十五年には北中南米州十五カ国を視察した。初めて参院に当選した日（三十年十一月）に自民党の結成大会が開かれたが、同氏はこれを生涯の[illegible]ている。

伊藤五郎　山形県　自民党

略歴、昭和三年中央大学卒、高文合格、[illegible]、土工、農工、職業を転々としながら中学講義録で独学、十八才のとき上京、新聞配達の小僧、新聞記者、農工、門番、[illegible]、区役所[illegible]をしながら[illegible]中学校を経て中央大学卒業。昭和四年東京に弁護士事務所開業、同十一年弁護士会副会長就任、同十二年山形県[illegible]議院選に出馬当選、十七年再選、十八年大政翼賛会総務[illegible]二十五年三選、外務政務次官、自民党代議士会副会長などを歴任、[illegible]山形県米沢市、連絡先山形市相生町三の三五。

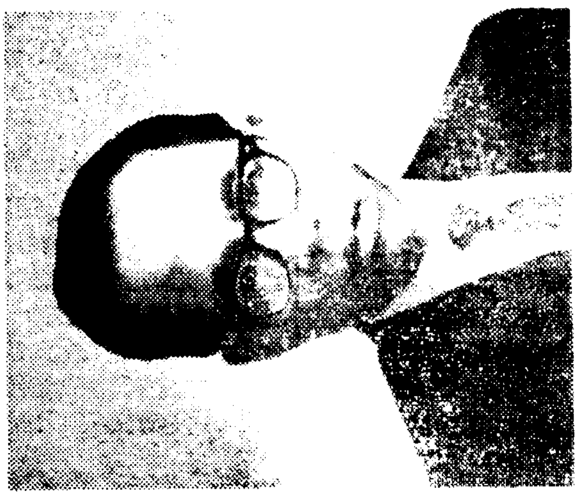

沢田一精（いっせい）　熊本県　自民党

略歴　昭和十九年京都帝国大学法学部卒、同二十一年熊本財務局を[illegible]に熊本県総務部県民課長、振興課長、振興局総合開発課長、振[illegible]次長などを歴任、同三十年県総務部長補佐、経済企画庁調査官、これにつづいて九州地方建設局総務部長、熊本県総務部長、熊本県副知事となり、同三十七年参議院選に出馬当選、現在地方行政、決算委員、自民党政調地方行政部会副会長、九州地方開発審議会委員[illegible]活躍している。その間、昭和三十七年には米国務省の招待により[illegible]、南米各地方を視察、見聞を広めた。本籍熊本県、現住所熊本市[illegible]九品寺、四十三才。

藪内喜一郎（やぶうち）　福島県　民社党

略歴　昭和十六年二月読売新聞記者、同十九年三月ビルマに派遣され[illegible]二十五年三月現地召集となり終戦後タイ国で抑留生活八カ月、二十一年七月帰国復職、同二十八年七月福島民友新聞社に出向、整理部長、編集局次長、編集局長、論説委員となる。この間三十五年十一月に読売新聞社定年退職、引続き嘱託として民友の現職にとどまる。現在民社党県連顧問、民社党政策審議会参与、県農連政治部長、福島テレビ放送番組審議会委員その他重要ポストにあり県内に知られている。有名な「露営の歌」は同氏の作詞になるもの。本籍福島市野田町[illegible]五番地、五十八才。

石原幹市郎（かんいちろう）　福島県　自民党

略歴　東京帝国大学法学部卒業、厚生省国民健康保険課長、北海道[illegible]部長、大阪府経済部長、東京都経済局長、福島県知事などを歴任。昭和二十四年参議員に当選、つづいて二十八年、三十四年に当選。[illegible]政務次官、参議院運営委員長、自民党[illegible]委員長、自治大臣、公安委員長などに就任、現在自民党役員のほか日赤理事、国[illegible]、国民健康保険中央会副会長、福島県国保連合会会長、福[illegible]協会会長、東北ホーカ会長、数回にわたり欧米、東南ア[illegible]、本籍福島市矢剣町二六の一八、六十一才。

木村睦男（むつお）　岡山県　自民党

略歴　[illegible]、鉄道省入りし、[illegible]、昭和十九年[illegible]（マライ軍政監部）[illegible]、二十六年経済安定本部[illegible]課長についで[illegible]を歴任、[illegible]となる。この間、[illegible]行政国際同盟理事会に日本代表として出席、トルコ、ギリシャ、エジプトその他に出張、さらに三十九年には再度、英、仏、スイスに出張、国際道路交通会議に出席している。現住所岡山市[illegible]、五十一才。

柳田桃太郎　福岡県　自民党

略歴　長崎高等商業学校（現在の長崎大学）を昭和二年卒。大連市の国際運輸株式会社に入社し、海陸運送および倉庫業務を担当。六年[illegible]となり、二十年まで地方行政、農林行政及び労働行政等の[illegible]、地方官庁の部課長を歴任。終戦後満州日本人会救済部長となり[illegible]に残留し日本人の内地帰還引揚に従事。二十一年郷土門司に帰り、二十六年門司市助役、三十年より三十八年まで門司市長に当選、三十八年北九州五市合併のため門司市長を辞任し北九州市顧問、自民党政務調査会調査役兼福岡県連幹事長に就任、参議院議員自民党福岡県地方区公認候補となる。

剣木亨弘（けんのき　としひろ）　福岡県　自民党

略歴　昭和二年東京帝大法学部卒、高文合格、文部省入りし地方視学官、大臣秘書官、図書監修官、思想課長、専門学務局課長、大臣官房秘書課長、教育局次長、大学学術局長、次官などを歴任、ついで内閣官房副長官、文部事務次官を経て二八年に福岡地方区から参院選に出て当選、三十四年再選、逓信委員長、商工委員長、ILO委員長、石炭対策特別委員長などに就任、現在石炭[illegible]特別委員長として労働、文教政策の推進に努力している。また九州開発委員としても九州地方開発につとめている。在外財産問題議員連盟のメンバー。現住所福岡市[illegible]町二五の七、六十三才。

谷村貞治　岩手県　自民党

略歴　大正五年私立電気学校卒、逓信省技手、昭和二年同省退職、日瑞貿易会社入社、同社工場長、昭和十二年同工場閉鎖に依り退社、同年六月東京都蒲田区に新興製作所を創立、電気通信機器を製造、昭和二十年四月戦災に依り同工場焼失し、岩手県花巻市に工場疎開、同事業を継続今日に至る。「現在」参議院議員、自民党岩手県連合会長、県総合開発審議会委員、県経営者協会長、県体育協会長、県神社総代連合会長、県遺族会名誉会長、花巻商工会議所会頭。

全連の強化をきめる

40年度の運動実施要綱

全連はさる二月十二日午前十時から参院会館第一会議室で全国代表者会議を開き「昭和四十年度全連運動の実施要綱と外資同との相互運営構想」を協議、つぎのように決定した。

地方議会の意見書決議促進と集計

①地方定例議会々期末までに全国一斉に県市、区町村各議会に在外私有財産補償促進に関する請願（既議決分を除く）書を提出し、地方自治法第九十九条第二項に基づく意見書議決を三月末迄に決議させ中央へ提出させ、その集計をもって補償に関する国民と地方の要求を明確化し補償反対論を粉砕する。②実施期間　昭和四十年二月〜三月末までとし、四月十五日までに意見書決議（写）ならびに集計表を全連に報告する。③実施主体は各県連とする。

補償実施による経済界の影響など

補償の具体化に伴い、経済界の危機説などを口実に反対論が必至と見込まれる。よって統計学、経済学の上からなんら影響なき基本的解明を専門家及び対策委員会に委嘱し、八月中旬までに補償反対論を粉砕する論文をまとめるものとする。

補償理論と戦争犠牲者論との差異

在外私有財産の補償理論と戦争犠牲者論は根本的に異質である。よって、その差異について理論的根拠を[illegible]新聞等を八月下旬までに対策委員会で総合検討し、各界にPRする。

自社両党に特別委員会の設置促進

自社両党に在外財産問題特別委員会を四月上旬までに設置するよう各都道府県連から選出国会議員に会員一人に一枚の要請はがきを三月までに必ず発送する。

外国元首の見解照会

英、米、ソ連、中国等の元首に対し、日本人個人財産及び賠償金と在外財産に対する見解を求める照会状を四月中旬迄に発送し、その回答書（写）を[illegible]並に政府に[illegible]とする。

ドイツ、イタリヤなど補償実態調査

①栗山調査報告に対決するため、全連の立場から自信と責任を明かにするため、全連独自の立場から補償方式、処理・財源、引揚団体要求額と実務上に関する政府との関係、立法方法、措置、[illegible]諸国の基本的態度、引揚者と世論及び敗戦諸国の取扱及び補償論に対する世論の動向等を調査するため、三月中旬から約一カ月間の期間をもって対策委員会（国会議員若干名を含む）によりドイツ、イタリア、フランス、オーストラリア、米、英、カナダ等に調査団を派遣する。②調査団の派遣費は全連の財政上決裁の半額は全連の負担とし、後半額は調査団員又は自県もしくは当該ブロックの負担とする。

参議院選挙対策委員会設置について

①来るべき参院選に対応するため[illegible]

関係資料の収集

[illegible]

組織機構の充実

[illegible]

全連強化について

[illegible]

海外同友会を設立

千葉県連永久事業打出す

千葉県引揚者団体連合会（理事長加瀬[illegible]太郎氏）はさる一月二十四日午前十一時から千葉市栄町勤労会館で県下九十四団体の正副会長三百五十名を集め臨時総会を開いたが、席上、団体連から補償終了後[illegible]た「海外同友会」[illegible]して提案、[illegible]

[illegible]

やく補償実現の機運にいたったことはまことに同慶にたえません。われわれはこの民族精神に立脚した運動の精神を今後さらに推進して[illegible]推進力たらんことを念願するものであります。さる三十九年九月の定時総会で補償問題終了後本会の精神を継承する永久的事業の設立が提案され、その準備の予算計上も執行部に一任されていました。こんどの臨時総会で海外同友会の設立をきめましたが、法人設立後は直ちに連合会もこれに合同することが運動の精神を永遠に生かす道だと考えます」

闘う県連 ⑧

数度の選挙に圧勝

岡山県連　一万七千の団結

岡山県引揚者連盟が発足したのは昭和二十一年三月。現理事長の岡崎芳太郎氏（全連常務理事）は備津部支部長として参画、組織づくりに努力したが、当時から[illegible]引揚者団体があったが、統一された組織づくりは難航した。しかし岡崎氏らの熱意はついに実を結び一万七千余名の引揚者が団結した。そして、二十七年十月には岡崎氏が理事長に就任、同氏の中央での活躍がそのまま岡山県連の支柱となった。

昭和二十九年、引揚者団体が政府と真向から対立したさい、岡崎氏は当時の全連理事長木戸氏らとともに、池田大蔵、神田厚生大臣らと折衝、三十数回の会談の結果、五百億円の給付金支給にまでこぎつけた。

現在、県連三十六部、五七〇の分会（[illegible]）を傘下に、活発な活動をつづけているが、会員の結束は固く、数度の選挙に大勝している。

違反が皆無

知事選では三木、加藤両知事を当選させ、さる三十九年十一月の参院補欠選では元運輸省官房長木村睦男氏を支援しみごとに当選させている。さらに過般の倉敷市長選では県連副理事長大山茂樹氏が圧勝、引揚者団体の結束を誇示した。特筆すべきことは、いづれの選挙にも違反が皆無だということだ。これは岡崎理事長はじめ県連幹部の"選挙上手"（じょうず）というよりも"選挙浄化"に万全を期した結果とみられている。

岡山県連のもう一つの特徴は厚生事業の強化である。厚生資金の貸付け及び回収の円滑化に力を入れ、とくに公庫、県からの貸付比率は他府県連を大幅に上回っている。岡崎理事長はいう。

「引揚者のなかには、生活水準の向上などで、補償要求運動に熱意を持たぬ人もいる。しかし私有財産の確立という原則を守るために闘い抜くのだ、という本質を徹底させることだ。政府は給付金で補償はすんでいると公言しているが、当時、交渉に当ったわれわれは、給付金は一時的な措置で、国家が回復したさいに改めて考慮しようという[illegible]をとっている。われわれは全連中央の運動を十六年間つづけてきたが、この補償要求運動は必ず成功することを確信している。いずれにしても目的を達成させるためには団体の和が大切だ。私心を離れて努力することを忘れないようにしたい。この団体は目的を貫徹したのちも、有志の親睦団体として残したい」

岡崎理事長は大正十一年三月に渡鮮、森永製菓朝鮮販売KK、森永朝鮮食品工業KK取締役、朝鮮酒石酸販売KK専務取締役、朝鮮林野入組合理事長として活躍。二十年十一月に引き揚げ、郷里岡山市で食料品卸、菓子製造に従事した。[illegible]（写真は岡崎理事長）

全連の性格と使命を明確に

[illegible]

外資同の使命と性格

[illegible]②外資同は、在外私有財産補償を得るため、年内立法化絶対実現を期すための実践行動を専門とする独創的性格をもつものとする。

補償法実現を

埼玉県連決議

埼玉県引揚者連合会はさる二月七日午前十時から大宮市中華菜館[illegible]

中共から25年ぶりに引揚げ

中共からの引揚者三組が二月八日[illegible]

松坂屋

「引揚全連バッヂ」

径　一・二糎
金色（七宝入り）　三〇〇円
銀色　[illegible]円
送料　一ヶ　一〇円

全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。但し一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。

社団法人
引揚者団体全国連合会

国に補償の

東京高裁

法的に明確にしたもので、現在「果して国に補償の責任があるかどうか」を審議している在外財産問題審議会の答申に大きな影響をあたえるものとして注目をひいている。また、この判決は全国四百万引き揚げ者の血の呼びを正当化したものとして全連はじめ全国引揚者団体に、さらに勇気と信念をあたえたが、このうえは、ますます団結を固くして、一日も早く、この判決が指摘するように「在外財産補償法案」による補償の実現を期さなければならない。なお、判決理由はつぎのとおり

判決理由

控訴人秋山藤元は七、五九八・五〇ドル及び九六〇ポンドの、控訴人秋山たけは一、六八六・〇七ドルの各銀行預金その他の財産をそれぞれ昭和十八年十一月帰国の際カナダ国において所有していたことが認められ、また、右財産がカナダ政府により敵産管理の措置を受け、その後日本国との平和条約第十四条(A)項2(1)によりカナダ国においてその処分権を取得するところとなり、控訴人

するので　以下にその当否を検討する

戦争が終結するや、戦勝国が戦争遂行に伴なってこうむった人的各般の損害を補填するため、その勝利者としての立場において戦敗国に対し、賠償名儀の下に金銭その他の財貨を要求するのは古来よりの国際慣行ともいうべきところ、右平和条約第十四条(2)項において「日本国は戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して連合国に賠償を支払うべきこと」の原則を承認したが、一面日本国が「存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行ない且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないこと」も承認され、よって(一)日本国は日本国軍隊によりその領域が占領され、且つ日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、これらに対しいわゆる役務賠償を行なうべく(同項1)(二)また各連合国はその管轄下にある日本国及び日本国民(その支配した団体を含む)の有する資産(以下在外資産と称する)を差し押え、留置し、精算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する(同項2(1))旨を定めたのである。即ち同条(2)項全文の趣旨からすれば、日本国が承認した戦争損害の賠償義務は、右役務の提供のほか在外資産の精算処分によって履行ずみとすることは文理上明かであって、それは連合国側の右財産処分を正当化するための単なる儀辞にすぎぬものと見ることはできない。**元来交戦国といえども自国内にある敵国民の私有財産をほしいままに没収することができないとするのは、確立された国際法上の原則である故、交戦国が戦争遂行の必要上、敵国民の資産を管理し、特にこれを処分することがあっても、その管理にかかる財産又は処分された財産に変わるべき代価は、戦争終結と共にこれを原所有者に返還すべきであり、相手国の承認を取り付けない限り直ちに賠償に充当することはできない筋合であると解される。**従って前記平和条約の規定からうかがわれるように、連合国側においては戦争によって極度に荒廃した日本国の経済的存立と賠償支払能力を考慮し、各自国の管轄下にある日本国及び日本国民の有する資産を精算し処分して戦争損害の補填に充当する方法によって容易且つ確実に賠償を得ることを欲し、一方日本国としても敗戦の結果無条件降伏をし、連合国軍隊によって国土を占領されており、事実上右連合国側の要求を拒否する自由を有しなかったとはいえ、**自国民の有する在外資産が賠償に充当されることを承認し、その限度で賠償義務を免れた以上、それは日本国即ち日本国民全体の負担すべき賠償義務を特定の在外資産所有者の犠牲において解決したものと見るほかはない。**この場合本質的には果して戦争責任が戦敗国の側にのみ存するか否かは問わず、また各連合国の蒙った戦争損害の数額及び在外資産の価額が明確でないとしても、平和条約により日本国が連合国に対する賠償義務を承認し、且つそれとの関連において連合国による在外資産の精算等を承認した以上、その精算等が賠償の性質を有することの妨げとなるものではない。そして右処分を行なう主体は勝利者たる連合国であり、日本国はただ連合国の要求するままに異議を唱えず、これを承認したに止まるにせよ、本来ならば私有財産不可侵の原則により原所有者に返還さるべき在外資産が、平和条約締結の結果賠償に充当されることは、**国が戦争損害の賠償義務履行という公共の目的のために自らこれを処分したのと結果において何ら異なるところなく、従って国はかくして在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には憲法第二十九条第三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき責務を有するものといわなければならない。**控訴人の主張に見られるように、これを戦時敵の焦土戦術に基づく爆撃等のため国民が蒙った戦災等一般の戦争災害と同視し、または連合国による日本国民の資産ないし権益の侵害に対し、国として進んで適切な外交保護の手段を採らなかった(外交保護権の放棄)に止まるが故に、国に何らの補償責任がないと説くのは相当でない。

しかしながら、憲法の前記規定は、国が国民の財産権を保障し、これを公共の用に供する場合には正当な補償をなすべきであるとの一般的原則ないし方針を明かにしたに止まり、直接同条により具体的な補償請求をなしうることを定めたものと解することはできない。そして在外資産に対する補償の措置を講ずる場合国の財政状態を慎重に勘案する必要のあるのはもちろんのこと、今次大戦中及び終戦後の困難な経済建直し時期を通じ、直接間接戦争に基因して各方面に亘り国民が蒙った犠牲と苦痛との関係において損害負担の公平を考慮すべきことは、国民感情の上からも当然であるから、この意味で社会政策的経済政策的配慮をも加え、納税者たる国民が真に納得し得る範囲において合理的に補償の程度、方法、手続等を決定すべきであって、それはまさに法律の規定をまつべきものと考える。然るところ、現在このような補償に関する法律は制定されていないのであるから、具体的な補償請求は未だこれをなし得ないものといわざるを得ない。

従って直接憲法第二十九条第三項の規定に基づき補償請求権を有することを理由とする控訴人らの本訴請求はいずれも失当であり、これを棄却した原判決は結局正当に帰する。

よって本件各控訴を棄却すべきものとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十五条、第八十九条、第九十三条を適用して主文のとおり判決する。

〝答申促進〟全国大会

二十五日、久保講堂で開催

全連主催で来たる三月二十五日午前十時から都内虎の門久保講堂で「在外財産問題審議会答申促進引揚者代表全国大会」を開催する。当日は全国代表二千名が会同、関係方面に働きかけ審議の促進を図る。

選対委員会役員

全連選対委員会はつぎのように役員を決定した。

委員長　岡崎寿々郎(岡山)
副委員長　木村実(群馬)
同　福島喜市(北海道)

早くて四月下旬

第一回の小笠原墓参

政府は小笠原群島への第一回墓参を三月までに実現させる方向で米側と折衝してきたが、現地の受け入れ体制や海上のつごうで約一カ月遅れ、実現は早くて四月下旬ごろになる見通し。

この墓参はさきの佐藤・ジョンソン会談で実現の見通しがついたもので、外務省と総理府では小笠原群島のうち父島、母島、硫黄島に約四十人からなる旧島民の墓参団を派遣する考えで、関係団体にメンバーの提出を求めている。

一方、旧島民の関係三団体は近く「小笠原協会」として正式に一本化される予定で、これができしだい早急に墓参団の構成を決めることにしている。

小笠原群島の旧島民(千三百七十一世帯、七千七百十一人)は東京都内を中心に関東、東海地方などに分散しているが、長年の希望であった墓参の見通しがついた以上は、三月中に実現してほしいと政府に要望していた。

外務省もすでに武内駐米大使を通じて三月実現の了解を得ていたが、三月中は小笠原群島周辺の海が荒れぎみで、船舶の発着がむずかしい、各群島内の道路が未完成で、墓参の前に道路を整備する必要がある——などの理由から同月中の実現はむずかしくなった。政府では現在のところ墓参団の出発は早ければ四月下旬で、墓参と同時に各群島の実情調査、道路整備も行ないたいといっている。(中日新聞)

参院全国区に古海忠之氏

引揚者団体全国連合会　推選候補きまる

全連はさきの理事会で「全国区参議院議員候補」に古海忠之氏を推選することに決定した。同氏は現在在外財産問題審議会委員として在外財産問題の解決に努力しているが当選のあかつきは院内活動を通じていちだんの活躍を期している。今国の選挙の結果は「補償運動」の前進を左右するもので、全国引き揚げ者の団結が強く要望されている。

問題解決に努力

古海氏の話

在外財産問題審議会委員を委嘱された日、古海忠之(ふるみただゆき)氏は「私にはいま二つの願いがある」と前置きして所信をこう語った。

「その一つは十八年という長期間中共に抑留された経験を生かし中共問題の解決につくしたい。もう一つは在外財産問題の解決に余生をかけることだ。満州での指導者時代、在満邦人、とくに開拓団の人たちにはお世話になった。満州から引き揚げてきた人のためになることならなんでもやる。また、外地で国策のため犠牲になった人たちのためにも在外財産問題の解決には全力をつくしたい」

この二つの考えが、審議会にのぞむ古海氏の姿勢であった。

戦時中、満州国の総務庁次長の要職にあり、終戦と同時にソ連軍に逮捕された。以後シベリアに五年、中共に十三年間抑留され、昨年三月にやっと釈放された。在満期間をふくめて三十一年ぶりに帰国したときは大きな話題を呼んだものである。

渡満前は大蔵省で池田前首相とは机を並べた仲である。その縁で抑留中の家族のめんどうは池田夫妻がみてくれたし、昨年は池田氏自ら帰国歓迎パーティーを催してくれたという。現在、丸の内に事務所を構え、在外財産問題と取り組んでいるが「政、財界に知り合いが多いのでなにごともやりやすい。だが、やはり議席を持たなければ……」とちょっぴり決意のほどをもらす。

東大在学中に現プロ野球コミッショナーの内村祐之氏とバッテリーを組んだほか、ラグビー試合にも出場した万能選手。酒も酒豪のほう。伸子夫人、令息夫妻とお孫さんの五人ぐらし、六十四才。現住所は東京都北多摩郡国立町五三の二五。

主な経歴　第三高等学校卒業、東京帝国大学法学部政治科卒業、大正十三年大蔵省に入り、大蔵事務官、昭和七年満洲国建国と同時に、満洲国に派遣さる。昭和十四年欧米諸国を視察、昭和十五年満洲国経済部次長、昭和十六年満洲国総務庁次長(副総理)、昭和二十年終戦と同時に、ソ連軍に逮捕され、シベリアに五か年間抑留、昭和二十五年中共に引き渡され、中共軍事法廷において、満州国の政治責任を負わされ、十八年の刑を受け、服役、昭和三十八年三月、釈放、帰国、現在内閣海外移住審議会委員、内閣在外財産問題審議会委員、古海政治経済研究会会長。第三高等学校在学中は、スポーツの万能選手、特に野球部主将として活躍、東京帝国大学在学[illegible]活躍。

(写真は古海氏)

きを見守る〟

NETテレビの時事解説

ある」という東京高裁の判決は、補償問題のる報道陣の注目を引いた。NETテレビは時ように語っていた。

れば、在外財産問題は一方の横綱だといえるでしょう。

とにかく引揚者団体全国連合会という七十二万世帯からなる団体は一兆二千億円の補償要求をつづけてきておりますが、政府も第一次、第二次審議会をつくって研究した結果、さる三十二年に〝法的には結論はでないが、なんとか政治的に考慮する必要があるとして、総額五百億円、対象三百万人の方に最高二万八千円の公債を支給して一応ケリをつけた形をとったようであります。したがって政府はこのお見舞い方式でカタがついたと考えていたのですが、全国連合会のほうでは納得しませんでした。片方の農地補償の問題はメドもついて国会で審議されることになったので、引揚者団体連合会もその請求態度を強化したのです。

さきの池田内閣も、与党議員の突き上げなどから第三次審議会をつくってこの問題をどうしたらよいか。処理をする必要があるのなら、どんな方法をとったらよいのかという点を審議させているわけであります。また、在外財産問題調査費として政府は今年度予算に四千万円を計上して海外調査をも行ないました。結局政府は審議会の答申まちというところです。

しかし、団体側はあくまで一兆二千億円の補償を要求して一歩も譲りません。国会に乗りこみをするとか、各政党に、政党の公約として組み入れるよう強く要求しております。

いったい、団体側がどんな根拠で補償を要求しているかというと憲法の二十九条には、私有財産が公共の用に供せられたときには、国は正当な補償をする義務があると規定しているではないか。平和条約で政府は在外財産の請求権を放棄して賠償に供されたのだから、これは当然公共の用に供されたことになる。第二点は、ヘーグの陸戦法規の関連条約の付属文書の第四十六条に〝私有財産はこれを侵かしてはならない、没収してはならない〟ときめてあるのではないか。第三点は当時の友好国であったドイツ、イタリアでも在外財産の補償をしているではないか。ということが[illegible]団体の[illegible]であります。

とにかく、このように[illegible]大きな問題が[illegible]されているわけですが、審議会の[illegible]や、来るべき参議院選挙で、今後論議が活発化することは明らかであります。われわれは静かにこの成り行きを見守っていきたいと思います。

コロ島の引揚者

―の世話人として―

柳田桃太郎

終戦時、私は満洲国経済部の簡任参事官で鉱山司長職務代行を致しておりましたので、ソ連のゲ・ペ・ウに逮捕されました。幸いにも病気になったために里帰り監視付になりました。そこで、新京日本人会救済部長として北満から命からがら新京に集結して来る同胞の宿舎の割当から食糧の配給などに命がけで働かせて頂きました。そして漸く内地引揚が開始されるようになると東北日僑連絡処に迎えられ、昭和二十一年の六月から百名の同志とともにコロ島に駐在し全満から集結する引揚者の一切の世話に当る弁事処の責任者となりました。

私の仕事は、全満から引揚のため錦州やコロ島に集結した集中営住民の村長のようなものでした。毎日到着する引揚者に対する集中営の割当、コレラやチブスの予防注射、食糧の引揚船積込、乗船名簿の作成、中国側との交渉はもとより、結婚、出産、死亡の世話や戸籍事務で多忙を極めていました。しかも集中営にコレラが流行し、六千人近くの同胞が次々に倒れ、その葬式までお世話を致しましたが捨身でかかっていたためか、コレラに伝染しませんでした。お経や祝詞も一通りはおぼえて何んでも間に合せましたが、十月ごろになってコロ島の丘の上に並んだ数千の塚を眺める度にここまでたどりついて他界した同胞の無念さに身を切られるような思いでした。その時の思い出に「思えばかなしコロ島の丘のえにたつ数林のコスモスの花」と手帳に書いてあります。誰が播いて行かれたか、コスモスの花が故国に向って咲いていた事もかなしい思い出であります。

一番辛く思いましたことは、コレラ発生部隊の引揚の順位決定の時でした。「お前は何の権限で、われわれの引揚を延引させるか」と言って毎日毎夜宿舎までおしかけられることでした。私は命がけでやらして頂いているのでいつでも弁事長を交替しましょうと申しますと、跡を引継いでまでやろうという人はありませんでした。

私がお世話した引揚者は約八十万人位であったと記憶しています。こんなことが縁となって、昭和三十二年には当時では現職の市長としては珍らしく中共から招聘を受けました。中国本土はもとより新京、奉天、鞍山、撫順、満州の主要都市の視察を許され第二の故郷に帰ったようななつかしさを覚えました。そしてわれわれが残した住宅、事業所、工場等が完全に利用されている状況をつぶさに見届けて参りました。

わが国の政府は、サンフランシスコ条約で、これらの私有財産権を連合国側に譲渡していますから、当然、憲法の規定により所有者に補償すべき義務が生じてます。先般東京高裁の判決でも、われわれの主張通りに勝訴した判例を作っていただいたことは、これからの在外資産の補償促進運動に法的根拠を与えたものとして同慶の至りです。速かに、政府をして、その補償の方法を法律化するように陳情したいと思います。

尋ね人

つぎの方々のご消息をご存じの方は「全連通信」までお知らせ下さい。

氏名	外地住所その他
金原良助	京城府斉洞五九
今園竜吉	満州自動車安東診療所
篠原くに子	〃
中村太司馬	〃　興徳街一〇二
斎藤一郎	仁川府山根町二五
河野誠一	〃　本町四〇六
浅野倫治	撫順市東五条通り四九
市村三邦	朝鮮釜山道庁勤務
篠崎松子	(松江)　朝鮮咸興府大和町 咸興物産株式会社夫人現在八十才位
久保伸人	安東五番通り(税関勤務)
久保いま子	〃
藤田繁雄	朝鮮大邱農事試験場
鈴木森次郎	朝鮮大田農事試験場
中村明	北京東単山大街 北京大学教育学部前終戦時北京東城第一国民学校六年生
佐藤猛	朝鮮江原道江陵錦町(味噌醤油醸造業)
石川実	元全羅南道順天中学
小林正樹	朝鮮海州自動車会社
西浦(名不明)	黄海道庁の部長で海州より南鮮方面え転勤

広場

▼〝国に補償の責務がある〟と東京高裁は判決を下した。われわれが永年にわたり主張してきた論拠の正しさがはじめて認められたのだ▼在外財産補償に反対するひとびとは〝戦争の犠牲は平等に負担すべきだ〟と説いている。がこの判決は、一般戦災などと同一視すべきでないことを強調している▼われわれの主張は、国に補償の義務があることを明らかにするとともに、憲法に規定されている私有財産の尊重という大義を貫くことにある▼敗戦ボケした時の政府は在外財産の請求権を放棄した。歴史のうえで重大な過失をおかしたのである。いまここで大義を貫ぬかなくては自由国家の秩序は失なわれてしまう▼こんなわかりきった問題をわざわざ金をかけ審議しなければならないとは、なんというバカげたことであろう▼といっても現実に〝審議会の答申〟が待たれている以上、われわれはこれに関心を払わなければならぬ▼きたるべき参議院議員選挙にわれわれは一致団結して、全国区に、地方区に団体推選の全候補者を当選させなければならない。そのことが、われわれの団結の強固さを誇示することになり、政府、政党への大きな圧力となるのだ▼四百万引き揚げ者よ、結集して選挙を勝ち抜こう。

上条なつ著
学歴なしで女医になるまで
道ありき
序文　壺井栄、前原満雄、能代義一
B六判　二五二頁
定価　三〇〇円
発行所　東京都新宿区喜久井町五一
文理書院

著者は、明治の末に和歌山県の貧しい農家に生れ、小学校卒業だけの学歴で、看護婦試験、助産婦試験、医師の国家試験に合格、女医になった。本書はその人生記録だが、戦時中は満州開拓義勇軍の母として渡満、単身北安付近に赴任、極寒と闘いながら任務を全うした。当時の記録としても貴重である。

参院地方区推選候補者

順不同　①

高橋 衛（まもる）　福井県　自民党

略歴　昭和三年東京帝国大学経済学部卒、台湾総督府に入り新竹州教育課長、総督府文書課長、[illegible]課長、主計課長、財務局長を経て台北州知事となる。ついで神戸税関長、広島財務局長、国税庁長官を歴任、二十八年全国区参議院議員当選、三十四年地方区当選、その間、党政務調査会副会長、農林政務次官、税制調査会副会長、参院国会対策委員長などのポストにあって活躍、三十九年には第三次池田内閣の経企庁長官に就任、佐藤内閣留任、この間、米国、東南ア、南米各国を視察、現住所福井県武生市国兼町、六十二才。

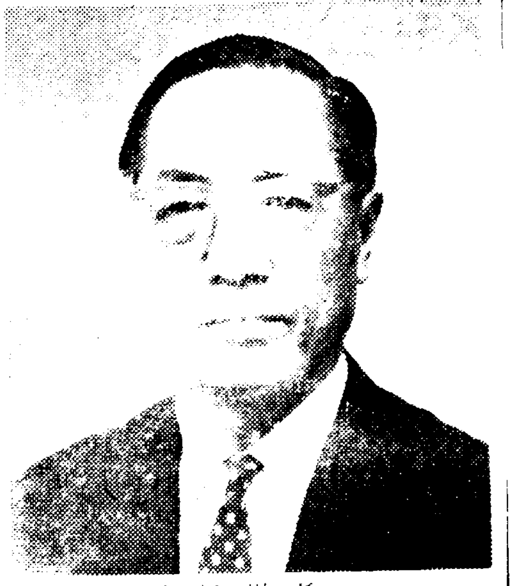

増原 恵吉　愛媛県　自民党

略歴　昭和三年東京帝大法学部卒、内務省入りして各府県課長、部長歴任、ついで警視庁警務部長、刑事部長となり、二十一年には香川県知事（二十二年公選）二十五年警察予備隊初代長官、保安庁次長につづいて三十二年参議院補欠選に香川県から出馬、三十四年愛媛県から出馬当選、国務大臣（行政管理庁長官、北海道開発長官）となる。現在党役員のほかに県連顧問、県郷友会長、県恩連顧問、県銃剣道連盟会長、この間渡米して米国務省をはじめ国防、陸、海、空各省と会談している。人格者として知らる。六十二才。

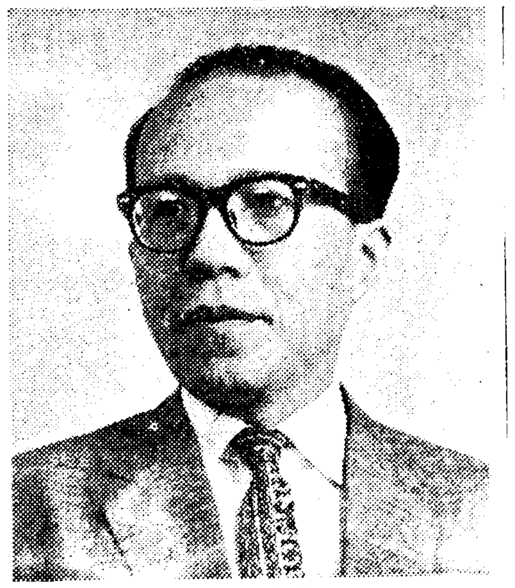

植木 光教　京都府　自民党

略歴　京都府久世郡城陽町に生る、東京大学法学部卒、昭和二十五年日本放送協会（NHK）に入社、同三十四年北海道知事室長に就任、自由民主党京都府連相談役、同組織委員会々長、同広報委員会々長を歴任、同三十七年十二月韓国視察、同三十八年九月ドイツ連邦共和国を始め、ヨーロッパ諸国アジア、アフリカ諸国を視察団長として歴訪、同三十八年十二月参議院議員に当選、現在自由民主党文教局次長、自由民主党政務調査会法務部会副会長、自由民主党京都府連顧問、京都海外引揚同胞連盟顧問、日本郷友連盟京都支部顧問、日本身体障害者団体連合会顧問、京都府身体障害者団体連合会相談役、京都府歯科医師会顧問、在外財産問題対策議員連盟に属す、現住所京都市左京区山端森本町一九

佐野 広　島根県　自民党

略歴　昭和七年京都帝国大学部卒、二十九年中国電力株式会社支社長、政界入りは三十年十一月に参院議員に当選、三十四年六月再選。この間参院自民党副幹事長、大蔵政務次官、参議院自民党筆頭副幹事長、自民党総務、参院大蔵委員長として党内に重きをなす。三十一年第三次日中貿易協定締結のため中共を訪問したのをはじめ三十二年岸総理に随行して東南ア六カ国を訪問、三十五年には北中南米州十五カ国を視察した。初めて参院に当選した日（三十年十一月）に自民党の結成大会が開かれたが、同氏はこれを生涯の感ている。

伊藤 五郎　山形県　自民党

略歴　昭和三年中央大学卒、高文合格、小学校卒業後林野巡査、炭焼き、土工、職工、郵便局員をしながら中学講義録で独学、十八才の時上京、紙屑問屋の小僧、新聞配達、職工、門衛、英語塾頭、区役所[illegible]をしながら高輪中学校を経て中央大学卒業。昭和四年横浜に弁護士事務所開業、同十一年横浜弁護士副会長就任、同十二年山形県第二区から衆議院選に出馬当選、十七年再選、十八年大麻国務大臣秘書官、二十五年三選、外務政務次官、自民党代議士会副会長などを歴任、現[illegible]山形県尾沢市、連絡先山形市相生町三の三五。

沢田 一精（いっせい）　熊本県　自民党

略歴　昭和十九年京都帝国大学法学部卒、同二十一年熊本財務局を振出しに熊本県総務部県民課長、振興課長、振興局総合開発課長、振興局次長などを歴任、同三十年建設省課長補佐、経済企画庁監理官、[illegible]省についで九州地方建設局総務部長、熊本県総務部長、熊本県副知事となり、同三十七年参議院選に出馬当選、現在地方行政、決算委員、自民党政調地方行政部会副会長、九州地方開発審議会委員として活躍している。その間、昭和三十七年には米国務省の招待により中、南米各地方を視察、見聞を広めた。本籍熊本県、現住所熊本市大江町九品寺、四十三才。

藪内 喜一郎（やぶうち）　福島県　民社党

略歴　昭和十六年二月読売新聞記者、同十九年三月ビルマに派遣され、同二十五年三月現地召集となり終戦後タイ国で抑留生活八ヵ月、同二十一年七月帰国復職、同二十八年七月福島民友新聞社に出向、整理部長、編集局次長、編集局長、論説委員長となる。この間三十五年十一月に読売新聞社定年退職、引続き嘱託として民友の現職にとどまる。現在民社党県連顧問、民社党政策審議会参与、県農連政治部長、福島テレビ放送審議会委員その他重要ポストにあり県内に知られている。有名な「露営の歌」は同氏の作詞になるもの。本籍福島市野田町六本松五番地、五十八才。

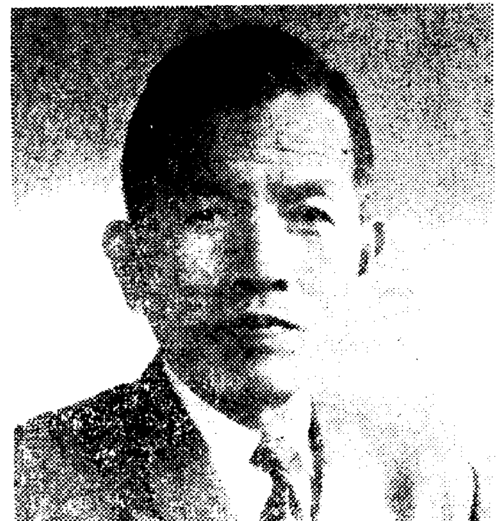

石原 幹市郎（かんいちろう）　福島県　自民党

略歴　東京帝国大学法学部卒業、厚生省国民健康保険課長、北海道経済部長、大阪府経済部長、東京都経済局長、福島県知事などを歴任、昭和二十四年参議員に当選、つづいて二十八年、三十四年に当選、外務政務次官、参議院運営委員長、自民党党紀委員長、自治大臣、国家公安委員長などに就任、現在自民党役員のほか日赤理事、国保理事、国民健康保険中央会副会長、福島県国保連合会会長、福島県社協会会長、東北ポーカ会長、数回にわたり欧米、東南ア[illegible]察、本籍福島市矢剣町二六の一八、六十一才。

木村 睦男（むつお）　岡山県　自民党

略歴　東京帝国大学法学部卒、鉄道省入りし、大阪鉄道局に勤務、昭和十九年陸軍司政官（マライ軍政監部）同二十二年大阪鉄道局、二十四年大鉄局、二十六年経済安定本部物価庁課長についで運輸省課長、大臣官房文書課長、仙台陸運局長、東京陸運局長、運輸省自動車局長、同観光局長を歴任、三十九年に参議院議員となる。この間、三十年には観光行政国際同盟理事長会に日本代表として出席、トルコ、ギリシャ、エジプトその他に出張、さらに三十九年には西独、英、仏、スイスに出張、国際道路交通会議に出席している。現住所岡山市東中山下一〇[illegible]、五十二才。

柳田 桃太郎　福岡県　自民党

略歴　長崎高等商業学校（現在の長崎大学）を昭和三年卒。大連市の国際運輸株式会社に入社し、海陸運送および倉庫業務を担当。六年満州国官吏となり、二十年まで地方行政、農林行政及び鉱山行政等の中央、地方官庁の部課長を歴任。終戦後満州日本人会救済部長となりコロ島港に駐在し日本人の内地事務引揚に従事。二十一年郷土門司に引揚げ、二十六年門司市助役、三十年より三十八年まで門司市長に二期当選。三十八年北九州五市合併のため門司市長を辞任し北九州市の顧問、自民党政務調査会調査役兼福岡県連幹事長に就任、参議院議員自民党福岡県地方区公認候補となる。

剣木 亨弘（けんのき としひろ）　福岡県　自民党

略歴　昭和二年東京帝大法学部卒、高文合格、文部省入りし地方視学官、本省教学局教学官、思想課長、専門学務局課長、大臣官房秘書課長、教育局次長、大学学術局長、次官などを歴任、ついで内閣官房副長官、文部事務次官を経て二八年に福岡地方区から参院選に出て当選、三十四年再選、通信委員長、商工委員長、ILO委員長、石炭対策特別委員長などに就任、現在各種特別委員長として労働、文教政策の推進に努力している。また九州開発委員として九州地方開発についとめている。在外財産問題議員連盟のメンバー。現住所福岡市天神町五の七、六十三才。

谷村 貞治　岩手県　自民党

略歴　、大正五年私立電気学校卒、逓信省技官、昭和二年同省退職、日瑞貿易会社入社、同社工場長、昭和十二年同工場閉鎖に依り退社、同年六月東京都蒲田区に新興製作所を創立、電気通信機器を製造、昭和二十年四月戦災に依り同工場焼失し、岩手県花巻市に工場疎開、同事業を継続今日に至る。「現在」参議院議員、自民党岩手県連会長、県総合開発審議会委員、県経営者協会長、県体育協会長、県神社総代連合会長、県遺族会名誉会長、花巻商工会議所会頭。

の育英事業。

④海外殉難者の護国神社合祀と慰霊碑の建設。

⑤海外会館（仮称）の建設。などを行うが、設立資金は三分の二を引揚者有志が負担し、残りは県下政財界有志の出資にまつもの。

この「海外同友会」の設立は全国引揚者団体のなかでも初の計画だけに注目されている。

加瀬常太郎氏の話「在外財産補償要求運動は、幸にして逐次効果を上げ、三十九年八月にはわれわれらが多年の宿願である「第三次在外財産問題審議会」が設置され、昨年末から審議に入り、一方これが重要資料となる在外私有財産の実態調査もわれわれの手によって完成しており、ようやく補償実現の機運にいたったことはまことにご同慶にたえません。われわれはこの民族精神に立脚した運動の精神を今後さらに推進して日本民族的な発展の推進力たらんことを念願するものであります。さる三十九年五月の定時総会で補償問題終了後本会の精神を継承する永久的事業の設立が提案され、その準備の予算計上も執行部に一任されていました。こんどの臨時総会で海外同友会の設立をきめましたが、法人設立後は直ちに連合会もこれに合同することが運動の精神を永遠に生かす道だと考えます」

闘う県連

⑧

数度の選挙に圧勝

岡山県連　一万七千の団結

岡山県引揚者連盟が発足したのは昭和二十一年三月。現理事長の岡崎寿太郎氏（全連常務理事）は御津郡支部長として参画、組織づくりに努力したが、当時でも[illegible]な引揚者は団体結成に無理解で、組織づくりは難航した。しかし、岡崎氏らの熱意はついに実を結び一万七千余名の引揚者が団結した。そして、二十七年十月には岡崎氏が理事長に就任、同氏の中央での活躍がそのまま岡山県連の支柱となった。

昭和二十九年、引揚者団体が政府と真向から対立したさい、岡崎氏は当時の全連理事長木戸氏らとともに、池田大蔵、神田厚生大臣らと折衝、三十数回の会談の結果、五百億円の給付金支給にまでこぎつけた。

現在、県連三三支部、五七〇の分会（学区単位）を翼下に、活発な活動をつづけているが、会員の結束は固く、数度の選挙に大勝している。

違反が皆無

知事選では三木、加藤両知事を当選させ、さる三十九年十一月の参院補欠選では元運輸省観光局長木村睦男氏を支援しみごとに当選させている。さらに過般の倉敷市長選では県連副理事長大山茂樹氏が圧勝、引揚者団体の結束を誇示した。特筆すべきことは、いつの選挙にも違反が皆無だということだが、これは岡崎理事長はじめ県連幹部の“選挙上手”（じょうず）というよりも“選挙対策”に万全を期した結果とみられている。

岡山県連のもう一つの特徴は厚生事業の強化である。厚生資金の貸付け及び回収の円滑化にちからを入れ、とくに公庫、県からの貸付比率は他府県連を大幅に上回っている。岡崎理事長はいう。

「引揚者のなかには、生活水準の向上などで、補償要求運動にも熱意を持たぬ人もいる。しかし私有財産の確立という原則を守るために闘い抜くのだ、という本質を徹底させることだ。政府は給付金で補償はすんでいると公言しているが、当時、交渉に当ったわれわれは、給付金は一時的な措置で、国交が回復したさいに改めて考慮しようという当局の言質をとっている。わたしは県連の組織づくりのほかに全連中央運動を十六年間つづけてきたが、この補償要求運動は必ず成功することを確信している。いずれにしても目的を達成させるためには団体の和がたいせつだ。私心を離れて努力することを忘れないようにしたい。この団体は目的を貫徹したのちも、有志の親睦団体として残したい」

岡崎理事長は大正十一年三月に渡鮮、森永製菓朝鮮販売KK、森永朝鮮興農会社代表取締役、朝鮮酒石酸振興KK専務取締役、朝鮮煉粉移入組合理事長として活躍、二十年十一月に引き揚げ、郷里岡山市で食糧品卸商、菓子製造に従事した。三十年二月には岡山[illegible]KKを創立、取締役[illegible]に就任しているが、業界にも信望が深い。三年前に森永クッキングスクールを岡山市内に設立、校長として同校の経営に当っているが、現在は生徒千八百名、経営は順調に推移している。（写真は岡崎理事長）

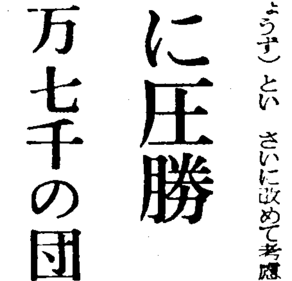

「引揚全連バッヂ」

外径　一・一糎
金色（本金張り）　五〇〇円
銀色　一五〇円
送料　一〇円

全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。県連で一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。

社団法人
引揚者団体全国連合会

全連の性格と使命を明確に

川島自民党副総裁を会長に推戴した全連は法人としての性格を明確にし世間から誤解を受けるが如き態度を厳に慎しむためその使命と性格を次の通り明らかにする。

①在外私有財産補償運動に関する基本方針を決定し、高度の政治力で政府、政党に法理論上の工作をもって昭和四十一年度を目標に完全解決を期し、日本民族の将来、海外移民と企業進出のため在外私有財産権を護ることを使命とする。

②在外財産問題議員連盟との連繋並びに高度の政治工作はすべて全連に於て実施する。

③前記①の目的達成のため全連活動の企画、立案、研究する専門機関として全連在外財産問題対策委員会を活用する。

④全連は外資同を指導支援する。外郭実践行動団体としての性格を尊重して自主運営を認める態度を宣明にする。

外資同の使命と性格

①全連の運動基本方針に基き、大衆的行動実施に関する一切を強力に推進し、全連目的達成に寄与するを使命とする。

②外資同は、年内立法化絶対実現を期すための実践行動を専門とする独創的性格をもつものとする。

補償法実現を

埼玉県連決議

埼玉県引揚者連合会はさる二月七日午前十時から大宮市中華菜館で役員ならびに支部長一五二名出席のもとに県下支部長会議を開催、左の事項を決定、午後一時閉会した。

①今後の運動方針、②参議院議員選挙推薦候補、（全国区）古池忠之氏、（地方区）小林英三氏、土屋義彦氏③決議、なお会議終了後引続き同所で懇談会を開催、来賓として松山千枝子、土屋義彦、小林英三各国会議員、県援護課長ならびに瀬下関東ブロック会長のあいさつがあり午後四時散会した。

「決議」はつぎのとおり

平和憲法で政府がわれわれの在外財産を賠償に充てることを承認したのはわれわれの犠牲において賠償義務を免れたことになり、これは公共の目的のために個人の財産を処分した場合と同様であることを再確認するものである。政府は憲法の主旨に従い速やかにわれわれの在外財産補償を達成するため次の事項の実現を期せられたい。

一、政府は在外財産問題審議会の速かなる答申にもとづき昭和四十年中に在外財産補償法（仮称）を制定すること。

二、政府は昭和四十一年度予算において在外財産補償の予算措置を講ずること。

右決議する。

中共から25年ぶりに引揚げ

中共からの引き揚げ者二組が二月八日朝横浜入港ノルウェー貨物船ヘリオス号（二、八八一トン）で帰ってきた。石川県能美郡出身の伊藤一雄さん（六〇）徳寿さん（三三）夫妻に子ども二人と、仙台市出身の丹野茂夫さん（三三）郭[illegible]和子さん（三四）夫妻に子ども四人。

伊藤さんは昭和十五年湖北省武漢市で捕虜生活を一年間送ったあと、武漢で看板書きの仕事をし徳寿さんと結婚した。数年前から故郷と文通ができたが帰国手続きが遅れたため、一年前の母操さんの病死に間に合わなかった。二十五年ぶりに故郷の土を踏んだ伊藤さんは「夢のような気持ちです。母の死に目にあいたかった」と語った。

丹野さんも同じころ父親や兄、姉と開拓団として渡満、終戦で家族はバラバラになり黒竜江省五常県で農業をし現地結婚した。その後兄、姉が日本に引き揚げていたことが文通でわかり帰国した。

松坂屋

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（201）7520
編集発行人片野英一郎
（定価1部送共20円）

私有財産不可侵は
世界人類の鉄則

理事長に安井氏
都連の新人事きまる

東京都連 はさきの支部長会議で、空席であった理事に前自治大臣の安井謙氏を推すことに決定、安井氏も受諾した。また同支部長会議で都連顧問に、小林彰、古海忠之両氏を迎えることを決めた。

北から南から二千名

これ以上待てない

審議会答申促進 引揚者代表全国大会開く

第三次審議会の八月答申を要望する「在外財産問題審議会答申促進引揚者代表全国大会」は外資同主催でさる三月二十五日午前十時から都内虎の門久保講堂で盛大に開かれた。参加者は遠く沖縄をはじめ全国都道府県の引揚者代表二千名に、来賓として衆参両院議員二百余名、定刻前すでに会場を埋めつくした。引揚者代表たちの表情は、補償実現近しの明るいムードのなかにも、審議会答申待ちの緊張感がみなぎっていた。川島全連会長も自民党副総裁として「在外資産問題の早期解決のために努力する」と表明、大会は全国四百万人引揚者の鉄の団結を誓い宣言、決議のうえ、政府、自民党、審議会委員長に要望書をそれぞれ提出、プログラムを終了した。

在外財産問題審議会答申促進引揚者代表全国大会
議長団

この日、会場正面には「審議会は八月までに政府は絶対に答申せよ「在外私有財産補償を早期公約実施せよ」「一・三〇の東京高裁判決を尊重し、すみやかに立法せよ」「自民党は公約に基く特別委員会を直ちに設置せよ」「社会党は特別委員会を直ちに設置せよ」「私有財産不可侵の原則確立」などのスローガンが掲げられ、定刻の午前十時、藤岡重司氏の司会で国歌斉唱、引揚者物故者の黙祷についで津汲泰宏外資同委員長以下全執行部および各都道府県会長を大会運営委員に選任、坂井博延氏の開会のことばではじめられた。各来賓の祝辞について津汲委員長から審議会の審議状況の報告をかねた力強いあいさつがあり、このあたりから会場は拍手と歓声に包まれていった。

川島全連会長、瀬戸全連理事長（代行）のあいさつあと山田重太郎氏から運動の経過報告につづいて議長団に上倉彦一、瀬下末吉（代）鈴木信一、加瀬常太郎の各氏を選任、岡田順一氏から大会決行理由の報告及び陳情団編成とその任務などの発表が行なわれた。このあと陳情団の正副団長を津波大会委員長が任命、宣言文を松本武氏、決議文を常盤常男氏が朗読、結城吉之助氏が「あくまで当初の目的にまいしん、いかなる障害をも乗り越えて断固闘う」むねの重大決意を表明、意義深い大会場の幕をおろした。

つづいて各陳情団の編成にうつり、第一梯団から第三梯団にわかれた引揚者代表は、それぞれ団長を先頭に、総理府、国会に向って行進を開始、総理府では古屋副長官、山田審議会長、国会では自民党、社会党、民社党の代表にそれぞれ要望書を手交したが、各代表から「大会の要望に応える」むねの力強い回答と激励のあいさつがあった。

【写真】上から①大会場②沖縄代表③総理府へ向う梯団。④力強くあいさつする川島会長

大会宣言

われわれは平和条約まで連合国に在外私有財産返還を要求したが、平和条約で国はわれわれの財産権を無断で国家権力をもって連合国に処分する権利を与え、その償りに連合国より賠償請求権を放棄させて調印している事実によりわれわれは憲法第二九条第三項に基き在外私有財産権を主張して来たが、政府は給付金で欺瞞し、解決済みと放言しているが無責任も甚しく、国民の一部である引揚者のみに犠牲を強要する政府は憲法違反の疑いの批判をのがれることはできない。

政府の不信行為は民主主義の理念と国民衡平の原則から断じて許すことはできない。二十年近い永きにわたるわれわれの正義の叫びにより、ようやく本問題に対する見解を改め、第三次在外財産問題審議会発足させ補償義務の有無及びその措置を諮問しているが、昭和四十年一月三十日東京高裁判決で明らかのとおり、「国に補償義務あり、しかし法律がないから補償請求はできない」と奥野裁判長の名判決で本問題に対する国の補償義務は決定した事実を卒直に認め、これを尊重することが三権分立の精神から当然なり。

よって、われわれはすみやかに答申を促し、立法、予算の両措置を政府が昭和四十年度に講じるまで犠牲を犠牲とせず、全国引揚者は一糸乱れぬ態勢で宿願の在外私有財産補償完全解決まで断固闘い抜くことを誓う。

右、宣言する

大会決議

われわれは全国四百万引揚者を代表して

一、内閣在外財産問題審議会は八月まで答申することを要求する。

一、一月三十日の東京高裁判決を尊重してすみやかに補償法制定を政府に要求する。

一、在外私有財産補償 公約を 各政党に要求する。

以上三項目を内閣在外財産問題審議会、政府、各政党に要求し、之の実現を期するため誠意ある意志表明があるまで本大会の名において生死を賭けて断固闘い取る。

右、決議する

団結あるのみ
執行部のあいさつ

大会における執行部のあいさつ要旨はつぎのとおり。

津汲委員長 さきに実施した在外資産の実態調査は一月末現在で六十数万通を越えた。審議会の要請で提出の用意をしている。審議会も次回から本格的審議の段階に入ろう。大蔵省出身の委員が多いので楽観は許さないが、いざという場合には実力行使に入る気構えでいる。自分のことは自分でやるほかはない。全国引揚者はこのさいさらに団結を固くして強く当局に圧力をかけたい。補償実現の日をみなさまとともに待ちのぞんでいる。

瀬戸全連理事長（代行）本日はかくも多数出席されたことを心から喜ぶ。これもみなさんの熱意のほどばしりだと感謝している。この間の高裁の判決は、補償要求の正当性を認めてくれた。およそことをなしとげるのには三つの条件が必要である。その第一はそのこと自体が正しいこと。第二は政治的バックを必要とすること、第三は団結の力であるが、第一は高裁判決が明らかにしているし、第二は超党派的な支持がある。第三は団結が日増しに強固となっている。こうみてくると、この問題の解決には明るい期待がもてる。このうえはますます団結を固くして勝利の日を闘いとろうではないか。

山田副委員長 さる三月の八、九両日にわれわれ執行部は在京の審議会委員を歴訪して、われわれの要求の趣旨と、審議会答申を八月までに出してくれるように懇談した。執行部はみなさんの心を心として政治的にもたえず行動している。しかし現時点でのわれわれの意見は必ずしも楽観説ばかりではない。国会議員のかたがたが審議会委員に加ったことで審議は前向きになったが、補償は結局われわれの手で勝ちとるのだということを忘れてはならない。議員連盟のかたがたの働きやすいような体制をつくるのもわれわれ団体の力だということになる。この際重要なことは全国町村会議会に意見書議決を一日も早く実施させることだ。このことが世論を喚起することでもあり、はじめて運動が前進する。大蔵省のカベはいまなお固い。この固いカベを打ち破るのはまったく団結の力しかないのである。

意気あがる陳情団

この日の陳情団は第一梯団が松本武氏を団長に、福島喜市、常盤常男氏、瀬下末吉氏（代）を副団長として北海道、東北、関東、東京の各ブロックから千二百六十六名。第二梯団が林昌治氏を団長に、岡崎寿太郎（代）小松豊秀氏、小池政男氏を副団長として九州、中国、四国、東海の各ブロックから二百六十七名。第三梯団が戸水泰臣氏を団長として近畿、北信越、沖縄の各ブロックから百七十七名、計千七百十名で編成、第一梯団は自民党本部、第二梯団は社会党本部、第三梯団は民社党に陳情したが、総理府（内閣および審議会）には全員が陳情、大いに気勢をあげた。

なお、二十六日は各県代表が、選出国会議員を国会に訪ねて早期解決を陳情した。

"副総裁として協力"
川島全連会長の力強いあいさつ

私はみなさんの推挙により会長を引き受けた。前の会長は大野君だが、これは世襲的なものではない。私はこの問題解決の必要性を痛感して引きうけたものだ。

政治に必要なものは愛情である。自民党は格差是正を政策にかかげているが、格差是正とは一億の国民が同じ文化生活をしたいということである。陽かげにいる人を陽のあたる場所に移すのが政治である。

終戦まで海外にあって引揚げた人のなかにはいまなお困窮されているかたもいると思う。この点からみても在外財産の問題は急速に解決しなければならない。どういう解決策が出るかということが今後の残された問題だが、この問題は全連の会長としてでなく、自民党副総裁として、みなさんにご協力することを申しあげたい。

来賓衆・参議員

大会に来賓として参加された衆、参両議員は次のとおり。

衆議員 秋田大助、受田新吉、福永一臣、竹下登、相川勝六、有田喜一、秋山徳雄、池田清志、池田正之輔、今澄勇、石橋政嗣、井村重雄、上村千一郎、小川平二、小笠公韶、大竹太郎、大久保武雄、春日一幸、金子一平、亀岡高夫、上林山栄吉、川野芳満、仮谷忠男、木部佳昭、菊池義郎、木村武雄、熊谷義雄、藪内修治、小島徹三、小平久雄、小山長規、佐々木良作、佐々木秀世、佐々木義武、坂田道太、白浜仁吉、渋谷直蔵、正示啓次郎、鈴木一、砂原格、砂田重民、関谷勝利、高橋清一郎、田口誠治、田口長次郎、田中六助、田中竜夫、高見三郎、田沢吉郎、竹内黎一、武市恭信、中馬辰猪、千葉三郎、綱島正興、辻寛一、塚原俊郎、渡海元三郎、床次徳二、内藤隆、中曽根康弘、永田亮一、中山栄一、中野四郎、中川一郎、西村英一、丹羽兵助、野田卯一、野見山清造、長谷川四郎、長谷川峻、原健三郎、羽田武嗣郎、浜田幸雄、馬場元治、広瀬正雄、藤尾正行、藤井勝志、福田篤夫、堀川恭平、細田吉蔵、増田甲子七、三池信、粟山ひで、森田重次郎、森下元晴、山手満男、山崎巌、山下栄二、渡辺栄一、（代理）荒船清十郎、綾部健太郎、天野公義、愛知揆一、宇野宗佑、大野明、大坂寿郎、大泉寛三、押谷富三、小沢辰男、金子岩三、神田博、加藤高蔵、倉成正、小坂善太郎、小渕恵三、西郷吉之助、斉藤邦吉、坂田英一、瀬戸山三男、谷垣専一、高橋衛、竹下登、永山忠則、八田貞義、寿原正一、福田一、唐沢俊樹、松沢雄蔵、松山千恵子、三原朝雄、毛利松平、森下国雄、八木徹雄。

参議院 石原幹市郎、植竹春彦、植木光教、大野木秀次郎、小沢久太郎、川上為治、岸田幸雄、木内四郎、剣木亨弘、小柳牧衛、小山邦太郎、後藤義隆、佐野広、鈴木一司、田畑金光、高野一夫、藤野繁雄、安井謙、大和与一。

代理 青柳秀夫、井野碩哉、熊谷太三郎、紅露みつ、郡祐一、寺尾豊、平島敏夫、前田佳都男、松野孝一

・

審議会委員 古瀬忠之、**全連顧問** 浅岡信夫、平田末治、その他 秋山藤元、**電報** 伊藤卯四郎、田中栄一。

高橋氏（自民）当選

【仙台発】宮城県知事選挙は二十八日投票、同夜七時すぎから即日開票の結果、高橋進太郎氏（六三）（自民・新）が当選した。県選管確定投票率は六四・〇五％。得票次の通り。

当 五〇〇八六五 高橋進太郎 自新
　 一五九七〇〇 戸枝　義明 社新

栃木県連大会

栃木県連はきたる四月十一日に佐野市、十七日に宇都宮市で栃木県大会を開催する。県下引揚者千名を動員、在外財産補償実現を促進するため気勢をあげる。

主張

東京高裁の判決とわれらの決意

東京高裁はさきに〝在外財産は国[illegible]責務あり〟と判決を下した。その判決理由は、われわれが今日まで呼びつづけてきた要求の趣旨とまったく同一であり、われらの主張の正しきことを裏づけて余りあるものといえる。奥野裁判長はそのなかで「政府は自国民の有する在外財産が賠償に充当されることを承認し、その限度で賠償義務を免がれた以上、これは日本国民全体の負担すべき賠償義務を、特定の在外資産所有者の犠牲において解決したものと見るほかはない」と指適し、「国は在外資産を喪失せしめられた国民に対し、平和条約自体に補償条項がなくとも、国内的には憲法第二十九条第三項の規定の趣旨に照らし、正当な補償をなすべき責務を有するものといわなければならない」と断じている。

これまで、在外財産補償の可否については[illegible]意見が[illegible]なかには[illegible]犠牲は国民全体が等（ひと）しく負うべきであって、ひとり引き揚げ者のみがその補償を受けるべきではない」という暴論を吐くもののあった。これらの反対意見にたいしても、東京高裁は「これを戦時中、敵の焦土戦術にもとずく戦災などの一般災害と同視するのは相当でない」と明確にその誤りを指摘している。

私有財産不可侵の原則は、自由主義国家の根幹であって、この原則がひとたび侵されるならば、国家社会の秩序はどこにもありえないことになろう。この事実を前にして、在外資産の侵害に対し進んで外交保護の手段をとらなかった当時の政府の失態は永久に責めら[illegible]しかも、今日なお、[illegible]の[illegible]件なし、とする態度は法秩序を無視し、今後日本国民の海外進出に対する意欲をまったく失わさせるものである。

「戦後二十年、いまさら在外財産の補償でもあるまい」という声さえ一部にあるが、それだからこそ、その永い間、問題解決をはかろうとしなかった歴代内閣の怠慢を、われわれは追及しているのである。多くの引き揚げ者は、すでに老齢に達し、物故するものも相次いでいる。国策にそって渡航し、国家の発展に一身を捧げながら、引き揚げ後は世間から白眼視されつづけてきたわれわれに対して、国家はわずかな〝給付金〟を支給したのみですべてを事足りるとしてきた。このこと[illegible]して承服でき[illegible]。

今次の大会で、われわれは第三次審議会の八月答申を要望した。昨年審議会が発足して以来すでに半歳が経過しているにもかかわらず審議された回数わずかに数度である。これでは八月答申の実現は多くを期待できない。しかし、戦後二十年ものあいだ未解決にされてきた在外資産問題の審議は、他のいくつかの審議会とはくらべものにならぬ重要性を持つうえに、もはやせんえんを許されぬ事態に当面しているのである。われわれ引き揚げ者の隠忍にも限度があり、いたずらに時を置く態度を関係当局がとるならば、いかなる事態が起きるかもしれぬし、そのさいの責はあげてそのひとたちにあることを強調したい。

だからといって、われわれは実力行使のうえで、政府、ならびに審議会に威圧を加えようというのではない。どこまでも補償要求の正当性に立脚して、審議会の早期答申と政府の誠意ある処置を要望しているのである。

われわれの主張は、再々にわたる大会、または本紙を通じていいつくしてきた。改めて強調するまでもないが、審議会が、もしも誤まれる論拠や、内外の雑音にまどわらされて、審議に公正を欠き、あるいは審議をながびかせるようなことがあれば、全国四百万引き揚げ者の怒りが、当然爆発することを知ってほしいのにほかならない。

われわれは、一日も早く本問題を解決し、引き揚げ者の呼称を返上したい。こんどの大会に、はるばる海を渡ってかけつけた沖縄代表は「このつぎは、こんなタスキをはずして、祝賀大会にしたい」と絶叫した。これが四百万引き揚げ者の心からの叫びである。

最後まで争う
顔をみせた秋山さん

国を相手どって在外財産の返還請求訴訟を起した秋山[illegible]氏はこの日、全連の招きで大会場に来賓として姿をみせたが、全国代表二千名を[illegible]敗れたが、最後まで争う[illegible]意をひれき、満場をわかせた。（写真は来賓席の秋山さん）

在外私有財産の即時補償を実施せよ

社団法人　引揚者団体全国連合会

在韓財産と請求権問題

田畑議員 外相を鋭く追及

民社党参議院議員田畑金光氏はさる三月十六日の参議院予算委員会で在韓財産の請求権問題をとりあげ「在韓財産の処理を軍令三十三号によりアメリカ占領軍にゆだねたことは明らかに日本政府に責任があり、しかも没収はヘーグの陸戦法規に違反している。在韓日本人の私有財産の補償は当然政府が行なうべきだ」と鋭く追及、椎名外相も答弁のなかで、大平－金メモによる請求権の相殺を明らかにし注目をひいた。

総理府前で山田会長の回答をきく引揚者代表

田畑金光氏 私は外務大臣にお尋ねいたしますが、日韓交渉の、特に請求権問題についてお尋ねいたしますが、昨日もこの問題には触れられました。そこで端的にお尋ねいたしますと、請求権問題は大平・金メモによって解決済みなのか、まだ話し合いの余地が多少残っておると御答弁がありましたが、その多少の余地とは何なのか。

椎名外相 金・大平了解というものは、あくまでまだ法律的に形を整えておるものではないのでございます。これを大体基礎にして請求権問題の話し合いを進めてまいりたいと存じております。この実施の内容等につきまして、まだこまかい点まで必ずしもきまっているとは言えないのでございます。大綱についての了解は成立しておるのであります。これを基礎としてこれを考えていきたい、こう考えております。

田畑金光氏 いや、大臣、こまかい話し合いがついていないというのは、昨日も承りましたが、それはどんな点を言っておられるのですか。

外相 まだこの三億なら三億の無償の問題、これをどう具体的に期間あるいは金額等についてこれをはっきりと取りきめていかなければならぬ、有償の問題につきましても期限あるいは利子その他の条件、そういう問題がまだはっきりときまったわけでもない、大体の素案というものはございます。そういうことであります。

田畑金光氏 大体わかりましたが、そうしますと、たとえば、こういう帰国した韓国人が、持ち帰り制限で日本に残していった財産とか、かって日本軍隊に徴用された韓国人の恩給であるとか、すでに帰国した韓国人がかっての日本の銀行に預けた預金であるとか、こういうようなものは全部話し合いは処理ついたわけですね。

外相 そういうものを具体的にはっきりした証拠を物品によってこれを確認するということは非常にむずかしい問題で、時間もたっておりますし、それから朝鮮事変という非常な大混乱がございまして、いかにこれをたんねんに追求しても、とてもこれを突きとめることができない。そういうことで別途、無償、有償の経済協力というものによってこれらの請求権の問題を解消すると、こういう考え方で進められたものでございます。したがって、このいま御指摘のような問題につきましては、主として無償だと思いますが、それを、いかに韓国政府がこれを配分するかということは今後の問題であって、両国の会談の内容ではなくして、それを韓国がいかに、そういう犠牲を払った人々に対していかに配分するか、そういう問題でございます。

田畑金光氏 結局のところ、韓国国民の対日請求権というものは一切なくなった、まあ大綱の決定によって一切なくなった、したがって、韓国の個人あるいは国民の対日請求権の問題は、全部国内問題として、韓国国内の問題として処理されるのだ、こういうことですね。

外相 さようでございます。

新しい問題として

田畑金光氏 それじゃわかりましたが、そうしますと、在韓－韓国に残してきた日本人の財産、自然人、法人の財産、この請求権についてはどういうことになりますか。

外相 これは在韓アメリカ軍政府によって、軍令によって取り上げられておるのでございます。それをさらに米軍政府から韓国にこれを譲渡した。こういうことになっておりまして、これに対しましては、すでに条約の上において日本がこれを全部承認をしておりますので、請求権等は一切ないと、こういう状況であります。

田畑金光氏 いまのお話は、軍令三十三号によってアメリカ占領軍の在韓財産の処理については日本はこれを承認した、それを平和条約の第四条（B）項で確認した、と、こういうことですか。

外相 さようでございます。

田畑金光氏 その場合問題になるのは、自然人や法人の、とにかく個人の財産権については、そうしますと、これも先ほどの韓国の事例と同じように、日本国内の問題として日本政府あてに補償要求すればいいと、こういうことになるわけですね。

外相 それはすでに補償請求権もないわけであります。法律上は。しかし、実際問題として、せっかく粒々辛苦してつくり上げた財産を根こそぎ没収されたわけでございますから、それらに対して実際の問題として、政府が請求権でなくて、新しい問題として、どういうような償いをするかということは、これは考える余地のある問題だと思います。すでに請求権というようなものはない、こう御了承願いたいと思います。

田畑金光氏 軍令三十三号に基づく在韓財産の没収を日本は認めたと言っておりますが、私は、軍令三十三条というのは、ヘーグ陸戦法規に照らしても違反していると、こう考えておりますが、この点はどうですか。

外相 これは占領軍の権限を規定したヘーグの陸戦法規に照らしまして、範囲を越えたものと認められるのではないか、こういうご意見だと思います。しかし、わが国は平和条約第四条（B）項によりまして、かような米軍政府の在韓日本財産の処理の効力を条約の面において扱いをしている、こういうことでございますから、その問題は起こらない。

田畑金光氏 外務大臣私のお尋ねしているのは、ヘーグの陸戦法規に違反しないかどうか、これを端的に伺っているのです。その政治的な解釈じゃなくて。

外相 その範囲を逸脱しているのでございますけれども、平和条約第四条（B）項によって、かような米軍政府の処理を有効と、これを認めている、こういうことでございますから問題はない、かように考えております。

曽禰益議員も追及

曽禰益氏 関連。ただいま田畑委員の御質問に対する外務大臣の御答弁を伺っておりますると、私どもが、議会を通じて、従来の政府から伺っておった態度と違うのじゃないかという気がしてならないのですが。むろん、残念でありますけれども、平和条約によってアメリカ軍政府が、日本の財産並びに日本人の財産で、韓国、朝鮮にあったものを処分したことを有効だと認めさせられております。これは過去にやってしまったことの法的秩序をもう一ぺんひっくり返すことは、適当でないからでありまして、当時の日本の保守党政府は、これを説明して、平和条約の説明のときに、これは法的秩序を乱さない。したがって、有効を認めたのだけれども、日本側の請求権はあり得るのだ。こういう主張をしておったわけであります。

その後、日韓会談が開かれ、いろいろな経緯があったが、ただいまのお話のように、日本側の公的な財産については、これは事実上請求権をもう主張しない。しかし、日本人個人の請求権はあるというのが、日本の従来の主張であった。そこに、アメリカのあっせんで、調停的なことがございました結果、日本側の請求権については、韓国側の請求権の際に、いわゆることばははっきりおぼえておりませんが、実際上、それを相殺的に考えるということが、両国間がアメリカのあっせんを認め合うということで、これがむしろ大平・金会談で、いわゆる三億、五億の無償、有償の援助ということによって、請求権問題を事実上解決しよう、双方の請求権を解決しようということの根本であったと思います。

言いかえるならば、田畑委員がおっしゃったような、日本人が、日本政府に対する請求権の問題がむろんあります。ありまするが、その前に、日本国民として、日本国民の利益において、利益の代弁者の政府として、日本国民の私有財産については韓国側に請求権があるのだ。あるけれども、それを韓国側と事実上相殺して、そうして三億ドル、二億ドルの援助を得ることによって、両方請求権を相互に放棄しよう、これが大平・金、事実上の了解の基礎になっている。

いまの大臣のお話を伺っていて私が一番心配する点は、外務大臣のお話では、日本側の個人財産の請求権もなくなっているのだ。なくなっているのだったら、韓国側の請求権だけが初めからあったのなら、日韓会談がこれだけ紛糾することはなかった。したがって、もう一ぺんこれははっきり御訂正願わなければならぬと思うのです。日本側の個人の請求権はあるのだ。あるのだけれども、それを両方で相殺的に片づける。それを片づける方法として、三億ドル、二億ドルの有償、無償の借款――経済援助という形の中に溶け込まして、両国の請求権の問題はこれで御破産にしようというのが趣意だと思う。請求権はあるのですよ。もう一ぺん確認します。

外相 従来の解釈と、いまの解釈と違うのではないかというお話でございますが、その間の事情につきまして、条約局長から申し上げます。

曽禰益氏 条約局長に聞いているのではない。外務大臣の答弁を求めている。

外相 ただいまの日本政府の解釈は、いま田畑委員に申し上げたとおりでございます。

曽祢益氏 関連ですから、これ以上時間をとるのは避けたいと思いますが、それだと、従来の日本政府の解釈を変えた――従来は日本人個人の財産権の請求権はある。だから両方で相殺的に話し合った。これは明瞭です。これはひとつ委員長において議事録を調べていただけば、この委員会の記録において明瞭です。あらためて外務大臣はその解釈を変えて、初めから日本人個人の韓国に対する請求権はなかった――平和条約第四条の解釈はそういう解釈でございますか。もう一ぺん御確認願います。

外相 ただいまの日本政府がとっている解釈は、申し上げたとおりであります。その事情は、もし必要があれば条約局長に説明させます。

陸戦法規の範囲越える

椎名外相、渋々認める

曽祢益氏 聞きましょう。

藤崎条約局長 平和条約第四条（b）項の解釈についての日本政府の従前の見解は、先ほど曽禰委員がおっしゃったとおりでございますが、これにつきまして、昭和三十二年末の日韓会談全面再開のときに、日本政府が従来の見解を変えまして、アメリカ政府の解釈を採用した。これは軍令第三十三号の解釈については、これを出したアメリカ政府の解釈に従うのが妥当であろうということで、そうしたわけでございますが、その内容は、先ほど大臣から申し上げたように、財産請求権というようなもの自体は、そのままの形ではもう残しておらない。ただ、そういうふうに日本の財産請求権が没収されてしまったという事実は依然として考慮さるべきである、こういうふうに前の見解を変えてまいったわけでございます。

田畑金光氏 実は、私の質問の重要な内容の一つは、いまの軍令三十三号の、従来政府のとってきた解釈、いま条約局長は答えましたが、あなたの答えは、従前の政府の解釈を変えたわけですか。私は、特に念を押したいのは、請求権問題処理に当たっては、日本の韓国に対する請求権、韓国の日本に対する請求権、それを相殺するという、そういう思想のもとに、昭和三十二年十二月三十一日のアメリカの解釈も、私は、なっておると思うのです。昭和三十二年十二月三十一日、あなた方は、アメリカの解釈をもとにしてこの請求権問題を、大きくこれを転換しているわけです。話し合いの転換をはかっているわけです。しかし、このアメリカの解釈の中にも、請求権問題の処理に当たっては、相殺の思想というのはちゃんと入っているわけです。その前提に立って、私は、話し合いを進めてきていると思うのだが、その点はどうなんですか。

藤崎局長 処理したあとのものに対する請求権そのものが残っておるかどうかということについて従前と現在とでは考え方が違うわけでございまして、いま仰せのとおり、アメリカ政府の解釈にもありますように、そういうぐあいに請求権までなくなったという事実は、依然として日韓間の会談において考慮に入れられるべき事実である、このことを否定するつもりはないのでございます。

田畑金光氏 そこで、これは外務大臣にお答え願いたいのですが、いまの条約局長の答弁のごとくに日本の対韓請求権というものも現実にあったが、しかし、それは、先ほど、軍令三十三号や、あるいは平和条約の四条（b）項によって日本は放棄させられた、しかし最終的な請求権処理に当たっては日本の対韓請求権というものも考慮に入れて請求権問題は最終的な話し合いになったのだ、妥結にいったのだ、こういうふうに私たちは理解していいのですか、それでよろしいでしょうね。

外相 日本人の対韓請求権は、請求権という形においてはすでに消滅している。しかし、その請求権を没収されたという事実はあくまでこれは確認すべきものであるかように考えております。

田畑金光氏 その没収されたという事実が前提の上において請求権問題の処理はなされた、こういったわけでございますが、それでよろしいんじゃないのですか。

外相 無償、有償の、この金・大平了解をきめる際に当たりまして、一方日本人の財産が相当[illegible]ものが没収された、そういう事実ももちろん考慮に入れて考えられたものと思うのでありますが、しかし、この両者の関係をはっきりと確認をして、そうしてこの数字が出されたものとは、私はそういう因果関係まではいかがかと存じております。

田畑金光氏 この点は、いままでのあなた方の解釈とだいぶ違っているんですよ。これはあとにまたふれますが、そこで、その前にお伺いしたいことは、この軍令三十三号というのは、ヘーグの陸戦法規に照らして違反だと、こう思うのですが、陸戦法規の精神から見て、この四十六条によれば、私有財産は没収することを得ず、このヘーグの陸戦法規四十六条に明らかに違反する、こう思うのですが、その点どうですか、まず、その点確認しましょう。

外相 先ほど申し上げたように陸戦法規の範囲を越えている、かように考えております。（以下次号）

断固、闘いとる

11日に京都で総決起大会

京都海外引揚者同胞連盟（理事長蟹江広吉氏）はきたる四月十一日に京都円山音楽堂に府下引揚者代表二千名を集めて「在外私有財産補償早期獲得京都府下在住引揚者総決起大会」を開催する。当日は、在外私有財産第三次審議会の経過報告（蟹江理事長）に次いで来賓として自民党副総裁、全連会長川島正次郎氏、連盟顧問、参議院議員植木光教氏をはじめ連盟顧問日赤京都支部長田村義雄氏、同顧問弁護士梅林明、全連副理事長瀬戸道一氏、市会議長北尾半兵衛氏、京都商工会議所会頭中野種一郎氏、第三次在外財産審議会委員古海忠之氏、京都市長高山義三氏らが出席、祝辞をおくられる予定、なお、大会ではつぎの宣言、決議（案）が採択されるはず。

宣言 私有財産不可侵は憲法第二十九条第一項により保障されており、人類幸福の為国家社会の通念である。「財産権はこれを侵してはならない」と定め、私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることが出来るとあり、したがって正当な補償をすべきである。日本政府は外交保護権の放棄にかくれ、在外私有財産の処分を戦争賠償の見返りとしてこれを認め、条約の締結を完了した事実は、政府自からがその責任を負うことを全世界に表明したものである。ところで戦後二十年の今日に至るも放置していることは、われわれ引揚者のみに転嫁せんとしているその無責任な現象は黙視することができない。

この事実は平和会議において、故ダレス長官の明言に依るのみならず、今日までの国会における政府発言においても明らかである。平和条約第十四条A項等を総合的に判断するも明白である。

＝しかるに戦後二十年も経過した今日に至るも、今なお終戦処理問題の重要な在外私有財産処理が未解決のまま放置されていることは、日本政府自からが憲法に違反し、民主政治を踏みにじる暴挙である。今日この日本繁栄経済をもたらした基礎と国民成長の母体は在外財産を戦争賠償の一助となしたゆえんであって、引揚者が補償を要求する事も当然の理である。第三次在外財産問題審議会においては公正にして適切なる審議を行ない、すみやかに答申を促進せられ、政府が補償実現のため、措置を講じられんことを、京都府下八万人の引揚者大会に於て決議する。右宣言する

決議 京都海外引揚同胞連盟は本大会総意により、京都府下八万の引揚者を代表して左の三項目を要求する。

一、戦争賠償として利用した引揚者の財産を早期返還せよ

二、昭和四十年を期し、すみやかに補償法の制定をせよ

三、在外財産審議会は八月までに内閣に答申せよ

以上、内閣ならびに在外財産問題審議会に要求し、この実現を期するため本大会の名において一致団結し、断固闘いとる。

地方区推選候補

参院選を勝ち抜こう

＝きたる六月の参議院議員改選に全連および各県連はつぎの諸氏を団体として推選することに決定した。

小林英三氏

小林英三氏（自民、埼玉県）略歴、東京工業大学卒、昭和二二年以来連続参院に当選、参議院仮議長、予算常任委員長を歴任、現在自民党埼玉県連顧問、埼玉県済生会会長、日本鋳物工業会会長その他各社重役に推されている。在外財産問題議員連盟加盟、満蒙同胞援護会埼玉県支部顧問。川口市本町四の一八三。

津島文治氏

津島文治氏（自民、青森県）早大政治経済学部卒、青森県議を経て二十一年衆議院議員に当選、二十二年青森県知事、三十一年に辞任、三十三年衆院に再選、三十八年解散により退任、その間、外務、農林政務次官を歴任。青森市浦町字野脇三四四。

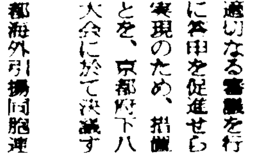
船田讓氏

船田讓氏（自民、栃木県）東京大学農学部卒、作新学院教諭、同中等部長、現在栃木県私学審議会委員、栃木県高等学校体育連盟副会長、栃木県体育協会長その他の役職についている。三十五年八月から三十六年三月までフルブライト理科教員として米国に留学す。四十一歳、宇都宮市一の四五〇三

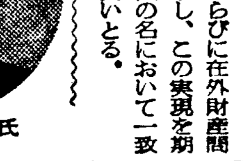
小林彰氏

小林彰氏（自民、東京都）東京帝国大学医学部卒、昭和二十一年衛生都公衆衛生部長、同三十一年衛生部長、同三十八年辞任、その間京大講師、日本小児科学会、日本小児保健研究会、日本伝染学学会などの評議員を委嘱さる。都局長在任中は、新制保健所の設置、食品衛生協会、環境衛生協会、伝染病予防委員の強化につとめ民間の協力体制を整備した。六十一才、東京都新宿区三栄町二七の三。

西郷吉之助氏

西郷吉之助氏（自民、鹿児島県）東北大卒、貴族院議員（在職十年）から参院に当選（三回）地方行政委員長、財政々務次官、自民党国会対策委員長、大蔵、予算各委員長、屋久島開発特別委員、九州開発特別委員長を歴任、現在、自民党治安対策特別委員長、自民党在外資産問題議員連盟委員、鹿児島市金生町三六第二観光ビル四階。

佐藤芳雄氏（自民、新潟県）町長、県議、衆議院議員を経て現在参院議員、決算委員長、北日本畜産工業社長、早大卒、中蒲原郡出身。

藤野繁雄氏

藤野繁男氏（自民、長崎県）当選三回、長崎県農協中央会会長、自治政務次官、参院農林水産委員長、米価審議会委員、三十二年に参院に在外同胞引揚者問題に関する特別委員会設置のさいお骨折りして活躍する。

温水三郎氏

温水三郎氏（自民、宮崎県）現参議院議員、前農林水産委員長、宮崎県農協連合会長、自民党宮崎県支部連合会長、全国運輸農協連合会長。

片野氏辞任

新局長に藤岡氏

さる三十三年から全連事務局長として、田中、小西理事長をたすけ在外財産補償獲得運動につとめてきた片野英一郎氏は今回一身上の理由で辞任した。補償実現を前に同氏の辞任は全連内部はもとより各方面から惜しまれている。

なお、後任事務局長には全連理事（兵庫県連専務理事）藤岡重司氏が就任した。

藤岡氏略歴、昭和十年に渡満、満州河本大佐秘書、関東軍嘱託、満州兵庫県人会事務局長となる。二十一年に引揚げ雑誌ロマンス社の経営に当る。現在兵庫県海外引揚者連盟本部専務理事兼事務局長。

審議会委員を歴訪懇談する

全連在外財産問題対策委員会＝委員長瀬戸道一＝はわれわれの要望によりさきに設置された〝在外財産問題審議会〟の正しい審議を要望するためにさる三月八、九の両日、正副委員長、常任委員が在京の審議会委員古屋亨氏、黄田多喜夫氏、石野信一氏、大山正氏、森永貞一郎氏、山田義見氏、河野通一氏、三好重夫氏、河野一之氏、田辺繁雄氏、福島慎太郎氏、伊藤正己氏、福良俊之氏、鈴木武雄氏らを歴訪、補償要望の趣旨説明、および早期実現について懇談した。

私たちはこう叫ぶ

在外財産補償要求の正当性

在外私有財産補償獲得運動を、戦後二十年を経た今日、なぜ今なお叫ばねばならないのか、関係のない方には不可思議に〝思われるかもしれません〟が戦後、幾多の国家補償を要求する運動の中、農地報償がマス・コミの脚光をあびました。農地報償の場合、戦前の地主はその地方の有力者であり、現在もそのような方が多く運動は活発です。これに引きかえ、裸で海外から日本に引揚げて来た海外引揚者の在外私有財産補償獲得運動は、資金もなく、バックもなく地味であります。しかし法的には正当な根拠があり、ようやくこれが最近、国会、政府、言論界、社会一般に認識せられるに至っております。以下、この問題の経緯といささか、補償理念を浮き彫りして、みなさんの研究の一つの素材として提供します（全連発行、在外私有財産正当論より、一〇七号よりつづく）

（二）

通常、資本主義国家は私有財産制度を基盤とし、共産主義国家は私有財産制度を否定し、公有財産制度を基盤とするといわれている。然るに現実に共産主義国家といわれるソ同盟の憲法においては生産手段の私的所有は否定しているが、個人の所得、住宅等の所有権、他人の労働力の搾取に至らない私的経営権、相続権等は保護されている。さらに、中華人民共和国にあっては、生産手段の資本家的所有さえ認め、私有財産の相続権は勿論認めている。

このことは、理論的には現在のソ同盟、中華人民共和国の憲法が共産主義国家に至る過渡期にある妥協の産物と解釈せざるを得ない。なぜならば、純粋の共産主義国家においては、富の蓄積、私的経営、更には相続権等は到底容認されざるものである。エンゲルスは、「家族、私有財産及び国家の起源」において富の蓄積及びその相続の長い歴史的集積により階級社会が生じたことを究明している。またマルクス・エンゲルスの共著「共産党宣言」において「もっとも進歩した国々」においてとられる方策の一つとして「相続権の廃止（AbschaffungdesErbrechts）」を強く打ち出しているのである。

従って、私有財産制の保障とか、否定とかいう場合の私有財産制とは生産手段を意味するものと解せざるを得ない。しかし、私有財産としては生産手段と、人間が人間としての価値ある生活を営む上に必要な物的手段の二つがあり、資本主義国家においては前者を強調し、現在の所謂共産主義国家においては後者が強調されるのである。そこで、世界中どの国家においても、憲法上人間が人間としての価値ある生活を営むに必要な財産は保護しているのである。日本国憲法としては当然、前者、後者両方を保障するものである。また、旧憲法、世界各国の憲法の検討から次の事がいえる。

（イ）国民とは、国家の統治作用が本来的に及ぶ人的範囲、即ち、たとえ領土外にある場合にもいぜんとしてその母国の統治権に服し母国の憲法により保護されているのである。日本国民は日本国家構成員として憲法の下にあるのであり、日本国家は国民の基本的人権は保障しなければならないのである。然るに海外引揚者は、国家権力の不当な介入干渉により共産主義国家においてすら保護している最低の範囲の財産権までも侵害されているのである。このことは、まさに憲法第二九条第一項の違反である。

さらには、憲法第一一条「基本的人権の享有」第一四条「法の下の平等」第二五条「生存権の保障」の各規定にも違反するものである。

（ロ）旧敵国であった連合国としても、只敵国人であるという理由からのみで奪した事実、その継ぞくして今なお収奪している現状は連合国の憲法に違反することは自明の理である。

なる程、国家が公共のため私有財産の強制的取得を行なう公用収用の場合外人財産も収用の対象になることがある。「収用の対象が個々の財産に特定される個別的収用の場合は必ず補償はあるが、これに対し、全国的、不特定人的に収用する一般的収用で、自国民に補償しない場合に、外国人に対して特に補償支払いの義務を課する慣習国際法規は確立していない。未解決の問題で、これが第二次大戦後増加している。」（「外人財産の収用と国際法」香西茂著法学論叢第六一巻第三号）

ある国家において内外人無差別に一般的に私有財産の公用収用を行ないその最低限度の生活手段たる財産をも収用し、自国人にも補償せず、外国人をも全く同一に取扱うならば、外国人としてもその国家の施策に従わざるを得ないであろう。然るに今ここで問題にしている日本の旧在外邦人のみをその例外としている連合国の国家施策には納得できない。

これは一九四八年国際連合で採択された世界人権宣言第三条「生存の権利の保障」、第一七条「財産所有の権利の保障」「財産の不可侵の原則」にも反するものである。

平和条約と在外財産の問題

平和条約は条約の一種であり、条約とは国家間の合意であることは言うまでもない。然るに、「戦争の不可抗力によりすでに在外財産権は国家権力の保護の外に放置されたもので、講和条約はそれを確認し認めたものにすぎない。従って補償を要しない。」と佐藤教授は主張されている。又、三九年二月二五日の東京地裁判決は、カナダよりの引揚者の憲法二九条三項による損失補償請求に対し、「講和条約は敗者たる日本国に対する一方的要求を形式上正当化する為の文言であり、日本政府が平和条約により連合国に在外財産の処分を承認したのも日本政府の意思を越えた不可避のものであるから憲法二九条三項は適用がない。」として棄却している。

戦争開始と同時に敵国人の財産を一時的に敵国側が管理は出来るが、戦争終結後においてその財産関域の回復を解決せんがために、講和条約において取りきめを行なうものである。講和条約が戦争の状態をそのまま確認するものであり、戦勝国の意思の一方的押付けであるならば、条約の締結などあらためて行なう必要はない。平和条約を佐藤教授、東京地裁の判決のごとく解するならば、ポッダム宣言と同じく連合国側の一方的宣言にしか過ぎず名実ともに条約に値しないという不自然な結論にならざるを得ない。これは敗戦国意識の抜け切らない一部の法律家の考え方であり到底承服できない。

従って、平和条約という条約により日本国家は在外私有財産を放棄したのである。

在外私有財産を公用収用

日本政府は、在外私有財産を公用収用して連合国に対する賠償の義務を履行しているのである。賠償の義務は日本国家の義務であり、一部私人の義務でない。すなわち日本国民全体が負担すべき債務であり、この債務弁済に充当せんがための在外私有財産を公共のために使用したのである。在外資産を所有している一部の日本国民の犠牲において日本国民全体が負担する債務が免除されたのであるから、日本政府は当然、憲法第二九条第三項により補償しなければならない。

「日本政府がこれらの財産をみずからの手に収用して連合国に引渡したのではない。日本国としては外国政府がこういう措置をとることに異論をさしはさまない、即ち在外国民保護権を放棄したにすぎない。従って外国における外国政府の行為に対しては憲法第二九条第三項は適用されない。」と政府は言明している。

しかし日本政府の在外国民保護権を放棄したことが日本国民の在外財産を収用したのと同じ結果になり、日本国民の立場から言うならば、国により財産を収用されたことになるのである。換言すれば日本政府が自ら在外財産を収用して賠償にふり当てるべきところを相手方の政府に委託したのである。このことは、まさしく国内法上の問題であり、憲法第二九条第三項の「公共のために用いる」ことに該当するのである。

日本国家の義務

在外私有財産の放棄は日本国家の国家行為であり、この補償義務は日本国家自体の義務である。在外私有財産所有者は日本国家の行為によりその所有権を不当に剥奪されたのであるから、当然国家に補償を要求する権利がある。

「平和条約による請求権の放棄は、外交保護権を放棄しただけで個人の請求権まで放棄していない。従って個人の請求で返還される筋合いで日本国家が補償する義務はない。」と政府はのべている。

しかし、引揚者が各国政府に請求したのに対し、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア政府から、日本は平和条約により個人の在外財産請求権をも放棄したのであるから補償請求は日本政府にせよと回答している。また平和条約第一四条b項により、逆に日本に対する請求権を失った連合国国民が日本政府に対し請求権が依然として存続していると日本政府に主張して来た場合、政府のさきの主張と相容れない事態が生じて来るのである。したがって、在外私有財産補償の義務は、日本国家の義務である。

在外財産と賠償引当て

日本の平和条約には、イタリア平和条約におけるが如き、敗戦国は自国民の在外財産が戦勝国により処分されると同時に、その所有者に対しては補償する旨の「補償条項」は明文化されていない。しかしだからといって「条約制定者が意識的に賠償はかならずしも必要でないとするのがその趣旨だと推測される根拠になろう。もし条約の規定の趣旨が補償の必要としないとするにあるならば、憲法の規定を根拠として、補償の必要を主張するのはむりである。」と宮沢教授が結論される。条約に補償条項がないということは、補償はあくまで敗戦国日本国内の国家と国民の国内的問題であるから条約に織り込む必要はないと解するのが妥当である。国内問題であり、在外私有財産が賠償の引き当てになっていることは、たとえ明文がないとしても次の事から証明できる。

①終戦時から平和条約締結までの連合国の公文書、サンフランシスコ平和会議におけるダレス長官の言明、国会での平和条約審議の際の政府委員の答弁、平和条約安全保障条約特別委員会の報告等において在外資産が賠償の引き当てであると繰り返しのべられている。

②平和条約一四条A項前文において、「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、日本国の資源は賠償を行なうことが現在充分でない。」「よって」「2（1）の在外私有財産を各連合国が差押え留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する」と規定したのである。即ち、在外私有財産を直接賠償に当てるという直接的表現ではないが、現在日本の資源を以てしては賠償支払いが不充分であるから、「よって」在外私有財産を連合国が処分するという間接的表現になっているのである。これはまさしく在外私有財産が賠償に充当せられたことを示しているのである。

従って、在外私有財産が賠償にあてられたのであり、そのため日本国家により公用収用されたのである。依って日本国家は補償する義務がある。

以上、憲法第二九条第一項により、日本国家は在外私有財産所有者に対し補償する義務がある。（つづく）

緊急性を痛感

植木光教

四月十一日、全連会長川島正次郎自由民主党副総裁をお迎えして「京都引揚者総決起大会ならびに報告会」が開かれることになりましたことは、在外財産補償問題解決への力強い前進を象徴するものであり、心から喜びにたえないところであります。

私も国会議員の一人として、また京都府連の顧問として、微力をつくして今日にいたりましたが、昨年の第四十六国会の最終日、閉会五分前に「在外財産問題審議会」の設置を感激をもって可決いたしました当時を偲び、まことに感慨無量なものがあります。

御承知のとおり審議会は昨年八月に発足、その後国会議員から代表を加えるよう猛運動の結果、六名の衆参両院議員の委員参加がきまり、爾来、総理の諮問をうけてすでに六回にわたって本格的審議を展開しております。現在まではいわば問題点を総ざらいに論議し、実質的対策樹立のための基礎がためを行って来たと言えましょう。われわれは、今後の成果に注目し、期待しております。

私は総理府にある臨時在外財産問題調査室の栗山廉平室長と昔から特に親しくしておりますが、栗山室長は先日ドイツ、イタリア、オーストリア各国に派遣され、わが国と同じ敗戦国であるこれら三国の在外財産補償状況を調査して来られました。その様子を詳細にわたってお聞きし、私は補償の正当性を認識するとともに、その緊急性をより一そう痛感したのであります。

国情の違ったこれら三国では、それぞれの対策を異にしていることは当然でありますが、いずれにしても旧在外私有財産の補償は当然行なうべきであるとの大前提に立って、すでに実施ずみもしくは実施中であるという状況であります。特に私どもはイタリアを注目すべきでありましょう。イタリアでは平和条約の中に、「連合国に没収された在外財産は、国が補償する」ことを明記し、一九五七年（昭和三十二年）以降、着々と実施しております。ギリシア関係のものはすでに全国的に解決を見、エチオピア、ユーゴ、アルバニア、ルーマニア、チュニジア等におけるものは、およそ半分以上の補償を終っております。旧在外財産の証明と評価という困難な問題――特に共産圏について――を克服しながら、イタリアは政府も国民も非常な努力をはらっているのであります。

高度な経済成長をつづけているわが国において、ヨーロッパ三国が果しつつある当然の国家的義務を遂行し得ないという理由はどこにもない筈であります。

私どもは、尊敬し信頼する川島正次郎先生を全連会長に推選し、力強い前進をつづけております。京都大会開催にあたり、われわれは更に一そう決意を新たにして目的完遂の日まで努力することを誓い合いたいと思います。蟹江京都府連会長のもと、団結を固くして御健闘あらんことを切望いたします。

参議院議員

全連の局番が変わりました

全連電話の局番が四月四日からつぎのとおり変更になりましたからおしらせします

新局番（二九三）七五二〇
旧局番（二〇一）七五二〇

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話(293)7520
編集発行人 藤岡 壹司
（定価1部送共20円）

私有財産不可侵は
世界人類の鉄則

私有財産はまもられている

欧州各国は補償
海外調査の正式報告

既報のように全連は、西ドイツ、イタリア、フランス、オーストリヤの在外財産補償処理状況および、米、英、カナダの平和条約第一四条AB両項に対する基本的な見解の調査を実施することになり、さきに岡田常務理事、藤岡事務局長を派遣、がいようは代表者会議で報告されたが、数字その他がまとまったので、このほど各県連宛「報告書」をおくった。以下はその全文である。なお、当該国から両氏が収集した資料は尨大なもので、目下整理中であり、その全容は追って正式発表の運びとなろう。いずれにしても、政府報告とはちがい、欧州四カ国がそれぞれ補償にふみきっていることが、こんどの調査で明らかになったことは、補償要求運動に拍車をかけるものとして注目される。

近く補償法成立
西独

一九六三年七月十二日「賠償、原状回復、破壊及び返還損害の補償に関する法律案」が国会に提出され、一九六四年二月廿日、連邦国会の関係委員会で、第一回審議が始められ、一〇六名の議員から修正案が提出された。一九六四年二月廿日に国会本会議でダルグリュー蔵相が天文学的数字で受認しがたいと反論、政府は議員修正案と対立して目下調整中で、まだ結論は出ず、従って法案は成立しない。しかし、近く妥結の公算大であると難民省顧問パアンス氏及び団体長も言明しているが、この法案の補償（損害）は次の第四項に分類されている。

①賠償補償（損害）ドイツ在外財産の喪失及び経済的財貨の解体、または没収で国外に搬出されたことの補償。（損害）

②原状回復補償（損害）ドイツ軍の占領した旧敵国の領土に所属する財貨を返還することから生じた補償（損害）

③破壊補償（損害）ドイツの経済力を排除する旧敵国の措置に関連して生じた補償（損害）

③返還補償（損害）連合軍の返還法の実施に伴い返還請求権のある者に、対象財産を返還しなければならなかった者、または返還義務者から請求権の行使を受けた者の損害。

以上の四つに分類されているが、政府原案の第三二五条に在外財産損害、賠償のための解体損害、原状回復損害等は特別立法で補償が明文化されている。本法案提出するまで負担調整法をもって特別融資または補助補償を、教育、住宅、家具に至るまで特別措置を講じており、十七回にわたる法の改正が行われた。引揚者の取扱いは円に換算して四、五九〇億円といわれているが、財産権の補償でないことは国家も国民もこれを認め、ついに在外財産損害に対する補償の本法案提出となった。

また、本法案の成立するまでの暫定措置として引揚者に（無利子）連邦予算で特別制度を設けている。ただし本法案により補償が実施されれば、その補償額を通算することにしている。

負担調整法の骨子（注）は①賠償（調整の原理に基づく）産業経済及び自由職業に必要な再生資金、②農業再建に必要な資金、③住宅再建資金（長期無利子）④戦後損害年金、⑤家財の損害賠償、⑥教育資補助金、⑦帰国保護資金、⑧財産損害の確認と補償、⑨通貨調整、以上が戦争負担調整法の骨子であるが、これは戦争被害を国民衡平に地ならしめんとする精神のあらわれだといわれる。

補償対象物体　動産、不動産、経営用財産一切（営業権）資本会社の持分、文学上、芸術上、学術上の著作権、商標権、意匠権、特許権等私法上の金銭債権、生活権上の諸物体が当該国で没収または換価された場合の損害物体が補償対象となる。装飾品は除く。

補償の対象者　自然人の損害に限り補償し法人は対象外としている。一九三七年十二月末ドイツ国籍を有している者またはドイツ系の者に限り補償対象としている。

損害の算定方式　本法案の算定方式は負担調整法の損害補償の算定方式を活用、基本的にドイツの財産評価方式が基礎であるといわれている。

損害の算定基準　負担調整法の方式に準じ、最後に確定された統一価格を基礎とし不明の場合は、損害発生直前の統一価格確定時に確定された当該財産の価格を基礎として損害補償額を算出する。在外財産は没収されているので損害額は全損額となる。

①**学術研究用物件**　取得価格から減価償却をした額を損害額とする。

②**請求権喪失件**　私法上の金銭債権は損害額の全額とするが、有価証券に化体した債権は一九四五年一月一日の財産税評価額とする。また満期に至らない生命保険契約から生ずる請求権は、損害時まで払込んだ保険料の2/3を損害額とする。

③**持分の喪失件**　資本会社の持分は前記②の財産税評価額とするが、組合の持分は額面の全額とする。

④**著作、商標、特許権の喪失件**　没収後のこれらの権利の存続期間中の平均年間収益を基礎とし、一九四五年一月一日の評価法の規定による資本価格を損害額とする。

補償の基準　損害被害者の前記経済的財貨の損害額を合算するが調整措置を講じている。（ただし最高二万RM）

①農林関係財産の損害額については統一価格が時価に評価して著しく低いので1/3を割増す。②在外財産と経済的関係にあった長期債務または当該財産を担保にあった長期債務の額面の1/2を控除する。③私法上の金銭債権の損害は、ドイツマルクに切換える法令を適用した場合、当該債権が表示したドイツマルクで評価する。④損害段階と基本額

以上の損害段階で補償する方式を取って、損害額小額者に一〇〇%補償し損害の高額者には最低六・五%の補償率としている。二十年近く経た現在、立証困難な勘案して概算的な概算額を取ったといわれている点が注目される。

基本額の調整　基本額を最終財産（一九四八年六月二十一日現在の被害者の財産の六割相当額を云う）に加える事により、その額が当初財産（一九四八年六月二十一日現在の財産と損害額を加えたものを云う）の五割を超える場合、その超過額を基本額から減額する外、他の戦時損害補償給付額との調整措置を講じている。

損害総額計（推定）（一九三八物価水準）二三二億八、二〇〇万RMと推定されている。

予算措置　連邦政府の予算計上することにして、所要額は法人を除外したので、自然人損害補償は約十七億DMと見込まれている（一マルク九〇円）。一九六五年より一九八〇年の十五年間で処理することにされている。

事務処理　①連邦政府及び州がその委託を受けて州が行なうが、窓口は市区町村負担調整法の実施官署で処理するものとされている。その一部は有力な団体に限り委託または協力を得て事務処理の円滑な運営が考慮されているといわれている。（注）負担調整は州市町村に調整局が設けられ、構成は、公務員利益代表、第三者の有識者で人員は平等としている。

議員修正案　政府原案では補償率が余りにもひくすぎると、一〇六名の議員より次の修正案（概要）が提示され目下調整中とのことであるが、これは補償遂行方式に変りはなく、政府案の最低六・五%の補償率に対し修正案は二〇%と大巾に引上げている。

評価方式の修正　政府案は統一価格方式を採用に対し、修正案は連邦経済省の時価目録の登録額を評価の基礎とし損害額は政府案より割高となっている。

補償方式の修正　補償請求権者のうち五万DM以下の補償は現金で支払い、他のものについては、おそくとも一九七二年一月一日まで完済し十五年賦払いによる登録国債交付、または同条件による選択又は復興金融公庫発行の持参人払証券の交付をする。補償対象に法人を追加する。

写真＝㊤フランス引揚団体幹部との記念撮影㊥英バッキンガム宮殿前の岡田、藤岡両氏㊦カナダ外務省でC・O・スペンサー、ロビンソン両氏と会談する岡田氏ら。

主張
体当りでカベを突破しよう
審議会の答申いかんで十万動員

農地報償法がついに成立、旧地主の悲願が達成された。そのぜひは別として、同じラインに並ぶものの一人として同慶の至りである。しかし、静かにふりかえって農地報償の本質を考えるときに、なぜか納得のいかぬものを感ずるのは誤りであろうか。

与党の諸君は、今日まで、口を揃えて「在外財産問題は農地報償問題より先に解決すべき問題である」としてきた。ところが、じっさいには、あとのカラスが先になって、在外財産問題はいまだに解決されていない。まことに遺感であるというほかはない。

あるものは、その理由の一つに団体の結束力の弱さを指摘している。そのとおりだとするならば、われわれは、大いに反省しなければならない。

野党の猛烈な反対をよそに農地報償が成立したことは、いうまでもなく、団体の強力な圧力によるものである。在外財産の補償には野党も賛成し、積極的な協力を約束している。農地報償には先を越されたが、農地報償法の成立は、イコール〝在外財産問題〟の解決を意味する。この機を失せず、さらに団結を固くして補償促進に当らねばならぬことはいうまでもない。

昨年、全連の活発な動きかけで第三次審議会が設けられたことは衆知だが、その審議会もすでに八回の審議を重ねている。大勢は補償実施に傾いているようだが、手放しで楽観できる[illegible]い。大蔵官僚系に根強い反対論者のいることも事実だ。このひとたちに対してどう動きかけ、説得するかということが、われわれに残された課題の一つである。

佐藤首相は遊説先で、審議会の答申を尊重すると、原健三郎代議士に語ったという。審議会が補償の線でまとまれば、補償実施は動かぬところだが、問題はその審議会の動向である。

全連の海外調査で、欧州四ヵ国の補償実施が明らかにされた以上、審議会は、一日も早く結論を出して、補償実施を政府に答申してほしい。審議会委員のなかには、前号でもふれたように、政治的考慮をもらしているものがあるというが、われわれの要求は、どこまでも補償の完全実施であって、いいかげんな解決策ではない。

審議会の答申いかんによっては、十万動員をわれわれは考えている。四百万引き揚げ者の代表たちが、決死の大行進を展開しようというのだ。といって、われわれはなにも政府をおどすのではない。どこまでも、正しい権利を主張するのだ。

それにしても、目的貫遂のためには、団体の結束と、全引き揚げ者の団結がいっそう要求されよう。強固な団結と、不退転の決意があったればこそ農地問題は解決をみたのである。われわれはこれを手本として、問題解決の日まで、闘い抜かねばならない。ひとまかせではなにごとも成就しない。他力本願でなく、ひとりひとりが自己の権利を主張するところに問題解決のカギがあるのである。

在外財産補償の要求は、農地問題とはちがい、私有財産の確立という憲法の精神に立却した行為であることをキモにめいじて、堂々と闘い取らねばならぬ。幸いにして新総理府長官に、安井東京都連理事長が就任した。運動に深い理解をもつ新長官を迎えたことは、朗報ではあるが、審議会を通じ、なお頑強にていこうを試みている大蔵官僚の厚いカベを打ち破るのは、新長官ではなく、われわれ引き揚げ者であることを忘れてはならない。

すでに補償ずみ
行き届いた援護措置
イタリア

補償法制定前までの引揚者援護措置

引揚者一人当り、一万二千リラ（LRA）が就職手当名目で支給されている。また家族を有するものに対しては（一二、〇〇〇LRA×家族数）で支給されが、この乗じた指数が五万リラ（LRA）で頭打ちとなっているが、世帯構成者には一率に五万リラ（LRA）が就職手当名目で支給されており、この法律施行以来継続されている。わが国との援護措置の差は驚くべきものがである。また住宅の施策も引揚資から、他に借家を求め、転宅する等の場合国の補助として一世帯単位五万リラ（LRA）が支給され、さらに世帯主に一二〇LRA、家族一人に対し一〇〇（LRA）が加算支給されている。

ただし、この補助金を受給しようとするものは、六ヵ月以内にこの手続きをしたものに限定されている。

（注）五万リラ（LRA）は円に換算した場合約三万円。

私有財産補償の実態

在外財産補償法の成立（一九五四年十月二十九日法一、〇五〇号施行細則令一九五五年八月十七日）から十年経続されている。この法律の成立は平和条約、七四及び七九条の項に在外財産補償条文が記載されている。要点は外地の財産を放棄した個人の私有財産を政府が補償するというもので、この法律の二七四条は在外財産の処理、三十九条はこれらの私権者に対する基本的原則が示されている。補償法成立及び細則令の発令により在外伊太利人財産部が国庫省に設置された。本法律及び細則令は現在翻訳中であるので詳細は別途報告するが、補償の経過と実績は全体的に見て八〇%乃至、八二%が完了している。残されている件数の中には請求と実質の異るものが相当数あり、現在解決に努力しているという。これらの審査機関は、①外務省②国庫省（日本の大蔵省）③国家顧問（国会議員）④国家公務員⑤利益者代表の二〇名で構成されており、その議長は大審院判事である。

従って審査委員会の決定されたものについては五〇〇万リラ（LRA）までは伊太利銀行で現金で支払い、これを越えるものに対しては、無記名国債で、五分利息二〇年償還である。この補償実態については過ぐる年、民社党の田畑金光氏が報告されている通りのものである。

この算定の基礎は一九四七年当時のもので現在の価格に相当のひらきもあり、不満もあるが、早く補償したことは一面プラスにもなっているといわれる。

この法律が成立された動機は平和条約の条文であるが、当該者が外務省に対し補償法律制定を要求する請求書を各人各様の状態で提出したことが早期法制定の直接の原因となったものとみられる。本法制定とともに外務省に提出されていた請求書がその侭財産部に同送され、その各々が審査の対象とされていることも特筆に価する。その意味からも昨年のわれわれの実態調査は大きな意義を持つものと考えられる。

特筆すべきことは、請求権者（引揚者）が請求した金額が公正妥当と認定されれば、請求額全額が補償され、補償の制限額がない点は本法が個人財産権尊重を基本として制定されたことを立証している。

早期解決へ努力
三党から正式に回答

全連はさる五月十二日に自民、社会、民社の三党に対し参院選の公約に「在外財産補償の早期実現」を加えるよう要請したが、このほどつぎのような回答が三党からよせられた。

自民党　在外資産補償問題に関しては早期解決の意図を以て政府に本問題解決の為めの審議会設置を要請し、目下その審議会に於て鋭意検討中である。遠からず提出を期待されいる答申によって本問題解決を期し度い。

社会党　貴連合会の御要望の義目につきましては、わが党は「在外財産問題は前向きで補償推進する。補償の内容については諸外国の例なども取りいれ、国民の納得を得て処理する」との態度を決定いたしております。またこの態度にもとずき、今次参議院選挙に当っては、「引揚者団体の御要望に対しては前述の方針にそってこたえるよう」各県本部及び党公認候補に通達ずみであります。

右御回答申しあげます。

民社党　先般貴連合会から御要請があった「在外財産補償の早期実現」の項目をわが党の参議院選挙要求項目とする件につきまして五月二十七日の党中央執行委員会で審議を行なった結果、貴連合会の御要請通り在外財産補償の早期実現をわが党の要求とすることに決しましたので、この旨文書をもってここに御回答申上げます。

わが党といたしましては貴連合会の御要求を正当に評価し、今後の国会活動等を通じてこれが実現のために微力をつくす決意であります。貴連合会の御健闘を御祈り申上げるとともに今後ともわが党に対し種々御教示、御鞭撻をいただくよう切にお願い申上げます。

収穫損害を補償
総額四兆二千億要求
フラスン

フランスは前述の三国とは若干状況が異なるが、戦勝国である反面、独立運動の影響により自然人が財産を放棄して引揚げた点では共通のものがある。

フランスは一九五一年補償という言葉を法律の中に入れさせることに成功し、援護措置として、住居と職業、企業、農業の再建を実行させてきた。

また、一九六一年の法律の制定により、五十五才以上の者に対し補助の名目で一人当り一万フラン（NF）を一回支給している。現在補償は初期の段階であるが、特に注目される点は、収穫損害が補償されていることである。すなわち、作付に対する年度の見込収穫に対する損害補償である。これも一九六一年の法律制定に折込まれているものである。

現在アルジェリア関係で約二千万フランが補償され、さらに農業商業並びに営業権を含むものに対し五、〇〇〇万フランの予算措置が講じられ、現在正規の請求書を提出中である。またエビヤン協定により一、〇〇〇万フランが支給され、さらに一九六三年、チュジニア関係はブルヒヤ大統領と仏政府の協定成立で当該国からの引揚者に対し、二、〇〇〇万フランが決定、四月二十七日第一回の配合委員会が開催される。

また、外務省に属する旧仏領と内務省に属する旧植民地関係に大別されるが、無体的性格を持つもの、さらには収穫補償をしていることに注目される。

政府のこの様な施策は総て団体要求が積み重ねられたものであるが、その団体の総括要求は総額は四兆二千億円とのことである。（注）この数字は団体（会員）から申告された集計であり、一九五四年個人、法人、一切を含み、また表面上の問題だけでなく、無体的なものも含まれていると、説明を受けた。これらの対象人員は百三十万人とのことである。

現在この四兆二千億円に対し、政府委員は、一九六五年、すなわち今年の七月一日までにその決論を出し、一九六五年の予算編成のさい提出すると、ドゴール大統領によって約束されており、その成果が注目されている。

以上四ヵ国調査の概要を記録したが、原則として、私有財産の不可侵を守りこれを実行している。これらは総てベルサイユ条約及び当該国の憲法を尊重したものであることは論をまたない処である。

大半は完了
補償審査機関も平等
オーストリア

オーストリアはその大半がゲルマン民族であり援護措置は西独と大差がないが財産の補償は急速に進められ、一部のものを除いて大半が完了している。この国の担当者は、外務相と経済相である。

オーストリアの財産補償の対象者は一九三八年現在当該国民である事を原則としている。特に一九五二年、ソ連と平和条約締結に基き、当該国民の在外財産を放棄する取決めに従い、その犠牲となった国民に対し当該国がその補償をしている事実である。

頭初に一部を除いてはと述べているのはルウマニア関係が一九六五年国会で議決され現在実施中、またチエコスロバキア関係（ソ連関係）が現在国会議員が中心となって政府に交渉中である。従って一部未解決はあるとしてもその大半が補償されており、補償に関する審査機関もまた平等である。

三年間に処分
在カナダ日本人財産

日本人の財産は桑港平和条約の取決めにより、カナダ政府が処分し、これをカナダ人が戦争により被害を受けた人の損害金に引当てて処分した。

処分した年は、一九五二年、一九五三年、一九五四年の三年間である。その総計は当時の会計担当官の報告で三、七二四、四八九ドルと発表された。カナダ政府の処分した収入は総て被害者に対し配分された。すなわち戦争損害賠償の引当となったと見られる当時の日本人の財産の行方である。米英については言明はさけたが、当然連合国としてカナダと同じ処分がされ処置が取られていると思うと語っている。

次に日系カナダ人及び日本人戦後カナダ在住者の財産は如何にしたかとの質問に対し、これらの人々には、戦後カナダの法律により、百三十一万七千ドルが支払われている。ただし、これらの金額からすると三分の一にも満たないという、その理由は、敵産管理委員会で処分されたものは、競売的性格のもので、当時千円の価格が当然であっても敵産であるため、売れるだけに売ったので競売された金額は、相場以下のものであり、適当な価格でなかった。従って当時適当と思われる額面に対する差額が、百三十一万七千ドルで、実際には全額が補償されているという。また、日本人財産は平和条約に基き処分し、その代金が日本軍に捕虜となったカナダ軍人及び損害を受けた国民に補償した。これは日本に対し賠償金を取らないことが平和条約で規定されているから、カナダ政府としては当然である。従って日本の私有財産が賠償金の引当てになったと解して当然の措置であると言明、さらに米英其の他桑港条約調印国はすべてカナダと同様の措置を取っているものとの見解を述べた。

佐藤首相に陳情書

全連はさる六月二十四、五の両日開催された在外財産問題対策委員会の決定にもとずき、日韓会談正式調印に朝鮮引揚者の要望が無視されたことを遺憾とし、このほど在外財産補償を実現するよう、佐藤首相に陳情した。

全連だより

6月3日　安井総務長官就任祝いに清酒持参、祝辞を述べる。鈴村援護局長、森山援護局庶務課長、社会党政審会、自民党政調会へあいさつ及び公約を督促する。

6月4日　民社党の回答写を各県連へ送付する。

6月5日　大阪府連大会に藤岡事務局長出席。

6月6日　千葉県連第二区大会に山田常務理事、藤岡事務局長出席

6月7日　自民党から参選公約に補償公約の回答獲得、直に各県連へ写を送付する。中野四郎自民党国対委員長、永山自治大臣の祝品勝酒持参。渋汲、岡田両氏来局。

〃8日　山形県連大会に瀬下常務理事、藤岡事務局長出席。

〃9日　社会党から公約回答獲得、直に各県連へ送付する。自民党原健三郎、二階堂両代議士に面接、民社党今澄政審会長から第46国会討論会（テレビ）速記録受領、直に各県連へ要旨抜スイ送付する。熊本市の九連大会に瀬戸副理事長出席、津汲泰宏候補推薦状持参する。

〃10日　自民党田中竜夫代議士と面接要談する。

〃11日　ドイツ、イタリー仏、カナダ国の補償法及び施行細則等の翻訳依頼。

〃12日　兵庫県淡路ブロック大会に藤岡事務局長出席。

〃13日　千葉県茂原ブロック大会に山田常務理事出席、兵庫県石崎ブロック大会藤岡局長出席

〃14日　一ツ橋学士会館で選対常任委員会開催、山田常務理事、岩手県総会出席、NHK米田記者来訪する。

〃15日　選対常任委員会報告、決定事項及び緊急朗報等郵送する道連支部連合名儀で十七日総会出席電報来信あり。

〃19日　兵庫県連神戸ブロック大会、藤岡局長出席。

〃20日　千葉県連千葉ブロック大会、瀬戸理事長代行岡田常務出席福井県連大会に山田、上倉両常務理事出席、香川県連大会に藤岡局長出席。

〃23日　処理委員会開催（全連で）

〃24日　全連対策常任委員会を学士会館で開催し昭和四十年度運動方針の具体策を討議する。

〃27日　千葉県木更津ブロック大会に門脇次長出席。

尋ね人

つぎの方々のご消息をご存じの方は「全連通信」までお知らせ下さい。

氏名	外地住所その他
河合正治	蒙疆汽車公司（張家口）勤務、終戦時天津に居住（三重県出身）
坂本（名不明）	宣化省西会営で商業に従事（愛媛県出身）
金原良助	京城府斎洞九九
川島たつ子	満州国三江省
上田登め三郎	外地住所不明
〃松代	同
叶幸道	元満鉄大連勤務（沖縄出身）
荒木貫	朝鮮京釜線に十五、六年近勤務、熊本県出身
今園竜吉	満州自動車安東診療所
篠原くに子	〃
中村太司馬	〃　聚徳街一〇二
第藤一郎	仁川府山根町二五
浅野倫治	撫順市東五条通り四九
市村三邦	朝鮮釜山道庁務勤
篠崎松子	（松江）朝鮮咸興府大和町 威興物産株式会社夫人現在六十才位
荒田忠良	軍属で新京関東軍から黒河省第五八六部隊に転属（千葉県出身）
中村明	北京東景山大街 北京大学教育学部前終戦時北京東城第一国民学校六年生
佐藤猛	朝鮮江原道江陵郡（味噌醤油醸造業）
小林正樹	朝鮮満州自動車会社
西浦（名不明）	黄海道庁の部長で満州より南鮮方面へ転勤
岩元（名不明）	朝鮮咸興南道新興郡松興里から引揚げ（鹿児島県出身）
西尾（名不明）	同、福島県出身
鍵木公司	山東省済南市（広島県出身）
〃スミ	〃
〃ヒデ子	〃
石川すみ子	北支青島一番ニド東勝旅館、四〇才前後、天草出身
平野清	セレベス島タフナから引揚げ（一九四五、六年ごろ）
橋福治	満州国三江省（警察官、岩手県出身）
平野房太郎	張家口（六十五才位）
〃静江	〃
馬場豊次郎	東満総省清県全倉村大東林業合名会社十里坪出張所（富山県出身）
小川三郎	満州牡丹江市円明街大東林業社長（北海道出身、現地応召）

なお千島天寧よりの引揚者は左記へご連絡下さい。
秋田県湯沢市大工町三〇
堺栄長蔵宛

お買物とおしゃれの交叉点
三越
受けて重宝 三越の商品券

全国に展開する必勝体制

在外財産問題もようやく活発化し、全国各団体の運動もまたこれまでにない盛り上がりをみせている。六月は参院選挙の関係もあって各地で総決大会が開催されたが、われわれはこの機会をのがさず必勝の体制を固めるべきだ。勝利は近い、がんばろう。

死を覚悟で闘う

九連大会、一万人の感動

九連総決起大会はさる六月九日午後一時から熊本市体育館で九州七県代表一万人が参集し盛大に開催した。大会は「審議会の八月答申」と「立法、予算措置」の要求をかかげ、津汲九連会長が「補償解決をみるまでは死んでも死にきれない。私は死を覚悟で断固闘う」と絶叫、一万人の感動が大会場を圧するうちに川角全連会長代理秋田大助代議士が力強く激励、ついで岡田全連常務理事の欧米調査報告、瀬戸全連理事長代行の決意と今後の見通しに拍手をおくり、地元国会議員の激励のあと、補償即時実施を要求する宣言、決議を満場一致で採択、異常な盛り上がりのうちに散会した。

香川県連大会

八月答申などを決議

香川県連総決起大会はさる六月二十日午後一時から高松市玉藻公園内披雲閣で四十年度総会をかねて開催、審議会の八月答申、東京高裁の判決尊重などを決議したあと三十九年度決算、四十年度予算、事業報告につづいて四十年度事業計画を承認、このあと前田会長を再選散会したが、雨天にかかわらず熱心な県下引揚者が会場を埋めつくし最近にない盛り上がりをみせた。なお、全連から藤岡事務局長が出席、欧米調査報告と現時点における中央情勢を説明した。

北伊勢大会

代表者二百名参加

北伊勢（三重県北半地区）引揚者代表者大会は、六月五日好天に恵まれて四日市市内の商工会議所四階ホールで各地区代表者二〇〇名余と来賓多数を迎え開催、全連上倉常任理事が講師として出席、最後に宣言決議を万雷の拍手裡に可決して散会した。

請願を採択

四市十二ヵ町村

（青森発）全連が全国にしょうようしている地方議会に対する在外私有財産補償請願について、青森県連は今春四月から全県下所在の五十支部を通じて八市三十二町、二十七ヵ村議会にそれぞれ提出していたが、すでに弘前、黒石、むつ、三沢の四市と横浜、三戸、蟹田、平賀、尾上、藤崎の六ヵ町並びに蓬田、三厩、車力、岩崎、小泊、田舎館の六ヵ村で満場一致で採択され総理大臣ほか関係各省に意見書として申達された。引続き青森県議会も目下総務委員会で審議中だが、七月定例議会で成立を予定されている。全県下市町村の採択も近く県下世論調査に代るものとして注目を集めているが、補償実現の世論かん起に大きく寄与している。

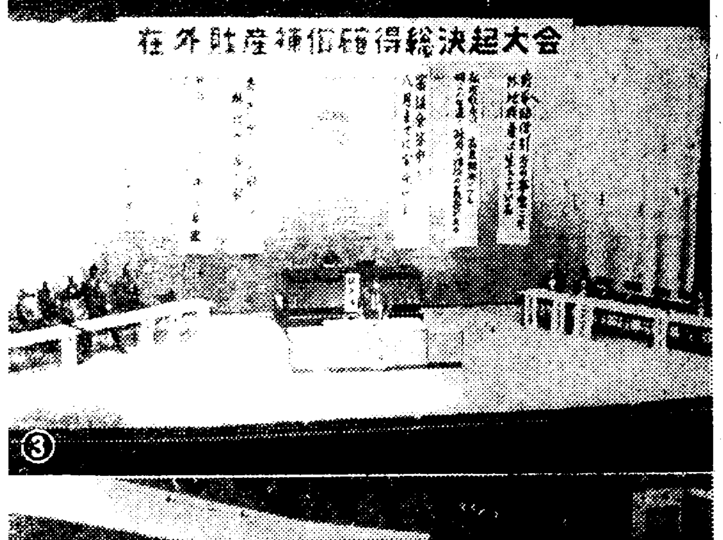
在外財産補償獲得総決起大会
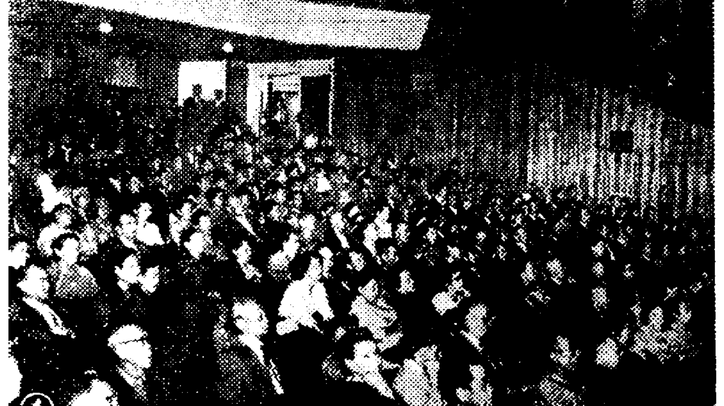

写真 ①福井県総決起大会場②小雨をついて市中デモ行進 ③長崎県総決起大会場④同動員された引揚者⑤千葉県総決起大会場。

答申を待ち協力

前尾自民総務会長　青森県大会で言明

さる五月五日の青森県総決起大会を皮切りに引続き十日野辺地、十五日東通、十六日金木、十七日鰺ヶ沢、二十六日十和田、二十九日平内、三十日弘前、六月五日南黒、十二日天間林、十九日下北連合総会を開催したが、十六日の青森市支部総会は六百余名の会員が参集、県農業会館で開催した。同日正午青森駅に到着の自民党前尾総務会長は全連推選参院青森地方区候補津島文治、県選出田沢、竹内両代議士並に自民党県連首脳部を帯同、会場に直行し約十五分にわたって「農地補償が成立した今日、つぎは海外残留財産の問題で、これは審議会の答申を待ってわが党は協力することを誓う」と力強く言明、大きな感銘を与えた。

また、二十日青森県連定時総会は五十一支部百余名の代議員出席、全議案を可決、任期満了に伴う役員をつぎのとおり改選、いよいよ最終段階を迎えた補償実現に備えて強力な新陣容を布いた。

▽会長　高城寅吉▽副会長　柿崎徳衛、山崎武雄、佐々木弥作▽常任理事　青森支部・工藤亀代作、近藤勇助、蛸島健蔵、相馬慶五郎弘前支部・小山繁、野呂啓吉、下北支部　村川秀雄、五所川原支部・平山忠雄、三八支部・末定、南黒支部・伴行雄平賀支部・村田正康、▽監事、青森支部・工藤四代治、南黒支部・本田弥五郎（以上三氏）十和田支部・桜田業人、東北支部・李沢与三郎、三八支部・三沢支部長・黒田政之進、上北鉱山支部長・伊藤繁松▽会計理事　笹井安一。

新会長に佐藤氏

埼玉県連総会で決る

埼玉県引揚者連合会（会長大沢雄一氏）は六月六日午前十時から川口市西公民館で定時総会を開催三十九年度の決算報告、四十年度の予算案などを審議したのち役員を改選、審議会に移ったが、来賓として元厚生大臣小林英三氏、神奈川県連理事長、瀬下末吉氏、門脇全連事務局次長、川口市長（代）その他が列席、それぞれあいさつした。なお、役員改選で会長に埼玉県副知事佐藤八郎氏が就任した。

福井市を大行進

北陸路に轟く同志の叫び

【福井発】参院選の真只中の六月二十日、農地報償法案の通過を見るに及んで福井県在住の全引揚者は「後の烏が先になった」思いに憤満やる方なく決起、南は若狭高浜から三時間余の汽車で、東は大野の山間部から福井市公会堂に約千余名の引揚者が各々鉢巻姿で「財産補償を促進せよ」の標旗をかかげ、意気天をつく気魄で参集東京からはるばる川島会長代理として衆議院議員、在外財産問題審議会委員秋田大助氏、審議会委員古海忠之氏代理二松学舎大学理事長の浦野ヤス彦氏、全連山田、上倉両常務理事をはじめ、県選出の元通産大臣福田一代議士、前企画庁長官高橋衛氏、熊谷参議院議員たまたま参院選応援で来県の千葉県選出伊能代議士らを迎え、かってない盛大な決起大会が開催された。来賓の各氏は秋田氏を始め「引揚者に対する在外残置財産は、国が戦争の賠償として戦勝国に渡した事実がはっきりしているので、速やかに国内法を作って補償するのが当然である。その国内法を作るのは国会であり、引揚者自身が選出する国会議員の役目であるから、引揚者の財産補償法をつくることに賛成の議員を引揚者の強い団結力によって出すこと以外に補償を約束する方法はない。われわれは微力ながら援助することを労をおしまない」とあいさつ。山田、上倉両常務理事は「引揚者の要求である財産補償に関して代議士にお願いするのでなく代議士を使うのでなければならない。それだけに強固な団体にならなければこの問題解決もむずかしい。現に栗山室長の海外視察の報告等を見ても、事実を曲げてでも補償に不利な報告をしている。これは如何に政府を取巻く官僚がこれに反対しているかを示すもので、これには代議士をして、この元根をたち切らせるようにさせねばならないそれには諸君の団結のみがこれを[illegible]させられる唯一の鍵である」と団結の必要性を強調した。

大会は君が代の国歌合唱に始まり、残置財産の補償を見ず、悲しくも物故した引揚者の英霊に対し一分間の黙祷をささげて幕を開けつぎのような宣言、決議を採択した。

宣言　われわれ引揚者は、国家の礎石となる決意によって海外に移住したものであるが、不幸敗戦により長きは四十年、人生の半ばを彼の地に過し、粒々辛苦して蓄財した私有財産をそのまま残置して母国に引揚げる悲しむべき運命を背負わされたものであります。しかも政府はわれわれが外地に残置した財産を戦争賠償の一部に充てんしたものであり、その為にわが国が戦勝国からの賠償金をまぬがれた因をなしたものである。よってわれわれ引揚者は私有財産不可侵の国際通念に基き国家に補償の責任ありと断じ早期実現を断固要求する。

決議文　①在外財産補償要求の運動を強力に推進し、目的を貫徹するまで闘う。②補償が実現するまでは総ての政治活動はこれに統一し早期実現を計る。③引揚者相[illegible]

[illegible]識し要求[illegible]に徹する。

なお大会終了後デモストレーションにうつり一千余名を三梯団に分け、福井市役所前庭から福井駅前まで一キロに及ぶ行進を続けた。大会中雨が降り続いていたが、デモに入るや天はわれに味方してか雨はやみ、風もなく、各支部の標旗とプラカードが福井市民の目を見はらせるに十分の効果があった駅前広場に集結して高らかにバンザイを北陸路から東京までとどけとばかり三唱して解散した。

祖国保持
引揚世界人類の

写真（上）青森県大会に出席の[illegible]務会長（下）埼玉県総会。

回答

[illegible]はさきに英国首相ウイルソン氏に瀬戸全連理事長名で「日本国民の在外財産は桑港平和条約で賠償金引き当てになったものと解釈するが貴国の見解を問う」旨の質問状を提出したがその回答が六月一日ウイルソン首相から駐日英国大使を通じ「四月八日付あなたのお手紙を拝見しましたが、おたずねの件は、平和条約十四条で明白であります」と返書があった。これで英国における日本国民の在外財産が平和条約により賠償に充当されたことが明らかにされた。

安井長官、山田会長に要請文を手交す

千葉県連一万人を動員

千葉県連総決起大会は県下を四ブロックにわけ六日旭市、十三日茂原市、二十日千葉市、二十七日木更津市で開催、延一万人を動員して、審議会の即時答申要求を決議、四ブロックごとに陳情団を選抜、大会終了後、安井総理府長官山田審議会会長を訪ねて要請文を手交するなど活発な運動を展開した。なお、大会には全連から瀬戸岡田（千葉）山田（旭、茂原）藤岡（旭）門脇（木更津）の諸氏が出席、中央情勢ならびに今後の見通しをそれぞれ報告した。

調査旅行の苦心談

両氏にきく

欧米七カ国の調査を終わり帰国した岡田、藤岡両氏は数々のみやげ話しを持参したが、なかでも独伊その他の引き揚げ者団体が下部から盛り上った運動を推進している実情、さらには暖かい歓迎ぶりには胸を打たれるものがある、以下前号に引きつづきその一部を紹介しよう・司会＝小池全連通信編集長）

十年前に実態調査

イタリアは90％補償完了

小池　イタリアの引揚げ運動はどんなふうに展開したのですか。

岡田　ドイツと同じですが、ただ、実態調査を十年前に終っていますね。それが補償法をつくらせた基礎になっています。

小池　個人が出した実態調査の真憑（しんぴょう）性を認めたわけですね。

岡田　それは、査定委員会で査定して、きめていますね。

藤岡　実態調査というより請求書、つまり登録書であり、権利を主張したものです。外務省に出したのだが、それをそのまま認めています。金額にも制限がない。一千万円あったとすると、それを立証することができれば査定委員会は、一千万円を認めるというやり方をとった。

小池　補償はほとんどすんでいるわけですか。

岡田　一〇％〜一五％くらい残っているが、これもここ一年間で終る、といっていた。

小池　残っている補償というのはどの部分ですか。

岡田　未処理関係のものです。

藤岡　栗山さんの報告には最後に所見がはいっている。補償だといっているが、実際は社会保障的なものだ。といっているが、これはウソですよ。われわれはそこできいてみた。ところがイタリア政府は「そんなことはない、私有財産権にもとずく補償です」と明言した。

小池　調査は成功されたわけですが、とくに苦心した点はありませんか。

岡田　一応スムーズに運んだのだが、物価の高いのにはまいったね。

藤岡　タバコが四百円もした。会計を岡田君にやってもらったが一コ四百万円もしたんでは、あんまり吸えない（笑い）。

小池　見物など出来ませんでしたね。

岡田　復活祭で仕事ができないので、ナポリにいった。そこでおもしろい話がある。帰りにホテルまでタクシーに乗ったが、これが日本でいう白タクだった。メーターの横に数字がでるようになっていて、二千六百リラ請求された。メーターの前には帽子がかぶせてあって、それをとると九百六十リラとでている。（笑い）これは変だと、おし問答していると、ホテルのポーターがでてきて、結局、千リラでかたをつけた。（笑い）見物といえばここだけだね。

小池　それからフランスにはい[illegible]

岡田　[illegible]だった。というのは、われわれが行く一週間前に、日本政府の調査団が訪ねていっている。だから同じことをまたフランス政府に申込むわけにはいかない。じゃまはしないから君らで自由にやってくれという言い草だった。ぼくは気が短いので「われわれは国民の代表できているんだ。そんなに冷淡にするんなら、日本に帰ってから問題にしてやる」とすごんだ（笑い）ところが、藤岡がまあまあおれにまかせろということで交渉した。そういう事情で、大使館の積極的協力は得られなかったが、自力で調査をしました。フランスの団体は政党を二つ持っているくらい強力なもので、四兆二千億円を要求しているが、ドゴールは希望を入れると言明し、この七月には結論がでるということだった。

そこで、四兆二千億円という莫大な要求がいったい通るのか、ときくと「通るまで何回でも要求する。東洋人は一回であきらめるが、そこがちがうのだ」といいきっている。それから、反対論もあるが、反対しているひとは、根拠がわからないから反対しているので、それをわからせるのが、政府の仕事であり、政党の仕事だとわりきっていた。

海外調査を報告する岡田、藤岡両氏

冷淡な在外公館

仏は残置作付面積補償

小池　日本ではもはや戦後ではないといっているが、戦後はまだまだつづいている、ということですね。

藤岡　イタリアの政府要人が、あなたたちは気の毒だ、早く解決するように努力しなさい、といってくれたが、戦後にしておくのは日本政府なんだ。

岡田　フランスの場合は、日本とちがい戦勝国だから在外財産問題も日本とは事情がちがうが、それにしても十四ヵ国に国民を投入し、その財産を放棄させたという点では、日本の中国、満州の場合と全く同じだ。変っていることは作付け面積に対する補償をやっている。ということは、放棄して帰った外地田畑の作付けで、未収穫分のものにまで代金を支払っているということです。日本の政府は頭を冷してこの事実に目をやることですね。大使館が冷淡だったということも、一つにはこういう事実をわれわれに知られたくなかったのではないかな。

中沢参事官を問いつめると彼は「当方から送った書類もみなさんの手には入っていませんね」といったが、送ったとすれば日本の外務省がにぎりつぶしているんだろうね。

四ヵ国の調査を通じていえることは、どこの国も"私有財産不可侵の原則"に立って、補償問題と真剣に取組んでいる。ということです。

小池　四ヵ国の補償状況調査を終って、つぎは在外財産の処分調査ですね。

[illegible]たのですね。

岡田　たまたま祭日にぶつかり、翌日が土曜、日曜ということで大使館の協力は得られなかったが、外務省を訪ね、アジア担当官に来訪の趣旨を説明すると、データーをまとめるのに最低二週間くらいかかるので、後日、駐日大使館を通じて回答するということで、ここを辞去しました。

藤岡　英国で感じたことは、日本人を英雄視していることだった。敗戦国だといっても一対一で敗れたのではない。しかも、この間いままでになりっぱなオリンピックをやってのけた国ではないか、われわれは日本人を見習わなければならない、といわれたときには感激した。

小池　米国からカナダに渡ったのですね。

在外財産は処分

カナダ政府が詳細に説明

藤岡　カナダでは、収穫があった。日本政府がこれまでごまかせていた在加日本人の財産処分の状況がわかった。カナダ政府は日本人の財産を処分した金で、日本軍の捕虜になった軍人及びその遺族、あるいは日本軍によって損害を受けたカナダ国民に補償している。この事実で、日本人の在外財産が賠償に充当されたことがあきらかになった。これはこの間、岡田君が数字まで発表しましたが日本政府は弁明の余地がありませんね。

カナダ政府は、われわれに向って、カナダは桑港条約によって日本人の財産を処分したが、アメリカも、イギリスも同じでしょう。とはっきりいった。これは収穫のなかでも最も大きなものだった。

岡田　カナダでは外務省のC・P・スペンサー氏（担当課長）が協力してくれて、当時財産を処分した役所のロビンソン氏からその間の事情をくわしくきくことができた。向うは、最初処分した日本人の財産を返せということできたと思ったらしいが、事情がわかるとなんだそんなことか、といわんばかりに、係りを呼び、藤岡君がいまいったように、書類をくりながら数字をあげて説明してくれた。そこで、わたしたちは秋山彦元さん（東京高裁の原告）の問題があるので、日系カナダ人の財産はどう措置したかときくと、これまた数字をあげてくわしく説明してくれた。処分した金額は百三十万ドルだというが、この点はどうか、と重ねてきくと、いや、実際金額はそんなものじゃないのだと、当時、日本人の財産は土地をのぞいて二束三文で処分したが、時価との差額が百三十一万七千ドルで、じっさいの額はその三倍にものぼっているということだった。それから、秋山さんは放棄して帰ったのだからカナダ政府には責任はないが、在住のものにはぜんぶ補償した、とはっきりいっている。書類もコッピーを後送すると約束してくれた。

小池　調査旅行のまとめとしてなにか一つ。

岡田　総かつ的にいうと、日本の若い人は外国をみてくることだね。どしどし海外進出をして、諸外国のいい点、とくに社会道徳を覚えなければならないと思う。

二千名が参加

総力結集誓う　長崎県総決起大会

（長崎発）長崎県引揚者団体長崎県本部と長崎市支部の共催にてさる五月二十七日長崎市公会堂に県下引揚者代表二千名を集め、在外私有財産補償獲得総決起大会を開催、県選出代議士十一名、その他来賓多数の祝辞のあと、外資同総本部長、在外財産審議会委員津汲泰宏氏の第三次審議会の経過報告並に岡田全連常務理事の欧米における調査報告等によりますます意気あがり、本問題の早期解決のため断固闘い取るの決意を新に左記の宣言決議を採択した。

宣言　われわれの在外私有財産はその処分、権限が、連合国に与えられ、賠償に充当されている、この厳然たる事実は、明らかに憲法第二十九条に違反するばかりでなく、政府の不信行為や、民主主義政治の理念と国民衡平の原則から見ても断じて許すことは出来ない。われわれは二十年の永きに亘る在外私有財産獲得運動の展開と、全国四〇〇万の正義の叫びによって、昭和三十九年十一月、ようやく、在外財産問題審議会を設置させ、目下審議が進められつつある重大時局に当面しているが本年一月三十日、東京高等裁判所の判決により、明らかな通り、国に補償義務のあることは動かしない処である。国はこの判決の事実を卒直に認めこれを尊重することが三権分立の精神から当然なる理であることを断ずる。われわれは審議会の答申を促進し政府に対し昭和四十年度において立法および予算措置を講ずることを強く要請するとともに総力を結集して在外私有財産の完全補償獲得に邁進することをここに誓うものである。

決議　われわれは、全国四百万引揚者を代表し、本総決起大会の名において左の通り決議する。

一、在外財産問題審議会は来る八月までに答申を要求する。

一、本年一月三十日の東京高裁の判決を尊重して速かに補償法を制定するよう要求する。

一、在外私有財産補償の公約を各党に要求する。

婦人部の強化など

福岡県連　四十年度の事業計画

社団法人福岡県更生会（理事長・岡田順一氏）はこのほど昭和四十年度の事業計画をつぎのとおり発表した。

組織強化対策　①支部組織活動の強化　運動の進展に伴い目的達成が目前にある事実に対する一般認識は普及しつつあると考えられるが、その現況を審に観察すると活動旺盛なところと極端に低調なところと両極端が見受けられるのはあながち会員の責任のみとは考えられない。組織運営の基本線理解度に平行した指導層の問題もあるが、これらを是正し活動を高度化してゆくことこそ当面の情勢に対処する一大要諦であると考える。

②婦人部活動の強化　昭和三十九年度に於て、その必要性並に活動の価値性が確認された婦人部活動も各支部の婦人部結成により着々と歩みを進めているもののまだ未結成支部もある。運動の進展に即応しその特異性による活動は一般支部活動と平行して望まれる機会が今後特に予測される現状を十分理解し努力が求められる。

特別動員対策　海外調査に基く報告によりある程度飛躍的な進展が期待される審議会問題、あるいはこれらをめぐる政情の動きに対応する活動として、全連指針にも示された特別動員は必要である。おそらく数回の計画がなされ実施されるであろうが、各支部に於ても動員目的に適切なる人材の選定など心的財力の準備等十分なる体制の確立が望まれる。

審議会対策　運動推進の一要素として求められるものは「補償理論」の徹底であり理解であることは論をまたないが、審議会に対する対策に最も本件が要請される理由は審議会に於げる何れの問題の審議討議も究極は私有財産不可侵の原則に立脚した補償理論以外の論説はあり得ないが故である。八月答申を強く要求し、これを督励しかつ[illegible]

記念行事の実施　①終戦記念事業　確立された国家経済の安泰の中にもわれわれ引揚者同志が忘れることができないのは動乱と恐怖の終戦当時であり、裸一貫雑草の如く逞しく生き抜いてきた二十年の星霜である。ここに思いを致すとき引揚者団体更生会として残すべきは何等かの形の記念事業である。当然内容の研究検討は要するが将来に対しても一応考慮の必要のある問題と考える。②引揚物故者追悼慰霊祭　前項記念事業の計画立案と相まって行なわなければならない問題はこの慰霊祭である。終戦後二十周年を迎えるに当り思いを新にし霊を慰めることは意義深くかつ、当然あるべき引揚者団体の姿と考える。

支部に於ける業務体制の確立　全体社員制による社団法人として本会が存立しているのであるが、各支部の現況を観察するに、一部に於ては組織体としての系体を認め難きもの或は、支部長と称する者のみによる運営が公然と存在する等の事実は本会本来の姿に非ざることはもとより、非民主的最も忌避すべき現象である。本会の基本運営方針に則り併せて地方地域事情を十分に勘案した支部の年次計画の立案、予算の審議、決算の検討、活発なる活動等の円滑なる業務運営が行なわれてこそ組織が高度化され運動確立が実現すると考える。故に各支部の各個事情をも十分に考慮の上その育成指導に努力し完全なる組織体業務体制の確立こそ来るべき補償実現を迎え入れるに当り不可欠でありかつ、望まれる本会最善の姿であると考える。

[illegible]これが審議しなければならない現状[illegible]審議内容を検討し、分析[illegible]補償理論[illegible]を消化し、この審議によってのみ解決されるものと信ずる。

政党工作関係　三十九年度活動方針に示されかつ実施された地方議会を拠点とした意見書採択による世論喚起、マスコミ啓蒙をなお一層推進し引揚げた世論を分析する時、自ずと政党に対する工作の方途は明白であると信ずる。強力なる政党工作以外の何物でもない。ここに論点を求める時、この作業の基盤は前述地方議会意見書採択により喚起された不動の世論であることを忘れてはならない。なお一層この継続事業を推進することにより十二分なる政党工作への分野が開拓されることを期待する。

山形県代表者大会

山形県連は六月八日午前十一時から山形市医師会館で県代表者大会を開催した。出席者四百名、来賓として小金義照代議士、古海審議会委員、全連から瀬下、藤岡氏らが出席した。

県連だより

大阪府連大会　六月十三日[illegible]で開催。

千葉県連旭ブロック大会　旭市[illegible]で開催。

[illegible]大沢雄一氏辞任　埼玉県連会長大沢雄一氏は六月六日の県連総会で辞任[illegible]副知事佐藤八郎氏が就任した。

[illegible]県連大会　六月八日[illegible]で開催。

九連大会　六月九日熊本市体育館[illegible]会長代理秋田大助[illegible]

兵庫県尼崎支部大会　同十三日[illegible]で開催。

千葉県茂原ブロック大会　同十三日茂原市で開催。

北海道県連総会　同十七日に開催、福島会長の辞任を承認。

神戸市連合支部総会　同十九日御影公会堂（第一会場）長田公会堂（第二会場）で報告大会。

福井県連大会　同二十日市公会堂で開催。

千葉市ブロック大会　同二十日千葉市内で開催。

香川県連大会　総会をかね二十日玉藻公園で開催。

山口県連下関支部　下関市赤間神宮で支部役員会を二十一日開催

姫路ブロック大会　二十六日市公開堂で開催。

東京都連中野支部大会　二十七日に開催。

秋田県連大会　三十日に市内産業会館で開催。

「引揚全連バッヂ」
外径　一・一糎
金色（本金張り）五〇〇円
送料　一〇円
全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。県連で一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。
社団法人
引揚者団体全国連合会

引揚全連通信

発行所 東京都千代田区神田神保町1の3 社団法人 引揚者団体全国連合会 電話 (293) 7520 編集発行人 [illegible] (定価1部送共20円)

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

十月六日、仙台市民会館で宮城県大会開く。[illegible]

佐藤首相が所信を表明

引揚者一万の叫び

成果あがる全国大会

外資同主催、全連後援の「在外財産問題審議会即時答申と補償法制定要求引揚者全国大会」はさる十月十一日午前十時から東京都日比谷野外大音楽堂で大々的に開催、折から開会中の日韓批准国会にとどけと気勢をあげた。午後一時すぎ、参加各県代表を五隊に編成、政府、政党、審議会に対しそれぞれ陳情、終って全参加者が都内をデモ行進し、目的達成への基礎固めをした。なお、この日、佐藤首相は別掲のようなあいさつを大会によせ注目をひいた。

この日、会場の日比谷大音楽堂は、北は北海道、南は鹿児島をはじめ全国各県から参加した引揚者一万余名が、鉢、タスキ姿で堂内を埋めつくし、来賓の各国会議員も定刻前から百名がかけつけ意気まさに天をつく感があった。九時五十分すぎ、来賓あいさつにはじまり、自治大臣永山忠則、佐藤総理大臣代理安井総務長官、議連代表上林山栄吉、社会党代表、政審会長井手以誠、民社党代表政審会長今澄勇、審議会委員（民社党）受田新吉の各氏の激励のあいさつについで、大会運営を任命、坂井副委員長の開会のことばで大会を開会した。つづいて瀬戸全連理事長代行、元全連理事長北条秀一、野田卯一郎、中馬辰猪、大和与一、秋田大助の各氏がそれぞれあいさつ、ついでこれよりさき佐藤首相と会見を終えた議連代表幹事三池信、原健三郎、佐々木秀世の各国会議員、津汲外資同本部長（大会委員長）を代表して原、佐々木両氏から、

「在外財産問題については大きな関心を持っている。いずれ、審議会の答申がありしだい善処しよう」

との確約を得た旨の報告があり会場はしだいに盛りあがりをみせていった。つづいて津汲大会委員長あいさつ、三池全連新理事長の就任あいさつなどが行なわれた。ついで、大会議事に入り、山田全連常務理事から経過報告、さらに今次大会の行動計画を満場一致で賛同、宣言、決議文を採択した。

午後は第一行動隊が自民党、第二行動隊が社会党、第三行動隊が民社、公明両党、第四行動隊が大蔵、外務、厚生各大臣、第五行動隊が審議会各委員にそれぞれ陳情、終って全員のデモ行進にうつった。デモ隊はまず総理府横から田村町通りに抜け、虎の門、田村町、内幸町を通って大会場の日比谷公園まで、手に日の丸の小旗、在外財産補償要求のプラカード、のぼりを秋空にかかげて行進、都民の注目をひいた。

大会グラフ・二面にあります

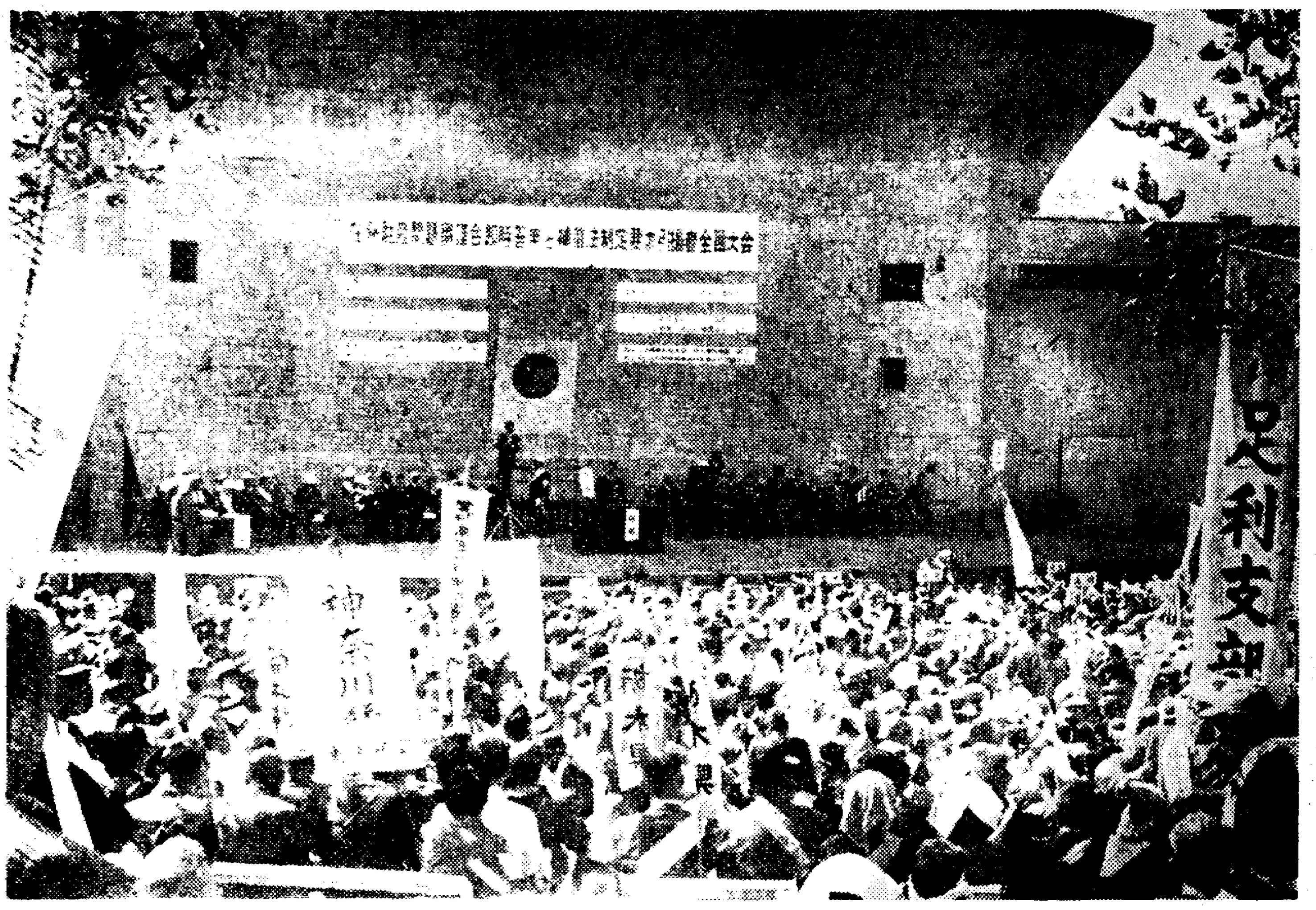

北から南から１万名が参加 気勢あがる全国大会場

理事長に三池氏

全連活動に筋金入る

小西理事長のなきあと全連理事長は空席となりその間、瀬戸副理事長が職務を代行してきたが、在外財産問題解決を前に新理事長を待望する声が強く、執行部は議員連盟と折衝をつづけた結果、議員連盟代表幹事、審議会委員三池信氏に就任を懇請、十月十日深更にいたって同氏の快諾を得た。その結果、十一日の大会席上で正式に発表した。三池新理事長は国会内でも正義派のひとりとして知られ、福田派の中心人物で、大臣候補にあげられている。三池氏の就任により国会との一体化に成功したことは今後の運動を推進するうえに大きな力となることはもちろん、全連活動に筋金が入ったことになろう。三池理事長は就任の弁を大会でつぎのようにのべている。

「在外財産問題は今日までなんらの結論を得ないままで放置されてきたが、まことに胸のにえくりかえる思いである。私は審議会の一員として、法律的に、政策的に諸問題と取り組んでいるが、問題が複雑で微妙なことを痛感している。言うは簡単だが、内容は難かしい。審議会の答申をどうゆう結果に持ってゆくかということが問題で、その実が美味なものか、背くてとるに足らぬものか、答申がどんな形で出ても、有利な実を結ばせることが、われわれの仕事であると知らねばならない。問題はりっぱな答申を出させるためにも、この団体が〝りっぱな団体〟であることを天下にしめすことである。そうでないと悲しい結果をみることになるだろう。参議院選挙の結果をみても胸に手をあて静かに反省しなければならない。この際、われわれは打って一丸となり、より以上の努力をしなければならぬことを就任あいさつの冒頭に申しあげる。理事長を引き受けた以上、みなさんのオヤジとして献身の努力を払うから、みなさんも協力してほしい」

（写真は大会で就任のあいさつをする三池理事長）

〝徹底した解明を〟

佐藤首相、所信を表明

佐藤首相は今大会で、つぎのように所信を表明（安井総理府総務長官代読）問題解決に、政府の意のあるところをみせた。

〇 〇 〇

本日ここに全国引揚者代表各位の集いが開催されるにあたり、一言あいさつを申し述べます。

ご存知のとおり、在外財産問題につきましては、昨年在外財産問題審議会を設置し、本問題に関し政府として今後なすべき方策の要否等につき諮問いたしたところでありますが、その後、審議会各委員におかれては、きわめて真摯、かつ、熱心に審議を重ねておられる現状にあります。

在外財産問題の範囲はきわめて広汎であり、その内容はきわめて複雑[illegible]れた地域、未だ締結されていない地域、あるいはまた、戦場と[illegible]る法的地位ないし歴史的事情がまことに多種多様であることからも明らかであります。

本問題につきましては、従来すでに同種の調査会あるいは審議会において繰り返し審議されてきたところであり、早急に結論を出すべしとする皆様の強い要望につきましても十分理解致しておりますが、そのように問題が多ければ多いだけに、私は、今回の審議会こそは本問題に関する最後の審議会となるべきことに意をいたし、将来に疑点を残すことのないよう、あらゆる面に、もれなく検討を加え、みじんもゆるがせにしない徹底した解明のつくされることを期待しております。そして、政府といたしましては、そのような審議の結論を得たうえで、慎重にこれを検討し、可及的すみやかに国民の納得のいく解決を図りたいと念願しております。

簡単でありますが、一言もってあいさつといたします。

写真は代読する安井総務長官

決議 われわれは全国四百万引揚者を代表して左記四項目を要求する。

一、内閣在外財産問題審議会に即時答申を要求する。

二、東京高裁判決は国の意思表明なり、よって答申あり次第補償法制定を要求する。

三、引揚者在外私有財産補償処理促進の決議を第五十回国会に要求する。

四、各政党に補償法即時制定を要求する。

以上四項目を内閣在外財産問題審議会、政府、国会、各政党に要求し、これが実現に誠意ある意思表明のあるまで本大会は無期限闘争で断固闘いとる。右決議する。

宣言 政府は平和条約第十四条で連合国に在外財産の処分権を認めたにも拘らず連合国の主権により処分されたものでわが国の措置によるものでないとうそぶき、憲法の枠外問題であると責任逃れをしてきた。給付金制定後、政府は前言をひるがえして在外財産補償はこれで解決済と矛盾も甚しい無責任な放言で国民を欺瞞し、一方的な解釈を押し通そうとしている。国家対国家の国際法論と国家対国民の国内法論とを混同した異論を日韓条約で国民の前にその醜態を晒け出している。米、英、加三国の責任者は日本がその在外財産処分して旧日本軍によって損害を受けた自国民に補償している事実がわが団体の海外調査で明らかにされた。即ち国の賠償は在外財産で棒引勘定となった事実は疑う余地がない、従って憲法第二十九条の公共のための収用である。昭和四十年一月三十日東京高裁は「国に補償義務あり」「それは正に法律の規定を待つべきものと考える」と判決した。

このことは補償法制定を示唆したもので国の義務は明確である。故にこの正論を主張して既に二十年の長きに亘る要求を認めず未解決のまま放置している処に日本の悲劇の根幹がある。われわれは国際信義と社会正義及び今後の移民貿易等のためにも在外私有財産権を譲れと叫んでいる。政府は二十年の不信行為を卒直に反省し、正論に対し、誠意を示せ。われわれの忍耐にも限度がある。政府が昭和四十一年度に立法と予算措置を講じ、四十一年度に補償完全実施するまで如何なる障害があるとも断固闘い抜くことを誓う。右宣言する。

激励のあいさつ

日比谷大会によせられた来賓各氏の激励あいさつはつぎのとおりである。（順不同、敬称略）

在韓財産に関心を払う

民社党 今澄 勇

わが党は日韓条約には基本的には賛成だが、審議を通じて最後に賛成か反対かの態度をきめることになっている。その理由は、日本にいる韓国人の財産権、永住権については優遇されているが、軍令三三号により在韓財産は放棄されその補償はされていない。ドイツ、イタリアは補償が実施されているので、日韓国会の審議を通して、この在韓財産がどうなるかということで、われわれは判断したいと考えている。民社党は今国会に、在外財産の補償決議案を提出して、超党派で決議しみなさんに報いたいと思う、本日の大会で具体的な成果があがるようにみなさんの奮起をお願いする。

政府を鞭達

社会党 井出以誠

在外財産問題が未解決で今日に及んでいることは党としても責任のいったんのあることを表明する。私は三二年の春の予算委員会で交付公債のきっかけをつかんだ質問をしたが、補償実施を見ないままに物故された引き揚げ者のかたがたに心から哀悼の意を表したい。政府はさきに農地報償をおしきり日本の株屋には四千五百億円の特別融資を行なったが、政府にこの勇気があれば在外財産問題の解決はむずかしいことではない。社会党はよくなんでも反対するといわれるが、正しいものには進んで賛成している。この問題については党内に〝戦争犠牲者対策特別委員会〟をつくって取り組んでいる。この大会の要望をたいして、国会での決議はもちろん、政府をべんたつして目的達成をはかることをお誓いする。

早急に答申

民社党 受田新吉

私は審議会委員の一人として本問題解決のために微力をつくしているが、一言でいえば、海外で長期にわたり苦労されたみなさんの在外財産の補償はもはや、一日もせんえんを許さず、完全解決する時期がきていると思う。本日も第十四回の審議会が開かれ、基本的な解決を論ずる審議が進められる。安井長官は審議会に全責任があたえられたようなあいさつをされたが、私も審議会の答申に協力できるよう最後の努力をしている。審議会の空気は幸いに人間的で法律論的には異論があっても、政治論ではだれひとり反対はしていない。丸裸で引き揚げられたひとびとに対しては法律的にもようとびとのためにも、人間尊重の上から早急に解決せねばならない。国家財政も十年前とに比べようのない好転をみせており、農地問題の数十倍の国家責任を有する問題をうやむやにしてはならない。

皆さんが証人

自民党 原健三郎

佐藤総理と会見してここにかけつけた。総理に「この問題は総理が本気にならなければ解決しない。いかがでしょうか」というと「よろしい答申があり次第善処する」ときわめて明確に答弁された。これはみなさんが証人である。審議会の答申を早く出してもらって、おそくとも四十一年度には出させるようにしたい。おそくなれば[illegible]困ると思ってがんばってもらいたい。

引揚者が有利のように

社会党 大和与一

私も審議会委員の一員として本問題の解決に努力してきた。十数回の審議会の内容についてはすでに報告されているが、補償は証こ書類を整理してある大会社だけがうまい汁を吸い、裸かで帰られたみなさんが泣くようなことになってはたいへんだ。答申は十一月を目途にしているが、みなさんの一糸乱れない行動が、政府、政党を動かすことになるので、このうえとも団結を固くして目的達成にまいしんしていただきたい。

総理の真意

自民党 佐々木秀世

国会の開会式が終った直後に、三池、原、津汲氏と私の四人が代表して佐藤総理と会見、政府の決意をうかがったところ、審議会の答申を待って善処するが、佐藤内閣はこの問題に大きな関心と熱意を持っていることを、みなさんにお伝えしてくれとのことであった。今日は野外なので、佐藤総理の真意だけをお伝えして、私のあいさつとします。

解決のとき

自民党 中馬辰猪

さきに小西理事長が死去され、不安と淋しさをかみしめたが、今回、三池氏が理事長に就任したことは喜ばしい。国会議員が団体のなかに入るのはどうか、という議論もあったが、今日、国会と引揚げ者が一体とならなければならぬという見地からスタートがきられたのだ。国会はこの問題を審議会だけに任せてはおけない。審議会が素直に答申を出すよう努力する責任がある。故大野先生は一番列車のあとで二番列車を通すといわれたが今がその時機だと思う。みなさんのご健闘をお祈りする。

◇ズラリ並んだ来賓各氏。

来賓 衆議院議員 秋田大助 天野光晴 [illegible] 池田清志 井村重雄 [illegible] 井手一太郎 伊能繁次郎 上村千一郎 臼井荘一 浦野幸男 大石武一 小沢辰男 小川平二 [illegible] 佐々木秀世 [illegible] 進藤一馬 竹内黎一 坂田道太 [illegible] 田中竜夫 高橋清一郎 [illegible] 中馬辰猪 [illegible] 西岡武夫 野田卯一 羽田武嗣郎 古井喜実 [illegible] 松浦周太郎 [illegible] 森下国雄 [illegible] 八木一男 [illegible] 今澄勇 [illegible] 稲葉修 [illegible] 金丸信 [illegible] 小島徹三 [illegible] 佐藤洋之助 佐々木義武 [illegible] 館林三喜男 田沢吉郎 [illegible] 塚原俊郎 [illegible] 丹羽兵助 西村英一 [illegible] 野原正勝 橋本竜太郎 馬場元治 広瀬正雄 三原朝雄 南好雄 八木徹雄（以上自由民主党） 稲村隆一（以上社会党） 吉田賢一（民主社会党）

来賓 参議院議員 [illegible] 伊藤五郎 植竹春彦 植木光教 小沢久太郎 [illegible] 近藤英一郎 [illegible] 後藤義隆 [illegible] 田村賢作 [illegible] 高橋文五郎 [illegible] 任田新治 [illegible]（以上自由民主党） [illegible] 大和与一（以上社会党） 代理 [illegible]（以上自民党） [illegible]（以上社会党） その他 田畑金光 [illegible] 北条秀一 [illegible]

祝電（衆議院議員） 大泉寛三 進藤一馬 田中栄一 千葉三郎 船田中 [illegible]（以上自由民主党） 足鹿覚 田原春次 只松祐治 戸叶里子 二宮武夫 野間千代三 安井吉典（以上社会党） 佐々木良作 玉置一徳 中村時雄（以上民主社会党） 祝電（参議院議員） 小沢久太郎 近藤英一郎 古池信三 迫水久常 徳永正利 山崎斉（以上自由民主党） 松永忠二 矢山有作（以上社会党） 中沢伊登子（民主社会党） その他 田中武雄 沖縄外地引揚者協会 鹿児島徳之島所支部

政府は片手落ち

在外財産問題で 今澄氏、政府を追及

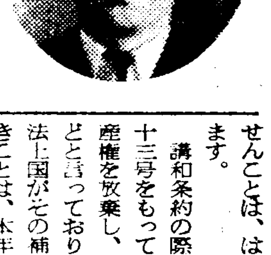

さる十月十六日の国会本会議で、民社党の今澄勇氏は国務大臣に対する質問演説のなかで〝在外財産問題〟をとりあげ鋭く政府を追及した。それに対して佐藤総理から答弁があったが、以下速記録から抜すいして紹介する。

今澄（前略）さらに、かって韓国に在留いたしましたいわゆる日本人の在外財産においても、いまだその基本方針がきまっておりませんことは、はなはだ残念であります。講和条約の際、政府は軍令第三十三号をもって在留邦人の私有財産権を放棄し、これを不可抗力なりと言っておりますけれども、憲法上国がその補償の責任を負うべきことは、本年の一月、東京高裁の判決によってもご承知のとおり明らかでございます。在日韓国人の財産権の確保に比していかにも片手落ちでありまして、諸外国の例から見るも、この際、在外財産の補償に対して政府は責任ある処置をとり、戦後処理を果たすべきであると考えるのでありますが、総理の明快なる答弁を求めるものであります（以下略）

佐藤（前略）また、在外資産についてのお尋ねがございましたが、在外資産につきましては、在外資産問題審議会が設けられておることはご承知のとおりだと思います。この審議会が目下鋭意検討を続けておりますので、いずれ審議の結果、結論を出してくることだと思います。その答申に期待をいたしておるような次第でございますので、しばらく時間をかしていただきたいと思います。

椎名外相（前略）それから、在外財産、これも総理から答えましたから省きます。（「それは総理は言わないぞ」と呼ぶ声あり）これは、在外財産の問題は、調査費を計上して、基本的にこれをどうするかということを研究中でございます。

全連だより

三池理事長が指示

三池理事長はさる十月十九日午後二時から全連本部で津汲副理事長、岡田常務理事、藤浦監事、柴岡事務局長らから会計報告その他を受け、今後の運営について若干の指示をした。

十月六日 宮城県大会に藤岡事務局長出席。

十月七日 議連役員会をプリンスホテルで開く。
十月八日 外資同本部長会議
〃 同
十月十一日 日比谷で全国大会開く。
十月十三日 継続闘争決定、テント村を解散。
十月十九日 三池新理事長が全連事務局で執行部と打合せ。
十月二十日 国会議員の審議会[illegible]

たずね人

荒木 貢 [illegible]
橘 福治 [illegible]
伊藤 芳子 [illegible]
平野房太郎、静江 [illegible]
石川 すみ子 [illegible]
鍵本 公司 [illegible]
〃 スミ
〃 秀子
〃 松代
上田登め三郎 [illegible]
小川 三郎 [illegible]
馬場 壽次郎 [illegible]
佐藤 猛 [illegible]
金原 良助 [illegible]
清水 誠億 [illegible]
植田 勲 [illegible]
篠原 くに子 [illegible]
中村 多司馬 [illegible]
市村 三邦 [illegible]
中村 明 [illegible]
小林 正樹 [illegible]
西浦（名不明） [illegible]
川島 たつ子 [illegible]
河合 正治 [illegible]
坂本（名不明） [illegible]
荒田 忠良 [illegible]
平野 清 [illegible]
西村 檜四郎 [illegible]
桜井 隆一 [illegible]
黒沢 ヤス [illegible]
〃 ヤエ子
加藤 芳之助 [illegible]
中川 しげ子 [illegible]
平川 池郎 [illegible]
広島 茱 [illegible]
奥村 小市 [illegible]
石田 忠雄 [illegible]
石田 初枝 [illegible]
石田 忠雄 [illegible]
〃 初枝
小野寺 昭平 [illegible]
山崎 孝 [illegible]
高 稔 [illegible]
石野 博 [illegible]
小西 昇一 [illegible]
副島 四郎 [illegible]
成瀬 キヌ [illegible]

千島天寧よりの引揚者は左記へ連絡下さい 秋田県湯沢市大工町三〇 [illegible]

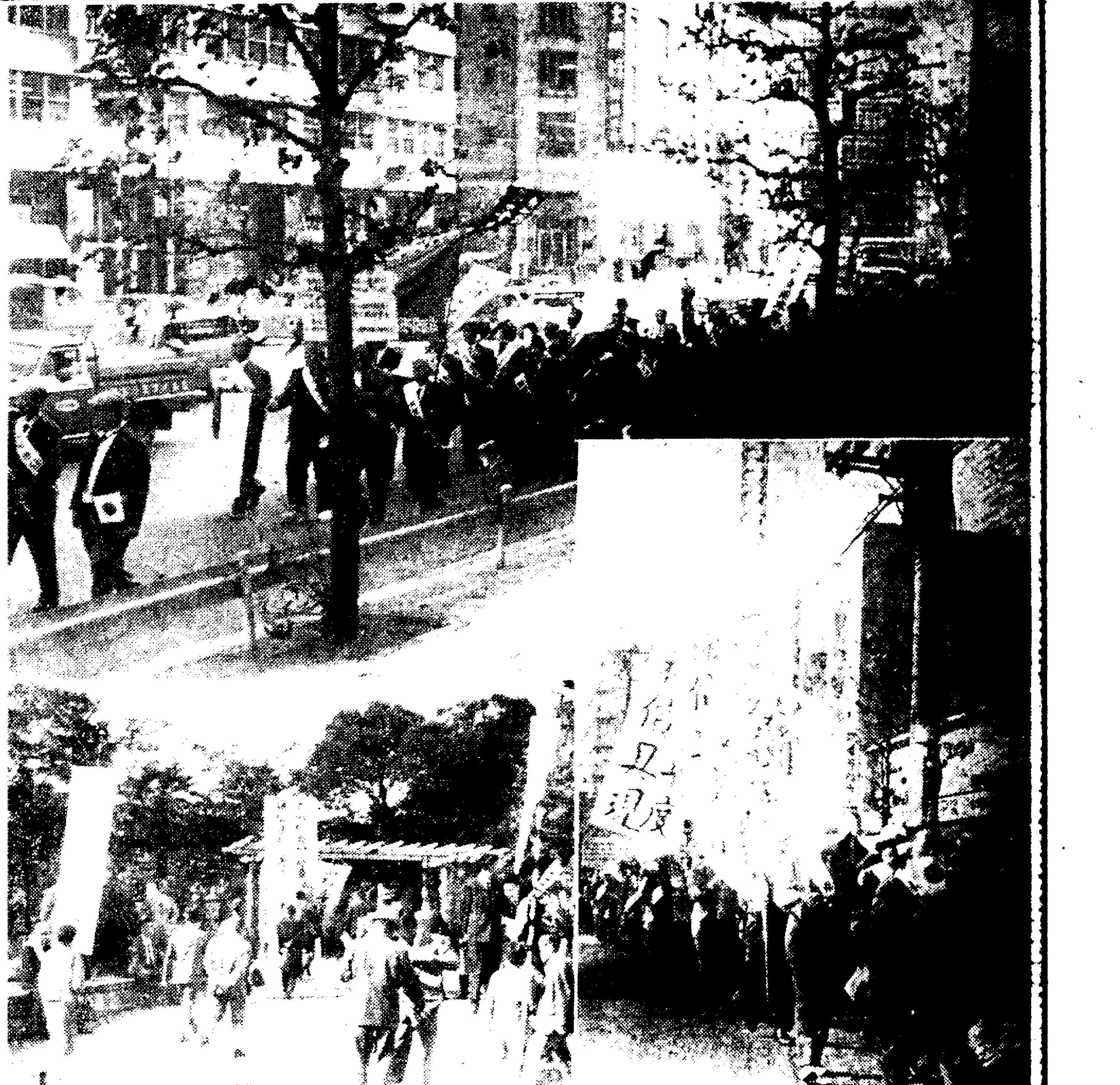

大会スナップ ①大会場を埋めた引揚者②内幸町を行進する引揚者③田村町通りを行進する引揚者④定刻前大会場にぞくぞくつめかける人たち

日韓国会機に活発

在外財産補償　獲得期成同盟が気勢

サンケイ新

日付サンケイ新聞は准国会開幕とともに在外動が活発化してきた」と、問題をとりあげ、そのように解説している。

によって没収された在外いし国が補償する義務がか」―いわゆる在外財の動きが日韓批准国会に請求権問題とからんできた。十一日には在審議会がひらかれ、憲ンシスコ平和条約な解釈問題で検討が行なわれたが、政府としてはまず法律問題を徹底的に審議し、結論を急がない構え。これにたいし引き揚げ者団体を中心とする在外資産補償獲得期成同盟は一万人集会をひらき「結論を急ぐよう」要求、デモ行進をして気勢をあげており、「農地報償」審議のさい懸念されたとおりこの問題をめぐる政府と圧力団体の対立が激しくなりそうである。

在外財産問題審議会（佐藤栄作首相の諮問機関・山田義見会長）は十一日午後二時から東京・霞ヵ関の国立教育会館で第十四回総会をひらき、補償問題と憲法二十九条の解釈などについて協議した。

サンフランシスコ平和条約調印以後、歴代の政府は「敗戦で没収保護外で行な補償の義務はない」との見解をとってきた。

同審議会は、これまでの審議で、諸外国の平和条約と私有財産補償の問題を協議してきたが、この日から日本の現行憲法と在外財産補償問題についての検討にはいった。とくに憲法第二十九条三項に「私有財産は正当な補償のもとにこれを公共のために用いることができる」と規定している点について、これが在外財産の放棄に適用されるかどうかの点に議論が集中した。補償肯定論としては没収財産は「賠償としてとられたものと考えられるから〝公共のために用いられた〟に準ずることができる。したがって政府は補償すべきである」との意見があった。

これにたいし反対論としては「日本は平和条約によって在外財産処分を条約締結国にまかせたが、空襲など戦争災害の一種であり、憲法二十九条の適用外である」との意見がだされた。また「公共のために用いる」というのは土地収用のように国家権力が私有財産を没収することを指すのであり、戦争による外国権力による接収はあてはまらぬとの意見もあった。さらにサンフランシスコ平和条約と憲法との優先関係など問題も多いので、法律問題をさらにつめて検討することになった。

一方、政府としては①ことし一月東京高裁が「基本的には国に補償の義務がある。ただ、現実に補償を義務づける法律がない」との判決を下したこと②日韓条約が財産請求権の解決をふくめ批准されようとしていること―などの点から最近国内の在外財産補償を要求する引き揚げ者団体の動きが活発化していることを重視している。

これらの団体は、とくに日韓批准と関連し「韓国の財産請求権が五億ドルの有償、無償の供与額で調印できたのは引き揚げ者が朝鮮に残してきた財産があったからだ」と主張しており、李ラインのため韓国に捕獲された漁船や船員への補償が政府から〝見舞い金〟という名で支払われることも引き揚げ者団体を刺激しているようだ。

こうした情勢のなかで政府もこの問題の取り扱いについては慎重な態度でのぞんでおり、当面「国の補償義務について法律上あらゆる面からじゅうぶんに検討し、結論を出してほしい」との立ち場でとくに結論を急ぐ考えはない。

このため、在外財産問題審議会としても答申の時期はきめず慎重な審議をつづけたいしている。

これにたいし在外資産補償獲得期成同盟総本部（津汲泰宏委員長）は十一日午前十時から東京・日比谷野外音楽堂で全国の引き揚げ者団体一万人をあつめ「在外財産問題審議会即時答申の補償法制定要求引き揚げ者全国大会」をひらき①内閣の在外財産問題審議会は十一月中に政府に答申することを要求する②国会は日韓条約批准前に、在外財産補償処理促進のための決議をする③「在外財産にたいしては国に補償義務があり、法律の規定を待つべきものと考える」との東京高裁判決のとおり、すみやかに在外財産の補償法を制定する―などを政府、各党に要求することを決議、このあと国会議事堂周辺をデモ行進した。

同本部では特別陳情団を結成し同日から十二月十四日まで、一万人を動員して国会に波状陳情をおこなう予定である。

長期斗争を開始

都内三宅坂よりにテント村設置

大会闘争本部は十月十二日午後二時から戦術委員会を開き、今国会で『在外私有財産補償促進に関する請願採択ならびに決議』の可決と、審議会の答申態度を確認するまで、断固闘争を継続することを決定、即日行動にうつった。期間は十二月十三日の国会閉会日の七十間とし、都内平河町通り（三宅坂から平河町に向って右、高速道路向い、消防庁前）にテント村を設置、ここを〝闘争本部〟にあて、十三日から、審議会への陳情に重点をおき、第一陣は九州ブロックの三十名（鹿児島県連山口事務局長、住吉福岡県連副委員長ら）で編成、審議会全委員の家庭を訪門、理解ある協力を要請した。二十一日からは宮重山口県連副会長をリーダーとする中国、四国ブロックの二十四名が、主に各政党の政調会関係へ「補償決議」の促進を陳情、二十八日からは東京都連が中心となり報道関係に働きかけるなど幅広い行動を開始している。なおテント村に電話（二六一）〇三四二番を特設、長期闘争へ万全の布陣をした。

平和条約で賠償金と放棄させられた在外私有財産は国家が補償す
引揚者全国大会

写真はテント村

主張

三池理事長の就任を喜ぶ

藤首相は、十一日の大会に、安井総理府務長官を通じて「在外財産補償問題」に対所信を明らかにした。かならずしも満足ゆく内容ではなかったが、たとえ代読にせ、引き揚げ者大会に首相があいさつをよせことは異例のことであり、佐藤首相が問題決に十分関心を有しているとうけとれよう。つづいて、全国民注目のうちに開かれた今臨時国会でも、今澄民社党代表の質問に同様の答弁をしているが、首相はそのなかでも「みじんもゆるがせにしない徹底した解明」をと審議の結果に大き待をよせている。

ことは、審議会に一種の示さをあたえとも思われるが、いずれにせよ、いっ審議会の答申如何にかかっているのだれは、このさい、いたずらに軽挙もうつつしみ、静かに事態の推移を見守らない。

それはともかく、最近、引き揚げ者の一部に、ややもすると全連活動に批判的となり、抜けがけの行動に出ようとするものを見うけるのは、まことに遺憾である。補償実現をいそぐあまり、全連執行部の闘争方針に過激さを要求する胸懐はわからぬでもないが、運動にはみずから秩序と良識が必要である。行動の行き過ぎと論理の飛躍は、問題の解決に障害をあたえるだけでプラスにはならない。

われわれの在外財産が賠償の一環に充当されたことは明らかだが、だからといって納税者である国民を敵としてはならぬ。佐藤首相のいう「広く国民の納得のゆく線で解決をはかりたい」とする意図は、そのかぎりでは正しいようだ。

われわれは一方で、静かに政府の出方を見守りながら、審議会の答申にそなえて「ちから」を温存するきん度を持ちたいものである。

もう一つ、このさい、全国引き揚げ者に要望したいことは、運動の成果に自信をもち、ひとりひとりが〝すて石〟になれということである。在外財産の補償要求という大事の前に、個人プレーやスタンド・プレーがあってはならない。衆知のように、政府は給付金支給以後、補償は終ったとして、われわれの叫びに、耳をかそうとしなかった。それが総理府内に調査室を設け、第三次審議会を発足させたのは、とりもなおさず四百万引き揚げのゆるぎない団結を基盤とした全連ぜんたいの働きかけによるものである。けっして、二、三のひとたちだけの努力によるものでないことは自明である。全連はいま国会周辺にテント村を設営して長期闘争をつづけているが、全国県連から選抜された有志が連日ここにとまりこみで関係方面に陳情を開始している。また、都内の有志婦人は、茶菓子をたずさえて、テント村を激励した。このひとたちの行為こそ運動を推進する原動力であり、そこには個人プレーやスタンドプレーの意識は見当らない。こうした行為の積重ねが運動を前進させ、目的貫遂に結がることをわれわれ識す

ただし「静かな行動」ということは傍観を意味するものではない。うちに火のような熱情を秘めてどこまでも良識的な行動をとりたいという意味である。その意味で十一日の大会はいちおう成功であった。日韓激突を前にして、都大路を黙々として静かにデモ行進する一万引き揚げ者に多くの都民は激励のまなざしを送っていた。テレビ、ラジオ、新聞もまたこの集会をとりあげ、在外財産補償要求の是非に焦点を合せた。これこそ、良識あるわれわれの行動のたまものといえよう。

頂上はすぐそこにあるのだ。われわれは、もう一度足場をかためて、よじのぼろう。最後に、今回、三池信代議士を全連理事長に迎えたことは、まことによきリーダを得たものとして心から喜びあいたい。

私有権を認めるのは国際間の通例だ

読売新聞　編集手帖が論評

また読売新聞編集手帖氏は二十五日付朝刊でつぎのように「在韓財産問題」について論評している。

○　○　○

いまのところ、佐藤内閣の姿勢はすべては日韓条約批准のために低くなったり、高くなったりしているようだ。なるほど日韓条約は重大な問題である◆重大な問題であるから、国連中心主義にのっとって、重要事項に指定するという中国の国連代表権なみにタナ上げあつかいして敬遠すると思いきやこれだけはタナ上げどころか精一杯の全力投球〟の姿勢である。外においては重要事項でタナ上げ賛成、内に向かっては重要問題だから何がなんでも批准へ、批准へ◆そこで国会の審議をわたくしたちは注目する。その審議を通じてわたくしたちは条約の意味を理解しようと努力する。たとえば、韓国は日本の交戦国ではなく植民地だった。そして独立国となった。日本国民は在韓の私有財産も権利も請求権も放棄した。植民地支配の帝国主義に便乗してつくり上げた財産だから返せといわれたからである◆それならばアルジェリアのコロンの私有権はどうだ、キューバから逃げたアメリカ財閥の財産はどうなっている？　アルジェリアはかっての支配国民の財産を認めているし、キューバですらアメリカ人のそれはなんとか保償するといっている◆「国際間の通例では……」と宇都宮徳馬氏はいう「独立した国家は今まで支配していた国民の私有権はこれを認めている」。それにもかかわらず韓国は法的根拠不明の膨大な請求権を提示要求し、日本側は無償援助五億ドル、民間貸与三億ドル以上を韓国に支払わねばならない――こいつがまず、日本国民には十分に納得されてはいない◆条約の批准は、外交の都合や政治上の義理だけが優先し、両国の国民生活を幸福にする大事な側面がこのように度外視されてよいものか、どうか。日韓条約は、どうも国民生活から離れて、政治外交のお化粧の方だけがいそがれているようだ。

外資産処理で闘う

在外財産問題審議会委員　受田新吉

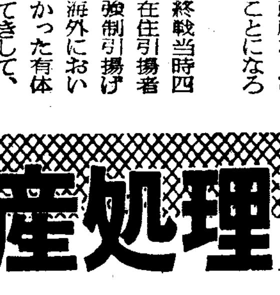

受田新吉

戦後処理問題でその規模において最大の問題をかかえた在外財産補償案件は、総理府の在外財産問題審議会（会長山田元会計検査院長）で九月二十二日の第十八回目の会合を迎え、高潮をたたえている。

この審議会には学識経験者二十名の他、六人の国会議員が参加しており、民社党代表として私が参加している。近く結論を得て内閣に答申が出されるとともに、さきの四十八国会で与党自民党の強引な態度で押し切られた一千四百六十億の国民負担をかかえた農地報償法とは、角度をかえた立場から政府ならびに国会の論争を呼ぶことになろう。

在外財産問題は、終戦当時四百万人を超える海外在住引揚者の裸一つで祖国への強制引揚げにはじまった。多年海外において勤勉と努力でつちかった有体無体財産をすべて放てきして、地縁人縁のうすくなった祖国へ帰った人々の苦難にみちた戦後二十年の生活は地縁人縁に恵まれていた農地報償法の対称者とは比較にならないほど残酷であった。在外財産問題が当面の対策としてクローズアップされたことは、自然の理というべきであろう。

この補償問題の起点はサンフランシスコ平和条約第十四条で関係国にある在外財産を対象として処分したことによる。前記審議会で論点となっている問題点は

法的に在外財産は、憲法によって私有財産とれるかどうか。

二、政策的に昭和三十年の第一回審議会の答申による引揚者給付金支給法（五百億円の予算をもって出発）よりも更に前進して補償すべきかどうか。

の二点にしぼられる。

最近の審議会では、法律論としての補償義務の有無については①昭和三十九年末の東京高裁

政策論はこれからはじまるが他の戦争犠牲者に対する大幅な待遇改善、国家財政の緩和等、十年前の第一次審議会当時と比較にならぬ社会環境の改善から全委員とも多かれ少なかれ善処を要望する声が流れている。今後毎月三回の審議日程の上にたって、答申時期も年末か年初を目標にし、昭和四十一年度予算の政治折衝に間に合わせたい気持が一般的である。

戦後二十年も早や戦後でないという今日、大がかりの処理問題に積極論を背景にして終止を打つべく十年前の第一回審議会に引続き本審議会に重任した唯一の経験者である私を中心に、わが党は党議をもって在外財産補償を決定し光栄なる良識の党活動を展開している。

なお、福島県厚生会長田畑金光前参院議員は、引揚団体の与望を背負って世論喚起の陣頭にたっている。

かるに全引揚者のわが党にる期待は　あまりにも　大き目下、日韓問題が焦点に到た日韓補償条約草案には、にある在外財産の請求権のほどこにもふれていない。令三十三号をうのみにした政府の責任を明らかにすべあり、国内補償問題とあわ、日韓条約にはっきりとしか方の主張を掲ぐべきであ

（民主新聞）

期解決

力

旨と懇談

千葉県連は十月十五日ら京成ホテルで、前総

設置した調査室や審議会と緊密な連絡をとり補償促進に全面的に協力すると語った。

まず、県連加瀬理事長から、われわれ引揚者の在外私有財産補償問題については多年ご協力をいただき、特に総務長官時代には、第三次審議会の設置、さらに審議会に国会議員参加に絶大なる尽力をいただき、全引揚者を代表して厚くお礼を申し上げます、と感謝の意を表し、臼井氏は「佐藤総理の意中や審議会委員の考え方、空気など十分にご承知のこと故、今後われわれの運動方向等についてご指導をいただきたい」とあいさつさらに

「よくわかりました。皆さん方の問題は、結論的には補償は実現されるが、その時期、方法が問題であります、しかし審議会も法理論等は殆ど出尽したようですから早晩結論は出ると思いますが、調査室とも連絡をとり促進させると共に国会議員として諸君の希望に添うよう努力します」

ついで、県連側から請願に対する今国会での扱かいについて質問したのに対し

「日韓問題があるが、多くの先生が紹介で全国から提出されているので、出来るかぎり今国会で採択するよう努力はするが、請願の提出が閉会後であったのでその点に若干の心配がある」

その他日韓問題に関して、韓国に残置した引揚者の財産請求権の問題、補償に関する証拠資料の問題等具体的な問題に対する応答等があり、

「既に二十年が経過して多くの引揚者が没しられている。国としても二十年間で最も大きな、そして最後の戦後処理として一刻も早くこの問題を解決しなければならないと思う。諸君も一層結束を強くして頑張っていただきたい、私も及ぶ限り　の協力をさ　せていただく」と確約。

加瀬理事長から国の内部事情に通じている先生のことなれば、あらゆる面で指導と協力を重ねての願いしますとあいさつ、八時三十分閉会した。（写真は会場）

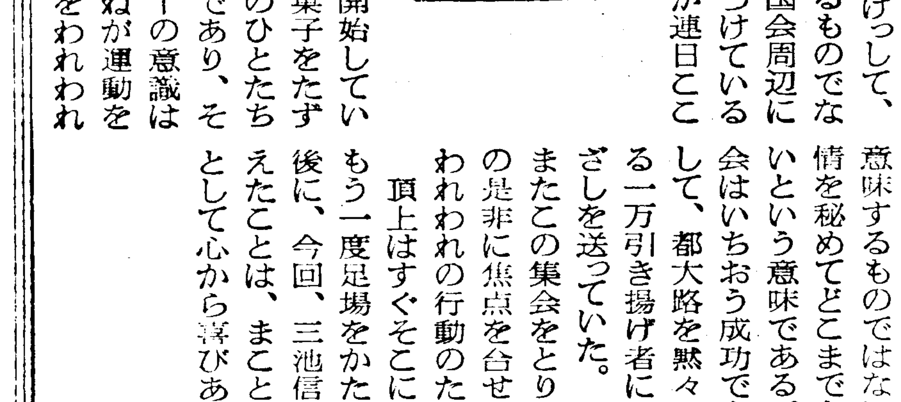

広場

▼二十六日の朝の木島則夫モーニングショー（NETテレビ）はちかごろにない感銘をうけた。来日したソ連の宇宙飛行士夫妻を囲んでのあのなごやかな歓談は思想をこえた人間同志のうるわしい交歓風景でもあった▼そこにはイデオロギーの対立や、戦争への危機感などみじんも入り込むすき間がない。そこにあるものは平和そのものである▼それなのに、なぜ人間を離れると集団の対立が生れるのだろうか▼人類の世界から一刻も早く対立関係をなくしたいものだ、とこのモーニングショーは呼びかけていた▼人類はもっと対立関係に神経を働かせねばならない。とくに日本人は、過去の戦争にたいしても、神経をまひさせている。戦争をひき起した対立関係を自省すべきである▼在外財産の補償は、私有財産尊重の原則から当然なさねばならぬが、戦争の結果がいかに高価につくかということを知らせるためにも行なわなければならない▼国鉄はまた運賃値上げを申請した。この際、国鉄にいいたいことは、値上げよりさきに、国鉄自身の合理化を急げということである。赤字線の整理、いっの無賃乗車の廃止、所有財管理など、やることはいるはずである。国鉄努力してのちに〝運を打ち出すべきで値上げ〟ではなっい▼公債発行、公共値上げは必ず悪性イのもととなろう。〝政治むのはわたくしひとりとまい。（K）

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（293）7520
編集発行人 [illegible]
（定価1部送共20円）

審議会の早期答申に焦点

ことしこそ勝利を

全連理事会・運動方針を確認

在外財産問題審議会の審議も順調な運びをみせ、この分でいくならば早期答申も可能となった。このさいさらに審議会への活発なよびかけと、運動方針の再確認を行なうため全連はさる二十六日午前十時から衆院第一議員館会会議室で常務理事会を、ひきつづき午後一時から理事会を開催、昭和四十年度第四期活動を中心に具体的な工作について協議した。

理事会で三池理事長は、二十五日の審議会の審議状況を報告、さらに大蔵委員長就任に伴なう今後の決意を語ったが、その中で「いかに多忙でも、在外財産問題については、全連理事長の責任においておろそかにしない」とあいさつ全理事を感激させた。

理事会は、新年を迎えて、いよいよ追込みの急を再確認するとともに、審議会の答申促進に当面の目標をしぼり、全国県連が歩調を合せることを申し合せたほか、議運との連絡強化、三月全国大会開催などの可否をめぐって協議、具体的行動計画は常務理事会に一任することを可決した。新春とともに、全連活動はますます活発化し全国四百万引き揚げ者の期待にそうことを心から念願しているが、いよいよ最後の大詰を迎え、全国同志のいっそうの奮起がのぞまれる。（写真は理事会）

台協の台湾在外処理委員会の初会合

台湾在外財産処理特協委員会の新年初の委員会は一月八日午後二時半から台湾協会中央ビル七階において開催され田中委員長、原田、馬場両副委員長、松本源吉、土屋米吉、波平恒教、野田太郎、西島西雄、明智延佳、中山清吾、武居久三郎、藤原耕治氏などの各委員石倉栄助事務局長の諸氏出席、田中委員長のあいさつの後、各委員が今日まで接触入手した諸情報ならびにそれに対する見解を全委員って驚き『そういう私たちなら考えねばなるまい』という空気が濃厚であることが語られた。そして今後は一般引揚者の問題はもちろん全連と協同歩調をとって行くが、清冊の如き台湾独自の問題はすべて台湾関係者自らの手で切り開いて行くことの強い申合せをした。なおこれに関連して、原田副委員長から旧ろう来政府の関係方面に面会したようすなども報告され、今後の事務連絡上の事に関して石倉事務局長から発言、打合せの後午後四時閉会した。

なお、昨年末の総会で決定したとおり地方（各府県）から三名程度の委員の推薦方をこの際至急に実現して全体的チーム・ワークをもってこの運動を推進することとなった。本部では各地方在住者に対して至急委員の推薦方を希望している。（台協）

▽各地のたより△

一月十九日、富山県連（会長・金山喜八郎氏）の役員拡大会議を富山市開催内事務代議士より自民党の態度と見通しについての特別講演あり多大な感銘を与える。

一月十七日、茨城県連支部長会議を[illegible]県食糧会館で開催。

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

主張

補償意見が支配的

在外私有財産問題はいよいよ最[illegible]入した。自民党は、かねての日[illegible]内に〝特別委員会〟を設置して、態度を明確にしようとしている。これらのことは、こと新しくとりあげるニューズではないが、こうした具体的な現われが、既成事実となって問題解決に近ずいていくのである。思えば、ながいイバラの道であったが、よくぞ、ここまできた、という一語につきる。しかし、すべては四百万人引揚げ者の団結と強い決意のたまものであって、勝利を目指にした現在、全国同志の労苦に心から感謝し、その熱意に全福の敬意をはらうものである。

われわれは、ここで、緊褌一番、さらに団結を固くして、目的貫遂を図らねばならない。

さて、われわれは、在外在外財産問題審議会の答申促進についても、全組織を動員して[illegible]しているのか、[illegible]が甘いなどの批判をきくのは残念せんばんである。われわれは、いま四十一年度立法化を目途に、全智を傾けて闘いつづけているのだ。在外財産の正当性は一般も認識し、すでに議論のときは過ぎ去った、という感覚で、政治の進展にいっさいをゆだねていることを知ってほしいのである。

最近の日刊紙は審議会の答申を七月だ、と報じている。その根拠をどこにおいたのかはしらぬが、われわれは三月答申を期待し、その方向で、審議会に働きかけている。一月五日に、東京都連幹部が、安井総理府総務長官と会見したさい、同長官は〝七月答申〟を否定しており、山田審議会長は三池全連理事長に、早期答申を約束したといわれる。このような観点から推して、われわれは早期答申の線を捨てていないのである。

一月四日付の日本経済新聞は「審議会の空気としては、法的補償の義務については両論あるが、ともかく国としてはなんらかの形で在外財産の補償をすべきであるとの意見が支配的になっている。答申は国に補償義務ありとなる公算が大きく、大きな政治問題化することは必至である」と、答申の内容を予測している。ここで、われらが再思したいのは、「審議会の答申を尊重する」という佐藤首相の言明である。審議会の審議の冒頭、首相あるいは所管大臣は、必ずそのあいさつのなかで、審議の結果は十分これを尊重するといっている、それがことばどおりに実行された例はほとんどない。そして最近いよいよその悪い傾向がいちじるしくなってきている。こんなに権威をふみにじられる審議会であるならば、それははじめから無用の存在といわねばならないし、委員の心構えとしても、そのような審議会への参画は意味なしといわねばならないだろう。だが、しかし、在外財産問題に対しては、佐藤首相は、党内外であらゆる機会に、審議会の答申尊重をうたっているだけに、よもや、われわれ四百万引き揚げ者の期待を裏切ることはあるまいと思える。

非協力な引き揚げ者

つぎに、われわれは最終段階ともいうべき今日に至って、なお、運動に非協力的な引揚げ者のあることを悲しむものである。「なにごとにも傍観者はいるものだが、こうした存在が、政治当局の安心をよび、世論の共鳴を得ない大きな原因となっていることも事実である」（千葉県運通信）という所説は、卒直に認めざるを得ない。大分県運の「請求登録申告なき引き揚げ者は補償対象から除外せよ」という主張にも、でき得れば、同調したい気持ちである。

在外私有財産の補償を唯一の望みとして、残り少ない人生を闘争に明け暮れている老いたる多勢の仲間のいることを、この人たち（傍観者）に知ってもらいたいものである。

二月上旬、発足か

自民党に〝特別委員会〟

[illegible]国会のさい、原代議士は自民党代表から確約のあった自民党在外財産特別委員会」はいよいよ二月上旬、設置されることになった。目下、政調副会長の手もとで人選が進められているが、三池全連理事長をはじめ議連幹事が委任に選ばれることは確実視されている。自民党はこの特別委設置で、正式に〝在外財産問題〟への姿勢が、審議会の答申後は、すみやかに、立法措置、補償金額の決定などを行なうものとみられ、四百万引き揚げ者の悲願の達成されるのも間近かであることを思わせている。

温泉で完全療養

退院間近い津汲委員長

東京千代田区富士見町二の三東京警察病院に入院中の津汲泰宏外務委員長の容態は日を追って快復に向い、あと十日くらいで退院できるという。言語、意識など障害はなく、二、三日前から歩行の練習をしだしたくらいで周囲のひとたちを喜ばせている。退院後は全連のはからいで長野県下で温泉療養し、完全快復をはかることになっている。病室には連日、見舞い客が殺倒、激励と見舞いのハガキ、手紙など千通を越え、津汲氏を感激させている。

41年度に事業開始

千葉県連の〝海外協会〟

千葉県連は、昨年一月の臨時総会に提案、五月の定時総会で決定をみた引揚者の精神を永遠に生かす「財団法人海外協会」はその後、川島自民党副総裁も協力を約されたので次のような基本計画をたて、これに基いて推進することになった。

本会の設立は、昭和四十年より開始し、昭和四十三年度をもって完了するものとして次の計画によって設立をすすめる。

一、昭和四十年度を総準備の年とする。

①十一月中に総計画書（趣意書、寄付行為、事業計画）必要書類の印刷、発起人の選任と承認を完了

②発起人には、県選出衆参両議員全員、引揚者団体県連理事全員、その他一般有力者。

③十二月中に発起人会を開催。

④年度内に会館建設敷地を決定する（千葉海岸埋立地を予定し、年度内に払下げ申請を提出する）

二、昭和四十一年度、本格的な募金活動と事業開始の年とする。

①目標資金の三分の一を四十一年度に募金する。

②募金の対象は、引揚者中の有志及各補法人、一般の理解ある個人。

③会館敷地の買収[illegible]

④青少年対策、[illegible]し、流亡民対策、[illegible]の活動開始。

⑥海外会館[illegible]工。

三、昭和四十二年度　財団法人設立完了の年とする。

①本年度中に、目標資金の募金三分の一、を完了する。

②財団法人の創立総会を開催法人機構を整備、人事の配備を完了する。

③海外会館竣工式を行う

④本格的な事業活動に入る準備態勢を完了する。

四、昭和四十三年度　本格的な事業活動に入る年。

①本年度をもって、目標資金の[illegible]て非命に斃れた[illegible]慰霊碑を建設[illegible]除幕式、同慰霊祭を執行する。

補償は財政的に可能

神戸大学助教授　中村一雄

ここでは、在外私有財産補償の義務を日本政府は当然に負うものであるとの法理論を正当なものと前提して、社団法人「引揚者団体全国連合会」の「在外財産問題対策特別委員会」の試案にかかる補償総額一二、〇〇〇億円の財政的可能性を検討することが目的である。

鈴木武雄教授も今後予想されるものとして在外私有財産補償を指摘せられ、これが交付国債の発行によって行なわれるものと考えられている。

（注）鈴木武雄「公債発行問題と財政法」財経詳報第六一〇号　昭和四十年九月六日。

×　×

まず、補償総額一二、〇〇〇億円をわが国の歳入予算と対比すれば、昭和四十年度当初予算に対して三三％に相当し、これを一会計年度において処理することは到底不可能である。また、わが国の国債発行残高は昭和四十年三月末において四、九四〇億円に過ぎず国債発行を大巾に認める法的措置を講じたとしても、市中公募による国債を補償総額に見合うだけ発行することは極めて困難である。まして現行の財政法の下では、該目的のための国債発行は違法であるから、差し当り交付国債の形で補償を行なう以外に良策はないわけである。

そこで次の[illegible]は一二、〇〇〇億円の交付国債に対する償還計画と利払いに関して財政的可能性を吟味することである。較後の交付国債の償還期間と利率は別表の通りであるが特に連合国財産の返還に伴う損失補償のために交付された特別国庫債券が償還期間七年利率年六分であることから、この条件とあまり較差をつけることはできないであろう。

今十年の均等年賦償還と年利六分を前提とすれば、償還第一年度においては、総額一、九二〇億円の国庫負担となる。これを戦後昭和三十九年度末までに償還された遺族国庫債券（約五年）の総額一、二九八億円と比較するならば、会計年度の負担としてはかなり重いと考えられる。しかしながら、今日迄のような健全財政、均衡財政を基調とする財源措置から解放されて、赤字予算を是認する方向に進むならば、財源措置もかなり容易となるであろう。

現在、活発に論議されている公債発行に関して、昭和四十一年度において五、〇〇〇～六〇〇〇億円の発行はもはや既定のように考えられつつあり、楽観論者は毎度一兆円の発行を唱えている。

わが国の公債残高は先進資本主義諸国に比すれば極端に少く、対国民所得比率で見れば一九六三度末においてイギリスの一〇六、八％、アメリカの五三、〇％、フランスの二二、九％、西ドイツの八、六％に対して五、三％にすぎない。従ってこの比率を一〇％程度に高くみることを前提としても、なお約一兆円の公債を純増することが可能である。

しかし公債残高の増加はその利払いの増加をも伴うので、予算に占める公債費の割合の上昇によって予算の流動性を圧迫することのないよう注意する必要がある。この意味において毎年度一兆円の純増は将来にわたった大きな禍根を残すであろう。むしろ国民所得の成長率をあまり上回らない程度の公債残高の増加が長期的には望ましいであろう。

このように考えると、一、九二〇億円の財源調達は当面は国債の発行によって可能となるであろうが、長期的には国民所得の増大によって支えられなければならないであろう。

最後に、在外私有財産補償のための財政支出はいかなる経済効果をもつかについて検討しておく必要がある。

従来の均衡財政は、民間企業の旺盛な投資活動を前提とする需要超過経済が続く限りその存在意義をもっていたが、今や供給過剰経済の段階に変移しつつあるので、有効需要の創出を財政支出によって補完する必要が認められるに至り、この意味で公債発行も是認されようとしている。つまり今日の段階における財政支出は、一方では道路、港湾、その他産業基盤の整備等社会資本の充実による外部経済の改善を通じて民間の生産力を高める狙いがあるが、他方生産力の上昇による供給能力に見合うだけの有効需要を補足することも切実に要請されている。

×　×

在外資産補償のための財政支出は、本来政府の振替支出に属するものであるが、被補償者である引揚者の所得となった後、消費、貯蓄または投資支出となるのである。

①比較的低所得層に重点をおいた補償方式をとれば、消費支出の増大を通じて乗数効果が作用し、有効需要の創出に大いに役立ち、ひいて国民所得水準の上昇に寄与するであろう。

②この種の補償の性質上、かなりの割合いが貯蓄されることも考えられるが、その限りにおいて有効需要の創出には直接的に役立たない。しかし補償財源が公募債によって調達されている場合には、懸念されている民間資金需要の圧迫がその貯蓄部分だけ緩和されることになるので、この限りにおいて利子率上昇の可能性を迎え、民間の投資を阻害しないという効果をもつ。

（三）最後に、中小企業等で直接投資支出となる場合には、有効需要の創出となることはもちろん雇用の増大、設備近代化による経営の合理化に役立つであろう。

要するにこれらの長所が景気の動向に応じ生かされるように補償財源の選択や支出の規模の調整をするよう配慮すれば、在外資産の補償のための財政支出が経済的に好い効果を与えることは明らかであろう。

問題は、この種の財政支出は通常景気の変動とは無関係に行われることが多いので、補償の規模が大であればあるほど、交付公債償還の方式にある程度の弾力性をもたし得るよう予め配慮することが望ましいであろう。

また、その財源措置のための公債が公募によって賄われるか、実質上日銀引受の形で行われるかによって、利子率の変動を通ずる投資誘因に与える効果が著しく異なることになるが、この点は特に該目的のための公債発行にのみ限られた問題でなく、公債の発行と資金の需給関係との相互関連を一般的に検討すべき性質のものであるから、ここでは考慮外においた。

なお、諸外国において在外資産の補償をどのように財政的に処理したかの検討が必要であるが、資料の入手が困難であるので行い得ない。（別表略）

沖縄から上京

会長ら各方面に陳情

沖縄外地引揚者協会長垣花恵昌氏、同副会長大峯真三氏はこのほど上京、橋本内閣官房長官はじめ原在外財産問題議員連盟幹事、山田審議会長などを訪門、在外財産補償促進について陳情した。

（写真は議連幹事、代議士原健三郎氏と懇談する両氏＝右から原代議士、垣花、大峯氏）

答申促進にしぼる

茨城県連の支部長会議

茨城県連は一月十七日午前十時から水戸市県食糧会館に県下支部長六十名が出席、支部長会議を開いた。宇野県連会長の四十一年度事業計画報告を満場一致で可決、運動方針としては当面、審議会の早期答申促進一本にしぼることを申合せたが、列席した門脇全連局次長の「経過報告」ののち、各支部長から活発な質疑があり、午後六時すぎ散会した。

効果あげた断食闘争

昨年十一月の特別行動隊の活躍は、政府、政党に大きな感銘をあたえたようだ。運動の最中に、津汲委員長の入院という事態まで招いたほど闘争は盛り上がりをみせた。東京都連はじめ近県支部有志による断食闘争は木枯し吹く国会周辺の注目をひき、運動の真意さを認識させるに大きく役立った。

写真は、テント村における都連有志の断食闘争。（中央、門脇三鷹支部長）

三池理事長の決意

衆議院議員、全連理事長三池信は一月二十六日付で、衆院大蔵委員長になった。就任にさいして三池氏はつぎのように語った。

「金融、財政にはしろうだけに、けんめいに勉強する。国家予算は四兆三千億円という大型で、これに伴う重要法案も山積しており、責任の重大さを痛感している。体はこれまでよりいそがしくなるだろうが、引揚者団体の最高責任者として在外財産問題の解決にはいっそうの努力をしたい」。（写真は三池理事長）

お買物とおしゃれの交叉点
札幌 三越
受けて重宝 三越の商品券

たずね人

加藤芳之助	長野県出身、昭和二十年頃大連市西通りの南満洲瓦斯株式会社勤務
中川しげ子	熊本県出身、昭和二十年頃大連市初音町に居住
平川池郎	京城にて外科医開業
広島某	（名不名）北海道出身、新京梅ヶ枝町に居住外務省勤務
奥村小市	七〇才位、文子四〇才位（長女）君子三五才位（次女）元満洲電信局長引揚時は保定電信局長
斎藤明子	東京都出身、満州通化省鴨園、湾口石炭鉱業公司勤務、当時三十八才
小原うた	台湾基隆市、引揚地、秋田県仙北郡大曲町西根
石野博	新潟県出身、北朝鮮津府本町に居住、歯科医
小西昇一	朝鮮元山警察署勤務、現在六十七、八才。
副島四郎	両氏は夫婦で、朝鮮元山府四丁目居住、四郎氏は音楽教師、キヌ氏は飯食店を経営。
成瀬キヌ	
佐野松太郎	関島市河北区陸軍官舎引揚時関島市河南区第三家族収容所
河野ユリ子	現在四〇才位ようこう（中国人）さんが探しております
吉村謙一、新郎	大分県出身朝鮮慶尚南道泗川郡昆陽面陰于里
秋吉由衛	福岡県出身、台湾総督府警務局勤務
稲垣ひさを	鹿児島県出身、京城府永登浦町三七、朝鮮巡査、引揚当時飛行場勤務
上月四郎	（旧姓向江）山東省青島にて女学校の先生をしていた方の奥さん
山本喜太郎	かおる　昭和十一年頃樺太から渡支北支方面鉄道関係に勤務
松浦キク	四十七才位　朝鮮大邱府二四部隊付朝鮮陸軍病院看護婦長として勤務
荒沢弥	裕子（長女）勉（長男）樺太敷香郡[illegible]在所勤務終戦後ソ連に抑留
高木	（名不詳）京城府若葉町に居住大工職四十二才位
大塚照夫	朝江　台北市東門町一七一、滝乃方
植松正彦	終戦時元山鉄道局勤務
山田時彦	長男　朝鮮鉄道局水原駅勤務　弁護士山田彦光氏
本郷医学博士	福岡県出身　元朝鮮水原にて開業医
望月（名不祥）	馬山望月楼主　終戦時清津憲兵隊
安倍栄一	高知県出身　元群山居住村木商
樋口傍三氏遺族	兵庫県出身　元群山居住[illegible]

（注）掲載六か月を経過したものは抹消します。

県連だより

一月五日　常務局御用始め。

一月十一日　上京長野県代表鈴木都連副理事長来訪。

自民党特別委員会と総理府調査金予算工作する。

一月十三日　大臣折衝で約二五〇〇万円獲得（昨年度予算約一五〇万増）公費予算大となる。

一月十五日　樺太の集いに藤岡事務局長出席。

一月十七　茨城県支部長会議に同県連支部長会議で門脇事務局次長出席する

一月二十三日第七回（40年度改選後）常務理事会開催案内する。

一月二十四日　常務理事会、理事会開催日時変更、通知を緊急連絡を三池理事長指示で発送する。

一月十七日　自民党特別委員会設置促進工作本格化する。

一月二十三日　自民党総裁委員会で組織強化の立場から特別発言を砂田重民氏代議士よりあり。

一月二十五日　審議会第21回開催し外人財産関係代表（船舶没収関係会社）三団体の公述あり。二十六日全連常務理事会を10時から衆院第一議員会館午後1時から理事会開催する。

「引揚全連バッヂ」

外径　一・二糎
金色（水金塗り）　一〇〇円
送料　一二　一〇円

全国の皆さんのご要望により「引揚全連バッヂ」を作成しました。ご希望の方は代金送料を添えてお申込下さい。県連で一括とりまとめお申込みの場合は送料は不要です。

社団法人
引揚者団体全国連合会

引揚者の白い共産村

財産、すべて共有

奈良県榛原町　心境農産の二十世帯

近鉄榛原駅（奈良県宇陀郡榛原町）で下車、タクシーで五、六分（特急）のところに〝白い共産村〟としてしられた「心境農産」がある。農産といっても、二十世帯、七十名で構成している小部落。しかも、その二十世帯が一つの建物のなかで共同生活をおくっているというかわりダネ。畳床を製造し、京阪神に出荷しているが、起きたときから寝るまで、全員が同じものを食べ、労働賃金などいっさいとらないというまったくの共産経営である。指導者は満州引き揚げ者の尾崎利一氏（ご本人は指導者ではないと否定している）最初は、終戦時に引き揚げ者四世帯で、共同生活をはじめたのだが、いまでは二十世帯にふくれあがっている。蓄積した三千万円で、いまの建物を建築、文字どおりの福利厚生センターをうちたてた。全国から毎日、数名（多いときには数十名）の参観者があるが、山田奈良県連会長とここを訪れた記者に、尾崎利一氏は、なっとくのいくまで説明してくれた。以下、同氏の話を中心に〝白い共産村〟の横顔にふれてみよう。

土地、建物は便宜上、尾崎氏の名儀で登記されているが、じっさいには全部の共有物である。共有でないものは、かあちゃんと歯ブラシくらいのもので、衣類にしても、家具にしても自分のものというものはない。私有財産を持つことはいっさい許されていない、というより〝持つ必要のない〟生活がそこにあるのだ。

労働賃金はいっさい支給されない。すべてが現物供与だから、貨幣を各自で所有する必要がないわけだ。畳床を売却した代金は、当番制の会計係が保管して、財政処理に当るというわけ。

温泉旅館なみ

キッチンはもちろん共同炊事、これも、主婦が二名、当番制で、献立から煮たき、水洗いなどぜんぶやってのける。（うまい、まずいなど ぜいたくはだれも いわない）

ところで、一日の生活だが、働ける男女は、午前九時から作業に従事、午後五時に作業が終ると、ぜんぶが入浴。そのさい、下着類など身につけているものはぜんぶ洗たく場へコンベアで運び込まれる（洗たく場は、オートメで、町の洗たくやさんなど足元にも及ばない設備である）入浴をすますとあらかじめ係りにより用意されてある下着、衣類に手を通すことになっている。こぎれいな食堂で夕食をすませたあと、独身者は娯楽室で、ピンポン、ステレオ、碁、しょうぎ、読書など、めいめい好きなことにしたしめばよい。世帯もち（？）は自分の部屋（へや）で、静かに過ごすのもよし、ホールでいっぱいやってもよい。お酒は食堂にあり、勝手に飲んでもかまわない。タバコもすいたいものは、係りから受取って吸う。一日なん本などの制限はない。物価高で節煙のやむなきに泣く都会のサラリーマンにはうらやましい話ではある。いい忘れたが、浴場には温泉旅館なみの家族風呂があって夫婦ものが利用している。

彼女も感嘆？

現金を持たないという点は、天皇さんと同じだが、外出のさいのおこずかいは、必要の金額だけ会計からもらえる。ここが天皇とはちがうが、休日のさいの映画、パチンコ代にはこと欠かない。

外出着（男、女）はそれぞれ、洋タンスにいっぱい。係に申出て体に合うのを着るわけ。男性のネクタイ、女性のユビワ、ハンドバックなどの装身具類は、その都度気にいったものを持っていけばよい。だから「このひと、ずいぶん洋服をもってるのね」と彼女を感嘆させることもあるわけ。

彼女といえば、結婚は自由、共産システムに共鳴して、入植？するのもよし、また、出るのもよし、ただし、世間の慣習をまねる必要がないから嫁入道具などは、持っていくものもなければ、持ってくるものもない。

だれかが死んでも、葬式は出さない。二、三人で付近の墓地に埋葬するだけで、読きょうなどはいっさいあげない。宗教はここにはない）（しいていえば、生活自体が信仰であり、宗教である）

この〝白い共産村〟とよばれる集団家族が、引き揚げ者の手で経営され、イデオロギーとは無関係に、きずかれてきたところに注目の価値があろう。

青少年から将来、職業せんたくの自由を要求されたときに、どのような扱いをすればよいのか「進学は自由ですし、学資の心配はまったくない、おとなになって他の職業につきたいといえば、喜こんで出してやりますよ」と尾崎氏はいったが、すぐそのあとで「だがこんないいところから出て行くものはいないですよ」と自信ありげだった。果して、そのとおりかどうか、これがこの共産村のあすの課題のようだ。

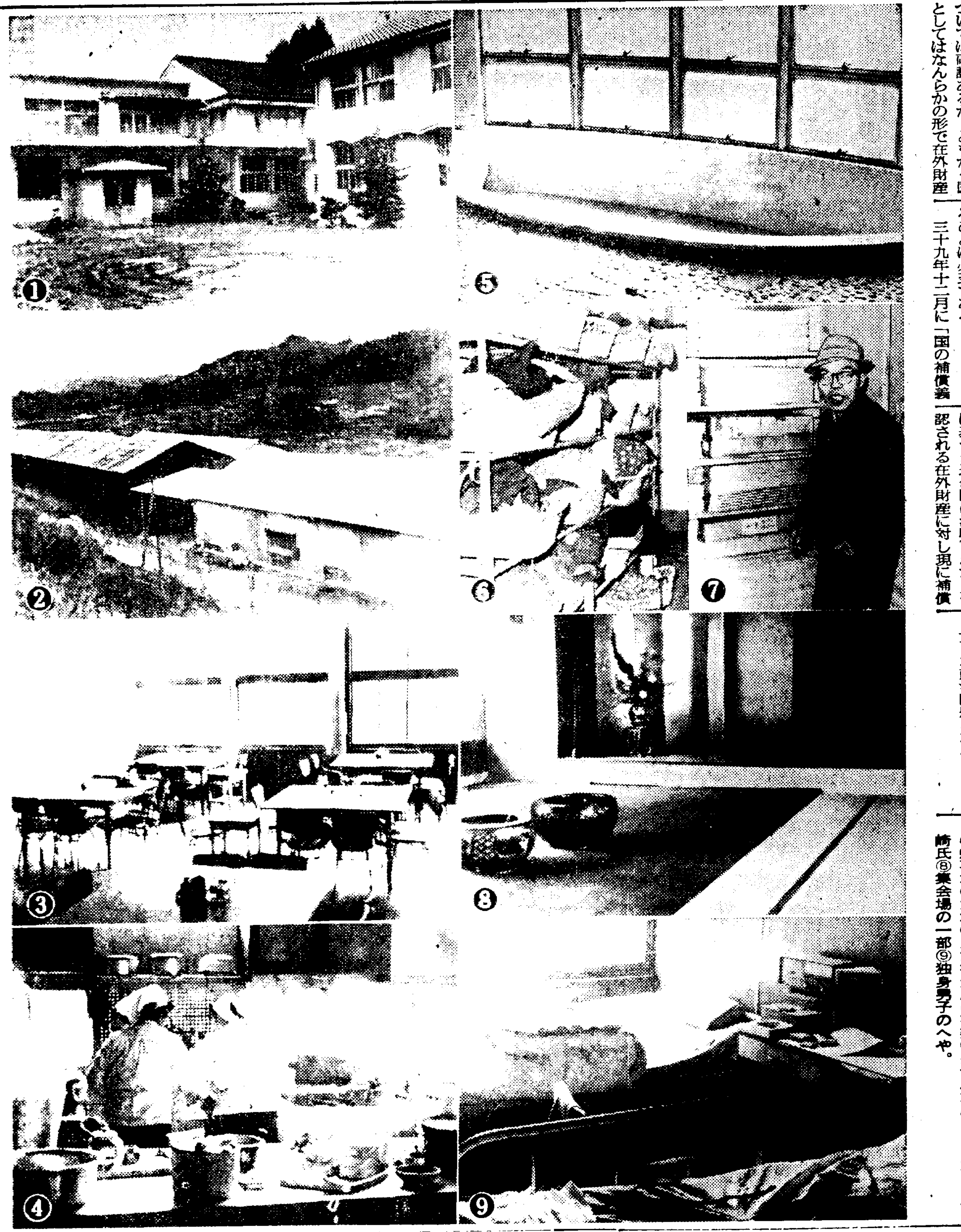

▼白い共産村グラフ①共同住宅の一部②工場の一部③食堂の一部④炊事場⑤浴場⑥入浴後着用の衣類⑦男子用洋服タンスの前の尾崎氏⑧集会場の一部⑨独身男子のへや。

〝国家補償〟が大勢

日経・答申内容を予測

一月四日の日本経済新聞は、在外財産問題審議会の経過と見とおしについてつぎのように報じている。（原文のまま）

第三次在外財産問題審議会（首相の諮問機関、会長山田義見氏）は、昨年十二月二十二日の第二十回総会まで関係の国際法、国内法の解釈を中心に十八回にわたり論議を重ねてきたが、審議会全体の空気としては「法的補償の義務については両論あるが、ともかく国としてはなんらかの形で在外財産の補償をすべきである」との意見が支配的になっている。委員の任期はこの七月で切れるが、委員再任のうえ順調にいけば今秋にも答申が出される見通しである。答申は「国に補償義務あり」となる公算が大きく、大きな政治問題化することは必至である。

三十九年十二月に「国の補償義務」を中心として諮問を受けた第三次在外財産問題審議会は、サンフランシスコ平和条約、関係国内法などをとり上げ、国の補償義務の法的根拠があるかどうかについて審議し、また 関係者をイタリア、西ドイツ、オーストリアの三国に派遣、三国の在外財産問題処理状況の調査も行なってきた。

この結果、補償義務の法的根拠については学説にも両論あり「法的義務 がある」「法的義 務はない」のいずれとも断定することはできないとの見解に傾いている。しかしイタリアなどでは平和条約に基づき連合国に没収されたと確認される在外財産に対し現に補償を実施中であり、日本の場合もサンフランシスコ平和条約によって没収された在外財産については、なんらかの手当てをすべきだとの意見が支配的になっている。

今後審議会としてはこの問題の扱いをどうするかについて審議を進めることになろうが「国家補償義務あり」との答申が出るとなれば①引揚者団体全国連合会は一兆二千億円の補償を要求している②戦時中の強制疎開はじめ戦争の犠牲は単に在外財産に限らない――などの理由から、財源的にも、他の戦後処理問題に波及する点からも大きな政治問題となろう。

二、四七七万円に決まる

在外財産問題調査室の予算

総理府臨時在外財産問題調査室の昭和四十一年度予算はつぎのとおりに決定した。

一、在外財産問題調査室に必要な経費　一七、九三〇千円

内訳

在外財産問題調査委託費　一一、〇二三千円

その他　六、九〇七千円

二、在外財産問題審議会に必要な経費　二、三一一千円

三、既定定員四名の人件費　四、五二三千円

合計　二四、七六四千円

不動の体制確立

青森県連・41年度方針きめる

（青森）最終段階を迎える多端な四十一年度に処する青森県連は運動方針を決定、これに伴なう諸般の体制を整備のため、県連常任理事会をさる十四日特設会場で午後五時から十時まで開催、全役員出席、慎重に検討、諸協議事項を満場一致承認した。さらに翌十五日午前十時から今冬最高の猛風雪をついて早朝から、三十六支部長が事務局長役員を帯同出席、県連大会議室で支部長会議を開催、国歌斉唱並に海外物故者に対して黙祷ののち全協議々案を慎重審議の上これを承認し、引続き午後一時から支部長懇親会にはいり、四十一年度早期審議会答申と、国会の補償決議の貫徹、法案の制定、最悪の場合でも四十二年度補償の実現を期し、併せて本県連も答申または国会決議可決と同時に、いよいよ待望の法人組織に入ることを再確認し午後四時盛況裡に終了したが、当日は三池全連理事長、在森、津島両参院議員、森田、熊谷、竹内、田沢、淡谷の衆議院議員、青森千葉市長、青森県今野民生部長など各方面から、祝詞、祝電が多数寄せられ、ここに青森県連の四十一年度に処する不動の体制を確立した。

（写真は支部長会）

大石教授の公述

審議会で補償の正当性説く

さきに大石東大教授は審議会で憲法と在外財産問題との関係について公述、補償の正当性を強調したが、公述のあらましはつぎのとおり。

（前略）昭和三十二年四月十日の衆議院社会労働委員会で、林法制局長官が政府見解として次のように答弁している。すなわち、「平和条約ができまして以後、政府と致しましてはこれが憲法第二十九条第三項の問題になるかならないかにつきましては、大体一貫して二十九条三項の 問題では あるまい、かようにお答えしているわけでございます。と申しますのは、結局これは平和条約の規定から申しましても、要するに、連合国側が自国の中にある 日本国民の 財産、こういうものを勝手に処分する清算するという規定でございます。日本側としては、政府としてこれに対しては文句を云わない、いわゆる在外国民に対する外交的保護権を行使しない、こういう事を約束したものと 考えて おります。日本の政府がみずから手を下して国民の財産を取り上げたというものではない。そういう意味におきまして、憲法二十九条三項に当らない、こういう事をいっている訳で あります」というのである。しかし、私見によれば、連合国が勝手に日本国民の在外資産を処分し清算したもので、日本国みずから手を下したものではない、といっても連合国としては、日本国と無関係に勝手に処分し清算するというのではない。日本国の承認を前提して処分し清算する。というのである。日本国の承認、それは既ち平和条約の締結である。この日本国の承認という日本国の行為によって、日本国民はその在外資産を失ったのである。そうであれば、憲法第二十九条の第三項によって、日本国は日本国民に対して補償しなければならないのである。日本国が在外資産の接収を連合国に認めたのは、平和条約で明らかにしているように、賠償の引き当てなのである。だから、憲法第二十九条第三項が定める公共のために国民の財産を用いる場合の典型的なものという事ができる。

ところで、法制局長官 の 林氏は、同委員会でまたこうもいっている。即ち「たとえば、アメリカならアメリカにあります財産は、実は日本の法律の適用を受けるものではございません。これは、アメリカ法に基づいて成立している財産でございまして、これをどうするかということは、実はアメリカの国内法の問題でございます。アメリカの憲法上、それができるかできないかという問題だと思う訳でありまして、アメリカとしては、たとえば条約上、日本がこれに対していわゆる外交的保護権を放棄したということを一つの考え方のもとにして、或はそれ以前からでありますが、日本人の財産を実は没収したわけです。これはアメリカの純然たる国内法の問題で、これに対して、普通なら国際的にも私有財産というものは尊重せらるべきものでございますから、日本政府と致しましては、在外国民に対してのそういう不当な取扱いは因るという抗議すべき立場にあるのでございますが、それを敗戦という事実に基きまして、あの条約でそういうプロテストをするというような、いわゆる在外国民保護権というものを放棄したというのが、平和条約十四条の建前であろう。私達はそういうふうに考えております。そういう法律構成から申せば、日本の憲法で日本の国内にある財産を没収したという問題ではない。従って純粋な法律的な考え方から言えば、憲法二十九条三項に当らない。こういうふうに私達は考えているわけでありま す」というのである。

未加入国にも決意表明

しかし、私見によれば、第一に林法制局長官によれば、アメリカにある財産は日本の法律の適用を受けない、と言うのであるが、アメリカにある財産でも、それが日本国民の財産であるならば、やはり憲法上、日本国が侵してはならない日本国民の財産であると言うことは、国内における日本国民の財産と同じ事である。憲法第二十九条第三項が、財産権は侵されない、と定めている財産権、それは国内にある財産権だけだとは限定していないのである。また、限定されなければならない理由は本質的には存在しないのである。また林法制局長官によれば、アメリカにある財産はアメリカ法に基づいて成立している財産でありこれをどうするかということは、アメリカ国内法の問題である。というのであるが、たとえアメリカ法に基づいて取得された財産であってもそれが日本国民の財産となった以上は、日本国憲法上、日本国が侵してはならない日本国民の財産であるということは、日本の国内法に基づいて取得された日本国民の財産と同じことである。ということは、日本国憲法が保障している日本国民の財産権、それは外国法制に基いて取得された財産であろうと、日本国の国内法に基いて取得された財産であろうと、日本国が侵してはならない日本国民の財産であることに変りはない、ということである。

政府見解は誤まり

これを要するに、政府見解によれば、平和条約はただ日本国の日本国民の在外資産に対する外交保護権の放棄だけのことで、日本国自身の行為によって没収したものでないから、在外資産に対する憲法上の補償は政府には存在しない、というのである。言葉を変えて言えば、憲法第二十九条の補償は、日本国民の日本国内にある財産を前提し、日本国自身がこれを没収する時だけに生ずる問題だと言うのである。

しかし、それは先に述べたように、憲法法理としては、到底人を納得せしめ得るものではない。政府見解では、第一に日本国憲法が保障している財産権は日本国内にある日本国民の財産権である事を前提しているのであるが、この事がまず問題である。

憲法は日本国民の財産権を保障しているのである。そのその財産権が日本の国内にあるか、外国にあるかは本質的な問題ではないのである。また、その財産権が外国の法制に基いて日本国民の財産権となったのか、または日本国の法制に基いて日本国民の財産権になったのかということも、本質的なものではない。その財産権がどこの国の法制に基いて日本国民の財産権となったものであるにせよ、いったん日本国民の財産権となった以上、それは日本国が侵してはならない財産権である、というのが日本国憲法の法理なのである。政府見解は、やはり領土主権的考え方から一歩も出ていないという非難を免れない。

また、政府見解によれば、日本国民の在外資産を没収したのは外国主権であり、日本国主権ではない事を強く主張しているが、問題は、日本国民の在外資産を直接没収したのは外国主権か、日本国主権かという事ではなく、日本国民の在外資産の喪失と日本国の行為との関係如何の問題なのである。

前にも一言したように、日本国民の在外資産を接収したのは当該在外資産のある外国であるけれども その外国は日本国と無関係に勝手に接収したのか、どうかという事が問題なのである。いうまでもなく外国が日本国民の在外資産を没収したのは、平和条約に根拠してのことなのであり、外国が勝手に没収したのではない。ここが問題なのである。日本国民の財政喪失は、対日本国との関係においては外国による接収を承認した日本国の行為が問題なのである。この行為あるによって法上日本国民はその在外資産を失ったのであるからその行為者としての日本国対日本国民の法律関係が当然に問題になっている。ここに、憲法第二十九条第三項の問題既ち補償の問題が出てくるのである。いうまでもなく、憲法第二十九条第三項は、広く日本国が公共のために国民の財産を用いる時の補償の規定であるしからば、日本国が日本国民の在外資産を賠償の引き当てとして用いることは、憲法第二十九条第三項の定めている「公共の為に用いる」場合なのかどうかといえば、疑もなく「公共のために用いる」場合に該当する事なのである。日本国民の在外資産の連合国による接収がその法的性質において賠償の引き当てである事は、平和条約第十四条冒頭の文句から、またことの性質からいっても自明の事である。そうだとすれば、憲法上、日本国は連合国に接収された日本国民の在外資産に対して補償の義務は免れないのである。しかし、先にも述べたように法は不可能を強いるものではないから、国家財政が破綻するような方法で補償すべきではない。

これは補償義務があるとしても、その補償の方法如何の問題であり、これは別に慎重に考えなければならない問題である。しかし、この補償の方法如何の問題と補償義務を国家が負うか、負わないかと言う事は別個の問題である。ここで問題としたのは、日本国は、平和条約の締結により日本国民が失った在外資産に対して保障義務があるか、どうかということだけの問題なのであり、それはあるというのが結論なのである。

恐らく、政府側が一貫して補償義務無しと主張しつづけて来ているその根本の理由は、これを認めたのでは国家財政が危機に落ち入る事を心配しての事であろう。しかし、それは先に述べたように、補償方法如何の問題であり、補償義務の存否の問題なのではない。この道理がわかれば、政府としては、法理を法理として貫くように考えるべきである。

そうでなければ地主補償は法理であるが在外資産の補償は法理でないという矛盾をいかんともなし難い苦境に落ち入るであろう。

なお、平和条約は事実上連合国のすべてが批准しているわけではないので、未加入の国の在外資産の補償についてはどう考えるべきかの問題が残る。しかし、私見によれば平和条約第十四条の冒頭で宣言した損害補償の基本原則は、性質上、勝利者たる全連合国に対するものであるから、未加入国における日本国民の在外資産の補償についても同様に考えなければならない。言葉を変えて言えば、損害補償の基本原則は性質上、日本としては連合国中の特定国だけを前提して宣言したものではなく、全連合諸国に対するものであり、未加入国たる連合諸国に対しても同様の日本国の決意を表明したものであるから、未加入国における日本国民の在外資産だからという理由だけで、日本国が日本国民に対して有する補償義務を免れ得るものではない。このことは平和条約第二十六条の規定の趣旨からも理解できる。しかし、将来未加入国の連合国のうち、在外資産を返還するものがあれば、その分だけ補償額を日本国民から返還してもらうべきである。以上の法理は、平和条約を批准している国の在外資産も、未加入国における在外資産も、保護されない財産であることに変りはないことから生ずる当然の法理なのである。

引揚二十年の歌（ああ玉杯にの曲で歌う）

（一）ああ八月の十五日　戦い終えて二十年
高層ビルは立ち並び　衣食も家も満ち足りて
遺族の腹は肥えたれど　取り残されし引揚者

（二）国の施策に呼応して　南に北に大陸に
興隆の夢胸に抱き　昇揚の旗高々と
彼地に築きし幾歳の　有形無形の蓄財は

（三）その数凡そ幾百兆　悪ぎやく露国の参戦は
無念の歯噛みとめどなく　老いたる父母も幼きも
力はつきていたましく　幾多の友が餓死したり

（四）魔の手逃れる術として　手足に顔に鍋炭を
塗りてつづれを身にまとい　若き女性の悲哀こそ
只ひと筋に祖国へと　空しき四百有余万

（五）文化の国の名に恥ぢぬ　補償の義務がわが上に
注ぐはいつの日なるぞや　今こそ奮い起ち上り
四百万の同胞は　炎と血潮の玉と化し

（六）疾風の如き行動は　行け人道の完成に
やはかこのまま退るべき　そこに我等の聖の火は
やがては赤く灯るべし　やがては高く揚るべし

群馬県高崎市　中原泰護　作

地方議会の意見書

在外財産補償処理促進に関する地方議会の意見書の議決は、本春以来全国的にすすめてきたが、千葉県では十二月二十日現在で次の二十五市町村議会が議決し総理大臣始め関係各大臣、衆参両院議長に提出され、補償促進に大きな効果をもたらした。

上条なつ著
学歴なしで女医になるまで
道ありき
序文　蟹井栄、前原義雄、能代義一。
B六判　二五二頁
定価　三〇〇円
発行所　東京都新宿区喜久井町五一　文理書院
著者は、明治の末に和歌山県の貧しい農家に生れ、小学校卒業だけの学歴で、看護婦試験、助産婦医師の国家試験に合格、女医になった。本書はその人生記録だが、戦時中は満州開拓義勇隊の母として渡満、単身北安付近に赴任、極寒と闘いながら任務を全うした。当時の記録としても貴重である。

在外私有財産の即時補償を実施せよ

社団法人　引揚者団体全国連合会

引揚全連通信
発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（293）7520
編集発行人藤岡　貢司
（定価1部送共20円）

補償法案ついに（特別交付金支給法）国会に上程

全連運動の成果あがる

苦闘、悪闘の20年に凱歌

全国引揚者待望の在外財産補償（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律）を政府はさる二十九日の閣議で決定、三十日に衆院に上程した。これよりさき、水田蔵相、塚原総務長官、福田自民幹事長、植木議懇会長、永山議連代表幹事、三池全連理事長の六者会談が二十六日夜から党本部で開かれ、徹宵協議した結果、総額は一九二五億円とつぎの点が決定となった。①引き揚げ者およびその遺族、ならびに引き揚げ途上の死亡者の遺族に対して、特別交付金を支給する。②特別交付金の額は、引き揚げ者の終戦時の年齢区分に応じ、別表のような額とする。ただし在外居住年数が八年以上のものについては、これに一万円を加算する③引き揚げ者および引き揚げ途上の死亡者の在外居住年数が、一年未満の場合は特別交付金は支給しない。（これにより支給対象者は事実上満一歳以上の者になる）④特別交付金は、十年以内償還の無利子の記名国債で交付する。⑤遺族に対して支給する額は、死亡者の終戦時の年齢区分に応じ、引き揚げ者に対する支給額の七割に相当する額とする。しかし、全連はこの決定をあくまで不満として、つぎの諸点を法案審議の過程で修正するよう関係方面に働きかけている①定義のなかに引揚者の財産が国家に役立ったという意味の字句を挿入すること②一歳未満のものにも支給すること③国債に利子をつけること。また、これと併行して「在外財産基金」の立法化も用意しているが、いずれにせよ、今国会で補償法案が成立することは明らかとなった。

年令	金額
一才～一九才	二〇、〇〇〇円
二〇才～二四才	三〇、〇〇〇円
二五才～三四才	五〇、〇〇〇円
三五才～四九才	一〇〇、〇〇〇円
五〇才以上	一六〇、〇〇〇円
昭和一二年七月七日（日華事変）以前よりの居住者に一律	一〇、〇〇〇円
・死亡者	七割支給

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

委員会で法案修正

法案審議と今後の取扱い方を協議するため永山議連代表幹事、三池全連理事長は、さる二十九日午前十一時から赤坂プリンスホテルに大和与一、村山喜一（社）田畑金光、受田新吉（民社）の各氏を招いて懇談した。この結果①国債には利息をつける②一才未満のものも支給に加える。など、委員会で法案修正に努力することを申し合わせた。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別交付金の支給（第三条―第八条）
第三章　雑則（第九条―第十六条）
付則

第一章　総則

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第二条　この法律において「引揚者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、本邦以外の地域（以下「外地」という。）に昭和二十年八月十五日（以下「終戦日」という。）まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの。

二、外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴイエト社会主義共和国連邦の参戦に伴って発生した事態により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの。

三、外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によってその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなったもの。

四、日本のもと委任統治領であった南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの（前三号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。）

五、連合国（日本国との平和条約第二十五条第一文に規定する連合国をいう。）の領域をなしていた地域に、昭和十六年十二月八日（以下この号において「開戦日」という。）又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで、引き続き一年以上生活の本拠を有していた者（政令で定める者を除く。次項第四号において「連合国在住者」という。）で日本国政府との間の在留者相互交換に関する合意又は戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により開戦日又は政令で定める日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの（前各号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。）

2　この法律において「引揚前死亡者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴って発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後引き続き外地にある間に死亡したもの。

二、外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴイエト社会主義共和国連邦の参戦に伴って発生した事態により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後終戦日前に外地において死亡したもの。

三、日本のもと委任統治領であった南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後引き続き外地にあって終戦日前に死亡したもの。

四、連合国在住者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後引き続き外地にあって終戦日前に死亡したもの及び前項第五号に規定する合意により本邦に引き揚げる途中で死亡したもの。

3　前二項の規定の適用上、昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基づく開拓民及び戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有するに至ったものであると内閣総理大臣の認める者で、外地に終戦日（第一項第二号又は前項第二号の規定の適用については、昭和二十年八月九日）まで引き続き生活の本拠を有していた期間が一年未満のものは、外地にこれらの日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していたものとみなす。

4　この法律の適用に関しては、「本邦」には、歯舞群島、色丹島及び総理府令で定めるその他の島は、含まれないものとする。

第二章　特別交付金の支給

（特別交付金の支給）

第三条　次に掲げる者で、昭和四十二年八月一日（第一号又は第三号の場合において、引揚者の本邦に引き揚げた日又は引揚前死亡者の死亡した日が同年同月二日以後であるときは、それぞれの引き揚げた日又は死亡した日）において日本の国籍を有するものには、特別交付金を支給する。

一、引揚者

二、昭和四十二年七月三十日以前に死亡した引揚者の遺族

三、引揚前死亡者の遺族

2　特別交付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

3　前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十五年三月三十一日（引揚者の本邦に引き揚げた日又は第一項第二号に規定する死亡した引揚者若しくは引揚前死亡者（以下「死亡者」と総称する。）の死亡の事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後であるときは、それぞれの引き揚げた日又は死亡の事実が判明した日から起算して二年を経過する日）までに行なわなければならない。

4　前項の期間内に特別交付金の支給を請求しなかった者には、特別交付金は、支給しない。

（特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲）

第四条　特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母及び孫とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日以前に、死亡者の二親等内の血族（以下この項において「近親者」という。）以外の配偶者となった者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者を除き、子又は孫については、死亡者の死亡の日以後同年七月三十一日以前に離縁によって死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日（死亡者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。第三項において同じ。）において近親者以外の者の養子となっている者を除く。

2　死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。

3　前項の子で、昭和四十二年八月二日以後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したものは、同年八月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

（特別交付金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第五条　特別交付金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、兄弟姉妹、叔父、叔母、孫の順序による。ただし、父母については、死亡者の死亡の日（死亡者が終戦日後に死亡した引揚前死亡者であるときは、終戦日）においてその死亡者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2　前項の規定により特別交付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和四十二年八月一日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を特別交付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3　特別交付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別交付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別交付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（特別交付金の額）

第六条　引揚者に支給する特別者交付金の額は、その者の終戦日（第二条第一項第四号又は第五号に該当する者については、これらの号の地域に生活の本拠を有していた期間の算定に関しこれらの号に定める日。次項において同じ。）における年令の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

年齢	特別交付金の額
五十歳以上	一六〇、〇〇〇円
三十五歳以上五十歳未満	一〇〇、〇〇〇円
二十五歳以上三十五歳未満	五〇、〇〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	三〇、〇〇〇円
二十歳未満	二〇、〇〇〇円

2　前項の場合において、外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた者に支給する特別交付金の額は、同項の額に一万円を加算した額とする。

3　遺族に支給する特別交付金の額は、その者に係る死亡者一人につきその死亡者の終戦日（死亡者が第二条第一項第二号に該当する者で終戦日前に死亡したものであるとき、又は同条第二項第二号に該当する者であるときは、その死亡の日とし、死亡者が同条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第三号若しくは第四号に該当する者であるときは、その者のこれらの号の地域に生活の本拠を有していた期間の算定に関しこれらの号に定める日とする。次項において同じ。）における年齢の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

年齢	特別交付金の額
五十歳以上	一一二、〇〇〇円
三十五歳以上五十歳未満	七〇、〇〇〇円
二十五歳以上三十五歳未満	三五、〇〇〇円
二十歳以上二十五才未満	二一、〇〇〇円
二十歳未満	一四、〇〇〇円

4　前項の場合において、外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた死亡者の遺族に支給する特別交付金の額は、同項の額に七千円を加算した額とする。

（記名国債の交付）

第七条　特別交付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2　前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3　前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4　第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5　この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（特別交付金に係る権利の承継）

第八条　特別交付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別交付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別交付金の支給を請求することができる。

2　第五条第三項の規定は、次の場合について準用する。

一、前項の規定による請求に基づいて特別交付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合。

二、前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が二人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであった国債の償還金の請求をし、又は当該国債の記名者の変更をするとき。

第三章　雑則

（異議申立期間）

第九条　特別交付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2　前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は適用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第十条　特別交付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、第六条第一項の特別交付金の支給を受ける権利については、その権利を有する引揚者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別交付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合はこの限りでない。

（差押えの禁止）

第十一条　特別交付金の支給を受ける権利及び第七条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第十二条　特別交付金には、所得税を課さない。

2　第七条第一項の規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十三条　第七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2　郵政大臣は、前項の事務を処理する場合において、必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める当局に委託して取り扱わせることができる。

3　前項の場合においては、郵政大臣は、同項の当局に対し、その委託に係る支払に必要な資金を交付することができる。

4　第二項の規定による委託事務の範囲及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（特別交付金の返還）

第十四条　不実の申請その他不正の手段により第七条第一項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2　前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3　前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（権限の委任）

第十五条　この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長及び那覇日本政府南方連絡事務所長にその一部を委任することができる。

2　第九条の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは「第十四条第一項本分」と読み替えるものとする。

（総理府令への委任）

第十六条　この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

（国債の発行の日）

2　第七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十二年八月十六日とする。ただし、昭和四十三年八月十六日以後特別交付金の支給を受ける権利を有するに至った者に交付する国債については、その権利を有するに至った日が八月十六日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の八月十六日とし、その日が一月一日以後八月十五日以前であるときは、その前年の八月十六日とする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第　　号）の施行に関すること。

第十五条第一項の表中在外財産問題審議会の項を削る。

理　由

第三次在外財産問題審議会の答申の趣旨にのっとり、在外財産問題の最終的解決を図るため、前大戦による引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対して特別交付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

主張

〝法案修正〟で仕上げを

補償問題、一応の終止符

われわれ引揚者が、二十年来叫びつづけてきた在外財産補償がついに実施されるときがきた。さる六月二十七日、政府と自民党側の折衝で、総額一九二五億円が打出され年齢区分に応じて五段階にわけて支給されることで妥結をみた。つづいて三十日の閣議で「引揚者等に対する特別交付金支給法案」を決定、七月一日に国会に提出された。

この法案に対しては社会、民社、公明の野党三派も賛成なので、今国会での成立は確実視されており、これによって、もみにもんだ在外財産補償に終止符を打ち、四十三年度から十年間に、引揚者と遺族に国債による特別交付金が支給されるわけである。

この日を迎えて、われわれの胸中を去来するものは、今回の決定を見ずに物故された多くの同志えの感慨である。全国大会のたびごとに、さいはての地から馳けつけ、半生を運動に捧げた先人の霊に、まず謹んで報告したい。

もとより、今回、政府のとった措置に対して、全連は必ずしも満足はしていない。六千億円を主張してきたわれわれは、百歩を譲って議懇案の二八九七億円に落つくことを期待していた。しかし、政府のカベは意外に厚く、植木議懇会長、永山議連代表幹事、三池全連理事長らの努力の甲斐も空しく、一九二五億円と後退せざるを得なかった。

しかし、政府の当初案であった十八才未満を支給対象から除外する、とする年齢制限をぶち破ったことは、せめての収穫であった。

全連は、この決定をめぐり、直ちに臨時総会を召集して、その帰結を討議した。「政府案はとうてい受諾できない」「即刻拒否して継続闘争にはいれ」「一才未満のものにも支給すべきだ」等々、議論は沸騰、勢いのおもむくまま、全連執行部の引責辞意にまで発展した。結局、三池理事長の説得で、いっさいを推進委員会にゆだね、団体の意志統一をはかることになった。

それにしても、二十年のさい月は苦難の連続であった。全連、県連、各支部を通じ、それぞれの立場で、闘い続けてきた不退転の決意が、いまここに結実したのだが、顧みて感慨無量である。

今回の決定は、手放しで喜び合うほどではないにしても、大蔵当局の頑強な抵抗と最後の一瞬まで取組み、ともかく押し切ったことは現実である。

また、在外議員などといわれ、マスコミの批判をあびながらも、終始、われわれの理解者、協力者であった〝議員連盟各位〟の努力が、問題解決の支柱であったことも衆知である。

さらに、政府、与党に敢然と働きかけ、国会をはじめ審議会の場で、補償の正当性を主張された社会、民社両党のかたがたの協力を忘れてはならない。

あらためて満腔（まんこう）の敬意と、深甚な謝意を表するものである。

といって、いっさいの問題が解決されたのではない。今後の課題としては、一歳未満への支給、国債の利息問題など、法案修正の段階で、なさねばならぬことが山積している。

最終段階で、われわれはこれらの問題となお取組まねばならない。今国会も、会期はあと三週間を余すのみである。限られた会期内に、われわれの要望が、どの程度いれられるか、予断は許さないが、すべての成否は、組織の団結と、一糸乱れざる行動にかかっている。いたずらにふん満のあまり、常軌を逸した行動に走ることは、厳にいましめなければならない。

偉大な組織の力

全連通信編集長　池　久　緒

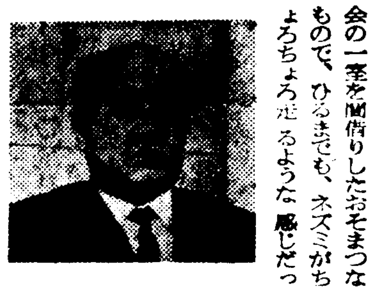

故小西前理事長

三池理事長

全連通信を再刊するから協力してほしいと片野前事務局長にいわれて、全連を訪ねたのは二十七年の十二月だった。

当時の事務局は丸の内の日韓協会の一室を間借りしたおそまつなもので、ひるまでも、ネズミがちょろちょろ走るような感じだった。職員は片野さんのほかに松谷さんがひとり。こんな状態で、一兆一千億円をかちとろうという大運動ができるだろうかと、まず疑念が先に立った。

このころの私の気持としては、常識的にみて、在外財産の補償が可能だとは思えなかった。卒直にそのことを片野局長に告げると、原稿はこっちで書くから、ただ整理だけしてくれればよいとのこと。そのていどなら、お引受けしましょうと、いったのが、つい今日に及んだのだった。

間もなく、理事長も田中さんから小西さんに代わり、前から面識のあった小西さんからも、全連通信を延ばしたいから、本腰を入れてくれ、と頭を下げられた。

事務局が神田に引っ越したのはその翌年だと思う。このころはもう、ただ整理するだけではすまなくなり、取材から執筆と、忙がしい毎日がつづいた。

団体の役員のひとたちとも、こっこんとなり、いやというほど補償の正当性を聞かされて、いつのまにか、ミイラとりがミイラになってしまった。

全国大会を取材するたびに、七十才、八十才のおとしよりが、ハチマキ、タスキ姿で、全国から集まってくる姿をみて、感動にうちふるえた。

また、ある県の会長は「全連通信を会員に読ませて、勇気を出させている」といった。これらの一つ一つが私をふん起させた。

小西さんは、小西さんなりに努力されたが、在任中惜しくもたおれた。生存中の小西さんには団体内部でも、とかくの批判があったが、あの「野人ぶり」は、私には魅力だった。

小西さんの没後、三池さんが理事長となり、事務局長も片野氏からいまの藤岡氏に代った。

片野事務局長の辞任は、一身上の理由からだが、数少ないインテリゼンスの持主が、団体を去ることのマイナスを主張して、私はいくどとなく辞意をひるがえすよう懇請した。それはむなしい努力に終ったが、このことはいまでも残念に思っている。

しかし、しだいに盛り上ってきた運動は、私の感傷などおしやって、前進をつづけていった。藤岡氏が事務局長となってから、事務局はとたんに多忙をきわめた。彼は、雨の日にも、嵐の日にも、寸暇をぬすんでは、なにかを書きつづけてきた。彼は三池理事長の意志を、あるいは全連の指導方針を、下部に流すことに懸命であった。根回しのために、国会議員との会見にも懸命であった。

そのため「執行部を無視する」「いつ理事長代理になった」などの批判が集中した。そのなかで彼は「だれかが憎まれ役をやらなければ…」と平然として、態度をくずさなかった。それは〝がんこ〟とも見えるほどの強靱ぶりであったが、見ようによっては、一つの原動力となっていた。

こうした、さまざまな事象が、私の脳裡を去来するのだが、私がキモに銘じた最大事は、組織の力が、いかに偉大であるかということであった。

当初、政府も自民党も、補償などさらさら考えていなかった。それどころか、世論が許さないの一点ばりで、団体の声に耳をかそうとはしなかった。

それが、第三次審議会の設置となり、ついに法案までに、こぎつけたのである。微力ではあったが、協力者の一人として、万感胸に迫る思いがする。

引揚者のみなさん、ご苦労さま、ほんとうにありがとう。

議員立法で 在外財産基金

国債をフルに運用

年利五分を確保　産業振興にも寄与

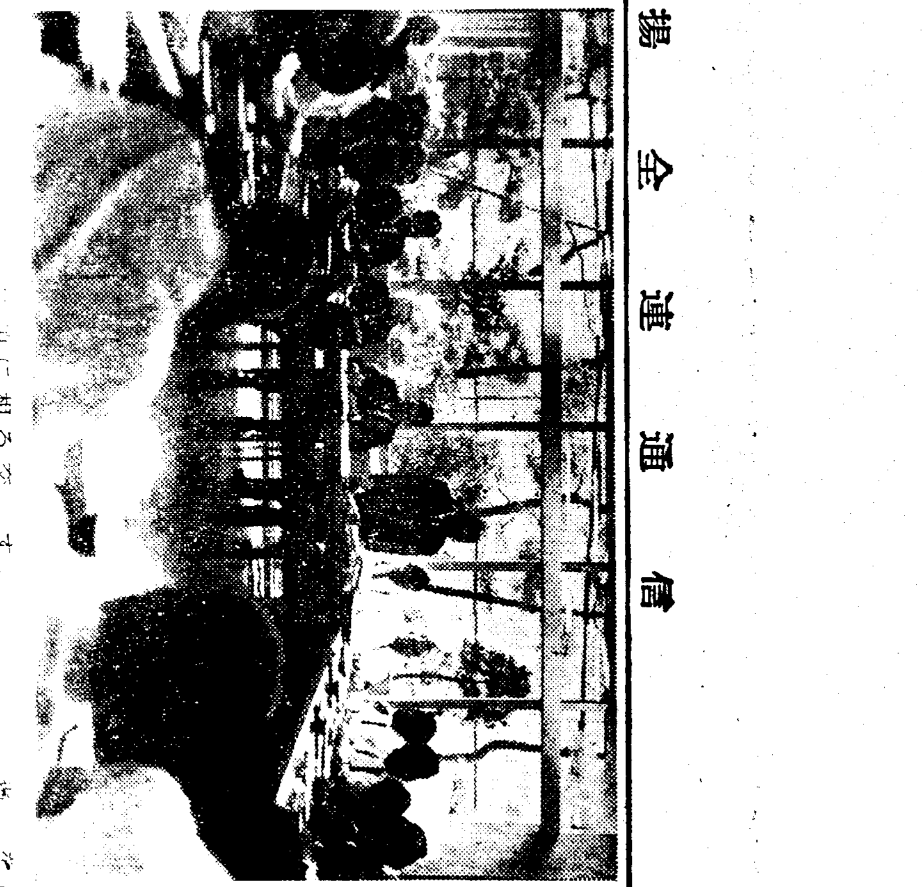

[illegible]

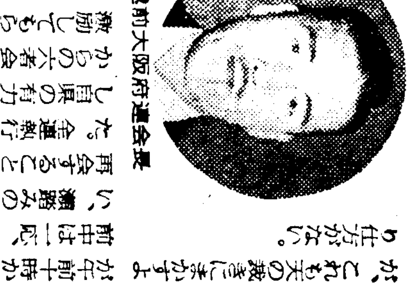
越前大阪府連会長

妥結の瞬間を顧みて

大阪府連会長　越前大介

[illegible]

外地に第一歩

[illegible]

在外財産問題の処理

衆議院議員　民社党国会議員団長　受田新吉

[illegible]

二千億はギリギリの線

元読売新聞記者　田村暉之助

[illegible]

MS 砂糖は 明糖

受けて重宝 三越の商品券

引揚運動の思い出

[illegible]

たずね人

[illegible]

最終的決定をめぐって

給付金と同様の措置

全連顧問　広島県連会長　瀬戸道一

瀬戸全連顧問

[illegible]

わが党の態度

●社会党政策が決定●

[illegible]

引揚全連通信

発行所
東京都千代田区神田神保町1の3
社団法人
引揚者団体全国連合会
電話（293）7520
編集発行人 [illegible]
（定価1部 送料共20円）

私有財産不可侵は世界人類の鉄則

全連の基本態度

在外私有財産補償問題は引揚者だけの問題でない、生命と財産を護る、人類生存の鉄則を確立する世界的国民運動である。本問題の解決こそ、わが民族の海外発展の礎である。二十年の悲願である引揚者在外財産補償に関する法律案を完全に成立させることを四百万引揚者の誓いとしたい。

在外財産補償法（特別交付金支給法）の解説

給付金の請求手続

国債の交付と償還金の支払

全国引揚者念願の在外財産補償（引揚者等に対する特別交付金支給法）（第一一四号）が施行された。きたる十月ころから請求事務が開始されるが、請求者のために、請求資格、必要資料、金額など問答形式でつぎのように解説した。なお、実際の手続きは、市、町、村またはもよりの引揚者団体できかれるとよい。（全連事務局）

問 引揚者の請求資格とは、いつからいつ頃まで居住し、いつ引揚げた者をいうのですか。

答 昭和四十二年八月一日現在日本国籍を有する者で、昭和二十年八月十五日まで、外地（朝鮮、台湾、樺太、満洲、中国全土等を指す）に一年以上生活の本拠を有していた者で、同日以降、内地に引揚げた者です。但しソ連参戦地区は昭和二十年八月九日まで引続き一年以上生活の本拠を有していた者で、同日以降、内地に引揚げた者及び南洋群島、旧蘭領東印度諸島、旧英領マレイ半島、旧英領ボルネオ居住者並にフイリッピン諸島からの引揚者です。

問 生活の本拠を有していても一年未満の者は資格がありませんか。

答 その通りだが、「開拓団開住」「国の命令で工場、会社と一緒に渡航し引揚げに者に限り一年未満でも資格があります。

問 昭和二十年八月十五日、又は八月九日までに命令、交換船で早く引揚げた南洋群出、又は旧連合国に在住していた者の資格はどうなりますか。

答 南洋群島よりの引揚者は、昭和十八年十月一日まで一年以上生活の本拠を有し、昭和十八年十月一日以降二十年八月十四日までの引揚者です。また旧蘭領東印度諸島、英領マレイ半島及び英領ボルネオの在住者は、昭和十六年八月一日まで一年以上生活の本拠を有し昭和十六年八月一日以降引揚げた者となっています。またフイリッピン諸島在住者は昭和十六年十二月八日まで一年以上生活の本拠を有し、昭和十九年七月一日以降の引揚者は資格があります。前記の資格があっても国又は国内に本社のある法人等の命令で期限付きで転勤を命ぜられ、引揚後も身分を失わずにいる者及び家族は資格がありません。

問 一年以上外地に生活の本拠を有していたが、公用、商用等で内地に旅行中の者は資格がありますか。

答 あります。

問 年令に制限ありますか。

答 原則としてはないが、一年以上生活の本拠を有していた者と規定しているから一才未満の幼児は資格がありません。

問 幼児にも生活権があり、幼児ほど苦難が多かったので特例が考えられませんでしたか。

答 外地出生児は、一年未満でも適用すべきで、全連は修正を要求したが間に合わなかった。近い国会に改正要求の態度を決めています。

問 年令によって交付金額が違うときいているが内容はどうかなっていますか。

答 昭和二十年八月十五日当時二十歳未満は二万円、二十才以上二十五才未満は三万円、二十五才以上三十五才未満は五万円、三十五才以上五十才未満は十万円、五十才以上十六万円となっています。

問 一万円が加算されるのは[illegible]

答 昭和二十年八月十五日まで通算八年以上生活の本拠を有している者で、わかりやすくいうと、昭和十二年八月十六日以前より居[illegible]

答 [illegible]（年令別五段階）の七割の計算で支給されます。

問 加算金（一万円、七千円）[illegible]

答 ありません

問 終戦日前に死亡した引揚者の遺族は請求できますか。

答 できません。できるのは昭和二十年八月十五日まで一年以上生活の本拠を有し、同日以降外地[illegible]で死亡した者で[illegible]十一年七月三十一日までに死亡した者の遺族は請求できます。但しソ連参戦地区、南洋群島、旧米英領より引揚年月日はすべて遺族交付金にも該当することをつけ加え[illegible]きます。

問 昭和四十二年八月一日以降死亡した引揚者の遺族は遺族交付金として請求できますか。

答 請求権利発生後の死亡になるから死亡した引揚者の相続人が死亡者の氏名を併記して相続人氏名で請求すればよい。この場合は七割でなく一〇〇％支給されます。

問 現在高額所得者は請求資格がありますか。

答 あります。

問 請求用紙はどこで受け、どこへ提出すればよいのですか。

答 現住所の市区町村役場で配付をうけ提出します。（引揚者団体が用紙の配付及記入指導ができるよう交渉中）

問 請求にはどんな資料が必要ですか。

答 引揚者である事実を証明する資料、一年以上引続き又は八年以上生活の本拠を有していたことを証明する資料が必要です。

問 証明資料とはたとえばどのようなものを揃えればよいのですか。

答 これは請求者のケースによって違うが、たとえば次の資料のうちどれかがあれば認定資料となります。引揚証明、給付金認定証、又は国債、旅行証明書、外地出生、死亡を記載した戸籍謄本、身分証明書、学校卒業証書、在学及び修学証書、同窓会名簿、居留民会、県人会名簿、銀行、郵便局、その他金融機関の預金通帳、当時の手紙、はがきで消印のあるもの。官公署の発行した書類たとえば税金領収書、株券、債券、命令書、契約書、生命、損害保険証書、諸団体発行の証書類辞令、恩給袋、学校通信簿、成績表、引揚後官公署に就職時に提出した履歴書、日銀に提出の在外預金申告控、在外事実申告控、補償請求権登録控、在外財産調査票、引揚者団体発行の会員証などです。これらの資料を綜合すれば一年以上又は八年以上引続き生活の本拠を有していた認定資料及び引揚者である事実を証明することができます。

問 二十年以上も経過しているので紛失している場合はだめでしょうか。

答 だめではありません。現住所の市区町村または引揚者団体にきけばくわしく数えてくれるし、無料で相談にのってくれます。

問 請求書に添付する書類とは何ですか。

答 前項に述べた証明資料のほ[illegible]様の場合はそれを証明する書類、例えば仲会人の証明、配偶者以外の者が遺族請求する場合は先順位がいないことを認める書類などです。

問 記入方法がわからないときはどうすればよいでしょう。

答 現住所の市区町村または引揚者団体で記載指導をしていますから相談すれば一切無料でやってくれます。

問 昭和四十二年八月一日以前に外国人と結婚した者は資格がありますか。

答 日本の国籍を有していれば資格があります。

問 遺族として請求できる資格及び順位は。

答 配偶者（内縁を含む）子、父母、孫で 順位もこのとおりです。

問 配偶者、子、父母、孫 が死亡している場合は誰が請求できますか。

答 できません。

問 認定は どこで するのですか。

答 昭和二十年八月十五日当時の請求者の 本籍県 でします。

問 国債請求後どのくらいで受領できますか。

答 まず本籍県より認定通知書がきてから約二カ月以内と思いますがそのときの事情により若干遅うこともあります。

問 国債は利子がついていますか。

答 無利子です。

問 第一回の国債償還金はいつ受領できますか。

答 昭和四十三年八月十五日の予定です。

問 国債は担保又は譲渡できますか。

答 国民金融公庫から借入れができるほか、地方公共団体（都道府県）でもできることになっています。また、国に譲渡する場合のほか、一親等内の者で交付金支給の権利を有する者には譲渡するこ[illegible]と全連が交渉していま す。

問 国債は買い上げてくれますか。

答 大蔵省令が出ていないので責任ある答えはできないが、従来の例では生活困窮者又は災害等の被害者には買い上げています。

問 請求書提出に手数料がいりますか。

答 いりません。

問 証明書をとる場合、手数料がいりますか。

答 戸籍謄本、本籍地証明書等の場合は手数料をとられます。

問 私は現在本籍地のA県に居住し、長男は東京、次男は大阪、長女は神戸に居住していますが、この場合、請求は個々にしてよいのですか。

答 請求は現住所で請求するのが原則となっていますが、個々に請求し、又一括請求してもよいことになっています。

問 昭和二十年八月十五日の本籍地が小笠原諸島、硫黄島及樺太千島列島、沖縄等であった場合はどこの県の知事宛に（請求書）かけばよいのですか。

答 小笠原諸島、硫黄島は東京都知事。樺太、千島列島は北海道知事、沖縄地域は那覇日本政府南方連絡事務所長と かけばよろしい。

問 私は団体に加入していませんが、今からでも加入できますかまた加入金はいくらでしょうか。

答 加入できますが、加入金はとりません。この法律を成立させるまでには二十年近くも熱心な者だけで資金を出し合って運動を続けて来たのです。詳細は現住所の団体できいてください。

問 新聞で老齢者は優遇するといっていますが、国債償還期限は三年ぐらいになりませんか。

答 金額面で優遇しています。全連は償還期限を七十歳以上は即時、六十歳以上三年、五十歳以上五年に修正を要求、次期国会で改正を期しています。

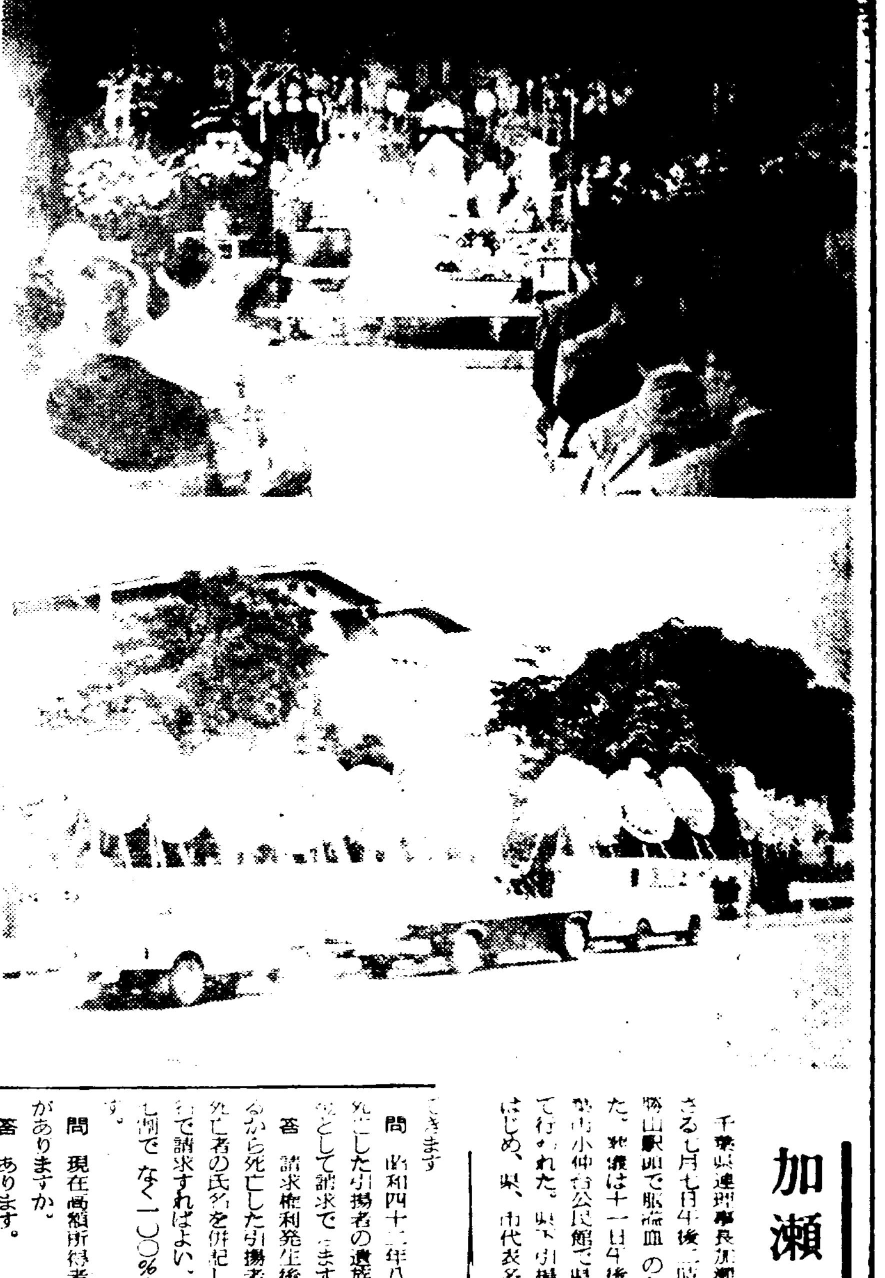

加瀬常太郎氏

千葉県 理事長

[illegible]た。葬儀は十一日午後一時から[illegible]市小仲台公民館で県連葬をもって行われた。県下引揚げ団体代表[illegible]はじめ、県、市代表多数が参列し、[illegible]日前に死去した同氏への哀悼に[illegible]をつまらせた。五十八歳。千葉市小仲台の一七二七。写真は県連葬

法改正と基金法の実現

全連、四十二年度の事業計画

全連はきたる八月十日午前十時から衆院第一議員会館で昭和四十二年度通常総会をひらき、四十一年度事業報告、計算報告および四十二年度事業計画、予算計画などを審議するが、事業計画の主なものはつぎのとおり。

特別交付金に関する緊急対策 七月二十二日の会長会議決定に基ずき、昭和四十二年度下半期より第一期運動としての具体的行動は。

①特別交付金法は八月一日から発効、よって、この請求に関して全連傘下の団体は協力し、請求事務促進を図り全引揚者の権利を擁るため、主務省より都道府県知事に文書依頼の実現工作をする。

②要保護者に特別交付金を収入として認定しないよう免除実現工作をする。

③生活困窮者、老令者等に国債買上げ措置実現工作をする。

④国債担保権設定の政令公布実現工作を実施する。

⑤総理府は、請求事務説明会（ブロック別各県担当官に対する）を八月中旬以降より実施する予定（七月二十八日現在）につき、この説明会に団体（責任者又は実務担当者）は傍聴の形式で参加できる工作を実施する。

⑥前記（5）の予定より推定すれば、各県の市区町村説明会は九月中旬より開始の見通しにつき、各県連は自県知事と団体協力についての具体的打合せを政治的に開始し、請求事務開始と同時に協力体制を整う。

⑦前記①が実施し、⑥について具体的打合せについては、例えば次の方法が好ましい又、効果的で意義深い。

（イ）県連の地区役員を特別交付金法に関する県の相談員として、民生部嘱託になるよう交渉し、具体的には次項を担当する。

（ロ）嘱託として担当部門は「広報宣伝」「記載指導」「在外事実資料収集」「認定促進資料指導」等

（ハ）前記（イ）（ロ）は、例えば県と県連の緊密な連絡さえあれば、総理府より文書依頼有無にかかわらず可能であることは愛知県が既に前記（イ）（ロ）について内定し、具体的問題は打合せ済みとなっている。

B 基本方針 在外財産基金法案を大幅に修正し、第五七国会を目標に自民、社会、民社三党共同提案ができるように工作し実現を期す。特別交付金法による無利息国債を悪徳な街の金融機関の金融より護ると共に、年利五分利息を目標に引揚者の権利、利益になる一石二鳥を主眼におき、更に、この国債をもって引揚者は再び経済的貢献をする思想をもった新しい型の運動とする。この実現を期すための行動工作は次の通り。

①具体的工作行動計画

（イ）在外財産基金問題対策議員連絡協議会（仮称）を設置し、このメンバーには自民、社会、民社三党より委員選出の工作をもって実現を期す。

（ロ）前記（イ）で基本論を決定すれば、法案起草委員会を設置し法案作業に着手する。

（ハ）政府工作 大蔵省、総理府、通産省、外務省、日銀等に陳情する。

（ニ）国会工作 衆参大蔵委員会、法制局、議運、各党国対委員会及び両院議長に陳情する。

（ホ）政党工作

（a）来春参議院通常選挙までに法案成立することを各党より公約獲得できるよう要請する。

（b）前記（イ）（ロ）を促進するため、各県連より各政党県支部及び直接自県議員に陳情する。

（c）前記（a）（b）等の実現を期すため、情勢に応じ地方、全国大会を実施する。

C 未処理、未解決問題 ①戦時公債、簡易保険、満州国郵政府金、生命、損害保険、大蔵省令第九五号による申告代書料、旧外地紙幣返還、在外公館借入金等の未処理、未解決問題を関係省に陳情し、一括解決を期するため、具体的には次の通りとする。

（イ）地域部会を中心とした専問調査機関を設置する。

（ロ）前記（イ）の機関は資料を収集した地域別に評価したデータ作業に着手する。

（ハ）前記の（ロ）のデータに基ずき、関係省に一括陳情する。

D 法改正

（1）特別交付金法第二条各項に外地出生児一年未満の者を一年とみなすよう一部改正を要求する。

（2）右同法第七条第一項に超高令者に短期償還するよう一部改正を要求する。

（3）右同法第七条第四項に沖縄県も担保権設定の政令を要求する。

E PR対策 基金法案趣旨を周知徹底及び交付金法の請求促進をはかるための対策は次の通りとする。

（1）交付金法成立報告並びに基金法案説明大会を都道府県単位に全国一斉実施する。

（2）（1）の大会で基金法案賛成者数を確認する手続きを実施する。

（3）基金法案の趣旨書を関係機関に配布し啓蒙する。

（4）報道機関の論説（解説）委員、記者団と懇談会を必要の都度実施してPRする。

（5）テレビ、日刊紙、週刊紙に討論式の座談会申し入れ又は広告もする。

（6）各県実務担当者（事務局長）に「交付金 法及び基金 法案等」の特別研修会を設け、新しい全連の進み方の徹底を期す。

F その他

（1）功労者の感謝状と国家褒彰の実施と実現

（2）慰霊祭執行

（3）運動史発刊

（4）更生資金枠の増額と活用推進

（5）厚生福祉のため中央、都道府県毎に引揚者会館（仮称）建設の実現。

政令、省令を公布

調査室も業務室に衣替え

在外財産補償問題を解決するため、さきの特別国会で成立した「引揚者特別交付金支給法」とその関係政令、総理府令が一日公布、施行された。これに伴ない総理府では従来の調査室を業務室に改め、支給業務の体制を整えた。また、市町村にも近くこの窓口が設けられるが、受付けはきたる十月から始められる予定。資格のある引揚者およびその遺族は四十五年三月末日迄に居住地の市町村に必要書類を提出しなければならぬが、不明のところは地区引揚者団体に問い合せれば説明してくれるはず。政府および総理府令はつぎのとおり。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令

内閣は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第二条第一項第五号、第七条第四項、第十三条第二項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第一項第五号の政令で定める地域等）

第一条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める地域、生活の本拠を有していた期間の算定に関する政令で定める日及び本邦に引き揚げた時期に関する政令で定める日は、次の表のとおりとする。

地域	生活の本拠を有していた期間の算定に関する日	本邦に引き揚げた時期に関する日
もとの蘭領東印度諸島、英領マレー半島及び英領ボルネオ	昭和十六年八月一日	昭和十六年八月一日
フィリピン諸島	昭和十六年十二月八日	昭和十九年七月一日

2 法第二条第一項第五号に規定する政令で定める者は、日本国政府又は日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体の命令によって同号に規定する連合国の領域をなしていた地域にあった日本国政府又は当該団体の職員（もっぱら当該地域において勤務することを目的として雇用された職員である等のため、引揚げによって当該職員としての身分を失うに至った者を除く。）及びその者によって生計を維持していた者とする。

（国債の譲渡及び担保担保権の設定）

第二条 法第七条第四項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 国に譲渡する場合

二 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合

三 大蔵省令で定める金融機関に対し担保権の設定をする場合

（国債の償還金の支払に関する事務の委託）

第三条 法第十三条第二項の規定により郵政大臣が国債の償還金の支払に関する事務の一部を委託して取り扱わせることができる当局は、琉球政府の当局とする。

（権限の委任）

第四条 法第三条第二項に規定する特別交付金の支給を受ける権利の認定に関する内閣総理大臣の権限のうち、昭和二十年八月十五日における本籍地が次の表の上欄に掲げる地域にあった引揚者（昭和三十二年三月三十一日以前に死亡した引揚者を除く。）に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任するものとする。

一、本邦（次号、第三号及び第五号に掲げる地域を除く。）	昭和二十年八月十五日における本籍地の都道府県知事
二、小笠原列島及び硫黄列島	東京都知事
三、法第二条第四項に規定する地域	北海道知事
四、樺太及び千島列島	
五、沖縄地域（硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島をいう。以下同じ。）	特別交付金の支給を受けようとする者の居住地の都道府県知事（居住地が沖縄地域にある場合には、那覇日本政府南方連絡事務所長。第三項において同じ。）
六、前各号に掲げる地域以外の地域	

二 法第三条第二項に規定する特別交付金の支給を受ける権利の認定に関する内閣総理大臣の権限のうち、引揚前死亡者及び昭和三十二年三月三十一日以前に死亡した引揚者でその死亡により除籍された当時における本籍地が前項の表の上欄に掲げる地域にあったものに係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者（第一号の場合にあっては、同号の下欄中「昭和二十年八月十五日」とあるのを「死亡により除籍された当時」と読み替えた場合の者）に委任するものとし、死亡時における本籍地が同表の第二号又は第四号に掲げる地域にあったこれらの死亡者で除籍されていないものに係るものは、北海道知事に委任するものである。

三 法第十四条第一項から第三項までの規定に基づく内閣総理大臣の権限のうち、同条第一項に規定する償還金を受領した者でその居住地が本邦にあるものに係るもの（沖縄地域に居住する者に係るものを除く。）は、当該居住地の都道府県知事に委任するものとする。

付則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（在外財産問題審議会令の廃止）

2 在外財産問題審議会令（昭和三十九年政令第二百五十六号）は廃止する。

（総理府本府組織令の一部改正）

3 総理府本府組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時在外財産問題調査室」を「臨時引揚者特別交付金業務室」に改める。

第五条中「広報室及び臨時在外財産問題調査室」を「及び広報室」に改める。

第七条の二を次のように改める。

（臨時引揚者特別交付金業務室）

第七条の二 臨時引揚者特別交付金業務室においては、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の施行に関する事務をつかさどる。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則

（本邦に含まれない島）

第一条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する総理府令で定める本邦に含まれない島は、択捉島及び国後島とする。

（引揚者に支給する特別交付金の請求手続）

第二条 法第三条第一項第一号に規定する引揚者に支給する特別交付金の支給を受けようとする者（以下「引揚者特別交付金請求者」という。）は、様式第一号による特別交付金請求書を引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二二六号。以下「令」という。）第四条第一項の規定により特別交付金の支給を受ける権利を認定する権限を委任された者に提出しなければならない。

2 引揚者特別交付金請求者が引揚者として特別交付金の支給を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一、引揚者特別交付金請求者が引揚者であることを認めることができる書類

二、引揚者特別交付金請求者が法第六条第二項に規定する者である場合は、その事実を認めることができる書類

三、引揚者特別交付金請求者の昭和四十二年八月一日（同年同月二日以後本邦に引き揚げた者については、その引き揚げた日）における戸籍又は住民票の謄本又は抄本

四、引揚者特別交付金請求者の昭和二十年八月十五日における本籍地を明らかにする当該本籍地の市町村長又は区長の証明書

三 引揚者特別交付金請求者が法第八条第一項により死亡した引揚者の相続人として特別交付金の支給を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び引揚者特別交付金請求者が死亡した引揚者の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本を添えなければならない。この場合において、前項各号中「引揚者特別交付金請求者」とあるのは、「死亡した引揚者」と読み替えるものとする。

四 引揚者特別交付金請求者が法第十条ただし書の規定により特別交付金を受ける権利の譲渡を受けた者として特別交付金の支給を請求する場合は、第一項の請求書は、第二項各号に掲げる書類及び譲渡した者の譲渡した旨の証明書を添えなければならない。この場合において同第一号及び第三号中「引揚者特別交付金請求者」とあるのは「引揚者特別交付金請求者及び譲渡した者」と、同第二号及び第四号中「引揚者特別交付金請求者」とあるのは「譲渡した者」と読み替えるものとする。

（遺族に支給する特別交付金の請求手続）

第三条 法第三条第一項第二号及び第三号に規定する遺族に支給する特別交付金の支給を受けようとする者（以下「遺族特別交付金請求者」という。）は、様式第二号による特別交付金請求書を令第四条第二項の規定により特別交付金の支給を受ける権利を認定する権限を委任された者（以下「認定機関」という。）に提出しなければならない。

2 遺族特別交付金請求者が遺族として特別交付金の支給を請求する場合は、前項の請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一、死亡者が法第三条第一項第二号に規定する死亡した引揚者又は同項第三号に規定する引揚前死亡者であることを認めることができる書類

二、死亡者が法第六条第四項に規定する者である場合は、その事実を認めることができる書類

三、死亡者の死亡の当時におけるその死亡者と遺族特別交付金請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（遺族特別交付金請求者が、死亡の当時婚姻の届出をしていないが、死亡者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合は、その事情を認めることができる書類）及び遺族特別交付金請求者が法第四条第一項ただし書に該当しないことを明らかにすることができる戸籍の抄本

四、遺族特別交付金請求者が法第四条第一項に規定する配偶者以外の者である場合は、その者より先順位の者がいないことを認めることができる書類

五、遺族特別交付金請求者の昭和四十二年八月一日における戸籍又は住民票の謄本又は抄本

六、死亡者が昭和三十二年四月一日以後に死亡した引揚者である場合は、当該死亡した引揚者の昭和二十年八月十五日における本籍地を明らかにする当該本籍地の市町村長又は区長の証明書

3 遺族特別交付金請求者が法第八条第一項の規定により死亡した遺族の相続人として特別交付金の支給を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び遺族特別交付金請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本を添えなければならない。この場合において、前項第三号、第四号及び第五号中「遺族特別交付金請求者」とあるのは、「死亡した遺族」と読み替えるものとする。

（認定の通知）

第四条 引揚者特別交付金請求者又は遺族特別交付金請求者が特別交付金の支給を受ける権利を有するものと認定したときは、様式第三号又は様式第四号による特別交付金認定通知書を当該請求者に交付しなければならない。

2 認定機関は、引揚者特別交付金請求者又は遺族特別交付金請求者が特別交付金の支給を受ける権利を有しないものと認定したときは、様式第五号又は様式第六号による特別交付金却下通知書を当該請求者に交付しなければならない。

（特別交付金の受給順位の変更の請求手続）

第五条 法第五条第二項の規定により特別交付金の支給を受けるべき順位の変更の請求をしようとする者は、様式第七号による特別交付金受給順位変更請求書に、同項に規定する先順位者の生死不明の事実を認めることができる書類を添えて、これを認定機関に提出しなければならない。

（請求書等の経由）

第六条 特別交付金に関する請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区にあっては、区長。次項において同じ。）都道府県知事（硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の西南諸島に居住する者については、那覇日本政府南方連絡事務所長。次項において同じ。）を順次経由して、認定機関に提出するものとする。

2 特別交付金に関する通知書は、請求者の居住地の都道府県知事、市町村長を順次経由して請求者に交付するものとする。

（添付書類の省略等）

第七条 認定機関は、特別な理由があると認めたときは、特別交付金請求書に添付すべき書類の添付を省略させ、又はこれに代わる書類を提出させることができる。

附則 この府令は、公布の日から施行する。

編集室

▼念願の補償法案も不満足ながら通って、やれやれ、というどころである。ただ、在外財産基金法案が廃案となったのは遺憾だが、このつぎの国会に出せばよいだろう。▼血と涙でかちとった国債なのだから、まずまちがいのない運営をして、利息はもちろん元本も保証できるような計算をぜひたててほしい。▼八月十五日に全連の総会が開かれる。三池理事長、内田副理事長、藤岡事務局長はたぶんこの総会で辞任するだろう。いちおう役割を果したので、バトンを渡すわけだが、後任人事をめぐって、はやくも動きがはげしいようだ。▼これが全連のお家芸だが、もういいかげんに脱皮できないものか。記者も、この号限りで、全連通信とお別れすることにした。ながい間、憎まれ口をたたいてきたが、それもこれも全連を愛すればこそ、とご寛容願いたい▼ほんとうにご支援、ご愛読ありがとうございました。職員でもなし、嘱託でもなく、わけのわからぬ立場で、過してきた五年だが、考えようによっては、だからこそ自由にふるまえたのかもしれない。▼全連は今後も、法改正や、在外基金の成否をかけて運動をつづけていくという、ご健闘を心から祈る。

衆院内閣委、活発な質疑

資料を相互に活用

事務委託、栗山室長が答弁

さる七月十七日（月）の衆院内閣委員会は在外財産問題を審議、可決したが、社会党の村山喜一、民社党の受田新吉、公明党の鈴切康雄両氏らによって質疑が活発に行なわれた。（以下速記録の一部―中見出しは編集部）

受田　条約局長も来ておられるので、いろいろ問題をお聞きしようと思ったのですが、この交付金支給事務というものの中に、都道府県知事、市町村長――前の戦傷病者のときには「都道府県知事その他政令で定める」という立法で市町村長を入れておったようですが、今度はそれをひっくるめて地方公共団体の長と沖縄の事務の責任者にこれを持っていっておられる。沖縄で苦労されてきて帰られた方は含まれる。これは当然内地以上の苦労をされておるのですから、当然のことであります。その支払い事務は、十年前の給付金支給のときには、各種引き揚げの関連団体が、組織的に十分手の打てる機構を持っている団体が、役人がちょろちょろやるよりはよほど効果的な仕事をやる団体があるのだから、その団体に調査その他をさしておる。今度は、それについてこの間の委員会では、事務の処理の問題はそういう団体に調査その他をやらせないのだ、こういう御答弁であったようでございますが、差しあたり二億二百万円の四十二年の予算になっている。総理府本庁のすでに通過している予算の中にも、委託費というやつが二億八千九百万円載っている。これはまだ使っていないわけです。本庁の職員の旅費、庁費が千百万円を振り当て、委託費に二億八千九百万円が振り当てられた。それらの問題もあわせて、調査その他に機能的に役人が動くよりも十分効果的な働きをする――末端には不十分な団体のところもあるけれども、整備された団体のところでは、これは十分役に立てるのだ、そういう意味で、その団体に調査その他の事務的処理にあたっての一役を買わせるということを、厚生省は十年前はやらしておられるのです。今度は総理府になると、これをやらさぬということの間の答弁は、納得できない。ひとつお答え願いたい。

実態を把握せよ

栗山室長　先生のおっしゃいます十年前の調査規則、厚生省令の問題でございますが、これは昭和三十一年の五月に在外事実調査規則というものが厚生省で出ましておりまして、御承知でありましょうが三十二年にできました法律の前提としまして、一年前厚生省が在外事実調査というものをしたわけでございます。これにいろいろの方に調査について御協力を願ったということはございますが、ただしこの前の三十二年の引き揚げ者給付金の法律におきましては、そういう厚生省令は出ておりません。先生三十一年のことをおっしゃっているのだろうと私は存じます。

そこで、この在外事実調査で非常にいろいろなことがわかりましたので、今度の特別交付金の支給につきましては、この在外事実調査をもとに、非常にいろいろの計画を立てさしてもらったわけでございます。それからもう一つ、今度のこの交付金の支給の事務にあたりましては、十年前の書類というものがそのまま役に立つものもございますし、それからまた、その資料をもとに判断をするということで非常に恩恵をこうむる場合もあるわけでございまして、今度のこの事務の執行につきましては、特に関係団体に御委託をするという必要も、実はないというふうにわれわれのほうで考えております。ただし、団体あるいは引き揚げ者の方々がいろいろ持っておられる資料などを相互に活用されまして、お互いに助け合う気持ちでいろいろおやり願う、これは非常に望ましいことでございますから、そういう点は非常にわれわれ期待しているという点を申し上げておるわけでございます。

受田　栗山さん、今度はできるだけ早く処理をしなければいけない。お役人の業務というのは、何にもしないお役人がごそごそ動いて長い年数をかけるようなへまをやっちゃいけないわけです。やはりそこには組織的な団体というものが何らかの形で力をかすことによって、この支払い業務というものが非常に早く進んでいく。年が七十をこえた方々、もうよわい幾ばくもないような方々が、たくさん控えておられるような問題です。これは人道的問題です。この人道的問題をかかえてのらりくらり役人にやらして、長い年月かけるような処理よりも、すかっとちゃんと名簿を持って、組織的に実態が把握されておる――されていない小さい町村もまままあると思うけれども、そういうところは、市町村の役人がやればいい。あとは団体が手伝うことによって、協力することによって十分能率があがるということを、実態を把握してひとつ御判断を願いたい。これは政治的な配慮が要るわけですから、これは総務長官から答弁を伺いたいのですが……。

栗山　受田先生のおっしゃる人数も非常に多うございますし、お年寄りの方も非常に多うございまして、非常に早くというお気持ちは、私はよくわかります。したがいまして、一番の責任のありまする地方公共団体に、もう法律がそういうふうになっておるわけでございますから、前々からいろいろ内々的にお願い申し上げておりまして、府県のほうからも、非常に積極的にわれわれのほうに打ち合わせに上京しておいでになっておられます。内部の、要するに人員の整備、それから部屋の確保その他、これからいよいよ事務をやりまする段階になりますと非常に大事なことになりますので、そういうふうに非常に張り切って、できるだけ早くしたいということで頑張っておりますることを、御了承願いたいと思います。

意見は十分きく

受田　栗山さん、そういう意味で事務を進捗せしめるという意味では、非常に役に立つ機関があるということは、それを生かすということは、これは政府としてはまことによりどころになると思うのです。そういう意味で、政令委任の対象にすることは抜きとして、一応何らかのかっこうで協力を求めていくという程度が政府自身が持っておらぬと、事業は非常に停滞します。よわい幾ばくもない方々に、もう少なくなって後にこれをお渡しするということは意味がない。早くお渡しするという意味で、そういう機構の整った団体を最高に活用するという精神、これを長官から御答弁願って、私の質問を終わります。

塚原長官　この間も栗山君からお答えいたしましたが、法律事務を民間団体におまかせするということは、これはやれないと思いますが、非常にいろいろな地域な問題で、答申そのものもそうでありましたし、今後いろいろな問題で情報というか、われわれとしても参考にしなければならないような問題も多々あると思いますので、必要がある場合には、団体の方々の御意見を十分承りたい、このように考えております。

（以下略）

家族構成を考慮

年令制限

鈴切　次に、この法案についてでありますが、提案理由の説明によりますと、「在外財産問題審議会の答申にのっとり」とありますが、当然これは審議会の答申を尊重したと、そのように受け取ってよろしゅうございますか。

塚原　そのとおりであります。

鈴切　答申によれば「引揚者の当時の年齢および在外居住年数に配慮することとし、一定の年齢に達していなかった者および在外居住が一定年数に達していなかった者は除外する」とありますが、今回の法案で一定年齢に達していなかった者を一年未満としたことは、何も年齢制限というのでなくして、一年以上居住している者の居住制限をつけたほうに含まれるのではないか、その点いかがですか。

世帯単位が合理的

栗山　ただいまの答申に沿っているかという問題の御質問でございますが、今回の講じます措置は、この法律の措置は、引き揚げ者が、この前の終戦に伴いまして、従来の居住地に居住すること自体が許されなくなったということによって、それまでの生活をささえていたもろもろのもの、つまり財産、人間関係、生活利益等、すべてを失ったという特異性に結びつけまして、講ぜられるものであって、これはご承知のとおりであります。そこで、いわゆる財物としての経済的な財産だけを目的としているのではないということも、これをご承知のとおりでございます。そこで、この措置の対象者としまして、答申は、いま仰せのごとく一定年齢未満のものを除外するのが適当だというふうに述べておるわけでございますが、政府は、その答申の意図するところが、その前にございますように、財産の形成能力及び生活利益の状況等を考慮してという点がございますが、この財産の形成能力という点だけを考えますと、確かにある一定年齢以下の者を除外するということはあるいは適当かと存じますけれども、なお、ただいま生活利益の状況といったようなこともやはり考慮するように答申は申し述べておるわけでございまして、さらに答申の最後のページの（1）（2）（3）とありますところに、最後のほうに世帯のことが申し述べてあるわけでございます。世帯を支給額算定の単位とすることがやはり合理的ではないかというふうにされておるところから見まして、年少者に対しましても若干の交付金を追加して支給するということが、さらにこの答申の上にプラスアルファといいますか、この点をもう少し加えたほうがいいのではないかということで、今度の措置を講じたわけでございます。

鈴切　いまあなたがいわれましたけれども、答申は世帯を基準として考えたらいいじゃないか、そのようにいわれておるわけですが、その点、世帯ではなくして個人に、個々に支給されるようになったわけです。そうしますと、いまあなたがいわれました、当然に財産形成や生活利益の状況を考慮するというその問題、当時二歳や三歳の子供にこれを適用されるということは、だれでも疑問に思うわけであります。この点について、一年程度で財産形成や生活利益というものがどの程度得られるか、長官のお考えを伺いたい。

塚原　答申に、世帯を単位として云々、世帯ごとということばがあります。世帯ごとでこの問題の解決がはかれれば、これは一番手っとり早い方法だと私も考えておりましたが、この間の委員会でも申し上げましたように、なるほど九十五万四千世帯という推定の数字はございますけれども、これがはっきりした、いま戸主はだれである。その九十五万四千世帯にこれを全部配分するという処置がとられない現状であることは、鈴切委員もおわかりいただけると思うのです。したがって、世帯単位で支給することを頭に置きながら、さて現実の支給方法となれば、やはり個人を対象としなければならないところに、立法過程において非常な苦労があったわけでございます。

それから、なお、いまの年齢制限の問題でございますが、おっしゃることもよくわかります。しかし、生活利益の一環として、生活利益として、また世帯が単位として云々という答申の書き方か

らんでみますれば、いまおっしゃったような一歳以上の方に若干のお金でもお渡しすることが、答申の趣旨に沿う道であると思って、こういう措置をとったわけでございます。

長期加算の問題

鈴切　年齢制限の点で、大蔵省は二十歳以上、総理府は十三歳以上という線を打ち出したように聞いております。最初のほうから総理府としては十三歳以上という線を打ち出しておるわけですが、どうしてこれらの案はいれられなくて、そうして一歳未満以外の、要するにそれ以上の年齢に落ちついたかという点についてのいきさつ……。

塚原　財産を形成し得る能力は一体何歳なりやという議論は、だいぶいたしました。昔の徴兵検査で満二十というのを大蔵省は考えたのでしょう。あるいは戦後の……（鈴切委員「総理府の十三歳を……」と呼ぶ）私自身の考えたものも、みな申し上げます。児童福祉法あるいは労働基準法等によれば、今日では十八歳というものが一つの対象になっておる。さらに、元服という、ちょっと飛躍になりますが、十五歳というものも当時としては考えられる年齢であったろう。高等小学校卒業――私が満十三歳というのは、満州開拓義勇軍を対象としたわけではありませんけれども、当時非常な熱意を持って外地に渡った者が、小学校、義務教育を終了して行かれた方々もたくさんありましたということが、私の念頭にもありましたし、海外雄飛の気持ちに燃えた若人が十三歳であったということから、そういう線も出たわけでございます。しからば、それがどうし

中年以上に重点

栗山　今度の法案の内容をごらんいただいたと存じますが、なるべく年長者、つまり中年以上の方に重きを置くようにという答申の趣旨に沿いまして、三十五歳以上につきまして、五十歳未満が十六万円という法案の内容になってございます。これは、中年以上の方を重んずるようにということも、その中に含まれてくるというふうに御了承いただければいいのじゃなかろうかと思っております。

鈴切　八年以上の居住者に対して一万円が加算されることになっておりますが、この算出根拠は何ですか。

栗山　長期加算の問題でございますが、一般的にいいまして、外地における財産形成とかあるいは生活利益等の状況は、ほんとのことをいいますと、在外居住年数の長さに応じまして考えるのが普通ではないかというふうに答申のほうもお考えになっておられるのではないかと思います。しかし、外地におけるこういう居住年数の長い者ほど優遇するという点を事務的に考えてみますと、なかなかこれはむつかしい点でございまして、とても事務上のネックになるのではないかというような点からしまして、そういうこまかい作業はいまとてもできないという実務上の問題から、一応日華事変が始まりました昭和十二年というものを基準にして、それ以前の者に対しまして加算をするというふうに考えていたわけでございます。

鈴切　いま日華事変を基準として、少なくとも八年以上の居住者に対して加算されるのがわずか一万円ということなんですが、その点について私は少ないというように思うのですが、その点いかがでしょう。

鈴切　支給の方法についてでありますが、終戦時五十歳の人は現在すでに七十二歳となっております。政府案の十年間の交付公債だとすると、全額支給される年には八十二歳になってしまう。他国の例に、日本人の平均寿命からみても、何とか高齢者に対する特別な配慮が必要じゃないかというように考えるのです。

なお、生活保護者に対しては、支給する特別交付金は収入として認定しないような考慮も必要ではないかと思うのですが、その点についていかがですか。

要保護者の措置

栗山　高齢者に対して、もうすでにいいお年になっておられるから、早く償還をするようにしたらどうかという御趣旨が第一点だと承りましたが、高齢者に対しましては、先ほどから申し上げましたように、最低年齢の者の八倍というような高額のものが出ることになっておりますので、償還の期限につきましては、この際はそれをもっと短縮するという考えは持ち合わせておりません。ただし、第二点に申されました生活保護を受けておられる方、あるいは生活困窮者保護を受けておるまでには至っておらないけれども、それに近いような困窮の方という方々に対しましては、国で買い上げるというような措置、あるいは生業のための融資というような措置、そういう点につきましては、十分考えさしていただきたいというふうに存じております。

通常国会に再提出

見送られた「在外産基金法案」

◇交付国債に年五分利を付けよ◇
◇うという在外「財産基金」案◇
◇は議員立法として特別国会に◇
◇提出されたが、会期末の混乱◇
◇で、審議されず廃案となっ◇
◇た。したがって、全連は同法◇
◇案をさらに検討、若干の手直◇
◇しを加えたうえ、つぎの通常◇
◇国会に提案することとなった。◇

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、引揚者等が引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律一一四号）により交付された国債を出資し、その国債の償還金を運用することによって、産業の振興その他国民経済の発展に寄与するとともに引揚者等の福祉の増進に資するため、在外財産基金を設立することを目的とする。

（法人格）

第二条　在外財産基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　基金は、事務所を東京都に置く。

（定款）

第四条　基金は、定款をもって次に掲げる事項を規定しなければな

一、目的

二、名称

三、事務所の所在地

四、資本金、出資及び資産に関する事項

五、役員に関する事項

六、出資者総代会に関する事項

七、顧問に関する事項

八、業務及びその執行に関する事項

九、財務及び会計に関する事項

十、公告の方法

2、定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3、基金は、定款の変更について前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（資本金）

第五条　基金の資本金は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関

国債の交付を受けた者（その者の相続人を含む。）から出資される次条に規定する国債の価格の合計額に相当する金額とする。

2、基金は、その最初の事業年度終了の日に、前項の基金の資本金が五百億円に達するようにしなければならない。

（出資）

第六条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者（その者の相続人を含む）は、同条第四項の規定にかかわらず、当該国債を基金に出資することができる。

2、前項の規定により出資される国債の価格は、その額面金額（当該国債の償還金が既に支払われている場合には、その額面金額から既に支払われた当該償還金の金額を控除した金額）とする。

3、基金に対する出資は、第一項の国債以外の財産ですることができない。

（国債に対する権利の行使）

第七条　基金は、前条第一項の規定により出資された国債については、記名変更の手続をしないで基金の名において権利を行使することができる。

（出資証券）

第八条　基金は、出資証券を発行し、第六条第一項の規定により出

う。）に対し同条第二項に規定する額面金額に相当する額の出資証券を交付する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第九条　基金は出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

（出資者たる地位の喪失）

第十条　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第十一条　出資者の持分は、基金の承認を受けて、引揚者に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者（その者の相続人を含む。）及び主務大臣の指定する金融機関に譲り渡し、又は担保に供する場合を除くほか、譲り渡し、又は担保に供することができない。

2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者名簿に記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載し

第三者に対抗することができない。

3　出資者の持分の質権者は、継続して出資証券を占有していなければ、その質権をもって基金その他の第三者に対抗することができない。

4　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

5　前四項に規定するもののほか基金の持分を譲り渡し、及び担保に供することに関し必要な事項は政令で定める。

（登記）

第十二条　基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第十三条　基金でない者は、在外財産基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十四条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金について準用する。

第二章　役員等

（役員）

第十五条　基金に、役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人以内を置く。

2　理事長及び監事は、出資者総代会が推薦した者のうちから、主務大臣が任命する。

3　理事は、定款で定めるところ

任し、又は解任する。

4　主務大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（役員の職務及び権限）

第十六条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を出資者総代会に報告する。

（役員の任期）

第十七条　理事長及び理事の任期は、二年とし、監事の任期は、一年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十六条第三項（取締役の任期の特例）の規定は、理事長、理事又は監事の任期について準用する。この場合において同項中「定時総会」とあるのは、「通常出資者総代会」と読み替えるものとする。

（監事の兼職禁止）

第十八条　監事は、理事長、理事又は基金の職員を兼ねてはならない。

（出資者総代会）

第十九条　基金に、出資者総代会を置く。

（出資者総代会の招集）

第二十条　理事長は、毎事業年度一回通常出資者総代会を招集しなければならない。

2　理事長は、必要があると認めるときは、臨時出資者総代会を招集することができる。

（出資者総代会の権限）

第二十一条　次に掲げる事項は、出資者総代会の議決を経なければならない。

一、定款の変更

二、第三十条第一項に規定する長期資金計画の作成及び変更

五、役員の報酬

六、その他基金の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

（出資者総代会の議事）

第二十二条　出資者総代会は、出資者総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　出資者総代は、おのおの一個の議決権を有する。

3　出資者総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否

だし前条第一号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

4　出資者総代は、定款で定めるところにより、次条において準用する民法第六十二条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって、議決権を行なうことができる。

5　前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

6　代理人は、五人以上の出資者総代を代理することができない。

7　代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならない。

（出資者総代会に関する民法等の準用）

第二十三条　民法第六十一条第二項（総会招集の手続）、第六十二条（総会招集の手続）、第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議決）の規定は、基金の出資者総代会について準用する。この場合において、民法第六十一条第二項中「総社員」とあるのは「総出資者総代」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「在外財産基金法第二十三条ニ於テ準用スル民法第六十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「出席シタル取締役」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

（代表権の制限）

第二十四条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（職員の任命）

第二十五条　基金の職員は、理事長が任命する。

（顧問）

第二十六条　基金に、顧問を置く。

2　顧問は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3　顧問は、基金の業務について協力するものとし、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関し助言する。

4　顧問は、基金の業務の運営に関し、理事長に意見を述べることができる。

第三章　業務

（業務の範囲）

的にかんがみ、主務大臣の認可を受けて、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは主務大臣の指定する金融機関の発行する債券を取得することができる。

2　基金は、主務大臣の認可を受けて、主務大臣の指定する金融機関への預金をすることができる。

3　基金は、前二項に規定する業務のほか、大蔵大臣の認可を受けて引揚者等の福祉の増進に寄与するための事業を行なうことができる。

（業務運営上の努力）

第二十八条　基金の理事長及び理事は、業務の運営に当たっては、第三十四条の規定による利息の配当が確保されるよう努めなければならない。

（事業年度）

第二十九条　基金の事業年度は、毎年九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終わる。

（長期資金計画）

第三十条　基金は、業務の開始の際、この法律に規定する利息の配当を実施するための長期資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の長期資金計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

一、第六条第一項の規定により基金に出資された国債の償還金の年次見込額

二、基金の収入の年次見込額

三、第三十四条の規定により出資者に配当すべき利息の年次見込額

四、前号の利息以外の基金の支出の年次見込額

（資金計画）

第三十一条　基金は、毎事業年度、前条第一項の長期資金計画に適合するように、資金計画を作成しなければならない。

2　基金は、資金計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

（短期借入金）

第三十二条　基金は、主務大臣の指定する金融機関から、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第三十三条　理事長は、通常出資者総代会の会日の七日前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利息の配当に関する議案、剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者及び基金の債権者は、理事長に対し前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合は、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

3　第一項に規定する書類を通常出資者総代会に提出するとき、監事の意見書を添附しなければならない。

4　基金は、第一項に規定する書類について第二十一条の規定によ

（利息の配当）

第三十四条　基金は、最初の事業年度から次条第二項の規定による剰余金の分配が最初に行なわれる事業年度の前事業年度までの各事業年度においては、定款で定めるところにより、出資者の持分につき出資額（各出資者の有する出資証券の券面額の合計額をいう。以下同じ。）の千分の五十以内において定款で定める割合の利息を出資者に配当するものとする。

2　基金の資本金が五百億円に達しないときは、その事業年度においては、前項中「定款で定める割合」とあるのは、「主務大臣の認可を受けた割合」とする。

3　第一項の規定による利息の配当は、他の法令の適用については、商法第二百九十一条第一項の規定による利息の配当とみなす。

（利益及び損失の処理）

第三十五条　基金は、損益計算において利益を生ずるに至った事業年度以後の事業年度において、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

2　基金は、前項の規定による積立てを行なった後でなければ、剰余金の分配をしてはならない。

3　剰余金の分配は、各出資者に対し、その出資額に応じなければならない。

4　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、

して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（主務省令への委任）

第三十六条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、基金の財務、会計その他その運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第四章　監督

（監督）

第三十七条　基金は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十八条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章　雑則

（出資者に対する通知又は催告）

第三十九条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあてて足りる。

2、前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第四十条　基金は、定款、出資者総代会の議事録及び出資者名簿を備えて置かなければならない。

2、出資者名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、出資者の氏名又は名称及び住所

二、各出資者の出資額及び出資証券の番号

三、各出資者の出資証券の取得の年月日

3、出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、基金は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（以下次号）

元気な津汲さん

一昨年の大会でたおれた津汲外資同総本部長（当時）はその後手厚い療養のかいあって最近ではひとりで歩行できるようになった。持前の「きがぬ気」はだいぶやわらいだようだが、それでも談たまたま白熱するとテーブルを叩いて叱咤するなどなかなかの元気。さきの審議会では、他の委員をふるえあがらせるなどエピーソートはつきないが、補償実施のかげに、先日物故した加瀬千葉県連会長や、この津汲さんなど、つわものどもの功績があったことを、引揚者は忘れてはならない。

【写真は法案決定直後の代表者会議で元気にあいさつする津汲さん】

たずね人

西山氏とその家族	満洲通化省三光鉱業社長
古沢　繁	熊本県鹿本郡出身　五五才位　昭和十八年四月頃、大日本航空京城支店勤務、十九年頃ビルマラングーンに転勤と思う。
〃〃大野嘉一 安子（妻） 寿子（長女）	元朝鮮黄海道長渕郡長渕邑内里二八三に居住
原田秀吉	京都市出身　現在五十二才位い　引揚後山本与一と電気事業に携っており二十三年熊本県にて別れた方
鳥谷菊一	五十五才位（その家族）〃雅彦（長男）二十五才位　終戦時釜山在住
粟田留三郎	旧京城府貢鉄所在住（本籍、埼玉県）
板倉正之助	旧京城府在住（富山県人）
小牧三三	朝鮮全北益山郡三箕面五竜里駐在所巡査部長であった人
小沢某	朝鮮郡山府居住、終戦当時満津楽部隊望月隊小隊長
中山某	元朝鮮大邱府鉄道局勤務　大正十二年志願兵として大邱入隊、元陸軍少尉
木曽真	南支広門海軍司令部付軍属
〃加藤トメ タツコ	四〇才位 三七才位 昭和二十一年樺太真須取に在住
堂国春緒	朝鮮成鏡北道城津府本町居住中応召され以後不明
本間陽子	現在三〇才、終戦時昭和二十年八月二十五日頃、満洲国三江省太平鎮にて行方不明となる、お父さんがさが
〃池田秀明 雪子	時計屋　旧姓藤岡、現在四十七、八才位　樺太長浜郡弥満奥田林業所居住
伊藤宝作	宮城県出身、二十一年九月ころ通化市から引揚げた方
清某家	愛媛県宇和島市出身満洲鞍山市昭和街、満洲製鉄独身寮清々寮居住四十四、五才前後
上村幸子	高松市瓦町出身、満洲鞍山市居住、高松市に引揚げ、四十才前後
高橋静子	現在四十二才位い　昭和十七年に鉄西にあった満鉄の鉄道油槽油工場事務所機械課にて設計の仕事をしていた方。
良尊清	朝鮮咸鏡北道城津府本町にて旅館を営業しておられた方
増邑勝治	新京特別市興楽路府越アパート居住、満州特殊鋼業公社勤務

（注）掲載六か月を経過したものは抹消します。

全連基本態度

在外私有財産権問題は引揚者だけの問題でない。生命と財産を護る、人類生存の鉄則を確立する世界的国民運動である。本問題の完全解決こそ、わが民族の海外発展の礎である。

引揚全連通信

11　1（水）

発行所
東京都千代田区神田神保町
1の3（寿ビル2階）
引揚者団体全国連合会
電話（293）7520
編集発行人　岡田順一
（定価1部送共20円）

新聞印刷
なら
産報印刷へ

一部特例を確認

特別交付金の事務取扱い

既報のように全連執行部は特別交付金請求事務取扱いについて総理府と交渉をつづけてきたが、さる十月二十六日に、その取扱いの一部緩和と特例事項を確認、即日、総理府業務室から全国都道府県に通達された。

すなわち請求書類（様式一切）は従来政府の印刷したものに限られるように印象づけられ、窓口機関である市区町村でも主務官庁の厳重な指示の如く政府で企画及び印刷（政府の指示した規定にもとずき都道府県の印刷）以外の請求書を提出したものは一切受付けないとの方針を明らかにし、また引揚者に対して厳重指示されたと思料されるものであるが、今回つぎのように確認された。

所定の請求様式が整っているものであれば差しつかえない。したがって団体等で印刷されたものでも受付けてよいことを明らかにした。このことは総理府から都道府県に通達されたが、それぞれの市区町村の窓口までに徹底するにはかなりの時間を要すると思われるので、この点留意し円滑なる業務の推進に供されるよう全連は各団体に要望している。

本籍記載事項証明当該地区引揚者の取扱い緩和特例等について、また、樺太、千島、沖縄等当該地区の認定機関は樺太、千島にあっては北海道知事、沖縄方面は南方連絡事務所長と決定されており、当該地区引揚者は本籍地証明申請をそれぞれ引揚げた地方公共団体に就籍手続きをとり当該公共団体に申請されているが、申請を受けた当該公共団体から本籍証明の発行が出来ない旨の回答が数件発生されている事実に鑑み、交渉の結果当該地区関係者の本籍地証明機関を左の通り確認した。

当該者本籍地証明機関（1）樺太・千島　札幌地方法務局（2）沖縄方面　福岡地方法務局となっており、戸籍記載（除籍）証明書の必要な当該者は当該地区の法務局に申請してほしい。なお、当該地区引揚者が給付金の支給を受け、その際申請書に戸籍記載事項証明を添付された方は今回特例で必要がなくなった。ただし、様号にその旨記載する欄が設けているから確実に記入してほしい。したがって、関係当該者に周知徹底されるようこれも全連が要望している。

手引きに矛盾

今般理府が発行した手引なるものの内容には矛盾がある。たとえばある点では、給付金の支給を受けておる者は大巾に緩和した如く見受けられるが、その一方では出来る限りの物証を添付させる等、市区町村窓口でも戸惑いせざるを得ない事項が多々あり、また国体会社等の証明発行についても、今なお結論を得ぬ現状で、それぞれの項目によって速やかに方針を明らかにするよう全連は要求している。基本的には業務室の抽象的指導が徹底を欠いた事実を認めざるを得なくなって来ており、除々団体協力が必要であるとの認識を深めるを得ない実情にあるようだ。

業務室長に川合氏

栗山氏は人事局長に転出

総理府は臨時在外財産問題業務室の人事をこのほどつぎのように発令した。

業務室長　栗山　廉平
任総理府人事局長
〃次長　長村　輝彦
任国税庁特別審議官
自治省消防部長　川合　武
任業務室長
神戸税関監視部長　山田　明
任業務室次長

堂々と資金カンパ

会員外引揚者の協力を

全連執行部はかねて特別交付金の一部事務委託を総理府当局と折衝中であったが、このほど一部特例として別稿のように請求用紙の印刷が確認された。これまで総理府当局が印刷した用紙に限られたものを、団体側印刷のものでも受付けるようになったのだが、これにより団体側との関連が持たれることになった。

既報のように、愛知、京都をはじめ数県は、県下市町村役場に相談員などを設置、団体側との事務協力を行なっているが、いまなお協力をこばんでいる市町村が多数[illegible]ている。

当局側が事務協力をこばむ理由の一つとして、団体側が請求者から手数料を徴収するのではないかときぐされているが、全連としては各翼下団体の自主的判断にまつものとして、引揚者自身の良識を期待している。

千九百余億円の特別交付金をかちとった背景として、全国会員の血と汗の運動があったことは明らかであり、この団体の運動の成果に、会員外の感謝と援助を期待するのはむしろ当然の既結であろういわゆる非協力者がすすんで団体に資金カンパするのは常識である（東京都一引揚者）との声もあるくらいで、このさい、多少のカンパを要求するのは許されてよいはずだ。したがって団体は堂々と「運動の成果」を説き、協力を要望すべきだ。

特別交付金法が本決りとなっても、全連運動は終ったわけではない。つぎの国会には①利子の問題②老齢者への年限短縮などの要求も出さなければならないし、在外基金法の成立も期せねばならない。問題は今後なお山積しているのである。

このような課題を解決するには引揚者の結束と、そのための運動資金が要求されるのであって、これまで組織に参加しなかった引揚者の協力が必然的に要求されるのである。この意味からも、会員外の引揚者への呼びかけは当然なさねばなるまい。

思い出のアルバム

㊤日韓条約を前にして補償要求を叫ぶ引揚者のデモ隊
㊦清水谷公園で団結をちかい気勢をあげる全国四百万引揚者

全連人事

広島県連会長瀬戸道一氏はこのほど全連常任顧問に就任、全連の運営に尽力することとになった。

焦点

山積する難問題

全連副理事長　岡田順一

二十有余年の永きにわたり、根強く闘い続けた在外私有財産の補償問題は、過般の特別国会最終日、交付金法成立によって一応終止符が打たれた感を与えているが、この制定された法律並に施行令、総理府令そのいづれを分析しても、補償に関する定義をみいだすことはできない。即ち、審議会の答申を引用してみると、引揚者の特異性に焦点をしぼった政府の措置であって在外財産の補償問題は現在継続中の最高裁の判決の結果を俟（ま）たねば、補償の国家責任の解消とは絶対になり得ないのである。

それは今般政府の措置によって講ぜられた二千億近い予算を支出しながらも、引揚者全体が納得し得ないことも、また一般国民が何か割り切れぬものを多分に感じていることからしても明らかである。

したがって在外私有財産の根本的解明は、政府、政党が誠意をもってこの本質論を国民に明らかにすることによって、一般国民もまた引揚者当事者も納得し得る完全解決の願望達成である。

われわれは、特異性に対する措置を求めてきたものでなく、あくまでも補償に対する責任が国家にあることを求めてきたものである。今後もこの真実が解明されるまで、永久に続けられることは当然であり、かつまた宿命でもある。

時あたかも毎日新聞の十月二十五日付に四段抜きでつぎのような記事が掲載された。即ち、「事実と違う移住条件南米帰りの二人事業団に賠償要求」の見出しで、海外移住事業団理事長を相手取り、二千五百六拾万円也の損害賠償請求の訴えを東京地裁に起した注目すべき事項である。（注詳細は十月二十五日毎日新聞十三版参照）

さて、目下われわれは交付金業務早期手続き完了に全力が傾注され組織をあげて推進に万全を期している。

このことは組織として当然の権利であり、急務であることもまた論を俟（ま）たないところであるが、このことは既定の事実として自（おの）ずと解決さるべき事項であるが、ひるがえって今日交付される国債の本質論に着眼すべきではなかろうか、この国債の価値判断即ち、十年の均等償還、無利子、担保譲渡禁止等すべてが法のもとに拘束されている。

したがって法、省令等を改正せぬ限りに於て老令者の強い要望である短期償還、その他いっさいの現金化は正当な手段では許されないのである。すでに全連はこのことのあるを察知し、政府、政党とそれぞれの分野にわたって工作中であるが、これら未処理の諸問題を完全に解決するためには、組織の強化と財政確立が絶対の条件であることは論をまたないところである。

かつて、給付金支給法の施行に当り、組織の自主性を喪失、苦難の十有余年を歩んだことを想起し、再びその轍を踏まない反省と心構えこそ現時点における重大な要素であり、このことなくして幾多山積せる諸問題の解決はなし得ないと思う。従来の花々しい闘争は終った。今後は全く地道に夫々を解決せねばならない局面を迎えている。それだけにたいへんな困難に直面するが、過去二十有余年つちかった粘り強い信念に立脚し、各層会員の理解と認識を求め幅広い組織を結集することが引揚者四百万の権益を最後まで擁護する基盤だと信ずる。

過般廃案となった基金法案についても、目下全連は特別委員会を設置、問題点を研究、専門家の意見を集約しつつある。すべて会員各位の利益と権益が護られ、さらに納得と協力を得られることにポイントをしぼり国会の成立を期している。

今や全連は、民意の尊重、その声の集約する時点で問題の核心を把握し、もって山積する未処理解決にすべてをかけなければならない。

故にこれらを強力に推進できる基礎と体勢の確立こそが先決である。今回計らずも全連副理事長の要職にご推薦をいただき責任の重大さを痛感するとともにその任に非らず、もとよりご期待にそい得るはとうてい及ばないところであるが、先輩同志各位のご指導とご教示を賜り非力に鞭打って誠実と努力をもってことに当る信念であります。今後なお一層のご鞭達ご支援を心から切望してやまなぬ次第であります。

MS 砂糖は 明糖

たずね人

西山氏とその家族	満洲通化省三光鉱業社長
吉沢　繁	熊本県鹿本郡出身　五五才位　昭和十八年四月頃、大日本航空京城支店勤務、十九年頃ビルマラングーンに転動と思う。
大野　嘉一 〃　安子（妻） 〃　昌子（長女）	元朝鮮黄海道長淵郡長淵邑内里二八三に居住
原田　秀吉	京都市出身　現在五十二才位い引揚後山本平一と電気事業に携ってをり二十五年能本県にて別れた方
鳥谷　菊一	五十五才位（その家族）〃雅彦（長男）二十五才位　終戦時釜山在住
服部先生	（女）現在四十五才位韓国鳥致院栢山国民学校の先生をしておられた方
高橋　ヤス子	現在四十三才位　京城東大門小学校、京城大学病院看護婦、助産婦　現在川崎市内に居住ときく
笹本　スエ子	当時十三才位　S7年生れ、サイパン島玉砕の生き残り。八丈島出身
木村　トモ（旧姓トモ）	昭和二十一年春まで台北市下谷町に居住　能本市に引揚げときく。
白河　みつ子	樺太豊原市このえより四十年十二月引揚げ、東京に定着ときく。

（注）掲載六か月を経過したものは抹消します。」

交付金請求の手引

請求書類の受付と審査

総理府臨時引揚者交付金業務室ではこのほど「引揚者特別交付金業務の手引」きを発行、全国窓口機関に配布した。以下はその内容だが、引揚者および引上団体関係者は一読、業務の運営に万全を期せられたいと同室では語っている。（前号からつづく）

一般的事項

（1）特別交付金の支給を受けようとする人は、昭和四十五年三月三十一日までに必要な書類を居住地の市区町村長に提出することにより請求の手続をとらなければなりません（法第三条第三項及び規則第六条第一項）

＝注＝請求期間は、一般に昭和四十五年三月三十一日までですが、引揚者の引き揚げた日または死亡者の死亡事実が判明した日が昭和四十三年四月二日以後であるときは、それぞれの引揚げた日、または死亡事実が判明した日以後二年以内であれば請求することができます（法第三条第三項）

たとえば引揚の日が昭和四十三年四月二日の場合の請求期限は昭和四十五年四月一日となるわけです。

（2）…引揚者たる請求者の配偶者、または父母とまた引揚者である場合には、請求書者は、これらの家族の受給権を譲り受けて、自分の分と一っしょに一括して請求することができます（法第十条）これは、請求する側にとっても、処理する側にとっても非常に便利な制度ですから、できるだけ活用してほしいと思います。現在の居住地が別にであってもかないません。ただし昭和廿年八月十五日における本籍地が異なるものについては認定機関が異なるので、一括請求することができません。

なお、この譲り受けることができる権利は、引揚者としての受給権ですから、遺族としての請求権は、その遺族本人でなければ、することが出来ません（同じ一人の人が引揚者であり、遺族であるというときも、後で述べるように請求は別々になります）

3…遺族が請求する場合、同順位の遺族が二人以上いるとき（たとえば死亡者の配偶者がすでになく、子が請求する場合、子が何人もいる場合）は、その中の一人が代表して請求することになります（法第五条第三項）

4…引揚者または遺族が請求する場合、同順位の相続人が二人以上いるときも、そのなかの一人が代表して請求することになります（法第八条第二項第一号）

請求及び添付書類

特別交付金の支給を請求するためには、次に掲げる請求書及添付書類が必要です。

A＝引揚者の場合

（1）特別交付金請求書（引揚者）＝様式第一号

（2）引揚者の外地における居住の状況、引揚の状況等に関する申立書＝様式第八号

（3）右記申立書の証明または裏付資料

＝附記＝「（C）引揚者（または死亡者）の外地における状況、引揚の状況等に関する申立書の証明または裏付資料について」を参照＝

（4）戸籍記載事項証明（引揚者の昭和二十年八月十五日における本籍地証明（様式第十三号）

（5）昭和四十二年八月一日（昭和四十二年八月二日以後の引揚者についてはその引揚げた日）における引揚者の戸籍または住民票の謄本または抄本

（6）引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届書（様式第十九号）

以上のほか次のそれぞれの場合に応じて次に掲げる書類が必要です。

受給権を譲り受けて一括請求する場合

（7）…特別交付金受給権譲渡書（様式第十四号）終戦の際、生活の本拠は外地にありながら本邦に滞在中であった場合（様式第十四号）

（8）終戦の際本邦に滞在中であったことの申立書（様式第十号）

（9）右記申立書の裏付け資料

引揚者の相続人か請求する場合

（10）相続人であることを認めることができる戸籍の抄本、引揚者の相続人が請求する場合で同順位の相続人がいる場合

（11）特別交付金相続人請求同意書（様式第十八号）

B…遺族の場合

（1）特別交付金請求書（遺族）＝様式第二号

（2）死亡者（引揚前・引揚後死亡）の外地における居住の状況、引揚の状況等に関する申立書（様式第九号）

（3）右記申立書の証明または裏付資料

＝附記＝「（C）引揚者（または死亡者）の外地における居住の状況・引揚げの状況等に関する申立書の証明または裏付資料について」を参照

（4）死亡者の死亡当時における死亡者と遺族との親族関係を明らかにすることができる戸籍または抄本

（5）遺族が配偶者または子、孫の場合、除外者（第二の二（D）（2）参照）でないことを明かにすることができる戸籍の抄本

（6）遺族の昭和四十二年八月一日（昭和四十二年八月二日以後に死亡した引揚前死亡についてはその死亡した日）における戸籍または住民票の謄本または抄本

（7）引揚者特別交付金国庫債券印鑑等届出書（様式第十九号）

以上のほか次のそれぞれの場合に応じて次に掲げる書類が必要です。

死亡者が引揚後死亡者で、その死亡の日が昭和三二年四月一日以後の場合

（8）…戸籍記載事項証明（死亡者の昭和二〇年八月十五日における本籍地証明）（様式第十三号）

死亡者が引揚後死亡者で、終戦の際生活の本拠は外地にありながら本邦に滞在中であった場合

（9）…終戦の際本邦に滞在中であったことの申立書（様式第一〇号）

（10）…上記申立書の裏付け資料

遺族が死亡者と事実婚姻関係にあったことの申立書（様式第十五号）

・配偶者以外の請族が請求する場合

（12）先順位の者がいない旨の申立書（様式第16号）

・配偶者以外の遺族が請求する場合で、同順位の遺族がいる場合

（13）特別交付金請求同意書（様式第17号）

・遺族の相続人が請求する場合

（14）相続人であることを認めることがきる戸籍の抄本

・遺族の相続人が請求する場合で同順位の相続人がいる場合

（15）特別交付金相続人請求同意書（様式第18号）

なお、昭和四十三年八月一日以後の請求については、次のような場合があり得ます。

・先順位者が昭和四十二年八月一日（死亡者の死亡事実が判明した日が昭和四十二年八月二日以後であるときは、その死亡事実が判明した日）以後一年以上生死不明で次順位者が請求する場合

（16）…特別交付金受給順位変更請求書（様式第七号）

（17）…先順位者の生死不明の事実を認めることができる官公署等の証明または裏付資料

（C）引揚（又は死亡者）の外地における居住の状況、引揚げの状況等に関する申立書の証明または裏付資料について

請求に係る引揚者または死亡者か法律上の要件をみたしているか、どうかを認定機関が審査するためには当然申立事項を証明し、または裏付ける資料を提出してもらわなければなりません。だだし昭和三十二年の「引揚者給付金等支給法」により引揚者給付金または遺族給付金を受給した人については、そのときに引揚げの事実または、死亡の事実についての確認は行なわれているはずですから、今回またこれらの事実についての証拠を提出し直してもらう必要はありません。しかし、外地に生活の本拠をもっていた事実（在外事実）については前回は全然問題とされなかったか、あるいは、問題とされてもその期間が最低六ヵ月あったことを明かにすれば足りたのに対し、今回は原則としてすべての場合に一年以上ということが要件になっているのですから、この在外事実についての証明または裏付資料には前回提出したことがある人の場合も、それとは別に今回もできるだけ整えてもらうことが必要です。

証明または裏付資料は、請求のために必要だからというので現在の段階で作製する資料でなく、引揚当時または外地に居住当時の資料、いわゆる物証によることを原則としますが、物証がなくて認定機関で審査のしようがない場合には、人証を提出してもらうことになります。

物証として考えられるものの例

（1）地方引揚援護局等が当時発行した引揚証明書

（2）市区町村長が発行した引揚げによる転入に関する証明書

（3）引揚援護物資配給証明書

（4）在外公館、居留民団体等が当時発行した外地居住、引揚、身分等を証明する書類または許可、認可等に関する書類

（5）外地関係の団体、会社等またはこれらの継承機関における当該資料の管理責任者が、その写しを作成して奥書証明した外地居住、引揚、身分等に関する書類

（7）官公署の証明した履歴書

（8）外地における出産、寄留、死亡等の記事がある戸籍書類

（9）通信文書（当時の日付印があるもの）

（10）外地において受払がある預貯金通帳

（11）持帰り証券等預かり証

（12）外地における学校等の卒業証書等

（13）引揚げ後転入学した学校に保管されている学籍簿による外地における学歴の証明書

（14）市区町村長が発行した外地移住による転出に関する証明書

（15）その他、上に掲げた書類に準ずるもの

人証

（1）外地渡航事実等に関する証明書（様式第一一号）

（2）上記書類の証明又は裏付け資料

（3）在外事実・引揚事実等に関する証明書（様式第一二号）

（4）上記書類の証明又は裏付け

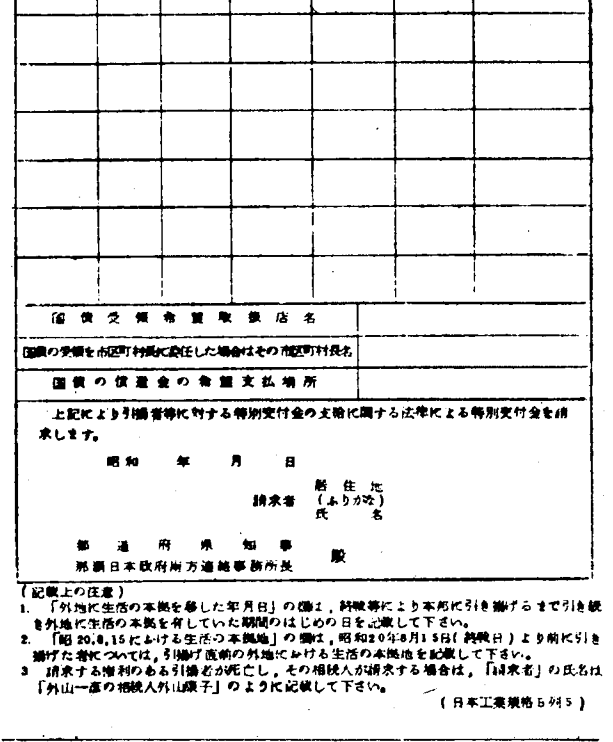

特別交付金請求書（引揚者）　様式第一号

（ふりがな）引揚者氏名	生年月日	請求者との続柄	外地に生活の本拠を移した年月日	昭20.8.15における生活の本拠地	引揚年月日	昭20.8.15における本籍地の都道府県名

国債受領希望取扱店名	
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名	
国債の償還金の希望支払場所	

上記により引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による特別交付金を請求します。

昭和　年　月　日

居住地
請求者（ふりがな）
氏名

都道府県知事
那覇日本政府南方連絡事務所長　殿

（記載上の注意）
1.「外地に生活の本拠を移した年月日」の欄は，終戦等により本邦に引き揚げるまで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間のはじめの日を記載して下さい。
2.「昭20.8.15における生活の本拠地」の欄は，昭和20年8月15日（終戦日）より前に引き揚げた者については，引揚げ直前の外地における生活の本拠地を記載して下さい。
3 請求する権利のある引揚者が死亡し，その相続人が請求する場合は，「請求者」の氏名は「外山一彦の相続人外山康子」のように記載して下さい。

（日本工業規格B列5）

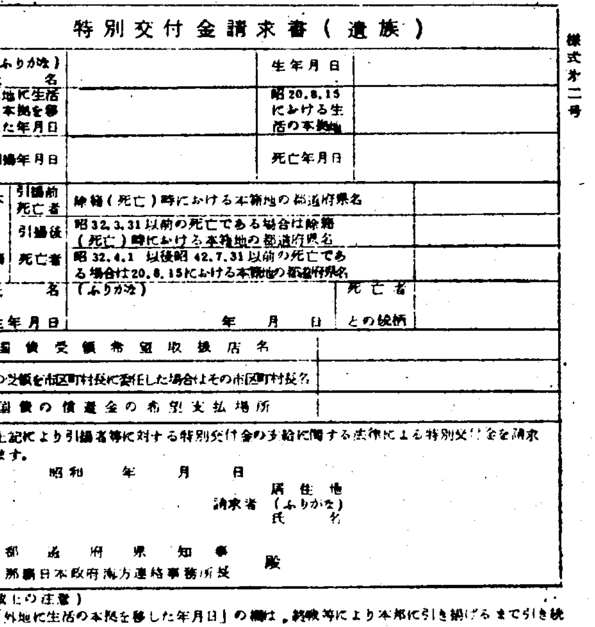

特別交付金請求書（遺族）　様式第二号

死亡者	（ふりがな）氏名		生年月日	
	外地に生活の本拠を移した年月日		昭20.8.15における生活の本拠地	
	引揚年月日		死亡年月日	
	本籍	引揚前死亡者	除籍（死亡）時における本籍地の都道府県名	
		引揚後死亡者	昭32.3.31以前の死亡である場合は除籍（死亡）時における本籍地の都道府県名	
			昭32.4.1以後昭42.7.31以前の死亡である場合は20.8.15における本籍地の都道府県名	
遺族	氏名	（ふりがな）	死亡者との続柄	
	生年月日	年　月　日		

国債受領希望取扱店名	
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名	
国債の償還金の希望支払場所	

上記により引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による特別交付金を請求します。

昭和　年　月　日

居住地
請求者（ふりがな）
氏名

都道府県知事
那覇日本政府南方連絡事務所長　殿

（記載上の注意）
1.「外地に生活の本拠を移した年月日」の欄は，終戦等により本邦に引き揚げるまで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間のはじめの日を記載して下さい。
2.「昭20.8.15における生活の本拠地」の欄は，昭和20年8月15日（終戦日）より前に引き揚げた者又は外地で死亡した者については，それぞれ引揚げ直前又は死亡直前の外地における生活の本拠地を記載して下さい。
3.「引揚年月日」の欄は，引揚前死亡者の場合は斜線を引いて下さい。
4.「本籍」の欄は，該当する欄に記載し，他の二つの欄は，斜線を引いて下さい。
5.「遺族」の欄は，請求する権利のある遺族が死亡し，その相続人が請求する場合は，その死亡した遺族について記載して下さい。この場合，「請求者」の氏名は，「尾沢秀和の相続人尾沢美子」のように記載して下さい。

（日本工業規格B列5）

▽凸版は交付金請求用紙のヒナ形

引揚者という呼称

満州次郎

補償要求運動が盛りあがりをみせたころ、よく新聞の投書欄に「引揚者という呼称を返上したい」という引揚者の投書があった。筆者の友人なども、「在外財産補償要求運動には賛成だが、引揚者という名称がどうもネ」と、引揚者という呼び名を嫌っていた。

世間の批判も「戦後二十何年もたった今日、いまさら引揚者でもあるまい」としているし、どうも引揚者という呼称は、あまりよい感じをあたえていないようだ。そこで一つ提唱したい。そろそろこの辺で「引揚者」という呼称を返上することにしたらどうか。補償（とはいえないが）も、まがりなりにかちとったことだし、全連自体も改称してはいかがかと存ずる。「引揚者」という呼び名の持つニアンスが、一種のせん民意識に通じるようで、けっしてゆかいな言葉ではない。

それからもう一つ。日本の引揚者団体といえば、圧力団体の雄として、その名を世界にはせたが、仕事といえば、在外財産の補償以外に、とりたてて自慢するほどの運動はしていない。もっとも、在外財産の補償要求は、それ自体、私有財産制の確立という名文を持ち、自由世界の歴史のなかで、大きな金字塔を打ち立てた大運動ではあったが、無縁の士からみると、いささか我田引水とも受けとられていたようだ。そこで再思三考しなければならないことは、これまで団体が、補償要求運動と併せて、社会運動を怠ってきたことえの反省である。

政治に経済に、引揚者が一般国民のトップに立って、いわゆる世直し運動を推進してきていたならば、世間の引揚者に対する受けとりかたが、よほどちがっていたはずである。団体幹部の指導精神に、なにか穴があいていたようにも思える。

こんどの交付金にしてからが、総額では二千億円になんなんとする巨額だが、引揚者個人にわたる額は、きわめて微々たるものである。言わぬよりはましだ、というていどのものであって、これが在外財産の補償だという実感とはほど遠い金額である。それ故に、団体は当初から一兆二千億円を要求し、最終段階では六千億円にまで譲歩した。しかし、現在の国家財政は、六千億円はおろか、五千億円の支出すら許さなかった。その結果が、如上の数字に落ついたのだが、このていどの交付金をかちとるのにも二十余年の運動を必要としたのである。それはそれとして、問題は団体の今後の在り方にある。

社会に奉仕

全連はいま、交付国債の換金に焦点をしぼり、在外基金の設立を検討している。つまり、引揚者が受取る国債を基金に出資させ、これを有利に運用して元本の換金と、利息の配給を行なおうというのである。基金は特殊法人とし、政府監督のもとに運営する構想だときくが、基金を実現させるには、全国引揚者の理解と協力が先決である。

全連と国会側の合作を一方的に押しつけてはならない。団体のまったんにまでよく理解してもらい、十分過ぎるほど検討した結果実行に移さないと、法律は成立したが、出資ゼロという結果にならぬとは限らない。団体幹部は、この辺の理をとくと勘考の上で、青写真を焼いてほしい。

つぎに、基金の構成であるがこれを政府官僚の天下りの場にしてはならない。それでなくとも特殊法人の設立には、とかくの批判が寄せられている昨今、基金は引揚者の受益のほかに、社会に対する高献度を持たねばならぬ。欧米先進国では、個人の受益は、即社会えの還元を原則としている。基金はその存立そのものが、一つの社会えの奉仕につながらねば、広く一般の共讃を得られまい。

いずれにせよ、引揚者団体は、衣（ころも）替えの時期にそうぐうしているようだ。

広場

▼全連理事長が三池さんから内田さんにバトンタッチされた。三池さんはかねて、法案が通過したなら理事長をやめたいと、ともらしていたが、言明どおり退任されたわけである▼三池さんは佐賀県の本部長も兼任されていたが、文字通り寝食を忘れて問題と取組まれた。代議士という立場で、ときには自民党内から批判されながらも敢然と信念を貫いた。審議会委員のひとりとして、真向から全連の主張を吐かれた当時の三池理事長は、全連にとってたのもしい限りであった▼全連の前進は、三池さんの努力のたまものといっても過言ではない。全国引揚者にかわって心から敬意と謝意をささげたい。全連にはまだまだやらねばならぬ問題が山積しているが、今後もお世話にならねばならない▼三池さんは政界にとっても、清廉な政界人として知られている。いずれは国民の負託をになって入閣されるだろうが、さらに、その手腕にみがきをかけ、国民の期待にこたえてほしい。

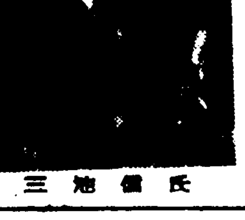

三池信氏

請求書の記入の仕方

特別交付金請求書

（1）「引揚者氏名」欄

引揚者の氏名を記入し、ふりがなをつけます。配偶者、子又は父母から受給権を譲り受けて一括請求する場合には、第一欄に譲受人の氏名を記入し、第二欄以下に譲渡人の氏名を順次記入します。八名以外の場合には補足用紙をつぎ足して記入します。

（2）「生年月日」欄

請求者との続柄を、たとえば、「妻」、「長男」、「長女」というように記入します。

（4）「外地に生活の本拠を移した年月日」欄

引揚者が終戦等により引き揚げるまで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間のはじめの日を記入します。このはじめの日とは、外地の目的地に到着した日をいいますが、外地で生まれた人の場合には、その生まれ日をいいます。外地に有していた生活の本拠を一旦本邦に移し、その後また外地に移したような場合には、再度外地に生活の本拠を移したはじめの年月日を記入します。また、外地間で生活の本拠を移したような場合には、最初に本邦から外地に生活の本拠を移した年月日を記入します。

（5）「昭和二十年八月一五日における生活の本拠地」欄

引揚者の終戦日における生活の本拠地を記入します。「〇〇の××市」の程度でさしつかえありません。なお、引揚げの日が終戦日より前のときは、その引揚げ直前の外地における生活の本拠地を記入します。（引揚げ直前といっても、収容されていたところや引揚げのための集結地などが生活の本拠地でないことはもちろんで、このような場合には、その前の通常の意味での住所を指すことになります。）

（6）「引揚年月日」欄

引き揚げてきて本邦にはじめて上陸した年月日を、たとえば「昭和二十一年六月二十二日」というように記入します。

（7）「昭和二十年八月一五日における本籍地の都道府県名」欄

終戦日における本籍地の都道府県名を記入します。一括請求の場合には、都道府県名はすべて同一でなければなりません。なお、終戦日における本籍地が四大都道府県以外の地域にあったときは、たとえば「樺太」、「沖縄」というようにその地域名を記入します。

（8）「国債受領希望取扱店名」欄

国債の受領場所として請求者の希望する日本銀行の本店支店又は代理店の店名を記入します。なるべく居住地の最寄りの取扱店名を記入してもらうようにしますが、取扱店名は市区町村に備えつけてある「日本銀行店舗名」の一覧表によります。なお、市区町村で国債の代理受領を取り扱う場合には市区町村で記入する方が間違いがないと思われます。

（9）「国債の受領を市町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄

市区町村で国債の代理受領を取り扱う場合に、その市区町村長名を記入します。

（10）「国債の償還金の希望支払場所」欄

国債の償還金の受取場所として本人の希望する最寄りの郵便局名日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の店名を記入します。

（11）「請求者の居住地、氏名及びあて先」欄

請求者の請求時の居住地及び氏名を記入し氏名にはふりがなをつけます。なお、請求する権利のある引揚者が死亡し、その相続人が請求する場合は、たとえば「外山一彦の相続人外山康子」というように記入します。

あて先は、一般には引揚者の昭和二十年八月一五日における本籍地の都道府県知事ですが、引揚者の昭和二十年八月十五日における本籍地が四大都道府県以外の地域にあった場合のあて先は、次の表のようになります（令第四条第一項）。

引揚者の昭和20．8．15における本籍地の所在地域	請求者の居住地	あて先
小笠原列島及び硫黄列島		東京都知事
樺太、千島列島、歯舞群島、色丹島択捉島及び同後島		北海道知事沖
沖縄及びその他の地域	46都道府県内	当該都道府県知事
	沖縄地域	那覇日本政府南方連絡事務所長

特別交付金請求書（遺族）

（1）「死亡者」の「氏名」欄

死亡者の氏名を記入し、ふりがなをつけます。

「死亡者」の「生年月日」欄

死亡者の生年月日を、たとえば「明治四十一年三月三十一日」というように記入します。

「外地に生活の本拠を移した年月日」欄

死亡者が終戦等により引き揚げざるを得なくなるまで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間のはじめの日を記入します。このはじめの日とは、外地の目的地に到着した日をいいますが、外地に生まれた人の場合には、その生まれた日をいいます。外地に有していた生活の本拠を一旦本邦に移し、その後また外地に移したような場合には、再度外地に生活の本拠を移したはじめの年月日を記入します。また、外地間で生活の本拠を移したような場合には、最初に本邦から外地に生活の本拠を移した年月日を記入します。

（四）「昭二〇・八・一五・における生活の本拠地」欄

死亡者の終戦日における生活の本拠地を記入します。「〇〇の××市」の程度でさしつかえありません。なお、引揚げ又は外地における死亡の日が終戦日より前のときは、それぞれその引揚げ又は死亡直前の外地における生活の本拠地を記入します。（引揚げ又は死亡直前といっても、収容されていたところや引揚げのための集結地などが生活の本拠地でないことはもちろんで、このような場合にはその前の通常の意味での住所を指すことになります。）

（5）「引揚年月日」欄

この欄は、引揚後死亡者の場合だけ記入します。その人が引き揚げてきて本邦にはじめて上陸した年月日を記入しまも。なお、引揚前死亡者の場合には、斜線を引きます。

（6）「死亡年月日」欄

死亡者の死亡年月日を記入します。

（7）「本籍」欄

三欄に分かれていますが、記入するのはいずれか該当の一欄だけで、他の二欄には斜線引きます。

（ア）「引揚前死亡者」の「除籍（死亡）時における本籍地の都道府県名」欄

この欄は、死亡者が引揚前死亡者の場合に、死亡者の除籍（死亡）時における本籍地の都道府県名を記入します。

（イ）「引揚後死亡者」が「昭和三十二年三月三十一日以前の死亡である場合は除籍（死亡）時における本籍地の都道府県名」欄

この欄は、死亡者が引揚後死亡者であり、かつ、その死亡の日が昭和三十二年三月三十一日以前である場合に、死亡者の除籍（死亡）時における本籍地の都道府県名を記入します。

（ウ）「引揚後死亡者」が「昭和三十二年四月一日以後昭和四十二年七月三十一日以前の死亡である場合は昭和二十年八月十五日における本籍地の都道府県名」欄

この欄は、死亡者が引揚後死亡者であり、かつ、その死亡の日が昭和三十二年四月一日から昭和四十二年七月三十一日の間である場合に、死亡者の終戦日における本籍地の都道府県名を記入します。

なお、以上の場合において、除籍（死亡）時における本籍地又は終戦日における本籍地が四六都道府県以外の地域にあったときは、たとえば「樺太」、「沖縄」というようにその地域名を記入します。

（8）「遺族」の「氏名、生年月日」欄

遺族の氏名及び生年月日を記入し、氏名にふりがなをつけます。なお、請求する権利のある遺族が死亡し、その相続人が請求する場合も、この欄に記入するのは、その死亡した遺族の氏名であり、生年月日であって、相続人のそれではありません。

（9）「死亡者との続柄」欄

遺族の死亡者に対する続柄をたとえば「妻」というように記入します。なお、請求する権利のある遺族が死亡し、その相続人が請求する場合も、この欄に記入するのは、当該遺族の死亡者に対する続柄であって、相続人の続柄ではありません。

（10）「国債受領希望取扱店名」欄

国債の受領場所として請求者の希望する日本銀行の本、支店又は代理店の店名を記入します。なるべく居住地の最寄りの取扱店名を記入してもらうようにしますが取扱店名は市区町村に備えつけてある「日本銀行店舗名」の一覧表によります。なお、市区町村で国債の代理受領を取り扱う場合には市区町村で記入する方が間違いがないと思われます。

（11）「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄

市区町村で国債の代理受領を取り扱う場合に、その市区町村長名を記入します。

（12）「国債の償還金の希望支払場所」欄

国債の償還金の受取場所として本人の希望する最寄りの郵便局名、日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の店名を記入します。

（13）「請求者の居住地、氏名及びあて先」欄

請求者の請求時の居住地及び氏名を記入し、氏名にはふりがなをつけます。なお、請求する権利のある遺族が死亡し、その相続人が請求する場合は、たとえば「尾沢秀和の相続人尾沢美子」というように記入します。

あて先は、一般には引揚前死亡者及び昭和三二年三月三一日以前に死亡した引揚後死亡者の場合は死亡により除籍された当時の本籍地の都道府県知事であり、また、昭和三二年四月一日以後に死亡した引揚後死亡者の場合は、死亡者の昭和二〇年八月一五日における本籍地の都道府県知事ですが、死亡者の除籍（死亡）時の本籍地又は終戦時の本籍地が四六都道府県以外の地域にあった場合のあて先は、次の表のようになります（令第四条第二項）。

死亡者の除籍（死亡）時又は終戦時における本籍地の所在地域	請求者の居住地	あて先
小笠原列島及び硫黄列島		東京都知事
樺太、千島列島、歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島		北海道知事
沖縄及びその他の地域	46都道府県内	当該都道府県知事
	沖縄地域	那覇日本政府南方連絡事務所長

慎重に法案作成

在外基金に近く結論

国債に事実上年五分の利率をつけようとする「在外財産基金」の設立は衆知のように法案の審議が次期国会に再提出の運びとなり、さらに検討を加えることになった。新法案（議員立法）については全連内に特別委員会を設け、岡崎寿太郎常務理事を主査として十一月末までに練りあげることになっているが、さらに前日本不動産銀行監査役加藤実氏を顧問に加え基金の運営方法はじめ、出資証券の市場価値などにあらゆる角度から検討を加えることになった。

一方、国会側からは永山、三池議員をはじめ議連幹事も参加、法案通過について細部にわたる打合わせが行われており、全連としても組織をあげて取組む姿勢をしめしている。

しかし、問題は全会員の理解と協力を必要とするので、全連としてはこのさい翼下各団体の支援を熱望している。

基金法の国会提案と検討を要する問題点

全連常務理事　岡崎寿太郎

在外財産基金法（仮称）は先きの国会で提案に至らず、廃案となった。理由は社会、民社等野党議員の賛成を得るに至らなかったことに基因する。

従って次の国会に提案するためには各党の理解と協力を求め得る「法案の内容並に長期資金計画等」が第一条件となることは論をまたない処であり焦点なのであるが、果して与野党共同提案が、可能であろうか。更にこの法律の原案の内容が、一般引揚者に魅力があるかどうかうたがわしい。魅力がなければ、応募者を予定通りの確保は至難であろう。

見通しの立たないものを、計画しても実施できないばかりでなく危険がともなう、即ち印刷費、広報費等多額を失費するにとどまらず、誰がこの損失金を負担することになるのかをも十分掘下げて検討を加え数字的にも論理的にも解明しておかなければならない。故に今回全連に在外財産基金法案に検討を加えるための、専門委員会を設けることになったことは、当然のことと思われるが、都道府県連代表翼下会員の少く共半数の参加を求め得る。自信が先づ必要と考えられ、これが先決されることが最大の要素となる。

原案に示された出資証券の利息保証額は年五分と予定されている。これ以上の好利回りは政府の監督を受けて設立されるものでから無理であろう。この出資証券の換金価値、担保価値が証券市場で、どんな真価を発揮するか、他の国、公、社債と比較してその利回りから判断する場合ほぼ想像されるが当面交付国債のままだと現在では換金あるいは担保金融は正常な方法では至難である。従って出資証券ならば換金の途がつけられることは確実だといえるので、この点は利用者にって利便である。

基金の資金運用は政府の監督の下に行はれるのであるから安全且つ確実である。併し堅実であるだけに前述の証券価値に対する妙味を持たせる意味とはならない。

さらにこの種の基金に対する大蔵省の考え方に問題がある。国会での取扱いも大蔵当局の意向で左右される懸念がある。国会を通過させることと認可の見通しを判断すると可否半ばしていると思われる。即ちこの原案を慎重に検討して修正すると共に引揚者会員に対する魅力、与野党に対する合意、大蔵当局の同調の三面作戦の成否が鍵であると同時に、永年にわたって運動した結果の果実である、貴重な交付金国債であるから出資される引揚者のために、その利殖と万全を期さねばならない。要は長期の利殖か、短期の元金の毎年一割宛の払出しか、その立場や、年令によっても考えが変ってくるのではないかと思う。私全連常務として、この問題の主査を常務理事会で命ぜられたがその責任の重大であることを痛感して、金融関係に明い方の御意見や、正副理事長の御協力も得て結論を急いでいるがたとえ基金構成を最少額に決定しても、全国都道府県連の協力なくしては成果は期し難いので大方のご指導とご協力を切に望むものである。（岡山県海外引揚者連盟理事長）

講読ご案内

さいきん、本会へ直接「引揚全連通信」のご購読をお申込みになる方が増えましたので、直接購読をご希望する方のために「購読のご案内」をいたします。

▽購読料金は一ヵ月送料とも二十円、一ヵ年二百四十円。

▽ご希望の方は次の購読申込書をきりとり一ヵ年分の購読料金をそえ「全連通信編集部」あてお申込み下さい。

購読申込書

一、引揚全連通信　（一カ年分）
購読料金二百四十円をそえ申込みます。

昭和　年　月　日
住所、氏名

引揚全連通信編集部　御中

お好みの品を選べる楽しさもそえて
受けて重宝
三越の商品券
10,000円券まで各種
全国本支店共通
東京・日本橋　三越
支店
銀座・新宿・池袋・丸の内（東京）・大阪
京都・神戸・高松・松山・仙台・札幌

栄養野菜を特価分譲
ガン、胃潰瘍、神経痛、動脈硬化に効き、美容にもたいへん効果がある多年性植物
コンフリー苗　「今が植え時」
一〇本一組　三〇〇円　送料別
一〇〇本　二、五〇〇円　〃
一、〇〇〇本　二〇、〇〇〇円　〃
コンフリー錠剤　送料別
二週間　二五〇粒　五五〇円
（多量のご注文の場合は価格のご相談に応じます）
コンフリー茶
一〇〇グラム　二五〇円　送料別
コンフリー粉末
四十日分　二〇〇グラム　一、〇〇〇円　送料別
◎特約店募集（詳細は御問合せ下さい）
◎実験農場二三、〇〇〇坪、東京都渕野辺、栃木県小山
日本コンフリー株式会社
東京都港区芝三田三ノ一ノ一二野田方
電話（四五二）五九七二・〇五五九
都電三田二丁目下車（保健所前）
（振替東京八七五九五）

百万人の署名運動

北方領土返還に国論の結集を

沖縄復帰問題と併行して北方領土返還要求が日増しに高潮している。千島歯舞居住者連盟、北方領土復帰期成同盟をはじめ各種団体はさきに百万人署名運動を全国的に展開、内外に呼かけているが、ともすれば、沖縄問題に話題が集中され、国民の関心がうすいのはどうしたことか。政府も、国民も北方領土問題に大きな関心を向けなければならない。

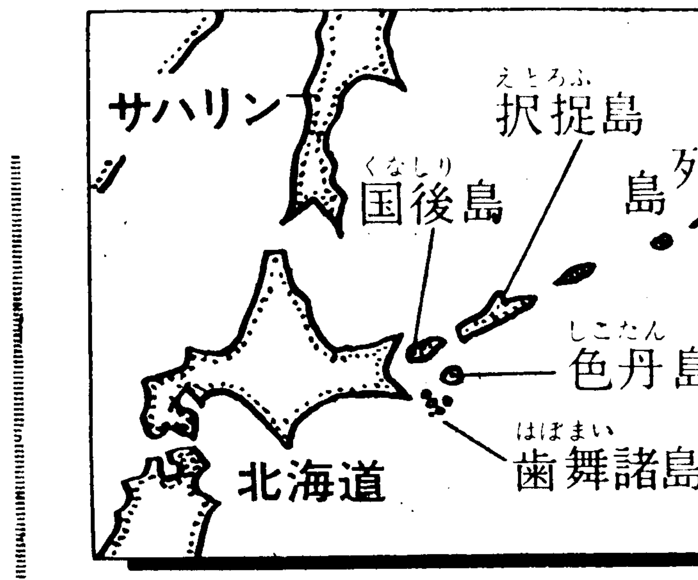

北方地域とは

北方領土と呼ばれている範囲は、用いる人や団体によって、そのニュアンスは必ずしも同じではないようでありますが、ここでいう北方地域とは、わが国が領土権を主張している地域、すなわち、昭和三十四年、政令で定められた歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四つの島の総称です。面積は、およそ五千平方キロ、ほぼ愛知県、千葉県ほどの広さで、根室支庁（北海道）の一・六倍に相当する広さを持ち、また、これらの島々をとりまく海域は魚族が多く、世界三大漁場の一つと数えられる水産資源の豊庫として知られています。この地域には、古くから日本人が住み、われわれの祖先によってのみ開拓された島々で、今までかって外国人が住んだり、他国の支配を受けたことのない日本固有領土です。

気象と産業

年間漁獲高凡そ一六〇、〇〇〇余トン、漁業の宝庫として極めて重要なこの地域も、一般には寒冷不毛の地を連想されていますが、北方地域の最北端、択捉島でも年間気温の最低は、C零下二〇度、最高C三十一度で、北海道の低冷地帯をはるかに上回り、とくに国後択捉の両島には早くから住民が定住して漁業のほか、牧畜、林業などをも営み、トマト、ナスなどの特殊の作物を除いては北海道で生育する野菜類の殆んどの露地栽培が可能で、林産、乳肉資源の給源地としても有望視されています。また、鉱業についても戦前、試掘鉱区二〇〇を数え、未知の地下資源を内蔵し、北海道と一連の経済圏として有望視され、いわば開発の可能性に富んだ未開の楽園とも言えましょう。

このため産業の発達に伴って住民は増加し、戦前常住人口二万人を数え、さらに季節労務者も年間二万人を超えていました。

ソ連占領経緯

それが、どうして現在、ソ連の支配する地域になっているのでしょうか。

昭和二〇年八月六日、広島市に原爆が投下され、いよいよ戦争が終局に近づきました。日本はすでにポツダム宣言受諾の用意をし、戦争継続の意思の全くない日本に対し、ソ連は、日ソ中立条約を一方的にふみにじり、しかも日本が戦争終結の斡旋をソ連に依頼していたにもかかわらず、国際信義に反して突如宣戦を布告し、モスクワからその情報が日本に達しないうちに国境全線にわたっての総攻撃を加えてきたのです。

日本は戦争の終結を決意し、八月十五日終戦の宣言をしました。ところが、ソ連はさらに十七日になり、カムチャッカ方面の行動を開始し、北千島の最北端占守島を砲撃し、続いて十八日には上陸を開始、九月二日には、連合軍に対し、日本代表がミズリー艦上で降伏文書に調印の日、連合軍からの命令を待たずして、これらの島々に進駐を終え、一方的に戦時占領の宣言を行ないました。

しかも、翌、昭和二十一年二月には、樺太南部、および占守島から包丹、歯舞群島に至る全域をソ連領土に編入し、これら地域をサハリン州に含めてロシア共和国の一部とすると宣言しました。それ以来、自国の領土と称して他国民を近づけず、昭和二十一年からこの海域における漁船員のだ捕、抑留問題がひんぱんに起り、安全操業を叫ぶ声が北方水域に暗くひびくようになりました。

実現を念願

北海道知事　町村金五

わが国は、むかしから国後、択捉など北方領土の開発につとめてきました。

しかし敗戦によって、これらの島々はソ連に占拠され、われわれの父祖が血と汗で切り開いた土地を利用することも、魚をとる権利も失ってしまいました。

その後、昭和三十一年に日ソ共同宣言が結ばれて、両国間の国交は回復されましたが、いぜんとして、この海域で漁船のだ捕や漁船員が抑留されるという事件があいついでいます。

最近、日ソ間に明るい友好関係のきざしが見えはじめましたが、北方領土の問題が未解決になっていることは、ほんとうに残念なことです。

日本が平和条約で放棄させられたクリル諸島には国後、択捉の島々までは含まれておりません。また、これらの島々は、いまだかって、日本以外のどこの国の領土でもなかった日本固有の領土ですし、日本がほかの国から暴力で奪いとったものでもありません。

この北方領土に関する認識がいっそう深められ領土復帰の日が一日も早く実現されますことを心から念願するものです。

国際信義逸脱

つぎに、このことを、サンフランシスコ条約などを背景として述べてみますと、

一、ソ連が中立条約を一方的に破棄して宣戦の布告をしたことは国際信義上許されない暴挙である。

二、ポツダム宣言を受諾し、八月十五日に日本が降伏した以上、この宣言は、日本と連合国の双方を制約するものである。

三、ソ連を含めた連合軍の占領は反帝の占領法規のほかに、ポツダム宣言に縛られなければならないので、単なる戦時占領と異なり、保障占領であるべきである。保障占領は勿論、戦時占領であっても主権国の合意なくして領土権はもとより、その他の権益を没収することはできない。単に管理し得るだけである。

四、ポツダム宣言で降伏後の日本の領土は、「カイロ宣言の条項を守り、また日本の主権は本州、北海道、九州、四国並びにわれらの決定する諸小島に局限せられる。」と規定されており、いわゆる千島列島は、行政上北海道の一部であったから当然、日本国の領土として残さるべきであった。連合国が守らねばならぬカイロ宣言には「同盟国は自国のために何らの利得をも欲求するものに非ず、又、領土拡張の何らの念をも有するものにあらず。」とあり、なお「日本国は、又、暴力及び貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし。」となっているが、いわゆる中千島北千島は一八七五年（明治八年）千島・樺太交換条約により、樺太ののぼう大な権益と占守島から得撫島までの一八島を交換して、円満に日本が領土権を取得したもので暴力又い貪欲によって略取したものでないことは明らかである。

お好みの品を選べる楽しさもそえて
受けて重宝
三越の商品券
10,000円券まで各種
全国本支店共通
東京・日本橋　三越
支店
銀座・新宿・池袋・丸の内（東京）・大阪
京都・神戸・高松・松山・仙台・札幌

南樺太及びクリールアイランズ（占守島から得撫島までの十八島）については、サンフランシスコ条約によって日本が連合国に対して権利権限を放棄したがその帰属は、まだ決定しておらず、国際会議の決定に問題は残されているのであるが、実質的には当時の連合国の一員であるソ連のみが占拠し、カイロ宣言に反し、自国の領土、権益を拡張しておるのである。反面ソ連はサンフランシスコ平和条約に調印していないので条約上何らの権限も持ち得ないはずである。

ソ連は、南樺太及び千島列島の処理の希望方向をきめたヤルタの秘密協定を根拠に南樺太、千島列島の領土を主張するが、それは関係国間のみの秘密協定であって、国際法的にも無効であり、又、これを知らされていなかった日本は、これに拘束されるものではなく、日本の関知するところでない。

五、サンフランシスコ平和条約により日本が放棄せしめられた領域は、南樺太とクリールアイランズ（条約原文）である。一八七五年の千島・樺太交換条約では得撫島以北の十八島一つ一つの島名を列記してクリールアイランズとし、その範囲を定義づけて日露両国間で確認してきたところである。したがって択捉以南のいわゆる北方地域を含まないことは理の当然である。このことは、対日平和条約の起草に当ったアメリカ国務省も見解を明かにしている。すなわち北方地域は厳然たる日本領土であり、ソ連が領有する国際条約上の根拠は全くない。これを現実に占拠を続けていることは、力の強行であり、世界秩序の破壊である。

民族の母胎

領土は民族の母胎、民生安定の要素であります。

このようなわが国固有の領土がいわれなく犯されていることは、民族の一大不幸であるばかりでなく、国際秩序のじゅうりんは、戦争を誘発する根源をさえ内包しているのであります。

北方領土の問題は、侵略を意図するソ連と、犯されている日本の二国間の交渉では容易にその解決は期待し得ない現状であります。

わが国固有の領土、北方地域の回復は、民族の悲願であり、世界万民が望んでいる恒久平和の確立のためにも、現代日本国民がなし遂げねばならない課題というべきであります。

この達成を期するには、民族の共同体として、国論の結集をはかり、政府外交を強力に推進し、世界正義に訴えて国際世論の支援を後ろ楯としてソ連の反省を促す方向に進まねばならないと信じますとともに、一日も早くそのような時期の到来することを望んでやまないものであります。

軌道に乗る〝韓国経済〟

編集部　池久緒

数年前まで、韓国は対米外交だけで動いていると評されていた。しかし、最近の韓国は日韓国交正常化とベトナム派兵を軸として、アジアにおける新しい自己の地位を作りだそうとしている。

かって、日韓両国の親善にもっとも大きな障害になっていた李ラインの海域に、今は日韓共同で資源調査や保護が行なわれ、韓国漁場に日本の資本と技術の協力が与えられている。日韓航空協定も締結され、貿易や海運の問題についても、両国間でひんぱんに会談が開かれ、共栄の道が模索されている。日本の経済協力も積極化し、わが国の技術を学ぶために、韓国から来ている青年たちも、多くなった昨年一年間、日本人の韓国入国数は一万四千名をこえたが、韓国人の日本入国数は約一万三千名（このほかに、在日韓国人の往復をふくめると、二万五千名を越える）に及び、たがいに認識と友情を深めている。文化の交流も活発になってきている。選挙にあたって、日韓条約の結果がもたらしている国益についての認識があったためとみられる。

ベトナムへ韓国軍四万五千を派遣したことは、朝鮮戦争のときに、国連軍に助けられた恩顧に報いるという大義名分論にたったものであるが、韓国にとって、歴史上はじめての海外派兵であり、アジアの他の地域のために積極的に実力をもって貢献しているということは、韓国の国民的自負心を高めていると思われる。現地の韓国軍の士気はきわめて盛んで、朝鮮事変時の体験を生かして、相当に戦果をあげているもようである。

民間借款と二工場

一方、この派兵がきっかけになって、対ベトナム貿易（昨年輸出約千四百万ドル）や、ベトナムでの軍納（建設・サービス・物品などあわせて昨年約二千二百万ドル）のほか、軍人およびベトナムで働く一万名近い技術、技能者、土木建設関係者からの送金が昨年一年間に二千万ドルをこえ、これらが韓国経済を相当にうるおしている。

ベトナムに赴いた韓国兵が、戦争のかたわら現地の住民のために学校、道路、橋など作り、難民を治療し、農耕の手伝い、韓国の国技とする拳道（空手）を民衆に見せたりしており、さらに今後、平定作戦にも積極的に参加することが予定されている。

昨年六月、ソウルで、アジア太平洋地域閣僚会議を開き、また、十月に韓国が主唱国の一つとなって、マニラでベトナム参戦七ヵ国要工業の四〇%は、ここで生産すると期待されている。四月二十日に蔚山に完成した韓国肥料工場は年間三十三万トンの肥料を生産できる東洋最大の規模のものであり、またその日に、蔚山に韓国ではじめてのポリアクリル繊維工場が完成したが、この二つの工場も日本からの民間借款によるものである。

日韓条約の発効後、請求権資金では、すでに無償約四千万ドル、有償約二千百万ドルの物資の契約が終わり、肥料、鉄鋼材、繊維品、漁船、鉄道車両・電力関係の用品、農業用の諸機械が大量に引渡されており、民間借款も三十三件約一億六千万ドルが成立し（本年三月末までに船積を終わったものが二〇件、九千万ドル）、造船、セメント工場のプラント、水力発電設備、浚渫船、ブルドーザー、レール、繊維、製紙機械などが韓国に入った。

韓国産業近代化への協力者は、わが国ばかりではない。ドイツからは今までに、セメント、肥料、ナイロン工場、火力発電などに資本が導入されたが、去る三月のリユブケ・ドイツ大統領訪韓の際に、火力発電や通信施設の改善、職業訓練学校などに、千七百万ドルの借款が成立したと報ぜられた。また、去る三月下旬に、韓国を訪ねた米国民間投資通商使節団のボール団長は、「韓国は有望な投資対象国である。今後、電子、食品加工、繊維、造船などへの投資を促進する」と語っていた。

今年一月一七日、朴大統領は年頭教書で、「第一次五ヵ年計画は、製鉄、機械部門をのぞき、すべての部門で計画を達成した」とのべた。

オスカー最優秀賞

イギリスの経済専門紙フィナンシャル・タイムズは、映画部門で行なわれているオスカー賞をまねて、過去一年間、経済部門で成果をあげた国々に対し、オスカー賞を与えるとして、毎年、経済専門家による審査結果を発表している。本年一月十六日に同紙に発表されたところでは、昨年度の経済実績についての最優秀賞を、先進国では、日本、低開発国では韓国に与えたが、韓国受賞理由は、「急速な経済成長と財政的安定を併進させている」ことである。

最近、韓国をたずねた人たちは韓国社会がみちがえるように活気をおびていると語っている。ソウルの町にしても、人口はいつしか三百八十万をこえ（日本の大阪以上の人口）高いビルや住宅の建設が行なわれ、歩行者専用の陸橋や地下道が作られて、町の様子が日に日に変わっている。韓国近代化の象徴といわれる蔚山工業センターをたずねると、肥料工場二つ、セメント工場、ビニール工場、精油工場、火力発電所、アルミ工場、繊維工場などあり、一九七一年には、韓国、英、独、イタリアの四ヵ国の民間会社による外資一億二千五百万ドルの総合製鉄工場建設計画の契約が締結され、本年七月までに着工し、第一期の生産目標五〇万トンと報ぜられている。

韓国は、第二次五ヵ年計画において、国民総生産を二五%ふやし、第二次産業の構成比を二二%から二八%にする一方、米国援助は余剰農産物の綿をのぞくほかはすべてなくすことを目標にしている。

昨年の韓国の輸出額は、一九六〇年の七・六倍に増加した。世界の低開発国五六ヵ国について、一九六〇—六五年間年平均輸出額増加率を国連の統計でみると、韓国はその最上位にランクされている。

輸出品の内容は、一九六〇年には、第一次産品の鉄鉱石その他の鉱石、魚、のり、米、生糸などあわせて八三・二%をしめていたのに、一九六七年は繊維品、衣類、ベニア板、鉄鋼製品、電気用品などの工業製品が、輸出の六二・三%をしめた。この輸出がほとんど原料を輸入した加工輸出であるだけに、韓国民の必死の努力がうかがえよう。

北欧の国スウェーデンは総人口八百万たらずなのに、昨年二年間に、韓国製のセーターが同国産の半値くらいで五百万着も輸入されたために、輸入許可制を実施した。日本にも、安いワイシャツ、セーターが進出してきて話題になっている。

義務教育は九五%

韓国の人口は、二千九百万、その人口密度は、一平方キロ二九八人で、日本を追いぬき、世界でオランダ、台湾、ベルギーについで四位である。義務教育も九五%の普及率をもっており、高校、大学に進学するのも多く、一方、技術、技能を修得し規律訓練になれた除隊軍人が多いことは、管理者、労働者として資質あるものが多いことの一要素をなしているといえよう。

今まで、人口過剰と失業者に悩んでいたのが、ようやく政治的安定の背景の下に、経済建設が軌道に乗り、資金と技術が与えられて労働力の豊かさと質がものをいいはじめてきた段階であるというのが、今の韓国の姿といえるのではなかろうか。

日本のゼントルマンクラブとして活発な活動をすすめています。例会分科会などを通じ、企業の発展、提携に大きな役割を果たそうというものであります。みなさまのご参加をお待ちしています。

地方支部規定などご請求しだいお送りします。

日本ロイヤルクラブ

理事長（小山海運社長）　小山朝光
千代田区神田神保町1の40五十嵐ビル
6号室・電話東京（294）6487

みなさんの国債で
在外財産基金

引揚全連通信

3月1日（金）
発行所
東京都千代田区神田神保町
1の3（寿ビル2階）
引揚者団体全国連合会
電話（293）7520
編集発行人　岡田順一
（定価1部送共20円）

基金法の即時成立めざす

27日に全国大会

再び引揚者の団結要望

全連は、今国会で、特別交付金法の一部改正および在外財産基金法の成立を組織の運命をかけて推進、二月には全国代表者会議、理事会を招集、翼下団体の意志統一をはかってきたが、三月には五日に全連臨時総会、六日には外資同本部長会議を都内平河町全共連ビルでひらき、活発な統一行動を打出すことになった。そのてはじめに、二十七日には東京に全国引揚者代表二千名を集め「基金法即時成立」をめざして要求全国大会を開催することになった。現在の時点では、自民党、社会党とも法案上提に必ずしも反対の態度をとっていない。したがって、全国引揚者の強い要望があれば、法案の成立は難かしいことではない。このさい、全引揚者の団結が再び要求されている。

団体の結束がさき

正、副理事長の報告から

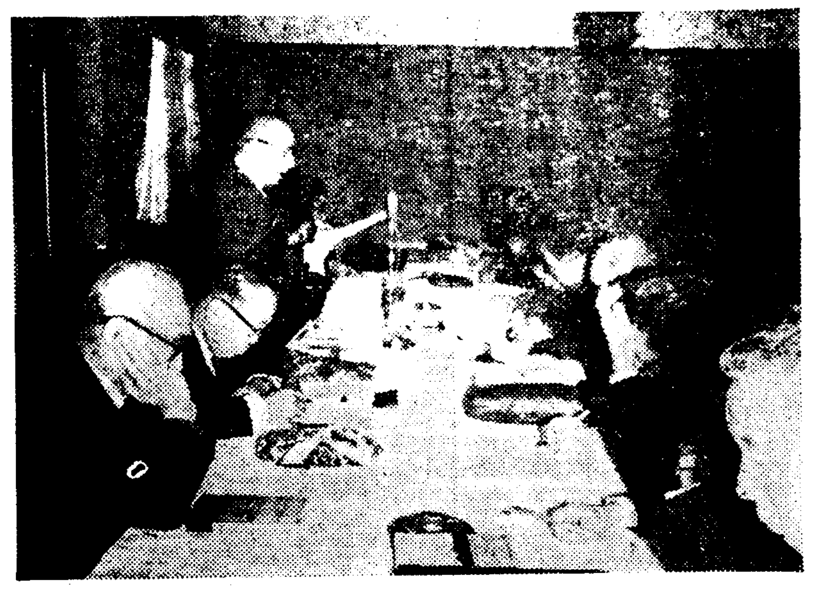

内田全連理事長は、在外財産基金をはじめ今後の動きについて二月二十二日の理事会（写真）でつぎのように語った。

「請求事務をめぐる総理府との関係はいぜん冷たいが、問題は在外基金の取扱いをどうするかだ。現段階では与野党とも抵抗があるが、諸君の意見をきいて方針をきめたい。それにはまず

①議連の力を借りるためにはどうすればよいか。

②野党とくに社会党のカベは予想外に厚い。これを破るのが先決だが、しからばその工作はどうか

③農地の勧業基金は再度発案となったが在外基金の動きで、また始動した。現在では某代議士のへや（会館）に事務所をおいてやっているようだが、この轍は踏みたくない。

これらの点を十分検討する必要がある。いずれにしても、やろうと思えばできるのだから、各団体が力を合せて取組むことである」

また、岡田副理事長はつぎのように最近の情勢を報告した。

「過日の代表者会議の線にそって関係方面と折衝してきたが、文書にまとめて報告するほどには進展していない。

ただ、在外財産補償要求の権利を留保するという一点については総理府が硬化したようだ。これは理事長の説明どうりである。

凍結資産の解除で東京銀行から六千四百人、千百万ドルが決定したが、うち三千人が行方不明だといわれている。

特別交付金請求にもとづく国債の発行高は二月九日現在で、五千八百人三億円（総理府調べ）だが別に四千百人が請求中である。この調子だと前途が思いやられるというものだ。

法問政正の題は、国会の空白がマイナスとなって難航しそうだ。代表者会議後の国会陳情については、いま成果を集計しているが、法改正、在外基金とも成立に尽力するという解答が寄せられている。

在外基金については、昨日も村山喜一氏と話合ったが、社会党が反対している最大の理由は、団体の幹部が会員を喰いものにするおそれがあるというのだ。民社党は賛成だが、百億円くらいの資金ではだめだという声が一部にある。いずれにせよ、団体が結束して説得に当らなければよい結果は得られない」

お好みの品を選べる楽しさもそえて
受けて重宝
三越の商品券
10,000円券まで各種
／全国本支店共通
東京・日本橋　三越
支店
銀座・新宿・池袋・丸の内（東京）・大阪
京都・神戸・高松・松山・仙台・札幌

「在外基金」に参加

山形県連、拡大会議できめる

山形県連（本部長結城吉之助）はさる二月二十四日に役員拡大会議をひらき、中央情勢の報告についで「在外財産基金」の設立をめぐって協議した結果、全員が賛成参加を決定した。

なお、参院選（地方区）には白井勇氏を推せんすることを満場一致で決議した。

福氏ほか九名で

全連選対委員きまる

全連は今秋に迫った参院選にそなえて、さきに「選挙対策委員会」を設置したが、このほどつぎの委員会規定をきめた。なお、ブロック別委員は二月の理事会で福範経氏ほか九氏が任命された。

選対委員会規定

第一条　名　称

本委員会は引揚者団体全国連合会選挙対策委員会（以下委員会という。）と称し、事務所を全連全に置く

第二条　目　的

団体の組織強化拡充を計り世論に訴え選挙を有利に展開し、国民多数の理解と協力を得て推薦候補者の当選を期するを目的とする

第三条　業　務

本委員会は前条の目的達成のため左の業務を行う

（一）候補者の地盤協定幹旋、得票数の下部機関割当

（二）会員票と候補者固定票の得票計算による戦術指導

（三）公選法絶対遵守の指導、広報活動の徹底及びこれ等に伴う指導者、応援弁士の派遣

（四）その他本委員会で必要と認める事項

第四条　構　成

機関決定で選定された委員をもって構成する

第五条　役員

本委員会に左の役員を置く

（一）委員長　一名

（二）副委員長　二名

（三）委　員　若干名

但し、内若干名を常任委員とすることができる。

第六条　役員の選任

委員長、副委員長は委員の互選として、委員は機関で選任する

第七条　任務

委員長は会務を統理する。委員長事故ありたる時は副委員長がその職務を代行する

委員の任期は当該選挙終了までとする

第八条　会議

本委員会の会議は委員長必要と認めた場合招集し、会議は出席委員の過半数をもって議決する。

第九条　機構

（一）本委員会に事務局を設置する

但し、情報、遊説、連絡、広報、渉外等の部（部の設置は当該選挙に必要と認める場合設置することができる

（二）部局長は委員長が指命することができる。

第十条　支部

（一）本委員会は必要に応じ都道府県に支部を設けることができる

（二）機構は本委員会規定に準ずる

第十一条　経　費は　の負担とする

委員　福範経（北海道）常豊常男（東北）伊藤豊次（北信越）瀬下末吉（関東）黒崎逸郎（東京）古賀太計士（東海）山田長正（近畿）山本彰一郎（中国）国行利雄（四国）鈴田正武（九州）

社党が特別委

「在外基金」の設立について社会党の一部には反対があったが、全連の熱意を認めた同党は、このほど党内特別委員会（久保等委員長）にこの問題をかけ検討することになった。

外地で出生したもの

5月9日まで、給付金の請求を受けつけます

前回の給付金の請求期間は終了しているが、外地で出生したものに限ってきたる五月九日まで市、町、村で請求を受けつけることになっている。引揚者でこのことを知らないため、請求権利を放棄するものがあるので、重ねておしらせする。

同志の一人として

和歌山県　松下雄三

ながい運動のすえ、やっと補償金が確得できた。もっとも補償といえるかどうかもわからない少額のものだが、それでも、わたしたちの要求がちょっぴりでも、とおったのだから、がまんしなければなるまい。

わたしは、当年六十六歳だが、これまで全国大会には数回以上やってきて、デモにも参加した。この熱意が、自民党や政府を動かしたのだと思っているが、それではその運動に参加しなかった引揚者はどうなるのか。全連通信の報道によると、こんどの請求には、非会員たちが、さきを争って手続きをしているというが、その厚顔さには呆れ返らざるを得ない。わたしの付近にも、自治体に勤めている引揚者がいる。これまで何回となく運動に参加してくれるように足を運んだが、その都度玄関払いをくわされた。このひとに先日会ったので、運動の成果について了解をもとめようとしたところ、読売新聞の記事を引用して「団体はけしからん、団体未加入者から金を集めているようだが、わたしは自分で請求するから寄付的行為はごめんだ」とうそぶいていた。わたしたちは、なにも強制的に入会してほしいというのではない。いっぺんの良心があれば「ご苦労さんでした」くらいの言葉をかけてほしいと思うだけだ。

どんなに時代がかわっても、終戦時のあの労苦をともにした感慨は消えさるものではない。この世界から戦争をなくさせるためにもひとの数倍、いな数十倍の辛苦をなめた引揚者が、相寄り、語り合うことは、大きな意義をもっていることと思う。闘争などという殺ばつな気持ちでなく、しばしば会合を持ちたいものだ。それには組織に入って貰うことが、手っとりばやいようだ。

全連は、わたしたちの国債を資金にして、在外基金という特殊法人をつくるべく奔走しているようだ。わたしたちの仲間には、国債をすぐにでも処分したいひとがたくさんいる。そのひとたちに、換金できる方法があるとすれば、それだけでも、わたしは賛成したい。しかし、基金は、そう簡単に認可になるとも思えない。わたしたちが、ほんとうにこの計画に賛成し、一日も早く設立されんことを切望してこそはじめて、法律化されるのではなかろうか。

国会議員の諸氏は、わたしたちの提案には、一応耳を傾けてくれるだろう。そこを押して押して、押しまくることが、設立えの近道であろう。

たずね人

船津金三郎	長崎県壱岐出身　現在五〇才位い昭和十八年十二月、山下特殊帆船輸送KK、博多より大連向け出港
金丸四郎	現在六〇才位い、昭和八年から終戦まで台湾にて学校の教員をしていた、宮崎県方面にいるときく
北崎鶴松	〃良子（長女）〃みえ子（次女）〃テル子（三女）〃勝彦（長男）大連市春日町で配給所をされていた方
岸本幸子	四十九才位い、昭和十三年天津桃山街に在住
松原早苗	〃千文、千柄千波、昭和十三年天津桃山街に在住

笹本すゑ子さんをお尋ねの方へ＝同氏は鎌倉の図書館職員をしている模様です。住いはわかりません。

服部先生	（女）現在四十五才位韓国鳥致院南山国民学校の先生をしておられた方
高橋ヤス子	現在四十三才位　京城東大門小学校、京城大学病院看護婦、助産婦　現在川崎市内に居住ときく
笹本スエ子	当時十三才位　S7年生れ、サイパン島玉砕の生き残り。八丈島出身
木村トモ（安則トモ）	昭和二十一年春まで台北市下奎府町に居住　熊本市に引揚げときく。
白河みつ子	樺太豊原市このえより四十年十二月引揚げ、東京に定着ときく。
松永美佐子	三重県出身「終戦時台北市福大KKタイピスト。現在四十五、六才
山形昌那	当時十七才、奉天九一八部隊本部々事務員　お父さんが探しております。
柏　広	（当時十八才）
宇留野彰	（〃）茨城県出、満洲国身　昭和十一年十二月渡満満洲鉄道局駅　姑屯検車区
松浦正人	（当時十九才）満洲国錦洲鉄道局駅
大山新一	（〃二十才）姑屯検車区
吉松計二	五九才位　本籍地　鹿児島県姶良郡と思う昭和十六年四月頃北朝鮮羅津駅貨物助役
牛島　誠	五三才位　本籍地　茨城県　昭和十六年四月頃北朝鮮羅津駅貨物助役
総福　茂	六〇才位　本籍地　鹿児島県　昭和十六年四月頃北朝鮮阿吾地駅助役
高橋恭次郎	七五才位　本籍地　栃木県か福島県　昭和十六年四月頃北朝鮮羅津列車区長
山本喜太郎及夫人	〃裕子（長女）昭和十二年生　〃勉（長男）〃十四年生　終戦時樺太敷香署初間駐在所勤務

（注）掲載六か月を経過したものは抹消します。

ぜがひでも成立を

在外基金　国民経済の発展に寄与

「在外財産基金法案」はさきの国会で廃案となったが、全連は、この法案に若干の手直をして、今国会に再度提出してほしいと、自民党に呼びかけている。自民党は野党の賛成をとりつけることが先決だとしているが、社党は別記（一面）のとおり、党内「特別委」で検討することとなり、民社は原則的に賛成している。しかし、国会空白によるしわよせで、あるいは次期国会に持ち越される公算も強いが、いずれにせよ、団体の強い要望が、問題促進のカギであることはいうまでもない。以下「法律案」の全文を紹介しておこう。

在外財産基金法案

目次

第一章　総則（第一条―第十四条）
第二章　役員等（第十五条―第二十六条）
第三章　業務（第二十七条―第三十六条）
第四章　監督（第三十七条―第三十八条）
第五章　雑則（第三十九条―第四十二条）
第六章　罰則（第四十三条―第四十九条）
附則

第一章　総則

第一条　この法律は、引揚者等が引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第一一号）により交付された国債を出資し、その国債の償還金を運用することによって、産業の振興その他国民経済の発展に寄与するとともに引揚者等の福祉の増進に資するため、在外財産基金を設立することを目的とする。

第二条　在外財産基金（以下「基金」という。）は、法人とする。

第三条　基金、事務所を東京都に置く。

第四条　基金は、定款をもって次に掲げる事項を規定しなければならない。

一、目的
二、名称
三、事務所の所在地
四、資本金、出資及び資産に関する事項
五、役員に関する事項
六、出資者総代会に関する事項
七、顧問に関する事項
八、業務及びその執行に関する事項
九　財務及び会計に関する事項
一〇、公告の方法

2　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　基金は、定款の変更について前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第五条　基金の資本金は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者（その者の相続人を含む。）から出資される次条に規定する国債の価格の合計額に相当する金額とする。

2　基金はその第二の事業年度終了の日に、前項の基金の資本金が五百億に達するように努力しなければならない。

第六条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者（その者の相続人を含む。）は、同条第四項の規定にかかわらず、当該国債を基金に出資することができる。

2　前項の規定により出資される国債の価格は、その額面金額（当該国債の償還金が既に支払われている場合には、その額面金額から既に支払われた当該償還金の金額を控除した金額）とする。

3　基金に対する出資は第一項の国債以外の財産ですることができない。

第七条　基金は、前条第一項の規定により出資された国債については、記名変更の手続きをしないで基金の名において権利を行使することができる。

第八条　基金は、出資証券を発行し、第六条第一項の規定により出資した者（以下「出資者」という。）に対し同条第二項に規定する額面金額に相当する額の出資証券を交付する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条　基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第十条　出資者は、その持分の全部の譲渡によってのみ出資者たる地位を失うことができる。

第十一条　出資者の持分は、基金の承認を受けて、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者（その者の相続人を含む。）及び主務大臣の指定する金融機関に譲り渡し、又は担保に供する場合を除くほか、譲り渡し、又は担保に供することができない。

2　出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者名簿に記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

3　出資者の持分の質権者は、継続して出資証券を占有していなければ、その質権をもって基金その他の第三者に対抗することができない。

4　出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

5　前四項に規定するもののほか、基金の持分を譲り渡し、及び担保に供することに関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条　基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

第十三条　基金でない者は、在外財産基金という名称を用いてはならない。

第十四条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金について準用する。

第二章　役員等

第十五条　基金に、役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人以内を置く。

2　理事長及び監事は、出資者総代会が推薦した者のうちから、主務大臣が任命する。

3　理事は、定款で定めるところにより、出資者総代会において選任し、又は解任する。

4　主務大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

第十六条　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、基金の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を出資者総代会に報告する。

第十七条　理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

3　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十六条第三項（取締の任期の特例）の規定は、理事理事又は監事の任期について準用する。この場場合において、同項中「定時総会」とあるのは、「通常出資者総代会」と読み替えるものとする。

第十八条　監事は、理事長、理事又は基の職員を兼ねてはならない。

第十九条　基金に、出資者総代会を置く。

2　出資者総代の定数、任期、選出方法その他、出資者総代に関し必要な事項は、定款で定で定める。

第二十条　理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常出資者総代会を招集しなければならない。

2　理事長は、必要があると認めるときは、臨時出資者総代会を招集することができる。第二十一条次に掲げる事項は、出資者総代会の議決を経なければならない。

一、定款の変更
二、第三十条第一項に規定する長期資金計画の作成及び変更
三、毎事業年度の資金計画の作成及び変更
四、財産目録、貸借対照表、損益計算書、利息の配当に関する議案、剰余金処分案及び損失処理案
五、役員の報酬
六、その他基金の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

第二十二条　出資者総代会においては、出資者総代は、おのおの一個の議決権を有する。

2　出資者総代会は、出資者総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　出資者総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし前条第一に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決める。

4　出資者総代は、定款に定めるところにより、次条において準用する民法第六十二条（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって、議決権を行なうことができる。

5　前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

6　代理人は、五人以上の出資者総代理することができない。

7　代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならない。

第二十三条　民法第六十一条第二項（臨時総会招集請求権）、第六十二条（総会招集の手続）、第六十四条（総会の決議事項）及び第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は、基金の出資者総代会について準用する。この場合において、民法第六十一条第二項中「総社員」とあるのは「総出資者総代」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「在外財産基金法第二十三条二於テ準用スル民法第六十二条」と、同法第二百四十四条第二項中「出席シタル取締役」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

第二十四条　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には監事が基金を代表する。

第二十五条　基金の職員は、理事長が任命する。

第二十六条　基金に顧問を置く。

2　顧問は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3　顧問は、基金の業務について協力するものとし、理事長の諮問に応じ、基金の業務の運営に関し助言する。

4　顧問は、基金の業務の運営に関し、理事長に意見を述べることができる。

第三章　業務

第二十七条　基金は、第一条の目的にかんがみ、主務大臣の認可を受けて国債証券、地方債証又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは主務大臣の指定する金融機関の発行する債券を取得することができる。

2　基金は、主務大臣の認可を受けて、主務大臣の指定する金融機関への預金をすることができる。

3　基金は、前二項に規定する業務のか、大蔵大臣の認可を受けて引揚者等の福祉の増進に寄与するための事業を行なうことができる。

第二十八条　基金の理事長及び理事は、業務の運営に当っては、第三十四条の規定による利息の配当が確保されるように努めなければならない。

第二十九条　基金の事業年度は、毎年九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終わる。

第三十条　基金は、業務の開始の際、この法律に規定する利息の配当を実施するための長期資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の長期資金計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

一、第六条第一項の規定により基金に出資された国債の償還金の年次見込額
二、基金の収入の年次見込額
三、第三十四条の規定により出資者に配当すべき利息の年次見込額
四、前号の利息以外の基金の支出の年次見込額

第三十一条　基金は、毎事業年度、前条第一項の長期資金計画に適合するように、資金計画を作成しなければならない。

2　基金は、資金計画を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

第三十二条　基金は、主務大臣の指定する金融機関から、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第三十三条　理事長は、通常出資者総代会の会日の七日前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利息の配当に関する議案、剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出しかつこれらの書類を事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者及び基金の債権者は、理事長に対し前項に規定する書類の閲監を求めることができる。この場合は、理事長は正当な理由ないのにこれを拒んではならない。

3　第一項に規定する書類を通常出資者総代会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

4　基金は、第一項に規定する書類について第二十一条の規定により出資者総代会の議決を経たときは、遅滞なく、これを主務大臣に報告しなければならない。

第三十四条　基金は、最初の事業年度から次条第二項の規定による剰余金の分配が最初に行なわれる事業年度の前事業年度までの各事業年度においては、定款で定めるところにより、出資者の持分につき出資額（各出資者の有する出資証券の券面額の合計額をいう。以下同じ。）の千分の五十以内において定款で定める割合の利息を各出資者に配当するものとする。

2　基金の資本金が五百億円に達しないときは、その事業年度においては、前項中「定款で定める割合」とあるのは、「主務大臣の認可を受けた割合」とする。

3　第一項の規定による利息の配当は、他の法令の規定の適用については、商法第二百九十一条第一項（利息の配当）の規定による利息の配当とみなす。

第三十五条　基金は、損益計算において利益を生ずるに至った事業年度以後の事業年度において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

2　基金は、前項の規定による積立てを行なった後でなければ、剰余金の分配をしてはならない。

3　剰余金の分配は、各出資者に対し、その出資額に応じてしなければならない。

4　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたとき、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

第三十六条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、基金の財務、会計その他その運営に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第四章　監督

第三十七条　基金は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第三十八条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章　雑則

第三十九条　基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあてすれば足りる。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第四十条　基金は、定款、出資者総代会の議事録及び出資者名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2　出資者名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、出資者の氏名又は名称及び住所
二、各出資者の出資額及び出証資券の番号
三、各出資者の出資証券の取得の年月日

3　出資者及び基金の催権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、基金は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第四十一条　基金の解散及びその解散した場合における残余財産の出資者に対する分配については、別に法律で定める。

第四十二条　この法律において「主務大臣」とあるのは、大蔵大臣とする。

2　この法律において「主務省令」とあるのは、大蔵省令とする。

第六章　罰則

第四十三条　基金の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は基金を害する目的で、その任務にそむいた行為をして、基金に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又これを併科する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第四十四条　基金の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたととは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部または一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十五条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除するとができる。

第四十六条　第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2　基金の役員又は職員が基金の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対して同項の刑を科する。

第四十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一、第九条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。
二、第九条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
三、この法律又は定款の規定に違反して、利息の配当又は剰余金の分配をしたとき。

第四十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一、この法律により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
二、第四条第三項の規定に違反して、公告せず、又は不正の公告をしたとき。
三、第十二条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠ったとき。
四、第十六条第三項の規定に違反して、報告せず、反は虚偽の報告をしたとき。
五、第十八条の規定に違反したとき。
六、第二十条第一項の規定に違反したとき。
七、第二十三条において準用する商法第二百四十四条第二項又はこの法律第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第四十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。
八、第二十七条に規定する業務以外の業務を行なったとき。
九、第三十一条第二項反は第三十三条第四項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。
一〇　第三十五条第一項の規定に違反したとき。
一一、第三十七条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十九条　第十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

第二条　基金を設立するには、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受ける者（その者の相続人を含む。）で、基金の設立に際して第六条第一項の規定により出資をしようとするもの二十人以上が発起人となり、定款を作成し、これに基金の業務目論見書並びに推薦する理事長または監事となるべき者の氏名及び次条第二項の規定により指名しようとする理事となるべき者の氏名を記載した書面を添え、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の業務目論見書には、基金に出資されることが見込まれる国債の償還金の年次見込額、収入の年次見込額及び各出資者に配当すべき利息その他の支出の年次見込額を記載しなければならない。

3　主務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第三条　主務大臣は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、基金の理事となるべき者を指名する。

3　第一項の規定により指名された理事長若しくは監事となるべき者又は前項の規定により指名された理事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長若しくは監事に任命され、又は理事に選任されたものとする。

第四条　前条第一項の規定により主務大臣が理事長又は監事となるべき者を指名し、かつ、同条第二項の規定により発起人が理事となるべき者を指名したときは、発起人は、定款、附則第二条第一項の業務目論見書並びに当該理事長又は監事となるべき者及び当該理事となるべき者の氏名を公告するとともに、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受ける者（その者の相続人を含む。）に対し、当該交付を受ける国債をもってする出資を募集しなければならない。

2　発起人は、前項の規定による募集に応じた者の当該募集に応じた出資の額が、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項の規定により交付されることが見込まれる国債の額面金額の総額の四十分の一又は、五十億円に達したときは当該募集に応じた者の当該募集に応じた出資の総額を記載した書面を添え、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

3　発起人は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた者に対し、出資の目的たる国債の給付を求めなければならない。

4　前項の規定による国債の給付の手続その他当該国債の給付に関し必要な事項は、政令で定める。

5　発起人は、第三項の規定による給付のあった国債の額面金額の総額が第二項に規定する国債の額面金額の総額の四十分の一又は五十億円に達した日においてその事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　付則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条　基金は、前条の規定による設立の登記をすることによって設立する。

第七条　付則第三条第三項の規定により理事長若しくは監事に任命され、又は理事に選任されたものとされた理事長若しくは監事又は理事の任期は、第十七条第一項の規定にかかわらず、一年六月以内において定款で定める期間とする。

第八条　基金の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年八月三十一日に終わるものとする。

第九条　発起人が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は基金を害する目的でその任務にそむいた行為をして、基金に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

第十条　発起人が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十一条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十二条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の六の次の一号を加える。

六の七　在外財産基金を監督すること。

第十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本開発銀行の項の次に次のように加える。

在外財産基金	在外財産基金法（昭和　年法律第　号）

理由

産業の振興その他国民経済の発展に寄与するため、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律により交付された国債を出資させることにより、在外財産基金を設立することとし、これにその国債の償還金の運用を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄に「宮城の塔」

四百名が列席、除幕式

宮城県連（理事長常盤常男）は太平洋戦争で戦死した宮城県出身の戦没者四万五千五百人の慰霊塔「宮城の塔」を現地の沖縄本島糸満マブニヵ丘に昨年十月から建立中であったが、このほど完成したので、遺族、引揚者団体代表、高橋県知事など四百名がさる二月十九日に宮城県から現地にわたり、二十日に盛大な除幕式を行なった。この「宮城の塔」は千二百万円の工費をかけ、ひめゆりの塔の前に建立したもの（写真は宮城の塔前で立っているのは常盤理事長）

在外基金の公共性

法律に基ずき公正な運営を

解説

政府は、さきに在外財産問題審議会の答申に基ずきまして、引揚者等に特別交付金を十年以内償還の無利子の記名国債をもって交付する立法措置として去る第五五特別国会において引揚者等に対する特別交付金支給法の成立を見るに至りましたが、こんどの在外財産基金法案は、この引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の償還金を産業の振興、その他国民経済の発展に寄与するとともに、引揚者等の福祉の増進に資するような使途に運用するため、在外財産基金を設立することとしようとするものです。

すなわち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による特別交付金の総額は一、九二五億円、一世帯当たりの交付金額は平均二十万円強と見込まれておりまして、特別交付金の総額は相当巨額なものでありますが、各引揚者等についてみますと、交付される国債の毎年の償還金の金額は、多くの場合、比較的少額なものとなりますためとかく消費的な支出に向けられることによって散逸するおそれがきわめて大きいと考えられます。

特別交付金の財源が国民の税金によってまかなわれるものであることを考えますと、せっかくの交付国債がいたずらに社会的にも個人的にもあまり意義がない使途にむなしく費消されることは、政策上賢明ではないと考えられるのでありまして、交付国債の償還金が散逸するのを防ぎ、これを統合して社会的に有意義な使途に活用することはきわめて望ましいことです。

ここに、特殊法人である在外財産基金を設立し、各引揚者等は国から交付された国債を、その自発的な意思によってこの基金に出資し、基金は国債を出資した者に対して、その国債の額面金額に相当する額の出資証券を交付することとし、その出資を受けた国債の償還金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券ないし大蔵大臣の指定する金融機関の発行する債券の取得や、大蔵大臣の指定する金融機関への預金に運用することによりまして収益をあげることとし、国債を基金に出資してその代りに出資証券の交付を受けた各引揚者等には、出資証券の券面額、すなわち基金に出資した国債の額面金額に対して一定の率の利息の配当をすることとし、このような仕組みを取ることによって各引揚者等に交付された国債の基金への出資が確保されることを期待し、各引揚者等から基金に出資された国債を統合して、その償還金を国民経済上有意義に、かつ、効果的に運用することとしようとするものであります。

右のように、基金に国債を出資した各引揚者に出資証券の券面額に対して、一定の率の利息の配当を行なうことといたしますと、当初の数年間は運用することができる償還金の額が小額であるため支出が収入を超過して、不足額が出るという問題が生ずるのでありますが、この不足額につきましては、毎年の国債の償還金の中から支弁されるということになるわけで、したがって、基金は当初数年間は資本金の一部の払戻しによって配当財源をまかなうという形になるのですが、漸次国債の償還を受けて、資金が増加するに伴い、収入が支出を上回り、やがては剰余金が生ずることとなるので、これにより資本金は後日確実に補填されるということになるわけです。

在外財産基金の右のような仕組みは、任意団体ないしは任意組合のような組織によって行なうということも、必ずしもできないことではないかもしれませんが、引揚者等に対する国債の交付は巨額の財政負担によって行なわれるものでありますし、一方、各引揚者等は国債の償還金の支払を受ける権利を、自発的に棚上げにしてそれを国民経済上有意義な使途に供しようとするものですから、基金は、いわば巨額の国債の償還金の運用を信託された組織であるということを考えますと、国債の償還金の効率的な運用を図りますためにも、また、出資者である各引揚者等の保護のためにも、これらのことと関連いたしますが、基金の事業の公共性を確保いたしますためにも、政府の監督を受ける特殊法人の形態をとることによって、法律に基ずく公正な運営を確保することが必要であると考えられるのであって、このために必要な在外財産基金の資本金、組織、業務、監督等に関し、所要の事項を定めようとするものであります。

以上が、この法律案の理由ですがおもな内容について説明しましょう。

役員の任免

第一に、基金の資本金につきましては引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律に規定される国債の交付を受けた者から出資される国債の価格の合計額に相当する金額といたす次第であります。

第二に、基金の組織につきましては、基金の役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は、出資者総代会が推薦した者のうちから、大蔵大臣が任命し、理事は出資者総会において選任することとし、その任期は、理事長及び理事は三年、監事は二年としておりますほか、基金に、出資者の代表である出資者総代によって構成される出資者総代会を設けることとし、定款の変更、資金計画の作成及び変更、役員の報酬、その他基金の業務に関する重要事項は、出資者総代会の議決を経ることを要することとし、また、このほか顧問の制度を設けることといたしております。

第三に、基金の業務の範囲につきましては、大蔵大臣の認可を受けて国債証券又は特別の法律により法人の発行する債券もしくは大蔵大臣の指定する金融機関の発行する債券の取得、ないしは、大蔵大臣の指定する金融機関への預金をするほか、産業の振興ないし引揚者等の福祉の増進に寄与するための事業を行なうことができることとしております。

なお、基金の理事長及び理事は、業務の運営に当っては、国債の出資者に対する所定の率の利息の配当が確保されるように努めなければならないこととしております。

全引揚者必読の書!!
満州の荒野に散った――
――八万同胞の受難の記録
満蒙開拓団の壊滅
墓標なき八万の死者
角田房子著●420円 〒50円
昭和二十年八月九日ソ連参戦のその日に、満洲開拓村の人々はたのみの関東軍に見すてられ異民族の憎悪の渦まく虐殺と暴行の地獄を彷徨した。これは、その血と泥と雨の逃避行である。
第1部敗戦＝ソ連参戦・泥の中の出産・加藤清乃の自決・生と死は偶然がきめる…他
第2部帰国＝満人の妻になった中島千世子…他
第3部戦後＝大崎良作と二人の妻他
番町書房

新聞の在野精神

元東京新聞社
政治部長　**宮村文雄**

■ここ一両年の黒い霧を拾ってみると、吹原事件、東京都議汚職、田中彰治事件、共和製糖グループの過剰融資、大阪タクシー汚職と数えあげればキリがない。これら一連の黒い霧に対する新聞の追及はどうであったかというと、必ずしもきびしいものではなかったように思う。というよりてぬるかったというほかない。

吹原事件などは、週刊誌にすっかりお株を奪われたかたちで、手も足も出なかったといってよい。

田中彰治事件以後及、吹はの追原事件などにくらべると、腰ははいっていたように思う。そのため田中が、決算委員長の職権を利用しての悪業の数々は、かなり克明に紹介された。また荒船、上林山両閣僚（事件当時）の公私混同にも、かなりの紙面がさかれた。

が、どうも、黒い霧の追及に釘が一本欠けていたと思う。例えば田中彰治事件にしても当然除名せよという主張が、出て然かるべきだと思うが、ついぞ、そういう声は聞かれなかった。

このためあれだけの悪徳代議士が、自民党からも、国会からも除名されず、自民党は離党の承認、国会は議員辞職の許可ということに終っている。政党も、国会もついに何ら制裁を加えることが出来なかったのである。

小林章議員の場合も、同じようなケースで、この方はあっさり、自民党への復党が罷り通った。復党を認めたのは怪しからぬという声が、きかれなかったのは、残念というよりほかない。

それにしても、痛切に感じられるのは、この在野精神、批判精神が、失なわれつつある点である。その根源がどこにあるか、探ってみると、大まかにいって次の二つが考えられる。

一つは、取材する記者の態度に問題があり、他の一つは、新聞をつくる新聞社の態度に問題がある点である。

紙面の都合で、新聞記者のすべてに論及する余地がないため、とりあえず政治を担当する記者の態度を俎上にのせてみよう。

戦後政党の派閥が、繁栄して、派閥政治が罷り通っていることは、いまさら指摘するまでもない。

ところが派閥が政治に根をおろすに伴って派閥専属記者が登場して来た。派閥の実力者に食い込まなければ、取材しにくいということから、派閥記者が産み出されたものと思う。取材本位に考えるなら、たしかに派閥記者も必要であるかも知れない。

故大野伴睦は、大野派記者でないと、何も話してくれなかった。これは大野派を担当していたある記者から聞いた話だが、大野さんに会うには、彼が帰宅する前に、高輪の自宅に行って、帰宅したときには、記者たちが、玄関に迎えて「お帰えりなさい」とあいさつするのが、しきたりだったという。

―

またホテル・ニユージャパン五階の彼の事務所まで、大野さんは、エレベーターを使わず歩いた。足を強くするためであろうが記者もまた、大野さんにしたがって歩かなければならなかったという。

何でもないことのようだが、そこになにか問題がひそんでいるように思わざるを得ない。

こういうことか、派閥記者には、知らず知らずのうちにその派閥の実力者に対する遠慮が、培ちかわれているようにも読みとれる。

これも故人だが、河野一郎氏は常連のほかに一人でも異分子をみつけると、「見なれない顔だナ、気心のわかったものでないと情報はやれない」と一カッした話もある。

派閥記者が、取材だけなら、弊害はないといえるかも知れないがなかには派閥活動に巻きこまれる記者もないとはいえないようだ。

筆者は自治省に届出された派閥の政治資金の報告書をみたことがある。そのなかに、少額ではあったが、派閥から政治献金を受けた記者の氏名を発見したことがある。

派閥記者の弊害を、マザマザと見せつけられて、ゾットした。政治記者のはしくれであった筆者が、こういうことを書くことは、心苦しいが、頂門の一針になることを念じて、あえて書いた次第である。

政治記者と政治家の因縁が、黒い霧に対する追及をにぶらせているとしか考えられない。こういうことも聞いた。「黒い霧の追及は政治記者に任かせておけない。だから社会部が立ちあがるのだ」と。そういえば毎日の一葉の写真でも立証されるように、社会部記者の方が黒い霧について勇敢であったといえるのではなかろうか。

新聞社と国有財産

たしか蝋山政道さんと記憶するが、キャンペーンには持続性が必要であると強調された。つまりこれでもか、これでもかとつづけてたたかないと効果はうすい。黒い霧に対する追及には、この持続性が欠けていたため、佐藤内閣があれほど、黒い霧につつまれながら、そして国民のいかりが、爆発しそうな情勢にありながら、佐藤内閣を、正面きって打ち出せなかったのは、政治家に弱い、とくと権力に弱い一面をのぞかせているのではなかろうか。

もしも、上林山問題が白熱化していたあのころ、各紙が一せいに佐藤内閣の退陣を要求したとするなら、あるいは、内閣は持ちこたえなかったかも知れない。

にもかゝわらず、正面きって、佐藤内閣退陣を要求する論調が打ち出されなかったのは、新聞社自体に、権力に弱いものがひそんでいたとしか考えられない。読者が新聞の社説にくい足りないものを感じているのは、この辺にあるように思う。

この際もう一つ指摘したいのは新聞がテレビ、ラジオの放送事業を兼業している点である。

朝日、読売、毎日、産経、日経等の全国有力紙は、いずれも放送事業に、何らかの関係をもっており、読売などは、NTVも経営している。

ところが、政府は、この電波、放送事業に強大な権限を握っている。ラジオ・テレビは免許を要するかである。

電波・放送事業を持続していくうえには、生殺与奪の権をにぎる郵政省に頭はあがらない。それだけに政治家もまた郵政畑の利権にうの目たかの目である。

むろん郵政大臣になることも、憧れの的だが、大臣たらずとも、郵政政務次官、国会の逓信委員長、自民党政調会の通信部会と、郵政省の利権に結びつくポストはいくらでもある。

新聞社は、これらの政治家に、わたりをつけて、自己の電波・放送事業の再免許や、企業の繁栄に血道をあげている。

従来、郵政行政はおおむね佐藤首相と、その側近に牛耳られ、新聞は、ことのほか、それらとの接近に大わらわである。

新聞記事は書かなくてもよいから、郵政省をとりまく政治家や、省のトップクラスと接触せよとの社命をおびて、その工作に専念する記者を配置している社もあると聞く。

新聞が政治家とくに、佐藤内閣に弱いのは以上の事情によるが、これでは、新聞の在野精神は失なわれるばかりである。

新聞が在野精神をフルに発揮したのは、明治、大正時代である。その時代においては、新聞社は新聞発行に専念していた。だからこそ新聞の機能を十分に発揮していたともいえるが、最近は、新聞がラジオ、テレビに手を出して、本来の仕事のほかに、精力をすりへらす面があり、そのためには、政治家の御厄介になるという面もあり、こういうことが、新聞の持つべき使命を損なっているようにも思う。やはり新聞は、新聞一本に打ちこんで、新聞でなければ果せない役割ととっ組むべきではないか。

女性とクツ

これだけは覚えたい

敷き皮のはがれた婦人グツ

近ごろの婦人グツの敷き皮は買ったばかりなのに、はがれてしまうことが案外に多いようです。このままはいていますと、敷き皮がシワになって感じの悪いものです。

買ったばかりなら、買った店で直してもらうのが賢明ですが、この程度の修理にも日数がかかることがあります。

自分で直すには、まず敷き皮をめくれるだけめくって、そこに皮革用の接着剤をまわりからはみださない程度にぬります。敷き皮の先のほうから、ツマ先へ向かって、クツの甲皮をくぐらせるように敷き、指先でよくなでて、接着剤を底となじませます。

前についていた接着剤が、白い粉のようになっているとよくつきませんから歯ブラシで落とします。

はがれたクツの底皮と修理

近ごろの婦人グツは、底皮をクギで打ちつけないで、接着剤だけでつけてあるのが大部分となりました。そのため買ったばかりなのに、底皮がはがれて、がっかりという経験のかたも多いでしょうがこの程度ならば修理に出さなくとも家庭で直せます

はがれた皮と皮との間に、皮革用の接着剤をヨウジの先などにつけ、なるべく深くつけます。四、五時間したら、もういちどつけ残した部分にたっぷり接着剤をつけ、余分にはみ出したところを、ぞうきんできれいにふきとります。これで、たいていの皮底のはがれは直ります。

クツを平らなところに置き内側から押しつけるようにすると、はがれ目がよくふさがって、修理したとも思えないほどきれいにつきます。

今国会で成立期す

法改正在外基金へ衆参議員の回答

全連はさきに法改正、在外基金の成立を今国会ではかるため、関係方面に陳情をつづけているが、県連を通じて陳情した各国会議員の回答は下記のとおり（２月29日現在）

氏　名		法改正	在外基金
白井　勇	（山形・参）	賛成	実現させたい
鹿野　彦吉	（〃・衆）	〃	〃
池田　正之輔	（〃　〃）	〃	必要と思う
伊能　繁次郎	（千葉　〃）	〃	期待に応えたい
北沢　直吉	（茨城　〃）	原則的に賛成	賛成
中山　栄一	（〃　〃）	全く同感	〃
郡　祐一	（〃・参）	〃	〃
佐藤　洋之助	（〃・衆）	努力する	努力する
登沢　重次郎	（〃　〃）	同感	〃
中村　喜四郎	（〃・参）	賛成	賛成
葉梨　信郎	（〃）	努力する	努力する
丹羽　喬四郎	（〃）	〃	同感
大橋　武夫	（〃）		成立期す
三木　与吉郎	（徳島・参）	努力する	努力する
紅露　みつ	（〃）	〃	〃
小笠　公韶	（〃・衆）	〃	〃
鬼丸　勝之	（福岡・参）	全力あげる	尽力する
福富　稜人	（〃・衆）	万全を期す	慎重に検討
多賀谷　真稔	（〃）	全面的協力	党の決定まつ
米田　正文	（〃・参）	成立期す	成立に協力
中村　重光	（長崎・衆）	協力する	できる限り協力
白浜　仁吉	（〃）	〃	成立に協力
久保　勘一	（〃・参）	〃	ぜひ成立を
坂田　道太	（熊本・衆）	十分に検討	通過に努力す
吉田　重延	（〃）	成立に努力	成立に努力
福永　一臣	（〃）	〃	〃
松野　頼三	（〃）	〃	〃
大久保　武雄	（〃）	賛成	努力する
藤田　義光	（〃）	〃	〃
野田　武夫	（〃）	〃	〃
園田　清充	（熊本・参）	賛成	協力する
内田　芳郎	（〃・〃）	〃	〃
沢田　一精	（〃）	〃	〃
林田　正治	（〃）	〃	〃
村上　勇	（大分・衆）	努力する	努力する
一万田　尚登	（〃）	〃	〃
佐藤　文生	（〃）	〃	〃
西村　英一	（〃）	〃	〃
広瀬　正雄	（〃）	〃	〃
村上　春蔵	（〃）	〃	〃
後藤　義隆	（大分・参）	賛成	努力する
床次　徳二	（鹿児島・衆）	極力努力する	極力努力する
橋口　隆	（〃）	〃	〃
池田　清志	（〃）	〃	〃
日高　広為	（〃・参）	〃	〃
田中　茂穂	（〃）	〃	〃
西郷　吉之助	（〃）	〃	〃

家庭専科

病と栄養食

山川しげる

タマゴとバターを

はなからノドそして気管、気管支という気道の粘膜を強化するのは、ビタミンADのはたらきとわかっていますが、この二つのビタミンを食物でとるのには、卵とバターの二つが最上です。そこでこれからは、この二食品をできるだけたくさんとることにしましょう。

なべ料理を多く

なべ料理は、北は北海道の三平汁や石狩なべをはじめとし、南は鹿児島のさつま汁にいたるまで一〇〇種ぐらいはあるでしょう。冬にむいたあたたかい料理であるだけでなく、十四もすばらしい長所があって、なべこそは世界的水準にとどいているめずらしい日本料理です。できるだけなべを食べることにしましょう。

流感ワクチン注射

かぜのウイルスは十種類くらいあって、流感ウイルスはそのうちの一種でしかないのですから、流流感ワクチン注射をうけておいたからといって、かぜのすべてを防ぐことはできません。しかし、万一、流感ウイルスによるかぜが流行したら、このワクチン注射はぴたり有効です。という意味で、流感ワクチンの注射はなるべくうけておきたいものです。

かぜひいたら安静

かぜのウイルスに効く薬は全くこの世に存在しませんけれど、それでも体には自然に抗体をつくって侵入したウイルスとたたかう力があります。その抗体をつくるのには、タン白質がいるのですから、かぜをひいたときは、すぐ床にもぐりこみ、安静第一にすることで、体のたたかいをらくにし、また、できるだけごちそうを食べることによって、抗体ができるのを助けたいものです。

こういうご馳走の材料としては、牛乳、卵、レバー、豚肉、チーズ、バター、豆るいの製品（なっとう、ゆば、とうふ、きなこその他）かつをぶし、小魚るい、緑野菜（ピーマン、菜とうがらし、ほうれん草など）貝るい、ことにカキ、ミカンるい、柿、さつまいも、海藻、干椎茸といったものがよろしい。

やわらかい枕を

夜をぐっすり眠るためには、なんといっても肩をあたたかく包むことが大切ですから、夏枕をしまいこんで、やわらかくて大きな冬枕に代えます。その材料には羽毛や綿がむいていますあたたかく肩をつつむ枕がこの季節にはすばらしいわけです。小さくて固い枕では肩が寒くて熟睡できません。

ねぶろはゆっくり

夜の熟睡法は、ねる直前にふろに入ることですが、そのふろの温度はセッ氏四〇度くらいのぬるいのが一ばんよろしい。このていどのぬるいふろに、ゆっくりと長時間入り、その湯上りから三〇分以内に床にもぐりこむと、ぐっすりと眠ることができましょう。

つまみ食いもよし

ふろに代るものとしては、床に入るすぐ前に少しの酒をのむのがよろしい。ビール以外の酒ならすべてねざけとしてふさわしいものです。ところで下戸のときは、欧米の人だとあたたかいミルクを一ぱいのんで床に入るという方法をとります。日本では、何かおせんべいかビスケットのようなドライの食品をつまみ食いするという方法があります。ねる前にものを食べると毒だというのは、食後すぐ床に入ることを戒めたもので、つまみ食いは別なのです。

あさ，ひる，よる
ばらじるしの白砂糖
大日本製糖

ひろば

▼わずかだが、補償金ももらえることに決ったし、団体のしごとも一段落した。もうややこしいことはごめんだ、という空気が全国的に強いようだ。この調子だと「補償要求の権利留保」などといってみても、どの程度、盛り上りが期待できるか、危ないものである▼それよりも当面は、基金法を成立させることだろう。無利子の国債では売るにしても、三束三文にしかならない。基金の出資証券ならば、市場価値に応じて換金できるのだから、毎年一割ずつの払出しに不満の向きには魅力があろう▼といってみても、賛成者が少ければ、たとえ法案は成立しても、基金はお流れになってしまう。自民党の某幹部は「予約申込みを最少限度百億円位い集めろ、それがあれば、われわれも動きやすい」と語っている。これも一理ある考え方だが、全連傘下の団体が、末端に「基金の設立価値」を強調、説得につとめることが先決のようだ▼みんなが団結さえすれば必ず目的は貫てつできる、ということを、われわれは、知っているはずである。組織を存続させるためにも、基金法は成立させねばならない。ケチな勢力争いをやっているヒマに、もっと真剣に運動を展開すべきだ。でないなら、団体などさっさと解散したほうがよい。

引揚全連通信

5月1日（水）
発行所
東京都千代田区神田神保町1の3（寿ビル2階）
引揚者団体全国連合会
電話（293）7520
編集発行人　岡田顕一
（定価1部送料共20円）

みなさんの国債で
在外財産基金
昭和43年5月1日

ついに国会に再提出

自民、独自で成立か

懸案の在外財産基金法案

全連が全国引揚者の利益のために自民はじめ各政党に働きかけていた「在外財産基金法案」は議員立法として十八日、植木庚子郎、野田卯一、吉田重延、岡崎英城、永山忠則、三池信の六議員から衆議院に再提出され、ただちに大蔵委員会に付託された。議運としては、連休あけの国会で審議、おそくも五月中に成立を期しているが、今国会は重要法案の審議が山積されているので、物理的にあるいは審議未了になる公算も強く、予断を許さない。

[illegible]

法律改正の焦点

対象20万人、時間にズレ

[illegible]

法律の改正要綱

[illegible]

全連推選候補きまる

全国区に大竹、山下両氏
地方区に笹森氏ほか46氏

全国区　大竹平八郎、山下春江

地方区　[illegible]

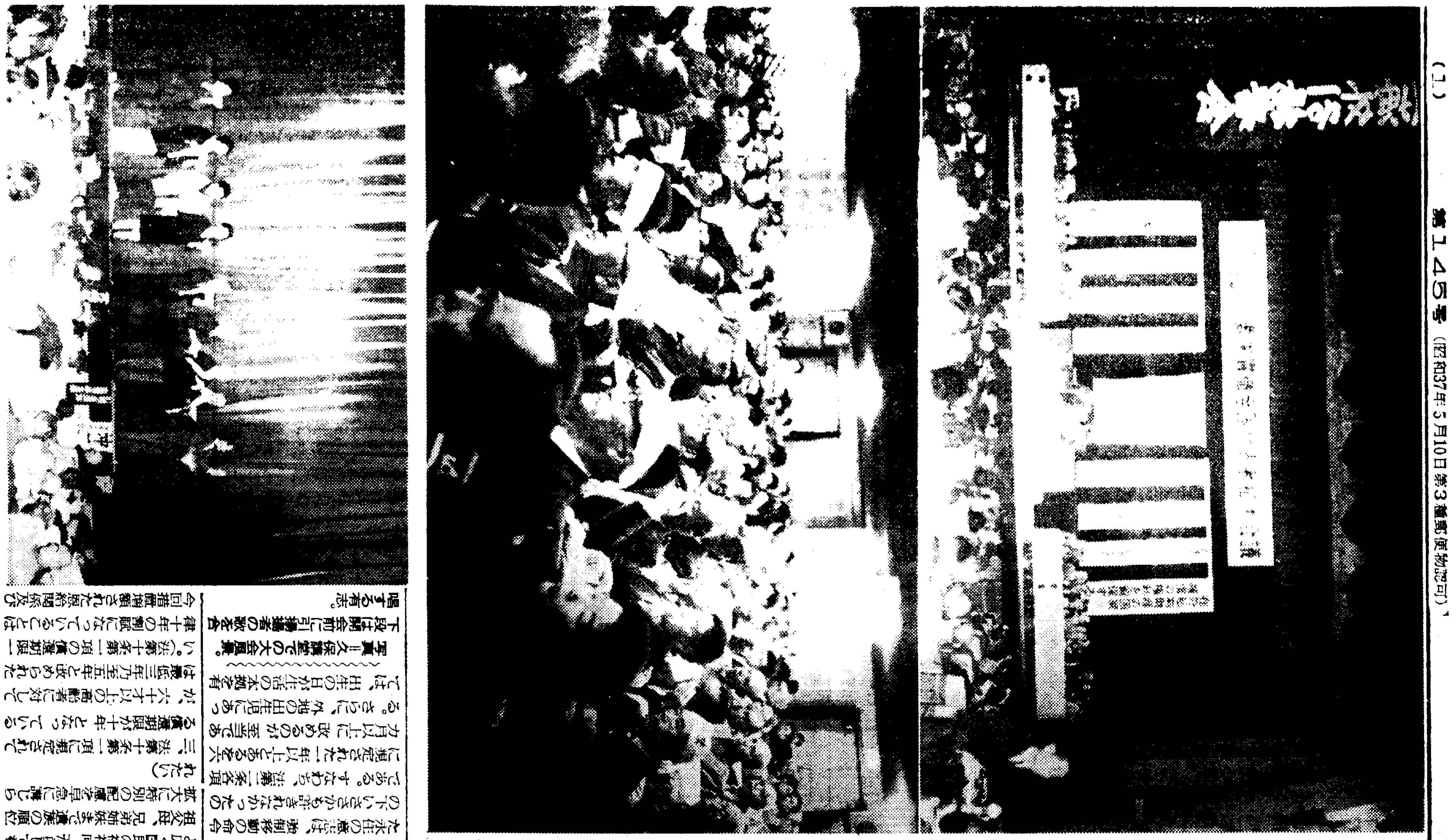

写真＝久保講堂での大会風景。下段は開会前に引揚者の歌を合唱する有志。

なつかしい顔、握手

なごやかな大会風景（拡大会議）

[illegible]

権利を留保する

内田全連理事長が言明

[illegible]

誠心誠意協力を

自民代表、[illegible]副幹事長あいさつ

[illegible]

微力をつくしたい

民社代表、受田新吉氏あいさつ

[illegible]

デパートに相談所

兵庫県連、神戸に開設

[illegible]

中国問題の権威

[illegible]

大竹平八郎氏

[illegible]

たずね人

[illegible]

（注）掲載六か月を経過したものは抹消します。

謹告

編集部の都合で四月号は休刊しました。謹しんでお詫びします。

納得のいく道を求めて

参議院議員
経企庁政務次官
山下春江

女学校教師、サントリーセールスマン、新聞記者、そして工場経営者から政治家へと山下さんの歩んだ道は、苦難の道だった。しかし、山下さんは「私の歩んだ道は爽やかです」と胸を張っていわれる。さて、戦時中、稲田登戸で塗料工場を経営していた山下さんは、海軍の命令で福島県石川に工場を疎開、それから約二ヵ月過ぎた八月十五日、敗戦を迎えたのだった。山下さんの政治家としての歩みがここからはじまったのである。（編集部）

初当選の想い出

昭和二十一年元旦。午前十時か十一時ごろだったように記憶します。しきりに私の家の玄関をドンドンとたたく者がいるのです。私は従業員に、正月は一日中寝ているから誰れもこないようにいっておいたので、誰かしらんと思って出てみると、「社長さん。選挙に出てください！」と、怒鳴っている男がいるのです。見れば工場で会計をやっているオッサンではありませんか。彼は寒いのにいかにもうれしそうに顔を紅潮させて、選挙選挙というのです。

「今年からは、女も出られるようになったんですよ。チャンスです。ぜひ社長ご出馬を……」

「そんなこといったってダメです」

この人は、三度の飯より選挙が好きで、戦時中政友会を応援してずいぶんと運動したらしいのです。会計のオッサンに似合わず威風堂堂としていました。私が立候補の意志など全々ないといっても、大ベテランの彼は、会計の職を利用して供託の十万円を持ち出すと勝手に福島県庁の地方課に届けてしまったのでした。受け付けたのは、現在でもご健在の穴沢という課長でした。穴沢さんは、自分の部下の次長に三林弥生という、立派な紳士のくせに女のような名前を持った人がいるので、オッサンがみごとな鐘馗髭をたくわえモーニングなどをりゅうと着て登録に現われたのに、ちっとも疑わないで受理してしまったのです。ごていねいにも、山下春江（男）として——。

選挙は全く水もの

立候補者発表の日、私は自分の名前の載っている新聞を見て、「世間には、同姓同名の人がいるものだなあ」と感心しつつよく見ると、ところ番地もまったく同じではありませんか。〝もしや……〟と思いオッサンを呼んで質してみるとやっぱりそうなのです。

「申しわけありません。終戦になったら、社長が事業を継続する意志のないことを知っていましたので、悪いと思いましたがせっかくの機会ですから届けてしまったのです」

ケロリとオッサンはしているのです。

たしかに私は、終戦後のことで何をやったらいいのか分らない状態でしたから、「ひとつやってみるか」という気持になりました。落選したらどんなに悲しいのか、当選したらどんなに嬉しいのか、そんなことはおかまいなしのズブの素人。立候補することにしました。

選挙は、福島県から女性が五人立ったのでした。その中で、国が経営している農村の指導青年の教官がいましたが、その人が一番強いのではないかと思いました。一番弱いのは、もちろんどこの馬の骨とも分らない私に違いありません。だが、いざふたを開けてみると、おかしなことに、当然当選すべき人が落ちて、私と榊原さんという方が当選してしまったのです。つくづく選挙は〝水もの〟だと感じました。選挙最中のエピソードを紹介しましょう。これは山ほどあります。同じ石川町の素封家に大野忠治さんという人がいて、この人は戦前にも立候補して落選の経験者ですが、党の県連に行ってみると三重丸がついているのです。大野さんはたびたび特級酒（お酒などない時代でしたのに）を持参して、「あなたは選挙を知らないから冒険をするが、今回は私の応援をして顔を売ってから次回のときにおやりなさい。落ちるに決っているよ」

と、立候補を辞退させようとするのです。そのたびにお酒をもらうのも悪いので、

「大野先生。いくらおっしゃっても私は出ます。大切なお酒を持って、どうかお帰りください」

といってやりました。結果は、大野先生八十二人中四十番目くらいで見事落選。

なにしろ、八十二人も立候補したのですから、新聞社主催の立合演説会はすごいもの。私は無名の新人ですので、壇上にあがるのはいつもビリの方でした。その中でいつでも演説会場を沸かせていました。〝ばん虎〟と渾名された人で、演説をはじめると「マッカーサーの骨を折りに行く」といって、傘を開けたり閉じたり……はては、「山下春江女史は小野梓。かく申す中野虎吉は塚原朴伝とみたてる。その他大勢男士が立ち並ぶといえども、これと思う武士見当らず……」とやって、会場を大笑いさせるのでした。

選挙中の私の主張

私は女として生きて四十年、仕事の契約ひとつさえ「有夫の婦人は夫の承諾がなければ契約できない」という。男女の差別で苦労してきましたので、女性の地位の向上を主張しました。当時の民法には、二号さんを持ってもいいとは書いてないが、いけないとも書いてないのです。糟糠の妻に生まれた子供がみんな女ですと、ひょっこり二号さんに男の子ができようものなら、その子に家督が相続されてしまうのです。「むごいではないか」といってもどうにもなりません。それどころか、「その方こと今後一切関係これなく、どなたにかたずき候とも異議これなくよってくだんのごとし」という三下り半で離縁されてしまいます。私は全女性を代表する気持で演壇に立ちました。男女の間柄のことゆえ好き嫌いは仕方がない。しかし、もしも結婚して別れるようなことがあったら、そのとき財産の半分は共に苦労した妻に渡すべきだと述べたのです。自分自身、身をもって体験した女性の弱さ、真実味があったのでしょう。熱気あふれる話は、どの会場でも大きな反響を呼びました。

ところで、私と演説を組まされた人は、前福島県知事の佐藤善一郎さんでした。その時分進歩党の幹事長だった佐藤さんのような知名人とは、私はおつき合いはありません。なにしろ馬の骨なのですから、ところが運が悪いことに、佐藤さんには二号さんがいたのです。佐藤さんは、いつも私のあとに演説をするようになっているので、女性の地位のことや財産を分けろなどと散々やられてから立つようになるわけです。そんなことはつゆ知らないので、私は本妻には子供がなく、二号さんに三人も子供のいる佐藤さんをモデルケースのようにして、福島県中を公演して回ったのでした。党の幹事長という要職にある彼は当然三重丸。私などとはくらべものにならないのに、ずっと下位で落選したのは、私の演説がたたったのでしょう。知っていればいくらでも邪魔をしない話し方があったのに、長い間、佐藤さんから「お前に落とされた」といわれました。

〝家庭裁判所〟を

思いがけないきっかけから政治家への道に踏み出し、はじめての立候補で当選してしまった私は、自分の主張を福島県中（当時は全県一区）の婦人が支持してくれ当選させてくれたのですから、何としてでも約束の法律を作ろうと思いました。

今の国会と違って、帝国議会というのは審議の仕方が正反対でした。本会議がさきで、通過してから委員会で審議されるのです。私が初めて登院したのは、その帝国議会でした。委員会ぬきで議会で審議するのですから、私一人が考えた法律であっても、特別建議案という形で出すことができたのです。

「家庭裁判所のようなものをぜひつくっていただきたい」

たくさんの主婦の願いの法律案を、共鳴者もいない私は、たった一人で特別建議案として提出しました。

そしてそれは、女性の地位の向上を高め、困っている女性にとって必要であるという理由でパスしました。私は選挙のとき「公約は大臣に直接答弁させて、法律として実現させることを約束します」といいましたので、ときの司法大臣木村篤太郎先生直々でなければ質問いたしませんといったのです。知らなかったのですが、帝国議会の規則には質問者が直接大臣に質問を求める場合、大臣がいなかったら質問をしなくてもよいというのがあったのでした。さあ大変、議会は三時間も空白ができてしまったのです。夕刻近くなってしようがないものですから木村大臣はぷりぷりして出ておいでになりました。私は所見を述べて質問をしました。すると最初は「ロクに知りもしないくせに生意気だ」というように、ニガ虫をつぶしたような顔で横を向いていらっしゃった大臣が、答弁をするころになるとキチンとして、「なるほど男女平等だといっても、機関がなければ家庭問題は処理できない。まことにそのとおりですから、ご趣旨のような制度を作ります」と返事をしてくれたのです。

このときから民法改正がはじまり、今の家庭裁判所ができるもとになったのです。

「タフト・ハートレート法のように、アメリカでは立派な法律ができるとその人の名前を記念につける。永遠の尊重のために、あなたは〝山下法〟とつけるべきだ」といってくれたアメリカ人もいました。だが私は、

「ご親切はありがたいが、〝山下法〟ではどんな法律か分りませんだが家庭裁判所といえば、家庭のいざこざを解決してくれるところだと分るでしょう」

と、法律に明るくない日本の婦人のために「家庭裁判所」としました。新聞の中には、〝山下法〟と書いたものもありましたが、家庭の争いごとを普通の裁判所に持ち込んだとしたら、衆目の手前、上げた手を下せなくなり、こじれないですむものもこじれてしまうでしょう。今でもこれでよかったと信じています。ですが、家庭裁判所はどうやら「離婚裁判所」にこのごろではなってしまったようで残念でなりません。

この私の政治家としての記念すべき仕事も、もう忘れかけられていますが、昭和二十二年の初陣のことでした。

（つづく）

国債担保で貸付け

高齢者に西宮市が実施

兵庫県西宮市は、このほど引揚者特別交付金の国債を担保に、市内の高、老齢者えの貸付けを決定した。これは兵庫県連西宮支部（支部長前田東氏）がかねてから同市議会に働きかけていたもので、さる三月二十八日に市議会の議決をみたもの。

八千六百件 低い認定件数

全国での引揚者交付金の受付は二月現在で八五万人、四二万二千件、認定一七万二千人、八千六百件、国債発行三万三千八百十一枚（日銀発行高）となった。

宣言

政府の行為によって海外に進出、祖国恒久の繁栄と国力の増進に身を挺し、生活の本拠と定めた永住の基盤は、呵責無き強制移動の命令により総てを剥奪される運命となった。

われわれは憲法擁護の精神に則り、在外私有財産に対する国家補償の権利を留保し、法律第百十四号の制定の定義となった終戦の惨禍、無一物の侭無法地帯の異境を彷徨、異民族の憎悪渦まく地獄の恐怖にたえた引揚者の特異性に鑑みての措置である。よって引揚者に区別が設けられることは許されない。

法は平等である。この原理に則り、総ての国民（引揚者）が完全且速やかに授受出来るよう直ちに法律等の改正がされるべきであり、政治道徳の法則は普遍的なものと信ずる。社会福祉の充実は、政府、政党の最大の方針としている。われわれは、私財を出資、もって国民（引揚者）の永遠の福祉向上と生活安定の基盤を確立、国家方針の一助たらんとする目的のもと基金法の制定を強く希望するものである。

われわれは、第五十八国会においてその成立を期し、全組織挙げて要求貫徹の達成を誓う。右宣言する。

決議

要求貫徹全国拡大会議は、憲法の精神に則り、私有財産の権利を留保し、法律の改正並に基金法成立を第五十八国会において闘い取るまで、全組織の総力を結集目的達成を期す。

右決議する。

▼全国代表者拡大会議（一面）は右の宣言、決議をとりあげた。

広場

▼在外基金法案に社会党は賛成していない。その理由の一つとして「引揚者が食いものになる危険がある」とする村山談話を前号で引用したところ、各方面に意外な波紋を起した。▼村山議員と対決する（福島）はよいとして、機関紙でとりあげるのは不穏当だ、とのお叱りもうけた。▼われわれが、引揚者を食いものにした事実はないし、これからも、そのようなことはありえない。あまりムキになると、かえってかんぐられるのではないか。▼雑音にはいっさい耳をかさぬ、これが相手につけこまれぬ心得である。▼在外基金運動は補償獲得運動とは本質的にちがうのである。いわば、日本経済への奉仕である。どこまでも慎重に、誠実にことを運ばねばならない。▼そのためには、耳ざわりの悪い批判にもたえていかねばならぬ。戦時中の大本営発表ではないが、勝った勝ったでは、ことは成就しない、ことを銘記したい。

（K）

満蒙開拓団の壊滅
墓標なき八万の死者
角田房子著●420円 〒50円
全引揚者必読の書!!
満州の荒野に散った——
——八万同胞の受難の記録
昭和二十年八月九日ソ連参戦のその日に、満洲開拓村の人々はたのみの関東軍に見すてられ異民族の憎悪の渦まく虐殺と暴行の地獄を彷徨した。これは、その血と泥と雨の逃避行である。
第1部敗戦＝ソ連参戦・泥の中の出産・加藤清乃の自決・生と死は偶然がきめる…他　第2部帰国＝満人の妻になった中島千世子…他　第3部戦後＝大崎良作と二人の妻他
東京都中央区京橋3-5　番町書房発行

参議院選挙

出馬を予想される人々

参議院選挙はきたる7月7日と決定した。佐藤内閣の運命を左右するといわれるこんどの参院選挙は自民党にとっては、ぜったいに勝たねばならない戦いである。全連は引揚者運動にこれまで協力をよせられた現議員（全国区2名、地方区47名）の推選をこのほどきめた。以下そのひとたちを紹介しよう。（つづく）

青森県
笹森順造氏
早稲田大学政治経済科卒業、米国デンバー大学、大学院卒業、大東亜省嘱託（勅任待遇）外務省嘱託（勅任待遇）国務大臣、復員庁総裁、賠償庁長官、特派大使、衆議院議員当選、参議院議員当選、参議院外務委員長、参議院文教委員長、自由民主党総務会長などを歴任。

群馬県
佐田一郎氏
群馬県商工会議所連合会会長、前橋東部産業開発株式会社社長、群馬県経済開発問題懇談会員、群馬県自衛隊協力会会長、群馬電子計算センター社長、日産サニー群馬販売株式会社社長、丸徳商事株式会社会長、財団法人群馬県更生保護事業協会理事長、群馬囲碁連盟会長、茶道表千家同門会群馬支部長、参議院議員。

栃木県
植竹春彦氏
東京商科大学卒業、日本大学、明治大学各講師、自由民主党副幹事長、自由民主党参議院議員総会副会長、自由民主党党紀委員長、郵政大臣、I・TU全権会議、日本国首席全権、自由民主党参議院政策審議会長、自由民主党参議院議員総会副会長、自由民主党衆参両院議員総会会長。

茨城県
郡祐一氏
県知事、内閣官房副長官、自由党総務、参議院法務委員長、参議院自由党政策審議会長、参議院運営委員長、自民党政務調査会副会長、参議院自民党幹事長、自治庁長官、自民党地方制度調査特別委員長、参議院水害対策特別委員長、自民党紀委員長、党総務、郵政大臣、自民党総務（現在）

愛知県
横井太郎氏
参議院通産、法務、内閣、社会労働決算常任委員歴任、自由民主党幹事、全国組織委員会部長、自民党中小企業対策特別委員、政調会文教副部長、商工部員、愛知県連会長歴任、自民党県連常任顧問、名古屋株式会社取締役、中央卸売市場水産荷受協会会長、各種団体顧問。

愛知県
柴田栄氏
東大農学部林学科卒業、農林省技師、秋田営林局長、林野庁業務長、林野庁長官、参議院農林水産常任委員会理事、社会労働常任委員会理事、大蔵常任委員会理事、自民党政調会、通信、労働、中小企業、各部会長、通信常任委員長、労働政務次官、現在参議院自由民主党副幹事長。

三重県
斉藤昇氏
東京帝国大学農学部、法学部卒業、旧内務省官吏、内務次官、警視総監、国警長官、警察庁長官等、参議院当選三回、参議院運営委員長、参議院自民党国会対策委員長、参議院自民党幹事長、運輸大臣等を歴任。警察畑を歩いたわりには角（かど）がとれ、なかなかの政治家。

京都府
林田悠紀夫氏
東京帝国大学法学部政治学科卒業、農林大臣官房長、近畿農政局長、農林省園芸局長、参議院議員に当選、参議院地方行政委員会理事、物価特別委員会委員、議会運営委員会理事、物価特別委員会委員、議会運営委員会委員、自民党組織調査会委員、参議院自民党対策委員会委員、参議院自民党幹事、京都府連顧問。

奈良県
新谷寅三郎氏
東京帝国大学法学部政治科卒業、通信省に入り運輸通信省海運局長、通信院次長、通信院総裁心得など歴任、参議院議員当選後は緑風会政審、労働政務次官、内閣委員長、党副幹事長、党総務、党全国組織委員会副委員長、参議院地方行政委員長、郵政大臣、参議院予算委員長。

徳島県
久次米健太郎氏
徳島県経済農業協同組合会長理事、日本酪農協同株式会社取締役、全国販売農業協同組合連合会理事、徳島県農業協同組合中央会、徳島県信用、経済、共済、厚生、青果農業協同組合連合会会長理事、徳島県農協飼料株式会社取締役社長、徳島県酪農業協同組合連合会会長、国鉄四国支社評議員。

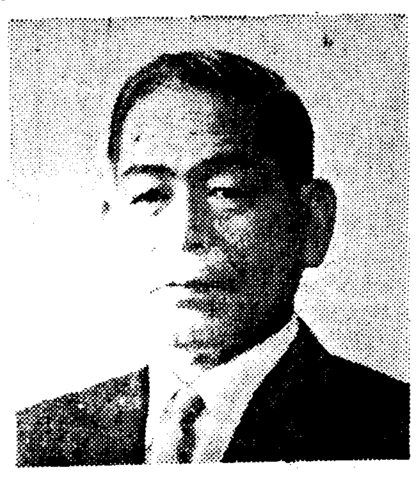

高知県
塩見俊二氏
東京帝国大学法学部政治科卒業、台湾総督府財務局勤務、ニューギニア、チモール、ハルマヘラ、セレベス、ボルネオ等海軍占領地行政に参与、台湾総督府主計課長、東京財務局直税部長、熊本財務局長、広島国税局長、大阪国税局長、参議院議員当選、防衛政務次官、参議院議員再選、自治大臣。

福岡県
米田正文氏
佐賀高等学校卒業、九州帝国大学工学部土木科卒業、昭和三年、内務省勤務、満州国政府に派遣さる、安東省、奉天省交通庁長、建設省河川局長、建設技監、建設事務次官、三十四年、参議院議員当選、参議院運輸常任委員長、参議院自民党副幹事長、福岡県自民党県連会長、大蔵政務次官。

福岡県
鬼丸勝之氏
参議院農林水産、石炭対策特別委員、自民党政調会・政審会農林水産、建設文教等各部会員、道路、都市政策、九州地方開発等各特別委員、青年婦人、住宅宅地、石炭、地方行政、中小企業問題等各特別委員会委員、事業振興会理事長、全国宅地造成連合会、河川協会顧問、九州国道協会顧問。

熊本県
園田清充氏
法政大学卒、熊本県議会議員、自由民主党熊本県連幹事長、参議院議員に当選、農林水産委員、議院運営委員、災害対策特別委員、離島振興対策審議会委員、米価審議会委員等を歴任、現在参議院自民党国会対策副委員長、熊本県農民政治連盟委員長。

大分県
後藤義隆氏
参議院議員に当選後は九州開発審議会委員、経済企画政務次官、自由民主党副幹事長、参議院建設委員長、参議院議員に当選、臨時司法制度調査会委員、自由民主党政調法務部長、法務政務次官、参議院自由民主党国会対策副委員長、大分県政会の大御所。弁護士。

宮崎県
平島敏夫氏
参議院運輸委員、自由民主党総務会副会長、自民党宮崎県支部連合会会長、財団法人引揚援護会会長、南九州大学総長などを歴任。戦前は満鉄副総裁として手腕をふるった。したがって引揚問題には情熱を傾けた。

佐賀県
杉原荒太氏
[illegible]業、米国ヴァーモント大学卒業、[illegible]支那事務局長、総務局長、調査局長歴任、党歴は自由党総務、日本民主党特別委員会委員長、第二次鳩山内閣防衛庁長官、参議院外務常任委員長、参議院自由民主党政策審議会長（三期）

引揚全連通信
発行所
東京都千代田区神田神保町1の3 ビル
引揚者団体全国連合会
電話(293)7520

みなさんの国債で
在外財産基金

在外財産基金 次期国会に持越す
早急に実態を調査
関係機関で再検討を

全連が組織の運命をかけて要望していた「在外財産基金法案」はまたまた廃案となった。同法案はさる四月十八日に自民党議員提出法案として国会に提出され、翌十九日に参議院大蔵委員会に予備審議として付託されたものだが、政府提出重要法案の先議成立に重点が置かれたためついに会期中に審議が出来ず廃案となったものである。しかし、全連としてはその間の事情にかんがみて、来国会に再提出のうえ、どこまでもその成立を期している。

一方、自民党在外財産問題対策議員連盟は、衆院側水山、三池、参院側大竹、山下氏らが委員会に働きかけ継続審議に持ち込もうと奔走したが、同委員会は社党議員立法の三法案（国家公務員共済組合法の一部改正、国家公務員等退職手当の一部改正、国税審判法案）を一括廃案とするため自民党選出の在外財産基金法案を廃案措置とする取引を行なったといわれる。

さらに、大蔵委員会理事会の一致した考え方として、基金に応募を希望する引揚者の実態が明らかでない、などがあげられており、同法案についてはなお検討の余地があることがわかった。

これに対して全連は、別掲のような「在外財産基金応募に関する実態調査を名県連を通じて近くいっせいに実施、その集計を自民党国会に提示して、同法案の次期国会での成立を期すことになった。

ただ、一部には、参院選を控えて自民党の仕組んだ一幕だとうがった見方がなされているが、いずれにせよ、今回の議連の動き、全連の活動は健闘そのものであった。

全連は、国会延長の前日まで、国会周辺の全共連ビルに〝前線本部〟を設けて、連日、全国から上京した県連代表を中心に、作戦を練り、国会に波状陳情を行なった。国会側の事情で廃案となったのは残念だが、あくまで次期国会で成立をかちとるため不退転の決意を固めている。

衆院A氏の話＝自民党首脳のなかには、引揚者がどこまで希望しているか疑問に思っている。社党も同じ考えのようだが、そこで、全連が全引揚者の意思をはっきりつかんで次の国会に提出することになれば情勢は変ってこよう。

順次解決へ
法律の一部改正

法律（交付金法）の改正については、とくに生活保護を受けているひとたちに特別交付金の支給額を所得に加算しないように、総理府、厚生省に再三交渉した結果、このほど厚生省から各都道府県に対し、引揚者の要望にそって措置するよう通達、全連の要求がかなえられた。

また、沖縄地区から内地に強制疎開したひとたちに対しては、法令の改正をまつまでもなく、特別交付金を支給することになり、これも近く実施されることになった。

国債の譲渡および担保権の設定については、総理府および大蔵省と折衝中だが、いまだ結論に達しない。しかし、これも必ず実現するように努力する。（全連発第五号から）

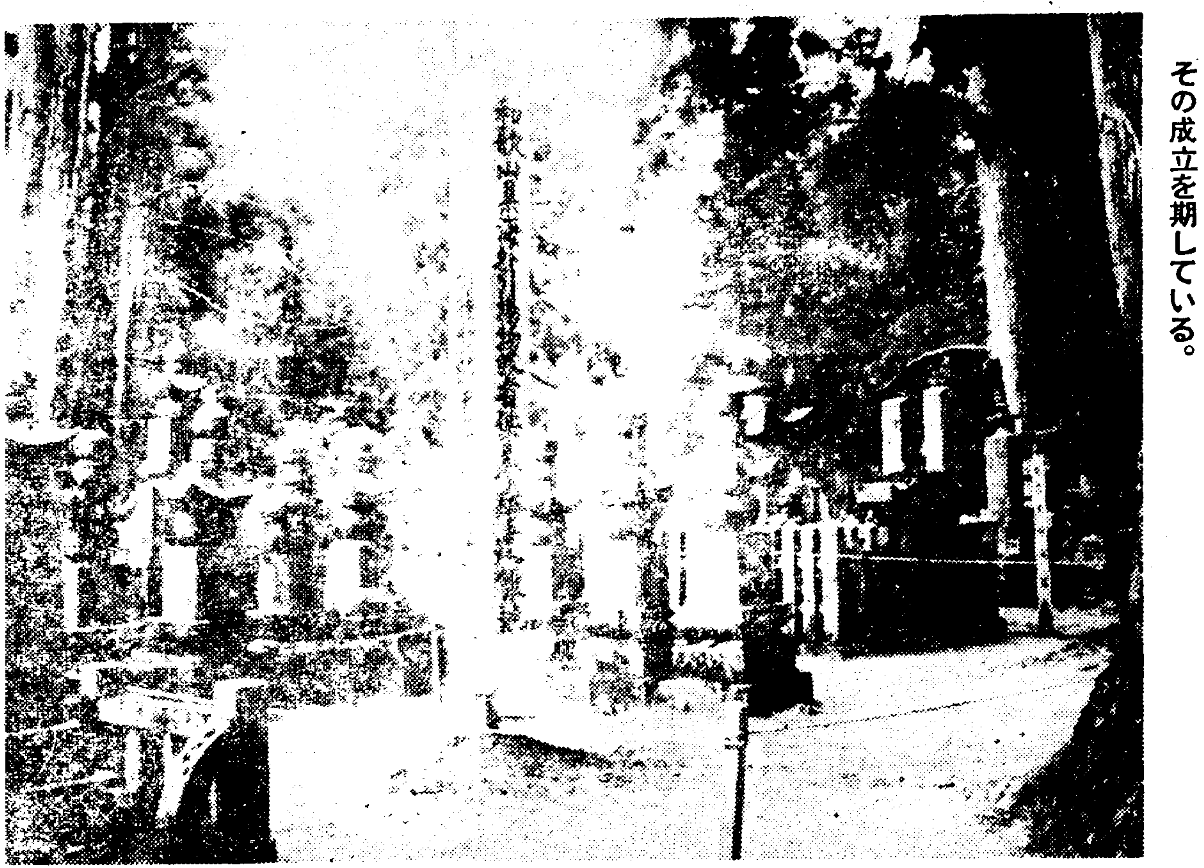
和歌山県連が建設する引揚者物故供養塔敷地

引揚物故者の供養塔
和歌山県連　高野山に建立

和歌山県連（会長土肥正敏氏）は五月二十一日午後二時から和歌山市龍の森別院で県下物故引揚者の慰霊祭を執行した。会員五百余名のほか大橋知事、宇治田市長はじめ越前大阪、藤岡兵庫、山田奈良、大塚滋賀県連代表たちが来賓として列席、五千柱の霊前に特別交付金法の成立を報告した。

また、同日一時から「県引揚者遺族会」を結成、この遺族会が母体となって、高野山中に供養塔を来秋までに建立することを決定した。

引揚者のみなさん
在外財産基金に協力を

次期国会に持[illegible]現について全連は、近く[illegible]査〟を行なうことになったが、このほど、全引揚者に対して、つぎのような要請をした。

○　○　○

引揚者の皆さんに支給される交付金は十ヵ年分割払の国債をもって支払われ、利息もつかないし、譲渡も、担保も禁じられているので、全く換金の道がありません。たとえば、終戦時三十五才から五十才までの引揚者には十万円の国債が交付されますが、その人の毎年現実に入手できる金額は一万円に過ぎず、生業資金のたしにもならないし、生活の補助にもなりません。引揚者の半数に近い終戦時二十才未満の引揚者に交付される国債は二万円ですから、毎年入手できる金額はわずかに二千円で、それこそ煙草代にも足りません。

私達引揚者が二十余年にわたり、血と汗との結晶としてようやくかち取った今回の交付金が無利息であり、十ヵ年分割払いであり、しかも換金の方法もないということは、まっ[illegible]堪えません。ことに引揚者のうち[illegible]は老令者も決して少なくありませんので、この不利な国債を何とか有利に活用したいという声がとくに強く、老令者でない引揚者でも、同様の願いを持つ人の多いことは争えない事実であります。よってこの引揚者のせつなる要望にそって企画されたのが在外財産基金であります。在外財産基金は、中小企業金融公庫とか、国民金融公庫などと同様、法律によって設立される特殊法人で、主要の人事は政府が任命し、その運営、管理も政府の厳重な監督のもとに置かれるので、いささかも専断放慢は許されませんので、基金はまったく安全であり確実であります。

引揚者の皆さんが、せっかく支給された国債を無利息のままたんすの中に眠らせておくことはまったくもったいないことであり、不利益なことでもありますので、この国債を基金に出資していただき、基金はその国債と同額面の出資証券を交付し、毎年全額に対して五分の利息を永久に支払うと同時に、出資して頂いた資金を国債、地方債その他政府の許可を得た有利の投資に充てて、一面には引揚者の利益を考え、他面には国家目的に貢献しようとするものであります。

かりに十万円の国債を支給された引揚者の例をとれば、これを国債のまま持っている場合には、毎年一万円づつ貰って十年たてばゼロとなりますが、これを基金証券に換えるときは、毎年五千円の利息が永久に確保され、しかも十万円の元金も永久に残るわけであります。国債を持ち続けて毎年一万円づつ貰うのでは、どうにもならないから一時に換金しようとしても、国債ではどうにも換金の方法がなく、ヤミ金融にたよる換金をはかっても二束三文に買い叩かれて十万円の国債がせいぜい一万五、六千円にしかならないと思います。しかし、基金証券で持つ場合は、五分利付証券でしかも譲渡や担保の方法も許されるので、恐らくその四、五倍にも有利な換金が出来るわけであり、しかも換金しないで持ち続ければ、将来には六分、[illegible]分の配当も期待され、立派な財産として、[illegible]にも相続されるし、将来換金の場合にも額面以上の金額が入手出来る希望もあります。

今回引揚者の皆さんに交付される国債は年令によって、二万円から十六万円までで、全引揚者の半数近い人々には総額二万円ですから、毎年入手できる金額はわずかに二千円であって、全く雀の涙ともいうべき小額であります。しかし、国が全引揚者に交付する国債の総額は千九百二十五億円という相当巨額のものでありまして、この金のうち半分でも、三分の一でも基金に出資するときは国家財政にも寄与し、国策にも貢献できるわけで、国民一般の意向にもそうものであります。

しかし、基金に対する引揚者の理解と協力が足りず出資が少ないときは、資金運用の上からも、経費節減の上からも不利であり、引揚者の出資が多ければ多いほど基金の基礎も確実となり、引揚者全体の利益もより大となるものであります。

引揚者の皆さんの絶大なご協力をせつにお願いしてやみません。

県連通じ一斉調査
基金参加と換金希望

全連は「在外財産基金法案」をつぎの国会に提出、実現を期しているが、こんど国会側の要望もあり、全引揚者の基金に対する関心の有無を調査することとなり、つぎの方法でアンケートをとることになった。

まず、右掲の様式で、各県連を通し、全引揚者世帯から①基金法に賛成かどうか（参加）②国債の換金をのぞむかどうか。などを調査する。

引揚者等に対する特別交付金支給法に関する法改正該当者並在外財産基金設立時における預託希望者及び換金希望者等に関する調査表　（案）

(1) 本調査表は引揚者等特別交付金法第114号改正及び基金法制定のため、国会審議の資料として提出する目的において、その実態を把握しようとするものである。

(2) 調査事項　（A）在外年数　1年未満　4年以上　8年以上　10年以上

（B）遺族　祖父母　兄弟姉妹

（C）基金法制定に基ずく預託者及び換金を希望する者

(3) 調査期間　昭和43.6.1より、昭和43.8.30迄とす。

請求代表者名	ふりがな 氏名	（旧姓　　）	終戦時の家族との続柄			終戦時の外地の居所及住所				
	現住所					終戦時の本籍地県名				
	現在の職業及び勤務先	職業		勤務先				電話	局（　）	
世帯員の状況	氏名	続柄	性別	生年月日 8・20・5・15現在の満年令	渡航年月	在外年数	交付金決定及び認定年月日	該当事項に○をつけて下さい		
1	旧姓（　　）		男女	明大昭　年　月　日	明大昭		記号　番号			
2			男女	明大昭	明大昭		記号　番号			
3			男女	明大昭	明大昭		記号　番号			
4			男女	明大昭	明大昭		記号　番号			
5			男女	明大昭	明大昭		記号　番号			
6			男女	明大昭	明大昭		記号　番号			
交付金状況実態調査	請求した・していない	しない理由		国債を受領した		受領していない		特別交付金の請求未済者		
額面の表示と人数	7千円　名	1万4千円　名	2万1千円　名	3万円　名	4万円　名	5万円　名	7万円　名	10万円　名	11万2千円　名	16万円　名
	1千円　名	2万円　名	2万8千円　名	2万5千円　名	4万2千円　名	6万円　名	7万7千円　名	11万円　名	11万9千円　名	17万円　名
調査合計	在外年数の実数　1年未満	4年以上	8年以上	10年以上	遺族　祖父母	兄弟姉妹	基金　預託希望者	換金希望者		
	名	名	名	名	名	名	名	名		
調査責任者名		取扱支部名			申告者	昭和43年　月　日 本表記載の通り相違ありません。 氏名　印				

首都圏の道路

首都圏の交通マヒ解消には環状道路の整備を！と、建設省は一般国道、高速自動車道の双方について環状ルートの調査に乗出した。

現在の首都圏の道路網は、総じて放射状に発達している。このため都心を離れた二つの地点を結ぶ場合にも、一応は都心部を通らざるを得ないという格好になり、この交通の流れが都心部の交通マヒに拍車をかけている。このため建設省は将来、環状道路の整備の比重がグンと高くなろうと予測して、調査に乗出したもの。

道路にせよ、鉄道にせよ、およそ交通機関は放射状と環状、南北方向と東西方向というように相互に有機的に連絡しなくては十分な機能を果すことができない。しかし、この法則を首都圏の現在の道路網についてみると「放射状にくらべて環状ルートの整備が立遅れている」という傾向がはっきりしている。

現在、首都圏の放射道路は一般国道で①一号（第一京浜）②二四六号（放射四号線）③二〇号（甲州街道）④二五四号⑤一七号（中仙道）⑥一二二号（埼玉県岩槻方面へ伸びる）⑦四号（日光街道）⑧六号（水戸街道）⑨一五号⑩一四号、一三〇号、一三一号、一三二号がある。

また幹線自動車道では①一号線（羽田空港、横浜方面）②三号線（渋谷玉川用賀町方面）③四号線（代々木、上高井戸方面）④五号線（池袋方面）⑤六号（墨田区の堤通り方面）⑥七号（江戸川区の谷河内町方面）－などである。

その他第二京浜、第三京浜などが放射道路の役割を果している。

また計画されているものは一般国道で第二水戸街道、第二日光街道

小野田セメント

ガスター販
クーラーに
ガスター販売株式会社（東

広場

[illegible]

うまさもアーモンドもぐーんと大型!!

LOTTE
ALMOND MILK CHOCOLATE
ロッテ アーモンド ミルク チョコレート

50円
新発売 ロッテアーモンド
〈ミルク〉チョコレート

在外基金法の即時成立を期す

社団法人　引揚者団体全国連合会

在外財産基金とはなにか

こうすれば換金自由

いま話題となっている「在外財産基金」とはどんなものか。全国引揚者からの問合せが、全連に殺到しているので、いっかつお答えします。わかりやすいように問答形式にしました。

太郎　政府は、今度引揚者に特別交付金を支給するため、国債が発行されることになったが、この国債とは、どのような種類のものですか。

次郎　国債にはたくさんの種類があって、大別すると利付と無利息のものです。こんど引揚者に発行される国債は無利息で、その上十年間の年賦分割払い方式のものです。従って十万円の国債を受取った人は、毎年一万円を現金で受取り、消化期間十年にしてゼロとなる仕組のものです。

太郎　国債の性格がそのようなものであれば、十万円の額面のみをうのみしているとたいへんで、宝の持ちぐされにもなりかねませんね。

次郎　まったくその通りで、十万円は額面通り受取ることは間違いないのですが、十年の歳月を要するので、実際には額面の十分の一しか活用できないで現在の経済社会では、ごく一部の消費にすぎません。従って、最近征年一万円の現金を受取っても仕方がないという意見が、圧倒的に多くなっていることも事実です。

太郎　前回給付された国債のように、多少額面より低くとも今すぐ相当な比率で換金の方法はありませんか。

次郎　さきほどお答えしましたように、国債の種類が問題になります。前回の国債の場合は年六分の利付きですから、多少額面より低くとも正当な金融機関で換金することができましたが今度の国債は無利息の上に譲渡や担保まで禁止されているおまけのついた法律でどうにもなりません。いいかえれば、誰も買わない、買ってはいけない国債ということですね。そこで、どうしても直ちに現金を必要とする人は、町のやみ金融業者に買いとってもらう方法しかないのですが、この場合やみ金融ですから二束三文という言葉通りであります。従って、十万円の国債で一万五、六千円位かと思われます。すなわち、一五％の換金率しか見込まれないのではないでしょうか。

太郎　引揚者の大半の人々は、現在国債を受取ることにせいいっぱいで、法律の内容も、換金の道もまったく知っていません換金も出来ない!! 担保にならない!! そんな価値のない標本のような国債とは誰も知りませんね

次郎　そうです。そこでこの国債を価値あるものとして考え出したのが在外財産基金というものです。以下簡略に基金としましょう。

太郎　基金とは、いったいどういうものか、最も解り易く説明して下さい。

次郎　基金は、法律によって作られる特殊法人をいいます。（中小企業金融公庫、国民金融公庫等々と同じものです。）

太郎　基金が出来た場合、どのようなシステムになりますか。

次郎　受取った国債を基金に出資します。基金は、国債と引換えに出資した国債と同額の出資証券を渡します。出資証券にはその年から年五分の利息がつけられます。

一例　十万円の出資証券の場合、その額面に対して五千円宛毎年利息がつき、永久に受取る事ができます。

また、出資証券は相続財産なので、子供や孫にも継承されますので、永久的なものであることが特徴です。付言しますと、国債のままだと十年でゼロとなるのに対し、基金は永久に継承される財産なのです。

太郎　なる程基金の性格はすばらしいものですね。しかし、現金がただちに必要になった時はどうなりますか。

次郎　その場合、現金にする事ができます。すなわち、出資証券は大蔵大臣の指定した金融機関で買ってもらう道が開かれています。

太郎　その場合価格はいくらくらいですか。

次郎　この法案は次の国会に提出され審議されるので正確にはお答えできませんが永久的に年五分利付ですから、十万円の出資証券ですと七万円位ではないかと思います。国債をやみ金融で換金した場合とは全く比較にならない程有利であることは間違いありません。

太郎　それでは十万円の国債のままだと七万円の現金にするまで七年を要するに対し、基金に出資した場合、直ちに現金になるという見方もできますね。

次郎　そういう見方もあります。また、五万円の国債を受取る人ですが、基金が出来たらぜひ出資する。といっています理由は、年々割賦で五千円貰ってもなんの利用価値もない、まったく雲散霧消となりますが、基金で活用して貰えば老後の域に達した時、その人なりに計算すると約十四万円となるのでたいへん力強いといっていました。

太郎　いろいろな階層多岐に及ぶ引揚者ですが、基金に出資することによって、換金の道が開かれることはたいへん有意義であり、かつまた換金を必要とする者にはありがたいことです。

次郎　換金の時は、出資証券を譲渡する場合と、換金したくない人は担保にして借りる方法もあります。担保とした場合、基金からの五分の利息はもちろん支払われるわけです。また、出資証券は十万円券で直ちに売買すれば七万円位のものが、将来は十一万、十二万円で売買出来るようにならぬとは限りません。（一例　常々債にも見られる）それは、出資証券は年五分の利息が付いているからです。

太郎　出資証券の妙味は実にすばらしいものです。そこで、基金は本当に安全か、また確実か出資する立場の者は不安になりますが、その点はどうなのですか。

次郎　その点全く心配無用です。出資証券は基金が発行する債券で基金は前述の通り法律で設立される金庫（国民金融公庫・中小企業金融公庫）にも比すべき特殊法人であり、政府の厳重な監督のもとに運営されるものだからです。

すべての場合、大蔵大臣の許可を必要としておりますので一切の専断放慢な経営は許されないのであります。従って、このようなシステムの中で発行される基金の出資証券は絶対確実且安全です。故に永久に五分利息付き、元金も保証されるものであります。

太郎　安心しました。基金というものの本当のよさ、すばらしさがよく解りました。ただこの妙味ということが一般の方々に理解されていません。私は親類はもちろん、友人、知人等一人でも多くの人々に理解を求め、基金を活用、もってその恩恵に浴せたいと思います。

次郎　基金のご理解が頂けて結構でした。今後のご協力を期待します。

太郎　今一つ心配になります点について、基金法案が国会で不立に終ったようですが、今後の見通しはどうですか。いくら私たちに必要で、有利な内容の法律でも立法府の成立がなければなんにもなりません。その点について

次郎　そうです。成立を見るまでには大蔵省や行管庁がかなり難色を示しておりますので、なお幾多の困難は想像に難くありません。と同時に種々な悪条件下にありますが、成立を期してがんばっている現状です。

この法案の成立のカギはなんといっても引揚者の皆さんの結束のいかんにあるといっても決して過言ではありません。私らの未来の福祉と生活基盤の安定のため、ひいては基金に出資することにより国家目的にも貢献となる大義に立脚されんことを望みます。

交付金請求と遺族

身分に関する質疑

（総理府業務室）

引揚者交付金の請求は、その取扱いがふく雑で、市町村はもとより引揚団体の当事者も理解しがたい場合があるようだ。総理府業務室ではこのほど（身分等に関する質疑＝主として遺族の範囲）を解説、各県に通達した。以下はその内容である。

死亡者の二親等内の血族

問　法第四条ただし書にいう「死亡者の二親等内の血族（近親者）」とは、どの範囲の者をいうか。

答　死亡者の父母、子、祖父母、孫及び兄弟姉妹である。死亡者の血族一親等の者は、父母及び子で血族二親等の者は、祖父母、孫及び兄弟姉妹である。

問　法第四条ただし書にいう「二親等内の血族」には、自然血族のほか養親子関係等の法定血族を含むものと解してよろしいか。

答　貴見のとおりである。

問　妻の父母と夫の関係または夫の父母と妻との関係はどういうことになるか。

答　この関係は姻族ということになり、本法でいう遺族および民法上の相続人には該当しない。また引揚者であっても相互に特別交付金を受ける権利の譲渡はできない。

問　配偶者か民法上死亡者の二親等内の血族（本法にいう近親者）と婚姻することができる範囲および配偶者、子及び孫が近親者と養子縁組をすることができる範囲を示されたい。

答　配偶者が近親者と婚姻することができる範囲＝死亡者の兄弟または姉妹、配偶者および子が近親者と養子縁組をすることができる範囲＝死亡者の父母、祖父母、子及び兄弟姉妹（孫が年長の場合を除く）

問　死亡者の死亡後、その父母の養子となった者と婚姻した死亡者の妻は、死亡者の遺族として特別交付金を受けることができるか。

答　死亡者の死亡後に死亡者の父母の養子となった者は、死亡者との関係においては親族関係を生じないから妻には特別交付金の受給権はない。ただし養子となった者が死亡者の死亡前に縁組をしたものであれば、養子と死亡者は二親等の関係を生ずるから死亡者の妻は受給権を有する。

問　旧民法施行時（昭和二十二年五月二日まで）死亡者の妻が死亡後婿養子縁組をした場合、妻は特別交付金を受けることができるか。

答　死亡者の妻が死亡者の死亡後婿養子縁組をした時は特別交付金の受給権はない。ただし、死亡者の二親等内の血族が婿養子となる場合（分家をした死亡者の兄弟が本家相続の手段として婿養子となったとき、または他家にある死亡者の兄弟が婿養子となった場合等）においては妻は受給権を有する。

問　死亡者の妻（または夫）甲が、死亡者の二親等以外の者乙と婚姻し、死亡者の子丙が乙または甲乙両名と養子縁組をした場合丙は特別交付金の受給権を有するか。

答　この場合、養親乙の配偶者甲[illegible]養子丙の実母（または実父）であるから、丙は受給権を有するものと解する。ただし、養親の配偶者甲（乙の実母または実父）が死亡した後丙が養子縁組した場合は受給権はない。

問　近親者以外の者と婚姻した死亡者の配偶者がその子供を連れ子として新しい籍に入れ子供の姓を変更した場合、この子は特別交付金を受けることができるか。

答　この子は、近親者以外の者と養子縁組をして入籍したものではないから受給権を有する。

近親者以外の者の養子

問　死亡者の実子が死亡者の妹（又は兄、弟等の近親者）とその配偶者（近親者以外の者）の両人の養子となっている場合、この子は法にいう近親者以外の者の養子になったことになるか。

答　養親となる者が夫婦である場合養子となるためには民法上は両者（夫婦）の養子にならなければならない。したがってこの場合縁組の相手方に近親者がおれば近親者の養子になったものとして扱う。

問　死亡者の配偶者が、死亡者の死亡の日以後近親者以外の者の養子となったが昭和四十二年七月三十一日（本法施行の日の前日）までに離縁をしているとき、または本法施行の日において近親者の養子となっているとき、この者は特別交付金を受けることができるか。

答　受けることができる。配偶者は死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日までの間に近親者以外の者との養子縁組を解消し、昭和四十二年八月一日（本法施行の日）において、近親以外の養子となっていなければその間他の欠格理由がない限り受給権を有する。

問　死亡者の子および孫は昭和四十二年八月一日において近親者以外の者の養子となっているときは、養子となった時期が死亡者の死亡の前後にかかわりなく本法にいう遺族にはならないものと解してよろしいか。

答　そのとおりである。

問　法第四条に規定する配偶者が死亡者の死亡の日以後に二親等内の血族以外の者と婚姻したが、昭和四十二年八月一日現在婚姻を解消しているときは遺族と認めてさしつかえないか。

答　配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日以前に死亡者の二親等の親族以外の者と婚姻した場合はその婚姻関係が継続しているかどうかを問わない。即ち死亡者の死亡の日以後本法施行日前にこのような婚姻関係に入った者は、たとえ昭和四十二年八月一日に婚姻を解消していても遺族とは認められない。

問　死亡者の配偶者甲が死亡者の死亡の日以後法に定める近親者以外の乙と婚姻し、甲[illegible]亡者の父母の養子とな[illegible]は特別交付金を受ける[illegible]るか。

答　甲は、死亡者の近親者以外の者乙と婚姻したことにより遺族ではなくなったので受給権はない。

問　死亡者の配偶者甲は、死亡者死亡後法に規定する近親者以外の者乙と婚姻したが、後日この婚姻無効の裁判が確定した場合甲は遺族ということができるか。

答　法律上は、婚姻無効の裁判が確定したときは、その婚姻は、取消しの場合と異りはじめから婚姻は成立しなかったものとなるので甲は、遺族ということができる。ただし甲と乙が事実上[illegible]同様の事情にあったと認められる場合は遺族ということはできない。

問　民法の応急措置に関する法律の施行時（昭和二十二年五月三日～昭和二十二年十二月三十一日）死亡者の妻が実家復籍の手段として、実家の父母の養子となった[illegible]

答　[illegible]

問　死亡者（夫）が入夫婚姻（旧民法施行時）により妻の家に入ったものである場合、または、妻の氏を称する婚姻（新民法）をした[illegible]この者は特別交付金を受けることができるか。

答　受けることができる。

[illegible]

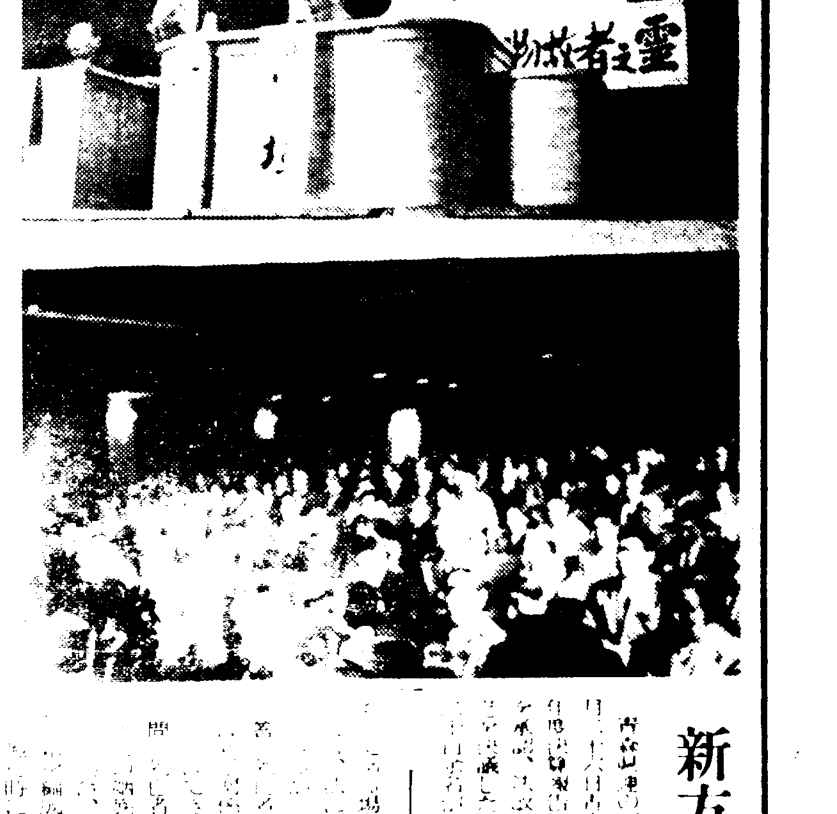

受付数40%

引揚特別交付金の請求

特別交付金の請求事務はようやく軌道にのり、四月末で六九万件一三九万人を受付け、うち認定を終ったものは、一八万件、三六万人となっている。

一方、国債の発行は、五月八日現在で一九二八三二枚、一〇二億四八九六万四〇〇〇円となっている。

旧民法の親子関係と遺族

問　死亡者の死亡が旧民法の施行の当時である場合において、その者と継親子または嫡母庶子の関係にあった者は、本法にいう遺族として取扱われるか。また死亡者の死亡が、昭和二十二年五月三日以後であった場合はどうか。

答　旧民法の施行の当時死亡した者と継親子または嫡母庶子の関係にあった者は、旧民法第七二八条により親子関係にあるものであるから本法に定める遺族として取り扱われる。死亡者の死亡が、昭和二十二年五月三日以後（民法の応急措置に関する法律の施行後）である場合は、旧民法施行の当時における継親子関係又は嫡母関係は法律上なくなったので本法に定める遺族として扱われない。

問　死亡者の子が近親者以外の者の養子となった場合その者の子（死亡者の孫）は遺族の範囲に含まれるか。

答　養子縁組によって除かれた者の子（死亡者の孫）については親が養子縁組をするまでに生まれていた子は、親の養家の一族と法定血族関係にはならないので遺族の範囲に[illegible]と解する。

問　新民法の場合法第四条第一項にいう「離縁によって死亡者との親族関係が終了した者」に該当する場合を例示されたい。

答　①養子縁組によって養子となった者が養親の死亡後離縁した場合における養子およびその直系卑属（養親の孫）②養子縁組によって養子となった者が養親の直系尊属（養子の祖父）が死亡した後離縁した場合における養子、等が考えられる。（民法第七二九条参照のこと。）

問　離縁により親族関係が消滅する場合、新民法と旧民法施行時とではどのような差があるか。（養子と養親の離縁の及ぼす効果）

答　①新民法の場合、養子と養親の離縁による養子、養子の妻、子、子の妻と養親及びその血族との親族関係がともに消滅する。②旧民法施行時の場合、養子と養親およびその血族との親族関係は、離縁によって消滅するが、養子を通じて生じた養子の妻、子、子の妻と養親およびその血族との親族関係は、当然には消滅しないで、養子とともに養家を去った時においてのみ消滅する。（旧民法第七三〇条）。従ってたとえば養親甲、養子乙、乙の縁組後に生まれた子を丙とすると、乙が離縁によって養家を去っても甲と丙との親族関係（祖父母と孫の関係）は、丙が養家を去らない限り消滅しない。

お断り　記事ふくそうのため「納得のゆく道を求めて」＝山下春江＝は休みます。

新方針を決定

青森県連総会

[illegible]

参院選に出馬を予想される人々

兵庫県

岸田幸雄氏

京都帝国大法科大学政治学科卒業、昭和二十一年、兵庫県知事、公選知事に当選二回、同二十九年まで九年間兵庫県知事、日本電気協会理事、日本原子力を経て参議院議員兵庫県地方区補欠選挙に当選、参議院決算委員会委員長、参議院石炭対策特別委員会委員長などを歴任。

東京都

安井謙氏

京都大学経済学部卒業、満鉄入社、東京都知事秘書役、参議院議員当選三回、労働政務次官、参議院議員運営委員長、参議院自民党幹事長、自治大臣、国家公安委員長、昭和四十年、国務大臣、総理府総務長官、現在東京都引揚者団体連合会理事長、自民党東京都支部連合副会長、参議院自民党議員副会長。

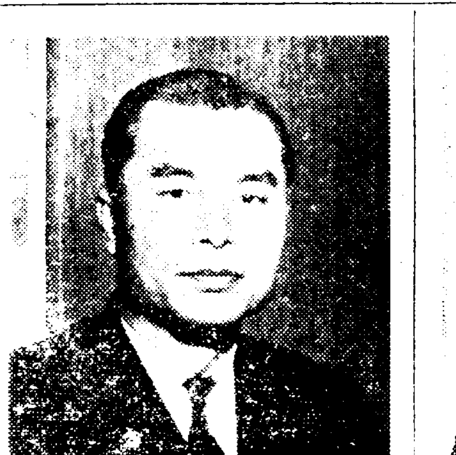

熊本県

高田浩運氏

玉名市築地生れ、玉名中学、五高を経て昭和十一年東京大学を卒業、少壮二十三才にして青川県警務課長をつとむ、厚生省医務、児童、薬務各局長、社会保険庁長官等を歴任、昭和四十年厚生事務次官を最後に官界を去る。その間母子福祉法、国民年金法の成立、遺家族引揚援護、環境衛生の向上、福祉施設の整備拡充等に努力する。

秋田県

山崎五郎氏

県立能代中学卒業、秋田県庁勤務、厚生省労政局、労働省労政局労働組合課長、ILO日本政府代表としてジューネーブ出張、公労委事務局長、中労委事務局長、自由民主党秋田県連顧問。著書に「日本労働運動史」「民主労働組合」「労働協約の締結と運用」など。

埼玉県

上原正吉氏

[illegible]

千葉県

木島義夫氏

[illegible]

鹿児島県

田中茂穂氏

[illegible]

山形県

白井勇氏

[illegible]

千葉県

渡辺一太郎氏

[illegible]

長野県

小山邦太郎氏

[illegible]

群馬県

丸茂重貞氏

[illegible]

静岡県

栗原祐幸氏

[illegible]

確かによく効く!!
硫加燐安
チツソホスカ
説明書進呈
新聞紙名記入
新日本窒素

毎日新報

昭和20年 7.8月分の中、19日分

（7月 21、23、25.26.28.28.29.31日
8月 3.4.6.7.8.9.10.11.13.24日）

上瀧史料

昭和35年9月26日受贈
寄贈者
上瀧基氏

071.2
829.1
71

東京都千代田区大手町2の8　日本ビル533号室
財団法人　友邦協会
電話東京270局3048番

每日新報

昭和二十年七月二十一日（土曜日）

敵艦上機本土敢邀擊

百卅五機를擊墜破

機動隊今後動向嚴戒

白濱漁村에砲擊

五十二擊墜破

北海道來襲 戰果擴大

【札幌電話】十四、十五兩日의 敵機動部隊艦載機의 北海道來襲에 對한 戰果는 그後 더욱 擴大되어 合計 擊墜 三十二機 擊破 二十一機가 되엿다

上海에서도 四機擊墜破

岐阜、愛知、靜岡 P51六十機侵入

B29四機各地侵入

上陸敵出血日增

皇后陛下 大宮御所行啓

P51六十機 近畿에侵入

艦上機百五十 大島에

正義人道顯現에邁進

十九日 日本基督教朝鮮教團發足

政務總監告辭

레르나레島 敵五百殺傷

바릭크파판原住人 三義勇兵二級特進

渝延關係와三頭會談

岐路에서彷徨하는支那問題

我軍敗敵을追擊

삿탄渡河後戰果擴大

句綱

中樞院會議 來三十日開催

海外片信

第一次三頭會談

延安代表大會召集

社說 渝延關係의展望

文化

여름星座

挾間文一

不親切한職員들

我等の戰場

撮影完了！

朝鮮映畫社

7月23日

羅美羅歌劇團

東劇第三回新作公演

歌劇 梧桐꽃필때

春夏秋冬 十二齣

東洋劇場

海上의安全을祈願

海의記念日 祈願祭와功勞者表彰

「바다의기념일」을극복하고 해상보국로를 확[illegible]다 이날경성에서는조선해사보국단(朝鮮海事報國團)주최로오전八시반부터조선신궁에서해상안전기원제(海上安全祈願祭)를엄숙히거행하야해사보국단고바야시(小林)단장 하세가와(長谷川)상무리사 선박운영회(船舶運營會)기타해사관계자 야마구치(山口)경성부군인사부장 쓰지(辻)경성부윤등이 참렬한가운대 해상수송에 몸을바치고활약하는 바다의용사들의안태를 신전에빌엇다 동十一시부터 대평동체신사업회관(遞信事業會館)에서 기념식과 해사공로자표창식을 거행하얏스며 다시오후두시부터 해양음악단외 가두[illegible]

表彰바든功勞者들

[illegible]

四十萬教徒團結

基督教合同教團새發足

[illegible]

새統理에金本氏

[illegible]

쌀配給基準不變

朝鮮도外食券制實施

白石局長의歸還談

[illegible]

◇滿洲雜穀의輸入 [illegible]

◇外食券制度 [illegible]

세가지常會繼續

開催要綱을準備中

[illegible]

燈管徹底가奏効

夜間盲爆에被害全無

敵機來襲 鮮南戰訓

[illegible]

오늘의라디오 22日

[illegible]

藝能往來

[illegible]

燃料問題可及的解消

造船과修理는着々進行된다

森山鑛工課長談

[illegible]

慶南移秧完了

十四萬四千町步

[illegible]

農民의辛苦感謝

各地에感謝日을設定

[illegible]

勞務者送出方針變更

內地重點을鮮內로轉換

[illegible]

徵用忌避者自首

皇民으로서의更生

釜山、北釜山署서措置

[illegible]

日沒時부터遮光하라

燈火管制를强化、違反者는嚴罰

[illegible]

食鹽自給自足策

慶北서月末부터製鹽

[illegible]

開慶鑛山號

[illegible]

金知事初巡視

[illegible]

各地보리供出協議會

[illegible]

浮塵子와稻熱病

[illegible]

元寇 (53)

朴泰遠作 李承萬畫

第二章

[illegible]

[illegible]

空襲警報나리면 길에나서면큰일

慶北道防衛本部警告

[illegible]

京城府仁寺町一八〇
吳一丞外科醫院
電光(3)一六〇三番

若草歌劇團
24日まで
結婚特急
路傍の歌
第一劇場

一般이苦待하든新刊紹介
模範漢和大辭典
軍歌·愛國歌集
忠孝野談集
孝婦
玉子好
興夫兄弟
新興書館

陽氣不足과年久病疾에
研究所

生産要員急募
研究生
求高
紛失
アコ
謹告
廣告
乳母
朝鮮食糧營團
[illegible]

每日新報
[illegible]
京城府中區太平通一丁目
每日新報社
[illegible]

果敢한夜襲決行
敵守備隊完全覆滅
新兵器猛威・敵戰意低下

【南方前線某基地二十日發（報道）】[illegible]「바리크파판」의 [illegible] 繼續하는 우리部隊는 十九日現在「와간」河水道「폰포」河附近「사망빙카」八軒의地點과「스와산」飛行場背後에連한 丘陵地帶의 一點을連結한線에서 敵의侵攻을阻止하야 一步도讓步하지안코 我方의巧妙한作戰計劃대로 敵의出血은날로增大하야 戰線은膠着狀態에빠저잇다 [illegible] 一時는 [illegible] 我方은 [illegible] 夜襲을決行하야 [illegible]

[illegible] 强無比한反擊에 [illegible] 하고잇다 [illegible]「스와간」飛行場方面에서는 敵小型機數機가 겨우着陸하기시작하엿는데 敵은 我方의 夜間攻擊을 두려워하야 [illegible] 夜間에 [illegible]「바리크파판」對岸의「아지옹」[illegible]「키우무시」[illegible] 우리將兵은 今日이잇슬것을 [illegible] 各戰線에 [illegible] 新兵器로써 [illegible] 敵陣을混亂에 빠트리고잇다 [illegible] 意外의 我方의 新兵器의 威力과 物量으로말미아마 敵의戰意는날로低下되고잇다

海外片信
三頭會談極秘裡進行

[illegible]「CP」[illegible] 公式發表를 지키지안으면 [illegible]

◇宋子文等告發◇重慶來電

[illegible] 宋子文은 廿日의 國民參政會에서 [illegible]

◇宋子文責任會議內容報告◇

[illegible] 重慶으로부터 [illegible]

◇「레오폴드」王退位◇

[illegible]

二百六十四擊墜破
敵艦上機延四千八百機邀擊戰果

【東京電話】지난十日關東地方에來襲한 敵機動部隊는 [illegible] 北上하야 十四、十五兩日 北、北海道地方에 來襲하고다시 [illegible] 十八日 [illegible] 東北南部와 中部地方에 反復來襲하엿다 이동안敵은 [illegible] 延四千八百機 [illegible] 우리沿岸에 近接시키어 [illegible] 我方은 이를邀擊하야 [illegible] 二百六十四機를 擊墜破하엿다 今次來襲敵의 艦上機 [illegible] 今後도 嚴戒를要한다

富山에投彈

【名古屋電話】廿日午前五時頃 B29一機는 [illegible] 富山市에侵入하야 [illegible]

六機南鮮來襲

[illegible] PB4Y六機는 [illegible] 廿日九時頃 [illegible]

稅制適正化
八月一日實施

【東京電話】戰時特別措置法에 [illegible]

純日本的兵器續出
本土決戰勝算絕大
戰術、技術로必死必中의準備完成
多田技術院總裁談

【東京電話】本土決戰의前夜 [illegible] 갓가워왓다 [illegible] 我方의 [illegible] 敵이 [illegible]「가다루카날」[illegible] 一舉에決하는純日本的 [illegible] 必死必中의 [illegible] 大東亞戰爭은 最初부터 物量과 生產力의 點에서 劣勢 [illegible] 잇다는것을 잘알면서 [illegible] 科學技術의힘은 [illegible] 가치 [illegible] 戰鬪力이 [illegible]

[illegible]

식탄渡河部隊感激

細伺

【[illegible]基地特派員】[illegible] 十八日 [illegible]「식탄」[illegible]

重慶에三軍管區制

【上海廿日發同盟】[illegible] 西南軍管區司令官 [illegible] 西北軍管區司令에는 [illegible] 로決定하고 [illegible]

伏見元帥宮殿下御靜養

【東京電話】元帥海軍大將伏見宮博恭王殿下께서는 前부터 御病患으로 御靜養中이시든바 六月下旬 [illegible] 御靜養 [illegible]

遞信局長에賜謁

【東京電話】天皇陛下께옵서는 廿一日午前十時 宮中에서 [illegible] 遞信局長會議에 [illegible]

軍需相奏上

【東京電話】[illegible]

바리크파판方面에激戰
부겐빌島의敵反擊 我戰果擴大

週間戰況

中部太平洋方面

마리아나基地의 敵B29는 機動部隊의 來襲과 呼應하야 我中都市의 爆擊을 [illegible] 最近敵은 交通機關에對한 攻擊도開始한 傾向이보인다 B29에對하야 七月中旬（十日—十九日）의邀擊戰果中 判明된것은 [illegible] P51 [illegible]

[illegible] 沖繩方面의敵은 大型機 基地設定에 狂奔하야 最近特히 戰鬪機隊로써 九州방面 上海方面에來襲 [illegible]

南西太平洋方面

「하루마헤라」[illegible]「테루나테」島에서는 二十五日 敵上陸以來 [illegible]

[illegible]「부겐빌」「뉴기니아」方面 [illegible]

社說
廣州灣의移管

[illegible] 國民政府는 獨立自主 [illegible] 지난十六日 廣州灣 [illegible] 九十七年前 米英의中國 [illegible]

民風一新、婦人勤勞顯著
總監、定例局長會議에서發言

[illegible] 總督府 [illegible] 第三會議室에서 [illegible]

文化
尊貴한足跡
尹白南

戰爭이 [illegible]

[illegible]

眼科病院
公眼科
院長 公炳禹
[illegible]

朝鮮育藥
[illegible]
東亞藥品社
[illegible]

李容謙內科
京城竹添町三丁目
[illegible]

光化門一〇四
小兒科
朴容來
電光2156

小兒科
女醫
鄭南速
明倫町四丁目
電[illegible] 2939

中眼科
[illegible]

文外科
院長 文仁柱
[illegible] 1657

敦岩町一[illegible]

產婦人科
醫 金錫煥
京城臥龍町[illegible]

文耳鼻咽喉科
文祺永
[illegible]

沖繩에 肉攻의 武勳

神風特攻隊昭和隊 木部崎少尉

【東京電話】 [illegible] 神風特別攻擊隊 昭和隊 [illegible] 기베사끼 소위 [illegible] 기베사끼 소위는 [illegible] 아들이다 [illegible]

嚴格한 家庭敎育

第五神劍隊 三明少尉候補生

[illegible] 지난 [illegible] 쭉어들어 적에 다대한 [illegible] 第五神劍隊 [illegible] 출신 [illegible]

수업입니다만 특공대를 자원하여 나라에 몸을 바친것은 당연한 일이라고 생각합니다 지난○월 모기지에 있을 노보루에게서 양복가라 소지품일체를 보내여왓슴으로 이미 그때에 천우의 각오가 되여잇는 줄은 잘 알엇슴니다 [illegible] 남겨두면 괴로운 추억거리가 된다하여 편지도 전연 내지안코잇섯스며 [illegible] (사진은 양친과 애기상의 기베사끼 소위)

▲大君の御楯となりて我ぞ今 死して守らむ皇國を

▲出撃の朝は明けたり爽やかに 四方の眺めも亦なく美しい

▲故郷の母は如何にと思ふとき わがまゝなりしをしみじみと悔ゆ

(사진은 미아께소위후보)

鬼畜·빈船舶銃擊

仁川近海來襲한 敵蠻行

【○○에서 本社特派員發】 지난 十八日에 [illegible] P B C Y [illegible] 이날 오전 [illegible] 敵軍 [illegible] 여기저기서 [illegible]

限度額大幅引上

朝鮮救護令에 依한 救護扶助費

[illegible] 조선구호령에 의한 구호비의 세한도액을 보면 생활부조는 거택구호(居宅救護)의 경우가 [illegible] 한사람 하로에 [illegible] 四十五전 [illegible] 八十전 [illegible]

今日、各道內務部長會議

[illegible] 각도내무부장회의 [illegible] 회의실에서 [illegible]

外食券은 三種類

八月一日부터 朝鮮에도 實施

주요식량의 소비규정을 더욱 강화하는 한편 일반여행자 등의 외식(外食)을 확보하여주고저 총독부에서는 내지를 따라서 외식권제도를 준비중인데 대체로 八월一일부터 실시할 예정이다 외식권은 보통권, 공동외식권(갑)과 (을) 세종류로 나누어 발행하는데

一、보통외식권 [illegible] 하루 세끼니를 외식하려는 주로 독신자를 상대로하야 [illegible] 교부한다 그대신 식량배급은 하지 못한다

一、공동외식권『갑』은 조선안에서 여행하는자가 사용하는 것인데 자기가 거주하는 지역의 양곡배급소에 신청하면 필요한 수량의 외식권을 교부하고 배급통장에 그 수량을 기입하여 다음배급때에 공제한다

一、공동외식권『을』은 내지 만주등 외지로부터 조선에 여행하는 사람을 상대로 [illegible] 하는것인데 이것은 소관경찰서에서 교부하기로 되어잇다 조선에서 내지나 만주방면에 여행하는자는 내지 만주방면의 제도에따라 [illegible] 교부를 받는것은 종전과 다름이 업다 이상의 외식권을 발행하는 동시에 여관 음식점등에도 특별한 조치를 [illegible] 여관에 들어 가지고도 밥을 먹지 못하는 종래의 폐단은 일소될것이다

圖書를 疎開

[illegible] 경성부에서는 문화재의 소개도 급히 단행하기로 되어 그 제一착으로 경성부 도서관의 귀중한 도서 [illegible] 소개하기로 되었다 [illegible]

疎開轉出의 手續簡素化

[illegible] 지방전출에 드는 지방전출신고서 [illegible] 양곡배급정지증명서 [illegible] 이동신고서 [illegible]

地方綜合版

食糧에 絶對걱정업다

安心하고 疎開하기 바란다 道當局談

【光州】 국토방위에 [illegible] 전남도에 [illegible] 소개자를 [illegible]

乾燥蔬菜增産

非常備蓄으로 貯藏

【淸州】 소채는 영양소로 [illegible]

松根油生産에 緊急措置實施

【咸興】 [illegible]

軍需鑛物增産好績

[illegible]

日婦解散式 二十五日에

[illegible]

▲國債附貯金成績優良 【全州】 [illegible]

▲제一회 一五、[illegible] ▲제二회 [illegible] ▲제三회 [illegible] 二、二五八 ▲제四회 一一三、七八〇 ▲제五회 一二〇、四九

義勇隊趣旨를 徹底宣傳

【淸州】 [illegible]

▲淸石六開 ▲淸十一開 ▲水谷七開 ▲淸石六開 ▲山坡十二開

學徒隊結成

淸州神社에서 擧行

【淸州】 국민의용대 충북도학교학도대 결성식은 二十일오전九시부터 청주신사대전에서 거행 [illegible]

國民總進軍大會

京日·本社主催로

【平壤】 경성일보 본사주최인 본도국민총진군대회는 지난二十一일 오전九시 평양신사압에서 [illegible]

移秧九割五分

[illegible]

나아가자 義勇隊

八月中實踐事項決定

【大邱】 [illegible]

國民義勇隊의 趣旨 徹底理解를 講究

【淸州】 [illegible]

"아주까리"에 손질잘하라

【新義州】 [illegible]

國民校敎員 臨時講習會

【羅南】 [illegible]

倂文豪바레리-氏死去

【추리히二十日發同盟】 [illegible] 불란서 문단의 원로 『폴·바레리』는 二十일 파리에서 사거하엿는데 향년은 七十四다 [illegible]

오늘의 라듸오 24日

— 第一放送 —

夜 [illegible]

— 第二放送 —

夜 [illegible]

入院室完備

李聖鳳小兒科

桂洞町入口東角
電光⑧8821

明治座 娘阿劇
얼골(顔)
24日
中央劇場

[illegible] 25日 [illegible]

男女事務員 若干名採用
유모
肺病
醫師代診
觀相
[illegible]
仁川府

敵、都市爆擊에轉移

釜山地區投彈

嚴戒하라無差別空爆

廿三日[illegible]에 依하면 廿二日夜半부터 廿三日黎明사이에 敵大型十機가 朝鮮南部에 來襲하였는데 그中의 敵機는 釜山地區에 侵入하야 若干投彈하였다 卽 廿三日零時四十五分頃에 大型二機는 巨文島를거서 [illegible]附近으로부터 釜山地區에 侵入하고 二時十分頃에 大型一機는 巨文島로부터 東北進하야 麗水附近을거서 釜山地區에 侵入하야 若干投彈한後 南方海上으로脫去하였다 被害는 輕微하나 敵機가 我目標를交通線破壞로부터 都市의無差別爆擊으로轉移한事實은 이後半島各都市에 本格的爆擊을 하려는 徵兆라고 볼것으로 嚴戒를要한다

蔚山서船舶攻擊

十機、南鮮海面에行動

敵大型十機는 廿一日夜半부터 廿二日[illegible] 一機乃至[illegible]機로써 南鮮地區에 [illegible]하였다

一、廿二日零時[illegible] 對馬를北上하야 釜山[illegible] B29[illegible] [illegible]脫去하였는데 [illegible]民家水田에 [illegible] 被害는輕微하다

一、[illegible]八時[illegible] 濟州島西方海面을 [illegible] 南方으로 脫去하였다

一、廿二日[illegible]四十五分頃에 [illegible] 巨文島로부터 西[illegible] 近海面을 旋回한後 [illegible] 蔚山附近海面에서 [illegible]船舶을攻擊한後 [illegible]

對日空襲의被害

敵側에서도自認

[illegible]

擊墜破七十四

北海道의戰果擴大

[illegible]

戰爭終結에焦躁

執拗한敵의決戰布陣

[illegible]

上陸 [illegible]

陸海 [illegible]

大陸 에서 우리陸軍과의 [illegible]

本土 決戰必勝의決意를 새[illegible]

廻航 [illegible]

效率 [illegible]

社說

戰災와生必物資

[illegible]

P51百七十來襲

近畿攻擊 擊墜破八

【大阪電話】中部軍管區司令部 大阪警備府發表（七月廿二日十五時）

一、南方基地의敵米P51約百七十機는 B29의誘導로七月廿二日[illegible] [illegible]

敵陣에拔刀突入

隨處에서敵을猛反擊

오네르보

[illegible]

沖繩敵基地를强行偵察

高橋中尉、伊藤曹長에賞詞授與

[illegible]

敵九機行動

九州、關東에서

【東京電話】廿一日正午부터 [illegible]

米·蔣對延安

宣傳攻勢開始

[illegible]

我潛在戰力減殺를豪言

[illegible]

首相、飛機增產의一線視察

【東京電話】本土決戰에 [illegible]

地方總監의英斷을期待

內相 西下談

【大阪電話】[illegible]

文化

尊貴한足跡 (3)

尹白南

[illegible]

海外片信

三頭會談本軌道에

[illegible]

工場員과비누配給

[illegible]

朝鮮演劇文化協會

매일신보 (第三種郵便物認可) 昭和二十年七月二十四日(火曜日)

南鮮來襲戰訓

敵、最初의爆彈盲爆

夜間利用投下나燈管徹底로無被害

【○○에서本社特派員發】욱상으로침입하기시작한적기는 야수와가치 또한야간폭격도감행하고잇다 즉 二十二일오전三시三十분경 대형기수기로편대한적기는 행상으로 [illegible]

人員疎開 集團歸農도講究

[illegible]

敵의農村空襲

怯낼것업시食糧增産에

[illegible]

鐵桶의要塞九州

沖繩의敵基盤에對備

【前線基地○○特派員發同盟】[illegible]

大義黨西部

支部發會式

[illegible]

朝鮮軍管區報道隊

第二回綜合演習

[illegible]

工場防衛指導運動

[illegible]

海洋國防美術展授賞式

[illegible]

皇軍에協力挺身

「바리크파판」原住民들

【南方前線基地廿一日發同盟】[illegible]

殉國에불타는情과熱로

國民義勇隊員總立하자

秦學氏談

[illegible]

라디오

25日

第一放送

夜 [illegible]

第二放送

夜 [illegible]

元寇 (55)

朴泰遠作 李承萬畫

第二章 (十八)

[illegible]

慶北

말성만흔川쌈의道界

慶南北道關係官이協議解決

【大邱】[illegible]

幽靈食口업새라

進永邑各配給所帳簿整理

【進永】[illegible]

援護功績者表彰

【淸州】[illegible]

今年은틀림업는豐作

이제로는肥培管理만잘하자

【大田】[illegible]

義勇隊結成

【永同】[illegible]

五十萬四千餘圓

忠北道費豫算追加

【淸州】[illegible]

忠北儒道聯合會서

篤行善行者를調査

【淸州】[illegible]

增産挺戰會

各郡技術員等評定

【淸州】[illegible]

强化되는厚生事業

[illegible]

邑面民會議開催

[illegible]

嚴本眞理

(世界的女流) 提琴獨奏會

24日·25日·26日 夜間

若草國民劇場

求人廣告 仁川府

ミシン

成興職業紹介所

[illegible]

每日新報

編輯兼發行人 [illegible]
印刷人 [illegible]
京城府中區太平通一丁目
發行所 株式會社 每日新報社
代表電話 本局 二八一一一番
振替口座京城 [illegible]
一個月 定價二圓五十錢

宣傳과 謀略을 企圖
敵艦艇群執拗蠢動
我方、擊敵의 神機待機

【東京電話】[illegible] 敵艦艇은 [illegible] 我近海에 [illegible] 廿二日夜 [illegible] 驅逐艦八隻 [illegible] 警戒中의 [illegible] 廿分동안 [illegible] 沖繩 [illegible] 敵艦隊의 [illegible]

日本軍이 [illegible] 防衛에 完備하고 [illegible] 日本의公 [illegible]

驅艦八隻을 擊退
野島埼沖에서 我艦艇과 交戰

[illegible] 交戰約廿分만에 [illegible] 我方은 [illegible] 火災가 發生하엿다

幌筵島(千島列島)艦砲擊

【東京電話】 千島列島 [illegible] 幌筵島에 [illegible] 廿二日午前 [illegible] 我方의 [illegible]

敵、我食糧 [illegible]

[illegible]

高松宮 日赤總裁 [illegible]

[illegible]

外相奏上

【東京電話】 [illegible] 廿二日 [illegible]

火焰放射隊擊退
我突擊逆襲으로 敵出血甚大

보르네오

【南西太平洋基地廿三日發同盟】『바리크파판』方面에서는 [illegible] 攻擊을加하여왓는데 我方은 이를擊退하엿다 我部隊는十八、九兩日에는 敵兵約六十名을殺傷하고 또十九日에는 [illegible] 火焰放射隊 [illegible] 突擊 [illegible] 擊退하엿다 [illegible] 相對하야 漸次 [illegible] 火焰放射器를 先頭로 [illegible]

B29 十三機來襲
兩地에 機雷를 投下
釜山에 六 羅津에 七

【東京電話】廿三日午前一時半 [illegible] 다른B29七機는 [illegible] 羅津에이르러 [illegible] 機雷를投下하엿다 我方의戰果는 [illegible]

敵四機海面行動
蔚山東方에서 船舶攻擊

[illegible] PB4Y [illegible] 船舶을 攻擊하엿다 [illegible]

上海에 百機

【上海電話】廿三日 [illegible]

B29 六十機 下松에 來襲

【大阪電話】廿二日午後十一時頃B29一群은 [illegible] 北上하야 山口縣에서 [illegible] 行動하고 이어서 同十一時半 [illegible] 約六十機는 [illegible] 下松 [illegible] 攻擊하고 一部는 [illegible] 投下하엿다

B29搭乘員速成

【리스본廿二日發同盟】 [illegible] B29搭乘員의 [illegible] 訓練 [illegible]

海外片信

東亞問題를 議題에
포쓰담會談

[illegible] 『포쓰담』會談 [illegible] 東亞問題 [illegible]

◇三國會談日程에도 變更◇

[illegible]

◇米、國際食糧機構參加◇

[illegible]

◇歐洲食糧難을 指摘◇

[illegible]

◇米紙蘇對土要求正當視◇

[illegible]

◇패탱元帥裁判延期◇

[illegible]

重慶에 土匪跋扈

【上海廿四日發同盟】重慶治下의食糧難은 最近言語에絶한 慘狀을 나타내여 各地에匪賊이 跋扈하야 掠奪暴行이 頻發하고잇다한다 廿二日延安發新華社電에依하면 今年一月以來 貴州 四川 河南 陝西各省에서 民衆이 土匪로化하고 各地에서 掠奪暴行이 잇서 [illegible] 이에關하여는 重慶發行의新聞紙도 報道하고잇는 [illegible]

木製機生産促進
軍需省에 製作部設置

【東京電話】戰爭의 [illegible] 오로지 航空機의 [illegible] 木製機 [illegible] 軍需省에서는 [illegible] 製作部를 設置 [illegible]

鐵道戰闘隊
義勇隊에 編成下令

【東京電話】陸軍省發表(昭和二十年七月廿二日) [illegible] 義勇隊 [illegible]

定例局長會議

[illegible]

◇水田財務局長 [illegible]

◇本多地方課長 [illegible]

◇小林交通局長 [illegible]

◇豐田鑛工局長 [illegible]

佛國家改造를 强調

【리스본二十二日發同盟】 [illegible]

經理特別對策
實施細目決定

【東京電話】 [illegible] 『決戰經理』 [illegible]

國策順應、金融態勢를 整備

【東京電話】 [illegible]

社說

大國民的 氣魄

[illegible]

文化

偉大한 足跡 (8)

尹白南

[illegible]

事業開始人事

[illegible] 京城童心園

人事

[illegible]

窓

要領있는 訓示

[illegible]

金河楷外科病院
堅志町通リ
電話光化門(8)265番

非常用生必品備蓄

敵無差別爆擊에對備、各道에通牒

[illegible]

챙겨두라常備品

戰災後生活維持에不便업도록

◇食糧品 [illegible]

◇衣料品＝[illegible]

◇日用品＝[illegible]

疏開住宅、食糧對策協議

四個道의內務部長會議에서

[illegible]

配給以外담배自由販賣

하로一匣에戰時負擔額九圓卅錢

[illegible]

담배闇買에一年體刑

[illegible]

食糧課長會議開幕

[illegible]

皮膚泌尿科 永濟醫院

國土防衛戰士로

國民同志會結成式盛大擧行

[illegible]

宣言

皇國의興廢가달린 [illegible]

昭和二十年七月二十四日

國民同志會

洪承耉氏葬儀

[illegible]

오늘밤 26日 夜! 第一放送

建物疏開는거의完了

自由疏開에도補助金을支拂

【大邱】[illegible]

▲建物疏開＝建物疏開는 [illegible]

▲學童疏開＝國民學校아동疏開 [illegible]

▲人員疏開＝人員疏開도 [illegible]

動出班察查政行

慶北서各府郡에

【大邱】[illegible]

燃料地下備蓄

[illegible]

國防大隊結成

[illegible]

稻作에病虫害가發生

局部的이나驅除에積極努力

【大邱】[illegible]

稻熱病驅除

實習會開催

【大邱】[illegible]

船舶防衛를協議

【釜山】[illegible]

遊休家畜供出하라【釜山】[illegible]

大邱、內唐部落

[illegible]

女子農林校開校式

[illegible]

各地義勇隊結成

【尙州】[illegible]

【聞慶】[illegible]

原木生産五割餘

緊急用材는百卅%生産

【釜山】[illegible]

洋服類를配給

官公署職員에優先

【釜山】[illegible]

元寇（56）

朴泰遠作 李承萬畵

第二章（十九）

[illegible]

[illegible]

東洋劇場

團劇歌羅美羅

새필꽃桐梧

春夏秋冬

絶讚公演中

我等の戰場

封切迫る

大谷久晃

京城職業紹介所

見習工員急募

昭和精工株式會社 京城永登浦

城北病院

白川藥品工業株式會社

天一賣藥株式會社

天一藥房

東局 一一五一番

新昌元雄

尋人廣告

アセチレン瓦斯發生裝置求む

朝鮮馬車一般輸送

信川貝及木箱

松本東治

柳中浩

8月2日まで 中央劇場

每日新報

編輯兼發行人 [illegible]
印刷人 [illegible]
京城府中區太平通一丁目
發行所
株式會社 每日新報社
[illegible]
振替京城六三六番
一個月定價二圓五十錢

空母、基地協同作戰
敵本土空爆熾烈化

【東京電話】敵機動部隊는 지난十日 우리本土近海에 出現하야 關東以北 北海道方面의 各地區에對해서 [illegible] 作戰을 展開하였다 [illegible] 廿四日의 敵作戰 [illegible] 艦上機 [illegible] B29、30과協同하야 [illegible] 來襲한 [illegible] 小型機 [illegible] 大型機를 動員하야 [illegible] 우리 [illegible] 一千機 [illegible] 作戰을 [illegible] 一千機戰爆을展開 [illegible] 今日 그 [illegible] 一千機戰隊 [illegible] 日本本土 [illegible] 있다

海外片信
三頭會談과 東亞問題

三頭會談의 [illegible] 米英蘇三國의 [illegible] 相互利害關係를 어써케 [illegible] 重慶 [illegible] 「송자문」宋子文의 [illegible] 蘇聯의 [illegible] 重慶政權 [illegible]

中部、四國 中國、東海 四軍管區에
約二千機來襲
敵機動部隊南方에游弋

【東京電話】中部軍管區司令部大阪警備府發表（七月廿四日十三時三十分）

一、「마리아나」基地 硫黃島及沖繩島基地의 敵米大型機 小型機約二千機는 廿四日早朝來 中部、四國、中國及東海의 各軍管區에 從來에 보지못한 大規模로 來襲하였다

二、近畿地區에서는 七時頃부터 十一時頃 [illegible] 約百五十機로서 [illegible] 우리 [illegible] 이어서 十時三十分頃부터 B29四百機로서 紀伊水道로 [illegible] 十九分 [illegible]

大阪 [illegible] B29約三百機 [illegible] 近畿地區 [illegible] 中部軍管區에 侵入하야 [illegible] 敵機動部隊가 [illegible] 中部、四國及中國各軍管區內에 侵入 [illegible]

一、大阪市內에는 一部 [illegible] 三時三十分까지에 [illegible] 擊墜 [illegible]

吳에 三百七十
約卅機擊墜破

【東京電話】吳鎭守府發表（七月廿四日十二時）

一、七月廿四日六時敵B29P15約廿機와 艦上機約五十機는 小數編隊로나뉘어 內海方面及吳地區에 來襲하야 主로 艦船에 [illegible] 小型機 [illegible] 八時頃 [illegible]

二、(가) 現在까지 判明한 戰果는 [illegible] 擊墜破約卅機이다

(나) 艦船에 輕微한 被害가 [illegible]

社說
觀念의 一新

[illegible]

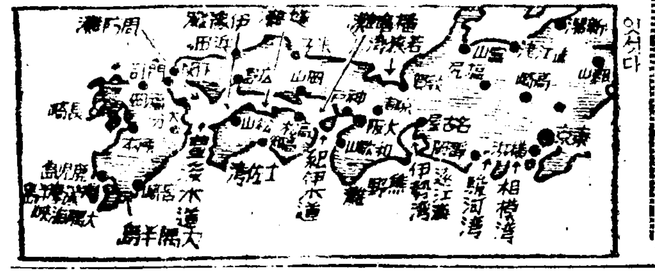

緬甸
全戰線俄然活氣

[illegible]

보르네오
組織的肉攻으로
敵陣占領에凱歌

[illegible]

舟山島에二百
擊墜破十機의戰果

【東京電話】舟山島에對하야 廿三日 敵B24 B25約百機와 P38等의 [illegible] 來襲하야 [illegible] 擊破하였다

父島艦砲射擊

【東京電話】廿二日午前 [illegible] 父島에 [illegible] 艦砲射擊을 [illegible]

敵機動部隊南下

【東京電話】[illegible]

南鮮에서二機擊墜

[illegible] P51等 [illegible] B29 [illegible]

敵一部新上陸
바릭크파판西北方

[illegible]

敵印緬航空司令決定

[illegible]

肉彈各一機擊破
靑木、金子兩軍曹에賞詞

[illegible]

四國軍管區
兵務部長等發令

【東京電話】[illegible]

石橋船長以下
十五名에勅待

【東京電話】[illegible]

同生共死를離間
憫笑할敵上海空爆의奸計

[illegible]

重慶에土匪跋扈

【上海廿九日發同盟】[illegible]

細胞新說
伊東 日善

[illegible]

人事

[illegible]

定例閣議

[illegible]

賣藥ロップ
蘇心
地球齊藥
アルボン
京城藥品工業株式會社
朝鮮工業藥品株式會社

樂劇隊員募集
京成寫工房
觀相
賣家及什器
肺病
柳中浩
觀相
ピアノ
藥品
賣買園
前賣
仁川府
[illegible]

月末內로學友團組織

福利厚生에盡力、學徒들勤勞挺身

[illegible] 학도대(學徒隊) 결성 학우단(學友團) [illegible] 의조직 [illegible] 결성등으로 七월말까지에 [illegible] 립될예정이다 [illegible] 학도대의편성은 [illegible] 대장으로하는 [illegible] 학도대를비롯하야 대학 전문 [illegible] 에서 중초등학교에이르기까지 [illegible] 각학교외학도대가 七월말까지 [illegible] 에 전부조직이 끗나고 八월 [illegible] 초부터는 드디어 근로정신 [illegible] 전시교육령에서는 근로동원 [illegible] 근로정신(挺身)이라고한다 [illegible] 으로또는 여러가지훈련이 [illegible] 전하도가 생산교반우에 [illegible] 기하게되다

이와동시에 여시七월말까지 [illegible] 에 각학교마다「학우단」을 [illegible] 소직이가로되어 총독부에서는 [illegible] 이미 각관계방면에 [illegible] 연구해 이학우단이라는것은 [illegible] 학도대의편대로 일반학도의 [illegible] 복리후생(福利厚生)과 그밖 [illegible] 기도하는것이다

電氣防衛指導

本府職員各道派遣

[illegible]

人員疎開를推進

不日中、具體方針發表

[illegible]

海上防衛座談會

[illegible]

鮮銀職員家族疎開

[illegible]

救護藥品備蓄

愛國班에한箱子씩

[illegible]

總司令部첫會同

廿八日 義勇隊委員顧問參與會議

국민의용대 [illegible] 지난번국민총력조선연맹사무국과 대일본부인회조선본부로부터 옷소한 지원九十여명을 바더드려 지도부무반외 사무에 배치하얏는데 [illegible] 총독부제二별관에서 [illegible] 회의를열고 [illegible]

漁業生産責任制强化

敵機空襲下에도敢然出漁

[illegible]

神鷲靈前에花環

木部崎、三明兩家遺族弔問

[illegible]

總督・總監代理

[illegible]

亞細亞民族憤激大會盛況

[illegible]

仁川의감자配給

[illegible]

目標의八割達成

松根・松炭油生産實績

[illegible]

日婦解散記念

各分會基金獻納

[illegible]

同盟通信社航空部五氏戰死

[illegible]

徵用忌避自首者接踵

[illegible]

優勝盃等獻納

[illegible]

라디오 27日

夜 第一放送 [illegible]

夜 第二放送 [illegible]

敵彈은무섭지안타

釜山憲兵司令部參謀가警告

[illegible]

聯合義勇隊結成式

[illegible]

成安서도結成

[illegible]

開慶各面서도

[illegible]

感泣하는徵用忌避者

[illegible]

尙州春鷗供出

責任量을突破

[illegible]

아미산一齊檢擧

[illegible]

松炭油增産戰

[illegible]

農業技術協議會

[illegible]

餞別金을

[illegible]

遺家族에

[illegible]

파리撲滅運動

[illegible]

大邱供出에團合

[illegible]

徵用忌避者自首指導

[illegible]

短信

[illegible]

元寇（57）

朴泰遠作 李承萬畵

第一章（二十）

차저온 사람들은 [illegible]「도―지로―」「아지로―」[illegible] 에게 별의별것을 다 물엇다。

「일본이라는 나라는 크기가 얼마나 하냐」

「일본 서울도 대도만큼 장하냐」

「일본에서는 무엇이 물종보배며、또、고 보배는 얼마나 잇느냐」

「일본은 바다 가운데 외로히 잇서、도무지 남의 나리와 상종을 안는다 하니、그것은 어인 까닭이냐」

「일본에도 군사가 잇느냐 잇다면、마군(馬軍)은 얼마나 되고、보군(步軍)은 얼마나 되며、또 수군(水軍)은 얼마나 된다더냐」

「일본에도 글짜가 잇느냐」

「사람이 죽으면 [illegible]장을 지내느냐、[illegible]장을 지내느냐、[illegible]」

「예전에 서복(徐福)이란 사람이 진시황(秦始皇)의 명을 바더、동남동녀 삼백명을 배에 실고、불사약(不死藥)을 구하러 동해로 써난채 돌아오지 안엇는데、그들의 차저 이른곳이 곳 일본이며、그들이 곳 일본인의 조상이라는 말이 잇스니、그것이 과연 사실이냐」

그밧게도 여러가지를 그들에게 물어보앗다。

그 물음에 대하여、[illegible] 사실대로 일러 주엇도 잇섯다。그러나、[illegible] 장위되는대답을 한것도 잇섯다。그것은 반드시 [illegible] 때문만이 아니다。바로 일러 주기가 실혀기때문이다。

자칫 입을 잘못 놀리어、그들이 만약 일본을 적게보고 우습게 아게 되엇다가는 [illegible]

明朗日活映畵
うぐひす侍
主演 片岡千惠藏 市川春代
7月31日ヨリ 白系 紅系 封切
朝鮮映畵配給社

中不出一行
1・[illegible]
2・[illegible]
3・[illegible]
4・[illegible]
5・[illegible]
25 第一劇場

靈柩馬車 一般葬儀用具及木棺
[illegible]

洪外科
院長 洪鶴珍

대풍병
[illegible]

觀水醫院
電光③1750
皮膚泌尿科

産婦人科
鄭學溶
桂洞入口
電光二〇七

徐齒科
大山泰弘（徐丙瑞）

朴泳敎
朴科
電話197

朝鮮樂劇團
若劇提携第一回公演
劉忠烈 10景
太陽の森 3景
27日 若草劇場

每日新報
編輯兼發行人 [illegible]
印刷人 [illegible]
京城府太平通一丁目
發行所 株式會社每日新報社
電話代表 [illegible]
一個月定價一圓五十錢

夙夜萬機를御總攬
惶恐 御日常御多端
天皇陛下

【東京電話】戰局은 한層더 危急해저서 [illegible]의 陸海將兵은 勿論이고 上下一致 國體護持에 決死敢鬪를 [illegible]하고잇는이때 一億國民을 親히御統率하옵시는 天皇陛下께옵서는 지난 五月二十五日夜 米機로因하야 宮殿이 御炎上되엿슴에도 不拘하옵시고 天機 더욱더 御康寧하옵시며 御政務를 御勵精하옵시고 [illegible]하옵신다고 二十五日 [illegible] 常이옵신데 御政務 御軍務는 날로 御多端하옵시와 陛下께옵서는 大本營會議 最高戰爭指導會議 樞密院會議等에 親臨하옵시어 重要國策에 關하야 御親裁를 [illegible]하옵시고 或은 總理大臣을 비롯하야 各關係國務大臣 [illegible] 拜謁은 御時間을 [illegible]하옵시지안코 奏上을 드르옵시며 또各種上奏 [illegible] 名等으로 早曉부터 深更에 [illegible] 惶恐無地하온바이다 [illegible] 이르기까지 쉬옵심새 업스옵시며 그동안 最近 [illegible] 局長等에 對해서는 [illegible] 拜謁을 [illegible]하옵시와 [illegible] 惶恐하옵기만도 [illegible] 바쓰는바다 또御神事에도 [illegible]하옵시는 [illegible] 小祭에는 御親祭 御親拜하옵시는데 每月一、十一、二十一日의 御旬祭에 이르기까지 惶恐하옵게도 早朝부터 御潔齋하옵시고 御親拜하옵시어 皇國의 [illegible] 國民의 幸福을 御祈念하옵신다고 拜承되옵은 惶恐無地하옵는바다

重臣懇談會

【東京電話】政府는 廿六日正午부터 首相官邸에서 重臣懇談會를 開催하야 平沼騏一郞男 若槻禮次郞男 岡田啓介大將 廣田弘毅 東條英機大將 小磯國昭大將과 鈴木首相이 出席 懇談을 거듭하고 午後四時에 散會하엿다

泰國領 푸켓트島 上陸敵을擊退
敵의艦船依然游弋中

【東京電話】二十五日午前八時 米巡洋艦二隻을 가진 敵艦艇은 馬來半島 西北方約[illegible] 「키로」泰領 「푸켓트」島近海에 出現하야 砲擊을開始하고 同九時頃 그中一部는 上陸用舟艇에依하야 「푸켓트」島에上陸을 企圖하엿다 우리守備部隊는 이를邀擊하야 [illegible] 擊退하엿다 敵艦艇은 아직도 後方近海에 游弋하야 同方面에 對하야 作戰을 企圖하고 잇는모양이다

푸켓트島는

【東京電話】「푸켓트」島는 「페난」島에서 西北方三百粁로 泰國「푸켓트」州에잇다 東西約二十粁로 南北으로 約五十粁되는 小島로 泰國의 西南方[illegible] 州中八割까지 同島에서 生産된다고한다 [illegible] 從來[illegible]要地帶로서

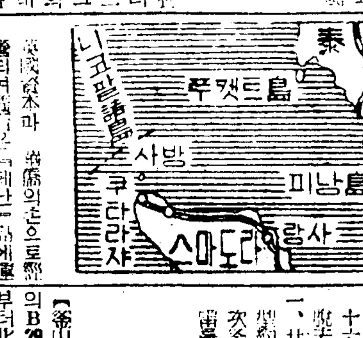

上陸企圖敵邀擊
미리方面서도敢然擊退

【南方前線基地報道班員二十六日發同盟】「미리」方面의 敵은 依然히 그주가운 「라본」地區(미리北方二十粁)에두고 우리守備隊의 [illegible]을 [illegible] 浸透하야 二十三日도 敵은上陸用舟艇數隻으로써 「바란」河(바람河의 [illegible] 「바란」에 [illegible]하야 上陸을 企圖하엿다 우리 所在部隊는 이를邀擊한後 二十分만에 敵을 擊退하엿다 그리고 敵은 「미리」飛行場의 復舊를 [illegible]하려고하고잇섯는데 最近完成되여 使用하기始作한 모양이다

南北鮮에廿一機
淸津、釜山、麗水等서行動

二十五日二十一時三十分頃 [illegible] 江附近을 北上한 敵大型機는 二機乃至三機는 反復하야 [illegible] 約七機는 二十三時三十分頃부터 淸津附近에 侵入하야 機雷를投下한다음 二十六日二時頃各々 南方으로 脫去하엿다 一、廿六日零時四十分頃 敵大型約十機는 少數機로써 釜山附近에 侵入하야 機雷를 投下한다음 一時頃各各東方海上으로 脫去하엿는데 그中二機乃至三機는 反覆하야 [illegible] 行動한다음 二時十分頃西南海上으로 脫去하엿다 一、廿六日九時三十分頃부터 十二時까지사이에 敵大型四機는 各二機編隊로써 麗水[illegible] 方面과 [illegible] 行動한다음 各々南方으로脫去하엿다

敵電探妨害의錫테프撒布
釜山地區에前例업는戰術

【釜山電話】「마리아나」基地의B29는 廿六日九州方面으로 北進하야 同日零時四十分부터北方으로부터 釜山地區에 侵入하야 約卅分동안上空을旋回한다음 陸上과海上에 機雷를 投下하는 同時에 電探妨害의 錫 「테프」를 北部市街에 撒布하고 一時頃逐次東北方으로 去하엿는데 다시 後續大型一機가 侵入하야 [illegible]

社說
町會幹部의 猛省

京城府에서 한 府內各町會의 事務運營狀況의 [illegible]를 보면 [illegible]한것 [illegible] 物資配給[illegible]이 [illegible]되여잇지안코 [illegible] 町會長이 [illegible]한것 [illegible] 上意下達의 任務를 徹底히 遂行치못하엿슴을 [illegible]이다 町會問題에 對하야서는 우리가이미 몃번이나論하야왓지만 이번府當局의 [illegible] 結果는 大槪로우리意見과 合致된다 그缺陷事項을 列擧한다면 以上네가지가 될는지도 모르지만 그根本的缺陷은 町會幹部에 그사람을 엇지못하얏다는 한點으로 要約할수잇다 [illegible]代의 [illegible] 町會幹部를 물은 町民의福利를 爲하야 [illegible]사람이어야 한다 이들中에는 勿論 自[illegible]의 任務를 [illegible]하고 町民의 [illegible]가 되기를 願하는사람이 만타 그러나 [illegible]介中에는 依然히 町民우에 서서 町民을 驅使하라는 [illegible] 式官僚의 조치못한 風習을 가지고잇는사람이 업지도안타 이런사람이 主要幹部가 된町會에서는 自然히 [illegible] 横暴로 因하야 町民怨嗟의府로 되여잇다고 할것이니 [illegible]에잇서서 官僚的 [illegible]이며 町民을 [illegible]하면 이는 얼마나 큰問題인가 우리가 바라는바는 府當局에서 [illegible] 任할것이며 町會[illegible]에 [illegible] 서서 [illegible] 最高幹部가 이러하면 아랫사람들도 自然히 이를에 저들것으로 한町會가 좃트러 이것은 조치못한 [illegible] 속에 잇슬것이다 町會問題는 決코 아무래도 조흔 少少한問題가 아니다 都會民家의 日常生活을 左右하는 極히 重大한 任務를 가지고잇다 幹部들의 [illegible] 넘기기爲하야서는 町會幹部 [illegible] 公平、懇切、適正하지 안으면 [illegible] 된다 [illegible] 町會幹部들은 이때를 當하야 猛省一番、참으로 町民의公僕되기를 期하여야하며 當局에서도 嚴切한指導監督을 게을리하지안어야 할것이다

海外片信
東亞問題協議續行

【리스본二十五日發同盟】倫敦來電에 依하면 「처칠」은 廿五日午後六時 지나서 「보쓰담」에서 돌아오자 「바킹감」宮에 가서 「조지」六世에게 「보쓰담」會談의 經過를 報告하엿다 同時에 東南亞細亞總司令「마운트바텐」도 「로이터」通信에 依하면 同人은 「보쓰담」會談에 參加하고 東南亞攻作戰에關하야 協議하엿다고 한다 이報道로보아도 明白한바와가치 「보쓰담」會談은 東亞問題가 政治的으로 戰略的으로 相當히 深刻하게 檢討된模樣이며 特히 「트루만」「스타린」元帥가 [illegible] 東亞政策에 對하야 折衝하고 잇다는 觀測이 極히 有力하다

「포쓰담」米國에依하면 「트루만」은 廿六日 午後國務長官 「반스」等을 帶同하고 「프랑크푸르트」에 赴하야 最高司令官 「아이젠하워」와 會見할豫定이라고 傳하여지는바 「멕시코」紙 [illegible] 特派員의 [illegible] 林報道에 依하면 「트루만」「처칠」「스타린」의 會議는 米代表不在中에도 會談續行을 提案하엿다고하는 程度이며 米蘇兩國間에는 重大한 交涉이 進行되고잇다고 보인다 【스톡크호름廿五日發同盟】

◇三頭會談과 東亞政策◇

[illegible] 「엑스체인지·테레그라프」紙는 三頭會談은 東亞政策에 關하야 [illegible] 「포쓰담」電報는 會談을 終了하는 同時에 米、英、蘇가 日本政府에 對하야 共同動作을 取하기로 二十三日會議에서 決定하엿다고 報道하엿다 【스톡크호름廿五日發同盟】

◇歐洲平和條約締結은 五年後◇

倫敦來電=「데리·텔레그라프」紙 紐育電에 依하면 「포쓰담」의 三頭會談은 歐洲平和再建方式에 關한 [illegible] 提起中이라고하며 이 [illegible] 方式은 [illegible] 이 [illegible]하고잇다고 傳한다 [illegible] 一九五〇年에 新政府의 正式 平和條約을 締結할것을 示唆하고잇다한다 【리스본二十五日發同盟】

◇獨國民軍事訓練全面的禁止◇

伯林來電=獨逸 [illegible] 當局은 廿五日法律로써 獨國民의 軍事訓練을 全面的으로 禁止한다는 布告를 發하엿다 右는獨의 無條件降伏條件에 順應한것이다

◇愛蘭獨立革命分子를 再抑留◇

[illegible] 「다브린」米電=「아이런드」政府는 歐洲戰終了와 同時에 抑留中인 「아일런드」革命軍關係者四百名을 釋放하엿는바 이들革命分子는 釋放과 同時에 地下運動을 開始하야 「데바레라」政府首腦의 暗殺計劃을 세우는等 不穩한 行動이 잇섯슴으로 「아이레」政府는 廿五日革命分子를 再抑留하는 非常手段을 發動하엿다 【리스본廿五日發同盟】

英首相처칠辭職

【스톡크호름廿六日發同盟】英國總選擧의 開票結果 廿六日午後七時勞働黨의 勝利가 確定되자 「처칠」은 [illegible] 「조지」六世에게 辭表를 提出하엿다 【스톡크호름廿六日發同盟至急報】英國總選擧의 開票結果 [illegible]

아트리後繼組閣

【스톡크호름廿六日發同盟】勞働黨首領 「크레멘트·아트리」는 廿六日午後七時半國王「조지」六世의 命에依하야 組閣에 着手하엿다

女性議員은二十三名이當選

【스톡크호름廿六日發同盟】今般의 總選擧에 際하야 女性八十九名이 立候補하엿는바 廿六日午後六時까지에 廿三名이 當選되엿다 保守黨의 女性議員에도 [illegible] 大將으로 [illegible] 「마아사」[illegible] 「프로렌스·호스브루」女史 [illegible] 文部次官 「카자린·케아」女史도 近々 交替한다는說이 잇다

敵太平洋首腦更迭說

【斯德哥爾摩廿六日發同盟】倫敦來電=「엑스체인지·테레그라프」通信은 [illegible] 四日다음과가치 報道하고잇다 米太平洋司令部首腦者의 更迭도 [illegible] 하게 [illegible] 太平洋方面 [illegible]는 問題로 [illegible] 「마아사」[illegible]

六日午後四時廿分 (日本時間廿七日午前零時卅分) 까지에 確定된바에依하면 勞働黨三百四十八名 [illegible] 百八名 [illegible] 中 [illegible] 保守黨의 閣僚는 全部落選하엿다

B29十八
北陸方面海岸來襲 主要港에機雷投下

이方面의今後의戰況은 注目을要한다

【東京電話】廿五日夜부터 廿六日未明까지 B29十八機는 北陸方面海岸에 來襲하야 新潟으로부터 若狹灣에이르는 主要港灣附近에 行動한外에 [illegible] 伏木 [illegible] 瀨戶內海 [illegible]에 八機 [illegible] 山陰沿岸에 [illegible] 機雷를 投下하엿다

廿機는 二時十分頃 釜山東北方으로부터 다시侵入하야 廿分동안 高々度에서 行動한다음 [illegible] 府內社町附近에 [illegible] 下하는等 頻繁한大規模로 [illegible] 서 자못[illegible]할수업는 바이엇스나 이에依한被害는 [illegible] 그리고 이번敵의來襲에 잇서서 注目할點은 只今까지 그例를볼수업는 電探妨害 「테프」를 撒布한것이다

八機擊隊破
京濱邀擊戰果

【京濱電話】廿五日夜京濱地區에 來襲한 B29約五十機의 一部는 [illegible] 地一帶의 激擊戰에서 우리制空部隊는 三機를 擊墜하고 五機를 擊破하는 戰果를 거두엇다

大阪灣에機雷投下

【大阪電話】廿六日午前零時頃 B29約十五機는 紀伊水道로부터 大阪灣에 侵入하야 機雷를 投下하고 [illegible] 中部軍管區內에 分散侵入하야 [illegible] 松江 [illegible] 等의 各地에서 行動하엿다 이보다 먼저 廿五日夜九時十五分頃부터 B29十數機는 [illegible] 部面에 나누어 [illegible] 大阪灣에서 各々 [illegible] 機雷를 投下한 模樣이다

日本과共同의敵을打倒
스마트라全住民의決意表明

【스마트라某地二十六日發同盟】「스마트라」現地參議院은 [illegible]의 建議에 [illegible]하야 大東亞戰爭의目的闡明、[illegible] 으로서의 中央參議院의 [illegible] 意를 表明하기爲하야 二十六日 左의聲明을 發表하고 아울러 一千萬「스마트라」住民의 日本과함께싸울 決意를 披瀝하얏다

昭和十八年十一月大東亞會議에서 採擇된 大東亞共同宣言은 大東亞民族의 理想으로서 따라서 우리들印度 「네사」民族도 또한理想으로하는바이다 그러므로 大東亞共同宣言을 具現하기爲하여는 于先米英蘭의 勢力을 驅逐하는데잇다 大東亞戰爭은 東印度의 獨立을 完成하고 大東亞共榮圈을 建設하기爲한 戰爭이다 [illegible] 民族의理想을 達成하지안흐면안될 戰爭이다 싸워이기지안으면안될戰爭이다 벌서 大日本帝國에 依하야 東印度의 獨立은 [illegible] 되여 着々 準備는 進捗되고잇다 中央參議院은 一千萬「스마트라」住民의 中心組織으로서 獨立準備의 一翼을 擔當하고잇다 我等은 벌서부터 米英蘭의 [illegible]하는 方針을 熟知하고잇다 一千萬「스마트라」住民은 如何한 [illegible] 宣傳에도 迷惑지말고 全大東亞民族共同의 敵과싸워서 [illegible]

補給難에敵悲鳴

【스톡크호름廿一日發同盟】(延着) 敵의日本本土侵攻計劃은 莫大한物量補給을如何히解決하는가 依然困難한 課題로 되어잇는바 瑞典新聞 「니다」[illegible] 來信에 依하면 [illegible] 大陸戰線에서 作戰部隊로서의 [illegible] 하엿다 一方「스트라트메야」[illegible] 米軍이 [illegible] 大하며 同時에 米軍의 [illegible] 十四航空隊와 [illegible] 十航空隊의 一部로 [illegible] 內面指導力이 [illegible]

共同作戰에서督戰指導로
昆明米戰鬪司令部等解體轉換

【上海廿六日發同盟】[illegible] 重慶의 「웨더마야」[illegible] 共同作戰[illegible] 從來의 [illegible] 作戰方式을 [illegible] 重慶軍[illegible] 指導에만 注力한다는 新方針에 基하야 一、空陸部隊에依한共同作戰 [illegible] 昆明의米軍[illegible] 司令部와第二、重慶軍의 强化를爲한 [illegible] 司令部는 [illegible] 重慶軍의 [illegible] 兵力으로는 [illegible] 米軍의 [illegible]

重慶軍、延安軍을攻擊

【上海廿六日發同盟】渝延의武力衝突은 最近各地에서 頻發하고잇는바 廿三日延安發新華社電에依하면 廿二日重慶軍第五十九師는 陝甘寧邊區 [illegible] 延安軍守備地 [illegible](西安北方七十粁)에 向하야 突然攻擊을 開始하엿다 이에 對하야 延安軍은 自衛를爲하야 應戰하고 廿三日에 이르러도 戰鬪는 停止되지안코 延安軍의 外傷者가 續出하고잇다고 傳한다 今次 重慶軍의 攻擊은 延安에서 二百粁의地點이며 延安의本據 陝甘寧邊區에對한 直接攻擊이기때문에 延安側도 事態를 極히 重視하고 延安第十八集團軍朱德、彭德懷、[illegible] 胡宗南、西安의胡宗南第一戰區司令에게 右攻擊停止方을要請하는 電報를 發하엿다고한다

【上海二十六日發同盟】二十五日의 重慶中央社電에 依하면 行政院參事張平群은 渝延兩軍의 衝突事件에 關하야 延安側이 重慶軍의 守備가 튼 一部地區를 攻擊하야 占領함으로써 그 衝突의 責任이 延安側에 잇다고 말하고잇다 [illegible]

重慶代辯者發表

重慶軍이 延安軍을 攻擊하엿다고하는 延安側 [illegible] 發表하고 [illegible] 重慶의政治的 [illegible] 決意圖를 가지고잇다고 다음과가치 辯明하엿다 重慶은延安問題를 政治的手段에依하야 解決하려는 意圖는 업다

細胞新說 ㈤
伊東 日善

이러케 「레타」·「카로틴」이 不飽和한 「비타민」A로 되는것임을 알게된것은 [illegible] 化學의 發展에 依한것이라 [illegible] 「비타민」化學만으로 알게된것은 아니다 그럼으로 「비타민」A는 動植物性物質에서 求하지안어도 植物性物質에서 그前驅物을 어들수잇는것을 가리키는것이다 또 副腎皮質이라는 微少한 細胞組織이 體內에잇는데 이것은 「비타민」C를 만히가지고잇스며 [illegible] 에 [illegible] 그러나 이것이 消失되는것을 알게되엿다 [illegible] 副腎皮質內分泌 即「호르몬」이 [illegible] 化學的으로 「이러한物質이며 [illegible] 「비타민」C나 副腎皮質 「호르몬」이 細胞毒素나 [illegible]에 解毒作用이 잇는것을 알게되엿다 이러한物質을 [illegible] 으로 얻게되면 人工的으로 合成시켜 生産할수도잇는 [illegible]

皮膚泌尿科
永濟醫院

重慶盛世才檢擧

씨앗配給을要望

寸鐵

[illegible]

胃腸ロップ
蘇心
地球膏藥
アルボン
京城藥品工業株式會社
朝鮮王[illegible]藥品株式會社

空襲下輸送任務運營對策은어떤가

自戰自治態勢整備

使命完遂에國民의協力과忠誠心

小林交通局長과問答

問 내지에서는 철도전투대의 편성을 보게되엇는데 조선의철도는 아직그러한 정세에 이르지 안헛는가

答 교통국에서 연구하고잇슬 것이다 [illegible]

[illegible]

疎開者에配給確保

罹災者에도生必品備蓄

[illegible]

義務教育은期於히

非常業授業對策세워明年度實現

[illegible]

特攻輸送에殊勳甲

朝鮮海陸에感謝狀

[illegible]

高等官候補銓衡

第一次는九月、本府에委員會

[illegible]

產業戰士慰問

本社서演藝隊派遣

[illegible]

여름의傳染病

七月初旬集計

[illegible]

常時로燈火管制實施

해지거든即時로燈불을가리라

[illegible]

燈管巡察班編成

大邱師管區司令部發表

[illegible]

菜蔬自由販賣

大邱서來月부터

[illegible]

女子挺身隊懇談會

[illegible]

酒石酸五倍增產運動

原料採取에慶南道民總動員

[illegible]

便所에異狀

當分間참자

和田京畿道衛生課長談

[illegible]

活潑한보리供出戰

[illegible]

堆肥舍整備運動

[illegible]

집집이待避壕파라

[illegible]

松根油食材

의增產運動

[illegible]

盈德面의貯蓄戰

[illegible]

疎開하여갈세에

쌀通帳도옴기라

[illegible]

集◇會

[illegible]

藝能往來

[illegible]

오늘의라디오

29日

[illegible]

元寇（58）

朴泰遠作　李承萬畫

第二章（[illegible]）

[illegible]

一行不出申

[illegible]

29

マラリヤニ特効
マラリヤ丸發賣
東西製藥合資會社

一般이苦待하든新刊紹介
橫節漢和大辭典
軍歌·愛國歌集
忠孝野談集
新興書館

肺病
柳中浩
醫師
藥品
電話
賣家
藥品
製丸機
觀相
伊原鍾淶
航空機部品特許ニ
ロクロ機
警察官講義全書
鮮滿警察學會
늑막염患者에告함
乾村藥局
陽氣不足과年久痔疾에
紅川府
春岡醫藥研究所

每日新報
發行所 每日新報社
京城府中區太平通一丁目

夙夜萬機를御總攬

惶恐 御日常御多端

天皇陛下

【東京電話】[illegible]

重臣懇談會

【東京電話】政府는 廿六日正午부터首相官邸에서 重臣懇談會를 開催하야 若槻禮次郞、岡田啓介大將、廣田弘毅、東條英機大將、小磯國昭大將과 鈴木首相이 出席 懇談을 거듭하고 午後四時에 散會하엿다

泰國領 푸켓트島 上陸敵을擊退

敵의艦船依然游弋中

【東京電話】二十五日早朝八時 [illegible]

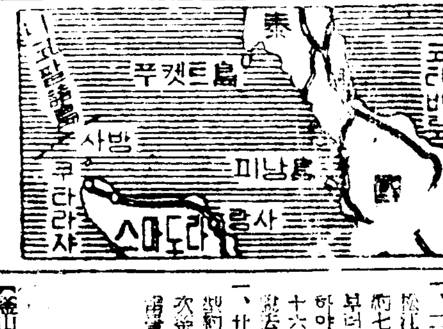

上陸企圖敵邀擊

미리方面서도敢然擊退

【南方前線基地】[illegible]

社說

町會幹部의猛省

[illegible]

南北鮮에廿一機

清津、釜山、麗水等서行動

一、二十五日二十一時三十分頃 敵大型 [illegible] 北上한 [illegible] 約七機는 二十三時三十分頃 [illegible] 侵入 [illegible] 投下한다음 [illegible] 退去하엿다

一、廿六日零時四十分頃 敵大型約十機는 少數機로써 逐次釜山附近에 侵入하야 機雷를 投下한다음 一時頃 各各 [illegible]

一、廿六日九時三十分頃부터十二時까지사이에 敵大型四機는 各二機編隊로써 麗水南方海面과 濟州南西에行動한다음 各各南方으로脫去하엿다

敵電探妨害의錫리프撒布

釜山地區에前例업는戰術

【釜山電話】「마리아나」基地를 出發한 B29는 廿六日九州方面으로 北進하야 同日零時四十分부터 北方으로부터 釜山地區에 侵入하야 [illegible] 「테프」를 投下하는 同時에 北部市街에 撒布하고 一時頃逐次東北方으로 去하엿는데 다시 後續大型 [illegible]

B29十八

北陸方面海岸來襲 七尾港에機雷投下

【東京電話】廿五日夜부터 廿六日未明까지 B29十八機는 [illegible]

大阪灣에機雷投下

【大阪電話】[illegible]

八機擊墜破

京濱邀擊戰果

【京濱電話】[illegible]

日本과共同의敵을打倒

스마트라全住民의決意表明

【스마트라基地二十六日發同盟】[illegible]

補給難에敵悲鳴

[illegible]

重慶軍、延安軍을攻擊

【上海廿六日發同盟】[illegible]

重慶代辯者發表

[illegible]

細胞新說

伊東日善

[illegible]

共同作戰에서督戰指導로

昆明米戰鬪司令部等解體轉換

[illegible]

海外片信

東亞問題協議續行

[illegible]

◇三國會談과東亞政策◇

[illegible]

◇歐洲平和條約締結은五年後◇

[illegible]

◇濠洲民軍策動全面的禁止◇

[illegible]

◇愛蘭解放革命分子를再抑留◇

[illegible]

英首相처칠辭職

[illegible]

아트리後繼組閣

[illegible]

女性議員은二十三名이當選

[illegible]

敵太平洋首腦更迭說

[illegible]

重慶盛世才檢擧

[illegible]

皮膚泌尿科
永濟醫院

[illegible]

胃腸ロップ
心
地球膏藥
アルボン
京城藥品工業株式會社
朝鮮玉置藥品株式會社

空襲下輸送對策은어떤가

自戰自治態勢整備

使命完遂엔國民의協力과忠誠心

小林交通局長과問答

적기가 교통시설을 공격목표로 하고잇는 정세아래에서 철도수송의임무는 어떠한가 고바야시(小林)국장에게 다음과가튼 일문일답을하얏는데 국장은 갈수록 곤란한조건이 가로노혀잇다 교통은 군관민의 협력없이는 수송임무를 운영할수업다고 국민의 협력을요망하고잇다 [illegible] 군수품 식량 중요여객수송은 어떠한일이잇서도 확보하지안흐면아니된다고 당국의대책 [illegible]

問 내지에서는 철도선루대의 편성을 보게되엇는데 조선의철도는 아직그러한 정세에이르지안혓는가

答 군당국에서 연구하고잇슬것이다 이미교통국의 기구가 군대식으로 조직되어잇고 교통의우대 결성도마치엇슴으로 만일의경우에는 언제든지 전투대로임무를다할준비는 되어잇다

問 교통이두절되는 경우를생각할때 [illegible]

答 각지역을 단위로 자활자급태세를가추도록 기구를개혁하기로결정되엇다 지역을단위로 운영하야 나가고본국의 명령을기다리는 일이업시 응급복구작업을 실시하도록하얏다

問 여객의방공지도에 대하야

答 무로교통국이 책임을지고지도하고잇지만 국민운동의하나로 지도해야 할것이라고생각한다 여행중의 방공조처에 대하야는 국민의상식으로 훈련을바다두어야할것이다

問 각정거장「홈」에 채화가 만코 특히 식량가튼것이 싸이도록 내버려둔다고 비난이만튼데

答 중요물자가 정거장에싸혀잇는채로 공습을바더 태워버리는일이 잇다면 국가적손실이다 정거장소재지의부읍면이 공동책임을지고 속히운반을하도록해야할것이다 교통국으로서도 지장이만타

問 아프로여객수송은더욱제한하게되나

答 아직도사사여행이 만타 중요여객이 二, 三일전부터 준비를하지안흐면 승차를못하는일이업도록 일반여행을억제할특별한방도를연구중이다

問 도시의소개를촉진하기위하야서도 근거리구간열차를증차하는것이 어떠한가

答 통근열차는 확보할생각이나 가족만을소개하고 요원은도시에남어잇도록해야할것이다

問 국민도의심의향상이 각방면에서요청되고잇는데 국민대중을상대로하는 철도종업원의접객태도는 영향이크다고생각된다

答 국원의태도가 심지어는 총독정치의비판까지 받게된다는것을생각할때 친절심을가지도록지도하고잇다 접객을하는 [illegible] 옥에도리가잇다

高等官候補銓衡

第一次는九月、本府에委員會

이번총독부에「고등관후보자전형위원회」를 설치하기로되여 二十六일 그규정(規程)을 내엇다 이것은 지난二월에 공포된 칙령(勅令)으로 공포된 고등문관의 임용자격특례(任用特例)에 따라 고등관후보자를 전형하려는것인데 작년부터 고등관시험이 중지되어 이에대신할 고등문관의 [illegible] 광범위 등용의길을 열기로 된것이다 위원회는 정무총감이 회장이되고 그아래에 위원 [illegible] 마간되엇다 [illegible] 고등관후보자 소행시험에 응시할자격이잇다 그제一차전형이 九월상순에시행되는데 희망자는 八월十五일까지 총독관방인사과장에게 지원서류를 제출해야한다 제출서류는 이력서, 학업성적, 학교장의추천장(관청에근무하는사람은 소속장관의추천장) 신체검사표의 네가지다 또 사법관시보(司法官試補) 변호사시보 전형은 사법 [illegible] 에설치된 위원회에서실시되는데 지원은 지난十四일로 마감되엇다

疎開者에 配給確保

戰災者에도生必品備蓄

머지안하 반드시대규모의공습이 잇슬것이라는 예상미테 경성을비롯하야 평양 부산등의대도시는 인원의강제소개를 하루빨리 단행하여야할 시기에이르럿다 그러나이에한거름압서 지방으로 소개를한사람들은 배급관계가 농촌보다는 대도시가 낫다하여 다시도라오는이도 업지안어 소개를단행하는데에 한장벽으로되어 이에대한 특별한조처가 필요하게되엇다 또한이제 어느때 닥칠지모르는 대규모의 공습이 잇는경우 전재자(戰災者)들을위한 생활물자는 확보되어야할것으로 총독부미쓰나가(松永)생활물자과장(松永生活物資課長)의 구상을듣기로한다

◇…疎開者의配給 제일중요한것이 식량이지만 기타 생활물자도 특별취급하도록고려하고잇다 원래 도시와지방에 배급의차를두는것이아니므로 지방으로소개해간다고 배급이나빠질리는업스나 수송관계로 물자가 계획대로 지방에골고루가지못하기때문이다 그러므로 항구적인배급은 물자를보내어원활하게 되거니와 시골에서도 대도시와가치 배급을받을수잇슬 때까지는 임시조치로서 배급하려고한다 가령 경성가트면 뚝섬방면또는 우이동(牛耳洞)방면이라든가 근교에 집단소개를하는 자에게는 설사 이중배급이되는 한이 잇드라도 이것을위하여 경성에 따로히 소개자전문배급소(疎開者配給所)가튼시설을가추고 식량을제외한기타생활물자를경성서배급할수잇는 계획을가지고잇다 다못수송관계가만흔 집단소개자측에서 우마차를 준비해서 가저가도록해야한다 이러케하면 항구적인균일한배급을할때까지는 이러한 방식을취하여서라도 문제는 어느정도까지 해결될줄로생각한다 이것은강제소개가실시되면 그에따라실현시킬터이다

◇…戰災時의配給 파연공습이 잇서전재자가 나는경우생활물자의 배급은어떠케할것이나에 대해서는 미리부터계획이 잇지안흐면 안될것이다 그래서 각주요 도시에는 상당한 물자를 비축하고 만단계획을 세우고잇슴으로 안심해도조타 전재자의 배급에는 두가지가잇는데 그하나는 일정한 거소가다시 정해질때까지 일주일 혹은 十여일간의긴급조처이고 그다음은 항구적배급으로하는 것이다 그럼으로 임시조처에는 밥을지어주고 또는 식량을주고 침구 식기등을빌려주고해서 구호를한후 그다음에 비로서 침구 또는 의류 식기 기타 생활필수품을 배급하도록 할것인데 상당한수량을비축해노앗슴으로 안심하고 평소에는 전력증강에힘쓰고 적의공습이 잇슬때는 각자마다 직장에서 모든임무를맛까지 수행하도록해야할것이다

特攻輸送에殊勳甲

朝鮮海陸에感謝狀

【東京電話】금년봄부터 각수송기관을 총동원하야 결전물자의륙해공수송을 전선적으로전개한바 다대한성과를거두고 지난十五일로서 목적을달성하엿다 고바야시(小林)교통국장은 특히조선해륙운수에대하야 성적이발군이고 금후도 더욱수송진에힘써주기바란다는감사장을보냇다 [illegible] 전달하게되엇다

義務教育은期於히

非常授業對策세워明年度實現

경성 인천 평양 부산의 四도시에잇는 국민학교는이미 임시휴교를 행고 이곳의 三년생이상이 동음 집단소개를하기로방침이 결정되 초등교육은비상한 난관에 처한것이 사실이지만 총독부에서는 昭和二十一년도부터 실시할의무교육제만은 기정방침대로실현시킬예정으로 준비중이다 금년제되는것은 전기四도시의 국민학교인데 금후적의공습이 전선의 중소도시에 미치게 될것도 각오해야 하겟스므로 자연히 전선각중소도시국민학교의 비상시수업(授業)대책에대하야도 총독부에서 신중히연구중이다 이러케 초등교육의앞길에는 큰난관이 가로노혀잇는만큼 가능한 한도에서 가진노력을다하야 학령아동남자九할 녀자五할수용목표의 의무교육은 명년도에 기어히 [illegible] 실현시키게될것이다

產業戰士慰問

本社서演藝隊派遣

각광산과공장 특수작업장에서 전력증강에분투하는 산업전사들을 위하야 노래와춤으로 위문격려하고저 본사에서는 조선광산사령부 조선근로동원원호회의 후원을어더 八월四일부터 두달동안에걸처 평남북 강원 황해각도의 주요광산 공장과특수작업장에 위문연예대를 파견하기로되엇다 이에대하야 二十六일오후 [illegible] 시부터부민관에서 조선근로동원원호회 시모이사와(下?) 이사장 광공국장대리 [illegible] 근로부장 경성부윤대리가네히라(金平) 미생부장 총독부나가이(永井)근로제二과장및 광산관계자다수참석아래 여대원의 장행회를거행하엿다 四十 [illegible]

여름의傳染病

七月初旬集計

결전하 반도의위생상태는어떠한가—총독부위생과에 드러온七월초순까지의 [illegible] 하기로되엿다 [illegible]

[illegible] 리질과장질부 사는전북 함남 전남등이다 장마철에유행하는 배로환자가증가한도를 제외하고 다른곳은대체로 활신주러들고잇스나 아직도 마음을노흘수는업는형편이다 원래『발진지부스』란병은 가전염욕시키는병으로 여름철보다는 가을철로비롯하야 겨울과봄에걸처 유행하는것이 위중 엄반민중의 불철저한 [illegible] 생사상을 말하는것이라 하지안흥수업다 [illegible] 박게 일상생활을 [illegible] 리질과 장질부사는 여름철에 [illegible] 병으로 [illegible] 신변을 어느때나 깨끗이하고 [illegible] 당국에서는 요망하고잇다

元寇(58)

朴泰遠作 李承萬畵

第二章(二十二)

이 나라의 왕은, 순금판(純金板)으로 덥힌 비상히 큰 궁전을 소유하고 잇나 마치 우리들이 가옥이 판(版)으로 연판(鉛板)으로 덥듯이, 이 궁전은 순금으로 덥혀 잇는 까닭에, 그 가치는 아무도 이를 알길이 업스며, 또 세게의 어떠한 사람이라 하더라도, 이를 돈을 내고서 사다는것은 불가능한 일이다. 또, 궁전의 마루창이나 방바닥에도 쑥 황금이 깔려 잇다 그 두께는 손구락 둘을 합친것만 하다 참도 역시 황금으로 장식이 되어 잇다 이 궁전의 가치는 참으로 아무도 이를 헤아릴수가 업는것이다 그리고 이 섬에는 크고 흰 진주(眞珠)가 한업시 만히 잇다 붉은 진주도 오히려 지극히 아름다웁고 둥글고 커서, 흰 진주나 한가지로 가치가 놉고, 또, 좀더 가(高價)이기도 하다 이 섬에서는 사람이 죽으면 혹은 토장(土葬)도 지내고 혹은 화장(火葬)도 지낸다 그중에 토장을 지내는 시체에는, 반드시 진주 한알을 놀려주기로 되어 잇다 그들은 이 습관을 쪽 직히고 잇다 그리고 이섬에는 다른 종류의 보석(寶石)도 또한 풍부하게 잇다 그러한 까닭에 이섬은 대체 얼마나한 정도로 부유한것인지, 아무도 아는 사람이 업다 그만치나 부유한 "나라"다 방금 천하를 호령하고 잇는 쿠빌라이(忽必烈)에게 청하여, 이섬의 그러한 이야기한 자가 잇스므로 하여, 쿠빌라이는 이섬을 장중에 거두고, 이섬을 복종시키겟다 하고 선언하엿다 이러하여 쿠빌라이의 항은, 가장 이름잇고 유위한 귀족으로 하여금, 지극히 만흔 병(騎兵)과 보병(步兵)으로 이섬을 거느리고, 나아가 이섬을 치게하엿다……운운. 물론, 세조가 일본을 굴복식히려 하는것은, 일본의 황금을 탐낸다는 그러한 단순한 동기에서가 아니다. 그러나 그저야 어찌 되엇던, 세조는 「도―지로―」, 「아지로」를 그 일본국으로 보려 [illegible] 다음, 이번에야 말로 본변 신하를 보내어, 기어코 일본의 답서(答書)를 밧고야 말리라고, 스스로 마음에 기약하엿던것이다.

오늘의 라디오 29일
第一放送 [illegible]
夜 [illegible]
第二放送 [illegible]

藝能往來

文人報國會에서는 오는八月一日(午後五時)京城 [illegible] 事業會館에서 新理事長 伊藤憲郎氏를 마지하는 懇親會에 新役員 [illegible] 事業計劃을 協議決定하기로되엿다

防空

常時로燈火管制實施

해지거든即時로燈불을가리라

【大邱】이지음방공정세가부쩍기박해짐을 따라 대구부내의一반등불은 당분간 해빠질무렵부터 이튼날해뜰때까지 방공경보여하를불구하고 상시로등화관제를실시하기로되엇다 그보다도 중요한이유는인부가 부족한 탓이라할것이다 인부확보를위하야 적지안흔노력도하고잇스나 시국관계로그러한인부로써 최대한의 능률을 [illegible] 되지안는다 [illegible] 하고 진력하고잇서 조금만더참어주면 깨끗이 청소케될줄로안다

燈管巡察班編成

大邱師管區司令部發表

【大邱】대구사관구사령부에서는 등화관제강화실시에대하야 다음과가티 발표하고 一반부민의협력을요망하고잇다 공습이반드시 오리라는것은 부미되각자의책임으로 실시할것이다 [illegible] 업는것으로 한등불의누설은 전부내의목표를 지시하는 리적행위(利敵行爲)라고볼수 잇슴으로 등화를엄대단속하도록 一반의주의를촉구한다그리고 당분간부내의등화관제순회시찰반을편성하야 시찰을실시하고 확실치못한가정에는 신문이나『라디오』로 미리아라두기바란다

菜蔬自由販賣

大邱서來月부터

【大邱】금년에는 봄이후로비가자진관계로 대구근교의소채는 근년에드물게보는 풍작이어서 외곽지대즉공지가비교적만흔곳에서는도리여 소채의처분에 곤난한상태이며 중심지대에서는 역시소채의기근을면치못하는 기현상임으로 一반부민은 계절에따라서는자유판매를실시하라는소리가 놉흔 [illegible]

女子挺身隊懇談會

【晉州】어린가슴에조국애의불타는 정렬을가득품고 작년六월 진주를출발한 제一회 녀자정신대원 일행은 적격멸의 입술기 제작에정진하는바 지난二십一일에 一개월동안의휴가를얻어 원기왕성하게 도라왓다 이들의수고를위로 격려키위한 좌담회를 二십二일오전 열한시부터 진주부청회의실에열고 호리고메(堀米)부윤의 간곡한격려사를비롯하야 격의업는 간담이잇섯다

便所에異狀

當分間참자

和田淸掃課長談

【釜山】요지음우리들부민가정변소의 생산복균률 작년도생산의五배로정하고 지난十五일부터애 분의가 철철넘어 위생에는 물론이어니와 일부에는 풀풀에 [illegible] 적지안흔 근심이되여 배설(排泄)에는 [illegible] 적지안흔곤란 [illegible] 하는사정으로 [illegible] 부청소과와 와다(和田)청소과장은 [illegible] 가정에게 그이유를 무리한 [illegible]

酒石酸五倍增產運動

原料採取에慶南道民總動員

【釜山】파괴병기에 업서서는 안될 주석산석회의증산을위하야 경상남도에서는 금년도의 생산목표를 작년도생산의五배로정하고 지난十五일부터애 도내一제히 국민학교아동을동원하야 채취에 착수하얏다 그런데 주석산석회목표는작년도의오배이나 그자재는 八배나되므로 이것의완전집하는 어려운일이나 엇떠한일이잇더라도 책임량이상을 공출하야 결전병기제조에 지장이업게하여야할것이다 이에 각부군에서는 군관민一체가되여 노력중인데 범서울산 양산 두군에서는 석회제조에착수하고잇다 그런데도입산과에서는 자재채취에 다음점에주의하기를 요망하고잇다

▲원료로서 가정조흔것은 새로나온가지와 입사귀고 그에붙은선과실이다 즉 가지나입사귀가 푸른신선한것이 아니면안된다

▲날근가지 즉 목질부(木質部)한것 포도파이외의 류사식물, 토사등의불순물이 부터잇는것은 모다원료로서 부적당하다

▲채취한원료는 될수잇는대로 당일에 공장에반입해야되며 그날에반입할수업스면 자리나노점에 펴여노아 말니우는것이조타 그리고 한곳에 싸여서썩게하면 안된다

松根油資材의增產運動

【?】[illegible] 에서는 面직원이총출동하야 면내에산재하는 표어및해서에 [illegible] 비자재를 모도모흐고 매지공이저니와 그밖에도 [illegible]

疎開하여간새에

쌀通帳도옴기라

【釜山】요지음 매일전텐가치 부산에서 주소를옴기는 [illegible] 에 적기의 내습이잇게되여 한편 부산에서 멀리다른데로 소개하여가는 이사실은 [illegible]

집집이待避壕파라

【聞慶】문경군산북면(山北)에서는 회의좋입으면 적기가 [illegible] 습격하여온다 [illegible] 사실을 [illegible]

盈德面의貯蓄戰

【盈德】영덕군민들은 [illegible] 적개심으로 생산과저축에 [illegible]

活潑한보리供出戰

【?谷】칠곡(漆谷)군보리공출선은 二十 三일을기하야 군내일제히 개막되엿는데 금년 보리공출성적은 자급자전의 식량확보를 전제로하는만큼 그기동성잇는 운영추진을 꾀하고잇다

【聞慶】보리공출선은 지금적극적으로 진개되고잇는데 [illegible]

堆肥舍整備運動

【聞慶】문경군산북면(山北) [illegible]

集◇會

◇戶籍主任協議會【?】 [illegible] 군에서는 二十一일오전九시 군내각면호적주임을 회의실에소집하고 호적사무와 기타 [illegible] 정비강화사무에 [illegible] 하엿다

◇果物出荷組合總會【?】 [illegible] 진영과물출하조합에서는 지난二十二일오전十시부터 진영국민학교에서 제九회정기총회를 개최하고 [illegible] 하엿다

◇防空對策協議會【?】 [illegible]

申不出一行
(移動演劇第一劇團)
29日迄 [illegible]

マラリヤ二特効
マラリヤ丸發賣
各鑛山各事業場ニ [illegible]
但シ御注文ノ際ハ鑛山又ハ工場ノ證明ヲ添付スルコト
發賣期日自七月二十日至八月三十日
[illegible] 製藥合資會社

一般이苦待하든新刊紹介
模範實和大辭典
軍歌·愛國歌集
忠孝野談集
孝 [illegible]
玉子好 [illegible]
興夫兄弟 [illegible]
新興書舘

肺病 [illegible]
柳中浩 [illegible]
醫師 [illegible]
讓品 [illegible]
電話 [illegible]
賣家 [illegible]
讓品 [illegible]
製丸機 [illegible]
觀相 [illegible]
伊原鍾深 [illegible]
ロクロ機 [illegible]
航空機部品增產に [illegible]
警察官講義全書
鮮滿警察學會
늑막염患者에告함
大一 [illegible] 藥局
陽氣不足과年久痔疾에
仁川 [illegible]

每日新報

東興地區一圓占領

龍州와憑祥에突入

敵反擊粉碎戰果擴大中

大陸

[illegible]

總監府部長會議

來二十、三十一兩日召集

[illegible]

B29約五十機

松山에來襲

[illegible]

德山에燒夷攻擊

[illegible]

敵潛金華山沿岸砲擊

[illegible]

釜山에大型十數機

長時間行動、船舶攻擊

[illegible]

大牟田에六十

【福岡電話】B29六十機는 [illegible]

보르네오

我强襲、敵陣沈默

[illegible]

敵機動部隊蠢動

本州南方洋上에行動

[illegible]

冬宮家王公家

御盼咐를傳達

產業戰士共濟運動

[illegible]

戰爭完遂에邁進

三國共同宣言을默殺

閣議報告

【東京電話】 [illegible]

社說

「처-칠」의敗退

[illegible]

敵、抑留所를爆擊

非人道的暴虐에抑留者들激昂

[illegible]

延安에蔣介石反電

【上海廿八日發同盟】 [illegible]

延安對重慶

調整이急務

[illegible]

敵의油田地帶浸透를沮止

[illegible]

液體燃料行政强化

【東京電話】政府는 液體燃料 [illegible]

內相戰災地視察談

指導者의滅私精神이根本

工場動員學徒들增產熱에感服

【東京電話】 [illegible]

英政變으로政戰兩略激化

【東京電話】七月五日에擧行된 [illegible]

◇早晚、國王退位支持◇

[illegible]

大陸生產推進、當局에建議

[illegible]

文化

思花壇（上）

朴鍾和

[illegible]

술이지·물이지

[illegible]

新生劇團
滿蒙公演 [illegible]
通 海洋 丁目
颱風は 南方へ
第 劇場
30日

松井少尉 防空救護讀本
軍人勅諭
必勝軍歌集
名婦（諺文版）
大東印書館

[illegible]

釜山地區頻襲의敵戰術을嚴戒
都市大爆擊의前提．
要員外는쌀리疏開하라

【釜山電話】 이지음 부산지구(釜山地區)에 대한 적기의내습상황을 냉정히 관찰하는것으로 적이계획하는바 가어데잇는가를알고 우리는 더욱더 안전을 닥처올것을위하야 만단준비를하지안흐면안된다

지난十一일 오전하시五十분경 B29수기가 부산에침입하야 냉방해면에 기뢰를투하한것으로 적기는 부산항만(港灣)에대한 봉쇄작전을개시하고 그후나흘 지난十六일오전영시四十분경 B29가 약두시간이나 부산상공을 선회하며 다수의 기뢰를 투하하고 또 二十二일 밤중 두번에 걸처대형기四기가 부산지구에침입하야 폭탄을 투하한것으로서 조선에서는 [illegible] 번에걸처 약간의폭탄을 투하한다음 二十六일오전영시四十五분마 네시경에 두번침입하야 기뢰와 전파탐지(電探)방해의「주석테―푸」까지 투하 하는등 직구진 항만봉쇄를 꾀하고잇다 이야기치 적기는 거의 날마다 밤낫업시 부산지구에 침입하는데 밤중의하시부터 네시경 까지에는 졸리업시 내습해와서 우리는 이를「정기편」(定期便)이라고까지 부르게되엇다 이와가 [illegible] 도시로 소이탄과 폭탄을가지 [illegible]

적의거동을 판단함에 우리는 먼저 내선간의 최단거리지점이며 내선만의 중요한문호인 부산항만을 봉쇄하므로서 그수송력을 삭감시키려고 꾀하는것은 벌서 뚜렷한일이다 그러면 적은 다음에는 무엇을 꾀하고잇는가 [illegible] 기뢰투하로서 그들의 목적이 달성되엇다고 생각하는날에는 그들은 이번에야 육상으로 또 [illegible] 될것이다

고 [illegible] 바로 요새부산의 [illegible] (化)와 대도시의 맹폭을 노리며 닥처올 적기의 거동에 대하야 우리는 [illegible] 의 대비를 가추고잇는가 이지음「정기편」에의하야 부산지구의 동화관제는 [illegible] 이르고잇는데 초기방화의 중요성을무시하고 허[illegible] 적심리를가지고 잇는사람이 잇는가 [illegible] 나 이것쯤음 서막(序幕)정도이라는것을 이저서는안된다 내지의전훈을 명심하야 도시의소개는 한때바삐 [illegible] 할것이며 [illegible] 시에남을사람은 [illegible] 헌업는 필승의신념으로 우리의향토를 직혀나가지안흐면 안될것이다

京城國民校의疏開實況

서울의 [illegible] 다시 병매[illegible]으로 시로 집중된 [illegible] 너인데 이맹폭의 [illegible] 로부터 어린생명을구해내는길은 「소개」의길박게업다 이미 당국으로부터 여러가지지시가 잇섯지만 이러하지시가잇기전 자진소개를하는것처럼 현명한길은업다

이제 보내각국민학교에서도 연고 소개를못한아동 [illegible] 「집단소개」를 단행하고 저 여러가지 비책을다하고잇스며착착 준비를하고 잇는데 여기에 부내세곳의 소개준비의실상을 드러보기로한다

受容校舍도整備
生必品確保에萬全策

德壽 덕수(德壽)국민학교의입부에 낙하고잇섯든바 [illegible] 교양과 [illegible] 학교에서는 동교아동을 이지백명을 수용하도록하엿다 [illegible] 에게 이츰부터 연고소개는 [illegible] 집단소개는 느저도 래월초순 [illegible] 개의위치를 [illegible] 하고 권을 [illegible]

七割은緣故疏開
集團의準備도進捗

松壽 수송(壽松)국민학교에 [illegible] 는 三학년이상의 생도중 약七할이이미연고소개를 하엿스며 [illegible] 집단소개를 하고잇다 [illegible]

四、五年은近日中
三、六年生도不遠完了

校洞 지난 [illegible] 경까지 연고소개를 강력히권장하엿든바 三년이상으로三백여명식연고소개를마치게되엇고 三년에三十명 四년에五十명 五년에五十명 六년에百명 [illegible] 집단소개를하게되엿다 [illegible]

생도들은 시골생활의 자미잇는 모습을 [illegible] 생에게로보내오고잇는데 [illegible] 가지를 소개하야 연고소개의 질거움을 엿보기로한다 시흥군동면(始興郡東面) 친척집으로간 제五년생가비무라(金村) 군의편지―

선생님 안녕하십니까 저는 즐거운 날을 보내고 잇습니다 이곳학교에서는 [illegible]

생들은 [illegible] (사진은검사장)

農家의供出努力에報答
生必品綜合配給은어떠케하나

바다에의鬪志는躍動！
海軍見習尉官豫備生徒徵募檢査

대구 적송위관(見習尉官) [illegible] 예비생도 생모의징모검사는 [illegible] 十八일부터 二十八일까지부내 경성지방해군인사부에서 시행되고잇다 지원자는 [illegible] 교를 졸업하고 혹은재학중인 [illegible] 반도출신의 청년이 [illegible] (사진은검사장)

〝金剛세멘트〟를研究完成

【京城】 [illegible] 해군의랑창의지도로 금강화(金化)에잇는 금강화학연구소(金剛化學研究所)에서는 고바야시(小林吉雄) [illegible] 『금강세멘트』(下) [illegible] 노력중이든바 이번에 완성을보앗슴으로 『채구연구소』의주최로 一 [illegible] 오후한시경전(京電) [illegible] 해군관계자와각과회사대표들의참석으로 [illegible]

慶南 燈火管制를徹底企圖
全愛國班員들은連帶責任

【釜山】 연일연야적기는부산지구에침입하야 기뢰와 폭탄을 투하하고는 달아나다 한동안 우리의 교통선의차단을엿보고 선박공격과 한만에 기뢰를 [illegible] 어떠리든적기는 지난二十二일 새벽부터는 도시폭격에 주력하게되엇다 그리하야 처음으로부산지구에 폭탄을 떠러뜨렷스나 아모런효과도 거두지못하고말엇다 [illegible]

釜山府聯盟解散

【釜山】 지난소화十五년가을三十五만의부민을 한데뭉처 성심[illegible] 十五 [illegible] 부 [illegible] 二十六일오후一시 부제 [illegible] 회의실 [illegible]

闇商人一掃

【東萊】 거창경찰서에서는 지난七월二十일 서원을 총동원하야 시장의야미장사를 전격적으로 검거하야 [illegible] 인十七명에게 [illegible] 다음과가치 말하엿다 [illegible]

半島女性의聲價昂揚
勳功章바든少女挺身隊敢鬪

【京畿】 [illegible]

▲大倉[illegible]子(金泉) [illegible]

▲金[illegible]子(慶州) [illegible]

▲高田[illegible]子(本郡) [illegible]

▲高本[illegible]子(金泉) [illegible]

▲山本[illegible]

▲金山光江 [illegible]

義勇隊長會議
【釜山】 부산부의용대가 [illegible]

儒林修鍊運動積極展開
文廟財産活用等에도新考慮

【大邱】 경북유도연합회에서는 [illegible]

壯丁訓練生募集
[illegible]

義勇隊運營方策을協議
[illegible]

元寇（64）
朴泰遠作　李承萬畫
三章（一）

고려가 세조의 명을 거역한달 도리가 업서、기거사인 번부로 국신사를 삼아、멀리 일본으로 가게 한것은、앞서도 말한바와 갓치 원종팔년(지원사년)겨울의 일이다。이야기는 이때로 거슬러 올라간다。

고려사신의 일행은구주(九州)쌍 박다(博多)에 배를 대이자、바로 태재부(大宰府)로 향하엿다。

태재부는 박다에서 상거가 이십오리。고을은 그리 크지 못하겟서도、서해도진의개국(西海道十一國)의 기치를 통할하는 대재부(大宰府)가 잇는곳이다。

본래 서해도는 지나대륙、조선반도와 가까운 곳이당。따라서 예로부터 그나라 사람들과 왕래가 서로 잇서、외교상(外交上)・하방상(國防上)의 중요지대인데다、한 경사(京師)에서 멀리 떠러저 잇스니、이러므로 하여 나라에서는 일반 지방제도(地方制度)와는 다른、대재부(大宰府)라는 관사(官司)를 이곳에 둔것이다。

대재부의 소관사무는、사사(祠社)・호구(戶口)・부장(簿帳)・백성자양(百姓字養)・농상권과(農桑勸課)・공거(貢擧)・소찰(所部糾察)・전택(田宅)・량천(良賤)・소송(訴訟)・조조(租調)・창름(倉廩)・요역(徭役)・병사(兵士)・기장(器仗)・고취(鼓吹)・우역(郵驛)・전마(傳馬)・봉후(烽候)・성(城)・목(牧)・과소(過所)・공사마우(公私馬牛)・란유잡물(闌遺雜物)・사원(寺院)・승니명적(僧尼名籍)・[illegible]・귀화(歸化)・향연(饗宴) 등이고、수(帥)일명、삼품(三品)[illegible] 대재부의 장관(長官)이당。대재수 아래로 [illegible] 대이(大貳)의 [illegible] 종오위하(從五位下)의 소이(少貳)二명이 잇스니、다 장관보좌(長官補佐)가 [illegible]

[illegible] 일명、정육위하 [illegible] 전혀 제사(祭祀)를 주관하 [illegible] 이엇다。 위로、관연한 소정부(小政府) [illegible]

오늘의 라듸오
30日
晝 [illegible]
—第一放送—
夜 [illegible]
—第二放送—
夜 [illegible]

藝能消息
[illegible] 이번金剛[illegible]團隊로 改稱 來八月一日 [illegible]地方 [illegible] 巡廻를 [illegible]

要員募集
朝鮮航空兵器株式會社工員
一、就業場所 [illegible]
一、募集人員 [illegible]
一、締切月日 七月[illegible]
一、提出書類 [illegible]
一、登廳日 [illegible]
一、出願先 [illegible]
一、待遇 [illegible]

[illegible] 寶　永　東洋　阿　南　城　朝鮮　城　和　信　生　新　半島　協　新協　高　若草　明　[illegible]
休館　當分休館　準備中　大同公演　京畿道巡查採用　轉居移轉　鍾　路　[illegible]

每日新報

首相本土決戰의必勝信念을披瀝

無敵皇軍을信賴 職域死守、戰機苦待

三國宣言抹殺 聖戰完遂에總突擊

[illegible]

本土決戰의戰局觀

問 [illegible]

答 [illegible]

食糧戰도必勝準備

問 [illegible]

答 [illegible]

決戰政治力의强化

問 [illegible]

答 政治力의强化에關하여서는 [illegible]

國民은[illegible]

問 [illegible]

答 [illegible]

敵機는地下工場서

問 敵의空襲이 激化하여 [illegible]

答 [illegible]

沖繩敵基地 重爆으로攻擊

【東京電話】우리航空部隊는 二十八日부터 二十九日새벽까지 沖繩列島의 [illegible] 伊江島의 [illegible] 大火災등을이르키엇다

海外片信

◇三頭會談再開◇ [illegible]

◇印度總督◇ [illegible]

◇고라만武裝强化◇ [illegible]

◇獨裁者『마아사』量刑◇ [illegible]

激化된敵機의來襲

邀擊戰果赫々、戰局新展開의前哨

機動部隊

【東京電話】[illegible]

基地航空部隊

[illegible]

百十九機擊墜破

廿八日・延二千機來襲

【東京電話】敵艦上機와『마리아나』基地로부터의 [illegible] 二十八日 [illegible]

敵의機動部隊 本土近海를行動中

【東京電話】[illegible]

B32初登場

[illegible]

吳地區에百十機

【東京電話】二十九日午後零時五十分頃 敵大型約五十機(B29約二十機B24約三十機)가 [illegible] 吳地區에 [illegible]

青森에百二十機

【東京電話】東北軍管區司令部發表(七月二十九日八時) B29 [illegible]

欺瞞戰術로連襲

四國地區에戰爆混合攻擊

【大阪電話】[illegible]

大垣、一宮等燒夷彈攻擊

[illegible]

B29百六十機 東海道都市에[illegible]

【大阪電話】中部軍管區司令部發表 [illegible]

四百五十機 七都市攻擊

【東京電話】[illegible]

南鮮에서一機擊破

廿九日、戰爆連合來襲

[illegible]

社說 이지음의保健衛生

[illegible]

窓

商職員에一言

★[illegible]

★하라버지나 아버지[illegible]

胃腸ロツフ
地球藥
アルホン
京城藥品工業株式會社

靑春의微笑
軍人勅諭集

陽氣不足과 年久痔疾에

ロク口機

求工場

製圖手募集

觀相

少年

肺病

訂正

藥品

窓을 두드리는 民衆의 [illegible]

公正明朗한 配給을 要望

〃指導者여 實情을 把握하라〃

[illegible] 二천六백만의 불타는 [illegible] 논조로 [illegible]

[illegible] 二백게생활필수품의배급量을주장하는것은 [illegible]

都市人의 歸[illegible]

人和와 誠으[illegible]

考慮할現代[illegible]의知性

槪念的인戰[illegible]觀

[illegible] 徵兵檢査의 結果

戰災工場復興에

全國商工經濟會總動員

[illegible]

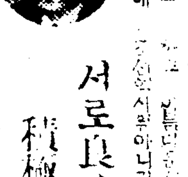

서로良心과良心으로

積極進就[illegible]

[illegible]

慶尙

燈火管制아직不徹底

空襲必至覺悟코萬全期하라

【大邱】지난二十三일부터四일동안 대구시및구시국부기중심이 되고 부내관계각기관의 [illegible] 어더 진부내에대한 등화관제 상황의 사찰을 실시한바잇섯는데 이제이에대하야 대구사관구사령부는 다음과가티 강평을발표하엿다

(前略)…부산공습의 전훈에도잇는것과가치 등화하나에 대하야 폭격을가한것을 보아도 [illegible]

◇第一分團=외면으로는 [illegible]

◇第二分團= [illegible]

◇第三分團= [illegible]

◇第四分團= [illegible]

◇第五分團=직사광선을 [illegible]

◇第六分團= [illegible]

◇第七分團= [illegible]

大邱麥供出完了

本[illegible]

【大邱】대구부내구리 [illegible] 一千五 [illegible]

정마적할 [illegible] 이엇기를바란다

水産生産部新設

【釜山】 [illegible]

勤勞奉仕못갈때

大邱地方法院長이班長에警告

【大邱】 [illegible]

大麻供出戰展開

【大邱】二백만근을 목표로 [illegible]

慶北辭令

[illegible]

不振鑛山整備

慶北鑛業의七、八割을

【大邱】 [illegible]

[illegible]下員擊敢鬪

[illegible]完遂하驛員들褒賞

冷靜沈着으로 全船員을救出

【釜山】 [illegible] 지난二十七일 새벽에 경남 [illegible]

元寇 (62)

朴泰遠 作 李承萬 畫

第三章 (三)

[illegible]

壯丁入營訓練

第[illegible]期[illegible]修了

靑春座

懸賞當選作品

地熱

8 2

[illegible]劇場

看護[illegible]

[illegible]大募集

[illegible]職業紹介所

花 [illegible] 新 [illegible] 一 第 [illegible] 若 [illegible] 中 [illegible] 大 南 城 [illegible] 城 信 和 [illegible] 新 娘 阿 島 [illegible] 群 屋 [illegible] 所

每日新報

株式會社 每日新報社
京城府太平通一丁目

航空作戰에大御心

現地航空部隊에도侍從武官御差遣

【東京電話】天皇陛下께옵서는 ○○現地部隊 最高指揮官에 [illegible] 나리옵시고 또한 [illegible] 第一線航空作戰에 기프옵신 大御心 [illegible] 侍從武官을 [illegible] 航空部隊의作戰과 訓練의實情을 [illegible] 이번에 現地航空部隊에 侍從武官을 御差遣하옵시어 [illegible] 大本營 [illegible] 一擧에 [illegible]

一機擊破 華南地區에서

敵大型一機는 二十一日午後十時二十分頃에 江口附近으로 [illegible] 百濟島南方으로부터 北上하야 [illegible] 旋回하고 [illegible] 反轉한다음 [illegible] 一時五十五分頃에 [illegible] 逃去하엿다 그리고 同日 [illegible] 地區에 來襲한 敵機中 一機를 擊破하엿다

敵機擊墜千廿一機

艦船廿六沈破

我邀擊戰備着々强化

【東京電話】**大本營發表**（昭和二十年八月二日十七時）

一、我陸海軍部隊의 敵使攻에對한 戰備는 着々强化되여잇다

二、我制空部隊는 [illegible] 本土에 來襲하는 敵機를 邀擊中으로서 七月中에 거둔 戰果는 다음과가다 大型機擊墜四十三機（그中B29廿九機）擊破約百機（그中B29約七十機）

中小型機 擊墜四百七十八機 擊破約四百機

三、我航空部隊는 그後沖繩方面의 敵航空基地와 艦船에對하야 攻擊續行中으로서 六月廿一日以後 七月卅一日까지에 判明된 戰果는 다음과가다

擊沈 巡洋艦二隻、巡洋艦或은驅逐艦一隻 驅逐艦一隻 輸送船二隻、艦種不詳三隻

擊破 巡洋艦一隻、驅逐艦一隻、艦種不詳三隻

飛行場炎上廿六個所以上

四、我潛水艦部隊의 太平洋水域에서 敵補給線攻擊成果中六月中旬以來現在까지에 判明된것은

擊沈 輸送船二隻、擊破戰艦一隻、油槽船一隻 輸送船二隻

五、我艦艇部隊는 六月中旬以來主로本土近海에서 敵潛水艦三隻을 擊沈하고 同二隻을 擊破하엿다

連日、九州地方來襲

【福岡電話】「마리아나」基地의B29二機와 沖繩基地의B24四發 飛行艇七機는 卅一日午後八時四十分頃부터 一日午前二時頃까지 天草、熊本、有明海、南西部、長崎縣下에서 行動하야 一部에 爆彈을 投下하엿다 그리고 卅一日午後二時頃보다 F4U四十機는 [illegible]

八七八機擊墜破

敵機動部隊二旬餘를近海遊弋

【東京電話】七月十日關東地區에 來襲한 敵機動部隊는 그後 二旬餘동안 洋上補給을 繼續하면서 本土近海를 縱走하야 北海道、東北、東海、近畿、中國、四國、九州等거이全土에 艦上機로써 攻擊을反復하야 卅日에는세차례關東地方에 來襲하야 그延機數는 約八千機를 헤이엿는데 [illegible] 釜石、室蘭、日立、水戶、白濱、潮岬、濱松、淸水等에 艦砲射擊을 加하고잇다 이에對하야 我方은 大本營發表와가치 空陸部隊로서 敵艦上機擊墜四百七十八機擊破約四百機（모다 [illegible]）의 戰果를거두고 [illegible] 다시 潛水艦攻擊에依하야 [illegible] P51을（同含）의 [illegible]

【艦上機】 七月十日關東延一千二百機 十四日 東北北海道延一千機 十五日同延一千機 十七日北海道少數機 十七日關東東北延四百機 十八日關東延七百五十機 廿四日中部 四國 中國 東海 九州近畿延一千機 廿八日中國東海延一千二百機 卅日關東中部近畿延二千機（註・以上合計에서 重複分을推定控除함）

【艦砲】 七月十四日釜石砲擊、十五日室蘭砲擊、十七日日立水戶砲擊、十八日白濱砲擊、廿二日潮岬延島砲擊、同日房總近海에서 彼我艦艇交戰、廿五日潮岬砲擊、廿九日濱松砲擊、卅一日淸水砲擊

卅日에四十三機

敵艦上機邀擊戰果

【東京電話】卅日아침부터 [illegible] 敵艦上機의 邀擊戰果는 目下調査中인데 [illegible] 現在까지에 判明된것은 擊墜十六機擊破廿七機이다 [illegible] 地上火器만으로 十一을 擊墜하고 十八을擊破하야 地上의損害는 皆無 [illegible]

損害輕微、兵力蓄積

我制空隊戰果赫々今後의勝算絶大

【東京電話】內地各地에對한 敵의航空攻擊은 七月上旬以來 急速히 激化하야「마리아나」[illegible] 各基地의 [illegible] 編隊動部隊를 合하야 [illegible] 우리航空基地 生産施設 交通機關及 市街地를 執拗히 攻擊 [illegible] 戰力源의 破壞와國民의 [illegible] 本格的活動을 展開하엿다 즉 七月一個月間의 來襲敵機는 艦上機八千 B29四千을主로하고 艦上機一萬二千 [illegible] 二萬으로 一日平均六百六十機 [illegible]

의 多數에達하야 이때문에全 [illegible] 市街地、工場、艦船에 [illegible] 被害가잇섯고 多數의國民은 戰災를입엇는데 今回의 大本營發表는 우리 [illegible] 航空兵力의 [illegible] 明白히하고 本土決戰 [illegible] 우리 決戰 [illegible] 陛下에도 [illegible] 十決戰必勝을 [illegible] 空部隊는 敵의 [illegible]

敵潛苫小牧砲擊

【札幌電話】敵潛水艦一隻은 卅一日午後六時頃 [illegible] 苫小牧 [illegible]

敵艦上機의 來襲에當하여 [illegible] 擊墜十六機擊破廿七機이다

P51阪神에行動

【大阪電話】一日午前九時 [illegible] P51約廿機는 [illegible] 阪神 [illegible] 에分散侵入하야 [illegible]

敵陣混亂에陷入

我、空陸呼應猛攻繼續

[illegible]

부겐빌島依然激戰

[illegible]

重慶行政院改組

[illegible]

延安軍退却

[illegible]

將軍、全面的延安攻擊企圖

[illegible]

부르네이、미리爆擊

[illegible]

鐵道義勇隊發足

[illegible]

오네르보

[illegible]

重要地點突破急進

各處에서街道를分斷

緬甸

【緬甸前線基地報道班員「日發同盟」】시탕渡河部隊에呼應하야 [illegible] 街道分斷突破에進毅한 [illegible] 在의皇軍諸部隊는二十日 [illegible] 全面의攻擊을開始하엿다 目下 [illegible] 印度第十七師團 [illegible] 十九師의三個師나되여 [illegible] 依然制空權下에 [illegible] 激戰을續行中 [illegible] 南方二十키로 [illegible] 要地點을突破하야急進을續行하고잇다

彼我激戰中

【緬甸前線基地報道班員「日發同盟」】「카로우」[illegible] 道에서 우리 [illegible] 一部隊을 [illegible]

漢口邦人戰鬪態勢

【漢口二日發同盟】[illegible] 以來 [illegible] 米機의大[illegible] 十四歲以上의男子는 [illegible]

文化

文壇告白 ①

金村龍濟

[illegible] 文學의 [illegible] 作家의 [illegible] 오늘의 우리文壇은 [illegible] 싸우자 [illegible]

社說

知的水準의低下

京城에서施行된 [illegible] 現代의 [illegible] 知的水準이 低下되여잇 [illegible] 冷靜히생각하면 勿論 이가 [illegible] 靑年自身의 責任으로만 돌 [illegible] 國家의 [illegible] 그結果 [illegible] 知性과 [illegible]

天皇陛下

바·모우緬甸國家代表에御祝電

【東京電話】天皇陛下께옵서는 緬甸國家代表「바·모우」[illegible] 建國記念日인一日 [illegible] 御祝電을 御送達하옵시엇다

首相奏上

【東京電話】[illegible] 一日午前十一時 宮中에 [illegible] 天皇陛下께 [illegible]

郡面職員의出張

[illegible]

★新協樂劇團★

[illegible]

中央劇場 今日

絶讚！好評！絶讚！

劉忠烈

太陽の森

5日

若草劇場

(二) 昭和二十年八月三日 (金曜日)　매일신보　(第三種郵便物認可)　第一萬三千六百五十二號

敵、民心攪亂의 暴爆

列車와 白衣의 農民을 無差別 銃擊

西鮮來襲의 戰訓

【安州에서 金本特派員發】[illegible]

▲列車狙擊 [illegible]

▲農民狙擊 [illegible]

戰鬪準備되엇나

甘粕防衛顧問의 第一聲

[illegible]

惡質「데마」를 集中

敵謀略攻勢는 이제부터

[illegible]

朝鮮人에 對한 謀略

[illegible]

敵謀略宣傳의 內容

[illegible]

敗戰觀注入에 狂奔

[illegible]

今後敵이 取할 術策

[illegible]

義勇隊員의 나아 갈 길

實力養成이 義務

一層奮發 말보다 實行을

渡邊次長放送

[illegible]

木材生産에 凱歌

十九年度九三%、功勞者表彰

[illegible]

文人報國會役員改選

[illegible]

李家敦熙氏

[illegible]

生徒募集

公認 戰時食指導員養成所

[illegible]

疎開에 더 協力하라

[illegible] 自給圈을 確立

[illegible]

不合理한 點은 업나

[illegible]

轉任한 壯丁은 速히 屆出하라

[illegible]

元寇 (65)

第三章 [illegible]

李承萬 畵

[illegible]

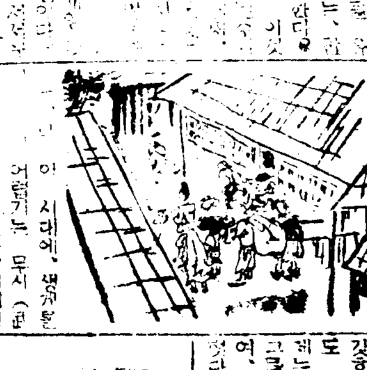

[illegible]

生必品適正配給하라

만약不足되면府서補充한다

[illegible]

應徵士援護美談

쓰러저가는집을部落民들이修繕

[illegible]

防空能力업는府民은

이달안으로곳疎開하오

[illegible]

戰時教育協議會

[illegible]

婦人會서 [illegible]

[illegible]

休日變更廣告

朝鮮百貨店組合員

丁子屋
和信
三越京城支店
三中井
平田百貨店

朝鮮育藥 [illegible]
東亞藥品社

대풍병 [illegible]

産婦人科 [illegible]

産婦人科
鄭學溶
桂洞入口
電光二〇七

製肥職工募集 [illegible]

賣土地 [illegible]

求コンロ製造機 [illegible]

[illegible]

每日新報

滲透企圖의敵陣을 夜襲、肉攻으로攪亂

果敢한邀擊、敵近接不能

보르네오

[illegible]

沖繩二敵艦을擊沈

[illegible]

四回의警報發令

敵機陽動戰術 北朝鮮도攻擊

[illegible]

卅八機를擊墜破

鶴見、川崎、立川에敵機

[illegible]

富津、羅津에 機雷를投下

[illegible]

社說

敵謀略의粉碎

[illegible]

割增金附定額三億

[illegible]

勤勞統率을確立

生産責任者에表彰·懲罰權附與

[illegible]

戰時勤勞刷新强化

[illegible]

敵機行動圈을擴大

沖繩基地에서南鮮連襲

[illegible]

B29約七十機로 富山附近燒爆

[illegible]

P51六十機阪神에

[illegible]

敵七機를擊墜破

九州地區의邀擊戰果

[illegible]

中小都市를燒爆

[illegible]

國民勤勞의完全戰力化

厚生省動員署長昇格을決定

[illegible]

海外片信

포쓰담會議終了

◇會談公報發表◇

[illegible]

建設輸送을完遂

保科軍務局長放送

[illegible]

文化

[illegible]

人事

[illegible]

[illegible]

職域、地域、特技隊別로 八日 詔書奉讀式

義勇隊總司令部서 要綱通牒

[illegible]

出動에無理가업게

不遠、國民義勇隊에勤勞動員命令

[illegible]

各驛의滯貨整理

[illegible]

四日開催 道幹部懇談會

義勇隊上下連絡

義勇隊員義徹底

各町詔書奉讀式에演士派遣

[illegible]

波田次長、平澤서訓示

[illegible]

外食券制

九月一日로 延期實施

[illegible]

家庭電熱器用

니크롬線代用品發明

[illegible]

疎開學童爲한 衛生講習會

[illegible]

《貿易爲한東洋侵攻 살아갈생각으로戰爭에나왓소》

敵俘虜의 白告

[illegible]

問 전쟁선과비교하야 현재의 국민생활에 변화는업느냐

答 전쟁경기(景氣)로 소시민과 노동자는 일반으로생활선도기 노왓것소

問 전쟁후에 경제대공황이오리라고 생각하시[illegible]

答 공황이오리라고 생각[illegible] 만니로서는 잘모르겟소

問 국내의교통상태는 어떠하냐

答 공전의혼잡상태를 이루고잇소

問 본국으로돌아가고 시픈냐

答 十六五회를 날르면 교대하야 귀국할예정이엇소 귀국에돌아가더라도 분하기짝이업소

問 일본사람을 어떠케생각하느냐

答 [illegible] 포로가되면 죽일것이[illegible]라고생각하얏느냐

答 제일선에서 포로가되면 죽이고 대도시나 후방에서보살리면 죽이지안는다고 생각하오

問 너의나라의 식량과 기타생활필수품은 군색하지안느냐

答 생활필수품은 전부 전표배급제도로되어잇스나 넉넉하지는못하오

問 나라를위하야 목숨을바칠생각으로왓느냐

答 아니오 너나업시 살아서돌아갈생각으로 전쟁에나왓소 나는 포로가되면 물론 살아서 돌아가리라고 생각하고잇소

藝能往來

라디오

5日 (土) 第一放送

[illegible]

夜 [illegible]

第二放送

[illegible]

國協高劇 6日 11日 [illegible]

한독수리 3막5경

동백꽃피는마을 3막6경

6日 [illegible] 第一劇場

元寇 (65)

朴泰遠 作　李承萬 畫

第三章 (七)

이러한 시절에 잇서서, 만약 사람들이 저마다 [illegible] 리상(理想)을 품고, 독실한 신앙(信仰)을 [illegible]

[illegible]

慶北 四十二戶가하마한뜻

肇國精神徹底한開華村을表彰

[illegible]

救護所擴允

[illegible]

山北面보리供出戰

[illegible]

義勇隊趣旨講演

[illegible]

국민배급始作

[illegible]

國民義勇學徒隊 結成式을 盛大擧行

[illegible]

救護陣도完璧

[illegible]

大邱學徒隊 三日에結成

[illegible]

長壽煙包裝廢止

[illegible]

燈火管制徹底하라

[illegible]

傳染病驅除運動

[illegible]

堆肥增産에

[illegible]

短信

[illegible]

"我等の戰場"

兩眼を失つてもなほ愛妻の介添で機械と取り組む男！感激と興趣の名篇封切迫る！

金一鍊 獨銀 崔雲 趙勇

朝鮮映畫社

工員募集

朝鮮硝子工業株式會社

製版職工募集

靈柩車一輛 葬儀用具及木棺

賣土地

工場監督、經理係

[illegible]

每日新報
京城府太平通一丁目 每日新報社 [illegible]

牛島沖繩最高指揮官 大將에進級

大田少將은中將에

【東京電話】沖繩本島來襲의敵米軍을마지하야 奮戰하기約三個月 敵에게多大한 出血을주어 드되어 六月二十日壯烈한戰死를한 沖繩方面 最高指揮官牛島滿陸軍中將及、海軍地上部隊指揮官 大田實海軍少將이 今番各々陸軍大將、海軍中將으로進級의 恩命을拜한旨 四日 陸海軍省에서 다음과가티 發表되엿다

陸軍省發表 (昭和廿年八月四日)

沖繩本島에 上陸한敵을邀擊하야 約三個月동안 [illegible] 六月二十日壯 [illegible] 方面 陸軍最高指揮官牛島滿中將에 對하야 今般다음과가티新令되엿다

陸軍中將 牛島滿

任陸軍大將

[illegible]

어壯烈한戰死를遂한 左記者는 今般 [illegible] 와가티 進級되엿다

海軍少將 大田實

[illegible]

肉彈、敵陣 [illegible]

大田部隊의單鬪經過

【東京電話】沖繩本島에敵이上陸한것이다 以下는 大田 [illegible] 中將指揮下海軍地上部隊의壯烈無比 [illegible] 戰鬪經過이다 四月一日 [illegible] 敵은 上陸以來 우리陸海軍地 [illegible] 上部隊의 [illegible] 激烈한 [illegible]

[illegible] 大田部隊는 全軍一丸 果敢한 激戰을 展開하야 四五의兩日에 敵兵殺傷三百名以上 戰車破壞數輛이라는痛打를주어 이를 陣前에서 粉碎擊退하엿다 [illegible] 突入戰 [illegible] 優勢한敵部隊도 [illegible]

[illegible] 突入을 敢行하엿다 그後十七八日頃 우리斬込部隊의 偵察에依하면 彼我의戰線은 犬牙錯綜하야 우리部隊는 分散하야 要地에依據해서 여기저기서 敵翻하고잇는것이 認定되엿는데 드되어全員壯烈한 戰死를하엿다 이最後의 激戰을 繼續하고잇슬지음 沖繩方面最高指揮官 牛島滿 陸軍大將은 大田中將에 對하야 再三小祿地區의戰線을 縮小하야 南部島尻地區의 主力에 合하도록 慫慂하여왓스나 大田中將은 戰線縮小를行하면 島尻地區에 敵의 重壓이一層、加重하야 그結果 우리에게 顯著히不利하게될것을 생각하고 드되어 그要請을듯지안코 小祿地區死守를決意하야 戰線縮小를 拒否하엿섯다 이리하야 大田部隊는 陸軍部隊와의 참다운共同作戰의 實을거두어 武人으로서至高至純한 戰死를하야悠久한大義에 살엇다

外 奏上

【東京電話】[illegible] 四日午前十一時 [illegible] 東鄕外相은 [illegible] 參內하야 天皇陛下께 拜謁 [illegible] 하고 所管事項에關하야 [illegible] 奏上하고 [illegible] 退下하엿다

船舶救難專門部隊

【東京電話】敵機動部隊 [illegible] 依然히 船舶救難에 挺身하고잇는 海의戰士에 [illegible] 海相으로부터「船舶救難隊」의 編成이下令되엿다고五日 海軍省으로부터 公表되엿다

低調極한歐洲再建案

龍頭蛇尾로終了한三頭會談

【東京電話】美英蘇三頭會談은 지난七月十七日부터열리엿던 「포쓰담」에서 지난一日로써 會談을終了하고 三國의共同宣言이發表되엿다 이宣言을全體的으로보아 于先 눈에띄는것은 宣言이極히低調하고 事務的으로 終始하여잇다는것이다 이는會談의途中에 英國首相의地位에서 「처칠」이 떨어저 [illegible] 頭會談의氣勢가 김빠진것처럼 되엿기때문인지도모른다 이를 二月의「야루타」會談에比較하면 이제까지의 會談時 [illegible] 印象이極히 稀薄한것을 否定할수업다

一、倫敦에 英米蘇佛重 五個國의 外相會議의設置가決定된것

一、新國際平和機構에中立諸國의參加를認定한것 但西班牙 [illegible]

[illegible]

포쓰담宣言要旨

[illegible]

三百機擊破

부겐빌島我軍勇戰繼續

週間戰況

海上部隊 七月十日以來約一個月동안 B25와 戰鬪機의連合으로 約二百機로부터 三百機가 九州方面에來襲하고잇섯는데 今週 [illegible]

[illegible]

注視하라北方의敵基地

我精銳部隊鐵壁陣으로待機中

[illegible]

보르네오

我肉攻、出血强要

敵戰意喪失籠城慴伏

【바리크파판四日發】敵은「사마린다」方面의 [illegible] 七月卅一日八月一日의 二百間 [illegible]

[illegible]

타라칸

敵兵의侵出阻止

【南方前線基地四日發同盟】 [illegible] 人員殺傷 四千八百五十七 [illegible]

[illegible]

敵六機를擊墜破

關東·九州의邀擊戰果

【前線基地四日發同盟】 [illegible]

[illegible]

社說

指導者의 [illegible]

[illegible]

聖戰完遂協力

蒙古決戰態勢强化

德王主席決意披瀝

[illegible]

文壇告白 ④

金村龍濟

모든 外部的 [illegible]

[illegible]

齋外科
院長 崔性寬
京城府 [illegible]

물갑음을 줄것

[illegible]

胃腸ロップ
蘇心
地球膏藥
アルボン
京城藥品工業株式會社

集團疎開學童의愉快한日課

現地報告

家庭生活가튼團欒

선생님指導로父母생각도잇고寢食

愉快한하로의日課

義勇隊結成의記念獻翼

定州郡民이陸軍에四十萬圓獻納

돼지감자로酒精을製造

金村洋志氏研究完成　化學半島의凱歌

世界的인發明

山口海軍大佐談

甘肅省一帶에大旱魃

皮膚泌尿科

地方綜合版

空襲下職場을死守하라

勤勞者敢鬪精神發揮의秋

地域國民隊親閱式

勤勞援護를强化

감자責任生産完成

稻熱病을積極的驅除

被害地에技師派遣코督勵

林産生産功績者

思想指導講演開催

疎開住宅三千戶

各郡割當決定

戰意昂揚促求

元寇 (68)

朴泰遠作　李承萬畵

第三章 (九)

結婚記念으로
國民貯蓄을實施

希望座
劇團 創立大公演
常綠島 4幕6場
若草劇場

新協樂劇隊公演
好評上演中
12日まで
美しき青春
海賊船
中央劇場

朝鮮殖産債券償還公告
朝鮮殖産銀行

外科病院

京城府
外科醫院

城北病院

慈祥局

工員募集

文耳鼻咽喉科

料理人急募

事務員採用

賣土地

馬丁

畫家

每日新報

我軍敵陣地를奇襲

밋치 完全占領

탄크완 『페크』도失陷危機直面

緬甸

[illegible]「시탄」河를 渡河한 別動部隊는 二十八日早朝「밋치」西方高地에 依據한 敵을 猛攻하야 드디어 同地를 完全히 占領하엿다 다시「밋치」方面으로부터 攻勢를 取한 우리 有力部隊는 二十四日「탄크완」(롱그東方四十九키로)을 猛襲하야 同地區에 잇던 約一百의 敵을 擊退하고 이를 占領하고 [illegible]

敵軍潰縮後退中

渡河部隊猛進

[illegible]

뉴기니아

果敢反擊出血一萬

[illegible]

社說

戰時勤勞强化

[illegible]

亞細亞의運命 (上)

香山光郞

[illegible]

沖繩三飛行場猛攻

我新銳陸軍爆擊機隊奇襲成功

[illegible]

颱風後에敵虛勢를衝擊

沖天하는火柱十五本을確認

[illegible]

九州各地來襲

[illegible]

一機擊墜

房總南岸에서

[illegible]

關東地區侵入

[illegible]

敵潛水艦擊沈

犬吠崎南東方

[illegible]

B29群馬地區來襲

[illegible]

本土上空에서B29八機擊破

偉勳, 奇襲生還의川村春雄大尉

[illegible]

中部軍管區에行動

[illegible]

敵機南北鮮來襲

[illegible]

進退兩難의重慶

延安軍政治的으로斷然優勢

[illegible]

重慶紡織爭議頻發

[illegible]

藝能界에要望

[illegible]

公眼科

入院室完備
李聖鳳小兒科
林洞町入口東角
電光(3) 3 2 1

劇團高協
11日 6日
동백꽃피는마을
흰독수리
第一劇場

勤勞援護에 萬全策

送金便宜、戰災保險、家庭相談等

第一선장병의 뒤를 받들겟다는 열의로서 생산전열로 진군하고잇는 영예로운징용자들과 그 가족을 알뜰하게 원호하는 [illegible]에 미소를 띄우게하고저 조선근로동원원호회(朝鮮勤勞動員援護會)에서는 [illegible] 각도사회주사(各道社會主事)회의를 개최하고 여러가지 주요[illegible] 미소노(水野)주사와 [illegible] 가로주사가참 [illegible] 오다(織田) [illegible]

▲勤勞者의 戰災保險加入 [illegible]

▲地送心勤勞者의 送金 [illegible]

로자들을 내어보내인 각가정의 생활여건을 잘보살펴 [illegible] 교를 보도(輔導)할수잇도록 이번 [illegible] 로자가정의 상담역이될 [illegible] 상담소를 설치하기로 되엇스며 이를운영하여 조흔 성과를 거두도록 하엿다

國民의軍歌懸賞募集

[illegible] 국민의사기를드높이기위하야 전국의각 신문사와 일본방송협회주최로 『국민의군가(軍歌)』를 현상모집 하기로되엿다 작품은 가사(歌詞)와 곡조(曲調) 어느것이나 다응모할수잇스며 마감은 八월十五일까지이며 보내는곳은 동경도 [illegible] 지마치구 [illegible] (日本) 국민군가모집계 [illegible] 로 보내면된다 그리고 입선하가사 각각 [illegible] 진상한다

後輩들도戰列로

前線半島勇士가激勵文

중지(中支)일선에서 활약하고잇는 반도출신황군용사가 조국의 [illegible] 체험을 토하야 황군으로서의 감격과 결의를 후배에 전하야 후배를 격려하고잇다 중지 파견아라시(嵐)부대 마쓰오카(松岡昌彥)一등병(陰城郡[illegible]出身)은 『천황폐하의 대명을 받자와 국가의 간성이될 수잇는것은 二천六백만반도민중의 최고의 광영이다』라는 감격을 피력한 혈서와 함께 반도청년에게 호소하는 일문을 조선군보도부에 보내어왓다 그요지는 다음과 갓다

우리는 하로라도 빨리 이전쟁을 이겨내어 대동아공영 [illegible]

大自然품속에서

①즐거히커가는小國民

疎開 明朗

산드락딱、산드락딱、[illegible] 기운세게 하기 [illegible] 비는듯 [illegible] 어제부터 다시 새아낫는 [illegible] 지、스님의 독경 [illegible] 하교듯는 [illegible] 머니사시는 [illegible] 라 [illegible]

어제밤、그리도우리에든귀 [illegible] 산봉오리 [illegible] 이른아침 [illegible] 어느순에서 울엇든고? 한구름은아침해를면저밧고보리빛으로물드려진봉오리에절려잇다

[illegible] 안개는틀 [illegible] 이마다피여올라사아래마을을가리고이틀모를새소리와합창이한업시마음을가볍게한다 어

[illegible] 하고 [illegible] 아이들은 아버지、어머니게신쪽을향하야 아[illegible] 맹서하는[illegible] 하로가서야된다 다홀넘마다、처럼 반짝어리고 풀은대기가 이머니의손길처럼 아이들의 머리칼을 이루만신다 한 [illegible] 여드티 [illegible] 다、대자연은 [illegible] 들의 어머니다 이위대한 품속에서 [illegible] 무럭무럭 사라난다

必勝國民道義心發揚은

各自의誠意와努力으로

白川基昊氏

[illegible] 것이 되고、 [illegible] 국민의 [illegible] 이전 [illegible] 양이 [illegible] 국민도의심이 보다 [illegible] 어려운고비를 [illegible] 나타난것이다 어렵고괴롭다 고 생각이들때에는 제일선장병의 수고를 생각하고 스스로반성할 필요가 잇다 제일선장병은 사람으로는 감내할수업는 고초를 겪을때도 말하고한다 사람의상성으로 [illegible] 으로 어려운조건을 극복하지안흐면 아니될것이다 이상에서 독선자연하고남의결함만을 지적한것가튼 언사를 느리노왓는데 전시국민의 보건위생과직접관련하는 직무를가진 우리의사로서도 반성할점이 만타고 생각한다 최근의 사의 도의심을 의심한다는말을 각금 듯는데 이것은 의료자재가 부족한 까닭요 환자측에대한 성의가 부족한탓이라고는생각지안는다 따라서 의사도 의료자재의부족만을구실로삼지말고 성의와 노력을 애끼지말것이라고 자성하는바이다 병난후의치료보다도 예방의학에주력하는것도 오늘날의사의한사명이라고 생각한다(筆者는醫師)

오다(?) 8日

夜 第一放送 六、〇〇 國民時間 [illegible]

夜 第二放送 [illegible]

大同郡廳火災

【平南支社電話】 九일오후 十一시경에 대동군청(大同郡廳)이층에서불이나서 동청사한채(二백五十평)가 전소되고 六일 二시三十분경에 진화되엇다 때마침달려온 군청원들과 서평양(西平壤)경방단원들의 필사적노력으로말미아마 소관서류등은 거의다꺼내엇는데 출화원인과 손해는조사중이다 그리고사무는 우선기림국민학교일부를 빌어보기로되엇다

[illegible] 세지원신임무요 사명이다 반도청년들은 황국의 정세를 달관하고 전장으로달려오기를선배들은고대하고잇다

劇團 希望座 創立大公演

國民文學所載 咸世德 [illegible]

常綠島 4幕6場

朴春明演出 ● 金貞桓装置

出演 陣 ● 梁白明 ● 韓殷珍 李化三(普成出演) 外數名

6日晝夜 若草劇場

府政

傳染病豫防에全力할터

緊急問題로大邱府尹과問答

【大邱】싸우는二十二萬대구부민의당면한여러가지문제에대해우에노(上野)부윤에게다음과갓치一문一답을하엿다

【問】이지음 부내의 청소작업은 가위수면상태로 부내 어느곳을 가든지 쓰레기가 사뎀이갓치싸이여잇는데 특히 여름장마철에잇서서 부민의위생상견지에서 매우재미롭지못한일인바 이에대한대책여하

【答】종래에는 진개물집적소가 부내에도곳밧게업섯는데 압흐로 이것을각련합회별로 한곳이나 혹은 두곳을설치하고 애국반원을 동원하야 청소작업을 근일중으로 실시할방침이다 그리고 부에서는 주로변소처치에만 전력을다할터인바 이에대한 소운반도구의자재도 지금확보되여잇다 그리고 특히지금은 전염병발생의 위험시기인만치 예방주사를 위선환자가 발생된 부근에먼저 실시하고 림시청결도곳실시할방침이다 또지금은 약품이귀한만치 부민은위생에특별이주의하는동시 금년가을에는 약초(藥草)를만히준비하기바란다

【問】소개구역안에 개인의건물로서도 아직남아잇는것이잇는데 남겨두는 리유는?

【答】남아잇는것은 공공단체이외의것은 려관이 몃군데잇는데 이것은 그부근이원래려관이만흔곳임으로려관을전연업새게되면 외래자들의 숙박이 큰문제임으로 이것은 도당국의 방침에따라 남겨두게된것이다

【問】소개지의 정지공사는언제나실시하는가

【答】그동안 비가자진관계와 그외여러가지사정으로 느저젓는데 불일내로 실시할예정이다 그리고 정리하는내용은 먼저방공도로와 대피소를설치하고 남어지는소채를심도록할예정이다 [illegible]

【問】소채공지가 지금상당히 잇슴으로 금후부터는 [illegible]

【答】 [illegible]

邑面書記事務變更

一年內에斷不容許

【大邱】결전행정기구의 최말단기구인 읍면직원의 사무운영에 최선을기하자면 먼저 각자의 담당한사무에 숙달해야하겟슴에도 불구하고 읍면서기들의 부담사무변경이 너머 [illegible] 기의 담당사무변경을 一년이내에는 절대로행하지못하게 [illegible] 김(金)지사명의로 [illegible] 하엿다

慶南、北兩道鄕軍

聯合支部結成式

【大邱】이번제국재향군인회규정이 개정됨에따라 경남북양도 재향군인회의 통합기관으로서 대구시관구(師管區)에 그런합지부를 신설하기로되어 오는八일 오전十一시 대구[illegible]에서 그결성식을 엄숙히 거행할터이다

義勇戰鬪隊模範地區

金海邑等三個農村을指定

【釜山】부산구사령부에서는이번 국민의용전투대모범농촌지구를 지정하고저 준비중이든바 김해군김해읍(金海邑)과 창녕군남지면(南旨面)、밀양군상남면(上南面)을 그후보지로 [illegible] 곳은 지착、하동、함안、의령등각지이며 제一양호한곳은양산군으로백퍼센트에가까우며 [illegible] 성적이양호할것으로보인다 각각지정하고 지도에착수하기로하엿다

遺家族에게

製莚機寄贈

【聞慶】문경군산북(山北)면에서는 군인유가족 원호에 유감업기를 기하고잇거니와 금번에는 관계가족중특히 [illegible] 필요한 가정에 제연기(製莚機)일대를 기증하야 생업부조(生業扶助)를 도모하게되엿다

鄕軍店村分會新設

【聞慶】문경재향군인분회소서는 징병제실시에의하야 회원격증에따르는 운영의만전을기하고저 남부六개면(店西南水[illegible])을 새로히점촌분회(店村分會)로 신설하기로되여당국의적극적지원을바더 준비도 오는八일에 성대히거행하기로되엿다

麥供出二割五分

梁山郡은거의完了

【釜山】경남도내의보리공출은 불순한천후관계로 출회가순조롭지못하야 지난三十一일현재 예정의二할五부밖게완료치못하엿다 그중에도성적이조치못한 [illegible]

感心한老婆

拾得金四百圓屆出

【釜山】김에서주은 돈四백원을 경찰에게출한 김[illegible] 성직(?)—부내좌천정八〇九번지 쓰끼가다(月形후미요)로파는 [illegible] 오전十시경전 [illegible] 청서를 부전지생활마에제출하야 구입권을바드면된다

金海邑面長會議

【金海】김해군에서는 지난[illegible] 오전九시경에 관내읍면장 [illegible]

乙種合格者

全部訓練所에入所

【釜山】소화십구년도 징병검사에 을종합격을 한 조선인장정중 국민학교에 취학치못한 미취학장정은 오는八월二십일부터 [illegible] 간 [illegible]

勤勞援護指導

【聞慶】문경군산북(山北)면에서는 오는[illegible]일까지의 근로(勤勞)[illegible] 관호주가정시를 [illegible] 총동원하야 [illegible] 부락상회(部落常會)[illegible] 권호정신보급 [illegible] 도 보하고잇는중이다

病者에게

쌔터配給

【釜山】[illegible]

短信

◇[illegible]

◇敎育[illegible]

물인지、술인지

犯則[illegible]方針

【統營】[illegible] 술이 [illegible] 더구나 근로전사에게 [illegible] 금후는 [illegible] 엄중한 [illegible]

謹告

[illegible]

每日新報金山[illegible]所

元寇 (69)

朴泰遠 作 李承萬 畫

第三章 (十)

『나의렛구』은 조국의 현상을 크게 근심하여、장래를 [illegible] 열마동안 [illegible] 경장(經藏)안에 들어서、열장(閱藏)에 전심한 다음、마침내 비분강개한 심정을 몰서 우에다 토로하니、이것이 곳 유명한 『립정안국론(立正安國論)』 이다。

그는 이글을、당시의 집권인 호-조-도끼요리(北條時賴)에게바첫다。

이 일대로책(一大論策)은 뭇、그외 립종(立宗)의 대본(大本)으로、삼재칠란(三災七難)의 [illegible] 에 [illegible] 보냇다。

(伊豆伊東)쌍으로 귀양을 [illegible] 하여 이를 불살라 버렷다。 [illegible]

그러나、이로 말미아마、다 시 [illegible] 의 결심은 더욱 굿고、역량은 더욱 [illegible] 어제도 오늘도 경창 [illegible]

世나 세상은 어데까지나 [illegible] 여 [illegible]

藝能往來

朝鮮文人報國會에서는 役員을 다음과가치 追加發表하얏다

▲常務理事 金村八峰 ▲[illegible] 員 山田榮治 吉田[illegible] 辛島[illegible]

朝鮮樂劇團公演

時代伸作 [illegible] 演出

樂劇 金の國銀の國 全[illegible]

[illegible] 作曲 [illegible] 演出

音樂劇 熱砂の花園 全七[illegible]

8月9日夜間より 東洋劇場

李容謙內科

京城竹添町五丁目

(赤十字病院前[illegible])

和木 半島ホテル六[illegible]

タイピスト募集

事務員採用

ミシン裁縫工員[illegible]

貸土地

料理人急募

疎開

工場監督、經理係[illegible]

林野賣却

看護[illegible]

肺病

買[illegible]

觀相

蓄音[illegible]

女中

賣家

敎員

疎開 [illegible]

每日新報

大詔奉戴日

詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭 [illegible]

御名御璽

昭和十六年十二月八日

帝國海軍魂의精華

伊藤司令長官先頭로突入

優勢한敵艦隊에 壯烈肉攻決行

沖繩、海上特攻隊殊勳全軍布告

[illegible]

布告　第○海上特別攻擊隊

[illegible]

昭和二十年七月卅日　聯合艦隊司令長官　小澤治三郎

空前「艦隊의肉彈」

全兵力을들어總攻擊

[illegible]

伊藤中將、大將에

【東京電話】海軍省公表(昭和二十年八月六日) [illegible]

海軍中將　伊藤整一

任海軍大將

[illegible]

社說

空襲下의汽車旅行

[illegible]

總監、黃海道에

冒雨巡視코無事歸城

[illegible]

艦群捕捉二隻擊沈

我潜水部隊中部太平洋에서猛威

[illegible]

보르네오

我彼白兵戰展開

[illegible]

九州各地來襲

[illegible]

關東地區侵入

[illegible]

關西、中國에來襲

[illegible]

今治에敵機攻擊

[illegible]

羅津에機雷投下

釜山近海와[illegible]

[illegible]

海外片信

[illegible]

幕僚

[illegible]

隱忍

[illegible]

協力

[illegible]

傳統

[illegible]

提督

[illegible]

農村의衣類配給

[illegible]

强襲

[illegible]

邦人을米國에移送

[illegible]

輕金屬生産推進會議

[illegible]

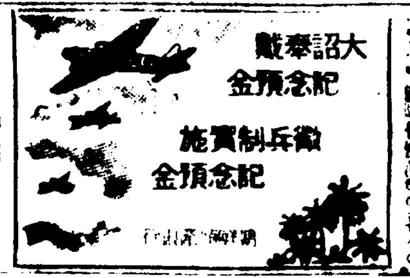

大詔奉戴記念貯金
徵兵制實施記念貯金
[illegible]

胃腸ロップ
心蘇
地球膏藥
アルボン
京城藥品工業株式會社
朝鮮[illegible]株式會社

朝鮮도稅制를改正

新興所得層과遊興方面의稅率引上

九月一日實施

[illegible] 위하여서는 국민의 [illegible] 수하지안흘 [illegible] 사람이가진 모든힘을 그대로 [illegible] 바치어야할것은 [illegible] 지난번에이통과 [illegible] 전시기급조지법이 발동된것인바 이 조선에의하여 조선에서는 세제(稅制)의 개정을보게되리이다 미소다(水川)세부국장은 지난번 국정회의서상에서 세제의 적성을기하고저 [illegible] 보고하엿는바 비록 구체적으로 [illegible] 잇스므로 九月一日부터 실시할 예정이다 그런데 이에앞서 내지에서는 이미 세제를 개정하여 실시하고잇스나 내지와 사정을 달리하고잇는 조선으로서는 곳 그대로 [illegible] 그러나 이번개정세제의목표하는바는 결전재정(財政)의부담균형을꾀하고 부동구매력을흡수하여 오로지 [illegible] 전력증강에돌리는데잇다 즉 [illegible] 소위신흥소득층 [illegible] (遊興飮食稅)에대한세율(稅率)을올리여 부동구매력을흡수하도록하며 요리점 기타오락장소의유흥세(遊興稅)등을 더올리기로되엇다 그리고 종래 [illegible] 대중식당에는 [illegible] 그치게할것은 물론인데 이외의방면에도 법인(法人)이고개인이고 종래에비하여 소득이느는편에는세금부담을더시켜 전시의부담을 균형시키도록하기로되엇다

[illegible] 회제에올리 즉석에서 만장일치로결정이된것이다 「대기」는 수중에잇는대로 아무것이고 [illegible] 모텟이나 쓰기로되엇다 그리고 의용대모표(帽標)는형식에치우침으로 만들지안키로되엇다

國民同志會

各道에支部

조의원호와 옹정사가 청소년부인 [illegible] 층의지도게몽을하고서 탄생한 부내종로一정목五六번지 동지회(國民同志會)에서는동지회운동의전면적전개를 꾀하기위하야 각도에지부를결성키로하고 오는十일부터 중앙간부들이 각도로파견될터인데월말까지에는 각도에지부조직을 [illegible]

國語懸賞論文當選

조선문인보국회(朝鮮文人報國會)에서는 「전쟁과 신문학(新文學)의방향」이라는 제목으로 국어현상논문을 모집하엿든바 다수의 응모작품이잇서 엄선심사한결과 다음의당선작품이 결정되엿다

▲一等 (該當者無) ▲二等 京城府南大門通三丁目 [illegible] ▲佳作 咸興府 [illegible] 金本宗熙 ▲同 江原道伊川郡伊川邑 伊島 [illegible]

必勝의食糧을確保

不遠國內戰場化에對備增產要項發表

[illegible] 향도결전을 전제로 국민의 [illegible] 용대결성따 발을마추어 반도의각부문은 적전총무장을 가추고잇거니와 농촌역시전투태세를가추하의 [illegible] 어 필승식량을반드시확보하고저요시히 총독부에서는 국내전장화에따르는 식량증산대책요항을입안하고잇는중이다

목표는

(一) 농촌의방위태세를정비강화할것

(二) 경작지의교환분합(交換分合) 및 원거리경작지의정리강화

(四) 도시소개자및전재자에대한귀농지도(歸農指導)등의 [illegible] 가지로되어잇다

(一) 部落共同作業＝부락공동작업반의 [illegible] 더욱미처 활발하게 전개시키는 동시에 동력이소를 증설하야 부녀자들의 노무력을 적극적으로 활용하고 공동작업반은군(郡)혹은도(島)에잇는 농업증산보부의 지령으로 새에따라서는 기동적인 이동작업을하며 확도 동원도 더욱철저히 강화하려는것이다

(二) 農村의防衛態勢＝지금까지시행해오든 여러가지농촌비상태세를 더욱강화하는동시에 어떤부락이 적의공습혹은 그밖에 전재(戰災)로말미아마 일손이 부족하게된 경우에는 군혹은도에잇는농업증산본부지령에의하야 [illegible] 소와농구등을 [illegible] 비상조치 [illegible]

(三) 耕作地의交換分合＝소화十九年도부터 실시해오든분산경지(分散耕地) 정리를한층더시급히 실시하야게획년도를월씬단축시키는 동시에 지주자신이 직접농지를관리하는 경향을철저히시키기위하야 [illegible] 지주를 [illegible] 잇는 경작자 [illegible]

(四) 歸農指導＝소개자와전재자들에게 농사를짓게하야 필요식량을생산에 매지시키려는것이다

白外科病院
院長 白麟濟

食糧增產戰士로

疎開、戰災者動員計畫

도시방위는 방공요원들에게 가지종류로나누어 농사를짓는데종사이될수잇는 집에는영농자재와자금을빌려주어 농사를 [illegible] 약시골로소개를하는 소개자를시키고 부녀자와 어린애밧게 [illegible] 업는가정에는 적당히동원하야 [illegible]

乙種合格의壯丁

廿日부터入營準備總訓練

[illegible]

義勇隊旗決定

[illegible]

軍人同樣의榮譽

船舶救難義勇戰鬪隊誕生

[illegible] 선박의요선구대에 구난사업으로는수십구세히 [illegible] 선박구난사업(船舶救難事業)에 [illegible] 선박구난마게사업에 [illegible]

女子義勇隊員에取初功勞章

[illegible]

大麻의葉에서鎭痛劑

平丘發雲君苦心研究의凱歌

[illegible] 마(大麻)의 닙으로 새진통제를만든다는것인데 종래의원료인 「보루히네」와 [illegible]

江本大佐夫人

[illegible] 좌에모도(江本)[illegible] 부인노부에(信枝)여사는부내종로구명륜정(明倫町)三정목一五三번지에서 신병으로료양중六일오후세시에 서거하엿는데향년은五十四세이다 [illegible]

오늘의 라디오

9日

第一放送
夜 午後七·00 國民時間 [illegible]

第二放送
夜 [illegible] 國民義勇隊員 [illegible]

元寇 (70)

朴泰遠作 李承萬畫

第三章 (十一)

[illegible]

慶備

二百七十萬隊員總進

國民義勇隊出動要綱을決定

【大邱】전국의요청에 [illegible] 이결성을보내고진군호령을내리기하고잇는국민의용대에 [illegible] 중요물자의증산 공습피해의복구 도시와공장의소개 수송신구 등기타 경방활동에의하야 지의구축 [illegible] 국민의용대의출동에 [illegible] 북도에서는 위용대의 출동요령을결정하야 三백七十만대원의총진군의 방향을명시하엿다 그런데국민의용대의 출동하는 종류는 특별출동과 통상출동의두가지인데 [illegible] 업무는다음과갓다

一、방위 식량 기타중요물자증산 공습 복구 도시와공장의소개 중요물자수송에관한공사나 작업으로서긴급을요하는것

二、신지구축 병기 탄약등의보급 육해군부대의작전행동에대한보급

三、방공 소방기타경방활동

敵前訓練開始

釜山義勇隊서實施

【釜山】매일가치적기의 침습을바더 어느듯 상재전장화한 부산의 적전방위를 철통가치하지안흐면안될이때에 부산부국민의용대에서는 금八일 [illegible] 하야 매월八일마다 부의용대 [illegible]

釜山에砂糖配給

【釜山】더운여름철에 부산부민에게 설탕을배급하여주겟다는희소식……즉 오래동안조선의이업서든 설탕배급은 [illegible]

報奬物資를公平分配

道에서各郡에거듭通牒發付

【大邱】경북도에서는 보리공출전개직후에잇서서 농민들의 노고에보답하고저 여러가지보장물자를 지급하고잇는데 도당국에서는 [illegible]

建物疎開補償金

今月中旬頃에는支拂

【大邱】정세가기박함에따라방위태세에 완벽을도하고저 당국의방침에따라 오래동안정들어살아오든 주택을헐게된 건물소개자들에대한 소개보상금은하로바삐지불하야 [illegible]

全南學徒健康管理

【光州】 [illegible]

電擊的으로査察을實施

疎開者는糧穀通帳을整理하라

【釜山】요지음 동은 부산으로부터소개하야 부외로전출하는 [illegible]

橫穴壕를急히파라

府尹署長이府民에檄

【大邱】 [illegible]

國防獻金[illegible]【淸州】

[illegible]

民間指導

動員會同

【淸州】 [illegible]

漆谷郡을表彰

보리供出第一着

【漆谷】 [illegible]

往來

[illegible]

朝鮮樂劇團公演
金の國銀の國
熱砂の花園
月9日夜間より 東洋劇場

觀水醫院
光化⑧1750
皮膚泌尿科

金小兒科
院長 金榮澤

朴泳敎
朴科
197

靈柩馬車一般
葬儀用具及木棺

金剛製藥所

男女製藥員募集

半島ホテル六二〇號
和木

タイピスト募集

事務員採用

ミシン裁縫工員
[illegible] 衣料工場

疎開
[illegible]

林野賣却

敎員
[illegible]

每日新報

京城府中區太平通一丁目
發行所 株式會社 每日新報社

李鍝公殿下

七日廣島서御戰死

【東京電話】宮內省發表（八日正午）李鍝公殿下께서는 再昨六日 廣島에서 作戰任務 御遂行中 空襲에 依하야 御負傷하시어 昨七日 戰死하시엇다

李鍝公殿下（陸軍少佐時代）

[illegible]

定例閣議決定事項（七日）

一、政府職員共濟組合令 [illegible]

[illegible]

敵新型爆彈使用

廣島市에被害

【東京電話】大本營發表（昭和二十年八月七日十五時三十分）

一、昨八月六日 廣島市는 敵B29少數機의 攻擊에 依하야 相當한 被害가 發生하엿다

一、敵은 右攻擊에 新型爆彈을 使用한 듯하나 詳細는 方今調査中이다

敵戰局打開焦躁

非人道兵器로殘忍性暴露

【東京電話】六日午前八時頃敵B29少數機는 廣島市에 侵入하야 [illegible]

[illegible]

樞密顧問官

芳澤謙吉氏

【東京電話】政府는 [illegible] 芳澤謙吉氏를 [illegible] 七日午後五時十五分 宮中에서親任式을執行하엿다

內閣辭令（七日）

樞密顧問官 芳澤謙吉

[illegible]

社說

壯·海上特攻隊의偉動

[illegible]

B25一機를擊墜

釜山、木浦、群山에敵機

[illegible]

英機參加京濱來襲

【東京電話】B29一[illegible] P51約四十機는 [illegible]

[illegible]

敵機敵潛을屠戮

基地荒鷲敢鬪를繼續

[illegible]

豊川附近을爆擊

【名古屋電話】七日午前九時三[illegible]

[illegible]

民衆熱誠에副應

南方軍、東印獨立委員會設置同意

【昭南七日發同盟】南方軍은昨年九月七日帝國의東印度獨立容認[illegible]

[illegible]

南方軍發表（八月七日正午）

[illegible]

聖恩에恐懼

스카르노最高指揮官의告諭

【스마트라〇〇基地七日發同盟】[illegible]

[illegible]

亞細亞의運命（下）

香山光郎

[illegible]

軍需生産飛躍增産에期待

八十工場事業場十五日管理指定

[illegible]

工場管理規程制定

造船規程은廢止

[illegible]

德島聯隊區司令官

伊丹少將等發令

【東京電話】陸軍省發表（昭和二十年八月七日）

[illegible]

海外片信

◇米國務省改組◇ [illegible]

◇森·羅·芬과國交再開◇ [illegible]

[illegible]

配給의道義

[illegible]

定例局長會議

[illegible]

朝鮮賣藥

[illegible] Y.50

東亞藥品社

[illegible] 1413 [illegible] 31513

14日より

萬樂劇團創立公演

牧場の歌

新緑[illegible]

[illegible]座

輸送機關을目標로 乘客노리는敵暴惡

첫재 旅行自肅、車內에선沈着히行動

[illegible]

特配 煮畫부처서 된장간장補買收

[illegible]

貯蓄에 一層奮發을

第一四半期戰果 卅五億目標의 一割四分

[illegible]

職域과 地域貯蓄

重複되지안케하라

[illegible]

第五回의割增 金附償金抽籤

[illegible]

人員集團疎開는 職域에만限한다

[illegible]

本社寄託獻金（七日）

[illegible]

電話回收進捗

近近第二次로撤收

[illegible]

疎開와戰災者 滿洲移植計畫

[illegible]

集團診察 京畿道防疫에萬全

[illegible]

皇軍將兵慰問 南鮮에慰問團派遣

（사진은 [illegible]）

[illegible]

同胞愛로戰災者援護

釜山府國民生活援護會設置

[illegible]

空襲時에

[illegible]

農村防衛에도萬全

慶北道防衛本部서 [illegible]

[illegible]

京畿警察隊强化

[illegible]

入營記念獻金

[illegible]

軍務公用者奉告祭

[illegible]

貯蓄積極

[illegible]

우리는이렇게싸웠소

[illegible]

國民校生水泳會開

[illegible]

싸우겟다·이길때까지

女子挺身隊員의 [illegible]

[illegible]

國民學校兒童의 [illegible]

[illegible]

元寇（71）

朴泰遠 作 李承萬 畫

第三章（十二）

[illegible]

[illegible]

오늘의 夜

第一放送

[illegible]

第二放送

[illegible]

劇團 希望座

創立公演

[illegible]

絶讚公演中！『常綠島』4幕6場

12日まで 若草劇場

朝鮮樂劇團 公演

金の國銀の國

熱砂の花園

8月9日夜間より 東洋劇場

耳鼻咽喉科

韓基澤

京城和信裏

電光 671

白内科

院長 白川基昊

電光 3439

光化門

小兒科

朴容來

電光 2156

洪外科

院長 洪[illegible]

[illegible]

皮膚 泌尿科

高[illegible]

電光 三六七八

金剛製薬所

男女[illegible]

タイピスト募集

ホテル[illegible]

時計

女中

[illegible]

每日新報

李鍝公殿下御英靈

八日京城에御歸還

【中央電話】陸軍省發表（昭和二十年八月八日）

陸軍中佐李鍝公殿下께서는 일직부터 軍參謀로 御勤務中이시는바 八月六日 作戰任務御遂行中에 廣島에서 空爆에依하야 御戰傷하시어 翌七日御戰死하시었다

[illegible]

御略歷

[illegible]

痛惜、敬悼에不堪

總督謹話

[illegible]

全軍御武勳敬仰

軍司令官謹話

[illegible]

御弔問使를御差遣

【東京電話】[illegible]

沖繩北飛行場連襲

我新銳陸軍爆擊機隊戰果擴大

[illegible]

社說

李悼李鍝公殿下

[illegible]

오나르보

肉攻、敵打擊甚大

부카島의密林遭遇戰

[illegible]

敵飛行場炎上爆發

我突擊隊敵據點에浸透

[illegible]

編隊釜山鎭海來襲

我方一機擊墜

[illegible]

四國中國에戰爆

[illegible]

八機擊墜

大鳥島에서

【中部太平洋基地八日發同盟】[illegible]

B29一機擊墜

[illegible]

十一機를擊墜破

帝都來襲敵을果敢邀擊

【東京電話】[illegible]

敵米의無差別爆擊을非難

中立國瑞西紙停止勸告를主唱

[illegible]

敵太平洋作戰混亂

[illegible]

B24「마캇살」盲爆

[illegible]

海外片信

포쓰담會談

未決定事項

[illegible]

烽火管制의再會

[illegible]

文化

담배①

金南天

[illegible]

金河裕外科病院

[illegible]

松井少佐

軍人物

[illegible]

哀愁에잠긴雲峴御本邸

無言의御凱旋

御靈柩"老安堂"에奉安

존대하신국아래 [illegible] 군부에 어진대하시든옥군중좌리우공전하(李鍝公殿下)께서는 八일오후세시반 [illegible] 히로시마(廣島)에서 작전임무수행중에 [illegible] 七일드디어 전사하시엇다 어유해는 八일오후 [illegible] 운현(雲峴)어본저가 [illegible] 이슬픈소식을 [illegible] 一천六백만 반도동포는눈물로 [illegible] 전하의 생전의 어훈덕을 우르러 경모하는마음이 [illegible] 최후의 승리를차지하는날까지 싸우고 또싸워 고전하의 위하을 가펴드리고야말 맹서로 폭발하는것이엿다

◆

奉悼의半島山河

봉도의빗 반도의산하에 [illegible]

仁慈하신御遺德

乘馬、繪畵즐기신御日常

御小冊記帳

滅敵으로御英靈에奉答

士官學校當時御精勵하시든殿下

長部 星長 報道 [illegible] 談話

[illegible]

儆新校動員學徒에感狀

경신중학교(儆新中學校) [illegible]

華僑가弔慰金

阿波丸遭難遺族에

水稻發育指導에

水原農專生들을動員

京畿道

금년도경기도내 벼의발육상황은 [illegible]

國民同志會各道

派遣役員들決定

朝陽鑛現業員徵用

疎開學童衛生保健策協議

疎開學童身體檢査

第五回割增附定預

地域別特等當籤率

萬圓을寄附

義勇奉公새盟誓

八日全鮮서大詔奉戴式

八일오전 [illegible]

海軍武官府

義勇隊發進

男女軍屬募集

元寇(72)

朴泰遠作 李承萬畫

第三章(十五)

[illegible]

陸軍軍屬緊急募集

第五回割增附金 [illegible] 當籤番號廣告

[illegible]

每日新報

蘇聯軍越境攻擊

日滿軍自衛上交戰中

【東京電話】大本營發表（昭和二十年八月九日十七時）

一、八月九日零時頃부터蘇聯軍의一部는東部及西部滿蘇國境을넘어攻擊을開始하였고 또그航空部隊의各少數機는同時頃부터北滿及朝鮮北部一部에分散來襲하였다

二、所在의日滿兩軍은自衛上이를邀擊目下交戰中이다

【[illegible]】關東軍發表（昭和二十年八月九日[illegible]）蘇聯軍은八月九日零時十分부터不法하게도我方에對하야東部正面에서地上攻擊을開始하고同時에各少數機로써滿內要地에爆擊을開始하였다

北鮮不法越境

朝鮮軍管區司令部發表（昭和二十年八月九日十二時）八月九日未明부터北鮮日蘇國境方面에서蘇軍의不法越境이있어서小紛爭을惹起中이며 少數의蘇聯機는北鮮要地에對하야爆擊을하였다

滿洲各地空中攻擊

【[illegible]】八月[illegible]

[illegible]

滿蘇國境全面侵略

【新京九日發同盟】關東軍發表（昭和廿年八月九日廿三時）蘇軍은그後滿蘇國境全面에걸처不法侵略을强行하야 特히그一部는琿春、綏芬河、虎頭、三河、滿洲里正面에서遂次滿內로浸透하고있다 이에對하야所在의日滿兩軍은一體가되어自衛敢鬪中이다

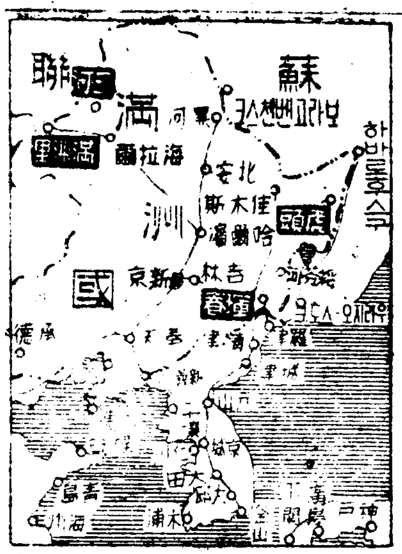

海外片信

[illegible]

李淸公

李鍝公家를御繼承

[illegible]

恐懼痛恨不堪

阿南陸相謹話

[illegible]

北九州서廿四機擊墜破

【西部軍管區司令部發表】昭和二十年八月[illegible]

[illegible]

福山을燒爆

[illegible]

釜石艦砲射擊

[illegible]

仁川에侵入·銃擊

[illegible]

敵艦二隻을擊沈破

我航空部隊沖繩敵基地를猛襲

[illegible]

敵兵力三割屠戮

我陸攻隊繼續奮戰中

【南方前線基地[illegible]】[illegible]

오마르보

[illegible]

社說

生産隘路의打開

[illegible]

敵의魂膽을粉碎

殘虐無道한暴爆에奮起하라

[illegible]

渝延紛爭의解決로 國際委員會設置說

[illegible]

渝延聯立政權論

[illegible]

時間嚴守와節約

[illegible]

文苑

龍貴星

金南天

[illegible]

小中彈

[illegible]

協高劇
헌두수리
11日
第一劇場

14日
萬朶樂劇團創立公演
牧場の歌
明治座

壕內로退避가第一

小型機라도放心말고急速退避를

新型爆彈과
必勝의戰訓

[illegible]

地下[illegible]

[illegible]

大破된[illegible]翼

敵機隊山腹에衝突

[illegible]

赤塚中部軍參謀談

[illegible]

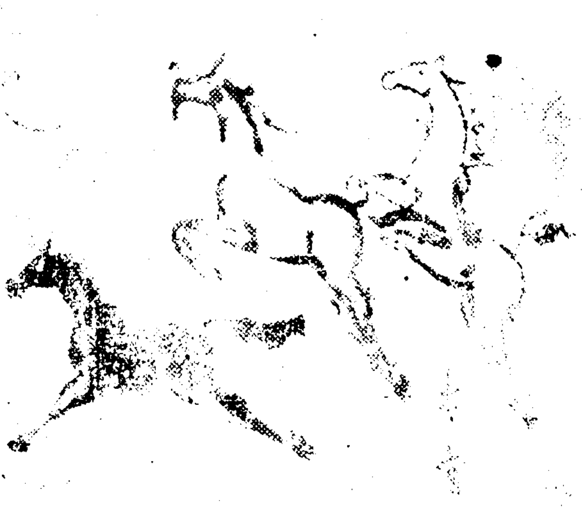

[illegible]에도御氣像

李鍝公殿下 能하신[illegible]致

[illegible]

(사진은적이 조명탄을달어 써러트린 락하산=淸水本社特派員撮影)

[illegible] 세三二一열차[illegible]부활하야경성―장안(長安)간·직통운전[illegible]주요역발착시각은 다음과갓다

▲하三二一列車 ▲京城發十時十五分▲元山着十九時十五分 [illegible] 二十三時一分 [illegible] ▲淸津着 十四[illegible]
▲淸津發 十三時十五分▲城津着 十九時九十分▲[illegible]十時十分▲咸興着 三時五十八分 [illegible] 四時十分▲元山着 七時三十八分 同發七時五十分▲京城着 十六時三十五分

敵、仁川夜間銃擊

燈管不徹底한民家目標

【仁川】 남선해면을 [illegible]마다 침입하는 적기는 드디어 인천해면에까지 세차례나 그추악을 나타내엇는데, 九일오전하시四十三분에는 인천에처음으로야간공습을 감행하여 낙하산을 탄 조명탄(照明彈)을 사용하고 또 기총 소사를 하엿다 이번 공습에는 하등의피해는 업스나 민간에 기총소사를 한것을 보면 전부가등화관제를 하지안흔집만이 목표가된것으로 비추어볼때 일반가정에서 등화관제가 얼마나 필요하다는것은 일반이 특히명심할일이다 이에후지가와(藤川) 인천서장은 당국과가치일반에게 주의를환기하고잇다

劇團現代劇場
新人朴在成作
山(비들기)鳩 四幕
柳致眞演出 金一影裝置
13日夜間ヨリ
若草國民劇場

判任官以上의支那旅費引上

[illegible] 중국(中支) 북지(北支) 방면의 [illegible] 판임관이상 [illegible] 외국여비규정(外國旅費規定)에 [illegible] 八월一일이후의 여비에소급하여 실시하기로되엇다

라디오 12日

—第一放送—

[illegible]

—第二放送—

[illegible]

空襲時從業員을確保

慶南道서經營主에게方針通牒

【釜山】 공습하에잇서 [illegible] 공장산업장의 노무자를확보함은 [illegible] 이대책에대하야 다음과가치 방침을세우고 [illegible]

一、[illegible] 직장을 [illegible]
二、경영책임자는 [illegible]
三、종업자는 [illegible]
四、공습시에서 [illegible]

「門鑑」가진사람만

橫穴壕使用

【釜山】 [illegible]

김장거리蔬菜를確保

慶南서協議會열고對策樹立

【釜山】 부산、마산、신[illegible]

무엇이든議論

戰災者生活救護所設置

【釜山】 [illegible]

府廳幹部總動員

淸掃作業을督勵

【大邱】 [illegible]

夏期學[illegible]

[illegible]內職[illegible]

[illegible]

傳染病防止에全力

【大邱】 [illegible]

元寇 (73)

朴泰遠作 李承萬畵

第三話 (十四)

「[illegible]도끼무네」는 대답과는 [illegible] 의천을 달리합니다」 고 한마디 소리에 마시무 [illegible] 가상 이외인듯 [illegible] 이사람과 의견이 [illegible] 도끼무네는 [illegible] 다음 [illegible] 어조로 말한다 [illegible] 바쁘시고、또 산릉사(山陵[illegible]에 [illegible]

[illegible]

朝鮮樂劇團公演
金の國銀の國
熱砂の花園
8月11日夜間より
東洋劇場

文外科 院長 文仁生 1657
敎[illegible]町三仙橋
女子事務員手至急募集
技工
齒科
耳病
求疎開
求工場
馬丁
金高價買
求ム
ピアノ
高價買入
반벙어리
賣家
疎開
高協 新協 東洋 城寶 朝鮮 城南 萬衆

每日新報 (一) 第一萬二千六百六十二號 昭和二十年八月十二日 (日曜日)

每日新報 [illegible]

元本 齒科醫院 [illegible]

黑河와滿洲里에侵入
雄基附近서激戰中
蘇軍의攻勢國境全面에波及

【東京電話】蘇聯軍은 九日零時지나서 東部西部로부터 國境을突破하야 滿洲國內에侵入하고 同日午後다시 北正面의黑河 外蒙正面의索倫과 樺太의中央地區에서도 攻勢를開始하야 戰火는 全國境에波及하엿다 現在까지의 戰況은 다음과같다

▲東部正面

一、豆滿江下流를 渡河한蘇軍은 雄基附近에侵入하야 激戰展開中이다

二、琿春地區의 蘇軍은 九日夕刻琿春前面에 達하야 同市附近에서 戰鬪가行해지고잇다

三、東寧附近은 큰變化업다

四、綏芬河地區의蘇軍은 綏陽을包圍하는 同時에 그地方地區로부터 鐵道線에沿하야 西北으로나아가 十日夕刻「무린」河의 線에達하엿다

五、虎頭地區의 蘇軍은虎頭를 包圍한후 九日夕虎林에 侵入하엿다

▲北部正面

蘇軍의一部는 黑河의北쪽과 南쪽으로부터 來攻하엿스나 그後큰進展은업다

▲西部正面

一、蘇軍主力은 三河地區로부터 海拉爾方面에前進하야 十日同地附近에서 交戰中이고가튼 時刻에滿洲里에도 蘇軍이侵入하엿다

二、索倫地區에서도 蘇軍의兵力은 逐次增加하고잇다

▲樺太

九日午後國境中央의 武意加附近으로부터 少部隊가來攻하엿스나 爾後큰變化는 업다 그리고蘇聯空軍은 繼續하야少數兵力으로써 散發的으로 滿洲國內와北鮮方面에 來襲하고잇다

（大本營報道部提供）

朝鮮沿岸에도投雷

【大阪電話】十日夜부터 十一日拂曉에걸처 B29 [illegible]機가 一機或은數機로나누어 [illegible] 朝鮮沿岸에서 行動하야 [illegible]投下하엿다

滿洲國皇帝陛下 御弔電에御答電

【東京電話】天皇陛下께옵서는 李鍝公의戰死에對하사 九日滿洲國皇帝陛下께로부터 御弔電을 [illegible]하신데對하사 十日 御答電을 發하시엇다

高松宮總裁殿下

日本赤十字社에 優渥한令旨下賜

【東京電話】日本赤十字社에서는 八月十日十一時 [illegible] 總裁高松宮殿下의 台臨을 [illegible] [illegible]

令旨

[illegible]

又復、新型爆彈
敵大型二機長崎市에侵入投下

【西部軍管區司令部發表】(昭和二十年八月九日十四時四十五分)

一、八月九日午前十一時頃 敵大型二機는 長崎市에侵入하야 新型爆彈과같은것을 使用하엿다

二、詳細는 目下調査中인바 被害는 比較的僅少한모양이다

敵米機南鮮侵入 船舶攻擊코脫去

十一日午前零時二十分頃부터 一時五分까지의사이에 米國機 [illegible]

社說

鬪魂을昂揚하라

[illegible]

飛行場爆破에成功
我白兵攻擊、敵前進挫折

[illegible]

戰爆百五十機 久留米에來襲

【西部軍管區司令部發表】(昭和二十年八月十一日十三時)

一、沖繩을基地로한 [illegible]

金華山東方洋上서 大型艦一隻을擊破

[illegible]

油田地帶敵擊退

【南方基地十日發同盟】[illegible]

海外片信

[illegible]

定例閣議

【東京電話】[illegible]

大島大使等의 最近抑留生活

[illegible]

敵新爆彈에對處
防衛態勢를强化

[illegible]

義勇隊運營內閣서管掌
民間서도巡閱을任命키로決定

【東京電話】[illegible]

食糧增産挺身
農業團體聲明

【東京電話】[illegible]

全國農民에告함

[illegible]

職域을死守하라
運輸相全鐵道員에訓諭

【東京電話】[illegible]

文化

食紙癖

金南天

[illegible]

彈中心

[illegible]

劇團 現代劇場
新人朴在成作
山鳩(비둘기) 四幕
柳致眞演出·金一影裝置
今日(開幕) 若草劇場

萬象樂劇團創立公演
14日
牧場の歌
[illegible]

不滅、御武勳

御精勵하신御生前

李鍝公殿下

[illegible]

(사진은 전선을 어시찰하시는 리우공전하)

江原漁村慰問隊派遣

[illegible]

應徵士들의送金額代拂

勤援會서每月十日內로

[illegible]

民家도無差別爆擊

加一層燈火管制의徹底가急務

[illegible]

南鮮戰訓

【慶南支府南特派員發】 [illegible]

北鮮戰訓

【咸北○○港에서大山特派員發】 [illegible]

戰時의生產體制

防衛施設整備가緊要

[illegible]

所屬과運營에새規定

國民義勇隊의組織

[illegible]

各町에金庫

部設置

[illegible]

怠慢者는處罰

兵籍編入屆出은

十四日以內로곳하라

[illegible]

報酬金은援護金으로

[illegible]

라디오 14日

夜 [illegible]

地方綜合版

國民義勇隊訓練要領

忠北道司令部에서決定發表

【淸州】 [illegible]

旅行證明書眞僞

列車內서도檢察

[illegible]

慶南防衛本部서聲明

漏火는敵機招來標的

今後利敵行爲는嚴重取締

[illegible]

又復二機獻納

忠北廿萬學童들이

【淸州】 [illegible]

元寇（75）

朴泰遠 作　李承萬 畫

第三章（十六）

[illegible]

疎開者受入協議會

[illegible]

全南道學徒隊도結成

閱兵、分列行進으로戰意昂揚

【光州】 [illegible]

변또상자登場

[illegible]

本道府人事異動

[illegible]

食生活改善研究會

[illegible]

城寶樂劇隊公演
今日
夜間より
五郎と三平
我れ獨り戰はむ
いづみ
中央劇場

當分休館
大同公演
準備中
[illegible]

每日新報
皇紀二千六百五年 昭和二十年八月二十四日
第一萬三千六百六十九號 (一)

自重하고沈着하자
無用한摩擦은禁物

東京灣周邊一部에 聯合軍第一次進駐

【東京電話同盟】大本營及日本帝國政府發表 [illegible]

一、聯合軍의第一次 [illegible]

二、右進駐에있어서 [illegible]

가、大體 [illegible]

나、右地域內에는 我方의 一般警察以外의 [illegible] 治安維持 [illegible]

다、右地域內의官廳公共團體等의 機能은平常대로하며 住民도 [illegible] 日常生活 [illegible] 强化함

[illegible] 一般에公示함 더욱이 聯合軍과我方과의接觸은되도록 [illegible]

聯合軍部隊의 第一次進駐行動은 大體左와如히 豫定된다 八月二十五日 우리本土近海에 [illegible] 八月二十六日頃以後 厚木飛行場에 [illegible] 東京灣에入港 [illegible] 八月二十八日以後 [illegible]

廿六日부터進駐開始

【東京電話同盟】聯合國軍의內地進駐는 八月二十六日以後 空輸部隊로厚木에對하야 又二十八日以後 艦船部隊로 橫須賀地區에 逐次實施하기로되엇다 一方帝國陸海軍(陸海軍航空部隊를包含)은 即時 神奈川縣 房總西南部로부터 移駐를開始한다 그리고 帝國陸海軍이 撤收한地域에는 帝國의警察과憲兵으로된 充分한警察力을配置하야 治安維持에當한다 이때에 特히 强調하고시픈點은 聯合國軍의進駐는 聯合國軍側과의 充分한協議에基하고 또帝國의 [illegible] 行되는것이므로 國民特히 關係地區와 附近官民은 쓸데업는 不安을이르키지말고 平常과가튼 秩序를維持하야 業務에從事하는 것이 必要하다 그리고 政府는 다음事項에對하야 特히 市町村長及一般市民에게 直接 [illegible] 傳達하는바이다

一、帝國軍隊는 압서말한 地域으로부터 移動을開始 [illegible] 一般旅客及通勤者의 旅行은 當分間禁止한다 이동안 [illegible]

二、聯合國軍이進駐하고 또帝國軍隊가撤收한後일지라도 一般行政機關及公共團體의活動은 平常과가치行한다 [illegible] 生活確保에對하야서는 政府及公共團體가 [illegible] 不安을늣길必要는업다 [illegible]

三、進駐部隊에對한宿舍及食糧의供給等은 軍及政府의責任下에 行함으로 一般市民과 聯合國軍과의사이에 直接關係가생기는일은업다 이點安心하라

四、政府及現地官憲은 今後事態에따러 그때그때 [illegible]

大乘的으로協心 民族大業에努力

安副委員長과一問一答

[illegible]

問 [illegible]

答 [illegible]

問 現在朝鮮內 治安狀態는 어떠합니까

答 [illegible]

問 委員會事業의 今後[illegible]

答 建國準備委員會의事業은 [illegible] 當然全民族的總力量을集中하야 [illegible] 各界有力者諸氏가 合流協同하도록 [illegible] 力하야 이大業을完成하기를 [illegible]

臨時議會를召集

【東京電話同盟】十四日 [illegible] 臨時議會召集을 [illegible]

大日本政治會 解散키로決定

【東京電話同盟】大日本政治會에서는 [illegible]

專任陸相에 下村定大將

【東京電話】[illegible] 下村定大將 [illegible]

聯合國側의 代表調印者

【리스본二十三日發同盟】[illegible] 聯合國의代表調印者는다음과갓다

米國 大將 [illegible]
英國 [illegible]
蘇聯 [illegible]
中國 [illegible] 徐永昌
濠洲 中將 [illegible]
佛國 大將 [illegible]

佛國代表派遣

【리스본二十一日發同盟】[illegible] 佛代表는 [illegible]

米、國務長官發表 日本降服에關하야

【리스본二十三日發同盟】[illegible]

一、國務省은 陸海軍兩省과協力 [illegible]

太平洋의諸島嶼 米國서占有를宣言

【리스본廿一日發同盟】[illegible]

一、原住民은 [illegible]

一、米以外의諸國은 [illegible]

一、이等島嶼의占有에米國은 [illegible]

中國側에서警告

【北京廿三日發同盟】[illegible]

在華佛軍佛印歸還

【리스본廿一日發同盟】[illegible]

石炭增産에全力

鹽田鑛工局長放送要旨

鹽田總督府鑛工局長은 二十三日午後七時京城中央放送局을 [illegible]

朝鮮은蘇軍과米軍 臺灣은重慶이保障占領

【東京電話同盟】[illegible]

食糧輸送을確保

白石農商局長談發表

[illegible]

府內各町會 聯合會를結成

[illegible]

朝鮮語學會 廿五日臨總

[illegible]

朝鮮文化建設 中央協議會組織

[illegible]

「京城內地人 世話會」發足

[illegible]

映畫演劇娛樂等 廿五日부터開場

[illegible]

米宗敎家側이

[illegible]

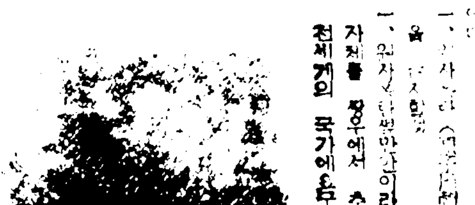

民主新聞

共産系列の謀略を防げ

（昭和35年10月10日第三種郵便物認可）第2中第643号（毎週一回水曜日発行）

3月29日 水曜日
1961年
第476号
（定価一部10円）

在日本大韓民国居留民団
中央総本部機関紙
民主新聞社
振替口座 東京243986
発行所
東京都文京区春日町51
電話(92)0228・0673
発行人

ソウル中央放送局対日放送（第2）
日本語 午後7時15分～8時
〃 10時～10時45分
中波970KC 短波9.64MC＝9.640KC
韓国語 午後10時45分～11時
中波970KC 短波9.64MC

◇綱領◇

一、われらは大韓民国の国是を遵守する。
二、われらは在留同胞の民権擁護を期する。
三、われらは在留同胞の民生安定を期する。
四、われらは在留同胞の文化向上を期する。
五、われらは国際親善を期する。

反共法案を取止め

国家保安法を改正か

政府の良識によって立法

[illegible]

日本は輸出制限を撤回

対日通商交渉近く妥結か

[illegible]

要入れて

[illegible]

大詰めに来た韓国税引上げ問題

日本"与党(自民)"も動く

[illegible]

韓日通商正常化に合意

金財務部理財局長帰任談

[illegible]

主張

対日請求権の円満解決は両民族親善の鍵である

[illegible]

"事実を曲げ宣伝するな"

外務部"第二秋田丸事件"で反駁

【ソウル二十七日発＝韓国】 [illegible]

統一前に国力倍養

民主守護反共講演会

【ソウル二十八日発＝コリア・ニュース】 [illegible]

陳 博 書

[illegible]

新年度政府奨学生近く発表

採用人員は昨年の二・五倍

[illegible]

在日韓国人経済連合会

[illegible]

在日同胞祖国訪問

釜山に入港

【釜山二十三日発＝コリア・ニュース】 [illegible]

ソウル―東京間ジェット機就航

【ソウル二十三日発＝コリア・ニュース】 [illegible]

韓日経済交流を図れ

日本の貿易措置に抗議

在日韓国人経済連合会で

[illegible]

時評

言論と四月危機

[illegible]

韓国へ御旅行の皆様へ

一、乗船地入国管理の事務手続
一、同検疫注射の手続
一、同税関の荷物及携帯品通関
一、その他一切の手続

韓国旅行社
国鉄元町駅より徒歩一分
神戸市生田区元町高架通一四三号
電話(3)四一八〇(39)一四六五

躍進する大韓海運

日本、釜山、香港、盤谷航路

	浦項号 (POHANG)	済州号 (CHEJU)	慕湖号 (MUKHO)
横浜	3/21—3/23	4/6—4/8	4/19—4/21
名古屋	3/24—3/24	4/9—4/9	4/22—4/22
大阪	3/25—3/26	4/10—4/11	4/23—4/24
神戸	3/26—3/27	4/11—4/12	4/24—4/25
門司	3/28—3/29	4/13—4/13	4/26—4/26
釜山（浦項号だけは徳山に着く）	3/29—3/31	4/14—4/16	4/27—4/29

大韓海運公社
東京 591局 0815~7・281局 3491~4 大阪 64局 0236・8局 0041~4
神戸 3局 5236~7・1198・0229・1430・3701~5 門司 3局 2665~6 釜山 23局 5834~6

韓国服地
韓国レコード

営業品目
特殊香港洋服地・中国洋服地・命糸綾洋服地・テトロン洋服地・京都洋服地・各種ナイロンレース・ニュートン・ベルベット・オーバー
其他本絹季節向一式
朝鮮古典長鼓販売・貸古典婚礼衣裳
東京都台東区浅草公園六区2の2
電話浅草(84)0003・0045・0046

浅草 金宮商店

AB-31

本国残留在日学徒　義勇兵を救え！

本国政府要路に要請

民団救護対策委、活動を開始

第三十二回民団中央議事会の決議に基づいて設置した本国残留在日学徒義勇軍救護対策委員会（委員長＝李裕天氏）では本国に残留したまま生活基盤もなく、就業上特別な保護も与えられないまま幾多の不便と斗っている在日学徒義勇軍残留兵の痛ましい実情を改善・救護すべく具体的な運動を開始した。

そもそもこの運動の始まりは、昨夏、八・一五光復節に慰問団として参加した民団中総副団長権逸氏に本国の在日学徒義勇軍の幹部が訪ねて来て、彼らの悲惨な実情を訴え救護対策を推進してもらえないかと申し出て来たことに始まる。

学徒義勇軍の成立過程をよく知っている権団長は学徒義勇兵たちが当面している諸々の困難をよく理解し、少しでも彼等の生活に資するところがあればと当時直ちに民団の事業も執行一部に任せて帰任をのばし、本国政府と関係のこもった折衝を開始したのであった。

その結果、本国政府でも学徒義勇軍兵に生活資金を貸出し、[illegible]

[illegible]もとより本国政府に呼訴することになったのである。

在日韓国僑友会でもこれに呼応して活発な活動を始めている。

さらに民団中総三機関では中央議事会の決議内容を実施する機関として、本国残留学徒義勇軍救護対策委員会を設置し、委員長に李裕天、委員に曹寧柱、金光男、権逸、金今石、李元世、鄭烔和、鄭哲、[illegible]、朴炳憲、康清子の諸氏を選出し、[illegible]

[illegible]のであったが、その大半が戦死し一部の生存者が休戦後現地で除隊されたのでありました。

彼等には本国に父母や親戚もなく、生活基盤が日本にしかない青年たちであったので[illegible]愛国青年学徒たちが大部分でありました。

現地除隊によって十年近い歳月を待ちこがれつつ日本での居住権回復を願ったのでありましたが日本における居住権は今や喪失されました。

自分たちの祖国でありながら頼る人もなく天涯の孤独と化しているのであります。

共産党を撃ち、戦争を勝利しながらも、その予想は断ちきれるものではなく、祖国の為に自分の生命を捧げた者に対する祖国の恩沢[illegible]

[illegible]運命の孤児たちに対する責任は当然国家が負うべきものだと思います。

在日大韓民国居留民団第三十二回中央議事会においては中央議員の決議をもって本国残留在日学徒義勇軍救護対策委員会を組織し救援運動に着手したのであります。

賢明なる大韓民国国民の皆様に対しこの事実を申し上げ、この問題に対し特に関心していただき、学徒義勇軍の者たちが祖国で生活をしながら、更に進んで祖国のために寄与することが出来るよう御協力を賜わりますよう、お願い申し上げます。

[illegible]

要請書

[illegible]

東京商銀　珠算選手が活躍

強豪を押えて上位入賞

[illegible]

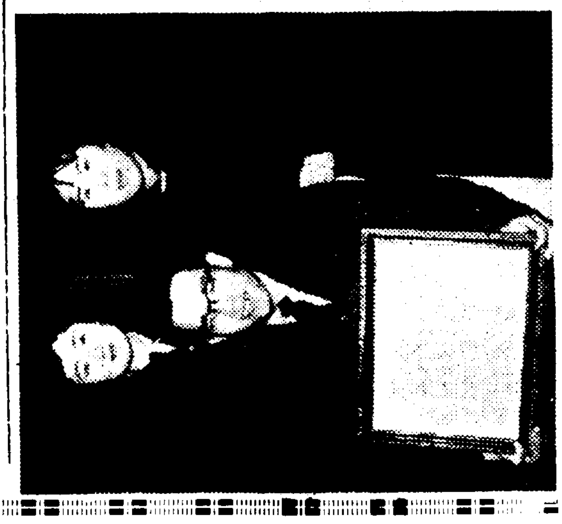

[illegible]

文化交流の先鞭を

韓国センターで実施

[illegible]

本国新聞論調

反共　勝利の道は善政に

「反共特別法」案をめぐって

[illegible]

卒業式に想う

[illegible]

在日韓民族運動史（21）

韓晛相

三

不逞社を根城に

反動勢力との闘い

[illegible]

速やかな妥結のために

韓日会談に対する

臆測と放談

申英民

[illegible]

国語（16）

[illegible]

[illegible]

民主新聞

（昭和34年10月10日第三種郵便物認可）第2中第643号 毎週一回水曜日発行

6月21日 水曜日
1961年
第484号
（定価一部10円）

在日本大韓民国居留民団
中央総本部機関紙
民主新聞社
発行所
[illegible]

ソウル中央放送局対日放送（第2）
日本語 午後7時15分～8時
〃 10時～10時45分
中波970KC 短波9.64MC＝9.640KC
韓国語 午後10時45分～11時
中波970KC 短波9.64MC

◇綱領◇
一、われらは大韓民国の国是を遵守する。
二、われらは在留同胞の民権擁護を期する。
三、われらは在留同胞の民生安定を期する。
四、われらは在留同胞の文化向上を期する。
五、われらは国際親善を期する。

同胞の団結と生活向上のため熱心な話し合い
"成果"をあげた全国団長会議

こぞって"国家再建運動"に参加しよう
五・一六革命の精神にならって新しい組織づくりを

第一日
革命精神支持を強調

[illegible]

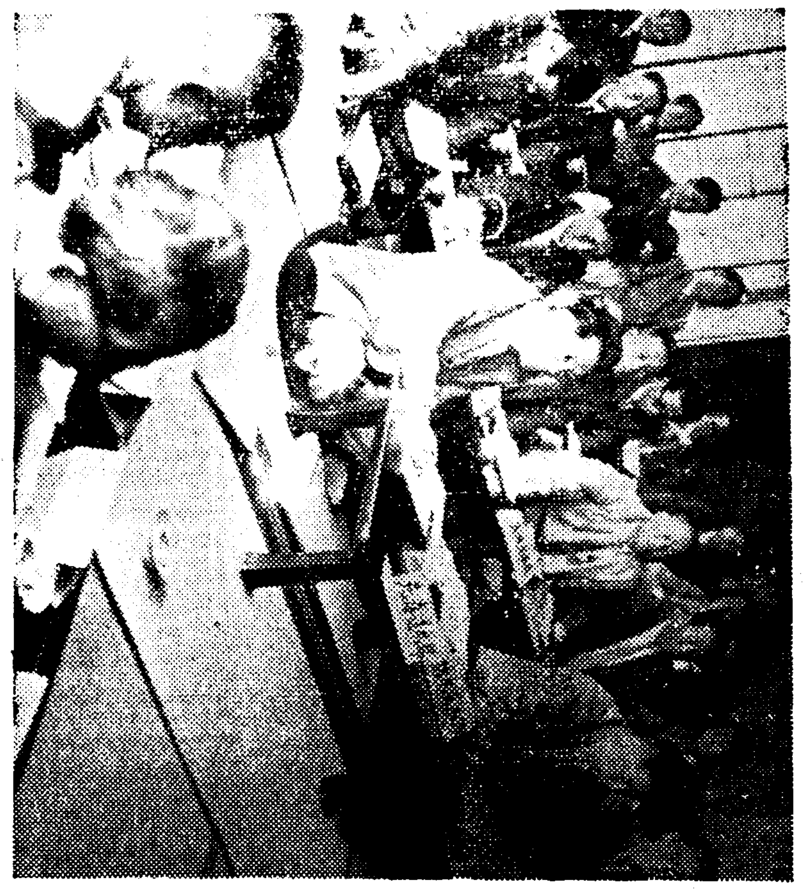

写真は全国団長会議の光景—議題ごとに各団長は熱心にメモをとっていた。

主張

祖国の革命と民団の使命

祖国に軍事革命が勃発してから早やくも一カ月を経過した。[illegible]

新方案をつくって

[illegible]

組織と大衆の為に

[illegible]

第二日
総力で推そう会談解決

韓日会談を促進しよう
まず親善機関の設置から

[illegible]

中堅幹部を再教育

[illegible]

政府融資金はみんなのために

[illegible]

補助費は適正に

[illegible]

団結して生活向上

[illegible]

韓日懇談会も開く

右から金光男議長、権逸団長、石井光次郎（立っている）、野田卯一、鈴木一の各氏。この日、日本自民党の石井光次郎氏（衆議院議員・日韓問題懇談会座長）はあいさつの中で「韓日両国の国交正常化の早期妥決のため、お互い協力し合わねばならない」と強調した。

両国の交わりを深く
自民党 石井光次郎氏

[illegible]

民団が"かけ橋に"
日韓親和会副会長 鈴木一氏

[illegible]

韓国経済に協力
自民党 野田卯一氏

[illegible]

相互扶助で

[illegible]

仮面をぬいだ北送業務

カイライ赤十字 代表が政治活動

新潟は北韓の基地化

全韓民族の反対にも拘わらず北韓カイライ政権と日赤の共謀で敢行された在日韓国人の北韓送還は、業務開始いらい二年を経過した今日なお続けられている。その間六万名にのぼる在日同胞が北韓の地獄に送り込まれた。"住宅と職場を与える"という甘言で善良無知な同胞を北韓の地獄にかりたてた朝総連幹部らは、最後には彼等自身も帰えると公言したにも拘わらず、北送業務が終末に近ずいている今は帰える気配すら見せないばかりか、北送業務を利用して新たな陰謀工作を行なっている。

真の人道主義的立場からという美名のもとに進められた北韓送還計画は、もとより北韓カイライ政府とその手先、朝総連の政治的陰謀を達成するための手段に外ならないが、いまや北送業務は露骨にその政治性を表面化しはじめている。

北送地新潟市は対南韓、対日本への北韓間諜連絡地として完全なる基地と化している。

北韓カイライとその手先き朝総連が人道主義に名をかりて政治的に利用していることは、赤十字国際委から再三に亘って警告がなされたことで明らかであるが、最近に至ってはますますその政治性を露骨化し、カルカツタ協定は、今は単なる一枚の紙切れにすぎなくなっている。

朝総連はいま新潟市内の各家庭や当地日本汽船会社の屋上に北韓カイライ旗を立てたり、北送業務のため新潟市に来た北韓カイライ代表や船員らを日本国内に上陸させあらゆる政治的陰謀工作に暗躍させている。去る六月八日新潟市公会堂で開かれた日朝貿易促進会で北送業務北韓カイライ代表団の団長金琇栄は、カルカツタ協定を無視しておおっぴらに政治演説を大衆の面前で行なった。

金琇栄は演説の中で、北送業務は金日成労働党の恩恵であると宣伝するとともに、北韓の重工業、教育部門などをアッピールし、さらに韓国・アメリカに対する悪質な中傷と欺瞞宣伝を行なった。また同日夜行なわれた中央芸術団の公演でも北送業務のため新潟市にきた北韓の船員六十名が出演、政治的な活動をした。

さらに北韓カイライと朝総連は北送業務の機会を利用して日本の左翼団体と結託し、日朝協会の畑中政春ら三百名を来る九月九日のいわゆる北韓建国記念日に招くことを決定し、北送船と共に新潟を出発する政治運動を大々的にやつている。

このように公然と人道主義の仮面をかなぐりすてて、カルカツタ協定を無視し、北送業務をあらゆる政治的陰謀の手段として利用する北韓カイライおよび朝総連の行動に対して民団では、北韓送還の主謀者朝総連の規計とカルカツタ協定違反の事実を追究することを決定するとともに、他方日本関係当局に対して、北送業務の範囲をこえて政治活動に暗躍するカイライ代表らの行動の防止と、今後いっさいの北韓カイライ代表および船員の上陸禁止、彼等の政治活動と新潟その他の地域での政治活動のための集会を禁止するよう厳重に抗議することとなった。さらに日本外務省に対して朝総連と結託して彼等の目的を助成する日朝協会の政治的陰謀を厳しく監視するよう要望することにし、このことが韓日両国の国交正常化と友好促進を妨げないよう要望することになった。

このような北韓カイライと朝総連が北送業務を政治的陰謀工作に利用していることに対し日本厚生省の森山事務官は「帰還業務の代表できたものが業務外の席で政治演説を行なうようなことはいずれにしても好ましいことではない」と述べ、また日赤の木内調査課長もこの問題に対して「まだ詳しい報告が届いていないので今のところ何ともいえないが、北韓の代表が北送業務の範囲をこえてかかる政治的発言を行ったとすればそれは明らかにカルカツタ協定違反である。協議のうえ忠告をし、日本政府当局にも連絡して善処する。また畑中政春氏ら三百名の北韓招待問題は北送業務とは関連がないので帰還船には乗せられない」と語っている。

革命精神を正しく理解

権団長本国出張で所信表明

民団中総権逸団長はさる十四日午後四時から三十分間中総会議室で在日韓国人記者団と会見し「二十日から約一週間の予定で本国に出張する」ことを明らかにするとともに要旨次のような所信を表明した。

一、五・一六革命後の本国国内情勢を正確に把握するため、約一週間の予定で出張する。このたびの出張は本国政府の要請もあるので民団の活動方針の実践に伴なって本国政府と関連ある諸問題について協議するつもりだ。またこのほかに本国政府および国内情勢を正しく把握してわが民団の正しい在り方と運動の方向を決め、当面同胞社会の不安となっている帰国中の在日僑胞帰還問題および、自由往来が緩和されるよう図りたい。

一、現在日本には五・一六革命前から前国会議員などの著名人が相当数滞日しているもようだが、これらの人々の行動の慎重さを求めたい。

前駐日大使柳泰夏氏は国内で不正蓄財者として指名されているようだが、一日でも早く帰国して速やかに法の裁きを受けるべきである。若し帰国をためらうならば不正に蓄財した国家の財産を早急に返還すべきである。

権逸団長の本国出張は五・一六革命後民団中総で再三にわたり本国政府に要請していたやさき、このほど駐日代表部を通じて国家再建最高会議から権逸団長、金光男議長、鄭烔和総務局長の三氏に二十日入国するようにとの連絡があった。この機会に権団長はでき得る限り各界の与論と要請などを聴取し、対本国折衝に備えようとしている。権団長の本国出張の主な任務は第一に五・一六革命精神を正しく把握する点にあるもようだが、特に革命後とざされている在日僑胞の本国旅行の緩和と革命前に帰国した在日僑胞の速やかな帰還策を交渉する点にある。また在日僑胞運動についても民団の考え方などを率直に説明し、要請事項についても相当突こんだ話合いをするもようだが、これらの点についての本国政府の見方も質するものとみられる。いずれにしても新執行部が初めて試みる政府折衝であるだけにその成果が注目される。

なお記者団との一問一答は次のとおり。

問い 滞在の日程は……

答え 二十日から二十五日までの予定。だが本国での事情によって変更があるかも知れない。しかし一週間程度だろう。

問い 革命政府の政策に対する意見陳述はするつもりか……

答え 革命に附随する諸般の課業を推進するように要請する。私個人の意見としても民主韓国が実現するよう希望を伝えたい。又革命に伴なう民団の改革についても意見を述べるつもりだ。

問い 財政問題についても述べるか……

答え 自立経済を確立するように希望を伝える。

問い 軍事革命支持の態度に変りはないか……

答え 革命の基本精神支持は終始一貫変らない。

問い 滞日著名人に対して巷間に自重を促求するような噂でもあるのか……

答え 具体的な噂はないが衆人の耳目が注視しているから慎重な態度が要望されるとのことだ。特にこの際諸君に願うのだが、同胞言論人が統合して我々の目的を達成するために協力することを強く望んでいる。

なお権団長の記者会見の後金光男議長が同行の所信として「たまたま軍事革命と時を同じくして第二十七回全体大会が開催され、色色な面で意義が深いのでこれを本国に伝えたい。又革命政府の大きな根本問題をぢかに聞いて、同胞諸氏に伝えたいという政治的な意図をもつもの」と語った。

権団長一行本国へ

権逸中総団長、金光男中総議長、鄭烔和中総総務局長の三氏は、きょう二十一日午前九時半羽田発のノース・ウエスト機で本国に向け出発した。本国滞在は約一週間の予定である。

韓国革命の渦中から

祖国は起ちあがる（2）

—革命後二週間見たもの聞いたもの感じたもの—

金　坡　禹

五月十六日の明け方から二十日までの約四、五日間というものは我が国にとってかつて歴史に見られないほど、実に眼まぐるしい変転振りをわれわれに見せてくれた。政治、経済、社会は勿論のこと、風俗や街の姿までほとんど一変させてしまったのである。まるで機関銃から弾丸が飛び出すように、次々と打ち出して行く軍事革命委員会の新しい政策を、われわれはただ口をぽかんと開けて見ているだけで、頭の回転がそれについていけない位の早さで進行されていたのである。このようなことを眼の前に見ていた私は、今さらながら革命という言葉の力の偉大さに何度と心の中で頭をさげたか知れない。今度の革命の成功は、我が国家民族にとって最後の機会であり、去年学生達によってなしとげられなかった四・一九革命の正しい継承者となることは間違いないだろう。そして、またアメリカを筆頭とする世界の自由陣営国家群をはじめ、六・二五参戦十六個国も併せて、この古くて新しい韓国と一層その紐帯を強めることとなるだろう。それに答えて我が国のゼネレーションの集団である今度の若き革命家達もまた唯我独尊の危険な独走的茫当は決してしないだろうということについて、私は秘かに願ってやまない。

軍事革命委員会は、陸軍本部の建物から、太平路にある前民議院の議事室に移転して、新たにその名称も「国家再建最高会議」と改めた。

内閣も正式に張勉政権の閣僚全員揃った席上で、三十名の軍事革命委員会の議長、張都暎陸軍中将に引継がれた。

軍事革命委員会が、張勉政権から、その政治的権力を譲受すると、彼らは先ず第一に国内の社会浄化の問題と、間接侵略を粉砕するということからはじまったのである。

ソウル市内だけでも五百余名の愚連隊を狩り出して、その大部分は早や大関嶺の開拓地に送り込んでしまった。買占、売惜の不良商人を摘発して、隠匿されていた数千俵のお米は直に貧困者や病人のいる困窮者の家庭に一人三合ずつ無償配給を行った。

乱倫頽廃の無許可ダンスホールに出入する不良男女を徴戒に付し、不良教師や第五列的存在と思われる言論人や学生の九百余名を逮捕した。

ソウル市内だけでも、五万余軒に上るという無許可の建築物や、道路端に秩序なく立ち並ぶバラック立てや、道ばたに陳列されているアメリカ製のタバコ売りや、鍾路に毎晩開く夜店等々の強制撤去八百軒にのぼるソウル市内の喫茶店にコーヒーを売らさないことや、旅館やホテルや飲食店などの主食には、麦を必らず二割以上混入しなければならないことなどである。

ここで、因みに、ソウル市内の隣組長会議周知事項というものをあげて見れば。

一、市政方針
1、市行政の空白期間を短縮させる
2、市民の恐怖感と不安感を解消させる。
3、緊迫した民生苦を解消させること。
4、明朗なる首都を再建すること。

以上の市政方針を実践し、克服する方法として、
1、治安を確保し、秩序を回復させること。
2、国土の建設事業と諸般の工事を積極的に推進させて、失業者を吸収させる。
3、上下の水道と、電気、保健施設を整備し、乞人、浮浪児、癩病患者を収容する。

二、市政の運営方法
1、円滑なる市行政を行うための障害になるような諸般の要素を除去する。
2、革命課業を早く完遂させる計画を樹立する。

三、無許可の板小屋に対する対策
1、許可なしのバラックの数字を正確に把握すること。
2、自ら進んで撤去する者に対しては、貸地二〇坪を無償で提供する。天幕、給水、便所等施設及び十日間の食糧と職業などを周旋する。
3、許可無しのバラックの総数は大略五万戸と推算される、しかし、これを六万戸はあるものと仮定して、対策を立てる。

四、耐乏生活に対する対策
1、奢侈、虚礼、虚飾を一掃する。
2、腐敗と不正を助長するような各種の業態に対しては、課税を厳重にする。
3、露店、外国タバコの商人などには、各自の労働力に従って職業を斡旋する。

その他
①、洞籍簿整備②、通行時間厳守③、交通法規厳守④、暴力団取締

但し、夜間の急患者があった場合は、巡警派出所に連絡すれば警官が同行して便宜を計ってくれる。（続く）

韓国学園を新設

愛知県本大会で決定

金竜煥団長

民団愛知県本部はさる十日、同本部会議室で代議員百二十名、来賓、傍聴者二百五十名の参席のもとに第十一回議事会ならびに第十七回定期大会を開き、本年度活動方針の決定、役員の選出などを行なった。

この日の討議は午前十時半から開会されたが、午後九時半まで約十一時間、終始熱心に続けられ、全国の模範的な県本部になろうと大会全体の意気込みは旺盛であった。なお大会で決定された事項は要旨つぎのとおり。

一、中部地協の中核となり、同地協内各県本部ならびに中総と緊密な連絡をとり同地区の民団組織を強化拡充する。

一、中京地区の面目にかけて韓国学園の設立に着手する。

一、地協内各県本部に信用組合を設置する。

この日中総から金載華顧問、金今石監察委員長、尹致夏副団長金致淳組織局次長の四氏が参席した。

新役員氏名

▼団長＝金竜煥、副団長＝盧泰愚　李甲択
▼議長＝李　康、副議長＝金麟九　李春植
▼監察委員長＝劉載圭、同委員＝朴太煥、金二泰
▼事務局長＝崔学阜

韓青大阪本部革命を支持

定時大会で決議

韓青大阪本部はさる十一日午後一時から同本部で第二回定期大会を開いた。この日の大会は代議員全員が参席したなか、実践的な新年度運動方針および新年度予算案が可決された。また同大会は本国軍事革命に対する民団第二十七回定期全体大会の決議を支持するとともに国家再建最高会議が宣布した六大公約を全面的に支持することを決議した。なおこの日改選された新役員は次のとおり。

▽委員長全寅沢（前宣伝部長）
▽副委員長要鏞求（新任）
▽同玄順子（新任）

京都韓青本部でも

五月十六日午後七時半「在日韓国青年京都府本部常任委員会」＝委員長趙大済＝は全文次のような声明を発表した。

▽声明文

われわれは五月十六日未明、祖国で蜂起したクーデターを全面的に支持する。祖国での熱烈なこの愛国英雄的行為を成功させるために韓青は今後のなり行きを慎重に見守り、事態によっては祖国に義勇兵派遣の用意あることを宣言する。在日韓国僑胞よ！われわれ青年は五・一六愛国クーデターを成功させ、すべてが左翼赤色走狗の宣伝にまどわされず反共の旗のもとに一致団結することをここに誓う。右声明する。

一九六一年五月十七日

在日韓国青年同盟京都府本部常任委員会一同

東京韓国学園のPTA総会

東京韓国学園PTA（会長李致儀氏）では、去る六月十七日午後一時半から同学園講堂において第六回定期総会を開いた。経過報告、今後の運営方針など討議した後新役員を左の如く選出した。

会長＝金坡禹、副会長＝洪賢基、金坪珍。監査＝梁相基、俞石濬　顧問＝李東卑、李敦儀。理事＝二十名（役員会で選出予定。）

時評

全国団長会議を観て

去る六月十六、七の両日に亘り全国地方本部団長会議が開かれた。この会議は、先の第二十七回全体定期大会に於いて新たに選出された権逸団長の新執行部が、召集した初めての地本団長会議でもあり、国内では五・一六軍革による国家再建最高会議が、愛するわが祖国の再建改造のために、至難な課業完遂に四ツに組んでいる際でもあるので、これに対する執行部の意気込みは非常なものであったし、組織内外の関心と期待もそれだけ強くもあり、且つ注目も引いたことである。

いま、その会議をぼう聴して感じた雑感を、書いてみる。

会議は、前例にみられない二日に亘ったこと、四十以上の地本から団長（少数の代理者はあったが）が出席し、緊張した真剣な討議をしたことは、それだけに好印象であった。

会議は、その性質上全体大会で採択された事項に対する協議をするので、新事項を決議することはなかった。団長より、大会から委託された組織運営の諸問題に関して指示したことを中心に、討議したのであるがさる第二十七回全体大会に於いて論議された活動方針を整理し再確認した。それだけに、この会議は意義があり且つ必要であったことだ。

討議した議題（別項）のうちで、圧巻（あつかん）は、何んと言っても国内の軍事革命政権に対することであった。これは当然なことであり、組織人は勿論のこと、一般団員及び在日同胞六十万が、同じ感情を持ち、同じ関心を集中していることと想われる。

国内問題—殊に今度のような軍革政変に対しては、この眼で実際見聞したことでなく、また知り得る情報も限りあることである上に、民団組織が政治団体でないので、討議する上に制約もあり、且つ限度のあることである。出過ぎた決断や、いたずらに強がりを言って一角（ひとかど）の革新を気取ったり、容共又は赤色九列のペースにまきこまれてしまった韓学同一部不純分子の策動の如きは、絶対禁物である。

徒らに、今度の祖国の政変を、軍部ファッショだと酷評批評をしたり、日本国内の商業紙の報道記事だけを信じて、それでもって国内のことを忖度（そんたく）することと位い危険な偏見はないのだ。

前人誰れもが、まねることさえ出来なかった祖国の宿弊や病根を、僅か短日時をもって一掃し得た奇蹟的な祖国改造革命は、文字通り受取ってよい。自由や人権も、国が安泰し、38度のガンがなくならない限り、一時棚上げでもよいではないか。われわれ在日同胞も国内新事態に即応する、協力態制で進むべきでないか

次ぎに、韓日会談再開促進の件と韓日親善機関設置の件が討議された。いままでだって、この運動がなかった訳けではなかった。団長が所信で述べたように、韓日会談促進のために、信念を打込んでもっと地に即した組織内の常設的な機構を設け、日本人社会と密着できるような機運をもり上げるように、もっともっとPRして欲しいものだ。

中央文宣班を組織する由であるが、これはもっと早くからやるべきであった。組織活動をPRする上に、大衆と共に語り、共に行く広場を持つためには、これ以外に良い途はない。

最後に、新潟地本から訴えた問題は、組織のフロント（戦線）をまもるものとして、お互いが考えるべき大切な課題である。北送の如き具体的問題で敵陣と対時する最前線—新潟地区同志の訴えを、忘れてはならない。

（河東一）

祖国軍事革命の展望

着々進む再建運動

建設段階にはいる

〔解説〕 革命一ケ月を迎えた本国情勢は新段階にはいった。つまり国家機構の法的整備を完了して実質的な再建過程にある。

今度の軍事革命が国家の同一性を否定するものでなく、現存法秩序を止揚するものではないが、事実上憲法以下諸法令の機能が麻痺し、その過渡的状態の早急な解決が要望されていた矢先き六月六日国家再建非常措置法が発布された。同法律は全文四章二十四箇条から成り、その名称が示す通り革命課業完遂のための「臨時憲法」である。

これは勿論国家再建最高会議を合法化する法的措置であり、革命完遂のための基本的法体系であるが、特にわれわれが注目するのは、大韓民国憲法の効力を是認している点である。巷間ではあるいは長期軍部独裁政治の布石だの、憲法に「錨をおろした」などといっているが、これはわが国の革命精神を正しく把握しないことに基因する誤解である。われわれはむしろ祖国再建緊急措置法として、久しく化膿していた癌を切開して新鮮な民主政治確立の土台を構築するものと思うのである。

同月十日には国家再建最高会議法が公布されたが、同法はいわば国会法で、国家再建非常措置法と相俟って韓国の国家機構を完全にするものである。これで革命以来法的真空状態にあった政権機構が完備され、名実共に国家再建の決意が新たにされたのである。

同月八日の裴廷鉉大法院長代理以下全大法官の辞退は、かなりショッキングな事件であったが、これは一部報道が伝えたように非常措置法に不満を抱いて辞意を表明したのではなく、非常措置法第十八条によって大法官の職制がなくなったことに伴って自動的に辞退したものである。われわれは司法部の空白を懸念したが、大法院判事が大法官職務を代理する措置がとられ杞憂に終った。

国家機構の法的措置を完了して第一に着手したのは行政機構の整備で、各級地方行政庁の郡長制度の廃止、教育監の減員を行なうと共に、行政事務を簡素化して能率向上を図った。

特に国民の公僕たる公務員の綱紀粛正を図り、公務員の蓄妾、兵役忌避など、公務員を徹底的に追求していることは行政明朗化のための英断として是とするものである

革命課業の他の一軸をなす経済再建はもっとも重大な課題であるが、時間的関係から無理なことと

はいえ、具体的政策の決定をいまだみないのは苦しいところである

しかし一部私営企業の公営化や財政投融資をはじめ、中小企業育成策、農漁村保護育成計画など基本的政策には積極性が認められる

軍政府に対する国際世論の動向はわれわれの大きな関心事であるが、今のところ穏健といったところである。

米国の対韓政策も次第に革命の本質を理解する方向に向っているが韓米合同経済委員会制度をはじめ韓米行政協定締結など韓米関係の合理的な再調整は両国の誠意を要する問題である。

在日同胞は対日政策に重大な関心をよせているが、去る十八日の記者会見で金外務部長官は、韓日会談の早期再開を再確認してわが国の友誼ある基本態度を示した。

一方訪米中の池田日本首相も対韓関係正常化を真剣に考えており、韓日双方の誠意ある態度は必ず最善の結果をもたらすものと期待している。

革命政府の国際協調主義は不変である。革命直後から自由、中立諸国間の積極的親善関係を強調してきたが、来る七月初旬から南北アメリカ、東南アジア、ヨーロッパ、中近東、アフリカの諸地域へ親善使節団を派遣する方針を明らかにし、更に、特に在留邦人の多い日本と米国には民間使節団を派遣して、在留邦人の啓発にあたらせるが、既に崔東亜日報社長、金梨花女子大総長、韓永楽教会牧師の三氏による同使節団は二十日使節の途についた。国際協調と積極的な友好親善関係促進のための意義が大きいといわなければならない。

十年を一挙に成し遂げた社会悪追放は、革命政府の断然たる業績であるが、弛緩した国民生活に"クサビ"を打ち込む新生活運動の展開は、われわれに大きなよろこびと希望を与えるものである。六月十日、国家再建国民運動に関する法律が公布され、国家再建国民運動本部を設けて国民生活の内面に深く侵蝕している前近代的な惰性を根治するため、汎国民運動を展開している。

同法は①容共中立思想の排撃②耐乏生活の励行③勤勉精神の鼓吹④生産および建設意識の昂揚⑤国民道義の昂揚⑥情操観念の純化⑦国民体位の向上などを目標にあげ国民に旺盛な生産意慾と健全な思想および豊かな生活感情をもたせ、国民の生活体験を通して民主主義を徹底しようとするものである。

韓国民の生活面の惰性を今さらとりたてて言及するまでもないが怠惰で安逸をむさぼり、ぜいたくと虚栄に盲目であることは全く恥辱の至りである。もとよりこのような国民生活の堕落は腐敗した社会の附随現象にほかならない。慢性的な貧困に呻吟する大衆は濁池肉林におごる富者の生活に憧れ悲惨な自己の境遇に諦めを感じ、軟弱で不健全な思想と非生産的な惰性が骨身にしみてしまったのである。

国民生活の改革は腐敗した社会制度の抜本的な革新によってはじめて可能であろう。しかし何よりも肝要なことは国民各自の自覚である。人間精神は鞭をもってしても容易に律し得るものではない。自律的な改革意識こそ完全な武器である。このような意味で国家再建汎国民運動のもつ意義は大きい。

汎国民運動の一環として「飢餓解放運動」が推進されていることは更に重要なことである。ケネディー米大統領の就任演説を引用するまでもなく、貧困の追放は全人類に課せられた責務であり、近代政治の主要目標の一つだからである。特にこの「飢餓解放運動」は学生たちが推進役になろうとしている点に意義がある。

革命発生以来もっとも注目された学生たちが、その旺盛なエネルギーと民主主義を愛護する情熱を、貧困に虐げられた国民大衆を解放する社会運動に傾注しようとしていることに安堵を感ずる。次代の韓国の民主主義を荷うべき学生たちの健斗を祈るものである。

無為乱舞する水商売な祖国の田園ではいま田植の最中であるが、去る十日の勧農日には尹大統領、張議長、宋国防部長官からそれぞれも親しく農民を激励し、生気を盛りかえした農民たちは増産に邁進している。

一万余にのぼる検束浮浪者も国家再建にいそしんでいる。彼らの一団は大関嶺開拓団に編入されて「韓国自活大関嶺開拓団」にのりこんで麦、馬鈴薯、とうもろこしなどの生産に励んでいる。

韓国は今、政府も国民も国家再建のため総動員されている。政府の積極的な経済政策が具体的に樹立されさえすれば、革命の使命も達成され、文民政治への移譲も容易に実現するはずで、われわれは経済再建を強く要望するものである。国民ははり替えた障子のように常に緊張する必要はないが、"革命なれ"や"革命ぼけ"にならないよう自覚を新たにしなければならない。

注・国家再建非常措置法第十八条＝①大法院は大法院長と大法院判事で組織する。②大法院長と大法院判事は国家再建最高会議の推薦で大統領がこれを任命する。③前項の推薦は在籍最高委員過半数の賛成で行なう。

日韓親善高校バスケット試合

男子四戦全勝 女子三勝一引分

韓日親善高校男女バスケットボール試合のためさる十三日来日した韓国の景福高（男）進明高（女）を迎えた韓日親善の第一戦は、去る十五日午後六時二十分から東京浅草の台東体育館で、開会式にひき続いて景福高が暁星高、進明高が東京選抜とそれぞれ対戦した。

試合は両国選手役員の紹介とペナント交換につづいて進明高対東京選抜で試合が開始されたが、総合力に優る進明高が終始東京選抜をリード、韓国高校女子チャンピオンらしい強みで選抜を圧倒し、68—45で来日第一戦を飾った。

また男子の景福高対暁星高の試合も女子同様韓国が圧倒的に強くうまいパスワークと早い動きで前半で46—25と大差をつけ、第二クオーターから景福高は、レギュラーを二軍に落す余裕を見せ77—55で完勝した。

第一戦（女子）＝十五日
進明高（韓国）68（43—29　25—16）45 東京選抜（日本）

第一戦（男子）＝十五日
景福高（韓国）77（32—30　45—25）55 暁星高（日本）

第二戦（女子）＝十六日
進明高（韓国）60（31—13　29—20）33 東京選抜（日本）

第二戦（男子）＝十六日
景福高（韓国）103（56—37　47—35）72 中大杉並高（日本）

第三戦（女子）＝十八日（長野市後町小体育館）
進明高（韓国）33（8—9　25—11）20 長野選抜（日本）

第三戦（男子）＝十八日（長野市後町小体育館）
景福高（韓国）69（36—24　33—19）43 長野選抜（日本）

第四戦（女子）＝十九日（宇都宮市体育館）
進明高（韓国）35（16—21　19—14）35 栃木選抜（日本）

第四戦（男子）＝十九日
景福高（韓国）75（46—25　29—24）49 栃木選抜（日本）

一面からつづく

会談妥結は両国民の手で

▼韓日親善機関設置の件

「韓日会談の早期妥結と両国民の親善と友好促進は、両国代表団の努力にあることはいうまでもないが、これをさらに推し進めるためには両国民の盛り上った力がなければならない。韓日会談に関するこれまでの民団運動を反省すると、日本国民との交わりが不足した感が少なくない。われわれはこの点を反省して言葉だけで終ることなく、今後は地方別に日本側の有力者と会合を持つことを手初めに地元出身の自民党代議士らと意見を交換するなどを経て韓日親善機関を設置し、これらの機関と協力して両国民の一致した運動と力で会談の早期妥結を促がす運動を行なうべきである」と、このような運動の必要性を説いた権団長は、続けて「現在既成の日韓親和会などもあり、また韓国との友好促進に努力している日本人が多い点に立脚し、このような人々とも親しく意見を交換し、韓日親善運動を幅広く行なうことも有意義である」点を強調した。会議は少しの無駄もない、順調なペースで進められた。全団長はこの問題に関し全面的に支持し、個々の問題について熱心にメモをとり、運動推進への意欲をたくましくみせた。

会議はさらに民族教育問題でも同様な積極さをみせた。

民族教育の進展を

▼子女教育問題と政府奨学生指導の件

①在日僑胞子弟に対する民族教育問題②韓国学生同盟対策問題③政府奨学生指導方針④在日韓国人中央教育委員会再建の件⑤在日僑胞奨学生特別教育班本国派遣の件など五項目の運動方針を提出した李現坤文教局長は、特にこの中でも在日僑胞子弟に対する民族教育問題と韓学同対策および政府奨学生指導の重要性を力説した。

①民族教育問題については「在日僑胞の進学実態は日本人学校一一・四、〇五七名、韓国人学校一、六〇〇名、朝総連学校一五、五〇〇名の数字が示しているように、民族教育対策はおくれをとっている」点を指摘、このおくれを取り戻すためには「父兄らの民族意識を高める運動を起こすとともに、各地区に韓国学園および国語講習会などを設置して、民族教育の重要性を浸透させなくてはならない」と説明した。また、この問題の解決策の一つとして建築中の東京韓国学園のモデルスクールに全国各地の児童に寄宿舎などの施設を利用させ、地方子弟の教育に便宜を与える計画を示した。

②対韓学同問題では、これまでの韓学同の若干の行き過ぎた行為を指摘し、今後は「民団の傘下団体として積極的に支援し、正しい学生の在り方に引き戻すため努力する」とのべた。

③政府奨学生指導方針を明らかにし「現在若干の不備がみられる募集要項を改善し、奨学金支給の適正を期し、全国の組織を通じて付成績、品行、思想（内容行い身元など）を調査する方法をとる」ように改め、奨学金支給についても、従来当事者に直接支給した方法を改め「県本部を経て支給する」方法に改められる。この措置は組織と当事者との連結を保ち、奨学金が正しく支給され、奨学金が規定された趣旨に反していないかの組織的な監督を強めるためである。

このほか中央に教育委員会を再建し、在日僑胞の民族教育施策について根本的な対策を立案、また文教局の文教事業を側面的に補佐しようとするねらいといわれ、これを「全国各県本部にも設置し、同委員会には団長が責任者となる」と、計画の全容を明らかにした。さらに文教局は「政府奨学生中から選抜する二四五名および各韓国学園中、高生を、革命後の本国情勢と新国家の諸般の文教施策に関して充分な認識を与えるよう本国に派遣する」計画を説明した。来る八月一日—十五日までの十五日間が本国での特別教育期間であるが、これは本国政府の高度の文教施策を見聞させることから、民族意識を高め、政府が支給する奨学金の意義を再認識させるためのものである。またこのほか①韓国学園育成および新設補助②在日韓国教師再教育のため本国派遣③国語講師養成などが計画されている

宣伝力の拡充を

▼中央文宣班設置の件

宣伝局がもっとも"力こぶ"を入れているのは民団運動上のPR力不足を如何にたて直おすかの点にある。このため宣伝局では文宣班を再組織して民団が計画した運動に対する事前宣伝運動を全国的に行なうことになった。文宣班は在日僑胞の文化宣伝啓蒙を目的として①民族劇②古典唱③古典舞踊④歌謡曲などでメンバーを編成し、これを七月三十日—十二月二十日まで九州地区、中国地区、近畿地区、中部地区、北陸地区、東北地区の順で巡演する計画である、とし文宣班はまた地方の経費負担を軽くするため、巡演地区の民団幹部の家で宿り、食事も同様の方法がとられることになっている。また

宣伝局では中央機関紙である民主新聞の紙面を充実させる一方、全国団員に完全配布されるよう、従来の方法を改めた。中総から県本部を経由して支部に伝達され、これを郵送する方法を改め、直接団員に配達するように改まったのが改善の骨子であるが、他方では民主新聞の安定運営のため紙代徴収と広告活動を併行して実施するようになった。組織強化に関する[illegible]では韓日会談に関する情勢を正しく迅速に大衆に伝達し、組織運動の目的を本質的に理解させるための事前運動を積極的に行なうことが明らかにされた。このほか各級組織で切実に要望している本国映画を大量入手し、祖国復興情況および僑胞に慰安を与えるよう計画されている

事務連絡を適確に

▼総務局報告

総務局では鄭烔和局長から①指示公文に対する回答を迅速に行なうこと②公文は団長名儀で発信すること③敵対陣営の郵便物は県本部の参考資料を除いて中央へ転送すること④中央で認めていない団体の郵送物は一切受け付けないこと⑤中央で発行した証明書を所持していない者の公的行動を厳重に監視し問題が起ったときには取り調べとともに中総に報告することなどを指示、また地方割当金の完納を促した。

会議は以上のように各局の報告と説明とによって一括に行なわれた。これに対し民族教育の問題と宣伝活動に対する善処の要望と意見がそれぞれ出されたほか、権団長の対政府交渉に二、三の要望があった後同日正午すぎ二日間にわたる会議を成功裡に終了した。

AB-ミ2

（1） 昭和37年1月15日（月曜日） THE SOUTH & NORTH （昭和32年3月6日第三種郵便物認可） 第182号

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856 3857
振替貯金口座 東京55420番
編集兼発行人 吉田嗣延
毎月5日，15日，25日発行
1部5円

十億七千万円に上る
沖縄援助費総額
37年度 本土政府予算計上

昭和三十七年度の沖縄に対する本土政府の援助は、前年度の約二倍に達する十億七千六百二十万五千円が大蔵省の査定を通過したので今明議会の可決をまつて順次執行に移されることとなつたが、そのうち直接援助の形式によるものは十億百五十五万四千円で、内容は次の通りである。（単位千円）

一、農業振興、国土開発	
糖業振興	一〇、四二六
海岸防地護岸	九一、八六二
土地改良	三一、一九三
港湾施設	二一、五〇〇
道路整備	五六、八八〇
農林漁業中金	一三〇、〇〇〇
土地調査	一一八、六五六
二、教育	
文部省関係	八〇、〇二六
水産高校船建造	八三、六〇〇
三、技術及び文化の向上	
技術援助	二九、九三三
マイクロ回線	八四、四二七
四、医療福祉	
医療援助	一三一、五四〇
歯科診療車	九、八八八
ハンセン氏病対策	二九、三八八
国立療養所入院	一六、八二三
△遺児育英	一、一〇二
△母子福祉	七、二〇〇
△授産所	四、二七五
△教科書	一八、四八六
△青少年ホーム	五、三七六
△ハンセン氏病	二、五二〇
五、その他の民生安定	
伊平屋島灯台	一七、一六〇
救難艇建造	八八、六二〇
高層気象観測	四一、一五〇
消防施設	一六、五五四
合計	一、〇〇一、五五四

△印は南方同胞援護会関係

西銘那覇市長就任

昨年十二月十七日行われた那覇市長選挙に当選した西銘順治氏は、一月十二日市長就任式に臨み、第十八代那覇市長に正式就任した。

時論
沖縄援助予算倍増を転機に

本土政府が昭和三十七年度予算に沖縄援助費として約十億七千万円の計上を決定したのは、戦後最初の"二ケタ予算"である。

内容は、総理府特別地域連絡局関係約九億六千万円、文部省関係約七千五百万円、厚生省関係約一千六百万円と伝えられ、現年度の沖縄援助総額五億二千万円に比べ、およそ二倍となつた。

しかし、当初琉球政府が要望した数十億に対しては、もちろん不足である。事務当局が一応二十九億程度に改めたのを、米側との調整段階でさらに半額に縮まり、これを大蔵当局の第一次査定で現年度以下に削減された事情から見れば、二ケタまで復活し得たのは、不満を内包しながら、肯定せざるを得まい。しかも、難事とされる「新規要求」が調査費などを含めて約十項目も顔を出したのは、大きな前進と見てもよいであろう。

琉球政府の要求は、まず米側の了解を取付けた上で行わなければならないので、沖縄の切望するものを削り、米側の意思で別なものを加える場合などもあつて、現地の声がそのまま伝わらぬうらみがある。これは、畸形的な現状においてはやむを得ないことであろうが、少なくとも、本土政府が従来にない積極性を沖縄援助に示したのは喜ぶべき傾向である。

けれども、開発事業や社会保障など、当然行わるべき性格のものを施政権に介入する措置と解し、米側が難色を示したのは遺憾である。

いわゆる"県並みの援助"にも種々な見解があつて、沖縄級の本土の県が受ける八、九十億をそのまま沖縄に与えると、米側の援助と重複するというものもあるが、本土の県にない郵政や運輸その他の国家で行う機構をも運営する沖縄は、想像以上の財源を要する。殊に、あらゆる水準が低いから、民生を向上せしめるためには思い切つた手当てが要請されるのである。

そのような多くの弱点を端的にえぐり、体質補強の近道を見出すために、今夏本土政府が総合的な調査団を送る計画は、昨年のケイセン調査団とは別な意味で極めて機宜を得た企てである。沖縄は対外援助法の適用外に置かれるため韓国や台湾よりずつと少ない援助額でやつている。米国は日本本土からの援助倍増を認めたのに呼応し、プライス法を改めて六百万ドルの援助限度を拡大しなければなるまい。「ケイセン報告」も経済援助の増額をはつきり打出している。

おもうに、本土の援助額の大幅な前進は、池田・ケネディ会談における「日米協力による沖縄の福祉向上」に努力することの一端であろう。日本政府の伸べる手を、今まで兎角「余計なお世話」と見る態度が絶無と言い難かつたのも改まり、今後は、恐らく本土の援助を一概に無視するようなことが無くなることを期待したい。

沖縄が望む「本格援助」は三十八年度以降となるであろうが、その第一歩としての援助倍増を重視し、これを転機に長期援助計画などについて米側の一層の理解と協力を期待するものである。

南方同胞援護会の事業に
6千5百万円補助
37年度予算計上額決る

南方同胞援護会に対する昭和三十七年度国庫補助予算額は六千五百三十七万一千円が計上されることに決定、前年度に比し一千七百九十九万三千円の増加であるが、事務費、啓蒙宣伝費等をのぞく事業費の主なものを前年度と比較すれば次の通りである。（単位千円）

	三七年	三六年
遺児育英事業	二四〇	二四〇
対外折衝助成	一、二〇〇	二、四〇〇
母子福祉事業助成	七、二〇〇	〇
沖縄青少年ホーム建設	五、三七六	〇
慰霊祭	八九九	〇
身体障害者授産場建設	四、二七五	〇
教科書贈与	一八、四八六	〇
癩患者医薬品	二、五二〇	二、五二〇
遺族等援護	六、七三五	〇
北方地域諸問題解決促進助成	一、三〇一	一、四五五
学生寮設置	〇	三六、八〇七
義肢補装具製作所設置	〇	二、五三三

右のうち、母子福祉事業助成費は沖縄の母子世帯に生業助成の資金を貸付けるもの、青少年ホームは本土に就職者の多い地帯に慰安と教養を兼ねた施設を設けるもの、慰霊祭は沖縄戦十七周年に当るため那覇で本土の各府県代表も参列する挙国的慰霊祭を執行するもの身体障害者に対する授産場も那覇に建設し社会復帰を促すもの、教科書贈与は生活困窮者（沖縄では全児童の約十四％が該当する見込み）に対して行い、遺族等援護費は沖縄の霊域整備に協力するものである。

沖縄からスペインへ
給油なし新記録
米軍B25型ジェット爆撃機

ワシントン電によれば、米戦略空軍のB52型ジェット爆撃機が、一月十一日沖縄から二万三十キロを給油なしで飛び、スペインに着いた。同機は十日嘉手納基地を出発東京、シアトル、フォートワース（テキサス州）ワシントン、アゾレス群島を経てマドリード近郊のトレホン基地まで二十一時間五十二分で飛んだもので、スピードその他十一の新記録をたてたといつている。

従来の無給油飛行記録は、米国のプロペラ機が一九四六年に一万七千九百七十七キロを飛んだのが最大であつた。

ミサイル実射開始
沖縄米軍、四月まで続行

沖縄の米陸軍は一月十二日午後から本島中部の読谷村残波岬で地対空ミサイル、ナイキ・ハーキュリーズおよびホークの実験演習を始めた。ナイキは三回目の発射だがホークが米本国以外で発射されたのはこれが初めて。この実射は四月一日まで毎週金、土、日の三日間実施される。

ホークは低空迎撃用のミサイルで、ナイキに比べると長さも半分以下、射程もその四分の一の三十二キロである。しかし、ナイキ同様核弾頭を装着でき、敵ミサイルの迎撃実験にも成功している。米軍がこの兵器を公開したことは、約二年前から建設中だつた八カ所のホーク基地完成を意味するものとして注目される。

ミサイルの破片
農村に落下
現地で反対デモ

十二日行われたナイキ・ハーキュリーズとホークの実射演習によりミサイルの破片が北部の恩納村海岸で幅約四キロにわたり七カ所に落下し、住民を騒がせている。幸い死傷者はなかつたが、うち一個は人家から五メートルの所に落ちた。

この事故は、三十四年の第一回実験の際読谷村のキビ畑がナイキのブースターのため焼かれた事件以来のことで、村当局、村議会などは米軍に抗議することになり、沖縄の原水協その他の団体では現地で反対デモを行つた。

また、ミサイル実射が東支那海に向けて行われているため、これをコースにしていた沖縄航路の船舶は遠回りの太平洋側から東を回つて那覇港に出入しなければならず、従来より平均三時間以上遅れることになり、燃料代などの損失も大きいと各船会社ではいつている。

米、沖縄に一個師団新編成か

最近のワシントン発外電によるとケネディ大統領はアジア及び欧州大陸における潜在的な軍事上の脅威に対処する米国の防衛態勢を強化するため、地上軍二個師団の新設を指令した。この結果、米地上部隊の常備師団数は十六になる。米政府は僅か一日前に歩兵六千人から成る三戦闘部隊を十五日以内に西独に空輸すると発表したばかりである。

米地上軍総兵力は昨年十一月三十日現在百万人を上回つていた新設二個師団の兵力は三万一千人である。

米政府筋によると、米国は近く沖縄基地で新たにもう一個師団を編成する計画である。万一極東や東南アジアに紛争が起こつた場合、米国はこの新師団を速かに派遣できる。

沖縄米軍北海道で演習計画
地元は抗議運動

北海道恵庭郡の自衛隊島松基地に沖縄駐留の米軍第五〇三戦闘連隊がきて一月中旬から四週間演習を行う計画に対し、安保体制打破道民会議は反対運動を起こし、一月八日、千歳、苫小牧、札幌、小樽などから集まつた約四百人の組合員が「即時中止せよ」との決議を行い、調達庁や米領事館に伝達した。

道民会議は実力でも阻止すると強硬だが、千歳の米軍基地のボイド司令官は「沖縄から約八十人来るが、スキーを楽しむのが主目的で天候がよい時にパラシュート下降競技をやる程度だから演習ではない」と語つている。

安保条約違反ではない
町村知事が回答

安保体制打破道民会議は「沖縄米軍の北海道における耐寒訓練について」の公開質問状で町村知事に出していたが、道民会議が「沖縄米軍は在日米軍に含まれないから北海道での演習は安保条約違反である」というのに対し、知事は違反でなく合法的であると、一月八日大要次のように回答した。

一、現に沖縄に駐留する部隊でも日米安保条約および行政協定に基づく構成と考えられるので、条約違反ではない。

一、訓練内容はスキー訓練と耐寒訓練で、作戦行動は行わないと解釈する。

一、恵庭町スキー場の使用については、一般のスキーヤーと低触しないよう要請している。

千島で"中継巡航"
南極観測後「宗谷」を起用

南極観測船「宗谷」（四、八六八トン）は四月中旬帰国するが、小樽海上保安本部に海上保安庁からの通知によると、宗谷は秋の台風季まで南方の海域観測と救難巡航に当り、それ以後は千島、カムチヤツカ海域に出動することにきまつた。

小樽海保の現有巡視船は一航海一週間程度なため北洋深く巡視するには無理があり、宗谷が配属となれば"中継巡航"が可能となるため、従来千島海域の海難現場まで釧路から二日も要した不利がかなり改善される。

禁漁区の拡大阻止
北洋母船協議会決める

サケ・マス母船十二社で組織する北洋母船協議会は一月十二日、日ソ漁業交渉に対する要望事項を次の通り決定した。

①交渉の早期妥結②焦点となるマス資源の保存措置の対策を講ずる③現出漁体制を安定させる数量を確保する④オホーツク海のマス資源状態を解明するため日ソ共同調査を効果的に進める⑤禁漁区の拡大阻止⑥紅サケの漁獲量は自主調整とする。

規制拡大を迫るか
漁業交渉 ソ連、議題を通告

今年の日ソ漁業交渉は二月からモスクワで開かれるが、このほどソ連側から交渉議題の通告があり政府も本格的な対策の検討に入つた。漁業交渉は今年で六回目だが今年はマスの不漁年に当るうえ、ソ連側は昨年春の専門家会議でも「マス資源が史上最悪の状態にある」と強く主張しているので、交渉は例年以上に難航するものとみられている。

ソ連側から通告のあつた議題もこうした情勢を反映して①規制区域の境界線問題②禁漁区の問題③漁獲努力の問題の三つをあげており交渉のさいには禁漁区や規制区域の拡大を日本側に強く迫る態度をみせている。

根室漁協組が冷蔵船を購入
輸送力不足補う

昨年根室の水産業界が扱つた水産物は十四万トンを上回ると見られ特に八月中旬から十一月中旬にかけてはサンマ、イカなど約九万トンが根室、花咲両港に殺倒したが、貨車不足と室戸台風などのため、輸送が停滞して打撃をうけた。缶詰は前年来海上輸送に切替えているが、塩蔵品、冷凍品の輸送力がないのは致命的なので、根室漁協組は五百トン級の冷蔵船を購入することを決めた。一漁協組が冷蔵船を持つのは北海道でも最初で、神奈川県三浦市に手頃な船があり四千万円程度で交渉を進めている。

北洋の漁船保険
ソ連の捕獲攻勢で赤字

根室、釧路両支庁管内に船籍をもつ漁船の保険を扱う根釧漁船保険組合は、昨年五百四十四件、損害額一億一千二百万円を扱い、前年の五百八十八件、一億七十万円に比べ、事故件数は減つたが損害額は増加した。これは、船体の大型化に伴い保険金が多額となつた結果である。

普通船体保険が黒字なのに対し、特殊保険はソ連の捕獲攻勢のため赤字となり、加入隻数一千二百四十七件、契約金額四十四億五千万円と前年の九百四十九件、三十億円に比べ大幅にふえたが、保険料収入二千二百万円に対し、支払つたのは（請求中も含め）三十七件、三千六百万円に達し、千五百万円近い赤字。また、乗組員の給与保険も九百九件、加入保険料四百三十万円に対し、支払い保険金は四百八十万円と赤字になつた。

「南と北」と改題
本会発行の定期刊行物

本会は創立当時の事業対象地域をそのまま定期刊行物の題名とし「沖縄と小笠原」で発行してきましたが、その後、南方同胞援護会法の改正に伴い北方地域も事業範囲となつたため、本年から旬刊紙、季刊誌とも題名を「南と北」に変更することとなりました。従来も北方関係の記事を収録していましたから、内容に特別な変化はありませんが、改題を機として、南北の領土問題に関連する主要ニュースを厳選網羅し、大方の負託に応えたいと考えます。

南方同胞援護会

黒潮

▼…沖縄の学校に図書が乏しいことは常にいわれている。本土には学校図書館法があって、文部省の五カ年計画に基き年々整備充実しているが、沖縄は専ら父兄の負担によるので、辺地の学校は特に貧弱になりがちである

▼…文部省の基準は、小学校一人五冊、中学校七冊で、毎年半冊ずつ増すのであるが、本土の平均に比べると、沖縄はわずかに十三パーセントのなさけない状態。沖縄の学童の水準が低いのは、本を読まないからだというけれど、読みたくても本がなくてはどうにもならぬ。

▼…各教育区の予算も極めて少なく、それに、本土より本が高いことも不利な条件だ。戦後の就学児童が一人前になってゆく年代だが、しっかりした民族意識を養うためには、それにふさわしい課外読物を豊富に与えることが大切な要件の一つであろう。

▼…沖縄でも学校図書館法を設けるというから、それを機会に図書を充実するよう、本土の各界で協力する機運がほしいものである。

本紙購読案内
送料とも 半年 一五〇円 一年 三〇〇円

復帰への長期計画立てよ 政治面の改善はまだ

スカラピノ教授、沖縄視察談

昨年十二月二十日に沖縄を訪れたカリフォルニア大学教授ロバート・A・スカラピノ氏は、一月三日大田琉球政府主席や米民政府関係者と意見を交換した後、同夜韓国へ向つて出発したが、空港での記者会見で「コンロン報告で勧告したことは、経済面ではかなり改善の跡が見られるが、これにくらべて政治面の改善は遅い」と指摘、日本復帰に備えて長期的総合計画を立てるべきだと、次のように語つた。

沖縄滞在中に得た私の印象から見解を述べると、沖縄と米国の関係は相当緊密の度を加えているが、復帰に関連して長期かつ総合的な計画と政策が設定されるべきであり、また、そのための協議がなされなければならないと考える。そのことについて、私としては希望を持つている。

われわれがコンロン報告で勧告したことについてだが、経済面の実質的な変化に比べると、政治面では改善がおそいように感じた。しかしながら、将来日本、沖縄、それに米国の協同体制が確立されることにより、この面の改善がなされることを希望している。

日米の新時代と関連して、日米琉懇話会の構想があるそうだが、それがはつきりした権限と機構を持ち、同時に一定の長期計画に基いて運営されるものであれば、沖縄の住民のために益するところは多いと思う。

最後に、私のこんどの沖縄訪問は非公式なものであり、一介の学者という立場から沖縄の事情を勉強したので、正式な報告書はつくれないが、沖縄問題を含めて米国の極東政策に関心を持つているので何らかの形で調査の結果をまとめ機会があれば本国で私の見解をのべてみたいと考えている。

日米の援助分担、明確に 自治拡大を期待 議員の任期三年に延長

大田琉球政府主席語る

大田琉球政府主席は新春早々の記者会見で次のように語つた。（写真は大田主席）

沖縄問題は、これまで米琉の協力が主になってきていたが、今後、アメリカの対琉球援助をふやすには本土の協力を求めなければならない。昨年上京した際、日米共同の対琉援助の確立を本土の各界に訴えてきたが、今度の本土政府の援助額でこのことははつきりした。施政権返還をタナ上げした日米協力方式は問題解決の前進にならないという説もあるが、日米協力方式の根拠は、私が常に説明しているように「実家に返す条件」が決まるまでの里親論である。従つて実家である日本政府としては、沖縄を引取るために力を合わせて沖縄の成長を見守るべきであり、里親であるアメリカは、実家の協力を虚心に求めることがアメリカの歴史を飾る所以であろう。このことは、池田首相にも強く要望しておいたが、幸い日米の理解と信頼で共同声明となり、私の主張が採用されたと思っている。

岸・アイク会談は、沖縄のことに責任を持つということを確認したに過ぎない。つまり、日本の協力はうたつてなく、一方的な施政の確認である。池田・ケネディ声明はこれと異なり、沖縄の政治の質的な変化をもたらしたもので、深く考えた場合、後世の史家は、沖縄の歴史で数ページを飾るものと信じている。

日米共同声明を推進する具体的計画としては、私見としては、まず日米の対琉援助の分担を決めてもらうことだと思っている。アメリカが仮りに社会保障とか国防につながる基本的なものを分担するならば、日本は教育関係、産業振興などの問題を取上げるといつた具合である。もちろん琉球側を含めての話であり、機会をとらえて折衝を始めたい。

自治権拡大の問題は、大統領行政命令にも「責任ある琉球政府を助長する」とあり、ブース前高等弁務官も「高度な自治権を有する政府」の育成を強調していることだから、アメリカは、日琉の協力を基調として自治を拡大する方針に変りはなく、このことが実るよう期待している。差当り民政府との事前調整の簡素化が取上げられるが、小委員も決まつたので早急に検討したい。

また、立法院議員の任期を三年に改正したい。このことは、政局の安定、議員の職責を果すという意味からも強く要望する。立法院は米国の上院、下院の職能を一括した性格を持つているので、この二つの面を調和させる意味からも三カ年は必要だ。総選挙に間に合わせて改正するよう、主席の立場から努力したい。

国・県有地の移管

琉球政府 米民政官に再び要請

大田琉球政府主席は一月四日、アンドリツク米民政官あてに、昨年四月二十五日に要請した国・県有財産（土地）の管理移管について次のように再び要請した。

一、日本国有地および旧沖縄県有地九六六二〇・三五エーカーのうち、民政府が琉球住民に有償で貸付けてある宅地、農耕地一七九九・六四エーカーを琉球政府へ移管するよう、住民は希望している。

一、琉球政府は現在所管の病院、学校、警察署などを借地し、これに七万九千七百四ドルを支払つている。このような地料を国・県有地の収入で賄いたい。

一、都市計画の遂行その他各般の行政を効果的にするため、琉球政府はこれらの土地を管理する必要がある。

なお、政府としては、国・県有地の移管は一九六三年度財政計画の立案にも関係するので早急に回答するよう要請している。

スカラピノ教授、見解表明

基地保有の現状で施政権の返還可能

米国の沖縄政策は変化

沖縄問題の解決に希望を持たせ反響を呼んだ「コンロン報告」の主筆者であるカリフォルニア大学教授ロバート・A・スカラピノ氏が昨年末沖縄を訪れたのを機会に、沖縄タイムスでは同氏と記者会見したが、同教授はその中で①沖縄基地の価値は変化してきた②沖縄の事実上の復帰は行われつつある③国務省内ではコンロン報告に賛同している高官が多い④基地があるままでの施政権の返還は可能である、ことなどの見解を述べている。

問い スカラピノ教授といえば直ぐ「コンロン報告」を思い出すほど名が知られており、アメリカでの沖縄に対する良識を代表するものと一般住民からも受取られているが、その勧告がまだアメリカの政策に反映されていないのはどういうわけか。

スカラピノ教授 コンロン報告は、アメリカ上院のフルブライト外交委員長の発案と要請によつて、国際情勢について専門家の客観的な見方を知るために提出された十四の報告書の中の一つである。これは決してアメリカ内での世論の調査ではなく、事実はどうかを外交委が検討するために作成されたものである。私の知る限りでは、外交関係者を含めたワシントンの国務省の多くの高官はこの報告書の見解に対しては賛意を表しており、私自身かれらの多くから私信ももらい、直接の話合いもした。

問い その意見はよくわかるがアメリカ政府自体、沖縄の日本復帰については何も意思表示をしていないではないか。そこに住民の不満もあるわけだが…

答え これまでにそのような意思表示をしたことはないかもしれない。しかし「沖縄に対して日本は潜在主権を持つている」という声明と「極東に国際緊張と脅威が続く限りアメリカは沖縄に基地を保有する」という二つの声明を想起してほしい。もつとも、この緊張がいつまで続くかという点には疑問があり、それは、あるいは半永久的なものかもしれないが、基本的な問題は軍事基地にあるのではなく、沖縄が日本といつ再結合するかにあると思う。そうすると、沖縄には日本の潜在主権があるという声明は、相当の意味を持つと考えなければならない。

問い では、基地は存在しながらも施政権の返還は可能と考えていいわけか。

答え 基地問題も重要ではあるが、沖縄の将来がどうなるのかということが、より重要な問題なのだ。ご承知のように、アメリカは日本との条約によつて今後十年間日本に基地を保有することができるようになつたが、このことも沖縄の復帰問題と二つの関連があると思う。

ところで、沖縄という小さな島に大規模な基地があるのは事実であり、もし日本が沖縄の施政権を手に入れても混乱を来すということも考えられるが、われわれとしては、原子力潜水艦とか、ミサイル兵器のようなものの出現で、移動性のある基地が生れており、戦略と戦術面から基地の価値も変つてきたのではないかと考えている。基地をアメリカが持ちながら施政権の返還が可能かという問題だが、アメリカが独立国で基地を持ち、その国が主権を行使しているケースは現にある。その立場からは可能といえるが、沖縄の場合、基地の性格、規模、それに付随するアメリカの権益などが問題になる。しかし、このような要素は縮小されるべきである。

もつとも、沖縄の施政権返還問題と関連したアメリカの政策が急に変るようなことはないが、変りつつあることも事実である。とくに、政策の基本目標は非常に変つてきており、それは①琉球政府の自治権拡大への努力②日本政府の沖縄への積極的介入を認める③経済援助の増大、などからもうなずけよう。

また、アメリカはケネディ政権になつてから、極東では必ずしも軍事優先の政策が能ではないとの考え方が持たれつつあり、インドへの積極的経済技術援助や日本の利益になるような長期的通商協定の締結など、それを実証するものである。そうすることが、共産主義の脅威からこれらの国を守ることができると感じつつあるわけだ。

問い 最後に、話は違うが、沖縄の現地調査をしたケイセン調査団は、大統領への報告書の中で、民政府の機構は大幅に縮小すべきだと指摘していると伝えられている。どう思うか。

答え 沖縄の事実上の復帰は続けられている、と前にも指摘したが、情勢の進展につれ、また、琉球政府の自治権を拡大するという政策からも、民政府の縮小は当然なことだ。このことは、われわれがコンロン報告の中で既に二年前に勧告したことであり、ケイセン報告もわれわれと同じ線を打出しているわけだ。

いずれにしても、こういつた各種の報告書が、沖縄問題について大体同じ方向をとつていることは事実で、その辺からも、沖縄問題は次第に好転していくと信じている。

沖縄のモデル農村 三月ごろには設置

農業の近代化に期待

琉球政府経済局農務課が昨年末から計画を進めている近代農家育成のためのモデル農村設置は、細密な基礎調査も大体終り、三月ごろには本格的に実施する運びとなつた。

このモデル農村設置は、本土における農業基本法制定に刺激されて計画したもので、機械化、耕地交換分合、農家経営合理化を実施し理想的な近代農業のあり方を示すことによつて他の農村の自主的な近代農業への転換をはかるのが目的とされている。

政府当局のこの計画と相俟つて、沖縄の農林協会では農業基本法の制定を次年度の課題に取上げ、その準備として農業基本問題調査会設置法の立法化を要請するほか、機械化による"千ドル農家"育成を積極的に推進する計画で、今年は沖縄農業が近代化へ一歩前進するものとみられている。

モデル部落は、最初全島十四部落を対象に調査し、更にその中から三部落を選定して農業構造改善のための基礎調査を二次にわたつて実施したが、その調査結果から、農業経営の欠点となつている要素を取上げて、これを政策的に是正しようというもの。

このモデル部落に指定されたのは南部地区では具志頭村大頓部落、北部では恩納村喜瀬武原部落と羽地村内原部落の三カ所で、この計画が軌道に乗れば、農家の自主的な形態で近代農業への転換がスムーズに進むものと期待されている。

一方、農林協会の提唱する千ドル農家育成は、各地区で農協や部落が自主的にこの課題を取上げ、品種、栽培、経営改善の研究を進め、反収増加と多角経営で経営規模を広げているといわれ、千ドル単位の経営規模にこぎつけた農家もかなり出ているという。

西表島開発

琉米で計画立案

弁務官 合同委の設置指示

日米共同で開発することになつていた西表島の開発計画について、沖縄の米高等弁務官キヤラウエイ中将は一月九日、大田琉球政府主席と会談した結果、米民政府、琉球政府双方から副民政官、副主席、局長クラスの委員を出し、近く琉米合同委員会をつくり、同島の総合開発計画を立案するよう指示した。

西表島は沖縄第二の大島だが、ほとんど原始林におおわれており、八割まで日本政府の旧国有地（現在は米側の管理下）で、日本政府が今度の具体的な開発計画作成の段階で除外され、米側の指導下に計画が進められようとしているとして現地で注目されている。

日本政府は米側の要請により一昨年から調査団を西表島に二回も派遣しているが、米側は別に独自の調査団を送つて別個の報告を出しており、米側はこれを主な資料として計画を立案するのではないかといわれている。

琉球政府は西表島に約三万人を移住させ、農林、漁業に従事させたいとしており、日本側の同意を得て旧国有地の解放を要望しているが、米側はまだこれを移住者に解放する意思を示していない。

南方同胞援護会への賀状

講和発効前損失補償獲得期成会

講和前補償獲得の運動も本年は結実の喜びを迎えます。今後さらにその推進をはかりたく、一層の御協力を仰ぎます。

沖縄外地引揚者協会

全引揚者の重要課題は未だ十分の進展を見ませんが、逐次成果を結びつつあります。沖縄は戦後特殊事情下におかれ、引揚者に対する措置も本土並みに行きかねる点が少なくありませんので、今後も格別の御援助をお願い致します。

沖縄産業開発青年協会

青年隊に対する日頃の御配慮を深謝いたします。本年はこれまでの実績の上に立つて、更に前進したいと思います。

沖縄療友会

私たちはあらゆる困難の中で、事業目的達成のために努力してまいりました。新たな年を迎え、決意を新めて療友励まし合い、頑張つてゆきたいと思います。

山田真山

世界平和を祈念して発願し、首里に建立すべく制作中の平和慰霊像は、お陰をもちまして中心像もほぼ完成し、一九六四年の完了を目標に着々進捗しております。今後も一段の御協力を願い上げます。

沖縄県祖国復帰協議会

祖国への完全復帰を目指し、われわれの団結と祖国同胞との連帯を更に強めるべく、その実現のために頑張ります。

沖縄社会大衆党本部　安里積千代

平和への祈りをこめて、日本国民としての権利に生き、義務を負うことを願いながら、未だに祖国から分離されていることを残念に思います。国土と同胞を回復するため、九千万同胞の力強い立ちあがりと協力を期待しております。

琉球政府人事委員　宮城一雄

わが沖縄においても、池田・ケネディ会談によつて日の丸の掲揚が可能となり、また、日米協力による経済社会福祉の向上増進が期待されます。未来に希望を持ち、愛と平和を祈る者に光りが訪れることを信ずるものです。

北洋振興協議会代表　小宮山利三郎

北千島は僅か三島で世界一の漁獲高（昭和十四年六千万円）をあげた宝の島です。この真価を認識する者があまりに少ないのは残念です。不当なソ連の占拠を排する世論の振興こそ緊急の国策と確信したゆまぬ努力を誓います。

沖縄からの海外移住者

昨年は千五百人

一位ブラジル、次いでボリビア

琉球政府経済局移住課は、このほど一九六一年の海外移住者数をまとめたが、それによると、この一年間に千五百三十五人を送り出した。送り先の国別と移住資金別をみると、トツプがブラジルで八百九十五人、このうち八百五十一人が日本政府の移住貸付資金で渡航、残りは呼寄せ移住。次いでボリビアに四百八人が琉球政府の移住貸付資金で渡航している。アルゼンチンへは百十八人で、呼寄せが圧倒的に多いが、琉球政府資金で十八人、日本政府資金で八人を送り出している。ペルーには四十八人を送り出したが、すべて呼寄せである。

なお、このうち開発青年隊の移住はブラジル三十人（日本政府資金による）アルゼンチンに六人（琉球政府資金による）を送り出した。戦後の海外移住の送り出し数は一万三千六百四十五人である。

今年初の南米移民出発

沖縄から今年最初の南米移民団が一月六日那覇出帆の沖縄丸で出発した。具志川村字喜屋武の国元紹光さん（三八）の一家族十人ほか五家族二十六人と花嫁移民らを含めて合計四十七人。

箱根で経営講習会

沖縄経協の社長さんたち

沖縄経営者協会（稲嶺会長）では一月七日から一週間箱根で第一回トツプ・マネージメント講習会を開き、稲嶺会長ら二十三人が参加した。

本土で講習会を開いたのは初めてで「日本経済と沖縄経済との協力関係」「労務管理」「組織および統制」など十五講座について本土講師の講習を受けた。

今年の沖縄の景気観測 前年同様"横バイ"か

―一部には好転期待も―

琉球銀行調査部では一月五日、今年の景気動向に対する企業経営者の見通しについての調査結果をまとめた。この調査は、景気変動指標ならびに企業動向調査の一環として、資本金二万ドル以上の全琉主要会社百二十社を対象にアンケートしたもので、回答率は六三・三%（七十三社）となつている。これによると一九六二年の沖縄の景気は六一年に引続き「変らない」とみるものが大部分（四三・三%）を占めているが「良くなる」とみるのが三八・八%もあり、好転期待もやや強気である。調査結果の要旨は次の通り。

景気動向 六二年の沖縄の景気が「良くなる」とみるもののほとんどが、好転の理由として日米の経済援助増額をあげ、景気のテコ入れとなるものと大きく期待している。そのほかおもな好転理由として、講和条約発効前損害補償の実現、砂糖、パイナツプルの輸出増、外資の効率的運用、放出された軍用地料が再生産過程を通して乗数効果を現わすなどをあげている。

いつぽう「変らない」とみるものについては、日米援助増額の実現をはじめその他の好転要因がないかぎりとくに良くなる理由がないこと、沖縄経済としては、これといつた悪要因がないにしても、軍用地料の漸減、日本の景気後退が三―六カ月のおくれをもつて影響するなど、やや警戒的な見方で、横ばい理由をのべている。

「悪くなる」とみるものは全体の一七・九%で、軍用地料の漸減、日本経済の景気後退などが影響するものとみている。

海外景気 日本を含めての海外景気については、沖縄、経済同様「変らない」とみるものが四四・六%でもつとも高くなつている。いつぽう「悪くなる」とみるものは四〇・〇%を占め、日本の設備投資過剰から金融引締めにいたつた景気後退をかなり重視しているとみられる。「良くなる」とみるものは全体の一五・四%で、米国の景気好転に期待をかけているものとみられる。

小売物価 「上昇する」とみるものが全体の五六・七%で、物価上昇の見通しはかなり強い。「横ばい」とみるものは三七・三%、「下落する」とみるものは六・〇%となつている。

資金需給関係 六二年度の資金需給動向については、六一年度に引続き「変らない」とみるものが全体の五一・三%を占めたが「良くなる」とみるものが三八・五%で好転見通しもかなり大きい。「悪くなる」とみるものは九・二%である。

事業拡張計画 事業拡張の計画が「ある」とみるものが六五・二%で、設備投資増大予想はかなり大きい。事業拡張の計画が「ない」と回答したものは三四・八%。

また、事業拡張資金の調達方法予定として「借入れ」によるものが六一・八%でもつとも高く「増資」によるものが二三・五%でこれに続き、自己資金による事業拡張計画は全体の一四・七%になつている。

大浜会長が米側を招いた午餐会で挨拶するキヤラウエイ高等弁務官

沖縄を訪れて

南方同胞援護会長　大浜信泉

米側も協力約す 本会施設に地元の感謝

……上……

こんど南方同胞援護会の会長として沖縄に行つたのには、大体二つの目的がある。

第一は、南援が沖縄でいろいろな施設を持つて事業をしておるわけで、むろん運営は向うにまかせておるけれども、今後もこういう仕事を継続していくに当つて、沖縄の置かれておる立場上、施政権者である米国民政府当局の完全な理解と協力なしには万事円滑に運ばない。従来、この面において民政府当局との連絡が必ずしも十分ではなかつたうらみがあつたので、その点を円滑にしたい。そのためには、会長として向うの責任者に直接会見して、こちらの考えも述べ、向うの意見も聞いて、よく意思の疎通をはかることが必要ではないか。これが第一の目的である。

第二は、南方同胞援護会が設置した施設、また、これからやろうとしておることが、現地でうまく運営されておるかどうかを視察するとともに、地元の要望を直接関係者から聞いておくことが今後の仕事を進めていく上で必要ではないか。その観点から、会長として現状を視察し、現地の人々の要望を直接掴もうということが、今度の出張の第二の目的であつた。

結論を先に言うと、今度の出張は大体所期の目的を達成し得たものと考える。

キヤラウエイ高等弁務官とは二時間ほど会見し、それが済んでから向うの招待の午餐会に出席したが、非常に友好的な態度で、こちらの意見もよく聞いてくれたし、向うも忌憚のない意見を述べて、今まで南方同胞援護会の仕事や性格について理解が不十分であつたところも十分理解できたそうだし、連絡さえ事前によくしてくれれば、援護会のあらゆる企画についてはできるだけの協力をしたいということを言つておつた。

援護会の援助しておるあらゆる施設は一つ残らず訪問したが、本会に対して、関係者一同、並びにそこに収容されておる人々も、非常に感謝の念を持つて歓迎してくれた。同時に、今後こういうこともしてもらいたい、ああいうこともしてもらいたいという要望事項も少なくないが、これらの要望事項に対しては、できるだけその希望に沿うように今後配慮しなければならぬということを痛感して帰つてきた。

なお、本会が計画しておる聖域整備事業も、現地に行つて見て、これが非常に適切にして緊要な仕事だということを痛感してきた。沖縄本島の南部には「ひめゆりの塔」とか「健児の塔」とか「魂魄の塔」とか、その他幾多の戦跡があるが、今までは一応簡単な塔が立つている程度のことで、琉球政府の力にも限度があり、その周囲はまだ整備不十分であり、道路というべきものも完全にはできておらない。国のために貴い生命をささげた人々に対して、国として感謝の意を表するにはあまりにお粗末過ぎる。

それに、これらの戦跡は観光地になつておつて、いやしくも沖縄に行く人は必ず一ぺんはこの戦跡めぐりをするようになつておるので、この一帯の地域を、国として国家のために生命をささげた人々の霊を祀るにふさわしい程度の整備をはからなければならないのは当然のことで、それが今までなされていなかつたことは不思議なくらいである。このたび、十七周忌を機会に、ある程度の国の予算で南方同胞援護会が聖域の整備をはかることができるようになつたことは、非常に適切なことだと感じた。

南方同胞援護会の会長としての公の仕事は以上のようなものだが、沖縄は私の郷里である関係もあり、また、私が教育者という関係もあつて、十日間の滞在期間というものは、援護会の仕事関係のほか、あらゆる面に接触があつて非常に忙しい旅であつた。

私は終戦後三、四回沖縄を訪ねておるけれども、今までは教育関係のことで行つたので、大体社会の表面だけしか見なかつたが、今回は援護会の会長として、社会福祉事業関係も多かつたので、不幸な人々の援護施設を通じて沖縄の社会の底や裏をのぞくことができたような気がした。（つづく）

新正月実施は半数

沖縄の生活に根ざす"旧暦意識"

法定休日にも問題点が

今年こそは新暦による正月を――と、琉球政府を初め、教職員会、婦人連合会、各市町村の新生活運動実践協議会など十三団体が主催し、琉球商工会議所など十一団体が協賛して強力に繰りひろげられた沖縄の「新正月一本化」運動もフタを開けてみたら案外成果が挙がらなかつたという。

今年からは大つぴらに日の丸の国旗が掲げられるとあつて、町村で国旗を一括購入したり、各学校でも日の丸を高々と掲げ、年始の式典をやり君が代を歌い、官公庁の勤め人などは新正月の休日を祝つたが、地方や一般家庭では旧正月を主として考えているものが多く、そうでなくても新正と旧正と二回祝うという家もあつて、新正月一本というのは全体的にみると五十パーセントを下回る実施率だつたといわれている。

豊見城村役所のある職員の話だと「新正も祝つたけれどまた旧正もやる家が多い。新正には野菜の出荷やシメ縄づくりに忙しく、自分たちの正月は旧正を希望している」と語り、ある生活改善普及員は「私たちは新正一本化運動に一生懸命だが、政府は旧盆の七月十五日を法定休日にしており、矛盾も甚だしいという非難もある」と、政府の法定休日の設けかたを批判している。

また「現在の生活態度や様式は戦前とは比較にならず、正月料理もふだんの食事と大して変らない。だから、新旧二回祝つても費用は大してかからないから、新旧二回の正月も二重生活とはみられない」と釈明している人もいる。

いずれにしても、今度の成績不振を反省し、今後の運動方針を変える必要があるという声が高い。旧正月を新正月に変えるというだけでは無意味で、それに関連のある生年祝、清明祭、お盆その他の行事もすべて新暦で行うようにし、年間を通じて地道な啓蒙運動を行わなければ成果は挙がらないとしている。

「日の丸」掲揚 正式に法文化

民政府、布令改正

一月十日沖縄の米民政府の発表によれば、昨年六月の池田・ケネディ会談の結果祝祭日と新年三日間官公庁、学校など琉球政府の公共建物に「日の丸」を掲揚できることになつたのに伴い、民政府は一日付けで右に関する布令の条文を改正、従来「星条旗以外の国旗は政府建物に掲げられない」となつていたのを、これに「祝祭日と新年三日間は政府建物の日の丸の使用を禁止しない」と付け加えた。

沖縄の"医介補"に

医師の免許、試験の特例を

沖縄では医師、歯科医師の不足を補うため「医介補」の制度によつて有資格者に準ずる医業に従事させているが、本土の「医師及び歯科医師の免許及び試験の特例」措置を援用して右法律の受験資格を医介補に認めてもらいたいと、沖縄医介補会長池原治正氏から関係筋に陳情書を提出した。

戦後の混乱時代、医師も多数戦死したので、米軍は十数年の医療技術を補佐した経験者を「医官補」として急場をしのいだが、昭和二十六年改めて資格認定試験を行い約五十名が合格、これが現在まで続く「医介補」の制度である。しかし、本土の法律による資格ではないので、これまでの経験を尊重し、三十七年度に行われる二回の機会に受験資格を認められたいというものである。

世持神社を再建 今年中には完成

沖縄産業の恩人を祀る

沖縄産業の三大恩人をまつる世持神社が再興されることになつた。沖縄に甘藷や砂糖キビをひろめた野国総管、儀間真常や、造林に力をつくした蔡温をまつる世持神社は、戦前奥武山にあつて多くの住民に信仰されていたが、こんどの戦争ですべてそう失し、宮司の上間朝久さん（七十二）がやつと御神体の「御霊」を熊本に疎開させ、難をまぬかれることができた。

新しい神社は那覇市上間に総工費六万ドルで本殿、拝殿など五十坪が十二月までに完成する予定で上間さんは「沖縄戦でもイモやキビがあつたればこそ沖縄の人たちは生きのびることができた。世持神社の再建は遅すぎたほどだが、ようやく完成のメドがたつた。再建委員会をつくつて資金集めに努力したい」と語つている。

沖縄解放統一会議の結成へ

原水協を解消　四月、与論島で大会

沖縄原水爆禁止協議会は一月五日今年初の常任理事会を開き、これまでの原水協を発展的に解消し「平和と祖国復帰」を目ざす沖縄解放統一会議の結成に踏切ることになつた。

この日の常任理事会には、亀甲代表理事、大島常任理事ら六人が出席、これまで復帰協幹部とも検討してきた沖縄解放統一会議の結成について話合つた。

その結果、平和と祖国復帰を勝ち取るためには平和と祖国復帰を願うすべての民主団体が組織を結集し、より大きな組織をもつて強力に大衆運動を展開していかねばならないとの結論に達した。

結成の時期は、沖縄の運命を決定した平和条約第三条の発効満十周年を迎える四月二十八日を目標とし、あらゆる民主団体に呼びかけて結成大会を行うことになつている。また結成大会には、本土と沖縄を切りはなす二十七度線上の与論島で合流、ただちに祖国復帰大会を開くことになつている。

今年の沖縄観光客 既に三千人が確定

受入れ調査に 日本旅行会南氏訪琉

沖縄の観光資源、設備、ホテル事情と一九六二年度に訪れる観光団体の受入れ準備のため、日本旅行会専務南新太郎氏が家族同伴で一月三日那覇空港着の全日空機で沖縄を訪れたが、同氏は空港でつぎのように語つた。

今年沖縄を訪れる観光客は、うちの会社でいまのところ三千人が確定している。沖縄は日本でありながら、海外旅行なみの「旅券」と「ドル」が沖縄観光の大きな魅力である。また、沖縄がアメリカナイズされていることも大きな観光資源になつている。

大阪税関の密輸白書

依然、沖縄が中心

大阪税関ではこのほど一九六一年一月―十二月の密輸白書をまとめた。それによると、過日神戸税関がまとめた密輸白書と同様、沖縄、韓国が密輸の中心になつている。

大阪税関が昨年一年間に検挙した件数は六百四十一件で、一昨年より二百件も増加している。密輸で目立つているのはインスタント・コーヒーで、総額六千万円にのぼり、次いで腕時計六百万円、ヤミ・ドル三百万円の順。コーヒー、時計は沖縄から密輸入されているものがほとんどで、旅行者になりすまして持ち込んでくる手口が多い。一方密輸出は衣類、雑貨類だが、金額もわずかである。

「沖縄の観光」発行

琉球政府経済局観光課ではこのほど「沖縄の観光」という観光案内パンフレットを発行した。十六ページのグラビア刷りで、観光客の受入れ紹介、民芸、風俗、戦跡、景勝地などを収録してあるが、七千部を東京事務所、大阪物産斡旋所などを通じて本土各方面に配布する。

琉球政府警察局異動

警察本部刑事課長　新垣淑重

那覇警察署長
警本保安課長　砂川武俊
警本鑑識課長
警本鑑識課長　平田善述
普天間署長
コザ署長　町田宗剛
警本刑事課長
警本警備課長　新里繁
コザ署長
嘉手納署長　上江洲謙
警本保安課長
警本監察官　森川盛義
警察学校長
警察学校長　西平守盛
与那原署長
辺土名署長　佐久川紀真
警本監察官
渡久地署長　浜川智弘
警本警ら課長
警察学校教頭　大城宗正
辺土名署長
運転免許試験場長　長田盛秀
宮古署長
那覇署次席　玉代勢正昭
嘉手納署長
警務課企画係長　山城朝健
渡久地署長
那覇署総務課長　嘉手納並高
警本監察官
那覇署長　宮城兼栄
宮古署長　大田朝信
普天間署長　渡久地兼盛
与那原署長　安里広栄
警本監察官　仲吉良和
退職（各通）

さんご礁

◇…石川県七尾市矢田郷公民館子ども会と同小学校生徒から沖縄の若夏学園に千羽鶴が贈られてきた。これは、先年沖縄を訪れた大阪府布施市「あすなろ会」の西川府夫氏から沖縄の話を聞いた子どもたちが、現地の子どもたちと文通し、励ましあつていこうというので大田琉球政府主席あてに贈つてきたもの。

◇…一月六日厚生局長室に知名園長と園児代表の中学一年生[illegible]君、宮山盛徳君らが訪れ、金城厚生局長から千羽鶴を受取つた。

◇…知名園長は「いま園児は五十六人いるが、家庭環境に恵まれない子どもたちが多いので、こうした心のこもつた贈物に対する感激も強く、新年早々大きく役立つだろう」と喜び、早速レクリエーション・ルームに飾りつけた。

ウィーンから沖縄研究に
古代の宗教たずね
東大留学のクライナー君　秋には現地に調査行

「沖縄研究」をテーマに、オーストリアの音楽の都ウイーンから、はるばる東京大学に留学、今年の秋には念願の沖縄行きを実現しようと勉強している碧眼の青年がいる。その名はヨセフ・クライナー君（二三）――

昨年五月文部省給費生として日本へやってきたが「宗教学上から見た古代沖縄の宗教」の論文をまとめるため、東大東洋文化研究所の文化人類学研究室、石田英一郎教授の下で研究する傍ら、日本民族学協会の沖縄研究会や、仲原善忠氏を中心とする「おもろ」研究会にも参加している。

クライナー君が日本研究に志したのは、ウイーン大学教授のスラビック博士の影響を受けたのがキッカケ――日本各地を調査旅行して帰つたスラビック教授から、北海道のアイヌ研究の話などを聞いてから日本の古い姿に興味を持つようになつた。中でも特に宗教に関心を持つて調べているうちに「沖縄」を知らなければならないということになつた。

古代日本の宗教を知ろうとすると、そこにはいろいろな要素があります。海を渡つてきた民族の宗教――日本の原始時代の神道はいろいろまざつているけれど沖縄の民族宗教を研究するとそれがわかつてきます。御嶽宗教から神社宗教への発達の過程から日本の神道の歴史がわかつてきます。

と彼は語つている。

昨年は、長野、山梨、紀伊半島、京都、福島、北海道と、お寺へ泊つたり農家にころげ込んだりして各地を歩き回つたが、この二月には奄美大島へ行つて宗教行事を中心に調べ、そのデータをもとにして秋ごろに沖縄へ渡り、本島はもちろん宮古、八重山その他の島々を回つて調査してくるという。

〝琉大で学びたい〟
米国から交換留学希望
〝沖縄の高校生は米大学へ世話〟

沖縄とアメリカの高校生を互いに交換留学させ大学まで卒業させようと一米人から申入れがあり、新春早々の朗報として話題となつている。

米国カンサス州立大学大学院医科コース一年に留学中の仲泊久光君（二七）から、このほど沖縄与那原町に住む父親良夫氏（米陸軍太平洋地区放送出版部勤務）あてに届いた手紙によると、久光君の住むカンサス州ヘイス市で親しくしているO・K・パーカーさんがその人で、ヘイス市で靴店を経営しているが、沖縄に関心が深く「二男キース君（高校三年）をぜひ琉球大学へ入学させたい。また、本人も沖縄や極東に関心を持つているので、現地を知るためには沖縄人の家族と一しよに住み、そこから大学へ通いたいと希望している」という。そして、沖縄の高校二年生をパーカーさんの家に引きとり、家族の一員としてカンサス州立大学へ四ヵ年間留学させる予定で、キース君は一九六三年四月から琉球大学へ、沖縄の高校生は六三年九月から始まるカンサス州立大学の新学期に入学させたい段取りまで決まつている。

第3回親善訪問団
来月末沖縄へ派遣
東京沖縄学生文化協会

東京沖縄学生文化協会では、昨年に引続き今年も沖縄へ第三回親善訪問団を派遣することになり、このほど人選を終え、その日程も決まつた。一行は、早大六名、法大二名、立大二名、女子美大一名、日本女子大二名の計十三名、団長は小田光男君（早）副団長山内豊彦君（立）マネージヤー森岡勝義君（早）で二月二十五日東京発、三月十五日まで滞在する。本土観光の映画や大学生活を紹介した映画を持参し、沖縄へ寄贈する図書も携えて行くが、今回は主として金武村を中心に、基地周辺の社会状況やそれに関連する青少年問題、婦人問題等を研究する。また、那覇市では十余の団体代表者と祖国復帰問題等について座談会を行い、学生層との交歓会なども予定している。

沖縄の離島で交歓
法大の親善訪問団帰る

法政大学沖縄文化協会では昨年末沖縄の離島に親善訪問団を派遣したが、一行六名（うち女子学生一名）は二十余日間の日程を終えて十二月三十一日帰京、団長松尾紘一、副団長兼マネージヤー佐々木功両君は一月十日南方同胞援護会を訪れて次のように語つた。

最初宮古島へ直行し、それから石垣島を経て西表島まで足を伸ばしたが、各地で大歓迎を受けた。紙芝居や映画、スライドを携えていつて方々の学校で公演し、青年会や婦人会では座談会を開いて意見を交換した。また養老院やライ療養所なども慰問、西表では開拓部落の人々と懇談した。

離島は風物も人柄も本島と違つており、のんびりしたところもあるが、祖国復帰の熱意は高く特に教職員はその意識が盛んなように感じた。離島の児童、生徒約千人から四十五項目にわたつてアンケートをとつたが、興味ある結果が現われると思う。

二十一校に技術センター
教員定数もふやす
中学技術教育の問題点を協議

中学校の職業家庭科が四月から技術家庭科に変り、栽培、土木、電気、機械その他の多岐にわたる技術教育が取入れられるので、琉球政府文教局では、昨年四十二人の技術科教師のリーダーを養成したが、一月五日その修了式を行つたのを機会に「技術教育の問題点」について座談会を催した。席上、現在技術センターを持つているのは真和志中学だけだが、文教局としては、六月までに十七校にセンターを設置、今年中には二十一校にふやす計画が明らかにされた。

ここで教師の準備教育を行い、夏休みには、これまで養成してきた四十二人の教師を助手として全琉的に教師の訓練をする。また、収容能力が足りないため実習できない生徒を管理、指導するため教員定数も増員する。

実習費や材料費が不足なため実習が十分できないという不満に対しては、文教局は「委員会予算で解決するよりほかに方法がない。文教局ではそれだけの予算は組めそうもないので、家庭で必要とするものや学校の備品製作によつて自給能勢をとり、材料費を生み出すようにしてほしい。当局でも、具体的な材料購入の適切な指導をするつもりである」といつている。

教育指導委の継続派遣
施政権返還など
沖縄PTA連合会　大田主席に要請

沖縄PTA連合会長徳元八一氏は一月六日、大田琉球政府主席に対し、過日の第八回全沖縄PTA大会の決議に基き、次の事項の実現方を要請した。

▽施政権の早期返還▽小中学校児童生徒に対する教科書の無償配本▽本土教育指導員の継続派遣▽世界人類の安全とこどもの幸福を守るために核兵器の使用禁止▽本土政府が戦後十六年に沖縄と類似県に支出した教育費（国庫負担補助金および地方交付税）の累積額を米政府は一時に交付して沖縄の学校設備を完備してもらいたい▽交通法規違反者に対する厳重な取締りと外人による自動車事故に対しては、軍民合議制をとり、加害者の厳罰と被害者に対する十分な補償▽不足教室の早期解消と木造校舎の早期改築▽僻地教育振興会の財的裏付け確保▽青少年の本土就職の対策強化▽完全給食の早期実現など。

ガーブ川改修
来月中旬着工
土地問題片付く

那覇市のガーブ川はしばしば氾濫して市民に被害を与えるばかりか汚臭や都市美の点からもその改修が望まれていたが、琉球政府と地主、水上店舗組合との間の折合いがつかず昨年来もめ続けていた。然し、このほどの話合いで円満に解決、期限付きの工費（民政府補助金二十三万ドル、琉球政府負担八万ドル）で二月中旬に着工、十月末までには完成することになつた。

琉大　体育施設充実へ
近く体育館とグラウンド完成

建設工事を進めている琉球大学の体育館とグラウンドが近く完成する。

体育館は総工費二十二万五千ドルで昨年五月着工、二月二十八日完成の予定だが、商業高校体育館の約二倍半の大きさで、収容人員は三千人。各種体育競技のほか、講演会、演劇公演、音楽会などもできるようにステージも設備される。

グラウンドは昨年七月着工、一月下旬完成するが、総工費三万四千ドル、収容人員二千人で、第三種公認競技場を目ざしており、いままで公認競技場は名護競技場一つだつたのが、これが完成すれば沖縄スポーツ界の発展に大きく寄与するものと期待されている。

体操の普及と指導に
大田氏をコーチに招聘

沖縄体操協会（小橋川寛会長）では、沖縄の体操界の普及と向上をはかるため、全九州選手権保持者の大田郁夫選手（二七）＝熊本高校教諭＝を三月下旬コーチに招くことになつた。

大田選手は一九五七年から昨年まで連続五年間全九州選手権を獲得、また六〇年のローマ・オリンピック全日本予選では十傑にはいつた。今年の世界体操選手権へ派遣する全日本の第一次第二次予選を通過し、三月に行われる第三次予選を終えてから沖縄へ来ることになつている。

沖縄には九日間の滞在で、こんど新しく変つた全日本体操協会の規定問題を中心に、一般、大学、中高校生の指導をはじめ、指導者実技講習会、審判講習会なども開く。

庭球連盟でも四氏招く

沖縄庭球連盟（当山盛一会長）では一月二十五日、日本軟式庭球連盟から渡瀬豊、三宅平、元吉三善、小野精次郎の四氏を招請する。全日本で六回も優勝した三宅選手を初めとしていずれも日本庭球界のベテラン選手で、約十日間滞在、親善試合や技術指導の講習会を開く。

空手道は体育である　2
人間形成が主目的
日本空手道研修会々長　金城　裕

空手道の誕生

前項で、空手道は偶然に、自然発生的に出来上つたのではない、ということについて書いた。しからば、如何にして発生したか。

空手道の誕生または発生については、数多くの人々が、その起源を、達摩大師が中国河南省嵩山の少林寺で留錫中に、霊的生活を基調として、十八種目の運動様式を定めて十八羅漢手を日々鍛錬したことがその始まりである、としているようである。ここで事の真偽を論議することはさておき、仮りにそれが事実であるとしても、決して達摩大師が偶然の機会に、拳法を創案した訳ではない。達摩大師は、印度では外家拳法の六十二家の家長であつたと言われている。してみると、通俗的に言えば、印度拳法を下地として少林寺拳法が誕生したことになる。

では、その目的は一体奈辺にあつたであろうか。

達摩大師は、釈迦より二十八代目に当る、言うなれば、法灯の嫡流である。千四百年の昔、あらゆる困難を克服しつつ、天山南路を通つて中国へ西来したのは、正統仏教を伝えんがためであつた。従つて、十八羅漢手のために十八種目の運動様式を定めてこれを鍛錬されたということは、仏道の修行に耐え得る肉体を作ることがその主目的であつた、と推察出来る。先ず第一に、霊の住家である肉体を整え、それから心を修めて大悟徹底することが出来て、いわゆる霊肉一如の境地に到達せしめる、ということが、達摩大師の教育方針ではなかつたかと想像する。

以上極く簡単に述べたが、宗教的な思想から生み出された拳法が外敵に対抗する手段を最大の目的として完成されたとは考えられないことである。あくまでも人間形成を主目的として作られたと見るのが妥当であろう。

人間形成を主目的として出来た少林寺拳法も、時代の変遷に従い、また、それが育つた地域の風土的な差異によつて、それぞれ異なつた性格を持つようになつたであろう。或る時代においては、護身術的価値が重要視され、武道的な面が強く打出され、或る時代には、体育的な面が強く打出されるという具合に、長い歴史の流れに従つていろいろと複雑な内容をもつて発展して来たのが少林寺拳法なのである。

拳法の歴史を説く目的で、達摩大師の話を持ち出したのではない。要するに、宗教的な思想から生れ出た拳法が、護身術の目的のために自然発生的に出来たものでないということが第一。第二に、物事は出来上つた当初のままの精神、または形そのままを伝えようと思つても、その時代と環境によつていろいろと変化していく、ということを理解していただきたいために、少林寺拳法の歴史に触れた訳である。

達摩大師創案になる少林寺拳法が、千四百年の間にどのように発達して来たか、ということについては、主題のテーマでないので割愛することにして、空手道の歴史について書かなくてはならないが、空手道の歴史については季刊「沖縄と小笠原」第十三号（昭和三十五年六月二十五日発行）において「沖縄と空手」の中で略述しておいたので、重複を避けるためにこれまた割愛し、要点だけ触れたいと思う。

達摩大師の霊肉一如の少林寺拳法が、いろいろの形で中国各地に普及されて行つて、それが、年代は明らかでないが幾百年の間にわたつて、いろいろな人人の手に断続的に、しかも系統を持たぬまま沖縄の泊、那覇、首里地方を中心に伝えられた。しかもそれは、尚真王の禁武政策と、島津家の琉球入りによる二回の禁武政策によつて、完全に武装解除された特殊な社会環境によつて、精神修養の目的としてよりも、護身術的な面が強く打出されて、沖縄独特の武術にまで発達したのである。

この沖縄独特の武術は、明治十二年（一八七九年）から明治二十八年（一八九五年）頃までの約十五、六年間の、開化党と頑固党との対立抗争時代には、もつぱら政治的武力闘争の手段として、両者の間で実戦的に鍛えられた。しかしながら、日清戦争における日本の大勝、社会制度の改革、教育の普及とともに、沖縄県民はやがて日本人としての自覚に目ざめるのである。

ここで、近代空手道の創始者糸洲安恒翁は、世界史的な視野から老骨にむち打つて拳法の改革に打込むこととなる。

（つづく）

季刊　沖縄と小笠原　第18号
実費頒布中　¥60（送料は本会負担）

領土復帰を念じて	渋沢　敬三
沖縄経済発展の基盤	土屋　清
日本の北方問題に対する米国の政策	ダグラス　メンデル
南樺太への追想	佐々木鉱男
◎八重山版浦島太郎物語	崎山　用貴
◎与那国島を訪れて	西川　章夫
沖縄医療界の盲点	照屋　寛善
抵抗する教育	上沼　八郎
沖縄林業発展のために	竹原　秀雄

資料
北方領土問題と安全操業（座談会）
総理府特別地域連絡局事務分掌

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

本会取扱の図書

沖縄における補償問題	波多野里望著	送料とも実費	一部　三〇
概説　沖縄史	東恩納寛惇著	送料とも実費	一部　七〇円
沖縄司法制度の研究	南方同胞援護会編	送料とも実費	一部　三〇〇円
沖縄今昔	東恩納寛惇著	送料とも実費	一部　一八〇円
国際法から見た北方領土の問題	田村幸策述	送料とも実費	一部　六〇円
北方地域資源調査書	南方同胞援護会編	送料とも実費	一部　一、五〇〇円
北方地域財産調査書（土地、建物、漁業権、鉱業権の各部）	南方同胞援護会編	送料とも実費	全四巻　二、〇〇〇円
千島概史	高倉新一郎著	送料とも実費	一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費	一部　三〇〇円
特別地域関係団体名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費	一部　一〇〇円

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
振替　東京　九九四二一番

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
　　　　　　3857
振替貯金口座 東京55420番
編集兼発行人 吉田嗣延

毎月5日，15日，25日発行
1部5円

沖縄の施政権返還 国連諸国に呼掛け

琉球立法院 全会一致で決議

琉球政府立法院は二月一日第十九回定例議会を開き、冒頭全会一致で沖縄の施政権返還要請を決議した。議事日程に入る前、キャラウエイ高等弁務官が演説、外資導入によって沖縄の産業および民生向上を積極的にはかるべきだと強調した。

施政権返還の要請決議は、自民、社大、人民、無所属の各派共同で提案されたもので、今度は日米両国のほかに、初めて国連加盟諸国あてに次の要旨が決議された。

一、米国は軍事占領に引続き、対日平和条約第三条により沖縄を日本国の施政から引離し、施政権を行使すること十六年に及んでいる。われわれは、いかなる理由があるにせよ、力によって民族が分離され、他国の支配下に置かれることが許さるべきでないことを強調する。

一、一九六〇年の第十五回国連総会で「植民地独立に関する宣言」が採択され、あらゆる形の植民地主義を速かに、かつ無条件に終らせることの必要が宣言されたことを思う時、国連加盟国が日本領土内で不当な支配が住民の意思に反してなされていることに対し注意を喚起することを要望すると共に、日本の主権が速かに、かつ完全に回復されるよう尽力されんことを強く要請する。

これは暗に沖縄を「米国の植民地」と立法院が決めたことにもなるが、植民地解放に関する宣言を決議に含めようとしたのは野党の社大、人民両党であり、これに親米的な多数党の自民党まで同調したわけで、従来より強い態度が示されたものとして注目されている。然し米側が潜在主権を認めている沖縄を植民地と自ら断じ、その解放を国連加盟国に訴えたことは、先に奄美大島が国連の決定をまたず米国の一方的意思で返還された前例から見ても、沖縄の祖国復帰をかえって遅らせる懸念もあるとして、その行き過ぎに批判的な声も強い。

琉球もアジア 防衛の責務を

高等弁務官 日本健青会で講演

沖縄のキャラウエイ高等弁務官は一月二十二日、那覇市の婦連会館で催された日本健青会九州地区中堅会員錬成会に臨み、次の要旨の講演を行った。

皆さんの世代は私の世代がかつて直面したのと同様、自発的に平和を維持しようとしないで略奪を事とする野心的な勢力に対処する必要に迫られている。毛沢東はその著「長期戦について」で、戦争は人間の恒久的状態であり、共産主義に反対するすべての人間が征服されるまで続くであろうと言っている。共産ブロックの指導者たちも平和について語るが、彼らの行動はあくまでもレーニン、毛沢東理論に即している。

私は、アジアに強力な米軍が駐留することは、米国国民を防衛するばかりか、沖縄住民を含むアジアの全自由諸国民の安全を維持することになるという現実が見逃されていると思う。

琉球は一九五〇年に始まった朝鮮戦争で世界におけるこの地域を防衛するのに重要な役割を演じた。この防衛戦は韓国を救い、日本の自由を守り、また、琉球列島が一九三九年まで送っていた僻地的存在に再び還らないということを明瞭に示したの である。琉球列島は、日本を含めて数多くのアジアの諸国の防衛を援助する責務を受諾せねばならないのである。琉球列島には米軍基地の撤廃を主張する人々がいる。その一群は理想主義者であり、他の一群は平和に対して関心を持たない人々である。私は彼らに対して、米軍が撤退すれば侵略者も平和を求めるようになるのか、また、安全な生活ができるようになるのかと質問したい。

平和は、侵略者の要求を容れることによって達成されるものではないと確信する。われわれは、侵略者たちにはっきりと、彼らの能力では侵略に成功しないということを知らせてやらねばならない。平和は、道徳的説得の行使や、より大きい道徳力の創造によって達成することが出来ると定義されているが、道徳的協力は今日の世界の侵略勢力の指導者たちを取扱う上において無力である。

援助は今後も積極的に 沖縄返還、強く要求

池田首相、国会で答弁

一月二十四日の衆議院本会議では社会党の和田博雄氏が、また三十日の衆議院予算委員会では自民党の床次徳二氏がそれぞれ池田首相と質疑応答を行ったが、その中で沖縄、小笠原および北方領土に関する部分は次のとおりである。

和田博雄氏（社）アメリカが沖縄の施政権を行使しているのは、平和条約第三条に基いているのであるが、米国はこの条文に従って沖縄の信託統治を提案したこともなく、また、国連加盟国である日本の領土沖縄を信託統治することはできないのである。米国が沖縄を統治しているのは、平和条約と国連憲章とに違反していると首相は考えないかどうか。もし然らばこれを米国に主張し、国連に提訴するだけの自主性を首相は持っているのであろうか。

池田首相 沖縄の問題については、われわれは平和条約によって沖縄の信託統治を認めた。それまではアメリカがここに施政権を行使することになっている。これは平和条約によって決められたことである。しかるところ、和田さんは国連憲章のある条文をひいて、日本が国連に入った場合においてはこの日本の一部の信託統治は国連憲章上認められないという世界にも比類のない説にとらわれているようである。平和条約によってわれわれが認めたこの問題は、日本が国連に参加しようとも、この事実を変えることはできないというのは、世界の人全部の定説である。御研究を願いたい（以上衆議院本会議）

床次徳二氏（自）沖縄援助は今後も積極的に行うべきではないか北方領土問題はソ連以外の国連加盟国にも働きかけることが必要ではないか。

池田首相 沖縄については、三十七年度予算で画期的な措置をとったと思っている。今後もこの方向で進みながら、施政権返還を強く要求したい。北方領土問題はフルシチョフ・ソ連首相と書簡を交換しているが、解決にはまだ遠いようだ。ソ連以外の国に対しいかなる措置をとるかは発言を差控えたい。（以上衆院予算委）

中選挙区制を支持

沖縄教職員会、関係筋へ要請

沖縄教職員会では公職選挙法の選挙区制の改正について「中選挙区制こそ真に民意を反映した立法院議員の選挙ができる」として、近く関係筋へ要請することになった。その要旨は次の通り。

現状のような小選挙区制では、金の権力に左右された不明朗な選挙が繰返されるだけである。それをなくすためには中選挙区制でなければならない。問題は立法院議員の選挙に民意がどのように反映されるかであって、小選挙区制では死票が多い。例えば、過半数の得票数なのに僅か五人の当選者しかないが、半数にも満たない得票数で絶対多数の二十二議席を占める矛盾が現われている。

時論

漁業交渉にソ連の反省を

毎年の年中行事、ソ連との漁業交渉が近く始まる。日本側は二月十九日からを申入れたが、ソ連側の二月二十六日案に押切られた。例年の"百日交渉"に苦しむ日本側としては、少しでも早く始めて決定を早くまとめたいのであるがソ連としては引延ばし戦術で時間切れの焦りからやむなく不利な条件を日本側に呑ませることを、今度もやりたいのであろう。

魚は小田原評定を待ってくれないから、妥結を待たれずに現地へ出かけた母船が、ギリギリの瀬戸際で無電で漁獲量の通告をうける綱渡りは、ソ連としては面白いかも知れぬが、日本は不快この上もない。

公海の魚は何国のものでもない。魚族資源の保護が大切なことを知る深さにおいて、日本はどの国にも劣らぬ。ソ連に兎や角いわれるまでもない。ただ、むやみに漁獲量を規制しても、ソ連自国の力量に限度があるから、結局海獣の繁殖を促すにすぎまい。

もっともらしい資源論を振り回しても、日本が納得するに足る根拠に乏しく、結果は常に力によって一方的主張を通すのが今日までの姿である。北洋母船協会（母船会社団体）日鮭連（独航船主団体）全鮭連（四十八度以南流し網業者団体）がさきごろ作った要望書において、サケ、マスは①現在の禁漁区の再検討②紅サケを自主調整とする③網目の拡大は調査研究の完了まで留保する④投網反数綱間隔の規制撤廃、カニは①日本側漁獲量を資源状態の安定に鑑み二十八万箱（昨年は二十六万箱）とする②禁止区域の開放③日ソ漁区制の廃止④海中網の規制撤廃を求めているが、いずれも無理のない主張である。

サケ、マスについては、共同調査の結果が明らかになるまで、従来の五回の妥結量を参考に、操業の実態をも加味し、安定した漁獲量を持続する工夫があって然るべきではないか。特に、オホーツク海の資源状態を開放的体制の下に調査し、日ソ双方が十分に信頼できる結論を生む努力が要請される。しかも、これは食料対策や増殖事業など資源保存措置の具体策を伴うものであってほしい。

今までの実情を繰返すならば、わが北洋漁業の基礎が脅かされるといっても過言でない。すでに両国の専門家会議が終っているが、資源の激減を毎年強硬に主張するソ連の態度からみて、本年も遺憾ながら紛糾を免れぬ雲行である。

しかし、純然たる経済交渉であるべき漁業会議が、いつも最後には政治折衝の過程に依らざるを得ないのは、まことに残念である。漁業交渉というからには、安全操業の問題も本来当然議題に取上げるべきものであるが、領土問題や平和条約に関しては権限を与えられぬ会談とあれば、安全操業についての展開は望み得ぬと断ぜざるを得ない。

要は、北洋の魚を政治的に利用するソ連の態度にある。まずこれを改め、世界一豊富な資源を両国が合理的に活用する途をいかに求めるかを協力して発見するにあるかさに着た大国主義を振りかざしてひたすら日本を痛めつけることにのみ勝利感を味わうのは、天理に背くおろかなことと言わなければならぬ。漁業会議を迎えてソ連の反省を求めるものである。

米国の特恵関税を

大口電力需要工場には特別措置

沖工連、高等弁務官に要請

沖縄工業連合会は、このほど高等弁務官に対し、琉球物産のための特恵関税措置の実現と、大口需要工場への電力販売の特別措置について次の陳情書を提出、善処を訴えた。

琉球物産のための特恵関税立法について。

米国による特恵関税措置については、ハワイのフイマカラ（沖縄系青年の会）のすすめもあって、沖縄で五万人の署名運動が終ったがフイリピンでの通商協定改正のような特別措置を琉球経済のためにも成立させてほしい。

この協定によると、一九五六年一月から二カ年はフイリピンで課する米国製品への特恵関税率は最恵国関税率の二五％であるのに対し、米国でのフイリピン製品への関税率は僅か五％である。

しかし、沖縄へ輸入される米国製品への関税は普通五％、最高四〇％であるのに、米国では沖縄の製品に普通二〇％から三〇％、あるいは一〇〇％の高率を課している。沖縄では近年冷凍マグロ、縫製品、ゴム製品、皮革製品、洋食器、トランジスター・ラジオ等、対米輸出の生産がふえているので工業振興のためにも関税特恵の実現に努力してもらいたい。

大口需要工場に対する卸料金による電力販売の特別取扱いについて

沖縄の各産業のコスト高は、要因の一つに電力料金の高いことがあげられる。基本的生産業の発展のため、一定量の大口需要工場には会社の送配電線から自費で受電施設をし、卸値で購入できるよう特別措置を講じてもらいたい。

利子税の減免措置

那覇銀行協会 特例法制定を要請

那覇銀行協会は、このほど長嶺琉球立法院議長に対し、利子所得に対する租税特別措置法の制定方を要請した。

利子所得に対する租税特例措置は協会の延長要請にも拘らず昨年六月三十日をもって時限失効となったもので、協会では時効後も行政措置（布令六〇号）による立法をたびたび要請していた。協会では同措置の必要な理由を次の通くあげている。

一、現在産業用の投資は外資の導入と銀行金融機関の預金を通じて間接的になされている。しかし、最近二つの証券会社が本土の証券会社と提携して島内資本の吸収を図りつつあり、為替管理のない現在では海外への資金流出が考えられ、島内資本の蓄積を考える上から楽観を許されない。

近くは多額の満期前解約の支払いも予想されるが、これを狙って本土証券会社が活発に動くことも考えられ、ドルの多額海外流出が懸念されている。この補償金は沖縄に対する最後のそして最大のドル支払いとなることが予想されるので、これを地元産業資金として活用するためには、この資金を地元銀行が預金として吸収することが必要であり、そのためにも利子税の減免措置は必要である。

一、本土では昭和二十八年一月一日から現在まで継続して特例措置が実施されている。[illegible]今後も[illegible]金吸収の見地から存続されることになっている。本土でさえ国内の[illegible]資本の蓄積策としては利子所得の優遇措置をとっており、特に琉球にあっては本土以上の優遇措置が必要である。

沖青協も中選挙区制を支持

沖縄青年団協議会は一月十六日理事会を開き、立法院行政法務委員会で審議している選挙区の問題を中心とする公職選挙法について協議した結果、広く人材を登用させるという観点から中選挙区制を支持する態度を決め、要旨次のような要請決議を行い、各政党に要請することになった。

これまでの小選挙区制では、政争が激烈化し、情実による選挙もしくは利権につながる選挙となり、善良な県民が政争の具に供される結果となっている。われわれ青年団協議会は、これまで選挙の浄化運動を展開するとともに、広く人材を登用させるために小選挙区制を中選挙区制に改めるよう要請してきた。真に郷土の発展と県民の福祉をはかり全力をあげるよりよき選良を県民代表として選ぶためにも中選挙区制を主張する。

地区の総合開発推進など

沖縄市町村会が要請

一九六二年度琉球政府予算ならびに関係法の制定について、沖縄市町村会からこのほど次の要望事項が行政府に提出された。

▼内務局関係①市町村交付税の増額②沖縄公務員研修所の設備③市町村会に対する事業補助④市町村職員共済会に対する助成費の補助。

▼建設局関係①市町村土木事業費の増額②水道施設の強化③[illegible]

▼経済局関係①中金に対する[illegible]い込みと資本金の増額②[illegible]

▼厚生局関係[illegible]

▼文教局関係[illegible]

川島行管長官 沖縄を訪問

川島行政管理庁長官は専修大学理事長としての資格で、一月二十七日午後、ノースウエスト機で那覇に到着、空港には琉米首脳が出迎えた。同長官はキャラウエイ高等弁務官、大田琉球政府主席らと会談、更に専修大学関係の会合に出席したり戦跡巡拝などの後、二十八日夜帰京した。同長官は語る。

キャラウエイ高等弁務官との会談では、日本と沖縄との国内政情を話合っただけだった。琉球政府からは、パイナップルの貿易自由化に反対であること、日米琉三者の事務連絡会議を設けたいこと、日本からの援助を積み重ねるだけでなく交付税方式にしてほしいなどの要望があった。

南援評議員に天城勲氏

南方同胞援護会[illegible]

黒潮

▼[illegible]沖縄本島に[illegible]

▼[illegible]布令にあり、一九四五年九月一日以前に琉球に住んでいたものを永住者と認める[illegible]とあることは[illegible]前から住んだ者[illegible]に他ならぬが、一時的にせよ、[illegible]アメリカの管理下におかれた[illegible]

▼[illegible]

ソ連、第2次墓参を許可
ナホトカなど7ヵ所に

ソ連政府は一月三十一日、ソ連に抑留中死亡した日本人墓地に対する第二次墓参を許す旨日本側に通告してきた。

同日ソ連外務省をたずねた山田駐ソ大使に、ツガリノフ極東部長が説明したところによると、今回許可になった日本人墓地は、ナホトカ、ハバロフスク、チタ、イルクーツク、タシケントおよびモスクワ郊外のクラスノゴルスクとルブレウォ村の七ヵ所で、時期は雪解けごろの春とし、一回の墓参グループが三十人を越えないことをソ連側が希望している。このことは地方別にいくつかの墓参団体が訪ソすることをソ連側が予期しての希望とみられる。

モスクワの日本筋では、まだ他の地域に日本人墓地があるが、これらもいずれは全部墓参を許されることを予想しており、今回新たに付け加えられた墓地は遺族の参拝を迎え入れられる準備を終ったものとみられている。

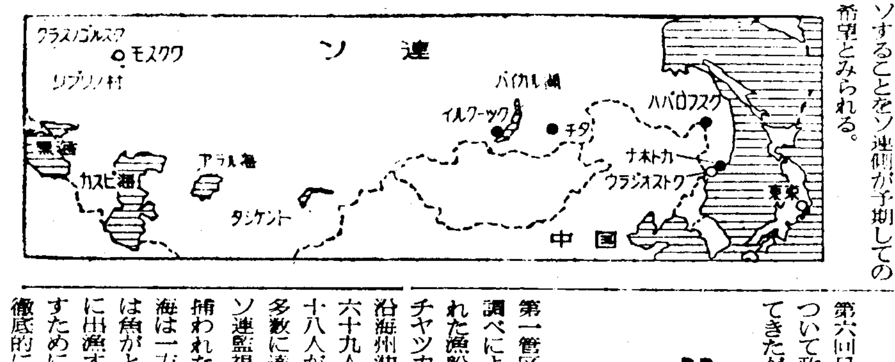

アトイヤ標柱が立証
エトロフ クナシリ 固有の領土
元木省吾

東洋のアルザス・ローレンともいうべき千島、樺太の領土問題は、日ソ間でくすぶり続けてきたが、昨夏ミコヤン・ソ連副首相の訪日以来、秋の国会の論題となり、十一月十五日池田首相のフルシチョフ・ソ連首相への書簡、十二月十五日フルシチョフ首相の[illegible]、さらにアメリカ国務省の日本支持の声明となって次の手があがり、今やこの問題は、エトロフ、クナシリ両島の「日本固有領土論」にしぼられてきたようである。

この写真は、市立函館図書館所蔵の「アトイヤ標柱」である。材はエトロフ産の根松で、高さ二・〇三メートル、幅一九センチ、厚さ一〇・五センチ、裏面には説明の貼紙がある。

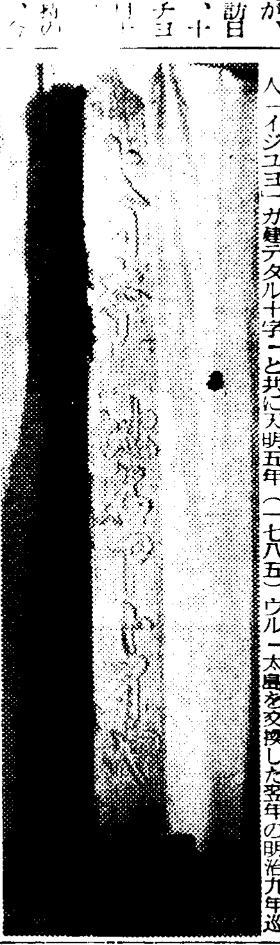

寛政十二年（註一八〇〇）幕吏近藤重蔵択捉島ニ至リ　先ニ露人「イジユヨ」ガ建テタル十字架ヲ倒シ　我ガ国標ヲ同島神威稚内（註カムイ　ワツカナイ）ニ建テタリ　安政六年（註一八五九）幕府本島ヲ仙台藩ニ与ヘ警備ヲ命ズ　藩士等其国標ノ風雨ニ剝蝕セラレタルヲ見　更ニ之ヲ新ニセリ　是本標ナリ　明治九年開拓使書記官時任為基等本島巡検ノ途次　之ヲ収メ還リ函館博物館ニ陳列　後本校（註現函館中部高校の前身で明治八年に開校した北海道庁立函館中学校）ニ交付　標高六尺七寸五分　幅二寸二分　厚三寸四分　択捉産根松ヲ以テ作ル

と記してある。この文中の「イジユヨ」という露人は他二人の露人と共に天明五年（一七八五）ウルツプ島で同僚と喧嘩して逃げてきたものと言っているもので、翌六年幕命によりエトロフ調査に渡った最上徳内が会っている。わが国標とは、木村謙次（仙台藩）書の「大日本恵登呂府」標柱であり、神威稚内はエトロフ島の東北端ウルツプ島への渡り口（アトイヤは風待ちとか渡り口の意）にある。

仙台藩の警備は、幕府の後期、蝦夷直轄時代（安政元年から慶応四年）安政六年仙台藩主松平陸奥守に、クナシリ、エトロフ両島を領地として与え、警備させたことがあり、時任為基が赴いたのは、久里留群島第一シユムシユ島から第十八ウルツプ島まで、並びに樺太島を交換した翌年の明治九年巡視し、千島全域が日本となって、もはや国境標も不用となったので持ち帰ったものである。

この「アトイヤ国標」については、明治四十五年重田定一、志賀重昂、河野常吉の論争が、当時の「歴史地理」…日本歴史地理学会編、三省堂発行…第十九巻第一号（明治四十五年一月一日）から第六号にわたって詳しく記載されている。（函館所蔵）

千島に対する正徳元年（一七一一）から始まったソ連南下の歴史や、元禄十三年（一七〇〇）松前藩が幕府に提出した「元禄御国絵図」とそれに付けてある「郷帳」に現われる島々の名称および歴史的事項、さらに近くはヤルタ協定やサンフランシスコ平和条約などに改めて触れることは略し、クナシリ、エトロフが日本固有の領土であることを立証するこの「アトイヤ標柱」が安政六年（一説には文久元年）エトロフの東北端に建てられたこと、並びにその前身ともいうべき「大日本恵登呂府」標柱が寛政十二年すでに建てられた事実をここに想起し、意義深い「大日本地名アトイヤ」標柱が、今も静かに函館図書館の書庫に眠っていることを記し、各方面の関心を求める次第である。【函館図書館長】

日ソ漁業交渉本会議
二十六日から開始

第六回日ソ漁業交渉の開始期日について政府はソ連側と交渉を進めてきたが、二月二十六日に第一回本会議を開くことを決めソ連に通知した。当初日本側は十九日に繰上げて開始することを提案したがソ連は準備が整わないから予定の期日にしたいと主張したもの。本会議に先立って五日から開かれる予定になっていた生物科学小委員会は、これと同じ内容の専門家会議が昨年末開かれたので、これを取止めることに双方の意見が一致した。

北洋で計八十七隻
昨年　ソ連に捕われた漁船

第一管区海上保安本部（小樽）の調べによれば、昨年ソ連に捕われた漁船は道東沖七十二隻、カムチャツカ海域十一隻、道北沖三隻、沿海州沖一隻の合計八十七隻五百六十九人（うち三十九隻五百五十八人が年内に帰還）と空前の多数に達した。ほかに百四十隻がソ連監視船の臨検をうけた。捕われた漁船の中には「ソ連の領海は一方的だ、十二海里も離れては魚がとれぬ」と平然操業区域外に出漁する者もあり、拿捕をなくすために海上保安本部は、本年は徹底的に取締る方針をきめた。

このため漁民に呼びかけて漁業法規の講習会を開くほか①無許可操業②操業禁止海域③禁止期間内漁業④禁止漁法などの制限条項を周知させ、漁期には巡視船十四隻、巡視艇二十隻の総出動で取締るが江差保安署には巡視艇に代って百三十トンの巡視船を配属、また、オホーツク海に臨む紋別海上保安署を保安部に昇格、広尾、羅臼の分室は保安署にし、新しく岩内、苫小牧、沓形に分室を設けることになった。

長崎県に
損害補償要求
芽の出ぬ種ジャガイモ

琉球農連と園芸連では、このほど発芽しない種ジャガイモの損害補償を生産地の長崎県に要求した。

これは、昨年九月長崎から購入した「タチバナ種」二万ケース（約七万ドル分）の五十三パーセントが発芽しなかった。長崎県でもこれを重視し県の係官を沖縄へ派遣さらに出荷先の長崎県経済連からも調査団が赴き琉球側と長崎側の調査結果で①種ジャガイモの質にも問題がある②気候のせいもある（台風と高気温）③農家の栽培技術。など不発芽の原因を明らかにしたこの結果、農家の栽培技術と気候による損害分を差引き、種イモ分一万九百八ドルの損害補償を訴えたもの。

沖縄側の負担分は六千七百六十三ドル五十セントで、農連と園連が出し合うことになった。長崎側は現金で補償するか、現物（種イモ）で補償するかまだ態度を明らかにしていないが、農連では現金（一ケース当り三ドル八十五セント）で農家に返したいといっている。

F一〇四で千歳に新部隊
源田航空幕僚長語る

防衛庁源田航空幕僚長はさきごろ中部自衛隊協力会の名古屋における会合に出席した際次のように語った。

F一〇四は一月末アメリカから新三菱航空機小牧工場に空輸、四月初めに組立てを終るが、八月には北方部隊にまずこの新鋭機を配属させ、千歳基地に新部隊をつくる。

罐詰生産、新記録
昨年の根室業界
サケ、マスが好調

根室缶詰協会でまとめた昭和三十六年中の生産高は二百一万四千ケースに上り、根室業界の新記録をつくった。最も多いのはピンクをはじめとするサケ・マスで、雑肉とクビを含めると百二十二万三千九百ケース、四十二億六千五百万円と総生産高の七十二パーセントを占め、サケ、マス缶詰は昭和二十八年の三万四千ケースの実に三十六倍になった。サンマも市況好転から五十七万九千ケース、六億九千万円に達したが、イカは原価暴騰のため採算難で十二万ケース一億三千万円と振わず、またカニは毛ガニ、タラバカニ、花咲カニを合わせても八万九千二百ケース六億五千万円に過ぎなかった。

歯舞村に漁港を
友知に促進期成会

北海道根室歯舞村の友知に漁港促進期成会が生れた。明治二年高田屋惣五郎が佐渡から来てコンブを取る足場とした歴史を持つが、遠浅で二百メートルも沖から船をまき上げなければならず、殊に動力船時代となって大型船がふえたため一家では引揚げきれず、隣組が互いに助け合う状況なので、歯舞温根元、沖根婦、ゴヨウマイなどに先手を打たれた“船入り間”を遅ればせながら造りたいというもの。約七十戸の漁家がとりあえず一戸二千円出し合って調査費の一部に当て、関係筋に働きかけることになった。

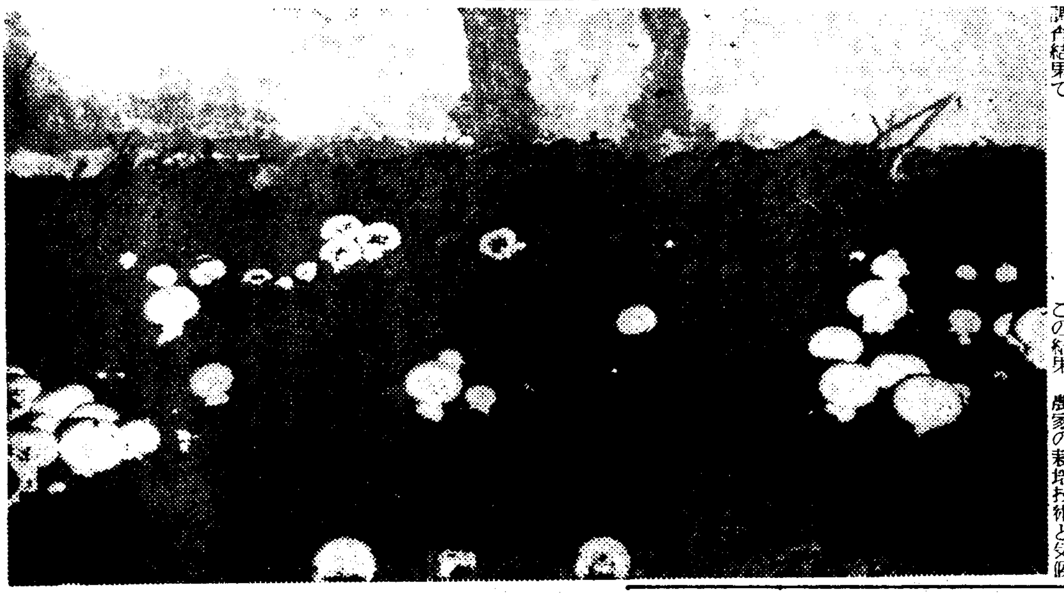

有望なバガス工業
八月ごろ着工
現地調査で太鼓判

昨年十一月創立総会を開いた琉球化学工業株式会社と資本および技術提携関係にある大阪市の大建木材工業株式会社常務片山正美氏ら一行四人は、四日間にわたる現地視察の後一月二十日空路帰任したが、視察の結果について次のように語った。

バガス工業は、これまで燃料として処理されていたバガスを原料に、家具、建築資材を生産するもので、原料に恵まれている沖縄では有望な近代化学工業に発展するものと思う。われわれとしては、生産技術面ばかりでなく、製品も当社の販路網を通じて販売する考えだが、バガスを原料としたハーディクル・ボードは世界的にもまだ馴染みの薄い商品なので、宣伝に力を入れたい。沖縄で試作してみた結果、品質、価格ともに従来の木材を原料としたものより有利であるとの自信を得たので、今後バガス工業を通じて沖縄の産業開発に協力したい。

琉球化学工業の資本金は四十五万ドルで、うち三十万ドルが地元資本、残り十五万ドルは外資を導入することになっており、去る八日にはエスターン・トレーディングと五万ドルの外資導入に関する覚書を取交し、近く外資導入審議会へ正式に申請することになっている。

同社の事業計画によると、工場敷地は約七千坪から一万坪を予定しており、八月ごろまでに選定を終り直ちに着工、総工費は九十余万ドルで、操業までには一カ年を要する見込みである。

沖縄で栽培に成功
タバコ乾燥室の閑期を利用
西洋松たけ

沖縄で初の西洋松たけ（マシユルーム）の栽培に成功した。琉球煙草株式会社では沖縄北部の今帰仁村の葉タバコ栽培農家のタバコ乾燥室を冬の間だけ利用して栽培している。この計画は三年前に手がけたが、農家では栽培に手間がかかり過ぎるというので、現在のところ同社の直営となっている。

大体十月ごろから栽培を始め、十二月下旬から収穫期に入り翌年の四月ごろまで続くが、タバコ乾燥室の閑期だけ利用するもので、すでに四種類の新品種も発見されており、大量生産するようになれば生産コストも下げられるので、将来農家の副業に適しているという。

（写真は栽培されたマシユルーム＝琉球米民政府提供）

白鳥の風蓮湖など
根室半島
観光客誘致計画

根室市観光協会は新年度の事業として根室半島の自然花園に力を入れるとともに、白鳥の風蓮湖紹介にもつとめ“望郷のノサツプ岬”のほか多角的に観光客を誘う計画である。

風蓮湖はシベリアから本州への白鳥の中継地だが、湖が広すぎて見つけにくい上に、観光季の夏は姿を見せないので、湖畔の一隅に“白鳥の家”を設け傷ついた白鳥などを収容、浮き小屋に飼う予定である。

ノサツプ岬には休憩所を新設、バスの待合いをかねて資料を展示する場所や食堂も設け、退屈させないようにするねらいである。

自然花園は沖根婦付近の道路沿いに約三千平方米を区切り、ハマナス、カンゾー、黒ユリ、サクラソウ、ミヤマエンレイソウなど根室半島に咲く花を集める。このほか、花咲港の天然記念物“車石”までの道路改修、長節湖畔の一周道路補修も行い、昨年六万人あった観光者を今年は十万人にする意気込みである。

北部製糖に八十八万ドル
開金、融資を決定

琉球開発金融公社では、北部製糖の工場増築資金として八十八万二千七百ドルを融資することを決定した。これまでに工場建設資金として九十七万二千二百ドルを貸付けているので、今回のを含めて融資総額は合計百八十五万四千九百ドルの多額にのぼる。融資条件は一年据置き、建物が期間十年、金利年七分、機械が期間六年、金利年六分となっている。

第一製糖落成式

沖縄の第一製糖株式会社の分蜜糖工場がこのほど完成、一月十七日糸満町兼城の同工場で落成式を行った。工費は二百八十万ドル、十四日から試験操業を開始している。

一万頭の養豚計画
沖縄の読谷村

沖縄の養豚村、読谷村では目下三カ年計画で豚一万頭増産をめざし励んでいる。同村は農耕地の大半を軍用地に接収されたことから養豚、肥育牛の生産に活路を求め成果をあげてきた。

現在は豚七千九百頭で沖縄一。これを三年後には一万頭にする計画で、初年度はまず荒地を開墾、耕作面積を広げ飼料増産に全力をそそぐ。また、現在全耕地面積の五十四パーセントに当る六万アールに作付けされている甘蔗畑を三割ふやし、九万アールにして飼料を確保、さらに肥料増産、サイレージなど新しい養豚法を取入れ、畑の回転率を高めて反当り収量をあげることも計画している。

一方、豚価対策として優良豚に対する生産補助一頭につき一ドル五十セント、農協を通じての出荷補助一ドルを村予算に計上して生産を奨励している。

南部農林高校で“農業祭”

沖縄の南部農林高校では一月十八日から三日間「農業祭」を開催、今年は特に農業近代化に関するプロジェクト発表や展示、各種競技などが行われた。

那覇市役所人事

琉球糖業振興会事務局長　慶佐次盛宏
那覇市経済民政部長とする
沖縄土地整理会社専務取締役　[illegible]
那覇市建設部長とする
琉球政府経済局協同組合課長　新垣博一
那覇市企画室長とする
那覇市助役　[illegible]
那覇市議会事務局長とする
琉球政府内務局用度課長　城田満才
那覇市総務部長とする
琉球政府企画局計画官　玉城宗仁
那覇市真和志支所長とする

本紙購読案内

送料とも　半年　一五〇円　一年　三〇〇円

本土からの復興資材
第一便は先島へ
沖縄各地へ送出始まる

本土政府からの災害援助の復興資材は南方同胞援護会の手で送られ昨年末から那覇軍港に陸揚げされているが、この復興資材の各市町村への積み出しが一月二十九日からはじまった。

第一便は先島の石垣市、大浜町、竹富町、与那国町など八重山の四市町村あての九十五世帯に角材四千九百二十二本、杉板、桧板材千八百八十一平方メートルを米軍提供のL・S・T舟艇で運び、このあと災害のひどかった久米島など各離島に積み出す。

本島各市町村への配分は各町村ごとに労務者とトラックを那覇軍港にさし向けて現場渡しにする計画で、二月中には配分を終ろうと各町村への手配と資材の分類仕分けを急いでいる。

慰霊塔の建立を規制
碑や納骨所を整理統合

琉球政府はこのほど文化財保護委員会を開き、今後新しく沖縄に戦死者の慰霊塔をつくりたいという申入れがあっても、原則的に断ることに決めた。戦後、沖縄には「ひめゆりの塔」「健児の塔」「魂魄の塔」を皮切りに、慰霊塔がぞくぞく建立され、納骨堂などを合わせると総計約三百にも上っている。

最近は観光ブームで本土からの訪れが多く、そのたびに慰霊塔新設の話が持ち上って、日本軍玉砕の沖縄本島南部など、畑の中も丘の上もいたるところ塔だらけの慰霊塔ブーム。和歌山、秋田などの各県がそれぞれ出身の戦死者のために建てた塔や、特攻隊員のために航空関係者が建てた塔など種々雑多で、中には遺族がわざわざ沖縄に土地を買い、個人的な慰霊碑を建てたものもある。高さ三メートルもある立派な塔から、自然石にただ名前を彫ったものまで、いろいろあり、雑然としている。文化財保護委としては、塔を建てたい遺族の気持はよくわかるが、いまの勢いでは塔だらけになり、かえって自然美をそこない、地下に眠る霊を慰めるという本来の願いが失われてしまうので、できれば在来の塔も整理して、簡素で厳粛な塔を数カ所つくってまとめたい考えも持っている。

沖縄糸満町の大城森で
大規模な収骨作業

琉球政府厚生局援護課と那覇南方連絡事務所では、一月二十六日糸満町高嶺の大城森で大がかりな遺骨収集作業を始めた。大城森の遺骨収集は一九六〇年五月以来三回目になるが、いままでは壕の入口周辺にあるものを拾っただけで壕の中までは入っていなかった。大城森の壕は南北におよそ二百メートルもあり、中で十カ所ぐらいに分れているという。現在入口だとわかるのは南端と中央部西側の一カ所ずつあるだけだが、入口はトラック十台分ぐらいの土砂や岩板でふさがれているため、この切りくずし作業から着手した。壕にねむる遺体はおよそ二百体と推定される。

西原村で三十柱収骨

厚生局援護課国吉清正、沖縄護国神社奉賛会今井要の両氏は、二十二日西原村池田部落の自然壕と付近一帯の原野で、元日本軍兵士の遺骨三十柱を収集した。この付近は、戦時中第二十四師団（山兵団）が死守して戦ったところ、約百柱以上の遺骨があるものと推定される。

この日、遺骨のほかに、サビついた鉄かぶと、ジャックナイフ、万年筆、体温計なども発見された。

平良市との合併
九割が反対
下地町住民投票

宮古島の平良市との合併の賛否を問う下地町の住民投票は一月十六、十七両日行われたが、投票数二千四百八十四（投票率八四％）で、合併反対が二千三百八十五票、賛成九十九票と、九十六パーセントという圧倒的多数が反対を表明した。

労組役員審査の布令改廃か
沖縄の米民政府協議

沖縄の米民政府はさきごろ、ダニエル国際自由労連代表、上原全沖縄軍労連委員長ら島内の労働組合代表を招き、労組の役員について米民政府の審査と認可を必要としてきた布令百四十五号の改廃について討議したが、米側も労組側の主張を入れ、同布令は近く廃止かそれとも大幅に緩和される見通しとなった。

布令百四十五号は米軍基地の安全上、労組役員に共産主義者排除の目的で立法されたものだが米側はこれまできびしい審査を行い、民主的に選出された役員の就任を再三拒否して[illegible]内における労組結成発[illegible]大のガンとなってい[illegible]年秋来日したゴールド[illegible]労働長官にもその撤廃を要求している。

国際自由労連も、ダニエル沖縄駐在代表の申入れで、近く同布令の撤廃を米側に勧告することになっていた模様で、米側も世論に押され、ついにその改廃にふみ切ったもので、昨年秋の米政府沖縄調査団来島以来、最も大きな政策転換になろうとしている。

川島長官夫人
整肢療護園視察
三百ドルを寄付

（別面所報）川島行政管理庁長官は夫人を同伴、一月二十七日沖縄を訪れたが、政子夫人は同日寸暇をさいて、南方同胞援護会が建設した整肢療護園を視察、手足の不自由な園児を慰問し、三百ドルを寄付した。（写真は案内する山田園長と川島長官夫人＝右から）

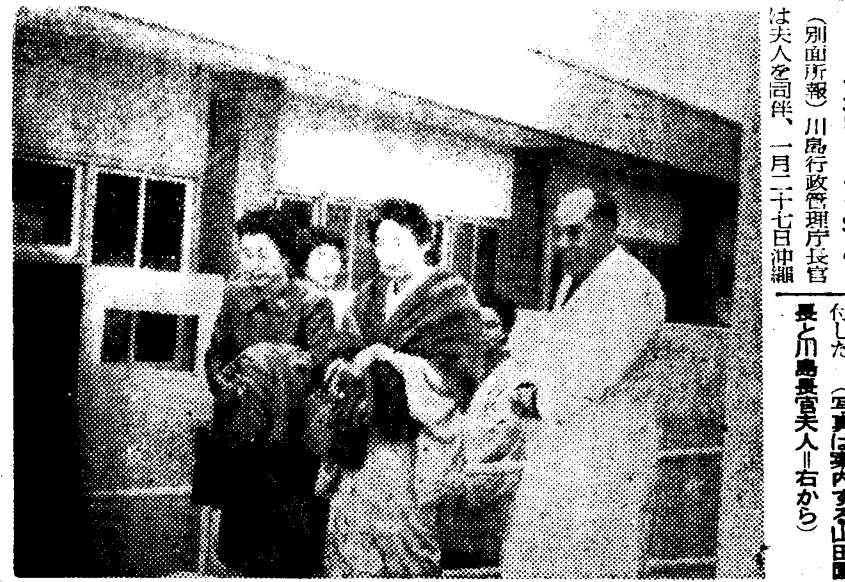

沖縄銀行の汚職事件
頭取ら14人送検
不正貸付　背任など
22万ドルに上る

沖縄銀行の汚職事件を追及中の琉球警察本部特別捜査本部は、一月十七日午後二時事件を送検し八十一日目で解散した。これにさきだち幸地警察本部長は、これまでの捜査経過をつぎの通り発表した。

昨年十月二十七日中南部各署の刑事二十五人の応援をえて設置した特別捜査本部は、事件の取調べをおえ十七日解散した。送検された被疑者は、頭取比嘉良行（五九）本永朝松（五四）咲田武重（五七）比嘉良四郎（四七）鉢嶺清傑（四〇）新垣清良（四九）高瀬元照（六三）宇座盛栄（五二）＝以上常勤取締役、渡名喜守定（五九）＝元取締役、松田隆保（三八）長間忠久（三七）平敷慶久（五八）渡那覇憲信（五三）富江洲華次郎（五九）＝以上取引先＝の十四人で、その内訳は、頭取ら銀行の常勤取締役八人、銀行[illegible]一人、[illegible]取引先五人となっている。

犯罪事実は▽リベートを条件にした無担保の不正貸付け▽銀行の諸支出費を水増し請求、その差額を常勤取締役の月々の手当にあてた特別背任△他人名儀の空手形を取締役が銀行にあずけ、その利子をむさぼる有価証券の偽造行使、私文書偽造など七つの罪で、常勤取締役の汚職による銀行の実害は二十二万ドルにのぼった。

子どもの遊び場
那覇市内の三カ所に

那覇市内の三カ所に子どもの遊び場ができた。那覇市都計課の手によるもので、泊小学校東側、前島小学校前、美栄橋の市民集会所前[illegible]ジャングルジムやすべり台、相撲場、鉄棒その他の施設に休憩所もある。

沖縄陸協会長
副会長ら再任

沖縄陸上競技協会は一月十一日の理事会で役員改選を行った結果、会長伊良波長幸、副会長宮城[illegible]、同比嘉徳政の三氏が再選、理事長の[illegible]も留任、新理事に[illegible]、比嘉福の両氏が選ばれた。

福岡で沖縄物産展

琉球政府大阪事務所では、二月二十七日から三月四日まで福岡の岩田屋百貨店で沖縄物産展を開く。

沖縄在住の奄美出身者
差別待遇改めよ
立法院行法委が調査

琉球政府立法院行政法務委員会は一月十七日の委員会で、公職選挙法の立法に関連し、沖縄に在住する奄美大島出身者に対する選挙権の問題について、那覇地区奄美人会長泉有平氏の参考意見を聞いた。泉氏は「沖縄にいる奄美人は、奄美の復帰前生活の根拠を沖縄に移し、将来も沖縄で生活しようとする人たちである。それにも拘らず同じ日本人でありながらいろいろな面で差別待遇を受けている。その抜本的な解決のためにも、まず選挙権を与えてもらいたい」と述べた。

奄美群島が本土に復帰した当時沖縄本島に約三万八千人（十四歳以上）の奄美出身者がいたが半永住者として登録されたのは九千九百十六人、そのうち選挙権を与えられたのが約四千人にすぎない。本土に復帰する以前沖縄へ生活の本拠を移しているので、本土の一般府県人とは本質が違う。かつてアメリカの統治下に沖縄と同じ待遇をうけてそのまま引続き沖縄に住んでいるのである。しかし、現在は日本国籍を持つこと沖縄人と同じでありながら、日本人でも沖縄人でもアメリカ人でもない宙に浮いた境遇にある。不利益の一例をあげると、①選挙権がない②大衆金庫、開発公社、中金その他金融機関を利用できない③土地など不動産を取得できない④就職の制約（軍雇用者はいったん辞めると再就職できない）⑤各種免許の受験、取得の制約⑥本土へ行った場合、一年以内に帰らないと永住の即得権を失う⑦復帰後に呼んだ扶養者は成年に達すると退去命令をうける⑧生活保護法の適用にも制約がある、など多くの不利益があって、公務員になれず、集団就職の対象から除かれ、国費留学生の試験も受けられない。

というものであるが、これに対し出入国管理部長の証言によると①半永住から永住への切替えは六十パーセントも許可になっており、昨年は申請した十六件全部が許可になった②半永住者に対しては永住者と同様、何らの事業活動の制限もしていない。公務員以外は就職も制限されていないとし、泉奄美人会長の証言と食いちがっており、その後引続き研究審議されているが、今後なお曲折があるものと見られている。

現在の扱いは妥当
琉球政府法務局の見解

琉球政府法務局では一月十八日、法制課を中心に奄美出身の半永住者の選挙権や課税問題について協議した結果、現行法の下では現在とられているいる措置に違法や不適法などはないと、次の見解を示した。

一、半永住は一時許可の一種で、一時訪問、商用などと並んで一九六〇年一月の出入管理令（布令）改正によって認められたものである。改正以前は「復帰前の在住者」という名目で在留許可が与えられ、許可は一年毎に更新されることになっていたが、半永住制ではこの在留許可に期限がなく、許可更新の必要がなくなった。

一、選挙権の付与、琉球への[illegible]籍、永住許可はいずれも大統領行政命令または民政府布令に規定があり、許可権も民政府に留保されており、琉球政府の行政権の外にある。琉球住民という制度がとられている以上、同じ日本国籍を持ちながら扱いが同一でないことが生じるのもやむを得ない。

一、税法上、琉球に居住する者は琉球住民以外の者に対しても住民と同一税法を適用するのは当然であるが、[illegible]によって外国人に対する特別税制が定められているが、これに含まれない者に対しては住民と同一税法を適用すべきである。

流弾におびえる
恩納村、米軍に善処要望

沖縄中部の恩納村は[illegible]で危険だから何とかしてくれと、[illegible]一月十七日、琉球立法院、大田主席、キャラウエイ高等弁務官に訴えた。

恩納村は全面積四千五百ヘクタールのうち軍用地に三分の一を接収されている。千六百ヘクタールの軍用地には、弾薬倉庫地帯、演習地、通信施設、ミサイル基地などがあり、一九五八年から今年の一月までに十四回も流弾やその破片が落ちた。

そのなかでも六一年一月二十七日恩納に落ちたのと、去る一月十二日恩納、[illegible]、名嘉真の六部落八キロ余の広範囲に落ちたのは、大きいのは長さ四十センチもあり住民にショックを与えた。人命財産に被害はなかったが、危険で仕事もできないという。

島袋村長の話　去年の時もわれわれの訴えに対して返事はなかった。米軍が予告する危険水域とずっとかけはなれたところだから村民は安心して畑に出かけ畑仕事をしているが、こうポンポン砲弾が落ちたのでは危くてしようがない。もっと住民に危険のない場所で演習してほしい。

コザ市の人口
約五万に増加

沖縄コザ市の昨年末の人口は四万九千三百八十七人（[illegible]）で、一カ年に二千九百[illegible]人の増加である。

さんご礁

◇…東宝・宝塚映画「[illegible]の都」の沖縄ロケが行われた。松林宗恵監督などスタッフ十[illegible]人に、[illegible]、浜美枝、[illegible]らの出演者の一行十八人は、一月十八日那覇[illegible]の日航機で沖縄入り。

◇…空港ロビーでの歓迎には[illegible]百人余りのファンがおしかけ[illegible]

◇…翌日からは[illegible]ロケが行われ[illegible]

八重山風景＝大浜町付近

観光事業は有望
ハワイに負けぬ八重山
沖縄を訪れて
南方同胞援護会長　大浜信泉

……下……

沖縄は観光事業がようやく盛んになり、日本本土から年々観光客がふえてきている。また、地元でもホテルその他りっぱなものが次から次に建っておるので、これは将来有望な事業ではないかと思う。殊に、冬はいくら寒い日でも摂氏の十二、三度程度の温度であるから、避寒地にはもってこいの場所である。それに、南国情緒のほか沖縄独特の文化というものが日本本土と違ったものを持っておるので、観光地には非常に適地ではないかと思う。

殊に、八重山あたりに行くとハワイよりも景色がいいし、冬でも水泳ができぬことはない。それに民間航空が発達しているので、ジエット機なら羽田から那覇まで一時間半で行けるし、那覇から石垣島まで飛行機で一時間二十分で行ける地域なので、将来ホテル設備さえ完備すれば、日本の観光地にはもってこいの場所ではないだろうか。

ちょうど石垣島の旅館に岩波書店の社長家族が来ておられたけれども たいくつしないかと聞いたら、けっこう楽しんでおるということであった。男の子二人をつれておったが、変った蝶がおるので、子供たちは蝶の採集をやって喜んでおるということであった。

こうして日本本土の人がたくさん見えることが、地元との交流の意味で非常にいいことだと思う。ただ、これに関連して、渡航の手続がもう少し簡単にできないものかということを痛感する。よくテレビで、サントリーがハワイ行きの広告をやっておるけれども、むしろ沖縄行きの方がもう少し魅力があるのではないかと感ずる。

なお、今度はきりつめた日程のため、沖縄本島も那覇周辺以外に足をのばす機会がなく、宮古島も空中から心を残しつつ胸中であいさつを送るほかなかった。今後機会を得て是非ともこれらの各地も訪問したい。（終り）

沖縄の教育者の熱意反映

教研中央集会、盛大に終る

[illegible]主催の第八次教育研究集会（中央）は一月二十八日から三十日にわたり那覇で、全島各地区から約[illegible]人が参加し盛大に行われた。第一日は教育会館ホールで開会式を行い、続いて午前中は九会場に分れて公開授業と授業研究会を開き、午後からは那覇中学校で十七の分科会議を催した。各分科会とも例年より幅広い研究集会となり、初日から研究討議も活発、例年にない教師たちの意欲が感じられる、と指導所も満喫した。公開授業は国語をはじめ各課目十七、いずれも子供と教師の呼吸が合い、明るい授業風景をみせた。また、新しく登場した幼児教育の会場は、父兄、教員たちがつめかけ正会員も入れないほどの盛況ぶりだつた。

第二日目は十九日那覇中学校で前日に引続き各分科会の研究討議が行われた。特に四月から実施する技術教育、新しく設置した高校の進学、就職指導所は現場の悩みとなつているため討議も深刻で、教職のさまざまな問題が出された。技術教育については「中学校技術課程が施設もなく教師も不足、教室もないという現状で、どのようにして教育していくかという悩みがあり、いくらカリキュラムをつくつても意味がない」と各委員たちは各地区の実情を訴えていた。

三日目の最終日は各分科会の討議を終り、那覇商高体育館で約三千人の会員が参加して全体会議を開いた。各分科会でまとめた四十二の要望事項と「教育二法案の制約条項撤廃」「再確認と早期立法決議」を全員一致で採択した。そのあと各指導班の所見や反省発表があり、終つて東大名誉教授我妻栄氏の「権威にある秩序と協力による秩序」と題する講演が約一時間にわたつて行われ、続いて閉会式に移り、与那嶺琉大学長らの来賓の挨拶があつて散会した。

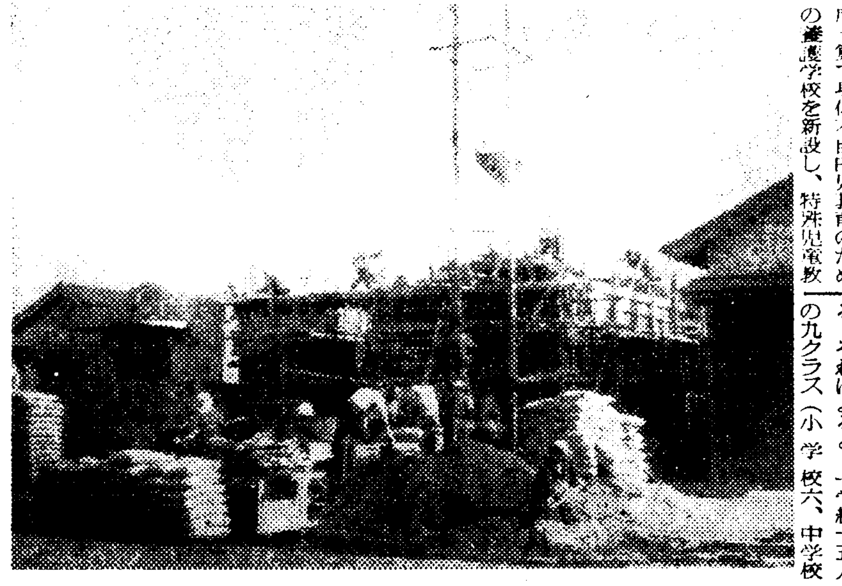

沖縄青少年鹿児島ホーム上棟式

南方同胞援護会が鹿児島に建設する沖縄青少年ホームは昨冬着工、一月二十六日同市小川町の建設地で上棟式が行われた。二月末には完成の予定である。

（写真は上棟式を終えた同ホーム）

身体不自由児に

養護学校の新設計画

琉球政府文教局では、一九六二年度予算で身体不自由児教育のための養護学校を新設し、特殊児童教育に力を入れる計画を立てている。それによると、一学級十五人の九クラス（小学校六、中学校三）で百三十五人を収容する予定である。

現在、身体不自由児の教育は、整肢療護園で治療を受けている児童生徒だけである。ところが、同園の収容能力は五十人に過ぎず、学校教育は神原小学校と寄宮中学校の分校という形で療護園に教師を出張させて指導している程度なので、今度の計画では、別に正規の学校を特設して、療護園で治療しながら教育しようというもの。

施設は、普通教室、管理室、応接室、控室、宿直室等のほか、特に寄宿舎を整備、約五十人収容の建物を造る。

現在、義務教育の対象になる肢体不自由児童、生徒は、全琉で二千二百人もいるといわれ、該当者すべてを収容することはできないが次第に人員をふやしていく方針である。また、寄宿舎に収容しないものは、比較的通学可能の子供を入学させることにし、スクール・バスで送り迎え[illegible]。敷地は、厚生局、整肢療護園と関係も深いので那覇周辺[illegible]選定したい意向だが、[illegible]打合わせ、適当な場所を選ぶ[illegible]といつている。予算総額は[illegible]千ドルで、教員、保母など[illegible]費その他運営費として[illegible]計上している。教員数十[illegible]、保母、運転手六人、計[illegible]員を置く予定だという。

働く沖縄青少年

激励の会発足

沖縄から東京へ集団就職した青少年たちを激励するために「本土沖縄青少年手をつなぐ会」（代表興間徳一氏）その他が推進団体となつて、二月四日午後一時から神田小学校講堂で「東京働く沖縄青少年援護会」の発会式と慰安の会を催した。

最近本土の求人難に伴い、[illegible]ら集団就職する中高校卒の[illegible]が急速にふえ、東京都内[illegible]数百人に達するものと見られ[illegible]る。これらの青少年を慰安激励し、雇用主との理解を深めて生活の安定向上をはかるのが目的で、発会式には、琉球政府東京事務所や東京都労働局の関係者をはじめ多数の沖縄出身者が出席、激励の言葉や記念品の贈呈などが行われ、また余興に琉球舞踊などもあつて楽しい一日を過ごした。

空手道は体育である　4

真髄は〝平安の型〟

日本空手道研修会々長　**金城裕**

空手道の見方、考え方

空手道について最も重要なこと（形に現われたものでは）は型である。この型の中で最も重要なものは「平安の型」である。何故ならば、従来の沖縄の拳法の型は、中国生れの型であつたのを、糸洲先生が青少年のために、初心者にも親しみやすい合理的な基本の型を…という念願に基いて創案されたのがこの「平安の型」だからである。この平安の型は人間形成を主目的とする体育的な立場から、攻防の技が組立てられている。

護身術としての実際的な技の運用ということよりも、体育として目的が達成されるよう配慮されていることに注目されなくてはならない。この平安の型の特徴は、

必ず受けて（払つて）から反撃。

受けに始まり受けに終る。

左の運動から右に移る。

大体右のような三原則に基いて構成されている。この型は初段から五段まであるが前記の三項の原則に貫かれている。五段を全部説明するスペースがないので、試みに最もやさしい平安二段の型を取上げて説明を加えてみたい。

その前に「型」の字について考えてみたい。最近糸洲先生が用いられた「型」という字を、自分勝手に「形」の字に訂正して用いておられる方を見受ける。その訂正の理由は、型の字は俗に型にはまるなどと言つて、融通のきかないことを連想させやすいから、変り身の早さを尊ぶ空手道においては形の字を用いるべきである、ということにあるらしい。

型の字は融通性が無いことを意味し形の字が融通性のきくことを意味するなどという論議は、専門の学者に任せることにして、私の記憶するところでは、型の字はいわゆる物事の手本を意味する精神的なことに使用し、形の字は単に「かたち」の上のみのことに用いるものであつたと思う。精神がこもらず形だけのものを形骸とか人形とか用いるが如くである。糸洲先生は琉球王朝の御祐筆だつたとのことだから、文字についての造詣が深かつたと推察して然るべきであろう。空手道に志す者は、もつと謙虚な気持が欲しいと思い、敢えて一言した次第である。話は違うが、相撲でも基本の「かた」は「型」の字を用いている。

次に「平安」ということについてである。糸洲先生は「ぴんあん」と読ましておられるが、何かしら中国崇拝の名残りが感ぜられぬこともない。しかし、平和を念願されておられた先生の理想が、端的に表現されていると思う。では、この平和の理想は型の上に如何に具現されているか。

平安二段の型は、大別して四つの技によつて構成されている。全部で二十一挙動あるが、これは、防御技二つと、攻撃技二つに分類出来る。これをわかり易く左の図表のように分類してみよう。

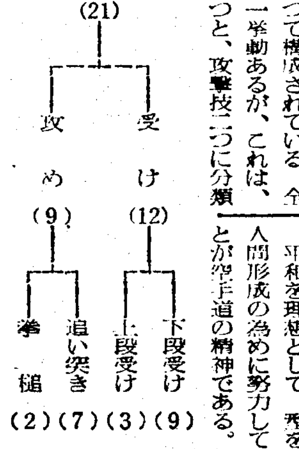

防御技と攻撃技を比較してみると、受け十二に攻め九つとなつて、防御の技が三割方多い。これでみても、如何に防御の面に重点がおかれているかがよくわかる。しかも、攻撃の技を使う場合は、必ず（或る特例は別として）受けてから反撃に移ることになつている。決して、いきなり攻撃の技を用いることがない。このことが、型を通じて一貫している空手道の精神なのである。

平和を理想として、型を通じて人間形成の為めに努力していくことが空手道の精神である。しかもそれはヒューマニズムの精神で裏打ちされなければ、ついに民族を越えて人類の共感を呼び覚ますことは不可能であろう。

糸洲先生創案になる平安の型はすべて前掲の三原則に従つて構成されている。厳密に言うと、真の空手道の誕生は、平安の型の創案をもつてすべきであろう。従つて、空手道の誕生は、糸洲先生が十訓に署名されておられる明治四十一年とすることが妥当であると固く信ずるものである。

技術的には、中国拳法との相異を如何に区別するか、ということについては、詳しいことは別の機会に譲るとして、足捌きについて言うならば、空手道は「つま先」で回るが、中国拳法では逆に「かかと」をもつてする、ということを知つていただきたい。

（つづく）

外人も感嘆

沖縄の舞踊団、東京公演

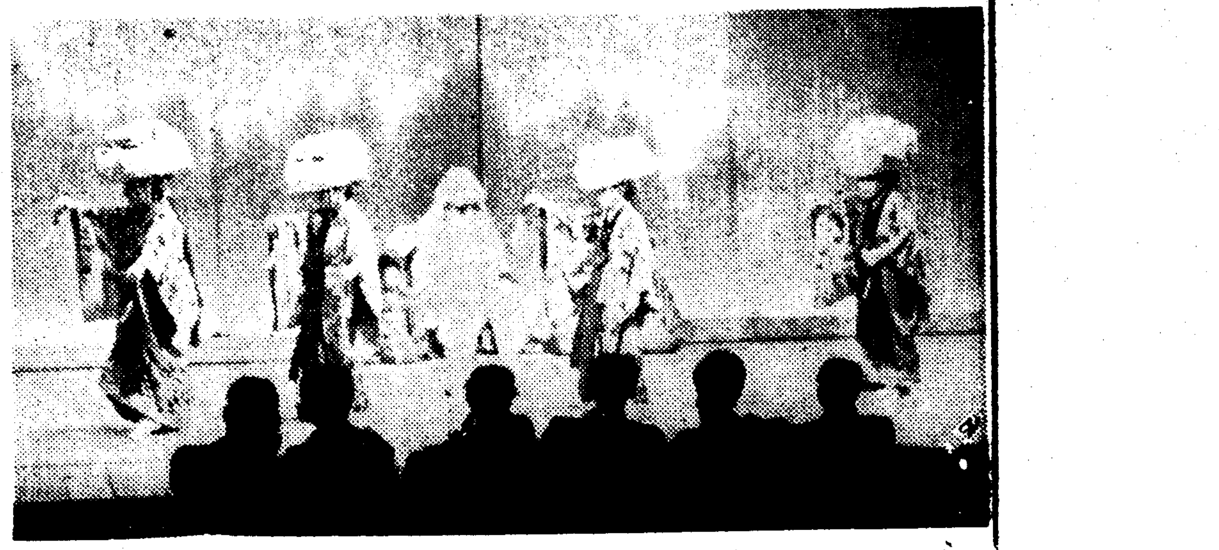

草月会館における沖縄舞踊〝豊年祭り〟

沖縄の第八回芸術祭最優秀受賞者による東京公演が一月二十七日午後、東京赤坂表町の草月会館アート・センターのホールで開催された。これは、琉球映画芸術協会と沖縄文化協会の主催で、広く世界の人々にも沖縄の文化を知つてもらおうと、各国の大公使館員も招いて催されたもので、会場では英文のアンケートをとるという海外向けPR版―アメリカはもとよりチエコ大使館員の顔も見え、初めて見る沖縄舞踊に青い目をみはつて感嘆していた。

なお、琉球映画芸術協会と沖縄文化協会では、この舞踊を入れて観光映画（カラー三十五ミリ・ワイド）「大琉球」の第一部「琉球のうた祭り」を製作することになつている。

草月会館での公演に続いて三十一日午後三時から同メンバーの歓送公演会が新宿の安田ホールで行われた。芸術祭最優秀受賞者の根路銘千鶴子（二〇）新屋昭子（一九）佐藤孝子（二〇）さんらが出演「伊野波節」「こてい節」「浜千鳥」「谷茶前」などを踊つて好評を博した。また、一行とともに上京中の琉球舞踊の名手島袋光裕氏も特別出演し「八重瀬万歳」を踊つたが、七十歳の老齢に見えず、はつらつとした大家の貫録を示して万場の拍手を浴びた。

明治・大正・昭和

洋画巨匠展

琉球新報が主催

琉球新報、日動画廊主催の「明治・大正・昭和洋画巨匠展」が二月一日から那覇市の沖縄配電ビル四階ホールで十日まで開かれている。琉球政府文教局、沖縄テレビ、ラジオ沖縄、沖縄グラフ、国際美術家協会が後援し、古今の三時代にわたる本土の洋画壇を代表する百人の画家の作品百十点が展示され、中には戦前沖縄を訪れた満谷国四郎画伯の沖縄風物を扱つた作品もあり、連日参観者で賑わつている。

理科教育センターを充実

昨年四月発足した沖縄の理科教育センターは、予算の関係で上山中学に仮住まいし、最初の仕事として教職員の再教育を行つてきたが、次の段階としては、独立した施設がなくては十分な実験指導ができないとして、琉球政府文教局では四月からこれを工業高校に移し、来年度予算で独立した研究施設を設ける計画である。

開設してから一年間は、小・中学校理科教師の実験、観察指導に当てられたが、それも、中南部の教師グループが主体で、基礎的な器具取扱いの指導だけでせい一杯の状態だつた。その原因は設備と人員不足にあるので、四月から本格的指導に乗出すことになつたものである。

〝ひめゆりの塔〟出版記念の夕

石野氏の改訂版を機に

石野径一郎氏の小説「ひめゆりの塔」の決定版が出版されたのを機会に、二月十四日午後六時から東京平河町の全国町村会館で東京沖縄県人会等の主催で「ひめゆりの塔出版記念と沖縄の夕」が催される。「ひめゆりの塔」はさきに何回か出版されているが、今度作者が全面的に手を加えた。

季刊　**沖縄と小笠原**　第18号
実費頒布中　¥60（送料は本会負担）

領土復帰を念じて　[illegible]沢　敬二
沖縄経済発展の基盤　[illegible]　清
日本の北方問題に対する米国の政策　ダグラス・メンデル
南樺太への追想　佐々木[illegible]男
◎八重山版浦島太郎物語　崎山　用喬
◎与那国島を訪れて　西川　[illegible]夫
沖縄医療界の盲点　照屋　寛善
抵抗する教育　上沼　八郎
沖縄林業発展のために　竹原　秀雄

―資料―
北方領土問題と安全保障（座談会）
総理府特別地域連絡局事務分掌

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

本会取扱の図書

沖縄における補償問題　波多野里望著　送料とも実費　一部　三〇円
概説 沖縄史　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　七〇円
沖縄司法制度の研究　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
沖縄今昔　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　一八〇円
国際法から見た北方領土の問題　田村幸策述　送料とも実費　一部　六〇円
北方地域資源調査書　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一、五〇〇円
北方地域財産調査書　南方同胞援護会編　土地、建物、漁業権、鉱業権の各部　送料とも実費　全四巻　二、〇〇〇円
千島概史　高倉新一郎著　送料とも実費　一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
特別地域関係団体名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一〇〇円

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
振替　東京　五五四二〇番

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
3857
振替貯金口座　東京55420番
編集兼発行人　吉田嗣延

毎月5日，15日，25日発行
1部5円

施政権返還決議の波紋

与党　決議を再確認

野党　主席談話は議会無視

（既報）琉球立法院は二月一日開会された第十九回定例議会の冒頭で、施政権返還に関する要請決議を満場一致で決議したが、今度の決議が一九六〇年十二月の第十五回国連総会で採択された「植民地の独立許容に関する宣言」を引用した激しい調子のものであるほか国連加盟の百四カ国に宛てたことから、日米両政府をはじめ内外で大きな反響を呼んでいる。このため、大田琉球政府主席は三日記者会見を行い「国連加盟国に送つた点や、植民地の独立許容に関する国連の宣言を引用したのは誤解を招くおそれがある」という見解を発表、沖縄自民党の新里幹事長も本土の反響に対する見解を発表した。

一方野党側は、大田主席が立法院の決議が妥当でないという公式見解を述べたのに対し、民主主義を否定し議会を無視したものであると激しく非難するとともに、日米両政府に対しても、痛いところを突かれての狼狽であるとし、この決議の効果を高く評価している。また、この決議が日米両政府筋からとかくの批判を受けているのに対し、沖縄の一般世論は、地元新聞の論調をはじめ、立法院決議を支持する方向が強いが、こういう空気の中で与党の自民党は事態を収拾する必要に迫られ、六日緊急総務会を開き協議を重ねた結果、立法院の施政権返還決議を一応再確認し、同党の態度については次のような談話を発表した。

一、沖縄の祖国復帰は党派を越えた政治目標であるが、反日または反米の宣伝に悪用されてはならない。

一、冷厳な国際情勢の上から見て日米協力によつてのみ沖縄の完全な祖国復帰はもちろん、日琉の一体化も実現できる。

植民地解放宣言を引用

〝米統治は国連憲章違反〟

施政権返還に関する要請決議

対日平和条約第三条によつて沖縄を日本から分離することは、正義と平和の精神にもとり、将来に禍根を残し、日本の独立を侵し、国連憲章の規定に反する不当なものである。しかるにアメリカ合衆国は、軍事占領に引続き前記の条約によつて沖縄を日本の統治から分離し、施政権を行使すること十六年に及んでいる。この間沖縄住民は日本復帰を訴え続け、琉球政府立法院はその趣旨の決議をもつて繰返し要請し続けてきたが、米国は依然として無期限保持の政策を捨てず、ケネディ大統領はさる一月十八日に合衆国議会に送つた予算教書の中で「米国と自由世界の安全を守るため、極東での脅威と緊張が沖縄の軍事基地維持を必要とする限り、米国は沖縄管理の責任を引続き負う」と述べて、従前の態度を改めていない。

このようなアメリカ合衆国による沖縄統治は、領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。

●

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長あて

目下開会中の日本国会において池田首相は「沖縄の施政権返還の実現を促進する」と言明している。よつて祖国政府は、その責任において具体的方策を示し、速かに対米折衝を行い、沖縄の施政権返還を一日も早く実現せしめ、もつて住民の期待にこたえるよう強く要請する。右決議する。

米大統領、上院議長、下院議長、国防長官、駐日大使、琉球列島高等弁務官あて

われわれは、米国がいかなる国も他の民族をその意思に反し支配してはならないという国連憲章の大精神にのつとつて、国際情勢のいかんをとわず、沖縄の施政権を速かに日本国に返還されるよう強く要請する。右決議する。

国連加盟各国（百四カ国）国連本部あて

一九六〇年十二月第十五回国連総会において「あらゆる形の植民地主義を速かに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する」旨の「植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言」が採択された今日、日本領土内で住民の意思に反して不当な支配がなされていることに対し、国連加盟諸国が注意を喚起されることを要望し、沖縄に対する日本の主権が速かに完全に回復されるよう尽力されんことを強く要望する。右決議する。

時論　弁務官メッセージの示唆

琉球列島米国民政府の高等弁務官キャラウエイ中将は、恒例により琉球立法院の開会に当つてメッセージを送つた。

従来のものに比べ、基本的な高度な問題に触れぬのはものさびしいが、その代り、やや具体的に個々の問題について意見を述べ、相当多くの勧告を行つており、新様式による施政権行使者の態度として注目に値する

その論点は、公共事業及び公益事業の振興、労働者の地位と福利の改善、農業生産性の向上と土地利用の改善、公衆衛生と福祉の拡大および外資導入と観光事業の振興の五点にしぼることができる。

通観して特に目新しい問題もなく、過去一カ年の実績を挙げたに止まるが、また一面含蓄ある勧告も皆無ではない。すなわち、日本を含む外資の導入が産業の飛躍強化に不可欠なものであり、「外国資本の導入は自己の利益を脅すと一部の地元業者や琉球政府要人が考えている傾向があるのは残念」で「導入を阻止しようといやがらせを受ける外資提供者がある」と指摘し、沖縄財界人に視野を拡げるよう求めている。むろん、原則論としては外資を活用するのに遠慮は無用であるが、五合のマスに一升の水を入れても効果が薄い。沖縄の消化力に応じた有利適切な企業の育成に重点を置かなければならぬ。

国民所得や総生産高の増加率が東西のいかなる地域をもしのぐといつても、実質的生長の要因として挙げるもののうち、千八百十万ドルの軍用地料が大きな支えとなつている。これは、裏を返せば、軍用地料がなくなれば沖縄の経済がたちまち覆えることに他ならぬ。

そのような特異な体質を少しでも改める措置こそ重要な施策でなければならず、依然逆潮を続ける貿易収支の回復が一朝一夕に望まれないとしても、弁務官のいうが如く、自由貿易の前進はもつと積極的な工夫があつて然るべきであろう。

産業拡充の前提となる電力と水に対して民政府が努力することは当面に軍の要請に添うものであるとしても、期待するに足る試みである。年平均二十五％の電力消費量増加率は、恐らく各国にも比を見ない。地勢上、水源に乏しい沖縄が〝水の苦労〟から抜け出すことができれば、画期的な喜びである。発電施設の増強と水道の普及については、メッセージの公約を希望的に見守りたい。海水を飲料水に転換する研究など、興味ある試みというべきである。

また、沖縄の強味の一つといわれる豊富な労働力に関連して、最低賃金制の設定を呼びかけ、この問題は一九五三年以来立法院が負う責任であると尻をたたいている。時給五セントといえば、十時間働いても日当百八十円にすぎない。確かに放任できない問題である。

このほか、郵貯利率引上げ、外資課税基準と免税制度、海外投資防止法、労働者災害補償法、土地開拓法、休閑地利用法、医療法、予防注射法、公衆衛生基準法などの新設を勧告、一応多彩な献立であるが、どれから先にハシをつけるか、限りある琉球政府の予算を思うとき、結局はアメリカの財政的テコ入れがなければ実現困難ではあるまいか。注文をつけるからには、財布のひもを弛めるのが常識である。

沖縄の地位に関するような問題に触れないのは、「権限外」と逃げたからでもあろうけれど、大幅援助への解明などは、片鱗でも示してほしかつた。立法院議員の大言壮語を戒めることと、国際的な関心、従つて国際的な発言も忘れられぬ議員の立場を認めることとは、両立する余地があるべきで、米側の努力は、常に一方的な押しつけを避けることが大前提でなければならない。●

植民地解放の国連宣言

沖縄は含まれない

衆院予算委で政府側答弁

◇

二月十二日の衆議院予算委員会で社会党の穂積七郎議員は琉球立法院の施政権返還決議について質問、これに対し政府側から次のような答弁があつた。

穂積七郎氏（社）二月一日の立法院の日本復帰決議は国連加盟各国や日本に伝達されているか。

小坂外相　決議としてはまだ来ていない。

穂氏　一九六〇年十二月十四日国連本会議で採択された植民地宣言にいう「植民地」とは何か。

外相　一民族が他民族を搾取することが植民地だ。沖縄は違う。

穂氏　「あらゆる形の植民地主義」に沖縄が含まれていないという確認をして国連の植民地宣言に賛成投票したのか。

外相　投票の時には確認していない。然し、宣言起草のいきさつに照らして、沖縄は含まれていないと了解している。

穂氏　常識的にいつて、当然沖縄は含まれていると解釈すべきだ。確約の文書がない以上、外相が一方的に期待しているに過ぎない。確実な根拠があるなら示せ。

中川外務省条約局長　国連の宣言の第一項には、植民地というものをはつきり定義しているが、これはバンドン会議の決議をそのまま踏襲したもので、いわばこれが文書的な根拠ともいえよう。更に草案起草の際、起草委員のインドネシア代表が沖縄を含めないことを説明しており、この点は当時の松平国連大使の公電で明らかだ。

穂氏　沖縄は含まないという文書はないじゃないか。沖縄全住民がこの「植民地宣言」に違反しているといつている。

外相　あなたのいうことを裏返せば、植民地はどれとどれと列挙してないといけないということになるが、沖縄は「植民地宣言」起草の時から植民地の対象になつていない。

穂氏　政府は、平和条約に明文化している信託統治について米国と交渉したことはあるか。

外相　条約解釈上の協議はしたことはある。然し、信託統治については、期限をつけて米国が義務を負つている訳ではない。

穂氏　国連憲章の精神からして、日本が国連に加入した時から沖縄の信託統治は解消すべきだと思うがどうか。

条約局長　憲章規定は、委任統治地域が信託統治に切替えることも規定している。日本が国連加盟国になつても沖縄が信託統治になることは憲章違反にはならない。

穂氏　信託統治は軍事目的のためだ。信託統治は国連憲章に違反する。

条約局長　サンフランシスコ条約によつて信託統治にする権利を米国は持つている。同条約は加盟国の半数以上が承認しており、国連憲章に違反していない。

穂氏　立法院は四派共同で全住民の意思を代表して、沖縄の現状を国連憲章違反だと決議している。これを首相はどう思うか。

首相　くわしく見ていないので批判は差控える。ただ、条約上の解釈と沖縄を政治的にどうもつていくかは別の問題である。

植民地と断定したのでない

長嶺立法院議長語る

施政権返還要請決議に対していろいろな反響が出ているが、われわれは沖縄を植民地と断定してこの決議を行つたものではない。文案の中に国連での植民地解放宣言を取入れたのは、沖縄で住民の意思が十分に認められていないので、いかなる形の植民地もこれを認めないという精神を引用したのである。

米国が沖縄で搾取を行つているというならば、基地撤廃の形で要請が行われるべきである。われわれも、米軍基地の自由陣営防衛上の意義を認めて施政権返還要求だけにとどめているのである。この沖縄住民の崇高な意思をまげて政治的に利用されることは、決議の趣旨に反するものである。

用語の誤解は遺憾

新里自民党幹事長談

施政権の返還は、沖縄住民の悲願として立法院では定例議会のたびに決議し要請している。今度の定例議会では、日米両政府のほか国連加盟国にも要請したわけだが、この決議文の中で誤解を招くような点があつたのは遺憾にたえない。もともと沖縄は日本固有の領土であつて、日本に潜在主権がある。教育基本法にも、教育の目標は「日本国民の育成にある」と明記しており、国家の象徴である日の丸の掲揚も許されており、植民地であると考えるものはない。

決議の趣旨は、植民地諸国に対しても自治を与えるべきだということが宣言されていることに鑑み、日本固有の領土である沖縄も早期に返還してもらいたいことを強調して要請したものである。

決議文が、不幸にして「植民地と考えている」という誤解を招くおそれがあるとすれば、本土同胞や全住民に対して申訳ない。われわれは、沖縄が日本の領土であるという立場に立つて決議したことを重ねて明言したい。本土政府も、住民が本能的な熱望として取りあげたこの決議を純粋に受けとり、決議の中にある言葉だけをとらえて政党の争いに持込まないよう強く希望する。

明らかに〝植民地的〟

古堅人民党議員

沖縄が植民地支配でなくても、過去十六年間にわたる米国の軍事占領、侵略支配が続けられていることは植民地的であり、これを否定する人はいない。

この実態をはつきり打出したために日本政府は狼狽しているが、これは、日本が口先では施政権の返還を打出しながら、実際にはごまかしの政策を掲げて米国の沖縄属領化に協力しているためだ。

今度の決議をとらえて「沖縄援助も考え直さなければならないかもしれない」と言つているようだがこれは脅迫だ。日本政府としてはこの住民の声に勇気をもつて返還要求をしていくべきである。われわれは、こうした日本政府の脅しに屈することなく、更に強力な闘いを組んでいくべきである。

強いて曲解

知念無所属議員

本土政府は植民地という言葉にこだわつているようだが、決議文は別に植民地と明言しているのではない。分割され他国の支配下におかれている沖縄住民の問題を解決してもらいたいというのが宣言採択の趣旨である。植民地にこだわつた本土政府の発言は、強いて曲解しようとしているとしか考えられない。援助再考まで持出すようでは、本土の感覚と弱腰を思わすものとも言えよう。

不当統治を喚起

安里社大党委員長談

日本政府は国連における「植民地の独立許容に関する宣言」が沖縄を念頭に入れたものではないという見解をとり、今度の立法院の決議は妥当でないといつているようだが、立法院としては、国連で植民地の独立が論ぜられている今日独立国である日本の領土の一部に住民の意思に反した不当な米国の統治があるということに注意を喚起したものである。

また、植民地についても、経済的な搾取を狙いとするものであるといつているようだが、米国の沖縄統治は軍事優先であり、米国の利益に反するものについては高等弁務官が拒否権を行使できる。しかも、安い労賃で軍事基地が強化されるということは形の変つた搾取といえるし、住民の意思に反した支配があるということは植民地的と見てよい。

このことから、本土政府が援助問題も再検討しなければならないと言つているとの報道もあるが、これはもつてのほかだ。もしそれが事実ならば、日本は真剣に沖縄のことを考えるという意思がない証拠であり、われわれの戦いも新しい方向に向けられねばならない。

また、主席が院の決議が妥当でないという見解を発表しているが、これは議会民主主義を否定したもので、任命権者に迎合した[illegible]特に、自民党の総裁でもある主席がこんなことをいうことは、[illegible]遺憾だ。●

新しい形の植民地だ

沖縄社大党表明

琉球立法院の施政権返還決議[illegible]の直後外務省が発した「沖縄は植民地ではなく、決議文に国連の植民地解放宣言を引用するのは適当ではない」との見解がキツカケとなつて、沖縄では「植民地」論争が活発に展開されている。

既に沖縄自民党や経済人たちは「植民地とは考えぬ」とし、人民党は「明らかに植民地である」との立場をとり、中間政党の社会大衆党の態度が注目されていたが、同党は二月十日開かれた執行委員会で「沖縄は新しい形の植民地、少なくとも植民地的支配下にあるとみるべきだ」との注目すべき結論に達した。

立法院決議の効果は疑問

高等弁務官語る

沖縄のキャラウエイ米高等弁務官は、二月八日の記者会見で、さる二月一日の立法院決議（施政権返還を国連加盟国へ訴えたもの）について次のように語つた。

立法院にそのような決議をする権利はあるが、それが果してどのような効果があるかは疑問だ。

黒潮

▼…沖縄社会大衆党は、委員長で前立法院議長の安里積千代氏を今年の参議院議員選挙に全国区から出馬させることをきめた。沖縄は戦前、衆議院に[illegible]名のほか、貴族院にも議席があり、国会に発言の機会を持つていたが敗戦以来、住民の国籍こそ〝日本〟であるが、実態は全く切り離されたままである。

▼…しかし、本土からの各種の援助が年とともに増し、同じ教科書で教育をうけているからには、国会に何かの形でもよいから代表を送りたいとの素朴な希望は無理のないところで[illegible]

▼…[illegible]

予想を上回る経済成長
七年後に所得倍増
立法院議会に　高等弁務官メッセージ

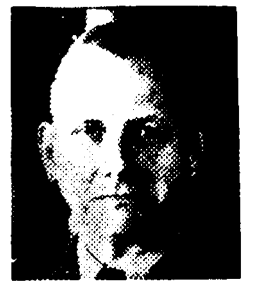

沖縄のキャラウエイ米高等弁務官＝写真＝は、二月一日開会した琉球立法院議会に臨みメッセージを送つたが、その要旨は次の通りである。

琉球経済は一九六一会計年度に空前の成長を遂げた。国民総生産高は二億三千四百十万ドルであり、一九六〇会計年度より一七・六％の増加を示した。この成長率は私の配下の職員の予想を上回るものである。

この間就業者の平均収入は四百五十一ドルから五百三十一ドルへと一七・七％増加し、二・八％の物価上昇を考慮に入れても一四・五％の増加を示した。この増加は過去五カ年間における実収入年平均六・一％の増加と比較してみると実に顕著なものがある。この成長率が維持されれば琉球の就業者の実収入はわずか七年の間に倍増するであろう。

国民所得と国民一人当り所得に反映されたこの国民総生産高の増加は、日本を含めたこの地域のいかなる国のそれをもしのぐものである。

この実質的成長率は三つの要因によつてもたらされている。第一の要因は第一次産業の生産性が一九六〇年度の二千六百三十万ドルから一九六一年度の三千八百九十万ドルへと四八％向上したことである。これは、パイナップルおよび砂糖きびの植付けが増加したこと、この両産物の改良品種を採用したこと、台風による大きな被害がなかつたことなどによつておもに達成された。第二の要因は一九六〇年度の千九十万ドルに比較して、一九六一年度には千八百十万ドルの軍用地料が支払われたことである。第三の要因は資本形成であり、これは一九六〇年度の四千七百五十万ドルから一九六一年度には六千二百九十万ドルへと増加した。新しい大口の資本投資は、工場設立設備および住居建築に対するものであつた。中でもとくに重要なものは数多くの新しい分蜜糖工場、パイナップル缶詰工場が建設されたことと、既存工場の増築が行われたことである。

外国貿易の面では、輸入高は一九六〇年度の一億千六百六十万ドルから一九六一年度には一億四千三百万ドルへと増加、輸出高も一九六〇年度の二千四百万ドルから二千五百五十万ドルへと増加した。

銀行業務を改善
開金資金、最大限に利用

経済のたえざる成長は、資本の入手可能性および資本を供給する金融機構の健全性いかんに直接かかつている。金融機構にまだ不備な点があるとはいえ、一九六一年度中、金融面ではかなりの成果を収めた。

銀行、銀行業務及び信用供与に関する高等弁務官布令第三十七号の公布及びその部分的実施が最も大きな成果の一つと言える。同布令は、すべての金融機構を強化し銀行政策及び業務の監督を行い、不健全な業務を阻止するため、より厳しい規制を設けることを目的としている。同布令により銀行及び信用供与機構及びその業務面は一段と改善されてきた。布令の大半の場合がそうであるようにこの面においても、立法院が布令に定められていると同様な保護を住民に与え、同布令の主旨を遂行する措置を立法化する場合には、私は同銀行布令を廃止するつもりである。

資本形成は、琉球開発金融公社の継続的な業務拡大により、かなり増大した。

一九六一会計年度中における公社の貸付け及び保証は件数にして一、八七三件、金額にして六百万ドルに達しており、前会計年度に比し百二十万ドルの増加となつた。これらの貸付けによつて約一千人の新規雇用をもたらし、資本形成において七百二十万ドルの増加をもたらした。公社貸付けのうち特に重要なものとして、新しい紡績工場、ベニヤ工場及び低賃貸の市営住宅に対する融資があげられる。一九六一年末に、那覇市水道拡張工事に対し融資決定がなされ、また、琉球セメント株式会社に対する三百四十万ドルの融資を正式に認可する措置がとられた。これは公社が今まで融資したもののうちで最も多額の融資となるものである。

さらに、一九六二会計年度前半期中に、製糖工場、製鉄業、倉庫業及び市町村電気・水道事業に対し融資された。

琉球開発金融公社は、設立以来初めて、直接貸付けによつて機械購入資金を供給するかわりに、輸出業者に対する保証も行つた。これは公社の資金を最大限に利用させ当地の経済が外国の長期融資の恩恵を受ける新しい道を開いたものである。

資本形成は、外資導入の増加によつて一段と促進された。一九六一年度中認可された外資導入免許証は七十一件で、うち四十四件が新規発行となつている。新規に投資した当初資本額は総額百九十七万五千ドルとなつている。

職業教育を充実
保健衛生も著しい進歩

経済、財政並びに公益事業は予想通りにその他の面における事業の拡張に伴つて発展している。教育の分野における顕著な進歩は職業訓練である。教養学科と専門分野における訓練は社会に利益をもたらす。と同時に技術標準の発展と向上を怠ることは大きなあやまちとなろう。というのは琉球における技術の向上はその訓練と経験なしには達成することは出来ないと言う明白な事実だからである。教育中学校、高等学校ならびに琉球大学に職業教育設備を設けるための資金は昨年中に調達された。二十五の高等学校に試験業教育用の特別教室が設けられており、かつ地理的便宜上選ばれた二十一の中学校には工芸用教室が設置されている。琉球大学における職業教育訓練の拡張によつてその訓練を受けた人々が教師とし今後継続的に中学校へ送られるものと期待する。

昨年は、有資格の医師が不足していたにもかかわらず、公衆衛生の面においていちじるしい進歩を示した。また全琉の子ども達に小児マヒの予防注射を行つたが、これは大きな成果を収めた。他の主な進歩は、医学にかんする専門的指導事業の実施、国際保健機構による専門的な訓練、無医村への医師派遣のための技術援助の実施、並びにまだ事業は開始していないが農村地域に五つの保健所支部を設置する計画を立てた。

本年度の主要目標

新しい年に対する見通しにも皆さん同様私も関心を持つている。立法院のこの会期中に直面しなければならない多くの問題のうちで重要性かつ即時性を持つていると考える二、三の分野に論点をしぼり、私が見たなりに問題の概要を示し、われわれの財源の許す範囲内で実行可能だと思われる解決策を示唆しようと思う。行政府と立法院は、もちろんこの協調的努力を実施するために必要な特定の立法を立案し制定する責務を持つているのである。私はこれを次の諸点にしぼりたい。

①外資導入及び観光事業
②公共事業及び公益事業
③労働者の地位と福利の改善
④農業生産性の向上と土地利用の改善
⑤公衆衛生と福祉の拡大

外資導入を積極的に
観光事業発展を望む

琉球で最も優先的に考慮すべき問題は人口増加率よりも大きい経済成長率を如何にして獲得するかということである。この大きな問題については私はまず早期実現のための多大な可能性を持つている外資導入と観光面について簡単に話して見たいと思う。

（日本を含む）外資導入に対して反対が起ころうとも、また現にそういつた反対は存在しているようだが、私達は商工業の発展のためにはなお外資導入が絶対に必要であるという事実を是認しなければならない。この原則を受入れて対処しなければ、今後のこれ以上の大きな経済発展はあり得ないことを私達は覚悟しなければならない。

商工業の加速度的発展と拡張のための条件は外資の援助を得た地元資本より賢明に利用することにより一般的に好転しているのである。

この有利な地位は次の事項に基づいている。

一、ドルを琉球の通貨に切替えたことは、琉球貿易に世界にまたがる糸口をつくり、琉球の金融業を世界のそれに直結させた。

二、基地からは年々数千万ドルの金額が地元の経済に注ぎ込まれる。

三、地理的に見ると琉球は西部太平洋およびアジアの東北部また東南部に対する貿易と交通の要路を占めているのである。

四、もう一つの大きな資源は豊富にして若い労働力である。

五、当地のように発展する産業になくてはならない水や電力は私が望むほど未だ十分ではないのであるが、この方面における負担は幾分か緩和され、過去に比べて事情はよくなつており、これからも逐次改良されるであろう。

これらの強みを総合して見ると、琉球の産業化はもつともつと可能であることがはつきりする。琉球は現在の生産高よりももつと輸出のためにも、また地元での消費のためにも生産することができる。とくに周辺地域の強力な製造業者や大工場地帯と直接競争しない中継貿易をもつと発達させることができるのである。

もちろん、最適条件の外資導入計画には、多少の障害はある。その障害の基本的なものは資本導入に対する態度である。外国資本の導入は自己の利益をおびやかすものであると一部の琉球の業者や政府要人に思われている傾向があるのはまことに残念である。

私は、外部の資本が琉球の経済をうるおし、琉球の人々に働く場所を提供することが証明される場合には、何時でも外資導入を奨励するつもりである。外資といつても資本金のみを意味するのではなく、技術的知識、専門的サービス、技術養成、特許、製法や技法等、すべて普通認可条件に包含される抽象的なものをも言うのである。

私は立法院が外資問題についてあらゆる角度から徹底的に検討を加え、そして琉球に外国資本を誘致するのに必要な立法措置を取ることを強く希望するものである。

外資の問題に密接な関係をもつのは、観光事業である。極東における観光事業の実現性はジェット機時代の到来によつて大きく増大してきた。この問題に対する最初の措置として、私は観光事業に関係するすべての大きな機関の代表者によつて構成される琉球観光開発委員会を数週間前に設置した。その後、ハワイから観光事業に関するトップ・レベルの専門家を招聘した。委員会はこの専門家の報告に基づいて必要な調査事項を決定し、観光事業をどのような時期にどのような方向に発展させるべきかということを示す計画を作成するのである。私は立法院がこの価値ある問題を取上げ調査し、観光事業の健全な発達に必要な法律を制定するよう強く勧告するものである。

電力料値下げ可能
水源開発も調査進む

私は、もつと多くの電力及び水を供給するに当つての障害を克服し割安コストでこれらを供給する途上にあると指摘してきたが、われわれは恒久的解決へのほんの出発点に立つている。われわれはいまだに、電力に関する問題をかかえているが、それは二つの重大な、しかも切り離して考えられない問題である。つまり、第一に施設と経営面の不備、第二に高い電力料金である。

総工費二千三百万ドルの新しい金武発電所は、一九六四年九月に竣工する予定だが、これが完成することによつて、これらの問題の解決に役立つ。発電能力八万八千キロワット時の同発電所の設計その他の準備はすでに完了している。

金武発電所が完成し操業されるまでは、電力増加問題に対する完全な解決策は、おそらく得られない。しかしその間、われわれは、需要者に対する高いコストの問題について何らかの措置をとることが出来る。名護配電地域において電力料金引下げが可能であつたと言う事実からして、私は、人口密度が高く、発展性が高い地域―沖縄南部において、現行料金のかなりの引下げが可能ではないかと予想する。

これまでの研究の結果、来年中に電力料金の相当な引下げは可能であると言うことがわかつた。私は、可能な限り早急に、電力コストの引下げを行うことを決心している。

われわれが直面する問題は、琉球の多くの地域において水源が不足していることである。沖縄本島にとつて、この問題は、人口の大部分は南部にかたより豊富な水源が北部にある事実から、さらに複雑化している。資金の限界内において北部から水を持つて来るに必要な水道施設に対する計画を立てて、それを建設しなければならないしまた、将来にわれわれやわれわれの子孫が必要とする水を確保するために、北部の水源地と流域を保護しなければならない。

私は給水を増加するためのあらゆる実行可能な方法を調査研究しているが、この中には海水を飲料水に転換する方法の研究も含まれている。しかし、理論上は立派な方法も、巨額なコストという壁に直面している。

早期開発のためわれわれが現在調査をすすめている重要な水源の一つは羽地川である。もし、同水源からの給水が可能となり、付近にある他の水源からの水を加えれば、近い将来における需要を満たすことが出来よう。しかしながら、これは長期的な解決策ではない。最終的には北部地域から工業地帯に水を引かなければならない。現段階においては、これは技術上の問題というよりむしろ財政上の問題である。

私は現在、米国から交付された資金で長期的な水源開発のための調査を行つており、目下世界的に有名な土木会社の代表が当地で調査をすすめている。もし、この調査によつて同計画が有望であると判明すれば、私は長期給水計画に要する施設の工事費を獲得する必要な措置を講ずるつもりである。

資源を最大限に利用
農業を合理化

私はあらゆる産業の中で最も古く最も基本的な産業である農業に特別な関心をもつている。私は、土地をさらに有効に利用し、即ち生産力を増大し、農民の年間実収入を増加させることができると確信している。

土地資源が乏しいと言うことは、つねに琉球経済の根本的問題とされている。これは検討すればする程、この現代の世においては妥当性を欠くものと思われる。若し、これを主唱している人々の述べるように、土地資源が乏しいということが本当に根本問題であれば、われわれは存在する資源を最大限に有効に利用すべきである。

基本的な資源が限られているという事実はどうすることもできないが、農業の可能生産力と実際の生産力との間には、まだまだ大きな開きがあることも事実である。琉球の農家が生産することのできる食物や、換金作物や、さらに大量に生産しうる他の農作物がまだまだある。土地の開墾からその労力の結晶としての収穫にいたるまでの農業過程のあらゆる方面を改善するための方法に関する資料は、もつと有効に利用されるべきだと思う。農産物に対する市場を再検討し、これらの産物の取引に関する方法を改善する必要がある。

最低賃金を設定

現在、基本的に必要なものは、全般的な最低賃金の設定である。最低賃金設定についての権限は、労働基準法によつて九年前、立法院に与えられた。しかしこ九年間この問題については、しばしば精密な研究がなされたが、何らの措置も講じられていない。私は非農業労働者の時給が、最低五セントであり、農業労働者はそれよりも低いという報告をしばしば聞いている。私はいま、最低賃金の適切なレベルについて示唆するものではないが、時給五セントまたはそれ以下の賃金によつては適切な生活水準はもたらされない。労働基準法によつて最低賃金の設定と実施の責任は琉球政府に負わされている。

高等弁務官のメッセージに
各派不満を表明
自治権の拡大や対琉援助問題に触れず

援助や自治拡大に言及を

自民党新里幹事長の話　キャラウエイ高等弁務官が任期二年目に臨んで沖縄の政治に対する考え方を述べたメッセージは、弁務官が相当の意欲と熱意をもつていることを感じさせた。外資や観光をはじめ各方面に弁務官が突つ込んだ研究や計画を持つていることに意を強くした。これと関連して立法の示唆も受けたが、そのほとんどはわれわれもすでに取上げたもので、準備されているものもある。しかし、琉球政府の財政との関係で実現困難なものも多い。高等弁務官がこれらの問題を推進するために、大幅な対琉援助の獲得とか、たびたび要請した自治権の拡大などに努力するかということには不満を感じている。

大田主席の話　おおまかにいつて、メッセージ全般を通じ住民福祉を大いに向上させようとの意欲が十分感じとれる。細かいことはさておくとして、大綱については別に異論はない。欲をいえば、対琉援助に対する日米協力体制や自治権の拡大についての率直な意見の表明がほしかつた。

米施政の自画自賛
住民の最大関心を忘る

社大党知花議員の話　こんどの高等弁務官メッセージは、俗に日米琉新時代ということがいわれているので、昨年提起されたいろいろな問題について、沖縄の最高責任者としての方針が示されるものと期待していた。とくに住民の悲願として今議会の冒頭に決議した施政権の返還に一言もふれていないのをはじめ、自治権の拡大、社会保障制度の確立、財政援助の問題など全然ふれていない。さらに住民が大きな関心を寄せている主席の公選、公選法の立法と関連した大統領行政命令の改定、教育の問題にも全然ふれておらず、住民の基本的欲求を忘れ、米施政を自画自賛したものになつている。

施政の貧困を自ら物語る

人民党古堅書記長の話　未曾有の経済伸長をみせたといつているが、国民の生活水準が高度に発展していない国ではこのような数字は出ない。ということは、裏を返すと米国の十六年間にわたる施政がいかに沖縄を貧困に追いこんでいるかということを証明するものだ。

初等数学の懇切な講義

無所属知念精功議員の話　細かい点についてでなく、米国の沖縄統治についての将来の問題点が高いレベルから解明されるものと期待していただけに、率直にいつて失望した。キャラウエイ高等弁務官が、仕事熱心で、本人でいろいろやりたいことをのべたことは有[illegible]は、初等数学の懇切丁寧な講義をきいたような

労組活動の制限解く
沖縄の民政府　布令一四五号全廃

沖縄のキャラウエイ米高等弁務官は、二月八日全沖縄労働組合連合会の幹部および国際自由労連沖縄駐在代表のジエラルド・ダニエル氏を米民政府に招き、沖縄での労働運動のガンになつていた米民政府布令百四十五号を八日付けで全廃することに決定したと発表、このあと弁務官の定例記者会見で同様な発表を行つた。同布令の撤廃は沖労連の長年にわたる撤廃運動の結果であり、民間の活動により布令が全廃されたのはこれが最初である。

布令百四十五号は一九五五年三月当時の首席民政官ジョンソン米陸軍准将によつて公布されたもので全文五項目からなり、内容は沖縄の米軍の安全に不利な影響を与えないという米民政官の認定がない限り労働組合とは見なさないという、いわゆる労組の決定基準を厳しく定め、組合の設立や役員の任命、改選、組合活動などについて大幅な制限を加えていたものである。

この布令のため、沖縄における官公労組、民間労組などは十分な組合活動ができず、沖労連では今日まで幾度となく同布令撤廃の陳情や抗議運動を続けてきた。また、最近では特に国際自由労連が積極的に高等弁務官に対し強硬な申入れをしており、今度の措置は、ケイセン調査団来島をきつかけに、米国の沖縄統治方針がかなり好転しつつあることを物語るものと見られているが、米民政府が沖労連の意思を尊重して全廃に踏切つたことは、組合活動に対する米民政府の認識が深まつたことでもあり、この点で沖労連加盟九十九組合（約二万人）に大きな責任が負わされたとも言える。

沖縄問題への強い関心
大統領に伝える
ケネディ司法長官記者会見

二月四日来日したケネディ米司法長官は、六日午後東京銀座の東急ホテルで百余人の内外記者団と会見、四十五分にわたり質問に答えた。沖縄問題については琉球新報記者から提出され、ケネディ長官も特に熱心な〝説得調〟で受け答えした。

問い　沖縄では基本的民主主義が制限され、経済生活も窮迫している。琉球立法院は一九六〇年十二月の国連総会で採択された植民地解放に関する宣言に基いて沖縄を日本に返還すべきことを決議したが、これをどう思うか。また、日本の沖縄への関心をどう思うか。

ケネディ長官　兄も私も一九五一年に沖縄に行つた。池田首相が昨年訪米した際も、ケネディ大統領に沖縄のことを持出し、日本国民と沖縄住民にとつて大問題だと力説した。大統領はこれを聞いて特別調査団を現地へ派遣した。調査団はいまその報告書を作成中である。この報告書を通じて、日本と米国の沖縄に対する協力が進められるだろう。わたし自身も、来日以来ほとんどすべてのグループの人から沖縄問題を持ちだされたことに深い印象をうけた。この事実を大統領に伝えよう。もし国際情勢が今日のようでなかつたら、沖縄の問題はもつと早く解決できたろう。

辺土、奥を結ぶ
道路完成、開通式

沖縄北部の辺土と北端の奥部落との間に、アメリカが九万一千ドルを投じて建設した全長六キロの道路がこのほど完成、一月二十九日開通式が行われた。席上弁務官は「この道路を通じて、新しい土地が開墾され、漁船のための港湾が利用され、商業も振興するであろう」と祝辞を述べた。

（写真は開通式に臨んだキャラウエイ高等弁務官＝中央右端＝琉球米民政府提供）

施政権の返還要望
ケ長官　与・野党代表と会談

ケネディ米司法長官は六日午前、東京麻布の国際文化会館で、社会、民社、自民の各党代表とそれぞれ個別に会談したが、席上、沖縄問題も熱心に取りあげられた。会談の模様は次のとおり。

▽社会党＝成田知巳氏ほか四氏が出席、約一時間にわたり意見を交換した。特に、沖縄、小笠原の返還について強調「日米の友好を深めるためには、まず、沖縄、小笠原を返還してほしい」と述べた。これに対しケネディ長官は「池田首相の訪米後、米大統領は沖縄調査団を派遣して改善策を検討させた。まだ報告はないが、この問題で今後進展があることを望んでいる」と答えた。

▽民社党＝佐々木副書記長ほか四氏が出席、三十五分間にわたり会談した。沖縄問題については、施政権の返還を要望、これに対しケネディ長官は「ケネディ政府としても特別調査団を現地に派遣、現在その報告書を取りまとめ中だ。十分意見がとり入れられるよう善処したい」と答えた。

▽自民党＝田中政調会長ほか五氏が出席、田中氏が沖縄の返還問題にふれ「現在、沖縄返還の要望が日本国内で強いが、米国としては日本の憲法に核兵器禁止などの制約があり、対中ソとの軍事上の見地から返還できないものと考える。したがつて、沖縄返還の一つの方法としては、米国が沖縄返還の前提条件として日本が早急に憲法を改正し、再軍備を進めるよう提起したらどうかと思う」と質問した。また、山中貞則氏は「沖縄の施政権返還と憲法改正はからませるべきでない。米国に沖縄を軍事基地として提供するのに反対ではなく、施政権の返還を要望しているだけだ」と述べた。これに対しケネディ長官は「日本の沖縄返還を要望する声は与・野党を通じ強いことがわかつた。大統領に必ず伝える」と答えた。

田中発言で紛糾
国会　遺憾表明でおさまる

田中自民党政調会長が六日ケネディ米司法長官との会談のさい行つた発言をめぐつて、国会は七日以来紛糾を続けていたが、九日開かれた非公開の衆議院予算委員会理事会で田中政調会長が「私の発言は遺憾であつた」と述べ、自社両党の妥協が成立したので、中断していた予算委員会は十日から再開された。

田中政調会長の発言は「米国が沖縄の施政権を返還する前提条件として、日本が憲法を改正し再軍備するよう提案する意思があるか」というもので、これに対し社会、民社両党とも、

田中発言の重大性は、再軍備、憲法改正というわが国の最重要問題について、政調会長という党機関の責任者が、公的な会談の席上で米国政府の高官に要請するような形で提案した点にある。これは、従来自民党が考えていることを端的に発言したものとみるべきで、まさに自民党の米国追随の正体を暴露したものにほかならない。

ときびしく政府を追及した。池田首相は、田中発言の真意は、

一、沖縄、小笠原の早期返還は日本国民の願望である。

一、沖縄返還の際、米国が前提条件として日本が再軍備や憲法改正をするよう求められては日本側として受入れ困難である。

というものであると弁明したが、社会党との折り合いがつかず、最後に田中政調会長が遺憾の意を表明することでケリがついた。

渡航の自由を要望
ケネディ長官　総評、全労代表らと会談
〝米帝国主義〟で応酬

日本訪問のケネディ米司法長官は二月九日、東急ホテルで岩井総評事務局長、原炭労委員長、竹花中立労連議長、柳沢同事務局長らと労働問題について約一時間にわたり懇談、引続き滝田全労議長、和田同書記長、落合新産別書記長、細谷同国際部長らと話合つた。

総評、中立労連、全労、新産別の労働四団体の代表者は、

一、沖縄の布令百四十五号を廃止し、労働運動の自由を認めたことには賛成であるが、今後さらに渡航の自由をはじめ施政権を返還してほしい。

一、理由のいかんを問わず核実験の再開に反対である。

一、関税障壁を高くすることに反対である。

こと等を強調した。これに対しケネディ長官は「沖縄についての問題は、目下いろいろ改善の方策を検討している」と答えた。

このやりとりの間に、司法長官の質問に対して岩井事務局長が「米国を帝国主義とみる社会党の見方に賛成である。過去のように軍隊の力によつてはいないが、独占資本の形で帝国主義を支えている」との趣旨の答えをしたのに対し、司法長官は「それは古い見方だ。私も兄の大統領も、独占資本で支えられているとは考えていない。チベットやハンガリー問題については一体どう見るか」と反問した。また、ケ長官は岩井氏に対し「米国にきて実際の米国を見てもらいたい。そうすれば大分見方が変るだろう」と述べた。

沖縄マラソン派遣候補を決める

九州陸協は別府毎日マラソン大会終了後、二月二十五日、沖縄マラソンへの招待派遣選手候補三人をつぎのとおり決めた。

上原敏彦（西鉄）岩本伸洋（三菱化成）船迫義和（日本製粉工業）

帰島運動を推進
千島歯舞連盟根室支部

千島歯舞諸島居住者連盟根室支部は、北方協会の発足で引揚者に対する融資の途が開けたが、昨年はこの見舞金問題に力を注いだので本来の目的である〝島に帰る〟運動が二次的になつたことを反省し本年は強くこの運動を進めることになつた。

また、旧島民の戸籍復活と在島財産の登記なども推進する。戸籍と財産の登記は島が戻つた場合必要であるのに、今までどの役所も扱つていない。これは是非資料を整備しておくように扱つてほしいと一致して希望している。会員の掌握も昨年末で目標の千二百人に達しており、本年は領土返還運動を根気よく展開するという。

北方協会職員決る
事務所を道水産会館に

北方地域からの引揚者に再建資金を低利長期に融通する北方協会は事務所を札幌市の北海道水産会館三階においた。（電④〇二六一番）職員は六名で、幹部は

常勤理事　中川一雄
常勤監事　荒井定治
総務課長　糸井宏明
業務課長　上田初男

と決定、支所を根室に、連絡事務所を東京と富山県に設ける。

千島はソ連固有の領土
モスクワ放送強調

二月十一日の日本向けモスクワ放送は、ヤルタ会談十七周年にあたり、千島列島が「ソ連の先祖伝来の地」だと強調、次のようにのべた。

日本の資料によつても、日本の役人がクナシリ島にきたのはロシアの探検家よりも六十年もあとの一七九九年のことである。彼らは一八〇〇年エトロフ島に上陸、ロシアの国境標識を取払つて、ロシア領だつたこの島を奪つた。その後、日本人はロシア政府のおとなしいのにつけこんで、一八七五年には千島列島全体を統制することになつた。ロシア固有の土地に対する日本の支配は七十年間つづけられた。しかし、ヤルタ協定はこの圧迫に終止符をうつた。

千島の発展状況を放送

二月十一日夜のモスクワ放送は、ソ連の千島列島開発の模様を次のように報じた。

ソ連の共産党と政府は、千島の産業と文化の発展に大きな援助を与えている。千島列島には工場やソフオーズ、漁業コルホーズが新しくつくられ、古い部落のあとに美しい町や村が建設され、年を逐つてますます整備されている。例えば、シコタン島のクラボザボースクという漁村には、極東で指折りの大きな缶詰工場がつくられ、今年中には一千万個の角缶詰が製造される見込みである。

〝轢逃げ米兵の刑が軽い〟
沖縄で抗議運動

二人の少女を轢き殺した米兵に対する判決が軽すぎると、沖縄島民の一部が抗議運動を起こすことになつた。沖縄駐留米海兵隊のジョン・スミス伍長（二一）は昨年九月、酔つぱらい運転で通行人の中に飛込み、八歳と九歳の少女二人を轢き殺し、他の二人に負傷させて逃げた。

二月十日の米軍事法廷は同伍長に対し、過失致死、轢き逃げの罪で一階級降等、昨年九月にさかのぼつて六カ月間の基地内謹慎と毎月百ドルずつ六カ月間の罰金刑を言い渡した。酔つぱらい運転は別に問われず、しかも、沖縄の米系新聞の報道によると、同伍長は最近海兵隊に尽した功績で賞状まで受けているという。

このため、死んだ二少女に関係ある人々は、キャラウエイ高等弁務官と第三海兵隊司令官に抗議することになり、また、革新系団体の間でも抗議集会を準備中と伝えられる。

巡視船や哨戒機で
流氷パトロールを強化

オホーツク海は、いま流氷の季節だが、流氷は樺太の東岸で生れ、潮流と風に乗つて南下、二月の最盛期には、稚内から知床半島までのオホーツク沿岸は海面が見えぬほどになる。従つて、紋別、網走などの港は約三カ月操業が止まり海難事故も多く、第一管区海上保安本部の調べでは、昭和三十五年に二十五隻、三十六年十四隻とこの海域の遭難があり、ほとんどタラ漁船であるが、救助に向つた巡視船まで堅氷のためスクリューをやられることもある。

しかし、流氷の調査研究は不十分で、二、三年前からようやく海上保安庁、自衛隊、気象台の足なみがそろつた状態なので、保安庁では今冬はアイス・パトロール制をとり、稚内を基地に三隻の巡視船が危険を冒して流氷に近づき、位置、方向、水温、氷厚と大きさなどを調べ、保安庁から各漁業無線漁業組合などに通報して事故を防いでいる。

また、千歳、三沢両基地から航空測量も強化、哨戒機を昨年の五倍増しに配して流氷を求めつつ飛び回る。今まで流氷の多い冬は翌年の夏が冷涼で凶作が原作なので、農業にも関係があり、気象関係ではまた新しく流氷上に滞留する放射能も測定するなど、多角的に流氷を研究する陣容である。

シケでソ連領に緊急避難
漁船二十三隻

第一管区海上保安本部への連絡によると、千島海域は二月十一日夜から十二日にかけて風速二十メートル以上の大シケとなり、十二日正午までに同海域で操業していた酒田市日本海水産所属日進丸（七三トン＝十五人乗組み）石巻市東海水産所属第十五明神丸（八四トン＝十三人乗組み）など二十三隻が、幌莚、択捉両島などソ連領海に緊急避難した。

タラ漁船、ソ連に連行さる

二月十二日正午頃、北海道海馬島北西二十キロ付近で操業中のタラ漁船がソ連監視船に樺太真岡方面へ連行されるのを目撃した船があり、稚内海上保安部で調べた結果、小樽市手宮町本間巳吉さんの第十日吉丸（四六トン＝十二人乗組み）と見られる。

真照丸沈没
沖縄から砂糖など積み
東京湾で白雲丸と衝突

二月十二日午前七時ごろ、日本郵船の沖縄航路貨物船真照丸（二七〇〇トン）が東京湾入口の直前、第一海堡と第二海堡間の水路で、同じく沖縄航路貨客船で沖縄に向け東京港を出港した日本郵船の白雲丸（[illegible]〇〇トン）と衝突、真照丸は間もなく沈没した。白雲丸もかなりの損害を受け出港不能となり東京港へ引返した。両船とも人命に損害はなかつたが、真照丸には沖縄から砂糖その他の貨物を積載しており、相当の損害があるものとみられている。

匿名で本会に
三千円寄付
沖縄の気の毒な人にと

二月八日、中年の紳士が南方同胞援護会を訪れ「沖縄の気の毒な人たちのために使つてほしい」と現金三千円を寄付して名前も告げず立ち去つた。本会ではさつそく沖縄へ送る手続をした。

宮古地方庁長
に白川英男氏

大田琉球政府主席は二月一日、宮古地方庁長[illegible]氏の辞任に伴い、後任に計画局経済企画課長白川英男氏を任命した。

さんご礁

◇…その昔、沖縄の首里城の景観を添えていた有名な龍潭池も、今は大分狭くなり、那覇市ではこれを浄化して保存、子供たちが魚釣りなどして遊んでいるが、先ごろここで大ウナギがとれ〝池の主〟ではないかと近所の評判。

◇…那覇署で働いている首里大中町の宮里山戸さん（六〇）が先月のある日、午後五時半ごろ池のほとりを歩いていると、大ウナギが泳いでいるのを発見、急いで家からモリを取つてきて一突き。

◇…引上げてみると、長さ一メートル五十二センチ、胴まわり四十五センチ、重さが十五キロもあつた。からだの表面は一センチほどの厚い青のりに包まれていて、全くのお化けウナギ。宮里さんは「その三日前にもこれより一回り[illegible]いウナギをとつた」という。

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856 3857
振替貯金口座 東京55420番
編集兼 [illegible] 吉田嗣延
[illegible]15日,25日発行
[illegible]部5円

施政権返還決議の波紋

与党 決議を再確認

野党 主席談話は議会無視

（琉球）琉球立法院は二月一日開会された第十九回定例議会の冒頭で、施政権返還に関する要請決議を満場一致で決議したが、今度の決議が一九六〇年十二月の第十五回国連総会で採択された「植民地の独立許容に関する宣言」を引用した激しい調子のものであるほか国連加盟の百四カ国に宛てたことから、日米両政府をはじめ内外で大きな反響を呼んでいる。このため、大田琉球政府主席は二日記者会見を行い「国連加盟国に送つた点や、植民地の独立許容に関する国連の宣言を引用したのは誤解を招くおそれがある」という見解を発表、沖縄自民党の新里幹事長も本土の反響に対する見解を発表した。

一方野党側は、大田主席が立法院の決議が妥当でないという公式見解を述べたのに対し、民主主義を否定し議会を無視したものであると激しく非難するとともに、日米両政府に対しても、痛いところを突かれての狼狽であるとし、この決議の効果を高く評価している。また、この決議が日米両政府筋からとかくの批判を受けているのに対し、沖縄の一般世論は、地元新聞の論調をはじめ、立法院決議を支持する方向が強いが、こういう空気の中で与党の自民党は事態を収拾する必要に迫られ、六日緊急総務会を開き協議を重ねた結果、立法院の施政権返還決議を一応再確認し、同党の態度については次のような談話を発表した。

一、沖縄の祖国復帰は党派を越えた政治目標であるが、反日または反米の宣伝に悪用されてはならない。

一、冷厳な国際情勢の上から見て日米協力によつてのみ沖縄の完全な祖国復帰はもちろん、日琉の一体化も実現できる。

げたこの決議を純粋に受けとり、決議の中にある言葉だけをとらえて政党の争いに持込まないよう強く希望する。

植民地解放の国連宣言

沖縄[illegible]含まれない

衆院[illegible]委で政府側答弁

二月十二[illegible]委員会で社会党の楢崎[illegible]議員は琉球立法院の施政権返還決議について質問、これに対し政府側から次のような答弁があつた。

楢崎次郎氏（社） 二月一日の立法院の日本復帰決議は国連加盟各国や日本に伝達されているか。

小坂外相 決議としてはまだ来ていない。

楢氏 一九六〇年十二月十四日国連本会議[illegible]れた植民地宣言にい[illegible]何か。

外相 [illegible]を搾取することが[illegible]沖縄は違う。

楢氏 「あらゆる形の植民地主義」に沖縄が含まれていないという確認をして国連の植民地宣言に賛成投票したのか。

外相 投票の時には確認していな[illegible]宣言起草のいきさつに照らして、沖縄は含まれていないと了解している。

楢氏 常識的にいつて、当然沖縄は含まれていると解釈すべきだ確約の文書がない以上、外相が一方的に期待しているに過ぎない確たる根拠があるなら示せ。

中川外務省条約局長 国連の宣言の第一項には、植民地というものをはつきり定義しているが、これは、[illegible]会議の決議をそのまま[illegible]、いわばこれが文[illegible]いえよう。更に草案[illegible]起草委員のインドネシア代表が沖縄を含めないことを説明しており、この点は当時の松平国連大使の公館で明らかだ。

楢氏 沖縄は含まないという文書はないじゃないか。沖縄全住民がこの「植民地宣言」に違反しているといつている。

外相 あなたのいうことを裏返せば、植民地はどれとどれと列挙[illegible]といけないということに[illegible]沖縄は「植民地宣言」起[illegible]ら植民地の対象になつて

楢氏 政府は、平和条約に明文化している信託統治について米国と交渉したことはあるか。

外相 条約解釈上の協議はしたことはある。然し、信託統治については、期限をつけて米国が義務を負つている訳ではない。

楢氏 国連憲章の精神からして、日本が国連に加入した時から沖縄の信託統治は解消すべきだと思うがどうか。

条約局長 憲章規定は、委任統治地域が信託統治に切替えることも規定している。日本が国連加盟国になつても沖縄が信託統治になることは憲章違反にはならない。

楢氏 信託統治は軍事目的のためだ。信託統治は国連憲章に違反する。

条約局長 サンフランシスコ条約によつて信託統治にする権利を米国は持つている。同条約は加盟国の半数以上が承認しており、国連憲章に違反していない。

楢氏 立法院は四派共同で全住民の意思を代表して、沖縄の現状を国連憲章違反だと決議している。これを首相はどう思うか。

首相 くわしく見ていないので批判は差控える。ただ、条約上の解釈と沖縄を政治的にどうもつていくかは別の問題である。

植民地と断定[illegible]たのでない

長嶺立法院議長語る

施政権返還要請決議に対していろいろな反響が出ているが、われ[illegible]れは沖縄を植民地と断定してこの決議を行つたものではない。文案の中に国連での植民地解放宣言を[illegible]、沖縄で住民の意思[illegible]れていないので、[illegible]民地もこれを認めないという精神を引用したのである。

[illegible]で搾取を行つていると[illegible]、基地撤廃の形で要請[illegible]べきである。われわれは軍事基地の自由陣営防衛上の意義を認めて施政権返還要求だけにとどめているのである。この沖縄住民の崇高な意思をまげて政治的に利用されることは、決議の趣旨に反するものである。

明らかに "植民地的"

古堅人民党議員

沖縄が植民地支配でなくても、過去十六年間にわたる米国の軍事占領、侵略支配が続けられていることは植民地的であり、これを否定する人はいない。

この実態をはつきり打出したために日本政府は狼狽しているが、これは、日本が口先では施政権の返還を打出しながら、実際にはごまかしの政策を掲げて米国の沖縄属領化に協力しているためだ。

今度の決議をとらえて「沖縄援助も考え直さなければならないかもしれない」といつているようだが、これは脅迫だ。日本政府としては、この住民の声に勇気をもつて返還要求をしていくべきである。われわれは、こうした日本政府の脅しに屈することなく、更に強力な闘いを組んでいくべきである。

強いて曲解

知念無所属議員

本土政府は植民地という言葉にこだわつているようだが、決議文は別に植民地と明言しているのではない。分割され他国の支配下におかれている沖縄住民の問題を検討してもらいたいというのが[illegible]採択の趣旨である。植民地にこだわつた本土政府の発言は、強いて曲解しようとしているとしか考えられない。援助再考まで持出すようでは、本土の卑屈さと弱腰を現わすものとも言えよう。

立法院決議の効果は疑問

高等弁務官語る

沖縄のキャラウエイ米高等弁務官は二月八日の記者会見で、去る二月一日の立法院決議（施政権返還を国連加盟国へ訴えたもの）について次のように語つた。

立法院にそのような決議をする権利はあるが、それが果して良いような効果があるかは疑問だ。

植民地解放宣言を引用

"米統治は国連憲章違反"

施政権返還に関する要請決議

対日平和条約第三条によつて沖縄を日本から分離することは、正義と平和の精神にもとり、将来に禍根を残し、日本の独立を侵し、国連憲章の規定に反する不当なものである。しかるにアメリカ合衆国は、軍事占領に引続き前記の条約によつて沖縄を日本の統治から分離し、施政権を行使すること十六年に及んでいる。

この間沖縄住民は日本復帰を訴え続け、琉球政府立法院はその趣旨の決議をもつて繰返し要請し続けてきたが、米国は依然として無期限保持の政策を捨てず、ケネディ大統領はさる一月十八日に合衆国議会に送つた予算教書の中で「米国と自由世界の防衛のため、極東での脅威と緊張が沖縄の軍事基地維持を必要とする限り、米国は沖縄管理の責任を引続き負う」と述べて、従来の態度を改めていない。

このようなアメリカ合衆国による沖縄統治は、領土の不拡大及び民族自決の方向に反し、国連憲章の信託統治の条件に該当せず、国連加盟国たる日本の主権平等を無視し、統治の実態もまた国連憲章の統治に関する原則に反するものである。

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長あて

目下開会中の日本国会において池田首相は「沖縄の施政権返還の実現を促進する」と言明している。よつて祖国政府は、その責任において具体的方策を示し、速かに対米折衝を行い、沖縄の施政権返還を一日も早く実現せしめ、もつて住民の期待にこたえるよう強く要請する。右決議する。

米大統領、上院議長、下院議長、国防長官、駐日大使、[illegible]島高等弁務官[illegible]

われわれは、[illegible]国も他の民族[illegible]し支配してはならない[illegible]国連憲章の大精神に[illegible]国際情勢のいかんをとわず、沖縄の施政権を速かに日本国に返還されるよう強く要請する。右決議する。

国連加盟各国（百四カ国）国連本部あて

一九六〇年十二月第十五回国連総会において「あらゆる形の植民地主義を速かに、かつ無条件に終止させることの必要を厳かに宣言する」旨の「植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言」が採択された今日、日本領土内で住民の意思に反して不当な支配がなされていることに対し、国連加盟諸国が注意を喚起されることを要望し、沖縄に対する日本の主権が速かに完全に回復されるよう尽力されんことを強く要望する。右決議する。

時論

弁務官メッセージの示唆

琉球列島米国民政府の高等弁務官キャラウエイ中将は、恒例により琉球立法院の開会に当つてメッセージを送つた。

従来のものに比べ、基本的な高度な問題に触れぬのはものさびしいが、その代り、やや具体的に個個の問題について意見を述べ、相当突込んだ内容を行つており、新様式による施政権当局者の態度として注目に値する。

その論点は、公共事業及び公益事業の振興、労働者の地位と福利の改善、農業生産性の向上と土地利用の改善、公衆衛生と福祉の拡大および外資導入と観光事業の振興の五点にしぼることができる。

通覧して特に目新しい問題もなく、過去十カ年の実績を挙げたに止まるが、また一面含蓄ある御言も皆無ではない。すなわち、日本を含む外資の導入が産業の長期強化に不可欠なものであり、一外国資本の導入は自己の利益を冒すとして一部の地元業者や琉球政府要人が考えている傾向があるのは残念で、「導入を阻止しようといやがらせを受ける外資提供者がある」と指摘し、沖縄財界人に視野を拡げるよう求めている。むろん、原則論としては外資を活用するのに遠慮は無用であるが、五合のマスに一升の水を入れても効果が薄い。沖縄の消化力に応じた有利適切な企業の育成に重点を置かなければならぬ。

国民所得や総生産高の増加率が東亜のいかなる地域をもしのぐといつても、実質的生長の要因として挙げるもののうち、千八百十万㌦の軍用地料が大きな支えとなつている。これは、裏を返せば、軍用地料がなくなれば沖縄の経済がたちまち覆えることに他ならぬ。

そのような特異な体質を少しでも改める措置こそ重要な施策でなければならず、依然逆潮を続ける貿易収支の回復が一朝一夕に[illegible]れないとしても、弁務官のいうが如く、自由貿易の前進はもつと積極的な工夫があつて然るべきであろう。

産業拡充の前提となる電力と水に対して民政府が努力することは半面に軍の要請に添うものであるとしても、期待するに足る試みである。年平均二十五％の電力消費量増加率は、恐らく各国にも比を見ない。地勢上、水源に乏しい沖縄が"水の苦労"から抜け出すことができれば、画期的な喜びである。発電施設の増強と水道の普及については、メッセージの公約を希望的に見守りたい。海水を飲料水に転換する研究など、興味ある試みというべきである。

また、沖縄の弱味の一つといわれる豊富な労働力に関連して、最低賃金制の設定を呼びかけ、この問題は一九五三年以来立法院が負う責任であると尻をたたいている。時給五㌣といえば、十時間働いても日当百八十円にすぎない。確かに放任できない問題である。

このほか、郵便料率引上げ、外資課税基準と免税制度、海外投資防止法、労働者災害補償法、土地開拓法、休閑地利用法、医療法、予防注射法、公衆衛生基準法などの新設を勧告、一応多彩な献立であるが、どれから先にハシをつけるか、限りある琉球政府の予算を思うとき、結局はアメリカの財政的テコ入れがなければ実現困難ではあるまいか。注文をつけるからには、財布のひもを弛めるのが常識である。

沖縄の地位に関するような問題に触れないのは、「権限外」と逃げたからでもあろうけれど、大幅援助への解明などは、片鱗でも示してほしかつた。立法院議員の大言壮語を戒めることと、国際的な関心、従つて国際的な発言も忘れられぬ議員の立場を認めることとは、両立する余地があるべきで、米側の努力は、常に一方的な押しつけを避けることが大前提でなければならない。

用語の誤解は遺憾

新里自民党幹事長談

施政権の返還は、沖縄住民の悲願として立法院では定例議会のたびに決議し要請している。今度の定例議会では、日米両政府のほか国連加盟国にも要請したわけだが、この決議文の中で誤解を招くような点があつたのは遺憾にたえないもともと沖縄は日本固有の領土であつて、日本に潜在主権がある。教育基本法にも、教育の目標は「日本国民の育成にある」と明記しており、国家の象徴である日の丸の掲揚も許されており、植民地であると考えるものはない。

決議の趣旨は、植民地諸国に対しても自治を与えるべきだということが宣言されていることに鑑み、日本固有の領土である沖縄も早期に返還してもらいたいことを強調して要請したものである。

決議文が、不幸にして「植民地と考えている」という誤解を招くおそれがあるとすれば、本土同胞や全住民に対して申訳ない。われわれは、沖縄が日本の領土であるという立場に立つて決議したことを重ねて明言したい。本土政府も、住民が本能的な熱望として取りあ

不当統治を喚起

安里社大党委員長談

日本政府は国連における「植民地の独立許容に関する宣言」が沖縄を念頭に入れたものではないという見解をとり、今度の立法院の決議は妥当でないといつているようだが、立法院としては、国連で植民地の独立が論ぜられている今日独立国である日本の領土の一部に住民の意思に反した不当な米国の統治があるということに注意を喚起したものである。

また、植民地についても、経済的な搾取を狙いとするものであるといつているようだが、米国の沖縄統治は軍事優先であり、米国の利益に反するものについては高等弁務官が拒否権を行使できる。しかも、安い労賃で軍事基地が強化されるということは形の変つた搾取といえるし、住民の意思に反した支配があるということは植民地的と見てよい。

このことから、本土政府が援助問題も再検討しなければならないといつているとの報道もあるが、これはもつてのほかだ。もしそれが真実ならば、日本は真剣に沖縄のことを考えるという意思がない証拠であり、われわれの戦いも新しい方向に向けられねばならない。

また、主席が院の決議が妥当でないという見解を発表しているが、これは議会民主主義を否定したもので、任命権者に迎合した自民党の総裁である主席がこんなことをいうことは[illegible]

新しい形の植民地だ

沖縄社大党表明

琉球立法院の施政権返還決議に対し、その直後外務省が示した「沖縄は植民地ではなく、決議文に国連の植民地解放宣言を引用するのは適当ではない」との見解がキッカケとなつて、沖縄では「植民地」論争が活発に展開されている。

既に沖縄自民党や経済人たちは「植民地とは考えぬ」とし、人民党は「明らかに植民地である」との立場をとり、中間政党の社会大衆党の態度が注目されていたが、同党は二月十日開かれた執行委員会で「沖縄は新しい形の植民地、少なくとも植民地的支配下にあるとみるべきだ」との注目すべき結論に達した。

黒潮

▼…沖縄社会大衆党は、[illegible]書記長で前立法院議長の[illegible]を今年の参議院議員[illegible]全国区から[illegible]させることをきめた。沖縄は戦前、衆議院に五名のほか、貴族院にも議席があり、国会に発言の機会を持つていたが、敗戦以来、住民の国籍こそ"日本"であるが、実際は全く切り離されたままである。

▼…しかし、本土からの各種の援助が年とともに増し、同じ教科書で教育をうけているからには、国会に何かの形でもよいから代表を送りたいというのが[illegible]ところで、[illegible]

▼…[illegible]

基本的人権の擁護、伸長

給与を本土並みに

沖縄教職員会 新年度の運動目標

二月二十八日に第二十回定期総会を開く沖縄教職員会では、二月一日、一九六二年度の運動目標について検討、新年度は会組織の強化運動を展開することになり、運動目標の案に新しい項目を多く取入れている。大項目としては例年通り第一番目に「祖国復帰運動」をかかげてあることは変りないが、二番目に新しく「民主主義の確立ならびに基本的人権の擁護と伸長」をうたつている。これは、問題になつている言論、出版の自由化、自治権の拡大、教育公務員二法案などからどうしても会自体の積極的運動を展開し、基本的人権を守ろうという意識が高まつたあらわれだと事務局では語つている。運動目標案で新しい項目は次の通り。

民主主義の確立ならびに基本的人権の擁護と伸長 ①言論、出版および渡航の自由②自治権の拡大と主席公選③本土国政参加④[illegible]人事異動の排除。

民主的教育諸法規の[illegible] 教公二法案など[illegible]新しく①図書館法②[illegible]学級振興法③盲・聾・[illegible]の就学奨励に関する[illegible]に関する法律を早期[illegible]

教育財政の確立 [illegible]切り下げとすしづめ学級の[illegible]児童への教科書、[illegible]講堂または体育館、[illegible]保健室、更衣室、備[illegible]採光室、給食室の完備[illegible]庭、音楽など実習特別教室[illegible]の教材教具備品の基準[illegible]教育の教科書無償配布と給食加工費の全額政府負担⑥僻地奨学生の養成拡大と財政拡大⑦琉大通信教育の継続。

生活権の確保 基本給を本土なみに引きあげるほかに①特殊学級手当の獲得②給食婦、用務員などの低賃金引きあげ③産休十二週の獲得④労働金庫の設立促進⑤生活協同組合の結成。

組織の強化 新しいもので①父母、各団体との結びつき強化②組織活動の責任体制の確立。

教文活動の推進 新しく青少年就職対策を講ずるとともに、教育指導委員の継続派遣を訴える。

子どもを守る態勢の強化 ①保育所の設置②基地周辺の学校に対する防音装置。

なお、事業計画として①教職員会十周年記念誌と写真集の発行②復帰のしおりの資料編発行③日教組ならびに鹿児島教組研集会への代表派遣④WCOTP（世界教員連合）集会への代表派遣⑤原水爆禁止世界大会への代表派遣などがあげられているが、これらの案は十五日の理事会でさらに検討する。

空手道は体育である　5

指導理念を確立

日本空手道研修会々長　金城裕

空手人に対する私の意見と希望

私は今まで多くの空手人に接し、また、数多くの空手道に関する書述に眼を通した。大正十一年以来出版されたこの種の本は、ほとんどと言つてよいほど読破した。人から、また書述から受けた印象は率直に申上げて、空手道を自分なりの主観によつて結論づけているということである。空手道を創案された糸洲先生の理想なり思想が全く無視されていると言うことである。

今まで紙上でたびたび述べた通り、空手道は体育として集大成されたのである。にもかかわらず、空手道は武道であるとか、やれスポーツであるとか、と勝手に決めつけている。思うに、その原因は指導者と称される方々が、糸洲先生の十訓に接する機会に恵まれなかつたということにあると推察される。糸洲先生の直弟子なりと吹聴しておられる方々の多くが、この十訓の存在さえ知らない。これは、まことに異なことと申さねばならぬ。

空手道は体育として集大成されたにもかかわらず、無理に高く格づけしようとして、武道なりと宣伝かつ普及されたことに、空手道に対する誤解の遠因が[illegible]せざるを得ない。[illegible]を知らない者が、[illegible]いて空手道の指導を[illegible]空手界の現実の姿は、まことに奇怪と言うほかはない。

更に思いをめぐらせば、武道、体育、スポーツという字義に対する明確なる認識を欠いて、三者を混同しているにあるのではないだろうか。武道、体育、スポーツは、元来、試合という形式によつて勝敗を争う、という点においては似ているけれども、その目的、精神内容にいたつて[illegible]のものである。三[illegible]ついては、他日を期[illegible]て主題の結論を急がねばならない。

空手道は体育として集大成されたものであるけれども、ゆがめられて普及されてきた、ということは前述の通りである。しからば、この問題に対し[illegible]に対処すべきであるか。

第一に考[illegible]、如何に対処すべき[illegible]以前の問題ではあるが、今まで指導または普及に当られた方々が、いま一度深く謙虚に反省していただきたいことである。

何故私がかく申さねばならないのか。それは次の理由による。

戦後、連合軍の占領政策の一環として、剣道等は公文書によつて学校体育の課目から除外された。空手道も公文書によつてではないが、口頭によつ[illegible]の後間もなく[illegible]かされるように[illegible]に周知の通りである。その理由は第一に、空手道は戦時中学徒の戦技武道の一つであり、もともと武道として発達して来たものであるということ。第二に空手道は護身術の範疇に入るものであるということ[illegible]、一般へ右の[illegible]誤解[illegible]は、直ちに占領軍によるはね返りとなつて現われた訳である。この厳粛なる事実に直面して、空手界の指導者は、空手道の在り方について、反省ということは全く忘れたと言つても過言ではない。しかも、その無反省ということは、今なお今日に続いている。

かく申上げることは誠に失礼であるけれども、空手界の大きい団体の[illegible]多く[illegible]られる方々の[illegible]、自らの団体の[illegible]あるかを誇示される。この事は、謙虚な反省のないという立証であろう。

空手道の正しい普及をするについては、空手界における統一的な指導理念の確立ということが喫緊[illegible]ある。それには、空[illegible]いうことが[illegible]、それは今す[illegible]可能である。では、[illegible]すればよいか。私は、次のように考える。

たとえ、大同団結はすぐ出来なくとも、各団体（流派）から委員を出して、指導理念の統一について話合つて、理念の調整に努めることは、さして難事ではなかろう各自の心構え一つである。大同団結ということも勿論極めて重大な[illegible]である。しかし、それに先[illegible]な指導理念の[illegible]られなけれ[illegible]ものである。

この拙文が、空手道に対する見方、考え方の御参考の一助になれば幸甚の至り、なお、大方諸賢の御叱正をいただければ、喜びこれに過ぐるものはない。（終り）

㊤はペニングトン博士（左端）との懇談会㊦はローライン・マイヤー女史の講習を受ける沖縄の看護婦　＝琉球米民政府提供＝

世界保健機構参加など協議

ペニン[illegible]博士訪琉

世界保健機構[illegible]代表アラン・H・[illegible]博士は一月十四日沖[illegible]、十五日には、金城琉球政府厚生局長、照屋同厚生局次長、ハイスミス民政府公衆衛生部長、大宜味那覇検疫所長らと、世界保健機構の将来の医療計画や、特に沖縄の医療関係者の同機構への参加などについて懇談した。

沖[illegible]看護[illegible]

[illegible]赤十字社の講習会

米国極東地区赤十字社の家庭看護講習会が一月十五日から一週間、沖縄中部のキャンプ桑江で開かれたが、米人医師、看護婦などの希望者十九人に交つて、宮古病院看護課長宮国康子さんと名護保健所の専原美和子さんの二人も出席、講習を受けた。

本土の結核療養所へ

沖縄から百人受入

ことしの七月から沖縄の百人の結核患者を本土の国立療養所に受入れることについて、二月一日琉球政府東京事務所を通じ厚生省から琉球政府厚生局あて正式文書が送られてきた。それによると、七月から常時百人の患者を受入れて治療する。実施にあたつては現在春[illegible]園（香川県）に入園中の患者もこれに含められる。

治療費と日用品の経費は本土政府が負担、入退所時の旅費は琉球政府が負担する。送り出しのさいは前もつて琉球政府が入所治療の必要を認めた患者の三カ月以内に撮つた胸部写真と診断書を厚生省におくり、その資料によつて入所に必要な患者をえらび琉球政府に通知する。ことになつている。厚生局では、送り出しについて現年度予算でも三万三千ドルの結核特殊治療費の中から出せるし、七月からは新年度になるので予算面は大丈夫だといつている。

カッペン移民窮乏

金も使い果し開拓地を離れる

沖縄中部市町村長会 救援対策を協議

沖縄の臨時中部市町村長会は二月二日コザ市応接室で開かれ、中部地区から送り出された南米移民の救援対策について協議した。

南米拓殖会社の斡旋で、五年前ごろから約四百人の中部出身の南米移民が送り出されているが「開拓移民としての現地での条件が異なり、沖縄から送り出された開拓移民者のほとんどが開拓現地を離れている」と、先にブラジルのカッペンに開拓移民としていつたコザ市越来区出身の伊礼儀正さんから家族あての手紙がきているのでこれをとりあげ、こんごの対策について話合つた。それによると

ブラジルのカッペンに移民した沖縄人のほとんどが、去る一九六〇年九月ごろから開拓現地を離れた。いま山地に残つているのは四次移民の一部八家族だけ。最近のブラジル政権の変遷で、開拓地の地権が当分移民者たちにとれないこと。また、斡旋した拓殖会社側から世話人がなくただ送り出されただけで、移民者は現地でみな手持ちの金をつかい果したあげく、トラックを動かすガソリン代もなく困つているなどの理由で、開拓地をつぎつぎ離れるという。

南米移民として中部から大勢送り出されているので、これをそのまま放つておくわけにもいかず、中部市町村長会では、実情調査を進める一方、政府に訴え、中部市町村長会としての移民者救援の具体的対策をうちたてることになり、沖縄市町村会にもこの問題を提出し抜本的な対策を検討することをきめた。

[illegible]当間重剛氏の胸像

奥武山競技場に 沖体協が建立計画

沖縄体育協会では、郷土スポーツ界の発展向上につくした沖縄体育協会々長当間重剛氏の功績を讃え同氏に胸像を贈ることになり、沖[illegible]が中心となつて、スポーツ人[illegible]などの協力を得て近く「当[illegible]間氏胸像建立委員会」を設け具体的な話合いを行うことになつた。

胸像は奥武山総合競技場内に建立されるが、制作は東京の後藤光[illegible]当り、既に原型は出来上つて[illegible]後藤家は先祖から銅像の作[illegible]、宮城前の楠正成の銅像をつくつたのは光学氏の祖父だという

当間氏は一九二四年（大正十[illegible]年）当時のスポーツ愛好者とはかつて沖体協を設立、以来戦後を通じて三十八年間も会長をつとめ、特に、戦後は住民が虚脱状態にあつた時、四六年協会を再出発させ、スポーツを通じて、青少年、一般住民に明るい希望を持たせた。現在では、沖縄唯一のスポーツ・センターである奥武山総合競技場の建設推進期成会長として活躍している。

（写真は当間重剛氏）

興南高校の設立を認可

沖縄の中教委

二月三日開かれた沖縄の第九十四回中央教育委員会では、私立新設校興南高校（代表山城篤男氏）の認可申請を許可した後、課長人事ほか職員人事（首里博物館長、宮古図書館長）を可決した。

首里博物館長に大城知善氏

二月三日の中央教育委員会で、首里博物館長に大城知善氏（北部連合教育次長）宮古図書館長に池村恵祐氏（平良中学校教諭）の任命が決まつた。

[illegible]縄代表も参加

日教組の教育研究会

[illegible]組（第十一次）日高教（第八次）合同教育研究会は二月九日から四日間福井市体育館で開かれ、千四百余名の会員と三百余名の講師団が参加したが、沖縄代表三名もはじめて出席した。

「沖縄への報告」

図書館協会選定図書に

評論家浜西健次郎氏が昨年発刊した「沖縄への報告」は、その鋭利率直な筆致から沖縄現地はもとより本土の関係方面で多大の反響を呼んだが、このほど日本図書館協会では同書を「選定図書」に決定広く読まれることを推薦している（千代田区西神田二ノ四佐久間ビル内、東南アジア社発行）

季刊　沖縄と小笠原　第18号
実費頒布中　¥60（送料は本会負担）

題	著者
領土復帰を念じて	浅沢[illegible]
沖縄経済発展の基盤	上原[illegible]
日本の北方問題に対する米国の政策	ダグラス・メンデル
南樺太への追想	佐々木[illegible]
◎八重山版浦島太郎物語	崎山用喬
◎与那国島を訪れて	西川[illegible]
沖縄医療界の盲点	照屋寛善
抵抗する教育	上沼八郎
沖縄林業発展のために	竹原秀雄

＝資料＝
北方領土問題と安全保障（懇談会）
総理府特別地域連絡局事務分掌

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

本会取扱の図書

書名	著者・編者	価格
沖縄における補償問題	波多野里望著	送料とも実費一部 三〇円
概説 沖縄史	東恩納寛惇著	送料とも実費一部 七〇円
沖縄司法制度の研究	南方同胞援護会編	送料とも実費一部 三〇〇円
沖縄今昔	東恩納寛惇著	送料とも実費一部 一八〇円
国際法から見た北方領土の問題	田村幸策述	送料とも実費一部 六〇円
北方地域資源調査書	南方同胞援護会編	送料とも実費一部 一、五〇〇円
北方地域財産調査書 土地、建物、漁業権、鉱業権の各部	南方同胞援護会編	送料とも実費全四冊 二、〇〇〇円
千島概史	高倉新一郎著	送料とも実費一部 二〇〇円
千島地域引揚者名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費一部 三〇〇円
特別地域関係団体名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費一部 一〇〇円

発行所
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
南方同胞援護会
振替 東京 五五四二〇番

基本的人権の擁護、伸長
給与を本土並みに
沖縄教職員会　新年度の運動目標

二月二十八日に第二十四回定期総会を開く沖縄教職員会では、一月一日、一九六二年度の運動目標について検討、新年度は会組織の強化運動を展開することになり、運動目標の案に新しい項目を多く取入れている。大項目としては例年通り第一番目に「祖国復帰運動」をかかげてあることは変りないが、二番目に新しく「民主主義の確立ならびに基本的人権の擁護と伸長」をうたつている。これは、問題になつている言論、出版の自由化、自治権の拡大、教育公務員二法案などからどうしても会自体の積極的運動を展開し、基本的人権を守ろうという意識が高まつたあらわれだと事務局では語つている。

運動目標案で新しい項目は次の通り。

民主主義の確立ならびに基本的人権の擁護と伸長　①言論、出版および渡航の自由②自治権の拡大と主席公選③本土国政参加[illegible]人事協動の排除。

民主的教育諸法規の立法　①教公二法案など[illegible]新しく①図書館法②[illegible]年学級振興法④盲・聾[illegible]の就学奨励に関する[illegible]児童への教科書、修学[illegible]に関する法律を早期立法[illegible]

教育財政の確立　①学級の[illegible]切り下げとすしづめ学級の解消②講堂または体育館、[illegible]保健室、更衣室、備品[illegible]視聴覚室、給食室の完備[illegible]庭、音楽など実習特別教室[illegible]④教材教具備品の基準[illegible]⑤[illegible]教育の教科書無償配布と給食加工費の全額政府負担⑥僻地奨学生の養成拡大と財政拡大⑦琉大通信教育の継続。

生活権の確保　基本給を本土なみに引きあげるほかに①特殊学級手当の獲得②給食婦、用務員などの低賃金引きあげ③産休十二週の獲得④労働金庫の設立促進⑤生活協同組合の結成。

組織の強化　新しいもので①父母、各団体との結びつき強化②組織活動の責任体制の確立。

教文活動の推進　新しく青少年就職対策を講ずるとともに、教育指導委員の継続派遣を訴える。

子どもを守る態勢の強化　①保育所の設置②基地周辺の学校に対する防音装置。

なお、事業計画として　①教職員会十周年記念誌と写真集の発行②復帰のしおりの資料編発行③日教組ならびに鹿児島教組研集会への代表派遣④WCOTP（世界教員連合）集会への代表派遣⑤原水爆禁止世界大会への代表派遣などがあげられているが、これらの案は十五日の理事会でさらに検討することになつている。

本土の結核療養所へ
沖縄から百人受入

ことしの七月から沖縄の百人の結核患者を本土の国立療養所に受入れることについて、二月一日琉球政府東京事務所を通じ厚生省から琉球政府厚生局あて正式文書が送られてきた。それによると、七月から常時百人の患者を受入れて治療する。実施にあたつては現在春霞園（香川県）に入園中の患者もこれに含められる。

治療費と日用品の経費は本土政府が負担、入退所時の旅費は琉球政府が負担する。送り出しのさいは前もつて琉球政府が入所治療の必要を認めた患者の三カ月以内に撮つた胸部写真と診断書を厚生省におくり、その資料によつて入所に必要な患者をえらび琉球政府に通知する。ことになつている。厚生局では、送り出しについて現年度予算でも三万三千ドルの結核特殊治療費の中から出せるし、七月からは新年度になるので予算面は大丈夫だといつている。

世界保健機構
参加など協議
ペニングトン博士訪琉

世界保健機構の北西太平洋代表アラン・H・ペニングトン博士は一月十四日沖縄を訪れ、十五日には、金城琉球政府厚生局長、照屋同厚生局次長、ハイスミス民政府公衆衛生部長、大宜味那覇検疫所長らと、世界保健機構の将来の医療計画や、特に沖縄の医療関係者の同機構への参加などについて懇談した。

㊤はペニングトン博士（左端）との懇談会㊦はローライン・マイヤー女史の講習を受ける沖縄の看護婦
＝琉球米民政府提供＝

沖縄の看護婦も参加
米赤十字社の講習会

米国極東地区赤十字社の家庭看護講習会が一月十五日から一週間、沖縄中部のキャンプ桑江で開かれたが、米人医師、看護婦などの希望者十九人に交つて、宮古病院看護課長宮国康子さんと名護保健所の豊原美和子さんの二人も出席、講習を受けた。

カッペン移民窮乏
金も使い果し開拓地を離れる
沖縄中部市町村長会　救援対策を協議

沖縄の臨時中部市町村長会は二月二日コザ市応接室で開かれ、中部地区から送り出された南米移民の救援対策について協議した。

南米拓殖会社の斡旋で、五年前ごろから約四百人の中部出身の南米移民が送り出されているが「開拓移民としての現地での条件が異なり、沖縄から送り出された開拓移民者のほとんどが開拓現地を離れている」と、先にブラジルのカッペンに開拓移民としていつたコザ市越来区出身の伊礼儀正さんから家族あての手紙がきているのでこれをとりあげ、こんどの対策について話合つた。それによるとブラジルのカッペンに移民した沖縄人のほとんどが、去る一九六〇年九月ごろから開拓現地を離れた。いま山地に残つているのは四次移民の一部八家族だけ。最近のブラジル政権の変遷で、開拓地の地権が当分移民者たちにとれないこと。また、斡旋した拓殖会社側から世話人がなくただ送り出されただけで、移民者は現地でみな手持ちの金をつかい果したあげく、トラックを動かすガソリン代もなく困つているなどの理由で、開拓地をつぎつぎ離れるという。

南米移民として中部から大勢送り出されているので、これをそのまま放つておくわけにもいかず、中部市町村長会では、実情調査を進める一方、政府に訴え、中部市町村長会としての移民者救援の具体的対策をうちたてることになり、沖縄市町村会にもこの問題を提出し抜本的な対策を検討することをきめた。

当間重剛氏の胸像
奥武山競技場に　沖体協が建立計画

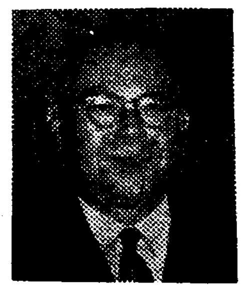

沖縄体育協会では、郷土スポーツ界の発展向上につくした沖縄体育協会々長当間重剛氏の功績を賛え同氏に胸像を贈ることになり、沖体協が中心となつて、スポーツ人財界人などの協力を得て近く「当間重剛氏胸像建立委員会」を設け具体的な話合いを行うことになつた。

胸像は奥武山総合競技場内に建立されるが、制作は東京の後藤光幸氏が当り、既に原型は出来上つている。後藤家は先祖から銅像の作者で、宮城前の楠正成の銅像をつくつたのは光幸氏の祖父だという。

当間氏は一九二四年（大正十年）当時のスポーツ愛好者とはかつて沖体協を設立、以来戦後を通じて三十八年間も会長をつとめ、特に、戦後は住民が混迷の中で虚脱状態にあつた時、四六年協会を再出発させ、スポーツを通じて、青少年、一般住民に明るい希望を持たせた。現在では、沖縄唯一のスポーツ・センターである奥武山総合競技場の建設推進期成会長として活躍している。

（写真は当間重剛氏）

興南高校の設立を認可
沖縄の中教委

二月三日開かれた沖縄の第九十四回中央教育委員会では、私立新設校興南高校（代表山城篤男氏）の認可申請を許可した後、課長人事ほか職員人事（首里博物館長、宮古図書館長）を可決した。

首里博物館長に大城知善氏

二月三日の中央教育委員会で、首里博物館長に大城知善氏（北部連合教育次長）宮古図書館長に池村恵祐氏（平良中学校教諭）の任命が決まつた。

沖縄代表も参加
日教組の教育研究会

日教組（第十一次）日高教（第八次）合同教育研究会は一月九日から四日間福井市体育館で開かれ、千四百余名の会員と三百余名の講師団が参加したが、沖縄代表三名もはじめて出席した。

「沖縄への報告」
図書館協会選定図書に

評論家浜西健次郎氏が昨年発刊した「沖縄への報告」は、その鋭利な筆致から沖縄現地はもとより本土の関係方面で多大の反響を呼んだが、このほど日本図書館協会では同書を「選定図書」に決定し広く読まれることを推薦している（千代田区西神田二ノ四佐久間ビル内、東南アジア社発行）

空手道は体育である　5

指導理念を確立

日本空手道研修会々長　金城　裕

空手人に対する私の意見と希望

私は今まで多くの空手人に接し、また、数多くの空手道に関する著述に眼を通した。大正十二年以来出版されたこの種の本は、ほとんどと言つてよいほど読破した。人から、また著述から受けた印象は率直に申上げて、空手道を自分なりの主観によつて結論づけているということである。空手道を創案された糸洲先生の理想なり思想が全く無視されていると言うことである。

今まで紙上でたびたび述べた通り、空手道は体育として集大成されたのである。にもかかわらず、空手道は武道であるとか、やれスポーツであるとか、と勝手に決めつけている。思うに、その原因は指導者と称される方々が、糸洲先生の十訓に接する機会に恵まれなかつたということにあると推察される。糸洲先生の直弟子なりと吹聴しておられる方々の多くが、この十訓の存在さえ知らない。これは、まことに異なことと申さねばならぬ。

空手道は体育として集大成されたにもかかわらず、無理に高く格づけしようとして、武道なりと宣伝かつ普及されたことに、空手道に対する誤解の遠因があると論断せざるを得ない。空手道の真精神を知らない者が、自らの主観に基いて空手道の指導をするという空手界の現実の姿は、まことに奇怪と言うほかはない。

更に思いをめぐらせば、武道、体育、スポーツという学義に対する明確なる認識を欠いて、三者を混同しているにあるのではないだろうか。武道、体育、スポーツは、元来、試合という形式によつて勝敗を争う、という点においては似ているけれども、その目的、精神内容にいたつては異なる性質のものである。三者の比較研究については、他日を期することにして主題の結論を急がねばならない。

空手道は体育として集大成されたものであるけれども、ゆがめられて普及されてきた、ということは前述の通りである。しからば、この問題に対して如何に対処すべきであるか。

第一に考えられることは、如何に対処すべきか、という以前の問題ではあるが、今まで指導または普及に当られた方々が、いま一度深く謙虚に反省していただきたいことである。

何故私がかく申さねばならないのか。それは次の理由による。

戦後、連合軍の占領政策の一環として、剣道等は公文書によつて学校体育の課目から除外された。空手道も公文書によつてではないが、口頭によつて禁止された。その後間もなく、学校の自主性にまかされるようになつたのは、すでに周知の通りである。その理由は第一に、空手道は戦時中学徒の戦技武道の一つであり、もともと武道として発達して来たものであるということ。第二に空手道は護身術の範疇に入るものであるということである。

長期間にわたって、一般へ右の誤解を与えたことは、直ちに占領軍によるはね返りとなつて現われた訳である。この厳粛なる事実に直面して、空手界の指導者は、空手道の在り方について、反省ということは全く忘れたと言つても過言ではない。しかも、その無反省ということは、今なお今日に続いている。

かく申上げることは誠に失礼であるけれども、空手界の大きい団体の指導的立場におられる方々の多くが、会えば直ちに、自らの団体の如何に強大であるかを誇示される。この事は、謙虚な反省のないという立証であろう。

空手道の正しい普及をするについては、空手界における統一的な指導理念の確立ということが喫緊の急務である。それには、空手界の大同団結ということが理想であろう。しかし、それは今すぐ望むことは不可能である。では、どうすればよいか。私は、次のように考える。

たとえ、大同団結はすぐ出来なくとも、各団体（流派）から委員を出して、指導理念の統一について話合つて、理念の調整に努めることは、さして難事ではなかろう。各自の心構え一つである。大同団結ということも勿論極めて重大な課題である。しかし、それに先行して、統一的な指導理念の確立について話が進められなければならないと信ずるものである。

この拙文が、空手道に対する見方、考え方の御参考の一助になれば幸甚の至り。なお、大方諸賢の御叱正をいただければ、喜びこれに過ぐるものはない。（終り）

季刊　沖縄と小笠原　第18号
実費頒布中　¥60（送料は本会負担）

領土復帰を念じて　渋沢敬三
沖縄経済発展の基盤　上原　清
日本の北方問題に対する米国の政策　ダグラス・メンデル
南樺太への追想　佐々木[illegible]男
◎八重山版浦島太郎物語　崎山用貴
◎与那国島を訪れて　西川[illegible]
沖縄医療界の盲点　[illegible]
抵抗する教育　上沼八郎
沖縄林業発展のために　竹原[illegible]
＝資料＝
北方領土問題と安全保障（座談会）
総理府特別地域連絡局事務分掌

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

本会取扱の図書

沖縄における補償問題　波多野里望著　送料とも実費　一部　三〇円
概説 沖縄史　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　七〇円
沖縄司法制度の研究　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
沖縄今昔　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　一八〇円
国際法から見た北方領土の問題　田村幸策述　送料とも実費　一部　六〇円
北方地域資源調査書　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一、五〇〇円
北方地域財産調査書　土地、建物、漁業権、鉱業権の各部　南方同胞援護会編　送料とも実費　全四巻　二、〇〇〇円
千島概史　高倉新一郎著　送料とも実費　一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
特別地域関係団体名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一〇〇円

発行所
東京都千代田区三年町一　社会事業会館内
南方同胞援護会
振替　東京　[illegible]番

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
　　　　　　3857
振替貯金口座　東京55420番
編集兼
発行人　吉田嗣延

毎月5日，15日，25日発行
1部5円

緊張緩和後に要求

衆議院外務委　沖縄返還で外相答弁

二月十四日の衆議院外務委員会では、今国会初の国際情勢に関する質疑が行われ、社会党の稲村隆一、帆足計、西村関一、民社党の門司亮、共産党の川上貫一の各氏が沖縄問題について質問、これに対し政府側は①沖縄は国連の植民地解放宣言にいう「植民地」には当らない②沖縄の返還は、極東における東西緊張が緩和されたと認められる情勢になって求めるべきものだ③その間は、沖縄住民の民生向上、経済安定に努めたい④施政権を強引に奪いとる形で返還を迫ることは適当でない、などの見解を明らかにした。

稲村隆一氏（社）　政府は「沖縄は植民地でない」というが、同地域には日本の憲法も米国の憲法も適用されず、出入に際しても米民政府の許可がいる。民政府といっても事実上の軍政府であり、植民地であることははっきりしていると思うがどうか。

小坂外相　植民地は一民族が他民族を搾取する形態だ。沖縄の場合、搾取はないので、植民地ではない。政府としては沖縄住民の福祉の向上に努力する一方、話合いによって日本に施政権を獲得することを考えている。植民地ときめつけて、争いの形で奪いかえすことは、この際日本のためにも、沖縄のためにもならない。

稲村氏　米国は沖縄を当分保有する考えのようだ。国際世論に訴えるより解決の方法はない。政府はそれを避けようとする消極的態度だが、これは復帰運動に水をさすものだ。

外相　東西対立の現情勢下では米国から施政権を奪いとるごとく返還を要求することはさけるべきだ。日本としては東西の緊張の緩和に努力したうえで、返還を考えなければならない。

帆足計氏（社）　米国は国連の信託統治におくという美名で沖縄を十七年間も占領したままだ。なぜ早く信託統治にしようとしないのか。

外相　日本が直接の施政権返還を要望していることを承知しているからだと思う。

川上貫一氏（共）　外相にきくが❶どういう情勢になれば沖縄を返してもらうというのか❷昨年の池田・ケネディ会談で、首相は返還を〝要求〟したのか〝嘆願〟したのか❸サンフランシスコ条約により、日本政府は返還要求の〝権利〟があるのか❹同条約第三条を改定せずに施政権の移譲がありうるのか❺第三条は米国が沖縄などについて、三権の「全部および一部」を行使する権利があるというが、これは「一切合財」の意味とみてよいか。

外相　❶極東における東西緊張の状態が緩和されたと認識される状態において返してもらう❷池田・ケネディ会談で首相は返還についての政府の立場を堂々と述べた。〝要求〟と受取ってもらってよい❸条約上、返還要求の〝権利〟はないが、政治的に要請するわけだ❹第三条を改定しなくても話合いによって返還が実現される。奄美大島の例もある❺「全部および一部」とは「全部」のことだ。

西村関一氏（社）　今後米側が沖縄に経済協力をする場合、施政権の返還とすりかえられる心配はないか。

小平総理府総務長官　そういう心配はないと思う。

門司亮氏（民社）　沖縄を米国の信託統治にするとのサンフランシスコ条約第三条の規定は、米国にたいする条約上の義務になるか。

外相　義務ではなく権利だ。なお米国は、いずれは日本にたいする施政権返還を義務づけられていると考える。

門司氏　沖縄の実態を調べるために、国会は自発的意思に基いて自由に調査団を送るべきだと考えるが、こうした例はまだ一度もない。米国の国会が自由に調査団を送っているというのに、おかしな話ではないか。

外相　原則的に同感だ。

門司氏　国会の意思決定があれば、政府はあっせんするか。

外相　先方（米側）は高等弁務官による招待の形を望んでいる。私の一存では自信がない。（かさねて問われ）具体的な話になればあっせんしたい。

沖縄の高等弁務官に

日系米人の起用を考慮か

沖縄出身の仲村氏が最有力

◇

一月十六日付けの東京新聞は、坂井ワシントン特派員の報道として、沖縄の高等弁務官に日系米人を起用する説が起こっていると、次のように伝えている。

米政府首脳の間で、人格識見に富んだ沖縄系米市民を琉球民政の現地における最高責任者である高等弁務官に任命すべきであるという説が起こっている。最も権威ある筋から得た情報によると、ケネディ政府が昨秋沖縄視察に派遣したケイセン調査団の報告は関係当局の間で検討を終ったが、政府首脳はケネディ司法長官の帰国を待っており、同長官が帰ったらケネディ大統領はケイセン報告を見せてその意見を聞いて決定する模様である。

米政府最高首脳部では、政治的にすぐれた手腕のある人物というので、ハワイ選出の下院議員ダニエル・K・井上氏に目をつけたが、同州の民主党委員会は今秋の上院議員選挙戦で民主党のロング現上院議員では共和党相手に勝目が薄いので、井上議員をこの春の予選で上院議員候補に推そうとしており、琉球高等弁務官を引受ける可能性がない。

いま最も有望視されているのは、沖縄生れで那覇中学出身の仲村権五郎氏（七〇）で、早くからアメリカに来てロサンゼルスの南カリフォルニア大学を卒業し、在米邦人のため長年尽くしてきた人である。同氏は戦前南カリフォルニアの中央日本人会長を長く勤め、日米関係に尽くした功労で数年前日本政府から叙勲されたほど公共のために尽力、沖縄出身者の間でも人望がある。米国に帰化して米市民になっているから公務員になることもできる。

アメリカは、沖縄を自国の領土にする計画は絶対に持っていない。議会の両党も一般米人も、予算のかかる琉球など出来るだけ早く日本に返したいが「極東の緊張」が緩和されるまで基地として保有し続けるよりほかかない。基地の安全保有を眼目として、住民の自治、福祉、民生向上などはその希望にそい、経済開発その他日本政府と協力していきたい方針である。ところが、占領時代から軍政が続いて来ているので、何かにつけて微妙な感情問題が起こり易い。米系二世、三世が相当いるが、沖縄現地の政治家相手に米政府を代表するだけの貫録が備わっている者は極めて少ない。仲村氏はいろいろな角度からいって最適任者とみられるが、問題は同氏が面倒な役目を引受けるかどうかである。

時論

領土問題で国論の統一を

琉球立法院は、アジア・アフリカ四十三カ国が第十五回国連総会に共同提案として提案し決議をみた「植民地解放宣言」の趣旨に則り、沖縄の施政権返還要請決議で、先ごろ全会一致で可決した。施政権の返還を促す決議は、立法院の年中行事であり、住民の熱願がここに結集すること論ずるまでもないが、今回は国連の全加盟国に訴えるところに、従来と違った意味がある。

果然、沖縄が植民地であるか否かについて活発な論議をまき起こしたのは無理もない。しかし、本土政府の見解は、昨年末の臨時国会において、国連が取上げた解放宣言にいうところの「植民地」には沖縄は該当しないとの見解を既に表明している。

沖縄が植民地であるかないかは、その定義と共に論議の余地の存するところで、簡単に割切れる問題ではないが「祖国復帰」という錦の旗に反対する者が皆無であるからといって、手当り次第に、影響力の効果と反作用を静思するいとまもなく無差別に声を上げることの可否は、やがて判然としてくるであろう。

国連に対して沖縄問題の関心を呼びさます試みが、無駄でないことは言をまたないが、日本の領土問題は、ほかに北方地域もあり、小笠原もある。そこに九十万の人が住むがゆえに沖縄の問題が最も大きく浮き上るのは当然としても、故郷に住むことさえ許されぬ住民があることの方が、本質的には段違いに深くて大きい問題なのである。

戦いが終れば住民はわが家に帰り得ることを、国際間の通念として約束されているに拘らず、沖縄以外の島の人達は、今もって帰られず、不遇な日を送っている。異国に施政権をにぎられることの憂苦も察するに余りあるけれども、この望郷の切念は、別な意味で耐え難いものであろう。

対米一本の要請と異なり、いやしくも国連の百四十カ国に向ってPRするからには、領土問題全般に及ぶのが本筋ではあるまいか。沖縄県民である前に、日本国民としての大きい立場から物を言わなければ、国連は沖縄以外の領土問題を現状で満足しているのかと誤解するおそれがある。共産圏諸国が植民地解放宣言に便乗する沖縄の要請を、自分の陣営に有利なように利用する場合を想像しただけでも、徒らに紛糾を増しこそすれ、予期の成果はあげ得ないのではあるまいか。

極東に共産主義の脅威が存在する限り沖縄を手離さないとアメリカがくり返す以上、北方のラチがあかない限り、南方も目鼻がつかぬと覚悟せざるを得まい。すなわち、琉球立法院は、沖縄とともに小笠原、千島をも返還せよと決議し、北海道議会は、一国も正式に認めていない千島などのソ連の不法占拠をやめると同時に、沖縄、小笠原をも速かに返せと叫び、東京都議会は、曽て支庁を置いた小笠原諸島の返還を迫る一方、沖縄、千島の復帰をも要請する決議を行う。そこにはじめて、国論の統一と、力強い対外宣伝の基盤が生れる。戦後十七年を経て、領土問題に対する手法も脱皮すべき時である。焦らず惑わず進まなければなるまい。

本土国会に参加を決議

琉球立法院

開会中の琉球立法院議会は二月十三日の本会議で、自民、社大、人民各派共同提案になる沖縄住民代表の国会参加に関する要請決議を満場一致で可決した。決議文は日米両国政府あての二通りとなっている。

今回の決議は、前回の定例議会で決議した国会参加要請に続き二回目だが、前の決議と異なっている点は、公職選挙法を整備して住民代表を日本国会に参加させてもらいたいと公選法の整備を訴えていることである。

植民地とはいえない

衆院予算委で沖縄問題

二月十五日の衆議院予算委員会で社会党の長谷川保議員は沖縄問題について質問、これに対し政府側から次のような答弁があった。

長谷川保氏（社）　三十七年度の沖縄関係予算十億七千万円は十分な額と考えるか。

小平総理府総務長官　三十七年度は相当大幅に増額したが、まだ十分ではない。米側の援助が次第に増額することを期待する。

長谷川氏　沖縄の同胞の社会保障の実情はどうか。

総務長官　生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法が施行されているが、十分ではない。健康保険法、労災保険法は実施されていない。

長谷川氏　生活保護基準はいくらか。

大竹総理府特別地域連絡局長　沖縄の被保護者は千人に対し十七人で、内地の五人に比べて多い。生活保護制度の内容は内地と同じだが、保護費は内地より低い。

長谷川氏　沖縄の軍用地は全沖縄のどの位を占めるか。

特連局長　三万町歩、約十三パーセントである。

長谷川氏　軍用地にとられて住民居住地がせまい。軍用地内に沖縄住民が住んでいてきわめて危険な状態だときくがどうか。

特連局長　軍用地内に沖縄住民が住んで、いろいろ問題があるのは事実だが、必ずしも危険な状態にあるとはいえない。

長谷川氏　このような生活条件を総合してみると、沖縄は植民地と断ぜざるをえない。

小坂外相　植民地とは、搾取されている場合のみに言えることだ。沖縄は米国に搾取されているのではないから植民地とはいえない。

長谷川氏　先ほどから聞いた事情は、世界人権宣言、国連憲章に違反していることが明らかだ。現実的には、生活の基盤である土地を不当に安く奪い、経済的には、米国が金融を支配して高金利の搾取をしている。

外相　軍制度はあるが、米国と共同で沖縄同胞の生活向上に努力している。内地なみの生活水準とするよう努力する。

高等弁務官、記者会見

立法院の復帰決議

賢明な手段か否か疑問

（既報）沖縄のキャラウエイ高等弁務官は二月八日定例の記者会見を行ったが、最近問題になっている立法院の施政権返還決議や行政主席の任命方式について次のように答えた。

問い　立法院が採択した沖縄の施政権返還要請決議の中には、国連の植民地解放宣言の趣旨が取入れられているが、どう思うか。また、国連加盟国あての決議は高等弁務官にもあてられているが、これに対して拒否権を使うこともあり得るか。

高等弁務官　今の質問に対しては、一つの言明をすればいいと思う。それは、琉球における米国の施政権者および琉球政府は、対日平和条約と大統領行政命令の規定に従って施政を行っているということであり、それと同時に、日米両国は琉球に対してパートナーシップという協力体制を築くことになり、両国ともこの場合、国連憲章の精神を守る考えに立っている。更に両国とも、琉球に日本の潜在主権があることを認めている。これで、今の質問をカバーできると思う。立法院が施政権返還を決議した今度の措置については、議員はその意思を決議する権利があることは少しも疑えないにしても、それが賢明な手段だったかどうかは疑問だ。その取扱いをどうするかは今のところ何ともいえない。

第一党方式は踏襲

ア民政官は近く任期満了

問い　今年の秋には立法院の総選挙が行われるが、前任者が採用した主席任命についての「第一党方式」は続けるつもりか。

高等弁務官　その問題については深く検討したことはないが、私の頭の中にある今の考え方を言わせてもらうと、過半数の議席を持つ責任政党からの主席任命は妥当だと思うし、これまでの制度を受け継ぐことがいいと考える。

問い　立法院は現在選挙法の改正問題を討議しているが、立法院の要請がない場合でも、高等弁務官として選挙区や議席数に関連した大統領行政命令の改定に必要な措置をとることを考えていないか。

答え　私としては、立法院や議員が満足しないような計画は実行したくないと思っている。選挙法のような問題は琉球の現状をよく検討して取扱わなければならないが、立法院では目下選挙法改正問題で公聴会を開く準備をし、また議論を続けている段階なので、私の見解を述べることは避けたい。

問い　日本弁護士会は訪日のケネディ司法長官に対し、国会のメンバーが沖縄で法律活動ができるようにしてもらいたいと要請したが、これをどう考えるか。

答え　それらの人達が琉球に来て、弁護士としての必要な条件を満たせば、私としては法律的にも資格を備えることになると思う。

問い　アンドリツク民政官は近いうちに米本国に帰るとの話があるが、事実か。また、そうであれば後任はどうなるか。

答え　アンドリツク准将の沖縄での任期は来る六月三十日に終るので、この春には帰国することになる筈だが、これは任期満了によるものであって、特別の事態があったためではない。後任については今のところ何の連絡も受取っていない。

立法院代表の本土派遣不能

自民党の拒否で

沖縄の社大、人民両党は、沖縄の施政権返還要請、住民の国会参加などの立法院決議を本土政府、国会に伝えるため立法院代表の本土派遣を申入れていたが、与党の自民党は二月二十一日の各派交渉会でこれを拒否した。

自民党は「国会での沖縄問題をめぐる本土の自民、社会両党の政争に巻込まれる恐れがある」という理由で拒否したものだが多数党である同党の拒否で本土派遣は不可能となった。

米側に送付

施政権返還決議

日米両国政府および国連加盟国に沖縄の施政権返還を要求した琉球立法院の決議文は、二月十四日大田琉球政府主席から米高等弁務官府に送られた。

ハリマン米国務次官補来月訪日

ハリマン米国務次官補（極東担当）は、三月十日からマニラで開かれる米在外公館長会議に出席した後、日本と韓国を訪問する。

黒潮

▼…悪法呼ばわりされた琉球米民政府の布令百四十五号（労働組合の認定手続）が先ごろ廃止となった。民政府でOKしなければ労組として公認されないということは、大統領行政命令が出た時から、既に両立しないものであった。

▼…役員になることを拒否されると、ちょうど渡航手続で難色を示された場合と同じく、左翼の折紙をつけられたことにもなって、困る立場に追い込まれる。しかし、制約下にも労組は順次伸びて、官公労を除いても八十組合、一万五千人に成長している。

▼…まだ布令百十六号があって、米軍雇用労働者には拘束があるから、次はこの撤廃もと、沖縄の希望が強い。もっとも、百四十五号が無くなっても一切が自由となったのでなく、立法にかなった労組であるとの中労委の証明が必要なのである。それにしても、今度の撤廃は、遅まきながら朗報である。労組も一層の責任と自覚が要請されることを悟らなければなるまい。

本紙購読案内

送料とも　半年　一五〇円
　　　　　一年　三〇〇円

官有林の造林を推進

琉球政府経済局　十ヵ年計画で

琉球政府経済局林務課では、官有林経営の正常化をはかるため、これまでの造林振興五ヵ年計画を修正し、新たに一九六二年度から十ヵ年事業計画をたて直した。

官有林は第二次経済計画によって毎年約三百ヘクタールの伐採処分が行われ、要造林地は年々ふえ、緊急要造林地だけでも二千ヘクタールにおよんでいる。しかし、造林事業は過去十ヵ年間で四百六十一ヘクタールの実績しかなく、年間平均わずか四十六ヘクタールで、伐採と植林のアンバランスから官有林はいちじるしく荒廃しているという。このままでは国土保全ができないとして修正したものである。

修正十ヵ年計画は、官有林造林未済地（伐採跡地、緊急要造林地）二千ヘクタールと、毎年三百ヘクタールの伐採にともなう要造林地を早急に造林することを目標につぎのように進めることになっている。

①造林未済地二千ヘクタールは十ヵ年で更新し、毎年二百ヘクタール実施する。

②二百ヘクタールのうち百ヘクタールは直営造林、百ヘクタールは森林組合、個人による貸地造林および部分林造林とする。

③三百ヘクタールの伐採にともなう造林は、百十ヘクタール直営造林、百二十五ヘクタールは貸地造林、五十ヘクタールは部分林造林、十五ヘクタールは緑化協力造林事業として、年間五百ヘクタールの造林をおこなう。

自主規制を強化

日ソ漁業交渉　日本側の基本方針

河野農相は二月二十日ホテル・ニュージャパンで高碕達之助大日本水産会会長、伊東正義水産庁長官らと会談、二十六日からモスクワで開かれる第六回日ソ漁業交渉に臨む日本側の基本方針を次のように決めた。

一、今年の交渉は昨年春の専門家会議のいきさつを考え、また、マスの不漁年である点も織り込んで強い自主規制措置を日本がとる。

一、したがって、交渉の基礎はこの自主規制強化に重点をおき、ソ連側の各種の要求、提案はしりぞける。

一、具体的な自主規制案はいま事務当局で検討中で、三月二十日ごろの高碕政府代表の出発までに決める。

一、サケ、マス資源保護のため共同調査計画を進め、日ソ双方のサケ、マス人工ふ化を強化。

漁獲要求高は現状無視

モスクワ放送　日ソ漁業交渉批判

二月十七日の日本向けモスクワ放送は、日ソ漁業交渉について「漁業問題の解決を妨げず促進させよ」と題する解説で、規制区域における日本側の漁獲要求高は現状を無視していること、漁業資源の減少が自然減少であるという主張は科学的根拠がない、などの点を指摘した。

高碕代表ら　正式決定

政府は二月十九日の次官会議で、二十六日からモスクワで開かれる第六回日ソ漁業交渉の日本政府代表に大日本水産会会長高碕達之助駐ソ大使山田久就両氏を任命することに決定、また、日魯漁業社長小林小一郎、全国サケ・マス漁業協同組合連合会長川端元治、東大農学部講師藤永元作、日本サケ・マス漁業協同組合連合会理事吉井一良の四政府顧問と随員十名も決定、二十日の閣議で正式に決めた。

未帰還の捕獲船に見舞金を

北海道水産会長ら要請

川端北海道水産会長、高木北海道漁政課長は二月十七日伊東水産庁長官を訪れ、北方海域でソ連に捕獲された漁船のうち未帰還の百六隻の船主に対し、韓国に捕獲された未帰還船と同じ特別措置によって八千四百万円の見舞金を国から交付されたいと要請、伊東長官は「困難な問題であるが、検討する」と答えた。

韓国未帰還船（七十四隻）には九千五百万円の見舞金を三十六年度予備費から支出するよう水産庁が大蔵省に折衝中である。

ソ連へ緊急入域激増

大事をとり、海難減少

北洋出漁船のソ連領海への「緊急入域」がこの冬は激増した。南千島から東カムチャツカに延びるタラ底引漁場は低気圧の墓場と呼ばれ、風速二十メートルを越えると島かげに逃げこむが、ソ連もスパイ容疑などのない純粋な「荒天避難」として出入を認めている。

釧路海上保安部の調べによると、本年一月中の緊急入域は百三十隻で、前年同期の一・五倍に達した。これは、釧路気象台との交信が軌道にのり、軽いシケでも大事をとって避難する傾向の現われで、海難も減少し、昨年は行方不明三、沈没一、機関故障など七、計十一隻の事故があって四十九人も死亡したが、本年は座礁が四隻あっただけで、死亡は作業中に海へ落ちた一名のみである。

北洋に大型巡視船を増強

第一管区海上保安本部（小樽）は四月の新年度から、釧路、根室地区に大型巡視船を配備する。北洋漁業が活発になるのに伴い、南極観測船「宗谷」を秋から北洋に回すことは既報の通りであるが、[illegible]に現在函館に常置する巡視船「いおう」（七〇〇トン）を釧路に回し、また、根室保安部は「ゆうばり」（三五〇ト[illegible]るのを増強し、小樽所属[illegible]「てしお」を回す。「てしお」[illegible]く、波浪の荒い北洋に適する[illegible]活躍が期待される。

北千島の暴風を乗切る

新造船53日東丸の威力

今年の北洋底引転換第一船、第五十三日東丸（一五三トン）は北千島で暴風を乗切り、さらに折返して出漁した。先ごろ釧路港に帰着、新造優秀船で舷側にエア・タンクを備え、大暴風にも耐える装備があり、幌筵島クラブ岬からカムチャッカのロバトカ岬にわたる沖合四十五キロ付近で北洋稀有の暴風にあい、日本漁船がことごとくソ連領海に逃避したにも拘らず同船は逆に百キロ以上も沖に出て低気圧を避けた。百トン程度の漁船では到底考えられない大シケを切りぬけた記録として残るもので漁場も好況のため四日間の操業で百五十トンの水揚げを示した。

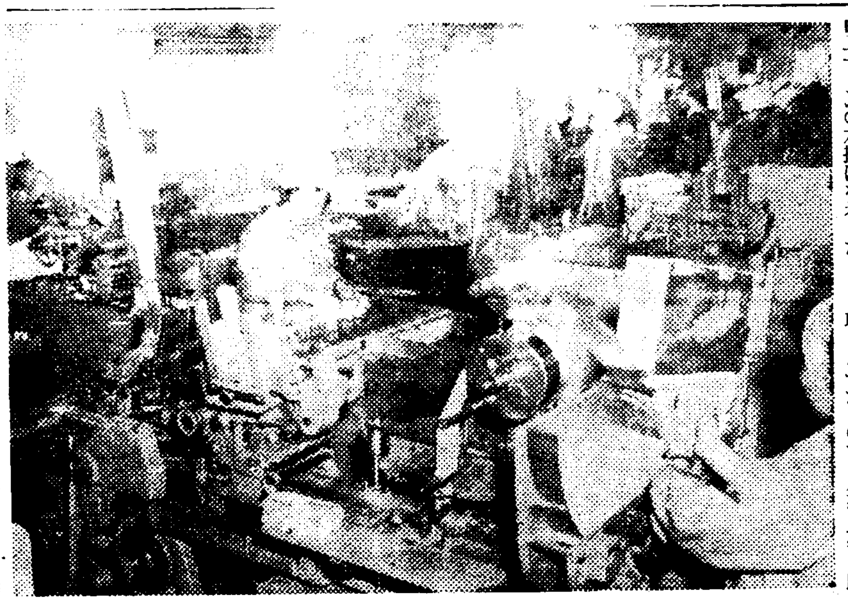

南支那海に新漁場

深海一本釣り有望

図南丸、調査終え帰港

沖縄の水産研究所調査船図南丸は南支那海の漁場調査を終えて二月四日帰港したが、今度の調査で、フイリピンと海南島の中間のマックレスフィールド・バンクが深海一本釣りの最良の漁場であることがわかったので、水産研究所では三月ごろさらに詳しい調査を行うことになった。一本釣り漁業は沖縄の漁夫の最も得意とするものだけに、琉球政府経済局でも、沿岸漁業不振の打開策として同漁場への進出に期待を寄せている。

図南丸の仲村勉船長の話によると漁場は沖縄から約九百マイル、海南島とフイリピンの間に、周囲二百マイルにもおよぶ広いバンクで戦前から優良な漁場として知られていたが、戦後は未開発のままになっていたのを、今度初めて図南丸が調査したもの。

魚探による魚群調査と並行して深海一本釣りの試験を行ったが海上がシケで半分ぐらいしか操業できなかったのに一日の水揚げ量が約一・八トンあり、シケなければ一日三トン程度は可能だとみられている。魚はアマダイ類でよく肥えており、大き過ぎて針やテグスが切れるほどだったという。

水産研究所では、小型漁船数隻で船団を組み、釣り上げた魚は別の運搬船に積み替えるという母船式を採用、二百トン級の母船二隻で魚を運ぶほか、燃料、食糧、水、氷などを補給する計画だが、零細漁民で母船を建造できない場合は他の漁業会社の母船を利用する方法をとれば容易に実現できるのではないかとみている。

漁場もマグロ漁場の約半分の距離で、夏ならば台風の心配も比較的少ないので、三十トン以上の漁船なら単独でも乗出せるし、十分採算が合うとみられるので、三月の試験航海の時には、漁夫や業者も図南丸に乗せて、漁場を実地に見せることになっている。

パインの生産調査

来月一日から一カ月間

琉球政府統計庁では、三月一日から一カ月間にわたって一九六二年度パイナップル調査を実施する。

調査はパイナップル産業振興法に基いて生産計画を定めた国頭村など二十五市町村を対象に、パイナップル生果生産の実態をとらえ、行政施策の基礎資料にすることを目的としている。

対象になる業者は、調査地域内のパイナップル園経営体および生果を原料とする全加工業者で、六一年十二月末現在の在園面積および在園本数、六一年四月から六二年三月末までの収穫高などとなっている。調査事項は次の通り。

▼経営体の場合は①果実の収穫高②その用途別収量③作付け予定面積および本数④経営地の所有関係別面積⑤苗の種類別作付け面積および本数⑥収穫回数別結実率など十二項目。

▼加工業者の場合は①工場搬入果実総数②工場以外の経営体から購入した果実総数③工場搬入後腐敗、病害虫その他のため廃棄した総数などとなっている。

緬羊を鹿児島から輸入

沖縄で飼育計画

成功すれば新しい産業に

二月七日泊港に入港した沖縄丸で緬羊四頭が鹿児島から沖縄に着いた。琉球政府経済局動物検疫所が取りよせたもので、生後二年の雌雄二頭ずつの二組、約五センチのふさふさした長い羊毛に包まれてさすがに「沖縄は暑い」といった表情。

経済局では試験的にこれを飼育しもし繁殖条件がよく成功すれば緬羊開発に乗出そうという計画である。この四頭は鹿児島県指宿から一頭五十ドルで取りよせたものだが、緬羊は暑さには比較的に弱く産地として知られるノルウエーやオーストラリアのように寒いところでないと育たない。そのため沖縄では戦前も農事試験場などで飼育していたが成功しなかったので戦後は一頭も入ってきたことはないという。

経済局では、戦後本土でも北海道から次第に南下して鹿児島県まで繁殖適地になっているのに沖縄で成功しないわけはないと、今度の計画になったもの。約一週間動検で採血して衛生研究所と共同で調べ、試験に成功すれば豊見城に放牧する。

沖縄のタバコ本土で売出す

"うるま"など三種

沖縄の煙草会社三社では、本土へ巻タバコを輸出することになり、その第一陣二千ケースは既に沖縄丸で送られ、三月三十一日までに全部で三万四千ケースが着くことになっている。

これは、本土の両切りタバコの生産が需要に追いつかないため、日本専売公社からの委託で製造しているもので、各社の割当では、琉球煙草二万ケース、オリエンタル煙草と沖縄煙草がそれぞれ七千ケースとなっている。

琉球煙草の銘柄は以前にも一度本土で売出したことのある「うるま」オリエンタルは「ロン」、沖縄煙草は「クイーン」で、これらの評判がよければ専売公社では引続き委託加工させるといわれ、将来に期待が持たれている。

（写真は本土向け巻タバコの製造＝琉球米民政府提供）

三年ぶりの大豊作

ボリビアの沖縄移住地

ボリビアの第一コロニア沖縄に第一次移民として入植した仲田喜正さんから琉球政府経済局移住課に「今年の米は大豊作で、すでに刈り入れが始まっている」と手紙が届いた。それによると、

ボリビアの移住地は米作中心で昨年、一昨年と旱魃が続き、二年連続の不作だったが、今年は天候、雨量に恵まれ大豊作で、移住者はホッとした。収量は一ヘクタール当り三百アロバ（三・五トン）で、現地では記録破りの成績だ。第一コロニアでは移住者一戸当り平均十六ヘクタールの稲を栽培しているが、多いものは三十ヘクタール以上栽培しているものもあり、これで二カ年間の負債が返せると大喜びだという。なお同地では一アロバの米は、一ドル以上もする。

沖縄の海外移民

常時募集を行う

沖縄の一九六三年度海外移住者募集計画についての協議会は、移住公社、海外移住者協会、産業開発青年隊、移住斡旋所の関係者が集まって二月七日開かれ、これまでの定期募集をあらためて常時募集受付けにするとの琉球政府経済局移住課の提案を検討した結果、これを六三年度の海外移住者募集方針に決めた。そのほか選考および送り出し期間についてもつぎのとおりあらためた。（カッコ内は送り出し月）

ボリビア自営移住者 ▽選考八月（送り出し一、二月）▽十月（三、四月）▽十二月（四、五月）

開発青年隊 ▽ブラジリア雇用移民、七月（一月）十一月（六月）

ブラジリア自営移住者とアルゼンチン自営移住者は、現地の受入れ準備ができず、本土政府からも連絡がないため、現在募集計画はあらためて検討することになった。なお、移住者募集にあたって、各市町村の応募申請は前月分をまとめて翌月十日までに政府に提出するよう通達することになった。

大企業にも進出

集団就職20人本土へ出発

今年の第三回本土集団就職青少年二十人が、二月九日那覇出帆の白雲丸で出発した。就職先は、東京の石川島播磨重工へ十一人、興南金属へ三人、東急運輸二人、神奈川の東都産機一人で、これまで殆んど中小企業だったのが今度は大企業にも進出しているのが目立っており、琉球政府労働局では今後一流会社の職場開拓に力を入れるという。

沖縄解放を促進

復帰懇談会がアピール

東京の沖縄解放祖国復帰促進懇談会では二月十二日幹事会を開き、沖縄の解放とその促進について協議した。その結果、現在の沖縄は米国の軍事基地維持のための植民地であるとして、国連の「植民地廃止宣言」を通じ、沖縄の他国支配からの解放と、日本復帰を実現しようというアピールを決議するとともに、立法院の決議を全面的に支持したメッセージを送ることを決めた。アピールの要旨は次の通り。

現地住民の自治権、自決権が制限され、本国政府経営の支配下にある地域を植民地と呼ぶのは国際的常識である。沖縄も自決権を奪われ、ワシントン政府の高等弁務官の支配下にあり、本土の住民も米政府の許可がなければ出入できないという現状は、まさしく植民地でなくてなんであろう。

また、米国は軍事基地を維持する必要から、米国の管理権をたてに沖縄住民の要望する祖国復帰を拒み続けているが、これは人民の自決権と基本的人権とを制圧するいわゆる軍事基地維持のための"新植民地主義"であり、国連宣言による「あらゆる形の植民地」の中の一種として当然廃止さるべきである。

沖縄住民の基本的人権を否認しアメリカがその支配を続けることは、まさに国連憲章違反であり、国連の権威維持のためにも各加盟国は沖縄を解放すべきであり、日本はだれよりも先頭に立って沖縄解放の第一声を発してしかるべきである。日本国民はもちろんのこと、国連諸国およびその「植民地解放宣言」を沖縄にもおよぼしてくれるよう強く訴えるべきである。

輸入鉄筋の課税に反対

沖縄建築士会が

沖縄建築士会では二月九日大田琉球政府主席に対し、輸入鉄筋に対する課税反対の陳情を行った。要旨は次の通り。

現在沖縄における島産鉄筋は生産が需要に間に合わず、殆んど配給制度のように業者は早朝から列をなしている。小量の建築ならそれでも間に合うが、大工事になると結局中間業者を通じての購入で、ヤミ相場になりかねない。去る台風二十三号以来恒久建物の需要は盛んなので、鉄筋に対し課税してまで輸入制限をするのは時期尚早であり、沖縄復興の[illegible]になる。

ドライ・アイスで台風撃退

米軍　今夏、太平洋上で実験

沖縄の米民政府にこのほど入った情報によると、米軍は今夏、太平洋上でドライ・アイスを使って台風の速度を落とし方角を変えさせる実験を行うことになっている。

発表によると、この実験の成功は殆んど疑いなく、それによって"台風銀座"といわれる太平洋諸島は近年中にこの科学の恩恵を受けることになろうといっている。

この画期的な発表は、最近東京で開かれた国連世界気象観測セミナーに出席した米海空軍合同気象観測所のウイリアム・T・コッチ大尉が明らかにしたもので、同観測所は今夏太平洋に起こる台風の勢力を、ドライ・アイスを雲間に散布することによってそのスピードを押さえ、進路をコントロールするという。

この実験は今年初めに行われるもので、台風が発生して間もなくドライ・アイスを散布することによって大気の気温を変え、空気の流れを減らし、その連鎖反応によって台風の進路を変えるという原理で、ドライ・アイスを投ずるためにはタイロス人工衛星を打上げるが、実現性は強いといっている。

首里城復元を

観光資源を保護育成

千家氏の観光沖縄診断

日本国立公園協会常務理事千家哲麿氏の"観光沖縄を診断する"講演会が、二月十二日那覇市内のホテル大交閣で開かれた。同氏は沖縄観光協会の招きで訪れ、去る三日から全島を視察していたもので、講演会には、政府関係者、市当局、観光業者など約百人が集まった。同氏は、観光事業に対する政府の長期資金融資や、沖縄の場合は独特の観光資源を保護育成することを強調、その一例として、百年、二百年の将来性を考えれば首里城の復元が最もよい方法だと語った。講演の要旨は次の通り。

最近の観光ブームは世界各国にみられる一つの現象である。それは国民経済の向上によって生活の余暇がふえ、それを旅行に向けている傾向がある。沖縄の場合も最近観光客の往来がはげしくなっているようだ。

各地をみて回ってまず感じたことは、空の青さ、海の青さが実にきれいである。亜熱帯あるいは熱帯植物が多く、これもりっぱな観光資源になっている。島の周囲はサンゴでつつまれている。また、沖縄には古い伝統の文化がある。それに第二次世界大戦の最後の激戦地であったことなど、観光地の要素を十分備えている。本土と比べてもっとも魅力的なのは気候である。冬でも沖縄は初夏の気候を思わせるほど暖かい。

観光事業の促進について、観光事業の開発ということには資源が使われるが、開発ということには資源の保護育成という意味も当然ふくまれている。そこでいいたいことは沖縄ではまず観光資源の保護育成が大事なことだと思う。沖縄は昔石造建築が盛んだったというが、それがあまり見あたらなかったのが残念だった。

保護育成という点では、文化財を復興することも大事であるが、守礼門が建てられてもその背景がモダーンなビルであればせっかくの文化財も意味をなさない。将来の大計からすると、当然、首里城の復元を考えてよかったと思う。

観光には外貨獲得の使命もあるがもう一つ大きいのは親善という意義である。相互援助を考えるならば親善が必要とされるし、それによって外貨獲得は十分達せられる。たとえば、コザの米軍基地を開放することも観光客にとっては魅力の一つであり、それには地元の人たちが米軍と話合って実現してもらうことも必要である。また、施設面では、学生むきの安い旅館も大いにつくっていいし、道路の整備でももっと力を入れるべきだ。

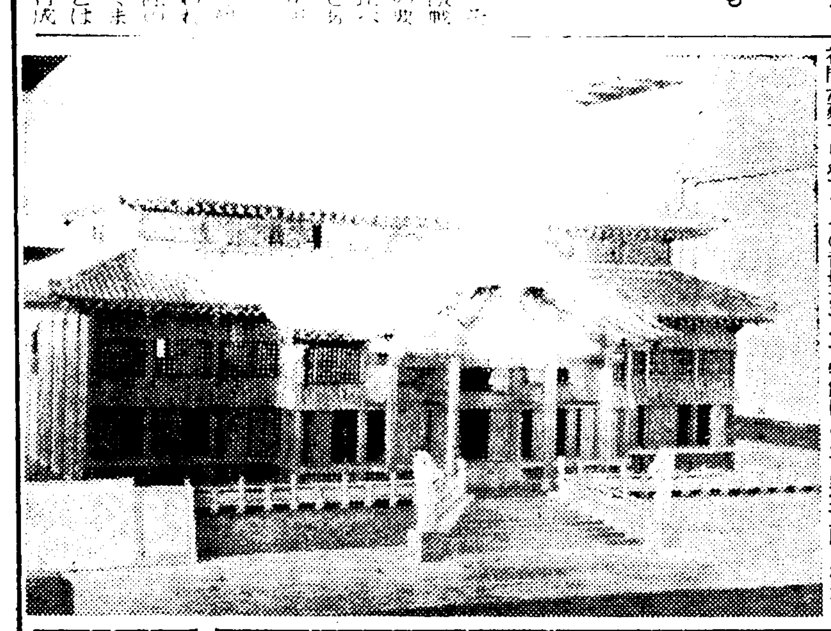

博物館にある首里城正殿の模型

結核対策に協議会発足

まず実態を調査

資料を整備、計画的に

沖縄の結核問題を打開しようと、琉球政府厚生局では二月九日、結核対策にたずさわっている政府、民間の各機関関係者を集めて「結核対策協議会」を組織、本土の医療技術援助で訪琉中の内田蒼博士ら三氏も特別参加して①沖縄結核対策の現状および今後のあり方②本土療養施設への百人送り出しについて協議した。

とくに第一線で活躍している保健所から、検診で患者はふえる一方で、それは並行して医師の負担も重くなり、これ以上どうにもならないこと、病院側から、ベッドの回転を早くする、手術の時期を失しないよう先島、金武、兼城の療養所でも手術をしたほうがよいことが指摘された。結核予防会や療友会も、政府の結核対策は無為無策で十年前から同じことだけ繰返していると指摘した。

本土派遣医師は「問題点をつかんでいながら、それを推進していくだけの能力がないのが大きなガンで、多くの理論よりも、企画の上にのせてまず可能なものから手をつけていくべきである」とあらましつぎのように指摘した。

沖縄の結核対策はベッドの不足医師の不足ということもあるがこれまで企画性がなかったといえる。内科的な治療、管理に医師がほとんどタッチしていない治療の時期を失ったりしている。ちゃんとした企画の上にたった①早期発見②在宅患者の病状経過を見わける実態調査、経営分析（療養所および在宅治療）など基礎資料が何もない。

実態をつかむことによって十年十五年先のことも考えてベッド増設を計画する。公務員医師だけでなく開業医もぜひ治療に協力してもらうように結核予防法や関連法の改正が必要だ。医療には企業以外の使命も含まれている。手術の時期がずれている。早い人で六カ月、ひどいのでは五、六年というのもある。化学療法もいいかげんなのが多い。病状を考えないで同じような投薬をしている。

宮古、八重山や金武、兼城の療養所でも肺外科手術がおこなえるようにしてほしい。療養所のベッド配置は本土にくらべてぜいたくすぎる。現在四人いる部屋に一人増やすとしても七十以上のベッドが確保される。これも管理者である政府の態度にかかっている。

また、せっかく企画しても民政府との調整がうまくいかずダメになった例が多いとして、協議会でも「企画してもだめだ」とあきらめたような声も出たが、金城厚生局長は「これまでのカラを破り、琉米結核審議会にも企画をもち出しまえむきの線で進めていきたい」と語った。

ハンセン氏病回復者を

琉球政府　優先的に採用

ハンセン氏病患者にとって、病気が治って社会へ出ても最初にぶつかるのが就職の問題だが、こんど琉球政府では、政府立病院や保健所の作業員にこれら社会復帰者を優先的に採用するという話があり沖縄の愛楽園の入園者たちを喜ばせている。

これは最近厚生局から伝えられた話で、政府では昨年から社会復帰者の送り出しに本腰を入れ、準備金の支給や職業補導などの計画を進め、既に三百五十三人が実社会で活躍しているという。こんどさらに政府立病院や保健所の清掃作業、草刈り、衛生作業などに採用しようというもので、人事委員会でも喜んで引受けるという。

厚生局のケースワーカーは「社会復帰といっても、病気の治った人たちが今までのように閉じこもっていては駄目だ。コンプレックスを持っていては社会人と太刀打ちして生きぬいていくことはできない。みんな勇気を出してもらいたい」と語っているが、愛楽園の入園者たちも「政府が社会の偏見をなくしてやろうとの親心のあらわれであり、われわれもこの善意の門がもっと拡大されていくよう一層努力したい」と喜びを語っている。

"社会復帰を促進"

ハンセン氏病　研修終え川満氏帰任

ハンセン氏病問題について本土で研修中だった沖縄の愛楽園長川満彦一医師が二月十日帰任した。同氏は昨年十一月、琉球政府厚生局医療担当次長から愛楽園長に転任約三カ月間、国立療養所多磨全生園ほか五カ所のライ療養所で管理面を中心に研修をうけた。十二日厚生局で記者会見をし「治療施設の充実と社会復帰促進に力を入れたい」と次のように語った。

六カ所のライ療養所で管理面、施設を見て、同時にハンセン氏病に対する研修をしてきた。本土の治療所は五十年余の歴史があるだけに施設もよく、医療陣も充実している。新患者の発生も少ない。

治った人たちの社会復帰問題は本土でも療養所と福祉的なところがあり、その性格面の問題と社会の認識不足、適職などの点でまだ研究の段階である。沖縄でも社会復帰問題がとりあげられているが、時期的によいと思う。

園長に就任して、まずこれまでの収容重点主義から療養所らしい施設の面を充実、治療を主体として運営していきたい。それには陣容の強化、働きやすい環境に持っていくことが大切である。社会復帰の面では局長、次長とも話合って具体策を立てていくが、自分としては、一般身体障害者の更生補導と同じような方向にもっていきたい。

沖縄戦の死没者らに見舞金

次官会議で要綱決まる

政府は二月十五日の次官会議で、第二次大戦の沖縄戦の死没者と疎開船対馬丸で引揚げる途中撃沈された学童の遺族らに対する見舞金二億四千四百万円の支給要綱を決めた。申立て人の認定が終わりしだい、一人二万円ずつ琉球政府から支給する。

これは、昭和二十年三月以降の沖縄本島および慶良間諸島の戦闘に協力したもの、あるいはこれに準ずるもののうち、すでに遺族援護法による弔慰金を支給されたもの以外の約一万人および十九年八月疎開船対馬丸で引揚げる途中、鹿児島沖で撃沈され死亡した約七百人の学童の遺族に支給される。

これに要する予算二億四千四百万円はすでに三十六年度予算に盛り込まれている。なお、戦闘死亡者の大部分も十四歳未満の学童である。

今後の手続はすでに出ている申立て書によって、対馬丸の死亡者については内閣総理大臣、その他については厚生大臣がそれぞれ認定し、琉球政府を通じて支給されるが、政府は三月中にも全部の遺族に手渡したい方針である。

"沖縄ルート"増加

大蔵省「密輸白書」を発表

少量で高価な品が多い

大蔵省は昨年中の時計、貴金属、麻薬などの「密輸白書」を二月十三日発表した。それによると、検挙件数は三千九百八件、金額では三億五千八百万円で、特に最近の傾向として沖縄ルートが増加し、内容もかさばらないで金額の高いものが目立っているという。

白書のおもな内容は次のとおり。

▽検挙件数＝密輸出は二百三十四件で、昨年より減少。朝鮮向けが百三十一件で全体の五十六パーセントをしめているが、クーデター以来取締りの強化から前年にくらべると二十三・八パーセント減っている。ついで香港四十一件、沖縄二十二件、中国九件などが目立っている。密輸入は千五百三十四件で前年より二十八・七パーセント増。米国からが三百六件、沖縄二百八十二件、香港百七十四件、朝鮮六十二件などとなっている。

▽密輸犯人＝検挙人員は四千九百二十人で前年より十一・三パーセントふえているが、国籍別では日本三千七百八人、ついで朝鮮四百四十九人、中国二百六十三人、沖縄二百十五人、米国百二十六人などで、沖縄が前年にくらべ三十三・五パーセントもふえているのが目立っている。

▽密輸物件＝密輸出、価四百五十[illegible]万円、密輸入、価[illegible]万円、合わせて三億五千八百五十五万円で、密輸出の減少から総額は前年より減っているが、密輸入は増加の傾向にある。密輸出、輸入品とも小型で値のはる時計、貴金属、機械器具類などが多い。

五体完全な日本兵の遺体

沖縄摩文仁で発見

土のなかに埋もれていた元日本兵の遺体が二月十八日沖縄で発見された。沖縄戦最後の激戦地摩文仁で植物採集中の二人の青年が見つけたもの。五体完全にそろい、右手の人さし指はピストルの引金にかかり、弾もこめられたままで、万年筆には濱岡雄幸と刻まれ、腕時計も原形をとどめていた。総理府南方連絡事務所は遺族の届出を待っている。

電気料金値下げ

7月1日実施の運び

琉球政府建設運輸局と五配電会社代表は二月十二日、電気料金引下げ案について第二回目の検討を行った。政府側から安里建設運輸局公営事業課長、川満、玉城の両電力関係係長、配電業者側から[illegible]沖配営業部長ら五配電会社代表が出席、さきに政府提示の二点を中心に話合った。その結果、さきに政府が提示した①総括原価の計算期間を二カ年にすることを認め②各社の供給規定の変更認可申請（料金値下げ案）は、三月十五日までの提出を四月十日までに延期する点で一致、電気料金の値下げについては、政府の当初計画どおり、来る七月一日から実施できることを各配電会社ともいちおう了承した。

沖縄貿易をタネに

信用状で一千万円詐欺

沖縄への輸出貿易で、銀行の信用状をカタにした大がかりな詐欺事件を捜査していた警視庁捜査二課では、二月十七日までに東京都北区滝野川一の四一、貿易商旭通商株式会社社長星野好[illegible]（四三）を詐欺容疑で逮捕、星野宅と共犯の宮城県塩釜市中ノ島二、水産物加工販売業大友水産会社本社、同社長宅などを同容疑で家宅捜索した。警視庁では近く大友とその長男、青森県八戸市鮫町、大友水産八戸工場長大友信男（三〇）に出頭を求めて本格的な取調べを行う。

調べでは、星野は去る三十四年六月ごろ、水産物加工品が品薄の沖縄に目をつけて旭通商会社を設立、大友水産のサバ、サンマの缶詰を那覇市の貿易商高田商店、涌川商店に輸出していた。

その後、金融引締めなどのあおりで経営不振となり、当時資金繰りに困っていた大友水産大友重吉とはかり、三十五年八月、サバ、サンマの缶詰の取引を高田、涌川両商店と契約した際、両商店から送ってきた琉球銀行の信用状をカタにして、知人を通じて千代田区有楽町一の一〇、三和ビル内貿易商東商貿易公司[illegible]社長[illegible]から三回にわたって計五百万円を借りたが、信用状の期限が切れても約束の缶詰五千五百カートン（六百五十万円相当）を沖縄へ送らず、同公司から受取った五百万円を星野、大友二人で山分けしていた疑い。

星野はこのほか港区芝松阪町、金融業友信商事会社佐藤[illegible]社長（[illegible]）からも同じやり方で百万円をだまし取ったのをはじめ取引のあった貿易商社、カタクリ粉のメーカーなどとの間でも返済しない金がわかっただけでも一千万円以上あり、同課で裏付け捜査を進めている。

輪禍対策に米琉合同委を

主席、弁務官に提案

大田琉球政府主席は、二月六日キャラウエイ高等弁務官との定例会見の際、交通事故対策について米側の協力を求め、

最近沖縄における交通事故が漸増しており、一九六一年度の統計では発生数二千二百二十件、うち死亡七十四人になっている。事故の二十一・八パーセントが米軍車両によるものである。

と説明、米軍と琉球政府との間に交通事故対策合同委員会を設置して防止策を講ずるよう提案した。

さんご礁

◇…南の島沖縄では二月も中旬となるともう観光シーズン、北部の名護の桜も満開とあって、土曜、日曜などは中南部から団体客や家族づれなどがドッと押しかけ、二千人を越す人出。

◇…桜の名所である名護城跡の[illegible]の道を初め、本部半島までドライブする自家用車族や外人観光客もいる。おかげで旅館は大入り、名の売れた旅館になると週末は予約しておかないと泊れない有様。

◇…レジャー・ブームも家族中心主義になったのか、昨年よりも家族づれが多くなったのが目立つ。[illegible]

◇…[illegible]備をしている。

〝学園の暴力〟に対処

道徳教育を確立

琉球政府文教局　本土の指導者招聘

最近沖縄で小・中学生の暴力件事が頻発し学園の問題となつているが、琉球政府文教局でもこれを重視し対策に乗り出すことになつた。那覇署少年係の話によると最近の非行少年の傾向は、粗暴、凶悪犯、盗みなどがふえ、しかも非行少年の年齢低下が目立つという。特に、先ごろ那覇教育区内で中学生がチエーンやスパイクを使つて同級生に対し集団暴行を行つたという事件があり、教育界や父兄に大きなショックを与えている。

そのほか、小学生から金銭を奪つたり、学校内を荒したり、連続放火など、その非行ぶりは悪質化の傾向を示している。原因はいろいろあげられているが、文教局では根本原因は戦後の乱れた社会風潮にあるといつており、道徳教育の確立が必要だと強調している。また、地域社会の環境浄化もその一つとしてあげられており、文教局では昨年コザの越来小学校区を青少年育成モデル地区に設定した。現在、区教育委員会や中学校、高等学校には補導教師や道路指導主事が配置されているが、学園の暴力を根絶するには手うすの状態だという。文教局ではこの夏、本土から生活指導の権威者を招き、教職員をはじめ父兄に「子供の道徳教育」について講習会を開いたり青少年の不良化防止と社会環境浄化の一大運動を行う方針である。

[illegible]における演説会

新設校、記録破り

在籍数増加で狭くなる学校施設

敷地確保が悩みの種

沖縄では児童、生徒数が飛躍的に増加し、特に都市地区の生徒在籍数にこの傾向が甚だしいが、これに伴い学校施設の狭隘化が学校当局を悩まし、一方地区教育委員会は新しい敷地確保に頭を痛めている。

琉球政府文教局の調べによると、一九六一年度の小・中学校新設許可申請件数は九件（ほか一件は政府立）で、うち認可になつたのが那覇市の神原中学校ほか六件、そのほか政府立の松島中学校（那覇ほか二校が設立準備を急いでいる。

例年、新設校は年間二、三校が普通で、一学年度に十校近くもの新設申請や設置完成をみたのはまれだという。これは、都市形体からくる人口の増加と、特に中学校の在籍数が一、二年前から著しくふえつつあることが新設校増加の大きな原因だと文教局では説明している。

特に、中学校の生徒数は統計上三年後の六五年をピークに、今後うなぎのぼりに増加すると考えられており、生徒数のマンモス化に伴う学校施設の狭隘と、それから派生する学校の新設や既設校の敷地校舎拡張などの問題はますます深刻なものになろうという見方である。

一校の生徒在籍数は二千人が限度とされているが、現在、二千五百人の児童生徒を抱えたマンモス学校は那覇中学校をはじめ七校ありあと二、三年もすると三千人突破が予想されているが、このような実情から新設校問題は当分続くものとみられている。

米留学の外間さんに二百ドル

米将校夫人達が

沖縄米軍基地のフオート・バクナー婦人クラブの将校夫人たちが、米国オレゴン州立大学に留学している外間正子さん（20）の学資に使つてくれと、二月七日父親の琉球大学教授外間政章氏に二百ドル寄贈した。正子さんが学資に困つていることを知り同婦人会が拠金したもの。

沖縄の青年代表入京

日本健青会に招かれ

日本健青会中央本部は昨年に続き本年も沖縄の青年代表二十三名を招き、一行は二月十四日着京、関係方面にあいさつしたが、十五日正午から社会事業会館会議室で懇談会を開催、総理府特連局岩城事務官、琉球政府東京事務所大城次長、南方同胞援護会千葉援護、神田企画両課長が出席、沖青協、沖農協、沖縄遺族会青年部、健青会沖縄支部などから推選されたあらゆる職種の第一線にある若人たちなので活発な意見の開陳があり、三時散会した。

一行は九日間都内や日光などを見学、その後、御殿場の国立中央青年の家での行事に参加し、終つて関西、九州、四国の各地を見学、三月十七日鹿児島から帰郷する。同会では一行の離京に当り二十八日、東京飯田橋の「家の光会館」で歓送会を行う。

大学連合沖縄訪問団壮行会

東京沖縄学生文化協会の第三回大学連合沖縄訪問団は二月二十五日出発するので、十八日早稲田大学の大隈会館で壮行会を開催。早大六、法政、立教、日本女子大各二、女子美術大一、計十三名の団員と、各大学の有志や先輩のほか、日本健青会清水事務局長、南方同胞援護会神田企画課長など参会、小田光男団長（早大）はじめ全団員が抱負を開陳、来会者の激励の言葉があつた。

（写真は本会を訪れた沖縄の青年代表=上=と、大学連合沖縄訪問団）

商学科を新設

嘉数学園奨学生制度も

沖縄の嘉数学園では二月十五日創立五周年記念式典を行つたが、同学園ではこれを記念して商学科を新設し、同時に奨学生制度を設けた。

〝沖縄の会〟

東調布中学で

東京の大田区立東調布中学校では二月十六日午後一時から講堂で「沖縄の話」を聞く会を開いた。これは、同校に研究教員として勤めていた首里中学教諭富田哲氏がその期限を終えて三月に帰任することになつたので、沖縄に関心の深い校長先生やPTA会長などが協力して先生や父兄に沖縄の実情を紹介しようと計画されたもの。南方同胞援護会から貸出した沖縄の写真や資料を展示し、富田先生その他の講演やスライド映写のほか、琉麗社中の沖縄舞踊もあつて盛会だつた。

全琉音楽祭開く

沖縄タイムス主催の第七回全琉音楽祭は二月十日、十一日両日タイムス・ホールで開かれ、合唱コンクールに八十四校、音楽発表会に延べ八十校が参加、一九五五年に発足して以来最高の参加数で、盛会のうちに幕を閉じた。

大浜信泉氏、学生野球協会長に

日本学生野球協会では二月十日の役員会で、会長に大浜信泉氏（南方同胞援護会々長・早大総長）を新任した。

沖縄の離島を見る（一）

発展の余地に悩む

法政大学沖縄文化協会

宮古・石垣・西表島親善訪問団

宮古島

東京からジエツト機で二時間足らず、鹿児島から船で二十七時間の南に、沖縄はある。普通に沖縄といえば、今次大戦の激戦地で、その悲劇のシンボルともいうべき「ひめゆりの塔」や「健児の塔」で知られ、また米軍基地が多いことや、それに関連する基地問題などで知られているが、それらはいずれも沖縄本島のことで、離島のことは余り本土に知られていない。

本土から見れば沖縄全体が離島だが、そこには大小六十余の島々があり、沖縄群島、宮古群島、八重山群島に大別される。沖縄で離島といえば、本島周辺の久米島、久高島などと、宮古、八重山両群島（これを合わせて先島とも呼んでいる）を指す。そしてここには、本当の意味での沖縄を現わしている情緒豊かな民謡や踊りがある。一見のどかで平穏なこれらの島々にも、本島とは違つた悩みがある。私達は、この悩み多く知られざる離島に、親善、交歓、調査研究の目的で、十一日間滞在した。

離島へ渡るには飛行機もあるが一般に利用される船は交通機関として重要な役割を果している。小は三十トン級のダルマ船から、大は三千トンぐらいの貨物船が、那覇市の泊港から出ている。私達の乗つたのは約八百トンの貨客船でこの先島航路には、三つの船会社が五隻を毎月運航するようにダイヤを組んであるが、天候によつて当てにならない。

同じ沖縄の一部に行くといつても、本土の隣り町に出かけるように気軽な訳にはいかない。変り易い天気は、生命を保証しない。それが、出港の光景によく現われている。或る者は友人と手を取り合い、或る者は涙を流して家族と別れを惜しんでいる。それに五色のテープ、別れの曲が、一層感傷をそえる。

桟橋を離れてしばし、波上宮が遥かに小さく望める頃、陽は傾き、西の空は紅く彩られ、鼠色の雲の下には青い海、素晴らしい南国特有のコントラスト――突然、爆音が私達の感動を打ち破つた。米軍のジエツト戦闘機だ。編隊を組んで威容を誇るが、何と不釣合いなこの光景。然し、これが現在の沖縄なのだ。憤りと共に、この不自然な風景を解消しなければならないと、決意を新たにした。

宮古島の玄関、平良港の桟橋には、馬車や、トレーラーや、トラツクなどが忙しそうに走り回り、小さいながら波止場らしい活気が感じられた。二セントの通行料を払つて検門を出ると、駅前通りともいうべきこの坂道の両側には、所せましと商店や民家が並んでいる。「もうこれ以上どうすることも出来ないんだ。発展の余地がないんだ」というように…。

坂を登り切つた所が平良市の官庁街で、宮古地方庁を初め、市役所、郵便局、裁判所、警察署、学校などがある。そこから左に折れた通りがメイン・ストリートで、本土の町ぐらいの賑やかさだ。映画館も四つあり、パチンコ、ピンゴもあれば、喫茶店やバー、キヤバレーもある。

宮古島は元は独立した一つの国で、琉球の支配に入つたのは十六世紀になつてからである。琉球王国時代には、苛酷な人頭税に苦しめられた。「ぶばかい石」あるいは「人頭石」と呼ばれる高さ一・四メートルほどの石柱より背が高くなると一人前の税が課せられたのである。また、毎年必ず襲つてくる台風も大きな傷跡をつくる。一昨年報道された〝ソテツ地獄〟は、この宮古島の保良部落だつた今は平穏に農業に励んでいるが、部落の人たちの顔には明るさがない。

これは、何も保良部落に限つたことではない。宮古全体にも言い得ることだ。戦前の宮古の三大産業は、黒糖、カツオ節、宮古上布だつた。然し、戦争は、カツオ節、上布の生産を激減した。現在は、黒糖のみが全沖縄の四分の一を生産する主要産業として、宮古の人人の命の綱となつている。

ところが最近、黒糖にも暗い影がさしてきた。貿易自由化の影響である。これに対しては、座談会の席などでは必ず悲観的な意見が聞かれた。また、肥料の使い過ぎとか、技術上の無理から、あと七八年がいいところで、以後は期待できないとみている農民もいた。

水田は殆んどなく、地下資源も皆無な隆起珊瑚礁の宮古は、そうなつたら一体どうすればいいのか。このキビの花も散り、製糖工場の煙突の煙が消えたら、宮古は何によつて生きて行くのか。働き口の少ない宮古では、若い人、特に女性が年々減つていく。上野村の青年会との座談会では、男十三人に女三人という有様、その中のある青年は「結婚したくても相手がいない」と嘆いていた。そしてそのことから、青年会活動にも支障をきたしているとも言つていた。青春のはけ口をふさがれた彼らには、若さが感じられなかつた。

同じことは、高校生についても言える。宮古高校は沖縄で一、二を争う優秀な高校だ。働き口のないこの島から出るには、とにかく優秀でなければならないとあつて、競争で勉強するからだと、校長先生は説明する。そのせいか、或いは長い間に身についた宮古の人特有の性質なのか、素直に感情を表現しない。そこからは、明るさも、苦しさも、情熱も感じ取れない。

宮古の青年たちよ、高校生諸君よ、君たちの双肩には、君たちの郷土宮古の将来がかかつているのだ。われわれは若いんだ。可能性は無限なのだ。頑張ろう！お互いに協力し合つて…われわれの祖国日本の真の独立を勝ち取るためにも、頑張ろう！と叫んで、次の目的地石垣島へ向つた。

【佐々木功記】

本会取扱の図書

沖縄における補償問題　波多野里望著　送料とも実費　一部　三〇円
概説　沖縄史　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　七〇円
沖縄司法制度の研究　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
沖縄今昔　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　一八〇円
国際法から見た北方領土の問題　田村幸策述　送料とも実費　一部　六〇円
北方地域資源調査書　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一、五〇〇円
北方地域財産調査書　土地、建物、漁業権、鉱業権の各部　南方同胞援護会編　送料とも実費　全四巻　二、〇〇〇円
千島概史　高倉新一郎著　送料とも実費　一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
特別地域関係団体名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一〇〇円

発行所
東京都千代田区三年町一　社会事業会館内
南方同胞援護会
振替　東京　五五四一〇番

季刊　沖縄と小笠原　第18号
実費頒布中　￥60（送料は本会負担）

領土復帰を念じて　渋沢　敬三
沖縄経済発展の基盤　上原　清
日本の北方問題に対する米国の政策　ダグラス・メンデル
南樺太への追想　佐々木延男
◎八重山版浦島太郎物語　崎山　用貴
◎与那国島を訪れて　西川　章夫
沖縄医療界の盲点　照屋　寛善
抵抗する教育　（上沼　八郎）
沖縄林業発展のために　竹原　秀雄
―資料―
北方領土問題と安全操業（座談会）
総理府特別地域連絡局事務分掌

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

南と北
「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
　　　　　 3857
振替貯金口座　東京55420番
編集兼発行人　吉田嗣延

毎月5日，15日，25日発行
1部5円

米、沖縄の現状改革へ 近く日本に提案

ケネディ大統領、記者会見で表明

三月七日ワシントン発の外電によると、ケネディ米大統領は七日の記者会見で、沖縄政策について数日中に日本政府に提案を行うことを明らかにし「防衛上の必要と、沖縄住民および日本国民の正当な利益とを均衡させなければならない」と述べた。大統領の発言は「沖縄にもつと自治を与える意意があるかどうか」との質問に答えたもので、その中で大統領は、

ロバート・ケネディ司法長官の訪日報告によると、沖縄問題は日本にとつて重大な関心事であり、日本滞在中この問題が一番話題になつたという。これについては責任ある委員会（注＝ケイセン調査団）も若干の勧告を行つている。われわれはここ数日中に、この問題に関し日本政府に若干の提案を行うつもりだ。然し、沖縄は明らかに極めて重要な基地であり、これによつてアジア諸国の安全が保障されている。従つてわれわれは、防衛上の必要と、沖縄住民および日本国民の正当な利益とを均衡させなければならない。われわれは、こうした制限内で最善を尽すつもりである。

と語つた。

日本政府に対する提案の内容は秘密にされているが、米政府筋によると次の諸点が主なものとみられている。①沖縄に対する経済援助を大幅に増大する②沖縄住民の自治権を拡大する。ただし、防衛問題については米側の拒否権を残す③沖縄における行政組織を再編成する。これに伴い高等弁務官の法的地位も若干の影響を受けよう。この改革が実現すれば、沖縄問題が解決に向つて大きく前進することが期待されるが、いずれにしても、米政府はまず日本政府に通告し、その協力を求めて改革の具体化に着手するものとみられている。

沖縄 小笠原 施政権返還 北方領土の回復

衆参両院で決議

三月九日の衆議院本会議は午後二時十九分開会。

▼日本固有の北方領土回復に関する決議案（自民、社会、民社三党共同提案）を上程、前田栄之助氏（社会）が趣旨弁明に立つた。

前田栄之助氏（社会）わが国が主張する北方領土とは、わが国本来の固有の領土で、侵略領土ではない。ソ連の主張するヤルタ協定は、わが国の関知しない戦時中の秘密協定で不当であり、日本はなんら拘束をうけない。政府は平和共存の趣旨にそつて平和条約締結の方向に向つて懸案を解決すべきであり、親善友好と安定繁栄に努めるべきである。

次いで賛成討論に入り、

佐々木秀世氏（自民）政府はソ連との間にすみやかに平和条約を締結し、平和的な話合いで北方領土の回復を実現させるべきである。ソ連の主張は日ソ共同宣言に違反し、内政干渉のそしりを免れない。

採決の結果、賛成多数（共産党反対）で同案を可決。この決議に対し、

池田首相　国民の期待にそうよう最善の努力を尽したい。

小坂外相　北方領土問題はすでに解決ずみとのソ連の主張は容認できない。国論を統一して回復実現に努力したい。

と政府の所信が述べられた。引続き、

▼沖縄および小笠原諸島における施政権回復に関する決議案（同じく三党提案）を上程、床次徳二氏（自民）が趣旨弁明に立つた。

床次徳二氏（自民）沖縄同胞の祖国復帰に対する熱烈な願望は国民のひとしく理解し同感するところである。われわれは国際緊張の緩和に努力するとともに、その間産業、民生、文化を一層発展させながら祖国復帰のすみやかな実現をはかること、また、小笠原諸島同胞の帰島実現に最善の努力を払うことを政府に要望する。

次いで各党代表の賛成討論に入り、

松本俊一氏（自民）わが国は沖縄および小笠原諸島の領土権を放棄したのではない。われわれは世界および極東の緊張緩和に全力を注ぎ、施政権のすみやかな復帰に一層努力しなければならない。

帆足計氏（社会）沖縄は軍事占領下のままで言論、集会、出版、思想の自由さえ制限されている。近く発表すると伝えられている米国案が施政権返還になんら触れていないなら、見せかけの譲歩で目先をごまかし、占領政策を永続化しようとするものだ。

採決に入り満場一致で同決議案を可決、次いで首相ならびに外相から所信表明があつた。

更に十四日の参議院本会議では、先に衆議院で決議したものとほぼ同じ趣旨の①北方領土の回復と②沖縄、小笠原の施政権回復に関する両決議案を、自民、社会、民社同志、無所属クラブの五派共同提案で上程①は共産党のみ反対②は満場一致で可決した。

日本固有の北方領土回復に関する決議（衆院）

政府は、日ソ共同宣言および松本日本国全権とグロムイコ・ソ連邦外務次官との間の往復書簡にもとづき、なるべくすみやかに領土問題をふくむ平和条約締結に関する交渉をソ連邦との間に開始し、懸案となつているわが国固有領土である北方領土問題を解決し、これをわが国に復帰せしめるよう最善の努力を払い、わが国の総意にこたえるべきである。

沖縄および小笠原諸島における施政権回復に関する決議（衆院）

本院は、すでに過去三回にわたつて沖縄および小笠原諸島の施政権返還の決議を行つてきたが、いまなおその実現をみないことは甚だ遺憾である。われわれは、琉球立法院の決議ならびにその他の決議にしばしば表明された住民の日本復帰に関する強い願望にこたえ、沖縄ならびに小笠原諸島の施政権復帰について、このさい政府が最善の努力を払うべきことを強く要望する。

時論

新たなる沖縄の〝曲り角〟

この両三年、沖縄は曲り角にさしかかつていると形容されてきたが、昨秋から今春にかけ、そのカーブが一段と急になつた。

琉球立法院の、国連の植民地廃止宣言を引用する施政権返還決議が異色であることは指摘するまでもないが、本土の国会が、北方領土とともに、沖縄、小笠原の復帰に関して「最善の努力」を政府に要望したことは注目に値する。琉球立法院の復帰要請は毎年のことであるが、国会の決議は戦後これが四回目にすぎない。

しかし、米国はこれらの動きに先立つて、昨年来独自の立場から検討を進めており、沖縄に臨む態度を変更せざるを得ないとの結論に達した。

祖国復帰が「沖縄県民」の悲願であることは論ずるまでもない。ただ、四囲の情勢が早急な実現を阻むことも、遺憾ながら肯定しているのが、現地の大多数の態度であろう。そこに「余儀なき次善の策」が生れる。

軍事基地として厖大の能率を発揮することだけに目的を絞れば、千島におけるソ連のように、住民をことごとく追放するのが早道である。いわんや沖縄は、日本が降伏前、米国が血を流して実力により占領した地域であつて、空巣をねらい無抵抗の島を奪つたソ連とは本質を異にする。しかも、米国は追放するどころか、島の再建に努力してきた。

むろん、その再建は軍事基地を維持する方便であるとの見解も成り立つが、少なくとも、現前の復興が米国の寄与に負うところが多い事実を否定するものはあるまい。

けれども、外面の復興がどんなに進んでも、むしろ、進めば進むほど逆作用に類する焦燥が住民を包むことを、見逃してはならぬ。米国は、沖縄でやろうと思えばどんなこともできる。米本土よりも自由であるとさえ言うことができる。このような変則な統治形体は類がない。しかし、絶対の権力は裏を返せば絶対の自由の保障がなければ永続きしない。この一見矛盾するような原理こそ、幾千年を通ずる「民衆のための政治」の支柱にほかならぬのである。

米政府は、沖縄管理以来の画期的と称される提案を日本政府に行つた。未だ具体案の発表に接しないが、伝えられるところは、施政権の返還を前提とする自治権の拡大、日米の沖縄経済援助の増大、社会福祉制度の確立などを内容とするらしい。

抽象的なこれらの表現では、評価困難であるが、われわれは「施政権の返還を前提とする」含みを重視する。現地にも本土にも、取敢えず施政権を返せ、軍事基地は第二段の措置とするもやむを得ぬとの空気が窺える。米国内においても、沖縄返還の見通しを明示せよとの声が、相当強く叫ばれているではないか。

本土と沖縄との分離政策を改める傾向は、二、三年来、低速度ながら進められている。本土との協力なしには行けぬことを悟つた以上、米国は軍政の旗を民政に切替え、窓を大きく開かなければなるまい。高等弁務官が「施政権に抵触しない範囲での日本の援助」を固執するならば、施政権そのものの枠を作り直すことが、今後の進展をもたらす大前提となる。

政治は生きものであり、時運とともに流動する。強いてこれを阻んで激流となり怒濤となることを好む愚は、民主政治の旗手をもつて任ずる米国が最もよく知るところ、大きな曲り角のハンドルを取り損なわぬよう、米側の理智と英断を望む所以である。

高等弁務官発言の詳報

施政権返還の円滑化に備えて行政を

政府機構は二つ

弁務官府と琉球政府

（一部既報）沖縄のキャラウエイ高等弁務官は二月二十八日、フォート・バクナー将校クラブに内外の報道人を招き説明会を開いたがその際の弁務官の発言として伝えられた要旨が本土で大きな反響を呼び、国会でもこれが取上げられた。発言内容は非常に長文のものであるが、その後民政府から発表された資料により問題点を摘記すれば次の通りである。

一、沖縄の軍事基地の重要性は十分認識されていない向きがあるが、これは、自由世界はもちろん沖縄や日本の南方国境を防衛し、そのため日本自体ここに軍を置く必要がないという点からも重要な意味がある。

一、合衆国の琉球に対する政策は、アイゼンハワー前大統領が述べているように、日本の「潜在利益」は認めるが、極東に脅威と緊張が続く間は現状を継続するもので、これは一九六一年の池田・ケネディ会談でも再確認されている。

一、日本は琉球に潜在利益は持つているが、施政権についての責任はない。琉球列島米国民政府の長は高等弁務官である。

一、琉球の行政機関は「高等弁務官府」と「琉球政府」の二つである。陸軍司令部に私の事務所があるのは、高等弁務官であると同時に軍務も持つているからである。また、琉球政府との関係で那覇の行政ビルに事務所を持つているが、これは職員を二分しているだけで、組織としては「高等弁務官府」一つである。

一、高等弁務官府の目的は大統領行政命令に規定され①能率的な住民政府の育成②経済発展の促進③住民の生活水準の向上に大別される。高等弁務官は施政の全権を持ち、必要があればあらゆる琉球列島の立法に対する拒否権と共に行政主席の任命、琉球政府職員の罷免、必要な法令の公布など、あらゆる施政権を行使する権限を保有している。

近年においては、拒否権は大いに制限して行使されている。高等弁務官は行政主席を立法院の代表たちを諮ることによつてのみ任命しているし、高等弁務官によつて罷免された職員はいない。布令その他法の効力を持つ文書も、合衆国の使命がそれを必要とする時だけに公布されており、また、これまでの歴代の高等弁務官も、適当な立法がなされたら、それに代つている布令は喜んで廃止することを表明してきた。多くの布令、指令が廃止されている。

一、高等弁務官はまた次のような責務も負わされている。即ち①自治権の拡大②行政命令に規定されている琉球住民の人権の尊重。これらの責務は、これまで同様継続して果される。もし、政治の失策、財政上の崩壊、経済的不況または伝染病蔓延などがあつても、世界世論に対して責任を負うのは合衆国であり、琉球政府でもなく琉球住民や日本国民でもない。

一、以前は琉球は殆んど合衆国の法令で統治されていたが、現在では島内のことに関する全法律の七割から八割は琉球の立法によつており、事実上、殆んどの琉球の立法には制約はない。琉球の立法権の範囲は、日本における国としての立法権にも比較されるべきもので、県レベルのそれを遥かに凌いでいる。

一、沖縄には基本的な問題が二つあると思う。一つは、米国は不定期間、恐らく相当長い期間沖縄で絶対的施政権を持つだろうが、この政治的現実にどう対処するかという問題である。もう一つは、将来施政権が日本に還る場合、これをスムーズに行わしめるためにどのように規則正しい行政をし、住民福祉のため日本からの援助をどう受入れるかという問題である。

日米の沖縄方針に合致

対米折衝の要なし

キャラウエイ発言　大平官房長官談

波紋を投げたキャラウエイ米高等弁務官の発言について、政府は三月七日午後「同発言の記録を詳細に検討した結果、沖縄問題に関する日米間の従来の基本方針に合致している。日本政府としては同発言をめぐつて対米折衝を行う必要はない」との政府の見解を大平官房長官談の形で発表した。要旨次の通り。

一、問題のキャラウエイ発言は、米側の説明によれば、従来の日米間の了解、特に米国が沖縄に関する日本の潜在主権を認めていることに立脚して行われたものである。さらに、キャラウエイ発言の記録を詳細に検討した結果、沖縄問題に対する日米間のこれまでの基本方針に合致していることを確認した。

一、キャラウエイ発言中「極東で脅威と緊張が続く限り琉球における現在の地位を持続するという米国の政策は、昨年の池田・ケネディ会談で再確認された」というのが問題視されている。これは、三十二年六月の岸前首相とアイゼンハワー前米大統領との会談で、岸前首相は沖縄の返還を主張し、アイゼンハワー前大統領は極東の緊張が続く限りはこれに応じられないと述べ双方の見解は対立したままであつた。昨年六月の池田・ケネディ会談でも同様の対立があることを再確認した。キャラウエイ中将が「池田・ケネディ会談で再確認された」と発言したのはこのような事情を指しているものと政府は考える。

一、政府はこのたびのキャラウエイ発言については、以上のような[illegible]というように受けとる。

一、キャラウエイ発言の中に「潜在利益」との言葉があるが、米側に照会したところ、この潜在利益は従来の日米間の了解を述べたものにすぎない。米国は潜在主権を認めている。「潜在利益」は「主権」をも含むものであるとの回答があつた。

一、また、キャラウエイ中将が「沖縄の自治権は十分である」「拡大の必要はない」と述べたとの報道があるが、このような[illegible]のないことが確認された。

発言時期に問題も

完全に報道されなかつた ケイセン報告とは無関係

米側弁明

……解説……

二月二十八日のキャラウエイ発言が本土で大きな反響を呼んだことは、現地米側としては非常に「意外」だつたようで、高等弁務官府は三月二日「日本本土で受取られた報道は完全に伝えられていない」として弁明の談話を発表した。

この説明会は、去る一月本土の特派員や地元記者団からの要請があつたものが弁務官の仕事の都合で延びていたもので、説明の内容はこれまで本土の国会議員団や日本新聞協会代表に説明したものと同じもので、当時は別に問題にされなかつたのに今度騒がれたのは不可解だというわけだ。

事実地元の新聞は、その取扱い方も本土の新聞に比較して刺激的ではなく、後日民政府から配布された発言内容の資料を詳議してから「沖縄統治継続」を池田・ケネディ会談で再確認している点とか、潜在主権を「潜在利益」と言つている問題などを取上げて論評した形で、しかも、本土に強く伝えられた「住民自治は現状で十分」だという発言はなかつた。

結局、高等弁務官としては、単に弁務官府の機能や沖縄の現状を説明した文字通りの「説明会」だつたつもりが、予期しない波乱を呼んだわけだが、これは、発言内容の要旨報道が完全でなかつたことと同時に、発言時期が不適当であつたという理由もあるようだ。

即ち、ケイセン報告に対する希望的観測や、ケネディ司法長官の訪日報告の結果による沖縄問題の好転を鶴首している空気が蔓延している「折も折」この発言があつたということが一因であつたとみられ、そのような時期にああいう発言があつたということは、前記の動きに対する国防省側の強い反対意見を表明した牽制策とみる向きも多かつた。もちろんこれに対しては現地米側も「ケイセン報告とは無関係である」と表明している。

この点に関して沖縄の一新聞は「弁務官発言が軍部側のアドバルーンとしても、結果的にみてそれなりの効果はあつた」としている。つまり、沖縄問題に対する日琉双方の強い関心を示したことになつたというわけだが、いずれにしても「折も折」国会で沖縄返還の決議がなされ、ケネディ大統領が沖縄政策の改善を示唆するなど、問題転換の機運はたしかに熟してきたといえよう。

黒潮

▼…衆議院は三月九日、わが国固有の領土である北方領土問題を解決してこれをわが国に復帰せしめるよう最善の努力を払い、わが国民の総意にこたえるべき決議を行つた。ところが、自民、社会、民社はじめ[illegible]が賛成したのに拘らず、共産党は反対した。

▼…[illegible]の決議にも、[illegible]は[illegible]して反対の態度を示している。「国民の総意」に[illegible]くことは「ソ連の[illegible]」であることを[illegible]するに等しい。

▼…日ソ[illegible]に「日本は千島に対して領有権を持たない。新安保条約の排除に全力を注ぐ」と見解を表明したことなどと思い合わせるとき、言論の自由な日本の[illegible]

北洋のサケ・マス漁船 百二十二隻を休漁

水産庁 強い自主規制案

伊東水産庁長官は三月七日、北洋サケ・マス漁業の関係者を同庁会議室に呼んで、規制区域内外のサケ・マス漁船（付属独航船と流し網漁船）百二十二隻を休漁させるという強い自主規制案を説明、協力を求めた。これは、ことしの日ソ漁業交渉でサケ・マス資源状態の悪化を理由にソ連が強い規制措置を提案してくることが予想されるので、それにそなえて日本側が自主的な規制措置をとつてソ連の出方を押えようというものである。長官の示した自主規制案は、

①規制区域内で操業する母船式付属独航船は現在の四百十隻の一割、四十一隻を休漁とする。

②規制区域外をおもな漁場とする流し網漁船については四百八隻の二割、八十一隻を休漁。

③休漁船の転換先は遠洋カツオ・マグロ漁業、母船式さし網・はえなわ漁業の付属独航船、母船式あきがに漁業の付属独航船の三つとし、優先的に漁業権利を与える。

④休漁船の見舞金は政府は行わず、業界の負担で拠出する。

の四つである。

この日出席した関係者は北海道、青森、岩手など関係十二県の責任者と池崎母船協議会代表、石井日鮭連会長（母船式付属独航船）川端全鮭連会長（流し網漁船）らだが、いずれも水産庁案は「にわかに受入れがたい」と難色を示した。しかし水産庁としては、三月二十日をメドに同案に対するはつきりした態度を示すことを強く要望し、その話合いがつくまではサケ・マス漁業出漁の許可証を発給しないとの方針をとつているので今後の国内折衝はかなり難航するものとみられる。

水産庁は流し網漁船については、①二隻以上所有している船主は一隻を休漁させる②漁船主のサケ・マス経営依存度の低いものから転換をすすめる。

との方針である。系統別、道県別の減船数はつぎのとおり。（カツコ内は昨年の出漁船数）

【母船式】日魯一五（一五四）大洋・北海道公社・函館航海一三（一二九）日水・報国七（六六）極洋四（三六）宝幸二（二五）計四一（四一〇）

【流し網】北海道四九（二四七）青森一（六）岩手六（二九）宮城四（三三）福島六（三〇）茨城〇（二）山形〇（一）新潟二（九）富山五（二五）石川四（一六）岡山〇（一）香川四（二〇）計八一（四〇八）

自主規制 閣議で了承

河野農相は三月六日の閣議で北洋漁業問題につき発言し「本年はサケ、マス、ニシン、カニなど北洋海域の漁業資源が減つていることが日ソ両国の専門家会議で認められた。昨年日本は規制区域外で予定の六万トンを一万トンも上回つて漁獲したが、本年は自主規制区域内の漁船数を制限し、南方マグロ漁業に回したい」と述べて了承を得た。

反対運動燃え上る

北海道の水産関係団体

北海道の水産会、漁連、信漁連、北洋漁協組など水産関係団体は、三月八日札幌市で緊急会議を開き「水産庁の自主規制案は絶対に承服できない」との態度をきめ、政府に強く反対運動を起すことになつた。反対の主な理由は次の通り。

一、昨年秋ごろ対案を示すなら対応策もできるが、現在となつては納得できない。

一　規制案が日ソ漁業交渉の結果として来期から実施というのであれば考え方もある。今期実施では業界に大混乱を招く。

一、母船を減らさず独航船だけ減らすのは、犠牲均分の原則に反する。

一、流し網を規制する前にハエナワ漁業を規制すべきである。

一、小型流し網船は、カツオ、マグロ漁にも北洋刺網漁にも船が小さくて転換できない。強行するなら船を大型化する融資を考えるべきだ。

一、日本海マス漁についても恒久的対策を打出す要がある。

◇

日ソ漁業交渉に日本は国内の自主規制強化でのぞむとの河野農相の方針を重視した北海道の「以南サケマス流網漁業対策道東協議会」は三月四日釧路市公民館で規制強化反対漁民大会を開き、道東四地区七漁協組を中心に、四市町村長同議会議長、商工会議所、市場、仲買組合、缶詰協会などの代表約百人出席、

①国内の規制強化で早期妥結するのは、以南業者に犠牲を強いるものである②収益率が高いため規制可能とみるのは漁業意欲を失わせる③規制区域外（四五度以南の自由海区）だけでなく全海域につき公平な立場で交渉すべきである④サケ・マス漁業の盛衰は地方自治体の経済及び関連産業に重大な影響がある。

などの意見をまとめ、二十五人の実行委員が六日上京、政府、国会その他関係方面に請願陳情を行なつた。

断じて同意できない

北洋サケ・マス漁業の自主規制強化案に対し、北海道の関係者は一致して猛反対の意を表明している。北海道水産部の調べでは、道内二百四十七隻の該当漁船のうち、四十九隻が休漁しなければならず、一隻当り出漁準備金五百万円を内輪にみても、約二億五千万円の損害になる。サケ・マス漁船はサンマ漁の終るころから準備を始め、流し網や要員の確保、船の修理、物資の手当てなどに巨額をつぎ込むので、出漁直前このような抜打ち制限があれば倒産者も出る形勢である。

北海道水産部漁業調整課の話　今度の自主規制は水産庁から一度も相談をうけていない。昨年若干漁獲量を超過したので、今年の自主的規制を業者と研究していたところである。全く準備か終つた業者にこんな案を押しつけるのは断じて同意できない。

樺太の墓参は困難

参院予算委 小坂外相答弁

三月十日の参議院予算委員会で東隆氏（民社）は樺太引揚者の問題につき質問、小坂外相から答弁があつた。

東氏　樺太からの引揚者の墓参をソビエト政府に申入れる計画はないか。

小坂外相　ハボマイ、シコタンの墓参について関係者から要望をうけ、ソ連政府と話合つているがまだ同意を得るに至らない。樺太に対してはソ連政府が外国人の旅行禁止地域にしているので、困難と思われる。シベリア墓参は本年中に三十人の団体で七カ所を訪れるよう話合いができた。

協力できない

北海道庁申入れ

水産庁がサケ・マス漁の自主規制措置を強めるため規制区域外の流し網船を減船する方針を打出したことに対し、北海道庁は三月七日「減船による規制措置には協力できない」との態度を決め、この旨水産庁に申入れた。

政府案撤回を決議

サケ・マス漁協連合会

全国サケ・マス漁協組合連合会は三月十日、役員および上京中の現地代表の合同会議を同会で開き、出漁漁船数の二割（八十一隻）休業を求める政府案に対し「速かに撤回を求める」と決議した。

猛吹雪でソ連領に緊急入域

根室市本町浜本松市さん所有の底引漁船浜戸丸（六九トン＝十五人乗組み）など二十三隻の漁船が三月十一日午後エトロフ島付近で風速二十メートルの猛吹雪にあいソ連占領下の港湾に緊急入域した旨第一管区海上保安本部に連絡があつた。

抑留船員十人引取る

ソ連政府は抑留中の日本漁船員十人を三月十日ホルムスク（旧真岡）で引渡すと外務省に通告してきたので、巡視船「いしかり」を派遣して引取つた。小樽市手宮町本間貞吉さんのタラ漁船第十日東丸（四六トン＝十二人乗組み）の人達で、船長池野鉄蔵さん（三三）と漁労長伊藤王雄さん（四七）の二人は残された。

沖縄の輸出増加 三千万ドル突破

琉銀調査 前年より20％増

琉球銀行調査部では二月二十三日一九六一年（一月—十二月）の輸出為替買取高および輸入為替決済高を集計した。それによると、六一年の輸出為替買取高は三千五百六十八万ドルで、前年度の二千九百七十二万ドルより二〇％の五百九十六万ドル増加。一方、輸入為替決済高は前年度の一億一千九百七十九万ドルより二〇％二千四百四十八万ドル増の一億四千四百二十七万ドルとなつている。

輸出は前年比二〇％という飛躍的な伸びをみせているが、その内容は、農産加工物が二千四百二十四万ドルで全体の六七％で、その大半一千三百六十二万ドルは分蜜糖が占めている。また、製造加工物が六百六万ドルで前年度より六七％の急激な増加をみせ、スクラップ類の三百八十一万ドルを抜いて第二位に上つた。次いで、水産物の七十一万ドル、畜産物の六十万ドル、農産物の二十一万ドル、鉱産物の二万ドルの順となつている。

このように製造加工物が大幅に伸びたのは、トランジスター・ラジオの二百七十六万九千ドル、洋服類の百七十三万ドル、木製品の七十万ドル、菓子の二十一万ドル、タバコの十四万ドルなどの輸出の増加が主な要因となつている。

輸入の増加率も前年度の一八％を上回つて二〇％となつたが、主要商品別にみると、原料別製品が三千四百七十二万ドルで前年より四百三十万ドルの増、食糧が三千二百四十三万ドルで百三十七万ドルの増、機械運輸機器が二千七百五十一万ドルで九百九十五万ドルの増、化学製品一千百八十三万ドルで二百三十九万ドル増、雑製品二千四百五十八万ドルで四百九十三万ドル増、原材料九百五十二万ドルで百五十七万ドル増、その他、タバコ、飲料、鉱物性燃料・石油などいずれも増加している。

イタリアから求人

沖縄船員二十四人出発

イタリアの船主王として知られるナシヨナル・パールツク・キャリアー社社長ルードウイツク氏の専用ヨット（一、八〇〇トン）の乗組員に二十四人の沖縄出身者が採用されることになり、二月二十七日空路ナポリへ出発した。

ルードウイツク氏は船舶[illegible]を持ち、これまで延べ二[illegible]縄出身者を採用したが、[illegible]旋したシャープ社支配人[illegible]氏は「沖縄の人の勤勉さが買われたのでしょう」と語つている。

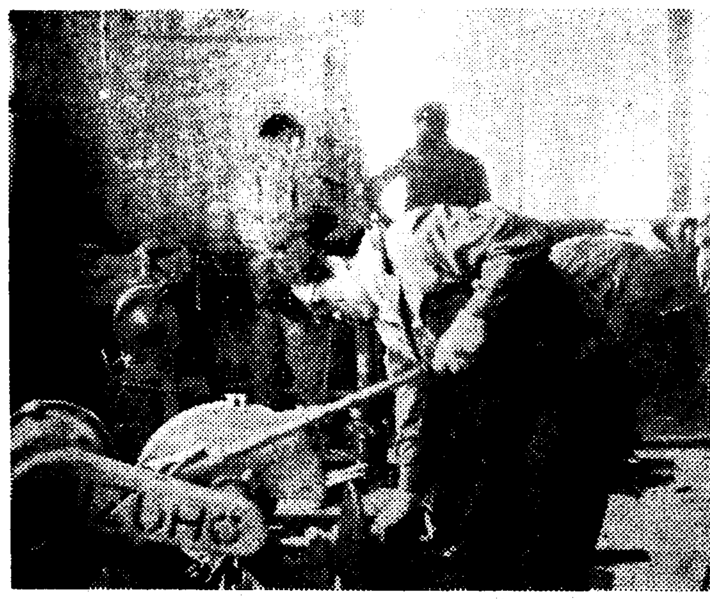

同工場で働く沖縄の従業員

見劣りしない働きぶり

集団就職の青少年

八汐計器製作所 従業員の約半数が沖縄出身

このところ沖縄から本土の職場へ集団就職する青少年たちがふえているが、東京都大田区の八汐計器製作所（代表取締役・仲本潤英氏）には、従業員四十数人のうち十九人も沖縄出身の若者たちが働いている。八汐計器は六年前の設立でまだ建設途上にあるが、沖縄出身を雇つたのは二年前からである。その後、成績がよいので沖縄現地とも連絡して優先的に採用することになつた。

代表取締役の仲本さんは沖縄真和志の出身で「同郷の子弟を世話するのは先輩としての当然の役目だ」と特に目をかけている。したがつて、中小企業の待遇条件としては申分がなく、全員が会社の寮に住込み、寮費も三食たべて月三千円だという。寮費を差引いても平均して手取りは六、七千円あるそうで、中には夜間の高校へ通つている少年も数人いる。

この工場は、千代田光学、キヤノン、ソニーなどの下請けで、カメラの部品や計器類を作つているが、もうすつかり一人前になつた少年たちが、電機ドリルやボール盤と取組んで懸命に部品を作つていた。その一人、沖縄北部の久志中学の出身松崎勝君（一七）は、一昨年四月、中学卒業と同時に採用されたが「一生懸命に働いて郷里の両親を安心させたい」と元気に語つていた。また、沖縄出身ではたつた一人の女子工員である宮城道子さん（二）は、辺土名高校を卒業、沖縄遺族会の職業補導所でタイプを修得したが「広い社会へ出ていろいろの技術を身につけたい」と昨年三月上京した。今では大勢の男子工員に交じつて同じ仕事に励んでいるが、少しもひけをとらないという。

仲本さんは沖縄の青少年たちの長所や欠点について次のように語つた。

作業にも熱心で勉強もよくやるが、沖縄での習慣がなかなか抜けきれず、日常の言葉使いやれい儀をわきまえない。一般的にいつてコザ市など基地周辺の子供たちは生活がスレているが、北部の農村の子供たちは純朴で仕事にもすぐなれる。沖縄出身の企業家の中には、郷土の人たちの欠点ばかり指摘して沖縄の青少年たちを使いたがらない気風が見うけられるが、私はむしろ同郷の子弟の世話をするのは私たちの責任で、今後も優先的に採用したいと思つている。

就職応募者は低調

本土からの求人四千人

沖縄の那覇、コザなど各職業安定所には今年も本土の各事業所からの求人申込みが殺到、約四千人とすでに昨年を上回つている。ところが応募者は相変らず低調なので琉球政府労働局など関係者は三千人送り出しの目標で宣伝に大童である。

労働局職業安定課の調査によると二月二十日までに各職安に申込みのあつた求人者数は中学卒業生が三千三百五十八人、高校卒業生が五百二十六人と昨年の申込み分をすでに突破し、本土の求人ブームを反映して沖縄も目下求人ラッシュ。ところが、中学生の場合、本土就職希望者は相変らず低調で、わずかに五百五十二人と求人の方が逆に五倍という競争率、このうち卒業を前にすでに決定したのは百三十七人である。

この求人申込みの各事業所を職業別にみると、中卒の場合は縫製工、紡織業というのが圧倒的だが、中には箱根など観光地のホテルの女中さんをぜひと二十人ほど多量に申込んでいる会社もある。

沖縄への求人申込みが殺到したのは、本土の求人難と沖縄からの就職者が勤勉であることが原因とされ、本土の各事業所では、はるばる沖縄まで「ぜひわが社に」と出張員を派遣しているものもある。

労働局では昨年二千人の送り出し目標をたてたが希望者が少なく、やつと半分をみたした程度で、今年は三千人の送り出し目標だが、現在の状態では半分にも満たないのではないかとみられている。

特に来春からは中学卒業生が全国的に二倍以上にはね上るので来春は本土の求人数もガタ落ちになることが予想され、ここ二、三年続いた求人ブームも今年が最後とみられるので、労働局では来春からの就職難に備え今年は多数本土に送り、来年はそのツテで就職難を緩和しようとの方針で、関係者は目下父兄や学校、生徒に対し本土就職促進の宣伝に必死になつている。

沖縄のモデル農場発足

佐藤副長官列席、鍬入式

昨年那覇市崎山町に設置された琉球模範農場の鍬入れ式が二月二十六日行われた。佐藤総理府総務副長官、アンドリツク民政官、大田琉球政府主席、長嶺立法院議長、佐藤南連所長ら約百人が出席した。

このモデル農場は、後進的といわれる沖縄の農業技術を改良し、農家経済の向上をはかるため、ブース前高等弁務官の提案により、日米両政府の協力で設置されたもので琉球政府提供の補助金に、農林省派遣の五人の農漁産業専門技官によつて、甘蔗、甘藷、一般農作物の経済展示栽培、主要家畜の経済展示、飼育を行うことになつている。

総理府・農林省辞令（三日）

根釧漁船保険組合監事	[illegible]
羅臼漁業協同組合長	安部 [illegible]
神威協同開発漁業協同組合理事	若城 [illegible]
根室湾中部漁業協同組合長	上野 [illegible]
千島歯舞諸島居住者連盟理事	梅原 衛
北方漁業協同組合副組合長	[illegible]
千島歯舞諸島居住者連盟理事	大塚 安雄
同	神林 [illegible]
北海道水産部長	小林 [illegible]
北海道領土復帰北方漁業対策本部長	斉藤 一也
標津漁業協同組合長	佐々木 [illegible]太郎
落石漁業協同組合長	惣万 [illegible]
北海道大学教授	高倉 新一郎
千島歯舞諸島居住者連盟理事	富川 [illegible]
根室漁業協同組合理事	中村 [illegible]
千島歯舞諸島居住者連盟理事	[illegible]一郎
同	西坂 [illegible]
根室市長	西村 [illegible]
歯舞漁業協同組合長	[illegible]松次郎
千島歯舞諸島居住者連盟理事	[illegible]一郎
富山県農林水産部長	森松 孝作
[illegible]経営者	山崎 光直
全国秋刀魚協会理事	万屋 [illegible]
千島歯舞諸島居住者連盟理事	吉田 武夫
野付漁業協同組合長	和田 [illegible]

北方協会評議員会評議員に任命する（各通）

本紙購読案内
送料とも　半年　一五〇円　一年　三〇〇円

メイス基地完成

沖縄の金武、恩納、読谷、勝連 四カ所に

沖縄の米空軍権威筋がこのほど明らかにしたところによると、沖縄に建設中の中距離弾道弾メイスBの基地が完成、ここ一、二カ月中にその本体が現地に運び込まれると伝えられる。このメイス基地は昨年一月から、金武、恩納、読谷、勝連の四カ所に約五百万ドルを投じて建設されたもので、これで沖縄におけるミサイル基地は、ナイキ基地八、ホーク基地八、メイス基地四、計二十カ所となつたわけである。

メイスBは、全長一三・三メートル、射程距離千百キロの地対地ミサイルで、核弾頭も装備できる。超音速で、沖縄から中共の大部分と沿海州が射程内に入るといわれる。

沖縄米軍、大挙参加

比島で SEATO合同大演習

フイリピンのミンドロ島を中心に今年最大の東南アジア条約機構（SEATO）合同演習がこのほど始まり、同演習の主力として、沖縄基地の米第三海兵師団一万五千人が中部の中城湾からフイリピンのスビツク湾へ向け続々と出動している。沖縄からの出動は三月十四日までにほとんど終えた。

この合同演習は延べ四十一日間にわたる長期間で、米第三海兵師団はフイリピン、オーストラリアなどの部隊と合流して、二十六日ミンドロ島に敵前上陸演習をする。

消息通によれば、日本本土を基地とする第一海兵航空隊の一部がすでに出動し、飛行機でミンドロ島付近で偵察行動をしている。南ベトナムの緊張が高まつている際、沖縄駐留の米兵力が大規模な移動をするのは注目される。

軍用地は返されたが 半分は海になつた

嘉手納の地主 補償金増額を要請

終戦後米軍に接収された沖縄の土地が、先年やつと開放されたものの、昔の〝古い農耕地〟は見るかげもなく海になつてしまつた——と、嘉手納の地主たちが途方に暮れている。米軍から示された補償金は三・三平方メートル当り一ドルそこそこなので「一坪一ドルぐらいで海が埋立てられるもんじやない」と、村当局と共に軍側と折衝している。

問題の土地は、嘉手納村字兼久の下原、船久保と、同字水釜の水釜原の東支那海に面した十三万九千六百余平方メートルで、終戦後米軍に接収され、昨年の八月開放された。

ところが、嘉手納飛行場をつくるため軍が畑の土や砂を遠慮なく取り運んでしまつたため、畑に大穴があくばかりか、全開放地の半分に当る六万三千平方メートルは海になつてしまい「土地を貸したら海になつて返つて来た」と、お百姓さんたちは畑違いの漁師に早変りするわけにもいかず、埋立てて復元するための補償金獲得運動に乗りだした。

軍との折衝は昨年八月、開放と同時に示された一平方メートル当り一ドルを不満として、昨年十一月以来キャンプ桑江の米工兵隊に対し、村当局と地主がタイアップして、これまでに二、三回のひざづめ談判を行つた。

しかし、地主さんたちの要求する一平方メートル当り十二ドルから十七ドルの線と軍側の一ドルとの差が大きくひらいているため話がなかなかまとまらず、いぜん平行線をたどつている。

開放された土地のうち、海に化けていない原野や畑の分は、荒れ果ててはいるものの、現在軍側の示している二ドルから二ドル三十セントの線で解決しようとしているが、嘉手納村字嘉手納二八八、安森盛康さ、同嘉手納四九四、古謝嘉永さんら十一人の六万三千平方メートルの海になつた軍用地は、埋立てるには少なくとも一平方当り三百ドルもかかると見つもられる。このため地主さんたちは「金はともかく、機械力を動員して元どおりにしてほしい」と要請している。

沖縄の福祉病院 4月20日開院式

南方同胞援護会がお年玉付き年賀ハガキの配分金を受けて那覇市美栄橋町の沖縄赤十字病院の構内に建築中の福祉病院は三月中旬に竣工、四月二十日開院式を行うことになつた。院長は沖赤の[illegible]院長が兼ねることになつている

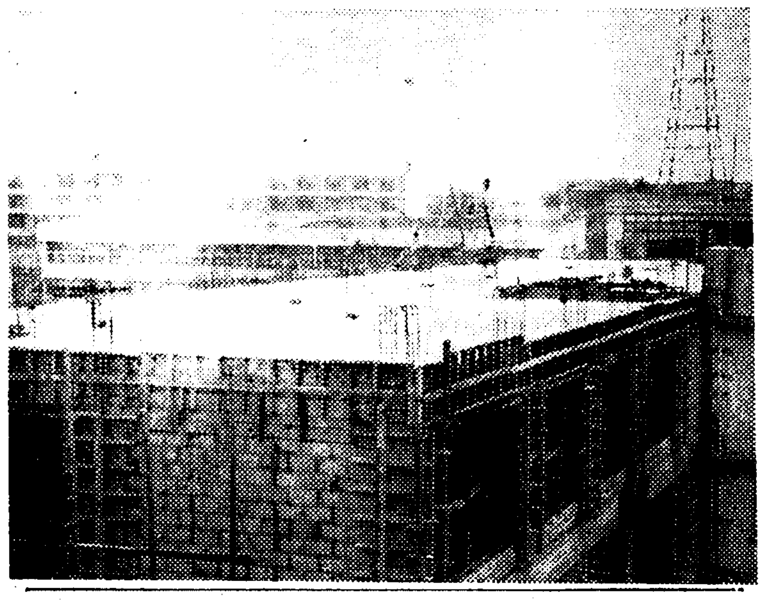

（写真は完成間近の福祉病院）

琉球政府十周年の行事

商工・芸能・体育祭など 多彩なプロ

（既報）琉球政府は四月一日に創立十周年記念行事を計画しているが、米民政府も全面的に協力することになつたので、三月六日行事予定を民間各関係団体へ通達、参加を求めることにした。

記念行事は、三月三十一日から四月二日まで行われるが、四月一日は午前十時から行政府前広場で式典、民政府、公共団体、民間の参列を得て、過去十カ年、産業、文化、教育、行政で功績のあつた約十人の表彰を行うが、この式典には本土政府の関係も正式に招待、式典終了後は第二庁舎前で祝賀会を行う。おもな行事は次のとおり

▽音楽パレード＝四月一日午前九時半から米国陸海空軍楽隊、小学校鼓笛隊、中・高校バンド約一千人が那覇市内を行進、中部、北部でもそれぞれ行う。

▽商工祭＝四月一日、商工団体の協力を得て、従来の商工祭をくりあげて実施する。

▽芸能祭＝三月三十一日、四月一日の二日間、沖縄タイムス・ホールで古典舞踊、同音楽、棒鎌による古典武術など、民俗芸能祭を行う。

▽水産祭＝四月一日午前十時から泊港で、各地区対抗三隻一組の九チームによる爬竜船、また百隻の船を泊港に集結させて万国旗で飾り、港外まで水上パレードを行う。

▽体育祭＝四月一日午後一時から牧志ウガン、武徳殿で相撲、柔道、剣道大会を行う。

▽展示会＝三月三十一日から四月二日まで開南小学校で、産業、教育、文化、司法行政の各部門別の展示会を行う。

広範囲に恩赦

琉球政府創立記念日に

琉球政府行政府は、四月一日の政府設立十周年記念日に恩赦を行う計画である。これが実現すれば、戦後第二回目の一般的な恩赦が行われることになる。現在恩赦権は大統領行政命令によつて高等弁務官に与えられており、第一回目の一般的な恩赦は、一九五八年八月のお盆に高等弁務官布告十号によつて政治犯に対して行われた。このときは琉球政府側はほとんどタツチしていないので、こんどの恩赦が実現すれば、琉球政府がイニシアチブをとつたものとしては初めてのケースになる。

恩赦の範囲、方法などについては法務局が検討しているが、いまのところ、復権と減刑の二本建てによる広範なものが予想されており、五八年の該当者百余人を上回る可能性が大きい。

高等弁務官の諮問機関である恩赦委員会には、沖縄側から久貝法務局長と小波蔵計画局長の両委員が参加しており、これを通じて高等弁務官に進達されるもようである。

年間一万人を目標に 全琉的に献血運動

沖縄で初めての愛の献血運動が近く全琉にわたつて実施される。主体となる沖縄社会福祉協議会では三月一日、米民政府のハイスミス公衛部長、琉球政府の照屋厚生局次長その他教職員会、赤十字社、結核予防会、青年団協議会など二十一団体の代表者を招き、運動の進め方について協議した。

その結果、年間一万人（一人二百五〇CCずつの献血で二百五十万CC）を目標とし、そのため①コザ、那覇両血液銀行の職員増員②移動採血車の購入を政府に陳情する。また、献血に対する一般の不安感をなくすため、ポスターや説明書を配布し、駐留米軍人、軍属や一般住民の協力を求める。血液の保存期間が三週間なので、病院側の需要に応じた献血制度を確立するため、各団体で献血志望者のリストをつくることなどを決めた。

献血についてはこれまでも一般の協力を求めてきたが、まだ住民の理解が足らず、献血される血液は需要の十分の一にも足りない。しかも、その大半は外人の献血によるもので、一般からの献血が少ないため、やむを得ず患者は使用した血液の倍量を返血する義務を負わされている。それでも血液の絶対量が足りず、時には肺外科手術さえも中止される状態だつたという。

社会事業大学の合格者

沖縄社会福祉協議会では三月一日、先に実施した社会事業大学、社会事業学校への派遣留学生の合格者を次の通り発表した。

▽社会事業大学＝宮城勉（那覇高校卒）翁長栄子（首里高校卒）

▽社会事業学校＝安里和子（琉大卒）浦崎敏子（琉大卒）

沖縄で九十体収骨

「安本」の印鑑など発見

沖縄南部戦跡の大渡部落ほか三カ所の山岳地帯で三月四日朝から収骨作業が行われ、九十柱の遺骨を集めた。那覇南方連絡事務所をはじめ琉球政府、遺族連合会、琉球大学学生会その他の団体や部落民など六十五人が参加、沖縄滞在中の総理府特別地域連絡局大塚第三課長らも作業に加わつた。六十人以上の大部隊で収骨するのは今年に入つてこれが二度目。

摩文仁部落ギーザバンタの自然壕からは「安本」と刻まれた一センチ角大の象牙製の印鑑が発見され、そのすぐ側には一つの遺体があつた。大渡部落東方のアダン林の中から木製の割れた印鑑と梅干の一杯入つた高さ十センチぐらいの角びんが見つかつた。梅干は十七年の歳月で色あせていた。また、他の遺体の側からサビついた一銭、五銭の銅貨が発見された。

愛知県戦没者の慰霊塔

来月除幕式

愛知県沖縄戦遺族会（玉田栄太郎会長）では、同県出身戦没者の慰霊塔を沖縄に建立するため昨年来塔を製作中だつたがこのほど完成、近く現地へ発送されることになつた。慰霊塔は浦添村の旧城跡高台の浦和の塔の隣りに建てられることになり、三月一日現地で地鎮祭が行われた。

塔身は九尺五寸、幅一尺四寸五分、郷土産の御影花崗石に桑原愛知県知事の手で「愛国知祖之塔」と書かれ、地上十五尺の高さに建てられる。四月六日に同県議[illegible]氏ら百二十三人の第二回巡拝団が沖縄を訪れて除幕式を行う予定である。

国際結婚ふえる

七割はアメリカへお嫁入り

ビルマ、ドイツなどにも

沖縄はアメリカの軍事基地がある関係から、そこに集まる人種も国際色をおびているが、これらの外国人と沖縄娘との国際結婚も年を逐つてふえる一方だ。那覇市戸籍課がまとめた〝国際結婚白書〟によると、昨年は五百十六組がめでたくゴール・イン、前年度にくらべ三十六組もふえており、中には外人同志の結婚も二十四組ある。

月別にみると、八月が六十一件で一番多く、六月が五十件、四月が四十八件と続き、もつとも少ないのは三月の三十一件で、一カ月平均四十三組となつている。

国籍別にみた嫁入り先は、アメリカが全体の七割を占め、次いでフイリピン、インド、オーストラリア、ドイツ、ビルマなどと、はなやかな国際色に彩られている。連日戸籍課の窓口に現われる新婚組の中には、〝ジャスト・マリード〟（結婚ホヤホヤ）の看板を自動車に掲げた茶目つ気の外人もあり、また、式場の教会からまつすぐ届出にくる気の早い連中もいる。

窓口の事務がふえたのは、在留米人の場合、軍人、軍属、一般人を問わず居住市町村へ届出ることになつているからで、本国から取りよせる結婚許可証のほかに宣誓書類。市町村の婚姻届出受理証明がないと、領事館の結婚証明書はもらえない。窓口の繁昌はまだ続きそうだ。

沖縄舞踊みやげに

ルックさん、近く帰米

沖縄舞踊に親しんで三年余、一家をあげて沖縄ビイキの米民政府渉外報道局次長リチャード・M・ルツクさん（四五）が近く帰国するが、アメリカへ帰つてからも沖縄舞踊を広く紹介したいと、那覇市牧志町の真境名佳子舞踊研究所へ通つて練習にはげんでいる。その送別をかねて先日同研究所が開いた舞踊温習会では、ルツクさん夫妻が「谷茶前」を踊り、三男、一女の子供さんたちもそれぞれ沖縄舞踊を披露して大喝采。

リチャード・ルツクさん

ルツクさんとハーテイ夫人は、かねてから東洋の民俗、文化に興味を持ち、日本本土にいた時も文化問題を探求したり「炭坑節」をマスターするという変り種、沖縄に移つてからも上之屋の住居に日本間を設けるほどの関心の深さだ。

沖縄舞踊も、夫婦で一緒に踊れる「谷茶前」から「浜千鳥」「かぎやで風」「安里屋ユンタ」など幅広い練習を続け、先年那覇劇場で開かれた発表会にも夫妻で「谷茶前」を踊つている。この踊りに使うカイとザルも、ノツポのルツクさん夫妻のために真境名さんが特別注文して作つた大きいもの、これも記念にアメリカへ持つて帰る。

六十人の研究生たちも名残りを惜しんでいるが、真境名さんも「夫妻ともカンがよく、覚えが早かつた。型通りの正確な踊りでもつと指導を続ければ相当なところまで伸びる」と太鼓判を押している。

学校に会館を贈る

サックス大佐に感謝の送別会

那覇市の垣花小中学校グラウンド内に新築された「サックス会館」の落成式とサックス大佐夫妻に対する感謝送別会が二月二十五日同所で行われた。この会館は同大佐が帰国を前に松下町民にプレゼントしたもので、昨年十二月八日着工、一月三十一日に完成したもの。五十五坪の明るいトタンぶきの建物で、約六百人収容できる。

式には西銘那覇市長、同校校長、教育長や立法院議員、同校職員、PTA、町民など約五百人が集まり、サックス大佐に感謝状と記念品が贈られた。同大佐は「アメリカに帰つても皆さんのために力を尽すことができるようつとめます」と語つた。

同大佐は那覇輸送部隊の隊長でこれまでもしばしば学校や各種施設の整地、建設などに隊員と共に奉仕し〝親善大佐〟として親しまれ、感謝されていた人である。

国政参加要請など決議

沖青協定期総会

沖縄青年団協議会では[illegible]第五十四回定期総会を開き、役員改選の後、緊急動議として出された▼ナイキ発射演習中止▼自衛隊の現地募集反対▼[illegible]▼沖縄解放▼国政参加の要請を決議した。新役員は次の通り。

【会長】伊礼[illegible]【副会長】[illegible]、比嘉正一、金城敏子

さんご礁

◇…柔道ブームは今や国際的——昨年の世界選手権でオランダのヘーシンクが優勝してから外人の柔道人口が一躍ふえたといわれるが、沖縄にいる米軍の間でも柔道は盛んになる一方。最近では那覇やコザの市内を柔道着をひつさげて歩く外人の姿も目立つ。

◇…駐留米軍の間に柔道が普及し初めたのは六年ぐらい前からだが、今では町道場に通う者だけでも百人を上回るものとみられる。駐留米軍の中で最高段位を持つているのは嘉手納航空隊のウイチ[illegible]三段（[illegible]）で、帰国したら道場を開きたいとか。

◇…その他、東京オリンピックを目指してファイトを燃やしている米兵や、護身のために——という婦人部隊のお嬢さん、[illegible]のために通つているという[illegible]の女子高校生などもいる。

◇…お陰で、沖縄柔道連盟の[illegible]会長やその他の指導者たちはひつぱりダコで、一週間に三、四日は各部隊へ出張稽古に出かけている。が「体力もあり、ねばり強いので、鍛え方によつてはうんと伸びるでしよう」と語つている。

本紙購読案内
送料とも　半年　一五〇円　一年　三〇〇円

沖縄の文化センター
建設期成会発足
65万ドル、5年計画で

沖縄の文化センター建設推進期成会創立総会は三月一日教育会館ホールで開かれた。阿波根琉球政府文教局長、真栄田沖縄大学学長、豊平沖縄タイムス常務ら発起人と期成会構成団体の代表約五十人が出席、会則を決め、役員として会長に大田琉球政府主席、副会長に阿波根文教局長、真栄田沖大学長、豊平沖縄タイムス常務、親泊琉球新報社長らを選んだ。

建設資金造成の基本方針としては琉球政府行政の一環として予算計上を折衝する。また、米民政府に対しても援助方を要請することを決めた。一方、住民に対しては全面的に寄付金の募集、在沖米軍人ならびに民間団体に対しても資金、技術の援助を呼びかける。さらに、本土政府、各機関団体にも援助を要請する。

建設方針は五カ年計画とし、総工費に六十五万一千二百五十ドルを見積もり、琉球政府が中央図書館、科学館、博物館、那覇市が中央公会堂、財団法人 東恩納文庫、文化センター推進期成会が美術工芸館など、それぞれ分担して計画を進めることになつた。中央図書館、博物館、東恩納文庫、中央公会堂は同時に着工して二年次までに完成、美術工芸館と科学館は三年次に着工、四年次に完成させる予定である。

施設の用途は、中央図書館は東西の各種図書を幅広く収め、読書と研究の場としての機能を発揮させる。東恩納文庫は拓殖大学教授東恩納寛惇氏の蔵書など郷土史料を中心に各種文献を整える。また、美術工芸館、科学館は美術作品の展示や天文、動植物、地質、電気工学など科学的なものの展示と実験設備をなし、中央公会堂は演劇、音楽会その他各種集会場とし、博物館は現在の首里博物館を新築移転しようというもの。

敷地は既に那覇市外与儀の元中央農業研究 指導所跡が決まつている。なお、博物館は、その性格から城下街だつた首里に存置するのがふさわしいという意見がある。

沖縄学農青年
本土研修終る

日本学農青年協会がアジア財団などの援助で催した第[illegible]留学生六名は、昨年十[illegible]千葉県農村中堅青年養[illegible]各農家に配属、研修を[illegible]二月で完了したので、東京有楽町の糖業会館で[illegible]援護会と共同主催で送別[illegible]スチユワート・アジア財[illegible]務所長、千島総理府特[illegible]局第一課長補佐、中田農[illegible]教育課長補佐、厚沢文[illegible]石川中央青少年問題協[illegible]長、翁長琉球政府渉外[illegible]方同胞援護会事務局長、[illegible]学農青年協会副会長、[illegible]務理事その他出席、各[illegible]ら左の六名に修了証書を[illegible]了生の感想と謝辞につ[illegible]から激励のことばがあつた。

大城忠俊（北部農林卒業生）和[illegible]部農林同）神谷明[illegible]部農林同）神里真栄（宮古農林同）盛本昌輝（久米島高校同）中村有夫（南部農林同）

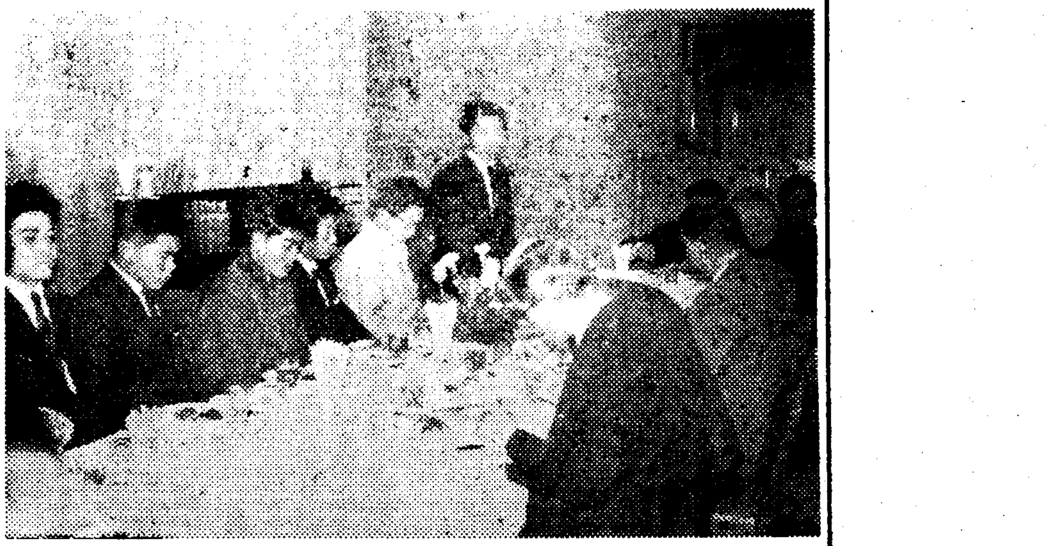
沖縄学農青年の送別会

熊日マラソンに入賞
時志選手五位に
自己の記録を四分短縮

第六回熊日マラソン大会（九州陸協、熊日主催）は二月二十五日午前十一時熊日本社前をスタート、大津街道折返し三十キロ公認コースで行われ、二十七人の選手が出場したが、沖縄から参加した時志為男選手（沖縄バス）は小雨、寒冷の悪コンディションにも拘らず健闘、一時間四十四分五十秒の記録で第五位に入賞した。同選手は第二回大会に出場した時は一時間四十八分四十八秒で八位だつたが、今度はこの時の記録を約四分も短縮した。

伊野田小中学校での紙芝居

沖縄の離島を見る（三）
パイン王国種々相

石垣

法政大学沖縄文化協会
宮古・石垣・西表島親善訪問団

われわれが沖縄の離島を訪れるに先立つて、まず心配したのが現地の気候だつた。十二月初旬東京駅を出発する時は、プラットフォームは寒風が吹きまくっており、団員の中には冬オーバーを着ている者もいた。ところが着いてみると、離島の気候は全く想像以上の暖かさで、本土の初夏を思わせるほどだつた。われわれとの交歓に集まつてくる学童たちも、年末も近いというのに大半が半袖シャツ一枚だつた。

台北より低い位置にある南国石垣島の産業も、従つて、パイナップルと糖業が主である。パインの主産地は、石垣市のちようど裏側に当る伊野田と野底の開拓部落である。いずれも戦後開拓された部落で、海抜百四、五十メートルぐらいの山の中腹までパインが植えられている様は誠に壮観だつた。

然し、面白いことに、この両部落は隣り合わせで、また、地形も同じでありながら、経済的にはかなりの差異が見受けられることであつた。伊野田は開拓部落としては成功している部類に属する方で、年間の所得は低い方で七百ドル程度、高い方は二千ドルぐらいのものもあると聞いた。宮古、八重山の農民の年間の平均所得が三百ドル程度であるところからみて、相当に恵まれていることがわかる。

伊野田の開拓部落の発展の歴史として、この部落の責任者は次のように語つてくれた。

伊野田がここまで発展したのは他の部落に見られない特徴があつたと前置きして、

この部落に集まつて来た人はすべて血縁関係や知人であつたため、団結がうまくいつたこと、それ相当の資金を持つて来たことなどで、戦前はマラリアで入植者が全滅した例もあり、自分たちも初めのころはマラリアとの戦いであつたが、団結によつて脱落者も出さず、また、資金があつたため部落として土地を購入し、あとあとまで返済金に悩むこともなかつた。

というような話をした。事実、われわれが見て回つた感じでも、この部落からは貧しさというものが殆んど感じられず、子供たちの服装にしても小ざつぱりしていた。

他方、野底の部落では、未だに返済金に悩んでいるらしく、年間の所得も平均して五、六百ドル程度らしかつた。

この両部落とも、一戸当りの耕地面積は一町五反程度であるが、土地がやせているためパインの品質向上がなかなか困難な状況なので、今後の課題としては、目前に迫つている貿易自由化に備えて是非品質の向上をはかり、ハワイのパインに対抗できるものにしたいということであつた。パインの合理化を阻むコスト高と人手不足の悩み―本土の中小企業や農民の悩みがここにもあることを知つた。

石垣島でも、学校の建物は立派だつた。少なくとも、鉄筋建築の外観はすばらしかつた。だが、自家発電のせいか電力不足で、持つていつた映画も、フイルムは回つてもトーキーは全く聞こえないという有様。ある学校での映写会の時は、マイクで部落の人達を大勢集めたまではよかつたが、フイルムの回転さえも遅くなり、スロー・モーシヨン映画をお見せすることになつてしまい、全くくさつたことであつた。然し、それでも観衆が最後まで熱心に見てくれたのは、感謝に堪えない次第であつた。

三日間という短かい滞在期間ではあつたが、石垣のかかえている問題の少なくないことはわかつた。その大きなものは産業問題である。平均一町五反の耕地面積といえば北海道のそれと比較してもヒケはとらない。然し、土地がやせているため収穫は低い。交換分合も行われていない状態で、農業は伸び悩み、また、距離的に船荷の運賃がかさむためコスト高になる。若い人が本島に出かけて行くための人手不足など、離島共通の悩みであろう。（続く）

【松尾鉱一記】

身につけた本土実習
学農青年　歓送会で体験発表

南方同胞援護会では、本土留学中の第二回学農青年大城忠俊君ら六人が近く帰郷するので、三月三日午前十時から千代田区三年町の社会事業会館会議室で歓送会をかねて懇談会を催した。大城忠俊（沖縄北部農林高校卒業生）和宇慶朝次（中部同）神谷明盛（南部同）神里真栄（宮古同）盛本昌輝（久米島同）中村有夫（南部同）君ら六人を囲んで、日本学農青年協会宍戸常務理事、総理府特別地域連絡局第一課千島課長補佐、琉球政府東京事務所翁長渉外官および本会から吉田事務局長、神田企画課長、千葉援護課長らが列席、約二時間にわたつて青年たちから「本土で学んだ貴重な体験を沖縄で実地に生かしたい」と力強い感想発表があり、列席の各氏からは激励の言葉などがあつて正午散会した。六人の体験発表は次のとおり。

大城忠俊君　わたくしは農林学校を出ているが、農家が街の八百屋から野菜を買つているのを見て矛盾を感じ、農村の経営技術を学ぶべきだと思つて今度の本土研修に応募した。最初の一カ月半は基本研修だつたが、これで視野が広くなり非常に役立つた。農家実習では、はじめ平群に行き二回目は千倉に回された。千倉はキウリやトマトの産地で、ここの農家の主人はキウリに生命を打込んでいるという感じだつた。「そうしなければおまんまが食えない」と口ぐせのように言つていたが、わたくしはその熱心さに心を打たれた。

和宇慶朝次君　わたくしは養鶏の研修を受けたが、八カ月間の研修で十分に自信を得た。沖縄ではこのごろ卵の需要が多いが、半分は島外からの輸入である。これを打開するために今度の研修会に参加した。養成所では初め孵化場に入つて鶏の孵化する形態を学び、次にその鶏をいかに管理経営するかを研修した。わたしの入つた農家は全国でも五大養鶏家の一人である前文男氏の家で、以前は七千羽も飼つていたそうだが、わたしが入つたときは四千羽前後であつた。経営が余りに大きすぎて初めは取つつきにくかつたが、次第になれて大規模経営のこつを把握できた。沖縄中部では現在養鶏ブームで「三千羽養鶏」の標語で計画が進められているが、設備投資が大きいため障害になつている。また、沖縄での問題は台風と温度の処理だが、本土での研修を生かして今後も研究していきたい。

神谷明盛君　わたしの家は家族六人で農作と畜産（豚と肉牛）をやつているが、収入は百万円にも足りない。そこで、養豚業を取入れて家族労働を最高度に生かそうと思つた。わたくしが入つた農家は八街で家族労働が畜産、農業と分業で適正に配分され最高度に利用されていた。沖縄では、豚の生育期間が七、八カ月かかるのに、ここでは六カ月で出荷している。これはもつぱら飼料の関係で、離乳後の飼育管理から出荷時期の管理に至るまで綿密に計画されて肉質の改善などにも気を配つている。沖縄での問題は、多頭養豚、自給飼料の研究等であるが、研修で得た体験を沖縄で生かしたい。

神里真栄君　わたしは小さいときから、どうしたらイモ食を米食にかえることができるかとずいぶん考えた。米食は一日三食で十分だが、イモ食は五食たべないと腹がへる。わたしの出身地である宮古の貧しい農家経済を改善し農業所得をふやすには、まず経営を合理化することが肝要であると考えた。そのためには、貧困の原因である台風に負けないように畜産を主体とした農業を確立すべきだと思つた。また、宮古の農民はよく働くが澱粉食ばかりで、肉食は節日のときしかとらない。わたしは養豚を研修したが、ここでは常時百五十頭以上飼育している。二十五貫の生豚にするのに沖縄では九カ月―十カ月かかるが、ここでは六カ月―七カ月で仕あげる。また養豚振興計画をたて常時二百頭飼育、一日一頭出荷を目標にしている。家族労働もうまく処理されていて、主人は養豚、夫人が畑、祖母が家事といつたように、少しも無駄がない。畑は主として豚の飼料作物で自給飼料は二〇%を占めサイロによつて供給している。

盛本昌輝君　沖縄は台風銀座と言われているが、それを防ぐのに昔から進歩がない。一昨年の旱魃のさいは他人のやつかいになる始末だつた。農家でも人一倍収入をあげている人はみんな家畜を飼つている。酪農は農家にとつて一石二鳥の強味があり、わたしは酪農を専攻することにした。本土へきてみて、島の暮らしのみじめさがはつきりわかつた。今までは理論だけで知つていたが、今度は実習で十分に体得した。島に帰つたら農民から信頼されるような模範を示したい。

中村有夫君　わたくしは高校を卒業して二、三カ年農業に従事してきた。他の産業は年々進歩し収入を増加しているのに、農民は昔のままの低所得である。わたしは農業経営を合理化するために酪農に着眼した。酪農を経営するには豊富な飼料がいるが、沖縄には適当な野草がない。本土のようにクローバーその他の野草の研究が必要である。二番目に気温の問題がある。乳牛は二十五度以上は悪影響を与えるので、沖縄では限界がある。本土で研修したことをそのまま沖縄に適用することはできないが、視野が広くなり今後の勉強になつた。

季刊　沖縄と小笠原　第19号
実費頒布中　¥60（送料は本会負担）

日米新時代と沖縄　大田政作
太平洋上のイレデンタ　ダビッド・ワーフェル
私の沖縄報告　上沼八郎
夢幻の中の色丹島　小泉秀吉
◎沖縄に旅して　鷹司平通
◎布哇あれこれ　仲原善忠
沖縄に見る希望と現実　波多尚
「浜西報告」への反論　崎間敏勝
崎間氏の批判に答える　浜西健次郎
平家の舜天王の史実　東風将綿
―資料―　北方地域の特別措置法

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

本会取扱の図書

沖縄における補償問題　波多野里望著　送料とも実費 一部 三〇円
概説 沖縄史　東恩納寛惇著　送料とも実費 一部 七〇円
沖縄司法制度の研究　南方同胞援護会編　送料とも実費 一部 三〇〇円
沖縄今昔　東恩納寛惇著　送料とも実費 一部 一八〇円
国際法から見た北方領土の問題　田村幸策述　送料とも実費 一部 六〇円
北方地域資源調査書　南方同胞援護会編　送料とも実費 一部 一、五〇〇円
北方地域財産調査書　南方同胞援護会編　送料とも実費 一部 一、〇〇〇円
千島概史　高倉新一郎著　送料とも実費 一部 二〇〇円
千島地域引揚者名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費 一部 三〇〇円
特別地域関係団体名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費 一部 一〇〇円

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
振替 東京 五五四二〇番

（1）　昭和37年3月25日（日曜日）　THE SOUTH & NORTH　（昭和32年3月6日第三種郵便物認可）　第159号

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
3857
振替貯金口座 東京55420番
編集兼発行人　吉田嗣延

毎月5日，15日，25日発行
1部5円

米国の沖縄新政策

大統領行政命令と声明発表

沖縄は日本の一部　復帰の日を待望

ケネディ米大統領は三月十九日午後四時（日本時間二十日午前六時）沖縄問題に関する六項目から成る新政策の声明および大統領行政命令（一九五七年六月五日付アイゼンハワー大統領行政命令の修正）を発表、直ちに命令を公布した。

この中で大統領は、沖縄の軍事的重要性を強調すると共に日本国民の希望を考慮し、将来日本に引継ぐ場合の困難を少なくするための措置として①文民による民政官の設置②立法院による行政主席の指名③立法院議員の任期の延長④選挙区制の変更⑤対琉援助増額のためのプライス法の改正⑥沖縄の安全、福祉の向上、経済開発などについて日米協力体制の確立、などを実施する方針を明らかにした。

特に、声明の中で「沖縄が日本本土の一部であることを認め、自由世界の安全保障上の考慮が沖縄を完全に日本の主権のもとへ復帰させることを許す日を待望している」と初めてケネディ政権の態度を表明したことが注目されている。

主席は立法院が指名

文民の民政官新設

援助増額にプライス法を改正

大統領声明

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた一九五七年六月五日付の行政命令第一〇七一三号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米国の政策および計画を調査するため昨年任命された各省合同調査団の勧告の結果である。

調査団の作業は、米国が琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調するものである。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に対する脅威にかんがみ、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米国基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になつて横たわる同盟諸国に対し、一たん事あるときは、米国は援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つている。

調査団の報告は、米国の施政を続けることが軍事上絶対に必要であることと、日本国民であることを認められ、日本でならば享受できる経済および社会福祉上の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当つて今までよりも大きい発言権を持ちたいという琉球住民の希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討している。この報告は、また、琉球の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している、

私は、琉球が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の考慮が、沖縄が完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならない事態にある。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少なくするため、いくつかの特定の措置を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

一、琉球諸島に対する援助を六百万ドル以内にしている現在の制限を撤廃するため、プライス法を改正するよう議会に要請する。

二、米軍および琉球政府が雇用している琉球人に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、何年かにわたつて日本本土の相当する地域での水準に達するよう引上げるため、琉球における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行う。

三、琉球の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行う。

四、昨年の池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私が討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取決めを作成するため日本政府と討議を開始する。

五、施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行う。

六、琉球にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行う。

行政命令第一〇七一三号の改正は、次の諸目的実現のためのものである。

一、立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。

二、高等弁務官の拒否権のもつ限定された目的を強調するため同拒否権を書き改める。

三、立法院議員の任期を二年から三年に延長する。

四、立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。

五、民政官は文民でなければならないことを定める。

六、琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

民政官の項以外は

来月から改正

新しい大統領行政命令

ケネディ大統領が十九日発表した「琉球列島の管理に関する行政命令」の改正部分の要旨は次の通りである。

一、高等弁務官の下に文民の行政官一人を置き、これを民政官と呼称する。民政官は国防長官が国務長官と協議し大統領の承認を得て任命する。

一、琉球における立法権は別に定める場合を除いて、一院から成る立法院に属する。立法院議員は一九六二年に琉球住民の直接選挙で選ばれ、その後は任期を三年として三年ごとに改選する。

一、各選挙区はそれぞれ一人の立法院議員を選出する。現在の二十九選挙区はそのまま存続するが、選挙区の数と区域は、高等弁務官の承認を得て琉球政府の定める法律によつて変更することができる。

一、琉球政府の行政権は琉球住民である行政主席に属する。主席は琉球政府のすべての行政機関とその補助機関に対し全般的な指揮監督権を有し、琉球諸島に適用されるすべての法令を忠実に履行しなければならない。

一、行政主席は、立法院による指名と高等弁務官によるその承認とに基き、高等弁務官によつて任命される。高等弁務官が定めた適当な期間内に立法院が高等弁務官の受諾し得る指名を行わなかつた場合、または、他の特別な事態により高等弁務官が必要と判断した場合は、高等弁務官は立法院の指名なしに主席を任命できる。

一、立法府によつて可決されたすべての法案は、法となる前に行政主席に送付されなければならない。主席はこの法案を承認すればこれに署名し、承認しない時は、送付を受けてから十五日以内に異議を添えて立法府に返送しなければならない。十五日以内に返送されない場合は、主席がこれを承認したと同様に法となる。返送された法案は立法院が再審議できる。その結果立法院の三分の二の多数を以て原案を可決した時は、主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。

一、立法院によつて可決された法案が財政支出条項を含んでいる場合は、主席はその一部について異議を表明し、その他の部分だけを承認することができる。この場合、主席は法案署名に当つて異議のある部分についてその旨を付記しなければならない。この場合、法案の当該部分は発効しない。

一、高等弁務官は任務達成に必要と判断した場合、法律、命令、規則を公布することができる。高等弁務官は、直接、間接に琉球諸島の安全、琉球諸島と外国との関係、米国の対外関係、米国または米国民の安全、財産、利益にとつて重要な影響があると判断した場合には、琉球の法案、法律、官吏について、法案の全部またはその一部を拒否し、立法後四十五日以内に法律の全部または一部を無効とし、官吏を解任することができる。高等弁務官はまた、刑の猶予、減刑、赦免の権限を持つ。

一、高等弁務官は安全保障上必要と判断した場合は、琉球諸島における全権の全部ないし一部を行使することができる。この場合高等弁務官は、その理由を付して速かに国防長官に報告しなければならない。国防長官はこれを国務長官に通報する。

一、高等弁務官が上記の諸権限を行使するに当つては、琉球住民の諸権利にあらゆる適切な考慮を払い、特に行政命令第二節（注＝民主主義の原理を基礎とし、住民の福祉、安寧を増進することなど）の規定を順守しなければならない。

一、琉球政府の運営する裁判所の刑事裁判権に関する規定のうち第十節A（2）の（ロ）から「統一軍法による軍法会議の審判の対象とならなくても」を削除し、これを単に「米国民で米国政府の被雇用者である者」とする。

一、民政府の運営する裁判所の裁判権に関する規定第十節Bの（3）を「（イ）民政府職員（ロ）米国民で米国政府の被雇用者（ハ）前記の者および米国軍人の家族で琉球住民でない者」と改正する。

一、この行政命令は、現在の行政主席の任期および現在の立法院議員の任期をいま直ちに終らせる効力を持つものではない。

一、この行政命令のうち民政官の設置に関する改正は一九六二年七月一日から発効、その他の部分は六二年四月一日から発効する。

援助二千万ドル以上か

拒否権制限に問題残る

ワシントン電によると、米政府高官は新沖縄政策の発表に際し、次のような具体策を説明した。それによると①経済援助は第一年度は年間二千三百万ドル、五年間の目標を年間二千七百万ドルとしていること②高等弁務官は米国の施政権の代表者でその最終権限は変らないが、拒否権の行使は米軍と沖縄の安全など安全保障と外交関係に限定されること③民政官は拒否権と軍事面を除いてすべての政治の監督権を持つこと、などが明らかにされた。また、今度の政策は沖縄の「日本化」に主眼を置いたもので、日本復帰の際の困難を取除くというケネディ声明もこの線にそつたものだが、復帰への一歩接近でもなく、また米国の永久保有の意味を持つものでもないと言明した。

発表された内容はそのままでは不明確な点も多いが、同筋では、沖縄政策はなお発展の途上にあり、今後順次検討した結果が政策となつて現われるだろうといつている経済援助については、米政府はまだ最終的な提案を決定してはいないが、ケイセン報告によると、長期借款と短期の贈与を組合わせ、第一年度二千百万ドル、五年後に二千五百万ドル、これに琉球民政費年間二百万ドルを加え二千三百万ドルないし二千七百万ドルとし、更にこれに一時金五百万ドルを支出するというのが大体の構想だといわれる。

新たに設けられる民政官は高等弁務官から委嘱された職務を行うが、民政はすべてその管轄下に入り、弁務官の職務は事実上軍事面に縮小される。然し、民政官の正確な職務の定義は米政府もはつきりすることを避け、弁務官との職責調整の問題が今後に残されていることを示唆した。

高等弁務官はこれまで通り米国の三権代表者であり、最終権限と責任を持つが、拒否権発動の条件を限定している。第一の改正点は、旧命令の第九節に規定された包括的な拒否権を削除し、従来の第十一節の制限規定を修正、強調した。第二には、旧命令にあった第十一節の拒否権発動の条件①琉球列島の安全保障②外国および国際機関との関係③米国と米国民の安全、財産、利益に関して拒否権を発動し得ることを強調し、第三には、拒否権発動の際その理由を添えて直ちに国防長官に報告する義務を課している。然し、弁務官の拒否権のあり方については米政府内でも足並みが統一されていない。

結局、米政府の対内的な考慮と、日本および沖縄に対する態度との間に複雑微妙なものがあるため、国内的には国防総省および議会工作として①弁務官の地位、権限は変更されなかつた形をとり、援助その他の配慮を求める軍事的に米国の立場は変更されなかつたことにしなければ世論がおさまらない。というところから今回のような改革案に落着かざるを得なかつたとみられている。

黒潮

▼…沖縄の旧国有地と県有地は米国民政府がにぎつている。林産物の収益権だけ一九六〇年に移管されたが、土地を返してほしいとの要請は一九五二年来の問題で、今もつてラチがあかない。

▼…財政難にあえぐ琉球政府は、今度宅地約一千八百エーカーの管理代行権をほしいと米側に申出た。これはほとんど市街地で、現在米側が有償で民間に貸している宅地や農耕地だが、賃貸料が民間の標準より低く、不均衡が目立つ。

▼…本土の林野庁や熊本営林局から送つた国有財産台帳によると、不用台地が百万坪もあることになつているけれど、事実はほとんど登録洩れで始末が悪く、その処理のためにも琉球政府で管理することが便宜である。

▼…また、市町村が区画整理をする場合、琉球政府の認可のほかに米民政府の承認も必要なため、計画が進まないなど、困ることが多い。国・県有地の合理的、能率的な活用のためには、民移管が何より急務であろう。

三週間後に日米交渉

調査団派遣も考慮

小坂外相、沖縄方針を語る

小坂外相は三月二十日閣議後の記者会見で、同日発表された米国の沖縄新政策について「米国の今回の措置は現段階ではよく配慮してくれたものと思う」と前置きして次のように語つた。

一、沖縄に対して日本が潜在主権を持つといつていたのが、今回の声明では日本の領土であると言明しており、この点が一番大きい収穫だ。

一、沖縄住民の福祉向上のため日米が協力することについて、三週間後には日米交渉をはじめる予定である。その間に日本の調査団を派遣して沖縄住民の意向を聞くことも考えられており、派遣の時期などについては検討中である。琉球政府が主張している日米琉懇話会の構想についても考えることになろう。

時論

米国の沖縄新政策の意義

ケネディ米大統領はこのほど沖縄の行政改革に関する「大統領行政命令」およびこれに伴う声明を発表した。内容は文民による民政官の設置、立法院議員の任期延長、立法院による行政主席の指名、経済援助増額に伴うプライス法の改正、沖縄の安全、福祉向上、経済開発などについて日米協力体制の確立の諸点に要約できる。

沖縄対策の改変をめぐり、国防省と国務省が厳しく対立したと伝えられるだけに、大統領のこの苦心の跡をうかがえる。しかし日本が年来叫び続け、今度の議会でも一致で決議した施政権返還の問題には、具体的に何も触れていない。すなわち、根本的な問題については、依然厳しい態度を持ち一歩の前進もないと言わざるを得ない。

けれども、近い将来返還実現の可能性が見込まれないという現実の観点に立てば、今度の声明は、一応現段階においては歓迎すべきものであろう。殊に「沖縄が日本本土の一部であることを認め、完全に日本の主権の下へ復帰することを許す日を待望」する旨の公式的意思表示は、従来の「潜在主権」という実体不明の技巧的表現に比べ、画期的意義を持つものである。

この点を除けば、特筆に値する民主化への注目すべき進歩改善は認められない。すべては、他日復帰するに当つて本土との格差を少なからしめる配慮と見てよく、その心遣いは多とするが、われわれは決してこれに満足するものではない。

しかし、主席を立法院が指名することは、背後に依然弁務官の指名権制が存在するとは言え、現状よりも前進したものであり、文民の民政官は、准将旗が部屋から姿を消すだけでも気が軽くなる。軍政一色ではまずいと悟つたことの意味は大きい。

これらの改善を凌ぐ実質的な革新は、援助の飛躍的増額である。数年後には年額二千数百万ドルに達する目標を立て、沖縄を本土の同級の〝県なみ〟に引上げるねらいであるが、これに順応して本土の各種の援助も、従来のような気兼ね無用に大幅に行われる。本土からのパイプはどんなに大きくなつても、過ぎることはないのである。

行政機構の移譲、各種制限の緩和、裁判管轄権その他多くの問題は、結局軍政色の濃淡が実効を左右する。大統領声明も、具体的なことは今後の日米討議に委ねているから、各省局長級から成る調査団が近く沖縄に赴くのを端緒として、日本側の折衝目標も遠からず固まると期待される。

沖縄は数年間に異常な財政経済的向上を約束された。その反面、安易に就き、現状に満足するような考え方を持つものが一部にせよ生ずるならば、沖縄を毒することこれより大なるはない。今度の大統領声明はあくまでも建設的に受取り、民族固有の精神をますます昂揚する糧としなければなるまい。

自由世界の安全保障に心配がなくなれば沖縄から引揚げると大統領は言う。米国は中ソ両国に積極的に働きかけて、一日も早くその日を迎えるよう努力すべきである。それは世界平和に通ずる大道でもある。

本紙購読案内
半年　一五〇円
一年　三〇〇円
送料とも

徐々に自治拡大

ケイセン氏 沖縄新政策で語る

日本の[illegible]

沖縄で聞いたVOA放送によれば、昨年秋米政府沖縄調査団長として現地を訪れた米大統領特別補佐官カール・ケイセン氏は二十日（日本時間）同放送を通じ、ケネディ大統領の沖縄新政策について「日本の潜在主権に関しては従来と変りがなく、ケネディ政権は新しい解釈をつけ加えようとしているわけではない。米国は琉球政府に対して徐々に自治権を与え、その自治拡大を促進させたいという考えを終始持ち続けている」と語った。

ケイセン調査団の勧告がこんどの新政策の中心となっているだけに、この発言は新政策の意図をより明確にするものとして注目されている。ケイセン氏の発言は次のとおり。

一、高等弁務官の拒否権は表現が若干改められたが、これは米国の本質的な立場を変えることを意味したものではない。沖縄基地は重大であり、米国の利益を守り、琉球と日本などの間の関係を処理するため、高等弁務官は拒否権を持っている。高等弁務官は拒否権を行使した場合、その理由を国防長官に報告せねばならない。

二、琉球政府主席は、立法院の過半数以上の賛成がないと指名されないので、この結果琉球政府主席は与党の指導者でなければならない。

三、米議会が沖縄に対する経済援助の増額を認めれば、次に議会に対して援助予算額を要請することになる。今年の後半期に入ってから、米国政府は沖縄援助のための補正予算を議会に要請することになっている。

四、こんどの新政策は、米国が日本の潜在主権を認めている事実を明確に表現しただけで、ケネディ政権が潜在主権に新しい解釈を加えたわけではない。故ダレス国務長官が初めて使ったときと同様で、そのときもいまの沖縄における安全保障上の事情が許せば、琉球を日本に返還する考えには変りない。

五、沖縄では占領当初、米国は厳重な軍政をしいていたが、琉球政府に対して徐々に自治を与えその自治拡大を促進させたいという考えを持続けている。キャラウエイ高等弁務官が労組の認可制を定めた布令百四十五号を破棄したのが一例である。米国は琉球での施政権のうち、たえずあらゆる分野で規制するのが必要か不必要かを検討し、不必要な場合はこれを破棄することにつとめている。

日本に復帰の場合 沖縄は核武装せず

参院予算委 小坂外相答弁

参議院予算委員会

ケネディ米大統領の沖縄新政策が発表されたのを受けて、三月二十日の参議院予算委員会では、岩間正男（共）矢嶋三義（社）両氏がこの問題を取上げ「沖縄新政策の実施によって施政権の返還の時期はむしろ遠のくのではないか」と追及した。これに対し政府側は、米側が沖縄の施政権を返還することをはっきり言明したのは非常な進歩であり、日本が極東の緊張緩和に努力すると共に施政権返還の努力を続ければ、沖縄は日本に返ってくるだろう。との見解を表明、また、これに関連して①沖縄の日本復帰の際には核武装はしない②米国のプライス法改正により米国の対琉経済援助の額は約三倍となろう、と答えた。

二十日の参議院予算委員会における沖縄問題についての質疑は次の通り。

岩間正男氏（共） 今度の米国の沖縄新政策は、米国が沖縄を軍事基地として合理的に永久占領するためにやったと考えるがどうか。

小坂外相 米国は、極東に平和の緊張と脅威が存在する限り、平和維持のため沖縄を保持したいと思っていると思う。

矢嶋三義氏（社） 今度の沖縄新政策について次の点を聞きたい。❶施政権の返還はかえって遠ざかったのではないか❷プライス法改正で援助額はどのくらいふえるのか❸沖縄渡航はどうなるのか❹高等弁務官の拒否権の範囲はどの程度か。

外相 施政権については日本に返すと明確にいっている。それだけ進歩している。プライス法の改正で、援助額は約三倍になると聞いている。渡航制限は現在でも円滑にいっている。今後も緩和に努力する。拒否権は沖縄を基地として使用する目的に反する場合と聞いている。

矢嶋氏 この沖縄新政策について日米両国で協議するというが、いつ、どこで、どんな内容について協議するのか。

外相 アメリカに問合せ中だ。準備にも三週間かかる。内容も協議中だが、沖縄同胞の福祉増進という観点でやることになろう。

矢嶋氏 新政策で施政権返還問題が前進したとは思われぬ。アメリカは沖縄を極東の重要軍事基地として半永久的に使用するのではないか。また、沖縄は核武装しているが、政府は施政権返還を要求しているが、これと核武装の関係はどうなるのか。

外相 極東に緊張と脅威が続く限りはアメリカが沖縄の施政権を持つと了解している。従って、返還要求のため極東の緊張緩和に努力している。施政権は奪いとるというのでなく、相互の信頼のうえに立って返還されるよう努力する。また施政権のうち教育権の返還についてはこんご交渉する。日本は核武装をしないことになっている。従って、日本復帰の場合沖縄は核武装をしないということで日本の施政権下にはいる。

藤枝防衛庁長官 沖縄は現在、核武装している。しかし、日本復帰の場合は核武装しないという方針だ。

矢嶋氏 米国の沖縄新政策は、沖縄を極東の安全保障の中核とし、半永久的に日本へ施政権を返還しないかわりに、米国が援助をして沖縄の福祉を増進しようという印象を受ける。大平官房長官などは今度の新政策は施政権返還へ一歩前進したというが、一日も早く施政権を米国から返還させることが政府の義務ではないのか。

外相 沖縄の施政権が一日も早く日本に返還されることを希望することには変りはない。沖縄問題は、米ソの対立をめぐる極東の緊張が原因の一つになっているので、日本が極東の緊張緩和に努力するとともに、施政権の返還に努力すれば、沖縄は日本に返ってくると思う。

矢嶋氏 米国の沖縄新政策を検討し、自治権拡大などを盛りこんでもらうため、日本側の要望で発表を二日間延期してもらいながら発表された新政策はなんら前進していない。なぜか。

外相 発表は二日以上延びたが「沖縄が日本の領土だから、やがて施政権を返還し、日本に復帰する場合、円滑に行くようにする」と明言したことは前進だ。

池田・ケネディ会談の成果 進歩へ重要な基礎

大平官房長官談話発表

政府は三月二十日、沖縄問題に関するケネディ米大統領の声明について、次のような大平官房長官の談話を発表した。

一、今回のケネディ米大統領の声明は、昨年の池田・ケネディ会談を初め、政府がかねてからあらゆる機会を通じて沖縄における自治の拡大、民生福祉の向上について米国の配慮を要望し、わが方としてもこのために経済援助の供与その他あらゆる努力を払うべきことを伝えてきたのに対して、大統領が自ら真剣な考慮を払い事態改善のための施策をとるべきことを表明したものであり、政府はこれを深く多とするものである。

一、政府が国民と共に、沖縄の施政権返還を強く要望するものであることはもとよりである。今回の大統領声明が、沖縄同胞が日本国民であり、沖縄が日本本土の一部であることを率直に認め、沖縄がやがてわが国の完全なる主権の下に復帰する日に備えて、日本と密接に協力して沖縄問題に対処するとの米国の意図を明らかにしたことを歓迎する。

一、大統領声明に述べられた諸措置は、従来沖縄をめぐって提起された問題のすべてについて最終的な解決を示したとはいえないが、かねてよりのわが諸提案の精神にそうものであり、重要な進歩の基礎をなすものである。また、声明に含まれた民生福祉、経済援助を含む各般の問題についての日米間の取決めを作成するための討議は双方の準備が完了次第近く始められることとなろう。

一、政府としては、今後も沖縄に関する各般の問題について米国政府と十分な協議を遂げ、わが方の要望ができるだけ速かに実現するように努力したい。

37年度予算案を承認

南方同胞援護会役員会開く

南方同胞援護会理事会は三月十四日午前十一時から千代田区三年町社会事業会館の会議室で開催、委任状とも出席九名で、昭和三十七年度予算案を議題とし、吉田事務局長から詳細説明、特に列席した大竹特別地域連絡局長からも意見の開陳があり、総額一億二千二百七十一万六千円（前年度に比し四千九百八十五万円減）を原案通り決定した。前年度より多額に減額をみたのは、台風災害援助費四千万円等がないためである。

引続き午後一時三十分から評議員会を開き、委任状とも出席二十一名、阿原謙蔵氏を議長に推し、議事録署名員に神山政良、藤田鳳全両氏を議長から指名、吉田事務局長の説明に対し、

加藤勘十氏 小笠原に対する措置が不十分である。沖縄は施政権を返せというが、小笠原は政治を行うことさえ不可能な無人島の状態に放置され、沖縄以前の姿である。人が住まないからといって関心が薄くなるのはむしろ逆である。帰島促進の機運を常に刺激し、内外にわたって宣伝しなければならない。

藤田鳳全氏 昨年は米国からの補償金六百万ドルの配分をめぐり引揚者の結束が乱れたため帰島運動に力が入らなかったが、配分案もようやく目鼻がついたので、本年は意気を新たにして取組む決意である。

吉田事務局長 小笠原問題を等閑に付しているようなことはない。関係予算も大幅に計上したのであるが、遺憾ながら査定で削られた。今後もできるだけ努力したい。

と答え、予算を原案通り承認した。

37年度南方同胞援護会収支予算

（単位千円）

◇収入の部

補助金収入	[illegible]
寄付金収入	四七、一三三
一、指定寄付金収入	四三、〇〇〇
①お年玉年賀葉書	三〇、〇〇〇
②福祉競輪	一三、〇〇〇
二、一般寄付金収入	四、一三三
土地賃貸料収入	[illegible]
雑収入	一〇〇
前年度剰余金繰入	一
前年度繰越金	[illegible]
合計	一二二、七一六

◇支出の部

事務費	[illegible]
一、人件費	[illegible]
二、需要費	[illegible]
三、支払利息	[illegible]
四、交際費	[illegible]
事業費	[illegible]
一、啓蒙宣伝費	[illegible]
二、調査研究費	[illegible]
三、小笠原帰島促進並びに補償要請協力費	[illegible]
四、遺児育英事業費	四八六
五、対外折衝助成費	一、八〇〇
六、癩患者医薬品援助費	[illegible]
七、北方地域諸問題解決促進協力費	[illegible]
八、母子福祉事業助成費	[illegible]
九、教科書贈与費	一六、四六六
十、遺族等援助費	[illegible]
十一、身体障害者援産所建設費	[illegible]
十二、慰霊祭費	[illegible]
十三、青少年ホーム建設費	[illegible]
十四、母子福祉センター建設費	[illegible]
十五、遺族青少年等渡航者援助費	四〇〇
十六、援護団体助成費	六、〇〇〇
十七、援護金品募集及び送付費	[illegible]
十八、レントゲン車購入費	[illegible]
十九、結核患者アフターケアー施設設置費	[illegible]
二十、沖縄整肢療護園増設費	[illegible]
借入金償還費	一、八〇〇
国庫補助返還金	一
予備費	[illegible]
合計	[illegible]

琉大経済研究所発足

沖縄経済を学問的に究明

琉球大学に経済研究所がこのほど設置され、その開所記念レセプションが三月八日那覇市ハーバービュークラブで開かれ、本格的な研究調査活動をはじめることになった。

同研究所は、沖縄経済の当面する問題を学問的に究明するほか、国際的視野から経済発展の動向を探究する目的で、琉大の久場政彦教授ら経済関係の教授陣が中心になって一九五八年ごろから専門的な経済問題研究機関設置の準備を進め、昨年琉大財団理事長の稲嶺一郎氏（琉石社長）が同研究所創設資金として一千五百ドルを寄付、この資金によって六一年六月から研究活動を開始した。これがアジア財団からも認められ、五カ年計画の第一年次資金として七千ドルの援助が実現したもの。

同研究所のおもな研究テーマは▽沖縄における企業合理化と近代化の問題▽産業関連表の作成▽租税体系と金融機構の問題▽資金問題▽物価、国民所得分析▽財政投融資の効果測定などとなっており、さらに沖縄の経済問題を解説して、本土の経済機関紙に発表するほか「経済季報」を発刊して、研究所で作成した各種の経済統計を発表、砂糖、パイナップル産業その他の企業に関しても国際市場の動きをとらえ、合理化をどう進めるべきかを解説することになっている。

とくにこんごは各局の協力を得て五カ年計画の達成に必要な四万ドルの研究費を獲得し、電子計算機や各種統計を備え、一般にも研究所を利用させる構想である。

ボリビア移民問題 ワシントンで折衝

公社理事長ら来月渡米

ボリビアの沖縄移民地における製油会社設立資金調達、移民協定の早期実現、農道、総合病院建設資金の援助を米政府に要請するため四月上旬に琉球海外移住公社理事長渡名喜守定氏とボリビア駐在所長伊集朝規氏が、移民地の幹部役員の連署陳情書をたずさえてワシントンへ出向くことになった。

当初の予定では、渡名喜理事長だけ製油会社設立に対する米政府の産業開発資金援助について折衝にいくことになっていたが、ボリビア移民地から、米政府の援助で解決しなければならない多くの問題があるので代表者を同行させ強力に折衝したいとの申入れがあり、沖縄とボリビア移民地の両方からワシントンへ陳情にいくことになったもの。

琉球政府経済局でも、移民地における製油事業が莫大な資金を必要とし資金調達が事業実現のカギになるとして、現地代表の伊集駐在所長を派遣することを了承した。

製油会社設立計画は、目下経済局で移住公社直営にすることを検討中だが、資金調達面では、日本移住振興会社の融資取りつけのメドもつき、かなり順調なすべり出しをみせている。事業計画では、米政府の開発資金とボリビア政府の産業開発資金で三十万五千ドルを獲得することになっており、こんどのワシントン折衝は、製油会社の実現を左右する重要な意味をもつとされている。移民地では、製油会社設立問題以外にも総合病院建設など重要な問題をかかえており、こんどの直接折衝に大きな期待をかけている。

ワシントンへ陳情する主な問題は次の通り。

▽移住協定の早期実現のための実情具申▽製油事業に対する産業開発資金援助▽第三植民地に対する機械購入資金の獲得折衝▽三つの植民地を結ぶ幹線道路開設に対する援助要請▽三つの植民地で利用できる総合病院建設と建設資金援助の要請▽植民地の機械化農業を推進するため農業機械の購入資金借入れ▽恒久的飲料水問題の解決、灌漑用水施設に対する援助要請▽子弟教育施設に対する助成など。

助成、指導は必要

パイン調査団帰京

去る六日以来沖縄のパイナップル産業を調査していた農林省振興局園芸課長石井一雄、同省食糧庁食品課長福岡信久、総理府特別地域連絡局吉野[illegible]の三氏は、三月十五日空路帰任した。

調査団は現地出発に先立ちキャラウエイ高等弁務官に会い、パインアップル事業の合理化問題について話合った。その内容については明らかにされないが、調査結果の説明に次いで、合理化計画実施に当っての日米両政府の援助、協力体制などについて話合われた模様である。

石井団長は空港で記者会見し「帰任したら早速レポートをまとめ、関係各局で検討して沖縄のパイナップル産業に対する本土政府の保護方針を決めたい」と次のように語った。

一、高等弁務官との懇談では、現地調査の結果を説明し、すでに報じられたように合理化推進に当っての問題点を指摘した。パイナップル合理化問題については、弁務官も非常に同情的だった。計画は十分だが、問題はこれをどう具体化していくかにある。

琉球政府は、計画で打出した主要施策に基いて更に実施計画を作成するといっており、具体的な計画実施の過程で琉球政府予算による合理化がどの程度までできるか、また、日米両政府がどの程度援助すればよいかもはっきりしてくると思う。一つの産業振興に政府が介入することはよいことではないが、軌道に乗るまで政府が助成をとり指導することは必要だろう。

一、実際にパイナップル園地をみると、沖縄本島北部と八重山では条件が違う。八重山は緯度的にも台湾の中部と同条件であり、気象、土壌、園地の傾斜、経営規模などすべての面から北部より条件が良い。その点、北部地区は悪い条件を克服するためにも、栽培技術、品種更新を研究し、北部は北部なりの合理化方法を研究しなければならないだろう。

沖縄の捕鯨

今年は低調

沖縄では捕鯨最盛期を迎え、琉球漁業、名護漁協では現在懸命の操業を続けているが、今期は操業の予想に反して意外に振わず、捕鯨操業始まって以来の最低捕獲を記録するのではないかと見られている。

二月末までの捕獲頭数は、一月[illegible]頭（琉球漁業、名護漁協各三頭）二月十二頭（琉球漁業十一頭、名護漁協一頭）の計十八頭で、例年の同期にくらべると、一九五八年の二百八頭に対し九一・[illegible]%、五九年百三十三頭に対し八六・[illegible]%という大幅な捕獲減となっている。いままで最低を記録した昨年（三十八頭）に比べても五二・[illegible]%減という不振ぶり。

政府が許可した捕鯨期間は一月一日から五月十日（ただし[illegible]は座頭鯨の場合で、まっこう[illegible]は六月三十日）までとなっているが、実際の操業期間は一月から四月中旬までで、最盛期は[illegible]月中旬までとされ、この期間の捕獲頭数でその期の実績が推定できるといわれている。そこからすると昨年の九十九頭には遠く及ばないのではないかと、政府関係者は悲観的である。

不振の原因は、一月中旬から二月中にかけての異常寒波の影響で[illegible]温が低下したためといわれているが、潮流の影響で鯨の回遊路が次第に沖縄から遠ざかりつつあるのではないかという見方も出ている。

米の沖縄新政策と現地

一応前進とみるが 施政権、自治問題に不満

ケネディ米大統領の沖縄新政策に対する沖縄の反響は、現地新聞の報道を総合したところによると、一歩前進だとして一応歓迎しながらも、実質的には従来慣習となっていたものを明文化したこと、従来から改正が約束されていたことが実現したに過ぎないとして、特に飛躍的な自治拡大にならないという見方がかなり多く、特に施政権返還問題に触れていない点を不満としている。

当銘自民党政調会長も「沖縄を日本本土の一部と認め、日米協力の援助で本土の水準に引上げようとしていることは一歩前進だ」としながらも、高等弁務官の拒否権には殆んど変りがなく、琉球政府主席は立法院の指名に基くとはいいながら任命制に変りはないことに不満を示している。自民党は三月二十日午後議員総会を開き、新政策に歓迎を示しながらも、自治拡大についてなお努力すべきことを確認した。

社大、人民両党もそれぞれ同日午後役員会を開いたが、両党は新政策に対する不満を本土側に伝えるため立法院代表を至急上京させることを申合わせ、これを自民党に申入れた。かくて、再び立法院代表の本土派遣が沖縄政界で論ぜられるに至った。

新政策に対し野党側の批判は①新政策は表現を多少変えただけで現状を固定化したものである②援助増大により日本復帰がタナ上げにされる恐れがある③援助がふえればふえるほど米側の統制がかえって厳しくなるのではないかとして自治、人権などの面で依然押えられたままになっていることに強い不満を示している。

本土に代表を派遣

沖縄の復帰協 来月から復帰運動

沖縄県祖国復帰協議会では三月二十日午後零時半から米民政府前に約二千人が参集、値上げ決起大会を開いたが、ここで米国の沖縄新政策に対する不満と即時日本復帰の意向を表明した。更に同日午後四時から沖縄会館で緊急役員会を開き新政策を検討した結果、沖縄の施政権返還はますます遠のくものと判断し、四月二十八日の平和条約十周年記念日を目標に、四月上旬から日本全国で大々的な祖国復帰運動を展開することになり、そのため復帰協から十五人の沖縄代表を本土に派遣することを決めた。

なお、復帰協では同日次のような声明を発表した。

ケネディ大統領の新政策を検討したが、沖縄住民の民意は祖国復帰以外にはない。新政策は米の軍事占領と同じであり、沖縄住民の基本的自由は剥奪されている。民意に反して一方的に出された新政策に憤激した。復帰協は県民代表を本土に送り、全国民に実情と施政権の返還を強く訴えることを決めた。日本政府に、国会決議にそつて対米外交を強力に推し進めることを要求する。

施政権に触れないのは遺憾

東京沖縄県人会声明

東京沖縄県人会（会長・神山政良氏）と沖縄問題解決国民運動連絡会議（社会党、総評、日青協など六十余団体、代表幹事・神[illegible]氏）は、三月二十日夕東京の日本倶楽部で、ケネディ大統領の沖縄新政策に関する[illegible]し、

沖縄への援助拡大は前進[illegible]すると思うが、施政権返還について何らふれていないのは遺憾である。日米両国[illegible]かに沖縄の日本返還について交折衝に入ることを要望[illegible]

との声明を発表した。なお[illegible]二十八日（対日平和[illegible]日）を「沖縄返還[illegible]の日」と定め、同日[illegible]ると、古屋日青協事[illegible]表された。

スラム街を解消

日米琉の責任で都計を推進

西銘那覇市長、施政演説

第五十一回那覇市定例議会は三月十二日開かれた。これは西銘市長就任後初の定例議会で、はじめに同市長の施政方針演説が行われた。その中で西銘市長は大きな公約の一つにあげているスラム街解消について力説、ただちに総合実態調査をはじめると語った。施政演説の要旨は次のとおり。

現年度予算の執行段階にある今期議会で市政の大綱を述べるのは、時期的に異例のことである。しかし、選挙の結果により新たに市政運営の立場にある者として、当然執行する義務のあるいろいろの事業事務に対し、これをどのように運営していくかという点について見解を述べ、議会の協力、批判を仰ぐのは私の義務である。

一九六二年度予算については、特に市民待望の泊浄水場拡張工事を中心とする水道事業の整備が着工の運びになっている。しかし、泊—安謝間の埋め立て事業や、市場付き市営住宅の建設計画については、設計技術上の問題で六三年度にまたがる継続事業として今議会に提案している。

市政は市民とともに施されなければならないという点から、毎週金曜日の午後を"市民相談の日"とし、市民の声を直接市政に反映させるべく努力するとともに、行政内部の問題として、助役、部長の人選に次いで課長人事の配置がえを適材適所主義で実施し、行政機能の充実に当っている。さらに新年度においては機構改革を予定し六月の定例議会に提案できるよう準備を進めている。

那覇市は琉球の首都として、政治経済、文化の中心となっている。そのため人口は年々増加し、すでに全琉人口の二割以上も那覇市に集中している。その結果、住宅問題はいよいよ深刻化するとともに交通施設、上下水道、塵芥、糞尿処理など大都市としての問題が山積している。これらの解決については歴代の市長、市議会が努力しているが、まだ計画の三十パーセントしか実現していない。したがって、他県における地方行政が、戦災復興都計事業中心の行政から市民福祉を高めるための産業自治へと移行している現状にもかかわらず、那覇市の場合はやはり基本的な都計事業を中心にした行政が要請される。私の市政方針の根本は都計事業の推進にあり、これを広く国家的事業とし、日米琉政府の共同責任において促進できる体制を確立することに目標をおいている。

次に、私の市政方針において大きなポイントにしている市街地改造、すなわちスラム街解消について述べたい。那覇市の都心部は旧市街地が未開放となっていたため、街路整備や区域整理事業も行[illegible]店舗、住宅が雑然と建てられ、那覇市の発展に伴い中心部となり人口も集中するようになった。そのため中心部が狭く、交通網の発達によって機能が目立って阻害され、文化的生活を営む上に衛生、防火、防水や都市美の問題から早急な改造が要請されている。これらの地域の総合実態調査を実施できるよう準備を進めているが、調査の結果に基き市街地改造計画を定め、年次的に手をつける考えである。これについては琉球政府にも技術、財政上の援助協力を強く要請する方針である。

オフ・リミッツ旋風

沖縄 基地周辺の特飲街に

三月八日、沖縄中部のコザ市内にある二十二軒のスタンド・バーが米軍人、軍属の立入り禁止となったが、九日さらに今度はバー、キャバレーなど一級免許の風俗営業関係二十二軒（うち三軒は石川市）がオフ・リミッツとなり、また、那覇市でも九、十の二日間で波上一帯の外人相手のバー、キャバレー四軒、十二日にはコザ市内の風俗営業十七軒などが相次いで立入り禁止を食った。今度の立入り禁止は、二月中旬以来噂が高まっていたものだが、全く予告なしで行われ、米軍人関係を顧客とする風俗営業者に大きなショックを与えている。

八日にオフ・リミッツを食ったコザ市内の二十二軒のスタンド・バーは、これまで数回にわたって米軍調査機関から売春その他の理由で警告書が出されていたところで、そのほとんどが風俗営業関係である。九日オフ・リミッツになったところはコザ署員の立会いで表示をしており、さつそく中部のコザ市サービス業組合、同バー組合連絡協議会の代表らは会合を開き緊急対策を協議した。

今度の処置について、理由は売春が主なものとなっているようだが、はっきりしたことはわからない。しかし、

一、米軍当局は米軍人、軍属相手のバー、キャバレーが乱立を極めているとして、売春、性病感染を理由に乱立を防ぎ、自然陶汰の形で縮少、設備改善など示唆しているのではないか。

一、これまで再三指摘されている性病が余り減つたとは思われないので、その一掃を業者に促すための強硬措置。

などとみる向きもあり、これは、去る二月十一日付けのワシントン・ポスト紙が一面をつぶしてコザ市の歓楽街の実態をとりあげ、批判したことを裏づけしていると言われる。

今度オフ・リミッツになったのは、企業者の数から言えばそう多くはないが、業者は今後の発展をおそれている。なお、業者代表の米民政府への阻止陳情に対し、去る八日に軍民合同審議会を開き今後の対策を協議するという趣旨の回答を得た矢先だつたけに、業者は解禁対策に頭を痛めている。

北洋漁業の自主規制に反対

サケ・マス漁業者 東京で気勢あげる

全国鮭鱒流網漁業組合連合会では三月十六日午前十時から東京千代田区三年町の社会事業会館に関係者約四百人が集まって臨時総会を開き、さきに政府が発表した出漁船数の二割（八十一隻）休漁案に対し「速かに撤回を求める」との決議を満場一致採択した。次いで大会終了後、会場から日比谷公園まで色とりどりの大漁旗をかかげてデモ行進を行い気勢をあげた。

なお、以南流し網漁業者も十五日虎の門の共済会館で全国漁民大会を開き、政府案反対の宣言、決議を行って気勢をあげた。両大会における決議文の要旨は次のとおり

【決議要旨】 政府が発表した以南サケ・マス流し網漁業の休漁措置は何ら科学的根拠がない。これを強行すれば漁民の生活に大きな打撃を与え、これに依存する各地方産業の発展を著しく阻害する。われわれは断じて承服できない。すでに北海道議会をはじめ各県議会、市町村議会など関係方面ではこの一方的な、しかも突発的な処置に対し反対を決議した。われわれはこの措置の撤回をあくまで要求する。

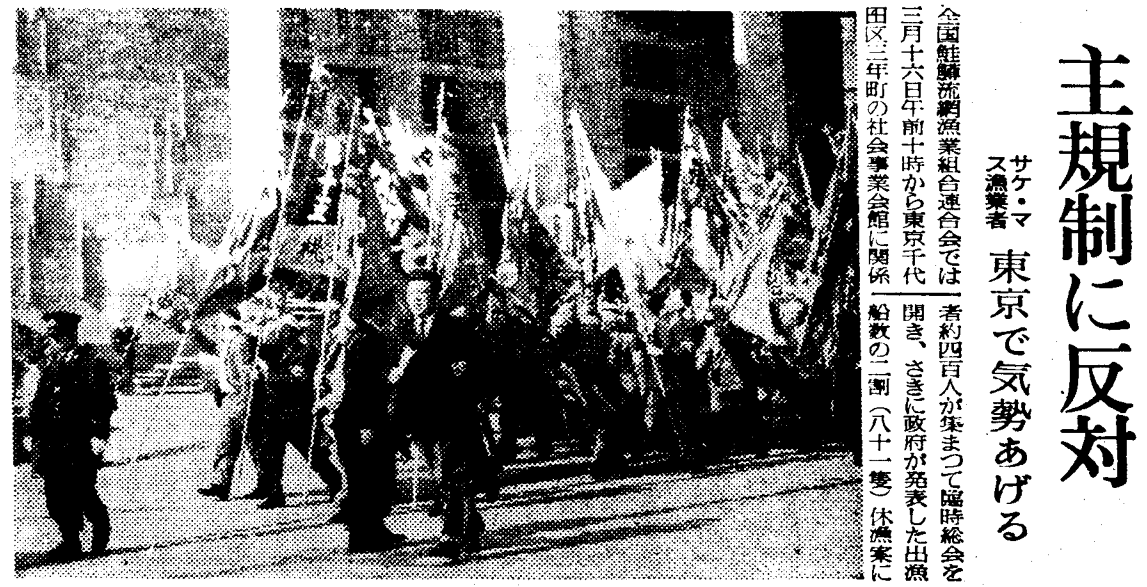

（写真は会場からデモ行進に移るサケ・マス漁業者）

札幌で反対大会

北洋独航船主

北海道の北洋独航船主約八十人は三月十六日札幌市水産会館で北洋漁業規制反対船主大会を開き、日ソ交渉における北洋サケ、マス漁業の自主規制案に反対する決議を行った。

流氷少なく 水揚げ激増

羅臼港、好景気

オホーツク海沿岸は流氷の最盛期だが、例年より流氷が非常に少なく、特に毎年流氷に悩む羅臼港は「港はじまって以来の珍現象だ」と連日百隻近く出漁、三月初めから十五日までに二千トン（例年は三月一ぱいで一千トン）の水揚げがあり、四千数百万円のスケソウ景気にわいている。

毎年三月末までには流氷に閉じこめられ、条件のよい日だけ僅かに出漁していたが、ことしは一月末に一週間ほど封鎖されただけで、ほとんどが毎日漁ができた。

羅臼港のスケソウ漁船は十トンから十五トンだが、中には一隻で一日に十六トン（約四十五万円）水揚げした船もあり、いまのスケソウは卵を持っているのでキロ当り二十三円から二十八円と値もよいが、四月に入ると産卵を終り魚がやせて値も半分に落ちるため、今のうちにとピストン出漁を続けている。

家族に見舞金

抑留船員 根室市議会で決める

根室市はソ連のために漁船を捕われ抑留生活を送っている者の家族に見舞金を支給する制度を新設し、さきごろの市会で決定した。拿捕後一カ月すぎても帰らない場合、一世帯につき三千円、ほかに留守家族一人について三百円を支給する。このため昭和三十七年度予算に三十二万八千五百円（約七十五世帯分）を計上した。抑留が長引くとき、何回この制度を適用するかはこれから研究する。

抑留船員17人帰る

ソ連外務省は三月二十一日、抑留日本漁船員十七人を沿海州テッチユーへ沖合約二十キロの洋上で引渡すと通告してきたので稚内海上保安部の巡視船「ちとせ」が出向き、二十二日夕刻帰着した。これは、稚内市開運通り黒川謙蔵さんの漁船第七大忠丸（七四トン）の佐藤鐵治船長ら十八人乗組みのうちの十七人である。

"衛生都市"を宣言

コザ市、26日の議会で

沖縄のコザ市を初め基地周辺の歓楽街で米軍兵士の性病感染率が高いことが米議会で問題になっているといわれるが、コザ市議会では三月二十六日開会の定例議会で、完全衛生都市を宣言することになった。

これは、公衆衛生の向上と性病対策を強化するため純衛生的な都市をつくろうというもので、コザ市議会ではオフ・リミッツの根拠となったといわれるワシントン・ポスト紙の報道を検討するなど、性病撲滅問題を重視しているが、右について玉城コザ市議会議長は次のように語った。

これは由々しい問題である。風俗業者だけのことではなく、全琉的な問題でもあるので、この際公衆衛生面の強化に乗出し、完全衛生都市を宣言して市民の自覚、協力を呼掛ける。また、コザ保健所では昨年末ごろから地域的に性病に対する指導や教育をしてきたが、業者の一部には余り協力しないものもいた。今後は、市当局とも協力し、公衆衛生面の改善と啓蒙運動をしなければならない。

日暮里の強盗

沖縄で自首

引渡し協定なく釈放

東京日暮里で神田の電機商をおそい五十七万円を奪った三人組の一人として荒川署から指名手配をされていた岩下信夫こと福地源徳（二〇）＝本籍・沖縄コザ市安慶田＝は三月十六日、沖縄石川市石川警察署に自首した。福地は琉球新報で指名手配されていることを知り自首したという。

同人は那覇警察本部の取調べに犯行の詳細を自供、同本部は犯人に間違いないと見ているが、琉球警察と本土警察間に司法共助の協定がないため、沖縄側では逮捕の権限がなく、十六日夕身柄を釈放した。右につき警視庁捜査一課では次のとおり語った。

沖縄は外国と同じで、[illegible]いの間に犯罪人引渡し協定がないため、釈放されても仕方がない。外務省を通じて沖縄の政府と交渉するより方法がないが、それもいますぐ間に合わせることはできない。残念だが指をこまねいている状態だ。

自首のため上京

福地源徳の身柄について警視庁捜査一課と警察庁捜査課は三月[illegible]日那覇南方連絡事務所を呼出し「本土の警察へ自首するよう[illegible]してほしい」と頼んだ。福地は沖縄で釈放されたとき「東京の[illegible]へ自首する」と約束、[illegible]十五日[illegible]港出帆の那覇丸で鹿児島経由[illegible]することになった。

沖縄緑化に一万円

新聞協会から追加

日本新聞協会では沖縄の緑化[illegible]の資金として加盟各社から寄[illegible]末南方同胞援護会に寄託した[illegible]た三百六万七千百二円を去る[illegible]の後追加分一万円が寄せられたので、三月二十日本会に持参、琉球緑化推進運動本部へ送金するよう依頼した。

さんご礁

◇終戦のころ宮[illegible]の延岡市に疎開[illegible]いろいろ面倒をみてもらったという[illegible]の人が、当時警察[illegible]だった恩人を捜して[illegible]ほしいと、この[illegible]延岡署にその人の[illegible]を問合わせてきた。

◇…その人は宜野湾村に住む[illegible]ハツさんで、手紙によると、昭和二十一年に満州から延岡に引[illegible]たが、当時、延岡署の祇園町派出所に勤めていた古見政れさん[illegible]話になったので、近く宮崎に[illegible]するので会ってお礼をしたい[illegible]う。

◇…調べてみると、古見さんは[illegible]市山下町で農機具店を経営して[illegible]り「奥里さんの家族は着のみ着のままの姿で引揚げてきて、細々と生活していた。その区域が私の受持だったので、たまに家に寄って慰めてやってはいましたが、まさか思い出してもらえるとは…」と当時をなつかしんでいる。

本紙購読案内
送料とも　半年　一五〇円
一年　三〇〇円

「組合移行」を正式決定

沖縄教職員会総会　三対一の表決

時期は対策委設け研究

沖縄教職員会の第二十回定期総会は三月十四日、那覇市の教育会館で代議員二百十九人が出席して開かれた。会活動の基本方針、運動目標、予算案など十議案を原案どおり可決したあと、問題の「組合移行の基本的態度決定」案を審議したが、約一時間にわたる討論の後、会はじまつて以来初の表決により、百六十五対五十四の多数で原案どおり可決した。運動目標としては「祖国復帰運動と平和教育の推進」のほかに新たに「基本的人権の擁護と伸長」が加えられた。

「組合移行の基本的態度決定」については多数の代議員から活発な意見が出され「移行を決定すると混乱は生じないか」「なぜ急ぐのか」などの慎重論もあつたが、結局、移行の時期と方法については組織対策委員会を設けて十分研究して決定するという条件つきで態度決定に落ちついた。

運動目標 ①祖国復帰運動ならびに平和教育の推進②基本的人権の擁護と伸長③民主的関係法規の早期立法促進④教育財政の確立⑤生活権の確保（待遇改善、身分保障制度の確立）⑥組織の強化⑦教育文化活動の推進⑧子供を守る態勢の強化。

なお、組合移行によつて今後どのように変るか、平敷政経部長は次のとおり説明している。

現在は政府立、公立ともに公益社団法人という連合組織であるが、組織が変れば組合法人として労働局に登録する。そして、政府立学校（高校、盲聾唖学校、特殊学校）の千五百人と公立六千五百人の両組合ができる。政府立の場合は、政府公務員法による職員団体を結成、人事委に登録、公立は労働法による組合として労働局に届出る。この二つの組合の連合体が沖縄教職員組合として誕生する。

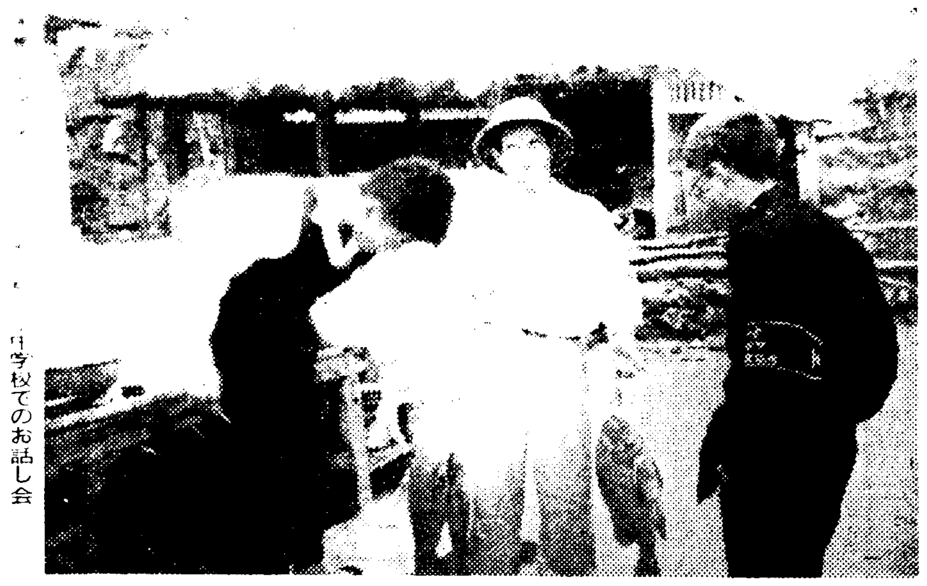

中学校でのお話し会

三千人送り出しを目標に　まず父兄の理解を

本土就職　推進対策を協議

本土からの求人に対して沖縄の就職希望者が少ないので、その原因を究明して将来の本土就職を推進し優良職場を確保しようと、琉球政府文教局と進路指導主事協会の主催で、三月十二日対策協議会が開かれた。

照屋琉球政府労働局長が本土就職の現状を説明、比嘉文教局指導課長が進路指導について説明した後対策について協議したが、父兄の無理解が大きな原因になつているほか、砂糖、パイン産業が盛んになつたため目前の現金収入に惹かれる者や、学校を通さず縁故者を頼つて本土へ就職する者が案外多いことなどがわかつた。

今年度は本土から三千四百人も求人がきているが、現在までの応募者は僅か三百人足らずという状況なので、この日の協議会では、差当つて労働局が目標としている三千人送り出しをどう推進するかを検討、

一、家庭訪問によつて父兄に本土の職場について理解させると共に、個々面接で一人でも多く就職希望者を募る。

一、高校入学の合格か否かの決定を待つて本土就職をする者もいるので、発表後直ちに担任教師が希望者を戸別訪問して進路指導に当る。

一、連合区単位で集まりを持ち、進路指導主事がいない学校へ本土就職を呼掛ける。

一、父兄や本人に対して、来年度は就職難になること、本土就職は政府の責任のもとで行われるから心配のないこと、本土は社会保障が行届いており将来性もあることなどをよく理解させる。

などの対策を立て、これを推進することになつた。

琉大卒の就職好調　特に良い工学関係

教員希望は需要が問題

琉球大学は三月十日卒業式を行つたが、今年の卒業生総数は四百七十五人。就職状況は、全体の約六五％を占める教員希望者の売行がはつきりしないため、今のところ約六〇％と琉大側では語つている。

琉大学生部の話によると、近く各地区の教員採用が決まれば、卒業と同時にあとの四〇％はすぐ決まると見ている。

学生部で確認した就職決定者は、商社関係二十四人（うち十八人は本土）金融七人、公務員十五人、米軍関係十四人、教員三十七人（那覇のみ）その他三人、計百人それに内定百七十五人を含めると二百七十五人となつている。

特に目だつているのは本土就職（東京、大阪など）に十八人も決まつたこと（昨年は五人）また、一番売行のよいのは工学関係で、機械工学と土木など各十人が就職決定で一〇〇％、電気は十人のうち七人、化学七人と七〇％といつた成績。文化系では商科がよく七〇％の強みを見せている。

しかし、一番困つているのは教員希望者で、特に需要のなくなつた家政学科。卒業生のほとんどが教員希望者で四十三人も教員採用候補者選考試験に合格者を出しながら、採用はさつぱりないという現状である。学生部では、教員外の就職を斡旋しようと運動している。

全日本剣道大会　沖縄開催決まる

日本剣道連盟の第八回全日本東西対抗剣道大会が七月下旬沖縄で開かれることになつた旨、日本剣道連盟から三月十二日松川沖縄剣道連盟会長あてに知らせてきた。全国の剣道大会が沖縄で開催されるのは戦前、戦後を通してはじめてであり、沖縄剣道連盟では琉球政府、体育協会、那覇市、商工会議所、報道機関などの協力で受入れ準備にかかることになつた。

この大会は日本全国から代表が参加、三泊四日間滞在、一日目は剣道とナギナタの東西対抗試合、二日目は個人選手権と教士による公開演技がある。場所は琉球大学体育館が予定されている。

一行は約六十人前後で、滞在中の経費と帰りの鹿児島までの旅費は沖縄側が負担する。

国際大学の設置認可

来月一日発足

沖縄の中央教育委員会では三月六日、第九十五回臨時委員会を開き国際大学の設置その他を審議、原案通り可決した。四年制の国際大学（湖親誼理事長）は現在の琉球国際短期大学を昇格するもので、商学部と法文部の二学部で昼夜の二部制とし、従来の短大は廃止して国際大学の短期部に切替える。四月一日から発足するが、これで琉球大学、沖縄大学に次いで四年制大学が三つになる。

沖縄民芸協会発足

伝統の工芸文化を振興

沖縄民芸協会の設立総会が三月九日開かれ、会長に豊平良顕氏、理事に安谷屋正義、大嶺政寛、末吉安久、安次嶺金正、大城皓也の五氏、監事に玉那覇正吉、新垣栄三郎両氏を選んで発足した。

同協会は、沖縄の工芸文化の普及確立と、それを通じて世界文化に寄与することを目的としており、伝統的工芸の調査研究、各種工芸に対する指導、協力および工人育成の協力、日本民芸協会および各地方民芸協会相互間の連絡、海外との交流、出版、展覧会、講演会等の事業を行うことになつている。

林房雄氏　沖縄訪問

作家の林房雄氏は三月十三日空路沖縄を訪れた。雑誌「家の光」に連載している源為朝をテーマにした「海の新月」の取材をかねた観光旅行。

沖縄の離島を見る（四）

開発待つ美しい島

西表

法政大学沖縄文化協会
宮古・石垣・西表島親善訪問団

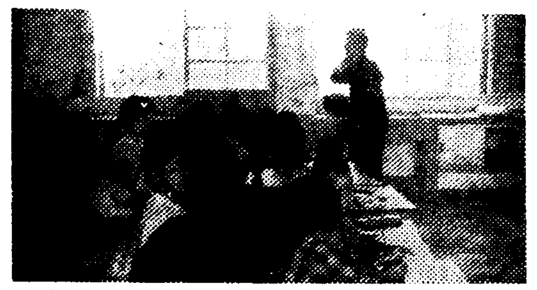

西表（いりおもて）は私たちの先島訪問の最南端の島である。この島への交通機関は船だけで、石垣港から五、六時間かかる。それも、少し海が荒れると欠航するような小さな船だ。現に私たちも、西表から石垣へ帰る時欠航になり、日程の変更ができないため船長のところに交渉に行つたが、野良に出かけて留守、困り果てて石垣の警察ボートに連絡してもらつたがこれも駄目、そこで先親の琉球銀行八重山支店長が海上の船に無電で連絡してくれたところ、折よく近くに米軍ボートがいたので便乗させてもらつて救われたような始末。

しかも島では、大きな船が入ろうにも、港、桟橋の設備も悪く、船は潮の干満を利用して出入港する状態だが、満潮時でも船底が海底にスレスレなのには驚いた。将来の島の発展のために、このような水上交通の問題は大きな支障になるであろうと考えたことであつた。

大原桟橋へ着く。遠浅の海には小島が浮かび、岸には亜熱帯植物が生い茂り〝風光明媚〟という言葉がピッタリ──本土では見られない紺碧の空と海、白い飛沫をはね返す黒褐色の岩壁、それを包む木々の鮮やかな緑、それらの素晴らしい対照は、私たちの想像を越える南国情緒豊かな美しさだ。

島は周囲七十五キロ余、面積二百七十一平方キロ足らずで、農耕地は全島の十分の一、あとは未開の密林と山地である。それだけに林業は最近かなり盛んになり、パルプ材を本土へ輸出しているという。かつてはマラリアで移住者が全滅に近くなつたといわれるが、美しい風景のなかにはそんな悲しい歴史の陰は微塵もない。現在も移住者の生活は楽ではないが、自分たちの住むこの島は自分たちの手で開拓したのだという逞しい力と、もっと住みよい所にしようという希望に満ちている。

然し、この美しい島にも、問題はいろいろある。私たちがおこなつた座談会でも、次のようなことが話合われた。

まず文化面では、地理的に隔離されているため、どうしても時代に遅れがちになる。文化吸収はもつぱら親子ラジオとトランジスターラジオに頼つている。新聞はひどい時には一週間も遅れることがあるので、ニュースとしての意味をなさない。テレビはまだ普及してない。子ども達にテレビの話をする時は、外形から話さないとわからないし、写真を見せてもピンとこない。

そんな状態だから、映画館その他の文化施設もない。島の人たちは教育、文化について熱心で、教育隣組をつくり、午後七時半の拍子木を合図に子供は家庭で二時間近く勉強する。その間母親たちは近所を歩いて回ることになつており、子どもの夜遊びはないという模範的な面もある。

生活の面では、最近水道が設置されたので、いままで井戸や川に水汲みに行つていたのが大分助かるとは言つているが、洗濯などは今でも水の湧き出るところへ行つて共同で洗つている。電気はない部落もあり、あるところでも時間消燈で、十時になると消されてしまう有様だから、依然としてランプ生活とは離れられない。

食生活は一応島内で自給できるが、その種類は少なく、多くの食料も物資も船で運ばれてくる。島での一番の御馳走は猪で、本土のものより小さく小豚ぐらいの大きさ、豚肉ほど脂つぽくなく、少し匂いもあるようだつた。これを好きな人は、どんな肉よりもうまいといつているが、食べつけない者には、ちよつと馴染みにくい味だつた。

鉱山資源は豊富だといわれ、良質の石炭のほか銅鉱もあり、開発を待つている。また、御木本の援助で真珠の養殖も行われたが、不成功に終つたという。本土にない亜熱帯性のパイナツプル、バナナなどの果樹の栽培がこの島の将来の産業上有望であることは論を俟たないが、資金面に難点があるという。

島への交通もさることながら、島内の交通もまた全然発達していない。部落内の道はマアマアという程度だが、部落と部落の間の道は無きに等しく、あつても名ばかりのひどいもの。もちろんタクシーなどはなく、自動車は会社関係に数台あるだけだから、一般の人は徒歩か自転車を利用している。島内での交通機関の整備は、道路の建設と共に今後の産業開発の上の喫緊事であることを痛感した。

一日、由布島に遊んだ。西表島から海で距てられてはいるが、干潮時には歩いて渡れる。私たちの乗つた車も、海の中へ乗入れた。海上を走る自動車──本土では見られない情景だ。爽快な気分だ。二人の若者が丸太をくり抜いて何かつくつている。ゴールマーシヤという、耕した土を細かくする道具だという。若い女性の姿は見えない。「本島や石垣に出かせぎに行つて、若い女はいません」「嫁さんがいないので困ります」と、恥かしそうに笑う。女ばかりでなく、若い男も離農者が多くて困るらしい。

ここに移住して、肩は汗にまみれて土と取組み、家を建て、夜はランプの下で勉強に励んできた開拓部落の人々の姿を想像した時、その努力に頭が下ると共に、本島や本土の若い人達に決して劣らないすぐれた生命力、生活力があることを感じ、その一端に触れた今度の旅行から、何か有意義な生活への方向を見出し得たような気がした。

（終り）

【三輪幸子記】

本会取扱の図書

沖縄における補償問題　波多野里望著　送料とも実費　一部　三〇円
概説沖縄史　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　七〇円
沖縄司法制度の研究　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
沖縄今昔　東恩納寛惇著　送料とも実費　一部　一八〇円
国際法から見た北方領土の問題　田村幸策述　送料とも実費　一部　六〇円
北方地域資源調査書　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一、五〇〇円
北方地域財産調査書　南方同胞援護会編　土地、建物、漁業権、鉱業権の各篇　送料とも実費　全四巻　二、〇〇〇円
千島概史　高倉新一郎著　送料とも実費　一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　三〇〇円
特別地域関係団体名簿　南方同胞援護会編　送料とも実費　一部　一〇〇円

発行所
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
南方同胞援護会
振替　東京　五五四二〇番

季　刊　沖縄と小笠原　第19号
実費頒布中　￥60（送料は本会負担）

日米新時代と沖縄　大田政作
太平洋上のイレデンタ　ダビッド ワーフエル
私の沖縄報告　上沼八郎
夢幻の中の色丹島　小泉秀吉
◎沖縄に旅して　鷹司平通
◎布哇あれこれ　仲原善忠
沖縄に見る希望と現実　波多尚
「浜西報告」への反論　崎間敏勝
崎間氏の批判に答える　浜西竜次郎
平家の舜天王の史実　東恩[illegible]
―資料―
北方地域の特別措置法

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話(581)三八五六、三八五七

南と北

「沖縄と小笠原」改題

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
3857
振替貯金口座　東京55420番
編集兼発行人　吉田嗣延
毎月5日，15日，25日発行
1部5円

年間二千五百万ドルに
沖縄援助を拡大
プライス氏、米下院に法案提出

ワシントン三月二十八日発ロイター電によれば、米民主党のプライス下院議員は三月二十七日、現在年間六百万ドルに押えられている対琉経済援助のワクを二千五百万ドルに拡大する法案を提出、同法案は下院軍事委員会に付託された。

然し、議会筋の語るところによると、軍事委員会は現在国防予算案などで忙しいため、この問題が取上げられるのは数週間先になりそうである。プライス法案はケネディ大統領の沖縄新政策の意を受けて提出されたものである。

日本の生活水準に
プライス議員語る

沖縄の経済、社会発展に関する米国の援助費六百万ドルを二千五百万ドルに増額する法案を提出したプライス民主党議員は、東京新聞の坂井ワシントン特派員に次のように語つている。

一、これは、ケネデイ大統領が昨年関係各省専門家の作業班を沖縄に派遣した報告を行政府が確認して、沖縄施政の責任を負つているスター陸軍長官から議会に要請したのを土台にしたもので①日本政府が援助に協力するということ②琉球政府との協調③台風の被害のような災害救済の三つを考慮に入れた。

二千五百万ドルというのは、最高の支出権限額がだいたいそのくらいになるだろうという見通しであつて、経済開発、民生向上の目的を達するのに、実際に米政府の年間支出はそれ以下ですむと予想される。沖縄の生活水準をほぼ日本にひとしい程度まで引上げることを目標として、ことしの七月一日からはじまる一九六三会計年度の琉球施政予算六百万ドルに少なくとも六百万ドルを増加し、そのほかに毎年約一千万ドルないし千二百万ドルをさらに四カ年にわたつて出し、来年七月一日からはじまる六四会計年度ではその年一度だけ四百万ないし五百万ドル計上されよう。

一、私は五七年の土地問題で、他の委員らと現地を視察した報告のなかに、電力資源がないので原子力の平和利用で沖縄に原子炉の発電設備をすることを勧告したが、陸軍は費用がかかるという理由で反対した。いまでも沖縄に原子力発電設備をすべきだと思つている。ここ当分実現の見込みはないが、いつかこの問題が真剣に取上げられるときがくると信ずる。

一、軍事委員会では重要な法案の審議がたまつているので、いつごろ聴聞会を開くかまだわからない。極東と太平洋地域の安全を確保するために、沖縄の経済開発と民生向上に援助増加の必要は大統領の声明のとおり次第に認められるようになつているから、これに近い改正案が通ると思う。

時論
漁業交渉にソ連の暴論排除

日ソ漁業交渉は高碕政府代表のモスクワ到着によつて、核心たる総漁獲量、規制区域などの本格的な討議に入つた。

交渉の前提となる資源評価についての結論は昨冬専門家会議が出しているから、漁業委員会はその報告を採択すると見られたところ改めて資源論を蒸し返し、ソ連側からサケ・マスの魚種別資源状況の再検討を要請してきた。しかも日ソ間に異論のなかつた紅、白ザケについても、まき直しに文句をつけている。その強引な態度に兆し、例年以上の難航を予想されるのは遺憾である。

ソ連が「最大の課題」という「サケ・マスの生息全水域を規制区域とする」ことの不当無謀は論ずるまでもない。従来条約上の規制区域でなかつた四十五度以南の流し網漁業をも含むこの案は、毎年無理押しに広げられた規制区域を一挙に全操業区域に及ぼすもので、日本を身動きできない窮地に追い込むのがねらいである。

漁区の規制と漁獲量の制限は、すでに北洋漁業を維持するギリギリの限界にきている。本来漁業条約の趣旨から、規制区域の拡大や禁漁区の設定は、厳密な科学的根拠に基かなければならぬ。ただ一片のソ連側の空中観測によつて、西カムチャツカの資源が悪化したと主張しても、丸呑みにはできまい。ソ連はカムチャツカ沿海への日本調査船の派遣を毎年拒絶しているが、徹底的な共同調査による納得のいく結論でなければ容認し難いのは当然であろう。

資源の減少を憂える点は、むしろソ連より日本の方が深刻である。それ故にこそ、日本は人工ふ化放流を昨年の四億六千万粒から十億粒に増す案を示すほか、本年は国内の猛烈な反対を押切り、独航船の二割休漁、以南流し網漁船の二割休漁などを事前に発表したほどである。休業漁船の補償だけでも大きい犠牲といわなければならぬ。従つて、日本にのみ犠牲を強いることなく、ソ連も具体的に資源保存の誠意を示す義務があるのではないか。

日本海や太平洋の三陸沖まで規制区域に入れることは、単に漁業の問題だけでなく、日本にとつては容易ならぬ重大な影響を伴う。そうなれば、サケ・マス以外の漁業も監視を免れず、極めて危険な問題を内包する。到底日本が受入れられるものではない。ソ連は、オホーツク海から日本を締出すのは国民感情の表現であるというが、今度のような無茶な主張を、日本の国民感情がいかに受取るかに思いを致したことがあるであろうか。交渉というものは、信頼と互譲の精神がなければ円滑にまとまらない。天敵や海流の変化を無視し「日本の乱獲」だけを資源枯渇の原因ときめつけるソ連の独善に強く警告したい。

毎回、最後は政治的解決によらざるを得ないこと自体、漁業交渉の正しい姿ではない。政治的な力関係に重点を移し、半ば威圧的に日本をいためつけても、決してソ連の勝利ではない。ソ連は論外な一方的規制案を撤回して、日本の自主的規制に見合うだけの規制措置を示し、誠意をもつて北洋資源を両国が合理的に開発する決定版を編み出すべきである。ソ連の再考を強く促してやまない。」

日米交渉に備え
立法院代表を本土派遣

琉球立法院は三月二十九日午後の各派交渉会で、米国の沖縄新政策に伴う日米折衝に際し現地の世論を反映させるため、早急に立法院代表を本土に派遣することに意見が一致した。

これまで開かれた各派交渉会で論ぜられた本土要請の主要点は①施政権返還の実現促進②日米交渉に対する要望③住民代表の国会参加の三つが中心となつているが、この基本線を具体化する方策については与野党の間に意見の食いちがいがあり、今後の調整が注目されている。

六百万ドル追加援助
ケ大統領、議会に要請

ワシントン四月二日発AP電によれば、ホワイト・ハウスは二日、ケネディ米大統領が沖縄経済開発援助のため六百万ドルの追加支出を議会に要請したと発表した。これは、七月一日にはじまる一九六三会計年度の国防省民間関係予算に対する補正予算案として提出されたものである。発表によれば、この基金は「琉球列島の経済開発の度合いを増大するため一九六三年度にはじまることれまでより高い水準の経済援助に当てられる」ことになつている。この支出増加が認められれば、沖縄統治関係予算総額は原予算七百九十万ドルから千三百九十万ドルに増加する。

昨秋原予算案がつくられたさい沖縄経済援助のための追加支出が検討されていたが、ホワイト・ハウスはこの検討がいま完了し、追加基金が必要であることがわかつたとしている。ホワイト・ハウスはさらに、ケネディ政府は沖縄経済援助のための年間予算限度、現行六百万ドルの制限を撤廃する計画をたてているとのべた。

沖縄援助を積極的に
参院予算委分科会

三月二十七日の参議院予算委員会分科会で沖縄問題に関し大要次の質疑応答があつた。

高田なほ子氏（社）沖縄に対する予算援助は前年度より四億九千万円増額されているが、これだけではまだ満足できる額とはいえない。ケネディ大統領の沖縄新政策にそつて熱意のある予算措置が望ましいが、この面でも日本はアメリカに依存しすぎている。

小平総理府総務長官　ケネディ声明にそつて沖縄をめぐる日米折衝が最近開始されるが、どういう項目を討議すべきか、どんな主張をすべきか各省間で検討をはじめている。政府としては広範囲の項目をとりあげて折衝する方針であり、住民の要望もすみやかにとり入れながら最大の協力をしたい。

高田氏　戦時中の沖縄民間被害の補償はどうなつているか。

大竹特連局長　内地と同様に行つており、とくに陸上戦闘のあつた土地には二億四千万円特別支出している。船舶など物的損害には三十二年に見舞金も出した。

援助はヒモつきでなく
各種の制限撤廃
米の新政策に沖縄自民党要望

沖縄自由民主党はケネディ米大統領の新沖縄政策声明に対し三月二十一日政調部長会を開き、新政策に盛られるべき具体的な内容に対しつぎの要望を行うことを決めた。この要望は日米両国政府に文書で送られる。

一、対琉援助の最高額を六百万ドルに制限しているプライス法の改正に際し、沖縄側での対応費、（援助に対応して必要になる沖縄側の予算）がいらないよう、また自主的に計画ができるようにしてほしい。

二、沖縄の給与水準、教育、福祉水準などを本土なみに引上げるに際し、数年後の本土の伸びを勘案し沖縄側の民政五カ年計画をねり直すが、これを強力に推進してほしい。

三、借款資金については内容が明確にされていないので、とりあえず産業、農林、漁業面に長期低利の条件を要望する。

四、日米の援助協力討議に際し援助分野別に分担を明確に打出し、ヒモつきをさけ交付税方式をとるよう要望する。

五、アメリカが留保する必要のない政府機能の委譲の検討に際し、行政権の拡張解釈を避けるよう要望し、公社、琉球銀行などに関する布令の琉球政府への委譲を要望する。

六、個人的自由束縛の諸統制撤廃の検討に際し、渡航の自由制限個人的自由制限の撤廃を要望し、加えて琉球人の人命、財産の尊重を要望する。新政策とは別に、住民代表の国会参加、日本政府との自由な接触も要望する。

六月末に離任
アンドリック民政官

琉球米民政府のアンドリック民政官は六月三十日に任期を終るが、米国にはそれ以前に帰ることをこのほど明らかにし、また、ケネディ大統領の沖縄新政策について「文官の民政官設置は大いに歓迎する」と語つた。

琉球政府生れて十周年
式典・祝賀行事開く
米の沖縄新政策も発効の日

琉球政府は四月一日創立十周年を迎え、記念式典を催した。この日は沖縄の基本法として先月十九日改正されたケネディ米大統領の新行政命令が、文民の民政官任命の条項を除き発効する日でもあり、島内は歓迎派、否定派両様の動きが入り乱れ、沖縄の将来にとつて示唆的な日でもあつた。

記念式典は同日午前十時から、日米両国旗のひるがえる琉球政府ビル前の広場で行われ、米国歌吹奏ののち大田琉球政府主席から「新行政命令の発効で琉球の発展がさらに明るくなつた」長嶺立法院議長から「新行政命令に不満の点もあるが、住民の信念によつて日本復帰は解決されるものと思う」というあいさつがあつたのち、米高等弁務官キャラウエイ中将は「米国は琉球政府に対する信頼に立つて、今度施政上の調整を行つた」とのメッセージを寄せた。

三月三十一日から沖縄を訪れていた米統合参謀本部議長レムニツァー大将はこの日、最高の賓客として「琉球政府は自由陣営の安全に寄与した。共産侵略に対する沖縄の重要性は、いま東南アジアの緊張に対してきわめて効果的である。新行政命令は琉球政府にさらに統治の責任を与えるとともに、米国の権威を現わしている」、ときわめて強い調子で述べた。

これに同調して祝賀的な行事を行つたのは、主に琉球商工会議所などの経済界で、この日を祝日とし、琉米合同の催しとして沖縄の小・中・高校生バンドと米軍楽隊のパレード、米人も加わつた仮装行列、将校パレードなどがあり、お祭り騒ぎで賑わつた。

施政権返還に努力
池田首相、小坂外相挨拶

池田首相、小坂外相は、四月一日沖縄で行われた琉球政府創立十周年記念式典に、それぞれ要旨つぎのようなあいさつを送つた。

【池田首相あいさつ】琉球政府創立十周年記念式典を挙行されるにあたり、日本国政府及び国民を代表して、貴政府の指導者及び沖縄同胞が今日までりつぱな日本国民として不断の努力により堅実な進歩、発展の道をたどつてこられたことに深い感謝と敬意を表明するとともに、今後とも沖縄施政権の日本復帰にそなえ、日米協力のもとにできるだけの支援をおくる決意であることを申上げます。

【小坂外相あいさつ】貴政府が困難な環境下に施政よろしきに努め沖縄同胞がすぐれた日本国民として堅実な歩みをとげてこられたことに敬意を表します。米政府が最近事態改善のために一歩進んだ政策をとることを明らかにしたのはわれわれの多とするところであり日本国政府としてはこんごとも米側と協力して、沖縄同胞の民生、福祉の向上のため積極的援助を推し進めるとともに、できるだけすみやかに施政権返還の日を迎えうるようこの上とも努力をかさねる所存であることを申上げます。

11の海外基地閉鎖
米国防総省が発表

ワシントン三月三十一日発UPI電によれば、米国防総省は十一の海外基地を含む九十八の米軍事施設が閉鎖されることになつたと発表した。同発表によると、これらの施設は建設費四億千九百五十万ドルに上り、この閉鎖によつて年間二千八十万ドルを節約、一部施設の公売により約一億ドルの歳入になるものと見積られている。

極東米軍は完璧
レムニツァー統合参謀本部議長語る

アジアの軍事情勢視察のため三月三十一日沖縄に立寄つたレムニツァー米統合参謀本部議長は、四月一日午後軍用機で韓国に向つたが、出発前の記者会見で次のように語つた。

一、極東に国際緊張が続く限り沖縄を保持する米国の政策に変りはない。

一、今度の旅行目的は、バンコツクからサイゴンにかけて自由諸国の防備態勢を視察することである。

一、沖縄、韓国、日本に駐留する米軍は完璧で、いつでも出動できる態勢にある。

北富士演習場問題再燃
強行立入り

昨秋の紛争後小康を保つていた北富士演習場問題は、補償料交渉のもつれから再び荒れ模様となり、富士吉田市ほか二カ村の恩賜県有財産保護組合は、四月二日演習場に強行立入りを行い、着弾地内で植林作業をはじめた。四日からの自衛隊の演習に続いて二十日ごろから沖縄第三海兵師団四千五百人の大規模な演習が予定されているので、警察側も警備体制を固めた。

米国の沖縄新政策を非難
米在郷軍人団体

全米在郷軍人機構（NVO）のハンセン会長は三月二十三日、沖縄に対する米国の新政策を非難して「現在の段階で沖縄の住民および日本政府に対して譲歩することは、米国の沖縄に関する行動の自由を束縛し、純軍事的な利用を困難にする」とのステートメントを発表した。

靖国の遺族十九日入京
沖縄から百六十四名

靖国神社春の例祭に参列する沖縄の遺族団百六十四名は四月十二日泊港を出発、京都、奈良などを経て十九日着京、日光を見て二十二日靖国神社に昇殿参拝、二十五日東京発帰途につく。

与儀琉球警察局長本土視察

琉球政府警察局長与儀幸雄氏は本土の交通行政視察のため、三月二十一日空路出発した。

黒潮

▼さきごろ沖縄に立寄つたアメリカのハリマン国務次官補、記者団からプライス法について質問をうけると「プライス法とはどういうものか」と逆に質問してみんなを驚かせたという。極東を担当する当面の立役者、しかも次期大統領候補のうわさもある大物がこの程度の認識とは心細い限りである。

▼…英国の保守系紙デーリー・エクスプレスが、米国の核爆発実験を英領クリスマス島でなく沖縄でやれと論じたのなどは、論外の沙汰だが、無人島と九十万人も住む島とのケジメさえつかぬほど、沖縄に対する知識がない。

▼…台湾の新聞「聯合報」が「沖縄を日本で統治すれば、台湾の安全が脅かされる」と論ずるなどは戦争放棄を憲法で明定する日本を侮辱するも甚だしい。日本はもつと対外宣伝に力を入れ、国の高い理想や領土問題の正当性を強調する必要があろう。

パイナップル缶詰
貿易自由化を延期
本土政府の方針決まる

政府は三月三十一日の経済閣僚懇談会で、今年十月から実施する計画であつたパイナップル缶詰の輸入の自由化を延期することを決めた。パイン缶詰は年間約二十五億円（昭和三十五年実績）を輸入しており、うち約七割が沖縄産であるが、台湾産などに比べ生産原価が約五割も高く、これまで特別優遇措置で沖縄産を保護しているためで、この決定に伴い関税率の改正について検討する。

米政府が延期申入れ
三年—五年、保護措置か

米国政府はこのほど非公式に、十月に予定されているパイナップル缶詰の貿易自由化を当分延期するよう日本政府に申入れてきた。これは、沖縄パイナップル産業の保護をねらいとしたもので、政府部内の意向も自由化延期の方向にかたまりつつあるので、パイナップルの自由化は、あと三年から五年間延期される見通しが強くなつてきた。」

米政府の申入れは、農林省経済局と総理府特別地域連絡局に駐日米大使館を通じて伝えられたものだが、内容は①沖縄のパイナップル産業を保護育成するため自由化を当分延期してほしい②自由化延期後はグローバル制にして、ハワイ・パイナップルの輸入も認める、の二点がおもな内容とみられる。これまでパイナップル自由化の実施は米側の強い要求によるものとされていただけに、こんどの米側の延期申入れは大きな前進だと関係者間では歓迎している。

一方、農林省当局では、この申入れとは別に、沖縄パイナップル調査団の報告作成をまつて具体的な保護政策を打出す方針である。同省としてはおそくとも特定物資臨時措置法が失効する六月までには結論を出したい意向といわれる。

ソ連、規制拡大を提案
サケ・マスの全水域に

日ソ漁業交渉のソ連側代表は、三月二十八日の本会議で、規制区域の強化に関するソ連側の見解を発表、これまで北緯四十五度以北の水域に限られていた規制をサケ・マスの生棲する全水域に拡大することを提案した。

同日通告されたソ連側の見解は、サケ・マス資源の急速な減少を根拠に、規制区域拡大こそが今年最大の問題であることを強調、現在の四十五度以北の規制だけでなくサケ・マスが生棲するすべての海域、つまりいわゆる四十八度以南流し網地帯をもきびしい規制の対象とせよとするものである。

同様の提案はソ連側が昨年の交渉でも持出したもので、当然予期されていたところではあるが、ソ連側は今回の再度の提案に加えて「この規制区域の拡大は、今次交渉の最大の課題である」と述べて強硬な態度を示している。

日本側はこれに対し、サケ・マス資源の保護は日本側の自主的規制で十分であるとして反対、特に今年は自主規制を強化する方針で、目下具体案を検討中であるとのべた。

なお、二十八日の本会議では、日ソ共同調査および学者、専門家の交換計画について双方の文書を取交わしたが、この問題は双方の専門家の審議にゆだねることにした。

パイン産業の合理化に邁進
与世山経済局長談

琉球政府、立法院をはじめ、生産者、パッカーが一体となつて、昨年八月以来 パイナップル 缶詰の貿易自由化延期を日米両政府に強力に要請してきたが、米政府から自由化延期の意向が伝えられたと聞いてよろこんでいる。これで本土政府も容易に自由化延期に踏切れるだろう。然し、自由化をするしないに拘らず、われわれはパイン合理化五ヵ年の推進に努力しなければならない。むしろ、米政府の自由化延期の方針は、合理化推進に大きな責任を負わせたものと考える。従つて関係者は、パイナップル産業振興のために、これまで以上の厳しい態度で臨まなければならないと考えている。

米新政策特別委を設置
琉球商工会議所が計画

琉球商工会議所では、ケネディ大統領の新沖縄政策は施政権返還や自治権問題にはかならずしも満足とはいえないが、経済援助の面ではかなりの前進がみられるとして大きな期待をよせている。竹内会頭は三月二十三日「こんどの新政策は沖縄経済の将来を方向づける重要な諸問題が含まれているとみられるので、当会議所としては近く財界首脳ならびに学識経験者をまじえた新政策研究特別委員会を設置し、日米交渉に沖縄の意見を反映させ、経済上の諸問題についても要請したい」との考えを明らかにした。

ソ連案は問題外
水産庁　日本の自主規制要望

ソ連が日ソ漁業交渉で主張する「サケ・マスの生息する全域の規制」で直接対象となるのは、四十八度以南の流し網漁業である。今年は不漁年に当り資源状態が最悪であると一月以来ソ連は強く主張しているが、日本側は①業界の自主規制によつて円満に漁獲量をきめる方針であり②ソ連の主張は代表到着前に押しつけられたもので③昨年は漁期ギリギリに日本側が強硬出漁したなどの諸点から、本年の難航は避け難く、水産庁としては「資源論を究明した上で漁獲量を検討すべきであるのに、資源の減少を直ちに区域の規制に結びつけるソ連には断じて応じられない。これでは遠洋漁業はもちろん最終的には沿岸漁業まで規制をうけるから問題にならない」と強い態度で、日本側の自主規制案尊重を要望している。

高碕代表ら出発
"例年になく困難な交渉"

日ソ漁業交渉の政府代表高碕達之助氏および小林一郎（日魯漁業社長）川端元治（全国サケ・マス流網漁組連合会長）の両顧問は三月二十八日 羽田発 モスクワに向つた。吉井一郎顧問（日本サケ・マス漁協組連合会長）は三十日あとを追つたが、高碕代表は出発にあたり次のように語つた。

すでに数回漁業交渉に当つたが本年ほど困難な交渉はない。北太平洋は日米加ソが共有する漁場であるから、資源を共通に保存する見地で交渉する。二週間くらいで妥結のメドを出したいが、打開できない時は河野農相に来て もらうことも 考えている。

"自ら訪ソもあり得る"
河野農相示唆　交渉が難航すれば

河野農相は三月三十日閣議後の記者会見で日ソ漁業交渉に関し「交渉が長引けば自分が訪ソすることになるかも知れない」と次のように語つた。

ソ連側の態度は なかなか 強硬だ。しかし、高碕政府代表はその事を承知のうえでモスクワへ向つたわけで、同氏のかわりに自分が行くとしても、別段事態が変わるというわけのものではない。しかし、交渉がきわめて難航した場合には、高碕氏に全責任を負つてもらうということもどうかと思われるので、自分が直接交渉に当り全力を尽すということもあり得るだろう。高碕氏は三週間程度で妥結に持ちこみたいといつており自分も妥結の時期としては四月二十日ごろがちょうどよいと思うが、交渉がそれよりも 長引く 場合には、自分が訪ソする可能性も出てくるだろう。

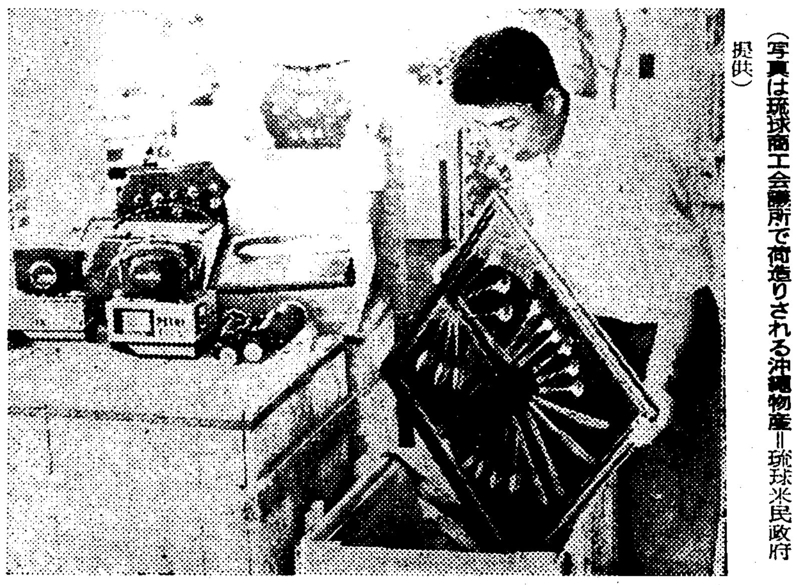

シアトル貿易展に
沖縄物産積み出し

近く開かれるシアトル貿易展に沖縄物産三百五十点が出品されることになり、三月十六日那覇港から送り出された。四月六日にシアトルに着く予定である。その中には、織物、陶器、漆器、さんご製品、三味線その他の特産物のほか、沖縄で組立てられたカメラ、双眼鏡なども送られた。（写真は琉球商工会議所で荷造りされる沖縄物産＝琉球米民政府提供）

自主規制で解決へ
参院予算委　河野農相答弁

三月三十日の参議院予算委員会では北方問題に関し次のような質疑応答が行われた。

千田正氏（無ク）　日ソ漁業交渉では、ソ連側から制限を押しつけられてばかりいるが、打開する方法はないのか。日本固有の領土であるハボマイ、シコタンなどの領海でも漁獲できないというのは日本外交の敗退だ。

河野農相　自主規制を原則とし資源について両国が協調するという建前で交渉する。これまでわが国にも落度があり、相手国からとやかく言われたこともあつたが、あくまでも 自主規 制で解決したい。

大谷瑩潤氏（同志）　日ソ漁業交渉の見通しはどうか。

農相　モスクワからの情報では今までのところ先方もわが方の自主規制に好感を持ち、話合いは円満にいつているようだ。

大谷氏　北洋のサケ・マス漁業について、日本、ソ連、アメリカ、カナダの四カ国会議を開くべきではないか。

農相　ソ連とアメリカのサケ・マスは系統が違う。交渉は一カ国ずつやる方がいいと思う。

平和条約促進など
社党　大平官房長官に申入

社会党の勝間田政審会長、永井同副会長らは、四月二日院内で大平官房長官と会見、日ソ漁業交渉が年々難航の度を加えるのは遺憾であるとして、次の要旨の申入れを行つた。

一、日ソ両国でオホーツク海域を中心に規制区域の共同調査を行うこと。

一、人工ふ化放流など資源増殖の措置をとること。

一、"百日交渉"で出漁時期が遅れないよう交渉の早期妥結をはかること。

一、ソ連の規制区域拡大には反対である。区域外では自主規制で行くべきである。

一、政府の自主規制案は政府の失敗を漁業者に転嫁するものであるから、関係業界の意見を聞いて案を練り直すべきである。

一、北洋近海の安全操業は領土、領海の問題と密接な関係があるので、日ソ平和条約の締結を促進すべきである。

貸付金をふやし
低所得者層の生活資金を優先
北方協会　今月中に業務開始

千島、歯舞諸島の引揚者に援護資金を貸付ける北方協会（会長・町村北海道知事）は四月中に業務を始めることとし、事業計画について関係各省と折衝を進めているが国からの交付公債十億円から生れる利子約六千万円のうち、協会の運営管理に二千万円を要するため残りの四千万円では殺倒する貸付け申請に対し余りに少額であるとし、金融機関から約四千万円借りうけ、貸付けワクを八千万円程度にしたいと望んでいる。しかし、大蔵省はこれに難色を示し、折衝が行悩んでいる。

なお、千島歯舞諸島居住者連盟では、北方協会長、水産庁長官、北海道水産部長、領土復帰北方漁業対策本部長に対し、次の七項目の要望書を提出した。

一、三十七年度貸付金の増額

一、貸付けは当分の間、低所得者層の生活資金を優先とする。

一、更生資金の貸付け限度を「一件二十万円以内」に引上げる。

一、償還方法は元利均等の年賦とする。

一、修学資金は学生自身に対象を限ると高校三年以下が含まれないので、扶養義務者に貸付けること。

一、共同事業資金以外の資金貸付け業務を金融機関に委託または転貸しする方針のようであるが、取扱機関が遠隔な場合は、協会直扱いの途を認めること。

一、北方問題の調査、研究、宣伝業務のため、千島歯舞諸島居住者連盟に助成すること。

ソ連抑留の未帰還船に
北海道水産部　国家補償要求

北方海域でのソ連による抑留漁船に対する国家補償措置は、北海道水産会など関係団体から強く要望があり、北海道水産部で検討の結果、未帰還船のうち特殊保険（拿捕保険）未加入船に対する総額八千四百余万円の国家補償を要請すべく水産庁と折衝中である。

北海道水産部の調査によると、昭和二十三年以降三十六年末までに北方海域でソ連に抑留された漁船は九百七十九隻、返還されないものの三百九十隻で、うち北海道籍の船は二百八十七隻あり、このうち特殊保険の適用をうけぬ百九隻を対象とし、船価、船齢などから算出した時価の約五十パーセント（一隻当り約八十万円）総額八千四百四十三万円となつている。

新たにできた北方協会もこの種の補償機能は持たないので、水産部は三十六年度の予備費による国家補償を望んでいるが、一方には李ラインによる補償要求九千五百万円も出ており、折衝は難航している。

南樺太回復の願望は理解
樺太連盟へ米側返書

全国樺太連盟は、さきに来日したケネディ米司法長官に対し、樺太の領土回復に関する陳情書を提出したが、このほど米大使館を通じて次の返書が送られてきた。

南樺太帰還者一同の名において提出された陳情書は、国際連合をして南樺太に対する日本の領有権を認定せしめるべく、米国の支援を請願されたものです。各位が南樺太の現状改善を願望されることは全面的に理解できますが、このことは、単に日米両国間の関係よりもはるかに大規模な条約及び国際関係につながるものであることを了知されると確信します。

この種の問題に関しては、国連加盟国であり、かつ全加盟国の理解を基礎として複雑困難な各問題を決定することのできる立場にある貴国政府の外務省に陳情されることが適切と考えます

金子樺太連盟常務理事談　陳情書は米大統領に伝達を求めたものである。ソ連は一度も返事をしないが、さすが米国は直ちに意思表示をしてくれた。外務省には先年三十万人の署名をつけて陳情してある。米大統領は最近沖縄管理に新方式をうち出したが、日本の領土問題は南北が関連しており、平和会議の主導権をとつた米国の善意ある助言を期待し、北方の打開について今後も繰返し各方面へ呼びかけるつもりである。

ソ連から抑留
漁船員帰る

ソ連政府は三月二十四日、シコタン島アナマ湾で抑留中の日本漁船員十三人を引渡す旨通知してきたので、根室海上保安部から巡視船「ゆうばり」が出向いて引取つた。これは、宮城県七ケ浜町丸山惣之助さんの底引漁船第十三[illegible]丸（六〇トン＝十二人乗組）と根室市朝日町石垣清治さんのタラ・ハエナワ漁船第一東進丸（三・五トン＝十二人乗組）の二十五人のうちである。

◇

（一部既報）稚内海上保安部の巡視船「ちとせ」は三月二十三日沿海州テチユへ沖でソ連監視船から抑留中の日本漁船員三十一人を引取り、二十四日稚内に帰つた。稚内市[illegible]通り中川謙蔵さんの底引漁船第七大忠丸（七四トン）の船長佐藤[illegible]さんを除く十七人と、同市港町新田漁業の底引漁船第二幸福丸（五四トン）の船長[illegible]さん、漁労長[illegible]さんを除く十四人である。

ソ連政府は抑留中の日本漁船員十七人を四月二日正午樺太西海岸[illegible]沖で引渡すと通知してきたので、海上保安庁の巡視船「つがる」が出向いて引取つた。

スケソウタラ
漁船捕わる

三月二十九日午前十一時ごろ、根室市花咲港金田喜平さんのスケソウ タラさし網漁船 北進丸（五・一トン＝十三人乗組）同市ハボマイ塚田直元さんの同宝元丸（一・九トン＝十人乗組）はエトロフ島ブッソウ岬南東四十キロで操業中ソ連監視船に連行されたと根室海上保安部に連絡があつた。同海域でのスケソウタラ漁船の拿捕は今年初めてである。

本紙購読案内
送料とも　半年　一五〇円
　　　　　一年　三〇〇円

新たに二千二百万ドル
講和前補償解決
琉米合同委で妥結　七年の運動結実

沖縄にとつて大きな懸案だつた対日平和条約発効前の米軍による被害の補償問題が妥結、三月二十三日沖縄の米民政府から「本日の琉米合同委員会で妥結した」旨発表された。沖縄側委員の久貝琉球政府法務局長の発表によると、妥結額は二千万ドルないし三千万ドルといわれ、政府筋ではくわしい数字は発表していないが、二千二百万ドル前後とみられている。

これは、終戦翌日の一九四五年八月十六日から一九五〇年六月三十日まで（キャラウエイ委員会）の間における米軍による人身侵害、土地補償、物件損害、水利権、漁業権などの損失に対する補償で、現地の講和前損失補償獲得期成会が中心となつて運動を続けてきたもので、それ以外のブース委員会の分については昨年約三百九十万ドルで妥結している。住民側の補償要求額は約四千三百万ドルであつた。

請求の主なものは米軍の土地使用をめぐる損失補償の要求で、今度の妥結額でも土地関係が八割を占めている。補償支払いの範囲は沖縄全域に及び、総額で約二千六百万ドル、延べ二十万人がその対象に含まれるという大きなものである。

講和発効前の損失補償を処理する機関としては、ブース委員会とキャラウェイ 委員会と があり、一九五〇年七月一日から平和条約発効前日の一九五二年四月二十七日までのブース委員会の分については、昨年その補償額が三百九十万ドルと確定し、現在支払いが進行している。キャラウェイ委員会（四五年八月十六日から五〇年六月三十日までの分）は昨年五月十日に米琉双方の委員が初の合同会議を持つて以来二十回に上る委員会を開いた結果、去る二十三日の委員会で最終的な妥結をみたものである。

この補償問題については、五五年九月ごろから琉球政府法務当局と関係住民の間で損害額の調査など準備が重ねられてきたが、補償責任の所在について日米両政府ともその義務づけに応ぜず、五七年本土政府は見舞金として十億円を交付した。その後現地に補償獲得期成会が発足、ワシントンの弁護士ノエル・ヘンメンディンガー氏を委嘱して米政府へ働きかけていたものだが、キャラウェイ委員会分の資金はまだ予算化されていないので、米議会で支払い法案が成立するのを待つて沖縄側に支払われることになる。

労組が"葬式デモ"
琉球政府十周年式典に

琉球政府は四月一日、行政府ビル前広場で創立十周年記念式典を挙行したが（別面所報）賃上げを要求して闘争中の沖縄の官公労、全沖労連などは、この日を日本と分離させられた「屈辱の日」として"葬式デモ"を行うことを決め、組合員数千人が赤旗と喪章のデモを行い、記念式場のうしろに座り込んだ。

「アメリカの統治を祝福するような琉球政府の記念式典に賛成することはできない。喪に服するのが当然だ」というのがその 理由だが、革新派は、サンフランシスコ平和条約発効の二十八日には決起大会を開いて、更に気勢を挙げることになつている。

北海道からポプラ
町村知事が沖縄へ贈る

町村北海道知事は琉球政府十周年に際し、十本のポプラの苗木を大田主席に寄贈、空路三月三十一日那覇に届いた。日本の北と南はいろいろな面で互いに励まし合う必要があり、今後一層交流を深めたいとのメッセージがついている。千歳から那覇までの運賃は全日空が無料奉仕、苗木は行政府の前庭に植えられて南国に北海道の香りをただよわせる。

墜落事故防止など協議
沖縄の中部市町村長　米空軍司令官と

大山コザ市長をはじめ沖縄中部の十四カ市町村長は、三月二十三日嘉手納空軍司令部で嘉手納航空基地司令官ピーアス大佐と会見、ジエット機事故のこんごの未然防止策について話合つた。その結果▽飛行機の整備、点検を十分やつたか▽軍紀の粛正▽地上での演習禁止▽離着陸は海上に向けてやつてほしいという要望に対し、ピーアス大佐はつぎのように回答した。▽整備、点検は十分になされた。こんごはさらに整備、点検を強化し、事故防止につとめる▽軍紀の粛正は十分やつている。とくに空軍での軍紀は厳しくやつている▽地上での演習はできるかぎりこんごは禁止する▽離着陸の方向については、風向きによつて左右されるので、海上だけに向けてするのはむずかしい。

なお同大佐は、川崎ジエット機事故の犠牲者宮城文吉さんに対する人命損失、財産損害補償の促進については、側面的に協力していくことを約束した。

開金、配電施設資金を融資
宜野座村に五万三千ドル

琉球開発金融公社では三月二十二日、さきの同公社理事会で宜野座村の配電施設資金として五万三千ドルの融資を承認したと発表した。従来、配電事業に対する融資は配電会社を通じて行われていたが、今回は高等弁務官府の全島電化計画の一環として、直接村当局へ貸付けた初のケースとして注目されている。とくに融資条件も、期間二十年、利率年四分という有利な条件となつている。

これによつて宜野座村（七百七十戸）では、電力公社から直接配電を受けることになり、電力料金も現行の中央配電と同じ料金で供給を受けることになる。

海へ伸びる那覇市
埋立て五十一万平方メートル

"土一升、金一升"といわれる宅地難の那覇市は、そのはけ口を海に求めている。ここ十年足らずの間に市内各地の埋立地は五十一万九千八百五十九平方メートルに達した。一九五三年に米民政府から十二万六千五百八十四平方メートルの泊海岸の埋立地を譲りうけたのをはじめ、民政府が譲つた埋立地だけでも十四万五千三百三十七平方メートルの 広さとなつている。

那覇市が埋立てたのは、若狭町市営住宅一帯の八万九千平方メートルをはじめ、五六年に安里川下流の二万六千平方メートル余、五九年に三十四万五千余ドルで埋立てた国場川の十七万八千平方メートルおよび六一年四月からはじまつた旭町など。近く五十八万ドルの費用で泊り安謝間十八万五千平方メートルの埋立て工事もはじまる。ここは衛生センターや工場用地にするという。そのほか個人の埋立てたものも大分あり、安謝橋付近、波上の娯楽センター用地、水族館用地と、ざつと三万三千余平方メートルとなつている。

波上の埋立地

戦後最大のスト
沖縄でも初の統一行動

大幅賃上げなど七項目を要求中の全沖縄労連（五十二組合、一万五千人）は三月二十七日朝から第一次統一行動に入つた。この春闘第一波行動は戦後最大の規模のもので、予定されていた全逓労（琉球電電公社関係）のストは同日未明の団交で交渉が妥結したため回避されたが、首里バス、オリエンタル・タバコなど民間労組がそれぞれストに突入、官公労は二割休暇戦術で参加し、港湾労働者も時間内職場大会を行つた。このため港の荷役、渡航手続事務などが一時混乱した。

沖縄で最初のこの統一行動は、昨年六月全沖縄労連が結成されてから急速に労働運動が活発になつたこと、低賃金の原因が米国の軍事植民地政策にあるという考え方に立つて、賃上げと祖国復帰を結ぶスローガンを掲げている。

琉球館も特設
熊本博覧会開く

熊本県および市、熊本商工会議所共催の熊本博覧会は、三月二十日開幕、五月二十日まで新緑の熊本城内で行われている。お城の修復と県下の産業文化の躍進を記念して開かれたものだが、琉球館をはじめ、新聞館、自衛館、宇宙館などこれまでの博覧会と趣を異にしたものが多い。琉球政府大阪物産斡旋所では沖縄への理解と観光の紹介につとめている。

八十歳の老夫妻も
南米移民二百人出発

沖縄からの第十五次ボリビア移民など二百一人が、三月十九日那覇港出帆のオランダ汽船ボイスベイン号で出発した。ターミナル・ロビーで行われた壮行会には、長嶺琉球立法院議長、オグレスビー民政府経済開発部副部長その他が出席、激励した。

一行の中には八十一歳という岸本太郎さんカマドさん老夫妻も加わつており長男に手をとられ「一家八人が現地で農業と牧場をやる」と元気で意気込みを語つていた。

また、ブエノスアイレス組の中には、同市で働いている夫の許へ急ぐ花嫁移民も三人いた。

ブラジル移民53人出発

ブラジル呼寄せ移民五十三人が三月二十日沖縄の泊港出帆の黒潮丸で出発した。一行はまず神戸移民訓練所に入つて準備の後南米へ向うが、最年長は宜野湾村出身の仲里徳加さん（七〇）で、「一人で農業をしていたが、年をとつて 思うようにいか ないので、向うで洋服店を開いている長男のところへ行く。二人の孫の顔を見るのが楽しみだ。」と語つていた。

新聞投書欄から
沖縄のための世論高揚

沖縄に対するケネディ米大統領の新政策が発表された。文民による民政官の設置、立法院による琉球政府主席の任命、立法院議員の任期延長、経済援助増額、安全、福祉の向上、経済開発などについて日米協力体制の確立などが内容となつているが、現地沖縄およびわが国民の宿願が祖国復帰か施政権の返還であることにかんがみると、なお不十分なものであることは争えない。

しかし、以上の諸点が、沖縄は日本の一部であることを正式に認め、将来日本に引継ぐ場合の困難を少なくするための措置とされている点などから、窮屈な沖縄の現状をいささかなりとも改善するものであることを思い、沖縄出身者として喜びたい。

このことから、私は国民に対して、この新政策が打出された原因と経過について注意してほしいと思う。これが昨年の池田・ケネディ会談を 契機として派遣 された「ケイセン調査団」の報告およびケネディ司法長官の沖縄問題に関する日本情勢報告に基くことは周知の通りである。つまり、両報告とも日本国民の強い要望を反映したものであるということである。現地沖縄でいくら声を大きくしても、それがわが国民世論とならぬ限り実効があがらぬ好適例といえよう。

このような観点から、私は国民のみなさんが、今後もより一層沖縄の兄弟たちのことに絶えざる関心を寄せてくださるよう切望する次第です。

【東京・金城伸郎（二五）学生＝三月二十二日付朝日新聞より】

沖縄
動物の輸出入
輸入の九割は初生ヒナ

琉球動物検疫所では一九六一年一月から十二月までの動物の輸出入検疫統計をこのほど発表した。輸入した動物は三十余種、養鶏用の初生ヒナを筆頭に、愛玩用の小鳥食用の鳩や和牛などが六十三万五千九百三点、そのうち初生ヒナが九割以上で六十一万二千七百二十四羽である。

島内の消費用とすきやき用として和牛が奄美大島、鹿児島、鳥取から三千百七頭。めずらし いものは、七月に鹿児島からライオン、象、オツトセイの各二匹とトラ一匹など。

月別では十一月の十一万三百九十点が最高で、もつとも少ない月は七月で八千八百五十四点。

初生ヒナや鳩、和牛などはほとんど本土から輸入しているが、ハワイ、米本国や台湾からも輸入している。

輸入動物の九割以上をしめる初生ヒナは、福岡県の十九万九千六百六十羽、山口県の十七万七千九百五十七羽、鳥取県の八万五千四百三十羽、愛知県の四万七千六百羽、岐阜県の四万四百六十八羽の順となつている。これらはほとんど福岡経由か大阪経由で空輸されてくる。那覇空港で検疫を受ける初生ヒナは、多い日で七千羽から八千羽余、少ない日でも四、五千羽が運ばれてくる。

沖縄から輸出した動物は二十種で、五千七百七十五点。香港向けの食用豚五千頭を筆頭に、鹿児島向けのすきやき用和牛四百七頭、フイリピン向けの鶏九十六羽、東京向けの薬用トカゲ二十七匹の順となつている。

月別では六月の千三百三十五点が最高、最低は三月の愛玩用の犬、鶏が各三匹。特産品としてハブやマングースが学術用、愛玩用に毎年二十匹以上各国に輸出されている。

白アリから住宅を守る
対策協議会設立を準備

沖縄建築士会が中心になつて「白アリ対策協議会」設立の準備が進められている。構成メンバーは、沖縄の林業試験場、建築士会、設計監理協会、建設業協会、建築行政協会、日本建築学会沖縄連絡協議会、池原琉球大学教授らが予定されており、四月中旬の発足を目標にしている。

白アリは全琉的に生息していて多大な被害を与えているが、一般の関心が薄いため十分な予防措置が講ぜられていない。住宅を新築する場合にはまず完全予防が必要であるにも拘らずこれが行われず、白アリの被害が目につくようになつてからあわてて駆除するという実情であり、また、薬品に対する知識も不足なためインチキ業者の横行を許している。

沖縄にいる白アリの種類は、イエシロアリ（地下や樹木に巣をつくつて建物に侵入、天井にまで被害を与える）ヤマトシロアリ（湿気のある木材に繁殖）ダイコクシロアリ（堅い木や乾燥した木材を好む）の三つが最も被害が大きく、タイワンシロアリその他の白アリは比較的少ないといわれる。

同協議会が出来ると、白アリ対策はもちろん、駆除、予防用の薬剤も選定することになつており、その成果が期待されている。

沖縄密輸取締
新造巡視船配置

九州管区警察局で作つた昨年中の密貿易の統計によれば、検挙百七十七件で前年に比べ八十一件の増加であるが、うち沖縄関係は約二倍に激増したので、海上保安庁は鹿児島海上保安部に四月末新造巡視船「せんだい」（三五〇トン）を配属し、島づたいの密輸を取締ることになつた。

米兵、行楽日の公園で発砲

三月二十四日午後一時ごろ沖縄の中城公園で、貸馬に乗つた米兵がカーボーイのまねで実弾を発砲するという騒ぎが起こり、驚いた公園管理人とMPが現場へ急行、二人のマリン兵を捕えた。発砲したのはリーホフ・B・ロバート伍長、カーペンター・T・リチャード伍長の二人で、公園入口にある貸馬二頭を借り、裏の森で六連発銃から十五発の実弾を練習のため撃つたと述べている。

現場は護佐丸公の墓から右側の坂道をおりたところで、[illegible]からは数百メートルしかはなれていない。最初、馬主が馬を取返しに行つたところ拳銃を突きつけられたというので、あわてて警察に連絡した。当日は土曜日で約二百人の行楽客がいた。いくら兵隊とはいえ、行楽地の近くで実弾演習をするとは迷惑な話だ。

自首の強盗犯
鹿児島に着く

（既報）東京で強盗を働いて郷里沖縄へ逃げ、三月十六日石川署に自首したコザ市安慶田、福地[illegible]（二〇）は、本土との間に引渡し協定がないため釈放されたが、琉球警察本部や国内連絡事務所の説得で本土の警察に自首するため二十六日午後三時鹿児島入港の那覇丸で上陸、[illegible]鹿児島県警に拘留された。

さんご礁

◇…[illegible]初めて[illegible]的につくり、沿岸漁業振興の一助にしようという考が実を結び沖縄米軍から払い下げてもらつた廃車が、三月二十六日北部の名護に到着、贈呈式が行われた。

◇…廃車利用の人工魚礁は、先に大田琉球政府主席がハワイを訪問した時その効果を見て帰つたもので、テスト・ケースとして名護湾の中に沈めることになつたもの。

◇…初めは廃車二十五台とドラム[illegible]の予定だつたが、[illegible]米軍輸送部隊も協力、四月二十日ごろまで[illegible]名護湾内の三カ所に沈めるという。

◇…主にカツオの餌にする雑魚を集めるのがねらいだが、[illegible]一週間目から魚がつくといわれ、これが成功すれば[illegible]ないと、名護漁協では喜んでいる。

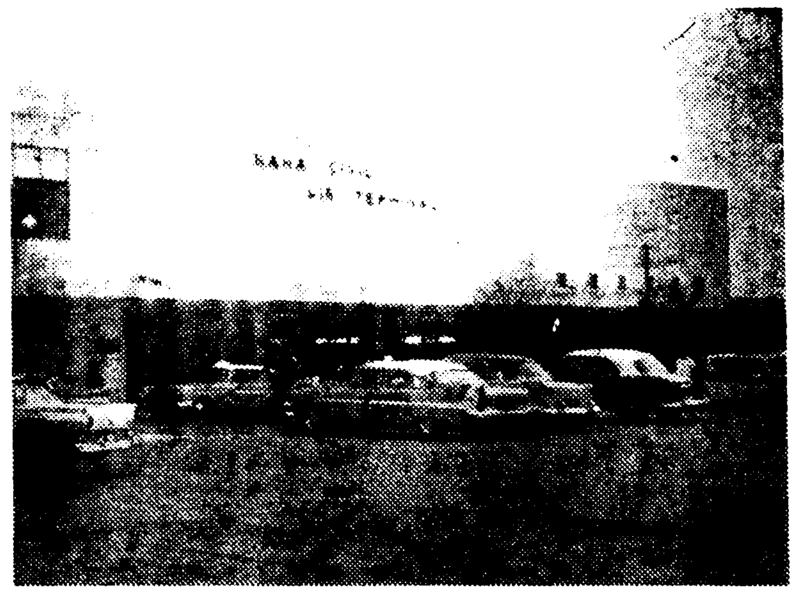

沖縄の観光事業　米商務省発表から　1

魅力的だが資源不足

観光収入四倍にふやせる

琉球米高等弁務官府はこのほど米商務省が発行した「太平洋と極東における観光事業の将来」という報告書の中から沖縄の部分を発表した。これは、チエクチ会社が商務省の依頼によつて二年間にわたつて東南アジアの十数カ国に約四百人の専門員を派遣して調査したものの一部である。

（写真は那覇国際空港）

沖縄観光旅行　現在、沖縄は必ずしも観光旅行の事業熱が盛んであるとはいえないが、それでも、沖縄の国民総所得の三―四パーセントは観光事業からの収入である人口も住民一人当りの収入も非常に少ないので、旅行者の同島での少ない消費も沖縄経済に大きな影響を与えている。観光事業による収入は、一九六八年までに国民所得のおよそ十パーセントに達する筈である。

この観測を実現に導くと思われる一つの事実は、那覇にある国際空港が東京（その他の在日空港）マニラ、台北に直接つながる航空路の立地条件を有していることである。更に、沖縄は国際旅行者にとつて、ほんの少額の追加旅行で極東旅行のルートに含めることができる。

然し、現在のところ、不幸にして沖縄には、実質的に観光資源と呼ばれるものは殆んど存在しない。沖縄には、観光開発のための適切な資金のバツク・アツプのある計画を持つた組織がない。施設が不十分で、観光旅行者は沖縄に入域する場合、いろいろ面倒な手続を経てやつと許可されて上陸しても、結局、見るところも遊ぶところもないといつた状態に直面するのがオチである。

それでもなお沖縄には、戦跡、第二次大戦の上陸地点、自殺（摩文仁岳）そして「八月の茶屋」など、観光客の魅力となる重要な観光資源の可能性がある。もし、これらの資源や、その他旅行者とくに米人観光者の関心を惹く資源の開発が適切に行われれば、沖縄における国際観光事業は六八年までに四倍にも伸びる筈である。

事業の現状　五九年六月三十日に終つた十二カ月の間に、約三万六千人の国際観光客が沖縄を訪問した。そのうち一万八千人は飛行機を利用した。大ざつぱにいつて空からの旅行者の七十パーセントが商用で、旅行者の半数以上は日本人、三分の一はアメリカ人となつている。

商用旅行者を含めない一般旅行者の滞在日数は平均二日間で、商用旅行者の滞在期間は割合長い。

沖縄での調査　結果によると、一般に商用旅行者の沖縄滞在は一―二週間となつているが、調査班の見るところでは、平均七日ぐらいで、以上の数字からして、各種の旅行者の滞在日数は、平均五日ないし六日間とみられる。（続く）

離島に結ぶ友情のかけ橋

少女句集が縁で

与那国から小豆島へ　引取られて進学

香川県小豆郡土庄町立大部小学校六年、米倉ミチルさん（一三）と沖縄与那国島の与那国小学校六年、大里みね子さん（一三）は、俳句が縁となつて美しい友情が結ばれ、みね子さんは近く本土に招かれて一緒に勉強することになり、南の島の話題となつている

ミチルさんは、昨年九月「小学生ミチル句集」を発刊して天才少女として有名になつたが、その出版祝賀会の新聞記事を見たみね子さんは日ごろ本土のことを思い続けていた折でもあり、さつそく「お友だちになつて下さい」と手紙を送つた。

折り返しミチルさんからも友情を誓つた返事がきて、二人の中は固く結ばれた。去る正月には、ミチルさんが心をこめて作つた「沖縄はもともと日本賀状くる」の一句がみね子さんに寄せられ、以来文通が頻繁に続けられているが、最近みね子さんをミチルさんの住む小豆島に引きとり一緒に通学させる話が決まつた。

みね子さんは四月に与那国の中学校に入学するが、夏頃には小豆島に移り、中学校から高校まで過ごすことになつているという。二人はまだお互いの顔を知らないが胸をはずませて対面の日を待ちわびている。

ミチルさんの父親、米倉さんの話　ミチルもよい友達ができて喜んでおります。みね子さんは私の家から学校へ通わせることになりますが、高校卒業後もずつと面倒をみるつもりです。

中学校技術教育研究会発足

全沖縄中学校技術教育研究会の結成総会が三月十八日開かれ、会長に西平守良氏（寄宮中学校長）副会長に上原信造（上山中学校教諭）城間正勝（琉球政府文教局主事）の両氏を決めた。

これは、四月から実施される新教育課程の技術科が、カリキユラムに伴う予算裏付けが十分でないため教師たちはその指導に困つているので、その悩みを解消するため研究団体を組織し①研究調査②研究協議会、講演会、研究見学会の開催などにより、技術教育振興に力を入れようというもの。

子どもの日を祝う

来月一日から児童福祉週間

琉球政府厚生局では五月一日から「子どもの日」を催すことになりこのほど関係各局と実施方法について協議したが、今年は「子どもの日」が沖縄の祝祭日として制定されて最初の児童福祉週間なのでそれを記念して祝うことを運動目標としている。決まつた日程は次の通り。

一日　趣旨徹底の日、琉球政府庁舎にこいのぼりをあげ、一般家庭にも奨励する。

二日　子どもの環境を整備し子どもの安全を守る。子どもの遊び場の実態調査。問題少年の早期発見と適切な指導。

三日　子どもの健康を守ろう。各保健所を中心とした妊産婦、乳幼児の健康相談。水上安全研修会

四日　子どもの教育を守ろう。児童相談所職員による地区巡回児童相談。長欠児の実態調査。全琉訪問教師協議会。

五日　子どもの日を祝い、家庭生活を反省しよう。

六日　みんなと手をつなぎ、恵まれない子どもを守ろう。一日兄さん姉さんの実施。

七日　子どもによい映画、よい本を与える反省会。

教育指導を強化

琉球政府文教局　各校に指針通達

琉球政府文教局では一九六二年度の各学校の教育指導を強化するため、このほど次の九項目の指導指針を決め、三月十九日各校に通達した。

一、学校経営の合理化①年間指導計画の確立②学校行事の精選③経営者の指導力の強化。

二、学力向上計画①学習指導の改善として学習のしつけ、ドリル強化、視聴覚教材教具の活用と創意工夫②研究組織の育成強化

三、科学技術教育の振興①科学技術教育の総合計画の樹立②施設設備の管理活用ならびに器具器材の製作収集③実験、観察、自習による学習指導の研究。

四、生活指導の強化①年間計画②よりよい人間関係を生み出す学級づくり③家庭との密接な提携④学校間の提携。

五、進路指導の徹底①年間指導計画の確立②諸検査の技術面の研究と適性指導③資料の整備④家庭、関係機関との提携。

六、学校保健の強化①学校保健計画の樹立②学校保健委員会の設置と活動の促進③学校給食の合理的運営④学校安全の強化。

七、学校環境の整備①校地の緑と校舎の計画的配置②花園、教材園の計画的運営③排水の配慮④全体の組織的な整備活動。

八、特殊学級の育成①全教師の研究と理解、父兄の啓発と協力②施設設備や教材教具の活用③学級編成とカリキユラムの研究。

九、辺地教育の強化①複式カリキユラムおよび学習指導法の研究

北山城の城門復元

工費2500ドルで着工

沖縄の文化財保護委員会と今帰仁村では、北山城跡の城門の復元工事を始めた。この城門は戦時中日本軍が神社を建てるために取り除いたため、ほとんど昔の面影を失つているが、史跡文化財の復元をはかるために今度の工事となつた。

工費は二千五百㌦（政府補助千五百㌦、今帰仁村千㌦）で、工事は首里の園比屋武御嶽修復工事に当つた金城英真氏とヒンプンシーの歌碑を彫つた山城正顕氏が担当しているが、元の石はほとんどなく新しく石を集めた。城門に積む石は小さいので五㌧、大きいのは九㌧、幅が二㍍余もあつてトラックには積めず、起重機で運んでいる。また、城門は自然石をそのまま積む式の野面積みであるため、その裏づけの石垣の積み方がむずかしく専門的技術を要するという。

東恩納文庫、近く着工

永住、文化を守る

東恩納教授歓送会開く

川崎の沖縄文化同好会では三月二十三日、川崎市宮前町の衛生福祉会館で、拓大教授東恩納寛惇氏を迎えて第二十四回文化講座を開いた。近く沖縄に「東恩納文庫」が建設されるのを機会に故郷に永住することになつた同教授の歓送をかねて行われたもので、会員約三十名が出席、沖縄の文化問題について懇談した。

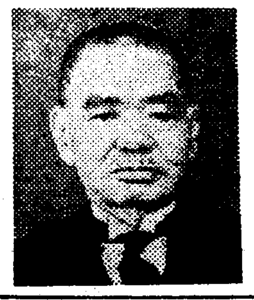

東恩納寛惇氏

東恩納文庫は、沖縄文化センターの一環として建てられるもので予算は琉球政府二万㌦那覇市五千㌦の補助金に一般から寄付を集め、建坪五十六坪、敷地は那覇市与儀に決定、四月着工、六月に竣工する予定である。

東恩納教授は、沖縄の文化問題と永住の心境を次のように語つた。

戦前、沖縄には県立図書館があつたが、戦争ですつかりなくなつた。私は東京に住んで五十年になるが、その間に集めた沖縄関係の文献が約五、六千部に達している。今では世界に二つとない沖縄の史料だと自負している。

この中には、程順則の書いた「六諭衍義」のような、沖縄のみならず本土の文教政策にも貢献した門外不出の古典も含まれている。私は、これらの貴重な文献を「東恩納文庫」として沖縄の人たちに開放することにした。一部の沖縄の人たちは文化財に対する関心がうすくこのままでは、われわれの祖先が残してくれた歴史的な文化財が次々に破壊されていくおそれがある。

最近では尚家の玉陵（たまおどん）の一部敷地が売り払われた例があり、慨嘆に堪えない。沖縄固有の文化を守つて植民地化を防ぐというのが私の信念である。一日も早く沖縄に帰つて、これらの問題を郷里の人たちに訴え、余生を沖縄文化発展のために捧げたい。「秋風骨を埋ずむ故郷の山」…これがまさに今の私の心境だ。

日本古来の民芸たずね

大原、浜田両氏沖縄訪問

日本民芸協会会長大原総一郎氏（倉敷レイヨン社長）と陶芸家の浜田庄司氏は、三月二十日那覇空港着日航機で沖縄を訪れ、月末まで滞在して沖縄の民芸を視察した。両氏は「今後は日本民芸協会との関係を密にし、共に民芸運動に力を尽していきたい」と次のように語つた。

大原総一郎氏　新たに発足した沖縄民芸協会の第一会総回に出席することができて、とてもうれしい。故柳宗悦先生の書いた「沖縄の富」を読んで、沖縄が民芸の王国であることを知り、是非それを親しく見たいと思つていた。本土の民芸は最近近代化し、すぐれた古来の味が消えつつあることは残念だが、沖縄にはまだまだ日本古来の民芸が残つていることを知つた。五月に日本民芸協会の全国大会があるので、その機会に沖縄展を開くことを計画している。

浜田庄司氏　私は七回目の沖縄訪問だ。沖縄の民芸は実にすぐれている。本土の物まねをしなければ、今でもどしどしすぐれた作品が出るだろう。また、今度の訪問で感激したことは、沖縄民芸協会の発足である。これで、沖縄にある日本古来の民芸がますます生彩を放つことだろう。

組合移行に対策委を決める

沖縄教職員会

組合移行の基本的態度を決めた沖縄教職員会では、移行の時期、主張などを具体的に研究するため、三月二十二日組織対策委員二十九人を委嘱した。

下地五段優勝

アマチュア囲碁選手権

沖縄の第一回アマチュア囲碁選手権優勝戦（朝日新聞社、沖縄タイムス社共催、日本棋院沖縄支部後援）が三月二十五日、那覇市牧志町の棋院支部で行われ、下地玄忠五段（三〇）＝那覇市松尾＝が初優勝し五月に東京で開かれる全国大会に沖縄代表として出場することになった。

～沖縄でも今年～ ～から愛鳥週間～

琉球政府文教局と経済局林務課では、今年から沖縄でも「愛鳥週間」を設け、野鳥保護と森林愛護の思想を普及する計画をたて巣箱の準備を急いでいる。巣箱が出来上れば新学期に教育長事務所から各学校に配ることにしている

沖大に奨学資金　米婦人クラブが

沖縄の米陸軍輸送部隊将校婦人クラブは、三月二十二日沖縄大学に奨学資金三百ドルを贈つた。

本紙購読案内
送料とも　半年　一五〇円
　　　　　一年　三〇〇円

本会取扱の図書

沖縄における補償問題	波多野里望著	送料とも実費　一部　三〇円
概説　沖縄史	東恩納寛惇著	送料とも実費　一部　七〇円
沖縄司法制度の研究	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　三〇〇円
沖縄今昔	東恩納寛惇著	送料とも実費　一部　一八〇円
国際法から見た北方領土の問題	田村幸策述	送料とも実費　一部　六〇円
北方地域資源調査書	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　一、五〇〇円
北方地域財産調査書	南方同胞援護会編 土地、建物、漁業権、鉱業権の各篇	送料とも実費　全四巻　二、〇〇〇円
千島概史	高倉新一郎著	送料とも実費　一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　三〇〇円
特別地域関係団体名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　一〇〇円

発行所
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
南方同胞援護会
振替　東京　五五四二〇番

季刊　**沖縄と小笠原**　第19号
実費頒布中　￥60（送料は本会負担）

日米新時代と沖縄	大田　政作
太平洋上のイレデンタ	ダビッド ワーフエル
私の沖縄報告	上沼　八郎
夢幻の中の色丹島	小泉　澄吉
◎沖縄に旅して	藤司　平通
◎布哇あれこれ	仲原　善忠
沖縄に見る希望と現実	波多　尚
「浜西報告」への反論	崎間　敏勝
崎間氏の批判に答える	浜西健次郎
平家の舜天王の史実	奥里　将建

―資料―
北方地域の特別措置法

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話（581）三八五六、三八五七

南と北

発行所
南方同胞援護会
東京都千代田区三年町1
社会事業会館内
電話（581）3856
3857
振替貯金口座　東京55420番
編集兼発行人　吉田嗣延
毎月5日，15日，25日発行
1部5円

荒木文相、沖縄を訪問

教育権の返還困難

本土並みの向上図る

荒木文部大臣は琉球育英会の十周年記念式典に招かれ七月七日、那覇空港着の日航機で、文部省天城調査局長、日本育英会緒方理事長らと沖縄を訪れた。荒木文相の沖縄公式訪問は戦後現職大臣として初めてである。文相は空港での記者会見で「琉球育英会の式典に参列する機会をえたことは光栄である。教育事情その他について各関係者と話合い、本土と沖縄の協力のためつくしたい」というステートメントを発表した。記者団との一問一答は次のとおり。

記者団と一問一答

－沖縄の教職員はもちろん、住民も施政権の返還がむづかしければ、せめて教育権だけでも返還してもらって次代の日本－沖縄を背負う青少年の教育をしたいと望んでおり、文部省にはそのような陳情も再三あったと思うが……。

荒木大臣　教育権だけの返還ということは、現状ではむずかしいので、それ以前の問題として同じ日本人として、本土と沖縄を同じ状態にするよう文部省として、あらゆる手を打ちたい。沖縄は軍政下なので、アメリカ当局や大田主席、沖縄の人びとと十分話合って、早く本土のレベルまで引きあげたいというのが本土関係者の念願である。

－沖縄と本土の教育事情には大きな格差がある。これを本土のレベルにひきあげるには、基本施設の早期整備などに日本政府がもっと積極的に援助するよう希望しているが……。

荒木大臣　本土と沖縄の差をうずめるためには、まず教員の資質を向上させなければならない。そのために本土から大学教授を派遣して現職教育に当たらせたり、逆に沖縄から研修のために教師を本土に招いている。こんごもこれをつづけたいし、教育指導委員なども派遣している。今のところ教育技術が本土に劣るのはいたし方ないが、この困難な事情を克服し、一日も早く本土なみにするには双方の熱意と誠意が大切である。

－教育指導委員制度は、ここ一二年、米民政府との間に問題となっていたが、こんごの見通しは…

荒木大臣　昨年は手続き関係で少しおくれたが、その後米民政府との話合いがついたので今後はスムーズにいくと思う。

－沖縄の子ども たちと話合いたいということだが、文部大臣として沖縄の子どもたちにどんなことを望んでいるか。

荒木大臣　本土と沖縄は事情は違うが、りっぱな日本人になってもらいたい。

援助額倍増を期待

琉球政府の来年度予算　日米両政府へ

琉球政府計画局は七月三日、参与官会議を開き、一九六五年度の日米両政府にたいする財政援助要請について検討した。この結果、両政府にたいし援助額の倍増を求めるという基本的な考え方で対処す[illegible]

米政府援助金についてはプライス法で現行一千二百万ドルの最高限額におさえられ、このうち六四年度一般会計予算には八百三十三万五千ドルの受入れを計上。一方、本土政府援助金は六十三年度二百三十万五千ドル、六四年度四百五万百ドルと倍増気運に乗っている。

ところで本土政府は、いま六五年度沖縄援助費について概算要求作業にはいっているので、これに対応して計画局でも本土政府にたいする援助要求作業にはいることにし、各局にたいし必要資料の提出を求めた。

本土政府にたいする援助要請にあたっては基本的には民生向上五カ年計画（一九六四年－八年）と米民政府の経済開発長期計画（一九六四年－八年）に沿うとともに、従来の「拾い上げ方式」を踏襲することにしている。

具体的には昨年、米民政府が本土政府に示した分担費目（四十五項目）を再検討して、これに修正加除を行なうことにしているが、援助を求める事業対象は産業および諸行政充実のための技術向上、社会保障、教育内容の充実、治山治水、気象、土地調査、国土保全、中小企業ならびに制度融資の供与などの分野であることに変わりない。

計画局では六五年度の政府財政規模を日米援助額を含めて六千万ドルから七千万ドルの間と見こんでいる。（六四年度財政規模は五千八十五万ドル）

米民政府の長期計画によると六五年度の財政規模は七千二百万ドルで本土政府負担額は八百八十一万ドルとなっているが、同長期計画と民生計画は初年度（六四年度）で計画額と実際の財政規模との間に食い違いが生じて、同計画は「指針」とか「目標」にすぎなくなっている。

学童の日の丸に自動車の窓から手を振って応える荒木文相　（琉球新報提供）

中金と農連を抜打ち監査

米軍、金庫など封印

七月二日午後、突然米陸軍監査部と琉球政府金融検査部から琉球農林漁業中央金庫と琉球農協連合会に対し、近く会計監査を行なうとの通告があり、同時に係官らが、金庫や金銭出納台帳、その他関係書類一切を封印した。目的、理由のはっきりしない異例の通告に、関係者はすっかりとまどっている。

これまで、一般金融関係に対し金融検査部の監査が行なわれてきたのは事実だが、民間団体に対し、軍や政府の金融検査部が監査を行なうことは今回がはじめてのケースであるだけに、注目されている。

同日午後三時ごろ、中金に政府金融検査部から係官十余人がおとずれ、口頭で検査を行なうと通告、その場で金庫や金銭出納台帳などの書類棚に封印した。

中金では、これまで会計検査委員会の検査を受けているだけで、金融検査部の監査を受けるのははじめてである。理由がはっきりしないため、いろいろ思惑もあるようだが、米政府援助との関係で、中金の実情を調べることになったのではないかといった見方をしている。

農連には、午後三時半ごろ米陸軍監査部係官二人と政府金融検査部係官数人がおとずれ、六三年六月三十日現在で監査する旨を告げ、直ちに封印した。

監査目的は、農連でも説明されず、ただ本土から近日中に公認会計士を招き、監査すると通告しただけであった。

製糖工場視察に出ていた山城農連会長らは、突然の連絡を受けて、早速事務所へ帰り、緊急課長会議を開いて検討したが、目的がはっきりしないため、監査に積極的に協力しようということだけを申し合わせ、各単協にも監査に協力するよう連絡した。

農連は、五一年ガリオア資金のころ一度監査を受けただけで、ここ十余年間監査を受けたことはなかった。

弁務官の監督強化

日米援助の予算執行で

本格化した本土政府の沖縄援助予算の執行については、さきにその執行細目に関し、日米琉三政府間で覚書が交わされ、これにもとづいて予算執行が開始された。

これに加えて、このほど琉球米民政府は日米両政府の沖縄援助予算の事業執行に当たっては、細目にわたって高等弁務官による指導監督を強化することになり、このむね次のように琉球政府に通知した。

一、琉球で執行する援助資金は、すべて高等弁務官の認める計画によるものとする。

二、特別の出資形式を除くほか琉球政府は日米両国援助のすべてを同一の方法で執行する。

三、日米両国から資金を受ける事業は、すべて高等弁務官の指導を受け、次の事項について、その責に任ずる。

①仕様書の認可－入札案内、請負金額と事業は、すべて仕様書によってその完成を期すため、検査および支払金についての認可。

②事業はすべて高等弁務官の計画によって完成するとの保証。

③これらの仕様書は、高等弁務官の求めがあるときは、いつでも入手できるむねの保証。

④進行中または完成ずみの事業のすべてについての評価および報告。

四、市町村、教育委員会、琉球大学その他援助資金から財政援助をうけている公共団体が、援助資金で事業を請負いに出すときは、琉球政府は契約の手順を監督し、高等弁務官の要求があれば、契約書の写しを入手できることを保証しなければならない。

五、援助金が契約書どおり使用されていない場合は、琉球政府は資金の誤りを是正し、弁務官[illegible]じ返済することを保証する。

所得税の減税期す

琉球立法院　野党各派声明

琉球米民政府、琉球政府、与党の沖縄自民党は、所得税減税を見送ることを共同で声明したが、これに対し社大、人民、社会、無所属の立法院各派は七月四日午後、社大党控室で協議した結果、所得税法改正について各派が院内外の力を結集して実現を期すむね共同声明を発表した。

【共同声明要旨】　税法の改正は税制審議会の諮問を経て行政主席の立法勧告を中心にして審議することがのぞましいが、主席は高等弁務官の意に従って勧告を撤回し与党自民党もまたこれを見送ることを決定したので無所属を含む各派は共同してその改正を提案した。税法改正は住民多年の要望であり負担過重の軽減は住民の切実な願えである。われわれは政府の反省を求め、院内外の結集により本案の通過に最善の努力を払うことを決意するものである。

離島振興協議会長に鎌田氏

全国離島振興協議会々長山下元一郎氏はこのほどの総会で退任、後任には鎌田[illegible]氏（鹿児島県中種子町長）が選任された。

外務省アメリカ局長に竹内氏

政府は七月九日の閣議で、外務省アメリカ局長安藤吉光氏を駐イラン大使に、アメリカ局長の後任に同局参事官竹内春海氏を任命することを決めた。

特連局三課長に吉居氏

総理府特別地域連絡局第三課長大塚明良氏は、七月九日付けで中央労働委員会事務局審査第一課長に転出、後任に労働省労政局労政課長補佐吉居[illegible]氏が発令された。

黒潮

▼…さる七月一日で沖縄タイムスは発刊十五周年を迎えた。十五年という年月は新聞の社歴からいうと長い方ではないかもしれないが、沖縄タイムスが背負ってきた過去の十五年が、あたりまえの年月でなかったことを思えば、それはまさに平時の二倍、三倍の社歴にも等しいといえる。

▼…ガリ版ずりから今日の朝夕刊十二ページだてへ－これは想像もつかない画期的な大飛躍である。タイムス同人の新聞に対する熱意と社会的責任感がなかったならば原始生活を強いられた敗戦直後の沖縄で〝もうからぬ〟新聞事業などは、とっくのむかしに投げだしたであろう。やっぱり新聞づくりは新聞人でなければできない。

▼…沖縄タイムスを育てたもう一つの原動力は沖縄「県民」である。つまり「県民」の支持を得たということが今日の発展の基礎であり、さらにこれを言いかえればタイムスが常に世論を忠実に反映したということである。地方紙であって国家的大問題を抱えた新聞－沖縄タイムスの今後の発展をさらに期待するとともに、同人諸氏の健康を祈る。

時論

荒木文相沖縄訪問の意義

荒木文部大臣が沖縄を訪問した。琉球育英会の創立十周年記念式典に招かれた儀礼的なものではあったが、日本の閣僚が沖縄を公式に訪問したのは初めてであるだけに、現地の歓迎も盛大なものだった。

これまでも沖縄との学生、教授の交流など教育関係を通じて沖縄問題に関心をもっていた文相は、もとより沖縄の特殊事情も十分考慮に入れていたであろうし、今回の訪問の目的からも、政治的な発言は一切慎しんでいたようだが、なんといっても、文教の府の責任者が、直接その目で沖縄をとらえてきたことは、大きな意義があったとみられる。

文相は、沿道を埋めた日の丸の旗の歓迎にまず感激し、戦跡参拝ではひめゆりの塔の前で涙にむせび、また沖縄の人が本土の人より以上に日本人であることを身をもって感じたという。そしてまた、沖縄の教師たちが、立ち遅れた教育水準を向上させるために真剣な努力を重ねていることに感銘したとも語っている。

沖縄に残る日本的なるものは従来もここを訪れた人々が指摘しているところであって、これは、沖縄教職員会を初め教育関係者の力に負うところが多い。沖縄における教師並びに父兄の教育に対する熱意は、本土にまさるとも劣らずそれが、戦後の苦境の中から沖縄の教育を立ち上らせたのである。しかも沖縄の場合、戦火によって潰滅した学校、施設、備品等の復興のみならず、他国の施政権下にある若い世代を「日本人として教育する」という精神面の作興に意が用いられたこともまた当然であって、その十八年間の結実を文相は目のあたりにしたものと思う。

キャラウェイ高等弁務官との会談の内容は詳らかでないが、日教組嫌いの文相と、赤嫌いの弁務官であってみれば、その点だけでも共通するものがあった訳である。しかし、その共通点だけでなく、純粋な意味で沖縄の教育を向上させるために、今後とも教育施策の円滑なる進展を望みたい。

沖縄の施政権返還が論議された或る時期においては、軍事に関係のない分野から、徐々に施政権を返してもらいたいという方法論が唱えられた。そして、その分野としては、先ず第一に教育権を返還してもらいたいという要望がなされた。

その後米当局が施政権の分割委譲は不可能であるとの意向を表明したことから、その期待は遠のいた観があった。しかし、教育権返還の希望は、沖縄はもとより本土の関係方面でもしばしば述べられているところである。

また、現状においてその返還が不可能ならば、教育指導委員の派遣や、教授、学生の相互研修その他の措置が、現在以上に拡大され効果的に実施されることが望ましいが、それが時に、現地米側と意思の疎通を欠く事例があったことも否めない。

教育が将来の国民育成の支柱であることはいうまでもなく、それ故にこそ米側としては、思想問題ともからんで、教育問題についてかなり神経質になっているともみられる。しかし、ケネディ大統領も言明しているように「日本復帰の日に備えて沖縄の水準を本土並みに引上げる」ことは、単に経済生活のみならず、教育面の向上もその例外ではないはずである。

荒木文相が帰京して語っている「沖縄教員の資質向上」を初めとして、沖縄の教育振興のためのあらゆる施策が、日米琉三者の理解と信頼の上で、円滑に進められることを望むものである。

米調査団、沖縄糖業を診断

キャラウェイ高等弁務官が招請

企業統合を勧告か

業界から実情を開く

キャラウェイ高等弁務官の招きで去る六月十九日沖縄を訪れた米国の沖縄糖業調査団は、宮古、八重山などの離島および沖縄本島などの現地調査を行なっていたが、このほど一応の現地調査を終え、七月八日那覇市[illegible]の分蜜糖工業会事務局で業者との懇談会を開いた。この日は主として▼砂糖キビの新品種の問題▼価格▼合理化の目標▼離島の工場問題などについて実情を聞いた。

糖業界では、この調査団の動きを重視している。というのは調査団の調査結果がまとまるまで、製糖会社への設備資金の融資をストップするよう米民政府から各金融機関への指示があり、融資がストップしたことなどから、沖縄の糖業の基本的な問題について、何か大きな政策的な勧告がなされるのではないかとの見方を強めている。業界の一部では、全琉的な製糖会社の企業統合の勧告が打ち出される場合によっては、この調査団の勧告から、沖縄産糖の米国買い上げなどの方針も出てくるのではないかと予想する向きもある。

懇談会には、調査団側からジェイムス・ホールウェア団長（農務省国外農業局、農業経済専門家）とクライデレ、ラスマセン氏（同省農業調査局、産業分析専門家）の二氏が出席した。質疑の主なものは次のとおり。

調査団　琉球政府、分蜜糖工業会、生産者が一体となってキビの新品種を導入すべきだと思うが。

分蜜糖業者　すでに会社が導入して試験栽培しているがこんども新品種の導入には力を入れたい。

調査団　キビの最低価格や生産費はどうなっているのか。

業者　価格は政府が決めている。その価格は、最低価格でなく最高価格である。

調査団　会社は奨励金を支払っているようだが、これはキビ代の一部か。

業者　キビ代の一部ではない。原料の増産を奨励するためのものである。

調査団　各社の原価計算の数字には、大きな差があるようだが、統一されていないのか、米国では業者が自主的に行なっているが。

業者　統一されていない。糖業振興法や重要産業育成法があるのだから政府が統一すべきだ。合理化の目標を示すためにも必要だと思う。

調査団　合理化の目標として製造コストのメドをどこに置いているのか。また現在のコストはどのくらいか。

業者　工場の能力などの違い、圧搾原料の量によってコストは違ってくるが、はっきりしたメドはない。最大の問題は、いかにして原料キビの単収を引き上げて原料代を安くするかにある。六一―六二年期の政府の資料からすると、キビ一トン当りの工場側の製造コストは九ドル十セントだが、業者にとっては苦しいコストだ。

調査団　このコストで将来、国際市場で競合できると思っているのか。

業者　それはむつかしい。特恵措置のある日本本土市場があるからやって行ける。しかし、合理化に努力、コスト低減して行くつもりである。

調査団　それでは、日本市場がなければ沖縄の糖業はなり立たないというわけか。

業者　そうだ。

糖業への融資停止

調査終了まで米民政府が指示

琉球米民政府は さいきん、沖縄の金融機関に対し製糖工場の施設拡張のための融資を控えるよう指示したといわれる。この措置は、直接的には民政府の糖業に対する基本的政策にもとづくもののようであり、現在、キャラウェイ高等弁務官の招きで沖縄を訪れている米国のボールウェア糖業調査団が調査を終わるまでは この 要望に沿ったものといわれているが、琉球政府にはこの件については何も連絡はなかった。

米民政府が糖業調査団を呼んだおもな目的は貿易の自由化にそなえて沖縄の糖業を国際的水準に到達させるための対策を求めるためにあり、かなり積極的な措置として注目されているが、この点からみて、こんどの融資の保留措置は企業の乱立を防ぎ、工場の統合問題を考える政策から出たものとみられる。

融資を控えることになったのは琉球開発金融公社、銀行や一般の市[illegible]でいるようだが、[illegible]長副主席は七月[illegible]る融資の中止な[illegible]は政府は何も連[illegible]がそういう話が[illegible]ている。民政府[illegible]ったものだろう[illegible]

匿名時評　3

中学生轢殺事件

東方三年町

昭和三十八年二月二十八日午後四時過ぎ、那覇市泉崎橋前の一号線交差点で、マリン兵を乗せた演習帰りの大型トラック（海兵隊キャンプ・ハンセン所属ドナルド・ジャックソン二等兵運転）が、青信号になったので横断歩道を渡っていた下校中の上山中学校一年生国場秀夫君をひいた。

被害者は救急車で那覇病院に運ばれる途中死亡した。この事件にかかる米軍裁判は、四月三十日海兵師団本部の特別軍事法廷で開かれ、検事側の起訴状朗読、証人の証言のあと、引続き五月一日午前再開された。判事六人の合議による有罪か無罪かの投票により、多数の判定で無罪と決定し、裁判長から被告に無罪の判決言渡しがあった。

以上が新聞報道その他の情報による中学生轢殺事件の経過の概要である。米軍トラックが交通信号を無視していたいけな中学生を轢殺したものとして、この事件は沖縄住民の憤激をかい、更にその米兵が無罪の判決を受けたことが伝えられるに及んで、民族的な激怒となってもえ上った。

この事件が本土に伝えられるやたまたま開会中の国会でも取上げられ、野党は「日本政府は日本国民がこのような不当な取扱いを受けているのに黙っているのか」と政府を追及した。

◇

友好的であれ、非友好的であれ他国民の中に軍隊が駐留することが好ましくないことはいうまでもない。いわんや、その軍隊が一般住民を殺傷した場合には、他国民に殺傷されたということの上に、権力の象徴ともいうべき軍隊と無力な庶民との関係が加わり、更にそれを軍隊自らが裁判権を行使するということであるから、平生の抑圧されている不満が一時に爆発するのはやむをえないというべきであろう。

殊に沖縄の場合には、米軍が駐留しているのみでなく、事実上の軍政を布き、政治、経済、文化の各部門にわたって全面的に支配しているのであるから、なおさらであろう。沖縄の各方面から非難と抗議の声がわき上ったが、それらがいわんとしているところは、この事件が沖縄人の人命に対する米側の軽視の現われであり、また、米側の占領支配者としての優越感のあらわれであるという点にあるが、よく沖縄住民の心情を表現しているといえよう。

◇

沖縄は、日本が潜在主権を有しているが、現在はアメリカが立法、行政、司法の三権を行使し、しかもその住民は日本国民であるという極めて特殊な地位にあるために政治、行政、立法の各面にわたって、他では考えられない特殊な問題が次から次へと発生しているが裁判制度についても例外ではない。

沖縄の裁判制度は①軍法会議②民政府裁判所③琉球政府裁判所の三つに分れている。このうち軍法会議は、米軍の構成員、軍属に対する刑事裁判権、民政府裁判所は（イ）米軍の構成員、軍属に対する民事裁判権（ロ）米軍の被雇用者に対する民事刑事の裁判権（ハ）米国の利害に関係ある民事刑事の裁判権、琉球政府裁判所はそれ以外の民事刑事の裁判権を有することになっている。

できる限り琉球政府の裁判管轄をひろげて貰いたいというのが沖縄住民の願望であるが、昨年のケネディ声明でも何らの措置がとられなかった。今回のような事件の場合に、米軍の軍法会議によってさばかれることはやむをえないであろう。

米軍法会議は①普通裁判②即決裁判③特別裁判の三つに分けられるが、普通裁判では死刑もしくは無期刑に相当する罪、即決裁判では懲役一カ月以下の罪について審理され、それ以外の犯罪はすべて特別裁判で審理される。

本件については、米統一軍法第一三四条の過失致死罪に該当するものとして起訴されたのであり、特別裁判で裁かれた。特別裁判は三人以上の陪審員兼判事によって構成され、判決は構成員の三分の二以上の投票によって決定されるこの陪審員兼判事の任務は、法廷で検事や弁護人のいい分と証人の証言を聞いて、有罪か無罪かを投票できめる。

判決の言渡しは単に有罪か無罪かを宣言するだけで、判決理由を特に示すことはない。（ここで有罪を言い渡された被告に対しては更に三人以上の公判陪審を組織して量刑をきめる）統一軍法の規定により、重罪判決に対しては上訴または再審の請求はできないこととなっている。

これは、英米法の「二重危険の禁止」という原理を取り入れたアメリカ憲法の修正第五条に基いている。すなわち、被告人の上訴権は一般に認められるが、検察官の上訴権は被告人を二重の危険にさらすものとして禁止されているのである。

なお、アメリカにおいては、過失致死、殊に交通事故については、いわゆる重過失でなければ有罪にならないことが多いといわれているこの点は日本の実情と異なるものといえよう。しかし、刑事における無罪判決は損害賠償とは関係がなく、民事の賠償の方はほとんど過失責任に近いといわれている。今日の場合には、外国補償請求法によって米国が賠償を支払うべく、米軍は遺族と折衝しているようである。

◇

さて以上を要約すると次のようになる。公務中の軍人が過まって中学生を轢殺した。法の規定に従って軍事裁判にかけられた。過失致死であるから特別裁判である。法の規定によって検事、弁護人の申立て、証人の証言をきき、陪審員兼判事が多数決で無罪の判決があった。この無罪の判決に対しては、上訴乃至再審が認められないことも法の定めるところである。賠償は法の定めるところにより支払われる。

このように書いてくると、極めて理路整然として非のうちどころがないように思われる。米側にすれば、沖縄や本土における反響や非難や抗議は心外と思ったかもしれない。琉球の立法院や日本政府の訴訟記録の要求を拒否したのも米国の法規に従って拒否したのであり、そもそも裁判には新聞記者も入れて公開しているではないか無罪判決の場合には特に判決理由も作成していないのだ、と言いたいところであろう。

以上のように、沖縄側にも米軍側にもそれ相当のいい分があるように思われるが、このような場合には、権力をもつもの、強いものが、被支配者、弱者に歩みよって手を握るだけの寛容と謙虚が望まれるのではなかろうか。立法論はともかく、米軍としても現在のところ法の規定を無視することができないのはいうまでもない。しかし、法はその運用の妙を発揮して初めて生きた血の通った法となり社会の秩序を維持し、住民の納得もえられるのである。

例えば、裁判の公開についても米軍は裁判の前日に沖縄の新聞社に傍聴券を確保してある旨を連絡しているようであるが、遺族や有識者の傍聴についても、できる限りの便宜を与える努力をすべきではなかったか。

なお本土の場合には、安保条約に伴う地位協定によれば、公務上の犯罪の場合の第一次裁判権は米側にあるが、裁判の場合には日本側の当局の代表者が立会う権利を有することとされている。沖縄においても、琉球住民の代表者として琉球政府の当局者が立会うということにして、住民の不安と不満を除去する一助とすることも考慮すべきであろう。

さらに、証人と通訳についても問題がある。米海兵師団本部で開かれた法廷では、沖縄側の中学生の証人などはおびえていたといわれ、その証言の通訳も微妙な発言を断定的に"Yes"と通訳していたとも伝えられるが、今後は是非改めてほしい点である。

また、事故が起こったのち、沖縄駐留軍に軍規の粛正を呼びかけ交通規則の厳守、沖縄人の人命の尊重などを強く訴え、今後のこの種事故の絶滅に努力する誠意を示すことが望ましかったと思われる。

◇

これを要するに、亡き国場秀夫君はかえってこない今となっては、その遺族に対してはできる限りの賠償をすることによって謝罪の誠意を示すと同時に、今後このような事故が起こらないようにあらゆる努力を傾け、もし不幸にも再発した場合には、特に、権威者、権力者としての態度をかなぐりすて、謙虚に慎重に事に処する態度が望まれる。

"直接、米国に学べ"

マ民政官　金門クラブで講演

琉球米民政府のマキューン民政官は七月二日夕、那覇市ハーバービュー・クラブで開かれた金門クラブ（米留学から帰った沖縄人の会）月例会にゲスト・スピーカーとして招かれ「琉球の社会的発展」と題して講演した。

この中でマ民政官は、琉球の経済発展についてふれ「国民所得の向上とか統計資料によりはっきりした発展の形は数字的につかめるが しかし、その半面、数字だけみては社会的にも発展したとはいえない」と述べ、その具体的な例として、干ばつでボーダーライン層が大きく浮びあが[illegible]病については、[illegible]くなったが、反[illegible]ふえており、こ[illegible]

日ソ沿岸貿易促進

ソ連代表語る　ナホトカに公団設立

ソ連極東代表団のペトロフ団長ら一行三人は七月五日北海道を訪れ六日札幌産業会館で日ソ協会道連[illegible]

サケ・マス密漁

[illegible]

さばいていた八戸市小中野町、漁業・立花吉男（[illegible]）と、同船船長兼漁労長・鳴見正一（[illegible]）＝函館市鍛治町、同船機関長・坂本光穂（[illegible]）＝青森県東津軽郡三厩村＝の三人を漁業法五十二条違反の疑いで逮捕、函館市船見町、鳴見良二（[illegible]）ら同船乗組員十一人を同容疑で検挙した。

調べによると、同船は五月中旬ごろ八戸市内で第十[illegible]利丸をチャーターして同月二十一日夜同港を出港、五月二十七日から六月七日までの間、阿頼度島北方百三十カイリの沖合でサケ・マス二万尾、五百万円相当を密漁、六月十三日青森県東津軽郡平内町小湊港に陸揚げして売りさばいていたもの。

密漁の九千五百尾没収

公海密漁区のオホーツク海で密漁していた青森県八戸市[illegible]町、小沢[illegible]子さん所有第一[illegible]栄丸（[illegible]）＝大木久明船長ら十六人乗組＝は、水産庁監視船に摘発され、帰港命令を受けて七月四日釧路港に帰ってきた。

釧路海上保安部は密漁のサケ・マス九千五百尾と流し網六十反を没収、大木船長らを漁業法違反の疑いで取調べを始めた。同船は許可なしに北千島阿頼度島北西百四十カイリ付近のオホーツク海で密漁していたもので、同保安部では八戸海上保安部に連絡をとり、船主から事情を聞く一方、密漁ルートを追及している。

ホタテ漁好調

値段もますます

根室地方沿岸のホタテ貝漁は七月一日から五トン未満の小型船が解禁になり、十一日から五トン以上十五トン未満の大型船が解禁になった。終漁期はいずれも九月十五日。

スタートは好調で、初日の水揚げ合計は二十二トン、価格も昨年の一キロ当り七十円が七十五円と値上りしており、漁民たちも「漁も値段もますます」と成績が上向きになる見通しをたてている。

生まれ変る根室港

来年から全面着工

昭和三十九年度から国営事業として根室港湾整備五カ年計画が実施されるが、その準備措置として目下修築されている西防波堤工事は長さ約百五十三メートルで、十月いっぱいでほとんど終る予定である。

これが完成すれば、明年度から根室港を囲む形で西防波堤わきに工事される副防波堤と合わせて、潮の流入がゆるやかになり、港内の土砂推積が少なくなる。従って、同じく、五カ年計画で始められる予定の中央岸壁拡幅工事、浚渫工[illegible]及している。

日の丸の波、文相を歓迎

ひめゆりの塔で感泣

沖縄で本土を見直す

（別面所報）琉球育英会創立十周年記念式典参列のため沖縄を訪れた荒木文相は三日間のあわただしい日程を終え七月九日帰京した。南部戦跡から那覇市の教育施設、さらに中、北部の農村と、かけ足で回り、その間にキャラウェイ米高等弁務官、大田琉球政府主席らと懇談、育英会の式典に参列するという忙しさだったが、十八年間にわたる米統治下で希望を失いがちな地元住民に、沖縄と日本々土が一体であることを改めて認識させたこと、日本政府の閣僚が沖縄の実態を自分の目でみる機会を得たことなど「具体的なおみやげがなくとも、精神的な効果が大きかった」と地元では高く評価している。

一方、戦後本土から公式に沖縄を訪れた現職閣僚は今度がはじめてというわけで、戦後最大の規模といわれる"日の丸"の歓迎旋風をまき起こした。第一日、空港から那覇市内―南部戦跡と、文相の行くさきざきの沿道は日の丸の小旗で埋まり、これに応えて手をふる文相に大人も子どもも頭を下げた。なかには子どもに日の丸のハチマキをさせ、自分は手製の日の丸の旗をもって出迎えた婦人もあった。文相の感動はひめゆりの塔で頂点に達した。金城遺族連合会事務局長から、ひめゆり部隊の最後の模様を聞いているうちに、両手でハンカチを顔に押しあて、数分間、動こうともしなかった。

日の丸の歓迎があまりにも盛大だったため、琉球政府文教局が、中途で各学校に「児童生徒の沿道での歓迎をとりやめよ」と指示する一幕まであったが、九日文相が視察した中部、北部も"基地の町"では、この指示を無視して、児童生徒の日の丸歓迎風景がくりひろげられた。また児童生徒の代わりに父兄が歓迎、政府指示に対するレジスタンスの姿勢を示したところもあった。

荒木文相は、政治的な発言をいっさい控えるという慎重な態度で終始したが、これは沖縄訪問の目的が教育関係の記念式典出席という儀礼的なものであるという考慮とまた現在の段階で日本政府閣僚が沖縄問題について現地で、とかくの発言をすることは、百害あって一利なしという判断に立ったものとみられる。

しかし文相は、こんどの沖縄訪問で「沖縄問題解決のためには日米琉三者が理解と信頼のうえに立って、話合いを積み重ねていくことが大切なことである」との認識を深めたようである。

また地元政界でも「ケネディ大統領が沖縄新政策で"沖縄は日本の一部である"と声明しているが、その後はじめて日本政府の閣僚が沖縄を実地に視察したことは、日本々土の沖縄に対する理解を深め沖縄問題解決の糸口になるだろう」と考え、これで本土と沖縄との接触が一層密になるものと期待をかけている。

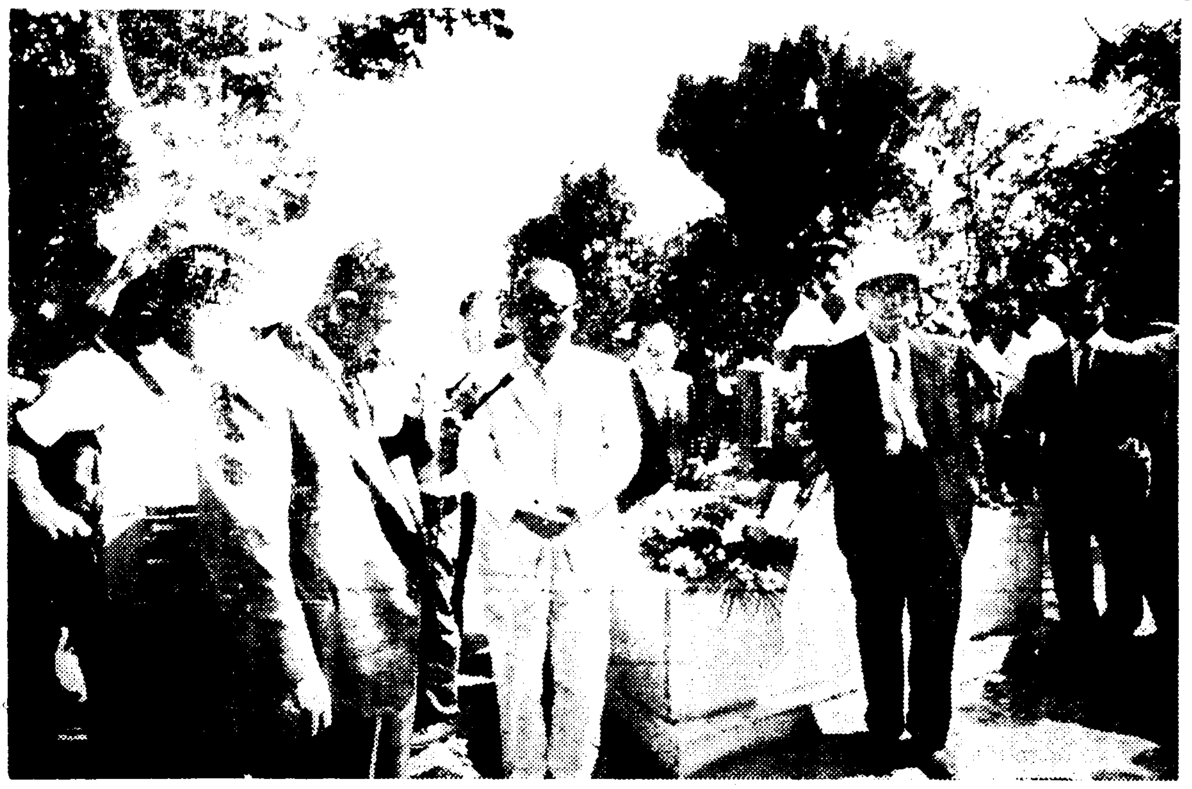

"ひめゆりの塔"で泣く荒木文相　中央白服は金城沖縄遺族連合会事務局長　その右、大浜早大総長（本会々長）＝沖縄タイムス提供＝

荒木文相ら出席

＝琉球育英会十周年記念式典＝

大浜総長らに感謝状

琉球育英会（理事長阿波根朝松氏）では七月八日創立十周年を迎え、沖縄那覇市那覇高等学校講堂で記念式典を挙行した。

式典には本土から荒木文部大臣をはじめ緒方日本育英会理事長、大浜早大総長（南方同胞援護会長）文部省天城調査局長らを迎え、現地来賓としてキャラウェイ高等弁務官、大田琉球政府主席、長嶺立法院議長らが参列した。

島袋琉球育英会東京事務所長の開式の辞にはじまり、阿波根理事長の式辞、荒木文[illegible]「過ぐる大戦で多くの有[illegible]を失った沖縄の教育界は、この悲しみを乗越え人材の育成にあたってきたことに対し、深く敬意を表する。本土と沖縄は一身同体であり、日本政府も沖縄の教育には強い関心を持っているので、今後も育英事業の推進のため、一層の努力を望む」との祝辞につづき、マキューン米民政官（高等弁務官代理）大田主席、長嶺立法院議長、緒方日本育英会理事長、大浜南方同胞援護会長の来賓祝辞のあと、創立功労者として大浜信泉氏ほか十六名に感謝状の贈呈、また、沖縄食糧ほか五団体、商社の協力に対しても感謝状を贈呈、十年勤続者表彰をもって記念式典の幕を閉じた。

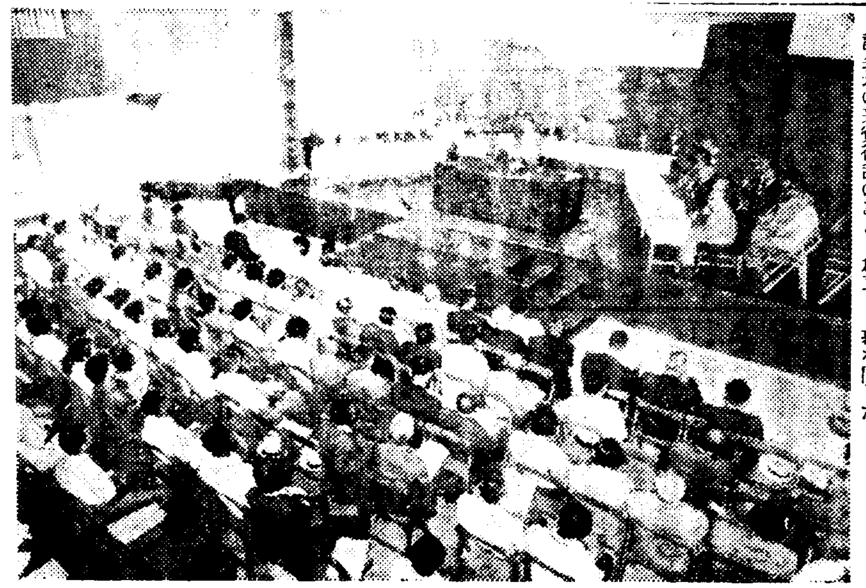

琉球育英会十周年記念式典、壇上は荒木文相＝沖縄タイムス提供

明るい顔で本土へ

沖縄から結核患者二百二十五人

本土の療養所で治療する沖縄の結核患者二百二十五人が七月七日、泊出港の那覇丸と浮島丸で出発した。

港には家族や知人など二千人余の見送り人がつめかけ"早く元気になって帰ってきてね"と励ましていた。患者たちも病気が治るという期待に表情も明るく、かえって故郷に残す子供の心配をして注意を与えている人もいた。

ある患者は「このまま治らないのかと思っていたが、本土政府の援助で設備も整っている本土の療養所で治療できることは大変うれしい。治ったら社会のために一生懸命働きたい」と語った。

琉球政府からは大田主席、東江厚生局長、および日本政府の藤田南連所長らも見送りにきた。大田主席は「皆さんが一日も早く元気になって帰ってくるのをお待ちしています。どうぞ安心して療養してきて下さい」と激励した。

この結核患者送り出しは、本土政府の医療援助の一つとして行なわれるもので、東京病院に五十人、福岡東病院に七十五人、愛知療養所五十人、兵庫県春霞園五十人が入院、完治するまで治療をうける。

十月に国会へ請願

祖国復帰　全国行脚の上江州氏、本会訪門

（既報）沖縄の祖国復帰を促進するため、各地方自治体の議会へ、復帰決議を要請する計画を立て単身で全国行脚を思い立った兵庫県尼崎市議会副議長上江州久氏（兵庫沖縄県人会長）が七月十日上京、十一日南方同胞援護会を訪れ吉田事務局長と懇談した。

上江州氏はすでに姫路、明石、神戸、西宮、宝塚、伊丹、川西、芦屋の各市議会を訪れ、沖縄の祖国復帰決議を要請したが、各市議会とも上江州氏の要請を快諾、それぞれ首相、外相、衆参両院議長へ意見書を提出した。

上江州氏は続いて岡山、大阪、京都、浜松などを回って上京したものだが、さらに群馬、長野各県を回って同様な要請を行なう予定。

上江州久氏の話　沖縄問題は他の国際問題と違って、日本人としての民族的な問題であるから、どの地方自治体へ行っても無条件で賛成してくれる。単に決議のやりっぱなしでなく国会へ意見書として提出されるので、国会へ無言の圧力として大きな効果がある。九月中には主要都市を全部回って十月にそのしめくくりとして政府と国会へ強力な請願運動を行なう予定である。（写真は上江州氏）

沖縄の銀行汚職送検

背任、横領四十六万ドル

琉球警察本部は、さる三月十一日刑事課内に特捜本部を設置、沖縄三和相互銀行汚職事件を捜査中だったが七月一日「同事件に関するすべての捜査を完了、七月二日送検する」と発表、次のように事件の内容を明らかにした。

発表によると、送検される被疑者は、伊礼肇同相銀元頭取（元代議士）、伊礼正幸同専務（元村長）をはじめ、元総務部長、普天間支店元貸付係ほか二人の計七人。

伊礼元頭取らは、同相互銀行が五四年に設立されて以来現在まで、無尽勧誘費の名目で不正出金した入札差金を着服したほか仮空人物や他人名儀の貸付けで土地ブローカー行為を行ない、さらに情実貸し、浮貸し、空手形、空小切手を作製行使するなど、違法行為を重ね、同銀行に対して総額四十六万ドルにのぼる損害を与えたもの。

この中には、普天間支店の貸付係の横領事件（金額三万七千ドル）も含まれているが、被害者は本土へ逃走中。

なお、伊礼元頭取らは、特別背任（商法）相互銀行法違反、布令三十七号違反、刑法違反など四つの罪名で送検される。

この事件は、手口の巧妙さや範囲の広さなど、これまで沖縄に起った汚職事件中、最も複雑なものだといわれ、それを裏づける証拠書類もトラック一台分をかるくオーバーする膨大な量にのぼった。特捜本部は、さる三月十一日の本部設置以来、三カ月にわたる捜査に終止符を打ち二日解散した。

教師の真剣な努力に感激

羽田で記者会見

三日間の沖縄訪問を終えた荒木文相は七月九日夕、羽田着のノースウェスト機で帰京した。文相は空港で記者会見し、今後の沖縄に対する教育援助の方向などについて「沖縄教員の資質向上に努力したい」と次のように語った。

一、沖縄の教師たちが立ち遅れた教育水準を向上させようと真剣な努力を重ねていることが印象的だった。現地にも教職員団体はあるが、日教組よりも常識的だ。さしあたって教員の資質向上を主眼とした援助が必要で、これはいまも行なっている教育指導委員の派遣や、本土研修の拡大などが考えられる。また大学教授の交流も、滞在期間を延長するなど、現在より充実させたい。

一、死線を突破した沖縄住民の表情は、本土住民のように聞のびがしていない。官庁などに日の丸を掲揚させてほしいとの要望も切実な願いとして受けとれた。

八友会が歓迎会

沖縄の教育関係者でつくっている八友会では、荒木文部大臣をはじめ大浜南方同胞援護会長などの訪琉を機会に七月八日午後七時から那覇市内の料亭において、歓迎晩餐会を開いた。その席上、荒木文部大臣は、阿波根琉球育英会理事長の「各小中学校の児童生徒の質問などにも親しく応じていただき感激にたえない」とのあいさつにこたえ、

私は沖縄現地の人々の数倍も感激していると申し述べたい。本土の各都道府県を幾回となく回ったが、沖縄にきてはじめて純粋の日本を感じた。本土の人々は日本そのものを忘れかけている。大いに沖縄の人々の力で本土の人々を洗脳してもらいたい。

と述べ、さらに大浜南方同胞援護会長は「文部大臣のご指摘のとおりで、政治的には沖縄は日本に復帰せねばならぬが、精神面では日本本土は沖縄に復帰する必要がある」と述べ、万場の拍手をあびた。

米国独立記念日

沖縄　基地の町にぎわう

七月四日の米独立記念日に沖縄の米軍は同日、ズケランの陸軍総司令部で、琉米の各界代表が出席して盛大な式典が催された。

米第二十九陸軍々楽隊の米国歌演奏のあと五十発の祝砲が東空高く打ちあげられ、式典会場の上空を第一三空軍師団のジェット戦闘機による祝賀飛行が展開された。

一方、ズケラン体育館では"琉米カーニバル"と商品博覧会が開かれ、休日の米人たちでにぎわった。また夕方からはズケラン飛行場で米軍合同のバンド演奏や花火大会が開かれ、"基地の町"では終日アメリカ色でにぎわった。

国際人権連盟へ提訴

渡航拒否事件など

沖縄人権協会は七月十日理事会を開き「米民政府による沖縄人の海外渡航拒否」と「米兵による沖縄人中学生ひき殺し事件」の二件をパリの国際人権連盟に提訴することを決めた。

沖縄では、このところ米民政府が沖縄人の海外渡航を制限するケースが目立ち、さいきんもアルゼンチンへの移民、本土大学への進学生の渡航拒否があり、さる七月五日には、本土政府の医療援助で結核治療のため集団渡航することになっていた一人の患者が乗船直前になってパスポートがおりなかったなど、渡航拒否問題が相次いで起っている。

また、さきに米兵によって中学生が白昼ひき殺される事件が起ったが、米軍法会議は、加害者の米兵に対して無罪の判決を下し、住民の間から抗議の声が起っていた。

さんご礁

◇…琉球育英会の十周年記念式典に招かれて、七月七日沖縄を訪れた荒木文部大臣は、戦後最大の規模といわれる"日の丸旋風"を沖縄の空にまき起した。本土政府の閣僚が戦後初の公式訪問ということで沖縄の人たちをことのほか感激させたことも一因であろうが、それにもまして訪琉の直前、荒木文相が「文相というよりも一日本人として、ひめゆりの塔で泣いてみたい」と新聞記者に語ったことが、純朴な沖縄の人たちの胸に強く応えたようである。

◇…荒木さんは自分の言葉にたがわず、ひめゆりの塔で人目もはばからず両眼をハンカチでおさえ号泣に近い感激の涙を流した。同行した天城文部省調査局長や沖縄出身の大浜早大総長（南方同胞援護会々長）らも胸をしめつけられたように身じろぎもせず、一瞬、慰霊塔の前には水を打ったような厳粛な空気が流れた。

◇…参拝を終っての帰途、ある人々の口から「文相は本国民に代わって沖縄の戦争犠牲者のために泣いたのだ」とささやかれたが、おそらく文相の胸中を察した純真な感想であろう。その荒木さんを歓迎するため途中の沿道は無数の日の丸で延々と埋められた。旗を打ちふる手に力が入り、手製の紙の旗は風にちぎられたが、人々はそれに気づかず、いつまでも無心でちぎられた日の丸を打ちふっていた。

教育権の返還請願

荒木文相へ　沖縄教職員会

沖縄教職員会では七月七日、沖縄を訪問した荒木文相へ、沖縄の教育権の返還について請願した。

この要請は、国際情勢の緊張が続くかぎり、施政権の返還ができなければ、せめてあすの日本を背負う沖縄二十数万の学童を教育する教育権の返還ができないものかとして「教育権の返還」の請願、そのほか次の五項目を交渉で要請した。

①本土なみ教育諸条件の整備。国庫補助金、地方交付税、義務教育の国庫負担法や各種教育振興法などの適用。

②本土公立学校共済組合への加入促進。「政府公務員年金法」「医療保険法」の立法準備がない沖縄で全教職員がもっとも切望するのは、本土公立学校共済組合への加入である。

③旧沖縄県教育職公務員の恩給不均衡調整。戦前南西諸島官公署職員の身分を取得している者は法律第一五六号の適用を本土政府から受けているが、受給額は本土の受給者の三分の一程度であるのでその改善をはかってもらいたい。

④元外地官公署職員の身分恩給を旧沖縄県官公署職員と同じように続けてもらいたい。元外地官公署職員で、戦後直接沖縄にひきあげた沖縄県出身者について勅令第六七号の対象からはずされ不遇な状態におかれている。

⑤教科書の給与について現在、琉球政府三分の二、本土政府三分の一負担となっているがこれは、「日本国民」教育の立場から本土政府が他府県に優先して全額負担してもらいたい。

天城調査局長　琉大で講演

琉球育英会十周年記念式典に招かれた天城文部省調査局長は、十八日琉大を訪れ「教育と経済」と題し講演した。

経済の発展は教育に負うところ大きく、教育と経済は、密接な関係にあること、だが教育は経済発展の手段として用いらるべきでなく、よりよい人格の形成、よい社会人の育成に目標[illegible]るべきだと語り、感銘を[illegible]

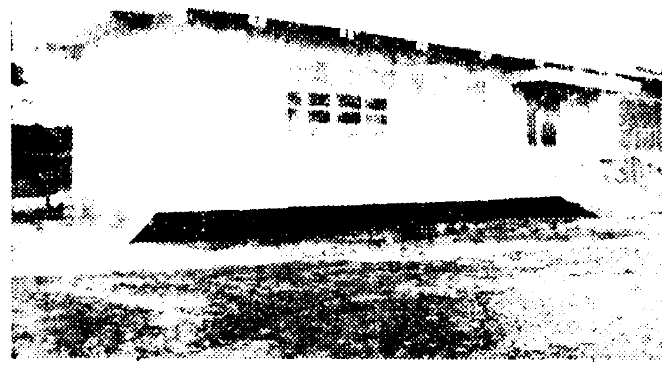

東恩納文庫開館　故拓大教授東恩納寛惇氏の蔵書寄贈により那覇市与儀に設立された「東恩納文庫」は七月九日開館式をあげ貴重な琉球史料が研究者に公開されることになった。

＝写真・沖縄タイムス提供＝

夏休みに沖縄視察

今年も学生の訪問盛ん

今年の夏休みも沖縄視察に渡航する学生が多く、既に全国各大学から現地に渡っているものも多いが東京都内の学生・生徒で南方同胞援護会に連絡のあったものだけでも次の通りである。

①学習院大学法学研究会の沖縄調査団（団長・岡田啓君以下四人）は、七月十三日東京を出発、本島のほか宮古、八重山まで足を伸ばし、八月十日ごろ帰京する。

②早稲田大学アジア学会では、鶴殿団長以下七人（うち女性二人）を派遣、一昨年の西表島調査に引続き、今回は波照間島を踏査する。調査期間は七月中旬から八月下旬まで。

③女子美術大学の第二回沖縄生活美術研究団（団長・藤森みさほさん以下十人）は、七月十八日東京発、八月初旬まで本島から西表島にわたって古文化、民俗等を調査する。

④日本青少年赤十字沖縄派遣団は前二回に引続き今年も南方同胞援護会の補助を受けて、高校生七人（男四、女三）と引率者二[illegible]月二十一日鹿児島を出発、[illegible]十字青少年と交歓して八月十一日帰着の予定。

⑤立正大学学生奉仕会のメンバー（人数未定）は七月二十六日ごろ東京を出発、現地滞在約十日間の予定で、主として社会福祉事業を視察する。

⑥法政大学沖縄文化協会は八月五日、第三回沖縄訪問団を派遣する。一行は比嘉清紀君を団長に十五人の予定で、祖国復帰に関連す[illegible]いて調査し、八月末帰京する。

⑦中央大学第一法学部の川股隆輝、工藤興平の両君は、八月十日ごろ東京出発、沖縄の教育事情を調査し、現地大学生と交歓して八月末帰京の予定。

⑧関東学生マスコミ研究連盟では、早、明、立、中央、日本、上智の各大学マスコミ研究会の会員から選抜した十一人（団長・榎本勉君＝早大）の沖縄マスコミ調査団を派遣する。一行は八月下旬東京を出発、九月中旬帰京の予定。

講演、討論で活況

九州大学で"沖縄展"

九州大学教養部では六月二十二日から二十四日まで学園祭を催したが、同大学沖縄研究会と福岡沖縄県学生会では期間中「沖縄展」を開催、南方同胞援護会から提供した写真その他の資料を出陳した。

また、二十四日は午後一時から西日本新聞社論説委員岡本順一氏が沖縄問題について講演し、終って約一時間、本土学生と沖縄出身学生が復帰問題などについて討論会を開き、活発な意見を交換した。

（写真は九大の沖縄展）

米陸軍奨学生

五四〇名に達す

米陸軍省の留学生試験で選ばれた沖縄の学生七人が七月七日、米国へ向け出発した。残り三十五人も二十一日出発するが、一行は米国で一カ年間勉学する。

今度留学する四十二人の学生たちは、昨年の六月と七月に百八十三人の中から選ばれたもので、米陸軍奨学生は今までに五四〇名に達している。

英語センター着工

沖縄の英語教育を振興

琉球米民政府の計画による沖縄の"英語センター"の起工式が七月三日首里博物館西隣りで、砂川勝信初代所長をはじめマキューン民政官、与那嶺琉大学長、阿波根文教局長のほか工事請負業者ら関係者多数が列席して行なわれた。

総工費、六万七千三百七十八㌦、二階建で六百六十平方㍍の建物。

この英語センターは、五人の理事（琉大二、ミシガン・ミッション一、所長一、文教局一）によって運営され、沖縄の英語教師を対象に英語の研修を行なうほか、米陸軍省奨学資金による米留学生やその他の訓練を受けるものを指導する。なお小学校への英語指導もする予定。

砂川所長は、十日ごろ理事会を開き、スタッフ（専任講師）沖縄側四人、米側十人を決め、八月五日から二十四日まで中高校英語教師の研修会を開く計画だと語った。

荒木文部大臣の涙

沖縄問題、各紙の論調

荒木文部大臣の沖縄訪問は、いろいろな意味で本土のジャーナリズムに大きな話題をまいた。真に沖縄を理解するとはどういうことか。七月九日付の朝日、東京、北海道新聞の三紙は期せずして、この問題を筆をそろえて論じている。次は三紙コラム欄の全文である。

…朝日…

天声人語

中央大学のワンダーフォーゲル部員がこの春沖縄を旅行して、米軍基地の多い島の中部の小学校に泊った。壁の世界全図を見ると、日本は赤く塗られ、沖縄は緑色。ところがその緑の上に生徒の手で、ぎこちなく赤が重ねてぬってある。子どもたちの気持を感じて、学生たちはジーンとしたそうだ。

その沖縄訪問中の荒木文部大臣は「ひめゆりの塔」で、ハンカチで顔をおおって泣いた。戦後派には「なぜ降伏しなかったんだろう？」と疑問の方が先らしいが、年配の人なら、この塔の前で涙を禁じえまい。大臣の公式訪問は戦後はじめて。那覇から南部戦跡にかけて、学生や児童の打振る日の丸に囲まれた。

日本の一部でありながらアメリカが施政権をもち、その戦略的重要さのゆえに、沖縄はむずかしい立場に立たされている。沖縄の教育基本法に「日本国民としての教育をする」という一句を入れるだけで三年もかかった。昔から台風でやられ、戦前は誤った行政の方針から差別に近い待遇をうけ、戦争では本土のタテとなって惨禍を被り、戦後は異った民族の統治をうける。沖縄は「受難の島」である。

沖縄経済は米軍基地に大きく依存している。それでいて島民の多数は日本復帰をいう。アメリカの援助はあっても、なおかつ本土にくらべて「生活の落差」が目につく。医療保険がなく、病気をすると高くかかる。医者も足りぬ。結核患者のベッドが少なくて、患者が本土に"集団療養"にやってくる。基地下のいろんな制約と不便に対する不満の感情が、本土の郷愁となり、"祖国復帰"の声となる。といって、現実に早急な復帰はむずかしい。沖縄の苦しみは「二つの世界」の対立の所産だ。

一昨年から制限つきで日の丸掲揚が許された沖縄で、こんな大っぴらに日の丸が振られたのははじめてだそうだ。いうまでもあるまいが、荒木文相、感激し、涙するだけでなく、旗の波の底から"沖縄の声"をよくくみとってもらいたい。

…東京…

筆洗

「ひめゆりの塔、健児の塔の前で日本人として泣きたい」と語っていた荒木文相が、きのう沖縄を訪問し南部戦跡の"ひめゆりの塔"の前で本当に泣いた。

戦後沖縄が米国の施政権下にはいって以来、観光団や視察団、ヤミ商人や選挙違反者の"亡命"などはあっても現職の大臣が訪問したのはこんどがはじめてである。この日、那覇市内から南部戦跡にかけて沿道は小中高校生のうち振る日の丸の旗でいっぱいだった。この光景だけで荒木さんの胸中にはすでにこみ上げて来るものがあったのかも知れない。

"内地"で忘れられているものが沖縄にあった。かくも大っぴらにふりかざす日の丸の旗、誰に遠慮もなく高唱する"祖国バンザイ"こうした感情は不思議なことに、祖国を離れた同胞に意外と強い。ブラジルの"勝ち組"の話は別として、ハワイにも台湾にもハツラツたる"祖国意識"がある。

ハワイの邦人にはいまだに天皇、皇后両陛下の肖像を安置し、東郷元師の書や写真をかざっている人がある。むろん"一世"だが、それらの人々が"帝国主義者"で好戦的というのではない。内地からの旅行者に会うと「お国をしっかり頼みますよ」という。ごくあたりまえの"国民"なのだ。

昨年沖縄を訪れた明治大学々生調査団が一年がかりで現地の中学高校生約一千人の世論調査をまとめた。その結果も右のことを立証する。たとえば「天皇や皇太子が来島されたらあなたはどう思うか」に対して「うれしい」が六割以上「うれしくない」が九分。「国旗をかかげたいと思うか」に対して「思う」が八割八分「思わない」が一分。ほかにいろいろな答もあるが、概して率直明決、いわゆる"進歩的"学派の影響をあまり受けていない。

祖国を非難攻撃し、われひとり清し、といった顔付をしているのは"内地のインテリ"である。

…道新…

卓上四季

現職閣僚の第一号として沖縄を訪れた文部大臣の荒木さんは沿道にならんで日章旗をふる学童たちに迎えられながら、南部戦跡をたずね"ひめゆりの塔"の前で男泣きに泣いたそうである。荒木さんの"涙"をことばで批判するのはやさしい。しかし、それがソラ涙でないかぎり、沖縄の同胞たちにかなりの感銘をあたえたであろう事実を、軽く見ることはできない。

いま問題になっている原子力潜水艦の寄港をめぐる論争について、自民党の一幹部はつぎのように言っている。—"潜水艦のことでわれわれ本土のものはとやかく言っているが、沖縄の人たちのことを思えばゼイタクな言いぐさだ。沖縄では九十万の同胞が核兵器を抱いて寝ているのだからな"。

これはおそろしく非論理的な論理である。しかし十八年間も祖国から切り離されている沖縄の同胞たちの胸には、荒木さんの涙と同じように、しみとおる"何"かがある。ナニワブシ的心情などと一笑に付したのでは、問題解決のいとぐちは見つからない。

三年前の新安保条約論議のとき共同防衛の範囲に沖縄をいれることに反対して社会党議員が"火中のクリを拾うことはできぬ"と主張した。このような表現は、沖縄同胞の耳には冷たくひびいたそうである。フライパンの上で暖められているインゲン豆が、炉の火にくべられたインゲン豆に同情して、自分たちも炉の火のなかへ飛びこんだのでは、みのりなき破局となる。しかし、フライパンがだんだん暖くなるのに、よい気持ちになって太平をまどろんでいたら炉の火のなかの仲間と同じように黒こげになる危険がある。

"日本語でドルの使える沖縄"などという観光ムードにさそわれた本土の旅行者たちの言動が、どんなに沖縄同胞の神経を傷つけていることか。それにくらべるならデカンショ節の象徴みたいな荒木さんの"純情"のはたした役割は注目を要する。

本土の"進歩的文化人"たちも硬直したスローガンをふりまわすだけでなく、この"涙"の甘さと辛さの二重構造を具体的に分析する必要がある。

本紙購読案内
送料とも　半年　一五〇円
一年　三〇〇円

季刊　南と北　第24号
実費頒布中　￥60（送料は本会負担）

慰霊祭に参列して　屋良　朝苗
◎追叙　戦歿者を弔ふ　市川　一郎
立法院選挙を顧みて　池宮城秀意
沖縄経済の諸問題点　久場　政彦
◎新春座談　沖縄は何を望むか　上地一史　池宮城秀意
沖縄の現実にふれて　高橋　真照
ナポレオンと琉球　仲原　善忠
琉球におけるノロ選定の現況について　宮城　栄昌

資料
キャラウェイ米高等弁務官のメッセージ
第六回琉球立法院議員選挙結果
琉球、沖縄両大学の世論調査
南方同胞援護会出版図書目録

発行所　南方同胞援護会
東京都千代田区三年町一
社会事業会館内
電話（581）三八五六・三八九七

本会取扱の図書

書名	著者・編者	価格
沖縄司法制度の研究	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　三〇〇円
戦後沖縄教育小史	上沼八郎著	送料とも　一部　一三〇円
琉球経済と貿易自由化	琉球大学経済研究所著	送料とも実費　一部　一三〇円
沖縄の産業に関する調査報告	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　一二〇円
北方領土の地位	国際法学会編	送料とも実費　一部　一、〇〇〇円
国際法から見た北方領土の問題	田村幸策述	送料とも実費　一部　六〇円
千島概史	高倉新一郎著	送料とも実費　一部　二〇〇円
千島地域引揚者名簿	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　三〇〇円
小笠原問題の概要	南方同胞援護会編	送料とも実費　一部　五〇円

発行所
東京都千代田区三年町一、社会事業会館内
南方同胞援護会
振替　東京　五五四三〇番

AB-33

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

在日本大韓民国居留民団
綱　領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団
東京本部発行週刊紙

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

11月11日 水曜
＜1970＞
週刊・毎水曜日発行
第2426号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒133 振替口座 東京16631番
（大韓民国文化公報部国内頒布許可）
（購読料 1カ月100円・特別1000円）

永住権取得者に一層の優遇

協定発効前入国の 家族にも一般永住権

さる二十七・八日の両日東京・霞が関の日本法務省で開かれた韓日法務次官会談は在日韓国人の住永権取得問題を協議し①協定永住権の取得者については、韓日協定の基本精神にもとづき、日本で安定した生活を営めるよう、いっそうの優遇措置をとる②協定永住権取得者の家族で協定発効（一九六六年一月十七日）以前に日本に入国し、特別在留許可を得た後五年を経た者に対しては出入国管理令上の一般永住権を許可する③日本政府は永住権申請手続きの簡素化のため便宜をはかる④昨年の八月の韓日法相会談での了解事項を徹底させることに合意した。

韓・日法務次官会談で合意

安定生活営めるよう

呉法務次官

小林法務大臣

呉鐘根大韓民国法務部次官と津田実日本国法務次官は、一九七〇年十月二十七、二十八の両日間、東京で会談を開き、在日韓国人の法的地位および待遇に関する協定施行に伴う協定永住権取得者に関する待遇、協定永住権申請に対する啓蒙、協定永住権申請の合理化、その他関連事項について討議し、在日韓国人の確固たる法的地位と安定した生活保障は、韓日両国および両国民間の友好親善の増進に密接な関係があり、この協定をより円滑に運営し、その結果成功をもたらすことが、協定当事国である韓日両国政府の共同責任であると認識したうえで、次の事項について合意した。

一、協定永住権取得者に対する待遇＝①韓日両国政府は、両国および両国民間の友好親善と関係の増進にいっそう寄与するため、この協定の実施に引き続き協力しなければならないことはもとより、この協定によって永住権を取得した者は、この永住権を取得していない者よりも同協定の基本精神に則り、よりよく優遇されるべきことを当然のものと認識して日本政府はこんごとも現在この協定によって永住権を取得した者が日本の社会秩序のもとで安定した生活を営むよう、よりよい待遇を受けるよう努力するであろう。

②この協定によって永住権を取得した者の家族について、その家族構成およびその他の事情を勘案し、人道的見地から妥当な考慮を払うことはもとより、現在この協定による永住権取得者の配偶者、直系卑属および直系尊属でこの協定発効以前に入国し、日本国の在留許可を受け五年経過した者に対しては、可能な限り、出入国管理令上の一般永住権を許可する方針である。

二、協定永住権促進のための啓蒙＝協定永住権申請の締切り期限が一九七一年一月十六日に迫っていることに照らし、韓日両国政府はすみやかに効果的な方法を用いてこれを広く周知させる。

三、協定永住権の申請手続き、その他事項＝①協定永住権の申請手続きを簡素化させるため、日本政府は実効のある諸般の便宜を図るよう努める。

②一九六九年八月十九、二十の両日に開かれた韓日両国の法相会談の了解事項を円滑に実施することについて再確認する。

会談で韓国側は①永住権申請期限が来年一月十六日に迫っていることから、申請促進のため韓日両国による効果的な措置が必要で、永住権取得者への優遇措置、申請手続きの合理化などを強く要望した。

これに対し、日本側は①協定永住権取得者が日本で安定した生活を営むよう、よりよい待遇を受けるよう[illegible]する②協定永住権取得者の家族（配偶者、直系尊属、直系卑属）で不法入国者を含め、韓日協定発効前に日本に入国し、特別在留許可を得て五年を経過した者にはできるだけ一般永住権を与えるように努力する――ことに合意した。

そのほか、日本側は①永住権申請を促進させるため、テレビ、ラジオを通じての案内、啓蒙、通知などで申請を呼びかける②申請手続きの簡素化のため、実効性のある便宜を図る③昨年八月の韓日法相会談で合意した了解事項の実施を徹底させる――などで協力することを認めた。

一方、会談終了にさいし、呉鐘根法務次官は二十九日午前帝国ホテルで記者会見を行ない別項のよう[illegible]の確[illegible]国[illegible]的[illegible]生活保障は韓日両国の友好と親善を増進することと密接な関連がある」と強調した。

小林法相も二十八日夜、談話を発表「協定永住者が日本の社会秩序の下に安定した生活を営みよりよい待遇を受けるよう、努力する方針だ」と明らかにした。

小林法相の談話

協定の基本精神守り 妥当な考慮払う方針

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」による永住許可の申請についての期限は、来年一月十六日となっていることにかんがみこのさい、日韓両国当局、両国および両国民間の友好親善の関係の増進をさらに寄与するためこの協定の実施に引き続き協力すべきであり、また、この協定により永住することを許可された者が、この協定の基本精神により、この許可を受けていない者より優遇されることはもちろんである。

日本国法務省は、こんごとも現在この協定による永住を許可された者が、日本国社会秩序の下に安定した生活を営み、よりよい待遇を受けるよう、努力する方針である。

なお、この協定により永住を許可された者の家族についても従来から、その入国および在留につき、家族構成その他事情を勘案したうえ、人道的見地に立って妥当な考慮を払うこととしているが、この際、現在この協定により永住を許可されている者の配偶者、直系卑属または直系尊属として在留を許可されたもので、この協定発効前に入国し、その許可後五年を経過したものについては、その者の申請に基づき、できるかぎり、出入国管理令による永住を許可する方針をとることとしたい。

協定運用は韓日共同責任で

呉法務次官会談の成果語る

[illegible]成果を語る呉法務次官

韓、日法務次官会談の韓国側首席代表呉鐘根法務次官は、六日午前十一時、民団東京本部に来訪、この日東本に参集した民団関東地方各県本部の代表および東本各支部関係者をまえに、こんどの法務次官会談の成果をのべるとともに永住権申請の促進へ一層の奮起を促がして大要つぎのとおり語った。

なお、この日の会合には駐日大使館姜永奎公使も出席、永住権取得推進に努力している民団組織関係者を激励したほか鄭在俊東本団長は、法務次官会談の成果を多とし韓国側代表の労に感謝の意を表しあわせて永住権取得運動に全力をつくしたいと固い決意を表明した。

現代国際社会においてどこの国でも外国人はいるが、特別に彼らを自国民より優遇する国はない。しかし同じ在留外国人であっても日本にいるわが同胞の場合は、よその外国人とは違った歴史的な特殊性をもっている。在日韓国人の永住権とは、そのような特殊な立場を考慮してのよその外国人にはない特典である。

日本に居留しているわが同胞が子々孫々にまで安定した生活をするよう本国政府が努力しているにもかかわらず、自らこれを放棄するということは納得できない。このたびの次官会議もこのような観点から永住権を取得した在留同胞に対しては、より幅広い特典を与えるとともにあとのこり少ない期間内にそれぞれ永住権の申請ができるよう日本政府当局に協力を要請するためのものであった。この会議は両国政府の法務次官が首席代表となり関係実務官を代表として、ひらかれ、かなり具体的な問題点を協議した。

会談の内容と結果は、この会談の直後に発表された両国側の談話文に集約されている。

まづわが方の要求としては、在日韓国人の法的地位協定前文の精神にのっとり、協定永住はもとより一般永住でも、この地に永住する権利を取得した者には、大幅な特恵措置をしなければならないが具体的に今まで両国政府間に合意された以外にどのような優遇措置を講ずるのかを究明すべきであるというのが骨子であった。また協定の実施と運用は両国の友好親善という立場から韓日両政府の共同責任であるにもかかわらず日本の一部の末端行政機関では非協力的でしかも国籍の書替え騒動など反対勢力の妨害策動に口実を与える実例があるといわれる。このような措置の不当性を追求した。合意された事項としては①協定永住権を取得した者の直系尊卑属（父母または子女をいう）、配偶者（夫または妻）で特別在留の許可を受けている者の中韓日基本条約発効日（昭和41年1月16日）以前に日本に入国し、五年を経過している者には、一般永住を許可する。この問題は、去年八月の韓日両国法相会談の時にも協議されたが、その時点ではサンフランシスコ講和条約発効日以前に入国した者に限り、これを許可することに合意したが、このたびは、協定永住権取得者に対する特典としてその入国時期を一九五二年（昭和二七年）から一九六六年（昭和四十一年）まで十四年間も拡張したことが特色であり大きな成果であるといえる。また永住権を取得している者がその家族の中に在留資格が異る場合、安心して生活することができないので人道的見地からも些細な条件を抜きにして一般永住を許可すべきであると強力に要請した結果である。さらに申請の手続についても複雑な方法を避け簡素化することを要請して、便宜を図ることに了解を得た。さきにのべた条件に該当しない特別在留者でも協定永住権を取得した者の直系尊卑属または配偶者であれば必ず一般永住の資格が取得できるものと確信し、一応あらゆる条件を有利にするための門戸 開放したと思う。

私も法律家としてある程度法律を知っているつもりだが、いわゆる日本の法律126号なるものは、いつでも必要に応じて在留期間と資格を制限しうる法律をつくることが前提になっており、この法的根拠を頼りに安心して生活することはできないはずである。そこでこの永住権協定は、在日同胞が安定した生活をする上で必要不可欠であり、日本の国内法でやたら制裁を加えることのできない強力な武器であることをいま一度認識されたい。

南侵に備え戦闘体制完備へ

丁国防部長官証言

丁来赫国防部長官は二十三日、国防委員会の国防部に対する国政監査で、北韓が七〇年代初期に全面戦争を引起こす可能性が強いことから、非常食糧の備蓄など戦闘体制完備に力を入れていると証言した。

丁長官はまた、北韓が相ついで武装スパイを南派させているのは後方地域の非正規戦能力を点検しようとするものとみており、こんごは対スパイ対策を変え、多くの兵力を動員するかわりに予備師団の遊撃大隊など高度に熟練した遊撃要員を投入すると述べた。

東京地方委は延期

執行委で決定 来年1月16日以降に

東本では六日午後一時 執行委員会をひらき①永住権申請の促進について②地方委員会の対策問題を討議した。

①永住権申請の促進については鄭在俊団長がこの運動の現状を詳細に報告し目標に達するためには組織末端の各機関が一層奮起する必要があることを強く訴えるとともに執行部の固い決意を披歴して執行委員各氏の決起を促がした。

これに対し各執行委員からそれぞれ所管地域の成果と活動状況を報告、情勢の展望を分析して所期の成果をあげるよう最大の努力を傾けることを誓いあった。

②地方委員会対策は、団の規約上所定の期間に開催しなければならないが、団の至上課業である永住権申請促進運動が活発に展開されている折り、地方委員会開催準備のための基本理念にとってプラスにならないと判断、来年一月十六日（永住権申請期限）以降に延期することに合意した。

新年度予算案 予備審査着手

国会は二十七日から総規模五千二百八十二億ウオンの新年予算案にたいする各常任委別予備審査に着手した。

各分科委員きまる

東京本部の執行委員ならびに企画、組織、民生、経済、文教、宣伝の各分科委員がつぎのとおりきまった。

執行委員
李永三　姜学文　李鎮浩　安聖出　高崙宗　崔学林　金坪珍　趙活俊　金尚弘　鄭昌煥　姜高元　金熙淑　鄭在俊　羅鍾卿　韓昌奎

企画分科委員
申奉文　鄭昌煥　李永三　姜高元　金坪珍　俞石消　朴道春　金漢弼

組織分科委員
姜学文　趙活俊　李用沫　婦人会　韓　青　李海竜　朴点守　玄元五　金熙淑

民生分科委員
李鎮浩　閔泳相　李鳳学　李敞儀　金周奉　朴斗弼　牟万尚　曺圭必　金鍾成

経済分科委員
崔学林　金炳栄　崔泰一　商工会　朴鍾大　李慶晩　許允道　李学伊　尹竜九

文教分科委員
金尚弘　金教安　金載淑　金玉男　金勲暎　朴麒奉　安聖出　高寛命　蔡沫仁

宣伝分科委員
金鎮奎　金栄在　金周億　朴性雲　李栱弼　徐竜岩　高崙宗　黄方燁　趙弁訓

永住権申請案内

永住権を取得して安定した生活を！

今年は、永住権申請の年です。

在日同胞の皆さんが一日も早く安定した生活を営むためには、永住権を取得しなければなりません。まだ永住権を申請してない方は一日も早く申請するよう、お互いに努力し、お知りあいの方にも勧誘して下さい。

協定永住権を受けることによって、

(1)、何よりもまず、いままでの暫定的であった地位をはなれて、権利として日本に永住することが法的に保障されます。

(2)、したがって、協定永住許可を受けていない者や一般外国人とはちがい協定永住許可者は、ほとんどすべての場合において日本から退去を強制されることがありません。

(3)、さらに、同永住許可者に対しては、海外旅行に必要な再入国許可においての制限がないばかりでなく、一家族が離散することのないよう、人道的な配慮が十分ゆきとどくようになっております。

(4)、子女の教育問題においても、日本の公立小・中学校への入学が認定され、また上級学校進学においてもその入学資格が認められております。

(5)、生活保護を受ける必要のある人には、従前どおりの保護が受けられるようになっており、とくに国民健康保険に加入することができます。

(6)、外国人財産取得に関する政令の適用を受ける一般外国人とはちがい、主務大臣の認可なしに土地・建物などの財産を取得することができます。

(7)、日本から永住帰国する場合には、自己財産の本国搬入または送金などが、協定上保障されております。

在日同胞の皆さん！

去年の八月に開催された"韓・日法相会議"の結果、皆さんが安心して永住権を申請できるよう措置が講じられておりますから、一日でも早く永住権を申請されるよう、かさねて要望する次第であります。

もし皆さん方の中で、同永住権申請に関連して、質問または相談なさる事項がある場合には駐日大使館（第一領事課、または永住権申請案内室）あるいは、地方に所在するわが国の各級領事館または民団へ直接来訪されるか、書信で同事由を問い合わせて下さい。必ずや皆さんのご期待にそえるよう、全力を尽してみなさんのご相談に応じます。

なお、皆さんの親戚の方々はもとより、親しい知人の皆さんにも、以上のことを広く知らせて、永住権申請該当者は一日でも早く一人残らず、この申請を完了するようご協力下さい。

駐日大韓民国大使館

韓国単独招請案を採択

第25回国連総会政治委

第二十五回国連総会政治委員会は十月三十一日、韓国問題を討議し、韓国単独招請案を賛成六三、反対三一、棄権二五票で可決、採択した。

国連総会政治委員会は三十日、自由友邦国側の韓国単独招請案と共産側の韓国・北韓同時招請案を討議、韓国問題の国連討議に韓国だけを単独で招請し、北韓は国連の韓国問題を討議する権威と権能を受諾する場合に限って招請しようという米国、日本など自由陣営側十九か国の韓国単独招請案を、賛成六三、反対三一、棄権二五、不参八で可決した。

一方、韓国問題討議に北韓も無条件で出席させようというソ連をはじめ共産側二十七か国の韓国・北韓同時招請案は賛成四〇、反対五四、棄権二五、不参八で否決された。

こんどの票決で、韓国単独招請案の支持票は昨年の六五票より二票減っている。

崔長官　感謝声明

崔圭夏外務部長官は三十一日、国連総会政治委員会が三十日に、韓国の単独招請案を圧倒的多数票で採択したことを歓迎すると次のような声明を発表した。

国連で韓国単独招請案が可決し、国連の権能を[illegible]側の、北韓の無条件招請案が否決されたのは当然なことであり、とくにいくつかの国が国内情勢の変動にもかかわらず、韓国を支持したことに対し感謝する。

十一月中旬ごろに予定されている韓国問題の実質的な討議のさい、朴正熙大統領の平和統一に関する“八・一五宣言”の構想と、韓国政府の立場の正当性を会員国に広く伝えたい。

さらに、最近激化している北韓の暴力と武力による赤化統一の野望を粉砕するうえにおいて、国連の努力と支持を要請するつもりである。

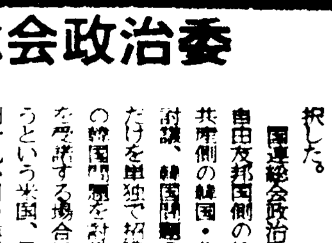

崔外務長官

韓国代表団を派遣

崔外務長官以下二十一名

政府は十一月中旬国連総会での韓国問題討議に崔圭夏外務長官を首席代表とする二十一名の代表団を派遣することに決めた。

崔長官は二十六日の記者会見でこれを明らかにし「今年の総会では特に朴大統領の八・一五宣言（平和統一構想）を会員国によく説明するかたわら平和統一の現実的障害は北韓の武力赤化統一策動だという点を周知させる考えだ」と語った。国連代表団の顔ぶれはつぎのとおりである。

▽首席代表＝崔圭夏外務長官▽交替首席代表＝金溶植駐国連大使▽顧問＝金東煥、尹天柱（共和）鄭一亨（新民）金俊鎬（政友）▽代表＝金東祚駐米大使、梁裕燦巡回大使、李寿栄駐仏大使、崔慶禄駐メキシコ大使、金祥振駐カメルーン大使、[illegible]、延河亀[illegible]大使▽諮問委員＝閔丙岐（前高麗大教授）、朴鍾来（韓米人協会長）、姜英勲（ワシントン韓国問題研究所長）柳正烈（外務大教授）、鄭鎬宇（青瓦台秘書官）▽[illegible]＝[illegible]（統一院教育担当官）、申喆均（外務部書記官）

韓日租税協定正式に発効す

韓・日両国間の二重課税を防止するための韓・日租税協定が二十九日から正式に発効した。この協定により両国間の経済協力関係は一層緊密することになったが、同協定の特徴は、韓国が源泉地国課税権を確保したこと、また日本の対韓進出を促進させうる条件を造成、事業所得課税において総括主義原則を採択した反面、育成外国税特赦制度を規定した点などである。

日本の韓国にたいする直接投資は、六五年には大体、七十万ドルであったものが、六八年には二十四件、一千三十九万七千ドル、六九年五十七件、二千四百九十八万九千ドル、七〇年には七月末現在で四十一件、八百七十八万九千ドルに達し、毎年増加趨勢を見せている。

佐藤四選を共和党歓迎

共和党は二十九日、佐藤日本首相が自民党の総裁に四選されたことを歓迎する談話を発表した。金昌槿共和党スポークスマンは佐藤四選が「アジアの平和と安定および韓日両国間の友好関係に寄与することを望む」と語った。

来年の選挙は善意の競争で

金大統領候補遊説

金大中新民党大統領候補は二十四日午後、大田市で候補指名後の初遊説を行ない「新民党は来年の選挙が法と秩序の中での善意の競争を通じて実施されることを望んでいる。しかし与党である与党が今日のような事態を改善しないままで選挙に臨むならば国民とともに立ち上って新民党は護憲と国民主権を守る第二の四・一九（一九六〇年四月十九日、当時の李承晩政権を倒した学生義挙）をも辞さないだろうということを警告しておく」と述べ、金候補はさらに「私の唯一の執権目的は前政権下の秕政を改革するのにある」と強調、「政治報復は絶対にしないつもりだ」と語った。

なお、この日の遊説では金候補のほかに柳珍山党首、金泳三、李哲承氏らが演壇に立った。

民族実利へ方向転換

金大中氏 70年代外交を論ず

新民党の大統領候補金大中氏は三十日午後七時、ソウル市内の世宗ホテルで行なわれた外信記者クラブ招請演説会において「七〇年代の韓国外交」の題目で演説した。金氏は「七〇年代の韓国外交の基本原則は①南北韓問題においては緊張緩和に努力し②従来のイデオロギー中心の外交から民族実利の方向へ転換③内政の民主的改革によって外交の基本的な底力を整えることに設定すべきだ」と力説した。

この日、行なった金大中氏の演説要旨は次の通り。

対北傀関係＝対北傀政策の基本を戦争防止におくべきであり金日成とのいかなる対話も、その侵略放棄が先行されなければならない。金日成が戦争による統一を永遠に、そして完全に放棄し、ゲリラや破かい分子の南派を一斉中止することを要求しているわれわれの主張を受け入れるなら、われわれは従来の閉鎖的な態度を改めとりあえず、書信交換、記者交流スポーツ競技など非政治的分野を通じた直接的な接触を試みる用意がある。

対米外交＝七〇年代においてもわれわれ外交の基本は、韓米間の紐帯強化におくべきでありこれは韓国の国家利益、とくに安全保障のため絶対守らるべき事項である。ただ米国に対する依存一辺倒の姿勢から、今後は相互協調と共同利益追求の方向へ転換されなければならない。

対日外交＝新民党が来年政権をとっても、韓日間のあらゆる条約と既存秩序を尊重する。われわれは日本と第二の韓日会談を開き、アジアの平和増進と両国の安保、経済協力問題などを協議するであろう。

地方自治の段階的実施

新民党遊説で主張

新民党大統領候補金大中氏は三十一日、仁川公設運動場で開かれた新民党の遊説で「新民党が来年選挙で執権した場合、直ちに地方自治制を実施すると共に女性の地位向上のため適切なる措置を[illegible]る」と語った。さらに金氏は「現政権は憲法で規定している地方自治制を回避しているが、これは不正選挙を行うには地方自治が大きな障害になるからである」と主張した。

金大中氏は、地方自治実施のための具体的方案として①地方自治の最小単位は区＝市＝郡とし②第一段階はソウル特別市、釜山、道及び市＝郡議会を構成し③第二段階として区庁長、市長＝郡守などの民選を実施し④ソウル市長、釜山市長、道知事は現在のように中央政府が任命し、国政の安定を図ると共に、地方自治と中央執権の能率的な調和を図ることを提示した。

この日の遊説には、柳党首、金泳三、李哲承氏らが演説した。その要旨は次の通り。

金大中氏＝地方自治実施の手続と方法には、慎重な配慮が必要であり、権力の過度な地方分散で国政の弱化や混乱がないよう調整する方針である。大統領直属機関として女性地位向上委員会をおき、同委員会では女性の政治、社会、文化など各分野へ進出させるための特別な与件構成、勤労女性の処遇向上、母と主婦としての資質向上とそれに伴う法律的、経済的保障問題を担当することにしたい。

柳珍山党首＝われわれは前回の指名大会で、外部からの金力作用、謀略などに打ち勝ち、金大中氏を候補に指名した。国民がこれ以上、われわれの運命を安心して委ねることができないという判断を下したならば、すでに執権層をにくむ時期は過ぎ去ったであろう。

中共、金日成徒党、日本がこの国を支配しようとする陰陽の動きを示している。その上に、米国は撤退を行なおうとしている。このような状態の中で、現政権は外形的建設だけに力を集中している。

金泳三氏＝五・一六以後、朴政権がつくり出した不信政治により、親が子を信じ得ず、同志同志でも話合えぬ罪悪をはびこらせた。われわれは恐怖と抑圧のない社会、地域階層間に不均衡のない社会、君と私の間に不信のない社会のつくり出すため、七一年度選挙で平和的な政権交代を是非実現しなければならない。保守的な野党が四〇代の大統領候補を選出することに疑いを抱いている人も多い。しかし、私は去る一年間あらゆる屈辱をたえぬき、ついに金大中氏を大統領候補に誕生させる歴史的な作業に加ったことを誇りにしている。このことはまさに金大中氏の勝利が自分の勝利であることを意味するからである。

平和統一へ努力続ける

北韓南侵阻止へ国連に期待

UNデー　朴大統領がメッセージ

朴大統領

第二十五回国連デー記念式典は二十四日午前、ソウル市民会館で丁一権国務総理をはじめ李孝祥国会議長、駐韓外交使節および多数の市民、学生らが参加して盛大に行なわれたが、この席上朴大統領は祝賀メッセージを通じて（丁国務総理代読）次のように述べた。

①北韓は相変わらず南侵を企図し、“大韓民国転覆”を公言しながら軍備の拡張と戦争準備に狂奔しているが、これは韓半島緊張を造成している。従って国連は韓半島の平和と安全を保障するため、引続きその努力をするであろうし駐韓国連軍は北の南侵を阻止する力となるだろう。国連韓国統一復興委員団（UNCURK）は韓国を統一する平和的条件づくりのためこんごも努力しなければならない。③八・一五宣言で明らかにしたように、韓半島の緊張緩和と平和的な統一基盤をつくるため、北韓は武力を放棄すべきであり、善意の競争によって統一への実質的歩みをみせるべきだと希望する④韓国は引続き、国連の韓国統一に関する決議受諾を再確認し、国連との協力を約束する⑤国連が人類の自由と平和のための新しい“里程標”になることを信じ、この国際的平和機構が限りなく発展することを望んでいる。

国政監査での指摘点是正を図る

政府・与党はこんどの国政監査で指摘された主要問題点を整理してこれを是正してゆく方針を樹て国会常任委員長会議で各所管別に諸問題点を整理し朴大統領（党総裁）にその結果報告を行なう。すでに十二常任委のうち財務委を除いたすべての委員会は問題点整理を終えたが、再検討するものには①予備軍の戦力強化問題　②初級将校の生計費　③農家所得事業の再編成　④種子更新事業の再検討　⑤農村機械化の促進　⑥農資材需給政策の再調整　⑦農産物の価格安定対策および食糧増産計画再検討などがある。

北韓軍、カンボジア参戦か

プノンペン政府軍による確認説

プノンペンからのUPI報道によると、北韓軍部隊がカンボジア領域内で作戦していることがカンボジア政府軍によって確認された。

プノンペンから西南方八十キロ地点にあるキリロ・ダムの守備に当たっているカンボジア政府軍連隊長キン・バニ中佐は二十七日、カンボジア政府軍巡察隊が北韓軍と三回にわたって交戦した、とUPI通信のプノンペン支局長フランク・フロシュ記者（フロシュ記者はUPI通信のカメラマン沢田教一記者とともに二十九日カンボジアの戦場で殉職、射殺体で発見された）に伝えた。

バニ中佐はまた、カンボジア軍の無線盗聴班が韓国語での無線連絡をたびたび聞いたと語り「この北韓軍が北韓正規軍であるかどうかは確認されなかった」とつけ加えた。

一方、韓国外務部は二十八日、同UPI報道にたいし、報道内容が事実であるか否かを再確認して報告するよう駐カンボジア韓国大使館に訓令した。

なお、北韓軍がカンボジア領内にいるという報道は今月に入ってこれが二回目。

論壇

こんごの韓米関係を憂慮する

洪　鍾　仁

現実的でない米軍の削減

韓国を誰かにゆだねるつもりか

いま、われわれは韓米関係に関して深い反省と再検討の必要にせまられている。換言すれば、こんごの米国の対韓政策がわれわれにとってきわめて深刻なものになろうということで、これは一つの重要問題として提起されている。

米国はこれまで韓国に駐とんさせてきた六万数千名の軍隊のうち二万名削減を既定方針として進めており、そのうちの一万二千名はすでに“撤収ずみ”だと発表している。だが、この一万二千名が、いつ、どこから、どのような手順で撤収したかについて、韓国政府は何も知らされていなかったと、崔外務長官は国会での質疑に答弁している。

“事前協議”で解釈の違い

さる九月十二日に発表された米上院のサイミントン委員会の記録によると、米軍の撤収または削減が行なわれる場合、米国は韓国政府と“事前協議”をするという約束をしてはいるが、それ以上のことをするという言質は何も与えていないと述べており、一方、米当局者は「だが、韓国政府はそれ以上のものを望んでいる」と語っている。このことは米国が駐韓米軍は“自国の軍隊だから、いつでも意のままに動かす——すなわち撤収、あるいは削減する”ことは当然だが、しかし韓国政府と事前協議を行なって韓国に対する防衛補強はすると言明していることだと——米国側では解釈されているようだ。

しかし、韓国では“事前協議”を行なった上で韓国側の合意がなければ撤収、あるいは削減も米側が一方的にできぬもの——と解釈している。この解釈の違いからいま起きていることが問題視されることになったのである。

いうまでもなく、われわれが一日も早く“自主国防”のできる日のくるよう願って努力しているのは当然のことながら、しかし、分断された韓半島の北部地帯で共産勢力がソ連と中共の膨大な武力を背景に、南に対する侵略のチャンスをねらっている限り、すなわち共産侵略の脅威が韓半島から消え去らない限り、韓米防衛条約は厳然として、その“信義”を守り続けなければならないものだと確信する。

こうした条約上の義務は単に韓米両国間だけの問題ではなく、米国の国際政策上、すべての部分で重要な責任を持つものなのだ。

自由と正義を愛する米国の歴史

米国はわれわれが他のどこの国よりも信頼しうる外国であるし、われわれはまた、こんごもそうした伝統的関係が維持されて行くことを望んでいる。

米国は歴史的にも自由と正義を愛し、常に独立精神を原則として敢戦し、まことに勇敢である。一方、高度の機械文明を樹立、従って情報活動などもきわめて細密であるが、その反面、何かしら間の抜けたところがあって応々にして試行錯誤をおかすという感じをわれわれに与えている。

米国はかって、日露戦争当時、極東大陸に大きく進出したロシアが韓半島越しに太平洋に進出する計画を持っているのを発見し、このロシア勢力阻止のため、英国と協力してひそかに新興帝国日本を助けたが、そのとき、韓国を“いけにえ”にする犠牲をも認めたのであった。第二十六代米大統領のテオドール・ルーズベルトは海軍次官だったころから米国の太平洋政策を全面的に推進してきた米政治家であるが、彼は一八九八年にスペイン勢力をもくじき、フィリピンを米国の手中に入れた。

秘密協定で日本の韓国支配認む

しかし、フィリピン支配に不安を覚えたルーズベルトは大統領に選出されたのち、その陸軍長官タフト将軍を日本に派遣して、当時の日本首相桂太郎と秘密協定を結んだ。これはルーズベルトがポーツマスでの露日講和条約調印の斡旋の労を取った一九〇五年九月八日の一ヵ月有余前の七月二十七日のことだった。この協定の内容は日露戦争の結果、日本が韓国を支配できるようにすることを米国が約束した代わりに、日本は米国がフィリピンを支配するのに異議ないということを約束させたものであった。

これと並行して八月十二日には英国も日本との同盟条約を改正、その内容はポーツマス条約での、内容そのものを容認したものであり、日本が韓国を全部呑んでしまってもかまわないというものだった。

こうした経緯から韓国はほぼ半世紀近くの間、日本の銃剣のもとでドレイ状態の生活をすることになったのである。

ヤルタ協定とソ連の利権

しかし、問題はこれだけではない。第二次世界大戦後に、三十八度線を境にして韓半島を南北に両断してしまったことである。

第三十二代のフランクリン・ルーズベルト米大統領は第二次世界大戦の戦後処理を決めるヤルタ協定で、共産ロシアのソビエト連邦の首脳スターリンに大へんな約束をした。それは約半世紀前の帝政ロシアが露日戦争以前に持っていた極東のすべての利益と権限をそっくり回復させるという約束であった。

露日戦争以前、帝政ロシアはずっと満州地域にまで力を進出させており、当時韓半島の三十九度以北をロシアの支配権下にすることを主張していた。すなわち、韓半島の“分断”問題は帝政ロシア時代に早くも提起されていた問題だったのである。

それが、第二次世界大戦後に満州地域のロシア権益回復と並んで韓半島の分断という形で行なわれたということは、まさに戦勝強大国の“利益分配”実施に他ならなかったのである。

こうした戦勝国の“利益分配”処理は、日清戦争後の三国干渉（ロシア、ドイツ、フランス）によって日本が得た遼東半島を中国にまわすように決めたが、終戦直前に急に南下したソ連勢力は怒濤のように満州の通って韓国北部にはいり、これは例の有名な米国の“ジョン・ヘイ”宣言に背馳しまたソ連の“カラハン宣言”にも背反するものとなった。

こうして生まれた韓半島の三十八度線は一九五〇年、ついに共産北韓による韓国戦争を呼び起こした。米国が韓国戦争を内外の戦争のように全面介入せざるを得なかったのは第二次世界大戦後、にわかに発見した共産主義者たちの侵略性と信義に背反したその正体のためだった。かつて米国は露日戦争当時にも、北から太平洋沿いに図々しく南下してきたロシアの侵略勢力と正面からぶつかったものだったが、第二次大戦後のソ連の南侵勢力はそうした“昔”を想起させるに似たものを持っていた。

共産勢力南侵と韓国戦争

すなわち、韓半島全体が共産勢力の手に落ちることになるだろう。すると同時に中共勢力はインドネシアに南下して行き、やがて太平洋はいうまでもなく、インド洋まで全面的に共産勢力の脅威にさらされることになるだろう——こう見た米国は韓国戦争で全力を尽くして戦った。無論、それは国連旗のもとで多くの連合国（十六ヵ国）と共に戦ったものであったが、援助も犠牲も膨大なものとなった。

そして国連軍を主体にして鴨緑江、豆満江にまで北上して行きながら、結局は引戻して三十八度線を中心に、現在の休戦ラインを画して休戦に持込んだ。この休戦協定によって韓半島の分断は動かすべからざる“事実”となったのである。

休戦協定と時を同じくしてできた韓米防衛条約はこうしたいきさつから、無論北に存在する共産勢力の南侵の脅威に対処するという前提で成立したものだった。ところが、いまや情勢は大きく変わった。

経済大国日本とその防衛力

韓国戦争当時、敗戦日本は米国からの多大の援助を得て軍需基地として登場、回復のチャンスをつかんで、いまは世界屈指の経済大国である。日本は戦争放棄の憲法をもっているが、それでも自国の安全を守るためには経済力の膨張に伴って防衛費がかさみ、結局は軍事力が膨張して行くことを避けられぬだろう。

さる二十日、日本政府は“防衛白書”を発表した。そして日本国民に防衛力強化の必要性を説いている。七二年からの第四次防衛計画は事実上、日本の軍備拡張とみられるが、五年間に百六十一億ドルの予算を立てて核武器以外のもので情勢に対備しようとしており陸海空軍を大幅に拡張しようとしている。

こうした日本の軍事力強化はやがて米国の太平洋勢力安定政策の前面に立つことになろうし、また北韓の共産政権を手先にしているソ連や中共の共産勢力の脅威にも対備しなければならなくなるだろう。

今日の極東の不安は単に韓国が北韓の挑発に悩んでいるというだけの単純なものではなく、その背後のソ連、中共の侵略的欲望によるものなのである。従って米国はたとえ、日本の軍事力を膨張させることができるにしても、米軍がアジアの各地から撤収するということは現実的でないといえよう。

米国はまた韓国を誰かにゆだねる？

米国は中ソ合同では作戦しないだろうと考え、また米ソは平和共存のための対話をもっているというが、アジアの情勢が欧州のそれとは違っているということを認識しなければならない。欧州には勢力の均衡があるがアジアにはそれがない。またソ連は欧州では東西接近に協調して和解約束もしているが、それは裏をかえせばソ連が極東への進出に力を入れているということなのだ。こうした情勢の中で米軍撤収は何を意味するのか。米国はまた韓国を誰かにゆだねようとしているのではないのか。

だが、歴史は繰返さない。そしてわれわれはまだ日本を信ずることができないようでいるし、日本はまた、われわれを理解しようとはしていないのである。

（SISA）

筆者の洪鍾仁氏は同和通信会長・IPI韓国委員、朝鮮日報元主筆・副社長。

永住権取得を妨害する、反民族的な朝総連勢力を徹底的に粉砕せよ！

全在日同胞に訴える

在日韓国人の永住権申請に関して、朝総連は終始一貫これを妨害し、あらゆる虚偽宣伝をしているが、いうまでもなく、これは根も葉もないことをもって在日同胞の権益を意識的に破壊する、共産徒党の反民族的な常套手段に過ぎない。

われわれはここに、かれらのそのような欺瞞的な反民族性を徹底に暴露、糾弾しつつ、全在日同胞が一日も早くわれわれの権利である永住権を取得するよう強く訴えるものである。

一　永住権は韓日両国間で協定されたわれわれの特権である

永住権は韓日両国が、過去の歴史を清算する時点において、在日韓国人に対する特別措置として講じたもので、われわれの権利として附与されるものである。

二　永住権を取得することによって、日本での生活が安定できる

日本が主権を回復した一九五二年四月二十八日から施行した法律第一二六号は、われわれの在留資格が確定される時までの暫定的な措置であって、決して決定的なものではない。したがって、これだけで永住することはできない。

韓日間の協定による法的地位（永住権）が確定されている今日において、法律第一二六号だけでは外国人を管理する出入国管理令等に対抗することも不可能であり、永住権を取得しないかぎり居住の安定はあり得ない。

三　永住権なしに永住できるというのは、まさに気違いじみた発想である

独立国家の国民が、外国で外国人として永住しようとするとき、その国における永住権を持たずに、どのような方法で永住できるというのか？　かりに、自分の民族にそむいて日本に帰化でもするというのであれば別だが、そうではなく、任意によって永住できるというのはまさに気違いじみた発想である。

永住権のない人は日本政府の自由裁量の範囲内で、日本政府の意思通りに居住の制限を受けることもありえるし、事情によっては強制退去の対象者ともなる。

四　朝総連は虚偽と脅迫と恐喝を常とする破廉恥な反民族的集団である

なぜならば、朝総連は在日同胞が永住権を取得したばあい、当事者が生活の安定を得ると同時に、必然的に朝総連から離れていくことになり、その結果、朝総連は組織の維持が不可能になるため、かれらは必死になって手段と方法を選ばず、虚偽の宣伝あるいは脅迫と恐喝等の手法をもって、同胞たちを苦境に追いこんでいる。

ここに、その幾つかの実例をあげよう。

① 永住権を取得したばあい、これとは何等の関係もない“軍隊にとられるぞ”という虚偽宣伝をしていること。

② 永住権を取得すれば、韓国政府に財産を収奪されるとの虚偽宣伝をしていること。

③ 北送された者の家族が永住権を取得すれば、北韓に居る者が僻地に追放される、との脅迫宣伝をしていること。

④ 永住権がなくても永住することができる、という気違いじみた宣伝をしていること。

⑤ 永住権を取得すれば日本帝国主義の奴隷になると韓日間の離間策を弄していること。

以上のように、破廉恥な虚偽宣伝と工作をもって、在日同胞の権益とは全く相反する反民族的な行為を常套手段とし、ひたすら金日成カイライの手先をつとめることに汲々しているのが朝総連である。

このほか、朝総連が過去に犯した罪悪につき、次のような幾つかの例をみてもその本性を如実にあらわしている。

五、朝総連が過去に犯した罪悪

① 外国人登録闘争のときに、朝総連の幹部たちがとった態度と無責任な指令。

② 帰国運動と称して、生地獄の北韓に数多くの同胞を誘引したこと。

③ 愛国団体である民団を、暴力をもって破壊しようとしたこと。

④ かれらが実施している教育が、反民族的な共産主義の注入に一貫していること。

⑤ 永住権申請を、はじめから積極的に妨害してきたこと等々。

このように、どんな角度からみても朝総連は民族の自由と民主の敵であり、民族の権利さえも共産主義のためには廃履の如く踏みにじる集団である。

いいかえれば、朝総連はどこまでも共産主義にのみ忠実であり、その所得にのみ熱をあげている反民族的徒輩らの集団である。

六　すでに朝総連の勢力を粉砕する砲門は開かれた！

朝総連のこれまでの罪悪もさることながら、特に在日同胞の生活を法的に安定させ保障する永住権の取得を、大義名分ももたない虚偽の宣伝と脅迫、恐喝等をもって妨害し、在日同胞を害しているかれら朝総連の徒輩たちが掃蕩される日は間近であり、同時にかれらが近い将来に民族の審判台でその罪悪史の審判を受けるだろうことも、かれら自身が誰よりもよく知っているはずである。

おわりに、**われわれは以上のような朝総連の狂態にてらし、愛国的な民族的良心によりなおいっそう積極的に朝総連傘下で苦しんでいる数多くの善良な同胞たちを救出するため全在日同胞の永住権取得に最大の努力をするであろう！**

在日本大韓民国居留民団

民団東京新聞
第2426号
（第三種郵便物認可）

韓青創建第25周年

在日民族陣営の中核体

同胞の権益に祖国への貢献に

使命背負ってたどった道 ウ余曲折

建国の意欲にもえて

建青時期の運動（一九四五年十一月～一九五〇年）

[illegible]

大韓青年団に改編

（一九五〇年八月～一九六〇年）

[illegible]

[illegible]デモには先頭に立った韓青

創建25周年を迎えて

在日民族運動の旗手たらん

韓青中央委員長 金恩沢

金委員長

二十五年前、祖国が帝国主義日本の過酷な植民地支配から解放された喜びにあふれる中で、韓国青年同盟の前身である朝鮮建国促進青年同盟が、日本に於いて唯一の青年組織として結成されました。

祖国の独立事業に献身する事を目的として建国事業として解放祖国の働き手の養成を主に活動して来ました。[illegible]

な民族陣営の旗手として活動して来ましたが、一九五六年から組織の民主化運動は、いろいろな困難を克服しながら進められて来ました。この運動の正しさは六〇年の本国での四・一九民主革命によって証明されました。私たちの民族の進むべき道を示した四・一九の理念は、当時、日本に於いて民族的虚無状態にあった、特に二世青年たちに大きな衝撃と同時に民族的自覚を促しました。民族意識に目覚めたこれらの若い青年の参加によって組織は大き[illegible]

へ若がえりを始めました。正義と民主々義を守る民族愛に燃える青年たちはおのずと現状に対する鋭い批判精神をもち民族主体意識の確立を目指す組織的な姿勢は、一部の妥協的な勢力から脱皮出来ない勢力から否定的なものと受け取られた。また、意図的に同盟組織の分裂を策動して非難と中傷をしたが、正義を愛する民族主体意識で武装された若き青年たちのねばり強い闘いによって排除しました。この様な組織的試練は内部的にますます団結して自らの力量を[illegible]

提携し民主、民族の隊列をより強固なものにするための活動は、六四年、六五年の法的地位要求貫徹闘争に実を結び自らの権利を自からの力で守る闘いにあらゆる障害を排除しながら推し進められました。この事は韓国社会で[illegible]定的評価として定着しております。その後の六八年の「外国人学校法案」の反対闘争と、六九年民団史上始めての挙団的動員の中で運動的に闘われた昨年の「出入国管理法案」反対闘争で同盟は民族陣営での中核的存在であり、旗手[illegible]

私たちは、在日韓国青年の民族意識を高揚させ、民族の諸権利を守り伸張させる闘いを今後も積極的に推し進め、統一された健康的な祖国にするための闘いに参加するために努力する七〇年代初頭に、"輪"民族の歴史に主体的参[illegible]

私たちは、在日同胞社会での民主・民族の隊列の拡大発展を期して民主々義と民族的諸権利を守る闘いをより一層へ推し進めなければなりません。権利意識が無いところに民主化はなく、民族的諸権利が奪われるところに民族的団合はありえず離散の運命にあることは、近百年の私たちの祖国の歴史と私たちの歴史を見れば言するまでもありません。

[illegible]

このように同盟は日本において民族的諸権利を守る闘いを通じて一歩一歩自から組織を固めて来ました。

[illegible]韓国人の歴史と現実を克服しました。[illegible]

墨田委員長に認定証を授与

韓青墨田支部執行部の面々

また一つ連帯の場

韓青、墨田支部結成さる

韓青墨田支部結成大会が去る十月三十日午後六時から、民団墨田支部事務所において、青年会員ら約六十名が出席し盛大に行なわれた。

[illegible]

[illegible]

記念祝賀会

16日天風会館で

「民団二十年史」による

[illegible]

全任員きまる

＝中野支部＝

[illegible]

常任顧問	[illegible]
顧問	[illegible]

財政後援会も

事務部長	成致運
総務課長	〃（兼）
組織課長	慎重権
民生課長	呉日煥
経済課長	康光男
文教課長	権相国
宣伝課長	朴喆鎬
執行委員	[illegible]

支部だより

墨田 〈六日〉協同組合臨時総会

民団墨田支部では、きたる六日に同支部で協同組合の臨時総会を開催[illegible]

趙勝部君と金永順嬢

[illegible]

李文一君と呉付美嬢

[illegible]

厳明秀君と李政子嬢

[illegible]

華燭の典

韓斗河君と金玉子嬢

[illegible]

この人を知りませんか

尹明洙氏

右の方は、本籍が慶尚北道[illegible]、一九六一年（昭和三十六年）頃まで東京都中野区上町二[illegible]番地に住んでいたが、その後消息が不明、年令は四十九才。本人の姉がソウルでさがしております。心当りのある方は民団東京本部宣伝部（TEL八一一―一五三五）までお知らせ下されば幸甚です。

10年後には4千万

―南韓の総人口―

経済企画院統計局が三〇日発表した韓国都市人口の推計によると、一九八〇年のソウル市の人口は一千万人を突破、釜山は三百七〇万人、大邱は二百万人になるという。[illegible]

六〇年代の全体人口の年平均増加率が二・七%であるのに比べ都市の人口の増加率は五・七%と約二倍に近い。この趨勢を推定し推計すると六六年総人口の三三・六%を占めた都市人口は、七一年には三八・三%、七六年には四三・三%、八一年には四八・三%、八六年には五三・三%へと、都市人口の比率が八〇年代に入って五〇%を突破することになる。

このように都市人口の増加要因は、第一に工業化の進展に伴い農村から都市への純人口移動による増加が、増加率の六四%を占め、第二には残り三六%は都市人口の自然増加率によるものと分析されている。なお、全国主要都市の人口増加趨勢は次の通り。

（単位は千人）

都市名	七一年	八一年
ソウル	五、一四五	八、五六九
釜山	一、七一七	二、三八六
仁川	六〇八	八三六
水原	一六一	二四一
春川	一七二	[illegible]
清州	一四〇	一八四
大田	四〇一	六〇五
全州	三五三	[illegible]
光州	五四三	八八一
木浦	一七九	[illegible]
大邱	一、一三一	一、七三六
馬山	一九七	[illegible]
晋州	一三四	二六九
蔚山	一五五	[illegible]
済州	一〇五	一五〇
全国総人口	三二、四一七	三九、一九〇

日韓条約による永住を希望する在日韓国人の方へ

申請期間は昭和46年1月16日までで残り少なくなりましたので早目に申請して下さい。右期間をこえると申請は受付けられませんのでご注意下さい。

申請受付場所　居住地の市区役所または町村役場

法務省

桜苗木売ります

一、種類	大島桜・山桜・白・紅
一、寿命	年生一年生は五尺、一番長命で八〇年以上
一、植える時期	慶尚道、全羅道は十一月より十二月中旬、京畿道は四月より五月中旬まで
一、場所名	大田市以北は四月
一、農場	比斯伐種苗園 慶尚北道尚州郡金泉邑里仙谷
一、日本連絡所	沼津市西条町二〇一 支配人 李沂東 妻 相鎬

園主 李沂東

TEL 〇五五九(62)六八一九、五八三

韓青結成第25周年記念祝賀会

日時・1970年11月16日午後6時
場所・天風会館五階大ホール
文京区大塚5丁目40番地
TEL943―1601
高速5号線護国寺インター前
バス池袋駅東口より→護国寺前下車
連絡、問合せは
韓青中央（TEL 814―4471）
韓青東本（TEL 811―7148）

在日韓国青年同盟中央本部

漢方の強力体質改善療法

（通信にて治療相談受付）

- ●喘息……20帖 50,000円／30,000円
- ●糖尿病……20帖 15,000円
- ●夜尿・腎臓
- ●胃腸・肝臓
- ●皮膚病 20帖 10,000円
- ●婦人病・腰痛
- ●水虫・痔疾
- ●高血圧
- ●肥満症 1箱（散薬） 6,000円
- ●ツワリ

- ●鹿茸大補湯（特級）…20帖 50,000円
- ●鹿茸大補丸……2ケ月分 30,000円
- ●十全大補丸……2ケ月分 10,000円
- ●八味丸……(500g) 10,000円
- ●六味丸……(500g) 6,000円
- ●四物丸……(500g) 4,000円
- ●萬病水……(720cc) 30,000円
- ●人参酒……(540cc) 3,500円
- ●人参補心散……(20袋)(ポケット用) 6,000円

漢方乾材・卸・小売

人参・鹿茸・麝香・牛黄・辰砂・熊胆

※本国旅行者には特別価格で奉仕します。

◉入院設備完備、大小個室五十室あり

漢方医学・西洋医学 総合治療センター

漢方担当 張萬
洋医担当 寺田莞爾

天心堂漢方本舗・天心堂診療所

東京都台東区東上野2-19-5
電話(831)5557―代表
国電・地下鉄上野下車1分
韓国居留民街わき

東京商銀職員募集

来年度新卒者を求めます。

1. 採用人員　大学卒　男女　若干名
　　　　　　高校卒　男女　若干名
2. 応募資格　韓国籍の国民登録完了者（入社までに申請手続完了者も可）
3. 待遇
　大学卒男子 40,000円（基本給）
　大学卒女子 38,000円（〃）
　短大卒男子 35,000円（〃）
　短大卒女子 33,000円（〃）
　高校卒男子 30,000円（〃）
　高校卒女子 28,000円（〃）
　（諸手当）家族手当、皆勤手当、住宅手当、給食手当
　通勤費は全額支給、社会保険完備
　（賞与）年2回（6月・12月）
　（昇給）年1回（4月）
4. 福利厚生施設　男子独身寮完備
5. 提出書類　履歴書、写真、成績証明書、卒業見込証明書、外国人登録済証明書、国民登録完了証
6. 勤務先　本店勤務及び新宿、荒川、五反田各支店
7. 募集締切期日　昭和45年10月31日（第一次）
　　　　　　　　昭和46年1月31日（第二次）
8. 試験期日及び場所、本人宛通知

応募希望者は提出書類を揃えて本店総務部まで郵送下さい。
なお既卒者も随時受付けております。

東京商銀信用組合

本店　東京都文京区湯島3―38―15
電話（832）5141―代表

韓國統一展望의 諸問題 (3)

—朴大統領의「八・一五宣言」을 中心으로—

李廷植（東國大法政大副教授・政治學）

二、統一에 대한 關心의 實像

어떤 社會學者(A. Etzioni교수)가 말하고 있는 바와 같은 民族主義는 單位統合(unit-integration)의 정도가 높은 것을 의미한데 대해 현실적인 우리의 것은 그 單位統合의 정도가 낮은 것이다。 낮은 전개되고 발전했다면、 그 정도가 높아질 수 있었을 것이나、 우리의 民族主義는 反共産主義적인 것을 民族主義적 民族意識構造의 第一義로 하였기 때문에 분단된 民族集團을 초월하는 것이나 또는 그러한 상태를 부인하는 것이다。

낙관적인 統一觀이 이루어질 수 없었던 둘째의 이유를 든다면、 統一에의 意志가 바탕을 두고 있는 論理上의 모순에서 찾을 수밖에 없다。 왜냐하면 우리가 지니고 있는 統一의 意志는 分斷民族의 肯定적인 대립의 深化에서 결과한 것이 아니라 否定적인 對立의 深化에서 결과했기 때문이다。 즉 統一에의 意志를 獨立變數(통일을 위한 환경적 조건、統合力、沮害요인등)와 從屬變數(통합의 수준및 한계)로 나누어 접근해 본다면、 그 두 變數는 대립관계에 빠져 있다고 볼 수 있기 때문이다。

끝으로 들 수 있는 이유는 노스탈자적인 統一觀이라고 말할 수 있을 것같다。 오늘날에 이르기까지의 統一에의 意志 또는 分斷民族觀은 歷史적인 것이었다기 보다는 오히려 現象적인 것이었다。 즉 상대적인 능가를 위한 경쟁의식이나 對立觀이었기 때문에 分斷은 정당한 역사의식에서 이루어지지 않았다。 그러한 의식이 이루어지지 못했던 이유로서는 사회 또는 정치體制적인 屬性은 물론 個的인 屬性이 크게 작용했기 때문이다。

그러나 分斷民族의 역사가 쌓아짐에 따라 分斷상태로서의 體制安定적 지향이 保守적 정치심리를 자아내고、 또는 體制安定要因을 찾으려는 노력이 民族歷史에의 歸依를 추구하게 됨으로써、 현실 불가능한 統一觀은 鄕愁로 바꾸어지게 되었다는 것이다。 그러나 여기에서 지적하고 싶은 것은 그 鄕愁는 절대적으로 非權力적인 것이지 결코 權力적인 상황에서는 있을 수 없다는 것이다。 따라서、 統一에의 향수는 大衆적 政治文化가 낳는 統一觀의 하나인 것이다。 鄕愁적인 統一觀이 나타났다는 것은 통일의 관심을 얻으킨 코뮤니케이숀의 영향이기도 하겠지만、 보다 중요한 뜻을 지니는 것은 역사적인 民族主義를 되찾을 수 있는 始源적인 民族感情의 한 형태일 수도 있다。

정치권력의 작용을 理性적인 인간사회에서 찾는 것이라는 전제를 받아들인다면 始源(또는 原始)적 民族感情은 반드시 정치권력의 작용에 의해서만이 이루어질 수 없을 것이다。 그 논리를 統一에 대한 관심에 적용한다면、 최근에 일기 시작한 統一에의 의지는 鄕愁의 심리에서 發祥한 始源적인 민족감정의 결과일 수도 있다。 그 결과를 政治權力이 어떻게 體制化하느냐에 따라、 비관적인 관점만을 가지게 했던 統一觀을 낙관적인 것으로 변형시킬 수도 있을 것이다。

三、「八・一五構想」이 뜻하는 것

분단국가의 悲運과 초조함을 가로막고 있던 코뮤니케이숀이 포화상태에 이르러、 스스로 노정되고、 그리고 속으로는 그 노정의 결과가 향수적인 민족의 원시감정을 자극하고 있을 무렵、 朴대통령은 統一문제를 핵심으로 하는「八・一五構想」을 밝혔다。

이「八・一五構想」은 기왕의 執權層이 제시한 어느 統一方案이나 태도와 비교하여 劃期적인 내용을 담고 있기 때문에 환영을 받았다는 것은 아니다。 다만 統一에 대한 관심 또는 意志가 統治者적 政治文化의 屬性이었던 것을 大衆적인 政治文化의 屬性으로 전환시킬 수 있는 가능성을 제시했다는 점에서 환영을 받았다고 보아야 할 것같다。 뿐만 아니라 집권자로서 統一論議에 대한 폐쇄성을 탈피할 용의가 있음을 밝혔다는 점에서 始源적인 민족감정에의 鄕愁를 달래줄 수 있다는 것을 말하기도 한다。

「八・一五構想」이 발표되기 전에 아미 한 國際政治學者에 의하여 한국통일문제를 논의하기 위한 前提를 밝힌 바와 같이 그 構想은 統一論議의 正統性에 그 뿌리를 내리고 있다(閔丙岐、「韓國統一을 위한 外交적 課題」「기러기」誌 제六권 六호、통권 七一호、一九七○년 六월호)。 그가 제시한 前提를 간추려보면 대개 다음과 같다。 즉 첫째、『우리가 추구하는 統一祖國이 共産主義 政治體制에 의해서 통치되어서는 아니되며、 또한 共産政權의 수립을 위한 僞裝적 형태의 聯立政府나「民族解放戰線」등에 의한 지배가 되어서도 안된다는 점이다。 再統一된 韓半島를 다스리게될 韓國政府는 어디까지나 非共産・自由體制에 입각한 民主政府가 아니면 안되기 때문이다』。 둘째、『一九六○년 이래로 韓國政府가 일관해서 강조하였듯이 韓國統一은 어디까지나 武力手段을 배제하는 平和적 方案에 의해서 이루어져야 한다는 점이다』。 세째、『祖國統一에 대한 意志와 信念이 國家意思를 집결시키는 중추가 되어야 하며 따라서 統一外交의 뒷받침이 되어야 한다는 것이다』。

이러한 前提들과「八・一五構想」과의 사이에 거리가 있느냐 없느냐를 따져보기로 한다。 먼저 결론부터 말하여 그러한 거리는 없다고 본다。 다만、 위에서 인용한 前提들이 대중적인 政治文化圈속의 知識層들에게 받아들여져 하나의 집약된 統一論議의 방향이라고 한다면、「八・一五構想」은 그 전제들을 집권자의 입장에서 받아들이는 것을 확약한다는 뜻을 지닐 것이다。 이미 앞에서 말한 바와 같이、「八・一五構想」의 뜻이 政策運營者들에 의하여 잘 이루어진다는 전망아래 統治者적 政治文化의 統一論議와 大衆적 政治文化의 統一論議간은 조화가 이루어질 수 있다는 것이다。

「八・一五構想」은 첫째로 北傀가 統一에의 意志에서「暴力革命을 포기한다면「統一基盤 조성에 기여할 수 있으며」「南北韓에 가로놓인 人爲적 장벽을 단계적으로 제거해 나갈 수 있는 획기적이고 현실적인 方案을 제시할 용의가 있음을 밝히고 있다。 여기에서 표명되고 있는 것은 共産主義 社會體制 형성과정을 부정한다는 전제 밑에서 分斷國家의 현실을 긍정적인 競爭體制로 이끌어가고 있는 것이다。 특히「人爲적인 장벽」이라는 개념이 거기에 덧붙여진다면 文化적 統合을 위한 單位統合의 정도를 높이려는 의도로 받아들여야 할 것같다。

사실에있어서는 統一에의 意志를 위한 문제설정에 있어、 기왕의 집권자들은 獨立變數로서 설정된 肯定적인 競爭의 표현을 주저했었다。 그렇기 때문에 일반적으로 말하는 한 민족의 統一은 文化적 分化의 深度가 높으면 높을수록 統一을 위한 單位統合의 정도는 더욱 낮아진다는 가설이 여기에 반영될 수 있다고 생각되는 것이다。 그렇다고 해서、「획기적이고 보다 現實적인 方案」으로 표시되고 있는 統一에의 意志는 객관적인 요인을 스스로 조성하여 배제하는 뜻으로 보이지 않는다。 왜냐하면、 南北韓에 들어서 있는「人爲적 障壁」그 자체가「緊張완화의 해소」를 명분으로 하여 주관적인 統一에의 意志를 소극적으로 허용 또는 조성해주고 있다고 보기 때문이다。

둘째로 지적되고 있는 構想의 내용은「유엔의 努力」「權能」및「機能」을 수락한다면「유엔에서의 한국문제 토의에 北傀가 참석하는 것도 굳이 반대하지 않을 것」이라는 것이다。 이 구상의 내용은 一九六一년 十二월의「스티븐슨」案이 유엔에 의하여 채택된 이래、 明示적 또는 公式적으로 받아들여지지 못하고 다만 양해되어 오던 韓國統一論議의 正統性의 再編이라는 뜻을 지니고 있다。 어「스티븐슨」案이 유엔에서 유효한 한、 한국의 統一論議는 국제사회적 공동성을 지닐 수 있다。 뿐만 아니라、 그 案이 明示적으로 한국에 의하여 받아들여짐으로써 한국의 統一論議는 독자적인 次元으로부터 보다 高次적인 국제관계적 수준의 것으로 옮길 수도 있었다는 시사이기도하다。 또한 그와 같은 明示는 한국의 통일논의에 관한 한、 第三의 主役을 간접적으로 대두시킬 수 있다는 자체이기도 할 것이다。 그리하여 統一에의 의지가 지니고 있는 屬性의 階序性을 기왕의 個的인 屬性→社會적 屬性→非社會적 屬性→體制적 屬性→國際社會적 屬性으로부터 國際社會적 屬性→體制적 屬性→非社會적 屬性→社會적 屬性→個的인 屬性으로 전환할 수 있는 탄력성을 제시하는 것이다。 이 彈力性은 體制의 관점에서 느끼는 것과 下位體制에서 느끼는 것과는 그 振幅에서 큰 차이를 가져올 것이다。 왜냐하면 기왕에는 下位體制에서의 彈力性은 전체적으로 제약되어 있었기 때문에 體制의 次元에서는 거의 그 彈力性을 느낄 수 없었다。 뿐만 아니라、 體制의 수준에 있는 彈力性은 下位體制에 대해서는 오히려 動搖만을 가져왔던 것이다。 이와 같이 體制수준에 있어서의 彈力性의 긍정이 下位體制에 있어서의 統一論議를 위한 幅을 확대시키는 변화를 가져올 수 있다고 보기 때문에「八・一五構想」을 획기적인 것으로 볼 수도 있다。

大物スパイ告白の記

私は北傀を告発する

(21)

姜大振

長期潜伏へ南派の前夜

妻と泣きながらあいびき

金組織部副部長が私たちに「帰ってきてよかった」といったことはほんの気休めにしかならなかった。というのは、私たちを待っているものは次の"南派"以外の何ものでもなかったからだ。

粛清された甲山派一味の罪状を聞く

金副部長は間髪を入れず、私たちにこう言った。「立派な"革命"に中断ということはあり得ない。トンムたちも最後まで任務を遂行すべく、直ぐ次の南派準備を始めるように！その前に、トンムたちにしっかと頭に入れておいてもらわなければならぬことがある。それはこんど粛清された前中央党副委員長兼連絡局長李孝淳と前中央党副委員長の朴金喆、前連絡局副局長の林春秋、ならびに前中央党宣伝扇動部長の金道満ら咸鏡道甲山派たちの罪状についてである李孝淳ら一派はわれらの敬愛する金日成首相同志の路線を誹謗（ひぼう）したばかりでなく、すべての業績を彼ら自身の手柄のように仕組み、その上金日成首相同志を追出す陰謀・作戦をしていたのである」と。

そして彼は口角泡を飛ばして"粛清"分子の罪状を述べ出した。それによると、李孝淳、朴金喆一派は咸鏡道出身の者たちだけを登用して要職につかせ、彼らの勢力拡張に絶大の力を注いできた。そして李孝淳の執務室は金日成のそれより豪華であったし、南韓に関する資料も李孝淳の部屋だけに細密に整えられ、よく分析されていたが、李孝淳は金日成には虚偽の報告をしていたという。そこで金日成は李孝淳と朴金喆らを綿密に内査し、日ごろ彼らの手先となってスパイ行為をしていた甲山派一味を一せい検挙、連日連夜拷問・審査した末粛清処分にしたというのである。

金日成に拝謁の栄をたまわる

われわれは"このような罪状"を持つ甲山派一味はにくむべき者たちだと認識させられ、改めて偉大なる金日成首相同志に忠誠を誓いながら次の南派準備にいそしんでいたが、そんなある日、われわれは金日成首相に拝謁（えつ）の栄をたまわることになった。

それは五月二十五日午後二時だった。金組織部副部長がボンゴル待機所にあらわれて「きちんと服を着るように……」といい、われわれ三人の工作員を、黒いセダンで中央党本部に連れて行った。そこは厳重に警備兵の立並んでいる"金日成首相同志招待所"であった。待っていると、金日成が多くの随員たちに守られて入室、われわれはオドロイタように直立不動の姿勢をとったのち、鼻が地につくほど腰をかがめてお辞儀をした。すると金日成はわれわれに握手するため手を出して近付いてきた。われわれは恐懼（く）感激してからだをふるわせながらやっとのことで握手した。

金日成は「トンムたち!!　資本主義社会で活躍するにはまず風采が立派でないといかん。威風堂々としていさえすれば、彼ら人民はトンムたちに一歩ゆずる。従ってトンムたちは仕事がやりやすくなるわけだが、風采の点ではトンムたちはまことに適任者である」と冒頭でわれわれをほめたものである。

さとすように「心変わるな」

それから、金日成はわれわれをさとすように「この国を統一するにはまず、立派な地下党組織をつくることが最も重要なことである。その任務はトンムたちの双肩にかかっている。熱と誠をこめてやってみることだ。それからわが党隊列の重要幹部がこのほどネズミのいたずらごとをしたことはもう聞きおよんでいると思うが、人間、よい座に坐ると心が変わるようじゃ。しかし、トンムたちはどのような難関に立つことがあろうと、心変わりしてはいかんな。じゃ、頑張って成功するように……」

と、いうと、さっと出て行ってしまった。そのあとに五、六名が急いで続いた。だが、私は正直のところ、あまりに恐れ入りいたみ入りして、金日成とどのように会見したのか、記憶がないくらいだった。

われわれ三人は金日成と面談したことで鼻高々、得意満面でボンゴルの待機所に戻ってきたが、次の南派の日は刻々とせまっていた。

六月十五日、金組織部副部長と全羅北道担当課長、ならびに張指導員がわれわれを訪ねてきて「いよいよ七月九日に三人組は全羅南道ヨングワン郡カメシ海水浴場付近に浸透することに決定した」との指令を伝えた。

金日成から"英雄"の称号

そして、金組織部副部長は「中央党政治委員会はトンムたちに南韓の道委員長を現地で任命しうる権限を与えることに議決した。また金日成首相同志は姜先生に"英雄の称号"を与えると指示されたが、崔先生、鄭先生もこんどの南派工作を誠実に行なえば、同じく"英雄"の称号が授与される」と述べた後、急に厳格な口調になって「さて、これから南派後の接線場所を指定する」といった。

われわれが南派したのち接線場所は三段階に分かれていた。①全羅北道高敞郡のクシ浦にある山の西側の"坂のある所"②全羅南道のチンド郡③ソウルの特定場所がそれぞれ指定され、もしわれわれがこの三ヵ所に接触することを失敗した場合は各自の機知と努力による行動で解決しなければならない。つまり帰るときも、自分で飛行機や船を乗取って北越するか、あるいは単独で休戦ラインを越えるかしなければならないのである。だが、そうなれば、みずから死の道に赴くようなものである。

七月二日、全羅北道担当課長と張指導員は共産主義の宣伝パンフレットをはじめ地下党組織の各種装備品をこっそり持ってボンゴルにやってきた。そして金課長は私をそっともの陰に呼んでこう聞いた。

「崔と鄭を帯同して行くのに異論はないか」

「崔は性格が大そう荒っぽいし、鄭は頑固ですが、しかし互いにゆずり合って行くようにすれば、どうにか行けるでしょう」

崔を組長に決める

私の答えをうなずきながら聞いていた金課長は「さすがは姜先生、よく見ている。姜先生のようにものごとをすべて理解している場合は問題ないのだが……」といいながら、

「姜先生が内々では総指揮をすることにして形の上では崔を組長にするとよいと思う。それに高敞郡の地下党拠点は崔のつくったものであるし、彼の功を認めて地位を与えてやることが必要だ。すると抱き込み作戦の拡大にも有利だと考えるのが、姜先生はどうお考えか」

と聞いた。無論私は「さよう、ごもっとも……」と賛成した。

「ではすぐに党細胞総会を開くが、姜先生はその席で崔を組長に選出したいと提案して下さい」

と金課長は私に念を押すように言った。

三人組党細胞総会ではまず党と金日成に忠誠を尽くすことを改めて誓い、それから崔を組長に選出、私と鄭は南派後の地下党組織のため、南で引き込んだ地下党員たちの前では崔の威信を高めるべく、崔を「組長さん」と呼んで敬意を表し、何かにつけてもち上げ、従う"ペコペコ作戦"で行く約束をした。

七月四日の夜は例のごとく、出発前夜の送別会で山海の珍味が出て、われわれは飲み放題、食い放題、酔っぱらったまま寝てしまった。明くれば七月五日、われわれは覚悟を新たにして平壌を立ち、黄海道砂利院で昼食を取り、海州に着いた。「出発は明朝四時、ヨンダン浦からである。よく眠るように……」といって金課長が立ち去ろうとすると、崔は早くも組長意識で「確か、姜先生の家族がこの近くにいるはずだ。姜先生は今晩、うちへ帰って寝てくるとよい」といった。ところが金課長は怒って「何ということだッ!!偉大なる革命課業を眼前にして、許すことまかりならん。家族などに会うと心に動揺をきたし、精神がたるんでしまう。絶対にいかん」と言った。

内心私は金課長に腹が立った。この人非人メッ。盲腸の手術のときも、こいつはオレを利用することだけにきゅうきゅうとし、手術に反対したではないか。すんでのところで命を失うところだった…。私は金の頭をブンなぐって、クビをひねりつぶしてやりたい衝動にかられたが、じっと我慢した。そしてビールを飲んで床についた。だが、私のうちはここから二十分と離れていないところにあるのである。妻や子のことを思うと、なかなか寝つかれるものではなかった。

妻とのあいびきに抱き合って泣く

夜十時ごろ、私は便所に立ったが、そのまま外へ出て垣根を越えてしまった。家へ走って行こうとしたのだが、みれば自分は寝まき姿である。これでは道に出ることもできない。思い余って妻の働いている産業病院へ電話をしてみた。

妻は運よく病院にいた。会議中だということだったが、電話に出てきて、オドロキの声をあげたが、やがて会議が終わるからそこで待っていてほしいと訴えた。われわれは近所の樹の陰であいびきをし抱き合って泣いた。私は結婚してからこのかた、このときほど妻をいとおしいと思ったことはなかった。

「君、こんど僕はどうも帰れそうもない予感がする。これまでは単夜工作だったが、こんどは長期潜伏だ。私は死を覚悟しているが君にはすまない。子どもを連れていて苦しみも多いだろうが、子どもたちをたのむ」

妻はむせび泣いて、声が出ないようだった。（私は手記をここまで書いて、また涙が滂沱と流れるのをとどめようもなかった……）

ようやく妻は私の手をしっかとつかんで言った。

「私を女ヤモメにしないように、どうか生きて帰ってきて下さい」と。（つづく）

国連は25年間何をしたか？

国連協会世界連盟副会長
成均館大学助教授
金圭沢

国連が世界の平和を維持しようとする世界的平和機構だということに異論はないにしても、しかし二十五年間、大した効果もあげず、むしろジレンマに陥っている…との批評を国連に対して韓国は国連の機能を高く評価しており、国連の誕生した十月二十四日を「国連デー」として国家的祝日の中に入れて記念している。それというのも一九五〇年の六月二十五日、突如として北韓の大軍が三十八度線を越えて攻撃してきたさい、国連が共産軍を"侵略者"と銘打ち、国連軍（十六ヵ国により）を編成して韓国の危機を救ったからに他ならない。

韓国戦争（一九五〇〜五三年）のとき、韓国に国連軍を派遣して北韓からの侵略阻止に大きな活躍をしたトルーマン米元大統領は、のち、一九六五年のシオン主義者協会晩さん会での演説で「国連は世界の平和維持を目的とした機構であり、そのために世界の声を結集して十二分に道義的力量発揮につとめてはいるものの、事実上はあまり功を奏することがなく、いまだに国連が侵略者の意図を封鎖しえずにいることはまことに遺憾なことである」と述べた。

確かに、国連はもう長い間、ジレンマに陥ってきているが、韓国戦争に介入して"侵略者の意図封鎖"に大きな役割りを果たしたトルーマン自身の口からこのような言葉を聞いたということはまことに注目すべきことだったといえよう。

トルーマン米元大統領の国連評価

トルーマンは「平和のために国連が世界の道義的力量を発揮して……」うんぬんと語ったが、彼は北韓の南侵を阻止し得た力が、決して道義的力量ではなく、むしろ武力によるものだったということを皮肉にもよく知っていたのである。トルーマンは「国連がいまだに侵略者の意図を封鎖しえずに…」いることを遺憾だと強調しているが、これは大国間の直接あるいは間接的武力衝突を防止しえずにいる実情についていっているのだと思われる。

事実上、国連は大国間の利益が相反する問題に関しては何ら実効をおさめたことがないのである。

しかしながら、過去、四分の一世紀間に国連が世界の緊張緩和につとめ、また多くの国際的紛争を解決に導いた業績は決して過少評価してはならぬものだと考える。

紛争解決に役立った国連の業績

国連の業績のうち、紛争解決に役立ったものの例をあげると、第一に韓国戦争に果たした役割りが挙げられる。第二にインドのパキスタンのカシミール帰属問題をめぐる紛争の調停だ。印パ紛争はずっと昔から解決を見ずにきた問題だったが、一九六五年、全面戦争に近い激突となった印パ戦争で国連の安保理事会はインドとパキスタンに対し"停戦を要求する決議案"を可決、その後、ソ連のコスイギン首相は双方の会談場所のタシケントに直接出向いて、インドのシャストリ前首相およびパキスタンのアユブ・カーン前大統領との間に立ってあっせんし、六六年一月のタシケント印パ首脳会談の後いわゆる"ダシケント宣言"と称する協定成立で、調停に成功した。無論この問題の解決に当たっては背後で米ソ間の協調と了解があったということは見のがすことのできぬことである。

第三に、キューバのミサイル危機のさいである。ウ・タント国連事務総長は加盟諸国四十五ヵ国の要請によってケネディ米元大統領とフルシチョフ・ソ連前首相に警告文を発送して米ソの海上封鎖の停止とソ連の武器輸送の中止を要請した。その後フルシチョフ・ソ連首相がケネディ大統領にミサイル基地を撤去すると通告して、キューバ危機は解消したが、これを契機として国連内に第二次世界大戦以後の米ソ対決のふんい気がうすらぎ、次第に協調体制に移っていったということは特筆すべきことであった。

このほかにも、スエズ運河事件キプロス紛争、西イリアン事件、ドミニカ共和国問題、中東戦争、南アフリカ共和国のアパルトヘイト問題などが多くの国際問題解決に努力した。

百回以上も拒否権行使したソ連

米国の作家マーク・トウィンが「悪い天気のときは十分待ちたまえ。直ぐに変るから——」といったことは有名だが、これはある程度、何にでも当てはめて言えることだろう。国連でも悪い天気を人為的によくしようとあせっても仕方のないことで、やはり十分待ってから適当な措置をすることが必要なのかも知れない。そうした意味からすると国連はその時の環境に処して比較的によくやってきたといえよう。

第二次世界大戦後の米ソ冷戦が国連を一時マヒ状態に落とし入れたことは事実である。ソ連は安全保障理事会で百回以上も拒否権を行使した。安保理は五大常任理事国の万場一致の議決を必要とすることになっているため米ソ両国の署名抜きではその機能を達成しえなかったのも当然である。

しかし、一九六〇年代に入ってからは米ソ間の冷戦が緩和され、協調ムードとなってきた。そして一九六二年のキューバ危機解決後はむしろ急速に"協調ムード"が熟成して行った。

米ソ協調ムードが解決のカギ

そして、その後国連はカシミール紛争、キプロス紛争、ドミニカ共和国問題、西イリアン問題、核拡散防止条約、軍縮問題などに関して立派な成果をあげた。そしてそれは米ソの"協調"を背景に大きな活躍が可能となったのであった。すなわち、前述したように、たとえばカシミール紛争の解決でも米ソ間の合意があったればこそコスイギン・ソ連首相がタシケント会談にも直接出かけて行って、当時のシャストリ・インド首相とアユブ・カーン・パキスタン大統領の間に立って調停の役を果たすこともできたのである。

また、核拡散防止条約の締結も最初から米ソ両国の意思を反映したものであった。米ソはこうして次第に協調体制を軌道に乗せて行き、ソ連も国連誕生初期にみせた"度重なる拒否権行使"による暗雲をかもし出すこともなく、"共存"を証拠付けるような気運が高まってきた。

さらに、国連の構成も徐々に変わってきた。創設当時には西欧中心であった加盟国による構成が、年と共にアジア・アフリカに移って行き、加盟国も当初の五十一ヵ国から現在では百二十七ヵ国にも増大している。

重要視される"中共"の問題

だが、国連は事実上、まだ未解決の多い問題をかかえている。なかんずく、最大の問題の一つは中共問題である。この問題は韓国の安保問題と統一問題に直接、関連してくる問題なので韓国でも特に重要視されているが、問題の解決はなかなかむつかしい。

中共は事実上、広大な中国大陸を支配しており、また全世界の人口の五分一以上という多数の国民を擁している。このように大きな国を疎外したまま、世界平和を論ずるということ自身がすでに問題であり、これが国連の大きな問題になっているのも当然のことといえよう。特に二十世紀末期の世界平和いかんはアジア大陸とアフリカ大陸の版図次第によって左右されるとみられている実情にあることを思うとき、中共の問題はその中心となるといってよかろう。

欧州では第二次世界大戦後、東西間の均衡がなされて、現在ではすでに現状打破より現状維持の傾向が強くなっている。最近、締結された独ソ条約、西独と東欧諸国の接近、さらにフランスとソ連の接近など——これら一連の現象はこれを証拠付けるようなものである。

〈SISA〉

わが祖先が日本に残した足跡

記録映画「萩焼」が完成

KP映画社崔氏の第二作

わが祖先たちが日本に伝え残した歴史、文化の足跡を発掘し、それを記録にとどめることをライフワークにしているKPニュース映画社（東京都渋谷区渋谷三ノ一四ノ五）崔唐渉氏は、昨年の第一作イーストマンカラー記録映画「高麗村」につづいて、このたび「萩焼のふるさと」を完成した。

神秘、絶妙で知られている「萩焼」は、任辰倭乱の際日本の諸大名によって連れられてきた陶工の一人李勺光が、その技法を伝え開花させたものでいまなお山口県長門市には、十四代坂倉新兵衛さん（53）が「萩焼深川窯の宗家」として伝統をまもりつづけている。

崔氏がこのたび完成した「萩焼のふるさと」の映画ストーリーはある韓国人が押入れの中から茶わんをみつけるとこれが萩焼だった。焼物の美しさのとりこになり歴史を調べて深川窯元の坂倉新兵衛さんをたずねる。日本海に沿って走る列車、萩、長門の町、深川の山合いに点在する窯元のたたずまい、仕事場、高麗山に残る古窯跡、萩焼の祖、李勺光の墓、坂倉家の家歴などを追っていく。ナレーションは「一五九三年の文禄の役に出兵した毛利輝元は陶工、李勺光、李敬兄弟を日本につれ帰り作陶を命じた。李勺光は長門市深川、高麗山に窯を開いて技法を伝えた。坂倉家は昭和三十三年に十二代新兵衛が国の無形文化財に指定されており、現在は十四代が技法を伝えている」と、"母なる韓国"の誇りを高くうたいあげる。最後は制作をつづける坂倉さんの顔がアップされて、映画は終る。

なお、この映画の試写会を十一月九日（月）正午、東劇シネサロン（地下鉄東銀座下車）でひらく。

国語講習会

民団東京本部文教部では、二世青年学生を対象に、韓国語講習会を左記のとうり定期開催しております。とくに初級者を歓迎します。ふるって参加して下さい。

日時…毎週火曜日と金曜日
（午後六時から八時まで）
場所…民団東京本部三階
講師…張暁先生

（問合せは・民団東京本部・電話八一一―一五三五番）

朴正熙大統領の指導理念と、烈々たる愛国心！

朴正熙選集 全3巻

申範植＝編集
全3巻セット価 ¥2,500

第1巻では大統領の指導理念と韓国の苦難の歴史を物語り第2巻では大統領の熱烈な愛国心と祖国統一に対する熱情を伝えている。第3巻では韓国の近代化と、明日に向かって前進する国民の先頭に立つ大統領の、自信と希望に満ちた演説を聴くことができる。（全3巻同時発売中！）

①韓民族の進むべき道　A5判・260頁 ¥780
Ⅰ人間改造の民族的課題
Ⅱわが民族の過去を反省する
Ⅲ韓民族の受難の歴史
Ⅳ第二共和国の「カオス」
Ⅴ後進民主々義と韓国革命の性格と課題
Ⅵ社会再建（国家）の理念と哲学

②国家・民族・私　A5判・280頁 ¥820
Ⅰ革命はなぜ必要であったか？
Ⅱ革命2年間の報告
Ⅲ革命の中間決算
Ⅳ世界史に浮き彫りされた革命の各態様
Ⅴライン河の奇蹟と不死鳥のドイツ民族
Ⅵわれわれと米・日関係
Ⅶ祖国は統一されるだろうか
Ⅷわれわれは何をいかにすべきか

③主要演説集　A5判・380頁 ¥900
Ⅰ協同の大洋に結集しよう（外交）　一つの亜細亜・ほか
Ⅱ前進する歴史の潮流の中で（社会・文化）　勝利は未来に生きる側にある・ほか
Ⅲ炬火は燃えている（産業・復興・経済）　人間の近代化、生活の近代化・ほか
Ⅳ自分の国は自分の力で（反共・愛国・国防）　自主国防の源泉地・ほか
Ⅴ着実な前進（政治）　新しい共和国の朝は明けた・ほか

鹿島研究所出版会・発行
107 東京都港区赤坂6-5-13 電話582-2251

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

在日本大韓民国居留民団
綱　領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団
東京本部発行週刊紙

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

11月18日 水曜
<1970>
週刊・毎水曜日発行
第2427号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭 在 俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒133 振替口座 東京 16631番
（大韓民国文化公報部国内頒布許可）
（購読料 1カ月100円・特別1000円）

韓国の安保と今後のみち

米国の防衛約束に期待

繰り返すな七十年前の歴史 相容れぬ共産、信じ得ぬ日本

兪鎮午博士米国で強調

新民党の前総裁兪鎮午氏はこのほど訪米、ジョージ・ワシントン大学で名誉博士号を授与されたがその際「韓国の安全保障とこんごの道」について演説を行なった。つぎの論文はその演説の抄訳である。アジアの近代史をひもといてみると、十九世紀の初めアジアのほとんどの地域はすでに植民地化されており、当時、まだ西欧の列強が支配の手を伸ばしていなかった地域は韓国、日本、中国だけであった。しかしながら、この三国は互いに調和もみせず尊敬し合うという関係も持たず、ついに韓国は中国、日本、そしてロシアの支配欲競争の場となった。十九世紀当時大韓帝国がたどった苦悶の道と外部的諸条件は、歴史が繰返されるわけでもあるまいに、二十世紀末期の現在と非常に似ているところがある。従って、こんごの韓国と極東の安定のために私は〝米国との変わらぬ関係〟を強調したいのである。

十九世紀まで中国はずっと長期間にわたって韓国に〝宗主権〟を持ってきた。しかし、一八九四年九五年の日清戦争で日本に敗北した上、中国国内に分裂の危機が生じたため、韓国に対する権利主張を持続しえなくなった。そこで大韓帝国の末葉にはロシアと日本が韓半島の支配権争奪競争を展開した。ところが、この歴史的な時期に日本を助けたのが西欧の強国、大英帝国と米国であり、皮肉なことにこの支援が日本の軍事的拡張の野望を助長して行ったのである。

日清戦争の後、十年たってから起きた日露戦争で日本はロシアに勝ったが、日露間の仲介の労を取ったテオドール・ルーズベルト第二十六代米大統領の極東政策は無謀きわまるものであった。

バーゲン・セールに出された韓国

ポーツマス条約調印二ヵ月前の一九〇五年七月、テオドール・ルーズベルト大統領はタフト陸軍長官を日本に派遣して桂日本首相と会見させ、タフト・桂協定の内容は日本が米国のフィリピン支配を認める代わりに、米国は日本が韓国を支配することを認めるというものであった。この秘密協定は同年九月に調印されたポーツマス平和条約の基本となった。

このとき李承晩（大韓民国初代大統領）はワシントンで、一八八二年に調印された韓米友好通商条約の第一条に基づき、ルーズベルト大統領が韓国に有利なように仲裁してくれるよう要請した。しかし米国政府はこの韓米友好通商条約が〝公式〟のものでないとの理由で、李承晩の要求に何ら正式の反応を示さなかったのである。

韓国はこの困難な時期から苦難の道を歩み、すでに七十年が過ぎ去った。

韓半島の緊張〝今昔物語〟

しかし、今また韓半島に進出している主な〝立役者〟は七十年前のそれと変わりないのである。無論、大きな変化があって、情勢が七十年前のそれとは違っているが……。第一に違っていることは七十年前の韓国は統一国家であったが、いまは分断されて南に大韓民国、北に共産政権があることである。

第二に、大韓帝国の末葉にはさまざまの派閥グループがあって互いに政治権の争奪やヘゲモニー争いをしていたが、現在は韓半島に二つの全く別の政権が存在している。そして南韓が自由陣営と同盟関係を結んでいるのに対し北韓は共産陣営によって支援されている。大韓帝国当時は統一政府の枠内で派閥争いが演じられていたのであるが、現在の二つの相異った政府の対立は爆発的要素を持った敵対勢力の対決になりかねない危険さを持っている。

第三は韓半島をめぐる国際情勢の性格の違いである。七十年前に韓半島への影響力を競った外国勢力、すなわちロシア、中国、日本は共に植民地主義国家としての共通の性格を持っていた。しかし今日の韓半島事態は共産陣営と非共産陣営の対立から生まれる緊張によるもので、これは世界の共産、非共産の対決と切り離しては考えられない関係にある。

ここでもう一つ注目すべきことは七十年前の中国は戦争にも大敗し、衰退の一路をたどっていたが今日の中共は大国として出現しているということである。

米国の新アジア政策は間違い——

以上述べたことでも明らかなように、いま韓半島の平和は非常に不安定なものだといえるし、またそれはいついかなるときに暴力の対決へと発展するかも知れぬという危険さを内包しており、そしてさらにそれは全世界に飛び火する性質を持っている。従って最近の米国の対アジア政策——〝アジアはアジア人の手で……〟というものは時宜を得ていないといえよう。

アジアにおける米国介入は侵略的野望によるものではない。そこで米国が経済的軍事的負担を軽減するために手を引くという立場が分からぬわけではないが、米国がその使命を返上するとき危険はまぬがれ得ぬものになるだろう。われわれは米国の新アジア政策がかつてのテオドール・ルーズベルトのおかした罪——小国に対しての——を繰返さぬよう念願する。

日清、日露の両戦役後、米国は日本の力を過大評価した。その結果、ハワイとフィリピンに対する日本の脅威を実際以上に大きく考え、米国の利益を守るために交換条件として韓半島を日本に渡してしまったのである。

ここで私が警告したいことは、現在のことである。いま、韓半島は中共の脅威に直面しているが、このような時に米軍が韓国からの撤収を試みることによって、米国は過ぎし日の間違いを繰返してはならない。そして中共に対する共同防衛上、早急に日本の軍事力を拡張させて韓国の防衛に直結させるというようなことは避けなければならない。

韓国人たちは共産主義を恐れ、かつ憎んでいる。韓国人たちが世界で最強の反共主義者だということはすでに周知のとおりである。しかし、日本に対しても韓国人は過去の不幸な経験から、共産主義に対するものと劣らないくらいの不信感を抱いている。もし米国が日本に、韓国に対する影響力の急激に増大するようなチャンスを与えるならば、韓国人の日本人に対する長年の悪感情は再燃するだろうし、のみならず、そうした時期に便乗して共産陣営が武力衝突をおこすような事件はじゅうぶんにある。

大韓民国防衛の強固なる決意示せ

こんご韓国が日本との間で友好関係を保ち、かつアジアにおける平和確立に貢献する道はただ一つ米国が〝いかなる敵〟に対しても強力な抑止力として韓国にとどまることだと私は考える。

この私の考えは必ずしも米軍が休戦線を防衛すべきだというのではない。米国が、世界中に——ソ連であろうと敵であろうと——米国は大韓民国を防衛するのだという強固なる決意を示し、これを完全に認識させればそれでじゅうぶんである。この点を明示しておかないと敵の誤算を招き、敵は好機到来とばかりに戦争を起こすかも知れない。それはたとえ韓国の軍事力が敵よりも遥かに強いものに改変して行ったとしても、戦争が起これば、〝悲惨〟はまぬがれ得ぬものとなるだろう。

韓国人たちが現在、最も憂慮している勢力は、北韓の共産主義者たちによる侵略もさることながら、この北韓を継続援助している北方のソ連および中共である。

米国はここに恒久不断と、純……受けられる。一方、東アジアの防衛により大きな役割りを果たす能力をもっていると思われる日本は韓国人に対して〝抜目のない賢さ〟というイメージを与えている。

こうした日本と韓国が友好関係を増進して行くことは韓国が、毅然として米国の対韓防衛約束を確保できるときにおいてはじめて可能なのである。

北韓政権からの挑発には対処可能

米国と日本が共同で中共とソ連に対する保障づくりをすれば、韓国は北韓政権からのあらゆる挑発に対処しうる自信を再確認することだろう。韓国人たちは、ソ連、中共のことは別として、ただ北韓のおどしだけに対処するというのであれば、イデオロギーであろうと、また軍事的政治的文化的各面でもじゅうぶんに立ち向かうことができると確信する。

こうして、情勢が許すことになれば、韓国は米軍撤収の問題も考慮することが可能となろう。しかし、これに先立ち、米国が韓国を防衛するという固い決意を全世界が知らなければならない。

韓国の閔王子は一九〇五年、韓国を日本の保護国たらしめる条約の調印に反対して、次のような遺書を残して自殺した。「不名誉な中で生の営みを続けようとする者はすでに〝死〟の運命をかついでいる。しかし名誉のために死の覚悟を敢行する人は永遠の〝生〟の中に生きる」と。

韓日友好関係に対する米国の役割り

私の結論は韓半島で再び戦争の起こることを阻止する唯一の道はわれわれが、必要とあらば武器を持って立つ用意ができているということを明示することだということである。この強固なる決意が必要なのはわれわれの敵が融和することのできぬ性格を持っているからである。

しかし、韓国は日本とは正しい関係を持って行くことによって太平洋地域の平和を達成して行きたいと考えるし、また真の平和達成のためにはこれが緊要である。そして米国は韓国と日本の友好関係達成の上で重要な役割りをもっているのである。（SISA）

本国新聞論調

韓日関係の再考を

佐藤自民総裁の四選

予測した通り佐藤日本首相は、二十九日の自民党総裁選挙において前例のない四選をなしとげた。保守長期執権体制下に最長首相の記録を示した。昨年十二月の総選挙で圧勝した自民党が戦後最大の絶対多数議席を獲得したときから「四選」の展望は、ほとんど「既定事実」視されてきた。繁栄の中の政局安定論理を再考せしめている。

もともと第一野党の社会党は、イデオロギー過剰の非現実的論議に空転し、政権交替能力はゼロに近いものと評価されている。さらに自民党のいわゆる「党内多党制」といわれる派閥力学上、現時点においては佐藤首相と競うほどの有力な対抗者は見当らない。ともかく、任期二年の執権党総裁に四選されることによって、六四年首相に就任以後、佐藤氏は八年権座を記録することになる。彼は「当分の間、改閣はない」と語ったが、人的構造と政略路線に亘る現状維持がうかがえる。日本のこのような保守安定「ムード」は、既存の韓日関係の持続を継承し、韓国の政局にも微妙な心理的影響を及ぼすものと予想される。

もっとも、来年六月の参議員選挙を前後に、党と内閣の人的構成には、若干の変動が不可避であろう。一年以後の「ポスト・佐藤」に対備する各派閥間の「後継競争」も今から本格化するにちがいない。また佐藤氏による後継者の指名などこれからの影響力の発揮は、彼の政策的「宿題」解決と直結されることは明らかである。

太平の中の難題とみることは、対外問題の場合、まず米国との「繊維交渉」及び「沖縄」返還に伴う米軍基地の存在様式の再検討などに関する交渉に取り組まねばならない。この問題と共に極東地域の安定に寄与する日米間の役割分担問題が提起されよう。中共問題に対する党内意見の調整、「防衛論争」も最終的に決められてはいない。内政面においては、公害処理、大学問題、行政改革などさまざまな懸案が解決を待っている。

このようにみると現状維持が基調となっているが、佐藤内閣は今後、世界第三の経済大国を、政治大国乃至軍事大国に進展させるための過渡的陣痛を免ぬがれぬであろう。対内的には、高度成長経済の暗い側面を解決せねばならないせっぱつまった課題を抱いているが、その成敗如否は保守長期政権の基盤をゆさぶる可能性もなく。もしかすると日本国民の「注意外向」が試みられるかも知れない。

日本は韓半島をめぐる国際情勢の推移において、事実上、南方三角関係の主要な一翼を担うわれわれの隣邦である。この場合の相互依存性は、相互影響の拡大傾向にも解釈される。われわれは、日本の佐藤首相四選に当り、韓国関係が陳腐な現状維持を超え、信義と最大公約数的な経論の再考により、加一層、改善されることを希望する次第である。

新民の選挙公約問題化

米、日、ソ、中共への戦争抑制保障要求

共和党 国家安保に脅威と声明

共和党は金大中新民党大統領候補が選挙公約として打出しているうちの郷土予備軍廃止問題と米・日・ソ・中共四ヵ国に韓半島での戦争抑制保障を要求するなど——の安保公約は「国基を危うくする重大な誤謬（びゅう）」だとの結論に達し、これを問題として提起した。

共和党は、二日党舎で臨時党務会議を開いて金候補の大都市遊説発言内容を検討した後このような結論を下し、声明を通じて「新民党は国家安保問題を選挙の争点にしようとすることを即時中止すべきである」と要求した。また、共和党は三日議員総会を開いて、党務会議の決定を支持する決議を行なった。

なお、金富権共和党スポークスマンが発表した党務会議決議の声明要旨はつぎのとおりである。

一、六・二五戦争を通じてこんにちまでわれわれの存立を否認している中共とソ連にわれわれの安全を保障させようとするのは、国家の基本的安全をゆさぶる重大な発言である。

一、郷土予備軍の運営にかんする批判なら甘んじて受けるが、北韓の百三十万労農赤衛隊ならびに武装ゲリラの脅威に対処するために必要不可欠な予備軍を廃止しようとすることは、対共防衛体制に重大な危険を与えるものと見る。従ってこの廃止主張は撤回するよう望む。

一、新民党は全議員の無責任な扇動と非合理的な政策公約を直ちに中止させるべきであるとともに安保にかんする新民党の党論および政策を明らかにしなければならない。

予備軍廃止は北韓侵略助長

丁国防長官、警告

丁来赫国防部長官は四日記者会見し、北韓は手段と方法を選ばずに再侵略の機会をうかがっていると指摘し、このような重大なときに新民党の一部で郷土予備軍の廃止を主張しているのは国家安保に大きな脅威を与えると述べた。

丁来赫国防部長官は四日午前十時、柳根昌国防次官、沈興善合同参謀会議議長、陸海空軍参謀総長、海兵隊司令官それに各級参謀が同席した中で、テレビとラジオの全国中継放送を通じ、北韓の戦争準備状況と郷土予備軍の育成案について次のように述べた。

北韓は、国民総生産額三十六億〝のうち、二四％に該当する七億〝以上を国防費に使用しており、十八歳以上四十五歳までの男子と十八歳以上三十五歳までの女性百四十万人で労農赤衛隊を組織し、毎日二時間以上訓練させ、重武装させるなど戦争準備に狂奔している。

北韓の金日成は二日、第五回労働党大会の報告で、戦争準備を完了したと、公言しており、このような重大な時期に新民党の人士が予備軍の廃止を主張しているのは無分別で責任な線を越え、敵の南侵を誘導促進するものである。また、郷土予備軍の廃止に関する政争は、民心をまどわせるだけでなく、大民韓国を転覆し、全韓半島を共産化すると公言している北韓の金日成を鼓舞激励してやるようなものである。こうした南侵の門戸を開いてやる結果を招くような無責任な新民党一部人士の発言に重大な関心を表明するものである。

国家安保に重大な結果をもたらす二百五十万郷土予備軍の存廃問題を、これ以上政争の対象にしないよう厳重に警告する。

〝いやがらせだ〟

金大中候補語る

金大中新民党大統領候補は、共和党が自分の遊説発言内容を問題化していることにたいし「共和党が野党の政策提示に対し政策で応ぜず、務迫やいやがらせでかかってくるのは大公党らしくないやり方だ」と語った。

一方、鄭海永新民党院内総務は「予備軍廃止問題は党論として決めたものではない。こうした安保問題は与・野関係をはなれて国家としての深刻な問題であるから予備軍廃止問題については党務会議で論議する予定だ」と語った。

政府綜合庁舎が完成

徐彦教総務処長官は、三〇日開かれた国務会議で、新築中の政府綜合庁舎が十一月の末に完工、十二月十五日から政府各部処の入住がはじまると語り、新年始務式は新しい綜合庁舎で行なうと報告した。新庁舎に入住する政府部処は遞信、保社、商工、文教、建設、農林、内務、科学技術庁の八ヵ部処に予定されているが、最終的な決定は十一月十五日に確定する。

主要政府機関を漢江以南へ

総務処は「国営企業体を含み、政府庁舎管理を統制せよ」との朴大統領の指示にしたがい、ソウル市内に所在する百三十六個の各級政府機関のうち、七〇個機関を漢江以南地域に移転することを内容とした政府庁舎統制「マスター・プラン」を立案する一方、「政府庁舎建築規制方案」を大統領令として規制する法的バックアップを急いでいることが、三〇日明らかにされた。徐彦教総務処長官は、この日「政府庁舎統制は位置に重点をおいている」と語り「必要な場合、庁舎統制のための委員会を設ける」とつけ加えた。

同「マスター・プラン」によるとソウルには、政策監督機関と戦時指導機能をもつ機関など六六ヵ機関だけを残し、漢江以南の首都圏地域に移す。

安保、経済、統一基盤

崔外務 来年後の外交目標示す

崔圭夏外務部長官は三日、国会外務委員会で来年度の外務部所管予算案の提案説明を通じ、韓国政府は来年度の外交基本目標を、安保外交と経済外交、それに統一基盤造成の外交におき、より積極的な姿勢で外交活動を進めていくと次のように述べた。

①国家安全保障を強化するため米国から韓国軍近代化のための長期追力軍事援助を受けるよう最善をつくし、駐韓米軍の削減に先立って安全を保障するよう引続き促すつもりである。

②ニクソン・ドクトリンによる非アメリカ化政策にともなうアジア地域の空白状態を埋め合わせるため、対米関係はもちろんのことアジア国家間の協力体制を強化していく。

③輸出増大など経済外交を強化するため、米国をはじめとする先進国との二重課税防止協力を締結する一方、アジアとアフリカ地域国家間の技術と経済協力を土台に新市場の開拓に努力する。

④朴正熙大統領の〝八・一五宣言〟を一日も早く具現させるために、国連外交を強化し、積極的な中立国外交を進めていく。また、中立国に対する北韓の浸透を阻止するため、中立国が左傾化するような事態が発生しても、韓国と公式外交関係を結んでいる中立国に対しては、韓国の国家利益を考慮し、そのときの状況に応じて対処する。また、北韓と関係を結んでいる親共産中立国や一部の東欧共産国ともスポーツや貿易を通じ漸進的な接触をはかるつもりである。

社会漫評

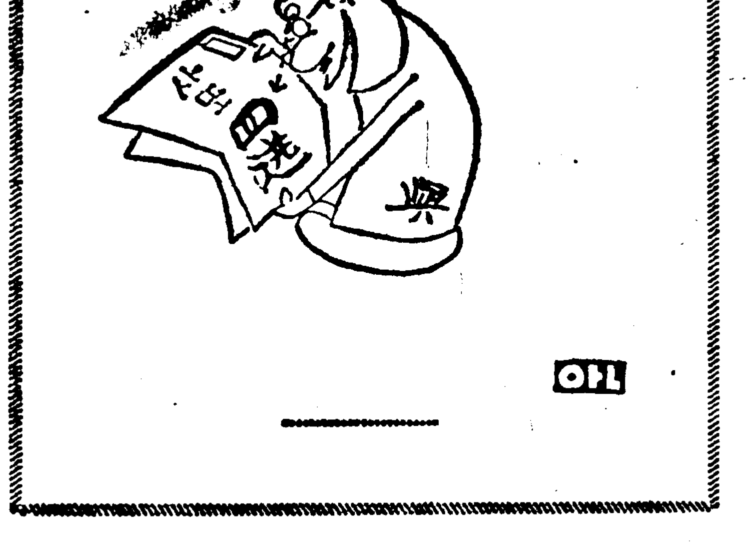

外国郵便為替ご利用案内

大韓民国逓信部では一九七〇年十月一日から、日本国郵政省と次のように簡便かつ安全な郵便為替業務を開始することになりました。皆さんの積極的なご利用をお勧めします。

一、外国郵便為替は、郵便を利用して外国へ送金する制度であり、郵便為替の送達に関しては、韓国逓信部と、日本国郵政省において絶対責任をもって行なう安全で、便利な送金方法であります。

二、外国郵便為替をご利用される方は、日本全国のどの郵便局においても、送金を請求することが出来、郵便局は韓国中央郵便局宛てに、書留で為替を直接送金付致します。

三、韓国中央郵便局では、韓国通貨に換算して、受け取り人宛て書留で送付し、為替を受け取った方は、居住地の郵便局に為替を差し出せば、直ちに現金で支払われます。

四、為替料金、その他のお問い合わせは、最寄りの郵便局で親切にご案内致します。

大韓民国逓信部

永住権申請期限〈1971年1月16日〉がせまっております

朝総連のデマ宣伝にだまされてはいけません！

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本人で安定した生活を営み且つ、自由に祖国を往来しまたは家族を招請するためには、何よりも他の外国人には、願っても得られない永住権を取得するのが最も良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだましている朝総連のデマ宣伝に迷わないで、あといくらも残されていない申請期限が満了する前に、一日も早く永住権を申請しましょう。

永住権は兵役とは絶対に関係がありません。

〈申請方法〉

第二回から引続き、外国人登録している人は次の書類を揃えて、自分の居住している市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するものは、写真二枚だけで他の用紙は上記の役場に置いてあります。

A、協定永住許可申請書　二通

B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書きいれた陳述書）

C、写真（五センチ四方で六ケ月以内に撮影したもの）　二枚

D、家族関係と居住経歴書　二通

〈参考〉

1、手数料は一切無料です。

2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。

3、居住経歴或るいは身分上に何かの問題点があると思われる人は最寄りの民団或るいは領事館又は大使館に行けば親切に案内してくれます。

駐日大韓民国大使館

まだでしたらもよりの民団支部へご連絡下さい。

〈係員がお宅を訪問し永住権の申請について親切にご案内するとともに無料で写真さつえい、代筆などします。〉

東京本部管内各支部の所在地

支部	所在地	電話
文京	文京区小石川二—十一—八	（八一一）三五五五
台東	台東区東上野三—一五—八	（八三三）九九〇四
中央	中央区日本橋茅場町一—六	（六六一）五三七〇
墨田	墨田区太平町一—四—八	（六二二）九四四二
江東	江東区木場六—八—十	（六四四）〇五一二
江戸川	江戸川興之宮二九	（六五七）七五一二
北	北区稲町一—二六九	（九〇一）二六六一
足立	足立区千住桜木町五三	（八八八）八三〇一
荒川	荒川区荒川三—三一	（八九一）〇五五五
葛飾	葛飾区本田立石六—一八—一六	（六九三）一七七一
豊島	豊島区池袋二—一一六七	（九八二）七一六一
板橋	板橋区板橋二—二一—九	（九六一）六五六五
練馬	練馬区豊玉北四—三一	（九九二）五五七七
新宿	新宿区三光町二五（三立ビル二〇三号室）	（三四一）〇二四四
中野	中野区新井二—一—七	（三八六）五五三六
杉並	杉並区梅里二—二四—三	（三一三）七五七五
渋谷	渋谷区宇田川一五	（四六一）五三八二
世田谷	世田谷区下馬町一—七	（四二一）三六〇九
目黒	目黒区青葉台一—三〇—一〇	（七一三）四三七八
港	港区三田四—六—一八	（四五一）六五三八
品川	品川区豊町三—一一	（七八六）一二二四
大田	大田区新蒲田一—六—七	（七三二）七六五一

在日大韓民国居留民団東京本部

東京都文京区本郷三—三二—七
電話八一一—一五三五〈代表〉

韓國統一 展望의 諸問題 (4)

—朴大統領의 「八・一五宣言」을 中心으로—

(東国大法政大副教授・政治学) 李 廷 植

三、「八・一五構想」이 뜻하는 것

言으로 제시하고 있는 구상은 「善意의 競爭」으로써 「開發과 建設과 創造의 競爭에 나설 용의는 없는가」의 제안이다。즉 韓半島의 開發과 建設을 위한 마스터 플랜의 計劃化를 제안하는 가장 民族적인 시사이다。그러나 「單位統合」의 개념에서 본다면 여러가지의 문제점을 안게 된다。첫째의 문제는 再統一 후의 개발과 建設을 위한 質과 量의 문제가 있다。특히 量의 문제보다도 質의 문제(특히 경제성장문제)는 더욱 중대하다。왜냐하면 再統一 이전의 質의 分斷적인 발전은 「單位統合」의 정도의 수준을 낮추기 때문이다。둘째 문제는 그 「善意의 競爭」이 「對立」의 개념이냐 또는 「共存」의 개념이냐의 문제이다。「對立」의 개념의 경우는 보다 非文化적이고、非歷史적이며、政治權力적인 데에 대해、「共存」의 개념은 보다 역사적이고 문화적이며、非權力적일 수 있다。그러나 여기에서는 「共存」의 개념으로 받아들일 필요가 있다。왜냐하면 統一論議의 정당성을 확립하기 위해서이다。뿐만 아니라、統一을 위한 노력과 意志를 담당하는 領導權의 一二重構造적인 모순을 희소한도로 줄이기 위해서이다。

統一에 관한 領導權의 一二重構造적인 모순을 던다는 것은 극히 중요한 일이다。「A 에치오니」교수가 政治적 統一에 언급하여 「統一은 民族主義 이전의 시기、民族主義 이후의 시기、또는 民族主義 그 자체 表明의 시기에서 발표될 수 있다。民族主義 이후의 시기의 統一은 다른 두 시기에서 이룩하는 것보다 더욱 어려울 것이며、民族主義를 표명하는 시기가 統一을 이룩하는데 가장 손쉬우리라는 것은 분명한 것같다」고 말한 바와 같이 領導權의 二重構造적인 모순의 제거는 역사적이고 始源적인 민족의식에의 접근을 뜻할 것이고、나아가서는 역사적인 民族主義의 회복에 보탬이 되리라고 생각되기 때문이다。

「八・一五構想」은 위와 같은 적극적이고 긍정적인 면만을 지니고 있다고 말할 수 없다。그 「構想」은 統一을 위한 意志의 始初적인 行動化라고 본다면、그것은 統一과정에서 無型적인 統一過程임에 틀림 없다。이 無型적인 統一과정이란 곧 統一을 위한 統合權力의 조성을 뜻한다。그리고 그 統合權力의 造成은 크게 나누어 두 과정으로 이루어진다는 것이다。

그 첫째는 능률적인 權力의 구성이고、그 둘째는 능률적인 配分관계이다。첫째의 능률적인 權力의 구성은 다시 그 權力의 종류、質、그리고 相互交流의 요인으로 구성되고、둘째의 能率적인 配分관계는 單位統合의 정도의 수준을 높이는 엘리트主義의 수준을 내용으로 하고、또한 統一에의 意志를 內延化시키는 정도를 내용으로 하고 있다。

보다 큰 눈으로、그리고 보다 接續적으로 본다면 이 統合權力의 造成과정은 統一 또는 再統一이 이루어지는 그 단계 및 再統一 이후의 社會적 성격을 크게 좌우할 것이다。

四、韓國統一의 可能性과 不可能性

韓半島統一의 成敗는 모두가 主觀性과 客觀性을 지니고 있다。그러나 현실적인 입장에서 그 統一은 「보다 어렵다」 또는 「不可能하다」는 것으로 기울어지고 있다고 본다。특히 객관적인 정세는 緊張緩和의 분위기 조성에 따라 成敗의 계기가 一疑적임에도 불구하고 不可能에 치우치는 이유는 어디에 있는 것인가?

오늘날의 國際情勢는 보다 빨리 변화하고 있다。이와 같이 변하기 때문에 손쉽게 예상할 수는 없지만、다음과 같은 것만은 사실인 것같다。즉 국제정치적 現實이 한국의 統一에 관한 문제도 더 現實化되는 데에 시간적 차이가 있어、이 時差가 統一 또는 統一論議에 혼잡을 가져오고 있다는 것이다。특히 駐韓美軍의 감축에 따라、韓・美・日의 三角관계에서 主役으로 등장하리라 예상되는 日本의 역할은 고정적인 것보다도 더욱 流動性을 지니지 않을 수 없게 되어 있다는 것이다。

따라서 統一문제를 주관적으로 말한다면 그 成敗의 판단을 너무나 손쉽게 할 偏見을 가지게 될 것이며、객관적으로 본다 해도 그러한 편견은 크게 작용한다。

韓半島의 統一문제는 民族分斷의 再統一이겠지만、민족된 意志만으로 이룩될 수 없는 한계가 있다。즉 民族의 意志는 分斷을 가져오는 데에 권력작용을 합리화하기도 했지만、再統一을 위한 노력의 과정에서도 分斷상태가 쌓아올린 同一民族의 두 民族觀을 합리화하는 기능을 했기 때문이다。이 同一民族의 두 民族觀이 자라나게 된 이유는 물론 우리의 책임만은 아니다。우리 民族이 統一을 위하여 노력을 쏟는 힘 이상의 보다 큰 힘이 작용했다는 데에 근본적인 책임이 있다고 보아진다。그러한 대외적인 책임은 分斷외 역사가 흐름에 따라 史學者들이 말하고 있는 바와 같이 「韓國歷史」와 「朝鮮歷史」의 개념으로 굳혀지고 있는 것을 미루어보아도 짐작할 수 있다。

그와 같은 분단된 個別적인 歷史觀을 형성시키고 있는 것을 들추어보자면 「韓美相互防衛條約」이라는 배경과 「北傀・蘇」및 「北傀・中共」간의 軍事同盟이 이루어지고 있는 데에서 더욱 두드러지게 찾아진다。

편의상、「北傀・蘇」및 「北傀・中共」간의 軍事同盟의 성격을 먼저 보면、이 두 조약은 文句나 條文의 순서는 다소 다르지만、어느 것이나 「締約國의 一方이、어떤 一國 또는 數個國聯合으로부터 武力侵略을 받아 戰爭狀態에 빠지면 他方의 締約國은 곧 全力적으로 軍事적 및 그 밖의 원조를 제공한다」고 규정하여 軍事援助를 義務化하고 있다。

또한 「모든 重要國際 問題에 대해서 相互 協議할 것」을 約定하여 北傀의 단독적인 행동이 견제받고 있다。그밖에 蘇聯과의 조약에 있어서는 「國際聯合의 目的과 諸原則에 따라」라고 前文에 말하고 있는데 대해、中共과의 조약에서는 「마르크스・레닌主義의 부롤레타리아 國際主義의 원칙에 바탕하여」라고 표현하고 있는 차이를 나타내고 있다 (그러나 이 차이에 관한 관점에 대해서는 다른 기회의 다른 筆者에게 미루기로 한다)。

大物スパイ、告白の記

私は北傀を告発する　姜 大 振　(22)

古里の土を踏みて
兄から自首を勧める

その夜、私はついにまんじりともせず、悶々として暁を迎えた。午前四時起床、私は他の二人の工作員と共に全羅北道担当課長に連れられてヨンダン浦に向かった。

上陸したところは屏風のような絶壁

私はわれわれの乗った黒いセダンの中から人知れず妻と子どもたちの姿をさがしていたが、私は海州駅を過ぎた鉄橋近くの道端に妻と長男の勇逸、長女の明淑が力なく立っているのを見つけた。妻を中にしたこの図は朝明けのもや池の中にたたずむ"父なき家族"のように孤独であった。戦争で父も兄も夫も失った女と子供だけの頼りないあわれな図であった。そして私たちのセダンはその道を走り去ったが、私はいつまでもなく妻子たちも手一つふることができずに黙してその距離を遠くして行った。

それから私たち三人はヨンダン浦から工作船に乗って例のごとく中共の青島湾まわりで、七月九日夜十時ごろ全羅南道のヨンダン郡ホンスン面チマ里コシ浦の沖合いについた。ゴムボートの案内員はわれわれを上陸させると後ろも見ずに母船の方へ去った。そしてまもなくその母船の工作船も黒い海のかなたへ立去って行った。その時、われわれの胸内を走ったものは「これまでの"単夜工作"とは違うのだぞ」という新たなる覚悟であった。

ところが、事実上われわれは進むことも退くこともできなかったのだ。というのは上陸したところはすぐ眼前が屏風(びょうぶ)のような絶壁で、とても登れるものではなかった。そこで止むなく、海岸で三人は一夜を明かし、翌日足がかりをよく研究してからやっと絶壁を乗り越えた。

崔の弟のツルハシとシャベルで…

やっと普通の山道らしいところへ出ると誰かがつけてくるような音がする。われわれは近くの貯水池に飛びこんで葦(あし)の生えているところまで泳ぎ切り、その草むらで一日中かくれていた。

夜八時ごろ、われわれは目的地に向かって進行、南派後六日目にしてようやく第一工作目的地の全羅北道高敞郡コンウン面トゥアン里兄弟洞にたどりついた。崔クンジュの弟崔キョンジュの家のある山である。

夜を待って崔クンジュは弟キョンジュに会いに行ったが翌日の晩キョンジュンはツルハシとシャベルをかついでやってきた。

直ちにわれわれはそのシャベルなどで、崔の弟のタバコ畠に洞くつを掘りはじめ、そこをアジトにこしらえて、その夜からアジト住まいをすることになった。

これでやっと安堵(ど)したわれわれは十八日夜、党中央の連絡局に無電を打って"安着"の報告をした。すると、二十二日、連絡局から返電があって「八月中旬に北に復帰することを原則とするが確定した日付は後に再指示する」といってきた。

崔の父親をも入党させようとして…

われわれは早速、地下党組織に崔の弟キョンジュを"朝鮮労働党"に入党させ、全羅北道高敞郡コンウン面党委員長に任命、仕事のためにトランジスター・ラジオ一つを彼に付与した。そして彼は「地下党組織を拡張するのに最善を尽くします」と誓約した。

七月二十六日の夜九時ごろ、われわれは一人ずつ少しでも多くの者を共産主義者にしなければならぬとの目的で、まず崔クンジュの父親にこれを"強要"するため、その老人を引立てて秘密アジトの方向へ急いでいた。すると向こうから農夫が一人やってくる。そこで老人をそのまま先に行かせ、われわれ三人は農民も通るまいと思われる道の横にはいりこみ樹々の下に伏せていた。だが、その農夫は、ちょうどわれわれのかくれている後ろあたりにつないである牛を連れようとしてきたらしく、こちらへ向かってはいりこんでくる。われわれは息を殺して這いつくばり、死んだふりをしていた。

ところが、何という運の悪いことか、農夫は私の足を踏んでしまったので、私も驚いたが、農夫はもっとたまげたらしく、仰天した声をあげた。しかし、やにわに私は南の軍人のふりをして

「君、軍隊には行ってきたのか」

と聞いた。すると農夫は

「もちろんダヨ。とっくに入隊して、もう除隊したダヨ」

といった。私は案外、落ちついているな、と思いながら、よーし、この男の性分テストをしてやれと「われわれを何だと思うか」ときいてみた。農夫は「ハーナネ……」という風に少しまごついたが「スパイさんじゃないカネ」と答えた。

"農夫"の危機からアジトを移す

反射的に拳銃をかまえたわれわれは一人が農夫の首ねっこをつかみながら「この男をどう処理するか」で協議をした。崔は無条件に殺してしまえ、と力説したが、鄭と私はこれに反対で「やたらに殺してしまうと警察が動き出し、それではわれわれの任務の地下党工作が事実上できなくなるだろう」と主張した。

このとき一人の女が青年を伴って、タイマツを手にしながらその農夫の名らしきものを呼んで牛のいる方、すなわち、われわれのいる方向へやってくる。面倒なことになったゾとわれわれは農夫に「さあ、われわれよりずっと離れたところへ飛んで行けッ。だが、忘れるナ!! もし、密告したらオマエを必ず殺してやるぞ」とおどして、農夫をはなしてやった。しかし、どう考えてみても、あのクソ度胸の農夫は密告しそうに思えてならないのだ。われわれは不安でじっとしていられぬ気持に駆り立てられ、アジトを移すことに決議、第一工作地区であるソンソン面ハゴ里に向かった。そこに私の兄の姜大堯の家がある。

南派五回目でふる里の土を踏む

昼は野宿、夜間だけ歩いて三日目早朝やっとわれわれは目的地についたが、そこはまぎれもなく私の故郷の山々であった。南派五回目で私は奇(く)しくも再びわがふる里の土を踏んだのだ。

その日、私は夜がふけてから、私の直ぐ上の兄である大堯の家を訪ねていったが、出てきたのは見知らぬ人だった。引越したのだと思い、私は長兄の家に足を運び正門の扉を叩いたが、その時私の胸はざわざわと騒いだ。耳をすますと奥の方で「どなたか、おいでじゃよ。出て頂戴!」と誰かを呼んでいる年老いた女の声がした。まさしくあれは母の声!——。私は一瞬、全身の血がドッドッと音を立て逆流するのを覚え、倒れそうになった。忘れもせぬ母の声だ……。北韓の党情報では私の老母はもう死んだと知らされていたのだが、確かに母の声である。すると母上はもう九十歳のいわいを迎えられたはず……。

私は飛びこんで母を抱きしめ、「不孝をお許し下さい」といって思い切り泣きたい衝動にかられたが、南派工作規定で"党からの特別指示がない限り老父母には決して会ってはならぬ"ということになっているので、じっと我慢をして立ちつくしていた。無論、同僚たちの冷静な眼が私を見ていることも意識しなければならなかった。

やがて出てきたのは兄ヨメだった。そばに子どもがくっついて私を見ている。「どなたですか」「一ばん末のオジさんですヨ」「まあ、まあ、オドロイタ」——

「日本の女と結婚している」とウソを

しかし、私は落着いて言った。「いえね、大堯兄さんを訪ねてきたのですよ。お家が変わっているので分からなくて困りましたよ」

すると、兄ヨメは私を近所に住む大堯兄の家にまで案内して行ってくれた。私たちのあいさつは抱き合ってむせび泣く以外に何もできなかった。

そうするうちに、別の兄たちもまた顔や名も知らずにいたおいやめいがぞくぞくと集まってきた。

夜なかも過ぎて、みんなが帰ってしまうと、私は改めて大堯兄と向かい合って座った。兄はまず、「おまえ、どこからやってきたんだ?」と私に聞いた。そして「六・二五動乱のときからぷっつりとおまえの音沙汰がなくなったので家中の者はおまえが戦乱の犠牲になったのだと思い、毎年集まってねんごろに弔(とむら)ってきた……。いったい、どういうわけなのか、話してくれ」

というのだった。私はスパイ教育でよく訓練されていたので落着き払って「私はいま、日本の女と結婚して、日本でいい生活をしていますが、韓日間の国交が正常化されましたのでこうしてたずねてきたのです」とまことしやかにウソをついた。その時の私はそのウソで立派に通しおおせると信じていたのだ。北韓では外国と文通のないのが普通であるから、これまで私が手紙一本出さなかったことを何の不思議とも考えてはいなかったのである。しかし、兄はまず、日本にいたのなら手紙の一本くらいは出すはずであること、こんな夜に到着するのに"何時の汽車で着く"という電報一つなかったこと等々——多くの点で私のことばを信じていなかったのだ。

「北からきたろ」と見抜かれる

大堯兄はウソをつく私の眼をじっと凝視していたが、突然、「おまえ、北からきたんだろー」といった。嘘をつかれてたじろぐ私の手を兄はぐっと握りしめて

「死んだとばかり思っていたおまえが生きていたことは何にもまして嬉しいことだ。(兄は涙を流していた……)だが、君がスパイとしてここを訪ねてきたのだということはその喜びをおそろしさでおおってしまった……。それは許すべからざることでもあるのだ。自首しろ。今からでも決しておそくはないから……。自首する以外におまえの生きる道はないのだ…」

と、私に強く自首をすすめた。しかし、私としては自首なんぞするわけには行かなかった。みずから進んで十七年もの間、忠誠を誓い、わが身のすべてをささげてきた共産主義と金日成同志をそのようにたやすく捨て去ることはできなかった。むしろ、私の方が兄を強く説得して、地下党の組織工作にはいるのが私のなすべきことなのだと、私は思った。

しかし、能弁で博学の兄は私に話をする余裕さえ与えてはくれなかった。

涙ながらに自首すすめる兄大堯

「私はおまえがいま、どういう任務を帯びて南下したかもよく知っている。しかし、南韓にはおまえが足場とできるところは一つとしてないのだ。自首せよ。"自首"すれば、大韓民国ではすべての前科は問われない。そして法的にも身分が保障されるし、生計の心配はない。必ず仕事もあるし、おまえは誰にも拘束されずに自由に生きて行けるのだ。大振よ。私がおまえの死ぬのをみたがって自首をすすめるはずはないではないか。それなら僕は"早く逃げて、越北せよ"というだろう。(それでも私が疑っているのを見抜いたのだろうか……兄は……)僕がおまえにウソをいったことがあるか考えてごらん。おまえが自首したのちに私のいったとおりにならなかったとしたら、私は誓ってみずからの命を絶つ……」

兄は涙にむせびながら、のどをつまらせて、それでも私に「自首すれば生きられるのだ……」と強く自首をすすめるのであった。

北韓に待つ妻子をいかにせん…

私は兄の真実の声を聞いて少なくとも"自首すれば生きることができるのだ"ということをさとった。

兄の切実なる勧告はかたくなになっていた私の心をも動かしたのだったが、しかし北韓には愛する妻と子どもがいる……。そして私の帰ってくるのを心待ちにしているのではないか……。妻や子のおもかげが私の眼前を飛び交い、そして父や夫を呼び哀切きわまる声が私の耳をおそう。私は胸をたち切られる思いに陥った。

(つづく)(SISA)

筆者の姜大振氏は南派された北韓スパイの最大級大物、元北韓軍上佐(中佐の間の位)。最近、韓国に帰順した。

×　×

×　×

日帝に抵抗の先輩偲ぶ

第18回学生の日記念式挙行

ソウル市を始め全国都市では三日、第十八回"学生の日"を迎え学校別に記念式を挙行、かって日本帝国主義に抵抗して闘争した先輩たちをしのんだ。

この日ソウルでは会場の孝昌公園に内外賓と一万三千名余りの学生が集まった中で記念式典ならびに高校教練合同訓練がとり行なわれた。

一方、ソウル大、高麗大、西江、成均館大、延世大など五大学生会幹部たちは、ソウル文理大校庭の"四・一九塔"(一九六〇年の学生義挙の記念塔)の前で記念式を行ない、若い世代の使命を強調する共同宣言文を公表した。

宣言文は「若い知性のため健全な批判と探求の自由を保障せよ」と主張したもので「われわれは無事安逸(いつ)主義とわい曲された個人主義から脱皮して祖国の将来のため、ざん新な若者たることへの再確認をしよう」と述べた。

七百万越南同胞が"望郷祭"を挙行

第一回"在北韓父母祖先敬慕会(望郷祭)"が三十一日、以北五道庁広場(ソウル・奨忠洞)で元北韓住民ら五千名余りが集まった中で盛大にとり行なわれた。この大会は"孝道会"(会長=張承学)の主催で開かれ趙永植(慶熙大総長)大会長は大会の辞を通じ「七百万越南同胞たちは心底から南北統一を祈願しているが、ここに二十五年ぶりで故郷にまします父母・祖先をまつり望郷祭を行なうようになったことは誠に意義深い」と語った。

この大会では北で亡き人となった父母や祖先たちに"望祭礼"をそして生残っている親戚と拉北人士たちにたいしては"望拝礼"をそれぞれ挙行した。

コレラ汚染地域指定を解除

政府は、コレラ汚染地区に指定していた韓国南部の昌寧、密陽両地区の指定を七十六日ぶりに解除WHO(世界保健機構)に通告した。

両地区では八月九日以来、二百六人のコレラ患者が発生、うち十二人が死亡(死亡率五・八%)したが、十月十日を最後に患者は出ていない。

30余人が死亡

春川の昭陽江でフェリー転覆事件

五日午後、江原道春川近くの昭陽江でフェリー船が転覆、二十九人が死亡し六人が行くえ不明になった。

フェリーには約五十人の乗客のほか数匹の牛が乗っていたが、事故の原因は機関室近くにいた牛がモーターの音に驚いてあばれ出したためだという。

ゴヤの「裸婦マヤ」判決で論議

韓国大法院刑事部(主審、洪南杓大法院判事)はこのほど、ゴヤの名画"裸婦マヤ"をオフセットでカラー印刷し、マッチ箱にはって販売したUN化学の申相詰代表(四七)シンウ精版社の鄭用銓代表(五二)両被告に対するワイセツ画製造販売事件上告審公判で「ワイセツ画製造販売の責任を負うべきである」として、上告を棄却、両被告にそれぞれ罰金四万ウォンと二万ウォンを宣告、原審を確定させた。

判決理由は「その絵がいくら名画であっても、裸体画が芸術的な目的以外の商業用などに利用された場合はワイセツ画とみなし、これを製造販売した罪に問わるべきだ」というものである。これに対し一部美術界や法曹界では「名画はどこまでも名画だ」といい、「この判決は後進性を脱皮していない」との見解を表明している。

韓日大陸ダナ会議は物別れ

韓国と日本の間の大陸ダナ境界線にかんする会議が、四、五の両日ソウルで行なわれたが、双方の意見が食い違ったまま結論は出されなかった。韓国政府は大陸ダナの境界は"水深二百㍍以内の領土の自然延長"という昨年の国際裁判所の判例と学説に根拠をおいているのにたいし、日本側は大陸ダナ等距離原則を主張している。

海外国民 戸籍実務講座 (4)

提供・法院行政処

三、其他の添付書類

(1)出生申告~父が婚姻外出生申告する場合は、母の戸籍謄本添付(例規一八)。

(2)婚姻入籍申告~戸籍謄本(令四)。

(3)死亡申告~死亡診断書または検案書その他死亡の事実を証明できる書面(法八七)。例~埋葬申告書受理証隣接近二人以上の証明書(例規三八三)。

(4)遺言認知申告~遺言書謄本、遺言録音を記載した書面(法二六四)。

(5)遺言による入養申告~入養に関する遺言書謄本、または遺言録音を記載した書面(法六九)。

(6)遺言による後見人指定申告~遺言書謄本または遺言録音を記載した書面(法八五)。

(7)国籍喪失申告~国籍喪失を証明できるような書面(法一一〇)。

(8)官公署による国籍喪失の報告~国籍喪失を証明する書面(法一一一)。

(9)禁治産者の申告~医師の診断書(法三一Ⅱ)。

(10)胎児の戸籍相続申告~診断書(法七九)。

(11)戸籍相続人である胎児の死産申告~医師または助産員の検案書

(12)転籍分家申告~戸籍謄本(法二〇七、二一四)。

(13)本籍不明者、または無籍者の就籍・入籍申告~在外国民登録謄本(令四)。

二、添付書類に関する注意事項

(1)戸籍法上添付書類を要する申告において、その添付がない場合は、受理しない。しかし戸籍法施行令第四三条または其他例規等により戸籍謄抄本証明書の提出を請求することができる場合は、その提出を拒否されても申告書、申請書の記載内容が適法であると認められれば受理しなければならない。

(2)申告書の記載事項と添付書類の記載が一致するか否かを慎重に審議しなければならない。

(3)添付書類は申告書の各通に添付する(例規一九一)。

(4)添付書類は申告書と同じく戸籍記載のため他の市邑面の長または監督法院に送付しなければならない。

第三、申告書の受理

一、申告書の受理・不受理

戸籍の申告は個人相互間の法律行為と異なり戸籍事務管掌者である市邑面の長に対し行政上の処分を要求する公法行為である。したがって戸籍に関する申告書が提出された場合接受印を押し(令)市邑面長は、その申告書が法律上適法であるか、即ち申告人は民法および戸籍法に規定された形式的法律的な体裁を備えているか、否かを形式的内容審査権により決定しなければならない。この決定中には申告事項が適法だと判断し、接受を認容する行政処分を受理といい、申告書が不適法であると判断し接受を拒否する行政処分を不受理という。従って単純な申告書類受領の事実である接受とは異なるまた受理は申告書を申告人から最初に受領する場合の行為である他の市邑面長が受理した申告書を送付してその送付をうけた市邑面長は受理という行政処分をすることができない。

二、申告書の審査権

市邑面長の戸籍申告についての審査においては、一般に形式的審査権と義務があるとの点に対して異議がない。

形式的審査権とは、戸籍申告または、申請に対する審査の方法で申告書に添付された証明書類および関係戸籍簿など限定された資料により審査しなければならないことをいい、審査の対象とするものは、申告書の形式的要件に内容的に報告的申告事項においては、事実(出生、死亡、離婚、罷養の審判確定など)の存在であり、創設的申告事項においては、本人の意思(婚姻意思、離婚意思等)の確認であるという。従って市邑面長は、申告申請を受理するにおいて次の事項を検討しなければならない。(イ)申告書の記載事項が具備されているか。(ロ)申告人が民法戸籍法其他の法令に適合するか。(ハ)申告人に申告資格があるか。(ニ)代理人に代理権がある。(ホ)申告場所が間違っていないか。

三、受付帳

(一)受付帳に記載する書類

(イ)戸籍法第17条に規定した書類

(ロ)市邑面長が職権を以って記載または訂正する場合の許可書

このような戸籍申告があっても正当な理由があって受理しないとか、あるいは、他管から申告書の送付があっても内容の不備で返送するものは、記載を要しない。

(二)受付帳に記載する時期

(イ)戸籍担当者が申告書などを審査して受理することを決定した時

(ロ)他管から送付された場合は、それが適法な申告であると認定する時。

(三)戸籍受付張の記載要領

(イ)受付番号=受付番号は、本籍地外を問わず、順番に進行番号を記入する。

受付番号は現実に受付帳に記入する時の進行番号をつけなければならない。

受付番号は、毎年これを更新しなければならない。

(ロ)区別=区別欄には、本籍地(本籍人)と本籍地外(非本籍人)に区別して記入する。

(ハ)件名=事件の種類は、戸籍法第四章第一節乃至第十六節に掲記した時件の区別に従って定められ、申告の追完および戸籍訂正も別個の種目で定めなければならない。この事件の種類および種目が件名である。

(ニ)受付月日=市邑面で現に申告を受領した月日を記入する。従って他の市邑面から送付された申告も送達をうけた月日を記入する(受付主義)。しかし申告書類が不適法のため受理しないで返送する場合は、訂正して再提出してもまた新たに受付しなければならない。また受付帳は、申告があったことを立証する資料になる。

TOKYO⇔SEOUL——週11便
■毎日便PM16:30
■月・水・木・日曜便AM11:00
大阪⇔ソウル線 週9便■東南アジア線 週6便
東京⇔ソウル線が11便にアップ!従来の毎日便午後4時30分発に加えて月・水・木・日曜日には午前11時発。
ビジネスに観光にますます便利になった大韓航空のサービスはきっと皆様にご満足いただけることと思います。お客様のご要求をみたした週11便。ボーイング707/720大型ジェット機が快適な空の旅をお約束いたします。
大韓航空
KOREAN AIR LINES
●東京支店:東京都千代田区丸ノ内3丁目4番 新国際ビル TEL.216-9511~5 ●大阪支店:TEL.252-4044~5 ●福岡支社75-0156~7

BANGKOK
SAIGON
HONG KONG
TAIPEI
CHEJU
FUKUOKA
PUSAN
OSAKA
KAL

(1965年7月27日第3種郵便物認可)

在日本大韓民国居留民団
綱領
1. 우리는 大韓民國의 國是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 權益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 國際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行週刊紙

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

11月25日 水曜
<1970>
週刊・毎水曜日発行
第2428号

発行所 民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒113 振替口座 東京 [illegible]
購読料 1ヵ月100円・特別1000円

韓日経済協力に転機
国家利益に導く考慮を

本国新聞論調

対日貿易の逆調幅は、政府の必死の"改善策"にもかかわらず、ますます深刻になってきている。韓銀統計によると、六九年の貿易逆調幅は六億二千万ドルに達し、六五年の一億一千三百万ドルに比し五・四倍となっている。これはこの期間に輸出も三倍にふえているが輸入が四・五倍にふえているためである。また、総貿易逆調にたいする韓日貿易逆調の比重も毎年増加の一途をたどっており、六五年には四三%だったのが翌六六年には四九%さらに六九年には五二%にまでなっている。韓銀はこうした数字をふまえて、政府に"総合的な対日貿易逆調改善策"を促求、韓国のノリ、米、衣類などを自由化品目にするよう日本に要求し交渉すべきだと主張した。

六五年の韓日国交正常化を契機として、よい意味にしろ、悪い意味にしろ、両国間の経済関係が急速に拡大されてきたことは誰も否定しえないことである。中でも経済交流関係の刮目すべき増進は決定的に韓国民経済の展開方向に対してまで大きな影響を及ぼしているといっていい。

六四年までの資本協力関係はあとにも先にもたった一件で三十八万ドルにすぎなかったが、六五年以来、これは加速度的にふえはじめ、六九年末には百六十一件、五億一千五百万ドルに達した。一方、六四年の対日輸入実績は一億一千万ドルであったのに対し、六九年末には七億五千三百万ドルにのぼったし、六四年に三千八百万ドルであった対日輸出は六九年末には一億三千三百万ドルとなった。

外国人投資認可の71%は日本

わが国の経済開発計画の推進と生産力の発展に対し、さらに国民生活における面にまで日本資本と日本商品が占める比重はきわめて大きなものである。そしてそれは、こんご一層加速度的にふえるだろうとみて間違いなかろうと思われる。それがどのようなものであるかは今年にはいってから十月末日までの外国人投資認可許可分をみるとよくわかる。すなわち総八十四件の新規投資のうち米国は二十件、その他は四件にすぎないが、日本のそれは六十件に達している。

しかし、問題はやはり協力関係のこうした急進的な増進が総体的にせよ個別的にせよ、必ずわれわれの国家利益に相付するものだったかどうか、という点にある。協力関係の量的拡大が、そのまま今日自由世界第二位の経済大国にのし上がった日本経済に対する依存関係の拡大に帰結される種のものであるとすれば、"逆調"間の依存関係が持つ危険性からしてもわれわれは深く省察しなければならない。そして協力関係の加速化がいっそう催促される気運にある現在、この時点こそ、このような危険性に対備する政策方向について再検討しなければならないときだとわれわれは考える。

韓日協力委の意義と性格…

最近、ソウルで韓日協力委の第五回常任委員会が開かれたが、両国の政界に大きな影響を及ぼしている現役および退役した大物級の政治家や財界人士で構成されたこの協力委はたとえ民間ベースの性格を持ってはいるがそのために、かえって公式対話での期待をすることがむつかしい、また他の"政治的"意味を持ったものとの認識をわれわれは持っている。だが、いずれにしろ、日本側がこの常任委会議で[illegible]を貸与するという決定を伝えてやわらかい雰囲気を助成しながら、互いに好感の対話を持つことができたということはよいことだったと思う。それが公式チャンネルではないだけに、そこから何らの具体的決定を期待するというものでもなかったし、またこんどの協力と増進を両国の国家利益に相付するよう導いて行くために虚心担懐に意見を交換することができたもようで、それだけでも、その意味は十分あったと思われる。

日本提示の努力を国家利益へ

しかし、より重要なことはそこで提示された日本側の努力方向に持ってくるかという点である。論難の多い貿易逆調の是正問題はいうまでもないことだが、資本協力の内容においても特に直接投資の激増がわれわれの国内投資にどのような影響をもたらすだろうかという点を深思熟考しなければならない。

たとえば、こんど日本側が提案してきた石油化学の直接投資が蔚山に建設中のそれとどういう関係を持つものか、を考えなければならないし、また、進んではこのような成長産業に対する日本資本の大挙進出をただ"多々益善"とだけ喜んでいるわけには行かないのである。

要するに両国協力関係のこれまでの量的増進を質的に転換させるときがきているとわれわれは考える。そして、そのためにはどのような"転機"が必要であるか――これが重大な問題である。

（朝鮮日報＝SISA）

赤字幅漸の傾向減
国際収支の見通し明るい

国際収支改善を図る政府の強力な緊縮政策実施により経常取引き赤字幅は漸減しており、こんごの国際収支見通しは明るくなった。

韓銀によると、今年にはいってから九月末日現在まで、国際収支上の経常取引き赤字幅は二億一千六百二十五万ドルで、昨年同期の赤字幅二億八千百五十六万ドルより五千五百三十一万ドルも減っている。

今年にはいってからの貿易赤字幅は一億七千九百三十三万ドルで、これは前年同期間の二億四千六十九万ドルより六千百三十六万ドル減っているが、貿易収支面をみると緊縮政策に基づく輸入抑制措置により今年の赤字は四億九百五十九万ドルで、前年の赤字五億二千三百二十六万ドルより一億一千三百六十七万ドルも赤字幅が減っている。

なお、韓銀当局者は、さる一・四分期中には経常取引き赤字が一億九百五十八万ドルに達し「少しも改善されなかった」と指摘、しかし、二・四分期中には赤字幅が六千三百九十七万ドルに減り、さらに三・四分期中には五千二百七十二万ドルに減ったと述べた。

対日貿易逆調 幅さらに拡大

政府の対日貿易逆調改善のための努力にもかかわらず逆調幅は毎年一層深化する傾向を見せている。

韓銀によると、対日貿易逆調幅はさる六五年には一億一千三百万ドルであったのが六九年には六億二千万ドルに達し、五・四倍にふえた。これは同じ期間中に輸出が三倍にふえたのにたいし輸入は四・五倍にふえたためである。

総貿易逆調にたいする対日貿易逆調の比重も毎年ふえ、六五年の四三%が六六年には四九%、六九年には五二%へと拡大した。

韓銀当局者は対日貿易逆調改善を図るためには総合的、根本的な対策が必要であると語り、特に日本が韓国の自由化を実施しながらも韓国の主要輸出品であるノリ、米類、衣類などを自由化しないことに主な原因があると述べた。

国語講習会

民団東京本部文教部では、二世青年学生を対象に、韓国語講習会を左記のとおり定期開催しております。ふるって参加して下さい。とくに初級者を歓迎します。

日時…毎週火曜日・土曜日（午後六時から八時）
場所…民団東京本部三階
講師…張暁先生

問合せは・民団東京本部（電話八一一—一五三五番）

予備軍廃止の代案発表
政府の改善策にかなり接近

安保論争一旦おわる

[illegible]

選挙法改正交渉妥結
与・野の重鎮会談で合意なる

[illegible]

合意された内容

[illegible]

五年間に毎年一億ドル
国軍近代化への米援助
韓米軍事会談合意

[illegible]

韓国軍装備近代化へ特別軍援を要請

[illegible]

米軍の全面撤収ありえず

[illegible]

金鍾泌氏が訪米

[illegible]

東パキスタンへ救護金一万ドル

[illegible]

北韓の戦争準備へ 海外暴露総会へ

[illegible]

郷土警備隊を組織
代案内容

[illegible]

東亜漫評 白寅洙

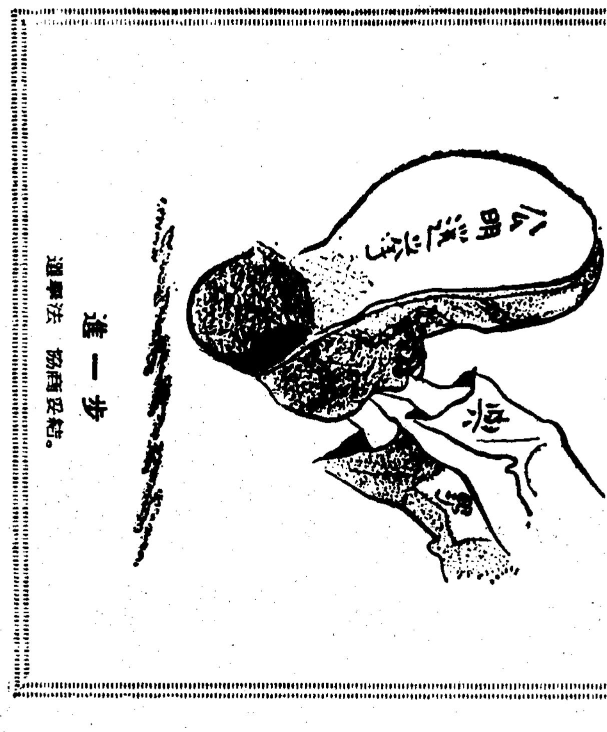

進一歩
選挙法 協商妥結

桜苗木売ります

一、種類	大山桜・白・薄紅	
一、年色	二年生・一米五十	
一、寿命	八〇年以上・一番長命で	
一、植える時期	十一月より十二月中旬まで、及び北は四月より五月中旬	大田市以北は四月↓五月
一、農場名	比企伎神苗園	
一、場所	仙台・名取・宮城県 [illegible]	
一、日本連絡所	沼津市西条町二〇一 支配人 安相鎬	

園主 李沂東
TEL ○五五九（62）六八一五八三

朴正熙大統領の指導理念と、烈々たる愛国心！

朴正熙選集 全3巻

申範植＝編集
全3巻セット価 ¥2,500

①韓民族の進むべき道 A5判・260頁 ¥780
I 人間改造の民族的課題
II わが民族の過去を反省する
III 韓民族の受難の歴史
IV 第二共和国の「カオス」
V 後進民主々義と韓国革命の性格と課題
VI 社会再建（国家）の理念と哲学

②国家・民族・私 A5判・280頁 ¥820
I 革命はなぜ必要であったか？
II 革命2年間の報告
III 革命の中間決算
IV 世界史に浮き彫りされた革命の各種様
V ライン河の奇蹟と不死鳥のドイツ民族
VI われわれと米・日関係
VII 祖国は統一されるだろうか
VIII われわれは何をいかにすべきか

③主要演説集 A5判・380頁 ¥900
I 協同の大洋に結集しよう（外交）
II 前進する歴史の潮流の中で（社会・文化）
III 炬火は燃えている（産業・復興・経済）
IV 自分の国は自分の力で（反共・愛国・国防）
V 着実な前進（政治）

第1巻では大統領の指導理念と韓国の苦難の歴史を物語り第2巻では大統領の熱烈な愛国心と祖国統一に対する熱情を伝えている。第3巻では韓国の近代化と、明日に向かって前進する国民の先頭に立つ大統領の、自信と希望に満ちた演説を聴くことができる。（全3巻同時発売中！）

鹿島研究所出版会・発行
107 東京都港区赤坂6-5-13 電話582-2251

韓国総人口31,460,994名

ソウル550万で世界第10位

増加率鈍化・大都市集中の傾向

数は、[illegible]世帯に、[illegible]千一百四十六万九百九十四名でこのうち男子は一千五百七十八万五千七百五名、女子は一千五百六十七万五千二百八十九名で住宅数は四百四十三万九千八百四十五戸、そしてソウルの人口数は五百五十万九千九百九十二名に達している。

さる十月一日実施された第十回総人口ならびに住宅センサスの中間集計で明らかになった人口ならびに住宅動向の特徴は、まず人口増加率の減少、第二に都市集中化[illegible]人[illegible]世帯の分化、第三に核家族化、第四に無住宅帯の激増などであり、また、五百五十万名のソウル人口は、世界大都市のうち東京、ニューヨーク、ロンドン、上海、モスクワ、ボンベイ、カイロ、サンパウロ、北京につぐ世界第十位を占めている。

人口ならびに住宅センサスの内容はつぎのとおりである。

市道	総人口	男	女	家口数	住宅数(棟)
全國	31,460,994	15,785,705	15,675,289	5,857,943	4,439,845
ソウル	5,509,992	2,750,952	2,759,041	1,091,015	593,370
釜山	1,878,785	939,967	938,818	371,922	212,596
京畿	3,361,730	1,687,362	1,674,368	641,281	482,925
江原	1,873,908	960,632	913,276	352,493	287,523
忠北	1,483,153	755,041	728,112	262,184	228,256
忠南	2,863,686	1,447,727	1,415,959	500,267	432,569
全北	2,433,819	1,215,400	1,218,419	427,332	365,519
全南	4,009,236	2,013,364	1,995,872	703,932	599,768
慶北	4,564,572	2,287,484	2,277,088	850,301	668,158
慶南	3,116,805	1,552,813	1,563,992	574,219	497,811
済州	365,307	174,963	190,344	82,997	71,350

人口増加率の減少

第九回人口センサスが実施された一九六六年から七〇年までの四年間の年平均人口増加率は、一・九二%で第二次五ケ年計画で推定した二・三%よりは著しく低い数字でありこれは家族計画の普及で人口増加が抑制されたものと解釈される。

都市への集中化

市・道別人口におけるソウルは五百五十万名で一九六六年に比べ七十年が四五・三%である百七十一万も増加、釜山は百八十七万八千名で三一・八%の四十五万二千名がふえるなど十一個市・都のうちソウル、釜山、京畿、済州、江原、慶北など六個市・道の人口は増加しているが全南北、忠南北、慶南など五個道の人口は、反対に四年前に比べ減っており過密と過疎の現象がはっきりしている。

核家族化の傾向

一世帯当りの人口は、六十年の五・七一名から六六年の五・六八名、七十年は五・〇五名で漸次大家族制から夫婦を中心とした核家族化していくことを示している。とくに地域別では、ソウルならびに釜山の一世帯当り人口が五・〇五名で、一世帯当り五・七二名である忠南より〇・五七名も少なく全国でもっとも低い比率をみせている。

早ければ年内にも帰日

金載華氏元気に語る

さる六七年六月の総選挙のさい新民党全国区候補であり元在日居留民団中央本部の団長であった金載華氏は、さる八月の大法院判決で無罪が確定されてからソウル拘置所の寄宿先で迎えに帰国した金夫人とともに日本入国の準備を急いでいるが、このほど往訪の記者に大要つぎのとおり語った。

事件以来、在日同胞のみなさんに心配をかけてすまなく思っていると同時に私に寄せられた多くの同志諸賢の好意に対しては深く感謝の意を表したい。日本入国については現在、韓国側への手続きは完了し日本入国の申請もすませておるので早ければ年内にも親しい在日同胞みなさんに会えると思う。

一段日本に帰ってから暫くして永住帰国するつもりだ。今後とも政治運動をするかしないかは、あくまで在日同胞みなさんの意志にまかす考えである。

なお、金載華氏は往年の闘志はいまも変りなく在日居留民団組織の動向や在日同胞たちの権益について深い関心を示しながら論談風発。「君、このステッキは、身体が弱ったためにもって歩くのではないよ」と健康を誇るが如く元気に話していた。（写真は金載華氏夫妻。十一月二十日ソウル大然閣ホテルまえで）

おり大都市無住宅世帯の核家族化現象をはっきり示している。

無住宅世帯の増加

こんどはじめて実施された住宅センサスでわが国の総住宅数は、四百四十三万九千八百四十五棟でこのうち現世帯は四百三十六万六千二百四十二戸、同居世帯ならびに非住宅世帯は百四十九万一千七百一戸で無住宅比率は二五・五%に達しておりとくに市・道別ではソウルが四六・五%、釜山が四四・一%など高率をみせている。

大物スパイ告白の記

私は北傀を告発する

(23)

姜　大　振

妻子を思い決断つかず

野宿の山中で苦悶の一夜

自首の前夜

私は妻子をいとおしく思う心と大堯兄の心からの勧告の板ばさみになってそのひとときを苦しんだ。いったい、私はどうすれば一ばんいいのだろうか……。

ひきとめる兄の手をふり払って

大堯兄は幼いときから最も私を可愛がってくれた兄だった。そして年が近かかったせいか、私の気持を一ばん理解してくれた。

幼いころ、私が私よりずっと大きい"いじめっ子"に泣かされて帰ってくると、堯兄は私の手くびをぐいとつかんで外に飛び出し、そこでまだ威張りちらしているガキ大将に猛然とおそいかかり「小っちゃい子をなぐったなッ。クソーッ。みておれ」と相手が降参するまでなぐりかえしてくれた。その愛情深い兄が「おまえを生かしたければこそ、自首をすすめるのだ……」と、落ちる涙を払おうともせず、語ることばにウソはないはずだ……と私は思う。

しかし、私はここで私の心の動揺を整理する余裕を持っていなかった。大堯兄の家の門の外では崔と鄭が"待つこと久し"と首を長くして私の様子をうかがっている。私はただ、大堯兄に「よく分かりました」と言っただけで、その忠告に対してはイエスもノーもはっきりさせず、手まねで"外に同僚がいるから、その話はこのへんで止めて下さい"と頼むような恰好をした。そして私は、私を引きとめる兄の手をふり払って、兄の家を出たのだった。

崔と鄭をサンテ峯に案内しつつ

このあたりの地理にくわしい私は崔と鄭を案内して二キロほど先のパンション里の前方にあるサンテ峯という山に登って行った。山中でしばらくこもる以外に方法はないからだ。

その夜、われわれ三人は山の中腹の小さな松の木がたくさん茂っているところで野宿した。私は自分が重大な岐路に立っていることを感じるにつけ眠りにつくことができなかった。

私は自首しようか、すまいか、の自問自答で苦しんでいたが、何より私は南派工作員として重大な危機にさらされていることに気付かぬわけには行かなかった。第一に私は大堯兄を抱きこむこともできなかったばかりでなく、親戚中がみんな私が北からやってきたということを知っている……。

第二にもし私がこんどの南派に失敗すれば党の連絡局は決して私を許しはしないだろう。すなわち多くの南韓出身者がこうむった悲惨な終末が私にもやってくる……。連絡局はその計画を冷たく私の上にも実施するだろう。そして第三、私はいま九十の齢（よわい）を迎えられた老母に十七年もの間、不孝をし続けてきた"人の道"にはずれた人間だ。北韓の党の調査と情報はウソで、私に故郷を忘れさせるために母は死んですでに亡き人と、まことしやかに私に伝えたのだ……。だが、まだ生きておられる母上の声をこの耳でしかと聞きながら再び私は"人の道"に反することができようか。そしていったい"何の道"のために北のあの鬼窟（くつ）に舞い戻って行こうとするのか。

誰が誰を解放するのか?との疑問で

第四に私のスパイ任務は、われわれが"南のあわれな人民を解放させる"ための下工作だった。だが、私の郷里にやってくるまでの間に私が見聞きしただけのものでなく、感じ取ったものまでを加算してみると、南の様子は北の共産主義者たちがいっているように悲惨なものではない。（南の人民が飢えと圧迫に苦しんでいるというのは党のヤツらの"宣伝"だったのだ…）金日成と共産主義が"南を救う"というのは、いったい南の何をどう救うのか? そして"解放"とは誰が誰を解放させることをいうのだ?

第五に大堯兄のいうことはみんな本当に違いない。彼は決してウソをいう人間ではない。私は不肖の弟だ。もし私がここで大堯兄のいうことをいい加減にして油にふれば"不肖の弟"はいっそう取返しのつかぬことをしてでかしそうだ……。

私の脳裏は次から次へと起きてくる悩みごとでわれそうになった。

生死の岐路に立って

結論としていえることは、私が生死の分岐点に立っているということだった。ちょっと判断を誤れば私はみずからを殺すことになるのだ。六・二五動乱のときに越北した人ひとりで今日まで北で生きのこっている人間は千人に一人もいないのである。すなわち、私は千対一以上の激しい生存競争に勝って生き抜いてきた人間なのである。思えば、十七年間の苦労は本当に骨身をそぐし削るようなきびしいものだった。ああ、その苦しみの中で作ったたった一つの憩いの場、それは家庭だ。妻と子といとしさに北に帰りたいのは山々だが、しかし大堯兄を抱きこむこともできず（他の人を抱きこむことはさらに不可能なことだろう……）このまま、おめおめ北へ帰れば、私の運命はどうなるか。いわずと知れたこと。最少限に見積もっても、私はもう家族とは平和にいっしょに暮らして行けないような状態に落とし入れられるに違いない。南派、追放……。

だが、恐らく、北の党幹部は七度、八度……幾度でも、私が死ぬまで南派させることだろう。そして私はその度に党と金日成に忠誠を誓いながら切れそうな綱と知りつつその綱にのぼる曲芸師のように、綱が切れるまで同じことを繰り返すだろう……。

崔が大便をしているスキに打診

私は同僚に気付かれぬようにして、さまざまのことを考えたが、ふと、崔が木陰へ行って大便をしているスキを見出して鄭に話しかけた。

「仕事はそうたやすくないよ。連絡局で指示されたとおりにはとても行かないよ」と。崔は残忍な性質の上、考え方が単純で愚かでさえある。しかし、この鄭はずっと私の直属の後輩であったし、また海州で私の家の隣に住んでいたこともあり、崔よりはずっと気心が知れている。

ここで私はさらに「運動の方向を変えてみた方が賢明かも知れないよ。新しい出発ということも考えうることだし……」

といって、遠回しに鄭の意向を打診してみた。私としては鄭は崔と違って事理をわきまえ、また判断力もある男だと踏んでいたのだが、万一の場合を考えて、はっきりした言方はできなかった。

だが、鄭は何も答えようとしない。私もすぐに話を切替えて、ただ、心の中で鄭が賢明な判断をしてくれるよう願うのだった。

それからしばらくして、私が樹木の茂みの奥で、大きい方の用を足して帰ってくると、崔が私に拳銃をつきつけ、ひざまづかせ「今から三人組党細胞総会を開く」といった。

拳銃で"自己批判"せまる

そして崔は、私が少し前に鄭に言ったことに関して"自己批判せよ"と命令した。内心、私はあわて、また鄭に対する憤怒で胸が煮えくりかえったが、表面ではわざと落ちついてみせ「これは、何ということなのだ? いったい、このオレを何だと思っているのだ」といきまいた。そして私はゆっくり坐りながら

「率直にいって私は崔クンシュは絶対に信用のできる人間だと思っている。しかし鄭永煥を信じることはできなかった。まず、私が気付いたのは鄭永煥の昨晩の挙動である。自分の郷里が近着いてくるにつれ鄭は自分の老父母のことを思い落着きを失った。そこで私は昨夜、鄭に"金日成同志の赤い戦士が革命課業半ばで、故郷の老父母のことなど考えてはいけない"と言おうとして止めた。それより、鄭をテストしてみるべきだと思い、さっき鄭を試験したのだ。しかし、私は嬉しい。本当に嬉しく思う。鄭は私が考えていたよりずっとしっかりしている。鄭には"心変わり"などなく、いや金日成首相に忠誠であることがはっきりした。心から喜んでいる」

と、冷静にスラスラとしゃべった。実は、こんなこともあろうかと、私は大便をしながら"うまい弁明のことば"を考えていたのだった。

二人とも私の弁明にだまされる

崔クンシュは拳銃を引込めながら「姜先生、まさか、こりゃ、芝居じゃないんでしょうな」

「ナニッ。芝居ッ?そんなことも見抜けなくて、地下党組織をしようとするのかッ。とんでもないこった……」私は大声で怒鳴ったあとで静かに「あんたがたは、これまで共産主義革命の大課業に、私が尽くしてきたほどの"忠誠"を実践してきましたか?、私が行なってきた、今日までの数々の革命課業の実践……。いったい何のために私がそれをやってきたと思うのです?、崔先生、私が生命の危険もかえりみず、何のためにあなたの生命を救いに出かけたと思うのです?」と、しかも怒った調子で反問した。すると、崔と鄭はぐっと私の手を握りながら「すみません、姜先生。どうか、お怒りにならないで下さい。われわれは経験が少ないのでわからなかったのです。どうか広い雅懐でご理解下さいますよう……」と、一生懸命になってあやまるのだった。

結局、崔と鄭は私の"弁明"にだまされたわけである。

（つづく）

筆者の姜大振氏は南派された北韓スパイの最大級大物、元北韓軍上佐（中佐と大佐の間の位）。最近、韓国に帰順した。

（SISA）

過酷な労働条件に抗議

ソウルで一青年が焼身自殺

このほどソウルの一青年が、過酷な労働条件と労務当局の不誠実な責任回避に抗議し、白昼市内で焼身自殺をはかるという事件があった。東亜日報など本国各新聞は事件翌日の十四日付でいっせいにこのニュースを大きく取り上げ、雇主達の「非人道性」と当局の無責任な措置を鋭く追及しながら、この事件が国民の間に大きな波紋を投げかけたと伝えている。

焼身自殺をとげたのはソウル中区乙支路六街にある平和・統一・東和商店街などの被服製造従業員八千余名の新睦団体、三棟会会長の全泰壱氏（二二・裁断師）。これら被服製造の職場はどこも月平均三千円の低賃金、一日平均十三時間から十六時間の過重労働に加えて職場環境の悪さから従業員の疾病がたえない。そこで、一週四十八時間の勤労時間、最低賃金を規定した「勤労基準法」にてらし労働条件の改善を要求する従業員たちと雇い主たちとの間で、かねてから紛糾が続いていた。

事件当日の十三日も全氏は会員十余名と「企業主は勤労基準法を守れ」、「われわれは機械ではない」などと書いたプラカードを掲げて国民銀行平和支店前の路上ですわり込みを始めた。午後一時半頃警察官がこれを制止に入ると、全氏は用意していた石油を全身にかぶって焼身自殺をはかり、同夜十時すぎ息をひきとった。全身火だるまになった全氏は、「縮小勤労法」という本をにぎりしめながら「日曜は休ませてくれ」「労働時間を短縮しろ。自分の死をムダにするな」と、口走っていたという。

"私の死を無駄にするな"

（東亜＝14日）三年前大邱で高等学校を卒業、上京した全氏は、平和市場等の被服店で裁断を習っていたが、昨年九月、被服製造従業員たちの親睦団体である三棟会を組織、会長職を引き受け従業員の処遇改善のために闘かってきた。この間、業主から解雇され休職状態にありながら勤労基準法の遵守を要求、去る五月再び復職すると今度は世論調査を行なったため、従業員たちを扇動したとの理由で再び解雇された。しかし企業主達が相変わらず従業員達の処遇改善に対して不誠実な態度であるのを見て焼身自殺したものである。

全氏は去る九月初め、百四十余名の同僚従業員を対象に待遇の実態を調査し、これを根拠に従業員の勤労条件改善をソウル市と労働庁等に申請していたが、これという改善の動きがないため、この日も抗議のために、ろう城をしていた。

一方、この日午後二時三十分頃には、同信商店街の裁断師崔鍾寅氏（三八）等六名の被服製造従業員達も、乙支路六街の国民銀行平和支店前で「われわれは機械ではない」という内容の血書をかかげて待遇改善を要求するろう城を十分間くり広げたが、警察の制止を受け連行された。

労総声明　当局に理解を要請

非人道的事業主を糾弾

韓国労総（崔竜洙委員長）は十四日、平和市場従業員の勤労条件改善を求めた焼身自殺に声明書を発表、青少年女子勤労者を劣悪な職場環境で、低賃金と重労働で働かせている平和市場、東和市場、統一商店街等の非人道的な事業主を糾弾するとともに、政府と企業主および一般世論の労働に対する理解と協力を要請した。

ソウル大に休校令

過酷な労働条件と当局の無誠意に抗議した全泰壱氏の焼身自殺をきっかけに二十日、韓国では学生デモが起ったが、その中心になったソウル法大、文理大に、デモの続発を封ずるため同日付で休校令が出され、各大学前には二十一日朝警察隊が出動、学生の登校を禁じた。一方、法大図書館には一部学生が抗議ろう城中である。

抗議デモ行う

有名大学生ら

全氏が労働条件の改善を訴えて焼身自殺した事件は、韓国内に大きな衝撃と波紋をなげかけているが、二十日ソウル大など市内の有名大学で全氏の追悼集会や、抗議デモがいっせいに挙行され、取締まりに出た警官隊と衝突、四十人の検挙者と多数の負傷者を出した。また一部の学生は大学構内にろう城抗議を続ける構えをとっている。抗議に立ち上ったのはソウル法大、同文理大、高麗大、延世大、梨花女子大などの学生で、勤労大衆の労働条件改善を要求している。学生がまとまった行動に出たのは昨秋の改憲問題以来のことである。

労働基準法の改正を急ぐ

労働庁では、労働基準法をきたる十二月からは十人以上の業体にも適用することにし、現在全国に六〇人の各市・道労働監督官を百二〇人に増員するため労働基準法を改正することにした。労働庁はこのほど三日間にわたって実施したソウル市内の平和、東和、東信の三カ市場の全面調査で、作業環境改善と有給休暇を実施していない三〇カ業体を摘発、労働基準法違反の容疑で立件した。労働庁は上記三カ市場の四百二八カ業体のうち四四%に当る百八六業体が労働基準法の適用対象からもれることになり、全面的な改善作業が困難になるため、現行法を改正、強い是正案を講ずる方針である。また労働庁では、従業員が労働基準法違反業体を直接告発することができるよう労働庁の中に「労働基準告発センター」を設け、労働基準法に違反する業体を迅速に摘発することにした。この改正案が成立すると、労働基準法の適用対象業体は、現在の九千六百十八業体から一万二千六百七五業体に拡大され、対象従業員は百八万九千百八七人にのぼる。

朴鍾和先生歓迎講演会

日韓親和会

日韓親和会（鈴木一会長）では韓日文化交流振興のため、韓国芸術院・朴鍾和会長を迎え二日農協ビルにて歓迎講演会をひらくに先立ち、十一月二十六日午後六時から霞友会館で歓迎パーティを盛大に催おした。

東亞戯評　白實洙

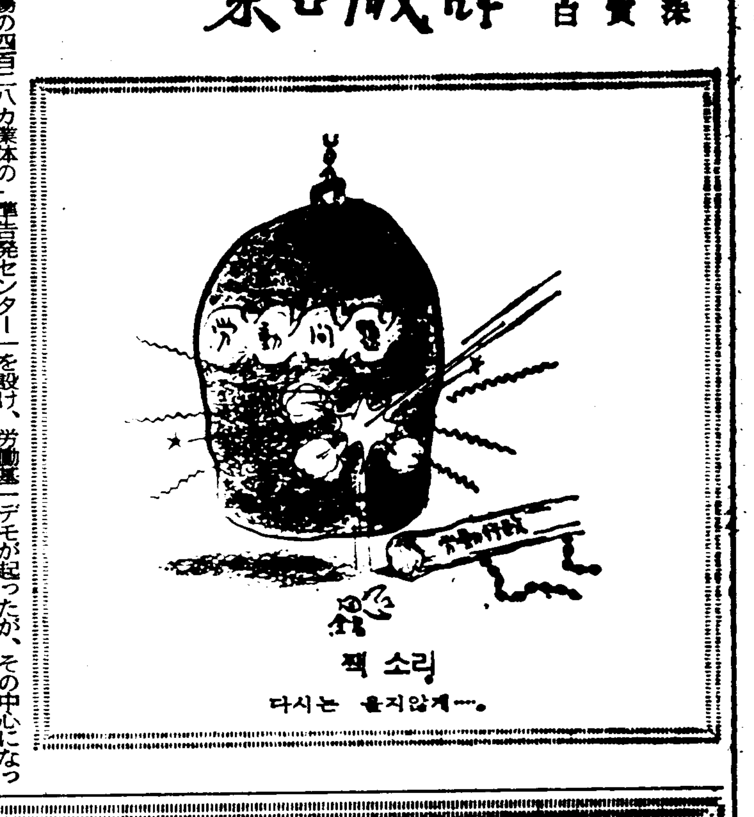
労動問題
책 소리
다시는 울지않게—

永住権取得を妨害する、反民族的な朝総連勢力を徹底的に紛砕せよ！

全在日同胞に訴える

在日韓国人の永住権申請に関して、朝総連は終始一貫これを妨害し、あらゆる虚偽宣伝をしているが、いうまでもなく、これは根も葉もないことをもって在日同胞の権益を意識的に破壊する、共産徒党の反民族的な常套手段に過ぎない。

われわれはここに、かれらのそのような欺瞞的な反民族性を徹底に暴露、糾弾しつつ、全在日同胞が一日も早くわれわれの権利である永住権を取得するよう強く訴えるものである。

一　永住権は韓日両国間で協定されたわれわれの特権である

永住権は韓日両国が、過去の歴史を清算する時点において、在日韓国人に対する特別措置として講じたもので、われわれの権利として附与されるものである。

二　永住権を取得することによって、日本での生活が安定できる

日本が主権を回復した一九五二年四月二十八日から施行した法律第一二六号は、われわれの在留資格が確定される時までの暫定的な措置であって、決して決定的なものではない。したがって、これだけで永住することはできない。

韓日間の協定による法的地位（永住権）が確定されている今日において、法律第一二六号だけでは外国人を管理する出入国管理令等に対抗することも不可能であり、永住権を取得しないかぎり居住の安定はあり得ない。

三　永住権なしに永住できるというのは、まさに気違いじみた発想である

独立国家の国民が、外国で外国人として永住しようとするとき、その国における永住権を持たずに、どのような方法で永住できるというのか? かりに、自分の民族にそむいて日本に帰化でもするというのであれば別だが、そうではなく、任意によって永住できるというのはまさに気違いじみた発想である。

永住権のない人は日本政府の自由裁量の範囲内で、日本政府の意思通りに居住の制限を受けることもありえるし、事情によっては強制退去の対象者ともなる。

四　朝総連は虚偽と脅迫と恐喝を常とする破廉恥な反民族的集団である

なぜならば、朝総連は在日同胞が永住権を取得したばあい、当事者が生活の安定を得ると同時に、必然的に朝総連から離れていくことになり、その結果、朝総連は組織の維持が不可能になるため、かれらは必死になって手段と方法を選ばず、虚偽の宣伝あるいは脅迫と恐喝等の手法をもって、同胞たちを苦境に追いこんでいる。

ここに、その幾つかの実例をあげよう。

① 永住権を取得したばあい、これとは何等の関係もない"軍隊にとられるぞ"という虚偽宣伝をしていること。
② 永住権を取得すれば、韓国政府に財産を収奪されるとの虚偽宣伝をしていること。
③ 北送された者の家族が永住権を取得すれば、北韓に居る者が僻地に追放される、との脅迫宣伝をしていること。
④ 永住権がなくても永住することができる、という気違いじみた宣伝をしていること。
⑤ 永住権を取得すれば日本帝国主義の奴隷になると韓日間の離間策を弄していること。

以上のように、破廉恥な虚偽宣伝と工作をもって、在日同胞の権益とは全く相反する反民族的な行為を常套手段とし、ひたすら金日成カイライの手先をつとめることに汲々しているのが朝総連である。

このほか、朝総連が過去に犯した罪悪につき、次のような幾つかの例をみてもその本性を如実にあらわしている。

五、朝総連が過去に犯した罪悪

① 外国人登録闘争のときに、朝総連の幹部たちがとった態度と無責任な指令。
② 帰国運動と称して、生地獄の北韓に数多くの同胞を誘引したこと。
③ 愛国団体である民団を、暴力をもって破壊しようとしたこと。
④ かれらが実施している教育が、反民族的な共産主義の注入に一貫していること。
⑤ 永住権申請を、はじめから積極的に妨害してきたこと等々。

このように、どんな角度からみても朝総連は民族の自由と民主の敵であり、民族の権利さえも共産主義のためには廃履の如く踏みにじる集団である。

いいかえれば、朝総連はどこまでも共産主義にのみ忠実であり、その所得にのみ熱をあげている反民族的徒輩らの集団である。

六　すでに朝総連の勢力を粉砕する砲門は開かれた！

朝総連のこれまでの罪悪もさることながら、特に在日同胞の生活を法的に安定させ保障する永住権の取得を、大義名分ももたない虚偽の宣伝と脅迫、恐喝等をもって妨害し、在日同胞を害しているかれら朝総連の徒輩たちが掃蕩される日は間近であり、同時にかれらが近い将来に民族の審判台でその罪悪史の審判を受けるだろうことも、かれら自身が誰よりもよく知っているはずである。

おわりに、われわれは以上のような朝総連の狂態にてらし、愛国的な民族的良心によりなおいっそう積極的に朝総連傘下で苦しんでいる数多くの善良な同胞たちを救出するため全在日同胞の永住権取得に最大の努力をするであろう！

在日本大韓民国居留民団

韓國統一展望의 諸問題 (5)

—朴大統領의「八・一五宣言」을 中心으로—

東國大法政大副教授　李廷植

分斷의 [illegible] 하고 그 共産化를 추구하고 있는 [illegible] 배경 즉 韓國의 相互防衛協定, 그리고 北傀의 軍事同盟의 내용을 검토한 이유는 南北對立의 근본적 조건을 알기 위한 것이다. 分斷된 民族이 서로 등지고 있는 協定 또는 同盟을 통해서 보면 다음과 같은 두 가지의 공통점이 있다. 그 첫째는 休戰協定成立후에 체결된 것(北傀는 八年후에 체결)이라는 것이며, 둘째는 分斷된 상태에서 각 분단된 민족은 獨力(또는 獨自)이 못하게 되어 있다는 것이다.

그 공통점 중 첫째의 것으로부터 얻을 수 있는 결론은 韓半島의 統一은 결코 순리적인 것이 아니고, 對立의 계속이 緊張의 경쟁에 의한 것이든, 또는 對立의 [illegible] 중에 있든, 적어도 分斷民族에 대하여 肯定적이든 否定적이든 그 對立은 당분간 계속하리라는 것이다. 이유는 분단된 分斷된 相對는 統一에의 意志라는 관점에서 不信이 공통으로 나타내고 있기 때문이다.

다음에 위의 공통점이 둘째에서 얻을 수 있는 결론은 韓國영역에 있어서의 戰爭再發에 관한 것이다. 그러나 戰爭이 再發한다면 그것은 다음 두가지의 경우를 생각할 수 있다. 그 첫째는 전쟁의 원인이 韓國領域내에 있는 경우이다. 즉 戰爭이 再發하는 경우, 分斷된 상태의 배경이 되고 있는 각 조약 체결의 相對國들에게 參戰의 義務가 생기고 그 이후는 世界大戰의 위험으로 발전하게 될 것이다. 사실에 있어 三個國은 서로 그러한 危機를 [illegible]고 하지 않고 있다는 점에서 오히려 戰爭防止의 安全瓣 역할로 전환되고 있는 것으로 볼 수 있다.

둘째는 전쟁再發의 원인이 韓半島 밖의 지역에서 발생하는 경우인데, 그것은 다시 다음 두가지로 나누어질 것이다. 첫째로 紛爭當事者를 원조하기 위한 조약의 의무에 따르지 않고 派兵하여 外地에서 충돌하는 경우인데, 이것은 韓半島에서의 전쟁발생으로 확대되지는 않을 것이다. 둘째로는 분단된 두 民族이 條約상의 의무에 따라 參戰하는 경우이다. 이 두 경우를 함께 생각하더라도 美蘇가 서로 世界大戰을 원하지 않는 한 전쟁의 재발은 있을 수 없다는 논리적인 귀결에 이르게 된다.

그렇다면 韓半島의 統一이란 전혀 不可能한 것인가? 이미 앞서 말한 바와 같이 급변하는 국제정세가 韓國의 상황으로 현실화될 때는 統一이 不可能한 것도 아니다. 그러나 그것도 統一方案의 하나에 지나지 않고, 헤아릴 수 없을만큼 많은 方案이 있을 수 있을 것이다. 여기에 日本의 [illegible]研究所研究員으로 있는 井上[illegible]大郞씨가 정리하고 있는 방식을 간추려 보면 다음과 같이 요약될 수 있을 것이다(다음표의 形式 참조).

위의 統一形式에 따라 八・一五構想과 이것의 韓國과 北傀간의 대치관계를 보면, 韓國은 (a)(c)(f)이고 北傀는 (a)(b)(c)(d)(e)(f)의 상태이다. 합법적으로는 (a)(c)(f)에서 공통점을 나타내고 있는 것으로 볼 수 있으나, 北傀의 경우, 「超合法적」인 형식이 共産主義사회의 正統性을 이루고 있는 한, 오히려 統一形式에 있어서의 공통성은 증가하고 있는 것이다. 그와 같은 내용의 對立관계가 分斷國家의 現狀維持의 底力으로서 걸려 있다고 보아진다. 따라서 그러한 現狀維持의 底力이 지속되는 한, 統一을 위한 課題로서 현실적인 政治問題가 대두된다. 즉 政治적 과제라는 것은, 「A [illegible]」[illegible] 다른 南北의 [illegible]

韓半島 統一에 관한 形式

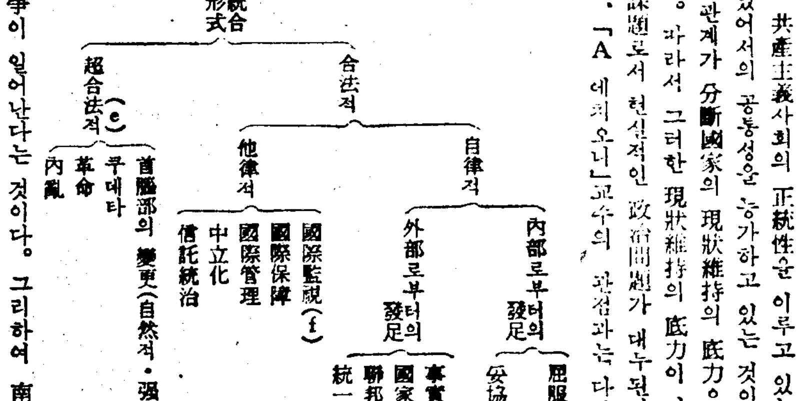

發戰爭이 일어난다는 것이다. 그리하여 南北韓이 아울러 성공한다면 우선 分斷된 民族간의 緊張緩和의 계기는 마련될 것이다. 그러나 만일 어느 한쪽이 실패한다면 또다른 위기가 감돌게 될 것이다. 따라서 「八・一五構想」에서 제안된 「開發과 建設과 創造의 競爭」이란 그와 같은 뜻에 있어서 統一에의 接近이라고 볼 수도 있다. 그러므로 이 開發競爭, 즉 善意의 경쟁이란 경쟁 그 자체가 목적인 것이 아니라 종국적으로는 韓半島統一에 優位를 차지하기 위한 것이다.

그리고 그와 같이 優位를 차지하는 경쟁의 결과는 再統一이 이룩된 이후의 상황에 [illegible] 새로운 民族主義의 根幹이 될 것이며, 더 나아가서는 統一된 社會의 制度나 組織의 구성으로서 군림할 가능성을 지니게 될 것이다.

따라서 이러기 위해서는 韓國統一의 가능성과 불가능성은 [illegible] 정리되고 종합될 필요가 있다. 즉 統一에의 意志 및 努力의 과정에서부터 再統一을 위한 優位統合의 수준을 높이느냐 또는 競爭(善意의) 결과의 優劣에 統一의 운명을 맡기느냐의 문제이다. 그러나, 이미 文化적으로 異質化되어 가고 있는 分斷상태에서 앞의 경우는 實效性을 잃고 있는 반면 統一이 이룩된 그 시기를 단축시킬 수도 있는 것이다. 이것을 우리는 바라고 있으며 또 좋은 것이다. 그리고 후자의 경우는 現實政治적인 것으로서 統一에의 熱望은 보지하지만, 戰爭의 危機 시기를 [illegible]하기 위해 어렵다는 점을 안고 있다.

그리고 또 앞의 경우는 再統一이 이룩된 후에도 分斷國家의 여러 異質性을 통합된 歷史性으로서 正統性을 지니게 될 것이고, 후자의 경우는 統一 이후에 社會의 異質性을 극복해야 하는 일이 또 남는 노력이 요청되지만, 그렇지 않다면 불안정해서 異質化된 여러 제도를 改革・變革시켜야 할 統一적인 權力作用이 필요하게 될 것이다. 여기에 관해서는 뒤에서 말하겠지만, 여기에 관한 한, [illegible] 조정은 현실적으로 이루어져 있지도 않을 뿐만 아니라 統一에 대한 關心이 희박하면서도 關心 밖의 것이 되고 있는 것 같다.

五、韓國의「統一」과「統一論議」

분단된 韓半島를 둘러싸고 있는 强大國간의 緊張緩和의 분위기가 짙은 것, 社會主義의 [illegible]이 나오고, 中共에서 韓國의 [illegible]고, 日本政界에서는 革新派 또는 社會主義세력이 [illegible]으로써 그들이 日本의 對內적인 政治過程의 再編을 꾀하고 危機說을 [illegible] 한 바이지, 韓國統一문제에 관하여 [illegible] 이 어느정도 개방되자, 韓國은 安保論議를 비롯하여 統一論議가 그 생기를 찾은 듯한 인상이다.

わが祖先が残した偉大な足跡

文化発掘シリーズ第2作　イーストマン・カラー

萩焼

解説

なぜ「萩焼」を取上げたか

この映画は在日韓国人として祖先が日本に伝え残した偉大な歴史文化遺産を発掘しその足跡を記録にとどめることをライフワークとするKPニュース映画社代表崔唐渉氏の「文化発掘シリーズ」第二弾である。[illegible]

[illegible]れて来た祖先をテーマにしている。三七〇年前に壬辰倭乱いわゆる豊臣秀吉の「朝鮮出兵」の際日本の諸将たちは数多くの祖先たちを殺しその耳まで切り取って持ちかえり武功の証拠とした。同時に手当り次第に焼物を破壊し陶工はじめ多くの技術者を奪って[illegible]して来た。この作品は当時毛利輝元が連れて来た陶工の一人李勺光が山口県萩市[illegible]の高麗山に開いた窯から生れた技法を開花させ継承した子孫の第十四代[illegible]

[illegible]祖先が伝えた陶芸技法で日本人に愛用されている「萩焼」の宗家を守る子孫が偉大なる祖先を誇りとし製作にはげんでいる姿を本国に紹介すると同時に時は流れ韓日併合、太平洋戦争を経て解放を迎えるまで流浪、徴用、徴兵、強制労働など形はマチマチだがやはり数百万の同胞がムリヤリに連れて来られ今なお六十万を数える在日同胞が将来どう変って行くだろうかということも合せ強く訴えたいとしている。学徒兵として日本軍により戦場にかり出され今では成年の子を持つ親としても製作者の崔氏は果してこれからの子孫が数百年後にどのように変化するかとも心配する。

「萩焼」にこめられた祖国への追憶

「土と火の芸術」といわれる焼物はその実用性からしてどの時代の民族も伝統、技法をもち、それぞれ次の時代へと承け継がれたものだ。なかでも韓半島の高麗青磁の精細巧緻、優雅と静さは今なお神秘である。これが李白の中にも土の香りの高い民族性の深い味わいのある李朝白磁へと承け継がれる。壬辰倭乱の際連行された李朝白磁の技法を伝える陶工たちの焼物はちょうど茶聖といわれる千利休により大成された茶道の興隆とタイミングが合い茶人たちを狂喜させ大名たちの庇護もあって華やかに賞でされる。

しかしその焼物には異域にとられた陶工たちの母なる祖国への絶ちがたい望郷追憶が秘められていたことを忘れてはなるまい。その想いが絶妙な味わいとなって焼きついたに違いない。当時の日本の大名や茶人たちが「萩焼」にこのような異国人の悲しみがこめられていることは知るはずはなく、ただその神秘さに舌を巻いたことであろう。といっても「萩焼」の場合は祖先の技法に加え、幸運にも毛利家代々の手厚い保護、さらに豊富な陶土に恵まれるなど三つの条件が相まって今日までその伝統が受け継がれたことを忘れてはならない。一そう有名な「有田焼」の李三平の場合さえ企業的には成功したといえようが毛利家のような強い後盾に恵まれなかったためその子孫は陶業を見捨て離散したのと良い対象である。

「萩焼」のストーリー

映画のストーリーは「私」が梅雨あけの暑い昼下り虫干しをしていることから展開する。ふと押入れの隅から古茶碗をみつけるがこれを手にした「私」は忽ちその美しさのトリコになってしまう。これが「萩焼」だった。ナレーションはつづく。「私」は[illegible]年も萩焼について研究す[illegible]なる。そしてついにその元祖[illegible]る李勺光が永住した高麗山の深川窯元十四代坂倉新兵衛氏の許へ[illegible]かきたてられる。

日本海沿いに今なお蒸気機関車にひかれた列車が走る山陰本線。深川の丘から坂倉邸や仕事場などが見え、土ふみする窯元坂倉氏が現われる。

坂倉氏に李勺光が窯を開いた高麗山に案内され、十二代が立てた記念碑の文字をたどり三百七十年の歴史をふり返る。周防、長門の二州三十六万石の毛利輝元が築いた萩城跡や城下町、毛利家菩提寺高麗山の古窯跡、李勺光の墓などが次々と画面に現われる。坂倉家の家系図が開かれナレーションは[illegible]城を移すため[illegible]を命じたのが萩焼の始まりである。初代李勺光深川高麗山に窯を開きその技法をその子光政に伝えた。そのあと六代藤左衛門に至り姓を坂倉と改め、十二代新兵衛は一九五八年無形文化財に指定された。

十二代新兵衛の肖像をうつし、十四代をついだ坂倉氏の製作室へカメラは近ずく。火入れ支度にせわしい作業。坂倉氏の声は流れる。ついに火が点じられ轟々と燃え上る炎が画面一パイに充満する。初代からの萩焼の傑作が写し[illegible]

[illegible]問いか[illegible]つづけに[illegible]ら何[illegible]質問を放[illegible]「朝日焼」「香[illegible]」「故[illegible]」には「李[illegible]」には「韓国ノ」「萩焼」には「十二代李勺光」との答えがすかさず返って来る。

この迫力ある問答の場面が印象的で坂倉氏が堂々と偉大な祖先と母なる祖国を誇り高くうたいあげているところは圧巻である。この瞬間画面一パイ、坂倉氏の手の動きがストップ・モーションがクライマックスとなって、画面が消える。

なお製作にあたっては山口県長門市と十四代坂倉新兵衛氏が全面的に協賛、協力を惜しまなかった。製作者側では映画「萩焼」についての問合せや上映等の御相談には何時でも応じるといっており崔氏はすでにシリーズ第三作の準備を進めている。

（日本）KPニュース映画社
崔唐渉
渋谷区渋谷三ー一四ー五
電話（03）四〇〇ー六九八五

（韓国）SEAHAN商事株
金宗陽
SEOUL市南大門路二街KAL ビル内
電話（33）〇〇二ー一五

窯作業する坂倉氏

萩焼（14代坂倉氏の作品）

14代坂倉新兵衛氏

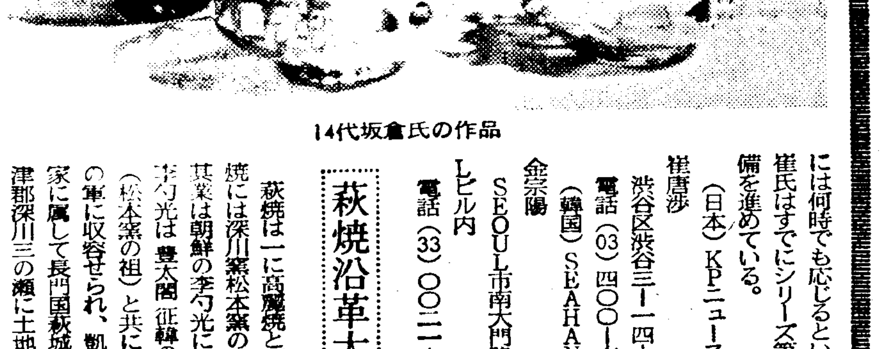

14代坂倉氏の作品

萩焼沿革大要

萩焼は一に高麗焼と称す。（萩焼には深川窯松本窯の二窯あり）其業は朝鮮の李勺光に始まれり。李勺光は豊太閤征韓の時弟李敬（松本窯の祖）と共に毛利輝元公の軍に収容せられ、凱旋の後毛利家に属して長門国萩城に来り、大津郡深川三の瀬に土地家屋を給せられ、且俸禄を賜はり高麗焼の秘法を用ひて陶業に従事せり、その窯の在る所を高麗山と称す。

其子作之丞光政は秀就公に仕へ、寛永二年四月二日山村新兵衛に任ずる旨の御判物を賜る。是より世々山村氏を称せり。

其子平四郎光俊に至り益々意匠を凝らし屡々逸品を出し技術精巧と称せらる。是実に貞享元禄の間の事なり。光俊の子を弥兵衛光信と云ひ其子源次郎光長といふ。相続て公に奉し時に或は其技を上覧に供して屡々賞賜あり。光長の子藤左衛門故ありて坂倉と改姓す。それより六代を経て十二代新兵衛に至る。新兵衛は[illegible]八十幾年其間萩焼陶芸会の不振衰頽を嘆き、萩焼陶芸を発揚するに無形文化財を以てするまでの業績を残して、八十才の生涯を終る。よって[illegible]十四代新兵衛ここに父祖の業を継承するに至る是を沿革の大要とす。

坂倉家世系

△初代　李勺光△二代　山村新兵衛光政後号正庵　明暦四年二月十日歿（附記　正庵に六人の門弟あり其高弟倉崎五郎左衛門後権兵衛の後雲州公に招聘せられ出雲焼の祖となる即楽山焼）△三代　平四郎光俊　宝永六年六月廿三日歿△四代　弥兵衛光信　享保九年三月廿九日歿△五代　源次郎光長　宝暦十年二月十日歿△六代坂倉藤左衛門（改姓）明和七年八月七日歿△七代　五郎左衛門　寛政四年閏二月二日歿△八代　半平　文政五年八月廿日歿△九代平助　嘉永三年十二月十三日歿△十代九郎右衛門　安政四年八月十日歿△十一代　新兵衛　明治三十年三月八日歿△十二代　新兵衛　昭和三十五年十二月三日歿（附記　十二代新兵衛の陶芸技術を賞して昭和三一年八月山口県無形文化財に指定され引続き同三十二年三月文化財保護委員会は国の無形文化財に指定した）△十三代　新兵衛光太郎　昭和二十年九月十四日陣歿△十四代新兵衛宗治　大正六年二月廿八日生

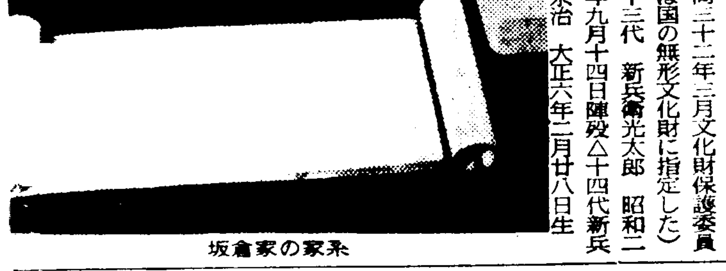

坂倉家の家系

分断国家諸問題の考究

第二回学術シンポジウムの論文から

「分断国家の諸問題を主題としたシンポジウム」がこのほど韓国大学統一問題研究所の主催により大邱観光ホテルで開かれた。これは統一問題に関する第二回学術シンポジウムであるが、このシンポジウムでは内外の学者や言論人など専門家が集まって韓国、ドイツ、中国、ベトナムなど、分断された国家群の共通な問題と差異の特性などを比較研究することによって問題解決の道を考究した。以下は主要論文のうちから二つだけを——一つは西独ミュンヘン大学教授クスタフ・ポプラー・ハウケ博士の論文、もう一つは韓国の朝鮮日報論説委員梁好民氏の論文——を要約して紹介する。

大邱でひらかれた第2回統一問題学術シンポジウム

政治的、知的変化と分断国家

ポプラー・ハウケ

分断国家の紛糾と世界の紛争の要因は①かってのナチ・ドイツによる膨脹政策、ならびに②米国の有力なる政治家が第二次世界大戦後に示した共産諸国への友情と親共的見解からくる誤謬（びゅう）によるものであった。だが、米国はこうした幻想からやがて目覚めさせられたが、その発端は東欧諸国での共産政権の確立と北韓の南韓侵攻からであった。その結果米ソ両国間の緊張は冷戦に発展したが、四九年のソ連の核保有に伴う核戦争の危険性は米ソ共存政策を生み出した。しかし、その後、"第三世界"すなわち、非同盟諸国群の団結とその余波は世界政治をいっそう複雑なものにしてしまった。

ソ連の望む韓半島分裂状態

その後、米国と一部同盟国群は武力政策あるいは公然とした反共主義が合理的な緊張緩和政策にはなりえないものとみなすようになった。結局、ソ連のチェコ侵攻にたいしても、西側は束手無策だったし、これは西独をして独・ソ不可侵条約を締結せしめることに影響を与えた。

しかし、われわれは"共存"や"緊張緩和"政策が共産主義者たちによって組織的に利用されているという事実をみのがすわけにはいかない。六九年六月に開かれた世界共産党大会の最終コミュニケは「共産主義社会体制以外のすべての社会体制は戦争でない他のあらゆる手段を通じて廃止されるべきだ」と宣言している。

もう一つ[illegible]近西欧の多くの政[illegible]ちが、すべての体[illegible]遂条件に向[illegible]だということ[illegible]提唱してい[illegible]"接近によ[illegible]内では"社[illegible]を防ぐため[illegible]に対し、西[illegible]節制に行な[illegible]自由民主主[illegible]ない国家は抵れ勝ちである。すなわち、自由民主の基盤を持たぬ後進諸国が共産国家と平和的協同を行なうことは好ましいにもかかわらず共産体制へ押しやられる危険を[illegible]内包している。ソ連は共産[illegible]

北韓労働党の"平和統一"論

梁好民

[illegible]わゆる"自主性[illegible]れたのは六六年[illegible]ことであるが[illegible]ゆる主体（思想）[illegible]自立（経済）、自衛（国防）の路線宣明をしてきた[illegible]理もこの路線の[illegible]キー的に合理化[illegible]てきた。

金日成の"自主[illegible]的目標を指向[illegible]る。すなわち国[illegible]国内的な全体[illegible]る。

▽金日成のいう革命による"南朝鮮解放"

韓国問題は韓国人自身の問題だという主観的な側面とは別個に韓半島分断のいきさつや現在の国際情勢からしても統一問題は米ソを基軸の両端とする関係国家間の最少限の合意が必要である。後者は客観的側面であるが、これを頑強に否定することは"自主的"だというよりは非合理的で蒙昧（もうまい）でさえある。要するに金日成の"自主的平和統一"路線は米軍撤収による南韓の軍事的弱体状態を造成することによって南北間の軍事的均衡を破り南韓を国際的支援から断絶させようとする大戦略に他ならないのである。彼のいう平和統一手段は北韓の"革命的民主基地"を強化し、これを基盤として"南朝鮮革命"を通じた"南朝鮮解放"を達成したのち統一を争取しようとするものである。金日成が声を大にしていう"南朝鮮革命"を通じて"南朝鮮解放"を争取すると言い、南に"人民政権"を樹立すれば、これを"北朝鮮の社会主義力量"と結んで統一を実現すると主張しているが、この金日成の"自主的平和統一"論は平和でも何でもない。結局は暴力によって南韓を北朝鮮化するという公然の宣言に他ならない。

本当の"平和統一"とは何か

では、"平和統一"とは何か。その第一条件となるのは何といっても南北間の軍事的、心理的緊張状態を緩和して行くことであり、そうした姿勢の確立こそ第一義的なものである。ゆえに"革命"だとか"解放"だとかいう幻想的な戦略を金日成一派が思切って廃止し、現実的なところに眼を向けない限り、真の平和統一は前途遥遠だといわざるを得ない。

要するに北韓の狂的対南政策が理性的なものになったとき、はじめて現実的で合法的な解決方法が提起されることになるだろう。（SISA）

永住権申請期限〈1971年1月16日〉がせまっております

まだでしたらもよりの民団支部へご連絡下さい。
〈係員がお宅を訪問し永住権の申請について親切にご案内するとともに無料で写真さつえい、代筆などを行います。〉

朝総連のデマ宣伝にだまされてはいけません！

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本人で安定した生活を営み且つ、自由に祖国を往来しまたは家族を招請するためには、何よりも他の外国人には、願っても得られない永住権を取得するのが最も良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだましている朝総連のデマ宣伝に迷わないで、あといくらも残されていない申請期限が満了する前に、一日も早く永住権を申請しましょう。

永住権は兵役とは絶対に関係がありません。

〈申請方法〉

第一回から引続き、外国人登録している人は次の書類を揃えて、自分の居住している市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するものは、写真二枚だけで他の用紙は上記の役場に置いてあります。

A、協定永住許可申請書　二通
B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書きいれた陳述書）
C、写真（五センチ四方で六ケ月以内に撮影したもの）二枚
D、家族関係と居住経歴書　二通

〈参考〉

1、手数料は一切無料です。
2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。
3、居住経歴或るいは身分上に何かの問題点があると思われる人は最寄りの民団或るいは領事館又は大使館に行けば親切に案内してくれます。

駐日大韓民国大使館

東京本部管内各支部の所在地

文京	文京区小石川二ー十一ー八	（八一一）三五五五
台東	台東区東上野三ー一五ー八	（八三三）九〇四
中央	中央区日本橋茅場町一ー一六	（六六一）五三七〇
墨田	墨田区太平町一ー四ー八	（六二二）九四二
江東	江東区木場六ー八ー十	（六四四）〇五一二
江戸川	江戸川区興之宮一九	（六五七）七五一二
北	北区稲町一ー二六九	（九〇一）二六六一
足立	足立区千住桜木町五三	（八八八）八三〇一
荒川	荒川区荒川三ー三	（八九一）〇五五五
葛飾	葛飾区本田立石六ー一八ー一	（六九三）一七七一
豊島	豊島区池袋二ー一一六七	（九八二）七一六一
板橋	板橋区板橋二ー二ー九	（九六一）六五六五
練馬	練馬区豊玉北四ー三二	（九九一）五五七七
新宿	新宿区三光町二五（三立ビル二〇三号室）	（三五四）〇一四四
中野	中野区新井二ー一一ー七	（三八六）五五三六
杉並	杉並区梅里一ー二四ー三	（三一三）七五七五
渋谷	渋谷区宇田川一五	（四六一）五三八二
世田谷	世田谷区下馬町一ー七	（四二二）三六〇九
目黒	目黒区青葉台一ー三〇ー一〇	（七一三）四三七八
港	港区三田四ー六ー一八	（四五五）二八八八
品川	品川区豊町三ー一ー一	（七八六）二三二四
大田	大田区新蒲田一ー六ー七	（七三一）七六五一
大韓婦人会東京本部		（八一二）二九三八

在日大韓民国居留民団東京本部
東京都文京区本郷三ー三二ー七
電話八一一ー一五三五〈代表〉

㈱モナミ
社長 許弼奭
東京都新宿区西大久保一－四四八
電話（二〇〇）一一一六

㈱平和タクシー
社長 董玉模
東京都渋谷区初台二－一一－九
電話（三七〇）一三六八

朝日通商株式会社
社長 鄭在俊
東京都東中野四－四－五
電話（三六二）七七三一

陸王交通株式会社
社長 韓檜俊
東京都板橋区中丸町一二
電話（九五五）六一〇一

東洋金属株式会社
社長 李基寿
東京都港区白金一－二七－三
電話（四四一）一六八〇

東京商銀常務理事
李徳栄
東京都墨田区横川三－一一－一六
電話（六二三）〇二九八

羅針盤商事株式会社
社長 羅大煥
東京都北区赤羽町一－一三
電話（九〇二）七七〇〇

富士商事株式会社
社長 禹英鎮
東京都大田区蒲田五－九－五
電話（七三八）三四二一

関舗装株式会社
社長 石相奉
東京都板橋区板橋一－五六－四
電話（九一六）一二一二

金坪珍
東京都文京区西片一－一二－一六
電話（八一一）一九八六

共栄商事株式会社
社長 李馬致
東京都目黒区中根二－四－六
電話（七一八）九一六六

土浦観光株式会社
社長 安禧中
千葉県土浦市三好町三三二
電話〇二九八（二三）〇四三五

幸進商事株式会社
社長 金鶴鎮
東京都千代田区神田鍛冶町一－五
電話（二五六）三七三一

大原商事株式会社
社長 徐龍岩
東京都世田谷区玉川一－七－二
電話（七〇〇）八二二七

大星商事株式会社
社長 朴鍾大
東京都葛飾区亀有三－二四－三
電話（六〇二）〇七七五

三成貿易株式会社
社長 金容太
東京都中央区銀座五－五－九西銀座ビル
電話（五七一）一四二三

㈱大栄プラスチック
社長 李順千
東京都荒川区町屋一－三五－一二
電話（八九二）三五二一～五

暁トレイド株式会社
社長 金在澤
東京都新宿区馬場下町一
電話（二〇二）七八七七

東亜相互企業株式会社
金世基
東京都港区六本木七－一五－三〇
電話（五七三）一二五一

金栄商事株式会社
社長 金昶輝
東京都台東区上野二－一九－九
電話（八三三）五九五六

新本製作所
社長 朴次瑛
東京都大田区東蒲田二－二六－一
電話（七三二）〇一六一

㈱三本シャーリング
社長 金贇模
東京都江戸川区松江五－一九－八
電話（六八〇）九四一六

京王交通株式会社
社長 許允道
東京都杉並区和泉四－四一－一五
電話（三一二）六一一六

三友鋼業株式会社
社長 廉延燮
東京都江東区南砂町二－三五－一
電話（六四五）六一五一

松本商事株式会社
社長 李承魯
東京都中央区日本橋一－二明治生命ビル
電話（二七一）〇〇二四

喫茶コンサル
朴珪秉
東京都練馬区練馬一－二－二
電話（九九一）九二三七

喫茶クラウン
社長 徐興錫
東京都板橋区大山町三
電話（九五五）四三六三

寿観光株式会社
社長 范塡圭
東京都台東区上野二－一－一
電話（八三一）二五〇〇

寿交通株式会社
社長 千水命
東京都下三鷹市野崎三－一二
電話（〇四二二）三二－五一八八

ダニユーブ
李舜夏
東京都江戸川区西小岩一－二七－二四
電話（六五八）一八九七

厚生交通株式会社
社長 崔学林
東京都板橋区大山東町三五
電話（九六二）七一一一

鈴原会計事務所
尹達鏞
東京都港区東新橋一－三－一
電話（五七二）一四四一

永住権申請案内

永住権を取得して安定した生活を！

今年は、永住権申請の年です。

在日同胞の皆さんが一日も早く安定した生活を営むためには、永住権を取得しなければなりません。まだ永住権を申請してない方は一日も早く申請するよう、お互いに努力し、お知りあいの方にも勧誘して下さい。

協定永住権を受けることによって、

(1)、何よりもまず、いままでの暫定的であった地位をはなれて、権利として日本に永住することが法的に保障されます。

(2)、したがって、協定永住許可を受けていない者や一般外国人とはちがい協定永住許可者は、ほとんどすべての場合において日本から退去を強制されることがありません。

(3)、さらに、同永住許可者に対しては、海外旅行に必要な再入国許可において制限がないばかりでなく、一家族が離散することのないよう、人道的な配慮が十分ゆきとどくようになつております。

(4)、子女の教育問題においても、日本の公立小・中学校への入学が認定され、また上級学校進学においてもその入学資格が認められております。

(5)、生活保護を受ける必要のある人には、従前どおりの保護が受けられるようになっており、とくに国民健康保険に加入することができます。

(6)、外国人財産取得に関する政令の適用を受ける一般外国人とはちがい、主務大臣の認可なしに土地・建物などの財産を取得することができます。

(7)、日本から永住帰国する場合には、自己財産の本国搬入または送金などが、協定上保障されております。

在日同胞の皆さん！

去年の八月に開催された〝韓・日法相会談〟の結果、皆さんが安心して永住権を申請できるよう措置が講じられておりますから、一日でも早く永住権を申請されるよう、かさねて要望する次第であります。

もし皆さん方の中で、同永住権申請に関連して、質問または相談なさる事項がある場合には駐日大使館（第一領事課、または永住権申請案内室）あるいは、地方に所在するわが国の各級領事館または民団へ直接来訪されるか、書信で同事由を問い合わせて下さい。必ずや皆さんのご期待にそえるよう、全力を尽してみなさんのご相談に応じます。

なお、皆さんの親戚の方々はもとより、親しい知人の皆さんにも、以上のことを広く知らせて、永住権申請該当者は一日でも早く一人残らず、この申請を完了するようご協力下さい。

駐日大韓民国大使館

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

12月2日 水曜
＜1970＞
週刊・毎水曜日発行
第2429号

発行所 民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話（811）1535（代表）
〒133 振替口座 東京16631番
（大韓民国文化公報部国内頒布許可）
（購読料 1カ月100円・特別1000円）

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION. IN JAPAN. TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行週刊紙

在日本大韓民国居留民団
綱領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

民団 国籍変更で当局に抗議

関係法規違反明らか
早急に韓国籍へ是正せよ

民団中央本部（李禧元団長）はこのほど、日本の革新系首長らが行なっているいわゆる国籍書き換え問題は、明らかに在日韓国人の永住権申請の妨害であると断定、これを直ちに中止するよう関係当局に厳重な抗議を行なった。抗議文の内容つぎのとおり。

「国籍変更」に関する抗議書「全文」

記者会見する李中央団長

30万達成を信ず
日本の非協力を非難
李中央団長記者会見談

外国人登録総計上国籍表示趨勢

年度	韓国籍	朝鮮籍	計
1965	231,212（39.9%）	348,860（60.1%）	580,072
1966	247,422（42.4%）	336,466（57.6%）	583,888
1967	255,614（43.6%）	[illegible]	586,208
1968	271,624（45.9%）	320,552（54.1%）	598,176
1969	293,582（48.9%）	305,979（51.1%）	599,561
1970	314,407（51.0%）	294,082（49.0%）	608,489

国籍陳述書 56,523名（10月末現在）85%（朝鮮）15%（韓国）

「國軍現代化」具體化
丁國防、美와 合意로 支援態勢 갖추도록
全軍指揮官회의

陸軍指揮官회의

"검찰수사 前近代的"
野議員 豫算案部別審서 주장
豫決委

三親等まで許可
本国家族日本への招請

永住権申請を 六十日以内に
期限後の出生者

沖縄民団本部結成さる
本土同様の特権適用を要請

郷軍廃止論は重大な誤り
国民党 宋 ……

武装ゲリラを知らぬ空想だ
共和党が代案論評

与野対立の政局やわらぐ

郷軍廃止の代案を発表
新民党

外国郵便為替「利用案内」
大韓民国逓信部

朝総連のデマ宣伝に
だまされてはいけません！

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本で安定した生活をするためには、また祖国を往来しまたは家族を招請するためには、何よりもまず永住権を取得するのが良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだまそうとしている朝総連のデマ宣伝に迷わないで、あといくらも残されていない申請期限が終了する前に、一日も早く永住権を申請しましょう。

永住権は兵役とは絶対に関係がありません。

〈申請方法〉

第一回から引続き、外国人登録している人は次の書類を揃えて、自分の住んでいる市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するものは、写真二枚だけで他の用紙は上記の役場に置いてあります。

A、協定永住許可申請書 二通
B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書きいれた陳述書）
C、写真（五センチ四方で六ケ月以内に撮影したもの） 二枚
D、家族関係と居住経歴書 二通

〈参考〉

1、手数料は一切無料です。
2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。
3、居住経歴或いは身分上に何かの問題点があると思われる人は最寄りの民団或るいは領事館又は大使館に行けば親切に案内してくれます。

駐日大韓民国大使館

永住権申請期限〈1971年1月16日〉がせまっております

まだでしたらもよりの民団支部へご連絡下さい。
〈係員がお宅を訪問し永住権の申請について親切にご案内するとともに無料で写真さつえい、代筆などを行います。〉

東京本部管内各支部の所在地

支部	所在地	電話
文京	文京区小石川二−十一−八	（八一二）三五五五
台東	台東区東上野三−一五−八	（八三一）九〇四四
中央	中央区日本橋茅場町一−六	（六六一）五三七〇
墨田	墨田区太平町一−四−八	（六二二）九四四二
江東	江東区木場六−八−十	（六四四）〇五二二
江戸川	江戸川区興之宮二九	（六五七）七五二二
北	北区稲町一−二六九	（九〇一）二六六一
足立	足立区千住桜木町五三	（八八八）八三〇一
荒川	荒川区荒川三−一三	（八九一）〇五五五
葛飾	葛飾区本田立石六−一八−一六	（六九三）一七七一
豊島	豊島区池袋二−一一六七	（九八二）七一六一
板橋	板橋区板橋二−一二−九	（九六一）六五六五
練馬	練馬区豊玉北四−一三	（九九一）五五七七
新宿	新宿区三光町二五（三立ビル二〇三号室）	（三四一）〇四四四
中野	中野区新井二−一一−七	（三八六）五五三六
杉並	杉並区梅里一−四−一三	（三一三）七五七五
渋谷	渋谷区宇田川一五	（四六一）五三八二
世田谷	世田谷区下馬町一−一七	（四二一）三六〇九
目黒	目黒区青葉台一−三〇−一〇	（七一三）四三七八
港	港区三田四−六−一八	（四五五）一二八八
品川	品川区豊町三−一一	（七八六）一二三四
大田	大田区新蒲田一−六−七	（七三二）七六五一
大韓婦人会東京本部		（八一二）二九三八

在日大韓民国居留民団東京本部
東京都文京区本郷三−三二−七
電話八一一−一五三五〈代表〉

韓国統一決議案を可決

国連総会・賛成69反対30で

国連本部からの報道によると、国連総会政治委員会は二十五日、さる十九日から四日間にわたって討議を行なった韓国問題を表決にかけ、共産側二十三ヵ国が提出した駐韓国連軍撤収案を反対六十、賛成三十二、棄権三十で否決、また国連韓国統一復興委員団の解体案をも反対六十四、賛成三十二、棄権二十六で否決した。ついで、自由側十九ヵ国が提出した韓国統一決議案は、賛成六十九、反対三十、棄権二十三の圧倒的な支持で可決した。

昨年の表決では、共産側が提出した駐韓国連軍撤収案は反対六十一、賛成二十九、棄権三十二、国連韓国統一復興委員団の解体案は反対六十五、賛成三十、棄権二十七で否決されており、自由側の韓国統一決議案は賛成七十一、反対二十九、棄権二十二で可決している。

一方、尹錫憲外務次官は二十五日談話を発表し、第二十五回国連総会政治委員会で韓国統一決議案が圧倒的多数で可決され、共産側が提出した駐韓国連軍の撤収案と国連韓国統一復興委員団の解体案が否決されたのは予想外の結果であり、韓国を支持した絶対多数の国連会員国に感謝すると語り、さらに、韓国統一決議案が圧倒的な多数票で可決したのは、国連会員国が韓国の立国を支持、朴正熙大統領の"八・一五平和統一宣言"で明らかにされた、平和的統一に対する国際的支持の反映であり、満足であると述べた。

駐イ大使に 文徳周氏

政府は空席中のイタリア駐在大使を含む数人の公館長に対する人事異動を、近く行なう予定である。

外交消息筋によると、イタリア駐在大使には文徳周駐ベルギー大使を、コンゴ駐在大使には安珍生駐オランダ公使、オランダ公使には宋光銜氏となる見込み。

新民党、中央常任委を召集

新民党の"当面問題十人全権小委"は金党大会延期案の追認を受けるため二十八日午後中央常任委員会を召集することに決めた。

また、この十人全権小委は、大会延期に伴うすべての党機能を選挙対策構成後、これに移管することに決定、一方大統領候補が指名された年の全党大会は選挙後に延期するという方針をたて、これを党憲付則に挿入することにして、これに伴う党憲改正案を二十八日の中央常任委員会に上程することにした。

なお、金大中新民党候補は選挙対策委員会案を十人全権小委内に設けられている五人小委に提出したが、これによると、委員長の下に選挙事務長を置き、現在の政務会議を拡大・強化した企画委員会を設置、国会議員全員を網羅することにして、最終決定は党首と大統領候補が下す――というものである。

なお、党憲改正案と選挙対策委構成案は十人全権委の梁一東、高興門、金元万、金応柱、尹吉重氏らによって起草された。

第三次計画に総六千四百九十七億ウォン

政府は第三次経済開発五ヵ年計画期間中に総六千四百九十七億ウォンを投入して総合製鉄工場の拡張と四大核心工場（造船所、特殊鋼工場、総合機械、鋳物、銑鉄工場）建設をはじめ、総合電子機器工場と綿紡織施設を増設する予定である。

この計画によると、金属工業分野には内外資千六百三億ウォンが投入され、重機総合工場と大単位造船所、エンジン鋳物工場など、十三の工場建設には千二百十七億ウォンの投資、また繊維工業分野には千三百十三億ウォンを投じ古い綿紡施設の取替えならびに新設などを行なう。なお、一般電子機器、総合産業電子機器、電子測量機、真空管などの工場建設に七百五十四万ウォンを投じて、電子工業系列化を完成させる方針である。

一千万ドル借款を アジア開銀が承認

アジア開発銀行は十七日、韓国に対する借款一千万ドルの提供を承認したと発表した。この借款は私[illegible]

年間成長率は10%

金経企長官 新年度予算案を説明

金鶴列副総理兼経済企画院長官は予算決算委員会で七一年度予算案の提出説明を通じ「七一年度には年間成長率を一〇％の高度成長にし、経済安定政策を強力に推進する」と語った。

金長官は新年度施政方向として①農業開発の強力促進②重・化工業化の転機づくり③科学技術と人力開発推進④企業の体質改善⑤国際収支改善――などを打出し、来年度には安東多目的ダムの着工、栄山流域の開発と錦江、平沢地区の開発に着工するなど四大江流開発事業を本格的に推進すると明らかにした。また金長官は来年中に農・漁村保健支所二ヵ所を開設する一方、九万六千戸の農家の電化[illegible]

激しい安保論争

国会予算委

国会は二十四日、予算決算委員会を開き、総規模五千二百八十二億ウォンの新年度予算案に対する本格的な総合審査に入った。この日、予決委は金鶴列経済企画院長官から提案説明と専門委員審査報告を聴取したのち、政策質疑に入った。政策質疑では、金大中新民党大統領候補の予備軍廃止主張に対[illegible]

政府の政策を説明したもの

[illegible]

米軍削減に伴う安保問題を証言

[illegible]

特別レポート

郷軍廃止論の代案内容

朝鮮日報記者　金　大　中

[illegible]

現行制度と大差ない金代案

[illegible]

いったい、どこがどう違うのか

[illegible]

共和は安どの胸 変わらぬ内容に

[illegible]

新しく安保論争の燃え上がる素地も

[illegible]

（筆者の金大中氏は金大中新民党大統領候補とは別人）

本国新聞論調

与野の関係改善を歓迎

選挙法の改定協商成功による…改定三十余項目の内容と改悪点

[illegible]

与、野双方のためになった合意

[illegible]

[illegible]会談で改定が合意された点

[illegible]

既成政治家の下手な野合の印象

[illegible]

華燭

鄭炳寿君と金麗貞嬢

[illegible]

権泰公君と張乙順嬢

[illegible]

金君夫君と全英順嬢

[illegible]

金善太氏ら新民党へ

国民党（仮称）創党作業に参加していた国民主系の金相敦、金善太氏ら二十一名が二十七日新民党に入党した。

石川珠洲支部団長 金禹凡氏殉職 永住権活動中に

民団石川県地方本部珠洲支部団長金禹凡（四二）氏は、さる十一月十五日午前十一時ごろ金沢市内で永住権申請促進運動中に交通事故にあい殉職した。[illegible]

小林法務大臣

小林法務大臣談話

韓日法務次官会談終了に際し

（昭和四十五年十月二十八日）

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」による永住許可の申請についての期限は、明年一月十六日となっていることにかんがみ、この際、日韓両国当局は、両国及び両国民間の友好親善の増進にさらに寄与するため、この協定の実施に引き続き協力すべきであり、また、この協定により永住することを許可された者が、この協定の基本精神により、この許可を受けていない者より優遇されることはもとよりである。

日本国法務省は、今後とも、現在この協定により永住を許可された者が、日本国社会秩序の下に安定した生活を営み、よりよい待遇を受けるよう、努力する方針である。

なお、この協定により永住を許可された者の家族についても、従来から、その入国および在留につき、家族構成その他の事情を勘案したうえ、人道的見地に立って妥当な考慮を払うことにしているが、この際、この協定により永住を許可されている者の配偶者、直系尊属または直系卑属として在留を許可されたもので、この協定発行前に入国し、その許可後五年を経過したものについては、その者の申請に基づき、できるかぎり、出入国管理令による永住を許可する方針をとることにしたい。

日韓条約による
永住を希望する
[illegible]国人の方へ

[illegible]間は
[illegible]6年1月16日
[illegible]りすくなくなり
[illegible]申請
して下さい[illegible]間を
[illegible]受付け
[illegible]ので注意
[illegible]

[illegible]務省

漢方の強力体質改善療法
（通信にて治療相談受付）

●喘　息……20帖 50,000円 30,000円
●糖尿病……20帖 15,000円
●夜尿・腎臓
●胃腸・肝臓
●皮膚病　20帖 10,000円
●婦人病・腰痛
●水虫・痔疾
●高血圧　1箱（散薬） 6,000円
●肥満症
●ツワリ

●鹿茸大補湯（特級）…20帖 50,000円
●鹿茸大補丸……2ケ月分 30,000円
●十全大補丸……2ケ月分 10,000円
●八味丸……（500g） 10,000円
●六味丸……（500g） 6,000円
●四物丸……（500g） 4,000円
●萬病水……（720cc） 30,000円
●人蔘酒……（540cc） 3,500円
●人蔘補心散……（20錢）（ポケット用） 6,000円

◉入院設備完備、大小個室五十室あり

漢方医学 西洋医学 総合治療センター

漢方担当 張同萬
洋医担当 寺田莞爾

漢方乾材・卸・小売
人蔘・鹿茸・麝香・牛黄・辰砂・熊胆
※本国旅行者には特別価格で奉仕します。

天心堂漢方本舗・天心堂診療所

東京都台東区東上野2-19-5
電話 (831) 5557・代表
国電・地下鉄上野下車1分 韓国商店街わき

東京商銀職員募集
来年度新卒者を求めます。

1. 採用人員　大学卒　男女　若干名
　　　　　　高校卒　男女　若干名
2. 応募資格　韓国籍の国民登録完了者
　　　　　　（入社までに申請手続完了者も可）
3. 待　　遇　大学卒男子 40,000円（基本給）
　　　　　　大学卒女子 38,000円（〃）
　　　　　　短大卒男子 35,000円（〃）
　　　　　　短大卒女子 33,000円（〃）
　　　　　　高校卒男子 30,000円（〃）
　　　　　　高校卒女子 28,000円（〃）
　（諸手当）家族手当、皆勤手当、住宅手当、給食手当
　　　　　　通勤費は全額支給、社会保険完備
　（賞　与）年2回（6月・12月）
　（昇　給）年1回（4月）
4. 福利厚生施設　男子独身寮完備
5. 提出書類　履歴書、写真、成績証明書、卒業見込証明書、外国人登録済証明書、国民登録完了証
6. 勤　務　先　本店勤務及び新宿、荒川、五反田各支店
7. 募集締切期日　昭和46年1月31日
8. 試験期日及び場所、本人宛通知
応募希望者は提出書類を揃えて本店総務部まで御送付下さい。
なお既卒者も随時受けつけております。

東京商銀信用組合
本店　東京都文京区湯島3-38-15
電話 (832) 5141-代表

商銀本店ビル着工へ

地上七階の豪華殿堂

二日に起工式　来年十月に落成の予定

待望の東京商銀信用組合（許弼奭理事長）の本店ビル建設はこのほど請負業者との契約を終え、今月二日にいよいよ起工式をおこなう運びとなった。さる三月に預金額一〇七億円を突破、都内唯一の民族金融機関としてめざましい発展途上にある商銀にふさわしく、来年十月には新宿副都心の一角西大久保に、地上七階、地下一階の威容をほこる本店ビルがお目見えする予定である。

東京商銀本店ビルの予想写真をまえに記者団に説明する許理事長

同商銀ではかねてから本店ビルの建設計画を進めていたが、さる二十四日、請負金額三億五千八百万円で白石建設株式会社との契約にこぎつけた。起工式は十二月二日午後一時から、東京都新宿区西大久保一丁目四四九番地の本店建設現場でおこなわれ、落成は来年十月二〇日の予定である。

本店ビル敷地は新宿副都心の一角の放射六号線（六〇米道路）に面したところ。総工費は土地、建築費あわせて六億円で、一七〇坪の敷地に地上七階、地下二階、延建坪四千二四〇平方米（一、二八五坪の近代ビルになる。一階から二階へあがるエスカレーター一基とエレベーター三基を備え、地下一階は機械室と金庫室、地上一階は出入口と駐車場、二階営業店舗、三階は役員室、事務室、四階は会議室、書庫と食堂、五階、六階は事務室、そして七階は大ホールおよび会議室となっており、近代設備をそなえた豪華版。ことに七階の大ホールと会議室は一般にも公開されることになっており、組合員の結婚式その他の利用に提供される。

同商銀は現在、上野の本店のほか新宿、荒川、五反田の三支店で営業を行なっているが、新宿の本店開店のあとは現在の新宿支店は閉店しあらたに支店を設置する計画である。

来年三月には一五〇億円へ　伸びる預金高

さる六七年三月末に十六億六千万であった同商銀の預金高は、同年五月二十二日の許弼奭現理事長の就任を機に年々飛躍的な伸びを示し、今年に入って去る三月末に目標の百億円を突破、さる九月末の仮決算では百八億円を計上した。

同商銀では来年三月末決算までに預金高一五〇億円、次の一年で二百億円の大台にのせようと業務拡張に余念がない。一方、民団各支部との懇談会などを通して組合員の声をじかに聞くなどの堅実な努力も勢力的におこなっている。本店ビルの建設とともに、同商銀の今後の発展は各方面の注目を集めている。

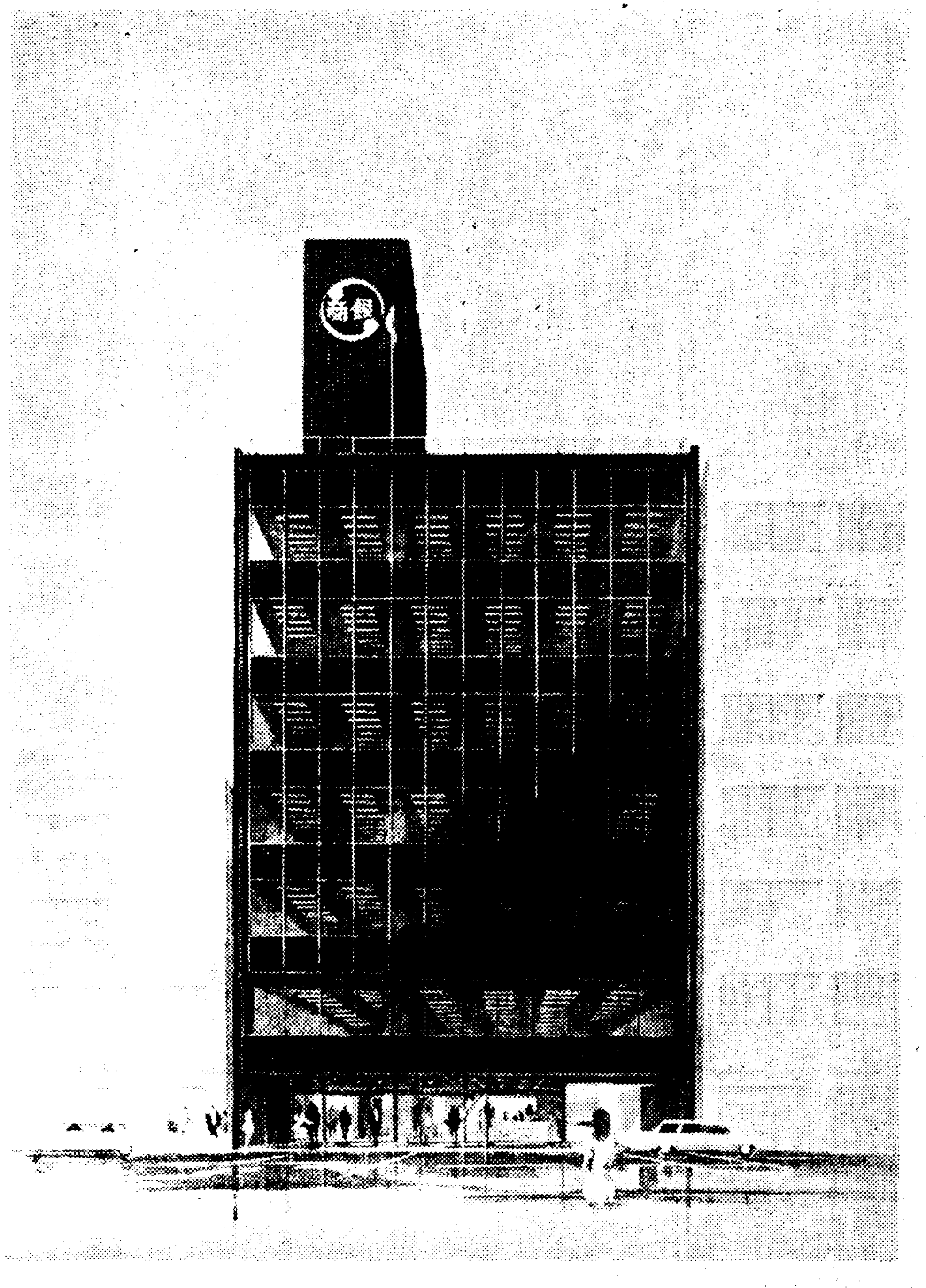

来年10月完成予定の東京商銀本店ビル予想図

永住権促進運動へ一千万円

東京商銀が拠出

東京商銀信用組合（許弼奭理事長）では日本民団が全面的に推し進めている永住権取得推進運動に積極的に協力する立場から、許理事長が中心になって同運動基金の募金をおこない、同商銀理事を中心に拠出した金一千万円を二十六日民団東京本部の鄭在俊団長に手わたした。

厳父逝去の香典を寄附

閔議長が永住権へ

民団東京本部の議長（東大田支部団長）閔泳相氏は、別項記事のとおり厳父の逝去により喪主になられたが、この訃報に寄せられた香典の全額二十八万一千円を、永住権申請促進運動につかってほしいとして民団東京本部の永住権取得推進委員会に寄託した。

新世界の創造へ躍進を

韓青創建25周年祝賀会盛大

在日韓国青年同盟がその前身である建青（在日朝鮮建国促進同盟）として結成されてから今年で二十五周年――。さる十六日午後一時半から東京・文京区の天風会館において、その記念祝賀会が「在日韓国人の歴史と現実」（韓青発行）の出版記念をかねて、韓青中央本部（金恩沢委員長）の主催で盛大に催された。

祝賀会には駐日韓国大使館民団[illegible]の来賓はじめOB・同盟員ら[illegible]十名が参席、民族と同胞隊[illegible]として成長した韓青の雄[illegible]激励と祝福の拍手を送った[illegible]世紀の歴史と伝統をもつ韓青は、その力強い歩みを経て今は二世、三世が主人公の韓青らしく会場には若さと活気があふれた。

金治男韓青大阪本部委員長の司会で開会、まず挨拶に立った金恩沢韓青中央本部委員長は「先輩たちの築かれた輝かしい伝統を受け継いだ韓青は、終始一貫して民族主体性を堅持し民族陣営の旗手としての使命を果してきた。これからも民族と在日同胞社会の一層の発展に尽くしたい」と強調、次いであいさつに立った鄭在俊民団東本団長は、韓青が民団の先頭に立って闘ってきたことを評価しながら「永住権問題で民団はいつにまして重要な時期を迎えている。朝総連は事あるごとに"民族"を売り物にするが、民団こそ真の民族的立場から永住権の申請促進運動に取組んでいる。韓青も民団とともにいっそうの団結をもってこの事業を成功させよう」と強く訴えた。つづいて、金在権駐日公使は、「民族的主体性と自主性を正しくつかんで、新しい世界の創造めざして躍進されたい」と激励、このあと[illegible]朴琪先婦人会東本会長、また韓国学生同盟を代表して金光沢委員長らそれぞれ祝辞を述べ、また、OBを代表して[illegible]（亜細亜友之会理事）から、建青創建当時の歴史が体験談やエピソードをまじえながら語られた。

このあと韓青女子部手製の韓国料理を囲んで祝宴にうつり、歌や踊りの民族色豊かな雰囲気の中で新旧あわせてなごやかに交歓、韓青金一明副委員長の閉会辞をもって午後九時ごろ祝賀会を終わった。（写真は同祝賀会のもよう）

支部だより

品川　〈韓国映画の夕べを開催・永住権の申請を呼びかける〉

品川支部では、さる十八日午後六時半から支部事務所において映画の夕べを開催した。これは永住権の申請促進をかねて民団、婦人会、韓青が共催して開いたもので席上崔桊一団長らは永住権についての説明をおこなうとともに、未申請者が一日も早く申請をすませるよう要望した。団員、青年など約六十名が本国劇映画「結婚教室」他を観映した。

練馬　〈永住権促進で懇談会〉

協定永住権の申請期限（来年一月十六日）まで残すところ五〇日民団東本はじめ管下各支部ではあげて申請促進の最後の追いこみに余念がない。民団練馬支部（李用人団長）ではさる二十四日午後六時から区内のはま松会館で懇談会をもち、永住権促進問題を中心に民団組織の発展について意見を交換した。支部役員、団員ら約六十名と、とくに東京商銀関係者多数が参席、席上商銀側から商銀の事

閔度錫氏　民団東京本部議長兼大田支部団長である閔泳相氏の厳父。十一月二十四日、本国慶尚南道山清郡梧釜面内谷里の自宅で老衰のため逝去した。享年七九歳。

李桂東氏　民団港支部副団長李鐘書氏の尊父。都内田町の交済会病院で心臓病のため入院療養中のところ薬石の効なくさる二十一日午後逝去した。告別式は二十三日の午後一時支部三機関役員をはじめ多数の団員が参列して行なわれた。

李一洙氏　民団港支部団員で李尚栄氏次男。さる十七日交通事故で死亡。享年二十七歳。告別式は十九日午後二時から自宅にて行なわれた。団員ら多数が弔問した。

郷土発展へ多大な貢献

済州道開発協会創立10周年記念式

郷土の経済発展と文化向上、会員相互間の親睦、利益増進にと幅広い活動をおこなっている済州道開発協会（高瑋準会長）の創立十周年記念式が、さる十四日午後三時より、東京上野のタカラホテルにおいて、内外関係者百余名が参席して盛大に開かれた。

高瑋準会長、高岸秀理事長、金坪珍顧問はそれぞれ、さまざまな難条件を克服しながら同開発協会が大きく成長したことの感慨を述べるとともに、十周年を機に郷土の発展にいっそうの貢献ができるよう尽力する旨、決意のほどを披瀝した。また同協会の功労者、事業協力者および同協会の機関誌、「漢ラ山」が募った十周年記念論文の当選者がそれぞれ表彰を受けた。このあと各界来賓からの祝辞があり、祝宴にうつった。なおこの日、民団東京本部から鄭在俊団長が参席、済州開発協会の発展を祝福、激励するとともに、永住権取得の意義と現況について述べ協力をよびかけた。

同協会が六一年に創立されてから、十年間の主な事業は次のとおり。

△（六二年）五賢高蹴球選手団招請、済州道訪日親善視察団招請、済州商事KK設立△（六三年）本国食糧難救援募金、済州道女性代表親善団招請、郷土訪問団派遣、△（六四年）済州道産業開発研修生（十名）招請△（六六年）道知事一行、行政公務員、農業視察団各招請△（六七年）マイクロバス一台寄贈、援護会館建立寄金、柑橘苗木寄贈△（六八年）玉蜀黍種子、麦酒種子、天然色フィルム、柑橘苗、古衣類など寄贈、各種招請事業△（六九年）乗用バス一台、編物機五台、無縫機など寄贈△（七〇年）柑橘苗木十八万本寄贈で産業視察団招請、台風救援金百万円送付など。

慶 済州開発協会創立10周年 祝

[illegible]発協会創立10周年記念式のもよう

組合長に李鎮浩氏

台東納税組合で総会

在日韓国人台東納税貯蓄組合および商工協同組合（李棟鎬組合長）の総会がさる二十六日午後二時から東京・上野のタカラホテルにおいて組合員ら三十余名が参席して開かれた。金昌植専務理事の[illegible]で進行、まず同組合長は、二期四年間を大過なく責務を果せたとして組合員の協力に感謝の意を表するとともに今後とも組合が有益な役割を果せるよう努力するとあいさつした。つづいて民団台東支部李鎮浩団長、金坪珍顧問、納貯組合東京連合会の羅鍾卿専務理事（民団東本副団長）が祝辞を述べた。とくに羅専務理事は、税務当局の在日韓国人に対する扱いが厳しくなっていることを指摘しながら、[illegible]

[illegible]

二期四年の長きにわたって組合長をつとめた李棟鎬氏に感謝の拍手が送られ、記念品を贈ることを決めた。同組合の役員次の通り。

（組合長）李鎮浩（副組合長）李鍾燮（理事）李棟鎬、徐興錫、張潤鍾、尹正男、韓文鳳、趙弁訓、金天栄、金用球（専務理事）金昌植（監事）金守杏、金尖俊、朴斗弼

台東納税組合定期総会のもよう

婦人会東本支部長会議

永住権など協議

婦人会東京本部（朴琪先会長）では二十五日午後二時から同婦人会会議室において第一六回定期支部長会議を開き①永住権促進運動をより積極的に推進する②新年会を一月十七日正午から東京・大塚駅前の角萬で開く③来る一月二十九日午後五時半から千代田公会堂で永住権運動慰労映画会を開催する等について討議、決定した。各支部長ら三十名が参席した。

嶺東高速道路三月に着工

湖南、南海路は六月

来年度から着工することにした全長二百四十五キロの三カ高速道路は借款償還能力を勘案し、建設部が直接施工、内資分による嶺東高速道路だけは道路公社で来年三月ごろ、着工する方針である。

二十三日関係当局によると七一年に着工予定の三カ高速道路の工事費総額二百十七億九百万ウオンのうち内資が百六十八億二千九百万ウオン、世界銀行借款が湖南と南海高速道路に十八億八千万ウオンずつ計上されているが、借款先の世界銀行側では償還能力を問題視しているため、二つの高速道路建設は、建設部が直接担当することにした。この方針に基づき、政府はまず七一年三月ごろ嶺東高速道路（百五キロ）を着工し、残り全州―光州（九〇キロ）間湖南高速道路延長工事と釜山―馬山（五〇キロ）間の南海高速道路は七一年の上半期中に着工する計画である。来年建設される三カ高速道路事業内容は次の通り。

◇湖南高速道路延長工事＝全州―光州間九〇キロ、総八五億九百万ウオンのうち内資五四億五千九百万ウオン、外資三〇億五千万ウオン（一千万ドル）

◇南海高速道路＝釜山―馬山間五〇キロ、総工事四七億中内資二五億七千万ウオン、外資十八億三千万ウオン（六百万ドル）

国際技能オリンピックで韓国が二位

十七日閉幕した第十九回国際技能オリンピック大会（千葉県にある日本中央技能センターで開催）で韓国は金メダル四、銀メダル四、銅メダル五、大会長賞六を獲得し総合二位を占めた。同大会で金メダルを獲得したのは鋳造部門で[illegible]君（一八、新進自動車所属）、板金部門で[illegible]君（一八、[illegible]）、洋服部門[illegible]君（二〇、[illegible]服店）、電気溶接部門で[illegible]君（二〇、新進自動車）らの四人である。

休戦線での少年射殺事件に判決

脆弱地区での発砲は過失でない

"脆弱地区"（北韓武装ゲリラの浸透地区）と指定された韓国軍の作戦地域内でキャンプをしていた学生が潜伏哨所の兵士によって射殺されても、あるいは負傷をしても国家に賠償責任はないという大法院（最高裁）の判決が下りた。

京畿道抱川郡永中面永平里に住む金鎮用（一七）、竜昌雲（一七）君ら二人の父兄は、さきに休戦線近くの山中で夜間キャンピングをしていた金鎮用君、竜昌雲君ら二少年が北韓武装スパイと誤認されて韓国警備兵に射殺された事件にたいし、国家を相手取って損害賠償請求訴訟を提起していたが同判決で大法院民事部は十八日、原告の上告を棄却、「捜索中隊に勤務する軍人たちが学生たちを射った場所は休戦線から一・五キロしか離れておらず、スパイが出没する"脆（ぜい）弱地区"で、このような地域での軍人たちの発砲行為は過失ではない」と判示、これにより原告の敗訴が確定した。

京釜線の電化計画確定

政府は、七一年から七六年までを計画期間としたソウル―釜山間（四四四・五キロ）の鉄道電化計画を確定した。

鉄道庁当局によると、ソウル―釜山間の電化計画は、六年間に外資九千二百十二万ドルと、内資百七十七億六千万ウオンなど、四百六十四億一千万ウオンを投じることになるが、この工事が完成すれば、ソウル―釜山間の運行時間は現在の四時間五十分台から、三時間三十分台に短縮され、輸送力も現在の二倍に増加することになる。

同工事は七一年と七二年に八十億ウオンを投じて、調査測量をしたあと、七三年にソウル―水原間七四年に水原―大田間、七五年に大田―大邱間、七六年には大邱―釜山間を電化する計画である。

キャンプ・カイザーを韓国軍に移譲

駐韓米軍当局は十五日、京畿道雲川のキャンプ・カイザーを閉鎖し、その施設を韓国軍に正式移籍した。これは駐韓米軍の削減計画に基づくもので、同基地には駐韓米軍第七師団第一旅団司令部と歩兵二個大隊二千五百人が配備されていたが、十月十五日の閉鎖通告のあと撤収が行なわれ、三百五十人の韓国軍警備兵が配備されている。

なお韓国内の米軍基地は、来年六月までに二十八カ所が閉鎖される予定。

交通事故の被害補償の計画

交通部は交通事故の被害補償現実化を図るため、乗客保険制を適用して運賃に保険金を添加徴収する計画をたて、事故発生時の死亡者にたいしては、バスの場合は最高二百万ウオン、鉄道では百五十万ウオンまでの補償金現実化を検討中である。

交通部の構想ではバスは現行運賃の四～五％の保険金を、鉄道は二％線に決める意向である。

莞島出身の僑胞ら

募金で警備艇贈る

大阪在住の全羅南道莞島出身者たちは、故郷の莞島付近によく北韓の武装スパイが侵入する報道に接し、二百万ウオンを募金で集め警備艇を寄贈した。

この警備艇は釜山造船廠に依頼して建造されたもので、二十七トン級、時速三十五ノットの快速艇、"青竜号"と名命され、西海岸一帯の北韓スパイ侵入ルートの警備に当たることになった。この警備艇を母国に寄贈したのは大阪の莞島出身同胞の代表金炳五（五〇、詩人）氏ら三十七名。

尋人

朴奉根氏（通称・山崎みのる）年令50才前後。

この方を息子の朴健一さん（金山市西区下端洞八三番地）が訪ねています。心当りの方は、在日大韓民国居留民団長崎市支部へご連絡下さい。（長崎市万島町一〇九番地）

金益寿さん（年令50才位）本籍・韓国咸鏡南道北青郡上東里

金さんの祖父の金承均氏はかって玄風郡郡守の経歴がある。お心当りの方は、民団板橋支部（電話・九六一―六五六五）まで連絡を。

TOKYO⇔SEOUL――週11便

■毎日便PM16：30
■月・水・木・日曜便AM11：00

KOREAN AIR LINES
PUSAN
OSAKA
CHEJU
FUKUOKA
BANGKOK
TAIPEI
HONG KONG
SAIGON

大阪⇔ソウル線 週9便■東南アジア線 週6便

東京⇔ソウル線が11便にアップ！従来の毎日便午後4時30分発に加えて月・水・木・日曜日には午前11時発。

ビジネスに観光にますます便利になった大韓航空のサービスはきっと皆様にご満足いただけることと思います。お客様のご要求をみたした週11便。ボーイング707／720大型ジェット機が快適な空の旅をお約束いたします。

大韓航空
KOREAN AIR LINES

●東京支店：東京都千代田区丸ノ内3丁目4番　新国際ビル　TEL 216-9511～5　●大阪支店：TEL 252-4044～5　●福岡支社75-0156～7

大物スパイ告白の記 (二四)

私は北傀を告発する　姜 大 振

ついに自首

[illegible]

歩哨に立って自首しようと思う

[illegible]

待っている二人の武器を処理

[illegible]

無我夢中で支署へ

同僚がねているすきに

[illegible]

サンソン面警察支署にはいる

[illegible]

腰を抜かして「ワッターワッタ」

[illegible]

三時間以上も躊躇 自首をすすめる

[illegible]

「大物スパイ、告白の記」は本号で終り次号よりスパイの手記を掲載します。

韓国의 [illegible]

東国大法政大副教授　李 延 植

[illegible]

新刊紹介

韓国名作短篇集（日本語版）

韓日の文学交流に有意義

[illegible]

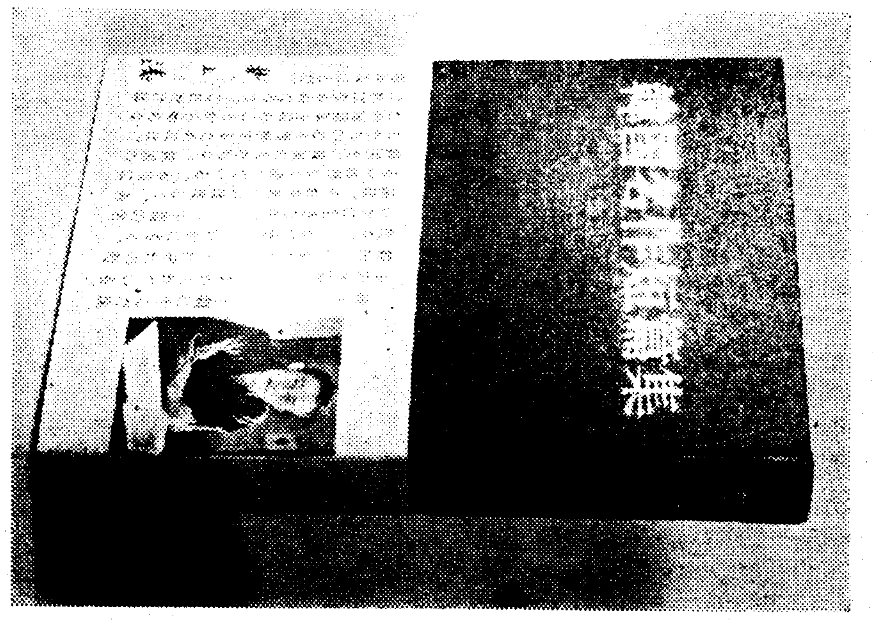

戸籍実務講座

提供・法院行政処（5）

[illegible]

第四、申告書の発送

[illegible]

第五、保存

[illegible]

（つづく）

韓青 歌の教室

われわれ韓民族の輝やしい半万年の歴史は、民俗に民謡、そして民謡にとうけつがれています。われわれは、われわれの古い歌、新しい歌を身につけて、民族の深い心を知りそして情緒を大いにつちかいましょう。

日時・毎週月曜日
（午後6：30〜8：30）
場所・民団東京本部三階講堂
講師・民団東本文教部長文秀直氏
民団江戸川支部事務部長 金永純氏
主催・在日韓国青年同盟東京特別本部

問い合せは、韓青東京特別本部（TEL 811−7148）

在日韓国人の民族運動　鄭哲著　B6判 〇〇〇頁 〇〇〇円

東京都新宿区納戸町5 洋々社 電268−0796

朴正熙大統領の指導理念と、烈々たる愛国心！

朴正熙選集　全3巻

申範植＝編集
全3巻セット価 ¥2,500

第1巻では大統領の指導理念と韓国の苦難の歴史を物語り第2巻では大統領の熱烈な愛国心と祖国統一に対する熱情を伝えている。第3巻では韓国の近代化と、明日に向かって前進する国民の先頭にたつ大統領の、自信と希望に満ちた演説を聴くことができる。（全3巻同時発売中！）

①韓民族の進むべき道　A5判・260頁 ¥780
- Ⅰ人間改造の民族的課題
- Ⅱわが民族の過去を反省する
- Ⅲ韓民族の受難の歴史
- Ⅳ第二共和国の「カオス」
- Ⅴ後進民主々義と韓国革命の性格と課題
- Ⅵ社会再建(国家)の理念と哲学

②国家・民族・私　A5判・280頁 ¥820
- Ⅰ革命はなぜ必要であったか？
- Ⅱ革命2年間の報告
- Ⅲ革命の中間決算
- Ⅳ世界史に浮き彫りされた革命の各態様
- Ⅴライン河の奇蹟と不死鳥のドイツ民族
- Ⅵわれわれと米・日関係
- Ⅶ祖国は統一されるだろうか
- Ⅷわれわれは何をいかにすべきか

③主要演説集　A5判・380頁 ¥900
- Ⅰ協同の大洋に結集しよう(外交)
- Ⅱ前進する歴史の潮流の中で(社会・文化)
- Ⅲ近火は燃えている(産業・復興・経済)
- Ⅳ自分の国は自分の力で(反共・愛国・国防)
- Ⅴ清貧な前進(政治)

鹿島研究所出版会・発行
107 東京都港区赤坂6−5−13 電話582−2251

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

12月9日 水曜
<1970>
週刊・毎水曜日発行
第2430号

発行所 民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535（代表）
〒133 振替口座 東京 16631番
（大韓民国文化公報部国内頒布許可）
（購読料 1カ月100円・特別1000円）

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行週刊紙

在日本大韓民国居留民団
綱領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

北傀空軍少佐が韓国に帰順

ミグ15戦闘機を操縦
東海岸の海辺に誘導着陸

三日午後二時二十七分、北傀空軍某師団所属の朴成九少佐（三三）がミグ15戦闘機を操縦し、江原道杆城南方五キロ地点の東海岸の砂浜に不時着、韓国に帰順した。国防部の発表によると、空軍は三日午後休戦ラインを越え南下してくる北韓機をレーダーで発見、直ちに迎撃機を発進させ、午後二時二十七分、江原道高城郡杆城付近の海岸砂地に誘導着陸させた。この北韓機は北韓空軍少佐・朴成九（33）操縦のソ連製ミグ15型戦闘機で、着陸の際砂地に突込んでとまったが操縦者、機体とも異常はなかった。今回の朴少佐の自由大韓への帰順（空軍機による）は十年ぶりのことである。

朴少佐が操縦してきたミグ15（杆城北方海岸で）

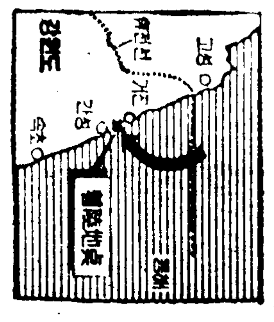

自由大韓で生活したい
着陸の際語る

北傀の虐政 世界に暴露
申公報長官談話

北傀機帰順日誌

在日同胞の実態を調査
外務部調査団派遣

永住権

朝総連の妨害排除せよ

申請期限目前に迫る

望ましい日本政府の積極協力

在日韓国人に対する永住権申請の最終日は来年の一月十六日にせまっている。この締切日を前にして、いまも在日居留民団では、全組織力を動員してこれが促進に熾烈な運動を展開している。一方韓国人たちの永住権申請を妨害しようとする朝総連は永住権に関して虚偽・ねつ造の宣伝を繰広げている。また、日本政府当局にしても、共同責任であるべき「永住権申請」の啓蒙に積極的な協力はみせていない。これに日本の一部革新系市長が同調して国籍変更問題が尾を引いているのである。永住権申請者は十一月末日現在で二十四万三千二百六十五名であるが、期限までには永住権申請有資格者五十五万九千四百四十七名の過半数は越えるものとみられる。なお在日僑胞の総数は六十万三千七百十二名である。

永住権獲得の資格

波乱万丈の七代国会を顧る

揺れ続けた議政四年

総選後遺症と改憲の波動で

韓国の七代国会は波乱万丈の末、こんどの定期国会を最後にその幕をおろそうとしている。

68年の破局から ハネムーンへ

改憲の変則通過と 会派三議員のテロ

選挙法改正交渉 妥結までの波乱

法的地位と処遇訴う

沖縄民団本部の決議要旨

朴大統領へ

佐藤日本首相へ

在日僑胞社会
唯一の国文綜合雑誌
月刊 漢陽
（通巻97号）
漢陽社
東京都豊島区池袋2―56―7
TEL 東京 (983) 5313番
振替番号 東京 45168

一九七一年度 在日韓国人母国留学生
募集要綱

一九七一年度在日韓国人母国留学生をつぎのとおり募集する

一、**募集対象**
母国の大学課程以上（大学または大学院）で修学を希望する在日本大韓民国国民

二、**志願資格**
イ、日本外国人登録法による登録を完了した者
ロ、日本国内で初・中・高校（十二年間）を卒業した者（一九七一年度卒業予定者を含む）で大韓民国法令上大学入学資格がある者
ハ、旅券ならびに再入国手続が可能な者で勤勉誠実、思想穏健な者

三、**留学要領**
イ、**志願者銓衡** 大使館が主管する留学生銓衡に合格しなければならない
ロ、**大学志望** 留学志望大学は第三校まで志望できる
ハ、**入学の許可** 志望校の入学可否は文教部が大学当局と合議し決定通報するが一九七一学年度入学を許可する
ニ、**予備教育課程ならびに大学就学の時期** 母国大学の留学が許可された留学生は、ソウル大学校内に設置されている『在日韓国人母国留学生予備教育課程部』に入学し一年間所定の課程を履修し入学が許可された大学には一九七二学年度から就学する

四、**提出書類**
イ、母国留学志願書（所定様式）……五通
ロ、学生身上調書（所定様式）……五通
ハ、卒業証明書（小・中・高別）……各二通
ニ、成績証明書（最終卒業学校分）……四通
ホ、国民登録済証……二通
ヘ、外国人登録済証……二通
ト、所属民団長推薦書……二通
チ、写真（志願書に添付）……五枚

五、**志願書類提出**
イ、期間 一九七〇年十一月二十日～一九七〇年十二月二十日まで
ロ、提出処 駐日韓国大使館奨学官室
民団中央本部文教局または県本部
各韓国教育文化センター

六、**銓衡実施**
イ、日字 一九七〇年十二月二十七日（日）
ロ、場所 追後発表通知する
ハ、**銓衡科目**
1. **大学（校）志望者**
国語・英語・数学・作文・面接
2. **大学（校）編入学志望者（大学院志望者を含む）**
国語・英語・論文・面接
3. **予備教育課程履修希望者**
国語・作文・面接

七、**其の他事項**
イ、一九七一学年度入学予定者であっても予備教育課程の成績がきわめて不良で成業の望みないと認定される場合には大学への就学を保留する
※特に『ソウル大学校』は予備教育課程修了後同大学の実施する母国留学生特別銓衡に合格しなければならない
ロ、学校入学は志願者が志望した第一～三志望校の志望学科の中から許可するが留学期間中大学（校）ならびに学科の変更（転学・転校）は当該指導教授・ソウル大学校在外国民教育研究所ならびに文教部が妥当な理由ありと認定する場合に限るから学校と専攻学科を慎重に選定志望すること
ハ、其の他事項は近くの韓国教育文化センターに問合せること

駐日大韓民国大使館奨学官室
郵便番号一〇六 東京都港区南麻布一丁目二番五号
電話四五三－九六五三・四五二－七六一一 内線八一

本国新聞論調

韓国人の見る三島事件

価値観の両面性を象徴
影響如何は国民の知性次第

三島事件はショッキングな事件として海外にも大きな波紋を呼んだが、これを反映するかのように去る一日、東京の内外人記者クラブの昼食会に出席した中曽根日本防衛庁長官に対し各国の特派員から「三島の割腹をどう考えるか」など質問が出た。これに答えて中曽根長官は「個人としてはこの偉大な文学者の死を心からいたむものであるが」と述べたのち、むしろ自衛隊員が三島の扇動にのらなかったことを強調、その健全さを主張した。そして「三島事件は日本の精神史には影響を与えようが、若い人が行動に出るモメントにはならない」――と語ったが、韓国の新聞は三島事件を次のような眼でみている。

[illegible]

〝現代〟という海で溺死した作家

[illegible]

「自由」からの逃走で自己喪失

[illegible]

日本国民の知性の成熟度に……

[illegible]

〈韓国日報〉

特別レポート

米韓問題の韓国を訪れて

ニューヨーク・タイムス主筆　ジョン・B・オークス

韓国を訪れて

[illegible]

忘れられぬ韓国戦争の経験

[illegible]

米軍は南と北双方に抑止力

[illegible]

韓国の防衛力と米国の義務

[illegible]

韓国の自主防衛は数年後に

[illegible]

イデオロギーより強い反共

[illegible]

産業上昇に加え境界線警備

[illegible]

筆者のジョン・B・オークス氏はニューヨーク・タイムス紙の論説委員長（主筆）。最近韓国を訪問した。

予算案の処理ならず
国会、法定時限を越す

[illegible]

与野重鎮会談で打開策
選挙法改憲問題で

[illegible]

一億五千万ドル要請
米議会、韓国軍近代化へ

[illegible]

アグニュー米副大統領、崔外務と会談

[illegible]

金大中氏が選挙前に訪米を検討

[illegible]

二万人以上に米軍削減なし
訪米中の金鍾泌氏、懇談後に語る

[illegible]

韓・日合弁で技術高校設立

[illegible]

早期総選挙体制づくり急ぐ
新民党、中央常任委

[illegible]

小林法務大臣談話

韓日法務次官会に際し

（昭和四十五年十月二十八日）

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」による永住許可の申請についての期限は、明年一月十六日となっていることにかんがみ、この際、日韓両国当局は、両国及び両国民間の友好親善の増進にさらに寄与するため、この協定の実施に引き続き協力すべきであり、また、この協定により永住することを許可された者が、この協定の基本精神により、この許可を受けていない者よりも優遇されることはもとよりである。

日本国法務省は、今後とも、現在この協定により永住を許可された者が、日本国社会秩序の下に安定した生活を営み、よりよい待遇を受けるよう、努力する方針である。

なお、この協定により永住を許可された者の家族についても、従来から、その入国および在留につき、家族構成その他の事情を勘案したうえ、人道的見地に立って妥当な考慮を払うこととしているが、この際、この協定により永住を許可されている者の配偶者、直系尊属または直系卑属として在留を許可されたもので、この協定発行前に入国し、その許可後五年を経過したものについては、その者の申請に基づき、できるかぎり、出入国管理令による永住を許可する方針をとることにしたい。

小林法務大臣

日韓条約による
永住を希望する
在日韓国人の方へ

申請期間は
昭和46年1月16日
までで残り少なくなり
ましたので早目に申請
して下さい　右期間を
こえると申請は受付け
られませんのでご注意
下さい

漢方の強力体質改善療法
（通信にて治療相談受付）

●喘息……20帖 50,000円 / 30,000円
●糖尿病……20帖 15,000円
●夜尿・腎臓
●胃腸・肝臓
●皮膚病　20帖 10,000円
●婦人病・腰痛
●水虫・痔疾
●高血圧
●肥満症
●ワクリ　1帖（散薬） 6,000円

●鹿茸大補湯（特級）…20帖 50,000円
●鹿茸大補丸……2ヶ月分 30,000円
●十全大補丸……2ヶ月分 10,000円
●八味丸……（500g） 10,000円
●六味丸……（500g） 6,000円
●四物丸……（500g） 4,000円
●萬病水……（720cc） 30,000円
●人参酒……（540cc） 3,500円
●人参補心散……（20袋）（ポケット用） 6,000円

◎入院設備完備、大小個室五十室あり

漢方医学 西洋医学 総合治療センター！

漢方担当 張
洋医担当 寺田

漢方乾材・卸・小売
人参・鹿茸・麝香・牛黄・辰砂・熊胆
※本国旅行者には特別価格で奉仕します。

天心堂漢方本舗・天心堂診療所
東京都台東区東上野2-19-5
電話（831）5557－代表
国電・地下鉄上野下車1分 韓国食堂街わき

東京商銀職員募集
来年度新卒者を求めます。

1．採用人員　大学卒　男女　若干名
　　　　　　高校卒　男女　若干名
2．応募資格　韓国籍の国民登録完了者（入社までに申請手続完了者も可）
3．待遇　大学卒男子 40,000円（基本給）
　　　　大学卒女子 38,000円（〃）
　　　　短大卒男子 35,000円（〃）
　　　　短大卒女子 33,000円（〃）
　　　　高校卒男子 30,000円（〃）
　　　　高校卒女子 28,000円（〃）
（諸手当）家族手当、皆勤手当、住宅手当、給食手当
通勤費は全額支給、社会保険完備
（賞与）年2回（6月・12月）
（昇給）年1回（4月）
4．福利厚生施設　男子独身寮完備
5．提出書類　履歴書、写真、成績証明書、卒業見込証明書、外国人登録済証明書、国民登録完了証
6．勤務先　本店勤務及び新宿、荒川、五反田各支店
7．募集締切期日　昭和46年1月31日
8．試験期日及び場所、本人宛通知
応募希望者は提出書類を揃えて本店総務部まで御郵送下さい。
なお既卒者も随時受けつけております。

東京商銀信用組合
本店　東京都文京区湯島3－38－15
電話（832）5141－代表

国籍変更は無法行為

国際勝共連合 革新市長糾弾国民大会

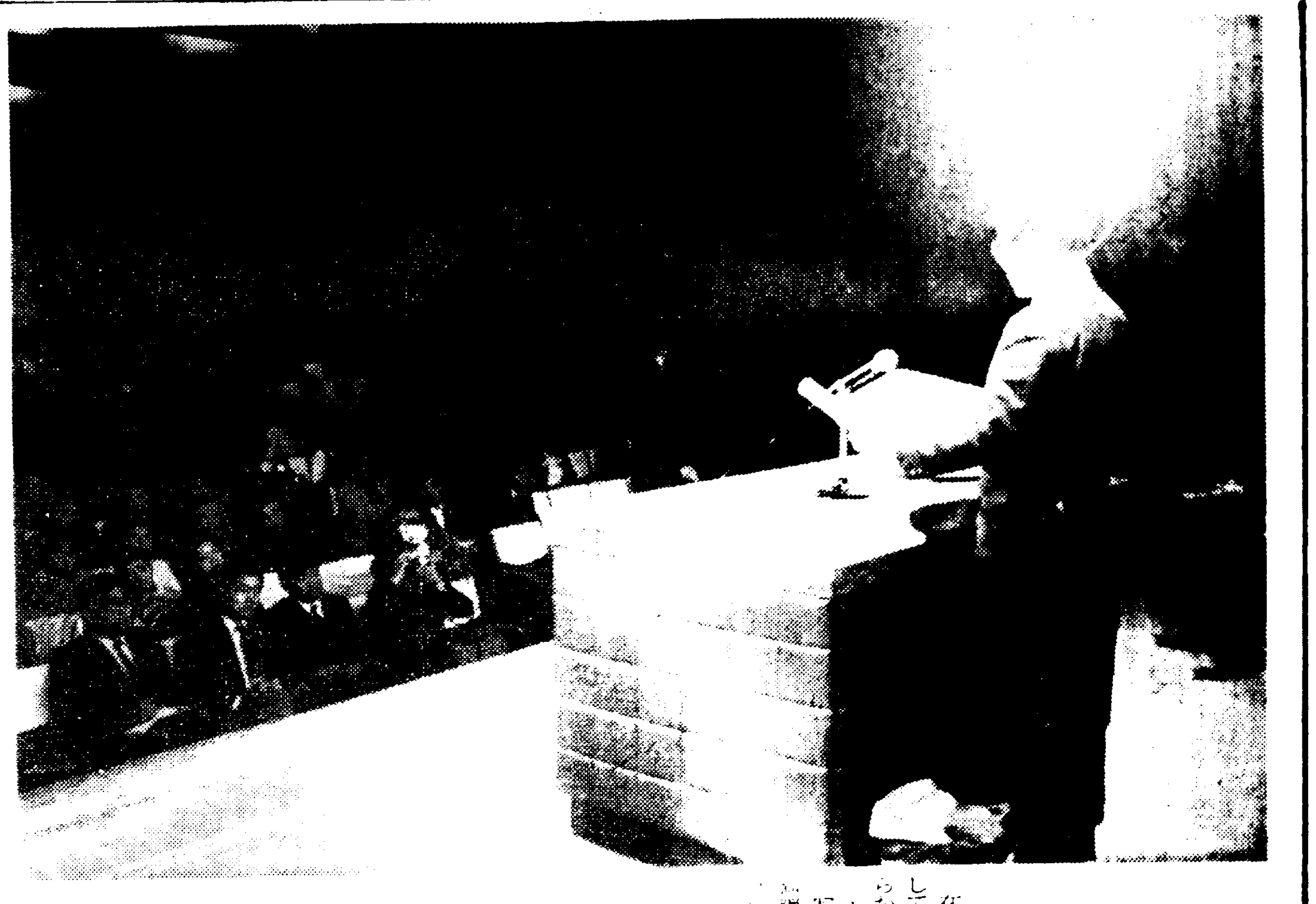

在日韓国人の永住権申請を妨害する朝総連の運動に同調しいわゆる「国籍書き換え」問題を起している革新系首長を糾弾する国民大会が、国際勝共連合の主催で日本全国主要都市においてひらかれているが、東京ではさる十二月三日午後一時、都内港区の東条会館においてひらかれた。

写真は、在日韓国人の国籍書き換えに対する革新首長糾弾国民大会のもよう㊤と小林法務大臣宛の要望書を朗読する国際勝共連合の阿部正寿事務総長。受理者は国管理局登録課長青木氏㊦

大会は司会沢浦氏の「現代はイエスかノーかをはっきりする人が少なくなっている。私達は正しい事を正しいとし、まちがっていることはまちがっているとはっきり意志表示をし、正してゆく勇気を持ちたい」というあいさつで、やや緊張の中で進められていった。

次に小宮山氏は「在日韓国人の国籍変更問題は、人道主義の名のもとに行われているが、その背後に冷たい革命の意図があることを見抜き、人道上の見地からも、国際信義を完全に踏みにじった張本人たる金日成に、在日六〇万の韓国人を売りわたすような、革新首長達の行為は断じて許せない」と力強くあいさつした。

続いて阿部事務総長は「日本国家が外国と結んだ条約を破り、自分の国籍は自分で選ぶ権利がありこれを権力で否定する事は人道的なやり方に反するとして、勝手に朝鮮籍への書替えを受理するが如き無法行為は、断じて許すことはできない。一部の職業革命家におどらされた一部の人の書き換えを一部先ばしりの革新首長が受理しただけだが、偏向したマスコミはこれを針小棒大に全国でなされている如く報道している。革新首長達の一連の無法な行動は、日本に革命の気運をつくり出そうとする以外に考えられない。このような法秩序を根底からくつがえすような無法な行為は、事の大小にかかわらず糾弾すべきである」と訴えた。

次に渉外委員長の松山貢三氏はこの革新市長選が動き出すまでのプロセスと、最近の国籍変更問題の経緯を図に書いて説明した。

「永住権は在日韓国人に対し日本での永住を保証するものであるこのままゆけば朝総連の組織は当然くずれる以外にないところから彼らは最後のあがきをやっている革新首長のやっていることは、彼ら自らが「日韓条約の空文化である」といっている如く、初めからはっきりと革命の意図をもってあえて無法な横車を押している。今は自由共産の二者択一の時代であることを自覚して力強く革新首長の非を糾弾してゆこう」と熱心に語った。

そののち、決議文が採択せられ佐藤首相、小林法相あての強力に永住権取得を推進し、朝総連に巣食う一部職業革命家と革新首長の違法行為をきびしく処断するようにとの要望書を朗読、万場の拍手で承認した。つづいて美濃部都知事、飛鳥田横浜市長（革新市長会会長）、都下の田無市長宛のその犯罪的行為をきびしく糾弾する抗議文を次々に表明し、同じく万場の拍手で承認した。

最後に二つのスローガン「秩序を破壊する革新首長を許すな」、「国際信義を裏切る国籍書替えを許すな」を全員でシュプレヒコールして大会の幕を閉じた。ただちに四手に分れて要望書を、首相官邸にて、責任者に手渡し、又、法務大臣宛にも提出した。抗議文は、マイクロバス二台で都庁にゆき、美濃部都知事宛に手渡した。

韓国と知り 軍帽を投捨てる

ミグ15北傀機の朴少佐 着陸現場目撃談

さる三日、韓国に帰順した北韓空軍朴成九少佐（三三）のミグ15戦闘機は、東海上空を低空飛行しすべるように海岸ぞいからはいってきた。スピードをおとしたミグ機は、波打ちぎわの砂浜に着陸したのが三日午後二時二十七分。東海岸の杵城北方五㌔の地点、高城郡巨津面松竹里の砂浜、バウンドしたミグ機は二十五㍍ほど砂上をすべってとまった。着陸の衝撃で右翼部と機首が若干破損し、補助タンクも破損した。

この意外な光景を自宅の庭で目撃した浜辺の李順学さん（六五）は、この突発的な事件に腰をぬかした。李さんの家と海岸は三百㍍しか離れていない。冬の海辺は静かで、天気は風があるだけで晴れていた。

ミグ15機が停止してから操縦士の動く気配は見られなかったが、しばらくして操縦席のドアが開いた。操縦士の朴少佐が地上におり立った。北韓空軍の軍帽に空軍のジャンパー姿、李さんの家を見つけ、走ってきた。百七十㌢の長身に、立派な体格をしていた。

李さんを見たとたん「ここは間違いなく韓国ですか」ときいた。「そうだ」と答えたところ、安心したらしく、軍帽を投げすてた。

李さんはむすこの鎮国君（一三）を、近くの韓国軍部隊に走らせ、朴少佐の帰順を知らせた。

部隊から朴春吉上兵らがかけつけたところ、朴少佐は手をあげたまま、朴上兵について部隊にはいった。

朴少佐の帰順はすぐ師団に報告され、師団長崔永亀准将がヘリコプターで現場に到着、帰順に成功した朴少佐を暖かく迎えた。

元山に基地をおく北韓空軍八一四軍所属の朴少佐は、同日休戦ライン一帯が曇っていたため、安全着陸地を捜すのに苦労したようだと軍当局者は語った。

式でくわ入れする許理事長㊦

〝永住権〟最後の追込

韓青東本 活発な活動展開

韓青東京特別本部（慎忠義委員長）ではさる十一月三日、午後七時から、民団東京本部講堂に於いて、第八回都内拡大支部長会議をひらき「民団各支部と協力して永住権取得運動を成果的に、勝ち取っていこう」というつぎの四項目の確認事項を決議した。

①民団支部とより密着な協力体制を強化する②今後は夜間、日曜日を利用して永住権未申請同胞大衆へ家庭訪問を強力に推し進める。③永住権にまつわるさまざまな問題や不安を解くため親切に啓蒙する。④永住権申請活動と具体的成果を本部まで報告する。

また十一月三十日午後七時半から東京本部三階講堂において、永住権申請都内拡大支部長会議がもたれた。

まず韓青東本慎忠義委員長があいさつ、「我々韓青は、在日同胞の一人として、在日同胞の権益を守る立場に立ち永住権申請運動を民団と共に行動してゆかねばならない。韓青は、在日同胞の先頭に立って、法的地位要求かんてつ闘争、外学法、入管法と在日同胞の権利と生活を守るたたかいを全組織をあげて闘って来た。特に永住権に関しても、韓青は [illegible] り多くの同胞が [illegible] を獲得してゆける [illegible] んで来た。

韓青がだれより [illegible] 的に運動してきたことを再確認して、来年の一月十六日にあと一ヵ [illegible]

会議では [illegible]、十一月 [illegible] 日の永住権推進四項目事項が確認された後、各支部の永住権申請活動の報 [illegible] 活動の具体的 [illegible] 部と支部とのより [illegible] 体制 [illegible] 推進 [illegible] が決められた。

現在、韓青中央本部と東京本部は、各支部において具体的な指導を行なうとともに、全力量をあげて、永住権申請活動の最後の追いこみに入っており、十二月一日大田支部、二日世田谷支部、三日中野支部、四日文京支部、五日葛飾支部と、六日以降のスケジュールもぎっしりと立てられていて、韓青東京地区の永住権に対する熱意がうかがいしれる。（韓青東京特別本部宣伝部提供）

東京商銀、起工式

東京商銀信用組合（許弼奭理事長）待望の本店ビル起工式が、さる二日午後一時から、東京都新宿区西大久保一丁目四四九番地のビル用地でおごそかな中にも盛大に催された。

神主が古式ゆたかに主催するこの起工式には、許理事長はじめ商銀関係者、駐日韓国大使館から姜永奎公使ら、民団から李禧元中央団長、鄭在俊東京本部団長らが参席したのをはじめ取引関係者など約一〇〇名余が参席、クワ入れなどの儀式をつつがなく行ない、工事の安全を祈るとともに着工を祝った。来年十月には、新宿副都心の一角に地上七階地下一階の近代的な本店ビルがお目見えする予定。

支部だより

杉並 〈会議室とロビーを増築、十二日に落成祝賀会〉民団杉並支部（李[illegible]団長）では韓僑会館の三階会議室とロビーの増築工事がこのほど完了、来る12日午後二時から新装なった同会議室で落成祝賀会を行う。同祝賀会は忘年会をかねて行なわれるが、同席上締切り間近い永住権取得を強く訴える予定。

このたびの会議室とロビーの増築で、これまで狭くてとかく支障が多かった悩みを解消、民団はじめ婦人会、青年の活動にもいっそう馬力をかけようと一同はりきっている。

墨田 〈団員慰労のため10日に忘年会〉万博家族招請に永住権申請促進運動にと、いつにましてあわただしかった一九七〇年もあと二〇日で終わろうとしているが、民団墨田支部（姜学文団長）では十日午後六時から区内の大平町会館で忘年会を開き、多事多難な団事業に協力を惜しまなかった全団員相互の慰労をはかるとともに、成果の多かった今年の支部活動をしめくくる。

江戸川 〈国語講習会修了式〉九月からおこなっていた民団江戸川支部の今年度第二期講習会は多くの成果をもってこのほど修了、九日午後七時から支部事務所で修了式を行なった。江戸川支部では昨年以来、二世・三世の民族教育の一環として特に母国語学習に力を入れており、今年も春の第一期講習、夏休みを利用しての夏期講習、そして今回の第二期講習と系統的に学習会を行なってきたもので、毎週水曜日の第二期講習会には平均二十名が参加した。修了式では、国語講習会のあり方についての意見を交換し、来年一月下旬から再開する講習会に反映させることになっている。

ザ・リトル・エンジェルス

世界の名門2度目の来日

25日から1ヶ月間全国主要都市で公演

民族舞踊団として世界にその名が知られている韓国児童舞踊団ザ・リトル・エンジェルスが、ザ・リトル・エンジェルス後援会（笹川良一会長）の招聘で昨年にひきつづき第二回目の日本公演を行なうことになった。

ザ・エンジェルスは過去四回の欧米公演において、そのダイナミックな演技による高い芸術性が評価され国際親善と世界平和を目的とする文化交流に大きな役割を果してきたのであり昨年の第一回日本公演を通じて果した韓日親善への寄与は多大なものがあった。なお、ザ・リトル・エンジェルスは、現在アメリカ公演中であるが日本への公演は、きたる二十五日から一ケ月間、全国主要都市で行なわれる。

人類文化の誇り
ニューヨーク・タイムズ評

ザ・リトル・エンジェルスは可愛らしさという点で「この地上において「クルミ割人形」の中に出て来るネズミやキャンデーキュートやおもちゃの兵隊以外のどんなものでもかなわないだろう。この舞踊団は韓国だけの誇りではない！人類文化の誇りだ！

委員長に全錫春君

韓学同定期大会ひらかる

在日韓国学生同盟（金光沢委員長）の第四八回定期中央委員会ならびに第三二回定期中央大会が、文化祭につづいてさる八日午後二時から東京・市ケ谷の日傷会館ホールで開催され、活動報告、活動方針などを審議するとともに、任期切れにともなって金光沢執行部が総辞職、新執行部を選出、発足させた。新委員長には、全錫春氏（前副委員長・早大）が満場一致で選ばれた。

韓学同文化祭 盛大にひらく

在日韓国学生同盟（金光沢委員長）の第七回綜合文化祭が、さる六日、七日の二日間にわたって盛大に開催された。「桎梏の鉄鎖を断ち切り真正民族史の黎明を！」を統一テーマにして開かれた同文化祭には、全国からの学生、青年ら二百余名が参加、第一日目は午後一時から東京有楽町の中小企業会館で在日韓国人の権益擁護運動、内外情勢などについて講演、報告を中心に熱心に討論、二日目は午後二時から虎の門の発明会館ホールにおいて「出入国管理法案決死反対全国決起集会」をもち、日本政府当局が進めている在日同胞の追放、同化および分断政策を激しく糾弾した。この後、参加者全員で日本法務省に抗議におもむいた。また、都内各所で、来春に国会再上程が伝えられる出入国管理法案反対を訴えてビラ配布活動をおこなった。

民団中堅幹部の 本国産業視察団

民団中央組織局では全国の民団青年幹部三十四名で本国産業視察団を構成し、八日本国に派遣した。これは、本国政府の招請によるもので、一行は九日から十六日までの一週間、ソウルで国語教育、勝共教育などの講習を受け、また各地の産業施設、学校、前線などを視察する。

なお、東本から宣伝部の朴健二君がこれに参加した。

人事異動

民団渋谷支部（金勲暎団長）ではさる十一月二十六日付次の通り人事を異動した。

新任　監察委員　崔周植
〃　事務部長　尹鎔柄
依願免　事務部長　金東輪

肝臓移植の動物実験が成功

釜山福音病院で

人体に一つしかない肝臓を、腎臓と同じく二つと見なし、その半分を他人に移植できるという可能性が動物実験で成功した。これは韓国の肝臓手術界の権威者である張起呂博士（釜山福音病院長）と朴瑛勲氏（同病院外科科長）がイヌを使った動物実験で成功したもので、カトリック医大で開かれた第一回大韓臓器移植学会に「異所性部分補助肝移植」という論文で発表された。

張博士はことし五月十五日、韓国産の雑種犬（生後一年）の肝臓左葉を切り取り、右葉の下の静脈に接合させる移植に成功した。

張博士は二ヵ月後の七月十六日に二回目の手術を実施、移植した肝臓の左葉だけを残し、右葉を取り除いた。

この二回にわたる手術はどちらも成功し、このイヌは移植された肝臓の半分、左葉だけで元気に育っており、精密検査の結果、異常はなく、手術前に十六㌔だった体重が四㌔ふえている。

このような方法を進めていけば一つしかない肝臓を腎臓と同じく二つと考え、必要な他の人間に半分を提供することが可能となる。

漢字教育復活 促進大会開く

韓国語文教育研究会（李熙昇会長）は、このほどソウルの新聞会館で、漢字教育復活促進大会を開き、無理なハングル専用の実施は国民の知性を低下させ、教育効果を減退させるとともに学術の発展を阻害し、国際的孤立を招く恐れがあると警告し漢字教育の併行を主張する声明書を発表した。

金嬉老夫人に 朝鮮籍を許可

静岡刑務所に殺人罪で収監中の金嬉老が親知趙重泰氏（光州市在住）に送った手紙によると、日本法務省は金嬉老の夫人・築場房子さんが韓国籍に国籍変更申請を出したにも拘らず勝手に〝朝鮮籍〟にかえ許可した事実が明らかにされた。房子さんは大韓民国籍取得のため法務省に書類を出していたものだが、このほど交付された外国人登録証には問題の〝朝鮮籍〟となっていたという。一方この問題について民団静岡県本部の趙団長は、静岡県掛川市役所に厳重な抗議を行なうとともに、このような不当な措置を是正させる強力な措置をとるよう駐日大使館に要請したといわれる。

宋文京支部事務部長が入院

民団文京支部事務部長宋成復氏はジン臓を患い先月二十一日から東京・大塚三丁目の日通病院（三二一号室）に入院加療中である。

この人を知りませんか

元鎮坤氏（六十才）

本籍は咸境南道咸興市山手町で一九四五年解放直後、東京駅前で時計店を経営していた。本人の姉元淳岩さんがソウルでさがしております。心当りの方は民団東京本部までお知らせ下さい。

鄭東煥氏（学生名鄭徳・日本通名柳下貞治）年令六十七才位　本籍・江原道華川邑、解放前（一九四三年）に東京市内神田区でマーク　バッチなどの製造を営んでいた。

右の方の消息をご存じの方は、民団東京新聞編集部か、大韓民国ソウル特別市永登浦区堂山洞五街八・株式会社宝[illegible]斉・常務理事鄭東基氏宛お知らせ下されば幸甚に存じます。

ウィーン少年合唱団とならぶ世界の名門
全米を魅了して再度来日〃

公演日程

名古屋	12月25・26日	中日劇場
大阪	12月27・28日	大阪サンケイホール
神戸	12月29日	神戸国際会館ホール
東京	1月2～8日	共立講
足利	1月10日	足利市民会
金沢	1月12日	金沢市観光会館
福井	1月13日	福井市文化会
岐阜	1月14日	岐阜市民会
京都	1月16・16日	弥栄会
大阪	1月18・19日	大阪サンケイホー
静岡	1月20日	清水市民会

★PM一〇・三〇　PM六・三〇開演
（但し京都公演は　A、M　一〇・〇〇　P、M一・三〇開演）
A席……三〇〇〇円　B席……二五〇〇円
C席……一八〇〇円
■前売券は後援会及びプレイガイドで絶賛発売中〃
〈出演するTV番組〉
○一月一日（木）　P・M・一二・〇〇～一・〇〇
「桂小金治アフタヌーンショウ」（NヨT）
○予　定　ミュージックフェアー（フジTV）
○他出演予定

■主催　リトル・エンジェルス後援会
■後援　外務省・日本文化庁・駐日大韓民国大使館・大韓民国駐日公報館・在日本大韓民国居留民団中央本部・ロッテ商事株式会社

セントラル冷暖房システム

かつて建築物は、生活や仕事の場を収容する"容器"がその主な機能でしたが、今日では一歩進んで外界の気候条件がどのように変化しても、常に快適で能率的な生活作業環境を維持する、いいかえれば、新しい気候を作り出す場となってきています。その新しい気候を創造するものが、セントラル冷暖房システムです。

この冷暖房システムは
◎快適な冷暖房が行なえること
◎豊富な給湯ができること
◎住宅をはじめとする建造物の寿命に匹敵する耐久性をもっていること
◎経済的な運転ができるように熱効率がすぐれていると同時に、ロスの少ないすぐれた調節・制御機能をもっていること
◎建物構造、用途、予算などに応じて幅広いシステム商品群がそろっていることが要求されます。
当社らは、これらの要求を完成した「サンヨーセントラル冷暖房システム」と提携し、建築物の機能を高めるお手伝いをいたします。

五州興業株式会社
東京都新宿区市谷八幡町1
電話（269）1817（代）
取締役社長　鄭寅勲

北洋冷凍機工業株式会社
東京都新宿区原町3丁目84番地
電話（341）0449（代表）
取締役社長　洪起華

韓國統一 展望의 諸問題

(7)

東国大法政大副教授　李　廷　植

그렇기 때문에、統一論議가 어느 단계를 넘어설 때까지는 統一(政策)과 統一論議는 구별되어야 할 것이다。그리하여 統一(政策)은 國民을 그 資源으로 해야할 것이고、統一論議는 專門家를 그 자원으로 해야할 것이다。統一에 관한 문제가 그와 같이 구별될 수 있다면、統一論議는 統一政策의 경우와는 달리 먼저 啓蒙적 성격을 벗어나야 한다。계몽적 성격을 벗어나기 위해서도 統一論議는 기왕의 歷史적、敍述적인 여러 연구를 바탕으로 한 模型設定의 理論定向의 것이어야 할 것이다。

대외적으로 본다면、물론 매카시즘적인 입장에 둘어서 있는 것도 있지만 韓半島의 統一문제를 둘러싼 여러 논의가 있다。그 중에서도 우리가 소홀히 다루었던 문제 또는 理論의 方向을 설정하는데 도움이 되었던 문제 영역이 근래에 제시되고 있는 것같다。그 대표적인 것을 골라 보면、「R 로엔탈」(Lowenthal)이 편집한 『아시아의 將來에 있어서의 諸問題──共産主義 및 非共産主義적 代案』(Issues in the Future of Asia)(一九六九年)속에 수록되어 있는 「E 살키상즈」(Sarkisyanz)의 「東南亞에 있어서 政治적 要因으로서의 佛敎」(Buddhism as a Political Factor in Southeast Asia)에 관한 論文은 시사적인 것이다。또 이미 위에서도 인용한 바 있는 「A 에치오니」의 『政治적 統一論──指導者와 힘에 관한 比較研究』(Political Unification; A Comparative Study of Leaders and Forces)(一九六五年)도 그러하다。그밖에 「C E블랙」(Black)이 편집한 『中立主義化와 世界政治』(Neutralization and World Politics)(一九六八년)및 「O R영」(Young)이 저술한 『힘의 政治──國際적 危機에 처한 흥정』(The Politics of Force: Bargaining During International Crises)(一九六八년)등은 理論模型의 설정을 위한 입장에서 事例研究적인 시사를 하고 있는 것으로 볼 수 있다。

六、統一論議의 段階問題

統一論議가 가능하게 된 한계에서는 統一을 위한 理論模型의 형성과 그 모형이 요청되고 있다는 것은 이미 위에서 언급한 바 있다。政治史의 입장에서 보면 世界 또는 大陸 및 大陸 간의 대규모 전쟁들에 戰後문제 處理과정에서 民族國家가 强大國에 의하여 「分割」된 史實도 있다。

그러나 오늘날에는 「分割」이 아니라 「分斷」으로 표현되고、植民地를 얻기 위한 「分割統治」가 아니라는 전제에서、역사적으로 그 사정이 다르다。西獨、韓國 및 越南 등이 세계 제二차대전 이후 二十五년이 지난 오늘날까지도 분단된 상태를 유지하고 있는 까닭에 한 民族國家가 再統一을 이룩한 事例가 있을 수 없고 再統一過程을 논의의 대상으로 삼을만한 충분한 가치가 있는 模型도 아직 없다。

그 세 分斷국가 중에서 再統一의 기운을 나타내고 있는 東·西獨의 통일문제는 하나의 標本으로 삼으려는 국제적 여론이 일고 있는 것도 같다。그리하여 한 國際政治學者(閔丙岐교수의 上揭論文)도 말하고 있는 것처럼、獨逸의 경우는 韓國과는 다르고、더욱 獨逸은 실질적인 면에서는 한국과 같다고 말할 수도 있겠지만、현실적인 양상으로 보아서는 한국의 경우보다 한 단계 뒤늦은 감이 있다。獨逸統一은 戰後의 과정이 계속되고 있기 때문이다。

獨逸의 경우와는 韓國이 다른 점은 다음과 같이 지적되고 있음을 간주할 수 있다。즉 무엇보다도 독일의 통일은 그것이 어떤 형태로 이루어지든 간에 유럽의 勢力均衡秩序를 전복시키는 사태이며、따라서 蘇聯이나 프랑스만이 아니라、英·美와 그밖의 유럽 諸國이 모두 統一獨逸과는 相反된 利害關係를 갖는다는 점이다。

그렇지만 韓國의 통일은 어느 의미에서나 東北亞세력관계에서 균형을 左右한 실정이 아니며、또한 지금의 軍備體制、특히 核武裝態勢로 보면 더욱 그렇다는 점이 獨逸의 경우와는 본질적인 차이가 아닐 수 없다。따라서 독일의 통일이 지금의 强大國間 세력관계가 지속되는 한 불가능에 가까운데 비해서、韓國의 경우는 自體의 노력에 따라서 얼마든지 그 可能性의 전망을 밝게 내다볼 수 있는 차이가 있다」는 것이다。

그렇다면 韓半島 統一論議의 據點을 어디에서 찾아야 할 것인가、또는 찾을 수 있을 것인가의 문제가 있다。얼마전 高麗大學校 亞細亞問題研究所가 주최한 統一論議에 참석한 美國 콜럼비아대학 共産圈問題研究所長인 「브레제진스키」교수는 韓半島의 統一論議에 그의 「統一四段階說」을 적용하였다고 한다 (그의 논문 전체가 밝혀지지 않았기 때문에 그 구체적인 것은 알 수 없다)。즉 초기의 第一단계는 「상호충돌의 과정」이고、第二단계는 「충돌과 경쟁이 혼합된 단계」이며、第三단계는 「제한된 協助의 시작이 추진된 단계」이고、마지막의 第四단계가 곧 「統一로 접어드는 단계」라고 한다。우리의 오늘의 상황은 第二단계에 해당된다고 말했다 한다。

그러한 단계설이 「理論模型」이냐、또는 이론모형을 이룩하기 위한 「假說」적인 것이냐의 문제는 한층 더 논의가 된 후에 성격지을 문제이지만、그 단계설로서는 본격적인 統一論議에 들어가기에는 거리가 너무 나면 것같다。왜냐하면 그의 이론은 統一의 必然性이라는 전제 밑에서 구상되어 있기 때문에、비록 우리가 바라서는 안되는 일이겠지만、「동일」그 자체의 「양상」과 정도를 선명할 수 있고 또는 동일이 이루어질 수 없는 과정은 전적으로 제외되어 있기 때문이다。

그 밖에는 콜럼비아 대학의 「A 에치오니」교수의 「政治統一論」(Political unification)에서 제시하고 있는 統一을 위한 十七개의 단계(또는 과정)설과 더욱 구명되어야 할 十七개의 前提들을 우리의 논의를 위한 가설로 설치해보는 것도 결코 뜻이 없는 것은 아닐 것이다。그는 「統一아랍共和國」(一九五八─一九六一)과 「西印度聯盟」(一九五八─一九六二)이 실패한 경우와、「北歐聯合」(一九五三─一九六三)과 같이 統合이 安定을 이루고 있는 事例 그리고 EEC와 같이 통합이 무르익어 가는 경우(一九五八─一九六四)를 분석하여 理論모형을 만들고 있다。그가 제시하고 있는 모형은 그들 나라들이 政治文化와 分斷 또는 統一目的이라는 점에서 우리의 경우와 다르기 때문에 韓半島統一을 위하여 바로 적용할 수 없다는 한계성은 분명히 해야할 것이다。그러나 우리의 統一論議를 위하여 크게 도움이 되고 시사되는 바 많다고 보아진다。

統一을 위한 假設이나 理論模型으로서의 統一論議는 이미 앞서 지적한 바와도 같이 한국의 경우는 그 論理構成의 據點이 되는 統一이전의 상태를 어떻게 想定하느나가 보다 중요할 수도 있다。政治史의 입장에서 「A F K 올간스키」교수는 그의 『政治發展段階論』(一九六七년刊)에서 그 자취를 감추고 있는 王朝政治 및 植民地政治의 初期統一의 政治段階와 아직도 오늘날의 세계에서 그 모습을 지니고 있는 政治단계로서 自國의 政治構造 속에서 植民地體制가 統一을 지속하고 있는 단계와 經濟적인 未開 및 완전한 統一을 이룩하지 못하고 있는 단계로 나누기도 했다。한국의 경우는 마지막의 완전한 統一을 이룩하지 못한 단계에 넣을 수 있다。그러나 「A 에치오니」교수가 제시하고 있는 統一이전의 상태에 관한 설명처럼 분석적인 것이 되지 못하고 있음을 쉽게 알 수 있으며、아울러 統一論議를 위한 많은 시사점을 주고 있음을 볼 수 있다。

七、맺는 말

統一은 그 시기를 예측할 수 없는 宿命적인 사실이다。그러나 統一論議는 상황적인 구속성과는 관계없이도 있을 수 있는 것이다。어떤 뜻에 있어서 앞으로는 統一論議의 누적이 새로운 民族史의 구성부분을 이룩하게 될 것 같다。統一論議가 구체적인 現實性을 지니지 않는다는 점에서 架空적인 성격의 것으로 진전될 위험성도 또한 많다。統一은 하나의 구체적인 현실로서 다쳐올 수 있는 것이지만 統一論議는 取捨選擇되고 또 代案으로서 다루어질 수도 있다。여기에 統一論議는 메카니즘의 작용을 많이 받을 수 있는 가능성 또한 지니고 있다。

統一과 統一論議와의 그러한 관계에 관련하여 몇가지의 맺음말을 다음과 같이 말할 수 있을 것이다。첫째로 反共論議와 統一論議가 혼동되어서는 안되겠다는 것이다。反共論議가 統一論議를 補完할 수 있고 진전시킬 수는 있겠지만、統一論議가 反共論議에 의하여 成型化될 수는 없을 것이다。그것은 마치 統一政策과 統一論議와의 관계와 같기 때문이다。

그러나 統一論議가 이루어지는 어느 단계의 상황은 그 상황에 들어서는 리더십으로 하여금 어떤 二重構造적인 行態를 자아내게 할지 모른다。우리의 경험적인 사실로 미루어보아、統一과 統一論議가 현실적인 實效性이 적다는 名分으로 메카니즘化 한다면、지난날의 상황과는 달리 統一에 대한 後退현상을 두드러지게 나타낼 것이다。리더십의 二重構造적인 성격은 거기에만 있는 것이 아니다。이미 對美관계에서 「安保」개념의 등장으로 成型化한 것과 같은 경우처럼、對日관계에서도 그러한 對立外交는 뭉결처럼 닥치리라 예상된다。이데올로기적인 外交의 측면을 벗어나고 있는 현시점에서 日本의 對美자주과 外交가 七○년대 후반을 향하여 對中共과의 並行을 내다보고 韓國에 대한 政經分離外交를 中共으로까지 펼치려는 日本적 實利外交는 리더십의 二重構造적 성격을 더욱 强化할는지도 모를 일이다。

다음으로 맺고 싶은 것은 統一政策에 관한 資料가 아닌 統一論議를 위한 資料를 다루는 입장 문제이다。이미 앞서 말한 바와 같이 「統一문제」가 統治者적 政治文化속의 것이었다는 점에서 간접적으로는 安保體制의 확립문제에 대하여 많은 차질 또는 정치 및 사회적 에너지의 불합리한 작용문제를 자아냈다。따라서 統一論議를 위한 자료의 취급방법이 지난날의 관성을 벗어나지 못한다면 그 論議의 진전방향은 왜곡되지 않을 수 없을 것이다。그러한 결과는 特權적인 統一論議의 현상을 이룩하고 더 나아가 寡頭적인 統一의 태도를 길러내는 것에 지나지 않기 때문이다。비록 統一論議가 專門家계층의 것이라고 하지만、궁극적으로는 民族의 統一을 위한 것이기 때문에、그러한 사명은 언제나 專門家들의 사명의 하나로서 定置되어야 할것이다。현실적인 메카니즘을 구실삼아、통일을 위한 社會文化적 체험이 없는 專門家의 입을 통하여 무책임하게 진술되는 統一論議를 우리의 통일논의로 쌓아올리는 취약성은 버리는 것도 통일논의의 사명을 定置하는 한 방법일 것이다。

끝으로 民主社會 질서를 바탕으로 하는 統一論議의 體系化문제이다。분석적인 입장에서 본다면、統一의 目的달성을 單位統合의 수준상승에서만 찾는다면 統一로 연결되는 社會의 구조화에서 民主秩序가 동한시될 위험성도 항상 있는 것이다。이 문제는 리더십의 정통성과 밀접한 관계를 갖는 것이다。특히 統一과업에 관한한、리더십의 效率性이 현실적으로 測定불가능하다는 측면은 正統性을 침해하기 쉽다。

그러나 單位統合의 정도를 높이는 관점에서 보나、善意의 競爭이라는 관점에서 보나、民主적 秩序를 지킨다는 것은 統一을 대비하는 코뮤니케이숀의 능률성、再統一된 사회에 있어서 사회資源의 質 및 量의 配分관계를 결정적으로 좌우하는 요인인 것이다。이 질서를 統一論議는 물론 統一에의 지름길인 能率社會形成의 規範 이라고 말하는 것이다。

終

スパイの手記を書き終えて

自由は失ってみて初めてわかる

私は北傀を告発する　姜　大　振

北韓の大物スパイだった姜大振氏はいま、韓国では会社員となって午前九時から午後五時まで働いている。この平凡な日々が、彼にはこの上なく貴重に思えてならない。姜氏は「自由は失ってみてはじめて分かるものだ」といっている。この〝自由〟をずっと持続けて[illegible]のない人間の欲望に[illegible]勝ちで〝平凡〟であることに[illegible]不満を抱く。姜氏は、毎日毎日を感謝の気持でいっぱいで「何かをしなければならない」という気持にさえなると告白した。

彼はサラリーの一部を貯蓄してそれを何かよいことに使いたいと考えているそうだ。

懐しい故郷へ

自首後、私は高敞警察で尋問を受けたが、そのあとで捜査官は私に「何か言うことはないか」と聞いた。すかさず私は「母に会わせて下さい」と言った。

私はかつて住んでいた懐しい故郷へ、警察のジープに乗って行った。

ふる里はなつかしいかな私はジープから飛び降りると長兄の家にはいりながら、子どものように大声で母を呼んだ。ノドもさけよとばかりに母を呼ぶのに母の姿は見えない。すると兄ヨメが「おばあちゃまはおじさんがくるのを待って、待って、山にのぼって、遠い道を一心に見ていなさいますよ」といった。

邪心のない母の姿に泣く

裏山へかけ登った私は杖をついて私を待っているらしい母の姿をみた。それは邪心のない子どものように純な母の姿であった。私は胸もつぶれる思いで母を抱いて涙を流した。

警察が私がくると、前もって伝えておいてくれたらしい。母のことに気を取られて、気付かずにいたが、ふる里は温かく、すべての人びとが私を迎えてくれた。兄たち親戚のものはいうまでもなく、近所の人たちも、昔の友人も、そして可愛らしい姿の子どもたちまでが……。私は滂沱（ぼうだ）として落ちる涙をぬぐい切れず、そして他の人びともみんな泣いてくれた。このような迎え方を──しかもこれほど多くの人びとによる迎えを──私は予期していなかった。私はむしろ〝白い眼〟で見られても仕方のないことだとみずから覚悟をしていたのだった。

実際のところ、私は内心自首してからも、ずっと〝殺されるのではないか……〟との危惧が去らなかった。「生かしておくはずがない……」とも考えたが、捜査官の態度でだんだんとその恐怖心はうすらいで行った。

それでも捜査のはじめのうちはそのうちに拷問があるのではないか……と私は考えた。それも私は喜んで受けるつもりでいたのだがそれは全く杞憂であった。

捜査官はそれぞれみんな親切だった。

定着金、援護金 住宅、職場まで

私は命さえあれば、自分で仕事くらいはさがすつもりでいたが（みんなが〝元スパイ〟を嫌ってやとわないのではないか──との懸念もあったが……）、私は殺されるどころか、むしろよりよく生きられるよう韓国政府から定着金と援護金をもらった。そして住宅と職場まであっせんしてもらい、生活には何の心配もない。そして私はいま、大韓民国の国民で私の身分は法的に保障されている。

〝国民〟として、法的に守られていることがこのように貴重なものだということを、かつてこの国から去って行った私は知りもしなかったのである。再び故郷の土を踏んで、大韓民国で呼吸することができるだけでも有難いのに、私がよりよい生活ができるようにいろいろの世話をしてもらったことを本当に感謝している。それにつけても崔と鄭──軍人と警官たちがスピーカーで長い間自首をすすめたのに、どうして自首しなかったのか、残念だ──はもうかえらぬ人となったが、考えれば可哀そうなヤツラだった。そのように教育され、そのように思い込まされ、そのように死んで行ったのだ。

現在の生活で私が感謝している多くのことども中で最も貴重だと思えることは胸にあることを何でもかんでも開け放しにしゃべって差支えないということだ。みんなが虚心坦懐にしゃべるので私もそうするようになったが、今私は夫婦の間でさえも互いに率直に話すことのできなかった北韓での生活を思い出して、鳥肌立つ思いがする。

虚心坦懐にしゃべれる喜び

私は現在、しゃべりたいことをしゃべり、やりたいことをやれるし、行きたいところへ行ける。また、やりたくないことはそれを避けることもできるし、行きたくないところへ行かずにすむ。

そして私には仕事の終わったあと、酒をくみ交わして好きなことを話し合える友もできた。私はしみじみと大韓民国の国民になったことを嬉しく思う。

思えば、十七年前、私はやはり大韓民国の国民だったのだが、そのときには自分の持っている権利にさえ気がつかなかった。そして与えられている〝自由〟にも気付かず、当時私は〝不満多き青年〟であった。権利とそれに伴う自由は、失ってみなければその尊さか分らないのだ。私の人生がまさにそれだったのだ。

〝不満の青年〟であった私がみずから選んだ共産治下の〝人間性無視〟のみじめについては手記の中で述べたとおりであるが、何にもまして大韓民国での生活が有難く思えるのは〝自分は人間なのだ〟との認識をよみがえらせてくれる点である。

北韓の住民は金日成の機械

北韓に住む一千三百万人余りの人びとは一千三百万個の機械に過ぎない。北韓で自由だといえるのは金日成ただ一人である。北韓では金日成だけが人間なのか?、いや、彼は歴史上まれにみる暴君だ。

北韓では金日成がやろうとしてできぬことはないし、また金日成の心に逆らって生き延びた人はいない。北韓の住民は金日成が考えるように考えなければならず、また金日成がなすがごとく行動しなければならない。金日成の命令は絶対であり、呼吸するにも、金日成が呼吸する方向においてなさければならない。。

金日成の無慈悲な粛清、残虐きわまる虐殺をはじめ多くの非人道的政策こそ〝天下大道〟の前に審判を受けなければならぬものである。私はいま、大韓民国の国民として自由の生活を保障されているにつけても思うことである。この〝自由〟を気付かずにいる人にはこれを知らせねばならぬと、そしてかっての私のように共産治下の実態を知らずに宣伝を鵜呑みにする人びとには教えてあげなければならないと。──

おナカがすくと共産宣伝が夢のように〝本当にいいこと〟だと思えてくることもあるのだ。

いま、私は、共産政治下のむごさと不幸を味わったことのない人びとに、私の経験を通してその〝実体〟を知らせることを人道的義務だと思っている。

夢多き学生諸君に

私は自分が〝不満青年〟であったころ越北したが、いまここで青年諸君に、そして熱と行動力を持つ若人たちにいいたいのだ。

北韓の学生は手にクワを持てば百姓だ。また、ハンマーを持てば労働者、鉄砲をかつげば兵隊だ。それも学生たちの希望、本意によるものではないのだ。〝拒否することのできぬ〟組織の、独裁の金日成と党の命令によるものなのだ。この点を私は大韓民国の学生諸君に伝えたいのだ。

北韓の学生や住民の軍事訓練は何のためにそれほどきびしいのか。それは国境を接している中共やソ連を撃つためではなく、南の住民や学生に向けられているものなのだ。組織からの命令が下ればイヤ応なしに弾はここへとんでくる。

しかし、北韓の学生はそのように訓練され、また、皆さんを憎悪するように洗脳されているのだ。

私は学生が好きだ。そこでこの点を大韓民国の学生諸君に伝えずにはいられなかったのである。

私の残りの人生は〝もうけもの〟だったといえるだろう。だがよく考えてみると、残りの人生はムダにすごすべきものでないといえる。私は私に与えられたこの尊い余生を〝誠実〟に生きたいとしみじみ思う。そして私はこんご、サラリーのムダ使いをせず、貯金して、それを何か良いことに使いたいと考えている。

韓国の復興は共産主義に打勝つこと

また、私は韓国の復興は共産主義に打ち勝つことだと感じている。従って、そうした面で役立つことがあれば喜んでつくしたいと考える。（SISA）

筆者の姜大振氏は南派された北韓スパイの最大級大物、元北韓軍上佐（中佐と大佐の間の位）。最近、韓国に帰順した。

北韓訪問記

(上)

ダオメー国記者　カ　イ　オ　デ

平壌空港には一つの大きな建物があり外国から北韓を訪れた人びとはまずそこへ行くようにできている。そして最初に持った経験が金日成の大きな肖像画との対面であった。この〝金日成〟が北韓滞在中に、頭が痛くなるほど私を悩ます人物とは、このときはまだ知るよすがもなく、礼儀にしてうやうやしく挨拶（あいさつ）をした。

空港ではわれわれ外人（記者など約百人）を歓迎する〝儀式〟が行なわれた。歓迎の辞も、すべて〝偉大なる金日成首領〟の名において行なわれ、それによると〝有難い金日成領袖さまの国〟へわれわれが足を踏み入れたことは記念すべきことだというのであった。

タクシーと自家用車のない首都

私は平壌政府が（あるいは労働党かも知れぬか……）あらかじめ用意しておいてくれたソ連製の自動車に乗って空港から平壌に向かって平野を十五キロほども走った。そばには通訳が乗っていたが、別に何も説明せず黙っていた。そしてあちらこちらで軍人の姿を見かける以外は人も通らず、それは静かな一本道であった。

平壌の印象──でます、最初に感じたことは自動車が少ないということだった。他の国の首都とは違って、平壌では自動車の行き交う姿がたまにしかみられない。あとでわかったことだが、この国ではタクシーや自家用車がないのだということだった。

北韓でみられる自動車はバスと人をできるだけたくさん乗せられるようにトレイラーをつけた無軌道電車、それにボルガ型の乗用車とジープ、トラックなどである。

これら車両の大部分はソ連製であった。そしてその全部といっていいほどの自動車が〝軍隊のニオイのする〟緑色になっており、まるで戦時に作戦地区深くに進入してきたような気分にさせられた。

北韓全土が戦場で動員体制下に

事実、北韓での訪問は、どこへ行っても〝戦いの場〟を見に行ったようなものだった。北韓では男も女もみんな兵隊のようであり、動員体制下にあった。戦場を思わしめないものは何一つとしてなかった。

この戦場は、もし欠けているものがあるとすれば、それは〝戦いの対象〟、すなわち〝敵〟であった。敵の姿がみえない戦場、敵のいない戦いなのであろうか。

否、そうではなかった。その〝敵〟を見出すのにそう時間はかからなかった。「敵よ、なんじの名は米国なり」──ということを私が見つけ出したのは、どこの建物にもぎっしりと張られているポスターからであった。ポスターには鼻の高い米兵らしい服装でえがき出された〝怪物〟──これが一様に星のついた青色の丈高い帽子をかぶっている──が画かれていて、勇しそうに描かれた北韓兵が、この〝怪物〟の首をしめたり、剣でついたり切りつけたりしている。こうした場面を書いたポスターは実に驚くほど多く、道路のわきの壁という壁をおおいつくしていた。

そして後に地方に行った私は、このポスターが都市だけにあるものでないことを知った。田舎には米兵の〝怪物〟のかかしも立っていて、これは子どもたちの軍事訓練のマトにされていた。

敵は〝米国、次いで日本〟

敵は米国人だけではなかった。やがて日本人も攻撃対象になっていることが分かってきた。ポスターの敵は鼻の高い〝怪物〟で表現していたが（日本人は北韓人に似ているのでポスターの敵にしないのか、どうか、それは分からないが……）ポスター以外の演説、会話、記念館、博物館での展示模様など、多くの点で日本人を〝敵〟とする考えが〝米国人〟に対して抱いている盲目的なそれと寸分変わらないものであることを知った。

私の目を特に引いたのが武装した女性の姿だった。普通、女性は宝石などのアクセサリーを身につけて歩いているものだが、北韓の女性は銃をアクセサリーにしていた。彼女たちが機関短銃を取扱っている手つきも、全く装身具を扱う女性の手のそれだった。彼女たちは米国や日本をやっつけるまでは、それを離さないと決心しているかのようにみえた。

北韓では至るところに共産主義[illegible]

外国郵便為替ご利用案内

[illegible]

大韓民国逓信部

朴正煕大統領の指導理念と、烈々たる愛国心！

朴正煕選集 全3巻

申　範植＝編集

全3巻セット価 ￥2,500

第1巻では大統領の指導理念と韓国の苦難の歴史を物語り第2巻では大統領の熱烈な愛国心と祖国統一に対する熱情を伝えている。第3巻では韓国の近代化と、明日に向かって前進する国民の先頭に立つ大統領の、自信と希望に満ちた演説を聴くことができる。（全3巻同時発売中！）

①韓民族の進むべき道　A5判・260頁 ￥780
- I 人間改造の民族的課題
- II わが民族の過去を反省する
- III 韓民族の受難の歴史
- IV 第二共和国の「カオス」
- V 後進民主々義と韓国革命の性格と課題
- VI 社会再建(国家)の理念と哲学

②国家・民族・私　A5判・280頁 ￥820
- I 革命はなぜ必要であったか？
- II 革命2年間の報告
- III 革命の中間決算
- IV 世界史に浮き彫りされた革命の各態様
- V ライン河の奇蹟と不死鳥のドイツ民族
- VI われわれと米・日関係
- VII 祖国は統一されるだろうか
- VIII われわれは何をいかにすべきか

③主要演説集　A5判・380頁 ￥900
- I 協同の大洋に結集しよう(外交) 一つの[illegible]・ほか
- II 前進する歴史の潮流の中で(社会・文化) 勝利は未来に生きる側にある・ほか
- III 炬火は燃えている(産業・復興・経済) 人間の近代化、生活の近代化・ほか
- IV 自分の国は自分の力で(反共・愛国・国防) 自主国防の[illegible]・ほか
- V 着実な前進(政治) 新しい共和国の朝は明けた・ほか

鹿島研究所出版会・発行
107 東京都港区赤坂6-5-13 電話582-2251

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION. IN JAPAN. TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行週刊紙

12月16日 水曜
＜1970＞
週刊・毎水曜日発行
第2431号

発行所 民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535（代表）
〒133 振替口座 東京16631番
（大韓民国文化公報部国内頒布許可）
（購読料 1カ月100円・特別1000円）

在日本大韓民国居留民団
綱領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

永住権申請は一九七一年一月十六日で締切られます

青瓦台の機構改変
九名の特別補佐官を任命

政府与党内で粛正作業断行

共和党、選挙公約案なる
10大目標に60個の施策打出す

共和党政策委は来年の選挙公約に打出す十大目標と六十個の施策案を作成、八日朝鮮ホテルで開かれた党務会議に報告した。この選挙公約案は朴正熙大統領（共和党総裁）に報告される予定であるが、その骨子は①五大江開発と高速道路建設など国土開発②年平均成長率七％以上の経済高度成長の継続③農・漁民の所得増大と都市・農村地域間の格差縮小④国土統一基盤造成と進取的態勢の確立⑤大衆税負担の軽減を図る全面的税制改革⑥労働条件改善と完全雇用の実現⑦第三次五カ年計画最終年度の七五年までに達成する三十六億の輸出と自立経済⑧義務教育の完全無償化と教育学術文化の達成⑨積極外交を通じた国威宣揚⑩自主国防の強化―などとなっている。

国会運営停滞に突破口
与野重鎮会談で

駐韓外国商社103社
直接投資も活発化へ

要保護対象者百三十八万名

統社党、大統領候補に金哲氏を指名

統一決議案を可決
国連総会、圧倒的多数で

F4機一個飛行中隊を韓国に移動

対韓攻撃は対米攻撃とみる
ジ米国務次官言明

米下院を通過
71年度外援法案

北韓抑留の漁夫32人が帰る
北での生活を語る

北韓との文通に罪なし
ソウル地裁判決

민족문화이을 우리의 도장
도산서원 새문화가치
이퇴계선생 가신지 400돌맞아

박정희 대통령은 지난 12월 8일 안동 도산서원 보수정화 준공식에 참석,『우리는 전통문화의 가치속에 숨어 있는 민족의 예지와 긍지를 최대한으로 개발하고 문화적 자주성을 견고히 지키고 꿋꿋한 정신 문화 전통을 계승·발전시켜야 한다』고 강조하고『우리는 퇴계선생의 참된 교육애와 사상을 본받아 백년대계를 위한 교육한국의 건설에 더욱 힘써노력해야 한다』고 다짐했다.

박대통령은 이날 도산서원 경내 퇴계 문집을 보관한 서고를 일일이 돌아보고 ①퇴계학리연구소를 이곳에 설치하고 ②퇴계문집을 우리말로 번역보급하고 ③3개년 계획을 세워 안동∼도산간의 도로포장도 할것을 관계관에 지시했다.

民族文化の開発を
朴大統領陶山書院竣工式で強調

永住権申請期限〈1971年1月16日〉がせまっております

まだでしたらもよりの民団支部へご連絡下さい。
＜係員がお宅を訪問し永住権の申請について親切にご案内するとともに無料で写真をうつさせ、代筆なども行います。＞

朝総連のデマ宣伝にだまされてはいけません！

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本で安定した生活を営み且つ、自由に祖国を往来したり家族を招請するためには、何よりも他の外国人には与えられない永住権を取得するのが最も良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだましている朝総連のデマ宣伝に迷わされないで、あといくらも残されていない申請期限が満了する前に、一日も早く永住権を申請しましょう。

永住権は兵役とは絶対に関係がありません。

＜申請方法＞

第一回から引続き、外国人登録している人は次の書類を揃えて、自分の居住している市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するのは、写真一枚だけで他の用紙は上記の役場に置いてあります。

A、協定永住許可申請書　一通
B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書いた陳述書）
C、写真（五センチ平方で六ケ月以内に撮影したもの）　二枚
D、家族関係と居住経歴書　一通

＜参考＞

1、手数料は一切無料です。
2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。
3、居住経歴或いは身分上に何かの問題点があると思われる人は最寄りの民団或いは領事館又は大使館に行けば親切に案内してくれます。

駐日大韓民国大使館

東京本部管内各支部の所在地

在日大韓民国居留民団東京本部
東京都文京区本郷三―三二―七
電話八一一―一五三五（代表）

支部	所在地	電話
大韓婦人会東京本部		（八一一）二九三八
大田	大田区新蒲田一―六―七	（七三二）七六五一
品川	品川区豊町三―一一	（七八六）二三一四
港	港区三田四―六―一八	（四五五）二三八八
目黒	目黒区青葉台一―三〇―一〇	（七一三）四三七八
世田谷	世田谷区下馬町一―七	（四二一）三六〇九
渋谷	渋谷区宇田川町一五	（四六一）五三八二
杉並	杉並区梅里一―四―一三	（三一三）七五七五
中野	中野区新井二―一一―七	（三八六）五五三六
新宿	新宿区三光町二五 三立ビル二〇三号室	（三四一）〇三四四
練馬	練馬区豊玉北四―三二	（九九一）五五七七
板橋	板橋区板橋二―二―九	（九六一）六五六五
豊島	豊島区池袋二―一一六七	（九八二）七一六一
葛飾	葛飾区本田立石六―一八―一六	（六九三）一七七一
荒川	荒川区荒川三―三一	（八九一）〇五五五
足立	足立区千住桜木町五三	（八八八）八三〇一
北	北区稲付町一―二六九	（九〇一）二六六一
江戸川	江戸川区興之宮二九	（六五七）七五二二
江東	江東区木場六―八―十	（六四四）〇五一二
墨田	墨田区太平町一―四―八	（六二二）九四二一
中央	中央区日本橋茅場町一―六	（六六一）五三七〇
台東	台東区東上野三―一五―八	（八三三）九〇九四
文京	文京区小石川二―十一―八	（八一一）三五五五

北韓訪問記 （中）

ダオメー国記者 カイオデ

北韓を見物したくてやってきた私にとって、北韓当局者たちの、"共産主義講座"はよけいなものだった。われわれ一行の中にはずいぶんときびしい共産政治下の国からきているものもいたが、それでさえ"講座"が長すぎると首を左右に振っていた。

白黒投票箱と秘密選挙の話

北韓の、下手な誇大宣伝は決して共産主義者づくりにプラスにはならないと思われた。共産主義に転向しようとする人びとでさえもその"長談義"には閉口して"回れ右"をしてしまうだろう。

われわれは韓半島が南北に分断されていることを知っている。そして全人口四千万人のうち（正確には四千四百万人）南の韓国に三千百万人、北韓に一千三百万人いることも知っているのに、耳にたこができるほど何度も何度も「四千万朝鮮人民の敬愛する偉大なる金日成首領」うんぬんと聞くと、何となく、彼らの語ることばすべてに懐疑の心が起き上がってくるのである。

北韓の人の説明では選挙実施で百%の票で金日成以下の指導者を選出したという。百%の票というのはありえないので、よく聞いてみると百%の賛成票のことである。これもありえない話であるが投票される候補者はあらかじめ一人だけ決められていてそれに賛成か、反対かだけを投票するのである。賛成の者は白箱へ、反対の者は黒箱へ投票用紙を入れるのだが管理人の眼が箱のそばで光っているのでみんな"賛成"に入れざるをえないようである。

選挙一つ、とってみても、そのような"してもしなくても同じような"方法でごまかしているのにこれに加えて彼らは得々として次のような話をするのである。それは、金日成が南韓の人びとのうち手本（サンプル）になれると思う人びとに投票させたところが、これまた"金日成支持"の票が圧倒的だったというのである。いったい、どのような方法で、いつそのような投票をさせたのかと、私が聞くと「それは秘密で公開してはならないことになっています」と彼らは答えた。その"秘密投票"の結果、金日成を"四千万朝鮮人民の偉大なる指導者"というのかどうかは知らないが、北韓にはこうした信じがたい、"神がかりの話"が多すぎた。

増産の千里馬運動とは強迫

ダオメーでは諺（ことわざ）に「自己を過大評価するものに残るものなし」というのがあるが、金日成もあまり自分を過大評価すると、すべてを失ってしまうのではないかと、私はふと思うのだった。

北韓の工場見学ではどこでも誇らしげに"千里馬運動"という説明を聞いた。これは金日成が一九五七年八月に"生産""増産"のために提唱したもので、いわば北韓人民を鼓舞して"働かせる"ための運動であった。しかし、十数年も続くと、もうどこにも"千里馬"の文字どおり、馬が千里を走るような感じが存在していないのである。酷使あるのみ—で北韓の人びとはむしろ、走りたくない馬のお尻を叩かれている感じを受けているのではあるまいか。否、北韓の労働者や農民にとって"千里馬"はもう強迫でしかないようであった。

板門店訪問で

平壌にきてから最初に出た旅行は休戦線上にある板門店訪問だった。板門店はかつての韓国戦争の休戦で国連軍と共産軍が互いに調印したところで、現在そこは両側の代表によって構成された休戦委員会本部となっている。

われわれはこの板門店に向かって夜間列車で平壌を出発、簡易寝台で眠りながら開城に着いた。ここから板門店へはわずか六キロ。われわれは開城からバスに乗って板門店へ到着したが、板門店では全くイヤになるほど、複雑で面倒な手続きをしなければならなかった。われわれは公式の訪問客なのに、このようにわずらわしい手数を経なければならないとは……。

北韓側には一団の高級将校たちとかなりの数の武装兵士たちがおり、前方の歩哨（しょう）所を越えて向こうは米国人のキャンプのような雰（ふん）囲気が漂っていた。

一九五三年に休戦調印の行なわれた部屋は北韓側に位置していたが、休戦線上にあった。そして会議のテーブルは向かい合って坐るようにできており、真中にひかれている線が休戦線にあたるところだということだった。そして一対のマイクロフォンが論議のあとのように、あるいは論戦を待つかのように対立している。

反米スローガン囲んでデモ

この会議室にはいるや、われわれ一行のうちのアラブ人たちが反米デモを始めた。これは少し前、開城に到着したわれわれが朝食をとっているとき一連のアラブ人たちが、板門店で"反米デモ"を繰広げることを提議、これに対し、北韓側の係員たちが"希望者"にプラカードを分けてやったことでこうした騒ぎの起こることをわれわれは予想していた。すなわち、予定の行動だったのである。

アラブ人たちは口ぐちに敵対的反米スローガンを叫びながら、手にしたプラカードを振った。われわれ一行は、興奮して反米デモをする人びとと、これを冷静にカメラにおさめる人たちのの間で対象的風景を演じたが、ガラス張りの向こう側で、こうした光景も"無関心"といわんばかりに超然とした表情でガムを噛みながら何か仕事をしている米国人たちの姿も、また対照的であった。

そうした米国人を、デモ隊の一人のアルジェリア人がいきり立ってこぶしでなぐりつけようとする事件が起きそうになったが、これを見ていた北韓軍将校がすぐにそのアルジェリア人をどこかへ連れて行ってしまった。それは、ただでさえ神経をとがらせ続けの休戦線上で、これ以上複雑な問題を起こすまいと配慮したためだったようだ。

検問不合格で何回も書直し

平壌では「米国の侵略に反対する闘争展開と全世界の課業」に関する大会が開かれ、金日成は長い演説をした。拍手の嵐の中で、みると、金日成も自分で拍手していた。そしてその演説は英仏語などに訳されて、われわれの手に配布された。私の友人の一人は政府機関紙の記者であるが、原稿を本国で発表するためにタイプで四枚ばかし打って検閲を受けた。すると「あなたの原稿はよくできていますが、偉大なる金日成首領をたたえる言葉が足りないことが遺憾です」といって戻されてきた。つまりパスしなかったのである。そこであと二枚書き足して六枚にして出したら、やはり「敬愛する金日成同志に関する話が足りない」との評で戻ってきた。結局、金日成が、いつ、どのような偉大なる業績をしたかなどを北韓の人たちが説明したように書かなければならないようだった。それで友だちは全く初めから書き直し、こんどは八枚にして出した。それでも彼の原稿はじゅうぶんではないらしかった。

可哀そうに、私の友人は毎晩、疲れた眼をしばたたきながら、やり直しの連続で、彼がやっとオーケーをもらったとき、それは「何だか知らんが、十枚にふくらんでしまったヨ」と、彼がブツブツいうようなものになっていた。

われわれは北韓人がよその国の者が書く原稿にまで検閲を加えて強制的に自分たちの望むとおりのものを書かせようとすることを嘲（ちょう）笑したが、しかし、そのために冷汗をかいている者も多かった。

北韓記者同盟と金日成にプレゼント

ある晩、さきの大会で活躍した幹部らは北韓記者同盟に"感謝"の意を表明しながら、二つのプレゼントをした。一つは北韓記者同盟に贈ったマイクロフォンとその部品で、もう一つは金日成に贈ったもので一対の猟銃であった。そして幹部は「私たちは、北韓の勇敢な人たちによって米国人がみんなこの国から追い出された暁（あかつき）に、この国が統一されれば"敬愛する偉大なる首領"がこの猟銃を暖炉の上に飾っておき、毎日狩りを楽しまれるようになるだろうと思うので、この猟銃を贈るのです」といった。

しかし、われわれ一行の多くはこの説明を聞いて、むしろ唖然としていた。中には首を左右に振っている者もいた。

北韓人といっしょに食事をするときにはいろいろの話が出たが、北韓人の話すことといったら、米国人に対する憎悪と日本人の悪口ばかりだった。私についた北韓人の通訳は口をきわめて「日本人たちは卑劣だ」と非難し続けた。そこで私は「そんなに悪くみる日本人の造った録音機やカメラをどうして使うのです？　あなたがたのもっているのはみんな日本製じゃないですか？」といってみた。すると彼は「われわれは他国の製品も使っています」と答えた。

悪口を言いながら使うその国の製品

また、同じテーブルで食事をしていた四名のアラブ人たちはひっきりなしに"憎悪すべき米国人たち"が中東でやっている"悪らつな役割り"について激しい話を並べ立てて騒いでいた。あまりにオトナげないことばかりいっているので私はまともにその話を受ける気にならずやゆするような調子で「その、あなたがたの吸っているタバコ、ボウルモールは米国製じゃないですか」と言ってやった。これにレバノン人が答えて、やはり冗談の調子で「これがわれわれのやり方なんですヨ。ホラ、このタバコね、つまり米国人をわれわれは徐々に焼いて行き、焼死させるんですヨ」と嬉しそうに言うのであった。

訪問の序の口で帰りたくなる

北韓訪問の旅はまだ序の口であった。しかし、私は、もうこの訪問を切上げて帰りたかった。私は乗って帰る飛行機さえ、もう北韓の双発イリューシンはいやだった。西側世界の国際旅客機に乗りたかった。

しかし、私だけ、そうするわけには行かなかったのである。

ただ、私はせめて予定の日程を早く終えて、遅れることなしにこの国から去りたいと希望していた。

（つづく）

（S・I・S・A）

筆者のカイオデ氏はダオメー・エキスプレス（フランス語新聞）の記者。

"新聞은 國民을 위한 戰士"

—아시아新聞財團理事長 로세스씨

○○「필리핀」의「마닐라 타임즈」社 發行人이며「아시아」新聞財團이사장「호아킨P 로세스」씨(五七)가 同財團 이사회를 주재하기위해 서울을 찾았다。○○

『新聞의 영향력은 善을위한 것이어야…』라고 말하는「로세스」씨

"政治·廣告壓力은 國利해쳐

危機속에서도 勇氣잃지말아야"

『이거 회의가 [illegible] 미안하오。』

벗어진 이마, 희고 짧은머리, 그리고 턱과 양볼의 깊고굵은 주름살에 검은테 안경의 혈색좋은 노인 —흡사 마을꼬마들이 줄줄 따라다닐 그런 인자한모습의 할아버지가 회의장인 조선호텔 서머스윙즈의 문을열며 쉰목소리로 악수를 청했다。

—저도「치노」라고 불러도 되나요。

인터뷰

『치노? 좋아 좋아, 하하…。』

「치노」는「스페인」語로 中國人이란 뜻。중국인을 닮았다고 가족이나 친구들은 그를아는 저널리스트들이 즐겨부르는 그의 애칭이다。

—「필리핀」의 新聞얘기부터 할까요。

『우리는 좋은 신문을 갖고있소。하지만 用紙등 재료를 수입해야하기때문에 국민소득에비해 값이 비싸 부수가 적은셈이지。한장에 四분의一페소니까…。』

종이를 달래서 계산을 해보더니『四센트가량 되는군』하며 웃는다。「필리핀」語로 된「탈리바」紙와「마닐라 타임즈」등 二개의 영자신문 그리고 여성주간지 하나 TV방송국 둘 그리고 六개의 라디오방송국을 갖고있는 매스콤의 거물답지않게 (?) 村老처럼 소박한 웃음。

—財閥들이 매스콤을 운영하고있어 문제가 많다고 알고있는데…。

『言論이 꼭 돈때문에 하는 사업은 아닌데…。동료의 일이니 그얘기는 그만둡시다。』

좋은 신문은 한나라를 세울 수 있고 나쁜 신문은 한나라를 망칠 수 있으니까。』

『…국민의 보다 나은 생활을 위해 싸웠소。정의의편에서, 그리고 부정과 부패의 반대편에서。가장 잊을수없는 싸움이라구요? 그 싸움은 아직 끝나지않았잖소。그게 어디 끝날 싸움이요。』

띄엄띄엄 한마디 한마디씩 천천히 얘기를 계속한다。

—우리나라를 포함해서 전세적으로「아시아」의 言論이 당면한 문제는 무엇일까요。

『사실 어느정도 制約이 있다고봐야지。특히 韓國은 南北으로분단돼있어 위기(Emergency)에처해있어 어려움이 많으리라고 생각되오。그러나 세계어디서나 新聞은 國民을 위한戰士로 항상「非常」(alert)상태에있어야하오。특히韓國은 언제가 통일되는날을위해서도 신문은 정직해야하고 용기를잃지말아야할것이요。』

『광고주의압력이나 政治의 압력은 언론을 해칠뿐아니라 결국은 한국가 국민에게도 해를끼치는게 아니겠소。』

一九三四년 부친의 신문사 사원으로 입사한이래 三十六년간言論界에몸담아온「로세스」씨는『기자생활은 해보지않았지만 일선기자는 물론 매스콤의 스텝들과는 친구처럼 가까이 접촉하기때문에』모든것을 잘알고있다고 말하면서도『그얘기는 그만합시다』이다。

—「영 저널리스트」들을위해 한말씀…。

『記者란 가장 어려운 직업이라고 믿소。代價야 보잘것없지만 사회에서 가장 중요한 직업이요。한인간의 진실과 노력을 다하여 記者라는 직업에 헌신한다면 국민들의 보다나은 생활을 위한 그들의 업적은 어느직업과비교될수 없을것이요。당신도記者의 일에 만족하오? 당신의 직업에 진실하시오。』

말을마친「로세스」씨는 입을 꽉다물고 무언가 깊은생각에 잠긴듯 어두워오는 서울의 거리를 멍하니 내려다 보더니 즐기는 시가의 연기를『후우』하고 내뿜었다。

—그래도 당신의 신문이「필리핀」에서 가장 영향력있는言論이라고하던데。그리고 당신이 가장 존경받는 言論人의 한사람이라고…。

『글쎄, 우리新聞이 가장 영향력이있는지…。하지만「힘」을 위한 영향력이라면 고맙지만「惡」을 위한 영향력이라면 달갑지않소。신문은 [illegible] 상 정직[illegible]하오。』

〈權機鎬기자〉

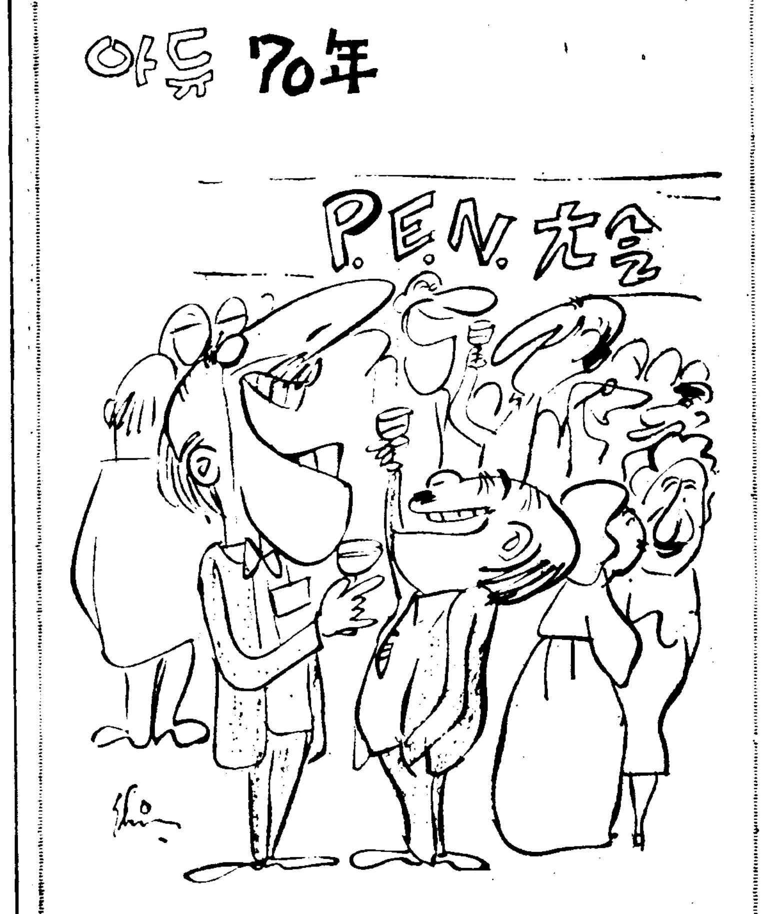

그리하여 웃고 웃는 사이에
「노벨」文學賞은 저 멀리에서 타가버렸다

申東憲

海外国民 戸籍実務講座

提供・法院行政処（6）

戸籍実務講座

第五 保存

在外公館の備置帳簿と保存期間

受付帳　五年
文書件名簿　二年
戸籍簿冊保存簿　永久
例規文書編綴帳　永久
特別申告書類編綴帳　性質上保存年限を定めることはできない。
廃棄目録編綴帳　十年
往復文書編綴帳　五年

戸籍簿冊保存簿

1、各簿冊、書類の保存期間は当該年度の翌年度からこれを起算する（令67）。

2、特殊申告書類編綴帳は、その性質上保存年限を定めることができない。

3、この帳簿は、戸籍法施行令第六四条別表第37号書式による。

4、保存期間別に区分して登録しなければならない。

5、保存期間を経過した簿冊または、書類を廃棄せんとする場合は別表第42号書式（廃棄書類目録）により毎年四月まで、法院（裁判所）の認可を得なければならない（在外公館は外務部長官の認可をうける）。

廃棄目録編綴帳

1、この編綴帳には戸籍法施行令第68条により、別表第42号書式により、戸籍簿冊廃棄認可申請に対する認可書を原案と一緒に編綴する。

2、表紙は目録は戸籍法施行令第64条2項および3号による。

特種申告書類編綴帳

1、市邑面長は、戸籍法施行令第57条により本籍不明者、無籍者に対する申告書類または、戸籍記載を要しない事項（胎児認知申告書、認知された胎児の死産申告書、外国人に関する申告書類等）に関する申告書類は、特種申告書類編綴帳に編綴しなければならない。

2、在籍不明者は、自己の本籍はあるが、その所在が不明をいい、無籍者は、全く籍がないものをいう。

3、この編綴帳に編綴する申告と申請書類は、受付帳に記載した後その申告書類を本籍地市邑面に送付することなく受付順序によって編綴しておいて、その事件本人の本籍が判明するかもしくは本籍をもつことになった場合（就籍等）戸籍法第26条により、本籍申告がある時は、申告書をこの編綴帳から除去して、外務部長官を経由本籍地に送付する。

4、婚姻申告と同じ事件は、その中、一人のみか本籍不明または、無籍の場合は、本籍がある者に限り、外務部長官を経由本籍地に送付する。

5、この編綴帳には、戸籍法施行令第64条2項の別表第38号書式の表紙をつけ毎年別冊にして、同令別表第39号書式の目録をつける。

往復文書編綴帳

1、市邑面事務所には、戸籍法施行令第64条により、往復文書編綴帳を備置する。

2、この編綴帳には、例規を以って保存する文書以外の戸籍事務に関する往復文書（比較的重要なもの）を編綴する。

3、この編綴帳には、第38号書式の表紙をつけ、毎年別冊にし、第39号書式の目録をつける。

（おわり）

訳者註＝この戸籍実務講座は、本国の大法院行政処、書記官崔誠浩氏が在外公館の実務者むきに書いたもので、崔氏は、去年戸籍実務指導のため来日にし当民団地方本部などで講義をしたことがある。（C）

日赤代表、北送再開協議でモスクワへ

日本赤十字社代表二名が十日北韓と在日僑胞北送再開協議のためモスクワへ向った。日本外務省のスポークスマンによると、同代表は六七年コロンボでの日本側方針通り話合いを進めるという。

太平洋戦没者の遺骨奉還へ最後の打合せ

京畿道碧岩では壬辰倭乱時の日本人戦死者五千名の遺骨合祀碑まで建立されたが、日本厚生省には今尚南太平洋で戦没した、旧日本軍人の韓国人遺骨二、三三三柱が放置されている。この遺骨の取引交渉に二十年間才月を費している太平洋戦没韓国人遺骨奉還委[illegible]会長はこの程、日本外務省、厚生省との了解が[illegible]ので外務部当局[illegible]

一九七一年度 在日韓国人母国留学生 募集要綱

一九七一学年度在日韓国人母国留学生をつぎのとおり募集する

一、募集対象

母国の大学課程以上（大学または大学院）で自費修学を希望する在日本大韓民国国民

二、志願資格

イ、日本外国人登録法による登録を完了した者

ロ、日本国内で初・中・高校（十二年間）を卒業した者（一九七〇学年度卒業予定者を含む）で大韓民国教育法上入学資格がある者

ハ、旅券ならびに再入国手続が可能な者で勤勉誠実、思想穏健な者

三、留学要領

イ、**志願者銓衡**
大使館が主管する留学生銓衡に合格しなければならない

ロ、**大学志望**
留学志望大学は第三校まで志望できる

ハ、**入学の許可**
志望校の入学可否は文教部が大学当局と合議し決定通報するが一九七二学年度入学を許可する

ニ、**予備教育課程ならびに大学就学の時期**
母国大学の留学が許可された留学生は、ソウル大学校内に設置されている『在日韓国人母国留学生予備教育課程部』に入学し一年間所定の課程を履修し入学が許可された大学には一九七二学年度から就学する

四、提出書類

イ、母国留学志願書（所定様式）……五通
ロ、学生身上調書（所定様式）……五通
ハ、卒業証明書（小・中・高別）……各二通
ニ、成績証明書（最終卒業学校分）……四通
ホ、国民登録済証……三通
ヘ、外国人登録済証……二通
ト、所属民団長推薦書……二通
チ、写真（志願書に添付）……五枚

五、志願書類提出

イ、期間、一九七〇年十一月二十日～一九七〇年十二月二十日まで

ロ、提出処、駐日韓国大使館奨学官室
民団中央本部文教局または県本部
各韓国教育文化センター

六、銓衡実施

イ、日字、一九七〇年十二月二十七日（日）

ロ、場所、追後発表 通知する

ハ、**銓衡科目**

1. **大学（校）志望者**
国語・英語・数学・作文・面接

2. **大学（校）編入学志望者（大学院志望者を含む）**
国語・英語・論文・面接

3. **予備教育課程履修希望者**
国語・作文・面接

七、其の他事項

イ、一九七二学年度入学予定者であっても予備教育課程の成績がきわめて不良で成業の望みないと認定される場合には大学への就学を保留する
※特に『ソウル大学校』は予備教育課程修了後同大学の実施する母国留学生特別銓衡に合格しなければならない

ロ、学校入学は志願者が志望した第一～三志望校の志望学科の中から許可するが留学期間中大学（校）ならびに学科の変更（転学・転校）は当該指導教授・ソウル大学校在外国民教育研究所ならびに文教部が妥当な理由ありと認定する場合に限るから学校と専攻学科を慎重に選定志望するを要する

ハ、其の他事項は近くの韓国教育文化センターに問合せること

駐日大韓民国大使館奨学官室

郵便番号一〇六 東京都港区南麻布一丁目二番五号
電話四五三—九六五三・四五二—七六一一内線八一

セントラル冷暖房システム

かつて建築物は、生活や仕事の場を収容する〝容器〟がその主な機能でしたが、今日では一歩進んで外界の気候条件がどのように変化しても、常に快適で能率的な生活作業環境を維持する、いいかえれば、新しい気候を作り出す場となってきています。その新しい気候を創造するものが、セントラル冷暖房システムです。

この冷暖房システムは
◎快適な冷暖房が行なえること
◎豊富な給湯ができること
◎住宅をはじめとする建造物の寿命に匹敵する耐久性をもっていること
◎経済的な運転ができるように熱効率がすぐれていると同時に、ロスの少ないすぐれた調節・制御機能をもっていること
◎建物構造、用途、予算などに応じて幅広いシステム商品陣がそろっていることが要求されます。

当社らは、これらの要求を完成した「サンヨーセントラル冷暖房システム」と提携し、建築物の機能を高めるお手伝いをいたします。

五州興業株式会社
東京都新宿区市谷八幡町1
電話（269）1817（代）
取締役社長 鄭 寅勲

北洋冷凍機工業株式会社
東京都新宿区原町3丁目84番地
電話（341）0449（代表）
取締役社長 洪 起華

ウィーン少年合唱団とならぶ世界の名門
全米を魅了して再度来日!!
ザ・リトル・エンジェルズ

公演日程

名古屋	12月25・26日	中日劇場
大阪	12月27・28日	大阪サンケイホール
神戸	12月29日	神戸国際会館ホール
東京	1月2～8日	共立講堂
足利	1月10日	足利市民会館
金沢	1月12日	金沢市観光会館
福井	1月13日	福井市文化会館
岐阜	1月14日	岐阜市民会館
京都	1月16・16日	弥栄会館
大阪	1月18・19日	大阪サンケイホール
静岡	1月20日	清水市民会館

★PM一・三〇　PM六・三〇開演
（但し京都公演は A、M 一〇・〇〇　P、M一・三〇開演）
A席……三〇〇〇円　B席……二五〇〇円
C席……一八〇〇円
■前売券は後援会及びプレイガイドで絶賛発売中!!
〈出演するTV番組〉
○一月一日（木）P・M・一二・〇〇～一・〇〇「桂小金治アフタヌーンショウ」（NET）
○予定 ミュージックフェアー（フジTV）
○他出演予定

■主催 リトル・エンジェルス後援会
■後援 外務省・日本文化庁・駐日大韓民国大使館・大韓民国駐日公報館・在日本大韓民国居留民団中央本部・ロッテ商事株式会社

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

在日本大韓民国居留民団
綱領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION. IN JAPAN. TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団
東京本部発行週刊紙

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

12月23日 水曜
<1970>
週刊・毎水曜日発行
第2435号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒133 振替口座 東京 16631番
(大韓民国文化公報部国内頒布許可)
(購読料 1カ月100円・特別1000円)

目前に迫った永住権申請期限

申請増加率東京が全国最高

日本法務省の入管当局が発表した11月末現在、在日韓国人の韓日協定永住権申請者総数は243,265人で11月の1ケ月の申請者数は10,292人となり、この五年間の月間最高数を記録した。

また同申請者総数に対し、永住許可を得た総数は188,588人、不許可者は11月中に29人増え、総数1,687人になつている。

また地域別申請状態は、これまで目立つて不振状態をつづけてきた東京が、10月の1,309人から、いつきよに500余人増加、1,855人と急上昇を示しており、期限までには目標数の突破が期待される。

永住権取得者の優遇へ なお一層の努力する

崔外務部長官が談話発表

崔圭夏外務部長官は 十二月十六日在日韓国人の永住権申請促進についてつぎのような談話文を発表した。

一九六五年六月二十二日、韓日両国間で署名された在日韓国人の法的地位と待遇に関する協定による永住権申請期限は、来年一月十六日に迫っております。協定永住権は、ことさら説明する必要もなく在日同胞みなさんが日本で永住できる権利を保障するものであります。このような法律上の権利をもっている者とそうでない場合とは根本的な差異があるのであります。協定永住権を取得した者が、そうでない者に比べて優待されるということは法的地位協定の精神にてらして当然なことであります。日本側も協定永住権者の優遇方針を言明したところであるが、政府は永住権申請者がなお一層の優待をうけるようつづけて努力するつもりであります。

協定永住権の取得は、現在の暫定的なみなさんの在留資格を確固なものにするのであり、みなさん自身とみなさんの子孫の権益を確保するものであることを理解して一日も早く永住権を申請するよう望むものであります。

わが駐日各級公館は、みなさんが安定した生活を営み、みなさんの権益が最大限に保障されるよう望んでおります。

これから一ヵ月しか残っていないこの機会を逃さずすべての在日韓国人が協定永住権を取得されるよう願うものであります。

勝手に国籍書き換えできぬ

佐藤首相国会答弁

佐藤日本首相は十四日の衆院予算委員会で、福岡県田川市をはじめ全国の地方自治体で問題となっている「朝鮮籍書換え問題」について「各人が勝手にやる筋合いのものではない。今後の取扱いにはいっそう正確を期する」と述べ日本政府が今後ともこの問題にきびしい姿勢でのぞむことを明らかにした。これに関し小林法相は、政府としての基本的な考え方を次のように説明した。「国籍は本来その人の属する国の国籍法に基づくもので、その人の勝手な希望で変更は許されない。本人の希望で韓国籍に直すものは韓国政府の許可がなければできない。同様にいったん韓国籍を登録したものが、本人だけの希望で「朝鮮」に変更することはできない。」

新生児は60日以内に

在日同胞の生活権を将来にわたって左右する協定永住権申請は、いよいよ来年一月十六日で締切られる。韓日法的地位協定発効後満五年目にあたるこの日をもって、五年間にわたる協定永住権申請のチャンスは結果のいかんを問わず無くなるわけでそれ以後は、来年一月十七日以降に日本で生まれた協定永住権取得者の子（一条二項）および今年十一月十七日（協定発効後四年十箇月）以降に日本で生まれた有資格者（一条三項）が、それぞれ出生日から六十日以内に申請した場合に限って、協定永住権を得られるにすぎない。申請の資格と期限について今いちど概説することにした。

韓日法的地位協定によれば、協定永住権の有資格者は、大別すると①戦前（一九四五年八月十五日以前）から引き続いて日本に居住している者（第一条一項Ⓐ）②①に該当する者の直系卑属で、終戦後（一九四五年八月十六日）から協定発効後五年（一九七一年一月十六日）までの間に日本で生まれた者（同一項Ⓑ）そして③協定永住権取得者の子で、協定発効から五年経過後（一九七一年一月十七日以降）に日本で生まれた者、（同2項）となっている。

このうち協定第一条一項の対象者である①と②については、来年一月十六日をもって申請が締切られるが、②に該当する者のうち、申請期限間近（六十日以内）に生まれる者を考慮して、協定は「1Ⓑに該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする」（一条三項）としている。すなわち、上記②の有資格者で今年十一月十七日（協定発効後四年十箇月）以降に生まれた者は、第一条一項による申請期限=来年一月十六日をすぎても、生まれた日から六十日以内に申請すればよいわけで、例えば、上記②に該当する有資格者で、来年一月一日に生まれた子供は、その日から六十日目にあたる同年三月一日までに申請すれば協定永住権を得られるわけである。

次に上記③の来年一月十七日以降に生まれる者の協定永住権取得については(1)その子の親が協定永住権を取得していること(2)日本で生まれたこと(3)韓国国籍をもつこと、そして(4)出生日から六十日以内に申請すること、が要件となっている。この中で特に注意を要するのは、生まれた日から六十日以内に申請をしなければならない点である。またこの規定は協定文一条一項による協定永住権取得者の子についてのものであり、孫には与えられない。それらについては、協定文第二条で「日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する」として今後に問題が残されている。

三百余名が絶望

釜済 連絡船、南海上で遭難

内務部治安局にはいった報告によると、十五日午前一時二十分すぎ、済州島と釜山を結ぶ連絡船南栄号（三六二トン）が東経一二八度、北緯三四度の南海々上で沈没、八人が付近を通りかかった日本船に同日朝八時半すぎ救助されたが、残り三百余人は行方不明となった。（関連記事3面に）

国務総理に白斗鎮氏

李駐日大使は中央情報部長

内閣改造法務・農林・逓信各長官が更迭

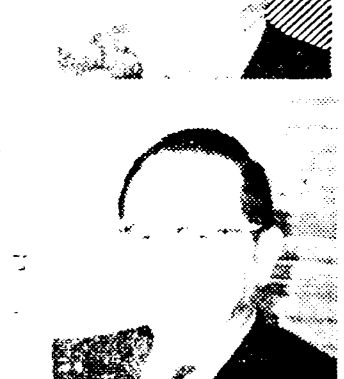

朴正熙大統領は十九日午後、七一年度予算が成立したあと、ただちに内閣改造を行い、六年七カ月勤めた丁一権国務総理を更迭、後任に白斗鎮元国務総理を起用、さらに法務、農林、逓信の各部長官を入替えると同時に、中央情報部長に李厚洛駐日大使を任命、援護処長も替えた。今度の人事はひとことでいって来春に迫った大統領、国会議員選挙への〝対策〟でそれは特に側近の李氏を中央情報部長にしたことに現れている。

なお、駐日大使の後任にはいまのところ法務長官をやめた李澔氏の説が流れている。

朴大統領は選挙態勢固めのため、さきごろ大統領官邸青瓦台の強化をはかり、今度は内閣と中央情報部長の人事を行なったわけで、残された問題は朴大統領が総裁をしている与党民主共和党指導部の改革。それはクリスマスごろに行なわれるという観測があり、そのさい五一六以来朴大統領の片腕だった金鍾泌氏をどう処遇するかが注目される。現在のところ同氏は①与党に副総裁制が設けられればそれになる②党議長になる③朴大統領三選のための選挙対策本部長になる、などのウワサが出ている。

なお、国務総理をやめた丁一権氏は国会議員選挙に出るといわれている。

更迭の各長官

国務総理	白斗鎮	（元国務総理・現共和党国会議員）
法務部長官	裵泳鎬	（国会事務総長）
農林部長官	金甫鉉	（逓信部長官）
逓信部長官	申尚澈	（駐南ベトナム大使）
中央情報部長	李厚洛	（駐日大使）
援護処長	張東雲	（大韓住宅公社総裁）

16年ぶりにかえりさく

白総理の横顔

在任六年七カ月に及んだ丁一権国務総理は、これまで何度となく引退説が出た。そのたびに〝後任の本命〟にあげられたのが白氏だった。それだけに、今度の起用には意外性がない。

白斗鎮新総理は一九三四年、東商科大学（現在の一橋大学）を卒業して韓国銀行入り。以後四八[illegible]資部長、五一年[illegible]月財務部長官と、経済官僚の道を歩いた。

五二年十月、財務部長官をしたまま国務総理署理。翌年四月、晴れて国務総理になった。国はちょうど六・二五動乱の真只中。インフレが高進し、経済は混乱の極に達していた。

五三年二月十五日、白氏は一〇〇対一の平価切り下げを断行、ばけ物のようなインフレに果敢なメスをふるった。このときのあざやかな印象が政界人の頭の中に強く残っている。

五四年六月、国務総理を辞任、[illegible]李承晩政権が倒れたあと、国会議員選挙に出馬、当選した。六一年の五・一六のときは、不正蓄財容疑で調べられたが、何もなかったという。六八年、韓日協力委員会の韓国側会長になった。

韓国は今、在韓米軍の削減という安保、経済にかかわる大問題を抱えて苦しんでいるところ。その中で重工業化をねらう第三次経済五カ年計画を[illegible]ねばならぬ。朴大統領[illegible]とにかく安心して経済[illegible]人物がほしかった[illegible]て経済関係閣僚をそろって留任させ、その上に白氏を置くわけだから、経済陣は一段と強化されることになる。それに白氏が日本の〝韓国ロビー〟の間に顔が広いことも、朴大統領が今後の対日関係強化を考えた上で使える、と判断したものと思われる。

白氏は任命の〝知らせ〟を受けて「何よりも重要なことは急変する国際情勢にどう対処すべきかということだ」と語っており、朴大統領の意を体してやる気十分のようだ。

ソウルの真中を流れる漢江べりのアパートに、東京女子大卒の夫人、許さんと二人暮し。男二人、女五人の子どもたちのうち、娘一人を除いて全部が米国にいる。六十二歳。登山と、ハンディ22のゴルフが趣味という。最近大統領特使として南米を回ってきたばかりだった。

選挙改閣説

最近の政街周辺に絶えず浮沈しているいわゆる選挙改閣説には「説」の段階から「現実化」の段階にさしかかった感を与えていた。時間的にみて、現行法、七代国会の任期満了六ヵ月前の十二月末までには、来年の国会議員選挙に出馬する予定者は官職を退かねばならない。これを契機に、今月の十日から二十日までの間に選挙内閣を新たに構成するというのが執権党の支配的見解であった。

このような事情を根拠に「予算案が国会を通過する時点」――すなわち十二日に入って選挙内閣の改造があるものと判断してきたのである。この改造を後押しするため与党は、新年度予算案を法定期日の十二月二日まで通過させようと全力を注いできたものと解釈されている。

韓日国交5周年

改めて日本に望むもの より緊密な協調と体系

一九六五年の十二月十七日を期して韓日両国の国交が正常化して以来、ちょうど五年間の年月が過ぎた。無論、国交は〝正常化〟されるに越したことはない。ましてや隣国である韓日両国が、一九四五年から二十年もの間〝空白状態〟にあったということはさまざまの問題で決して〝よいこと〟ではなかった。だが、この五年間に、果たしてどのような〝よいこと〟があっただろうか――。そして、こんご韓日両国は何を目指して、どうしていけばよいのだろうか。

韓日両国の国交正常化五周年を迎えるに当たり、両国関係は新しい次元でより緊密な協調体系を整えなければならないと考える。

率直にいって韓日国交正常化によって失われたものもなかったが、また大きな助けとなったこともなかったのだが、ただ、思い出すのさえも〝いや〟な過去の不幸を洗って〝和解〟の第一歩を踏み出したということは、単に両国間にだけでなく、極東アジア、すすんでは世界融和のために少なからぬ〝寄与〟となったろうと思う。

国交の基本理念

この国交正常化で、韓国としては旧怨を捨てて〝善隣友好と和解〟のために襟度（きんど）をみせたし、また日本としては、日本が当然負うべき罪責を形式的な〝言辞〟ではなく行動で示すと約束した。そして韓日両国は自由世界の一員として、互いに政治的経済的な連帯感を強くし、協力関係をあつくすると誓い、また科学的文化的交流を活発に行なうことにより相互向上の契機づくりにしようとした。

こうしたことのすべては、結局には米国を主軸とする極東アジア防衛体系の一環としての紐帯意識さえも内在するものだった。

このような国交正常化の基本理念に照らしてみるとき、その他のこと請求権資金だとか、経済協力だとかいうもの――は枝葉に属する付随問題だったということができよう。

しかるに、過去五年の間、両国が国交正常化の基本理念に忠実であったかどうか、をつきつめて考えてみると遺憾にもそれは肯定することができないようである。

韓国側がうっ積した民族感情をおさえて日本に向かって門戸を大さく開いたことを否認するものはいないだろう。それはその間韓国を訪れた多くの日本人――公的私的の訪問を問わず――の〝数〟だけでいえることではないのだ。これらの訪問客を韓国人は旧怨を越えて親愛の情で〝喜んで〟迎えたし、好き嫌いは問わず雅量と情宜で暖かく待遇したものである。

両国人の相互態度

それだけではない。敗戦の虚脱を克服して今日の経済大国として繁栄を成しとげた日本人の勤勉さとその有能さに、そして進取の気象に富んだ〝成就〟にある面では〝尊敬〟を払ったものだった。

日本人が韓国人から受けているこうしたものに対して、日本側はどうであろうか。日本は幾らにもならぬ請求権資金を韓国に〝払った〟として、また最初から〝商利〟のソロバン勘定で出発した商業借款の提供によって、国交正常化を全うしたと錯覚しているようである。むろん、一部政界、財界の指導者たちは韓日国交正常化ということが何を意味しているかをじゅうぶんに認識しているものとみる。

しかし、日本の官僚、言論人、そして各界の指導的人士たちの多くの韓国観は一口でいって不愉快なものである。それが最も端的にあらわれたのは日航機「よど号」事件によってであった。

在日僑胞に対する依然とした差別待遇はいうまでもなく、人道主義を仮装した〝北送再開〟企図からも、日本人の韓国民族に対する認識がどのようなものであるか、容易に知ることができるといえよう。

韓国の立場と貢献を再評価せよ

国交正常化以来の日本の態度で最も顕著なものは、経済協力をするとして旧式剰余施設を高い値段で処分することを能事とし、はなはだしい貿易逆調をちゃんと見ていながらも幾らにもならない韓国商品の対日輸出をあらゆる手段で妨害していることなどである。このような国家的なエゴイズムを発露するのが国交正常化の帰結だと考えるならば日本は当然、指弾を受けてしかるべきである。

また、日本はいわゆるニクソン・佐藤声明で韓国安保が日本安保に不可欠なものであるとはっきり認めながら、一方では自由世界に対する〝信義〟を見捨てるような奇怪な言動を行なっている。そしてこうした奇妙なオピニオンによりその国民たちを誤導しようとさえしているのだ。日本はいまこそ韓国がもつ地理学的位置と自由世界防衛のための貴重な貢献を正当に再評価しなければならないと考える。そして、日本と韓国間には改めて歯車的な一体感と連帯意識が喚起されなければならない。

以上のようなことに立脚して韓日国交はこんご、新しい段階に向かって質的な転換をなして行かなければならないものと考える。

（韓国日報＝SISA）

社会悪除去を

検事長会議に 朴大統領メッセージ

朴正熙大統領は十六日、中央庁会議室で行なわれた各級検事長会議に送ったメッセージ（丁一権国務総理代読）を通じ「われわれは何よりも不正と犯法行為などあらゆる社会悪を除去することに注力すべきである」と指摘したのち「秩序と安定、そして正義が支配する明朗な民主社会と繁栄した福祉社会を建設することに倍前の努力をしなければならない」と強調した。

金鍾泌氏帰国へ

訪欧中の金鍾泌前共和党議長は十三日スイス・エアー機でパリを出発、帰国の途についたが、十八日ごろソウルに到着する予定である。

お知らせ

多事多難であったこの年も暮れやがて新しい発展と希望を約束する一九七一年を迎えます。

愛読者みなさんの惜しみなき激励とご鞭撻によりまして、民団東京新聞は、過ぎし一年間前進してきました。

つきましては、本号をもって送年号とし年始の発行はつぎのとおり行ないます。

十二月三十日号と一月六日号とを合併して新年号として増頁に発行、一月十三日号を年始休刊、一月二十日号から平常通り毎水曜日発行となります。

なお、永住権申請の期限が迫ってる重大な時期だけに新年早初に臨時増刊号を発行する予定です。

民団東京新聞社

永住権申請の相談は民団へ

（無料で写真、代筆など一切の手続きをして上げます

永住権申請の相談は民団へ

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本で安定した生活を営み且つ、自由に祖国を往来し、または家族を招請するためには、何よりも他の外国人には願っても得られない永住権を取得するのが最も良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだましている朝総連のデマ宣伝に迷わないで、あといく日も残されていない申請期限（一九七一年一月十六日）が満了する前に、一日も早く永住権を申請しましょう。

〈申請方法〉

外国人登録を第二回目から引続きしている人は次の書類を揃えて、自分の居住している市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するものは、写真二枚だけで他の用紙は上記の役場に置いてあります

A、協定永住許可申請書 二通
B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書きいれた陳述書）
C、写真（五センチ四方で六ケ月以内に撮影したもの） 二枚
D、家族関係と居住経歴書 二通

〈参考〉

1、手数料は一切無料です。
2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。
3、居住経歴或るいは身分上に何かの問題点があると思われる人は最寄りの民団或るいは領事館又は大使館に行けば親切に案内してくれます。

民団東京本部管内各支部の所在地

（カッコ以下は電話番号）

文京	文京区小石川二—十一—八	（八一一）三五五五
台東	台東区東上野三—一五—八	（八三三）九九〇四
中央連合	中央区日本橋茅場町一—六	（六六一）五三七〇
墨田	墨田区太平町一—四—八	（六二二）九四四二
江東	江東区木場六—八—十	（六四四）〇五一二
江戸川	江戸川区興之宮二九	（六五七）七五一二
北	北区稲町一—二六九	（九〇一）二六六一
足立	足立区千住桜木町五三	（八八八）八三〇一
荒川	荒川区荒川三—三二	（八九一）〇五五五
葛飾	葛飾区本田立石六—一八—一六	（六九三）一七七一
豊島	豊島区池袋二—一一六七	（九八二）七一六一
板橋	板橋区板橋二—二二—九	（九六一）六五六五
練馬	練馬区豊玉北四—三一	（九九二）五五七七
新宿	新宿区三光町二五（三立ビル二〇三号室）	（三四一）〇二四四
中野	中野区新井二—一一—七	（三八六）五五三六
杉並	杉並区梅里二—二四—一三	（三一三）七五七五
渋谷	渋谷区宇田川町一五	（四六一）五三八二
世田谷	世田谷区下馬町一—七	（四二一）三六〇九
目黒	目黒区青葉台一—三〇—一〇	（七一三）四三七八
港	港区三田四—六—一八	（四五五）一一八八
品川	品川区豊町三—一一	（七八六）一二二四
大田	大田区新蒲田一—六—七	（七三二）七六五一
大韓婦人会東京本部		（八一二）一二九三八

在日大韓民国居留民団東京本部
東京都文京区本郷三—三二—七
電話八一一—一五三五〈代表〉

民団三多摩本部管内各支部の所在地

立川	立川市錦町一ノ三—二十	（二三）一二六三五
調布	調布市下石原二—二三九	（八二）一〇三六七
武蔵野	小金井市関野原町二—四—六	（八一）一三六二〇
八王子	八王子市高尾町一六〇九	（六一）一二〇三五

在日大韓民国居留民団三多摩地方本部
東京都立川市錦町一—三—二〇
（〇四二五）二三—二三八一

本国新聞論調

中国問題とその行くえ

国府に対する信義と責務　日本の姿勢を米国以上に重視

公式態度表明控える愛知発言

中国の悲劇とその歴史的背景

重要事項指定の決議案堅持を望む

アフリカ新生国群の趨勢など

（東亜日報＝SISA）

総52,424,700万ウォン

国会、71年予算案を可決

71年歳出入予算規模（単位・百万ウォン）

区分	予算額	%
歳入		
租税	423,998	80.9
内国税	362,232	69.1
関税	61,760	11.8
専売納入金	38,000	7.2
税外収入	16,846	3.2
預託金収入	7,882	1.5
財政借款預託金	24,000	4.6
小計	510,727	97.4
対充資金	6,559	1.3
派越支援収入	6,961	1.3
合計	524,247	100.0
歳出		
俸給および年金	71,233	13.6
交付金	90,747	17.3
一般経費	72,812	13.9
国防費	127,804	24.4
投融資	161,060	30.7
協定諸費	590,000	0.1
合計	524,247	

公害防止法改正案を国会へ

米国の対韓特別軍援削減される

新民党も選挙対策　陣容づくり始める

選挙法改正案通過

議員数二〇四に増える

選挙関係法問題　三条項内容

共和党要職者ら　一括辞表提出

郷土予備軍法　改正案成る

海外公館長ら　大幅に異動

鉱工業成長率を引上げ

第3次5ヶ年経済計画案を修正

小林法務大臣

韓日法務次官会「了に際し　小林法務大臣談話

（昭和四十五年十二月二十八日）

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」による永住許可の申請についての期限は、明年一月十六日となっていることにかんがみ、この際、日韓両国当局は、両国及び両国民間の友好親善の増進にさらに寄与するため、この協定の実施に引き続き協力すべきであり、また、この協定により永住することを許可された者が、この協定の基本精神により、この許可を受けていない者より優遇されることはもとよりである。

日本国法務省は、今後とも、現在この協定により永住を許可された者が、日本国社会秩序の下に安定した生活を営み、よりよい待遇を受けるよう、努力する方針である。

なお、この協定により永住を許可された者の家族については、従来から、その入国および在留につき、家族構成その他の事情を勘案したうえ、人道的見地に立って妥当な考慮を払うこととしているが、この際、この協定により永住を許可されている者の配偶者、直系尊属または直系卑属として在留を許可された者で、この協定発効前に入国し、その許可後五年を経過したものについては、その者の申請に基づき、できるかぎり、出入国管理令による永住を許可する方針をとることにしたい。

永住権申請案内

永住権を取得して安定した生活を！

今年は、永住権申請の年です。

在日同胞の皆さんが一日も早く安定した生活を営むためには、永住権を取得しなければなりません。まだ永住権を申請していない方は一日も早く申請するよう、お互いに努力し、お知りあいの方にも勧誘して下さい。

協定永住権を受けることによって、

(1)、何よりもまず、いままでの暫定的であった地位をはなれて、権利として日本に永住することが法的に保障されます。

(2)、したがって、協定永住許可を受けていない者や一般外国人とはちがい協定永住許可者は、ほとんどすべての場合において日本から退去を強制されることがありません。

(3)、さらに、同永住許可者に対しては、海外旅行に必要な再入国許可においても制限がないばかりでなく、一家族が離散することのないよう、人道的な配慮が十分ゆきとどくようになっております。

(4)、子女の教育問題においても、日本の公立小・中学校への入学が認定され、また上級学校進学においてもその入学資格が認められております。

(5)、生活保護を受ける必要のある人には、従前どおりの保護が受けられるようになっており、とくに国民健康保険に加入することができます。

(6)、外国人財産取得に関する政令の適用を受ける一般外国人とはちがい、主務大臣の認可なしに土地・建物などの財産を取得することができます。

(7)、日本から永住帰国する場合には、自己財産の本国搬入または送金などが、協定上保障されております。

在日同胞の皆さん！

去年の八月に開催された"韓・日法相会談"の結果、皆さんが安心して永住権を申請できるよう措置が講じられておりますから、一日も早く永住権を申請されるよう、かさねて要望する次第であります。

もし皆さん方の中で、同永住権申請に関連して、質問または相談なさる事項がある場合には駐日大使館（第一領事課、または永住権申請案内室）あるいは、地方に所在するわが国の各級領事館または民団へ直接来訪されるか、書信で同事由を問い合わせて下さい。必ずや皆さんのご期待にそえるよう、全力を尽してみなさんのご相談に応じます。

なお、皆さんの親戚の方々はもとより、親しい知人の皆さんにも、以上のことを広く知らせて、永住権申請該当者は一日でも早く一人残らず、この申請を完了するようご協力下さい。

駐日大韓民国大使館

南栄丸【右】が救助した…の乗組員を収容する巡視船かき【左】(15日午後二時、釜山の西一二〇㌔で)＝朝日新聞社提供

南栄号の遭難救助へ

日本巡視船が現場へ出動

[illegible]

転覆沈没か

[illegible]

捜査を続ける

[illegible]

生存者の姿見えぬ

朝日新聞社機　遭難現場の上空へ

[illegible]

北韓の大型船　甲板長が帰順

[illegible]

カメラマンの李氏、ベトコンから脱出

[illegible]

朴少佐の帰順を確認

ミグ15機で国防部が発表

[illegible]

北韓、即時送還を要求

軍事停戦委

[illegible]

永住権申請促進に　教友会が寄付　金二十万円を

[illegible]

韓国清緑会発足

木を植えて育て　国土を美しく

[illegible]

経済活動人口　千八八万三千

[illegible]

祝賀を兼ねて　屋舎の増築

杉並支部で集会

[illegible]

北韓選手参加で緊張感

朝総連の動向に注意を

[illegible]

韓国選手現地で訓練

[illegible]

北韓代表日本入国説

[illegible]

永住権申請

促進体制の強化へ

最後の追込に各支部で集会

[illegible]

江戸川でも

[illegible]

支部だより

荒川　〈永住権推進で役員会〉

[illegible]

豊島　〈婦人会で永住権促進〉

[illegible]

支団長・事務部長合同会議のもよう

支団長・事務部長合同会議ひらかる

[illegible]

法的地位等の実態

愼ソウル大教授が調査出版

[illegible]

朝総連の妨害に備え

年末・年始の永住権活動方針指示

[illegible]

団員の実態把握せよ

[illegible]

在日僑胞社会
唯一の国文綜合雑誌

月刊　漢陽

(通巻99号)

漢　陽　社

東京都豊島区池袋2－56－7
TEL 東京 (983) 5313番
振替番号　東京 45168

日韓条約による
永住を希望する
在日韓国人の方へ

申請期間は
昭和46年1月16日
までで残り少なくなり
ましたので早目に申請
して下さい　右期間を
こえると申請は受付け
られませんので御注意
下さい

法務省

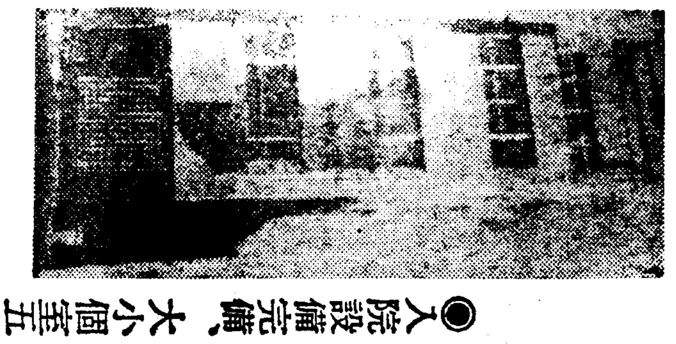

漢方の強力体質改善療法
(通信にて治療相談受付)

- ●喘　　息……20帖　50,000円
- ●糖　尿　病……20帖　30,000円　15,000円
- ●夜尿・腎臓
- ●胃腸・肝臓　20帖　10,000円
- ●皮　膚　病
- ●婦人病・腰痛
- ●水虫・痔疾
- ●高　血　圧　(散薬)　1帖　6,000円
- ●肥　満　症
- ●ツ　　ワ　リ

- ●鹿茸大補湯(特級)…20帖　50,000円
- ●鹿茸大補丸……2ヶ月分　30,000円
- ●十全大補丸……2ヶ月分　10,000円
- ●八　味　丸……(500g)　10,000円
- ●六　味　丸……(500g)　6,000円
- ●四　物　丸……(500g)　4,000円
- ●萬　病　水……(720cc)　30,000円
- ●人　参　酒……(540cc)　3,500円
- ●人参補心散……(20袋)(ポケット用)　6,000円

◉入院設備完備、大小個室五十室あり

漢方乾材・卸・小売
八参・鹿茸・麝香・牛黄・辰砂・熊胆
※本国旅行者には特別価格で奉仕します。

漢方医学
西洋医学
総合治療センター

漢方担当　寺田萬爾
洋医担当　同

天心堂漢方本舗・天心堂診療所

東京都台東区東上野2－19－5
電話 (831) 5557一代表
国電・地下鉄上野下車1分
韓国食堂街わき

東京商銀職員募集

来年度新卒者を求めます。

1．採用人員　大学卒　男女　若干名
　　　　　　　高校卒　男女　若干名
2．応募資格　韓国籍の国民登録完了者
　　　　　　　(入社までに申請手続完了者も可)
3．待　　遇　大学卒男子　40,000円(基本給)
　　　　　　　大学卒女子　38,000円(〃)
　　　　　　　短大卒男子　35,000円(〃)
　　　　　　　短大卒女子　33,000円(〃)
　　　　　　　高校卒男子　30,000円(〃)
　　　　　　　高校卒女子　28,000円(〃)
　(諸手当)家族手当、皆勤手当、住宅手当、給食手当
　　　　　　通勤費は全額支給、社会保険完備
　(賞　与)年2回(6月・12月)
　(昇　給)年1回(4月)
4．福利厚生施設　男子独身寮完備
5．提出書類　履歴書、写真、成績証明書、卒業見込証明書、
　　　　　　　外国人登録済証明書、国民登録完了証
6．勤　務　先　本店勤務及び新宿、荒川、五反田各支店
7．募集締切期日　昭和46年1月31日
8．試験期日及び場所、本人宛通知
応募希望者は提出書類を揃えて本店総務部まで御郵送下さい。
なお既卒者も随時受けつけております。

東京商銀信用組合

本店　東京都文京区湯島3－38－15
電話 (832) 5141－代表

日本国会の公害関係法案の審議は急ピッチに進み、10日午前には衆院法務委で公害罪法案、地方行政委で道路交通法改正案が、また社会労働委員会で廃棄物処理清掃法案（提出案は廃棄物処理法案）、自然公園法改正案、毒物・劇物取締法改正案が、それぞれ可決されたのをはじめ、午後には産業公害対策特別委で重要案件である公害対策基本法改正案など四法案も可決された。公害罪法案、公害対策基本改正案は原案のままだが、大気汚染防止案など八法案については野党側の修正要求が実現、十四件の関係法案はすべて衆院本会議で可決され、11日から参院審議に移った。これで「公害国会」といわれたこんどの国会はヤマ場を越したことになる。

日本を再発見する

ニューヨークタイムズ主筆　ジョン・B・オークス

経済大国といわれるウラに　矛盾とパラドスクにみちて

日本の真実発見…

昨今の日本に関して最も重要なことは日本が現在みずから獲得した"成功"をこんごも保持し続けることができるか、どうかという疑問である。だが、この疑問はあまり問題とされていないのだが……

よくいわれる"出現しつつある超大国"の日本が、完全に"出現"する前に、みずからを破壊し去る過程を日本自身いま歩みつつあるといえば言いすぎであろうか。

今世紀の半ばごろ――いや、もう少し前の話だが――日本は一度自分の力を過信しすぎてみずから破壊への道へ走ったことがあった。それは海外進出という"冒険"を軍事力によって行なおうとしたためであった。この時、壊滅に近い状態に陥った日本は灰じんの中から立ち上がり、それから二十年有余、今では史上稀といわれる驚異的な経済復興を達成し、米国、ソ連に次いで世界第三位の国民総生産を示している。……

生活の水準と生活の質

ここ二十五年間の日本人の努力は確かに信じがたいほどのものすごい工業発展となってあらわれたが、しかし、これに払った代価はあまりにも高かった。造船、電子器機、カメラ、繊維など多くの工業生産は日本人たちの生活環境に大きな害を及ぼし、この島国の中で最大の人口過密地帯などではもう人間の生活が不可能なほどの"脅威"を与えられている。これは異例のスピードで生活水準が上昇した国の日本としてははなはだ矛盾したことのように聞こえるだろうが、それは"生活水準"というものと"生活の質"というものが必ずしも並行しないからといえることなのである。

かつて大英帝国に産業革命が起きてから一世紀半ほどの間にヨーロッパ諸国はすべてといっていいほどの"罰(バチ)"が当たって環境悪化の中で苦悩した。これは昔、すでに詩人のブレークが"天国と地獄との結婚"の中で示唆したものであり、大陸ではあらゆる新しいエルサレムの空気を汚染してしまった。

それから時が進むにつれて、これが日本のように狭い土地にも起きた。物理的に限られた地域ではなおさらのこと、継続的に大きく上昇する産業とその施設の中にあって集中した人間たちが悲惨な影響を受けるようになったのである。一億の日本人の大部分が害された自然環境の中でいま、この苦しみに出会っている。

公害の中に住む人口の三分の二

日本では人口の三分の二以上が都市に住んでおり、この都市人口の大半は世界最高の人口密度を持つ東京から横浜、大阪、神戸、そして広島に至る西南方四百マイルにわたる狭い海岸平野地帯にぎっしりとスシ詰めになっている。そしてこれらの人びとは息づまるような都市のよごれた空気、汚染した水など――"公害"の中に住んでいるが、これらの計画的によごしているとしか思えぬほどの環境である。私は日本に対して多分に同情的な眼をもつものであるが、しかし、次のことははっきりといえる。聡明で、何ごともいち早く学びとる日本人が、いま経済拡張というあまりにも強い欲望のために、環境を救うことについては、何も学んでいないということである。環境を犠牲にしてまで経済発展を試みる中で、日本は西欧や米国がこれまで経験してきたものから何ら学び取ろうとしないかのようにさえみえる。

日本人はGNP（国民総生産）を追求するあまり、歴史的な日本独特の文化を記録した、"優雅の美"を保存することにひどく無頓(とん)着だった。これは明らかに二つの悲劇である。

日本古来の芸術と建築も害され…

日本芸術と古代建築の宝庫である古都"京都"は町の真中を公害で汚された川が流れ、その向こうに汚染された丘があり、それもスモッグで灰色に浮かんできたない海のようである。また逸話に富んだ瀬戸内海沿岸に立っている石油化学工場は汚名高い米国東部のイアリー湖のような水一面に長い煤(ばい)煙の柱を、吐き出している。こうした工場を日本政府はますます激励しているようにみえるのは皮肉なことである。

こう書いてくるとまるで、米国のことのようであるが、日本では工業発展の速度が急激であったために、いっそうひどい。殺人的環境を救うものがあるとすれば、それは世論の力だけである。

日本の新聞でも「カラスの鳴かない日はあっても"公害"の二文字のみえない日はない」といわれるくらい毎日取上げられており――これは昨年爆発的に起き、以来、ずっと関心のマトになってきているが――人間のからだに及ぼしたおそろしい影響やその他の環境危機に対する問題は大きな世論を呼んで、政治家たちはみんな「何かをする……」と約束している。

下水にまでさかのぼって改善の必要

日本では欲求不満の若者たちが（彼らは多分に幻想的である…）こうした生活環境の破壊に結びつく物理的脅威や道徳的問題に目覚めてその影響をはっきり示している。もっとも日本の若者ほど、欲求不満ですべてに幻滅を感じている若者たちは世界のどこにもいないのだが……。

しかし、政治家をはじめ、一般国民たちはとやかくと"公害"を口にしてはいるものの、政府、産業、消費者などにつながる大きな経済的負担は用意されていない。すなわち環境悪化を"改善するのに必要な費用"を持っていない。

日本の場合、この"環境改善"の費用は非常に膨大なものになるだろう。それは近代工業の発展以前のもの――工業伸展の効率性にもかかわらず――内部的構造にまでさかのぼって改善しなければならないからである。たとえば"下水"であるが、この下水が"下水"とは呼べないものなのだ。ここから出発しなければならないといえよう。

交通戦争と前時代的な道路

一方、急速に上昇しつつある自動車工業にもかかわらず、またかなりの広い範囲にわたって自家用車が普及しているのに、いくつかの例外を除いては道路が悪く、それは全く前時代的なものである。

交通の量は狭い道路からあふれるほどに多いが、交通規制が非科学的なようだ。原因は殺人的"交通過密"にあるが、これらの自動車の吐くガスで都市の大気汚染はいっそう激しくなっている。こうした問題について、無論、政府はいろいろ言っているが、産業を重要視してこれで頭がいっぱいの政府はなかなかその是正策を具体的な実践に移さない。

日本ではスチューデント・パワーもかなり大きく、東京大学――オックスフォード、ケンブリッジに匹敵する――は学生紛争で閉鎖されたこともあるが、佐藤首相は大学再建を最も緊急な一つの問題だと考えている。（無論、意見を異にする人も多い……）

物価上昇の速度はものすごく、賃金の上昇はとてもこれに追いつかない。また最大のスピードで大きくなりつつある政党――公明党――は未熟な都市大衆を相手に革新的、民族主義的、社会主義的訴えをしながら一種のブルー・カラー的精神再武装を行なおうとしている。

一方、軍事的再武装の方は中立化の意見や米国、中国に対する関係諸問題を含んで、いま空中に浮かんでいる感じである。

日本はいま社会的、政治的、経済的構造面では一見に落ちついているが内部的にはかなり深刻なものを抱えている。しかし印象的なのは、それによく耐え続けているということだ。

それは時として精神分裂症状を起こすことがある。さきほどの、著名な作家、三島由紀夫の切腹自殺事件などはその代表的なものだった。三島のハラキリは、その視野を二十一世紀に置きながら心は近世にとどまっているという自己矛盾から起きた一種の精神分裂症的悲劇だったが、こうした面持は日本の至るところ、多くの人びとの上にもみられることである。日本のあらゆるものが矛盾と自己撞着の中にある。

自意識の強い日本的な矛盾

とくにそれは若者たちの間に顕著である。日本の若者たちは東京のどまん中で、フォーク・ダンスをする一面があるかと思うと、また同時に沈思黙考的で性格として多分に内向的である。私が語ったある女子大生は思索的、虚無的内省的な面持ちで「私は生きているような心地がしません」といった。彼女は"仕事"や"小遣い"の心配をしなくてもよい立場にあり、四人ほどいるボーイ・フレンドもみんな大学の四年生、あるいは大学院の学生で、彼らは"年功序列的"日本の産業界ですぐに良い地位につける立場にある。

しかし、日本は活気にみちている。そして非常に自意識の強い――これは"自負"ではないのだ――日本という国がたくましいGNP達成の一面で精神的なハラキリをしない……といったい誰が保証しうるだろうか――。

不安定の上に立った立派な建物

一般に日本人は非常にとらえにくいものを必ず持ち合わせている。純心で正直でしかも情熱的な面を持ちながら、よく訓練されているかれらはじゅうぶんに野心的ではあるのだが、一つはっきりしないものを持っている。従って"不安定"の上に立っている立派な建物のように思える日本が、くずれ落ちることなく、二十世紀に果たしてその"偉大さ"を完成せしめるであろうか。

これは大きな"疑問"となって静かにではあるが徐々に大きく広がりつつあるようだ。

（SISA）

筆者のジョン・B・オークス氏はニューヨーク・タイムズ紙の論説委員長（主筆）。最近、日本を訪問した。

70年度小波賞に　慶育会設立者　李季相氏へ

セ・サク会―新芽の意味―（尹石重会長）ではこのほど、茨城県下館市鷹場町で精神薄弱児、孤児など不幸な子供達の面倒をみている社会福祉法人慶育会設立者・李季相氏（64）に七〇年度第十四回小波賞を受賞することに決めた。

李さんは解放前に故郷の慶南から日本へ、そして数々の苦難を経て紡織業に成功、一九五〇年五月五日の"子供の日"に私財を投じ茨城育成院を設立、不幸な日本の子供達に国境を越えた温い人間愛を施してきたが、昨年二月には出身地の慶尚道の頭文字を取って慶育会と改めた。そして翌三月には精神薄弱児施設を新たに設け、白頭山の名をかりて「白山学園」と名付け長男の李宇千氏を院長にさせた。

李さんはこれまで二十年にわたって育てた孤児は二百七十八人、今も五十六人の孤児と精神薄弱児三十人の面倒をみているが、日本国内でも「愛の天使」と広く知られており、茨城県知事からは児童福祉に貢献されたとして表彰状が送られたほか、民団からも感謝状を送られている。

北韓訪問記（下）

ダオメー国記者　カイオデ

北韓訪問記

平壌ではただの一機も西側諸国の旅客機の発着がない。ただ"西側行き"のソ連の飛行機が毎週水曜の午前八時に平壌を出発してモスクワに向かうのである。私は早くからこれに乗って帰ろうと決めていた。そして何度も何度もくどいくらいに「ミスター・キム、水曜日に私が出発することをご存じのはずですね」とか「予約はとってありますから」とかいって念を押しておいた。

オミヤゲ品のため配備された男

通訳のキム氏はその度に「はい、ちゃんと用意はできています」だの「飛行機の切符も手に入れました」だのといって私を安心させるのであった。私のほかに、この水曜日の西側行きソ連旅客機に乗りたいというもの六人あらわれた。オートボルタ人一人、シリア人四人、レバノン人一人である。

火曜日になると、私は「明日、飛行機に乗って帰れる……」という喜びで浮き浮きしていた。多分飛行機は水曜日のうちにモスクワに着き、木曜日にはパリに到着、土曜日にはコトンの自分の家のベッドで眠ることができるだろう……と私は夢みる心地で落ちつかなかった。

それにしても通訳のキム氏は飛行機の切符を持ってこないが……「あすの朝、渡してくれるのかな？」などと思っていると、キム氏ではなく、他の人たちについていた通訳がもう一人別な男といっしょに私の部屋を訪れた。彼らは「平壌でおくる最後の夕べですからオミヤゲ物などをお買いになるお手伝いに上がりました」といった。

「ミスター・キムはどうした？」と私が聞くと彼らは「ああ、ミスター・キム、彼はモスクワに行きました」「われわれに何の連絡もせずにですか？」「急な任務のため、今日立ったのです」「しかし今日はモスクワ行きの旅客機はないじゃないですか」私は、帰ることに一生懸命で飛行機便の発着を研究していたので、すかさずこう言って追いつめた。

しかし、この男たち二人は語調を変えて平然とした顔つきで「われわれはあなたたちが記念品を買うところへお連れするよう配備されたのであります」といった。

記念品もクソもあるものか――買いたきゃ、買うし、買いたくなきゃ、買わないんだ……と私はそうした四角定規の"配備"にうんざりしていた。

われわれは案内員に「明朝の飛行機に乗るよう、どのような準備をしていてくれるのか」と、問いた。すると彼らは、心配しなくていいと繰返しながら「自動車で空港までお連れしに参りますが、お荷物は朝六時までに廊下に出しておいて下さい」と、いうのだった。

ロビーでフロントを見張る

しかし、翌朝六時になっても七時になっても誰もあらわれず、廊下に出した荷物もそのままになっていた。私はオートボルタからきた男と二人で七時すぎにホテルのロビーに降りて行った。そしてフロントのところで、事情を聞こうとしていたら、新しい服を着たミスター・キム――モスクワへ行っているはずの私の通訳――にばったり出くわした。

そこで私は、いったいどうなっているのかと、キム氏にたずねた。

彼は私の眼をみないようにしながら「あなたがたの旅行計画には別に変動はありません。ただ中国の気象状況がよくないために出発が遅れているのです」と答えた。そこで私は「出発可能になったら知らせて下さい」と頼んだ。

だが、どうも様子がおかしいので私はオートボルタ人と二人でロビーに座ってフロントを見張っていようということにした。

ところが、八時半ごろ、ソ連旅客機の乗務員たちが降りてきて車に乗ってどこかへ行ってしまった。彼らは昨日、この同じホテルに泊ったのだが、今朝の出発のために空港へ行ったらしい。

待ちぼうけ食わされて叱る

しばらくすると、ソ連の旅客機は多少出発が遅れただけで、もう北の方へ飛んで行ってしまったらしいことが分かった。われわれは「だまされたッ」と怒りながら、荷物を部屋にもどし、上着を抜いだ。すると、案内員が部屋にやってきて、朝食をとれとすすめるのであった。それはもう十時で、案内員の態度は横柄であった。

「だますのか？」私は頭にきて案内員をどなり散らした。「待ちぼうけ食わせて!!」と、私がさらに何か言おうとすると、彼らは平然とした顔をして「何を待っているのですか？」というのだ。そしてオナカがすいたろうと思って朝食の案内にきているのに、自分たちの親切がわからないのか……といって厚かましい顔をするのである。とにかく私は、彼らがわれわれに"ほどこす"という親切が気にくわなかった。

「そっち本位の親切は止めてくれ。こっちがうれしくないことが何で親切なんだ？　こっちのして欲しいと願っていることをみんな拒否して、それが親切かッ」

私の怒り声を聞いていた案内員はすべてをミスター・キムのせいに責任転化しながら「さあ、気分を直して下へ行って朝食を取って来て下さい。今日は忙しいのです。この間の大会で大会決議文採択のための投票が行なわれましたね。あの時見解が割れてしまい大会は計画通りに終えることができず、まだ続いています。あなたも早く大会に出てきて下さい」というのである。

再び"大会"にひっぱり出そうと…

大会とはわれわれが北韓へ招待された"目的"の会議のことで「米国の侵略に反対する闘争の展開、ならびに全世界の課業についての大会」のことである。私はまた、大声を出して「見解が割れても、それが大会の結末だ。何度出席しても同じことだ」と言った。

しかし、それにしてもおかしいのは、その大会で演説する各国代表の演説草稿までも（新聞記者だけでなく……）検閲して"書直し"を要求していた北韓の大会推進者たちが"失敗"するはずはないではないか……と思ったことだった。そして私は皮肉そうに、「そちらの思いどおりにならんこともあるのかネ……」といってやった。

再び会議に出るようにとしつこく要請する案内員に私はついに爆発した。

「あなたがたがわれわれを捕虜としてどれくらいの長期にわたってつなぎとめておこうとかまいません。しかしわれわれは飛行場に行くとき以外は一歩もこの部屋から出ませんから……」と私が宣言すると、案内員は青くなって「自分たちの任務はどうなるか？」といい出した。そして「できる限りの待遇をしたのに……」とか何とかいうので、私は「ええ、ええ、私はあなたがたからどのような待遇を受けたか、国へ帰ったらちゃんと洗いざらい話すつもりです」と答え、その日は一日、部屋に閉じこもったまま、食事もとらなかった。食堂へ降りてこいといっても私が降りて行かないので、昼食と夕食はウエイトレスが部屋まで運んできたが、二時間後には、手もつけぬままのお膳を彼女たちはまたさげて行った。

夜八時、私はベットにはいると、まことに痛快で、別に腹もすいていないようだった。

やっと北韓から抜出した気持

翌、木曜日の午前中、幾人かの北韓当局者のお偉方がやってきて私は「明日、金曜日の特別機便で出発する」ことに決まったといってくれた。そして案内員が私といっしょにWHO（国連の世界保健機構）のカードを取りに行く、とはっきりいった。こんどはどうもウソでないらしかった。そこで私は昼食を取りにホテルの食堂へ、全く久方ぶりの思いで降りて行った。

翌日、金曜日は北韓の当局者たちは私の旅券をもどしてくれた。私はやっと"帰れる……"と安どし、人心地ついた気持になった。

飛行場では三時間ほど待たされて、特別機に乗った。これは普通の旅客機と違ってモスクワにつくのに三日間もかかったが、それでも北韓を抜け出したという気持だけで大分気分がさわやかになっていた。しかし、私は飛行機の席に坐りながらみずからに「二度と、もうこのように巻きこまれないゾ」と心の中で誓っていた。

フランス人社会主義者のことば

すると、隣に坐っていたフランス人のある社会主義の新聞記者がこう言った。

「北韓の"社会主義"はああいうザマだからね……。全く困ったものダヨ」

（SISA）

筆者のカイオデ氏はダオメー・エキスプレス（フランス語新聞）の記者。

鄭哲著
在日韓国人の民族運動
B6、三七〇頁
価一、〇〇〇、〒九〇

従来出版された多くは、日本官憲筋の圧迫統治者的立場に依る中傷的報告文資料と著者の思想本位の一方的な場合が多くて真実を伝えるものが少なかったのは事実である。そこで「これが日帝時代の解放独立運動の実体であったし、解放後の新しい民族運動の指標である」と、四十年にわたって民族運動戦線で戦かっている著者が韓国側と日本側資料を充分に活用しながら分析解明したと太鼓判をおした本書は、韓国人はいうに及ばず朝鮮問題に関心をもつすべての人の必読の書だ。最寄りの書店で買求められたい。

東京都新宿区納戸町5　洋々社　電268―0796

朴正熙大統領の指導理念と、烈々たる愛国心！
朴正熙選集　全3巻
申範植＝編集
全3巻セット価 ¥2,500

第1巻では大統領の指導理念と韓国の苦難の歴史を物語り第2巻では大統領の熱烈な愛国心と祖国統一に対する熱情を伝えている。第3巻では韓国の近代化と、明日に向かって前進する国民の先頭に立つ大統領の、自信と希望に満ちた演説を聴くことができる。（全3巻同時発売中！）

①韓民族の進むべき道　A5判・260頁 ¥780
I 人間改造の民族的課題
II わが民族の過去を反省する
III 韓民族の受難の歴史
IV 第二共和国の「カオス」
V 後進民主々義と韓国革命の性格と課題
VI 社会再建(国家)の理念と哲学

②国家・民族・私　A5判・280頁 ¥820
I 革命はなぜ必要であったか？
II 革命2年間の報告
III 革命の中間決算
IV 世界史に浮き彫りされた革命の各態様
V ライン河の奇蹟と不死鳥のドイツ民族
VI われわれと米・日関係
VII 祖国は統一されるだろうか
VIII われわれは何をいかにすべきか

③主要演説集　A5判・380頁 ¥
I 協同の大洋に結集しよう(外交)
一つの運命圏・ほか
II 前進する歴史の潮流の中で(社会・文化)
勝利は未来に生きる側にある・ほか
III 炬火は燃えている(産業・復興・経済)
人間の近代化、生活の近代化・ほか
IV 自分の国は自分の力で(反共・愛国・国防)
自主国防の原泉地・ほか
V 着実な前進(政治)
新しい共和国の朝は明けた・ほか

鹿島研究所出版会・発行
107 東京都港区赤坂6-5-13 電話582-2251

TOKYO
PUSAN
OSAKA
CHEJU
FUKUOKA
TAIPEI
HONG KONG
BANGKOK
SAIGON

TOKYO ⇔ SEOUL ―― 週11便
■毎日便PM16:30
■月・水・木・日曜便AM11:00

大阪⇔ソウル線 週9便■東南アジア線 週6便
東京⇔ソウル線が11便にアップ！従来の毎日便午後4時30分発に加えて月・水・木・日曜日には午前11時発。
ビジネスに観光にますます便利になった大韓航空のサービスはきっと皆様にご満足いただけることと思います。お客様のご要求をみたした週11便。ボーイング707/720大型ジェット機が快適な空の旅をお約束いたします。

大韓航空
KOREAN AIR LINES

●東京支店：東京都千代田区丸ノ内3丁目4番 新国際ビル TEL 216-9511～5　●大阪支店：TEL 252-4044～5　●福岡支社75-0156～7

（1965年7月27日第3種郵便物認可）

在日本大韓民国居留民団
綱　領
1. 우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
1. 우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
1. 우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
1. 우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
1. 우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団
東京本部発行週刊紙

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

1月13日
＜1971＞
週刊・毎水曜日発行
第2434号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭 在 俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒133 振替口座 東京 16631番
(大韓民国文化公報部国内頒布許可)
(購読料 1カ月100円・特別1000円)

永住権申請いよいよ16日（正午）まで！

生活の安定、子孫の将来を思うなら

在日同胞へ「永住権の申請」を訴う

最後のチャンス

在日同胞のみなさん！ わたしたち自身、そしてこれから生れてくるわれわれの子孫の日本における在留資格を決定し、われわれの日本における生活権を将来にわたって左右する永住権の申請期限（来る十六日正午）が、いよいよ数日に迫りました。

永住権とは、ことさら説明する必要もなくわれわれ在日同胞が、この日本で永住できる権利を法的に保障するものであります。外国人であるわれわれが、この日本で永住するためには、「協定永住許可」を取得していなければならないし、これを取得してはじめてわれわれは安心して生活していけるのであります。生活の基盤を日本においているわれわれは、われわれのあらゆる権益を擁護するためにも、この「永住権の取得」が基本になるのであり、この基本権利を取得するためには、一定の手続きによって十六日（土曜日で正午）までに申請をしなければなりません。

このわれわれにとってきわめて重大な問題に関し民団（在日大韓民国居留民団）では、民族的な同胞愛をもって、在日同胞が一人残らず期限までに永住権を申請するよう強く訴えてまいりました。

この民団の正しい訴えに応じて多くの在日同胞が永住権を申請しておりますが、一方、朝総連（在日朝鮮人総連合会）の一部幹部たちのあやまった指導と宣伝に迷って「永住権申請」を躊躇している同胞が少なくないことは、まことに痛恨に耐えないのであります。

朝鮮籍をもっておられる同胞のみなさん！ そして未申請同胞のみなさん！ 永住権を取得することによってわれわれにどんな利益や特典があるのか？ そして、それをしないことによりいかなる被害を蒙むるのか？ もう一度よく考えてみて下さい。日本におけるわれわれ自身の一生涯ばかりでなく、これから生れて来るであろうわれわれの子孫の生涯をも左右するこの重大な問題を、決して一部のあやまった宣伝の犠牲にならないよう願ってやみません。

われわれは同じ血をもつ同胞であり先祖を同じくする同一民族であります。不幸にして祖国が南北に別れているとはいえこの日本においては、等しく日本の法律の適用を受けております。この日本に住む限りにおいて日本の為政者たちがつくった法律にそむくわけにはいきません。ある日本政府の当事者が「外国人は煮て食おうと焼いて食おうと勝手だ」という極端なことを言って問題になったことがありますがわれわれは、われわれの主権国家がなかったならあるいはそういう目に合うかも知りません。しかし「永住権協定」そのものが、われわれの処遇を日本の勝手にできないようわれわれの主権国家と日本国とが協定してできた国際条約であります。

この協定に従って（永住権を取得して）いる限りわれわれは安心して日本に居住できますが、この協定を無視（永住権を取得しない場合）した場合は、日本政府の都合次第でどうにでもなるのであります。早い話が、現在までわれわれに適用されている「出入国管理令」などの過酷な条項をみてもわかるとおり少しでも日本の迷惑になる外国人は強制退去の対象になります。この出入国管理令ばかりでなくこの日本には、われわれ外国人に、厳しくも不利な法令がいくらでもあり、また、日本は自国にとって不利な外国人の行為を規制する法律を新しくつくることもできます。

在日六十万のわが同胞たちは、多かれ少なかれ過去日本のあやまった世界観による犠牲者なのです。その償いとしてわれわれに与えられたこの永住権を放棄する理由はないではありませんか。もちろん「永住権」協定が一〇〇パーセントわれわれに満足を与えるものではないかも知れませんが、しかしそうかといって取得しないよりははるかに有利であります。

韓日両国の為政者たちもいっています。 すなわち韓国の崔外務長官は「永住権取得者のより一層の優遇へこれからも外交的に努力をつづける」と。

日本の小林法務大臣は「永住を許可された者が許可を受けていない者より優遇されることはもちろんである」と。

また佐藤総理大臣は今年の新年のあいさつで「在日韓国人の永住権の取得は日本における生活が自由で平和であるよう考慮したもの」であると強調しました。

このように「自由で平和な生活が考慮され」「より一層の優遇が期待できる」永住権の申請期限はあと幾日も残っていません。きたる十六日（土曜日で正午まで）を過ぎると永久に永住権取得のチャンスはきません。朝総連の宣伝がいかに虚偽に満ちたものであり永住権の取得でいかなる特典があるのか？ いまさらいう必要もありませんが、永住権の意義を正しく理解され十六日正午までの期限を逃さぬよう心から訴えてやまないものであります。

韓国籍も朝鮮籍も関係なく、戸籍謄本は必要でない

なお、最近朝総連は、「朝鮮籍の方は永住権が申請できない」とか、また「永住権申請には戸籍謄本が必要だ」とか言いふらしています。これなどもすべて根も葉もないウソで永住権申請には朝鮮籍も韓国籍も関係なく在日同胞であれば永住権を取得する資格があります。もちろん戸籍謄本など必要なく区役所の窓口で簡単に申請できますから安心して申請して下さい。

さらに、これから生れる子供にしても親が永住権を取得していない場合は、協定永住権の資格はないのであります。したがって、ごく身近な話ですが「どうせ生きる歳月はいくらもないのだから」といって永住権を取得しなかった場合、これから生まれる子供達まで不幸をもたらすことになります。子供たちの将来を思うならば永住権を取得すべきであります。

〈四、五面にも永住権申請案内〉

同胞の権益最大限に保障

永住権取得で確固たる地位を

崔外務長官談話を発表

崔圭夏外務部長官は　在日韓国人の永住権申請について、つぎのような談話文を発表した。（一九七〇年十二月）

一九六五年六月二十二日、韓日両国間で署名された「在日韓国人の法的地位ならびに待遇に関する協定」による永住権申請期限は一月十六日に迫っております。

協定永住権は、ことさら説明する必要もなく在日同胞みなさんが日本で永住できる権利を保障するものであります。

このような法律上の権利をもっている者とそうでない場合とは根本的な差異があるのであります。協定永住権を取得した者が、そうでない者に比べて優待されるということは法的地位協定の精神にてらして当然なことであります。日本側も協定永住権取得者に対して優遇する方針を宣明したところであるが、政府は永住権取得者がなお一層の優待をうけるようつづけて努力していくつもりであります。

協定永住権の取得は、現在の暫定的なみなさんの在留資格を確固なものにするのであり、みなさん自身とこれから生れるみなさんの子孫の権益を保障するものであることを理解して一日も早く永住権を申請するよう望むものであります。

わが駐日各級公館は、みなさんが安定した生活を営み、みなさんの権益が最大限に保障されるよう望んでおり、これからいく日も残っていないこの機会を逃さず、すべての在日韓国人が協定永住権を取得されるよう願うものであります。

鄭東本団長

永住権申請運動終結へ

最後の決起を促す

鄭在俊民団東京本部団長は、さる六日新宿の「豪華」でひらかれた新年会において「永住権申請促進運動を有終の美をもって飾ろう」とつぎのとおりあいさつした。

〈関連記事七面に〉

親愛なる民団幹部ならびに団員有志のみなさん、そして大使館来賓のみなさん！ あけましておめでとうございます。新年を迎えてみなさんの家庭の幸福と事業の繁栄をお祈りするとともにはるか祖国と民族の栄光を祈願してやみません。

われわれの祖国はいま、いろいろな悪条件をしりぞけながら民族中興の聖業が着実に進み、第二次経済開発五カ年計画の目標を達成してその驚異的な経済成長は国際的にも注目されています。

われわれ民団は、過去一年、民団史上類例のない二大事業を成し遂げました。万博家族招請事業には一万名という巨大な数の本国同胞が往来したほか事業内部にいろいろ論議と問題点はあったけれども一人の事故者もなく万博招請事業を無事に完遂したことは、みなさんとともに慶賀に耐えないのであります。

つぎに永住権申請運動においていろいろ不備な点はあったけれども、みなさんの積極的な協力を得てまだ目標数には達していないが、われわれが心配していた数字だけは免れました。

これひとえにみなさんの努力のたまもので心から感謝の意を表してやみません。

われわれは、永住権申請運動を契期に、はじめて組織運動らしい活動をしたといっても過言ではないと思います。この運動を通じて同胞たちの実態が多少なりとも把握され、また、民団組織の実力と欠陥も充分に認識することができました。したがって、この貴重な経験を、これからの民団運動に反映させて、今後の組織の発展を期さねばならないと存じます。

永住権申請運動の不振が、朝総連徒輩たちの悪質な反対と抵抗に、一因があったけれども、それにもまして民団の体質と組織自体が活動的でなかった点にも原因があったと思われます。

民団は、決して政治団体でもなく在日同胞たちの民族的権益を守り、われわれがこの日本でいかにすれば安心して生活していけるかを探求するのが第一の目的であると思います。その目的にそうのがこの永住権申請運動でありました。

一九七一年は、国内的にも国際的にも多難が予想され、われわれもこの多難な環境のなかで新年を迎えました。このような与件のうちに迎える在日同胞の新年初の課業が、永住権申請の終結であります。一月十六日といえばあといく日も残っていません。きょうこの新年会に参加した約百名のみなさんは、誰よりも愛国愛族者であり民団を愛する指導者であります。みなさん一人が二世帯六〜七名だけでも責任をもって申請させれば、これから残る期限中にわれわれが目標とする数字は充分達成できると思います。東京本部の新年会は、例年一月十日前後に開催するのでありますが、今年は、みなさんとともに永住権申請運動の最終的な決起を促すために繰上げてひらいたのであります。この点を十分にご諒解なさいまして、最後の一刻をともに一致協力、所期の目的を果せるよう協力して下さることを望んでやみません。

16日を逃せば2度と永住権取得のチャンスはこない

親が取得しないと子孫たちの永住権も失なわれる

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本で安定した生活を営み且つ、自由に祖国を往来し、または家族を招請するためには、何よりも他の外国人には願っても得られない永住権を取得するのが最も良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだましている朝総連のデマ宣伝に迷わないで一月十六日（土曜日）正午までに永住権を申請しましょう。

申請方法は簡単です

外国人登録を第二回目から引続きしている方は次の書類を揃えて、自分の居住している市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するものは、写真二枚だけで他の用紙は上記の役場か民団に置いてあります。

A、協定永住許可申請書　二通
B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書きいれた陳述書　一通）
C、写真（五センチ四方で六ケ月以内に撮影したもの）民団で無料でうつして上げます）　二枚
D、家族関係と居住経歴書　二通

参　考

1、手数料は一切無料です。
2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。
3、居住経歴或るいは身分上に何かの問題点があると思われる方も心配しないで申請して下さい。もし後日問題が生じたら民団へ相談して下さい。

혼란없는 안정속에 중단없는 전진을

1971년 1월1일 대통령 박정희

試錬に耐えて近代化

朴大統領、年頭の辞を発表

朴正熙大統領は一日、新年の辞を通じ「あらゆる戦争に対備した準備を完了し、武力赤化統一の機会をうかがっている北韓が、現在の情勢を誤判したり、再び六・二五動乱のような惨況を起しやすい可能性が濃いことを考慮した場合、今年から二、三年間が国家安保上、重大な時期になろう」と指摘「しかし、私はこの時期が決して危機とはみていない。それは、われわれが一度は体験しなければならない一つの試練であり、この程度の試練は、われわれの自主的な努力が軽く克服できるものであると固く信じている」と語った。

朴大統領は、さらに今年に行なわれる総選挙にも言及「今年の選挙は、ある一個人の成敗や政党の勝敗を問うものでなく、わが国民の政治的成長を内外に誇示しうる民主韓国の姿へ昇華しなければならない」と強調し「民主市民としての自負心を抱き、自由と権利に伴う責任と義務を全うし、今年の選挙を[illegible]世紀の祭典に輝く金字塔に打ち建てる歴史的な契機になるよう国民と共に協調するものである」と述べた。

朴正熙大統領の新年の辞要旨はつぎのとおり。

国力が弱いと国は傾き、国がたちあがろうとするなら、国力をつけなければならないことは、興亡盛衰の起伏がはげしかった人類歴史の生きた教訓である。なおさら今日のように、世界のあらゆる国家が、自国の国家利益のためには昨日の敵を今日の友邦とし、血も涙もない適者生存の理論を前面に打出している冷酷な生存競争の時代においては、力をもたない民族は世界の舞台から永遠に落伍してしまうということを、われわれは肝に銘じておかねばならない。

今年はまた、第三次経済開発五ヵ年計画の準備の年であると同時に、韓国の輝やく伝統を打ち立てなければならない選挙の年であり、われわれの国家安保上、重大な試練が予想される年でもあるという点から、実に国運を左右する重大な年といえよう。この困難な一年を、新たな決意と一層の努力をもって、それにふさわしい年を送ることによって、中興に向った民族的前進の道程の上で、もう一つの栄光の記録を残さねばならない。

経済開発を促進し、祖国の近代化をなしとげ、自主・自立と繁栄の土台の上に立って、平和的な国土統一をなしとげようとするのが、われわれの明らかな目標である。

このような目標に向った前進の過程には、われわれにとってより大きな試練がまちかまえているものと予想される。このような試練の徴候は、韓半島をめぐる動きの中で、すでにはじまっている。すなわち中共は、その影響力を徐々に強化しており、ソ連は伝統的な極東進出の夢をすてていないが、このような変化は、われわれの仮想敵国が「一つの地域に力の真空状態が生じ、共産勢力が自由陣営に比べて、相対的に力の優位を保つだ」という誤った判断を下しやすいのである。

この試練を克服するに当り重要なことは、国民の固い決意と奮発、団結であり、国力をつちかうことである。われわれは、六〇万国軍をさらに精鋭化し、二百五〇万郷土予備軍の戦闘力を強化し、友邦諸国とは同盟外交を追求、中立国とは、経済外交を強化、場合によっては、敵性国でない共産国家とも実利外交を展開し、多くの国家を友好勢力に仕立てなければならない。

われわれはまた、経済建設に一層、力を注がねばならない。今後民主体制と共産体制の対決は、正面的な武力対決の次元を越え、繁栄と福祉を優先する開発競争において、その勝敗が明らかにされるであろう。

われわれは経済成長を持続させなければならないし、輸出を拡大し、重化学工業を育成させ、産業構造を加速度的に高度化させるであろう。われわれは、われわれの経済力を農村の開発に集中できる段階に到達した。一方、民間企業をして、開発の主役になるよう体質改善強化作業を支援し、物価の安定と消費者保護を強化し、誠実かつ勤勉な者のみが、努力の代価を得られる経済秩序を確立するであろう。

私は、最近「文化韓国」の土台が、着実に築きあげられつつある気運を、肌で感じており、体育と芸術分野において、著しい進展があったことを知った。

われわれは、退嬰的な悪習と社会の固疾的な病弊の改革を、迫力をもって実践しながら、文化民族の矜持と気概を、一層高めなければならない。

私は、今年こそ、祖国近代化の民主的な基盤が盤石の上にのしあがったという限りない誇りを抱き、われわれ皆が、民族中興の讃歌を力強く合唱する「中断のない前進の年」となることをのぞんでやまない。

北韓の同胞に

われわれが、南北に別れて暮してきたのも二五年に至った。同じ言語、同じ歴史、同じ血統を受けついだ同族でありながら人為的な障壁のため、親知や家族たちの安否さえ、知ることのできない悲痛な現実の中で生きてきた。

わが自由大韓の同胞が、常にむねを痛めているものは、北韓同胞の皆さんが衣服に窮し、うえをしのんでいる悲惨な生活を営んでいるという事実である。

しかし、皆さんが勇気と希望を失わず、今日の苦痛にたえぬくなら、北韓の地にも、必ず自由と繁栄の新しい日が訪れるということを、私は自信をもっていい切ることができるのである。

ベトナム駐留軍将兵に

南ベトナムの地で、昼夜を問わず、勇戦奮闘している皆さんは、偉大な自由の勇士であり、誇り高い大韓男児の象徴として、その間の労苦を高く讃えるものである。

われわれは、勇気と伝統をもつ南ベトナム国民の悲劇を、一日も早く終熄させ、彼らに独立と自由を勝ちとらせ、共産侵略の脅威のない平和と安定をもたらせるよう力を注がねばならない。

海外同胞のみなさんへ

私は、海外におられる同胞の皆さんに、何処において、何をしようと、常に大韓民国の国民であるという矜持と自負心をもって、国威をたかめ、祖国発展に貢献することを望んでやまない。

正月も休みなく工業団地を視察する朴大統領

統一と対日関係の強化

崔外務が新年の外交目標を発表

政府は、新年度の外交目標を①国家安全保障体制の強固化②国際的地位の向上③経済外交の強化④国土統一のための基盤造成…の四点におき、このため対米外交の強化、中立国との親善維持、非敵性東欧共産圏との交易を通じた漸進的な接触を含めた多角的、積極的外交を繰りひろげる方針である。崔圭夏外務長官は四日新年の外交目標をこのように明らかにし「対米外交を強力に展開し、韓国軍装備近代化が早急になしとげられるよう努力し、韓国の安保が韓米両国の利益は勿論、自由陣営全体の安保にも直結されるということを米国朝野に認識させ、高い水準の軍事援助を獲得し、緊密な安保協力体制を継続推進するであろう」と語った。新年度の外交目標の主要な内容は次の通り。

◇日本とは互恵平等主義に立脚、相互協力関係を強化し、政治、経済、技術など実質的な協力関係の増大によって、日本の北傀との接触を圧倒するようにする。

◇各国別輸出割当額を策定、目標達成のため可能な外交力量を動員、先進諸国との二重課税防止協定、投資環境を整備し、新しい市場開拓に拍車を加える。

◇朴大統領の八・一五統一構想を基盤に、弾力的な国際情勢を国土統一に寄与せしめる方向へ誘導する。

七一年度の国防重点課題を提示

丁来赫国防長官は、七一年から軍を経済的に運用するため、軍機構の整備および管理制度の改善を行なうとともに、予備戦力と物資動員態勢を確立、軍需物資国産化のための潜在力培養などを強力に推進する方針だと明らかにした。

なお、丁長官は七一年度の国防重点課題として次の三点をあげた。

一、前後方の野戦任務遂行には万全を期し、末端戦闘部隊から[illegible]司令部に至る主な勤務制度を改善、これにより、正規戦および非正規戦挑発に即刻対処しうる戦闘態勢を整えるかたわら前後方陣地および重要軍事施設を引続き補強する。

二、新しく導入される装備の効率的な活用を通じて戦力を強化し、軍需支援態勢の体系化ならびに戦時動員体制の確立により北の戦争挑発を事前に抑制する。

三、後方防衛戦力としての予備軍を戦力化するのに妨げとなる要因は果敢に除去し、運営の正常化を図り、特に射撃術向上のための実戦的な射撃訓練とともに、有事のさいには敵の速戦速決戦略に対応する正規戦および非正規戦能力を向上せしめて、戦時動員体制確立、一旦緩急時には即時動け[illegible]

韓日協力委員会　会長に丁一権氏

[illegible]

李澔駐日大使発令

政府は四日、空席中の駐日大使に、前法務部長官の李ホ氏を正式に任命した。李新大使は一月中に赴任する予定である。

なお、駐国連大使には、現在駐タイ大使である韓豹頊氏が内定した。

李大使の略歴は次の通り。◇慶北・永川出身・当56才◇一九三九年日本の高等司法試験に合格◇一九四〇年東京帝大法学部卒業◇一九四八年最高検検事◇一九四九年初代治安局長に就任◇一九五三年国防部次官◇一九五五年法務部長官◇一九六〇年内務部長官◇一九六七年内務部長官◇一九六八年法務部長官。

外交官の大異動行なわれる

政府は四日駐日大使に李ホ氏を任命したのにつづいて今月中に現在空席中の駐国連大使をはじめ、国府、南ベトナム、ベルギー、イラン大使職を埋めるための大がかりな外交官異動を断行する計画である。

政府筋によると、金桂元前中央情報部長は駐国府大使に、柳陽洙駐オーストリア大使が駐南ベトナム大使にそれぞれ内定されており、相手国にアグリマンを申請中で、林炳英駐ケニア大使はタイの大使に内定している。

政友会十議員共和党に復党

政友会所属議員十人が、今明日中に共和党に復党する。彼らは五日、共和党入党手続を李東元政友会総務に一任した。李東元氏は、この十人の入党手続を、この日の昼、吉在号事務総長に一括提出し、入党に必要な手続を完了する予定であったが、共和党側の事情により次の日に延期された。共和党に戻る政友会所属議員のうち、地域区出身の楊燦宇（釜山東萊甲区）慎鏞南（高敞）李元雨（永川）李允鎔（平沢）李炳玉（公州）車亨根（群山・沃溝）氏らの中で楊燦宇、慎鏞南、李炳玉ら三氏の共和党公認は確実視されている。

共和党は、この十人の入党と共に、昨年の憲法改正の際、共和党を除名され無所属になった楊淳植、芮春浩、金達洙の三議員のうち楊・芮の両人だけ、入党を認める方針である。

朴大統領二千人の名簿入手

不正腐敗関連公務員

AEP通信が報道したところによると、朴正熙大統領は現在、不正腐敗に関連した理職高級公務員二千人の名単をもっている。この名簿にのっている人々は、政府官吏、与党の共和党員及び国営企業の役職員である。朴大統領は、この名簿にのった二千人の人々の、不正腐敗の実証を徹底的に[illegible]査するよう指示したといわれる。

金大中氏、米国等十カ国巡訪

今月末に金大中新民党大統領候補は、一月末頃、米国をはじめ日本、独、南ベトナムなど十個国を巡訪する予定であることを、四日新[illegible]

総選挙、前哨戦へ

与・野党　対策本部を構成

共和・新民両党は、一月中に、それぞれ選挙対策本部を設け、本格的な選挙前哨戦に突入する予定である。

共和党は、一月末に繰りあげた全党大会を起点に、新たに構成された道支部中心に強力な得票工作をくり拡げる方針である。一方、野党の新民党は、一月下旬又は二月初旬までには、臨時国会の召集を要請、南栄号沈没事件のあとしまつなどを重点的に、新任の白斗鎮内閣に対する攻撃を開始する方針である。しかし臨時国会の召集について、共和党側の態度があいまいなゆえ、年初からこの問題が与野党の争点になる見通しである。

共和党は、一月中に全国地方組織の大統領選挙対策委員長の任命を終え、一月末の全党大会を終え次第、党の体制を選挙体制に切替え、本格的な選挙作業に入る予定である。共和党の各地方党支部は選挙委員長を中心に、七つの分科委員会を設け、組織を拡大、整備する一方、兵務行政と予備軍運営[illegible]

共和党中央では、選挙運動員の確保と新たに党職についた人々の党性を高めるため、一月七日から広汎な党員訓練を行なうことにした。

新民党は、選挙対策委員会の運営委員三〇人の人選を確定、発表した。珍山党首と金大中同党大[illegible]

[illegible]

国民党発足へ　尹氏を総裁に選出

[illegible]

創党を論評

[illegible]

両選挙繰り上げ実施を検討

[illegible]

しかし、共和党の金昌槿スポークスマンは、選挙の繰り上げ実施を否定した。

新民党の公薦脱落　落人士を吸収

[illegible]

注目される二月の大統領候補指名

[illegible]

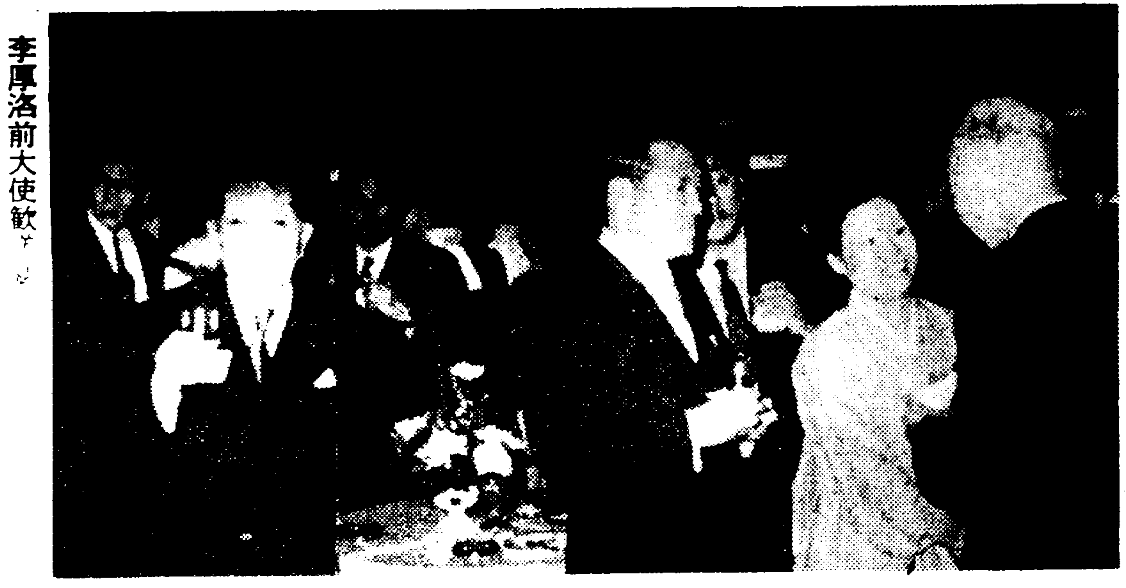

李厚洛前大使歓[illegible]　八日午後六時、[illegible]

共和より新民の敵か

『国民党の発足によせて』

このほど、正式に発足した「国民党」は"鮮明野党"というキャッチフレーズで昨年五月六日、新党結成に着手して以来、八ヵ月間にわたる多くの浮沈と陣痛を経て六日ようやく創党大会を終えた。

これにより、国民党は新民党に次ぐ第二の野党としてその面貌をここに整えたわけである。

国民党の総裁に推戴された尹ボ善氏は元大統領、元新民党総裁をつとめた政界の大御所だが、ここ数年は政界の第一線から退いていた年齢の政治家である。尹氏が政界の前線から退くことになった直接の原因はさる六七年の五・三大統領選挙で新民党大統領候補として出馬して、惨敗したときにあった。共和党の大統領候補朴正熙氏（現大統領、共和党総裁）との一騎打ちでひどい負け方をした尹氏は政界の後方に退き、その後、新民党の顧問として相談役をつとめた。しかし、昨年一月、新民党総裁に柳珍山氏が選出され、新民党に柳珍山体制が構築されると、新民党を離れた。

制限闘争でなく総力闘争を宣言

このとき、尹ボ善氏は「新民党が真の野党ではない」との批判を公表したが、尹氏は新民党所属の趙漢柏、張俊河、朴載雨三議員の参与を得て新党結成の準備を始めた。以後ずっと、国民党の創党準備委員会は組織拡張を急いで、これまでに組織責任者を選定した百二十余地域区のうち八十個地区党を結党した。そして今年の二大選挙を前にひかえていま、政界の一角でその足場確保に成功した。

こうして、六日創党大会を開いて正式に出帆した国民党は"部分闘争でない全面闘争を行なう"と宣言したことにより、その特徴を大きく明示した。また、国民党は「制限闘争でない総力闘争をするのが特徴」だとも言い、闘争野党のイメージを浮き彫りにした。

一方、同じ野党である新民党のことを、国民党は、「ニセモノ野党」だときめつけ、なかなかの排他性をみせている。従って国民党の創党大会に寄せた共和党、新民党のコメントをみると、同じ野党の新民党の方が、この発足には皮肉たっぷりで「いつも野党を切崩[illegible]

新民党の公薦に落ちた人士のうち有名人士を国民党に迎えることによって、ネームバリューのない若手の欠陥を補おうとしている作戦だとみることができよう。

とくに国民党は野党の主な得票源地区ともいえる大都市における"人材"で苦労している。大都市地域区での"人物貧困"をどのように処理するか、これが当面の大課題のようだ。

なお、こんどの国民党創党は尹ボ善氏の「眠りにつく前の、最後の一大事業」だといわれ、尹氏は「終世の事業として鮮明野党を創党したい」と並々ならぬ執念をみせていた。いわば国民党は尹氏の執拗な一念が具現したものである。従って、余程の事態変動でもない限り、国民党が新民党と合党するなどということはありえないだろう。

共和・新民の対決にどれ程食い込むか

四年毎の総選挙が目前にせまり今年は大統領選と国会議員選の二大選挙戦に関心が集まっている。これは共和党と新民党の対決ともみられているが、この中に国民党がどれくらい食い込んで行くかが注目のマトとなることだろう。

（SISA）

（韓国日報李成存記者）

東京韓国学校

71年度学生募集要項

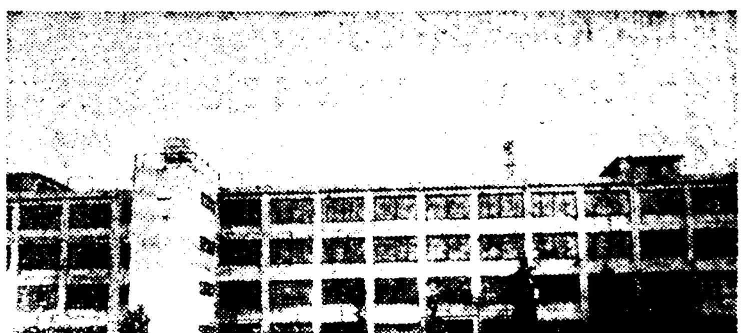

東京韓国学校全景

一、募集人員
初等部一学年　五〇名
中等部一学年　一〇〇名
高等部一学年　一〇〇名
編入　各学年　若干名（但、高三除外）

二、受験資格
初等部一学年　満六歳児童
中等部一学年　小学校卒業又は予定者
高等部一学年　中学校卒業又は予定者

三、願書接受
期間　自一月十一日〜至二月十三日
時間　自午前九時〜至午後五時
場所　本校教務部

四、考査料
初等部　三、〇〇〇円
中等部　一、〇〇〇円
高等部　二、〇〇〇円

五、出願手続
（イ）本校所定の入学願書
（ロ）出身学校調査書（編入者は在学ならびに成績証明書）
（ハ）国民登録済証明書
（ニ）写真四枚（四cm×五cm）
（ホ）考査料

六、考査
初等部　面接、健康診断
中等部　面接、書類審査
高等部　面接、学科考査（国・日・英・数）（但国語・日語中一科目選択）

七、考査時日
初等部　二月十三日（土）午前十時
中・高等部　二月十四日（日）午前九時

八、合格者発表
初等部・中・高等部　二月十六日（火）正午　於本校

九、入学手続
（イ）手続期間　自二月十六日至二十日
（ロ）提出書類　誓約書、身上調査書
（ハ）納入金　納入金一覧表（略）

一〇、入学式
初等部・中・高等部　四月八日（木）午後一時

一一、其他
（イ）提出書類は返還しない
（ロ）入学に関する問議は教務部へ

東京韓国学校
東京都新宿区若松町二一
電話〇三―三五七―二二三三〜五

71展望 韓半島の情勢

韓半島をめぐる情勢がだんだんときびしくなるなかで、韓国は七〇年代の第二年を迎えた。中共の世界舞台への大きな登場と、これを背景にして、武力による統一工作を活発に進めている北韓の動きは、韓国の継続的な発展に対する積極的な脅威となっており、アジアからの全面撤収を進め、在韓アメリカ軍の兵力を削減する[illegible]を実施しかけているアメリカのニクソン・ドクトリンは、韓国軍装備を大幅に近代化するという補償はあるにしても、消極的ながらマイナスとなりつつあるのである。韓国が六〇年代に入ってから成就した飛躍的な発展がそのまま続くかどうかは、ここ数年にかかっており、韓国民の二大試練の節となる七〇年代の初頭は、韓国の運命をかけた重要な時期

南北の競争さらに激烈化
韓国5ヶ年計画の地ならし段階へ
北は軍事力増強に赤化統一押出す

内外的にみた南北の情勢

七〇年代に入った南北の情勢をみると、韓国は第二次五ヵ年計画（六七〜七一年）のほとんどの目標をすでに超過達成し、第三次五ヵ年計画（七二〜七六年）の地ならしに入った段階で、七一年春には大統領・国会議員選挙が行なわれようとしており、北韓は七〇年十一月初めに開かれた労働党第五回大会で新六ヵ年計画（七一〜七六年）を確定し、より強力な組織独裁体制を固めて、いよいよ韓国との[illegible]

[illegible]以上を記録する、という数字が、これによっても八〇年代[illegible]GNPが[illegible]億ドル以上の規模になると予測されている（七〇年度は韓国が約八十億ドル以上、北韓は[illegible]十数億ドルと推定）。このような経済の規模を六〇年代初期と比較すると隔世の感がある。六〇年[illegible]年間GNPの水準が二十数億ドル（一人当たりでは約九〇ドル）、対外輸出が[illegible]〇〇〇万ドル程度だったのが一〇年後の七〇年にはそれぞれ[illegible]倍、[illegible]の伸びをみせた。とくに第二次五ヵ年計画の第三年度まで（六七〜六九年）の年間平均成長率は一三・七％（六九年は一五・九％）の高率をみせた。

[illegible]を取り上げてみると、重工業、水力資源の開発がほとんどできていなかった韓国が急速に工業化されることになり、七〇年には化学肥料二二八万トン（六〇年＝八万五〇〇〇トン）、セメント六五〇万トン（一二八万トン）、鉄鋼材二一八万トン（一一万トン）、精油日産二[illegible]万九〇〇〇バーレル（ゼロ）、電力（施設容量）二三二万キロワット（三六万七〇〇〇キロワット）、電力生産約一一〇億キロワット時（一九億キロワット時）に達したが、七六年までには化学肥料三〇〇万トン以上、セメント八〇〇万トン以上、鉄鋼材三五〇万トン以上、精油日産四〇万バーレル以上、発電施設六〇〇万キロワット以上、電力生産二〇〇億キロワット時以上の規模となるのである。しかも、このような韓国経済の飛躍的な伸びが、ほとんど皆無に近かった工業の基盤の上に、わずか一〇年足らずで達成されたから、内外各国では「奇跡的な伸び」だと評価しており、反面北韓にとっては一大脅威となっているのである。

北対南武力挑発を強めたが

北韓はこれまで五回にわたって労働党大会を開き（四六年八月、四八年三月、五六年四月、六一年九月、七〇年十一月）、六六年十月には「党代表者会議」を開いたが、四回目に開かれることになってい[illegible]

韓国の第二次五ヵ年計画の目標年度（七一年）のGNP推定額は約一[illegible]〇億ドル以上に達し、生産目標をみると、①電力生産（戦前に水力が開発されていたので、六〇年代初期までは「北」が一〇倍以上の優位に立っていた部門）では七五年までに二〇〇億キロワット時の生産に達するので「北」の目標（一七〇〜二〇〇億キロワット時＝七六年）をしのぎ、②化学肥料（これも「北」だけに偏在していた生産部門）でも五割以上の生産高（成分計算の差があるので平面的な比較はむずかしい）を出し、セメント（これも「南」ではほとんど出なかった部門）では「北」の目標（七五〇万〜八〇〇万トン）をはるかにしのぎ（約一〇〇〇万トン達成）、鉄鋼はわずかに鉄鋼製品で多少のおくれ（石炭部門は韓国の組織的燃料消化政策により問題ではない）となるが、これも総合製鉄の施設規模が増設し、総合機構が設置されれば、[illegible]に匹敵するのは大して時間を要しない。

ここで注目すべきは、韓国の場合、自由民主主義体制の下で国民の基本的自由を保障しながら急速に経済計画が推進されたことである。第二次五ヵ年計画が予想以上に順調に達成されることになったので、第三次五ヵ年計画期間中の投資額を大幅に増額し、国内貯蓄と海外財源を拡大して、計画の規模をさらに大きくする修正作業が経済企画院で行なわれている。

「南」との経済競争に重点

昨年「北」の第五回労働党大会に際して、北韓はこの大会の決定書のなかで、反米・反日闘争の強化を訴え、とくに日本はもっとも主な敵だとし「日本軍国主義は米帝に支持されながら世界支配の道をたどり、いわゆる大東亜共栄圏を再現しようと狂奔している」などと、中共とほとんど同一の立場にあることが明らかにされた。また中央委員選出の結果をみると、ニューフェイスがかなり出ており、世代の徐々[illegible]

武力侵攻へ防衛力の維持

七〇年に入ってから、在韓アメリカ軍の削減問題により、韓国民の対米信頼感がかなり動揺したが、韓国軍装備の近代化と空軍力（在韓アメリカ空軍を含めて）が大幅に強化され、対空防衛力、砲兵の火力、機動力、通信機器が強化・新鋭化されることにより、北からの武力攻撃に対する防衛力は引き続き維持されるとみられるが、南北間の当面の武装平和は、軍事力の均衡が少しでも崩れると、直ちに爆発的な危機を生むことはいうまでもない。このため韓国は、対米関係、対日関係を固めながら、合わせてアジア・太平洋地域の安保機構などの集団安全保障体制問題も検討しているが、なんといっても自立経済・自主国防体制を固めないことには、韓国の飛躍的な発展と統一への積極的な姿勢は望めない。

高度成長にともなうインフレの効果的な抑制、輸出の急激な拡大による副作用の浄化、安易な外資の受け入れによって生ずる元利負担の激増を警戒し、企業の拡大と合理化による経済体質の改善が要望されており、不均衡と矛盾をはらんだまま急激に伸びてきた生産体制の調整など自立経済確立のための課題は大きい。

この春に韓国大統領選挙

韓国は自主国防の一環として、アメリカからの特別軍事力増強だけでなく、戦後動員体制の強化、郷土予備軍の合理的な動員体制確立、小火器生産工場の設立、学徒軍事訓練の徹底的実施などの方針を決めたが「北」でやっているような「全国要塞化」「全人民武装化」などのような強国的な体制はとらない（国会での政府答弁）といっている。これは、ややもすれば基本的人権が侵害されるおそれがあるからということである。

韓国はこうした以上のように、国内外的に多事多難なとき、少しのためらいも中断も許されない時に当たって、七一年春に大統領および国会議員総選挙が実施されることになった。いつもの選挙のときなら年明けを待たずに選挙運動が本格化しただろうが、与党の民主共和党は[illegible]

[illegible]

韓国経済の飛躍的成長

[illegible]

北を経済的に追い越す

[illegible]

八・一五宣言の影響至大

[illegible]

《全国経済[illegible]》

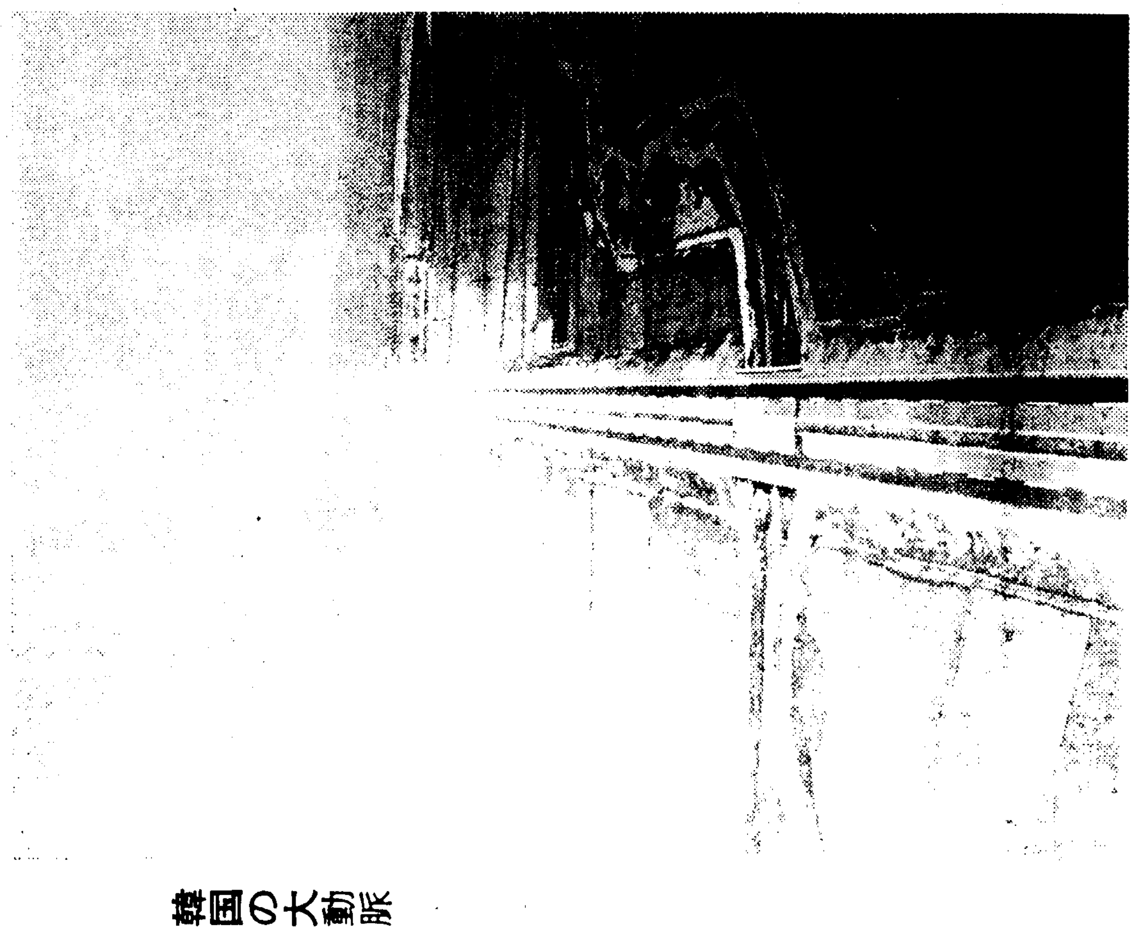

韓国の大動脈

本国新聞論調

[illegible]

新年を韓国はいかに生くべきか
対米依存の夢からさめよう
誇りある民主の自主独立を

外電によって報道される断片的なニュースだけでも激動の世界情勢を知るにはじゅうぶんであるが、一九七一年の厳やかな国際潮流の中にあって"円状況"を予測してみると、七〇年代初頭にわれわれが予想したとおり、いま韓国はむつかしい曲がり角にさしかかっている。こうした中で大多数の国民は過去二十年の対米依存の"安全の夢"からまださめやらずにいるといってよい。といってもわれわれは、ここで米国の対韓防衛公約を過小評価するというのでは決してない。ただ、米国の韓国はいつわれわれがどうなってみたところでいかんともしがたいもので、それが米国自身の国家利益追求の線に沿ったものであるということをわれわれが認識しなければならないといっているのである。すなわち、米国は同盟国の事情よりも米国自身の事情を考慮することの方を先立たせなければならなくなったということなのである。

アジアの非米国化政策により…

この端的なものがニクソン・ドクトリンであり、昨年から急速にわれわれの前で現実化している"アジアの非米国化"政策でもあるのだ。「アジアはアジア人が合理的に処理せよ」……との意味をもつ米国の指向が中共の膨張と対照的に見えてきたのであるが、結局、米国の指向はいかなることがあっても戦争だけは回避しようとする米国国民の念願を代弁したものといえよう。

こうして生まれたのがアジアの"現実適応"論であるが、換言すればどのような動機、あるいは経過でなされた不合理、非理の断面であろうとしても、すでになされた世界の現実はそのまま肯定することによって、また、そうした認識の基盤の上に立って世界問題を解決するほかはない……という考え方なのである。

台湾の正統中国政府に対する米国の態度もすでに昨年十一月の国連総会での米国代表演説ではっきりした輪郭が示されたし、ベトナム問題解決のための戦略の根底にもこのような観念は確固不動のものとして存在しているといえる。

自主意識と国民の自立精神で

こうした潮流の中でわれわれが最も大きな試練として受けとめなければならないことは、やがて中共が米国の案内で国際舞台に立つようになるとき、彼らは果たしてわれわれの韓国問題をどのように処理するだろうかということだ。無論、われわれの問題はわれわれが解決すべきだが、これを米国まかせにしておくわけにはいかぬゆえんはここにある。また、もう一つの問題として、最近、アジアの新しい盟主たらんとするかのように影響力を増大させている日本の加勢でわれわれの問題が論議されるようにでもなれば大へんだということだ。そのようなことにでもなればわれわれは何の面目あって先烈に対することができようか。そしてまた、後世国民たちにもかんばせないことこの上ないであろう。

国家の自主意識と国民の自立精神がいまほど要請される時期も歴史上そう多くはないだろう。ここでわれわれは何よりもまず、再び大にした国家体制の整備を要求する。これはいかなる国際情勢のたつまきが襲おうともその試練を克服するための体制整備なのである。われわれはしっかりと精神を固めてこれに対決すると[illegible]に国民の団結が誇りうる強さを持つ[illegible]これは不変、かつ万遍なくいいうる国家[illegible]であるものと確信するからである。

民主主義第一歩の"選挙"で

[illegible]と今年は四年に一回の総選挙の年でもある。われわれが北韓と対決して大きいこれを圧倒しうる最大の期待は何か。これは他でもない。わが国が民主主義を守りぬくことにあるのだ。民主共和国であるわが国では"自由"を守るために共産党と命をかけて戦うのである。そして北韓の共産独裁をこの土地から追い出して、北韓同胞一千数百万名を塗炭の苦しみから救い出そうとするのである。この精神的武器である民主主義の理念に万一、少しばかりでも動揺が起きるようなことでもあれば、われわれは戦いもしないうちにわれわれみずからがわれわれの拠点を放棄したことになるのである。

いうまでもなく、民主主義の基盤は選挙であり民主主義の第一歩は投票である。

われわれは今年の総選挙が、われわれの民主政治史上、立派な金字塔になるよう期待して止まないが、またそうすることによって誇らしい民主共和国の旗幟のもとで北韓を圧倒しうるのであり、国際情勢がわれわれの側に順風を送ってくれる条件を造成しうる第一関門となろうと信ずる。

いうまでもなく、立派な選挙というものは公明正大な選挙であることがその第一条件であり、同時に国民の心機を一転させうる斬新な政治家たちの進出を第二の条件とする。前者ではまず、選挙を管理する政府の積極的な努力と政治家——とくに有利な立地を占めている与党側の選挙体制がそのカギとなる——自身の態度いかんが問題であり、そして後者の場合は有権者である国民の自覚にかかっている。

近代化作業総結の意味からも…

総選挙を始めて以来、今年は国会議員だけでも八回目、大統領を直接投票で選出するのは六回になる。選挙一つさえ当たり前に、何の物議も起こさずになしえないのだというならば、われわれがいかに経済的に高度成長を誇ってみたところで中進国はいうまでもなく、後進国隊列の中でさえも"政治的劣等生"の評はまぬかれえない。これだけではなくあらゆる希望が瓦解してしまうことを忘れてはならない。

近代化作業を総結するという意味からしても、われわれは、もう閉鎖された社会を脱皮し、今年は門戸を開いて世界でも誇りうるような堂々とした総選挙を行いとげなければならない。これは他のどのような課題よりも重要なものであり、国民各自が民主国民としてじゅうぶんの力量を発揮するよう要望してやまない。

これと同時にいまわれわれにとって何が最も必要であるかを考えてみよう。経済的に無論、われわれは立遅れており、いくらこの国の成長を誇ってみたところで、いまだに国民所得二百ドル前後の低所得国家である。しかし、過去十年来、わが国があらゆる悪条件を克服して成長率では異例の発展をくり返してきたことは自他ともに認めていることである。

とくに、今年は第二次五ヵ年計画を完成させて第三次五ヵ年計画の土台を構築する年になっている。しかし、経済成長の影に生じた大きな問題点のうちでも決して見落としてならぬことはその自信が誤った自負に変容していることである。全国民が本当の自信を持ったときにはそれが国家の大きな力となり民族の栄光となるはずである。しかし、一部層の自信過剰の自負に起因する"成長の自慢"はまるでこの社会の毒キノコでもあるかのように、全国民の気風をむしばみ、社会をひずませている。

こうした中で心ある国民は一様に不正腐敗や浪費、退廃の風潮をなげき、糾弾しているが、ごく少数の一部とはいえ、豪奢、贅沢の路地にある無分別の行態は深く憂慮せずにはいられぬ種類のものである。

TOKYO↔SEOUL ── 週11便

BANGKOK
SAIGON
HONG KONG
TAIPEI
CHEJU
PUSAN
FUKUOKA
OSAKA
TOKYO
KAL

■毎日便PM16:30
■月・水・木・日曜便(新設)AM11:00

大阪⇔ソウル線 週9便■東南アジア線 週6便

東京⇔ソウル線が11便にアップ！従来の毎日便午後4時30分発に加えて月・水・木・日曜日には午前11時発。

ビジネスにご観光にますます便利になった大韓航空のサービスはきっと皆様にご満足いただけることと思います。お客様のご要求をみたした週11便。ボーイング707／720大型ジェット機が快適な空の旅をお約束いたします。

大韓航空
KOREAN AIR LINES

●東京支社：東京都千代田区丸ノ内3丁目4番 新国際ビル TEL 216-9511〜5 ●大阪支店：TEL 252-4044〜5 ●福岡支社75-0156〜7

法令に現われている永住権取得者とそうでない者との差異点

「法的地位及び待遇に関する協定」全文

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを認めて、次のとおり協定した。

第一条　1日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力発生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

Ⓐ　千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

Ⓑ　Ⓐに該当する者の直系卑属として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2　日本国政府は1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協定の効力発生の日から五年を経過した後に日本国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、その出生の日から六十日以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

3　1Ⓑに該当する者でこの協定の効力発生の日から四年十箇月を経過した後に出生したものの永住許可の申請期限は、1の規定にかかわらず、その出生の日から六十日までとする。

4　前記の申請及び許可については、手数料は、徴収されない。

第二条　1　日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二十五年を経過するまでは協議を行なうことに同意する。

2　1の協議に当たっては、この基礎となっている精神及び目的が尊重されるものとする。

第三条　第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、この協定の効力発生の日以後の行為により次のいずれかに該当することとなった場合を除くほか、日本国からの退去を強制されない。

Ⓐ　日本国において内乱に関する罪又は外患に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行したことにより刑に処せられた者を除く）

Ⓑ　日本国において国交に関する罪により禁固以上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁固刑に処せられ日本国の外交上の重大な利益を害した者

Ⓒ　営利の目的をもって麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲役又は禁固に処せられた者（執行猶予の言渡しを受けた者を除く）及び麻薬類の取締りに関する日本国の法令に違反して三回（ただし、この協定の効力発生の日の前の行為により三回以上刑に処せられた者については二回）以上刑に処せられた者

Ⓓ　日本国の法令に違反して無期又は七年をこえる懲役又は禁固に処せられた者

第四条　日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。

Ⓐ　第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項。

Ⓑ　第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項

第五条　第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を含むすべての事項に関し、この協定で特に定める場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用される日本の法令の適用を受けることが確認される。

第六条　この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准の交換の日の後三十日で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。千九百六十五年六月二十二日東京で

日本国のために椎名悦三郎、高杉晋一。
大韓民国のために李東元、金東祚。

退去強制について

永住権を取得すれば、それを取得しなかった場合とはいろいろな特典がありますが……

まず強制退去についてみると、協定永住権を取得したものは、協定文第三条のＡＢＣＤ項の該当以外には退去が強制されないが、永住権を取得しなかった者は現行法令である出入国管理令（別掲）第二十四条の適用を受けることになり退去強制の条件がきびしい。法文でみるとおり貧困者、放浪者、身体障害者はいうに及ばず少しでも日本政府によって迷惑になるものやちょっとしたことで一年をこえる懲役をうけた者まで強制退去の対象となる。（協定第三条と出入国管理令第24条を比較対照すればはっきりする）

財産取得について

日本国の「外国人の財産取得に関する政令」によると、日本に居住する外国人が一定の財産を取得する場合、法務大臣の認可を受けることになっており、大韓民国国民に限り同政令の適用が除外されておりますが、法的地位協定に関する討議の記録によるとこの規定を削除する意図はないとされています。つまり同じ外国人であっても大韓民国はこの政令の適用から除外されることになっております。

外国人の財産取得に関する政令

外国人の財産取得に関する政令

第三条①　外国人が日本人、日本国の政府若しくは、地方公共団体又は、第二十三条の二の規定により、法務大臣の指定する外国人から左に掲げる財産を取得しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならない。外国人が自己の計算において日本人又は第二十三条の二の規定により、法務大臣の指定する外国人をして取得させようとするときも同様とする。

一、土地、建物、工場、事業場若しくはこれらに附属する設備又は鉱業権若しくは、これに関する権利。但し、自己の居住の用に供するために通常必要と認められる土地及び建物並びに、これに附属する設備を除く。

二、前号に掲げる財産の賃借権、使用貸借に基く借主の権利、地上権、永小作権、若しくは質権、抵当権その他の担保権又は前号に掲げる財産の取得の予約による権利若しくは前号に掲げる財産を取得するかどうかを選択する権利。但し、賃借権、使用貸借に基く借主の権利、地上権及び永小作権については、その存続期間が五年をこえるもの又は契約の更新の結果その存続期間が通じて五年をこえるに当るものに限る。

（次頁へ）

法的地位協定に関する討議の記録

Ⓔ　外国人の財産取得に関する政令に基づく告示において、同政令の適用除外国として大韓民国を指定しているが、日本国政府は、協定の効力発生に際してこれを削除する意図はない。

Ⓕ　日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が出国しようとする場合において再入国許可の申請をしたときは、法令の範囲内で、できる限り好意的に取り計らう方針である。

出入国管理令第24条（退去強制）

出入国管理令「退去強制」条項

第二四条　左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一　第三条の規定に違反して本邦に入った者

二　第九条第五項の規定に違反して本邦に上陸した者

三　前二号に該当する者を除く外、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けないで本邦に上陸した者

四　本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者を除く。）で左に掲げる者の一に該当するもの

イ　旅券に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行うべき活動をもっぱら行っていると明らかに認められる者

ロ　旅券に記載された在留期間を経過して本邦に残留する者

ハ　らい予防法の適用を受けているらい患者

ニ　精神衛生法に定める精神障害者で同法に定める精神病院又は指定病院に収容されているもの

ホ　貧困者、放浪者、身体障害者等で生活上国又は地方公共団体の負担になっているもの

ヘ　外国人登録に関する法令の規定に違反して禁固以上の刑に処せられたもの。但し、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ト　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）に規定する少年でこの政令施行後に長期三年をこえる懲役又は禁固に処せられたもの

チ　この政令施行後に麻薬取締法、大麻取締法、あへん法又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

リ　へからチまでに規定する者を除く外、この政令施行後に無期又は一年をこえる懲役若しくは禁固に処せられた者。但し、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

ヌ　売いん又はそのあっ旋、勧誘、その場所の提供その他売いんに直接に関係がある業務に従事する者

ル　他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けた者

ヲ　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

ワ　左に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

(1)　公務員であるという理由に因り、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

(2)　公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

(3)　工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

カ　オ又はワに規定する政党その他の団体の目的を達するため、印刷物、映画その他の文書図画を作成し、頒布し又は展示した者

ヨ　イからカまでに掲げる者を除く外、法務大臣が日本国の利益又は公安を害する行為を行ったと認定する者

五　仮上陸の許可を受けた者で、第十三条第三項の規定に基き附された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

六　寄港地上陸の許可、転船上陸の許可、緊急上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者で、当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七　第二十二条の二第三項において準用する第二十条第四項の規定による在留資格及び在留期間の記載を受けず、又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第三項の規定による永住許可の証印を受けないで、第二十二条の二第一項に規定する期間を経過して本邦に残留する者

在日同胞みなさんに訴える

よその国に居住する外国人は、すべての面において非常に弱い立場に立たされており、われわれに直接関係のある諸法令をみてもわかるとおり、われわれは身動きのとれないほど束縛されているのです。そのためにわれわれが日本において安定した生活を営むためには、永住権の取得が絶対に必要であります。その永住権は、われわれが申請すれば日本政府がこれを許可し永住することを法律で保障するのに、あえてその申請を拒み、大事な自分自身の権利を放棄して不利な立場で居住しなければならない理由はどこにもないのであります。

永住権を取得しなかった場合

①出入国管理令の制約を全面的に受けることになり多大な不利益を蒙ります。例えば、なにかのあやまちで一年以上の実刑をうけたものは言うに及ばず貧困者、放浪者など日本国または地方公共団体の負担になるものは強制退去されることになります。韓日協定文第三条ＡＢＣＤ項と出入国管理令第24条を比べて見て下さい。

それればかりでなく、永住権を取得すれば徴兵にひっぱられるとか、財産を没収されるとか根も葉もない虚偽宣伝には全くあきれざるを得ません。

永住権を取得することによって

1、他の外国人とは違う特別な永住権が法的に保障されます。また、この権利は子や孫達にも保障されます。

2、日本の公立小・中学校への入学希望者は入学が認められ、上級学校へも進学出来ます。

3、国民健康保険に加入出来ます。（日本人と同一条件で）

4、土地・建物などの取得が自由で法令による法務大臣の認可を必要としません。

5、生活保護法が適用されます。

6、家庭離散の防止と再会に妥当な考慮がはらわれます。

7、再入国の許可には期間や回数に制限がありません。

8、日本国に大きな損害をあたえるような罪（麻薬・内乱・国交）を犯さない限り、強制退去を受けません。

9、帰国の場合は法令の範囲内で、財産搬入が自由であり、送金なども大はばに緩和されております。

10、兵役は、大韓民国の兵役法第47条に依って免除されており、なんら関係ありません。

取得するとしないとは格段の差

以上のように永住権を取得した場合としない場合との差異がはっきりしており永住権をしないと不利であることが明白であります。一昨年（一九六九年）八月十九・二十日の両日間においてひらかれた韓日法相会議の結果、今までより永住権の取得が簡便になっております。**（別項・韓日法相会議共同コミュニケ参照）**

永住権取得者をより一層優遇したい。韓・日両国政府側の談話文

安定した生活が営めるよう

韓日法務次官会談合意事項

在日韓国人の永住権申請促進問題を協議するため、さる十月二十七・八日の両日法務省で開かれた韓日法務次官会談は①協定永住権の取得者については、韓日協定の基本精神にもとづき、日本で安定した生活が営めるよういっそうの優遇措置をとる②協定永住権取得者の家族で協定発効（一九六六年一月十七日）以前に日本に入国し、特別在留許可を得た後、五年を経過した者に対しては、出入国管理令上の一般永住権を許可する③日本政府は永住権申請手続きの簡素化のため便宜をはかる④69年の韓日法相会談での了解事項を徹底させることを再確認するなどに合意した。

韓日両国側で談話を発表

この会談で韓国側は①永住権申請期限が71年一月十六日に迫っていることから、申請促進のため韓日両国による効果的な措置が必要であるので永住権取得者の優遇措置、申請手続きの合理化などを強く要望した。

これに対し、日本側は①協定永住権取得者が日本で安定した生活を営むよう、よりよい待遇を受けるよう努力する②協定永住権取得者の家族（配偶者、直系尊属、直系卑属）で不法入国者を含め、韓日協定発効前に日本に入国し、特別在留許可を得て五年を経過した者にはできるだけ一般永住権を与えるように努力することに合意した。

そのほか、日本側は①永住権申請を促進させるため、テレビ、ラジオを通じての案内、葉書による通知などで申請を呼びかける②申請手続きの簡素化のため、実効性のある便宜を図る③昨年八月の韓日法相会談で合意した了解事項の実施を徹底させるなどで協力することを認めた。

一方、会談終了にさいし、韓国側は二十九日午前、談話を発表「在日韓国人の確固たる法的地位と安定した生活保障は韓日両国の友好と親善を増進することと密接な関連がある」と強調した。

また、日本の小林法相も二十八日夜、談話（別項）を発表「協定永住者が、日本の社会秩序の下に安定した生活を営み、よりよい待遇を受けるよう、努力する方針」であることを明らかにした。

呉韓国法務次官の談話

呉鐸根大韓民国法務部次官と津田実日本国法務次官は、一九七〇年十月二十七、二十八の両日間、東京で会談を開き、在日韓国人の法的地位および待遇に関する協定施行に伴う協定永住権取得者に関する待遇、協定永住権申請に対する啓蒙、協定永住権申請の合理化、その他関連事項について討議し、在日韓国人の確固たる法的地位と安定した生活保障は、韓日両国および両国国民の友好親善の増進に密接な関係があり、この協定をより円滑に運営し、その結果成功をもたらすことが、協定当事国である韓日両国政府の共同責任であると認識したうえで、次の事項について合意した。

一、協定永住権取得者に対する待遇

①韓日両国政府は、両国および両国民間の友好親善と関係の増進にいっそう寄与するため、この協定の実施に引き続き協力しなければならないことはもとより、この協定によって永住権を取得した者は、この永住権を取得していない者よりも同協定の基本精神に則り、よりよく優遇されるべきことを当然のものと認識して日本政府はこんごとも現在この協定によって永住権を取得した者が日本の社会秩序のもとで安定した生活を営むよう、よりよい待遇を受けるよう努力するであろう。

②この協定によって永住権を取得した者の家族について、その家族構成およびその他の事情を勘案し、人道的見地から安当な考慮を払うことはもとより、現在この協定による永住権取得者の配偶者、直系尊属および直系卑属でこの協定発効以前に入国し、日本国の在留許可を受け五年経過した者に対しては、可能な限り出入国管理令上の一般永住権を許可する方針である。

二、協定永住権促進のための啓蒙

協定永住権申請の締切り期限が一九七一年一月十六日に迫っていることに照らし、韓日両国政府はすみやかに効果的な方法を用いてこれを広く周知させる。

三、協定永住権の申請手続き、その他事項

①協定永住権の申請手続きを簡素化させるため、日本政府は実効のある諸般の便宜を図るよう努める。

②一九六九年八月十九、二十の両日に開かれた韓日両国の法相会談の了解事項を円滑に実施することについて再確認する。

小林日本法務大臣の談話

「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」による永住許可の申請についての期限は、一月十六日となっていることにかんがみ、このさい、日韓両国政府、両国および両国民間の友好親善関係の増進にさらに寄与するため、この協定の実施に引き続き協力すべきであり、また、この協定により永住することを許可された者が、この協定の基本精神により、この許可を受けていない者より優遇されることはもちろんである。

日本国法務省は、こんごとも現在この協定により永住を許可された者が、日本国社会秩序の下に安定した生活を営み、よりよい待遇を受けうるよう、努力する方針である。

なお、この協定により永住を許可された者の家族についても、従来から、その入国および在留につき、家族構成その他事情を勘案したうえ、人道的見地に立って安当な考慮を払うこととしているが、この際、現在この協定により永住を許可されている者の配偶者、直系尊属または直系卑属として在留を許可されたもので、この協定発効前に入国し、その許可後五年を経過したものについては、その者の申請に基づき、できるかぎり、出入国管理令による永住を許可する方針をとることとしたい。

法的地位協定について両国間の合意議事録

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定について合意された議事録

日本国政府代表及び大韓民国政府代表は、本日署名された日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定に関し次の了解に達した。

第一条に関し、

1　同条1又は2の規定に従い永住許可の申請をする者が大韓民国の国籍を有していることを証明するため、

(Ⅰ)申請をする者は、旅券若しくはこれに代わる証明書を提示するか、又は大韓民国の国籍を有している旨の陳述書を提出するものとする。

(Ⅱ)大韓民国政府の権限のある当局は、日本国政府の権限のある当局が文書により照会をした場合には、文書により回答するものとする。

2　同条1Ⓑの適用上に「②に該当する者」には千九百四十五年八月十五日以前から死亡の時まで引き続き日本国に居住していた大韓民国国民を含むものとする。

第三条に関し、

1　同条Ⓑの適用上「その公館」とは、所有者のいかんを問わず大使館若しくは公使館として使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地（外交使節の住居であるこれらのものを含む。）をいう。

2　日本国政府は、同条Ⓒ又はⒹに該当する者の日本国からの退去を強制しようとする場合には、人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う。

3　大韓民国政府は、同条の規定により日本国からの退去を強制されることとなった者について、日本国政府の要請に従い、その者の引取りについて協力する。

4　日本国政府は、協定第一条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者に関しては、その者の永住が許可された場合には協定第三条Ⓐないし Ⓓに該当する場合を除くほか日本国からの退去を強制されないことにかんがみ、その者について退去強制手続が開始した場合において、

(Ⅰ)その者が永住許可の申請をしているときには、その許否が決定するまでの間、また、

(Ⅱ)その者が永住許可の申請をしていないときには、その申請をするかしないかを確認し、申請をしないときには、その許否が決定するまでの間、その者の強制送還を控える方針である。

第四条に関し、

1　日本国政府は、法令に従い、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民が、日本国の公の小学校又は中学校へ入学が認められるよう必要と認める措置を執り、及び日本国の中学校を卒業した場合には、日本国の上級学校への入学資格を認める。

2　日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民に対する生活保護については当分の間従前どおりとする。

3　日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民を国民健康保険の被保険者とするため必要と認める措置を執る。

4　日本国政府は、協定第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている大韓民国国民（永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合には、原則として、その者の所有するすべての財産及び資金を携行し又は送金することを認める。

このため、

(Ⅰ)日本国政府は、その者の所有する財産の携行に関しては、法令の範囲内で、その携帯品、引越荷物及び職業用具の携行を認めるほか、輸出の承認に当たりできる限りの考慮を払うものとする。

(Ⅱ)日本国政府は、その者の所有する資金の携行又は送金に関しては、法令の範囲内で、一世帯当たり一万合衆国ドルまでを帰国時に、及びそれをこえる部分については実情に応じ、携行し又は送金することを認めるものとする。

（千九百六十五年六月二十二日に東京で）

1969年8月の「韓日法相会談共同コミュニケ」全文

一九六九年八月十九、二十日の両日、東京で李ホ法務部長官と西郷吉之助法務大臣が出席して開かれた韓日法相会談は、在日韓国人の法的地位および待遇に関する協定の施行に関して意見を交換し、同協定のより円滑で効果的な運用を図ることに合意した。この会談で合意した了解事項はあらまし次のとおり。

一、協定永住資格となる居住経歴について

①協定永住許可申請をした者が、第一回外国人登録を終え、申請時まで日本の法律第一二六号第二条第六項に該当しない、とされたことのない者（例えば不法入国容疑によって強制退去の手続きを経たことのない者）に関しては新たに事実調査をせずに協定永住を許可する。

②戦前、サハリン（樺太）に渡航、戦後日本に引き揚げた韓国人の協定永住許可申請に対しては、協定の討議記録、日本側代表の発言Aの趣旨を尊重して好意的に検討する。

二、戦後入国者に対する出入国管理令上の永住許可について＝①一九六五年六月二十二日の日本法務大臣の声明による、戦後入国者に対する特別在留は、法令の範囲内で可能な限り迅速に許可することとし、さらに一般永住許可申請は、特別在留許可後いつでも受理する。

三、協定永住者の再入国許可＝①引き続き好意的に配慮する。

②協定永住者（協定永住有資格者を含む）が、真にやむをえない事由によって再入国許可期間に入国できなかった場合の遅延理由確認については、再入国期間経過後三か月以内に入国できる見込みのある者は、日本の在外公館でこれを行なうこととし、この確認を受けた者には協定永住者（協定永住有資格者を含む）として入国を許可する。

四、協定永住者の家族の入国および在留について＝家族構成その他の事情を勘案したうえ、人道的見地から安当な考慮を払う。

五、なお、韓国側は次のことを要望した。①協定永住者に対し、本国往来の便宜を図るため、数回有効な再入国許可が与えられることが望ましい。

②協定永住者の家族のうち、特別在留許可または、その他の資格によって在留が認められている者については、今後出入国管理令上の永住許可を与えること。

最後のチャンスを逃すこと勿れ

さきにさる十月二十七・八日の両日にわたる韓日法務次官会談の結果、永住権取得者の優遇が確認されました。それによると、

①協定永住の許可を受けたものは、そうでないものより優遇される。

②永住権申請を促進するため日本側はテレビ、ラジオなどによるPRに協力する。

③協定永住の許可をうけた者の配偶者（夫や妻）直系尊属（父や母）卑属（子や孫）にも出入国管理令による一般永住権が与えられる。

従来一般永住権許可は、昭和二十七年四月の平和条約発効前に来日し引きつづき在留している者を対象に、素行が善良なもの、資産または技能を有することなどきびしい条件がつけられていたが、こんどの両国法務次官会談では、協定永住の許可を受けた者の配偶者、親子供は不法入国者であっても国外に追放されるようなことはなく、永住協定が発効した一九六六年（昭和四十一年）一月十七日以前に入国して五年以上経っていれば一般永住が許可されることになった。**（別項・韓日法務次官会談の記事参照）**

右のように協定永住権を取得するとしないとは格段の差があります。

＝この新聞の各ページにわたって提示したいろいろな資料と説明により賢明な同胞みなさまは永住権についてよく理解なさったことと思います。永住権はみなさん自身のために取得するのであり韓国政府のためまたは民団のためでもありません。朝総連が永住権申請をしてはいけないというウソの宣伝にだまされて永住の権利を放棄して損をするのは誰でしょうか？それはあなた自身でありあなたの子や孫にまで大変な被害を蒙ることになります。

あなた自身はもちろんあなたの家族のうち、また親戚や知人のうちにいまだ永住権を申請していないひとがおりましたら、その人のために一日も早く申請するようにすすめて下さい。

1、この協定永住権の申請締切りは来年一月十六日です。この日以後は永久にこの権利の取得はできません。

2、締切り後になって、知らずに申請しなかったとかいっていまから受付けてくれと言ってもそれはどうにもなりません。

3、朝総連にだまされて永住権が取得できず大変な被害を蒙ったからと言って後日、朝総連とけんかしてみてもそれは後の祭りでどうにもなりません。

4、この永住権は、過去に日本がわれわれ在日同胞を苦しめた償いであり、両国の不幸な歴史のなかで苦しんだわれわれにのみ与えられるものであります。ほかの外国人にはこの特典はありません。

本国往来自由に、家族もよべる

5、中立系のひとはもちろん朝総連系の同胞でも、永住権を申請すればいつでも自由に本国へ往来することができるし親や兄弟とも逢えるのであります。また本国にいる家族を日本に招請することもできます。

6、われわれ民団は、真の同胞愛をもってみなさんが一日も早く永住権を取得して安定した生活を送るよう強く訴えるものであります。

協定永住権の申請は、一九七一年一月十六日以後は永久にできませんから一日も早く申請しましょう。

一般永住権は、（一九七一）一月十六日以後いつでも申請できます。

1971年の韓国経済展望

ソウル大学商大教授　**姜　命　玉**

成長メカニズムの作用へ
二重構造的発展の処理いずこ

思えば、ちょうど一年前、われわれは一九六〇年代に別れを告げて七〇年代の新段階を迎えたばかりであったのに、いま、また新しい年を迎え、懐古と展望の台の上に立っている。一九七〇年代の最初の年はすでに去ったが、過去一年間のわれわれの足跡を振返りながら、こんごを見通し、感じたものを—ここでは特に問題を"経済"に圧縮して—次に述べてみたい。

一九六〇年代の韓国経済は八年来の、二回にわたる経済五ヵ年計画によって大きな成長を遂げてきたが、現在はその成長メカニズムがようやく"作用"し始めた時だといえよう。だが、この"作用"の方向と形態について論難があり、事実、そこには必然的に起きる問題点が存在している。

しかし"作用"の機械は動き続けており、七〇年度の成長率九・七%（暫定推計）を含めて、第一次および第二次五ヵ年計画の平均GNP（国民総生産）成長率一〇・二七%という高度の成長率と七〇年度の輸出目標十億ドルを達成を含む年平均四〇%増加という輸出増大などは海外の新聞・雑誌などからも注目され「実にセンセーショナルな話題」だとされている。

幸福と安定には大きな距離

こうした韓国の高度成長をある外国新聞は「これは世紀の奇跡であり、潜在的ではあるが、第二の日本になるだろう」と表現し、そこに華麗な夢想をさえ織込んでいる。

このように一見した韓国経済はGNPと輸出成長の統計数値からしても"バラ色"に輝いてみえるのだが、しかし、われわれ一般の幸福と安定には大きな距離があるというのが率直な感じである。

韓国国民の幸福と安定はまことに制限された種のものであり、しかもこれを望むことさえ、あまりにも性急な期待だとの感が深いのは残念なことである。のみならず一九六〇年代後期に多くの国民が胸をふくらませて「山のかなたには何かがある」との抱負を抱いてダイナミックに動いていたことさえ、昨今では見出しにくい状態である。

これを、簡単に「緊縮政策のもたらせた憂うつ病にすぎない」とみるのは追及が足りない。そこにはあまりにも大きな諸問題が横たわっているからだ。換言すれば、それは"緊縮"とか"膨張"のような短期政策から発したものでもなければ、あるいはそうした技術的な解決法だけで片付かぬ、より根源的な問題が内在していることなのである。無論、その問題は政治的次元、社会・文化的次元からみても非常に深刻であるが、その出発のもとが経済開発事業にあるという性格からして、経済的次元にすべてを還元してみることができる。

弊害は成長メカニズムから

従来の、二回にわたる経済開発計画達成の高度成長メカニズムが幾つかの弊害を派生させたことは否めない事実である。すなわち、これは対外的には国際収支の悪化、国内的には二重構造的発展という障害物となって現われた。この障害物は韓国経済がその間、追求してきた成長メカニズムからは不可避な派生物であり、しかも工業化の初期段階には必然的にあらわれる副産物である。従ってこれを、「ある人物」、あるいは「ある政権」と結びつけて論議する"政治的価値"で判断することは避けなければなるまい。つまりこれは経済の原則から論ずべきもので、政治的次元に昇華させて結論すべきものではないのである。少なくとも、われわれは経済問題の追求、経済論理の棚下げを忘れて"政治的悲観論"で片付けるようなマネは避けなければならない。

国際収支面でのあい路打開には

まず、はっきりしていることは国際収支の悪化という状態が周知のように強力な輸出増大にもかかわらず依然として広がっている貿易収支赤字幅、ならびに外債に対する元利金償還負担の過重が大きたという事実である。

高度成長、すなわち高率投資を持続しようとすれば、資本ならびに工業原料の不足しているわれわれとしては、その投資財源の四〇%以上を海外貯蓄に頼らなければならなかったし、それも援助的性格の移転収入漸減の反面、純借入財源を調達しなければならぬ事情にあったため輸出入赤字はふえ、短・中期性外債の累積が誘発されたのだった。こうした国際収支面での隘（あい）路を打開するには輸入をカバーして有りあまるくらいの輸出増大を実現させて外債に依存する成長メカニズムの体質改善を図るための手術をしなければならない。さもなくば、内資依存の機構に転換させる以外に道はないのである。この場合、前者の道は米国の保護主義化傾向などにより海外市場の"不透明な展望"という試練を経なければならないし、後者の道は内資動員の限界と既存投資が外資の継続需要を必須のものとする類型となっているため、その実現ははなはだむつかしい。

従って、現実の政策基調はこの両者が相まって調和された形態を追求し、一面では輸出促進策を推進、さらに過熱投資を冷却させるためにいわゆる金融緊縮を実施する、というものであった。

ところが、この緊縮政策も、いまは産業の構造転換能力欠如という大きな壁にぶつかり、数々の副作用を起こして悩んでいる。

国際的破産の悲劇演ずるな

いま韓国経済は外債償還負担がピークに達する一九七〇年代前半期にさしかかっているが、この時期は折しも政治的挑戦にも対処しなければならぬ重大試練期ではある。ここでスカルノ時代のインドネシアや多くのアフリカ新生諸国ならびに南米諸国群の場合のように国際的破産の悲劇を演ずるようなことのないよう切望せずにはいられない。ある外国新聞は韓国国民の"経済料理"の腕前を評価し機知に富んでいる点など後進国の平均水準以上であるから楽観できると述べていたが、ぜひこうした期待をむなしくしないようにしたいものである。

次に、もう一つの弊害として韓国経済の成長メカニズムが生んだ私生児がある。それは対内的問題の二重経済構造であるが、この二重構造的発展は後進国が対外経済関係を結びながら工業化を追求する初期段階で必ず起きる、"必要悪"だといっていい。従って二重経済構造の問題は経済論理上の立場から判断することは誤びゅうである。

要するに二重経済構造は一国内にある同一生産要素に対して相違した報酬が並存していることをあらわしており、とくに労働生産性が重要だという点から労働報酬率の違いが最大の注目を引いてはいる。

この報酬率の違いもさまざまであるが、一般的には一国内で規模別、地域別、業種別、熟練度別、性別、または人種別などによってはなはだしい賃金格差のある状態が続けられて国民経済の要素移動や構造転換、能力の欠如をみせている。このような二重経済構造には歴史的には旧植民地にあったような古典型のものと、現代型のと二種ある。古典型のは一次産業の輸出部門が外国資本と最新技術で装備されるにもかかわらず、他の経済部門では何の波及効果もない孤立した世界を構成している。そしてそれは制度的にあるいは社会・文化的、および人種的要因として支持されるのが常である。

業種間に現われた場合

一方、現代型というのは一国が工業化を指向する経済発展過程で近代技術を基盤とする近代的部門と伝統的生産方法を使う在来部門間に発生するものである。この後者の現代型二重構造がわれわれに問題となるものだということはいうまでもない。その代表的な例としてはイタリアの地域的二重構造、米国の人種間二重構造、日本の企業規模間二重構造が重要問題として現われている。これは典型的な後進国型二重構造である。韓国の農村所得は都市所得の六〇%にしかならず、この格差は農村の生産技術が伝統的なものであり労働集約的であるというのに対し、都市のそれが近代的で資本集約的であることから起きている。すなわち生産性の格差が所得の格差を生み出しているのである。

また、韓国の農業と工業の産業別二重構造は、農村と都市間の地域別なもの、さらに工業部門内における軽工業と重工業別によるもの、大企業と中小企業の規模別のもの、消費財工業と生産財工業別によるものなどが複雑にからみ合っている。

起因は何か？そして害悪は

原理的にみるとこの二重構造的発展の起因は後進国の資源賦存と生産函数の格差によるものである。すなわち、韓国のように労働力が豊富で資本が不足している条件下では労働集約的伝統部門が支配的な環境の中にある。このとき工業計画による資本集約的近代技術を使用する大規模の工業投資がなされると、近代部門はその生産函数が硬直的ないし固定的性格を持つため、いくら投資規模をふやして生産拡大をのぞんでも、その効果は不足した資本と豊富な労働力を一定比率で同時供給するのに"ある可能な限度"までしか実現されない。従って韓国では、開発計画による工業化過程が大々的に進められているにもかかわらず農村や都市の潜在失業群が近代部門に容易に吸収されないでいる。特に農業部門の低い生産性はわれわれの食糧補給さえも不可能になるほどの停滞性から脱皮しえずにいるのである。これは明らかに二重構造的発展がもたらせた害悪である。

この害悪は伝統部門と近代部門の深刻な生産性賃金格差を存続させているだけでなく、近代化と工業化の波の中で"疎外"させているだけでなく、近代化と工業化の波の中で"脱落した人びと"の問題が起きてくる。つまり、社会的政治的緊張が増成されるようになるのである。

そうでなくても外資不足の韓国の場合などは年々、巨額の食糧輸入が不可避のものとされてきたことからさまざまの害悪を生じており、最近、ある零細企業の労働事件があったが、それもこの二重構造の害悪の現われの一つである。

必然的存在を勘案した上で

従って、こうした事件の解消は政治的な側面からだけでできるものではない。無論、政治によって解決されなければならぬことはいうまでもないが、その場合、前述したように、これが二重構造の初期の段階においては必然的に起きるものだということを歴史的経済発展の段階で、とくに工業化理論的によく認識した上で、開発計画の作成および実施に当たらなければならないのである。ということは、二重構造的経済発展の"必然的存在"を勘案した上で、これを善用する用意と能力をもたなければ、害悪の"解消"はないということなのである。

以上で明白なように、韓国の二回にわたる五ヵ年計画から派生した諸問題も国際収支の圧力と二重構造的発展過程に視野を注いで、そこから"問題解消"に当たらなければ何の効果もないだろうと思われる。

国際収支の圧力と二重構造的発展という二つの問題は互いに関連をもっている。それは国内的な産業二重構造が対外的経済取引きで設問されるからである。

根本原理から掘起し研究を

結局、いま韓国経済で表面化した問題点は根本的原理から掘りおこして、もう一度真摯（し）に、そして虚心担懐に研究・検討しなければならないものである。

最近、論難されている民間主導型と政府主導型の問題、資本集中と独占に対する批判体系としての自由競争原理への過度の郷愁、そして自由競争下の適正規模問題などは要するにわれわれの経済運営の技術手段上の問題ではないのである。それは経済体制自体の性格決定の次元の問題であり、そこまで掘り下げて取扱わなければ、何の解決も生まれない問題なのである。

国際社会の歴史発展趨勢において、われわれはつまるところ経済制度問題を自由に研究・検討すべきであろう。

（SISA）

緊縮基調で成長続行

新年の施策　経済五長官が強調

韓国の新年経済施策は、引続き緊縮基調の上での成長ということこれまでのパターンの延長となるもようである。

経済五部処長官と韓銀総裁の新年の辞は一様に七一年が二次五ヵ年計画の最後の年であると同時に七二年から始まる三次五ヵ年計画の土台構築の年だと規定し、安全基盤を堅持しながら経済の成長能力を一層培養するということを強調している。

このような施策方向は、政府主導のもとでなされている農業開発と重化学工業の育成、農産物価格引上げなどの政策を羅列・強調しながらも、七〇年韓国経済の最大の危弱点であった物価安定にたいしては何ら有効な処方を提示していない。ただ抽象的に過剰投資を抑制することなどで経済の安定を図るという対策強化について述べているだけである。

なお、財政、金融部門においては、能率的な金融体制の確立と税制の基本的な改正を行なう方針だと語っているが、この金融正常化と税制改革は七二年から実施される三次五ヵ年計画の後だてとなるという発想のもとでなされるものであるだけに、果たして庶民が望んでいる公平と公正の原理で一貫されるかどうかが注目されている。

このような政策発想から見て、選挙の年である今年の経済施策の基調は、引続き政府主導型のワク内での緊縮政策続行が予想されているが、施策の新技術は見られない。

70年度輸出実績は超過達成

李洛善商工部長官が発表したところによると、七〇年度輸出実績は十億三百八十万八千ドルをマークし、同年目標額より〇・四%、昨年度実績よりは四二・七%を超過達成した。

なお、七一年中の軍納は、国内軍納が八千六百八十九万ドル、海外軍納五千四百七十一万ドルで、計一億四千百六十万ドルに達し、年間目標額一億四千万ドルを四・四%超過した。

今年度輸出目標は十三億五千万ドル

政府は七一年度の輸出目標を十三億五千万ドル（昨年の三五%増）と決め、これを公館別に責任数量を完遂するように指示した。

財務部が配定した割当ての内容を見ると、地域別では北米州が六億九千四百万ドルで全体の五一・四%を占め、ついでアジア地域の四億八千五百三十万ドル（三六%）、欧州一億三千五百万ドル（一〇%）となっている。

輸入総規模を確定

政府は七一年度の輸入総額規模を二十二億四千五百万ドルに確定した。これは七〇年度の二十億四千万ドルより一〇%多く、このうち政府保有ドル（KFX）による輸入規模は九億五千万ドル（昨年より五千万ドル増）となっている。

自由化原則を堅持

政府はこのような目標のもとで輸入自由化原則を引続き堅持しながら自由化幅は現行よりふやさず不要不急品およびぜいたく品目には抑制政策を適用、消費構造の健全化を通じ輸入商品の物価高を防ぐ方針であるが、七一年度の輸入品目は①輸出用原資材②輸出用施設材③一般輸入④借款およびその他援助などである。

二次計画の超過達成

金副総理　最終年度の見通し

金鶴烈副総理は六日、今年で終わる第二次五ヵ年計画が全般的に当初の目標を超過達成する見通しだと述べ、最も不振の農水産部門も計画目標を達成するだろうと語った。

金副総理によると、七一年総資源予算では今年のGNP（国民総生産）は一兆五千七百六十八億ウォン（六五年不変価格）で第二次五ヵ年計画の目標一兆六百九十七億ウォンを三四・八%超過達成することになっており、特に鉱工業は計画より四六・八%、社会間接資本は五六・七%を上回ることになる。

また、農水産開発は他の部門より低調だったが、原計画を〇・一%上回る見込みで、貿易輸出、人口調節、主要品目生産、社会基礎施設などは計画を大きく超過する見通しである。中でも特に合板、精油、セメント、船舶などの生産は、七一年度の目標を当初六九年にすでに達成しており、今年の生産展望は原計画の二倍ないし一・五倍になるだろう。と金副総理は明らかにした。

新年総資源予算案公表

政府は七一年度の経済成長率を一〇%、一人当たり国民総生産（GNP）を九万七千三百三十四ウォン（二四八・九ドル）とした新年総資源予算案を確定・公表した。

同総資源予算案は七一年度のGNPを三兆一千億ウォン（経常価格）に推定し、経済の名目成長率を二一%、実質成長率は一〇%にし、産業別実質成長率を農水産部門五・三%、鉱工業一六%、社会間接資本およびサービス部門九%に推定した。

本国新聞論調

転換期のプロフィル

一九七一年の座標

去年の元日、本欄は「七〇年代を迎えて」という標題で、韓国が新しい転換期にさしかかったことを強調した。それから一年を過ぎた現在の内外情勢の動向は、その転換期の内容を一年前のそれより、一層鮮明に写し出している。

六〇年代の韓国政治は、議会民主主義が飛躍的に発展をとげたという点で、それなりの評価を受けるにふさわしいものがあろう。だが無理な経済成長策の強行は繁栄はなし得たが、その反面には経済的不均衡発展と企業内容の不健全性を同時に招いたのみならず、官紀の不正腐敗と社会的不信、そして軽薄な風潮をかもしだしたことは否まれもない事実である故、七〇年代に入っても、韓国経済の発展を継続持続しようとするなら、国民経済運営体制を、六〇年代の政府主導型から、民間主導型に機械的に変えるだけで、ことがすまされるものではない。政治分野においても、経済分野においても、あらゆる分野において清新な善意の競争によってのみ何事もなし得るものであることが明らかにされた筈だ。

ともかく、七〇年代に至って政府主導型の経済運営が好ましくないという主張が政府当局者からなされたのは幸いなことである。しかしながら、国民経済体制を民間主導型に切替えるということは、政治運営体制も真正な議会民主主義体制に切替えることを先行条件としない限り、実現しがたいという事実をみすごす人々が余りにも多いことには驚くばかりである。それゆえ、七〇年代こそ、北傀に圧倒しうる経済的繁栄を実現する十年に定めようとするなら、今年に行われる総選挙において、与野党が善意の競争を行える公明選挙を確保しなければならないであろう。そうすることによって、これを契機に、経済、社会、文化などあらゆる分野に亘って、善意の競争という新風を巻き起すことが可能であるからである。

活路は民間主導型に

去年の今日、本欄は韓国経済が六〇年代に飛躍的発展をなし遂げたことは事実であるが、しかし七〇年代に至っても六〇年代のその政策とその作風を、そのまま踏襲していては、一大蹉跌を生じさせ、政策の転換と作風の刷新がなくてはならぬようになると主張した。過ぎた一年、韓国経済が歩んできた足あとをふりかえってみると、政策の転換と作風の刷新なしには、韓国経済の前進は暗いという事実が一層、鮮明にうき彫りされた。六九年の一五・九%という経済成長率が、七〇年は九・八%（推定）にそのテムポを落したのは、主に海外貯蓄（外資導入）の減少に起因しているといわれる。ではなぜ、外資導入率が減少したかという問題は、韓国経済の前途を[illegible]場合、政策の転換と作風の刷新を要請する暗い展望としか指摘せざるを得ない。勿論、年九・八%という経済成長率が悲観的なものではないがこの成長率も輸出の伸張に全面依頼していることを考えると、今年こそ、思い切った政策の転換が強く望まれるのである。

七〇年代にも、六〇年代におとらぬ経済成長をなし遂げようとするなら、政策の転換と作風の刷新は、これ以上、引延すことは許されないものと肝に命じなければならない。

とくに、対北傀姿勢は、いかなる場合においても、北傀を圧倒できる経済繁栄をかちとらなければならないという点に、異論をはさむ余地がないものであれば、七〇年代に入っても、六〇年代同様な高度成長を持続させなければならない。六〇年代のその政策と作風だけでは、六〇年代と同じような成長は望めないということに疑問をはらむものさえいないであろう。

このようなことは、政府関係者や民間企業の人々までが、一律に主張している点に照しても明らかな事実である。国際収支の悪化により外資導入がふるわなくなったとか、政府高位層の生活気風が奢侈に押流され、国民の生活作風まで過度消費に陥り、可処分所得の三・五%しか貯蓄をしない現状などは、政府主導型の政策が失敗に帰したことを立証するものであるゆえ、このような政策を民間主導型に切り替えない限り、今後の成長はありえないとする主張は妥当性をもつものといえよう。勿論六〇年代の驚くべき経済発展をなした政府主導型の経済政策が七〇年代に入ったからといって、効用をはたさないというのは理にかなわぬものともいえようが、量的に少く質的に低い国民経済は、政府主導型の経済政策である程度までその水準を引上げることができようが、国民経済が量的に拡大し質的に高まると、市場機構にマッチしなければならないという論理はソ連をはじめとする東欧共産国においても「リベルマン」理論が活気を帯びているという事実だけをとってみても知ることができよう。なおさら、私有財産を尊重している韓国においてをや、政府主導型の経済政策の転換を求めるのは、おそい感じがしてならないのである。

善意の競争体制を

しかし、何故、ソ連をはじめ東欧共産諸国での「リベルマン」理論が、西欧の資本主義国での自由企業のような経済繁栄をもたらすことができないのであろうか。その理由を研究する必要があろうこれは、リベルマニズムが私有財産制を否定しているばかりでなく、議会民主主義さえ否定している政治の政府主導型の中で、その理由を探し出せないのはいうまでもない。

七〇年代にさしかかった韓国経済は、量的に殖え、質的には高度化したため政府主導型の経済政策では、もちこたえられなくなった段階にまで発展したのも事実である。したがって、七〇年代に至っても、六〇年代の政治を導いてきた政府主導型政治体制を転換しない限り、民間主導型への経済体制転換も、いくら政府当局者によって、声高らかに叫びつづけられようと、それは空念仏に終る恐れが多いのである。政府主導型に運営されているからこそ、言論活動が萎縮され、あらゆる民間活動が、羽をのばすことができないでいる状況の中で、経済活動のみ、官権から解放され、発展することはあり得ないからである。

一言でいって、政治の民間主導型とは議会民主主義を指すものであれば、政治の民間主導型に花を咲かせるということは、議会民主主義を咲かせることを意味しよう。これは、言論の自由をはじめとする国民のあらゆる権利が責任をもって行使される社会だけがもちうるものである。そして、議会民主主義に花を咲かせるということは、国民があらゆる分野において善意の競争を心ゆくまで繰り拡げることを意味する。このような新風を巻き起すことは、国民各自が、おのおの分担した分野において、善意の競争を奨励することによってのみなしうるものである。あくまでも、これを主導するのは、執権者が入り乱れた議会政治に条理をたて、乱れた官紀に紀綱をたてる作業に成功することによってのみ、社会の不信風潮を一掃することができるし、国民各自が互に助け合う新しい気風をつくり出すことが許されるのである。

朴大統領は、八・一五宣言で、北傀に対し、善意の競争を提案したことがある。善意の競争で勝利をおさめるには、六〇年代と同じような経済発展を、七〇年代においても継続していかねばならない、そうするのには、民間主導型に国民経済運営方針を切替えるべきである。このことをかさねていうなら、政治の分野においても、議会民主主義の発展を必需不可欠な先行条件としなければならないということである。

それゆえ、議会民主主義を開花させ、民間主導型の経済体制を盤石の上に確立させるということは、北傀に勝てる近道であるということを、新年の元日に、全国民と共に、胸の中で確め合う新年の座標としなければなるまい。（東亜日報新年号社説＝韓国通信）

16日を逃せば2度と永住権取得のチャンスはこない

親が取得しないと子孫たちの永住権も失なわれる

永住権申請の相談は民団へ

在日韓国人（朝鮮籍を含む）が、日本で安定した生活を営み且つ、自由に祖国を往来し、または家族を招請するためには、何よりも他の外国人には認められない永住権を取得するのが最も良いのです。あらゆる手段によって、在日韓国人（朝鮮籍を含む）をだましている朝総連のデマ宣伝に迷わないで、あといくらも残されていない申請期限（一九七一年一月十六日）が満了する前に、一日も早く永住権を申請しましょう。

＜申請方法＞

外国人登録を第一回目から引続きしている人は次の書類を揃えて、自分の居住している市・区・町・村役場に行き、本人が提出します。但し、十四歳未満の人はその父母が代理申請します。本人が直接準備するものは、写真二枚だけで他の用紙は上記の役場に置いてあります

A、協定永住許可申請書　二通
B、旅券又は大韓民国国民登録証（このようなものが無い場合には国籍を書きいれた陳述書）
C、写真（五センチ四方で六ケ月以内に撮影したもの）　二枚
D、家族関係と居住経歴書　二通

＜参考＞

1、手数料は一切無料です。
2、外国人登録上、朝鮮籍になっている人は、大韓民国（韓国）の国籍に変更申請したらよいのです。
3、居住経歴或るいは身分上に何かの問題点があると思われる人は最寄りの民団或るいは領事館又は大使館に行けば親切に案内してくれます。

この日をすぎると協定永住権の申請は受付けません。

民団東京本部管内各支部の所在地（カッコ以下は電話番号）

支部	所在地	電話
文京	文京区小石川二－十一－八	（八一一）三五五五
台東	台東区東上野三－一五－八	（八三二）九九〇四
中央連合	中央区日本橋茅場町一－一六	（六六一）五三七〇
墨田	墨田区太平町一－四－八	（六二二）九四四二
江東	江東区木場六－八－十	（六四四）〇五一二
江戸川	江戸川区興之宮二九	（六五七）七五一二
北	北区稲町一－二六九	（九〇一）二六八一
足立	足立区千住桜木町五三	（八八八）八三〇一
荒川	荒川区荒川三－三二	（八九一）〇五五五
葛飾	葛飾区本田立石六－一八－一六	（六九三）一七七一
豊島	豊島区池袋二－一一六七	（九八二）七一六一
板橋	板橋区板橋二－二－九	（九六一）六五六五
練馬	練馬区豊玉北四－三二	（九九二）五五七七
新宿	新宿区三光町二五（三立ビル一〇三号室）	（三四一）〇二四四
中野	中野区新井二－一－七	（三八六）五五三六
杉並	杉並区梅里一－二四－三	（三一三）七五七五
渋谷	渋谷区宇田川一五	（四六一）五三八二
世田谷	世田谷区下馬町一－七	（四二二）三六〇九
目黒	目黒区青葉台一－三〇－一〇	（七一三）四三七八
港	港区三田四－六－一八	（四五五）一二八八
品川	品川区豊町三－一－一	（七八六）一三二四
大田	大田区新蒲田一－六－七	（七三二）七六五一
大韓婦人会東京本部		（八一二）二九三八

在日大韓民国居留民団東京本部
東京都文京区本郷三－三二－七
電話八一一－一五三五〈代表〉

民団三多摩本部管内各支部の所在地

支部	所在地	電話
立川	立川市錦町一ノ三－二十	（二二）二六三五
調布	調布市下石原一－二三九	（八二）〇三六七
武蔵野	小金井市関野原町二－一四－一	（八一）三六〇〇
八王子	八王子市高尾町一六〇九	（六一）〇三〇五

在日大韓民国居留民団三多摩本部
東京都立川市錦町一－二－一〇
（〇四二五）（二二）三三八一

永住権運動終結の決意こめて

東本新年会、盛大にひらかる

新年恒例の民団東京本部主催の新年会が、六日午後一時三〇分から東京・新宿小田急百貨店の別館"凌雲"で三百余人の在東同胞が集まり盛大に行われた。

新年会は、羅東本部団長の司会でひらかれ、まず主催者の東京本部団長鄭在俊氏があいさつに立ち「永住権申請運動を通じ、はじめて組織運動にふさわしい活動をしてきた。また、この運動を通じて在日同胞社会の実態を多少なりとも把握することができた貴重な経験である。この成果を、いかに今後の民団活動に反映していくかということが民団発展の鍵になると思う。今年の第一課題は永住権申請運動の終決算である。十六日まで、最後の総力を結集して目標達成に全力を注ごう」（一面所報）とのべた。

つづいて、李裕天民団中央顧問が「組織の腐敗を一掃、一致団結して組織の再編成を」強調する祝辞をのべた。また、金在権公使は「誇りある民族の衿持をもち尊敬される国際人になろう。それがとりもなおさず海外国民の祖国に貢献する道である。今年も在日同胞みなさんの幸福を祈ってやまない」と祝辞。最後に李禧元総領事は「永住権申請促進運動に対する労苦に感謝する。あといく日もない申請期間を有終の美をもってかざれるよう」と激励の辞があった。のち、閔泳相議長の先導で祝杯、なごやかな祝宴に入り、午後四時すぎ閉会した。

（写真(上)＝東本新年会であいさつをのべる鄭在俊団長（中央）と閔泳相議長の音頭で祝杯をあげる立錐の余地もない会場(下)）

東京本部新年会のもよう

年末年始休みも返上

永住権運動最後の追込みへ

永住権申請の目標達成へ果敢な運動を展開している東京本部では年末年始の不要不急の行事は一切中止するとともに鄭団長以下全任員が正月休みを返上、十六日の永住権申請締切り日まで目標の成果をあげるべく最後の追込みをつづけている。

年末には、恒例の各支部合同忘年会も中止し十二月三十日まで全任員が出勤、組織の機能が中断なく永住権申請の促進へ活動をつづけた。さらに、年が明けてからは、三日から団務をはじめ、本年第一回の三機関連席会議と常任委員会をひらいた。

両会議とも、各機関長のあいさつにつづいて「永住権申請促進運動」の現状報告と状勢分析を行ない残る期間中の運動方針を細部にわたって検討したのであった。

期待できる 目標数達成

去年の十一月に全国最高の増加率をみせた東京本部管下の永住権申請者数は、十二月中の活動実績から予測して十六日の締切り日までには、目標達成に期待がもたれるようになった。

朝総連中の妨害運動は、相変らず激しく、折角民団側で戸別訪問を行ない永住権を理解させ申請手続きまで一切代筆を行なってやったにもかかわらず申請者が区役所の入口で待ちぶせている朝総連徒輩の反対説得に朽かれるという例が少なくないといわれており、このような悪らつな妨害の排除が望まれている。

しかし善良な同胞たちは、民団側の正しい説得に目ざめて永住権申請者が日に日に増加していることも事実であり、朝総連に対する憎悪心がつのっていることも否めない現状である。

永住権申請促進運動を通じて体得した民団活動家たちの貴重な経験は、いづれ組織の発展強化に資するであろうが、朝総連の妨害運動のために自由意思がくじかれて永住権を取得できなかった同胞たちの救済問題が今後の在日民族運動の一課題として登場してくることも予測されている。

いずれにせよ、永住権申請促進運動を通じて民団側が、創団以来はじめて組織活動らしい運動を展開したことは、今後の組織運動に大きなプラスになったことは否めないが、反面、朝総連側の犯した永住権申請妨害の民族的罪過は、厳しく糾弾されねばならないであろう。

顧りみて、万博事業のために永住権申請促進運動の立ち上がりが遅れたことは、痛恨のきわみであるが、この運動に対する日本政府当局のあまりにも非協力的な措置も遺憾なことといわねばならない。

永住権申請へ区役所窓口へつめかける同胞たち

五年年賦払いで買収

東京韓国学校 敷地問題が解決

安理事長

宋校長

東京韓国学校（理事長安聖出氏、校長宋基鶴氏）は、同校設立以来の懸案であった学校敷地問題を敷地所有者の大蔵省関東財務局との話合いがつき、昨年十二月二五日仮契約を締結し、きたる一月十四日まで本契約を結ぶことになった。

安理事長の説明によると、東京韓国学校所在地の敷地一千七百八坪を、所有者の大蔵省関東財務局から総額一億九千九百八七万円で韓国学校が買いとることに合意し敷地買売仮契約を結ぶと同時に手付金として一千四百万円を支払った。本契約はきたる一月十四日までに行ない、そのとき一時払金として一億二千万円を支払い、登記移転を完了する予定である。

敷地代金の残額一億六千五百万円は五年年賦で毎年三千三百万円ずつ支払っていくという契約内容である。また、敷地買取りの財源は、ここ数年、本国政府から資金援助金の一億七千八百万円の中から、一時金を支払い、年賦払になった総額一億六千五百万円（年三千三百万円）は、同校の財政委員や都内有志からの寄付金でまかなう予定である。

安理事長は以上のような永年の念願であった敷地買取契約の内容と共に、同校運営問題の現状も説明したが、それによると、今年の同校の年間予算が四千八百万円、収入は中高生の授業料収入が月間八〇万、同校財政委員百人から月間会費百五〇万円、年間を通じ、約二千余万円の赤字は本国政府におんぶしている状態である。

安理事長は、[illegible]事長に就任、就任当時の同校財政委員からの月間会費は四〇万円、一年足らずの期間中、安理事長自ら都内の民団支部や有力者、父兄をたずね、同校の財政問題解決に尽力、月間百十万円も引上げた。

安理事長は、東京韓国学校の財政自立の責任は、東京在住の同胞にあると強調し、ある特定の人だけに同校の運営費を求めることは同校の設立趣旨にも反すると語り今後はできるだけ多くの同胞から定期的資金援助に基づき、同校の財政問題を正常化したいと語った。

さらに安理事長は、今後学生教育の方向にもふれ、できることなら日本で大学まで一貫した民族教[illegible]きあげたいと述べた。

ソウル—香港路線失う危機

KAL

英国のCPA航空社は韓国の国税庁が決定した一億六千六百万ウォンの税金納付を拒否し、英国政府に韓・英航空協定を廃棄するよう働きかけている。このためKAL（大韓航空）はソウル—香港の"黄金路線"を失う危機に直面している。

トレンチ英国大使は最近外務部に鄭奎変次官補を訪ね、国税庁がCPAに賦課した六七年七月から六九年末までの法人税一億六千六百万ウォンは不当だと指摘、これを削減しない場合は韓・英航空協定の廃棄も辞さないと通告した。

そこで英国政府がもし同協定の廃棄を通告してくれば、その日から三十日後に協定は正式廃棄となり、韓国の民間航空社であるKALはソウル—香港間の定期路線に就航できなくなる。

なお、韓・英航空協定はさる五四年に覚書きを交換し暫定協定の形式で締結され現在に至っている。

CPA側は国税庁が一億六千六百万ウォンを賦課したのは不当だと主張、四千万ウォン程度の納税が適当だといって、CPA決算報告書を審査、税金を再調整してくれるよう国税庁に申入れている。

北韓の警備艇が 韓国漁船を射撃

対スパイ対策本部が七日発表したところによると、六日夜九時五十分ごろ、韓国西海岸白翎島沖で操業中の韓国漁船（仁川港所属の底引き網漁船・八四トンクラス）二隻に北韓快速警備艇が接近して突然、砲火を浴びせかけた。このため一隻は間もなく火災を起こして沈没、乗組員十二人は行くえ不明となり、他の一隻は緊急出動した韓国海軍艦艇に救助されて七日午後仁川港に引船された。

なお、昨年十二月二十六日にも同様の事件が起きており、明らかにされたところによると、同日東部海上休戦ラインで韓国漁船を北韓警備艇が射撃している。

一方、七日の平壌放送は六日夜の韓国漁船撃沈事件を「朝鮮民主主義人民共和国領海に侵入し、スパイとともに撃沈し、一隻を拿捕した」と発表した。

旅客船と貨物船の衝突事故

麗水港で＝32名死亡

七日午前十一時十九分ごろ、南海岸の麗水港で沿岸旅客船と貨物船との衝突事故が発生、旅客船の乗客ら三十二名（男九名、女二十三名）が死亡したが、五十五名は救出された。

三十余名死亡 不明百五十名

東南海地域の津波

三日から韓国東海と南海岸一帯を強打した暴風と津波のため船員など三十余名が死亡、百五十名余りが行くえ不明となり、総八億七千万ウォンの財産被害を出した。地上で家を失った被災者は四千六百六十人。

被害は慶尚北道の蔚珍、浦項、盈徳海岸が最もひどく、この地域だけで船舶六十八隻が全破、六十三隻が半破、三十六隻が流失または沈没した。

死亡三千九百

七〇年は交通事故の大型化の年

韓国にとって七〇年は交通事故の大型化の年だった。さきの南栄号惨事を始め毛山踏切り惨事など自動車、鉄道、船舶などの大きな交通事故が続出して多くの生命がうばわれた。

治安局集計によると、自動車事故だけでも一度に三十名以上の死傷者を出した事故が十回も発生したが、七〇年中の各種交通事故で死亡した者は三千九百二十四名にのぼり三万七千六百四十八名が負傷した。

事故原因は、自動車の場合、全体の六八%が大都市で起きている点からして主な原因は自動車の高速化、自動車と人口密度の増加および道路の飽和状態などにあったと治安局は分析している。

黙海書芸展ひらく

15日まで韓国公報館で

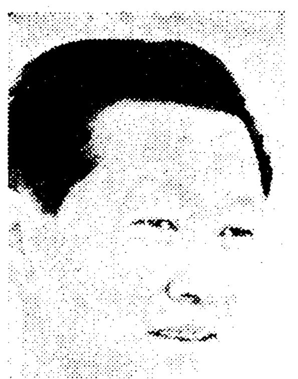

黙海金容玉氏

書芸展の開催レセプション

韓国美術協会釜山支部書芸委員長で書道の大家として知られている黙海金容玉氏の書芸展がさる八日から（十五日まで）赤坂の韓国公報館画廊でひらかれている。

黙海金容玉氏は、慶南南海出身で六才の折から書道に親しみ郷里の大家たちによる指導で筆を錬磨し大成をなしたといわれ、氏の自然で生動感あふるる筆体は愛国精魂の書芸として韓国で高く評価されている。また金氏は釜山で竹山書友会を指導し後進の養成にもつくしているが今般日本書芸界との交流ならびに在日同胞たちに民族文化を宣揚するために来日、韓国公報館、日本書道院、在日韓国YMCAなどの後援をえてこのたびの書芸展をひらくことになったもの。

黙海金容玉氏の略歴＝東明美術院副院長、釜山YWCA書芸講師、釜山港西教会長老、韓国書芸家協会会員。（揮毫は金氏の敬天愛人）

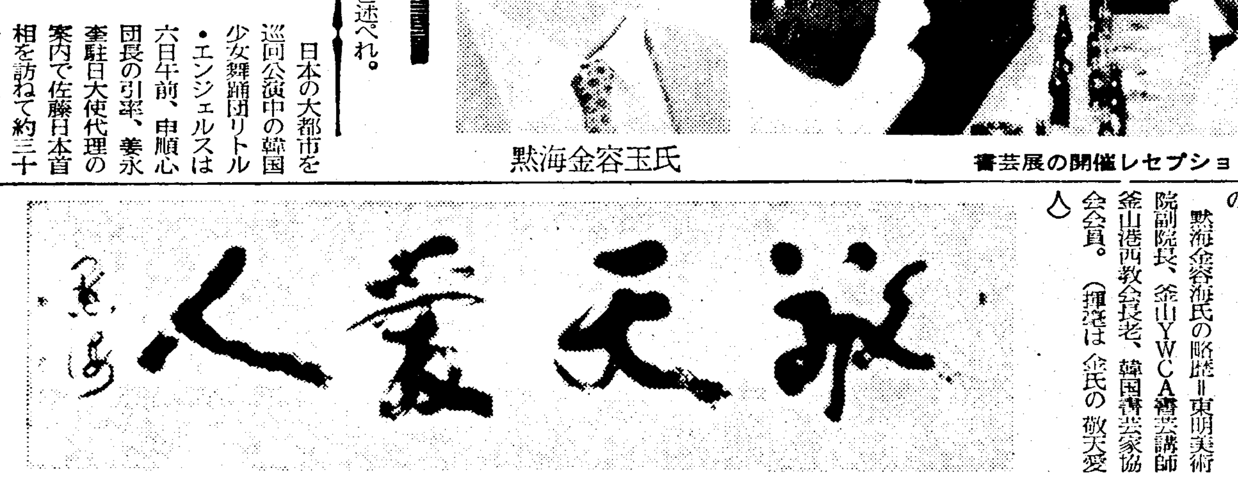

韓国最古の新羅 線刻大壁画発見

韓国最古の新羅線刻大壁画と金石文がこのほど慶尚南道蔚州郡彦陽面盤亀洞の山の渓谷でソウル・東国大博物館の仏蹟調査団（団長＝黄寿永教授）によって発見された。この壁画と金石文は長さ九・五㍍、高さ二・六㍍の大きな岩壁に彫っており、これは真興王十年（西紀五四九年）あるいは真平王三十一年（西紀六〇九年）につくられたものだということが銘文によって推定されるが、花郎遺跡としては最古のものである。

商銀新年会

プリンス・ホテルで 十六日午後一時から

東京商銀信用組合（許弼奭理事長）では、恒例の新年会をきたる十六日午後一時から赤坂プリンスホテルでひらく。

お知らせ

旧年の送年号（十二月二十三日付）でお知らせした通り一月十三日付本紙は新年休刊の予定でありましたが、永住権申請期限の切迫にともなう重大な時期に鑑み休刊しないことにしました。

訃告

梁永戊氏（東京都墨田区墨田二—六—四・本籍慶南咸陽郡瓶谷面光坪里）一月十一日午前六時自宅で永眠、告別式は十三日午前十一時から十二時まで自宅で執行。

佐藤首相が茶菓会

"リトルエンジエルス"

日本の大都市を巡回公演中の韓国少女舞踊団リトル・エンジェルスは六日午前、申順心団長の引率、姜永奎駐日大使代理の案内で佐藤日本首相を訪ねて約三十分間、楽しいひとときを送った。

佐藤首相は満面に笑みをたたえて少女たちを迎え、一人ひとりと握手を交わしながら「カゼを引かないように気をつけてネ……公演では必ず成功して下さいヨ」と激励、リトル・エンジェルスが歌ったアリランや日本の童謡「雪やコンコン」などを聞いて顔をほころばせた。なお、同首相は茶菓会を開いて子どもたちをねぎらった。

皇太子ご夫妻も観覧

日本の皇太子ご夫妻は、八日の夜、神田共立講堂に公演中のリトル・エンジェルスを観覧[illegible]

三星物産株式会社
東京支店
東京都千代田区霞ケ関三—二—五
霞ケ関ビル
電話（五八一）七五二一（代）

セントラル冷暖房システム

かつて建築物は、生活や仕事の場を収容する"容器"がその主な機能でしたが、今日では一歩進んで外界の気候条件がどのように変化しても、常に快適で能率的な生活作業環境を維持する、いいかえれば、新しい気候を作り出す場となってきています。その新しい気候を創造するものが、セントラル冷暖房システムです。

この冷暖房システムは

◎快適な冷暖房が行なえること
◎豊富な給湯ができること
◎住宅をはじめとする建造物の寿命に匹敵する耐久性をもっていること
◎経済的な運転ができるように熱効率がすぐれていると同時に、ロスの少ないすぐれた調節・制御機能をもっていること
◎建物構造、用途、予算などに応じて幅広いシステム商品群がそろっていることが要求されます。

当社は、これらの要求を完成した「サンヨーセントラル冷暖房システム」と提携し、建築物の機能を高めるお手伝いをいたします。

五州興業株式会社
東京都新宿区市谷八幡町1
電話（269）1817（代）
取締役社長 鄭寅勲

北洋冷凍機工業株式会社
東京都新宿区原町3丁目84番地
電話（341）0449（代表）
取締役社長 洪起華

ウィーン少年合唱団とならぶ世界の名門
全米を魅了して再度来日!!
ザ・リトル・エンジェルズ

公演日程
名古屋 12月25・26日 中日劇場
大阪 12月27・28日 大阪サンケイホール
神戸 12月29日 神戸国際会館ホール
東京 1月2〜8日 共立講堂
足利 1月10日 足利市民会館
金沢 1月12日 金沢市観光会館
福井 1月13日 福井市文化会館
岐阜 1月14日 岐阜市民会館
京都 1月16・16日 弥栄会館
大阪 1月18・19日 大阪サンケイホール
静岡 1月20日 清水市民会館

★PM一〇・三〇 PM六・三〇開演
（但し京都公演は A、M 一〇・〇〇 P、M一・三〇開演）
A席……三〇〇〇円 B席……二五〇〇円
C席……一八〇〇円
■前売券は後援会及びプレイガイドで絶賛発売中!!
〈出演するTV番組〉
○一月一日(木) P・M・一二・〇〇〜一・〇〇「桂小金治アフタヌーンショウ」（NヨT）
○予定 ミュージックフェアー（フジTV）
○他出演予定

■主催 リトル・エンジェルス後援会
■後援 外務省・日本文化庁・駐日大韓民国大使館・大韓民国駐日公報館・在日本大韓民国居留民団中央本部・ロッテ商事株式会社

発展する祖国

今日のソウル

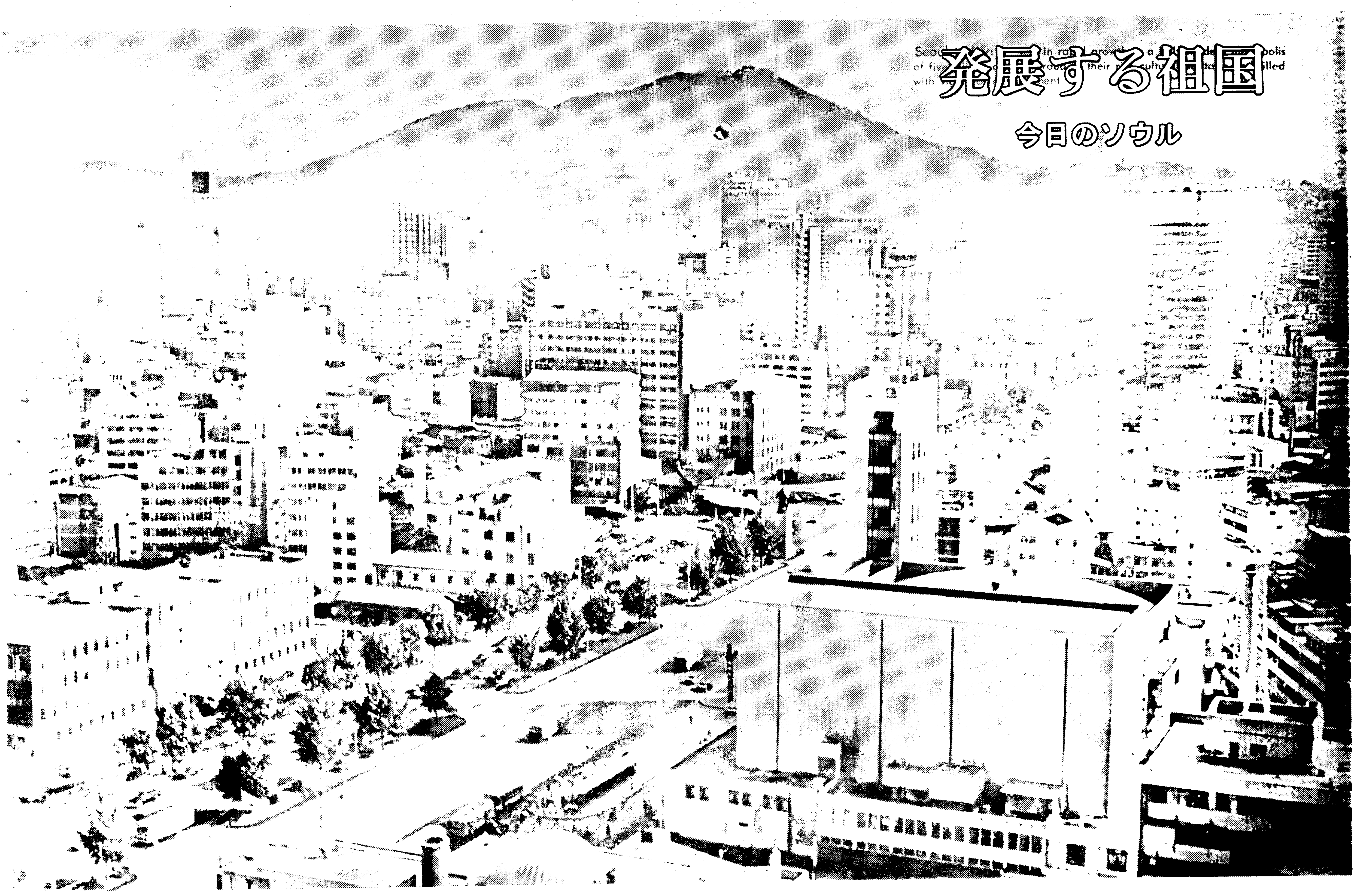

開拓者의 다함없는 노래를 너와 내겨레의 가난한 핏줄에 봄기운처럼 스며들게하라

新年頌

金顕承

산악 위에 운명의 산악을 가로 막고
허망한 都市 위에 너희들의
병든 都市를
바티케트 처럼 쌓아 보아라。
그보다도 더욱 높은 곳에서
겨레의 꿈은 太陽처럼 빛나지
않는가。
일곱 바다에 기진 일곱 바다를
더 두르고
역사의 사막에 목마른 바람을
휘장 처럼 쳐 보아라。
그보다도 더 먼 곳으로
겨레의 뱃머리는 파도를 깨뜨리며
슬기를 저어 가지 못하는가。
우리의 생애는 나어린 出發에
있지도 않고
성공의 영화로운 끝에만 매어
달리지도 않는다。
우리의 생애는 그 全體 속에 물결
치고 있다。
그 全體 속에 역사는 뛰이 끓고
있다。
그러기에 오늘보다 내일을
더 사랑하고
때로는 괴로워 잠못 이루고
또 두 손을 내려다 보며 한숨도
터뜨린다。
그러나 純金이 흙 속에 묻혔기로
라일락의 뿌리가 어둠 속에
잠들었기로
그 영원의 빛을 잃는 것은 아니다。
캐내어 쓰는 불같은 손에서만
어둠 속에 지키는 봄의 손에서만,
그것은 아침의 기명을 처럼 빛날
것이다!
그것은 가장 높은 줄기 끝에서
눈부시게 타오를 것이다!
一九七一년의 사랑을 뉘에게서
받을까,
一九七一년의 꿈은 어디서 올
것인가,
아니다, 그러나 아니다,
낡은 종들의 허망한 노래를
버리어라,
끓는 심장 깊이 사랑은 창끝이
되어 주는 것,
너의 가슴엔 사랑을
나의 가슴엔 꿈을
우리가 서로이 주는 것 ─ 받는 것
보다
우리가 서로이 주는 것!
이 征服者의 피를
이 開拓者의 다함없는 노래를
너와 내 겨레의 가난한 핏줄에
봄기운 처럼 스며 들게 하라!
지금은 겨울과 봄의 사이 ─ 이 거친
山河의 뼈 속에 스며 들게 하라!

ロッテキャンディは高級フランス風

キャプテンロッテが言うとおり
それは それはおいしいキャンディです

あなたに高級キャンディを召しあがっていただくために
本場フランスから
キャンディづくりの名人J・ボーダンを招き
まごころをこめてつくりあげました
きびしく選びぬかれた原料
最新設備をそなえた工場から誕生する
高級フランス風のおいしさ
ロッテならではの
このぜいたくなおいしさを
心ゆくまでお楽しみください

チョコレート
すきとおったおいしいキャンディに
あのまろやかな
ロッテチョコレートが
甘くつつまれています
100円

ココロール
香ばしいココアの香りを生した
スティックロール型の高級ソフトキャンディ
ついつい手が出るおいしさ　100円

高級フランス風
ロッテ
キャンディ

LOTTE CANDY
CHOCOLAT
チョコレートキャンディ
LOTTE
Cocoroll
¥100

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

2月3日
<1971>
週刊・毎水曜日発行
第2437号

発行所 民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒113

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN. TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行週刊紙
（1965年7月27日第3種郵便物認可）

在日本大韓民国居留民団
綱領

一、우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
一、우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
一、우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
一、우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
一、우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

期限延長要求し取下げ阻止へ
全国団長・事務局長会議ひらかる

民団全国団長ならびに事務局長会議が、さる二十三日午後一時から東京文京のホテル・ダイエーでひらかれ、一月十六日で締切られた協定永住権申請促進運動の経過報告ならびに今後の方針について討議した。

団長会議

会議は、全国四十八地方本部のうち三十六地方本部の団長、事務局長ら六十余名が参加してひらかれ、李禧元中央団長が「永住権申請[illegible]

[illegible]

経過と展望

永住権申請促進運動は一九六五年六月二十二日の韓日協定で在日韓国人の法的地位に関する協定の締結以来、本団の重点活動として展開されてきた。

この運動を大別すると
①一九六六年一月十七日—一九六九年十月
②一九六九年十一月—一九七一年一月十六日

とわけられる。

[illegible]

今後の対策
期限は延長されなければならない

[illegible]

35万9百22人
永住権申請者
法務省の集計

日本法務省は二十九日、在日韓国人の永住権申請者数が三十五万九百二十二人と集計、駐日大使館へ非公式に通告した。この永住権申請者総数に関してはさる一月十六日の締切りと同時に本国民団中央団長が記者会見で三十万突破を言明、この後各国地方本部、実務会議などを通じて三十四万一千百六十六人との推定数をはじき出していた。また、駐日大使館でも公館長会議での報告に基ずき三十三万八千三百九十九人と推計していたが、日本法務省の通告はこのいずれをも上回る。

永住申請総数（民団各県報告集計）

地方本部	有資格者	申請者	地方本部	有資格者	申請者
東京	50,527	30,540	富山	1,881	620
神奈川	25,240	14,473	大阪	147,364	113,045
千葉	8,200	3,600	兵庫	55,549	33,177
山梨	2,170	1,040	京都	37,978	23,124
栃木	1,909	856	奈良	4,992	3,840
茨城	3,530	1,214	滋賀	5,749	3,185
埼玉	7,231	3,120	和歌山	4,607	2,900
三多摩	9,600	4,013	広島	14,987	9,494
群馬	2,500	1,020	岡山	7,609	4,104
静岡	7,804	4,386	鳥取	1,498	650
長野	4,791	2,267	島根	1,503	808
新潟	2,621	1,497	山口	14,860	8,813
宮城	3,261	1,722	福岡	24,849	15,596
北海道	7,912	4,000	長崎	3,234	2,350
青森	1,910	1,032	佐賀	1,548	840
山形	668	341	大分	3,145	1,750
岩手	1,200	646	宮崎	1,114	735
秋田	1,135	764	熊本	1,869	1,400
福島	2,061	584	鹿児島	630	500
愛知	45,433	26,489	愛媛	2,047	1,100
岐阜	10,635	4,785	徳島	244	137
三重	7,473	4,350	高知	946	380
石川	3,168	1,629	香川	887	450
福井	4,739	2,179	総計	559,147	341,166

韓国、10年間の躍進と今後の問題
尹致暎氏、東京外人記者協会で演説

朴正煕共和党総裁（大統領）の常任顧問である尹致暎氏（前共和党議長代理）は二十六日、東京・丸の内の日本外国特派員協会の昼食会で「今日の韓国」という題で演説、朴正煕大統領指導のもとで成しとげた近年の目覚ましい韓国の経済発展と国力増強の実情を説明した。尹氏は一九六〇年代がわれわれが長い間の混乱と沈滞を打破して初めて前進を始めた"躍進の年代"であり、"開発の年代"であった」と述べ「しかもその開発でより大きな成果を現わした」ことを強調したが、以下は尹致暎氏演説の要旨、ならびに外人記者たちの質問に対する答弁である。

韓国経済はこの十年の間に大きく伸び、六〇年代以前の年平均経済成長率は二・三％にすぎなかったが以後の年平均成長率は八・六％となった。一方、約十年前、すなわち一九六〇年度の輸出額は三千二百万ドルだったが六九年には十億ドルに達し、また六〇年の財政自立度は六〇％だったのが、六九年には九三・一％に高められた。[illegible]

第三次五カ年計画で自立確立へ

[illegible]

（次は記者団の質問に答えた内容である）

米国のインドシナ政策と米議会

[illegible]

韓国に対する侵攻と日本に望む態度

[illegible]

日本の対中共政策に対して

[illegible]

対中共政策と駐韓米軍の撤収問題

[illegible]

朴大統領と金大中新民党候補

[illegible]

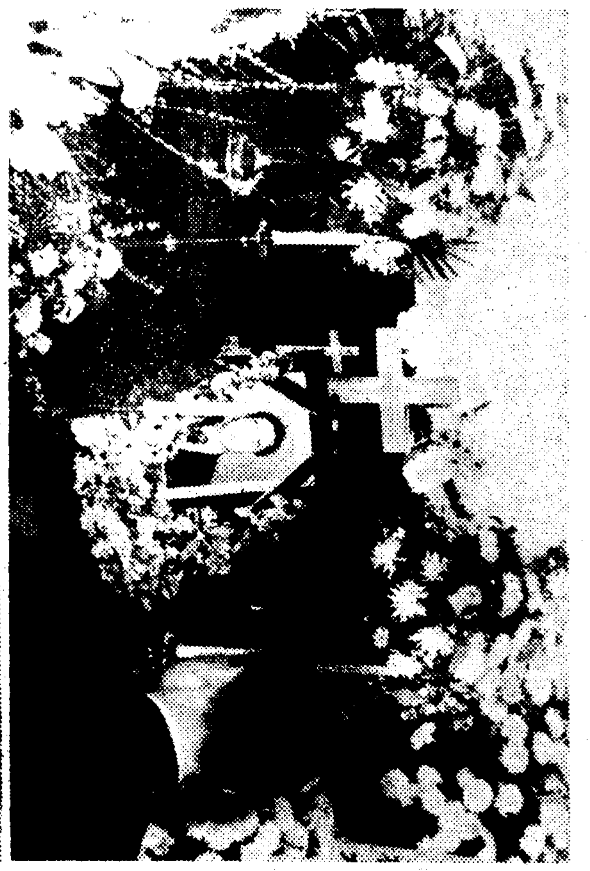

…した霊前に多くの民団幹部に送られて出棺

朴根世（中央議長）氏死去
16日東京教会で民団葬

[illegible]

朴根世氏略歴

[illegible]

未申請者に対する救済方策

[illegible]

取下げ運動の阻止策

[illegible]

永住権取得者優待問題語る
李大使、小林法相

李皓駐日大使は二十五日午前十一時小林法相を訪問、同法相が在日僑胞の永住権申請で協調してくれたことにたいし感謝の意を表した。[illegible]

李皓駐日大使、佐藤首相と会談

李皓駐日大使は二十三日午前十一時、兼氏の案内で佐藤首相を訪問、約三十分間懇談した。[illegible]

在日僑胞社会唯一の国文総合雑誌

月刊 漢陽（通巻99号）

漢陽社
東京都豊島区池袋2—56—7
TEL 東京（983）5313番
振替番号 東京 45168

一九七一年度在日韓国人国費留学生募集要綱

一九七一学年度 高等学校課程国費留学生をつぎのとおり募集する。

一、募集対象
母国の高等学校課程で修学を願う在日本大韓民国国民

二、志願資格
（イ）日本外国人登録法に依り登録を完了した大韓民国国民で永住権を取得又は申請した者
（ロ）大韓民国教育法上高等学校入学資格がある者
（ハ）日本で中学校三学年に在学中の者で一九七〇学年度卒業予定者（但、男子に限る）
（ニ）旅券ならびに再入国手続が可能な者で学業優秀勤勉誠実な者

三、提出書類
（イ）入学願書（所定様式） 三通
（ロ）家庭環境調書（所定様式） 三通
（ハ）小学校卒業証明書ならびに中学校卒業（予定）証明書 三通
（ニ）中学校成績証明書 三通
（ホ）国民登録証ならびに推薦書 各三通
（ヘ）外国人登録済証 三通
（ト）写真（最近六個月以内に撮影した名刺型） 三枚

四、志願書類提出
（イ）期間 一九七一年二月一日から一九七一年二月二〇日まで
（ロ）提出処 ①駐日本大韓民国大使館奨学官室（電話四五三—一九六五）②民団中央本部文教局または各民団県本部 ③各韓国教育文化センター

五、選衡実施
（イ）日時 一九七一年二月二十一日（日）
（ロ）場所 追後通知する
（ハ）銓衡科目 国語・英語・数学・面接

六、其他事項
（イ）教育計画 合格者に対してはソウル大学校在外国民教育研究所で一年間の予備教育を履修したのち一九七二学年度から文教部が指定する高等学校に入学させる
（ロ）宿食計画 合格者全員を文教部が指定する寄宿舎に入舎させ舎監を配置特別指導する。
（ハ）国庫負担計画 学資金ならびに宿食費全額を負担する。

其他事項は駐日韓国大使館奨学官室・民団中央本部文教局・各教育文化センターに問合せること。

東京都港区南麻布一—二—五
大韓民国大使館奨学官室
電話〇三（四五三）九六五三

血は水より濃し

韓国選手

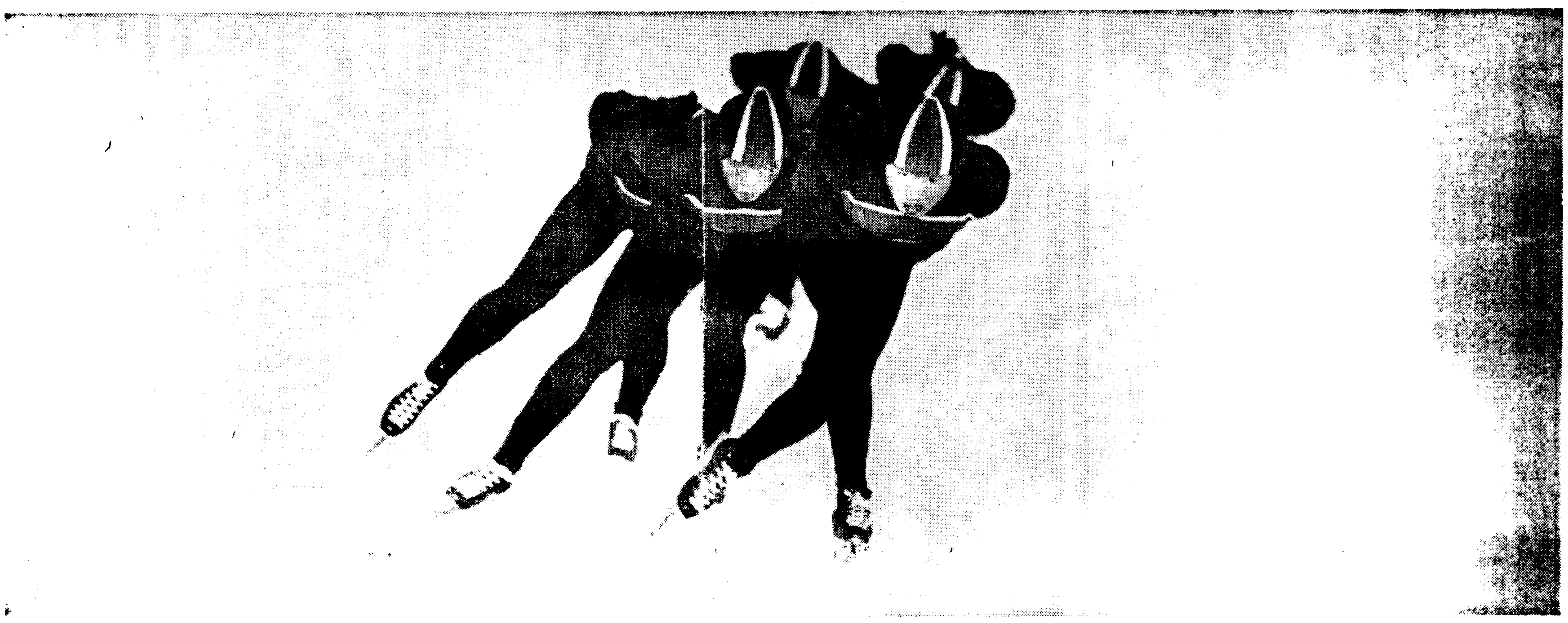

北韓選手

南北の同族選手が一堂に会した。同じ血をわけあう同胞でありながらそれぞれ別な栄誉をになって札幌国際冬期スポーツ大会に出場してきたのだ。しかも北韓の韓弼花選手は韓国の金暎熙選手のイ母（母の妹）に当るという悲劇的な話題も伝えられている。血は水よりも濃いという。張基栄韓国のIOC委員は「北韓の選手たちに温い同胞愛を示すよう」と呼びかければ孫吉川北韓選手団長は「くには違っても同じ民族だから」との感想をのべたと伝えられる。

札幌国際冬季スポーツ大会開会式

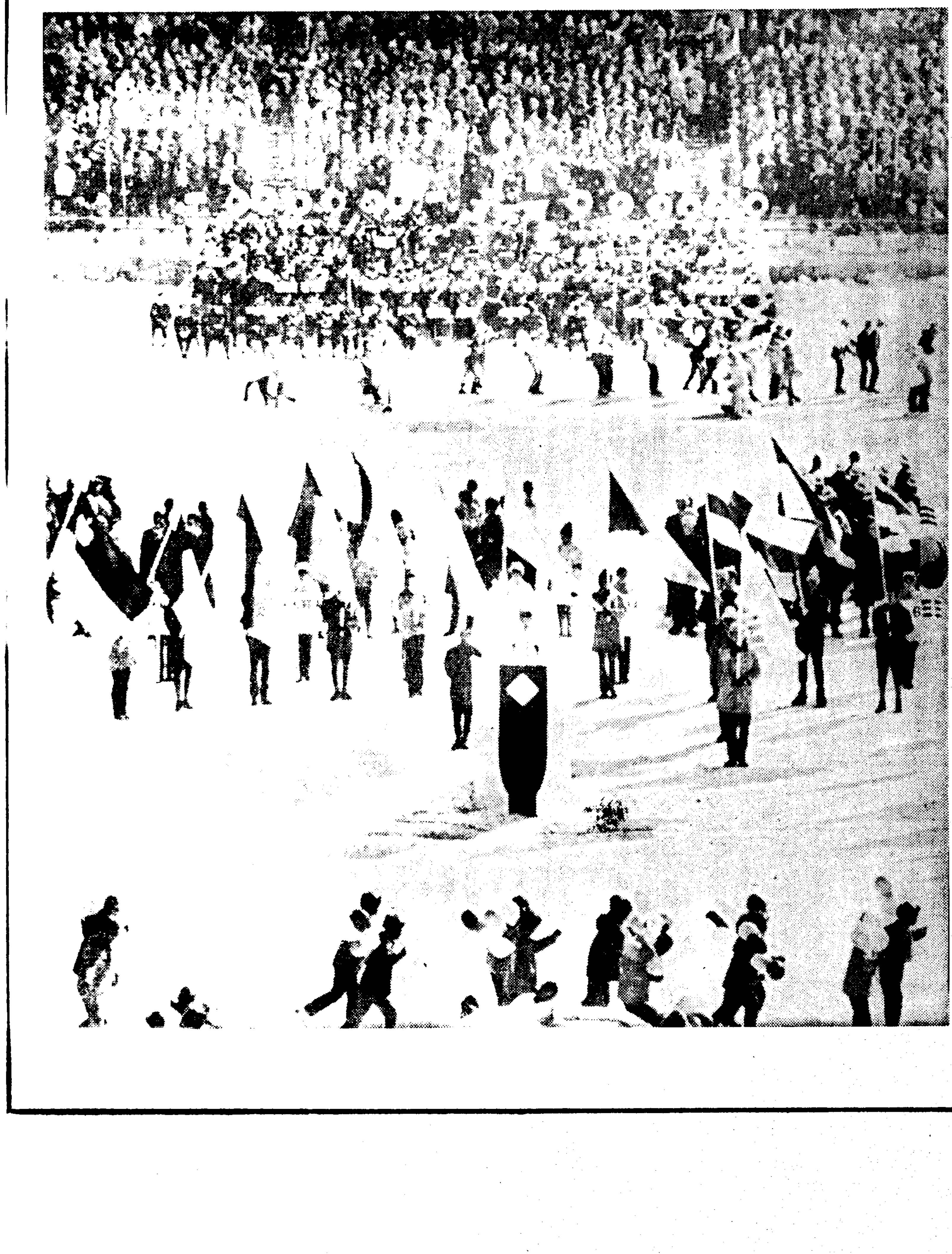

北韓女子スピードの選手たち（向う側）が　韓国チーム（手前）と練習で顔を合わせた。（2月3日真駒内スピードスケート競技場で）

札幌プレ五輪

雄大한自然 화려한舞臺

한지붕밑에 北傀선수도

世界의「衣裳전시장」

눈과 얼음—72년을 향한 은빛 銀빛의 祭典이 삿뽀로(札幌)雪原에서 펼쳐진다.

生動하는 세계의 젊음이 한자리에 모인 삿뽀로 冬季프레올림픽—이른바 국제동계스포츠週間행사는 7일부터 오는14일까지 크로스컨트리스키、점핑、스피드및 피겨스케이팅、봅스레이、루주、아이스하키、바이어드론등의 다채로운 프로그램으로 막을 연다.

「세계에서 가장 화려한」「東洋에서 최초」의 冬季올림픽을 자랑하며 준비를 서둘러온 日本의 最北端 설홋카이도(北海道)에는 오히려 세계각국의 人種과 衣裳의 전시장처럼 화사하다.

24개국 1천1백여명의 선수들.

中心街에 위치한 선수촌 파크 호텔엔 온세계의 메스콤이 진을 잇고있다.

韓国선수단 일행16명은 이호텔 5층(여자)、7층(남자)에 각각 머무르고있다. 동포인 北傀선수들도 역시 같은 숙소를 정해 南北分断의 비극을 다시 한번 느끼게 한다. 東西独도 우리와 마찬가지의 실정

"꽃"같은 恩石校어린이들

그래서 날카로운 神経을 더욱 피로케한다. 저들 北傀선수단은 25명의 보디 가드를 파견했으며 北傀NOC 위임기자라는 허수아비들을 이용해 파크 호텔 건너쪽 韓国人会館건물에 걸린「北韓선수들이여! 大韓의 품안으로—」라는 현수막을 보는 눈마저 가리운 심산인듯.

北傀 韓弼花가 우리 金暎熙선수의 이모라는 사실이 밝혀지자 외부사람들의 접촉을 꺼리는「경비병」들의 눈초리는 더욱 번뜩인다. 64년 도오꾜 올림픽때 辛今丹의 父女相逢을 새삼 연상케하는 비극이다.

그런중에도 6일 오전 11시 韓国人회관에서 거행된 우리선수단 결단식은 衝天하는 闘魂을 강조했다.

알파인의 金在植은 삿뽀 올림픽조직위원회가 지정한 富良野스키장에서 마지막 훈련점검을 마쳤고 노르딕의 金春起는 하루 30～50㎞의 強行軍에 피리어드를 찍고、결전의 날을 기다리고 있다.

男女8명의 스피드 스케이터들은 마꼬마나이(真駒内)스케이트場에서 北傀가 보는가운데의 연습도 이제 끝마치고 마지막 몸고름을 했다. 시범경기차 이곳에온 서울 恩石국민학교 그룹스케이팅 선수단은 현지 교포들은 물론 각국대표 임원 선수들의 박수갈채를 한몸에 받았다. 이들의 그룹연식 페어연싱모기에 현지 신문들도「銀盤에 핀 신선한꽃」이라고 찬사까지 했다.

冬季 올림픽은 72년에

이제 72년 동계올림픽까지는 만1년. 7일부터 시작되는 프레 올림픽은 그 예행연습이기도하다. 젊음이들의 겨울의 제전인 이 冬季프레올림픽을 맞아 東에서、西에서 栄光을 찾아 精鋭와 強豪들이모여들었다.

끈 드라마틱한 氷上의 戦争이 벌어지며 또한 새로운 스타들이 단생한다.

알파인 3관王이란 가장 화려한 타이틀—滑降、回転、大回転의 3종목에서 独占우승자에게 주어지는 이尊称을 노리고자 주로 欧美선수들이 기막힌 열전과 묘기를 벌일 것이다.

1백여m를 날으는 점프는 하늘의 飛鳥이어서 장관이지만 얼음위의 세계제일의 스프린터를 꼬르는 스케이팅도 가장 뜨거운 열전 종목. 우리에게 낯선 바이어드론은 눈위에서의 사격경기이며、봅스레이는 얼음썰매 경기、루주는 시속 1백㎞의 눈썰매 경기.

삿뽀로는 눈과 얼음위의 갖은 묘기가 펼쳐지는 幻想의 거리가 되고있다.

삿뽀로(札幌)에서 글 李鍾植 특파원

韓弼花北韓選手は私の妹だ

ソウルの韓桂花さん対面に札幌へ

札幌プレ・オリンピックに出場している北韓の女子スピード・スケート選手韓弼花さん（二六）の実姉韓桂花さん（三九）が、妹会いたさに九日夕ソウルから札幌に飛んできた。桂花さんは十日、宿泊しているロイヤルホテルにつめかけてきた記者たちの質問に答えて「妹と離ればなれになってからもう二十年です。北にいる父母はどうしているのか——妹の弼花に会って、是非聞きたい……」といって、その先は涙にむせんで言葉にならなかった。ときれ、ときれ桂花さんの語ったところによると「父の名は韓昌翼、母は李富子。私が十九歳になった夏、咸鏡道の咸興で師範学校の学生だったときに動乱が起きて、私たち家族はひき裂かれました。きょうだいは六人でした。私は十四歳の弟をつれて南へ逃げましたが、それ以来、とうとう父母にも会えず、また消息を知るよすがもなく二十年が過ぎました。こんど私の娘が選手として札幌大会に出場することになりましたが、これを契機に北にいる父母や兄妹に私が元気だということがわかってもらえればそれでいいと思っています。北韓では妹のこと否定していると聞きましたが、妹に会って、父母に私のことが伝わればそれだけでもいいと考えるようになりました」ということである。

また、桂花さんの二女、金暎熙さん（一四）＝ソウル・祥明女子中学＝はこんどの札幌プレ・オリンピックに最年少の韓国代表選手として参加しており、十三日には叔母（おば）の韓弼花選手と女子スピード・スケートに出場するという不思議な縁にとりもたれている。

なお、桂花さんを羽田空港で待ちかまえていた記者たちが「北韓では韓弼花選手はあなたの妹さんではないと報道していますが…」というと桂花さんは「弼花はどう考えても私の妹です。でも弼花がさきの記者会見で暎熙の叔母（おば）ではないと否定したことは弼花の立場を思いやらせるものがあり、理解できます」と、答えた。そして「こんどのことで弼花に何ごとも起きなければいいのですが……」と心配げであった。

一方、北韓選手団の孫吉川団長は、韓選手との血縁関係を取扱った新聞記事は「われわれに精神的な動揺を与えてオリンピック精神を阻害する政治的なものだ」と非難、当初は桂花さんが弼花さんに会いに来ても対面させないという態度を見せていたが、十日夜の記者会見では「悪らつな謀略であるが、大会が終わった後なら、韓選手自身会う用意がある。」と語った。

なお、北韓では韓弼花選手は西側の「鎮南浦の出身であるから違う」と報道したが、韓弼花選手は咸興なまりのある言葉を使っている。

永住権取得者の在日同胞

待遇改善に努力する

李大使 駐日公館長会議で強調

新任李ホ駐日大使初の駐日公館長会議が、さる二十九日午前十時から東京・赤坂の駐日公報館で開かれた。この日の会議には李大使をはじめ姜永奎、金在権、禹容海各公使のほか、金鎭弘駐大阪、宋賛鎬駐札幌総領事ら全国の各級公館長金光鉄外務部領事課長らが出席し①去る十六日にしめ切られた在日同胞永住権申請の分析と善後策②今年度輸出目標十三億五千万ドルのうち対日輸出目標三億一千二百万ドルの達成など、当面する諸問題について討議した。

李駐日大使は、この日挨拶を通じて、在日同胞の永住権申請者が三十万人を突破したことは一応の成果であると前置きして、今後は永住権取得者の待遇改善、未申請者の救済、朝総連の取下げや国籍書換え工作など緊急に対策を講究する必要があるので、その解決のため継続して努力する必要があると、強調した。

なお、各公館長から在日同胞の永住権申請に関する報告が行われ今後の未申請者対策などについて緊急対策の必要性が李大使に具申され、その他の事項を審議して午後五時閉会した。

駐日大使館でまとめた在日韓国人の永住権申請状況はつぎのとおり。

◇在日韓国人の現況　一、在日韓国人の構成および分布＝①一九四四年の総数二百二十七万一千五百三十三人②一九七〇年に外国人登録に表示された総数六十万八千四百二十九人。

二、外国人登録上の国籍表示による分類（略）

三、在留資格別構成（日本法務省推計）＝①法律一二六—二—六該当者（六四年四月一日現在）四十二万二千三百二十七人②①の該当者の子女十三万六千八百二十人③特別在留許可者（一般永住権申請資格者および協定発効後の出生者）四万九千二百八十二人で総計六十万八千四百二十九人。

◇永住権申請および許可現況（申請期間一九六六年一月十七日〜七一年一月十六日）

一、七〇年十二月二十六日現在の状況（法務省集計）＝①申請者数二十五万三千二百十四人②許可者数十九万千八百五人③不許可者数千七百十五人④取下げ四百三十人⑤死亡等四百三十人。

二、一般永住権申請状況（略）

三、全国の申請者推定数（駐日大使館推計）＝七〇年十二月二十六日までの申請者数（法務省集計）二十五万三千二百十四人②七〇年十二月中の申請者推定数一万〜一万七千人③七一年一月四〜十五日の申請推定数一万五千〜二万人④同十四日六千〜一万人⑤同十六日一万〜二万人で総計二十九万四千二百十四人ないし三十二万二百十四人。

康清子女史

組織の私物化を排す

康清子女史 婦人会長へ立候補

在日大韓婦人会中央本部理事の康清子女史は二十九日、来たる三月または四月に予定される同本部の任期満了にともなう会長選挙に立候補するむね発表した。

康清子女史は一昨年の婦人会定期大会で現会長金信三女史と競い次点で落ち捲土重来を期していた。なお、立候補声明はつぎのとおりである。

立候補声明

今日、私たち在日同胞は、祖国の近代化と国土の統一をめざして国土開発と産業復興の建設事業に邁進している本国の国民とともに歩調を合わせ、いっそう奮起しなければならないときだと確信する。

すべての国、民族が、より幸福な福祉社会を指向して前進しているこのとき、在日同胞、とくに私たち女性の運動をいろんな角度から反省し検討し直して、新たな精神に基づき、歩むべき道を模索していくべきだと思う。

とくに同胞の半数を占める女性たちを民族精神で教養するとともに、常に祖国の繁栄と発展の中から自分自身の幸福と未来を見出し独立国家の国民として堂々と生きてゆくようにするのが、私たち婦人会運動の急務だと思う。

さらに、このような事業は、居留民団と、そのさん下組織である大韓婦人会の活動強化によってのみ解決されるものと信じる。

しかし、私たち婦人会はこれまで、組織的な弱さから、本国政府の施策と同胞女性の期待に十分こたえていないのが現実で、この点遺憾に思う。

このようなことから、同胞女性だけでなく多くの有志は、婦人会の活動が沈滞し、一部役員の私物化にされていることを憂慮し、婦人会の民主的運営と、全同胞女性を網羅できる組織に転換することを期待している。

このような現状と期待の中で私はこのたび、民団はじめ婦人会の多くの役員と有志から、在日大韓婦人会中央本部会長として働くよう推薦を受けるようになった。

したがって私は、本国および在日同胞の全女性の利益を図る任務を遂行するという信念に基づき、次に掲げる問題を実現することによって、その期待にこたえたい。

一、本国の近代化に歩調を合わせ、本国の同胞との連携を緊密にし、民族の精気を再起させる。

二、組織を再整備する事業を進め、永住権を申請した女性をはじめとする全女性を婦人会組織に結集し、大同団結を図る。

また、永住権を取得できなかった同胞のため居住権取得運動を積極的に推進する。

三、婦人会機関を私物化する派閥、組織内部の反目や中傷を排除し、婦人会を民主的に運営する。

四、同胞女性に対する啓蒙、教養事業を強化する。とくに会員の中に民族の精気を失いつつある二世が多くいる現実から、文化センターを設置して韓国の歴史、料理舞踊など常設の講習会を開くほか定期的に機関紙を発刊する。

五、本国政府はじめ内外の関係当局との事業を強化自由陣営の婦人たちとの親善を増強さす。

崔載寿被告に懲役18年言渡

故金愛知団長殺害犯

一昨年愛知県民団本部団長故金竜煥を殺害した崔載寿被告に対する判決公判は九日名古屋地裁第十一号法廷で開かれ、午後二時半堀端裁判長は崔被告に懲役18年の実刑を言渡した。

東南ア視察団一行帰任

去月29日ソウルを出発した在日本大韓民国居留民団東南ア視察団一行47名は、同日夜バンコク到着予定通りバンコク二泊、ホンコン二泊、台北二泊の全日程を終え四日午後六時再び金浦空港に帰着、即時解団式を行った。

三日台北で朴根世中央議長の死去を聴いた一行は哀悼の意を表するため一行一同の名で弔電を打った。また永住権申請者数が35万名を突破したという情報が入るや遊覧バスの中で一行は万才を叫んだ。なお趙重勲KAL社長の特別の指示により張KAL大阪支店長がホンコンで待期、バンコク、ホンコン、台北と寄る毎に出先き支店は総力を挙げて一行の面倒を見た。なお、一行に加った東本鄭在俊団長は、五日午後KAL便で東京へ帰任した。

萩焼に特別賞

演劇・映画芸術賞で

韓国日報社主催の第七回「韓国演劇・映画芸術賞」の非劇部門でこのほど「萩焼」（KPニュース映画社・代表崔虎渉氏）が受賞した。これは昨年行われた第六回の「高麗村」に引続き二度目の特別賞であり、特に国内では対象作品がなく海外僑胞が受賞したことは意義深い。同映画は、民団主催の三・一節記念式典において一般公開される。

東洋経済日報 大阪本社移転

東洋経済日報社では大阪本社を一月二十五日から大阪市北区曽根崎新地二丁目十七番地、成晃ビル・電話〇六（三四四）二四三一に移転した。

プレ・オリンピック

民団応援態勢

札幌オリンピック北海道韓国人後援会（会長田連寿）と民団北海道地方本部（団長崔東洵）では、二月七日から一週間札幌市真駒内スタジアムにて札幌プレ・オリンピック冬季大会が開催されるにあたって、同大会に出場する韓国選手団の後援、在日韓国人の応援態勢などの計画を明らかにした。同後援会ではこの機会を通じて国威宣揚と韓国選手団の士気を鼓舞するためソウル恩石国民学校児童によるフイギア・スケーテング選手団を招請し、二月六日（土）午後七時から札幌スケート・センターで前夜祭を開催する。なお、韓国選手団の日程は次の通り。△二月六日午後三時—四時三十分、恩石国民学校児童のフイギア・スケート（札幌スケート・センター）△七日午前十一時—十二時三十分、開会式（真駒内スピード・スケート競技場）△十日午前十時三十分から、男子複合競技十五キロ（真駒内スキー距離競技場）△十二日午前十時—午後一時、男子スキー大回転競技（手稲山大回転競技場）▽十三日午前十時から、男女スピード・スケート（真駒内距離競技場）△十四日、午前十時男子スキー・回転競技（手稲山回転競技場）△同日、午前九時三十分から、男女スピード・スケート（真駒内スピード・スケート競技場）十四日、午後六—八時三十分、閉会式（同）

第7回全国韓青冬期講習会

2月20〜22日 志賀高原の法坂で

在日韓国青年同盟は、在日同胞青年の唯一の民族的な連帯の場として数々の活動を行なっています。毎年一回行なわれる冬期講習会が、今年も二月二〇〜二二日の三日間、志賀高原の法坂で開かれます。

現在、私達在日韓国青年の中で国語を話したり、歴史を理解できる人はほんのわずかです。私達一人一人が韓民族の一員でありながら自分自身の歴史について何も知らないというのが現状です。そして私達が日本で生活してゆく上で様々の障害もあります。そのひとつとして入管法の問題があります。これは現行の入管令を改悪して私達在日韓国人の生存権を奪おうとするものです。私達はこれらの問題を在日韓国人一人一人のものとしてとらえ、重視し、いかに対処してゆくかを真剣に学ばねばなりません。

冬期講習会は、全国の青年が一同に結集し、学習に、スキーにと三日間同じ仲間と語り、楽しむ民族の祭典です。初めて参加する人も楽しく友達と語り、また学習やスキーに有意義な時間をおくれることでしょう。スキーの経験の無い人でも指導員の先輩達が親切に教えますし、貸スキー一式も完備しています。明日の民族の中核となる青年の皆さん。こぞって参加しましょう。

問合わせは韓青本部か各支部、または民団各支部へ。東京地区の集合場所と時間は二月十九日夜十時半、韓青東京本部前で同夜十一時バスで出発します。費用は会費一人当り三千五百円と交通費二千円計五千五百円です。

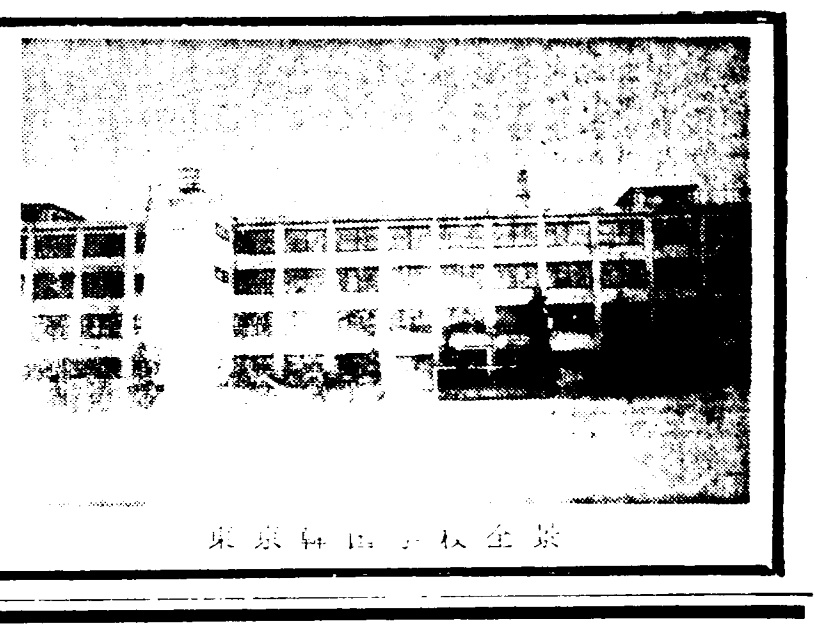

東京韓国学校全景

東京韓国学校

71年度学生募集要項

一、募集人員
初等部一学年　五〇名
中等部一学年　一〇〇名
高等部一学年　一〇〇名
編入　各学年　若干名
（但、高三除外）

二、受験資格
初等部一学年　満六歳児童
中等部一学年　小学校卒業又は予定者
高等部一学年　中学校卒業又は予定者

三、願書接受
期間　自一月十一日〜至二月十三日
時間　自午前九時〜至午後五時
場所　本校教務部

四、考査料
初等部　三〇〇円
中等部　一、〇〇〇円
高等部　二、〇〇〇円

五、出願手続
（イ）本校所定の入学願書
（ロ）出身学校調査書（編入者は在学ならびに成績証明書）
（ハ）国民登録済証明書
（ニ）写真四枚（四cm×五cm）
（ホ）考査料

六、考査
初等部　面接、健康診断
中等部　面接、書類審査
高等部　面接、学科考査（国・日・英・数）（但国語・日語中一科目選択）

七、考査時日
初等部　二月十三日（土）午前十時
中・高等部　二月十四日（日）午前九時

八、合格者発表
初等部
中・高等部　二月十六日（火）正午　於本校

九、入学手続
（イ）手続期間　自二月十六日至三月二十日
（ロ）提出書類　誓約書、身上調査書
（ハ）納入金　納入金一覧表（略）

一〇、入学式
初等部
中・高等部　四月八日（木）午後一時

一一、其他
（イ）提出書類は返還しない
（ロ）入学に関する問議は教務部へ

東京韓国学校
東京都新宿区若松町二一
電話〇三—三五七—二二三三〜五

ロッテキャンディは高級フランス風

キャプテンロッテが言うとおり
それは それはおいしいキャンディです

あなたに高級キャンディを召しあがっていただくために
本場フランスから
キャンディづくりの名人J・ボーダンを招き
まごころをこめてつくりあげました
きびしく選びぬかれた原料
最新設備をそなえた工場から誕生する
高級フランス風のおいしさ
ロッテならではの
このぜいたくなおいしさを
心ゆくまでお楽しみください

チョコレート
すきとおったおいしいキャンディに
あのまろやかな
ロッテチョコレートが
甘くつつまれています
100円

ココロール
香ばしいココアの香りを生かした
スティックロール型の高級ソフトキャンディ
ついつい手が出るおいしさ 100円

高級フランス風
ロッテ キャンディ

麗わしき山河・祖国の姿

慶会楼 自然は人生を輝わす神の偉大な贈りもの。歴史の香り高い慶会楼(一八六[illegible]年建立)に降り積む雪は、人間の意志と聡明をみそなわす神の恩寵により燦然たる調和をなしている。

ザ・リトル・エンジェルス帰国

写真は帰国の途上機内ではしゃぐリトル・エンジエルス

米日での公演終えて

米国と日本の各地で百回にのぼる巡回公演を行ない"韓国最高の輸出品"だと絶賛を受けたリトル・エンジェルス(韓国こども舞踊団)一行四十二名(団長=申順心)が二十五日NWA機で帰国した。

赤いユニホーム姿でアリランを歌いながらタラップから降りてきたこのこども舞踊使節団の少女たちは、空港に出迎えた多くの家族たちから熱狂的な歓迎を受けた。

リトル・エンジェルスのこどもたちは昨年九月に米国公演の旅にのぼり、こんどようやく帰国したもので、これで海外公演は五回目。

放射線防御の国際セミナー

ソ連のトロピエラ博士出席せず

原子力庁と国際原子力機構(IAEA)の共催で二十六日から三日間ソウルの原子力庁放射線医学研究所で東南アジアおよび極東地域放射線防御にかんする国際セミナーが開かれたが、これに出席する予定だったソ連人科学者ケオログ・トロピエラ(IAEAの事務局員)博士は突然の胃腸病を理由に日本に立寄ったままセミナーには出席しなかった。

こんどのセミナーは、開発途上国の放射線管理および原子力施設周辺の環境放射線管理にかんする専門技術と放射線による事故が発生した場合、地域協力を推進、放射線防御のための安全管理設備と組織にかんする討議を行なった。

鄭哲著
在日韓国人の民族運動
B6、三七〇頁　価一、〇〇〇、〒九〇
従来出版された多くは、日本官憲側の[illegible]資料と筆者の[illegible]一方的な[illegible]が多くて真実を伝えるものが少なかったのは事実である。そこで「これが日帝時代の解放独立運動の主体であったし、解放後の新しい民族運動の指標である」と、四十年にわたって民族運動戦線で戦かっている著者が内側と日本側の資料を充分に活用しながら分析解明した[illegible]。本書は、韓国人はいうに及ばず朝鮮問題に関心をもつすべての人の必読の書だ。最寄りの書店で御求められたい。
東京都新宿区納戸町5　洋々社　電268―0796

食料研究所を設置

農漁村開発公社は年内に洪陵の一万坪敷地に食品研究所を設置する。同研究所はUNDP(国連開発計画)[illegible]新製品開発研究を行なう。

このような研究所はアジア、アフリカなど開発途上国で設立されているが、韓国のは十一番目。これが完工すれば農水産物加工業界の技術開発はいうまでもなく不正食品の一掃に大きく寄与するだろうと期待される。

日本文化センター設置許可

政府は一月中に駐韓日本大使館機構の一部としてソウルに"日本文化センター"を設置することを許可する方針である。

日本大使館当局者によると、船津日本大使館文化課長がすでに同文化センターの館長に任命されており、他の開設準備も着々と進んでいるという。

僑胞子弟を国費で留学

韓国文教部は、在日韓国人社会の有能な指導者を養成するため、今年から中学校卒業生を国費で母国に留学させ、高校から大学にいたるまで、教育を受けさせることにした。

文教部がこのほど明らかにしたところによると、これまで韓国政府は在日韓国人子弟のうち、大学生に限って優秀な学生を国費で母国留学させていたが、今年からはその範囲を拡大して高校生も国費で、母国留学させることにしたもの。

文教部は、このような方針に基づき、毎年十人の高校生を選抜、国費で留学の道を設けることになった。

ソウル大学受験生の成績

ソウル大学は二日、七一年度入試合格を発表したが、今年の受験生の成績は例年より百点ほど高くまた受験生間の格差が減って同点がかなりいたという。しかしいわゆる一、二流校出身者間の差異はまだ大きく、全合格者三千九十名の八〇%がソウルと地方の有名校で占められた。

韓国科学技術研 三菱総研と提携

韓国の頭脳、KIST(韓国科学技術研究所=崔亨燮所長)はこのほど日本・三菱グループのシンクタンクである、三菱総合研究所(中島正樹所長)と研究提携に合意し、正式な覚書きを交換した。

これによって、とりあえず研究員数人の相互派遣、ノウ・ハウの優先的交換を行なうことになり、細部の打合わせを含めての話合いがまもなく開かれる。

三菱総合研究所は昨年三菱系各社が共同で創設した、日本最大の民間頭脳会社で、主にこれら三菱系各社の、依託研究を行なっている。また、海洋、宇宙開発など大規模な未来産業の分野にはいるシステム工学開発とプロジェクト化にも力を注いでいる。

一方、KISTは六七年、朴大統領のきも入りで世界各地に流出していた有能な学者を破格の待遇で呼び戻し、米政府と二千二百五十万ドルづつ出資して設立したアジア最大のシンクタンクで、ソウル郊外に広大な敷地の研究施設を持っている。現在研究員は約六百人韓国の数次の五ヵ年計画にも大きな貢献をしており、すでに化学、電子、機械工学でかなりの成果をあげており、また日本の協力で着手している浦項総合製鉄建設にも参加している。

韓国人の見る三島事件 (一)

張在述

昨年十一月二十五日 日本自衛隊東部管区内で起きた作家「三島由紀夫事件」は、日本社会のみならず在日六十万同胞社会にも大きな衝撃と反響をよんだ。この事件をただの猟奇事件として見過すべきか?どうか?ひとりの在日韓国人のみた論文をつぎに紹介する。筆者張在述氏は、一九三八年日本の中学を卒業し解放後は在日民族運動に携ってきた活動家である。(写真は筆者)

(一) 日本の精神土壌

三島事件は、日本人の精神的土壌をあまりに暗く露出させ、私たち在日韓国人にとって、言いようのない衝撃を与えた。彼が求めた"文武における日本的伝統美学"というのは、自己顕示性の中に美を置き、この美的感覚は亡びてしまう。だから亡びない美の所在をつきとめるためには、美もまた日本的要素において理論化され、理想化されなければならない。そしてその理想としての支柱が天皇であった。

なお三島は、あえて"天皇の中に伝統"の美を発見し、近代文明の中には、これと反対の道義の頽廃(たいはい)があると見た。これを克服するのには、二、二六事件のような革命が必要であると言うのである。

私たち"在日韓国人"は、日本の政治的風土がどう変革していこうと、生存権が歴史的に裏付けされている以上、日本に"永住"する以外に道はない。

ただ私たちが一番憂えるのは日本の社会が再び過去の過ちを犯しては困るということである。私たちには体質的に嫌悪観がある。それは日本的美学が天皇という古典的伝統でカムフラジュされ、自民族の優越感を誘発し、常に他民族への脅威と侵略行為となってあらわれたからである。

一九〇四年、日本軍に宣戦布告もなしに旅順と仁川港に停泊中のロシア艦隊を奇襲することによって開始されたあの日露戦争(この時日本人は韓民族を嘲罵して曰く=韓民族は、まるで国家的観念がなく忠愛的精神上の情操がない。この民族をわが皇恩に浴せしめんとするならば、速やかに露帝を屈伏せしめるにある。これすなわち極東の安全と世界平和を維持せんとする聖旨の大御心である=)を日本的土壌の中で美化し正当化してしまったのである。

しかも、日露戦争が勝利におわるや、それまで反戦論を展開していた、いわゆる日本の文学界は手のヒラを返したように"万才と号外でうずめ"「武装的編集」に熱中したのだ。

また三国干渉があったとき、明治天皇は伊藤博文に向って「半島を取ることは今遽にもおよぶまい。このたびの戦争で、半島の地理人情もわかっておるから、遠からず、朝鮮からかまたどこかより再戦のときがくるだろう。その時に取ってもよろしかろう」(佐々木高行)『明治天皇と臣高行』とのべていることから見ても、私たち韓国人は、日本に温存されている侵略性を警戒し、忘れることができない。

勿論、過去と現実的諸情勢は違う。しかし三島が求めている文学的思考の中に、彼が"楯の会"をつくらなければならない、内在意識と一致する軍国主義復活のきざしが、日本人の一部にないとも言えない。彼の行為は端的なまでに計画的であった。しかもこれを自衛隊の最高幹部、警察幹部が黙認の形で通用させ、為政者もまた裏で糸を引いていたという疑いをかけられている事実、加えて、国際アジア情勢が、米国のニクソン・ドクトリン構想に向い、はげしく流動している今日だけに、私たち在日韓国人の不安は消えない。

日本の文化人は、今度の三島割腹自殺事件を巡って、彼の行為を讃美する側と、徹頭徹尾非難する側とがある。だがそれ以上に三島事件を契機として、"韓日共同体"が、経済的協力の域を越え、アメリカ極東政策の軍事的肩替りにまで発展する可能性も恐れるのである。

三島氏が唱える行動美学には、その底流に日本的思考の流れを見た。そしてこの危険な思想が、現実的大衆の方向と相容れられないことも、三島事件の悲劇的要素の一面として受けとめることができる。しかしながら、日本の民主々義の根が、こんなにもたんぱくなものであったかっと思ったとき、日本に生活の根をおろそうとして、日々営為している在日韓国人の前途に対し、暗い陰が忍び寄るのを知る。

日本だけを対象にした三島文学。果してこれが普遍的現世界の魂であろうか。作家がなそうとするということは、偏狭な自我意識に鎧われた虚構ではない。三島文学には、言語をもて遊ぶ自己顕示性があまりに多過ぎた。それは自分の血を形骸化した人形のからだに輸血しているようなもので、この血が、酷薄無惨な非人間的構造をとり、孤立と空疎が相乗する一つのドグマを形づくり、全く非人間的存在に転化してしまった。

そして彼は、誇り高き傲慢さをもって"憂国"の信念に取り憑かれた者の演出を、彼は彼流にやって退けたのである。つまり彼は現実への復讐を試みたのはいいが、作家本来の"人間性"という高い次元の価値観から逃避してしまった。

(二) 体制側の作家群

日本の行動派作家の中には、二通りの思潮が流れている。所謂、マルクス思想の基盤に立つ「反体制」系列と、三島、石原を中心とする現体制を肯定し、これに追随する「悪魔の相手」(反体制側作家の造語)一群がある。

いま韓国内には、石原慎太郎、三島由紀夫、梶山季之等の文学作品が翻訳され、かなりの若い読者層をもっているようだ。しかし私は、ここで日本の中堅流行作家の人々に忠告しておきたい。"文学は政治に犯されるのでなく政治そのものに抵抗する象徴的表現手段"である、と言うことを自覚し、大衆社会の諸矛盾を止揚する使命感を持たなければならないのだ。

殊に、石原慎太郎、今東光、梶山季之等ごときは、文学する心の底に、自民族の優越感をひそませ排他的蔑視感情をもっているようだ。しかもその暴言たるや、在日韓国人のとうてい忍び得ない屈辱的言辞を弄するに至っては、言語道断と言わなければならない。

次に彼等が行った恥べき言質の証拠を挙げて見よう。

「朝鮮人よ、なにを泣きごと言っているのだ。日本が過去に朝鮮に対して行った歴史的必然性は何人もこれを避けられない運命であったのだ」一九六五年、毎日新聞社主催"韓日会談"交渉についての座談会席上の発言である。

「朝鮮人の奴等がでかい顔して騒ぐのが、いやになる。とやかく騒ぐのだったら、てめえの国に帰ればいいいんだ。こんな風にのさばらせておいたのは、マッカサーが悪いんだ。朝鮮人は皆追い返せばいいいんだ」

この暴言は、仏教徒としてあるまじき今東光の、一九六五年七月十日午後八時の"東光美女放談"NHKテレビ放送である。在日同胞の中には、きっとこの番組を見て、切歯扼腕した人がいるに違いない。

同じ作家でも、軍国主義時代の重く暗い鉛色の雲を騒き分けるようにして書きあげた小説、「冬の宿」の作者、阿部知二の韓国人に対する高邁な人間性の一節を紹介しよう。"冬の宿"の副題主人公高の述懐=僕は初めて朝鮮海峡を渡って下関についた、なんという美しい土地だろうと思った。それに学問をしにきたのだと思うと、僕はうれしくなってしまって、連絡船の甲板からあの蒼々とした、海の色と海岸の家々を眺めたよ。

――夜になって僕は体を曲げてねむろうとする。うとうとする。すると誰かが便所に通ってきて、僕の肩を蹴るようにして跨いでゆく。それがまた帰ってゆくと、僕はまた眠ろうとする。うとうとするとする。また、誰かが僕の腹を危く踏むところだった。

何度か眠ろうとしたところで同じことだ。当到僕たちも一睡もしないで東京にきた。それから今まで、結局同じ夜がつづいているのだ。いや、これは僕たち朝鮮民族の姿なんだ。と僕はその時、新聞紙の上にあぐらをかきながら考えた。

僕たちはいま汽車の通路に座っている。落ちつこうとするとなんでも誰かが踏み越えてやってくる。ところが、この通路がつまり朝鮮半島なのだ。大陸と太平洋との間に細長く突き出した通路、これが朝鮮半島だ。その半島で僕たちの祖先は、何千年前、これと同じ目に会ったのだ。落ちつくひまなどない。漢民族が通ってきた。蒙古族が残忍な劫掠しながら通ってきた。満州族がやってくる。こんどは日本人が、昔の文化の恩恵を忘れてしまって、北へ攻め入る廊下にする。ロシア人までが廊下にしようとする。朝鮮の歴史は、要するに廊下さ、通路さ。そんなところに住まなければならない朝鮮民族の運命なんか、安眠もなにもできるもんじゃない。あの夜行列車の中の僕と同じさ。」以上で高の宿命的比喩の述懐が終る。

(三) 三島的難破につづく者

三島事件は世界の人々に大きいショックを与えた。戦後二十五年日本が米国から授かった民主々義の芽を、どれだけ自覚の上に立って根を張ったか、これが世界の眼であった。見事にこれは裏切られ、その根の浅さを煩露したようなものだ。三島が日本の著名な作家であったという前提が、日本の軍国主義復活論と結びつき、一九六九年十一月に行われた、ニクソン、佐藤首相会談におけるアジア政策声明が、全世界に、深い疑いの目を向ける結果になったのである。

先ず、一作家としての三島氏を見るとき、三島は上流社会の出身で、いわゆる選ばれた環境に育った幸運の人であった。少年期に学び、エリート・コースを出た三島は、早くから作家生活に入り、日本の伝統美に幼少の頃から観念的に傾倒し、通暁してきたが、戦中世代の彼は、異様なほどの神経質な非現実的作品に熱中し生きてきたのである。

これでは、三島美学の母体となった、当時の日本の精神状況に触れてみよう。

幕末と明治維新、薩長を中心に士農を両翼にした武士出身の指導者たちによって解放された十九世紀後半における日本の庶民階級の精神状態、――それはすなわち、"自由"という概念すら弁える暇もなく戦場に駆り出されていったのである。

要するに、日本は封建的身分制度から完全に解放されることなく一挙に西欧文明の脅威の渦中に身を投じたのである。とくに四分の一欧米の植民地にあった当時の日本の中で、幕府を倒すべく攘夷運動を展開した彼等の国際思想がいかなるものであったか、またこれらを推進した支配階級の思想の根はいかなるものであったか等。同時に、指導される庶民階級というものが"自由"解放をかち得ずに徴兵され(日清戦争、日露戦役)政府に抗議すべき立場にたちながら、それを毅然的に放棄しなければならなかった日本精神の不明瞭な形成構造を、=訓練された変形の民族国家主義=をまたは伝統的日本精神というのである。

つまり、三島の耽美主義的権威への憧憬思想とは、こうした日本精神の不毛の曠野から芽を出しはじめた。天皇を大元師とする日本の軍隊は、上には弱く、下につよく、傲慢と卑屈の二重性格を身につけ切ってしまった。神の前に平等であり、法の前に平等であるとする、自由の世界史的思潮も、日本的伝統(侵略気質)の前には、なんの役にも立たなかった。

はてしなき階層の序列の中で、さらに天皇には絶対という不可侵の"現神格"が形成されてしまったこの人間像を考えて見よう。なんたる壮大なタブーが割居していることか。こうして作家三島の誕生から、平等に手を結ぶ平和のかわりに、つねに征服、被征服、敗者と勝者の動揺の中で、日華事変大東亜戦争の終焉という日本民族にとっては、稀有の悲劇的終幕の中に彼は成長したのであった。

人間の人格は、幼少の頃において感受した家庭的教育訓練が、大いに影響する。無限の可能性を含んだ少年期に、三島氏はひ弱な線病質型の少年として育った。彼は父方の"武"、母方の"文"を継いだと言われる家系譜をもっている。

三島氏は(平岡公威)一族郎党を集めて睦む"桜木会"という組織の一員であった。幕末の重臣永井玄蕃尚志(母方の曽々祖父)を先祖にもつ親族会で、会社重役、大学教授の肩書がひしめく二百十名からなる、いわば典型的な上流社会の集まりである。

祖父平岡定太郎は、福島県知事から、初代樺太庁長官であった。樺太のパルプ製紙工業、鉄道敷設開発に大いに尽した人である。彼が樺太庁長官のとき、朝鮮で土地を奪われた農民や、台湾でやはり同じ目に遭った台湾人を、少数ながら樺太へ入植させた事実がある。"タコ部屋"という奴隷労働のはじまりが、北海道開発と共に樺太の鉄道開墾工事に取り入れられた異民族強制労働の矢眠(こうし)と言える。

三島氏の文学的資質と血の中には、前述したように日本の支配層の系譜と連帯意識が濃密に流れている。『豊饒(ほうじょう)なる不毛――そんな感じを人々に与える無邪気な悪党子供のようでいながら大人、芸術家の才能をもった常識人、模造品をつくるサ欺師。だが、芸術家とは才能以外の何者でもない。芸術家とは、つまり詐欺師のことではないか。と言われれば、まさにその通り――現代にとって苦しまぎれの逆説を、逆説でなくした人間それが三島の存在であった』(福田恒存、新潮社評)

こうして、意識過剰の果とも言えようか、彼は生命よりも魂の方が大事であるという価値観を、天皇思想の情念把握において昇華させた。"輪回輪生"という彼の虚構上の思想、環境、天皇中心への収束的統一観念の延長であったのだ。彼が"文化防衛論"と"自衛隊蹶起による改憲論"とを結びつけ、そして極右行動派の領域にまで身を投じるに至った真因は、やはり自分がしかけた、文化的天皇観の今日的変形だと言わなければならない。

結局、彼はその成長期に受け継がれた日本的伝統美に幻惑して、自己変革という重要な時代的価値転換を試みることなく、孤独と絶望の結果、計画的に"楯の会"を死の旅の道づれにして、無気味な殉死の方向をとったのである。

彼は自分の死に華麗な永遠を夢見た。そしてひよわな少、青年時代の劣等感と、先祖の血がつなぎとめた偽善的ストイシズムの亡霊から脱皮できなかった。"私にもっともふさわしい日常生活は、日々の世界破滅であり、私がもっとも生きにくく感じ、非日常的に感じるものこそ平和であった"(仮面の告白)に彼は吐露している。

彼には、"幸福"が死であり"大衆"が愚劣で醜悪な存在でしか映らなかった。肉体的劣等感に悩む青年の自己中心的な忘想が、"市民的共通の意識"として捉えられない破局が彼を待っていたのだ。

三島氏は完全に"現代"という海で難破した船である。この個人的難破船を、日本的伝統体質に置き替えることを、日本の権威主義者等が見逃すわけがない。こうして着々と民族国家観への危機煽動と高揚が活発に動きはじめているのが、現実的日本の姿になった。

(つづく)

原稿を募る

本欄掲載の自由論文、随筆紀行文などの原稿を募集します。どしどし御投稿下さい。

民団東京新聞編集部

ロッテキャンディは高級フランス風

キャプテンロッテが言うとおり
それは それはおいしいキャンディです

あなたに高級キャンディを召しあがっていただくために
本場フランスから
キャンディづくりの名人J・ボーダンを招き
まごころをこめてつくりあげました
きびしく選びぬかれた原料
最新設備をそなえた工場から誕生する
高級フランス風のおいしさ
ロッテならではの
このぜいたくなおいしさを
心ゆくまでお楽しみください

チョコレート
すきとおったおいしいキャンディに
あのまろやかな
ロッテチョコレートが
甘くつつまれています
100円

ココロール
香ばしいココアの香りを生した
スティックロール型の高級ソフトキャンディ
ついつい手が出るおいしさ　100円

LOTTE CANDY
CHOCOLATE
チョコレートキャンデー
LOTTE
Cocoroll
100

高級フランス風
ロッテキャンディ

在日本大韓民国居留民団
綱領
一、우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
一、우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
一、우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
一、우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
一、우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN. TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団
東京本部発行週刊紙
（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

2月10日
〈1971〉
週刊・毎水曜日発行
第2438号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話 (811) 1535 (代表)
〒113 振替口座 東京 16631番
（大韓民国文化公報部国内頒布許可）
（購読料 1カ月100円・特別1000円）

札幌国際冬季スポーツ大会ひらく

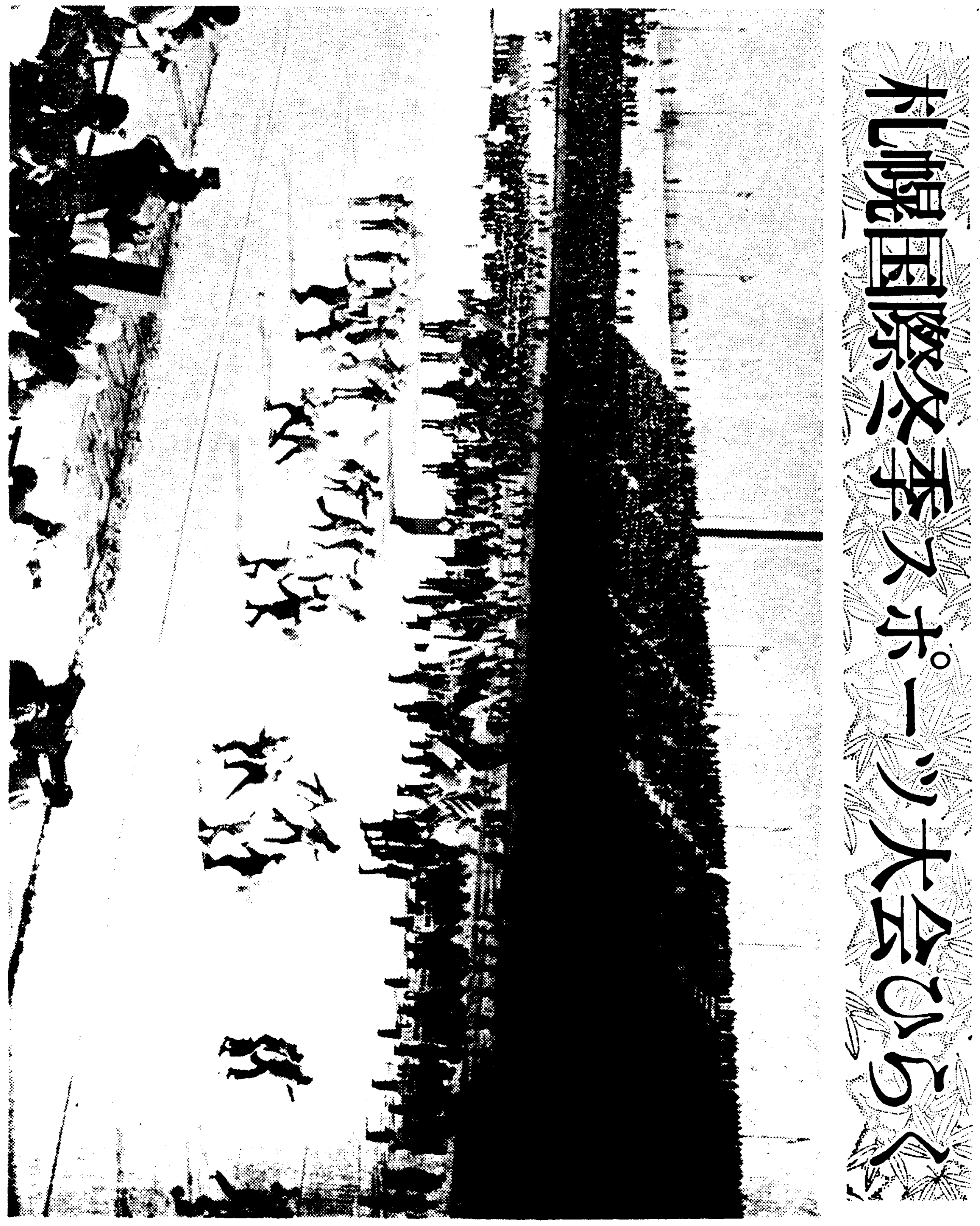
はなやかにひらかれた開会式

韓国選手団の入場

北韓選手団の入場

分断国悲劇の影さして
象徴も別々に南北から選手団

札幌国際冬季スポーツ大会が、七日札幌[illegible]で華やかに幕をひらいた。来年二月の本番をまえにひらかれたプレ・オリンピックの同大会には、世界二十三ヶ国から精鋭の選手百余人が参加したが、わが祖国大韓民国から別々の旗をかかげた南北選手団が（韓国十人・北傀六人）がこれに参加、分断国家の悲劇的話題をよんでいる。

同大会では十四日の閉会式まで八日間にわたり、スピードスケートなど雪と氷の上の12種目にわたる競技が展開される。

韓国代表選手団（[illegible]団長）は六日午前十一時、新装なった北海道韓国人会館で結団式をおこない「勝利よりは真のスポーツマン・シップを発揮するよう」決意を固めた。また、同結団式には冬期オリンピック後援会[illegible]会長をはじめ民団東京本部の鄭在俊団長ら民団代表多数も参席して選手団を激励したほか[illegible]IOC委員は「北韓選手たちに[illegible]を示すよう」訴えた。（関連記事4・5面に）

大統領候補 金大中新民 東京外信記者クラブで演説

僑胞記者団と会見 金大中候補は10日午前9時帝国ホテルで在日僑胞記者団と会見した。写真は記者団に語る金候補（中央）と金相賢議員（左）

大衆利益優先の対日外交
緊張緩和へ北との交流を促進

韓国新民党大統領候補[illegible]に米国の政界指導者らとの一連の会談を終えての帰途、[illegible]東京に到着、八日十二時三十分から在日外信記者クラブの招請で同会員を前に演説した。演説全文はつぎの通り。

新しい酒は新しい袋に

[illegible]

アジア的内戦と内政の改革

[illegible]

緊張緩和と交流の促進

[illegible]

民主友邦との紐帯強化

[illegible]

韓国の選挙と私の決心

[illegible]

社告

編集部の都合により本紙二月三日号と二月十日号の発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。

民団東京新聞編集局

朴正煕大統領の指導理念と、烈々たる愛国心！

朴正煕選集 全3巻
申範植＝編集
全3巻セット価 ¥2,500

①韓民族の進むべき道 A5判・260頁 ¥780
Ⅰ人間改造の民族的課題
Ⅱわが民族の過去を反省する
Ⅲ韓民族の受難の歴史
Ⅳ第二共和国の「カオス」
Ⅴ後進民主々義と韓国革命の性格と課題
Ⅵ社会再建(国家)の理念と哲学

②国家・民族・私 A5判・280頁 ¥820
Ⅰ革命はなぜ必要であったか？
Ⅱ革命2年間の報告
Ⅲ革命の中間決算
Ⅳ世界史に浮き彫りされた革命の各態様
Ⅴライン河の奇蹟と不死鳥のドイツ民族
Ⅵわれわれと米・日関係
Ⅶ祖国は統一されるだろうか
Ⅷわれわれは何をいかにすべきか

③主要演説集 A5判・380頁 ¥900
Ⅰ協同の大洋に結集しよう(外交)
一つの亜細亜・ほか
Ⅱ前進する歴史の潮流の中で(社会・文化)
勝利は未来に生きる側にある・ほか
Ⅲ炬火は燃えている(産業・復興・経済)
人間の近代化、生活の近代化・ほか
Ⅳ自分の国は自分の力で(反共・愛国・国防)
自主国防の源泉地・ほか
Ⅴ着実な前進(政治)
新しい共和国の朝は明けた・ほか

第1巻では大統領の指導理念と韓国の苦難の歴史を物語り第2巻では大統領の熱烈な愛国心と祖国統一に対する熱情を伝えている。第3巻では韓国の近代化と、明日に向かって前進する国民の先頭に立つ大統領の、自信と希望に満ちた演説を聴くことができる。（全3巻同時発売中！）

鹿島研究所出版会・発行
107 東京都港区赤坂6-5-13 電話582-2251

米軍削減

韓・米両国が共同声明

2万人六月まで撤収

脅威分析へ年例安保協議会

崔外務長官

[illegible]

「M16小銃の国産」本決まり

丁国防長官語る

[illegible]

落薦騒乱者は除名へ

朴大統領指示　政府・与党連席会議

[illegible]

大統領選挙日　4月26日ごろ

政府・与党は大統領選挙を四月[illegible]

続発した物騒な事件

KAL機拉北未遂・金候補宅爆発

[illegible]

国会真相調査へ　証言聴取終える

[illegible]

南北統一政策発表へ　"統一を祈る日"を制定

[illegible]

独島は明らか　に韓国の領土

[illegible]

KAL機の乗取り失敗事件

[illegible]

スパイ証拠を発見

[illegible]

韓国の安保公約は履行する　フ米下院議長言明

[illegible]

かんしゃく玉爆発事件　金大統領候補宅

二十七日夜九時三十五分ごろ、ソウル麻浦区東橋洞の金大中新民党大統領候補宅の玄関先で爆発物が爆発、金氏の家族と近所に住む三十余名の住民は驚いて家から飛び出すなどして騒いだ。爆発による被害は全くなかったが、選挙を数カ月前に控えている折から捜査陣はにわかに緊張した。

金氏と夫人は外出中で、金氏宅には母堂（七八）と三男（八）、それに親戚の二人がいた。

事件後緊急出動した警察は現場検証の結果、爆発物は私製のかんしゃく玉で、音だけを発するように作られていたと述べた。

新聞論調

日本の対中共政策

国際的背信と隷属の危険性

国際信義にそむく経済優先主義

東京からの報道によると、日本自民党の衆議院議員藤山愛一郎氏（日中国交回復促進議員連盟会長）はきたる二十一日ごろ同連盟事務所幹部たちを含む代表団を率いて訪中するという。藤山元外相は、日米安保条約の調印者でもあるわけだが、果たして中共はこれを忘れ去っているだろうか。

これより先、佐藤日本首相は一月二十二日の施政方針演説で中共を初めて"中華人民共和国"と正式名で呼び、政府レベルの対話を望むと語っているが、しかし、二十五日の国会答弁では中共の対日姿勢がいまだに強硬で非妥協的だと指摘し、また国連対策では国府（台湾）を追放してはならぬと強調している。

さらに去る二十九日、佐藤首相は自分の在任中には対中共政策を修正しないだろうと述べたが、国際信義と長期的な国益を考慮しながらも一部"派"の圧力を念頭に置かなければならず、佐藤首相の現実政治家としての苦悩もうかがわれる。

スポーツまで政治で彩色する不純さ

一方、東京の日本卓球協会の後藤[illegible]会長はさる二十六日北京を訪問するといわれるが、藤山氏一行の北京訪問時期にタイミングを合わせたという点が注目を引く。これは公然の"ピンポン外交"だが[illegible]「一つの中国」論"だと解される。

しかし、北京のねらいは全く別なところにあることが明白である。[illegible]

[illegible]

いま、日本の中共接近ブームは右往左往しながら自信のない感が濃く、それは情ないほどの状態になってしまっている。

これまでもしばしば日本の左翼と財閥（ちょう）洋機な"進歩"派"たちは対中共修交には東京と北京間に"二つの壁"があるといっているが、この壁を取除こうとすれば自由友邦に対する背信となり、また中共に対する迎合となる。言い換えればこれは国際信義にそっぽを向く経済至上主義ならびに敗北自虐主義を国策の基調としようとする手法だといえる。

このような精神状態である以上、いわゆる"日中復交"の"キー・ポイント"が何であるかは、洞察するにあまりある。さらに、こうした性急な復交後に押寄せてくる恐ろしい結果に対する反省が欠如しているといわざるを得ないのである。われわれはこうした隣人たちの錯覚を眼前にして、これを対岸の火事と座視するわけにはいかない立場にある。従って、ここで一言直言する必要があると考える。

国連の破壊に日本の共犯要求も……

まず日本は我田引水的な幻想に取りつかれているのだが、これが解決を要する問題なのである。[illegible]

[illegible]

アジア制覇の野望を持つ中共

[illegible]

"隷属の道"は"破滅の道"へ通ずる

日本はその国際信義を背信的な論理と[illegible]

[illegible]

日本だけの利害・関心事に終わらず

日本は現実政治・社会経済の変化からくる長期的な眼目で[illegible]日本の対中政策は日本だけの利害・関心事に終わるものではないからである。

（韓国日報）

東京韓国学校　71年度学生募集要項

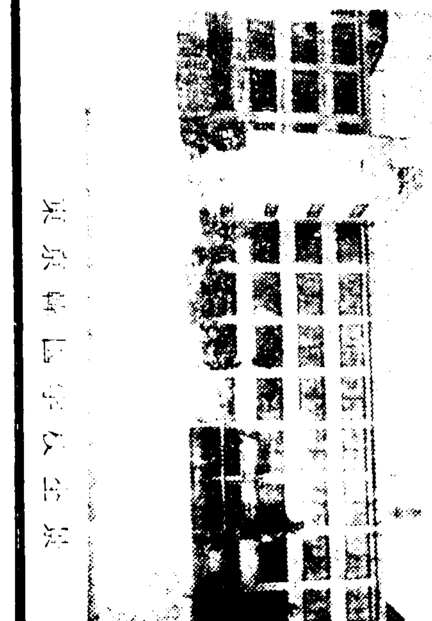
東京韓国学校全景

一、募集人員　初等部一学年　五〇名　中等部一学年　一〇〇名　高等部一学年　一〇〇名　編入　各学年　若干名（但、高三除外）

二、受験資格　初等部一学年　満六歳児童　中等部一学年　小学校卒業又は予定者　高等部一学年　中学校卒業又は予定者

三、願書受付　期間　自一月十一日～至二月十三日　時間　自午前九時～至午後五時　場所　本校教務部

四、考査料　初等部　一、〇〇〇円　中等部　二、〇〇〇円　高等部　三、〇〇〇円

五、出願手続　（イ）本校所定の入学願書　（ロ）出身学校調査書（編入者は在学ならびに成績証明書）　（ハ）国民登録済証明書　（ニ）写真四枚（四cm×五cm）　（ホ）考査料

六、考査　初等部　面接、健康診断　中等部　面接、書類審査　高等部　面接、学科考査（国・日・英・数）（但国語・日語中一科目選択）

七、考査時日　初等部　二月十三日（土）午前　中・高等部　二月十四日（日）午前十時

八、合格者発表　二月十六日（火）正午

九、入学手続　（イ）手続期間　自二月十六日～至二月二十三日　（ロ）提出書類　誓約書、身上調査書

十、其他　（イ）入学式　四月八日（木）午後一時　（ロ）納入金は一切返還しない（略）　二、提出書類は返還しない　入学に関する問議は教務部へ

東京韓国学校
東京都新宿区若松町二一
電話〇三（三五七）二二三三～五

漢方の強力体質改善療法

（通信にて治療相談受付）

西洋医学　漢方医学　総合治療センター

●喘息	……20帖	50,000円 30,000円
●糖尿病	……20帖	15,000円
●夜尿・腎臓		
●胃腸・肝臓	20帖	10,000円
●皮膚病		
●婦人病・腰痛		
●水虫・痔疾		
●高血圧	1箱（散薬）	6,000円
●肥満症		
●ワキガ		

●鹿茸大補湯（特級）	……20帖	50,000円
●鹿茸大補丸	……2ケ月分	30,000円
●十全大補丸	……2ケ月分	10,000円
●八味丸	……（500g）	10,000円
●六味丸	……（500g）	6,000円
●四物丸	……（500g）	4,000円
●萬病水	……（720cc）	30,000円
●人参酒	……（540cc）	3,500円
●人参補心散	……（20袋）（ポケット用）	6,000円

◉入院設備完備、大小個室五十室あり

漢方乾材・卸・小売
人参・鹿茸・麝香・牛黄・辰砂・熊胆
※本国旅行者には特別価格で奉仕します。

漢方担当　寺田萬
洋医担当　同

東京都台東区東上野2-19-5
電話（831）5557～代
国電・地下鉄上野下車1分

天心堂漢方本舗・天心堂診療所

セントラル冷暖房システム

かつて建築物は、生活や仕事の場を収容する"容器"がその主な機能でしたが、今日では一歩進んで外界の気候条件がどのように変化しても、常に快適で能率的な生活作業環境を維持する、いいかえれば、新しい気候を作り出す場となってきています。その新しい気候を創造するものが、セントラル冷暖房システムです。

この冷暖房システムは
◎快適な冷暖房が行なえること
◎豊富な給湯ができること
◎住宅をはじめとする建造物の寿命に匹敵する耐久性をもっていること
◎経済的な運転ができるように熱効率がすぐれていると同時に、ロスの少ないすぐれた調節・制御機能をもっていること
と
建物構造、用途、予算などに応じて幅広いシステム商品群がそろっていることが要求されます。

当社は、これらの要求を完成した「サンヨーセントラル冷暖房システム」と提携し、建築物の機能を高めるお手伝いをいたします。

五洲興業株式会社
東京都新宿区市谷八幡町1
電話（269）1817（代）
取締役社長　鄭寅勲

北洋冷凍機工業株式会社
東京都新宿区原町3丁目84番地
電話（341）0449（代表）
取締役社長　洪起華

支部を訪ねて

板橋

民族の悲劇そのもの

崔団長 総連との争いを嘆く

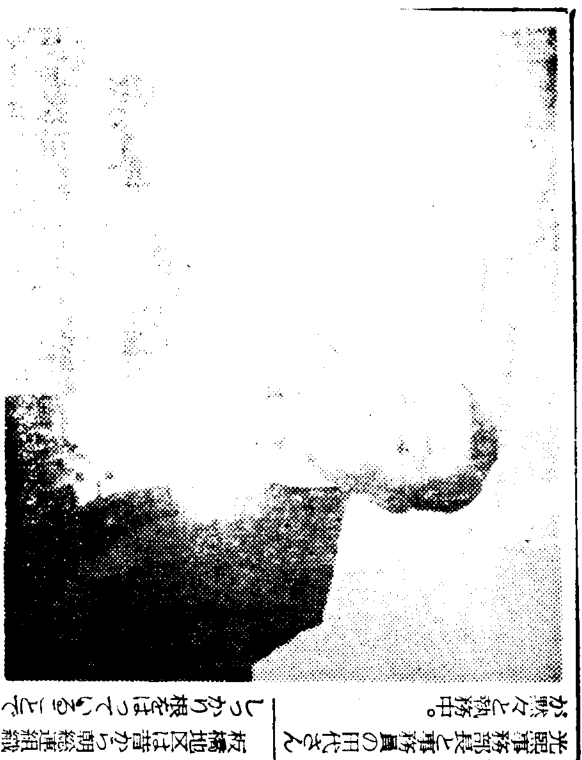

崔学林団長

永住権申請がひとまず一段落したところで板橋支部を訪ねてみた。

寒さのきびしい二月の朝。いくぶん肌寒さの残る冬のない事務室で朱光照事務部長と事務員の田代さんが黙々と執務中。

早速、朱事務部長に話を伺った。板橋管内の団勢は別表の通りであるが、このうち協定永住の申請をすませた所謂総連系の同胞は、五十世帯一〇〇余名を数えた。板橋地区は昔から朝総連組織がしっかり根をはっているところで知られている。王子、十条など周辺に三つの朝鮮学校が鉄筋校舎の威容を誇示しているし、韓徳銖ら総連の大物幹部もこの地区に多く住んでいる。それだけに申請促進にも[illegible]

全く知らない同胞が多いのに、あらためて驚いた。民団、総連をとわず、そうした同胞からの問い合わせが締切日当日まで続いた。だから申請期限の過ぎた今でも資格[illegible]

「それにしても永住権については[illegible]

[illegible]明する。

「組織や政治を押しつけることを避け、相手の立場に立った我々の親切が通じた結果でしょう」と説[illegible]

崔団長が板橋に来たのは昭和十五年のこと。以来ずっとここに[illegible]

[illegible]があって民団では努力[illegible]目標二三〇名を掲示[illegible]東京から支部に籍を[illegible]月、いよいよ追い込みと[illegible]の総連幹部が「奴隷だけには[illegible]総連系の同胞家族を訪れると[illegible]の青年らが申請説得のため[illegible]なみなみならぬ神経を使ったようだ。

[illegible]になった。そんな所へ崔学林団長が見え[illegible]の一例である。でも数多い。永住権申請が残した[illegible]家族——こうした例は枚挙に[illegible]しか『申請』と『反対』に分かれて[illegible]せずじまいだった同胞。家族ぐる[illegible]団員との間をつなぐ途に申請[illegible]ちながら、反対を説得する総連や[illegible]また、自分では申請の意思をも[illegible]すでにいる同胞は山といるはず。」

体質をはっきりさせ、だれかに圧[illegible]同胞社会の今日の[illegible]民団、総連[illegible]団長などではないのだ。[illegible]話はスケールが大きく、すべて在[illegible]きる所がない。」こと解放直後の[illegible]した在日同胞にまつわる逸話は尽[illegible]そんな崔団長が身をもって経験[illegible]崔団長の存在は[illegible]京商銀の理事長をも勤めた。[illegible]と団長の嘆きである。その間、東[illegible]

「大体総連ははじめから民団を相手にしていなかった。民団なぞ[illegible]位に考えていたらしい。永住[illegible]も今民団にも組織があるのだから[illegible]る。そして総連は"意外に強い"、[illegible]民団への対策を講ずるための早道[illegible]て崔団長は——

[illegible]ず、民団は永住権申請者の過半数[illegible]

民団で民族教育の現在と明日を[illegible]と、その口調は至って明解。[illegible]へ、韓国人として日本に永住する[illegible]子弟の教育はいよいよ重要になってきた」と指摘する。[illegible]在、民族学校の設立・強化による[illegible]永住権問題がいちおう落着した現[illegible]

「いつまでも親団体ではダメ[illegible]だ。もう若者の時代。総連でも年[illegible]

一方「総連(総連に対して)[illegible]強く求めているという。

「何はともあれ永住権での勝[illegible]区役所での同族どうしの争い——これはもう民族の悲劇そのものですよ」という崔団長の目には、日本の少なからぬ私立大学で、今年から永住権をもっていない者の入学を認めなくなったという動向ひとつにしても、在日同胞への新しい差別の始まりとして映る。

最後に、民団と韓国への要望ということで崔団長は——

[illegible]

板橋管内の団勢	1971年2月1日現在
同胞居住数	2,300名
韓国籍	1,005名
朝鮮籍	1,295名
民団登録者	689名
協定永住権申請者	965名

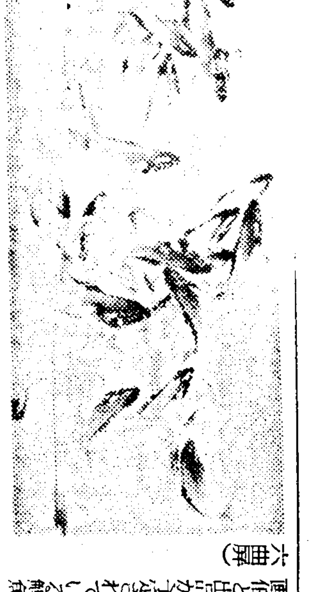

(六曲屏)

北海道韓国人会館が落成

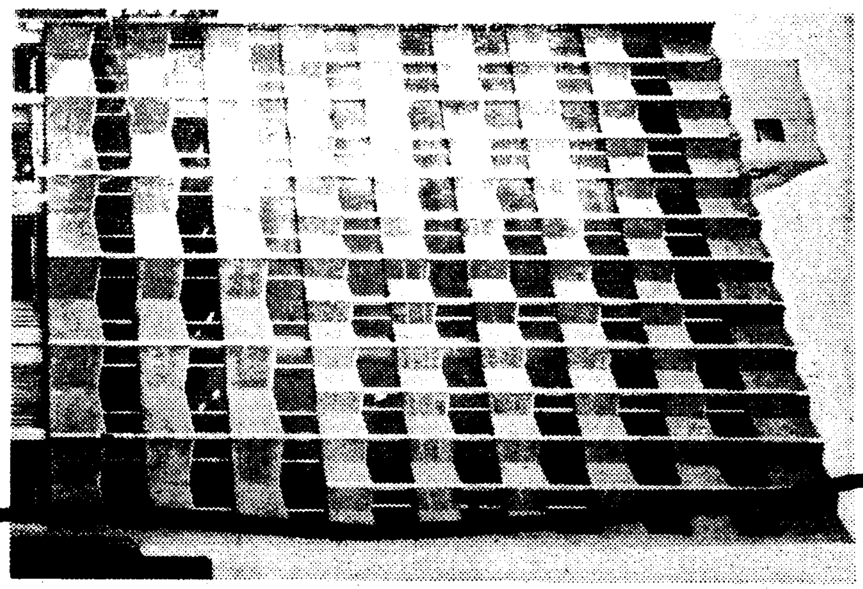

落成した北海道韓国人会館

民団北海道本部(団長＝崔東詢)札幌市南九条西四丁目)は、在道一万同胞の象徴的な存在としてかねてから建設中であった会館が、この程完成、六日午後一時から盛大な落成式を行なった。

会館は土地一〇〇坪、地下一階地上九階、建坪延べ八〇〇余坪、総工費一億八千余万円を投じて[illegible]

一、二階は信用組合北海道商銀、三階が民団、四階各傘下団体、五階韓国学園と文化センター、六階から九階までは賃ビルになっている。

この日は、札幌プレ・オリンピック開会式の前日にも当り、本国及び東京、日本全国から民団幹部が多数参席した。

落成式の後は、七二年札幌冬期オリンピック後援会結成準備委員会が開かれた。同時に世話人を選出し、同世話人が七日午前十時三〇分から会議を開いて会長に崔東詢氏を内定した。

正式な組織はつぎに決定するということにした。

午前十一時からは、札幌プレ・オリンピックの選手団結団式また[illegible]

幼ない遺児二人を引取る

家山の母に貧しき父も死んで…

異国に花咲く同胞愛

厳寒のさなか二月一日夕、東京・豊島区の病院の一室で肺ガンで入院加療中だった一同胞がひっそりと息をひきとった。民生保護でようやく暮していたアパートに、十一才と六才の遺児兄妹がポツンと残された。身よりのない兄妹を、同じ年頃の四人の子をもつ団員が暖かく引き取った。とかくせちがらい世の中に、同胞愛が花開き、周囲の涙をさそっている。

二人の遺児を引取った河氏

[illegible]田に転入、これといった職はなく民生保護などで長男成徳君(11才・韓国学校五年)、淳子ちゃん(6才)の父子三人の生活をまかなっていた。成徳君、淳子ちゃんの母親は南さんと折合いが悪く[illegible]

南さんから生前の昨年暮れ、民団豊田支部の姜文団長に「入院するので保証人になってほしい」という連絡をうけ姜団長が保証人を引き受けたが、南さんと豊田支部とのなじみはほとんどなかったという。

一日、明大病院から南さん死去の連絡を受けた豊田支部ではその日の夜、姜団長ら民団役員らでひっそりと通夜、翌三日葬式を行い、遺さんの遺体を引き取り、四日に台東区池袋の東海寺に、民団役員[illegible]

南さんが亡くなった一日と翌二日は成徳君と淳子ちゃんを先方が自宅にひき取って二人を預かりました。しかし問題はこの後のこと。豊田支部の姜団長らと相談しながらも具体的なアテもない。かといってみすみす二人を孤児院に預けることはとても他人に思えない。姜文団長のせ掛も同じ。姜団長は外人登録から子供たちの母親が名古屋の民団西支部管内にいるらしいとようやく連絡したが、ちょうど一カ月ほど前に転居し行き先はわからないとの返事。さし[illegible]

「家に一～二日でもいいから成徳君たちを泊らせてくれないか」と頼んだ。河氏は淳子ちゃんの熱心さに韓国学校や姜団長に照会せ事の成り行きを了解、早速妻さんのゆう子さんと相談したところ「家にも子供は四人いるが、二人ふえても同じこと。自分たちも苦しいこともあった。まして同じ日本に住む同胞のことだ」と夫妻とも意見が一致、成徳兄妹を引き取りたい旨、韓国学校に申し入れた。これを受けた韓国学校側は河さん家族の温い誠実で堅実な人柄を知り[illegible]

[illegible]閔氏らが見守る中で納棺した。気の毒なのは、とつ然父親に先立たれ途方に暮れる幼い兄妹。成徳君が通っている韓国学校でも、担任の三井先生から南さん生前の[illegible]

当ってはみたが探し当てる見込みもない。そこで今度は韓国全羅道の子供達のオジに当る南さんの弟と連絡をとったが、心よい返事を得ることはできなかった。成徳君と淳子ちゃんの気の毒な身の上は周辺の同胞や、韓国学校の先生や生徒の間に伝わり、同情をよんだ。成徳君のクラスメートである河安部君も成徳君兄妹の身の上に小さな胸を痛めた者の一人。家に帰[illegible]

[illegible]で同胞愛を発揮するという美事例[illegible]反面、風俗上の迷信などがからん[illegible]にもぶつかり考えさせられた。ともあれ、子供たちの落ち着き先が決まったのは何よりうれしい。妹の淳子ちゃんは今年入学の年でもある。とかく、せちがらい世の中に、河氏ら家族の暖い気持ちに同胞の一人として頭が下がる思いです。」

仲良しの[illegible]と南成徳君

北送再開は許されぬ

韓選手の肉親再会に努めたい

李中央団長記者会見談

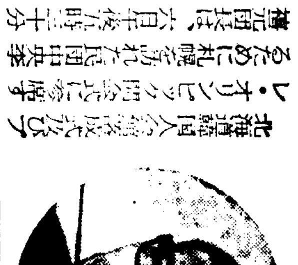

北海道韓国人会館落成式及びプレ・オリンピック団結式に参席するために札幌を訪れた民団中央李禧元団長は、六日午後六時三十分北海道韓国人会館で内外記者団と会見、当面する在日韓国人北送問題と韓国北韓スケート選手と韓国選手会見問題との肉親関係、その他、韓選手の実姉といわれる[illegible]

一九六七年末から中断されていた北送問題は二月五日、モスクワで朝鮮赤十字社と日本赤十字社の間で調印、再び北送が開始されたことに対し、

一、永住できる権利を有する在日韓国人を、政治の道具に利用し北送することは反対である。

二、大部分の在日韓国人が南韓出身であり、現にその父母兄弟が戦後二〇有余年、一日千秋の思いで、再会を待ちわびているにもかかわらず、政治目的のため、北送されることは許されない。

三、日本政府が日赤の窓口を通じ、在日韓国人を北送することは在日韓国人の追放政策であり、人道的、歴史的見地からも絶対許されない。

四、北韓の手先、朝総連は、すでに北送された人々の残留家族に対し、脅迫的手段を用いて、北送希望者として名を乗らせている事実は、非人道的行為であり、自由と民族の名において、到底許すことができない。

五、日本政府並び日赤は、すでに北送された在日韓国人が北韓でどのような生活を営み、どのような立場におかれているのか、その真相を公開せよ。

六、①永住権申請を終えた現在在日韓国人の分布図は永住権該当者五十六万のうち、六三%に当る三五万人が永住権を申請した②在日同胞六〇万のうち、韓国籍を持するものは四〇万人にのぼり、全体の三分の二に当る。③われわれは日本における六〇万同胞の意志を代弁できる法的組織を実数と力で立証した。④このような事実に対し、日本政府は在日六〇万同胞の代表は、大韓民国居留民団であることを確認したはずである。

また、北韓の韓弼花選手と肉親の再会について、李団長は「同じ血を分け合った親族同士が祖国においては会うことができないで、第三国において再会できる機会があるとすれば、誰もこれを拒むことはできないことである。私は民団中央団長として、また一韓国人として、ソウルに住んでいる実姉の韓弼花氏を呼び寄せて姉妹としての愛と血をよみがえらせてあげたい」と語った。〈札幌通信〉

朴和弘画伯の個展

3月1日から6日 銀座アートギャラリーで

韓国東洋画壇の重鎮である朴和弘画伯の近作個展が来る三月一日から六日間、銀座アートギャラリー(銀座八丁目長崎センター二階)でひらかれる。

朴画伯は、多年の間中国で東洋画を研究されアメリカ、イタリーなど国内外で四十余回の個展を催したこともっている。このたび韓日文化交流の推進に寄与すべく日本においての個展開催となった。

なお、朴画伯の個展は旧臘十一月にも韓国公報館で開催され好評を得たが、このたびの個展にも韓国公報館、日韓親和会、国際美術協会らが後援する。(写真は朴画伯と出品が予定されている鯉魚図)

韓国心身障害児作品展

3月15日から3日間 公報館で

財団法人障害者福祉協会とユネスコ美術教育連盟では、韓国心身障害児教育の一端を紹介するため韓国社会事業大学の協力のもと第一回韓国心身障害児作品展をつぎのとおり開催する。

△会期・三月十五日から十七日までの三日間(午前十時から午後五時まで)△会場・韓国公報館展示室(東京都千代田区永田町一—一二八、ホテルニュージャパン内)△入場は無料で作品展示の事[illegible]

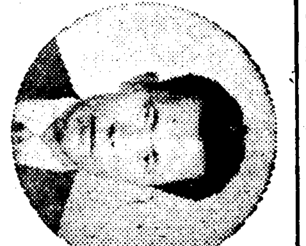

亡くなった南氏

永住権申請運動慰労映画会

＝婦人会東本＝

大韓婦人会東京本部では、さる一月十六日で終了した永住権申請促進運動に活躍した支部役員ならびに会員を慰労するため、つどいならびに映画会を開催する。映画は韓国一流スター出演による歌と涙を綴った「八道江山」で、民団団員ばかりでなく永住権申請者など多数来場を歓[illegible]

過酷な労働訴え 食堂で焼身未遂

[illegible]

5月17日から受付け開始

対日民間請求権

政府は対日民間請求権の申告を来る五月十七日から[illegible]

ソウル—東京—ロス

＝KAL、3月から運航＝

[illegible]

各国心身障害児の作品展示会も開かる

[illegible]

支部だより

[illegible]

熱海温泉 ホテル八景

熱海市咲見町6 電話(0557)81 2714・7467

社長 崔聖根　副社長 崔鴻振、梁奉五

ホテル八景は熱海の中心街を見下ろす、野中山の中腹に位置しており、皆様のお部屋から居ながらにして、昼間は海上はるかに初島や伊豆大島まで一望におさめることができます。

また、夜ともなれば、静かなたたずまいの中で正に"百万弗の夜景"をご満喫いただけます。

ホテル八景は家庭的なサービスをモットーに、従業員一同、皆様のお越しを心よりお待ちしています。

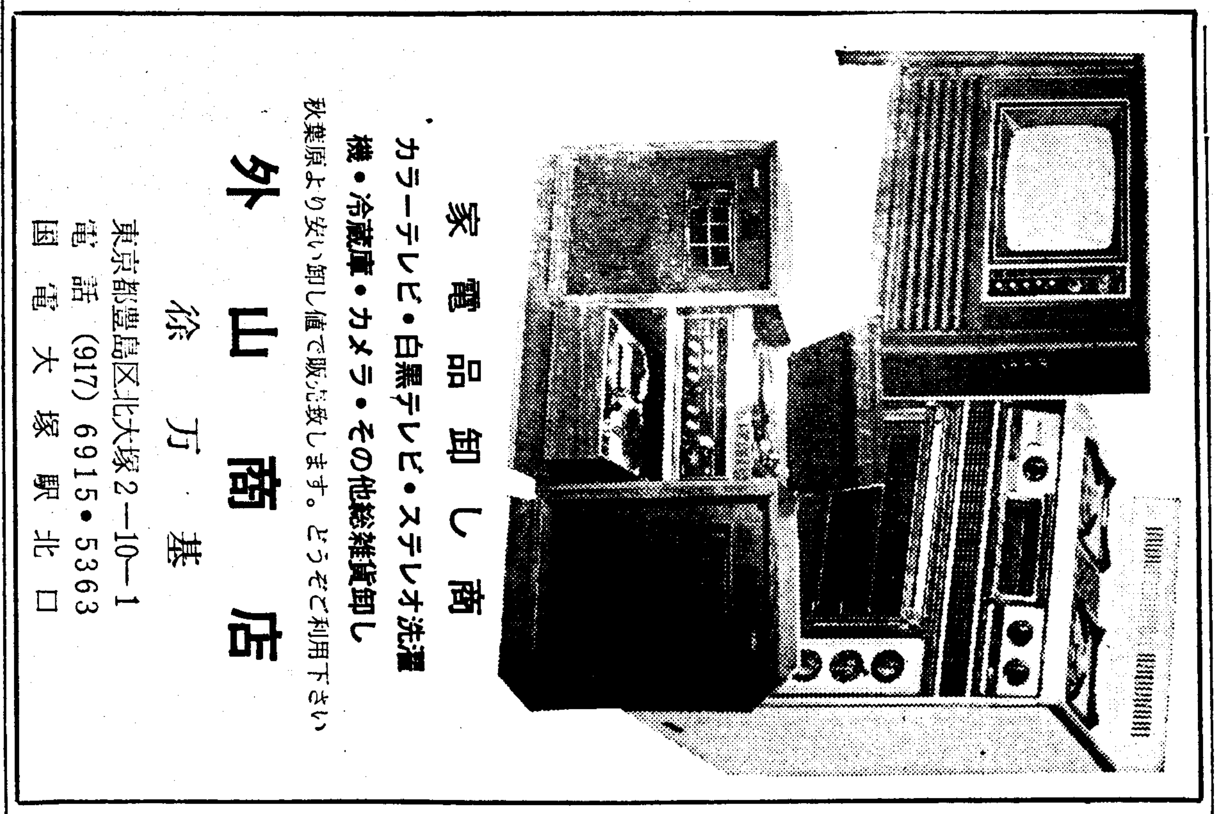

家電品卸し商

カラーテレビ・白黒テレビ・ステレオ洗濯機・冷蔵庫・カメラ・その他総雑貨卸し

秋葉原より安い卸し値で販売致します。どうぞご利用下さい

外山商店

徐万基

東京都豊島区北大塚2—10—1

電話(917)6915・5363

国電大塚駅北口

東京商銀職員募集

本年の新卒者を求めます。

1. 採用人員　大学卒 男女　高校卒 男女　計80名
2. 応募資格　韓国籍の国民登録完了者(入社までに申請手続完了者も可)
3. 待遇　大学卒男子 45,000円(以上本給)　大学卒女子 43,000円(〃)　短大卒男子 40,000円(〃)　短大卒女子 38,000円(〃)　高校卒男子 37,000円(〃)　高校卒女子 35,000円(〃)　(諸手当)家族手当、住宅手当、精勤手当、給食手当　通勤費は全額支給、社会保険完備　(賞与)年2回(6月・12月)　(昇給)年1回(4月)
4. 福利厚生施設　男子独身寮完備
5. 提出書類　履歴書、写真、成績証明書、卒業見込証明書、外国人登録済証明書、国民登録完了証
6. 勤務先　本店勤務及び新宿、荒川、五反田各支店
7. 募集締切日　昭和46年2月末
8. 試験期日及び場所、本人宛通知

応募希望者は提出書類を揃えて本店総務部まで直接送付下さい。なお既卒者も随時受けつけております。

東京商銀信用組合

本店 東京都文京区湯島3—38—15

電話(832)5141—代表

麗わしき山河・祖国の姿

実用会話の手引き

張暁著　韓国旅行会話3時間

（新）（刊）（紹）（介）

在日同胞の韓国語研究者として知られている通信韓国語学校長張暁氏著「カセット韓国旅行会話3時間」が発刊された。

同書は、語学書を専門に出版している三修社の世界各国語（韓・英・仏・独・伊・西・露・中）のカセット海外旅行会話シリーズのひとつとして発刊されたもので日本における最近の爆発的な海外旅行ブームを反映して、旅行先のことばを知らない人でも、テキストとカセットテープで旅行中の必要な[illegible]できるようにしたもの[illegible]旅行会話集としてははじめての本格的な手引き書で[illegible]テキストとカセットテ[illegible]間もの三本）に分かれ[illegible]トはバインダーによる取り[illegible]ョッピング等々の六〇項目にわたる今日の生きた韓国語の会話と応用単語が日本文との対訳（色違いで）で示され、カナによる発音表記もついている。

またこの本は、旅行会話集であると同時に、カード一枚ごとに旅行者のための、簡明にして要を得た旅行案内が、それぞれの場面にふさわしい写真とともにのっていて、握手のしかたからはじまって韓国料理の食べ方、買いもののしかたに至るまでの、旅行中百般にわたる適切なアドバイスと韓国に対する正しい認識を強調している。韓日友好の新時代が謳歌される今日このごろではあるが、といって一部の誤まれる旧時代的なものの見方では、かえって両民族関係にマイナスであるという考えから、著者が一行一句に至るまで一貫した姿勢を堅持していることは、この会話集により重みを加えており、広く推薦するに値いする。

たとえば、ある日本人学者が戦前日本の韓国統治時代に旅しこういったことがある。――「明治、大正、昭和を通じて多くの文学者が朝鮮を旅行し、旅行記を書いているが、そのほとんど全部が朝鮮の風景や古蹟の礼讃にとどまり、朝鮮人の姿はまるで見ていない。朝鮮人は関心の対象にならなかったのである。これは、日本人が朝鮮以外の外国を旅行したときの記録とはちがうように思われる。朝鮮人や朝鮮のことは、問題にするに足りないという考えが、無意識のうちにあったためであろう」と。このようなことが、今日といえども全くないとは限らない。このことをふまえて、著者は最後の「旅行を終えて」で次のようにいっている。――「楽しい旅行を終えていよいよ離韓の時が来ました。かっての日本人の韓国旅行は風景や遺蹟だけを見たものだともいわれます。しかし、あなたのこんどの旅行の最大の成果は、その土地に住む人――その人たちはどんな人で何を考えているのか？――を発見したことでしょう。このような発見こそ、個人的にも両国民間の関係においても大きな意義をもつものでしょう」と。

この本は、いちおう日本人を対象としたものであるが、韓国語をよく知らない在日同胞子弟も母国訪問に際してこのカセットブックを携えて行けば、母国での応用はもち論、今後国語を学ぶのにもよき伴侶として十分役立つであろう。（全国主要書店で発売中。定価テキスト一、〇〇〇円・カセット四、五〇〇円）〈許〉

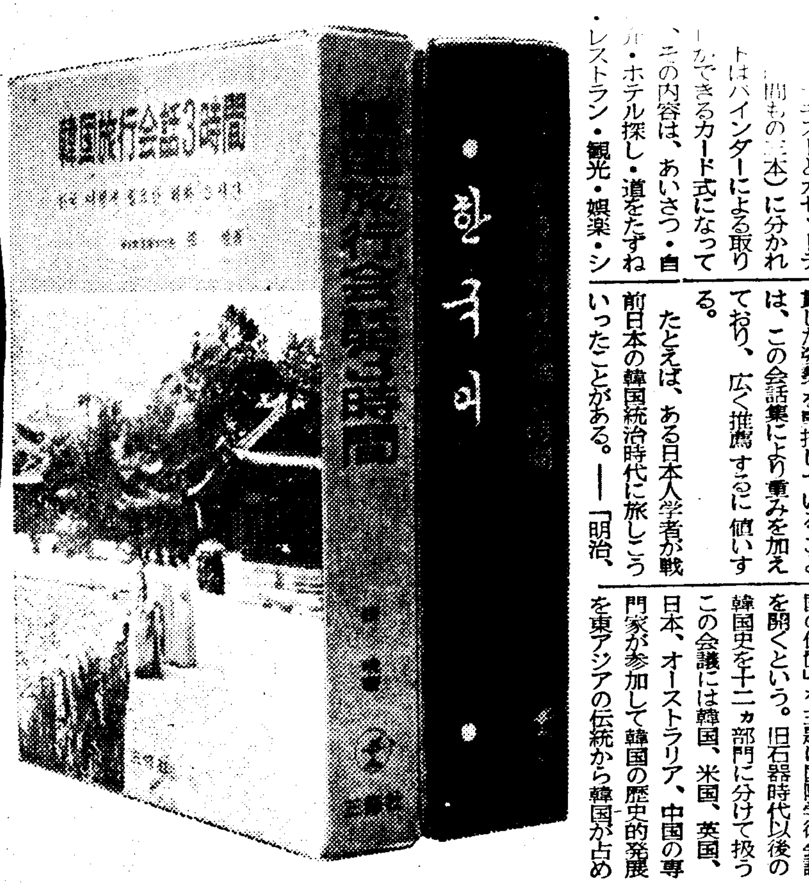

東亜における韓国の位置

六月ハワイで国際学術会議

米ハワイ大学東アジア研究委員会が来る六月六日から十二日まで一週間「東アジア伝統における韓国の位置」を主題に国際学術会議を開くという。旧石器時代以後の韓国史を十二ヵ部門に分けて扱うこの会議には韓国、米国、英国、日本、オーストラリア、中国の専門家が参加して韓国の歴史的発展を東アジアの伝統から韓国が占めている位置という観点に立脚、日本、中国のそれぞれと比較、検討するとともにこの際、韓国は勿論東アジア自体の伝統を一応整理しようとする野心に満ちた計画である。十二部門における主題論文発表は全部韓国学者たちがあたることになりすでに国内学者十二人が論文を準備している。彼らが作り上げた論文は更に同じ部門の国内学者二人の批評を受けて提出されるので国内学界の代表的な見解になるようにしている。またこれら論文は中国および日本の学者にも送られそれぞれの専攻分野での立場から事前に比較批評されることになる。

外国人とともに韓国史を論じて彼らの批評をうけるということは解放後の国史研究が大抵国内学者によって論議され、外部からの刺激が少かったため韓国史研究上の弱点を発見するにも新たな刺激をうけることは望まれることであり国内学者の研究業績を外国の学者と比較するというところに意義がある。

この会議はハワイ大学東洋学科教授姜希雄氏、リチヤード・J・ピアソン教授（東洋関係専門家）グレン・D・ペイジ教授ら三人の計画委員が二年前から構想を練ったもの。

日本専門家の東洋関係では権威のあるエドウイン・O・ライシャワーをはじめ、ロバート・グリピン、ジョン・W・ハルなどの米学者と黄クワンチ（エール大）、黄チアンチエン（中国文化院）などの中国系学者、岡崎タカシ（九州大）、佐藤竜夫（東大）などの日本学者たちが評者として主論文に対する批評をだすことになりシンポジュウムでの論争が、予想される。

成人者祝賀会

韓青主催で盛大に

在日韓国青年同盟中央本部（金恩沢委員長）主催の成人者祝賀会が正月二十四日午後五時半から東京虎ノ門の発明会館で催された。

例年一月十五日に行なわれている成人式典を今年は永住権取得申請運動等で追われこの日行なわれたもので、会場には都内及び近京の成人を迎えた青年男女が集り、来賓、父兄の見守るうちにチマ・チョゴリの美しい韓国服に身を包んで式典に臨んだ。

金委員長の祝賀挨拶のあと、民団東京本部鄭在俊団長、駐日韓国公報館洪泉館長らの祝辞があり、このあと地区ごとに成人者が呼ばれ、それぞれ代表者に祝状と記念品が贈られた。

次いで金恩沢委員長の記念講演があり、終って民族舞踊や歌で日頃忘れていた韓国人をとり戻し楽しい一日を過した。

尋人

張玉洙氏（男）

張さんは昭和十四年三月京都市朱雀第五尋常小学校を卒業、約二十年前ほど東京椎名町附近で飲食店を経営していたらしい。張さんを、小学校時代の親友である大塚一克也さん（京都市東山区福稲御所ノ内町二ノ七）が探しています。

韓国人の見る三島事件

（二）

張　在　述

（四）経済侵略と再軍備

日本は今、昔のように軍国主義的侵略戦争を行うことはできないと言いながら、しかし、先進国だという自負心は既にでき上っている。軍事的一等国、経済、文化、政治において三等国であった戦前の日本の誤ちを犯す要素が今でも充分にある。それは最近のアジアにおける日本の政治的役割を見てもわかる。戦前は軍事力が経済力より優先して破れた。しかし今は世界第二位、三位の経済国として繁栄を誇りその勢力圏はアジア、アフリカにまで及んでいる。

われわれ在日韓国人は、日本の自由社会を愛し、軍国主義化を恐れる。そして、日本の経済力の侵略化を恐れる。そして、日本の経済力が侵略的二律背反の野望を抱かない限り、〝韓日共同体〟という現実的協力機構に反対する理由はない。だが、三島事件がもたらした〝クーデター〟の予行演習的惨忍な試行錯誤が、今後も日本の体質として、あり得ないと、否定することもできない。

その反面、日本社会をとりまく共産主義的独裁政策方式にも反対である。それだからと言って、三島的発想からくる日本の軍国主義再現を認めるわけにはいかない。なぜならそれは祖国、韓国の置かれている立場を知っているからである。近代史において、日本ほど非国際的なナショナリズムに偏執した国家があるだろうか？ヨーロッパ、アメリカに対しては、国全体が頭のあがらない、卑屈性と事大思想に蝕われながら、アジア諸民族や国家に対しては、思いあがったごう慢な態度で臨む日本的虚構。これが三島氏をして、逆説的変革の思想へと駆り立てたのである。

三島氏が日本の著名な作家であるだけに、彼が行動した自衛隊内での制服自殺事件は、世界の耳目を驚かせ、その影響は、確かに日本のマイナスであった。そして私たち在日韓国人ばかりでなく、本国の衝撃も大きかった。暗い過去を想い出すのである。私たちの祖先、私たちの父母と兄弟、そして未来の子孫たちに、二度と暗い歴史の谷間を歩かせたくない念願。

もしこの切実な念願と正反対に、三島氏が自殺直前に行った自衛隊向けの演説＝天皇を中心とした、日本武士道精神による秩序回復を強調し、日本の再武装のために改憲運動の先駆たれ＝と叫んだあのカッコいい三島の姿を見て、私たちは思わず慄（りつ）然たる恐怖を覚えなかったであろうか。その瞬間、在日韓国人が置かれた位置が崩壊してゆくのを感じない者がいたであろうか。そしてこの瞬間から有島、芥川、太宰が歩んだ日本文化の評価もまた危機に瀕（ひん）したと言わなければならぬ。

こうした状況の中で、一抹の望みを私たちは発見した。三島が多大な期待と熱情を傾けた煽動にたいし、自衛隊員は動じなかった。かって冷笑をもって三島を排斥し〝英雄ぶるな、馬鹿野郎〟と揶揄（やゆ）と怒号をもって応えた。この光景を私たち在日韓国人は見逃さなかった。日本に自由を基調とした民主々義と、国際人としての寛容が育ったのであろうか？

悲しいかな私たちが日日生活の上で接触している限りにおいて、遥かなる距離が日本側にあった。

自由はまことに長い歴史的伝統と、生活経験から積み重なったものだ。その享有と実感は世代と共に伸長されてゆく価値観の体得にある。〝近代的自由〟とは、決して安易な観念的な遊戯でない。日本も韓国も、ひいてはアジア全地域に結びついた平和共存という高等の自律と責任を実体とした普遍的世界観は当分容易に実現できそうもない。

韓国動乱は、三百万人の尊い血を流した。日本の高度経済成長の飛躍的発展の基礎は、この戦争が流した血の代償として日本の特需生産がかちとった。日本の憲法第九条は、日本をして経済先進国としての国際的地位をあたえた。それにも拘らず、日本は三島が叫ぶ再軍備のために〝憲法改正〟と第四次防への道を歩みつづける。

アジア人は忘れてはいない。日本の再軍備が、かっての軍国主義日帝のように、形を変えて経済侵略のバックボーンになりやしないかという杞憂である。

（五）三島思想の根底にあるもの

在日韓国人は、その歴史的背景なくして日本に居住しているのではない。日本の利益（国策）のためにかっての韓民族は〝奴隷的蛮域〟を脱する方便としての日本の恩恵を受け入れよ、と武力で弾圧されたのである。

私たちの祖先は弱かった。自主性のない貴族階級が、近代的装備をした強力な日本軍の前に消え去ったのは不思議でない。

それからの私たちの韓民族の悲惨な流亡生活がはじまった。松花江の氷河を渡ってシベリアへの旅をさすらう土地をとられた貧民の群、三・一万歳事件は、韓民族が亡びないという最後の抵抗であった。その導火線に火をつけたのは二・八在日韓国人留学生ではあった。

関東大震災の火が天を、こがした。冷酷無惨な韓国人虐殺がはじまった。言葉のよくわからない、〝一視同仁〟というばけの皮が、次々にはがれていった。泣き、叫び、生命への祖国を探したが。既に韓民族が求めてやまぬ錦繍江山は、暴虐な日帝の軍[illegible]上にない[illegible]ていた。残忍で狂信的な天皇制ナショナリズム下の武士道精神とはその国民の長い被虐的状態からくる加虐精神と島国的排他主義を養った。欧米文化には平身低頭し、東洋民族同士には、あえて戦りつすべき数々の略奪と差別をもって臨んだ。

三島の〝憂国〟〝英霊の声〟が単なる個人的宗教観念からつくり出されたのでなく、これを書かなければならない彼をとり囲む彼等一族の日本社会における支配層的構造が問題なのである。縦も横も旧軍国主義時代の亡霊が渦巻き、〝天皇〟は彼等の最大の武器であり利益追求の温床であった。

『現在における学問なり芸術は、世界的にいえば、ドイツのユダヤ人排斥によるアウシュウヴィッツから出発しないものはニセモノである。従って、日本史の中の汚点は一九二三年九月一日における関東大震災から出発しないものは、ホンモノじゃない』

右の言葉は、日本軍隊中の権威田中惣五郎氏が関東大震災四〇周年にあたっての述懐である。われわれ在日韓国人は、一九六〇年以後、七一年度代にかけて〝日本に住む権利〟を冷静に考えて見る。アジアの政治的波動が直接私たちの身辺に迫っていることを知る。黒い影なのか、バラ色の〝韓日運命共同体〟なのか。少くとも〝自由〟防衛の陣地構築を急ぐ韓国の置かれている地理的諸条件を考えた場合、わが祖国が一日も早く無血統一への道を歩まなければならぬことをねがう。しかしながらこの道は遠い。ただ韓民族の切なる理想像である。

好むと好まざるに拘らず、私たちは自分の生存権を日本国内に求め、その生活背景を祖国の対日政策に依拠しなければならない。だが、日本の社会はいま、左右両極の激しい変革という渦巻きの中にある。私たち在日韓国人は、生活上、幾多の不合理な差別をうけ、六〇万同胞中、約四〇％が零細な就業によって生活を維持している。このようになった原点を今さら旧日帝の韓国統治政策に起因すると言いたくない。だが、今日の日本資本家の旺盛な繁栄の蔭に、低賃金韓国人労働者の血と涙の強制移入の歴史的背景があったことを忘れることができない。

このことを、東大教授矢内原忠雄氏が『植民及び植民政策』（一九二六）著書の中に表示して『私は朝鮮普通学校の授業を参観し、朝鮮人児童にたいし、たどたどしい日本語をもって、日本の歴史を教えているのを見て、心中落涙を禁じ得なかった。』と吐露している。それればかりでない。在日韓国人の奴隷的労働力収奪制度について、『朝鮮における中央集権行政は、総督の独断専制にゆだねられており、世界統治制度中これ以上の苛酷なものはない』といい『程度の差こそあれ住民の参政権が、認められているのが現況の世界植民地政策である。なのに朝鮮民族にそれを与えていないということは、日韓併合条約の基本精神に勃るも甚しい。――朝鮮住民の生活源は、土地から収獲する農業である。その土地を収奪し日本人に与える政策は、朝鮮人の低賃銀労働力を、日本本土に移入することである。私は独りの良心ある日本人として、この朝鮮人の生活権を奪う苛斂誅求政策には反対である。

土地を奪われた朝鮮民衆が、早晩反抗するか、日本本土或は満州シベリアの別天地へ流亡せざるを得ないだろう」

これは一九二六年六月十日に起った、いわゆる「六・一〇万才事件」直後、雑誌改造、『朝鮮統治の方針』に発表された同じ矢内原教授の論文内容である。右の如く日本の対韓国人政策は、〝同化〟天皇への忠誠心高揚を進める反面本土渡来後の雇用条件は「低賃銀長時間労働、危険、不潔不快過激労働」の四大特質を基本にして、あまねく日本資本家組織に奉仕するのやむなきに至らしめた。その最もピークに達した時期は、一九三七年日中事変から大東亜戦争終結の間である。

こうしてわれわれ韓国人は、口のきける野郎は監獄に、野良に出る奴ア共同墓地に、餓鬼の一匹も生める女っちょは色街に、モッコの担げる若い奴は日本に、これでなんでもかんでも素っからかんさ。八間新道のアカシア並木、自動車の風に浮かれている。――この絶望に口ずさむ韓国民謡〝アリラン〟の替え歌が、その当時の〝若エ奴等〟の労働源として日本に狩り集められ、そして生き残った在日韓国人の過去の姿である。戦中二〇〇万の韓国人が日本全国津々浦々に散在した。その他、海外占領地や激戦地に引っぱっていかれた同胞の数や戦死病没者は未だその数を知らない。

今日本に〝永住権者〟と〝非永住権者〟併せて六十万同胞が住んでいる。日本にとっては、都合の悪い存在である。日本の歴史は、〝天皇尊崇〟の民族国家から離れた時点で、ものを考えない。すべてが国家的視野で世界を見ている。だから彼等の国際観は浅く閉鎖的である。われわれ韓国人は、過去も現在も一介の異端者扱いを受けている。

われわれ六十万韓国人中、韓国を支援する〝居留民団〟系列と、これに反対立場をとる〝朝総連〟系がある。北韓系は金日成を主体とする政治的イデオロギーに狂奔している。これは大衆の生活を脅かす以外何ものでもない。

現実的立場において、〝民団〟系団員は韓国憲法に身分を保証され、〝韓日協約〟に基く日本国内に永住する権利を取得した存在になった。従って韓国内の政変に拘らず〝韓国民〟たる基本権と、日本国内居住権（協定永住）にともなう、日本国民と同等の人権が保証されなければならないはずだ。

今後、在日六十万同胞を代表する〝居留民団〟の同胞施策は、まず第一に〝狭き永住権者〟の他律的立場から脱皮し、在日同胞の生活と人権を守る積極的方向へ導いていかなければならない。

現在、韓国と日本の関係が、不則不離の立場に置かれていることは周知の通りだ。このことは〝自由〟の価値体系がアジア全体の運命として捉えられ、共存への道を〝反共〟理念と行動において強化されなければならない。アメリカのアジア自由地域からの漸次撤兵政策は、日本の経済大国としての役割を、アジア全民族国家に回帰浸透させる結果になった。いま程日本の政治経済上の技術的配慮が求められる時期はない。またアジア人は野心のないことを条件に、日本の援助を切実に求めていることも事実だ。

われわれ在日韓国人は〝韓日協力体制〟が単なる、〝反共防衛体制〟にとどまらず、アジア、アフリカ全太平洋地域にまたがって、平和と建設が促進されることを望んでいる。祖国の経済復興は、否応なしに〝韓日提携〟を深め、日本経済の韓国進出を受入れる状況下にある。この期に際し日本は過去の腹黒いごう慢と優越感を抱いてはいけない。要するに、同価値観の上に立った共同開発が同質の実を結ぶことである。これがすなわち、共同繁栄の帰結というものであろう。

私たち在日韓国人は、素意を抜きにして、日本の風土に同化しやすい。だから日本の政治が、左右を問わず、ファッショ的政治体制に変革し移行することを警戒するのだ。私[illegible]由〟の芽[illegible]う。そして[illegible]会制度」を[illegible]由化のため[illegible]がう。このことは、わが祖国にも統一国家として自由する時、その自由の芽を摘みとりたくないからである。

またその反対に、日本の非民主的側面において、三島の〝仮面の告白〟のように文学的な表現の域を越え、反乱の様相を自衛隊内に持ち込むような事件を発生するとき、私たちは犯罪の客観的情況判断に迫られる。

三島事件に関するすべての事実が、その後のジャーナリズムが提供するほどの大きな発言によって彼の行為が一時的激情によってなし得た業でなく、合法的に、長期にわたって計画されたものであることが明らかになった。

つまり社会的反響を冷静に判断しての〝行動学入門〟を現実的クーデター〟によって実現しようとしたことに[illegible]日本国民の進路と軍国主義にかかってゆく、極めて危険な要素を含んでいることに恐怖を感ずるのだ。

（つづく）

熱海温泉

ホテル八景

[illegible]

社長　崔聖根　副社長　崔鴻振、梁奉五

ホテル八景は熱海の中心街を見下ろす、野中山の中腹に位置しており、皆様のお部屋から居ながらにして、昼間は海上はるかに初島や伊豆大島まで一望におさめることができます。
また、夜ともなれば、静かなたたずまいの中で「百万弗の夜景」をご満喫いただけます。
ホテル八景は家庭的なサービスをモットーに、従業員一同、皆様のお越しを心よりお待ちしています。

この熱海の夜景写真は、ホテル八景の客室からうつしたものです

御婚礼・御宴会

ご予約承ります

ご一名様 ¥1,500より

一卓10名様　料理10品

都内(23区内)よりご来店の車代は飲食代の多少に拘らず、宣伝費として当店でお払いいたします。

■中国料理はご一名様1,500円〜2,000円のお料理が最もおトクです
■その他ご希望、ご予算により如何様にもご相談申し上げます
■結婚式・披露宴・同窓会・謝恩会・カクテルパーティー・各種ご宴会に最適。
■香港より招いた一流調理師による最高の味覚!!
■ご宴会場10名様より1,200名様　和・洋個室60室　駐車場完備
■新宿店　駅より3分・渋谷店　駅より3分

☎局番変更、新宿店の(369)局は(202)局に変わりました。

◉渋谷中台ビル
スチームバスセンター
――ニューシブヤ――
渋谷・神宮通り(旧区役所トナリ)
TEL 461−0125〜8

本格的サウナ・スチームバスの殿堂

5・6・7階
スチームバス・キングコース ¥1,800
サービス・タイム 1時〜6時 ¥1,500
4階
サウナバス ¥500
サービス・タイム 1時〜6時 ¥400

高級中国料理
東京大飯店

新宿店　新宿三光町53(花園神社隣)　☎202−0121〜9
渋谷店　渋谷・神南1-12-12 旧区役所隣　☎461−0121〜4

在日本大韓民国居留民団
綱　領
一、우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
一、우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
一、우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
一、우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
一、우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行日本語版週刊紙（購読料1カ月100円・特別1000円）
（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

8月11日
<1971>
週刊・毎水曜日発行
第2456号

発行所
民団東京新聞社
発行人　鄭　在　俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話　(811) 1535（代表）
〒133　振替口座 東京16631番

8・15光復節26周年

民族的感激も新たに

神田共立講堂で盛大に祝典

八・一五光復節第二十六周年を迎える。民族的すべての権利が抹殺されていた日帝の支配から解放され、再び自由と独立をかちえたあの感激の日である。この日を迎えて、わが国内外の至るところで白衣民族のいるところ記念式典がくりひろげられるが、民団東京本部（鄭在俊団長）でも例年どおり東京神田の共立講堂で盛大な記念行事（光復節第二十六周年記念東京地区慶祝大会・第一部式典、第二部一流TV出演者による豪華ショーと怪献映画の上映）を開催し、栄ある民族の日を慶祝し感激も新たに海外国民の団結を誇示する。

慶祝大会第一部式典においては、東京本部の顧問、執行と議決の各機関役員、韓青東本委員長を会長団に鄭在俊団長の記念辞のほか鄭哲氏の記念講演が予定されており、さらに「祖国の統一を祈願し、在日同胞の民権擁護」をおりこんだ決議文ならびに朴大統領へのメッセージを採択することになっている。

慶祝大会スローガン

一、民団は創団精神にたちかえり団員に奉仕しよう。

一、駐日公館は強権介入を止揚し、民団の自主性と自治権を尊重せよ。

一、金公使は録音を公開し、民団混乱の責任を負え。

一、民団の自主性と民主主義を固く守ろう。

一、国内外の情勢を注視し、速やかな祖国統一を祈願しよう。

一、民団中央は直轄、停権、除名など不当な処分を直ちに撤回し総辞職せよ。

一、民団を虫ばむ組織の寄生虫を追放しよう。

一、在日大韓民国居留民団万歳。

昨年の8・15光復節慶祝大会の風景（東京神田・共立講堂）

鄭団長は記者会見で、金公使と李中央団長は民団混乱の責任を負うべきだと強調した

鄭在俊団長「八・二事件」で記者会見

根源は民団御用化策動

大使館と中央執行部は責任負え

さる二日中央本部の李禧元執行部が不当な直轄決定をタテに東京本部会館を暴力で不法占拠したのに対し、東京本部は、同建物に事務所をもつ韓青、東京特別本部の盟員のほか、応援にかけつけた同盟員、一般団員たちとともに協力して、不法占拠者を排除、東京本部を正常化させたが、鄭在俊東京本部団長は四日午後五時、東京・文京区本部の大回で、内外の記者団と会見し「中央本部の東京本部不法占拠に伴う混乱と不祥事の責任は、すべて李禧元執行部にある」とする声明を発表した。また鄭団長は、いわゆる"鄭在問題"に端を発する、中央の東京本部直轄に、不法占拠にいたる一連の混乱と騒動は、民団を官権の御用団体化しようとする中央情報部のさし図によって李禧元中央団長がこれに追従、団員の意思を無視し、民団の自主性と地方本部の自治権を侵害し、駐日公館に迎合したことによって起ったことであり、事態収拾のためにはすべからく金在権駐日公使と李禧元団長が責任を負うべきであると、きびしく追及した。

[illegible]

なお、鄭団長の発言要旨次のとおり。

[illegible]

青年学生の総決起集会

[illegible]

韓青東本声明

[illegible]

許しがたい暴挙

韓青東本も声明

[illegible]

東本の占有妨害禁止

東京地裁で仮処分決定

東京本部（鄭在俊団長）は、さる二日に中央本部が東本建物を暴力で不法占拠したことから、東本建物を守るため中央本部（李禧元団長）を相手どって東京地方裁判所民事第九部（裁判長内田恒久裁判官）に「東本建物に対する占有妨害禁止の仮処分申請」を行ない、四日夜担当から東本側の言い分通り「東京本部の申請を正当と認め、建物に対する占有を実力で妨害してはならない」との決定が下された。

[illegible]

なお、仮処分決定の内容は別項のとおり。

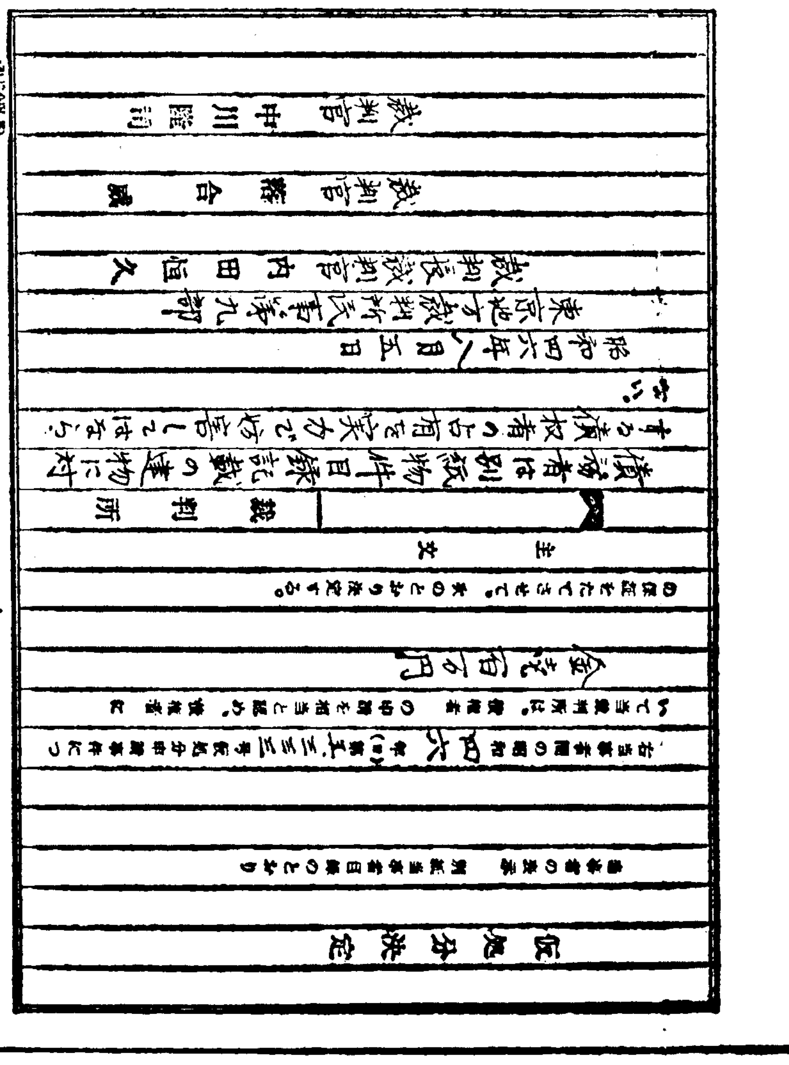

仮処分決定

当事者の表示　別紙当事者目録のとおり

右当事者間の昭和四六年（ヨ）第[illegible]号仮処分申請事件について、当裁判所は、債権者の申請を相当と認め、債権者に

金弐佰万円

の保証をたてさせて、次のとおり決定する。

主　文

債務者は別紙物件目録記載の建物に対する債権者の占有を実力で妨害してはならない。

昭和四六年八月五日

東京地方裁判所民事第九部

裁判長裁判官　内田恒久

裁判官　[illegible]合議

裁判官　中川隆司

裁　判　所

組織の混乱を反映

なお、本年の八・一五記念行事は組織の混乱を反映して東京本部独自の主催となったが、民団中央の不当な措置にもかかわらず例年以上の愛国団員が参加するものと思われる。さきに鄭団長は、この光復節記念行事だけは中央と共同でやろうと呼びかけたが応じなかった。

（本号四頁）

基金カンパについての感謝とお願い

団員の人権擁護と民団の自主性、民主的運営をめざして、外部および内部からの不当な弾圧に抵抗して闘っている東京本部に対し、全国の民団役員および団員の皆さんから、これまで多くの基金カンパや激励が寄せられました。東京本部役職員一同、心から厚くお礼申し上げます。こんごとも、ご支援、ご指導のほどをよろしくお願い致します。

一九七一年八月十一日

在日本大韓民国居留民団
東京本部役職員一同

第26周年 8、15光復節 東京地区慶祝大会

日時　1971年8月15日午前10時

場所　神田・共立講堂

（第一部　式典　第2部　一流TV出演者による豪華ショー）

主催　在日大韓民国居留民団東京本部

民団東京グラフ

8・2事件当日

①中央本部幹部らが屋舎明け渡しへの再三の説得や話し合いも聞き入れず、不法占拠し続ける事態を心配気に見守る関係者たち（昼すぎ）

②東京本部前に出動した機動隊（午後11時前）

③シャッターを クギづけされたため、やむを得ず 窓ガラスを割り バルサン（ゴキブリ退治用殺虫剤）を投げ込み、不法占拠者を排除する作業にとりかかった東京本部、韓青、学同、２世団員らのめんめん。ヘルメットもかぶっておらず、角材も持っていない（午後10時40分ごろ）

④東京本部を不法に占拠、入口を固めた中央本部の局員たち（中央）

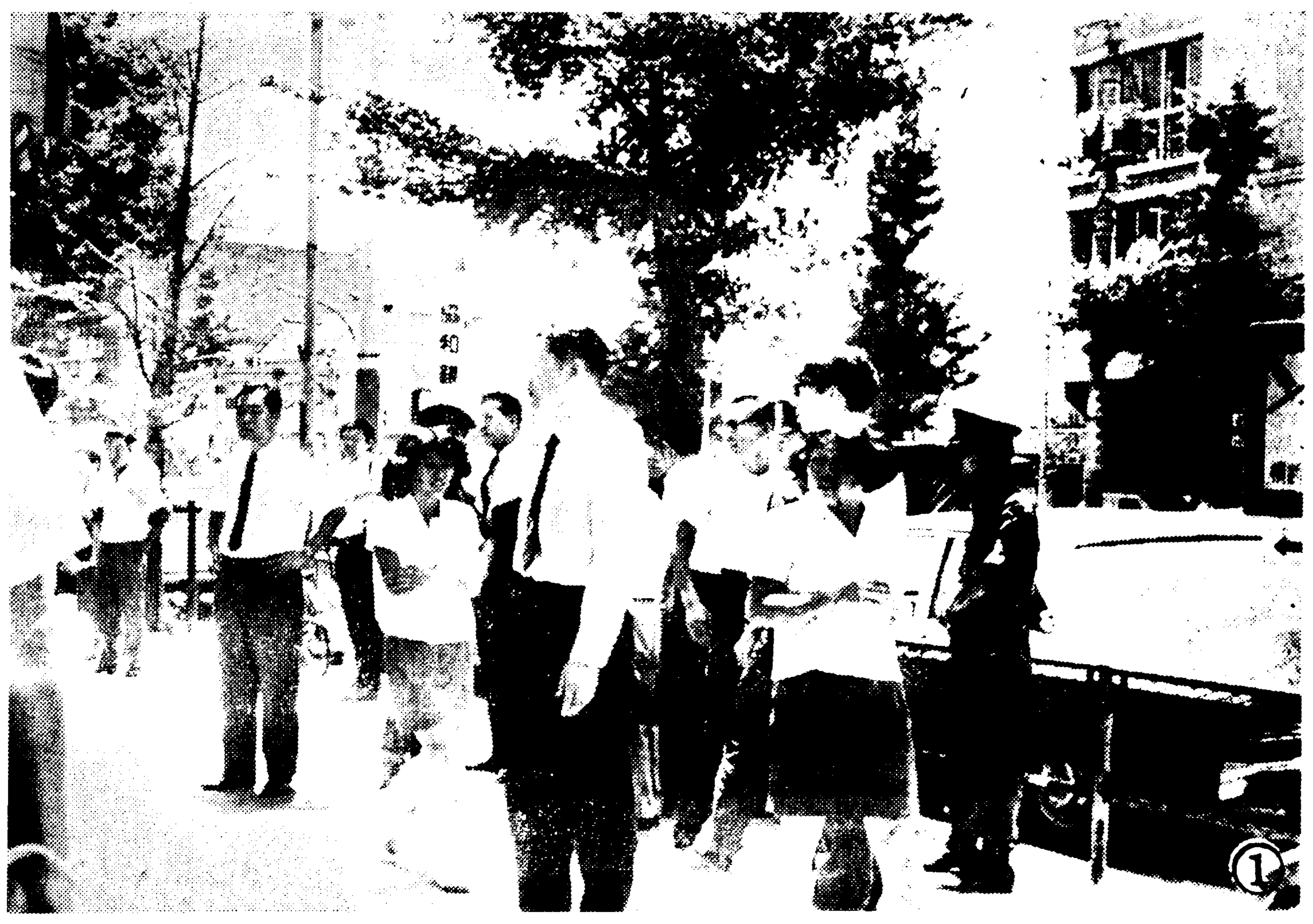

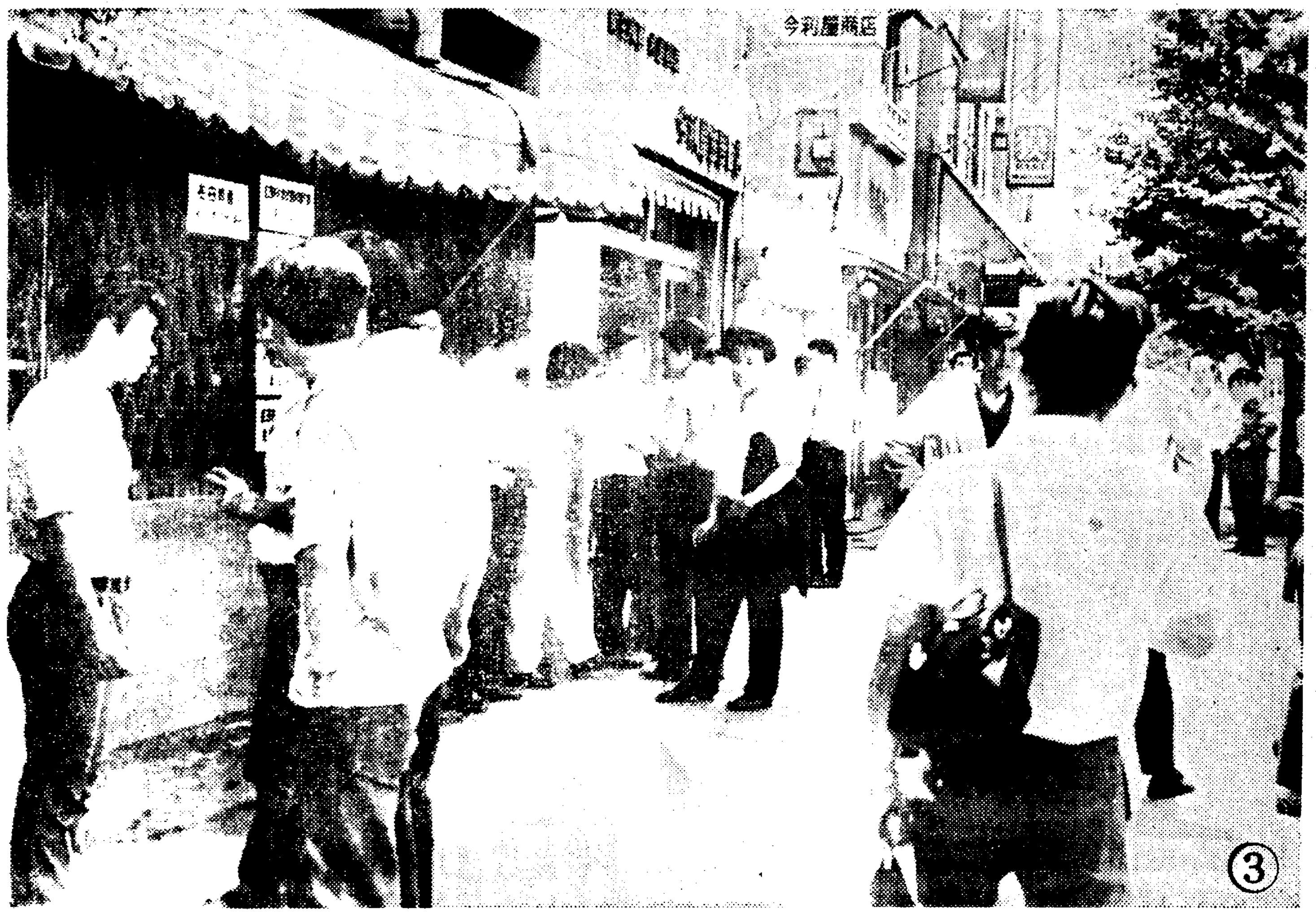

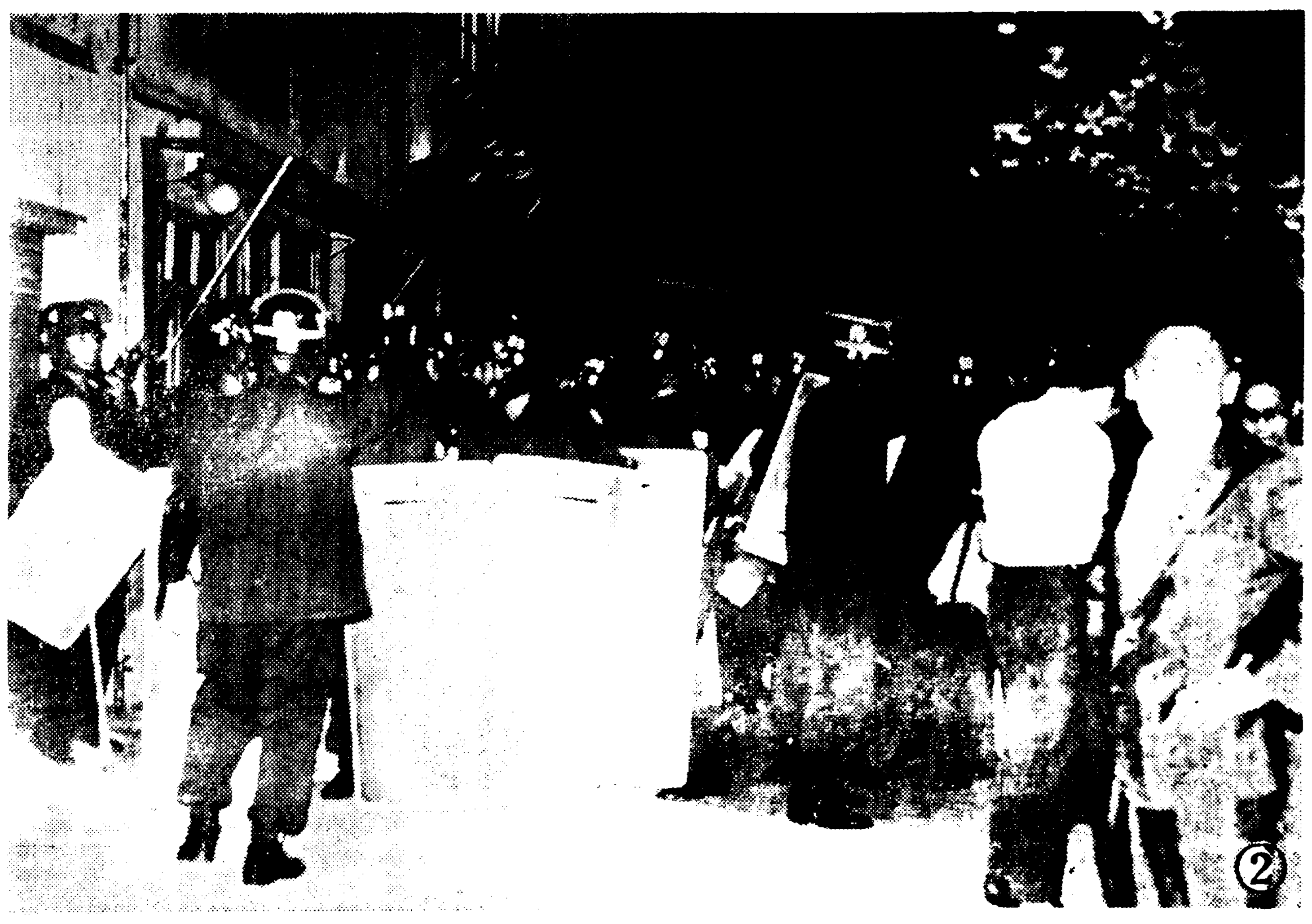

8・2事件で負傷した慎忠義韓青東京特別本部委員長

お詫び＝一部地域に配送した右「広告紙」のうち、印刷の手違いにより演出者の新谷英進氏がフジテレビの「所属」であるのを「後援」とみなし記入したことは誤りでありましたのでお詫び致します。

光復節

8・15 第26周年記念

東京地区慶祝大会

第一部・慶祝式典　第２部・記念豪華ショー

1971年8月15日午前10時

神田・共立講堂 地下鉄東西線、竹橋駅下車

主催・在日大韓民国居留民団東京本部

慶祝大会、第２部 一流ＴＶタレント出演による豪華ショー

志摩美子
ＣＢＳソニーレコード
当日は韓国の歌をうたいます

ジョージ 山下
ＣＢＳソニーレコード
当日は韓国の歌をうたいます

五月女みや子
コロンビアレコード
当日は韓国の歌をうたいます

林 伊佐緒
キングレコード、歌謡界の重鎮

淡谷のり子
テイチクレコード、歌謡界の重鎮

和田浩治
唄とドラムとアクションの日活映画スター

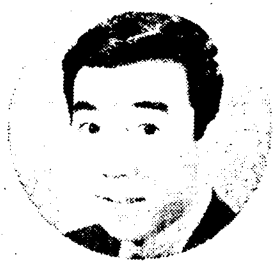

大谷 淳　宍戸 錠
ＴＶ、映画でおなじみの日活映画スター

金井克子
ＣＢＳソニーレコード
モダンバレー界のNo.１ダンサー

フラッシャーズ
ＮＨＫ ＴＶでおなじみのタンシンクチームの精鋭

青空うれしたのし
司会 漫才 ＴＶでおなじみ

武藤敏文とワールドシャープ
オーケストラ
コロンビアレコーディングバンド

怪獣と動物のぬいぐるみ
ノーバ提供
お子様達と遊ぶ怪獣や動物達

ギャグメッセンジャー
ＴＶ、ステージの人気者
コミックコントトリオ

「怪獣ショウ」併演

演出・構成、新谷英進、企画・狼事務所、

八・二事件の全容

不法な占拠排除さす

中央幹部連、東本を襲う

中央本部の李禧元団長ら中央幹部は二日朝、東京本部に押しかけ、一方的な通告を発し事務所引渡を口実に、東京本部の職員を力ずくで追い出し不法占拠するという挙に出たため、東京本部は再三にわたり警告文や口頭で、退去するよう要請したが聞き入れず、同夜十時四十分、東京本部はじめ同傘下機関に事務所をもつ韓青東京本部の団員や学生など [illegible] 一世団員が総力で不法占拠者を全員排除した。ところが中央本部は各種会議や中央機関紙「韓国新聞」などを通じて、これらの事実の経過をわい曲し「一部団員の不分子があおり」、事態を収拾させるどころか、ますます悪化させ組織の破壊と団員の分裂を図ろうと策動しており、団員の中から現状を憂慮、事態の平和的解決を望む声が強い。

[illegible]

在日韓国人東京教育委員会
在日本
民団
在日本

中央の不法占拠者たちに対し退去を勧告した鄭東京本部団長の警告文をはりつける東京本部職員（2日正午）

民団中央は退陣せよ

自主守護の闘い支援を決意

韓青・学同共同声明

[illegible]

在日韓国青年同盟
在日韓国学生同盟
一九七一年八月四日

不当措置撤回叫ぶ

青年学生代表者集会ひらく

[illegible]

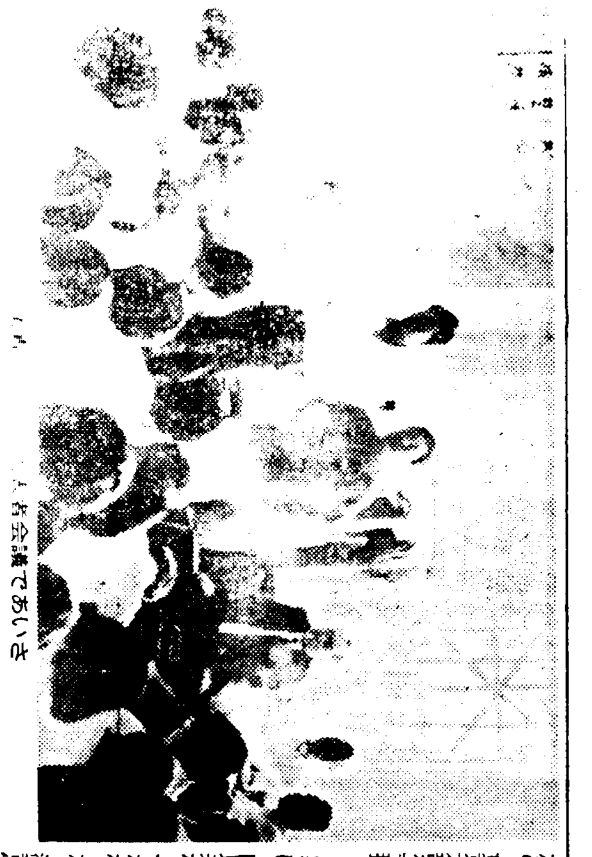

会議であいさつをのべる金恩沢青学中央委員長（中央右）

民団で直轄か

大阪韓青本部

[illegible]

八・二事件雑感

〈東京一支部役員からの投稿〉

[illegible]

主な負傷者

[illegible]

FM自由

吹きまくる弾圧の嵐(2)

[illegible]

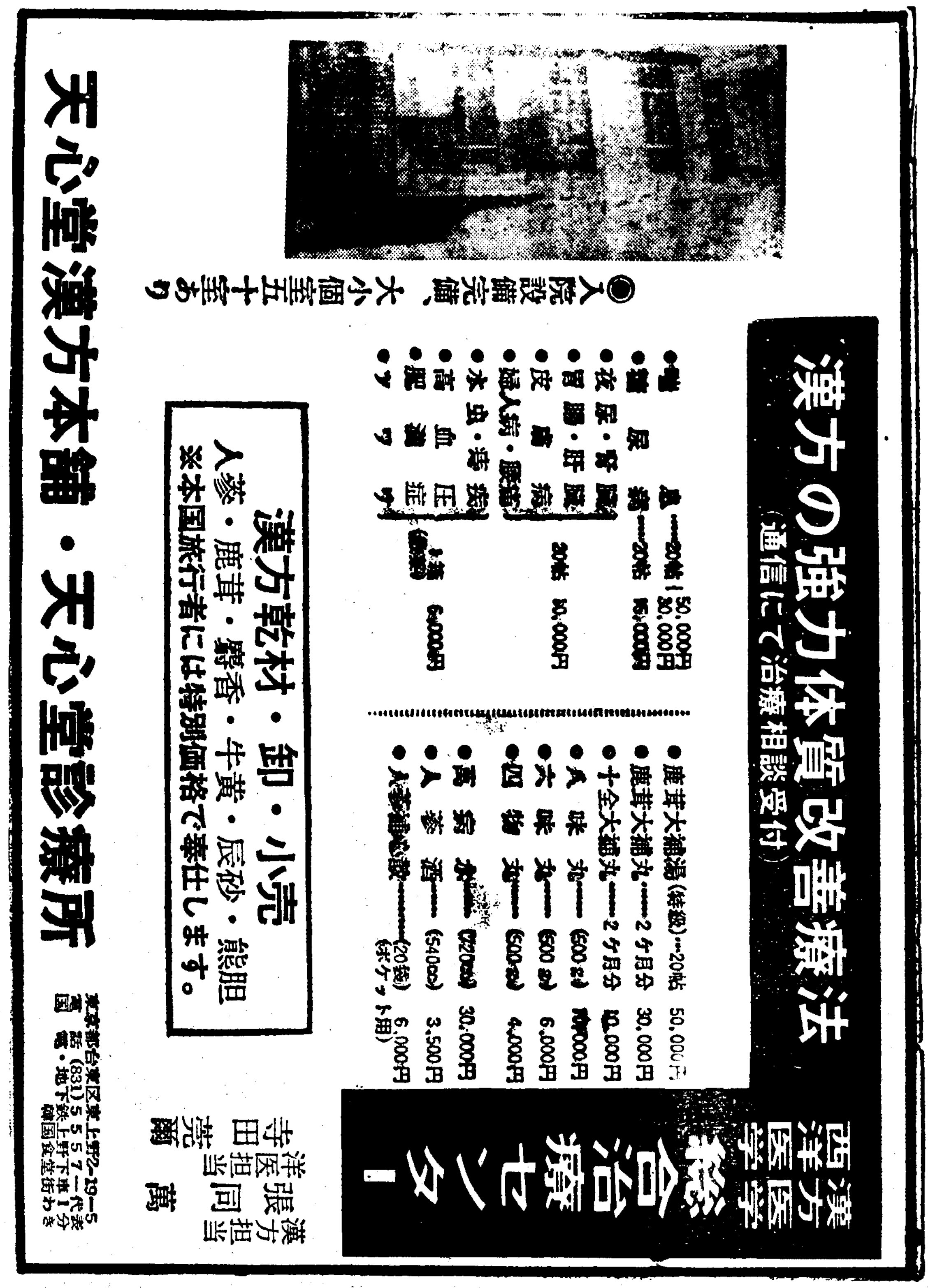

漢方の強力体質改善療法
（通信にて治療相談受付）

- ●喘　息……20帖 50,000円 30,000円
- ●糖　尿　病……20帖 15,000円
- ●夜尿・腎臓
- ●胃腸・肝臓 20帖 30,000円
- ●皮　膚　病
- ●婦人病・腰痛
- ●水虫・痔疾 1ヶ月分 6,000円
- ●高　血　圧
- ●肥満症
- ●ワ　キ　ガ
- ●鹿茸大補湯(特級)…20帖 50,000円
- ●鹿茸大補丸……2ヶ月分 30,000円
- ●十全大補丸……2ヶ月分 10,000円
- ●八　味　丸……(500g) 10,000円
- ●六　味　丸……(500g) 6,000円
- ●四　物　丸……(500g) 4,000円
- ●高　麗　人参　酒……(720cc) 30,000円
- ●人　参　酒……(540cc) 3,500円
- ●人参補心散……(20袋) 6,000円 (ポケット用)

◎入院設備完備、大小個室五十室あり

漢方乾材・卸・小売
人参・鹿茸・麝香・牛黄・辰砂・熊胆
※本国旅行者には特別価格で奉仕します。

漢方医学 西洋医学 総合治療センター!

漢方担当 張萬
洋医担当 寺田萬

天心堂漢方本舗・天心堂診療所

東京都台東区東上野2-19-5
電話(831)5557ー代表
国電・地下鉄上野下車1分 韓国食堂街わき

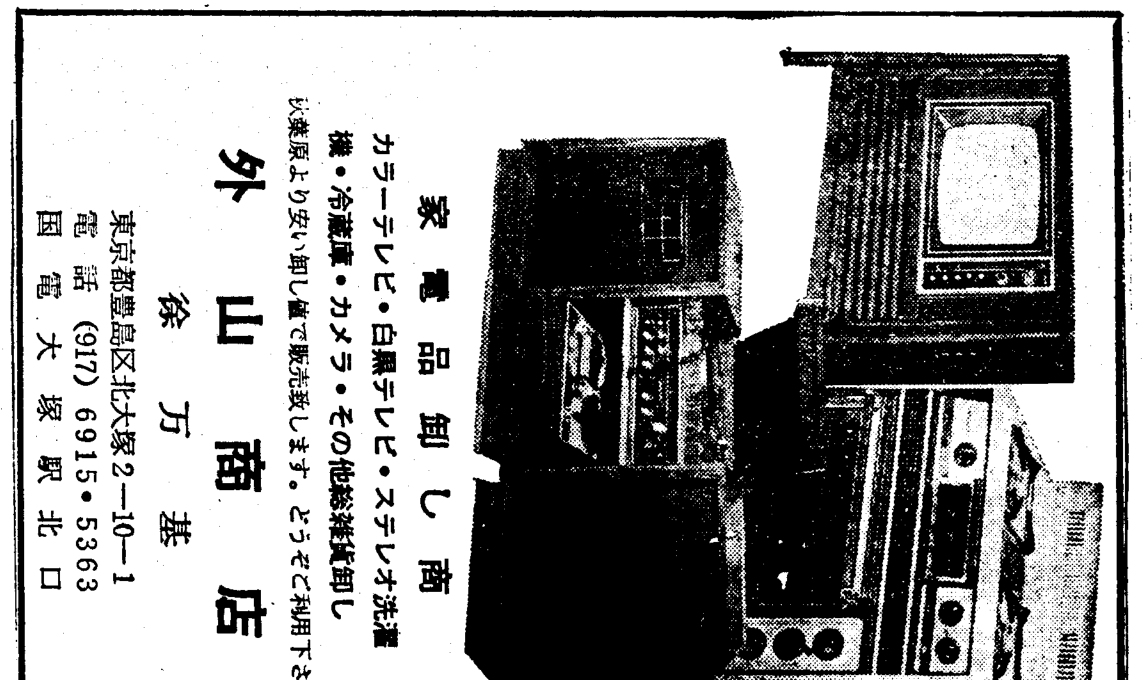

家電品卸し商
カラーテレビ・白黒テレビ・ステレオ洗濯機・冷蔵庫・カメラ・その他総雑貨卸し
以業原より安い卸し値で販売致します。どうぞご利用下さい

外山商店
徐万基

東京都豊島区北大塚2ー10ー1
電話(917)6915・5363
国電大塚駅北口

母国の学校へオルガンを

在日同胞の皆様！　祖国の母校の為になる事をしたくありませんか。国民学校では現在オルガンが一番必要です。オルガンを母校に寄贈したい方は下記の要領で寄贈して下さい。

代金を下記送金先の会社名に銀行送金又は郵便振替口座に御送金下されば韓国ですぐ貴下御指定先母校にお届け致します。

定価と品種
[illegible]

東洋楽器工業社
代表 河泰鳳
送金先
静岡県浜松市浅田町10
TEL0534-52-0151代

(株)伊藤真楽器工芸社
P.O.BOX浜松
三和銀行浜松支店
郵便振替口座 東京189295

混乱を拡大するもの

文京支部団長らの決議

八月七日付けの民団中央機関紙「韓国新聞」の二面記事「収拾方案を強力に促求」によると「東京十三支部団長が発表」として「声明文」（七月三十一日付け）を掲載、さらに七月二十七日に「十三支部の代表四人」が東京本部をおとずれ鄭在俊団長ら同本部三機関役員に決議文を手渡し正常化のための協力を訴えたところ「『お前たちのやることは組織を分裂させる行為だ』といいながら激しい暴言で代表団をののしった」と、事実をわい曲して報じている。

金尚弘文京支部団長ら四人の支部（他に豊島、墨田、台東）団長が「東京本部直轄に対し収拾方案を二十二支部団長署名捺印でもって強力に提案する」と書かれたいわゆる「決議文」（七月二十六日付け）なるものを携えて東京本部をおとずれたのは二十七日。

これに対し東京本部側は鄭団長をはじめ羅、安尚副団長、申副議長、韓事務局長ほか、役員ら多数。ところが、このとき金文京団長から鄭東本団長に手渡された「決議文」の本文は「韓国新聞」に一行も掲載または触れられていない。

席上、鄭団長は「この〝決議文〟は文章と内容の幼稚さ加減はさておき、真に民団の混乱を収拾しようとする意図が見られず、中央本部の意にそって、混乱をますます拡大させるような方案が提示されている」と指摘し「中央と東本の双方がじゅうぶん納得し得る方策を打ち出して提案してほしい。しかもその提案には都内二十二支部の全団長が署名できるようなものにすべきである」として、金文京団長らの「決議文」を拒否した。と同時に鄭団長は「八・一五光復節の記念慶祝大会は、民族的行事であるがゆえに、民団組織内部の問題を超越して、従来通り中央と東本が共立講堂で共同で開催してはどうか。東本はその用意がある。そのむね中央本部に伝えてほしい」と要望、金文京団長ら四人の団長もこれを「よいことだ。中央にそのむね伝えたい」と納得して帰った。このときの経過については東本側は録音におさめてあるので、中央側も事実をわい曲できないはず。

また「韓国新聞」が十三支部団長の声明文」を掲載している。しかし「決議文」に署名・捺印しているのも十三支部でなく、十支部（荒川は正統支部でない）の団長と二支部の副団長でこれら団長は、各支部の総意、または執行部全員の意思決定に基づくものでないことはいうまでもない。

さらにこの「決議文」なるものは支部団長らが自主的に書いたものでなく中央本部幹部によって文面がねられたそうで、署名・捺印した団長の中にも「その内容を知らなかった」「決議内容には異論があった」とする団長も多い。

不当行為隠しウソの報道

韓国新聞の8·2事件記事を駁す

さる二日、中央本部が暴力で東京本部を不法占拠したことが発端となって発生した「八・二事件」で、中央本部側は八月七日の中央機関紙「韓国新聞」を通じて例のごとく、事実のわい曲とデッチ上げの記事を掲載、自分たちの不当な行為をおおい隠し、一般団員をあざむこうとしている。

今回の事件は、ことが重大であるだけに、事実を団員に知らせ、事実を追求するという姿勢と、報道のあり方として、中央本部のこのような欺瞞と虚偽宣伝はとうてい許されない。

東京本部は、全国の民団役員および団員、六十万同胞に事件の経過と問題の本質を知らせるため、これまで厳正かつ真実を守る立場を堅持してきた。

中央本部のやり方がいかに偽善に満ちたものであり、また「韓国新聞」の報道がいかに中傷・謀略に満ちたものであるかを、具体的に何点かをとりあげ指摘しながら明らかにしてみたい。

一、「平和裏に事務所を接収」したか。

中央側は二日朝「平和裏に事務所を接収した」と言っているが、直轄宣言そのものが不当であるのに東京本部は事務引継ぎをする義務もなければ理由もない。ところが二日朝、中央役職員や見知らぬ団員五、六十人が突然なんの予告もなしに東京本部の事務所に押しかけ、韓昌奎事務局長以下部長二人、女子事務員四人を、ありとあらゆる方法で中傷しながら暴力で屋外に連れ出したあと屋舎を不法占拠し、東京本部の再三にわたる警告や勧告を無視して居坐った。

一、「百数十人の暴徒がなぐりこみ」をかけたか。

韓国新聞は「百数十人の暴徒がなぐりこむ」と大ゲサに報道しているが事態の緊急さを知って、中央本部の暴力と不法占拠を怒る団員、韓青および学同の盟員たち約二百人が東京本部前に集まったことは事実だが、実際に不法占拠者たちを排除する作業にかかったのは四、五十人であり、なぐり込みなどかけていない。直接的な衝突を避けるため、バルサン（ゴキブリ、ダニ退治用殺虫剤）を投げ込んではいったが、占拠者たちがビールやコーラの空ビンを投げたりイスや木刀を振り回わしてきたため混乱が生じ双方に二十数人の負傷者が出たもの。

一、「正体不明の若い連中」「覆面をした怪漢」が不法占拠者を取り囲み追い出したのか。

東京本部屋舎には韓青特別本部、婦人会東京本部（ともに二階）がそれぞれ事務所をかまえている。二日朝、中央幹部らは東本に対する事務引継ぎ要請を口実に、東本だけでなく、韓青盟員や婦人会職員までも追い出し、みさかいもなく韓青、婦人会の事務所まで不法占拠した。

これに対し、東京本部だけでなく、事務所を取り戻そうとする韓青東本、それに応援にかけつけた学同盟員のほか二世団員ら民主主義を信奉し、正義に燃え民団を愛する若い青年・学生が勇敢にも先頭に立って、不法占拠者たちを排除したのであって〝正体不明〟の若者でもなく、〝怪漢〟でもない。すべて大韓民国の子女であり、民団団員の息子や娘たちである。

また「覆面云々」というが占拠者排除にバルサンを使ったためタオルでマスクをしたにすぎず、中央本部のゴキブリやダニどもと違って、これら青年、学生たちは正義を守る勇士であり、ゴキブリやダニを退治する煙を吸う必要はなく、これを避けるため。

一、「催涙弾」それとも「火炎ビン」？

中央および韓国新聞は「催涙弾みたいな毒質の煙幕を張った」とか「火炎ビンを投げこんだ」と宣伝しているが、不法占拠者を排除するために使った薬品はゴキブリやダニには毒性はあっても人間には毒性がない。ましてや「催涙弾」や「火炎ビン」でもない。町の薬局などで市販されている「ゴキブリ、ダニなど害虫を駆除する強力殺虫剤」の「バルサン」を使った。血も涙も持ち合わせていない中央本部のゴキブリどもに「催涙弾」を使ったところで、涙も出てこないであろう。

一、「角材やこん棒」をふりかざしたか。

東京本部側の青年・学生、二世団員たちは〝素手〟で不法占拠者排除の作業にかかった。このような純真な青年・学生たち民団団員の息子や娘たちに対し事務所や団長室に不法にたてこもり、勝利？でも祝っていたのか、飲みかけのビールびんを割って振りかざしたり、コーラやジュースの空びんを投げつけまたイスや木刀を振りまわし生命を脅したのは、ほかならぬ厚顔無恥で町のヤクザやチンピラもどきの狂暴さを見せた中央本部の不法占拠者たちであった。

彼らが投げた空ビンがまっ先に韓青東京特別本部の慎忠義委員長のひたいに命中、まっ赤な血をふき出して同委員長が倒れたほか、数人の青年・学生が負傷した。そこで東京本部側の青年・学生たちは、自らの安全と生命を守るため果敢に、暴力団まがいの不法占拠者たちに立ち向かったのであって、不祥事が起きたのは残念だが青年・学生の行動は正当防衛としてその勇気をたたえられるべきであろう。

一、中央本部は本当に「良識にそった解決策」で臨んだか。

中央本部は暴力による不法占拠、ファッショ的強権発動を正当化するため「今日まで組織規律と秩序をまもり、良識にそった解決策をもってのぞんだ」とか「話し合いに応じるよう説得もし、勧告もした」（「韓国新聞」）と主張しているが、これまで東京本部が事態の円満収拾と、混乱の拡大を防ぐため、譲歩に譲歩を重ね、話し合いを通じてそのことを訴え、そのための提案（七月三日の臨時地方委臨時大会招集決定と辞意表明など）を行なってきたことは周知のとおりで、二日中央の不法占拠に際しても、三、四回警告文をはりつけ退去するよう要請する一方、羅鍾卿副団長が東京にやってきた中央監察委員長に呼ばれ単独で会ったとき事務所を明け渡すよう要望、また各支部からかけつけた役員たちが事態を憂慮、中央側を説得したにもかかわらず、中央は問答無用式に強硬一点張りで、これら切実な要望を拒否し続け、暴君のようにふるまったのである。

経過日誌

自7月27日 至8月5日

七月二十七日▽「東京本部収拾各支部有志団長会」の代表であるとして金尚弘文京、李鎮浩台東など四支団長が東京本部をおとずれ、いわゆる「東京本部収拾決議文」を伝達。

これに対して鄭在俊団長ら東本側は、いわゆる「決議文」の内容は事実をわい曲しており、かえって民団の混乱を招くものであると指摘。さらに来る八・一五光復節を共立講堂で中央本部と共催する用意があるとの東京本部の立場を説明、この旨を中央本部に伝達するよう要請、同代表団長はこれを了承。

八月二日 ▽午前九時二十分ごろ中央本部の李禧元団長、辛容祥氏、朴性鎮事務総長以下役職員、見知らぬ団員など五、六十人が突然東京本部に押しかけ韓昌奎東本事務局長ら役職員七人（うち女子事務員四人）を脅迫、暴行を加えて追い出したうえ不法占拠。東京本部側は再三にわたって、警告掲示や口頭で「即刻退去するよう」求めたが不法占拠を続けたため、同夜十時四十分、韓青東京特別本部盟員のほか、応援にかけつけた学同、二世団員百二十人と協力、建物にたてこもっていた不法占拠者約三十人を全員排除、この作業で双方に二十数人の負傷者を出す。

▽鄭在俊東本団長、李禧元中央団長を相手どって東京地方裁判所に東本屋舎に対する占有妨害禁止の仮処分を申請。

八月三日 ▽東京本部、中央本部側の再度の暴力、急襲に備えて東京本部の防備体制を継続維持。

▽中央本部、「顧問、三機関中央執行委員緊急合同会議」を召集していわゆる「組織防衛対策委」なるものを設置。

▽関東地方協議会、熱海の「八景」で開かる。

八月四日 ▽鄭在俊東本団長「八・二事件」で記者会見し、中央本部の暴力・不法占拠の暴挙を糾弾する声明を発表するとともに、一連の民団の混乱について「金在権公使と李禧元中央執行部が責任を負うべきである」と強調。

▽関東地協団長団、東京本部を来訪、いわゆる「東本直轄」にともなう事態を早急に収拾して正常化するよう要請。東京本部側は早期収拾のため、あらゆる方法で努力してきたし、今後もひき続き努力するとの立場を説明。各地方団長にも協力を要請。とくに八・一五光復節記念式典についても万難を排して共同主催するよう中央本部に申し入れていることを説明したのに対し関東地協団長らこれを了承。

八月五日 ▽東京地方裁判所東京本部が中央本部を相手どって出した「東京本部建物に対する占有妨害禁止の仮処分申請」を相当と認め「建物に対する占有を実力で妨害してはならない」との決定を下す。

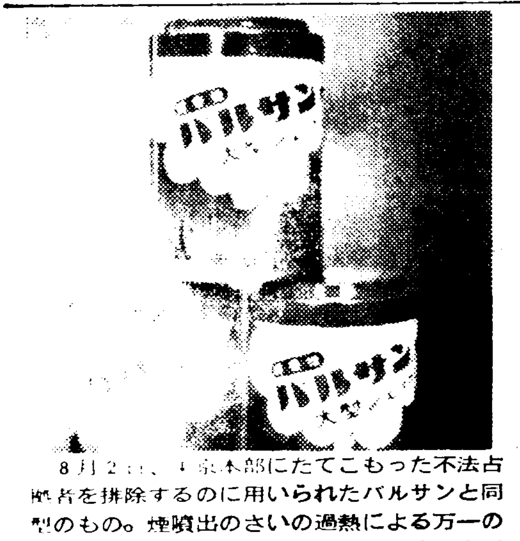

8月2日、東京本部にたてこもった不法占拠者を排除するのに用いられたバルサンと同型のもの。煙噴出のさいの過熱による万一の事故を防ぐため、かんビールの空かんの中に入れ銅線でふさいだ

事件経過日誌

発端 録音問題から民団混乱まで 経過

一月十六日 韓日協定による永住権の申請締切り。

二月十七日 民団中央議決機関、第十八回中央委を三月十五十六の両日、第三十四回定期大会を三月二十五日に召集すると発表。

二月— 「有志懇談会のあるメンバーと朝総連幹部との対話が録音された云々」のウワサが流れる。駐日韓国大使館筋もこのことを非公式に示唆。

二月二十五日 兪錫濬氏（前京都本部団長）、中央団長選に立候補「私の周囲に反国家的言動をする者がいれば、私自ら処断する」「選挙干渉のための中傷謀略は許されない」と言明。

三月三日 崔学阜氏（元中央組織局長）団長選に立候補。

三月十三日 李禧元団長、再出馬を表明。

三月十五・十六日 民団第十八回中央委、東京・市ケ谷の日傷会館で開催。十五日、金在権駐日公使、祝辞の中で「民団幹部を歴任した人士が朝総連幹部と会い、反国家的発言をした。その証拠となる録音があるが、いま公開すると選挙に影響を与えたといわれるので、大会後公開する」と約束。

三月二十五日 民団第三十四回定期大会、東京・虎ノ門のニッショーホールで開かれる①金公使、祝辞の中で「本国から来た李某なる留学生が、思想的に〝不透明な〟言動をして歩いているので追跡調査していたところ、たまたま民団幹部を歴任した人士が反国家行為の発言をしているのを録音テープにとった。大会が過ぎてから、この録音を公開して断固処断する」と言及。②役員改選に伴う選挙が行なわれる。投票の最中、会場で駐日公館員と在日同胞青年との間でモメ事が起こり、公館員が暴力ふるう。③投票の結果、李禧元氏が過半数をわずか二票オーバーして一九四票を獲得して再選。次点は兪錫濬氏一五二票。崔学阜氏三五票。しかし、大阪本部の代議員の中に、一つの投票ボックスに三人もはいり、お互いの投票用紙を確認し合う行為が公然と行なわれるなど疑惑を招いた。

四月十三日 兪錫濬選挙対策本部、声明を発表、団長選挙に対する公館の露骨な干渉を非難し、問題の録音があれば公開するよう要求。

四月二十七日 韓国大統領選挙―朴大統領、三選される。

四月二十八日 東京本部、第九回地方委員会を東京商銀荒川支店で開催。

五月一日 金公使、兪選対委の声明に反論して公開書翰を発表、問題の録音を限られた関係者に公開すると表明。

五月六日 金公使、民団中央団長あてに公文発送、五月十二日大使館で録音を公開すると通告、裵東湖氏を参席させるよう要請。

五月七日 金公使、大使館で記者会見、問題の録音について留学生李東一と対話した相手は裵東湖氏であると発表。

▽李禧元中央団長、記者会見で①兪選対声明書は怪文書②不純分子は段階的に〝粛清〟する③問題の録音を本国で聞いた―などと言明。

五月十一日 兪選対本部、金公使の書翰に反論する声明を発表、その中で「録音は民団で公開すべきだ」と主張。

▽裵東湖氏、記者会見で①録音は民団主催のもとに、言論人をまじえた席で公開すべきだ②十二日大使館で、何人かの制限された人にだけ録音を公開する席に立ち会うことを拒否する―と声明。

五月十二日 大使館の金公使室で録音公開の会合。①中央本部の曹寧柱顧問、李禧元団長、張聡明議長、李寿成監察委員長東本の鄭在俊団長、徐興錫監察委員長、京都本部の李相権団長兪錫濬前団長の八人が出席要請に応じて出席したほか、当事者の李東一が出席②金公使、録音公開に先立ち出席者全員に「合意覚書」に署名することを要求鄭在俊、李相権、兪錫濬の三氏は「録音を聞く前に署名するわけにいかない」とこれを拒否③李東一、裵東湖氏との対話内容を〝証言〟④金公使、裵東湖氏の欠席を理由に録音を公開せず。金公使、李東一が五月十一日に裵東湖氏にかけた電話の録音を公開。

〈注〉「合意覚書」の内容は①本会合で公開される録音、証拠、証言は、民団員裵東湖の反国家行為を確認するにある。②本会合で使用した各種物的証拠は、今後、国家司法機関に保存される犯証資料であるため、再公開ないし内容の是非は許容されないことを条件に、本会合においてだけ使用することに同意する―の二項目からなるもので「大韓民国駐日大使館公使金在権貴下」となっている。

五月十四日 金公使、録音問題を本国の関係機関に〝移牒〟したむね李中央団長に通告。

自主守護委発足

五月十五日 呉宇泳氏（東京本部顧問）丁賛鎮氏（中央、東本顧問）ら七人が「民団自主守護委員会」を結成。

五月二十五日 韓国第八代国会議員選挙。

五月二十六日 東京本部監察委、録音および李東一との問題で裵東湖、郭東儀両氏を査察。

五月二十七日 東本監察委、裵、郭両氏査察の結果として、反国家行為の証拠がなく、したがって、現行規約のどの部分にも抵触しないむね中央監察委に報告。

五月二十九日 中央監察委、裵東湖氏を査察。

五月三十一日 中央監察委、郭東儀氏を査察

▽兪錫濬氏、中央監察委に「李東一は何か他の任務をもっている人物と思われる」という内容の証言を提出。

六月三日 裵東湖氏、李禧元中央団長の「録音を聞いた」という証言を虚偽であるとし、中央監察委に文書で李中央団長の査察を要請。

六月八日 中央監察委員長ら「録音問題で重大発表する」と記者会見したが、執行部から重要な書類が届かないことを理由に、発表を行なわず。

六月九日 裵東湖氏、中央監察委に李東一の身分確認の査察を文書で要請、その中で「李東一は外務事務官の旅券で一九七〇年十二月十六日大阪伊丹空港経由で来日、京大放射線同位元素総合センターの研究生となっており、ことし六月一日在学証明書の交付を受けるため「李東一は韓国科学技術処から派遣された者」という金鎮弘駐大阪総領事の証明書（五月四日付け）を提出した」としている。

▽民団有志らの録音問題に関する懇談会が東京・池袋で開かる。

六月十一日 中央監察委員長録音問題で記者会見し、継続審議するとの中間報告を発表。

六月十四日 崔学阜氏、呉世経氏を伴ない記者会見し声明を発表。①民団中央団長選挙に公館が干渉したのは事実②金公使は約束通り録音を公開すべきだ③李禧元中央団長は、官権介入を導入した責任から、臨時大会を開き信任を問われるべきだ―などを主張。

六月十五日 裵東湖氏、日本記者団と会見、中央情報部から「反共法違反容疑により事情を聞きたいから十五日午前九時まで出頭せよ」との「出席要求書」（六月二日付け）を受け取ったことを公表。続いて韓国記者団とも会見、十四日付けの文書で大使館を通じ出席を拒否したと言明。

▽民団自主守護委代表委員らが記者会見①録音問題の真相を報告するため六月十八日に「録音問題真相報告大会」を開く②在日同胞の人権と民主主義的権利を保障せよ③録音問題の責任は金公使にある―とする声明発表。

六月十六日 駐日大使館、十五日の裵東湖氏の記者会見の内容に対し①裵氏と李東一間の対話の録音は、人権侵害とは関係なしに行なわれた②韓国の国内法が裵東湖氏に適用されないとは言えないが、日本法を優先させ、本人の人権と意見を尊重し召喚状でない出席要求書が発給された―などの解明文を許学淳参事官名で発表。

▽東京本部、各支部団長会議開催。

▽中央執行委、裵東湖氏を「反国家的、反民団的利敵行為者」と断定する」と決議、中央監察委に圧力。

六月十七日 中央監察委、録音問題真相報告大会の中止と、一般団員を参加させないよう、東京本部に通告。

真相報告大会開く

六月十八日 中央本部の李禧元団長と李寿成監察委員長、録音問題真相報告大会に出席すれば依法措置をとることを関係者に勧告。

▽民団自主守護委主催の「録音問題真相報告大会」が東京・文京区民センターで開かれ、千五百人（主催者側発表）参加。

▽郭東儀氏、中央情報部から、反共法違反容疑により「出席要求書」を受け取ったことを同大会で公表。

七月三日 東京本部、第十回臨時地方委および第三十二回臨時大会を七月十五日に開催し、事態収拾のための措置として総辞職することを決定、管下支部大使館、中央本部など関係機関に速達便で通知公文発送。

七月四日 中央執行委、東京本部直轄を決定。

七月五日 中央本部、一方的に東京本部直轄を宣言、東京本部に通告。

▽李禧元中央団長、記者会見で東京本部直轄を公表。

▽①東京本部緊急執行委、中央本部の直轄宣言は不当であると決議、執行委代表八人が中央本部に三機関長を訪ね、直轄問題の再考を促す。

▽東本各支部三機関の緊急役員合同会議、中央本部の直轄宣言を不当であると決議（十九対一、二支部欠席）十九支部代表が中央本部をおとずれ、再考慮を要請。

▽鄭在俊東京本部団長、記者会見で①中央の東本直轄宣言は一方的で不法②このような強権発動は、むしろ混乱を拡大させるものだ③七月十五日の東本臨時地方委および大会で道義的責任―事態の円満収拾のための措置として辞任したい。たとえ信任されても役員にはいっさい就任しないことを言明。

▽東京本部、緊急常任委を開催、①中央の不当な直轄宣言を撤回させる要求を貫徹する②民団の自主性と民主主義、地方本部の自治権を守るため断固闘う―などを決議。

▽鄭東京本部団長、文書で李中央監察委員長に「東京本部直轄撤回要請」を上訴。

七月六日 中央本部、朴性鎮事務総長はじめ各局長を東京本部に派遣、鄭東京本部団長に事務引継ぎを要求したが、鄭団長、これを不当な要求だとして拒否。

神戸領事暴力事件

七月七日 駐神戸領事館の李台熙領事、韓青兵庫本部の役員を殴る暴行事件発生。

七月八日 中央本部、都内各支部三機関役員会議を召集したが盛り上がらず、さらに代表数人が東京本部に鄭団長を訪ね、事務引継ぎを勧告したが、鄭団長、直轄宣言の不当性をじゅうぶん説明してこれを拒否。

七月九日 中央監察委、裵東湖氏を「反国家行為をした」として、七月八日付けで除名処分したと発表。

七月十日 裵東湖氏、談話文を発表、中央監察委の除名処分決定は確証なしになされたもので不当であると反論。

▽民団自主守護委、中央監察委の裵東湖氏に対する不当な除名処分を撤回せよとの声明発表。

七月十二日 韓青中央、執行委、韓青に対する七月九日付け金宰淑中央組織局長の〝警告〟に対し、同警告はなんら根拠のないものであるとする見解を発表。

七月十三日 中央本部、東京本部直轄問題で全国団長および事務局長会議を東京・小石川のホテルタイエーに召集し、一方的な方法で会議を進行、会議代表十二人が東京本部を訪問、鄭団長に直轄受入れを勧告したが、鄭団長、これを逆に説得し拒否。

▽荒川支部臨時大会開催―趙活俊団長、同大会は規約上不法だとして認めず。

▽閔泳相東京本部議長、七月十五日開催予定の第十回臨時地方委および第三十二回臨時大会を無期延期するむね談話文を発表。中央本部が東京本部直轄を強行しようとしている状態で開催することは一層混乱を招くおそれがあるというもの。

七月十四日 韓青および韓学同、李台熙駐神戸領事の暴行事件に対し、李領事は直ちに公開謝罪せよとの抗議文を発表。

▽大阪本部、李禧元中央団長の東京本部直轄強行のための動員要請を受けて五十一人の団員を二台のバスで上京させる。李中央団長の動員要請の口実は、「東京本部と朝総連が結託して中央本部を襲ってくるから、中央本部を守ってほしい」といったといわれる。

▽東京本部、これらに備えるため、夜からシャッターを閉め防備を固め都内有志をはじめ韓青、韓学同盟員ら約二百人が支援にかけつける。

東本防衛委発足

▽東京本部防衛委員会発足。委員長に丁賛鎮氏（中央、東本顧問）。

七月十五日 中央監察委、不当にも東京本部の鄭在俊団長と閔泳相議長を七月十五日付けで三年間の停権処分すると決め文書で通告。

七月十六日 東京本部の鄭団長と閔議長、記者会見で中央監察委の停権内容を公表し①官権に追従した不当な決定②民団の自主性と民主主義を抑圧し、民団を破壊に導く行為である―などと反ばつ。

▽民団自主守護委、東京本部の鄭団長と閔議長に対する中央本部の停権処分は不当である撤回せよとの声明発表。

七月十七日 東京本部と東京本部防衛委、全国の民団役員および団員に〝呼訴文〟を通じて中央本部のいわゆる東本直轄宣言や東本団長と議長に対する停権処分の不当性を訴える。

七月十八日 東京本部防衛青年学生代表者会議開催。

七月二十五日 大田支部、拡大役員会議開催。同会議は顧問団、三機関、役員執行委員、各分団正・副分団長、婦人会および韓青役員たちを網羅したもので①所謂東本直轄宣言の撤回、東本の鄭在俊団長と閔泳相議長（大田支部団長兼任）停権処分の撤回②李禧元中央団長の退陣を中央本部に対し要求する決議、閔文部団長、団員に迷惑を及ぼしたくないのと混乱を事前に防ぐため辞任を表明。副団長による団長代行制を採用して来年五月の大会まで現体制を維持することに決定。

SEOUL
TOKYO
LOS ANGELES
PUSAN
OSAKA
CHEJU
FUKUOKA
BANGKOK
HONG KONG
TAIPEI
SAIGON
KAL
KOREAN AIRLINES

午前と午後。
理想のタイムスケジュール。
KALは東京ーソウル間
週13便です。

東京ーソウルに最高の便数を誇るKAL

「山紫水明の国」韓国は、もっとも短かい時間で行ける外国です。

本場の韓国料理は、また格別。民族舞踊や郷土芸能、近代的な大学施設など、見どころ食べどころがいっぱい。

KALでしたら、いつでもお望みの日にお出かけになれます。

午前の便はウィークデーの11時に出発

初めての海外旅行でもあわてる心配がありません。お手軽な費用と時間で、空の旅を楽しみ、海外旅行を満喫してください。ビジネスの方なら、いつもの出社ベースで十分。しかもソウルでのスケジュールは午後いっぱい、フルに使えます。

午後の便は毎日16時30分に出発

たそがれのソウルに到着する、旅情たっぷりの便。

ビジネスに徹した方にとっては、日本でひと仕事すませてからでも十分間に合う、願ってもないタイムスケジュールです。夜食は本場の焼肉料理で力をつけ、翌日の仕事に備えましょう。

東京(216)9511~5 大阪(252)4044~5
福岡(41)9101

大韓航空
KOREAN AIR LINES

在日本大韓民国居留民団
綱　領
一、우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
一、우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
一、우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
一、우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
一、우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行日本語版週刊紙（購読料1カ月100円・特別1000円）
（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

10月27日
＜1971＞
週刊・毎水曜日発行
第2466号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話（811）1535（代表）
〒133 振替口座 東京16631番

李禧元一派の凶計ついに砕かる

団結のスクラム組んで

「中央委員会は公開せよ！」

追放하자!
收拾에 앞장서라

大阪の中央委お流れ
会場に凶器もった暴力輩

さる二十三日大阪で開かれる予定の第十九回中央委員会は、李禧元中央執行部が暴力団・奥島連合の組合員やヘルメットをかぶった正体不明の若者たち四、五十人を動員、会議場の大阪興銀ビル入口を封鎖したため、東京本部の中央委員や傍聴に来た団員、韓青・学同盟員たちが①東京本部の中央委員の出席・発言権を認めよ②中央委員会を公開して団員の傍聴を認め、会議を民主的に運営せよ――などの要求を掲げて対立、興銀前でモミ合うなど険悪な事態となったが、李禧元団長ら中央三機関長は東京本部側の正当な要求を受け入れず、結局同日午前十一時ごろ、張聡明議長が「第十九回中央委員会を流会にする」と宣言、その後、同議長は「十一月十五日までに、円満な形で中央委員会を開くよう努力する」ことを約束した。しかし、こうした李禧元執行部の団員の輿論を無視した強引なやり方に対し、怒りとともに退陣を迫る声も頂点に達しており、たび重なるミスによって李禧元中央執行部の退陣は時間の問題とされている。

東京本部からは、中央委員や都内各支部役員と団員のほか、韓青・韓学同の盟員ら約三百人が、三台のバス、新幹線などに分乗、二十一、二十二日にかけて大阪入りし、二十二日夜は、大阪府立青少年会館で開かれた「民団分裂策動糾明・李禧元退陣要求在日韓国人民衆大会」（東京本部防衛委、韓青、韓学同、民団自主守護委の共催）に参加、中央委開催に伴う五項目の要請書（中央議長あて）を採択するなど気勢をあげ翌日の中央委に臨んだ。

二十三日午前六時すぎ――。第十九回中央委の会場となった大阪興銀（李熙建理事長）の表入口にはすでに、黄色いヘルメットをかぶった正体不明の若者三十人余りがものものしく封鎖。なにがなんでも思い通りに中央委を強行しようとする李禧元執行部のハラがうかがえた。

同八時ごろ、東京本部の中央委員たちが、中央議長名の「中央委開催通知」と「中央委員七人を選任して報告せよ」との公文を提示しながら「出席する権利がある。入場させよ」と、はいろうとしたところ、ヘルメット組がピケをはって、これを暴力で阻止、さらに傍聴のためはるばる東京からやって来た一般団員や韓青・学同盟員たちに対しても、頑強に入場を拒否、暴力で追い返そうとしたため韓青・学同盟員たちもスクラムを組んでこれに対抗して「中央委員会を公開し、団員の傍聴権を認めよ」「東京本部の中央委員たちの出席権、発言権を認め、会議を民主的に運営せよ」「官権の不当介入を許すな」「東京本部直轄、除名、停権など不当処分を撤回せよ」などとシュプレヒコールで要求、また全国の中央委員たちには「いまこそ中央委員は良心と良識をもって民団正常化のため、先頭に立って立ち上がれ」などと呼びかけた。

これに対しヘルメット組や中にいた中央本部の局員たちが暴力で挑発するなど険悪な空気が流れ、双方が激しくモミ合う場面もあり日本の警察が出動するなど事態はいっそう緊迫。

東京本部、韓青・学同盟員たちは、中にはいろうとする中央委員に対しては「中央委開催を決して妨害するつもりはない。東京本部の中央委員や団員の民主的基本権利が保障される中で開き、運営してほしい」「李禧元執行部は暴力団を動員してまで一方的に会議を強行しようとしている」などと事情を説明し民主的な中央委を開くよう中央議長にも働きかけてほしい、と説得、ひきさがってもらった。

やがて九時近くになって、中央本部の張聡明議長、遅れて李禧元団長、李寿成監察委員長が中にはいった。そのほか中央の局長、次長たちは、すでにあげたか昨夜中にビル内にはいったらしく会議場のある三階窓から、かれらの姿が見えた。

一方、興銀前に新品の灰色作業服を着た暴力団が小型トラックなどで乗りつけ、十三、四人が団員韓青・学同の隊列の真前と、道路向こう側の二か所に分かれて“スキあらば襲撃”という姿勢で脅かし、不気味な動きを見せていた。

「暴力団やヤクザは帰れ」「暴力反対」などを叫ぶ韓青・学同盟員たちの激しい抗議と怒りの声にも“どこ吹く風”で、逆に「アイツラの列にトラックを突込め」、「やってしもうたれ」など脅迫する始末。

ところが暴力団が持ち込んだ竹槍十数本が日本の警察に発覚、押収されたうえ、暴力団（奥島連合）の中に指名手配中の“殺し屋”（短刀など凶器を所持）がまじっていて、私服刑事が格闘のすえ逮捕するというハプニングまで起きた。これには、なみいる中央委員や団員たちもア然―。暴力団まで動員した李禧元団長一派の卑劣なやり方に激しい怒りと糾弾の声が巻き起こった。逮捕されたのは、前科三犯川竹俊太郎（27）＝日本人＝と前科九犯の高実（27）の二人。

結局、中央三機関長は、東京本部側の要求を受け入れず、午前十一時ごろ、張聡明議長が「第十九回中央委員会を流会する」と宣言、退散を命じたが「欺瞞的流会は許されない。そのむねを明確に公告せよ」と反撃に会い午後一時すぎ、もう一度「流会を宣言する。信じてほしい」と訴え、直ちに全国の各地協事務局長会議がそとで開かれ、中央委員たちも帰り出したため、東京本部、韓青・学同側は午後三時すぎ、近くの「いかるが公園」で総括報告会を開き、鄭在俊団長らが①東京本部直轄など不当な措置を撤回させる②李禧元中央執行部の退陣③事態の早期収拾後に中央委を開くこと④民団の自主・民主化―などのため継続して最後まで闘うことを誓い合って、夜の団体バスで東京に向かった。

鄭団長、声明発表

鄭在俊団長は帰京後の二十五日、さる二十三日の第十九回中央委員会が李禧元中央執行部の度重なる不手際で流会になったことに関し、声明（別項）を発表、その中で「一日も早く民団を正常化させるため、いまこそ賢明なる中央委員をはじめとする全団員の愛族、愛団する良識と努力、公明正大な判断が必要とされている」と強調し、民団の自主性と民主主義を守るため、すべての団員とともに協力して闘うことを言明した。

声明書

不正腐敗徹底的に糾弾
李禧元執行部の退陣へ最後まで闘う
中央委流会て東京本部声明

われわれは、李禧元中央執行部がいわゆる“録音問題”を発端に、権力機関に盲従し、民団の自主性と民主主義を破壊し、団員の権益と意思を踏みにじり、地方本部の自治権を侵害したあげく「東京本部直轄」「除名」「停権」等、ファッショ的強権発動をことして民団組織に混乱と分裂を招いたことに対し、その責任を追及し事態を収拾するため、李禧元執行部の引責退陣を要求して闘ってきました。

これに対し李禧元中央団長は、民団混乱に対する反省と事態収拾への誠意どころか、自らの罪過を合理化し継続して団長の椅子に居すわるため、勝共同志会（姜桂重会長）、富士・田中（韓禄春）系暴力団などを背景に非民主的な方法で第十九回中央委員会を大阪で強行しようと策動したのであります。

したがってわれわれは、李禧元団長一派のこのような欺瞞性を糾弾する一方、①第十九回中央委員会は事態を収拾したあとに開くべきである②中央委員会は、民団の権威ある機関として公明正大にその機能と使命を発揮し得るよう民主的に運営されなければならない、と訴えてきました。

第十九回中央委員会の前日（十月二十二日）に大阪・森の宮の府立青少年会館で開かれた「民団分裂策動糾明・李禧元退陣要求在日韓国人民衆大会」（主催＝東京本部防衛委員会、韓青、学同、民団自主守護委員会・同京都委員会・同大阪準備委員会）でも、中央委員会開催に対し、要旨次のような要請書を採択して張聡明議長に伝達しました。

一、東京本部の中央委員は中央委員会に出席する権限があるので、全員出席させること。

二、今日の民団の混乱と分裂の原因は、いわゆる録音問題にあるので、この問題などによって処分した人士や関連者すべてを中央委員会に出席させ、意見を発表できるようにすること。

三、中央委員会を公開して要請団の代表や団員たちが自由に傍聴できるようにすること。

四、中央委員会に日本の警察の出動を要請したといわれるが、これが事実だとすれば、日警の出動を即刻取り消すこと。中央委員会を日警の監視下に開くことは絶対に容認できない。

五、二十一日午前、暴力団数人が民団大阪本部事務所内で韓青大阪本部の朴孝昭副委員長を監禁、集団暴行を加えたが、これは李禧元団長一派がけしかけたものである。また中央委員会々場に暴力団を配置する計画だと聞いているが、中央委員会を大阪で強行する議長として、これらの問題における責任は免れないであろう。したがって議長は、この責任をいかに負うつもりなのか明白にしてもらいたい。

一方、李裕天常任顧問をはじめとする中央顧問団は十月二十一日、李禧元団長あてに「二十三日の中央委員会までに事態を収拾できないときは、中央委員会を延期せよ」と、文書で勧告しており、また同二十一日に中央本部が召集した東京都内の各支部三機関役員会議においても「東京本部に対する直轄、停権等を撤回し、中央三機関長は辞任すべきである」との意見が圧倒的に採択されております。

ところが、事態を円満に収拾しようとするこのような積極的な努力に対し、李禧元団長は初めから団員の傍聴を封鎖するため、百六十人の中央委員でさえ余裕をもって収容しきれない大阪興銀の会議室で会議を強行することに固執し、また中央委員会の直前になって、東京本部の中央委員（申奉文副議長ら）あてに「中央委員の資格を停止する」と公文で通達、中央委員の出席権および発言権を剝（はく）奪するなど、あらゆる凶計を企て事態をいっそう悪化させました。

そして注目の二十三日、李禧元団長一派は暴力団ら五十人を動員、早朝六時ごろにはすでに、ヘルメットをかぶった正体不明の青年たちが大阪興銀の会場出入口を封鎖し、さらに凶器（短刀など）を隠し持った暴力団十三、四人（全員が新品の灰色作業服を着ており、日本人が大部分）が興銀前の道路で“おどし”をきかせていたのである。それのみか、暴力団の中に指名手配中の犯人（“殺し屋”）が潜んでいて、二人が日本の警察に逮捕されたのをはじめ、暴力団が準備してきた竹槍なども押収されたのであります。

この恐るべき事実を、われわれだけでなく数多くの中央委員たちも目撃しております。

これこそ李禧元の“正体”です。このような暴力による恐怖のふん囲気の中で、どうして中央委員会が民主的に行なわれ得るでしょうか！　われわれは決して中央委員会を妨害しようとか、流会させる意図など全くありませんでした。事態を収拾する方向で、すべての民主的基本権利が保障される中で中央委員会が開かれることを強く望んでいたのです。結局中央三機関長は、われわれの正当な要求を受け入れず、張聡明議長は同日午前十一時、午後一時ごろの二回にわたって、第十九回中央委員会を流会するむね宣言したのであります。

李禧元団長一派は、ついに“殺し屋”まで動員しなければならない哀れな苦境に陥っており、したがって、このような手段と方法を選ばない危険な凶計による惨劇を未然に防ぎ、一日も早く民団を正しい方向へ正常化させるため、いまこそ賢明なる中央委員をはじめとする全団員の愛族・愛団する良識と努力、公明正大な判断が必要とされております。

民団を正常化するためには、録音問題を発端とする「東京本部直轄」「除名」「停権」等不当な措置を即刻撤回し、李禧元団長は責任をとって退陣すべきであります。

したがって、われわれは今後とも、李禧元団長一派の中央委員会流会に対する責任と不正腐敗などを徹底的に糾弾することによって李禧元執行部を退陣させ、すべての団員とともに力を合わせて最後まで闘うことを固く誓い、ここに声明するものであります。

一九七一年十月二十七日

在日本大韓民国居留民団 東京本部
団長 鄭在俊

鄭哲著
在日韓国人の民族運動
B6、三七〇頁
価一、〇〇〇、〒九〇

従来出版された多くは、日本官憲筋の圧迫統治者的立場に依る中傷的報告文資料と著者の思想本位の一方的な場合が多くて真実を伝えるものが尠かったのは事実である。そこで「これが日帝時代の解放独立運動の実体であったし、解放後の新しい民族運動の指標である」と、四十年にわたって民族運動戦線で戦かっている著者が韓国側と日本側の資料を充分に活用しながら分析解明したと太鼓判をおした本書は、韓国人はいうに及ばず朝鮮問題に関心をもつすべての人の必読の書だ。最寄りの店で買求められたい。

東京都新宿区納戸町5 洋々社 電268－0796

徐勝君への死刑判決に際して
訴えます！
『徐君兄弟を救う会』発足にあたって

■さる十月二十二日、ソウル地法院第八部は、徐勝君に死刑、徐俊植君に懲役十五年という、極めて苛酷な判決を下しました。

去る四月二十日、日本に生れ育った在日韓国人、徐勝（ソ・スン）君と彼の実弟徐俊植（ソ・チュンシク）君が彼らの祖国韓国で、「北朝鮮スパイ」という容疑で韓国陸軍保安司令部に逮捕されたと発表されて以来、徐勝君の母校である東京教育大学をはじめ、徐俊植君の母校である京都西の京中学、桂高校の恩師の先生方、同窓生を中心として、徐君兄弟の救済運動が行なわれてきました。

「徐君兄弟への『死刑』求刑に対する私達の見解」（徐君兄弟を救う会(準)）で既にお伝えした如く、徐君兄弟、とりわけ勝君に対する処遇には、私達の想像を超えた非人道的なものがあると考えざるを得ません。衣類・金銭などの差し入れなども思うにまかせず、顔一面人相の判定も不可能なまでにケロイド化する程の、原因の不明な大火傷を勝君は負っており、治療もほとんどなされてないのが現状です。教育大の先生方と同窓生の方々は数回にわたって駐日韓国大使館を訪れ、公正な裁判と徐君兄弟に対する人道的かつ寛大な処遇を要望する教育大経済学教室教官一同の朴正熙大統領宛の要望書、同窓生の六月一日付嘆願書、及び教官同窓生署名簿を手渡すと共に、驚くべきいたましい状態で拘留生活を余儀なくされている勝君の完全な治療などについて要請し、公判の詳しい内容について説明を求めました。しかし私達の願いはいまだかなえられていません。

今般のこの最悪の事態をむかえ、徐君兄弟の身を案じ、事態の推移を注視してきた私たちは、徐君兄弟に対する救済と同情の声が同窓生のみならず日本全国の広範な人々の間に広がり高まっていく中で、ここに「徐君兄弟を救う会」を発足させ、広く皆様方に徐君兄弟助命救済のためにお力をかりることとなりました。徐君兄弟をとりまく情勢には極めて厳しく険しいものがあり、兄弟の救済運動はすばやく、しかもさらに広範に行なわなければならないと思います。どうすれば確実に兄弟を救うことができるかを私たちは皆様と共に考えたいと思います。徐君兄弟を救うために力をかして下さるすべての人々と力を合わせ、私たちの願いを実現するために、これからも持続的に努力したいと思います。

厳寒の季節をむかえ勝君の健康状態が憂慮されます。ソウル高等法院における第二審は第一審同様、韓国の法律により六カ月以内に結審するため、非常に早いテンポで裁判が進行することでしょう。

徐君兄弟を救うため、日本全国津々浦々の多くの人々の迅速で暖かい協力を要請いたします。

一九七一年一〇月二三日

徐君兄弟を救う会

〈徐君兄弟救済のための嘆願署名に御協力を！〉

徐君兄弟への苛酷な判決の報に接し、ここに広く日本全国の皆様に訴えます。

去る十月二十二日ソウル地裁は、日本に生れ育った在日韓国人でソウル大学に留学していた徐勝（ソ・スン）君に死刑、彼の実弟俊植（チュンシク）君に懲役十五年という判決を下しました。このニュースは十月二十三日付の各紙に大きく報道され、しかも大火傷のため顔や手がケロイド化し、耳がくずれ落ちてしまっているためメガネがかからず、白いヒモでメガネを頭にしばりつけている白い獄衣姿の勝君や俊植君の法廷での衝撃的な写真（AP提供）が掲載されていたため、皆様の記憶にいまだ生々しいことと思います。

去る四月二十日に徐君兄弟が「北朝鮮スパイ」という容疑で韓国陸軍保安司令部に逮捕されたと発表されて以来、徐勝君の母校東京教育大や徐俊植君の母校西の京中学、桂高校の同窓生や恩師の方々を中心として兄弟の救済嘆願運動が展開されてきました。しかしその声は玄海灘を隔てた韓国には届かず、六ヵ月という日本の常識からは極めて短かい期間で死刑及び懲役十五年という苛酷な判決が下され、兄弟の身を案じて二人を見守ってきた私達としては残念でなりません。

・「徐君を守る東京教育大学同窓生の会」の運動のお手伝いをしてきた私達は、この事件が多くの人々の関心を呼んでいく中で、判決を機会に「徐君兄弟を救う会」を発足させ、今後とも「同窓生の会」の方々の署名運動を広範な日本全国の皆様と共に強力に支援していきたいと思っています。

徐君兄弟がすみやかに救済され、この日本の地で再びあいまみえることができるか否かは、ひとえに広範な皆様方の御援助いかんであるといっても決して過言ではありません。今までにも増して迅速で暖かい御助力をお願い致します。

尚、徐君兄弟救済のために関西地方でも「徐君兄弟を守る会」が十月二十三日発足しました。私達と共に「教育大同窓生の会」の署名運動を支援していくことを確認しています。

（連絡先）

「徐君兄弟を救う会」
・新宿区戸塚町一－一五二〇　信愛学舎　山口信雄
（TEL）二〇三－二八五八
・練馬区貫井町四－一一－六　栄荘　森田潤一
・練馬区石神井七－七－三二　青葉荘　西村文孝

「徐君兄弟を守る会」
・京都市下京区仏光寺堀川西入ル晒屋町六四五　西村誠
（TEL）〇七五－八一一－七九一九
・京都市上京区町鞍馬口下ル新御霊町二八五－一〇　森川満
（TEL）〇七五－二三一－九〇四七

嘆願書

さきに、私達は、スパイ容疑で逮捕された同窓生徐勝君につき、閣下の寛大なる御配慮が下されるよう嘆願を続けてまいりましたが、このたび、ソウル刑事地方裁判所における死刑判決に接し、悲しみに堪えません。また、同君の実弟徐俊植君には、懲役十五年の実刑が申しわたされました。

すでに、先の閣下への嘆願書において申し上げました通り、徐勝君は、日本においても前途有望な、優れた研究者としてその将来を嘱望されておりました。その徐勝君が、今、極刑を申し渡されたことは、私達のみならず、一千有余名の右「嘆願書」賛同署名の学者、文化人をはじめ、広く日本の国民にとり、まことに断腸の思いと申し上げねばなりません。

また、私達は徐勝君が顔、手足など全身にわたる火傷を負っていることを深く憂慮し、その治療に万全を期されるよう、駐日大韓民国大使館をつうじて嘆願を続けてまいりましたが、今また、法廷に立つ徐勝君の姿をみるにつけ、獄中に厳寒の冬を迎える徐君の健康が案じられてなりません。

日本と大韓民国の親善のため、多大の力を注いでおられる閣下が、徐勝君の減刑と火傷治療につき、格別の御配慮を下されるならば、私達のみならず、多くの学者、文化人、日本国民のこの切なる願いも、かならずや達せられると信じております。

なにとぞ、閣下の、いまいっそうの御高配を賜りますよう切に嘆願いたします。

一九七一年十月二十二日

徐君を守る東京教育大学同窓生の会

大韓民国大統領朴正熙閣下

われわれは李禧元執行部の退陣を強く要求する

民団分裂策動糾弾
民衆大会画報

民団中央本部あての要請書を読みあげる学同の全錫春委員長

大会決議文を読みあげる金恩沢韓青委員長

韓国経済と民団の今後の進むべき道について講演する徐竜達桃山学院大教授

朝総連の密封教育を受けたとデッチ上げられたことに対し、激しい怒りを燃やす金泰洙・元韓青大阪委員長

いわゆる録音問題について報告する裵東湖韓国通信社長

中央本部の東京本部直轄、除名、停権など一連の不当措置について報告する鄭在俊東本団長

京都の民団状況について報告する倉錫浩京都本部顧問

民団を混乱と分裂に陥いれたとして、李禧元中央執行部をきびしく糾弾する丁賛鎮中央・東本顧問

開会あいさつをのべる呉宇泳東京本部顧問

中央委員会流れる〈10月23日大阪興銀ビル前〉

会場前で〝中央委員は事[illegible]性を守ろう〟などのプラカードを掲げ「中央委を公[illegible]運営せよ[illegible]を組んで呼びかける韓青・学同盟員ら

[illegible]策動を糾明し李禧元中央団長の退陣を要求して開かれた民衆大会で、東京本部直轄など不当処分の撤回を呼びかける鄭在俊東京本部団長（大阪・森の宮の府立青少年会館で）

▲韓青・学同の[illegible]（○印）。全員、[illegible]いう活動的?[illegible]

▲道路向かい側[illegible]せる暴力団（○印[illegible]の中[illegible]手配で[illegible]屋〟か——。このあと日本の警察に逮捕される（右下）。

▲正体不明の若者た[illegible]て早朝六時ごろから[illegible]入口を[illegible]（右[illegible]

〝李禧元団長退陣〟〝不正腐敗追放〟〝官権の不当干渉反対〟などのハチマキをつけて、李禧元団長一派を糾弾する約二千人の参加者たち

「団員の[illegible]言権を認めよ[illegible]入口を封鎖した[illegible]若者[illegible]合い

午前11時ごろ、ついに第19回中央委員会の流会を宣言する張聡明中央議長(○印)

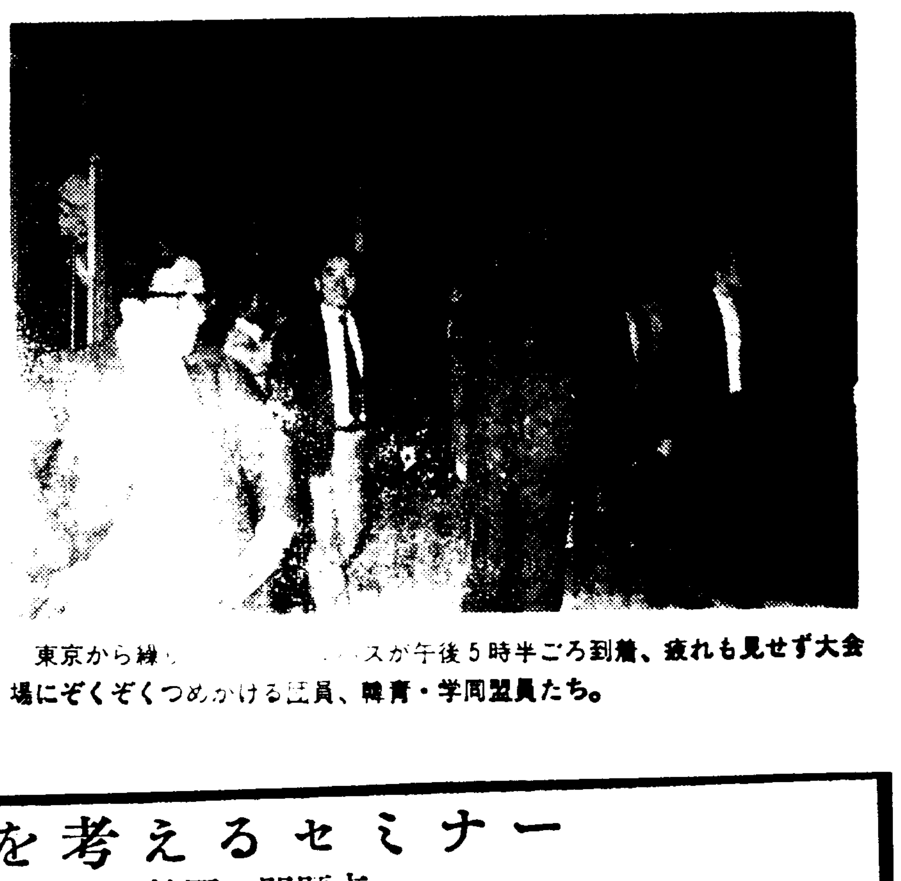
東京から練[illegible]スが午後5時半ごろ到着、疲れも見せず大会場にぞくぞくつめかける団員、韓青・学同盟員たち。

躍進する民族金融機関
新本店10月落成
商銀
東京商銀信用組合
理事長 許弼奭

本店	東京都文京区湯島3－38－15	電話 832－5141(代)
新宿支店	東京都新宿区新宿2－54	電話 356－7791(代)
荒川支店	東京都荒川区東日暮里6－22－1	電話 802－5121(代)
五反田支店	東京都品川区東五反田2－19－1	電話 441－5181(代)

韓国の現状を考えるセミナー
—統一へ歩みはじめた韓国の問題点—

国際情勢の激動する現代。南北赤十字会談の成り行きが注目されています。韓半島が分断され対立しつづけた中での統一への苦悩の歩みを続けた韓国。その経済、言論、社会の現状を問いながら統一への展望を志向する。

☆10月28日（木）	「解放から南北赤十字会談までのいばらの道」	金三奎（コリア評論）
☆11月4日（木）	「南北赤十字会談と今後の展望」	金三奎
☆11月11日（木）	「韓国経済の現状と課題」	小牧輝夫
☆11月18日（木）	「今日の韓国言論と社会」	岡井輝雄（朝日新聞前ソウル特派員） 江口浩（共同通信前ソウル特派員）

☆ところ　在日本韓国YMCA　東京都千代田区猿楽町2－5－5
☆交通　国電「お茶の水駅」下車徒歩　5分　アテネフランセ下
「水道橋」下車徒歩　3分　神田女学園裏
☆会費　全回 1,000円（1回 250円）
☆申込み先　在日本韓国YMCA　TEL 291－1511

録音問題の責任問う

全国各地から二千人が参加

民団分裂策動糾弾 李禧元退陣要求 民衆大会ひらく

二十二日の民団第十九回中央委員会開催の前日午後六時半から、大阪・森の宮の大阪府立青少年会館で「民団分裂策動糾明・李禧元退陣要求在日韓国人民衆大会」が開かれた。民団有史以来の混乱と分裂の策動を糾明し李禧元中央団長の退陣を要求して開かれたこの民衆大会には、地元大阪はじめ東京を含む関東、関西、中部など各地方の団員、韓青・学同盟員ら約二千人が参加①李禧元団長は民団混乱の責任をとって即刻退陣せよ②「東京本部直轄」「除名」「停権」などの不当処分を撤回せよ③金在権公使は録音を公開して責任の所在を明らかにせよ——などの決議文を採択した。さらに大会は、中央委開催にあたり、「中央委を公開し団員に傍聴させること」「東京本部の中央委員の全員出席を認めよ」など五項目からなる要請文を張聡明議長あてに建議することを決め、気勢をあげた。

混乱の起因、権力の抑圧

国民儀礼のあと、丁賛鎮（民団中央・東京本部顧問）呉宇泳（東京本部顧問）梁相基（三多摩本部顧問）俞錫濬（京都本部顧問）の各氏のほか、韓青の金恩沢中央委員長、金治男大阪委員長、学同の全錫春委員長らが会長団に着席、呉宇泳氏が開会あいさつに立ち「今日の民団の混乱を無視できず、この大会を開くに至った。李禧元中央団長は万博招請事業で甘い汁を吸い、その味が忘れられず、来年の札幌オリンピックで、もう一度味合おうとしている」と口火を切った。

ついで裵東湖韓国通信社長が、いわゆる録音問題について触れ「民団中央団長選挙を前後して、いかにデッチ上げられたか」を微細に述べたあと「私の問題でなぜ民団を混乱に陥れるのか。私は断じて"反国家的な言動"はしていない。録音問題については、金在権公使と、それに盲従した李禧元団長に責任がある」ときびしく追及した。さらに同氏は「民団は在日同胞の権益擁護と民主主義を守るため闘ってきた。二十三日の第十九回中央委では、すべて民主的に解決されることを望む」と、約二十分にわたり、熱弁をくり広げた。

このあと鄭在俊東京本部団長が、参加者たちの要望にこたえて、東京本部直轄、停権など中央本部の一方的な措置について、その不当性を糾明したあと「八・一五光復節慶祝大会の共同開催提案の例をあげるまでもなく、現在の民団混乱の状態を憂慮して、事態収拾のため、誠意を尽してきた」ことを強調し「李禧元中央団長の退陣が一日遅れれば、それだけ団員の利益がそこなわれる。中央委には多くの団員が傍聴できるよう公開し、民主的な方法で進められるべきだ」と訴えた。

また俞錫濬氏も、京都民団の現況報告の中で「今日のような事態は、権力機関が民団の自主、自立、自治を抑圧したことに起因する」と述べ①公館は在日同胞に対し"干渉"でなしに"関心"を示してほしい②民族の自主性と主体性を守るため、"援助や協力"と"支配"が異なることを知れ③と"指導"は"対話"から生まれるが、力や権力で強制するのは"抑圧"である、と説いたあと「大使館は、私がことし三月の中央団長選に立候補するにあたって"朝総連から三千万円の資金を受けた"と文書で流布しているが、このような事実はない。どんな犠牲を払っても、私の無実を晴らしたい」と訴え、金在権公使あてにこの問題についての質問状（内容証明付き）を送ったことも明らかにした。

引き続き金泰洙氏（元韓青大阪委員長）が民団大阪の現況について報告し、「民団の指導層を民主主義的、良心的人士と事大主義的権力主義的人士の二つに分類できる」とし、民団の自主性をはく奪しているのは後者である、と非難した。また「いわゆる東大阪民団防衛対策同志会（代表 朴秉琪氏）はさる九月二十日付けの"組織防衛時報"で、私が七年前に栃木の那須、兵庫県の須磨、舞子などで"朝総連の密封教育を受けた"としているが、これは悪質な中傷謀略によるデッチ上げだ」と激しい怒りをブチまけた。そして民団大阪本部（朴玄団長）が韓青大阪に対し不当な弾圧を加えている実態について述べ、それを非難した。

ついで徐竜達桃山学院大教授が「韓国経済と民団の進むべき道」と題する特別講演を行なった。徐教授はこの中で「民団大阪は経済的には金もうけがうまく大変結構だが、精神的な面では立ち遅れている」と辛らつな指摘、さらに「国家権力の民団への干渉は一日も早く排除されるべきで、李禧元団長の早期退陣を願う」「民団は将来あるべき姿を総点検し、発想の転換を図る中で新しい民団の発展を期すべきだ」などと述べた。また韓国経済の現状について①軍事面での予算を使いすぎる②これまで対米追随政策による経済波動が起こっている③日本の経済支配下への隷属一歩手前まできている——などきびしい分析のもとに警告した。

このあと、青年学生による活発な声討が行なわれ、大会決議文、中央議長あての要請書をそれぞれ万場一致で採択、梁恵承氏の閉会のことばがあって、午後九時半幕を閉じた。

要請文

今日十月二十二日に開催された民団分裂策動糾弾・李禧元団長退陣要求民衆大会は、万場一致の決議で、貴下にこの要請書を提出するものである。

貴下も承知のとおり、今日の民団は、李禧元団長の分裂策動によって、未曽有の分裂と混乱におちいった。このような中で開かれる今回の中央委員会は、実に重大である。今回の中央委員会は、民団の分裂と混乱の原因を糾明し、その責任所在を明らかにしなければなりません。そして、民団は、本来の使命に忠実な組織に正常化されなければなりません。

そのためには、今回開催される中央委員会は、まず次の条件が保障され、民主的に運営されなければなりません。

記

一、東京中央委員は、中央委員会に出席する権利を有するゆえ、彼らを全員参加させること。

二、今日の分裂と混乱の原因が録音問題にあるゆえ、この問題によって、処分された人士と関連者を全員、中央委員会に出席させて彼らの意見をきくこと。

三、要請団代表と団員が、自由に傍聴できるよう会議を公開すること。

四、聞くところによると、中央委員会に日本警察の出動を要請したというが、これが事実なら重大なことである。われわれは中央委員会を日本警察の下で開くということは、絶対容認できない。このようなことが事実なら、ただちに取止めよう。

五、中央委員会当日、暴力団を会場に配置するときく。事実、今日も、暴力団が朴孝昭大阪韓青副委員長に、民団大阪本部事務所内で集団暴行を加えた。彼らは、李禧元一派の使嗾によるものである。このような暴力行為は、中央委員会を大阪で強行しようとする議長の責任も免ぬがれることはできない。このようなことに対し、貴下はどのような責任をはたすのか、明白にせよ。

中央委 [illegible]

本国学生運動支援へ

政府の不当な弾圧に抗議

在日韓学同が大阪で集会ひらく

本国における学園民主化、不正腐敗追放運動を支持・支援し、さる十五日に政府によって出された衛戍（じゅ）令による学生運動への弾圧に抗議するため、在日韓国学生同盟（全錫春委員長）は、二十二日正午から大阪・北区の商工会館で、約二百人の学生が参加する中で全国集会を開き、決議文などを採択した。

集会は全錫春学同委員長の「民団民主化、祖国の民主化なしに祖国の自主的、平和的統一の達成は望みえない」とする開会あいさつで始まり、金君夫（韓青中央副委員長）、梁恵承両氏の来賓あいさつ、と続き、議長に金秀男学同大阪総務部長、副議長に呉秀一・同中央渉外部長がそれぞれ選出された。

次いで崔成右学同中央宣伝部長が「衛戍（じゅ）令発令に伴う本国の情勢」についての基調報告を行なったあと、熱気あふれる声討をくり広げ、決議文を採択して午後四時ごろ閉会した。

なお、決議文の内容次のとおり。

決議文

ほとばしり出る憤激と抑えがたき連帯の意を禁じ得ず、われわれはこの集会に結集した。

漆黒の歴史を反転させ、彷徨（ほうこう）する民主主義に炬火をともし続けてきた愛族的学生たちの運動は、われわれ在日韓国人学生にとっては精神的支柱であり、誇りであった。

一、光州学生運動の精神を踏襲した、四・一九学生革命の愛国救国闘争の精神は、歴史における真理の道標であり、祖国発展の原動力であった。

一、いまを去る十年前、若き学生たちの屍（しかばね）の上に自由と民主主義の萌芽が祖国にもたらされ、わが民族が感涙に咽（む）せ）んだのもつかの間、その芽は無惨にも摘み取られた。以来、われわれは祖国の学生たちと共に、四月精神を継承することを誓い、民族史が逆流することを危惧（ぐ）し闘ってきた。

「屈辱的韓日会談反対闘争」に対する「法的地位要求、平和線死守闘争」「六・八不正選挙糾弾闘争」「外学法反対、入管法反対闘争」「四・二七不正選挙糾弾闘争」など、権益擁護闘争に裏打ちされる一連の闘争は、祖国の現況を憂い、祖国と在日同胞社会の民主化を願うあまりの闘いであった。

一、しかし祖国はいま再び暗雲が立ちこめ、その歩みを暗闇の中で進めている。去る十月十五日の「衛戍令」「大統領特別命令」「休校令」「新兵役法」などの強権発動によって真理の殿堂を軍靴でじゅうりんし、真理の希求者、祖国のにない手たちをことごとく連行したという暴挙は何を意味するのか。

一、現執権層は自ら問わねばならない。ことしの三、四月以降「軍事教練反対」に端を発し「学園民主化」「不正腐敗追放」「中央情報部による情報政治を廃止せよ」と声を張り上げ、自己を賭した学生たちの民主化闘争の熱声がだれゆえのものであるかを。国民不在の近代化政策が「韓日条約」締結以後の祖国に対する日本の新植民地主義的進出が、「金泰壱君焼身自殺」や「空軍特殊兵反乱事件」「広州団地暴動事件」「ベトナム労働者賃金未払い暴動事件」を引き起こし、外勢に依存する近代化政策によって、不正腐敗が横行する社会、民生苦と社会混乱を醸（じょう）成していることを現執権層はきびしく認識せねばならない。

一、われわれは断言する。「情報政治」と武力による「言論、集会の自由」の封殺という仮飾の民主主義や「先建設、後統一」というような統一に対する弥縫策からは祖国の発展と真の統一は望み得ないということを。

一、この地における民族民主運動の一翼であることを自負するわれわれは、権力の直接介入以後果敢に展開されている民主と反民主の熾（し）烈な闘いの中に、愛族的学生たちが歴史に提示した根本原理を見い出すのである。それゆえ、われわれに課せられた権益擁護の重要性は極めて多大であり、その課題遂行の延長上に、統一という民族の最重要課題が存在することを確認し、愛族的学生と共に闘っていくことを、この集会に結集した在日韓国人学生の総意をもってここに決議すると同時に、この決意が愛族的学生たちに達せんことを願うものである。

一、本国の愛族的学生の学園民主化、不正腐敗追放運動支援！

一、一〇・一五衛戍令等の愛族的学生に対する弾圧糾弾。

一、南北赤十字会談を熱烈に促進させよう。

一、四・一九理念の下に祖国の自主的平和統一を達成しよう。

一、日本の新植民地主義的進出反対！

一、官憲介入を糾弾し、民団民主化闘争を推進しよう。

一、在日同胞留学生を救済しよう。

一九七一年十月二十二日

本国の愛国的学生に対する一〇・一五弾圧糾弾韓学同全国集会

自由論壇

暴力会場"民団大阪"の背景

韓青幹部の被傷害事件について

徐　竜　達

去る十月二十二日、韓青大阪本部副委員長・朴孝昭氏が、民団顧問某氏の指図によるとみられる暴力団員によって暴行を受けた。大阪興銀における民団第十九回中央委員会の前日のことである。わたしは、民団指導層の腐敗と一部の経済人の弊害としてこの問題を重視したい。

驚いたことには、暴力行為のあった場所は、民団大阪本部団長室隣りの応接室であった。民主社会においては、暴力は左右を問わず最も嫌悪すべきものであるが、しかもそれが、われわれの民団本部で白昼堂々と行なわれたことに対し、団員として座視しうるものではない。広く同胞社会に訴えると共に、この種の蛮行が、再たび民団で行なわれない保証を要求しなければならない。

わたしが暴力会場「民団大阪」というのには、もう一つの理由がある。というのは、今から十年前の九月、民族の宿願、南北統一と交流を主張して死刑に処せられたソウルの民族日報社長・趙鏞寿氏の救命運動を民団有志、韓青、韓学同らと推進したことがある。思想は一切ノータッチで、人道的立場から、とにかく命だけは助けてもらいたいという趣旨であったから、良心にめざめたかなり広範な層が結集した。当時の駐日代表部大阪事務所も、われわれの趣旨を汲み、嘆願書を朴大統領に伝達してくれたほどである。

この人道的救命運動を朝総連のバカモノたちが歪曲し中央機関紙にかれらの常套手段である一方的捏造記事を掲載した。不思議なことに、朝総連を信用しないはずの反共烈団団が、皮肉なことにこの機関紙を尊重し、某組員をして私を襲わして、一ヵ月間の傷害を与えた場所が、同じ民団大阪本部団長室の隣室であった。しかも、民団大阪本部役員、某組長らとの会談中にいきなり横合いからやられたものである。

こうしてみると、民団の一部はまだ暴力を温存しており、とりわけ民団大阪は、十年前も現在も、なんら質的には進歩しておらず、頭の古い連中らがうごめいていることがわかる。相変らず暴力を背景とする人間がハバをきかせ、それらを裏面であやつる狂気じみた一部の時代錯誤の経済人が君臨するところから、良心的な人士は寄りつかなくなるのである。民団の体質は右翼暴力に対して寛大であり、良心からの批判派に対して容共分子呼ばわりする傾向が強いが、その根源がどこにあるかを熟考すべきであろう。

朴韓青副委員長の言によれば、前記応接室には本部組織部某氏に呼ばれて行ったのであり、暴徒にやられている現場を見ながら副団長某は、引きとめるのでなく「喧嘩は外でやってくれ」といってとりあわなかったという。つまり、民団では単なる喧嘩があったとしても、止めさせる能力もないということだ。

暴力団員や警察のスパイが大手をふって出入りできる民団大阪、自分たちの職場を守ろうとする職員の教育もしない幹部、傘下団体の者が暴徒に襲われても逃げ腰の役員、これでもわれわれの代表機関として認められるのであろうか。民団をつぶして新しい団体をつくるべきか、現状を改革すべく積極的に行動を展開すべきか、心ある団員にとって、二者択一の時機が到来したといえよう。

民族の宿願、南北統一を唱えた趙鏞寿氏を死刑に処した朴政権も、九年後の昨年、光復節において、その真疑はこの際論外として、時代の趨勢に抗し切れず、南北統一を唱えざるをえなくなった変りぶりに対し、同胞社会ではその要請に反して、旧態依然たる有様である。

既成人たちよ、民団役員たちよ！あなた方の子息たちから非難されるような、暴力的民団を改革する気持はないというのか。あなた方の子息たちを逃避させ、コンプレックスを抱かせる民団社会でよいというのか。われわれ外地にある同胞にとっては、その生活、教育、人権を擁護する真の団体が必要なのだ！

「一部の心なき経済人」たちよ、あなた方の余力は、健全たるべき同胞社会に弊害を及ぼしすぎている。経済人本来の姿に戻って、汚なく儲けてもきれいに使ってもらいたい。どうしても暴力をふるいたいなら、はっきりと左翼を表明している朝総連や共産党に向ける勇気があるというのか。でなければ、君らこそ民団の攪乱を謀る左翼の手先だと自認したいのか。

要は、民団の根源的なあり方が問われている今日、暴力では何一つ解決しないことを知るべきである。

（桃山学院大学教授、経営学・会計学専攻）

（注・筆者の了解を得て、共同新聞十月二十八日付け「時評」より転載）

録音問題の責任をとれ

民衆大会決議文

民団を愛するわれわれは、民団が創団以来の分裂と混乱に陥っている現実を憂慮、その原因と責任を糾明し、事態を正しく解決したいという熱望をいだいて、今日大阪に参集した。今日の混乱と分裂は、民団を御用化しようとする官権の「民団改編」の策動に起因するものであり、いわゆる、録音問題も、混乱の原因として問題化されてきた。権力機関の金在権公使は、去る三月の中央大会を前後して、民団改編を画策したもので、大衆の反対によって阻止され破綻するや、こんどは録音問題を捏造して中央団長選挙に対する干渉を行なった。

中央大会後、権力機関と李禧元中央執行部は、自分たちの陰謀を強圧的に合理化させるため、共謀した中傷謀略を繰り広げたあげく不当にも民団東京本部を直轄し、なんの罪もない裵東湖氏を除名しさらに東京本部の鄭在俊団長と閔泳相議長を停権処分するという暴挙を敢行した。また権力機関と李禧元団長は、その後も大衆の意思を無視して、分裂策動に狂奔するなど、事態を一層悪化させ、ついには民団を有史以来の危機に陥れた。このようなことから、民団混乱の責任は、全的に権力機関とその手先である李禧元団長にあることはいうまでもない。

これまでの九個月に亘って李禧元団長が犯してきた、このような罪過は絶対に許すことはできないばかりか、その責任は重大である。そこで民団を愛するところの広範な大衆は、李禧元団長の引責辞退によって事態を収拾すべきことを強力に要求している。にもかかわらず李禧元団長は"民団はどうあれ自分さえ生きながらえばよい"との態度で民団を私物化し、事態を収拾できないようにする方向へ決定的な破壊を加えている。

われわれは、民団存亡の重大な時機にあたっていまこそ民団を救うべきであるという熱烈な愛団心から、李禧元団長の引責退陣を強く要求して次の如く決議するものである。

一、李禧元団長は即刻引責退陣せよ！

一、金在権公使は、録音を公開して責任の所在を明らかにせよ！

一、東本直轄、裵東湖氏の除名、東本の鄭在俊団長、閔泳相議長の停権処分を即時撤回せよ！

一、官権は民団の内部問題に干渉するな！

一、団員の権利と言論・出版・結社・集会の自由を保障せよ！

一九七一年十月二十二日

民団分裂策動糾弾・李禧元退陣要求在日韓国人民衆大会

鄭　哲　著
在日韓国人の民族運動
B6、三七〇頁
価一、〇〇〇、〒九〇

従来出版された多くは、日本官憲筋の圧迫統治者的文書に依る中傷的報告文資料と著者の思想本位の一方的な場合が多くて真実を伝えるものが勘かったのは事実である。そこで「これが日帝時代の解放独立運動の実体であったし、解放後の新しい民族運動の指標である」と、四十年にわたって民族運動戦線で戦かっている著者が韓国側と日本側の資料を充分に活用しながら分析解明した太鼓判をおした本書は、韓国人はいうに及ばず朝鮮問題に関心をもつすべての人の必読の書だ。最寄りの店で買求められたい。

東京都新宿区納戸町5 洋々社 電268－0796

午前と午後。
理想のタイムスケジュール。
KALは東京ーソウル間
週13便です。

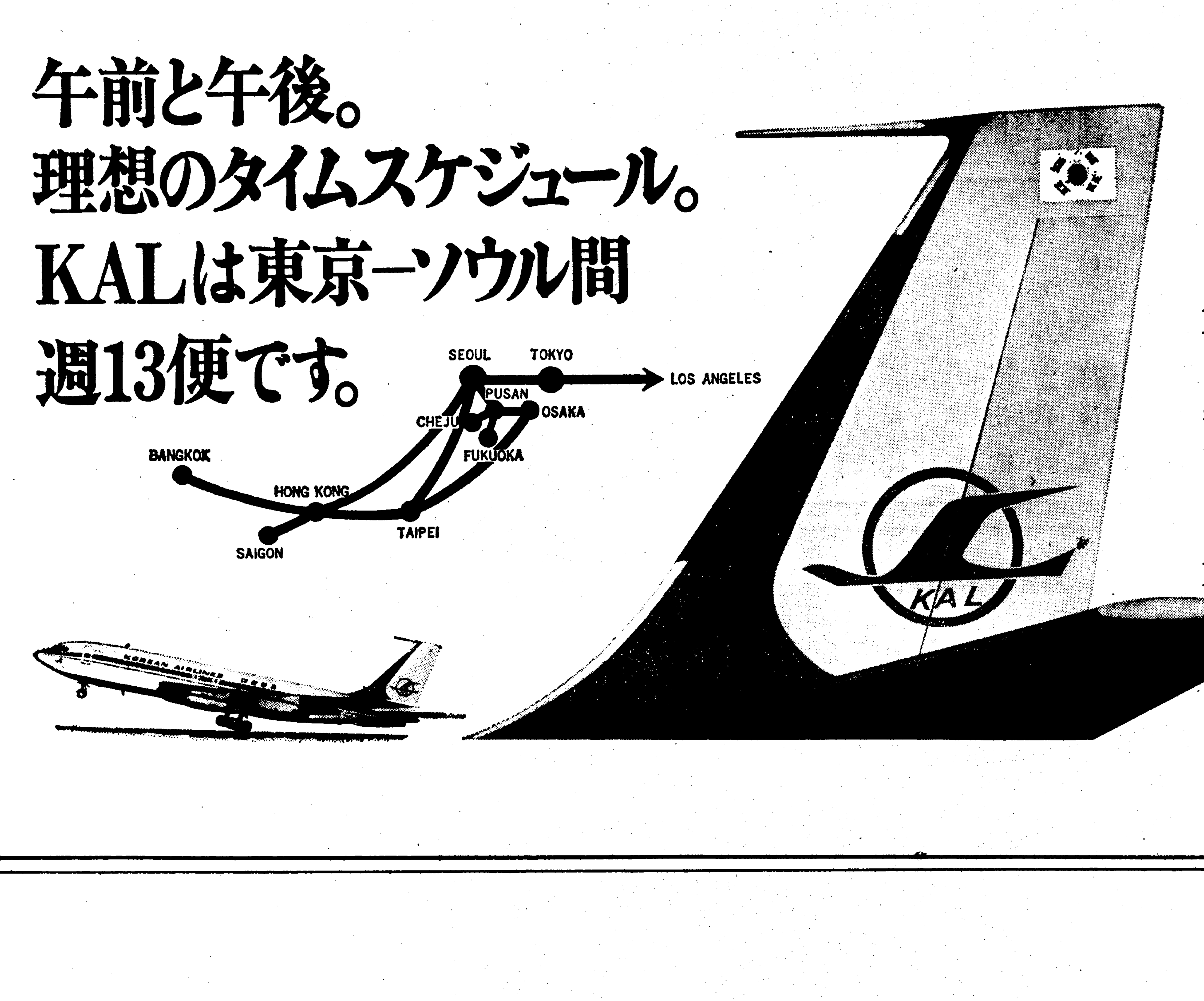

東京ーソウルに最高の便数を誇るKAL
「山紫水明の国」韓国は、もっとも短かい時間で行ける外国です。
本場の韓国料理は、また格別。民族舞踊や郷土芸能、近代的な大学施設など、見どころ食べどころがいっぱい。
KALでしたら、いつでもお望みの日にお出かけになれます。

午前の便はウィークデーの11時に出発
初めての海外旅行でもあわてる心配がありません。お手軽な費用と時間で、空の旅を楽しみ、海外旅行を満喫してください。ビジネスの方なら、いつもの出社ペースで十分。しかも、ソウルでのスケジュールは午後いっぱい、フルに使えます。

午後の便は毎日16時30分に出発
たそがれのソウルに到着する、旅情たっぷりの便。
ビジネスに徹した方にとっては、日本でひと仕事すませてからでも十分間に合う、願ってもないタイムスケジュールです。夜食は本場の焼肉料理で力をつけ、翌日の仕事に備えましょう。

東京(216)9511～5 大阪(252)4044～5
福岡(41)9101

大韓航空
KOREAN AIR LINES

二週間ぶり国会正常化
中情法改定案も審議

去る七日から空転をつづけた国会は二二日から正常化された。

与野党の院内総務会談は二一日国会正常化に同意、衛じゅ令発動など最近の一連の事態で硬直化された政局を打開するため、国会本会議の続開に合意した。共和、新民の両党は二〇・二一日の二日間に亘った総務会談で(1)二二日から二七日までの五日間、国会本会議を開き、最近の事態に対する政府側の説明をきいたあと、討議を行う。これと併行して第一回追加補正予算案の綜合審議に着手する。(2)二九日から二〇日間一般国政監査に入るが、その日程は再協議する。(3)新民党が上程した地方自治法改正案、中央情報部法改定案も関係常任委で審議をはじめる。(4)共和党所属議員が捜査機関に連行された事件、衛じゅ令発動に伴う諸事態などを討議するため国会の内務、国防、文公委に小委を設ける。特別調査委の構成は、国会運営委に一任する……ことなどを決めた。このような合意に基づき、二二日の国会本会議は、金鍾泌国務総理をはじめ関係長官が出席し、その間の政府施策を報告。二四日から二六日までは、政府施策に対する政策質疑が行われた。しかし、与野党は新年度予算案など国政監査以後の国会運営日程に関しては、なお意見の対立を示している。すなわち、共和党は、予算案の法定期日である十二月二日までに、新年度予算案を成立させるため、十一月末までに予算委の綜合審査完了を主張しているが、野党の新民党は、新年度予算案の審議は、国政監査を終えたあと討議することを主張している。与野党は国会続会につき、二二日の午前中、それぞれ議員総会を開き、国会対策を協議した。

国会本会議
国政を報告

「十・二政治波動」「衛じゅ令発動」などで空転をつづけた国会は二十二日、十余日ぶりに国会本会議を開き、金鍾泌国務総理、金玄玉内務部長官、劉載興国防長官、申法務長官、閔寛植文教部長官の五長官から、衛じゅ令発動に伴う学園の状態に関する報告を聴収した。国会本会議は二十三日から、対政府質疑に入る。

この日、政府側の報告を聴収する前、呉致成内務長官解任案可決のあと、共和党の吉在号、金成坤両氏が議員職を喪失することになった問題について、新民党の金守漢議員と金相賢議員が発言した。

金相賢議員は「国会議員の身分問題は、政党所属をはなれて、高い次元で考慮されるべきだ」と主張、金守漢議員も「国会議員の身分が、デッチあげによって、紙一枚で喪失されるということは、あえて国会議員を選出する必要さえなくなった」と指摘し、吉・金両氏の共和党脱党が自意によるのか、他意によるのかを国会議長は確かめるべきだと主張した。

この日、新民党は七十五人の議員連名で「吉在号・金成坤の議員資格審査問責案」を上程した。金相賢議員は「国会の権益を守るため国会議長は大統領に面会を申し入れ、議員の人権じゅうりんを厳重に抗議すべきである」と主張、「国会議長は議員が捜査機関に連行調査されたことに対し、どのような努力をしたか」と国会議長をせめたてた。この質問に対し、白議長は「民主国家において、あらゆる問題は自力救済に従っており、本人たちからそのような訴えがないのに議長がなにをするというのか」と反問した。

この質疑があったのち、金総理をはじめ関係長官が国政報告を行った。金総理はこの報告を通じ、「北韓の対南工作は方向を変え、学園工作に集中、彼らのいういわゆる三段階闘争を指令、煽動をつづけてきた」と述べ、「一部の学生は階級闘争を呼びかけ、暴力闘争を準備し、政府と国家の解体をめざしてきた」と指摘した。

政府不信の声高し
金大中議員、国会で質問

国会本会議は二三日、金鍾泌国務総理をはじめ金玄玉内務部長官、劉載興国防長官、閔寛植文教部長官、申法務長官の出席を求め、衛じゅ令発動に伴う一連の事態に対し、政府施策を激しく追及した。まず初めに、金大中議員（新民）が質問「母法のない衛じゅ令は、法体制上無効であり、憲法第三二条に反する存在である」と主張し「ソウル一円に発動された衛じゅ令を撤回する用意はないか」と政府側に迫った。金議員はまた、朴大統領は事態の重大さを認識し、①情報政治を廃止し、不正腐敗に対する果敢な処断、経済の公正分配と健全化を改革、社会保障に対する予算の大幅増額など四大改革を断行することを要求した。

この日、金議員の質問要旨は次のとおり。

一、目下、この国には政府に対する不信と非難の声が満ちている現政権は事態に対する深刻な危機意識や謙虚な反省は示さず、むしろ、国民に対する脅迫や物理的暴力で、準軍政的独制体制を強化することに執念を集中してきた。

二、秩序は社会維持の生命である。しかし、独裁的秩序は国民の幸福を剥奪する最大の敵である。完璧な情報政治の支配、国会議員の院内活動の自由剥奪、不法的な衛じゅ令の発動、無令状拘束、不法的な暴行などが、はたして、われわれが憲法に基づき、授権させた秩序維持に対する政府の権限と考えているのだろうか。われわれは秩序のない混乱は願っていない。しかし、だからといって、自由のない秩序も民主社会の死を意味するだけである。

三、政府は学生の教練反対スローガンの不当性を力説しているが学生たちが同時に打ち出した不正腐敗一掃、情報政治廃止、武装軍人の学園乱入糾弾に対しては、いかに考え、はたして、どのような措置をとってきたのか。

四、いかに凶悪犯といえども令状なしに拘束できないことは、世界人権宣言とわが国憲法が明示している。一〇・一五事態において政府は武装軍人を学園に乱入させ一千人の学生を令状なしに強制逮捕した。それはかりでなく民主国家で厳格に禁止されている拷問・暴行を無慈悲に行なった。政府はこのような犯法行為の責任を国民の前に謝ると同時に、このような行為を犯した者は地位の高低に拘わらず厳重に処断する用意はないか。

五、文教部の十七個項目の内容を見ると、これは完全に学園の自由を抹殺したものであり、反教育的な懲罰と報復に一貫している。さらに、一旦除籍された学生は永久に、他の大学にも入学を認めないようにする措置は、刑事処罰を受けた罪人にも加えなかった苛酷な措置である。

六、国会議員が憲法に保障された良心の自由と免責特権をじゅうりんされ、情報機関に不法連行され、脱党を強要された事態を、政府は一体どのように考えているのか。

七、中央情報部は政治・経済・社会のあらゆる分野を支配し、そうして行政各部を支配している。与野党はもちろん行政府のあらゆる人士は、この際情報部に対し一大決断を下し、この国のあらゆる国民に自由を回復させる重大な岐路にたたされている。

中国の国連加盟と韓国
第二次大戦後最大の試練か
（一）

「中国の国連入りでショックを受けたのは台湾について韓国だ」——ソウルではこんな意見が真剣にかわされている。新聞もこのところ連日国連ニュースを大きく扱っており、特集座談会の中でも「韓半島は第二次大戦後最大の試練期を迎えた」といった深刻な表現がみられる。そして具体的に「積年の中国代表権問題が解決された以上、来年の国連総会は韓国問題が焦点となろうが、われわれはそのときに真の試練を味わうことになろう」（韓国日報社説）と中国の影響力を恐れ、あるいは韓国問題や韓国の国家利益が韓国の同意なしに大国間で決定されてはならない（国会での決議）と米中両大国に要望している。

もちろん韓国のこうした憂慮はいまなお敵対関係にある北韓への対抗意識を前提としている。韓国は四八年五月、国連監視のもとに総選挙を行なって独立、同年十二月の第三回国連総会で〝韓半島における唯一の政府〟とのお墨つきを受けた。これに対して北韓は六・二五動乱の際、中国とともに国連から侵略者の烙（らく）印を押された。だから毎年国連で韓国問題が討議される場合には必ず大韓民国だけが招請され「国連総会が平和的、民主的統一韓国を目標とすることを確認し、韓国統一復興委（UNCURK）がこの目標達成のための努力を続ける」との決議案が可決されてきた。

そして韓国は韓日協定締結後、韓日協力を軸に国内建設を進め、アジア自由主義陣営における地位を強化してきたのである。

しかし、いまや国際社会の潮流は完全に変わった。中国が国[illegible]以上、かつて受[illegible]者の烙印を打消し、さらにその原因となった韓国問題[illegible]出すだろうことを疑うものはいない。

問題は中国の出方だが、それを知る手がかりは周恩来首相が去る八月北京を訪れたレストン・ニューヨーク・タイムス副社長との会見で明らかにした「韓国問題の解決には南北の和解を実現させ、平和的統一へ向かう道筋がたてられねばならない。UNCURKは国連軍司令部に加入した国だけで構成された一方的機構である」という言葉だ。

これに対応する米国は駐韓軍撤収について昨年からすでに削減を開始しており、韓国の要請に応じて第二次削減を遅らせているものの、必要とあればいつでもさらに撤収を進める構えである。また南北の直接対話と和解を希望していることはいうまでもなく、軍事休戦委員会の国連軍首席代表を米国人から韓国人に交代させたいと提案しているのはそのいい例だ。

こうした動きは韓国動乱をきっかけに始まった米中対決の時代がすでに過去のものになったことを意味するが、この点韓国自身も十分に認識している。韓国国会は二十八日、①国連決議に基づくUNCURKと駐韓国連軍は今後も効果的に活動すべきだ②韓国は韓国半島唯一の合法政府であり、強大国の協議だけでこの事実を変更してはならない——などと決議した。だが米中両国の最近の動きからみて韓国はこの決議を尊重する大国の保障が得られるとは考えていない。むしろ要望とは逆に、米中両国首脳がやがて南北韓国の現状固定化に通じる措置を話合い、国連においては南北の同時加盟を推進するものと推測している。

韓国半島に平和がよみがえるのであれば韓国民にとっては、歓迎すべきことである。それにもかかわらず韓国が事態を悲観しているのは、第一に南北和解が韓国の地位低下と北韓の威信向上をもたらそうとしているからである。第二には経済的自立が達成されないうちに南北が接近したのでは国内に混乱を招くばかりか、勝共統一というスローガンで固めてきた国内体制にゆるみが生じる。その背景には韓半島が大国の思うままに左右されるという〝宿命〟が横たわっている。「十九世紀末と似ている。周囲の大国がいずれも半島を自国の影響下に置こうとしてけん制し合っている。当時と違うのは韓半島が南北に分断されていることである。」つづく

無制限自由許さぬ
情報部の特殊任務続ける
金総理

国会本会議は二五日、金総理ら関係閣僚の出席を求め最近の学園事態・議員連行・調査事件に対する対政府質疑を行った。国会における対政府質疑は、衛じゅ令発動の不法性を主張する野党議員の発言が主だったが、この質問に対し、金鍾泌国務総理は、「無制限の自由は許されない。学生たちが反体制的な度を越す行動に出たから衛じゅ令が発動された」と説明、衛じゅ令は、憲法第七二条第二項（国軍の組織と編成は法律で定める）と国軍組織法第十五条に基づいていると語った。

この日、共和党の李丁錫議員は「政府は、大学生が軍事教練を反対する理由と学園がデモによって自律的な秩序維持ができなくなったことに対し、対策を考えたことがあるのか。米国や日本などでは大学の秩序が乱れる場合、総長が政府に秩序の確立を要請している。韓国の一部大学では「セナラ」（新国家）という地下新聞に、金日成を讃え、南北赤十字会談は政権維持のためであって、心から離散家族のことを考えて、はじめたのではないという記事が載っていても、総長は政府に、学園の秩序維持を要請しなかった」と述べ「デモ学生の背後関係を洗ったか」と質問した。李議員のあと、新民党の朴漢相議員は「衛じゅ令発動は法的根拠がない。そのようなものを発動し、大学に武装軍人を駐とんさせたのは、軍事専門家のいう兵営国家に向わせるためではないか」と政府側に迫った。

二三日の国会本会議で、新民党の金大中議員の質問に対する金総理の答弁は次の通り。

△金総理答弁＝軍隊が今回出動したのは、軍独自の出動でなく治安責任者のソウル市長の要請によるものである。

学生たちが、暴行を受けたという話だが、そのような事実があったなら、是正に努める。わが国は学生に対する教授の思いやりが不充分であり、十余年前から教授と学生の間には、断絶状態をつくり出した。政府は、教授たちの教権確立と学園内の新秩序確立のため今回の措置にふみ切った。

中央情報部は当初、わが国の特殊事情に基づき、特殊機能を若干与えた。その任務は、当分間、引き続き、遂行する必要がある。

追加予算案上程

今年度第一回追加予算案を審議している国会予決委は、二三日につづいて二五日も、金総理をはじめ全国務委員を出席させ、国会全般に対する質疑を行った。この追加予算案の審議は二六日で終え、二七日国会本会議に上程される。

二三日午後三時から夜の十時三〇分まで続いた政策質疑では十・二呉致成内務長官解任同意案可決に伴う波動と議員の連行・調査事件衛じゅ令発動に伴う学園の事態に対し、質疑が集中した。

この予決委では、新民党の金漢洙、韓炳栄、姜根鎬議員が質問に立ち「衛じゅ令の法的根拠はどこにあるのか」と問いただしたあと、「吉在号、金成坤両氏の共和党脱党は、強迫によるものとみられるが、彼らの脱党届を国立科学捜査研究所で筆跡鑑定を依頼する用意はないか」と迫った。この質問に対し、金鍾泌総理は「吉、金両氏の脱党届は本人の意思によるものである」と答えた。

柳昌根国防部次官は「衛じゅ令は憲法七二条、国軍組織法十五条に根拠をおく」と答えた。

このあと、共和党の金尚栄議員と新民党の崔栄吉議員は、最近の米価問題にふれ、政府の施策を質問した。

朴大統領　軍隊撤収を命令

朴正煕大統領は二三日午前、劉載興国防長官、徐鍾哲・陸軍参謀総長に、衛じゅ令発動に基づき、各大学に駐屯している軍隊の引揚げを命令した。この命令は、大統領官邸のスポークスマンによって発表されたが、朴大統領がこの命令を出したのは、朴大統領の特命が完了されたものと判断したためだといわれる。

神学大では処罰を拒否

韓国神学大学は二十一日午前七時半から教授会を開き、政府当局から除籍処分を要求された同大学の学生四人に対する除籍問題を討議したが、一切の処罰はできないという結論を出し、その旨、文教部に報告した。

同大学の教授会では①信者であり、教育者でもあるわれわれが、自分の弟子を処罰するようなことはできない。②政府当局が除籍を要求している学生は、すでにデモ主動の嫌疑で応分な処罰を受けたことがあり、今回のデモとは何ら関係ない……などの理由をあげ、処罰を拒否した。

政府自ら恐怖雰囲気
李哲承議員、権力の横暴つく

国会本会議は二六日、金鍾泌国務総理と関係閣僚の出席を求め、学園問題、国会議員の連行・調査事件に関する対政府質疑を行った。

この日、新民党の李哲承議員（全州出身）は「政府は十・一五非常権発動の対象を学園に局限しているかのようにみせかけているが、事実は失政と不正腐敗に対する国民の怨声を封じ込もうとする底意があった」と指摘、非常権の発動は、第一次的に不正腐敗を処断することに適用されるべきだと主張した。

李議員はまた政府の諸般施策を辛辣に非難したあと「今日の事態は、軍、政治、社会、文化などのあらゆる分野で国民の基本的な生存権が、政府の超憲法的な権力の横暴によってふみにじられた」と主張した。

この日、国会本会議で李哲承議員が行った質問の要旨は次のとおり。

一、四・一九精神を受け継ぐと憲法前文に明示した五・一六政権が、今日の学生運動を全面的に否定、抹殺しようとする態度は四・一九精神への反動であることを自から、その正体をあらわしたものではないか。

二、韓末と今日の状況は、類似しており、警戒すべき事態である。韓末の権力者と勢道家は、もっぱら政権維持と報道政治だけに勇敢、その結果、亡国の歴史を子孫に残したが、学生たちは救国運動の先頭に立ち、その精神が受けつがれ、三・一運動と祖国独立がもたらされたとみるが、総理はこのような歴史的教訓をどのように考えているのか、また大韓赤十字社主導下で行なわれている南北対話の試みと、多極化する国際情勢の下で、北韓には、共産党の命令だけに服従する専制主義的学生しかいない。それに反し、わが国の学生運動は、自由民主主義を基礎とする自発的な学生運動であるべきである。総理は統一前と統一中そして統一後の韓国学生運動の座標をどのように考えているのか。

三、四・一九のとき軍は学生と対立せず、戒厳令下でも学生運動を守った。金総理は今日、重大な国家予算を使って、御用教授を養成したが、その成果はなんで、政府施策を支援する学生運動が何故、一度も起きないのか。学生を指導する道は、弾圧でなく、専ら善導することだけである。学生の秩序確立は、政府が学園の自由を保障すれば、学園内に政府施策を支援する学生運動と反対する学生運動が陽性化され、学園問題が自律的に解決されるとみるが、金総理はどのように考えているのか。

四、衛じゅ令と休校令をただちに撤回し、学則改悪と学生除籍を全面的に白紙化することによってのみ、収拾の糸口は見出されるものと考えられる。君師父一体という固有な東洋の美徳と教育精神に立脚し、破壊された学園の原像復帰のため、緊急収拾対策機構を設ける用意はないか。

五、自由、真理、正義の殿堂である大学は、決して一時の執権者の恣意によって、とびらを閉すようなことはないのである。国防当局は、高大乱入軍の指揮官を厳罰に処すると約束したが、むしろ序列と人事原則を無視して、要職に栄転させた。これは、学園乱入行為に対する論功行賞なのか。

六、政府は学園自由のタイマツを消し止めないよう努力する用意はないか。

七、国家安保のためでなく、政権維持だけを独走したあまり、軍と学園の間を離間し、対立衝突が周期的に加速化された場合、国家安全力弱化の第一次的責任は国民が負わねばならないのか。超党派的安保態勢樹立を政府みずから放棄したのではないか。

八、結果的に一七五人のいわゆる「不純学生」を除籍するため、違憲的非常権を行政指示で偽装発動し、戒厳と同じ状態の軍事動員が不可避であったなら、これからのあらゆる治安は軍にしか依存できないのか。

九、政府は非常権発動が第一次的に権力の深部にある不正腐敗を処断するのに適応されるべきである。

十、司法府波動、立法府波動、軍の学園乱入、特別命令、衛じゅ令発動などと、その間、権力機関が敢行した不法な措置をみたとき、このようなことは政府が自ら恐怖雰囲気と危機意識をつくりあげ、第二の憲政中断状態に導びこうとする底意ではないか。

ソウル大の女子学生が抗議
処分白紙化を要求

国立ソウル大学の女子学生三十五人は二十日午後一時から師大会議室で会合、「学園正常化と学生除籍白紙化を要求する声討集会を行なった。集会のあと、女子学生は無期限ストに突入しようとしたが教授たちの説得で中止した。

十三人の学生は反共法適用か？

ソウル地検公安部は二十日、デモ主動学生と断定した十三人の学生に対する拘束令状請求を当分見合わせることにした。地検当局では、令状申請を控えた理由については、証拠補充のためといっているが、実際はこの十三人の学生に対しては反共法と国家保安法違反嫌疑をかけているためのようである。

学生の検挙つづく

釜山東莱警察署は二十日、釜山大学学生自治会会長金正吉君（四年）を集会及び示威に関する法律違反の嫌疑で逮捕した。金君は去る十五日、大統領の特命に対する反対デモを行ったため去る十七日決議文と宣言文を草案、十八日釜山大学の学生デモを煽動した疑い。

一方、ソウル地検は二十一日、ソウル文理大二年生の朴淳植君を反共法容疑で逮捕した。

非公開で昼食会
南北赤十字予備会談

二〇日開かれた南北赤十字第六次予備会談は、本会談開催日取りをめぐって、双方の意見が対立、平行線を辿ったが、午後二時から中立国監視委休憩室で、約二時間十分間に亘って、非公開「昼食会」をもった。この日開かれた予備会談では、双方の意見をくりかえし、険悪な雰囲気がただよったが、この「昼食会」では、双方の随行員も同席、和気合々な中で進められた。「昼食会」は非公開であったため、どのような会話が交わされたか明らかにされていないが、終り頃、大韓赤十字社の代表は、ネクタイを北赤の代表にプレゼント、北赤の代表は人参酒を一本ずつ贈った。

衛戍令休校令の撤回を建議
新民党議員88人

新民党は二六日、衛じゅ令、休校令の即時撤回を要求する対政府建議案を国会に提出した。

同建議案は、李忠煥議員ら八八人の新民党議員の連名によるもので、内容は、衛じゅ令は不法なものであると断定、即時撤回を要求している。同建議案はまた、学則補強が大学の自主性と民主教育の根本的目的を抹殺するものであると主張、ただちに取消すこと、政府は兵役の神聖な義務を政治的報復または脅威の手段に悪用することをやめ、現在の教練制度を合理的に改善すること、学生の自発的参与で善導することを要求した。

また軍人の高大乱入関連者と、軍と学生を離間させようとした責任者を、処罰することを促している。

週間ニュースダイジェスト

十月二十日▼南北赤十字予備会談（第五次）が、板門店でひらかれ、本会談の開催時期を論議したが早期開催の北赤と予備会談終了後にあらためて決めようとする韓赤との意見が合わず次回の予備会談であらためて討議することにして散会。▼朝興、韓一、商業、第一、ソウルなど五ヶ市中銀行の銀行長に対して「来年の三月まで一切の銀行経営の不健全な要素を除去せよ」という条件で政府は、金融機関の人事刷新を一たん保留した。▼朴大統領の特命による全国50ヶ大学における除籍学生ならびに兵務申告対象学生の数は除籍百七十名、兵務申告一万三千四十一名に達した。

十月二十一日▼学則の補強指示をうけた全国84ヶ大学で、学則改正作業を完了文教部に通告した。▼慶熙大学の駐屯軍撤収。ソウル、高麗大を除く各大学でも駐屯軍隊の撤収がはじまる。▼日本の福田外相は記者会見で北韓記者の日本入国を許可する方針であることを言明。

十月二十二日▼軍人の高大乱入事件につづく学生デモなど一連の事態により空転していた国会が十三日ぶりに正常化、きょうから国会本会議がひらかれ対政府質疑が行なわれた。▼いわゆる学園スパイ事件に対する判決公判で在日同胞の母国留学生徐勝君に死刑、同じく徐君の弟、俊植君に懲役十五年の言渡しがなされた。

十月二十四日▼国連の日、ソウル市民会館でひらかれた記念式典で朴大統領は「国土の統一はわれわれの主体的努力でなしとげなければならない」と式辞を通じて強調した。

十月二十五日▼東欧圏との通商を推進して以来はじめてのユーゴスラビア実業人、ボコタ・ノビチ氏が韓国商社との商談のため入国した。▼新民党の李重載議員など七十四議員が「臨時特別関税法」の廃止案を国会に提出した。▼美濃部東京都知事が三週間の日程で北韓・中共を訪問するため羽田を出発した。なお、美濃部知事の北韓訪問に毎日、読売など日本の新聞記者十人が同行した。▼ソウルで開かれている第二回アジア射撃選手権大会で韓国が金メダル12個を獲得、団体優勝が確定した。

十月二十六日▼国連総会は二十五日の夜（韓国時間二十六日の昼）中共を国連に加盟させると同時に安全保障理事会常任理事国として受入れる一方、台湾を国連から追放するというアルバニア案を賛成76、反対35、棄権17、欠席3をもって可決した。▼金溶植外務長官は「国連総会で中共加盟が可決されたことは遺憾なことだが韓国問題には影響がないものとみる」という見解をのべた。▼国会本会議で新民党は、デモ学生除籍措置を全面白紙化せよと政府に要求した。さらに衛戍休校令の撤回も建議したが金国務総理は「入学措置など撤回する意思はない」とのべた。

大韓民国居留民団品川支部

議長　李学尹
副議長　蘇吉寿
〃　張在萬
監察委員長　孫益俊
監察委員　金性海
〃　朴三述
団長　崔泰一
副団長　慎達晟
〃　具鳳昊
事務部長　李一雨
総務課長　李五甲
総務課員　金道子
組織課長　柳徳済
経済課長　宋泰永
民生課長　丁且福
文教課長　慎仁範
宣伝課長　金鍾浣

執行委員
康龍端
李斗英
宋崔秀
韓尚柱
李在煒
禹寿万
李義祚
朴斗柄
趙達済
崔万尹

分団
小山分団長　李承発
五反田〃　陳慎根
西大井〃　李芳年
東大井〃　鄭甲謨
南品川〃　李五甲
伊前町〃　趙達済
中延〃　文相守
婦人会品川支部
会長　崔小達丹

日本政府の在日韓国人差別と抑圧政策を告発し、民族の叫びを訴える！

（韓日関係資料の決定版）

在日韓国人の歴史と現実

在日韓国青年同盟中央本部・編著　A5判上製490頁¥1,200.

〝本資料は、このような目的の為に、〝同化と追放と抑圧〟の政策の実態とそれに対処して来た同盟の諸般の闘争の記録を、既成の資料から、或いは新しく付加して集大成したものである……。

在日韓国青年同盟中央本部
委員長　金恩澤

〝本同盟は、日本政府の、在日韓国人の歴史的事情を無視し、在日韓国人の基本的人権さえも剥奪しようとする〝同化と追放と抑圧〟の政策を広く告発し、そしてこれを総合的に提示するための資料が必要であると感じて来た。

〝本同盟は、もとより真の韓日友好を望まぬものではないが、それは良識ある韓日両国民の相互尊重の精神に依る、深い認識の上に成立するものと考える。

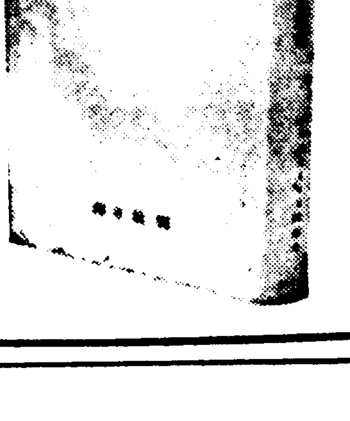

洋々社・発行
東京都新宿区納戸町5．TEL268－0796

在日韓国青年同盟中央本部
東京都文京区春日2－20－13．TEL814－4471

在日本大韓民国居留民団
綱領
一、우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
一、우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
一、우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
一、우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
一、우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN, TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行日本語版週刊紙（購読料1カ月100円・特別1000円）
（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

12月22日
〈1971〉
週刊・毎水曜日発行
第2472号

発行所
民団東京新聞社
発行人 鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話（811）1535（代表）
〒133 振替口座 東京16631番

不当処分即時撤回要求大会ひらかる

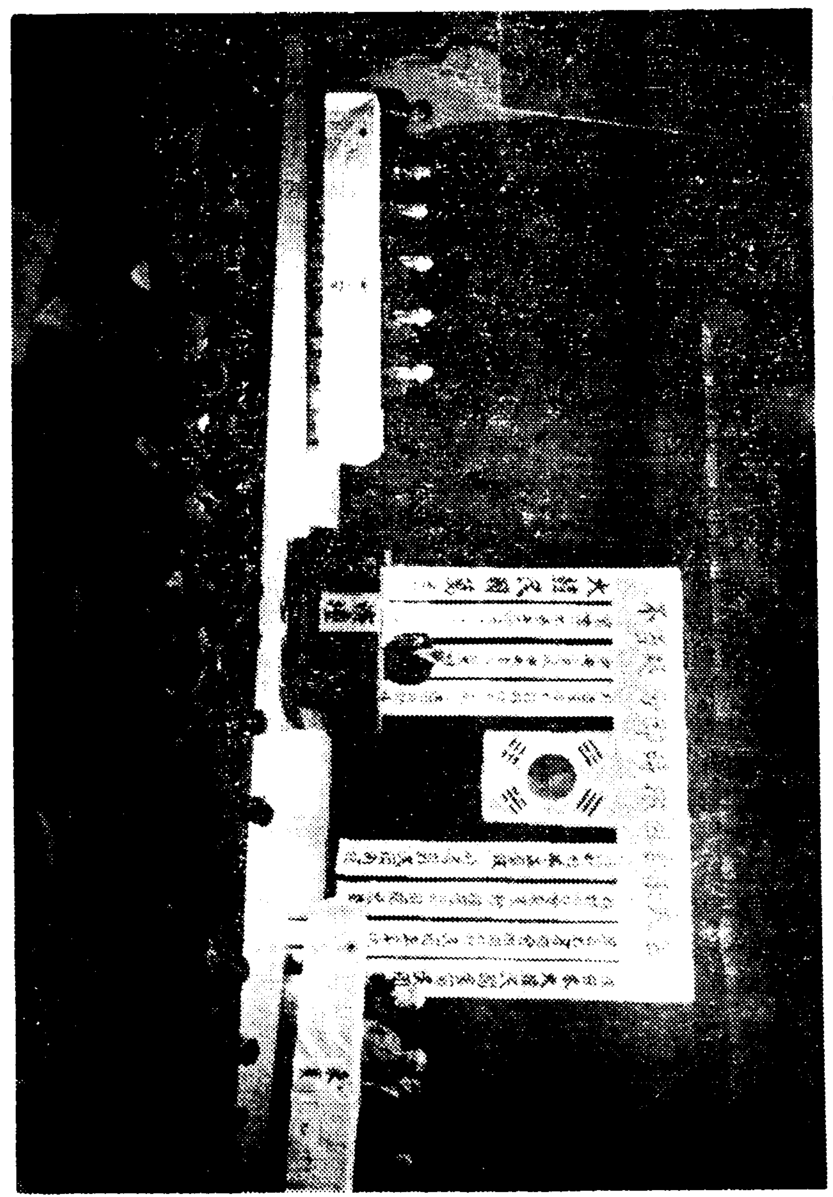

1千余人の団員、盟員、学生が参加して開かれた不当処分即時撤回要求大会のもよう。あいさつを述べるのは鄭在俊東京本部団長（東京・虎ノ門のニッショーホール）

[illegible]ついに「団長代理職をかけて停権解除[illegible]」[illegible]した尹達鏞中央団長代理（中央笑っている人）＝14日午後7時ごろ、中[illegible]長室で

中央へ厳しい抗議文
録音公開して事態収拾せよ

「すべての不当処分を撤回させ民団を正常化しよう」――中央本部に対し「直轄」「除名」など一連の処分を直ちに撤回することを要求する大会が、さる十四日正午から東京・虎ノ門のニッショーホールで、東京本部、韓青、韓学同の共催によって開かれた。大会は①録音を公開して民団騒動を収拾せよ②中央本部はすみやかに中央委・臨時大会を開き信任を問うべきだ③在日同胞の権益を擁護する民主的な民団を築こう――などを内容とする決議文と、中央監察委員長に対する抗議文をそれぞれ決議・採択し、同夕刻、鄭在俊団長、閔泳相議長、羅鍾卿監察委員長ら代表団が中央本部に尹達鏞団長代理を訪ね、これを手渡した。席上鄭団長は、中央本部が事態収拾に何ら誠意を示さず、事実を歪（わい）曲してその責任を東京本部に転嫁していると厳しく追及したあと「まず停権を"解除"すべきだ。一週間以内に東京本部は臨時大会を開く用意がある」ことを明らかにして、明確な回答を求めたが、中央側は「なんとか努力する」の一点張り。このあと尹団長代理は、抗議のため集まった約三百人の支部役員や団員、韓青・韓学同盟員たちの激しい突き上げと抗議を浴び、ついに「団長代理職をかけて、停権を解除させるよう努力する」と約束した。

[illegible]

不当処分撤回要求大会
決議文

決議文

きょう一九七一年十二月十四日、東京・虎ノ門のニッショーホールで、民団東京本部、韓青、韓学同が共催した「不当処分即時撤回要求大会」に一千余人の団員と盟員が参集し、民団正常化のためすべての処分を撤回させることについて、次のように決議します。

とくに三月の民団中央選挙を契機に官権は不当にも、自治機関である民団選挙に露骨に干渉、特に情報機関は、いわゆる録音問題を引き起こし、李禧元前団長および中央本部がこれに盲従して「直轄」「停権」「除名」など一連の強権を発動したことによって、民団に有史以来の混乱と分裂を招き、また権力機関と民団の一部人士たちの長年の構想である"民団御用化"を策動したのです。

とくに李禧元氏は、団長在任のとき「中央会館の建設は、とし五、六月中に着工する」と大言壮語しておきながら、着工どころか万博招請事業で得た建設基本財源の帳簿状況や建設事業の進展状態を明らかにせず、むしろ民団混乱を利用して、これらの責任を回避してきたが、結局さる十一月八日団長職を退きました。これによって十二月六日の中央委員会のあと、七日に臨時中央大会が開かれることになっていたが、張聡明議長は、正当な理由もなく、故意的手段でこの臨時大会を延期しました。

一方李裕天中央監察委員長は、十一月十三日の東京都内二十二支部三機関役員および事務部長合同会議、同十五日の第九十回関東地方協議会、十二月三日の第[illegible]問題の真相を糾明し、すべての不当処分[illegible]ことによって、一日も早く民団を正常化[illegible]」とそれぞれ決議して要望書を手渡し、さらに[illegible]本部が「すべての処分が撤回されれば、いつでも自主的に臨時大会を開く用意がある」ことを重ねて明らかにしてきたことに対しても、いまだに何ら誠意ある回答を寄せることなく、無視しつづけております。

したがって、きょうわれわれがこの要求大会を開くのも、ほかならぬ「すべての不当処分を撤回させ、すみやかに民団を正常化する」ことに、その目的と意義があります。

いずれにせよ、中央本部の議決、執行、監察の三機関長は、中央の最高機関としての権威と尊厳性を自ら損傷したのみならず、規約と秩序、全団員の輿論と意思を踏みにじり、独裁と弾圧をことして、民団を重大な危機に陥れたことは、実に遺憾であります。

民団は、緊迫した国内外情勢に対応して大局的見地から大同団結し、在日同胞の権益擁護と生活安定、待遇改善、入管法案への対処策、民族教育の育成強化など、民団本来の任務と機能を発揮せねばならず、また録音問題に起因する民団騒動を円満に収拾するため、[illegible]九回中央委員会[illegible]を問うべきことを[illegible]のであります。

そして、新年からは、新らしい気持で全団員が一致団結して「大韓民国の国是を遵（じゅん）守し、民団の綱領と規約を守る民団」「団員の意思と人権を尊重する民主的な民団」「地方自治権と自主性を守護する民団」「在日同胞の権益と生活を擁護する民団」「不正腐敗なき民団」を再建していくことに献身することを固く誓い、ここに決議するのであります。

記

一、すべての不当処分を撤回させ民団を正常化しよう！
一、官権は不当干渉を止揚し、正しい同胞政策を樹立せよ！
一、いまでも遅くない。録音公開して民団騒動を収拾せよ！
一、粉砕しよう分裂策動、擁護しよう同胞権益！
一、中央は、すみやかに中央委・臨時大会を開き信任を問え！
一、根絶しよう不正腐敗、なし遂げよう民団再建！
一、大韓民国万歳！
一、在日本大韓民国居留民団万歳！

一九七一年十二月十四日
不当処分即時撤回要求大会

×

×

不当処分撤回し民団正常化せよ

決議文

中央監察委員長に対する抗議文

一九七一年十二月十四日東京で開かれた東京本部、韓青、韓学同共催の「不当処分即時撤回要求大会」（参加者一千余名）は、さきに東京本部管下支部の三機関役員合同会議と関東地方協議会が「一日も早く民団を正常化させるためすべての処分を即刻撤回してほしい」との要望書を李裕天中央監察委員長に伝達したにもかかわらず何ら回答もなく無視してきたことに対し、大会の名のもとに次のごとく厳重に抗議します。

激動する国内外情勢と緊迫しつつある在日同胞の生活条件にかんがみ、民団が創団精神に立脚して課せられた使命と任務を遂行するため、早急に分裂した民団の混乱と騒動をすみやかに収拾しなければならないというのがすべての団員の与論であり、切実な要求でもあります。

このような全団員の意志に基づき、さる十一月十三日東京本部会議室で、都内二十二支部三機関役員合同会議と、十一月十五日に東京・上野で開かれた第九十回関東地方協議会（事務局長・孫張翼神奈川県本部団長）は「混乱の根源がいわゆる録音問題にあるため、この問題の真相と責任の所在を明らかにし、東京本部の鄭在俊団長および閔泳相議長の停権など、すべての処分を撤回すべきである」と決議して、貴下に要望書を提出したのであります。ところが貴下は、このような団員の意思を代弁した要望を黙殺してきただけでなく、第九十一回関東地方協議会（十二月三日）の再度の要望に対しても、これを無視しました。

貴下のこのような態度は、地方協議会や地方本部の立場と機能と役割を無条件に否定するものです。しかも、他機関の圧力と介入を排除してでも、下部組織の意見をじゅうぶん参酌（しゃく）して公明正大な判断のもとに裁定を下すべき監察委員会の責任と使命を放棄するものといわざるを得ません。したがって貴下は、中央の監察委員長という重責をになっておりながら、自らその機能と権威を損傷していることに深く反省すべきであります。特に録音問題から貴下が取った「停権」「除名」等の不当な措置が、全民団組織と団員にいかに大きな損失と混乱を起こしたか、ということについても冷静に自己批判したうえで事態収拾のためすみやかに処断を下すべきであります。

すなわち、東京本部が従来から強調してきたとおり、東京本部が臨時大会を開けるよう、録音問題の真相とその責任の所在を糾明して、すべての処分を即刻撤回すべきことを再度要請するとともに、これに対し貴下が何らかの誠意ある答えを示さない場合には、あくまでも継続して抗議していくことをここに言明するものであります。

一九七一年十二月十四日
不当処分即時撤回要求大会

[illegible]をわい曲して民団混乱の責任を一方的に東京本部になすりつけている、と厳しく追及する鄭東京本部団長（左）と、反論の余地もなく神妙に聞き入る尹中央団長代理（中央団長室で）

職責かけて解決へ努力
尹団長代理、抗議団に約束

[illegible]

李瑜煥著
在日韓国人60万
―民団・朝総連の分裂史と動向―
本書は、その書名が示すとおり在日六十万同胞社会の実情を豊富な資料と統計を駆使して分析、論評しただけでなく現状の諸問題点を追及しながらその動向をさぐった良書である。
A5判上製 四二〇頁
定価一五〇〇円 〒一三〇円
発行所 洋々社
東京都新宿区納戸町五番地
電話（二六八）〇七九六
振替 東京一三一五六

一九七二年度 東京韓国学校
学生募集要項

一、募集人員
初等部一学年……五〇名
中等部一学年……一〇〇名
高等部一学年……一〇〇名
編入 各学年……若干名（但、高三を除く）

二、受験資格
初等部一学年……満六才児童
中等部一学年……小学校卒業又は予定者
高等部一学年……中学校卒業又は予定者

三、願書受付
期間……自一月八日至二月六日
時間……自午前九時至午後五時
場所……本校教務部

四、考査料
初等部……三〇〇〇円
中等部……一〇〇〇円
高等部……一〇〇〇円

五、出願手続
イ、本校所定の入学願書
ロ、出身学校調査書（編入者は在学及び成績証明書）
ハ、国民登録済証明書
ニ、写真四枚（四cm×五cm）
ホ、考査料

六、考査
初等部……面接、健康診断
中等部……面接、書類審査
高等部……面接、学科考査（英、数、国語か日語の三科目）

七、考査日時
中、高等部……一月五日（土）午前十時
初等部……一月六日（日）午前九時

八、合格者発表
初等部、中、高等部……一月八日（水）正午本校にて

九、入学手続
手続期間……自一月八日至一月十二日
提出書類……誓約書、身上調書
納入金……本校規定の納入金

十、入学式
中等部、初等部……四月十日（月）午后一時

十一、其他
イ、提出書類は返還致しません。
ロ、入学に関する問議は教務部まで連絡下さい。

東京韓国学校
（初・中・高等部）
東京都新宿区若松町二一
電話（三五七）二二三三～五

校章

協定永住申請処理状況

昭46・11・30現在

	協定1条1項A・B該当者					協定1条2項該当者（昭46・1・17以降出生した者）				
	申請受付	許可（11月分）	許可累計	不許可累計	取下等	申請受付	許可（11月分）	許可累計	不許可累計	取下等
北海道	4,066	153	3,040	53	68	19	1	4		
青森	1,090	5	858	16	9	10	2	6		
岩手	682	34	533	4	4	3		2		
宮城	1,673	21	1,365	19	9	21	6	9		
秋田	774	1	679	10	5	7		2		
山形	352	5	305	2	2	3	2	2		
福島	634		472	8	6	7	1	4		
茨城	1,397	1	1,194	22	1	20	4	10		
栃木	914		672	12	8	7	2	3		
群馬	1,126	58	939	7	4	9		2		
埼玉	3,419	9	2,525	55	11	47	4	18		
千葉	4,113	2	2,982	22	18	44		11		
東京	34,833	1,139	26,720	508	152	450	51	166		
神奈川	14,347	928	10,719	148	78	151	1	2		
新潟	1,497	4	1,213	21	5	20	1			
富山	860	11	632	4	6	6	1	1		
石川	1,655	2	1,351	5	14	29	1	11		
福井	2,196	3	1,708	19	6	28		8		
山梨	1,082	5	1,037	6	2	3		1		
長野	2,341	4	1,848	17	12	32	5	16		
岐阜	5,224	9	3,696	45	22	70	6	22		
静岡	4,625	133	3,532	40	22	70	12	16		
愛知	28,622	29	10,666	126	151	446	61	134		
三重	4,534	143	3,609	34	44	50		28		
滋賀	3,075	5	2,926	17	21	41		10		
京都	23,480	2,919	16,444	74	118	209	49	95		
大阪	112,703	129	79,530	729	411	1,486	224	489		
兵庫	33,624	2,523	24,600	165	124	457	52	148		
奈良	3,844	5	3,754	22	9	50	10	30		
和歌山	3,249	77	2,689	16	17	43	7	13		
鳥取	699	3	675	5	2	2	1	2		
島根	317	1	751	1	12	6	1	7		
岡山	4,106	10	3,124	14	26	60	7	26		
広島	9,549	12	7,370	45	30	151	27	66		
山口	8,438	13	7,407	37	75	97	17	47		
徳島	129		101	2	1	3				
香川	515	1	446	2	2	3		2		
愛媛	1,286	1	1,035	4	7	19	3	9		
高知	494	2	453	2	9	7	2	5		
福岡	15,793	21	13,550	112	83	198	21	85		
佐賀	941		823	4	5	8		1		
長崎	2,571	3	2,159	17	19	8		2		
熊本	1,435	1	1,141	8	14	9		1		
大分	1,827	6	1,458	18	14	22	4	13		
宮崎	316	34	664	7	10	6		4		
鹿児島	458	3	371	9	2					
合計	351,955	8,468	263,774	2,511	1,670	4,429	580	1,540	1	

国家非常事態の宣言

（一）

朴正煕大統領は六日「国家非常事態」を宣言し、同時に特別談話文を発表した。

問題は、このような深刻な局面を迎えて、国民は何をいかに処するかにあると思われる。

事実「国家非常事態宣言」は、わが国民にとっては初めて体験するものである。憲法の上からは「戦時・事変又はこれに準じた国家非常事態……」（第七五条）という規定があるが、この規定は「戒厳令」を宣布できる危急な要件をもった時の国家状況をいうものである。したがって、今回大統領の「国家非常事態宣言」を厳格な意味で解釈すると、戒厳令が宣布されたのと同じく国家保衛上の不幸を事前に防ごうとする「政治的次元の予防措置」と認識することが正確である。

その間、政府側ではさまざまな機会を通じ、一般国民に、最近の北韓動向を知らせ、国民の注意をうながしてきたが、われわれが考えている以上、急変する国際情勢の流れを悪用する北韓が、戦争準備に狂奔しているという冷厳な現実を、今回の「非常事態宣言」によって、一層鮮明に把握するにいたった。

もちろん、このような状況判断は、情報機関の細密な分析と軍当局の徹底した検討の末なされたものであるゆえ、国民としては、もっぱら、朴大統領が下した宣言の意にそって、積極的に協力しなければならない道徳的な義務が加わったし、法律的立法措置も必要になった。

見る角度によっては、全国民の精神的総武装を促した朴大統領の「大号令」ともいえる。この「大号令」により、北韓の野欲を、事前にけん制することができるとしたら、今回の「宣言」がもつ政治的意義は実に大きいといえよう。

（二）

戦争は、戦争があるとみなし、戦争に対備する万般の態勢を整えたとき、初めて戦争を予防することができる。反対に、事態を楽観し、まさかまさかといっているときに必ず戦争は起きるものである。

このことは、古今東西を通じ、変らない国家保衛上の哲理である。さらに、われわれと北韓の対決関係をみた場合、一層その感を強める。この地で、二度と六・二五のような惨事を繰り返えさないためにも、常に臨戦態勢を整えておかねばならない。

最近のように、国際情勢の異常潮流の中で、過去のように国[illegible]平和に[illegible]なくなった現実からみたとき、北韓の南侵野欲を打ち砕く唯一な方法は、われわれの万般対備のほかないことは明白である。インドとパキスタンの戦争経過からみても、この鉄則だけは、わが全国民が寸時たりとも忘れてはならない。ところで、そのような対備は、現代戦の性格上、軍備にだけ頼ることもできない。少くとも国民総力戦としての国民総和が対北韓対備の基礎となる。

われわれの見解としては、わが社会の現実が、対備さえできないほど乱れているとは思われない。ただ、憂慮すべきことは、世界的平和ムードにひたり、明日にでも念願の南北統一がなされると思い込む一部幻想論、そしてわれわれをとりまく四囲情勢になんらかかわりも示さぬ一部没知覚な富有層の生活態度が、国民総和を困難にせしめている大きな要因である。このようなことは事実である。もちろん、このような現象に対する一次的責任は、政権を担当する政府にあることは、はっきりした論理である。

「国家非常事態」を宣言した朴大統領が、このような諸問題に対してとる次の措置に注目しながら、厳粛に、この難局を克服する心の姿勢を、全国民と共に深刻に、反省すべき瞬間である。

× × ×

× × ×

（朝鮮日報・12月7日）

韓学同、多彩に総合文化祭

新委員長に趙慶済君を選出

「入管法」反対闘争打出す

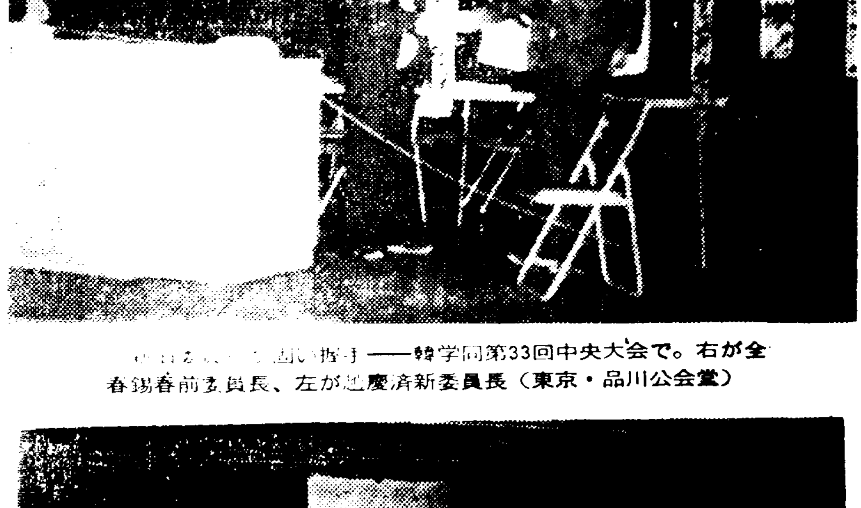

[illegible]固い握手——韓学同第33回中央大会で。右が全春錫前委員長、左が趙慶済新委員長（東京・品川公会堂）

「鳳仙花」を合唱する韓学同合唱団

在日韓国学生同盟（金朝彦委員長）の総合文化祭および第四十九回定期中央委員会、第三十三回同中央大会がさる十一日から十三日までの三日間、東京・品川公会堂と東京・文京区の天風会館で盛大に行なわれた。特に大会では、任期満了に伴う役員選挙で、趙慶済君（前副委員長・早大）が委員長に新らしく選ばれた。

今年で八回目を迎えた文化祭は十一日午後一時から品川公会堂で開かれ、全国の学生代表はじめ都内の青年、民団員ら百五十余人が参加、映画「コリアン・フォークダンス」上映のあと、金朝彦委員長のあいさつで幕を開いた。

このあと、学同の趙泰来無任所部長の「現情勢とわれわれの課題」、都学生組織次長の「入管法の本質」、金容徳君（在日韓国人留学生救済委員会委員長）の「在日同胞留学生問題」などの各レポートのほか、張暁氏（通信韓国学校長）の「韓国近代史の方向」、それに李瑜煥氏（元東京本部文教部長）など特別講演があった。

次いで学同・韓青神奈川女子部の民族舞踊、「あゝ祖国」（朗読・学同中総朴淳徹君）「三月一日の空」（中大・裵秘君）「四月が来ると」（支部連合・韓福順さん）の韓国詩の朗読、学同合唱団による韓国歌曲、民謡の合唱と独唱など、民族色ゆたかに多彩なプログラムをくり広げ、若さと民族のエネルギーをみなぎらせた。

二日目は、会場を天風会館にかえて「入管法反対決起韓学同全国集会」となって、日本政府が三たび国会上程を決めた出入国管理法案にいちはやく対処して、日本政府の排外・弾圧政策を激しく糾弾、同法案反対闘争への強い姿勢を打ち出した。

三日目は再び会場を品川公会堂に移し、まず中央委員会では、これまでの経過報告、新年度活動方針案を審議・可決し、続いて中央大会では、任期満了によって執行部が総辞職、新委員長に趙慶済君を選出して、三日間の幕を閉じた。

「集会の自由」犯すもの

呉中央組織局長公文　韓青が見解

韓青、韓学同はさる十一日、民団中央本部の呉敬福組織局長が十四日の「不当処分即時撤回要求大会」（東京本部、韓青、韓学同共催）や「組織の秩序をびん乱させる」との理由で中止するよう指示してきたのに対し、見解文を発表「この大会は民主社会における"集会の自由"の原則に基づくもので、何びとからも犯されない権利」として、するどく反ばくしている。

なお、見解文内容次のとおり。

見解文　民団中央本部はさる十二月十日呉敬福組織局長名で、来る十二月十四日民団東本、韓青、韓学同共催で「不当処分即時撤回要求大会」が開かれることに対し「組織の秩序を紊（びん）乱する」との理由で「集会中止」指示の公文を通達した。

この要求大会が開かれることは民主社会においては当然の権利であり、何びとも犯しえない「集会の自由」の原則にのっとったものである。

ましてやこの集会は、現在民団混乱の要因になっている不当処分を即時撤回させ、混乱事態を正しく収拾しなければならないという全団員の一致した意志にしたがって開催される正当なものである。

国内外の諸情勢が民団の大同団結を促していることを把（は）握するならば、こうした"集会中止指示の公文"を出すこと自体異常であり、奇怪千万といわざるをえない。

「組織の秩序紊乱」を云々するならば、むしろ十二月六、七日の民団中央委および臨時大会を中央本部がなんら正当な理由なく、規約を違反してまで無期延期させた行為こそが「組織の秩序を紊乱するもの」であり、これこそ許しがたい暴挙である。

いま、もっとも促されることはすべての不当処分を即時撤回し、早急に中央委および臨時大会を召集して事態収拾能力のある新しい中央執行部を構成することである。

このことだけが民団の混乱事態を正常化させうる唯一の解決の道である。

お知らせ

年末年始の本紙発刊について＝本年は本号（十二月二十二日第二四七二号）をもって最終号とし、十二月二十九日第二四七三号と一月五日第二四七四号とを合併し新年号とします。なお、一月十二日号は休刊します。

民団東京新聞社

北赤、新たな修正案を提案

第十二回南北赤十字予備会談

第十二回南北赤十字予備会談は十日午前十一時、板門店中立国監視委会議室で開かれた。この日、大韓赤十字社の金鍊珠首席代表は、第十一回予備会談で「親戚をふくめる」という大韓赤十字社側の提案は、現在までの北赤の主張をふくめた合理的な修正案であるからすみやかにこの提案を受け入れるべきであると主張したが、北赤の金泰熙首席代表は、自由往来がもっとも重要な問題であるから第十一回の大韓赤十字社側の修正案には「親戚の概念が曖昧である」という理由をあげ拒否した。

この日、北赤側は①南北にはなればなれとなった家族・親戚を捜し、彼らの自由な往来と書信交換を実施②南北離散家族の自由意志に基づく再結合③その他、人道的に解決すべき問題を本会談の議題として採択するよう、新たな修正案を提案、北赤が現在まで主張してきた「親友」の問題は第三項で検討すると説明した。

このような北赤の修正案に対し、大韓赤十字社の金首席代表は、北赤側は親戚の範囲が曖昧だと指摘しているが、親戚は赤十字の国際的な慣習にはないものをふくめた進取的なものであると強調した。結局、第十二回予備会談も本会談の議題について、歩み寄りはなく、次回に持越された。

次回の予備会談は、十二月十七日に開こうという北赤の提案を、大韓赤十字社側が受諾した。

第十三回会談

さる十七日午前十一時、板門店で開かれた南北赤十字第十三回予備会談で韓赤は「離散家族（一部親戚を含む）の再会あっせん及び相互訪問」を本会談の議題に採択することを提議したが、北赤は再会と相互訪問には言及せず「自由往来」にだけ固執、この日の会談もなんら結論をみずに終った。

金鍊珠韓赤首席代表は「北赤の原案には相互訪問が含まれているのに修正案でなぜぬいてしまったのか分からない」と述べ「相互訪問するならば往来は当然することになるのではないか。往来をどのような手続き手順でするのか、また往来する者の身辺安全をどう保障するのかは、当然本会談で論議決定すべき問題」と主張した。

朴浚圭氏当選

達成補欠選挙で共和党候補勝利

慶尚北道達成、高霊地区の補欠選挙の開票は、十五日午後十時三十分完了、共和党の朴浚圭候補が四万四千七百三十八票の得票で当選が決った。次点は新民党の玄海鳳氏で得票数は二万九百八十五票。開票の途中、四度にわたって開票が中断した。開票が中断した原因は、投票総数より開票総数が多かったり、また開票の投票用紙の中に、規定投票用紙と違った色の投票用紙があらわれ、新民党の参観人が開票中断をさせた。

このような異議の申立てに対し選挙管理委は、問題のあった投票箱だけをのこし、開票をつづけさせた。最終的な投票は次のとおり。

△共和党　朴浚圭＝四四、七三八
△新民党　玄海鳳＝二三、七五三
△　　金世徳＝　一、四三九
△大衆党　朴鍾喆＝　二三六
△統社党　金明哲＝　九七一
△無　効　＝二、四九七

永住権の許可状況

駐日大使館発表

駐日韓国大使館はこのほど、さる十一月末までの在日同胞国民登録申請者件数ならびに認可状況を発表した。これは今年一月十六日に韓日協定にともなう永住権申請が終わってから約一年後の集計であり、これによると更新登録件数九万七千四百三十五、新規登録十四万二百三十二、総計二十三万七千六百六十七となっている。

国民登録現況（一九七一年十一月末現在）

国民登録現況表（1971年11月現在）

区分 公館別	更新登録	新規登録	合計
駐日大使館	19,312	18,808	38,120
駐大阪総領事館	38,645	59,575	98,220
駐福岡領事館	6,431	11,153	17,584
駐札幌領事館	1,126	1,348	2,474
駐仙台領事館	1,695	2,077	3,772
駐横浜領事館	5,118	6,232	11,350
駐名古屋領事館	11,157	17,957	29,114
駐神戸領事館	9,358	16,100	25,458
駐下関領事館	4,593	6,982	11,575
合計	97,435	140,232	237,667

新しい価値観の確立へ

非常事態の教育方針発表

文教部は十四日、中央教育行政研修院で、全国教育監（十一人）及び教育長（百八十九人）会議を召集、国家非常事態宣言に伴う教育施策を示達すると共に、来年度文教行政の主要計画を明らかにした。この日、示達された教育方針は、国家非常事態に対備「国民教育憲章の生活化」を基本目標とし「安保教育体制を整備強化し、教育風土の刷新と学園秩序の確立を期し、教育機能を極大化し、教育の質的充実と教育社会化運動を積極的に展開することによって愛国愛族の新しい価値観が透徹した国民相を創造する」ことに力点をおき①安保教育体制の強化②新しい価値観の確立③科学技術教育の徹底④保健体育の振興⑤教職の専門化⑥郷土教育の建設と教育の社会化など、六つの一般方針と三四の実践方案を打出した。

この日、閔寛植文教部長官は「あらゆる教職員と学生が、この非常事態を正しく認識し、教育のあらゆる領域に亘って、安保教育体制を早急に整備強化し、反共民主理念に透徹した愛国愛族の精神を堅持し、自主・自助・自立の固い民族主体性の確立に熱意を示さすよう」強調した。

この日、示達された教育方針の項目別実践方案は次のとおり。

◇安保教育体制の強化＝学校教育を安保教育体制へ強化、国土防衛の国民的使命感を高め、自主国防の姿勢を確立するため、教練教育、射撃訓練、救急教護教育を徹底化し、防空訓練を強化、必要な施設を整備する。とくに接敵地域及び対空脆弱地区と在外同胞に対し反共教育を強化する。

◇新しい価値観の確立＝「国家の育成が自己発展の根本」という国家観を培養することに力を入れ学園の秩序を確立、勉学の雰囲気造成と教育風土刷新を期し、学生の生活体系を整備、言語純化、情緒教育、安保教育に力を入れ、退廃風潮の一掃、混粉食の実践、貯蓄心の培養につとめる。

◇科学技術の徹底＝実験・実習中心の教育を通じ、産学協同体制を発展させ、国家事業発展に有為な人材教育を実施する。

◇保健体育の振興＝体力は国力と直結するという前提の下で、体力向上に努力する。とくに射撃・空手・柔道・剣道などを奨励し、体力鍛練に力点をおく。

◇教職の専門化＝あらゆる教育は、勤務態度を強化し、学生の尊敬と父兄の信頼をえる師道確立に精進し、高度の科学技術発展に対備、教育内容及び方法の現代化を促進し、学校及び教育評価制度を改善する。

◇郷土学校の建設と教育の社会化＝教育の機能をはたすため、家庭と地域社会の紐帯を強化し、母親教室など成人教育をすすめる。村文庫の整備活用と読書運動をすすめ、健全な娯楽及び体育の普及、レジャー善用などを学校が中心となって、地域社会の生活化につとめる。

内務次官に鄭相天氏

ソウル市警察局長李健介氏

政府は十三日、内務次官、ソウル市警察局長などの人事を更迭した。新任の内務次官には江原道知事の鄭相天氏、治安局長には鄭石謨治安局公安担当官、ソウル市警察局長には、青瓦台秘書官の李健介検事を、それぞれ任命した。

◇鄭相天内務部次官＝四〇歳・釜山出身△釜山大卒△治安局情報課長、捜検指導課長△慶尚南道、全羅南道警察局長、ソウル市警察局長△治安局長△江原道知事。

◇崔鍾浣江原道知事＝四四歳・江原道江陵出身△ソウル工大卒△米ミネソタ大学院博士△ソウル市水道局長△ソウル市第二副市長。

◇鄭石謨治安局長＝四三歳・忠南公州出身△ソウル法大卒・ソウル大学院卒△治安局情報課長・警備課長△全南釜山警察局長△治安局公安担当官。

◇李健介ソウル市警察局長＝三〇歳・ソウル出身△ソウル法大卒△第一回司法試験合格△ソウル地検検事△青瓦台秘書室派遣勤務。

外務部人事の移動

政府は八日、一部地域の大使・公使及び外務部局長人事を次の通り発令した。△駐メキシコ大使＝李昌熙（駐ウガンダ大使）△駐ベル大使＝金徉振（駐カメルーン大使）△駐イスラエル・マバド総領事＝尹慶道△駐日公使＝姜永奎△駐日公使＝鄭度淳（通商局長）△駐国連公使＝具忠会（欧米局長）△香港総領事＝朴昌南△欧米局長＝金東輝△情報局長＝李秀△通商局長＝尹永教

尋ね人

松都洪恵さん

右の方は一九四五年頃まで東京都豊島区「椎名」駅前に居住しており父は松都順三氏で韓国姓は「趙」氏。主人（夫）の名前は鄭辛男氏。消息をご存じの方は左記へご一報下されば幸甚に存じます。

東京都練馬区豊玉北四ー三一
在日大韓民国居留民団練馬支部
電話（九九二）九五七七番

《エンペラー》は
キングサイズチョコ。
そのすべてに
最高のものを求めました。

その名にふさわしくおいしさも最高級
エンペラーは２種類

名実ともに最高級と呼んでいただくにふさわしいチョコレート〈エンペラー〉。品質・デザインをはじめすべての点にロッテの総力を結集して誕生しました。食べやすいスリムなチョコが６本入り。気品に満ちた〈エンペラー〉はあなたを優雅に飾ってくれるチョコの皇帝。

〈ミルク〉
きめこまやかに練りあげたやさしい口あたり。マイルドなミルクの味をぜいたくに生かしたミルクチョコの本格派。

〈アーモンドクランチ〉
香り高いアーモンドクランチとまろやかなチョコのハーモニー。気品に満ちた香ばしさがお口にひろがります。

タテ101ミリ・初めての優雅なフォルム

美しい箱のフォルムを追求して生まれたのがタテ101ミリのキングサイズのパッケージ。欧米ではタバコの箱がこの傾向に流れています。世界的流行に先がけてエンペラーのパッケージにこの美しいフォルムをとりいれました。

〈ミルク〉シャインゴールドの赤箱100円

〈アーモンドクランチ〉シャインゴールドの青箱100円

＊ロイヤルカードをコレクトしましょう
エンペラーの箱の中にはヨーロッパの王朝史のエピソードを綴ったカード《世界の皇帝と王様物語》が入っています。華やかなムードをお楽しみください。

まろやかなおいしさ
ロッテ
チョコレート

在日本大韓民国居留民団

綱　領

一、우리는 大韓民国의 国是를 遵守한다
一、우리는 在留同胞의 権益擁護를 期한다
一、우리는 在留同胞의 民生安定을 期한다
一、우리는 在留同胞의 文化向上을 期한다
一、우리는 世界平和와 国際親善을 期한다

THE PRESS MINDAN TOKYO
THE KOREAN RESIDENTS UNION, IN JAPAN. TOKYO OFFICE
「韓僑通信」改題
在日本大韓民国居留民団東京本部発行日本語版週刊紙（購読料1カ月100円・特別1000円）
（1965年7月27日第3種郵便物認可）

民団東京
THE PRESS MINDAN TOKYO

1月5日
<1972>
週刊・毎水曜日発行
第2473号

発行所
民団東京新聞社
発行人　鄭在俊
東京都文京区本郷3丁目32番7号
電話（811）1535（代表）
〒133　振替口座 東京16631番

謹賀新年
一九七二
於東京旅次

賀正
'72 元旦

民団正常化へ団結の年
〃茨のみち〃をきりひらこう！

謹賀新年 희망의 새해, 새 설계로 힘차게 나갑시다

目黒支部
三機関任職員一同
東京都目黒区青葉台一—三〇—一〇
電話（713）四三七八番

港支部
三機関任職員一同
東京都港区三田四—六—一八
電話（453）一一八八番

在日本大韓民国居留民団東京本部
各機関任職員一同
東京都文京区本郷3—32—7
電話(03) 811—1535（代表）

品川支部
三機関任職員一同
東京都品川区豊町三—一一—一一
電話（786）一一二三番

大田支部
三機関任職員一同
東京都大田区新蒲田一—六—七
電話（732）七六五一番

葛飾支部
三機関任職員一同
東京都葛飾区本田立石六—一八—一六
電話（693）一七七一番

豊島支部
三機関任職員一同
東京都豊島区池袋二—一一六七 共同ビル
電話（982）七一六一番

板橋支部
三機関任職員一同
東京都板橋区板橋二—二二—九
電話（961）六五六五・（961）九四四四番

練馬支部
三機関任職員一同
東京都練馬区豊玉北四—三一—三
電話（992）五五七七番

新宿支部
三機関任職員一同
東京都新宿区三光町二五 三立ビル二〇三号室
電話（341）〇二〇四番

中野支部
三機関任職員一同
東京都中野区新井二—一—七
電話（386）五五三六番

杉並支部
三機関任職員一同
東京都杉並区梅里二—一四—一三
電話（313）七五七五番

渋谷支部
三機関任職員一同
東京都渋谷区宇田川町一四—一四
電話（461）五三八二番

世田谷支部
三機関任職員一同
東京都世田谷区下馬町一—三七—一
電話（421）三六〇九番

文京支部
三機関任職員一同
東京都文京区小石川二—一一—七
電話（811）三五五五番

台東支部
三機関任職員一同
東京都台東区東上野三—一五—八
電話（833）九九〇四番

中央連合支部
三機関任職員一同
東京都中央区日本橋茅場町一—六 共同ビル
電話（661）五三七〇番

墨田支部
三機関任職員一同
東京都墨田区大平町一—四—八
電話（622）九四四二番

江東支部
三機関任職員一同
東京都江東区木場六—八—一〇
電話（644）〇五一二番

江戸川支部
三機関任職員一同
東京都江戸川区興之宮二九
電話（659）七五二二・（657）五三〇三番

北支部
三機関任職員一同
東京都北区赤羽南一—一二—六
電話（901）二六六一番

足立支部
三機関任職員一同
東京都足立区千住桜木町二—一—四
電話（881）八三〇一番

荒川支部
三機関任職員一同
東京都荒川区荒川三—一二—九
電話（891）〇五五五六番

'72各界年頭の辞

混乱収拾、組織再建へ

団長 鄭在俊

一九七二年の新年を迎え、在日同胞の皆さんに心からお祝い申しあげます。

かえりみますと、昨年は実に多事多難な年でありました。ことに激動する国内外の情勢のなかで、民団は、いわゆる録音問題を発端として、有史以来の混乱と騒動に陥り、在日同胞の権益擁護と生活安定、待遇改善、民族教育の育成強化など、民団本来の使命と任務を遂行できず、むしろ全団員の皆さんに数々の不安と損失をもたらしたことにつき、申し訳なく存じます。

民団東京本部は、このような事態を憂慮、一日も早く混乱を収拾して民団を正常化すべきである、との見地から、今日まで最善の努力を尽くしてまいりましたが、残念ながら、中央本部の理解を得られず、事態の円満な解決を見ないまま新年を迎えるにいたりましたことは、まことに遺憾とするところであります。

昨年、本団では、解放後二十六年ぶりに初めて「南北離散家族さがし運動」を進めるための南北赤十字社間の接触が板門店でもたれ予備会談にまで発展、五千万民族の長年の宿願である祖国統一への展望に明るい希望の光をもたらしてくれました。

このような歴史的な課業に対し民団東京本部はじめ韓青、韓学同は、祖国の平和的、自主的統一達成への礎（いしずえ）となる南北赤十字会談を熱烈に歓迎・支持することを重ねて表明するとともに、同会談を成功させるため、いかなる努力をも惜しまないという決意を新たにしたのであります。

しかし世界的には、ニクソン米大統領の訪中共表明、米国の緊急ドル防衛策、対米繊維製品輸出規制、中共の国連加盟、さらに十二月にはいってから、ドルの切り下げと日本円の切り上げなど、国際政治、経済、通貨体制に大きな変動が起こりました。

また国内的には「司法府波動」「広州団地暴動事件」「不正腐敗追放学生デモ」など、政治不信、社会不安を反映する事件が連続して発生したことは、憂慮すべきことであり、一方では"赤化統一"をねらう北韓の武装ゲリラなどの侵透にも警戒しなければならず、わが国をとりまく政局と経済情勢は極めてきびしく、いまこそ真の国民主権の民主政治、国民生活安定のための経済政策、不正腐敗を一掃する社会政策が強く望まれております。

このような重大な時期に一九七二年を迎えるにあたって、特に民団は、激動する内外情勢に対応すべき大局的見地から、また組織を守り再建するため、事態をすみやかに収拾すべきであり、外部のいかなる干渉に対しても、また組織の混乱と分裂と破壊を策動する動きに対し、断固これを排除していかねばなりません。

たとえ権力機関といえども、在日同胞の基本的人権を侵害し、民団の自主・自治権を脅かすならば、その是正のため確固たる姿勢で臨んでこそ、実情にかなった在日同胞政策、血のかよった民団対策を打ち立て施行させうるものと信じてやみません。

一方、入管法案、外国人学校法案等にみられるように、日本政府は在日同胞の民主的基本権利と諸活動を抑圧し、民族教育の育成強化を妨げることによって、追放と同化政策を強くおし進めようとしており、われわれ在日同胞は、民族主体性のもとに一致団結して、これらの問題に真剣に取り組み、在日同胞の権利と生活を守り、民族教育の育成を図るべきであります。

また、昨年三月の民団選挙を前後して、とみに露骨化してきた本国情報機関筋の行き過ぎた干渉は民団の分裂と破壊をもたらす以外の何ものでもありません。したがって、民団の自主、自治、自立の権利と民主主義を守るため、すべての団員が良識と勇気をもって改善を要求していくべきで、組織内部においては、不正腐敗を追放し独断と専制を排して「在日同胞の利益を守る民団」「団員の意思を尊重する民団」「自由と民主主義を愛する民団」「祖国大韓民国と国民の真の繁栄と民主化に寄与しうる民団」を再建するため、何よりもまず、団員皆さんの賢明なる判断と協力が必要であることを強く訴える次第であります。

それでこそ民団は、時代に即した対決しうる組織として存続し、発展していくものと固く信じます。

一九七二年が、祖国統一への展望のもとに、わが国と国民にとって、在日同胞にとって、また民団にとって"進歩と改革""自由と民主主義""安定と繁栄"のための輝かしい希望の年になりますよう心から願うとともに、在日同胞の皆さんと、ご家庭に限りなき幸運が訪れますよう、お祈り申しあげ、新年のあいさつに代えます。

民団民主化へ団結を

東京本部議長 閔泳相

一九七二年元旦を迎えるに際し、在日同胞の皆さんに謹しんで新年の挨拶を送ります。

昨年の国際情勢は、ニクソン米国大統領の中国（中共）訪問計画発表、中国（中共）政府の国連招請決議による復帰、ドル交換停止声明など一連の事態から見られるように、変革する世界、激動する世界、発展変化する世界の真の姿を如実に示してくれました。

このような急変する国際情勢の推移に伴い、韓国においても不可避的にその影響を多大に受け、内政外交面での政策転換の必然を迫られました。

特に南北赤十字会談の実現は、五千万全体民族の歴史的宿願であり民族の至上課題の祖国統一偉業を達成するに当り、将来の展望として一つの光明を照らしました。

実に戦後二十六年間の国土の両断と民族の分裂による不幸と苦痛を一日も早く除去し、自主的平和的祖国統一の実現を願う気持からすれば、当然この画期的出来事を大いに歓迎するものであり、またその成果に多大な期待と深い関心を寄せて見守っているのであります。

しかるに他面においては非常事態を宣言しなければならない憂慮すべき事態が生じ、この事をわれわれは緊張緩和の方向へ進行している国際情勢と、自主、平和統一を願う民族の念願とは裏腹に、逆行現象の出現であり、真に不幸な出来事として遺憾とせざるを得ません。

それからわが民団の事情にしても、"録音問題"による紛争から創団史上その類例を見ない分裂と対立が助長拡大し、組織機能は低下か麻痺状態化し、内部は混乱に陥り正に崩壊の危機に立たされています。

また大局的には祖国の自主的、和平的統一偉業の実現のために、それぞれの立場で然るべく貢献すべきであると考えます。

この立場こそ真の愛国、愛族、愛団の道でありましょう。

以上の見地からみなさんの活躍を心から期待して止みません。

非常時局の克服へ

駐日全権大使 李澔

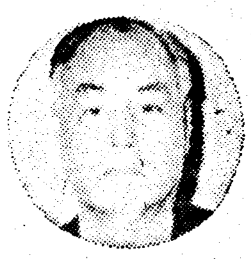

親愛なる在日同胞のみなさん！

希望にみちた一九七二年を迎え私は、みなさんとともに先ず祖国の限りない発展と繁栄を祈願し在日同胞みなさんのご家庭に幸多からんことを衷心より望んでやまないものであります。

過ぎ去った一年を顧みるとき、わが祖国は急変する国際情勢と多くの困難な条件下にもかかわらず朴大統領閣下の卓越した領導下に全国民がともに団結、祖国の安全を守り祖国近代化の民族的課業を遂行するために総力を傾けてまいりました。

そして国際的にわれわれの国威は、日に日に向上しており、国内的には、第二次経済開発五ケ年計画の最後の年を終えて成功的に完了、新年からはじまる第三次経済開発五ケ年計画の基盤を固めわが全国民の久しい念願である自立、繁栄、統一のための民族中興の力強い希望を実現する新しい里程標をうちたてたのであります。

しかし、最近の激動する国際事情は、われわれの緊張と新しい覚悟を促しております。今日、世界潮流は一見、対決から協調へといわゆる緊張緩和の方向に流れているようにみえますが、これはどこまでも核競争のゆ着状態のもと強大国の現状を維持するための一時的現象に過ぎないのであって、かえってわが韓半島の局地的事情は、強大国の行動が制約をうける現象を逆利用して、侵略的策動を捨てないでいる北傀の赤化統一野欲のために緊張が一層高潮化しているのであります。

また国連総会においては、韓国動乱に数十万の侵略軍を投入したために国連から侵略者としての烙印を押された中共が、国連に加入したことで、われわれの安全に対する脅威は一層増大しているのであります。

さる十二月六日わが国で非常事態が宣言された理由は、まさしくここにあるのであり、この非常時局を克服するためにわれわれは、決意と覚悟を新たにせねばなりません。

一九七二年の新年を迎えわれわれは、勝共理念に固く団結しいかなる試練と挑戦にも勝ち抜く勇気をもって、国防強化と経済建設をなし遂げてわが民族の宿願である国土統一と祖国近代化の責任を完遂しなければなりません。

われわれは、われわれをとりまく国際的環境とわれわれの課業を再認識し、また、われわれの運命はわれわれ自身の自主力量によってのみ決定されるという歴史的教訓を肝に銘じて一致団結、力を合せてわれわれの課業完成のために自分に背負わされた任務を完了しなければならないと信ずるのであります。

みなさんはまた、常に大韓民国の国民であるという衿持をもって互いに団合し協力して、信義と誠実をもって自ら努力することにより自身の向上と発展はもちろん立派な在日韓国人社会を建設し、ひいては日本社会においても尊敬される立派な独立国家の国民となるよう期待してやまないものであります。

最後に新しい年を迎えみなさんの所願成就と健勝を願ってやみません。

祖国の真意に理解を

駐日公報館長 尹泰魯

年頭辞

在日同胞のみなさん、明けましておめでとうございます。

い九七二年を迎え、わたくしは祖国の繁栄と平和を祈願すると共に、在日同胞みなさんの発展を祝福する次第であります。

いま祖国は、朴正煕大統領の指導の下に経済自立と近代化への道を雄々しく進みつつあります。祖国の発展を託して発足した第二次経済開発五ケ年計画は、すでに目標をはるかに上回わる成果をおさめました。この輝かしい建設の上に立って、一九七二年度から第三次経済開発五ケ年計画がはじまりますことは同胞みなさんも周知の通りであります。

第一・二次経済開発五ケ年中の成長の状況は、実に年間八・六％以上という驚くべき実績を見せたのであります。これは朴正煕大統領の指導宜しきを得たこととあいまって国民の結集がみのったものであることは申すまでもありません。今年から発足する第三次経済開発五ケ年計画においても、同様に国民総力結集の努力が傾けられ、その成果もより大きく飛躍したものになるであろうことを期して待つものであります。これに対する在日同胞みなさんの一層の参加と協力を願うのであります。

祖国はいまもう一つ祖国統一という重大な課題をかかえております。われわれはなんとしても祖国統一という課題を民族至上という名において果さねばなりません。

幸い今年の夏、大韓赤十字社の家族捜しの提唱によって南北赤十字社間の談合がはじまりました。われわれはこの会談の成功を願い、真剣に成り行きを注目しているのであります。それ故に、大韓赤十字社の主張する実現可能な問題から着実に片付けていくという提議に賛意を持つのであります。

しかし残念なことに北韓赤十字社側は実現性のないことを政治的に飛躍させて主張して譲りません。これには大きく疑惑を抱かざるを得ません。それは、北側では今日なおつづけていることと考えあわせ、その意図に不順なものを感じさせるからであります。

この際、同胞のみなさんは、日常の生活にあって、みなさんをとりまく社会環境とくにマスコミの偏向に流されることのないようこころすると共に、祖国の真意に充分な理解と信頼を持ち、同胞の結集と祖国への協力を願うことはもちろん、他方では常に北側の不順な意図に対する洞察を怠らないように望むのであります。われわれは自由と平和を基調とした民族統一をこころざしているのであるからであります。

今年も最良の年でありますよう同胞のみなさんと共に努力を致すつもりであります。みなさんのご発展を祈ります。

× ×
× ×

生活安定へ団結を

東京商銀理事長 許弼奭

一九七二年の新春を迎えるに当り、組合員の皆様、同胞社会各界の皆様方に、謹んでお祝い申し上げます。

また、東京商銀の発展と躍進のため、常日頃変らぬご支援とご愛顧を賜わり、厚くお礼申し上げます。

ニクソン声明に端を発しましたいわゆるドル・ショックは、日本経済の方向に一つの転期をもたらしつつあり、金融機関をとりまく環境もまた、極めて流動的な変動の年を迎えることと相成りました。

一方内外の情勢を見ますと、国際的には中共の国連復帰、中近東に於ける戦乱状態と、祖国韓国におきましても、南北の雪溶けムードとは裏腹に、最近特に緊迫の度を加え、遂に非常事態宣言の布告下に新春を迎えております。

これらの影響は必ずしも我々にとって予断を許さぬ厳しいものをひしひしと肌に感じさせますが、我々が望むものは平和と繁栄であり、それがためには新しい時代に即応出来る体制を確立し、良識と善意と理解をもって、韓日両国民の限りない繁栄と、民族百年の計を造り上げる年であると思います。

東京商銀は新本店で初めての新春を迎えるに当り、経営の収益性と効率性、更には僑胞社会に奉仕するという公共性を十二分に自覚しつつ、今期末の三月には預金高二百億を確保し、文字通り躍進の年といたすべく、役職員一同総力を挙げて目標達成にまい進することとします。

組合員はじめ同胞、社会各界の皆様、激動する日本経済界の指向を見極めつつ、あらゆる若難を克服し、生活の安定を更に豊かにする年でありますよう、一致団結、協力し、輝かしい未来の礎石を築き上げますことをこい願い、ご多幸とご繁栄を祈り、年頭のご挨拶といたします。

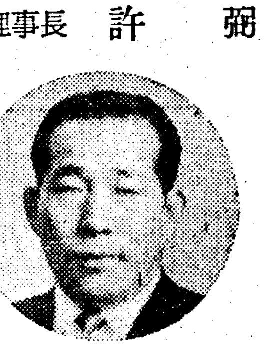

許理事長

新春論壇

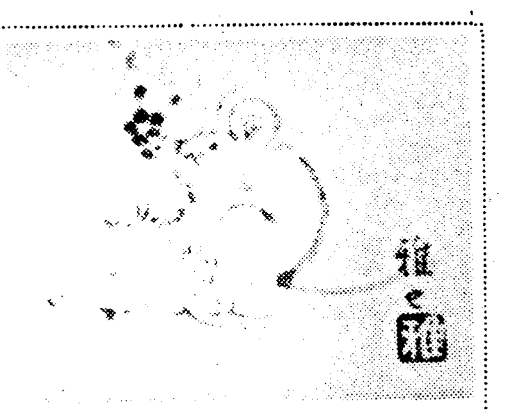

一九七二年における民団組織はいかにあるべきか

副団長 羅鍾卿

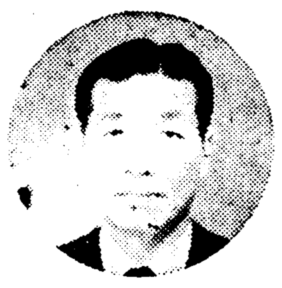

過ぎた一九七一年は、民団にとって受難の年であった。何人かの中央組織幹部の軽率で誤った指導によって、民団は創団以来未曽有の混乱と分裂を重ね、組織全体を麻痺状態に陥れた責任は重大である。

東京本部の民団正常化運動は、組織内部の派閥争いではなく、解放以来多くの組織人が私財をなげうち生命をかけて育ててきた民団組織の自主性と自治権を守り在日同胞とすべての団員の生命財産と正当な権利を擁護し、さらに団員の意思と血のかよった民団にするための闘いである。したがっておよそ一年近くも継続している混乱と分裂の状態を一日も早く収拾・解決するため、中央本部は、すべての処分を即刻撤回して民団本来の姿にもどるべきである。

また、いかなる機関も"民団問題は民団に"との基本原則を尊重し、民団が真に在日同胞の力を結集した自治団体となるべく、側面的な協力と指導をなすべきであって、いたずらに干渉、介入して組織の混乱と分裂を助長するがごとき行為は、厳に慎しむべきである。

民団組織が強化され、すべての団員が大同団結し、在日同胞一人一人の生活が向上してこそ、祖国の発展に貢献できることはいうまでもない。

一、札幌オリンピック本国家族招請事業

きたる二月に札幌で開かれる国際冬季オリンピック大会に、本国から約三千人の家族招請が許可され、民団は一月二十日ごろからの入国を目標に、総がかりでこの事業に取り組んでいるが、なかでも最も重要な問題が「被招請家族の保安対策」であろう。

最近米日接近や中共の国連加入などの問題を背景とする国際情勢の著しい流動とあいまって、日本の対中共、対北韓接近の動きなど日本国内の状況、さらに板門店の南北赤十字会談による和平ムードなど、一昨年の万博家族招請事業推進当時とくらべ、保安対策がより困難視されるが、東京本部としては、万博当時の保安対策の貴重な経験を生かし、管下二十二支部と一致団結して責任をもって今回の招請事業の遂行に万全を期し、総力をあげて努力する考えである。

二、永住権取得と処遇問題

民団組織総力あげての永住権取得事業は、努力のかいあって三十五万余の申請成果をもたらしたが、申請締め切り後およそ一年経過した今日、永住権取得者は、二十六万余にすぎず、残りについては、なお審査中であるといわれる。

ところで、永住権は有資格者の申告によって取得すべきものであって、これを許可制にしていることに対し大きな矛盾を感じないわけにいかない。

また、永住権を取得すれば、処遇その他で、未取得者よりも格別に優遇されることが強調されたが、実際永住権を取得した後に、はたしてどれほどの違いがあるだろうか。

国民保険への加入、本国往来に必要な再入国許可の便宜などの差はあろうが、その国民保険でさえ、地方によっては永住権未取得者でも加入できるなど、永住権取得の意義は、いたって弱い。したがって、永住権を取得し、納税その他の義務を履行しても、なお差別されている点に着目して、このような差別を撤廃させるため、日本の関係当局に強く要求する運動を展開すべきだが、申請者数のみに自己満足して、その後肝心の処遇改善の問題をおろそかにして、ただ組織の混乱と分裂にあけ暮れている中央組織の現状に失望を感じる。

申請者全員が永住権を取得できるようにし、内国民の処遇をかちとって、初めて永住権取得事業は完了する。そこで、遅まきながらも、申請者全員の許可と、正当な処遇をかちとるための運動を積極的に進めなければならない。

三、民生安定への課題

在日同胞の民生安定の基本的要件は経済的繁栄にある。

民団は創団以来、団員の生活安定と経済活動にどのような利益を与え、また与えるべく努力してきたであろうか。恥ずかしいことだが、このような努力は皆無にひとしく、民団組織と団員の生活上のつながりはない。しかも、領事事務があたかも民団事業のすべてであるかのような錯覚を与えており民団は団員の生活安定にはまるで無関心のような状態にある。

一方、敵性団体ではあるが、[illegible]連は、日本国の事業協同組[illegible]生活協同組合法等を積極的[illegible]かも合法的に活用して、全国の大都市はじめ市町村の公共[illegible]から、年間数百億円の転貸資[illegible]借り入れ、傘下同胞の事業[illegible]生活向上などに直結するよ[illegible]しているため、朝総連傘下[illegible]のなかには、思想的に容共[illegible]ても、生活を守るため朝総[illegible]から脱退を不可能にしてい[illegible]多くみられるのが現状であ[illegible]

東京本部は今年こそ、日[illegible]係法を有効に活用して、事[illegible]組合と生協の組織づくりに[illegible]団員の生活に密着した事業[illegible]

[illegible]努力したい。

四、民族教育のあり方

[illegible]

謹賀新年 희망의 새해, 새 설계로 힘차게 나갑시다

大泉商事株式会社
代表取締役 李聖三
東京都練馬区東大泉五〇八
電話（九二二）一〇八八（代表）

練馬韓国人ゴルフクラブ
会長 朴性雲
東京都練馬区豊玉北四一三一
電話（九九二）五五七七番

練馬韓国人商工協同組合
会長 金鍾台
東京都練馬区豊玉北四一三一
電話（九九二）五五七七番

桂田商事株式会社
社長 辛容相
東京都武蔵野市吉祥寺本町一一三一
電話〇四二二（22）八五六六番
営業所 東京都江東区森下町一一二一五
電話（六三一）〇八三八番

三慶物産株式会社
代表取締役 李東洙
東京都港区新橋1—18—21
電話 502—5501番

韓国料理 味和道園
麻雀
崔学阜
東京都豊島区西池袋五一一四一八
電話東京（03）九八八一四一一〇（代）

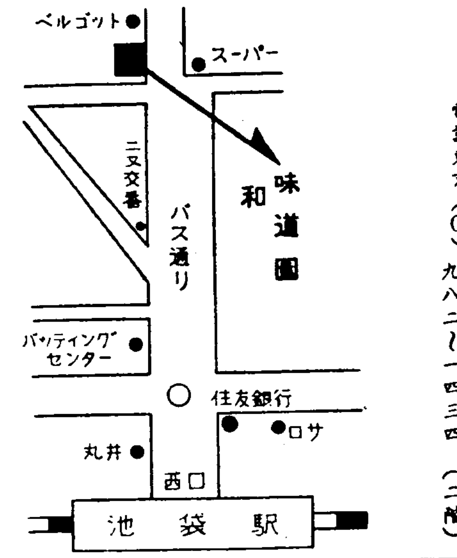

銅・真鍮・伸銅一般問屋
株式会社 中山商店
代表取締役 崔権林
108 東京都港区白金1丁目2番16号
電話（444）4421（代表）

有限会社 壽樂
代表取締役 曺圭必
本社・東京都葛飾区新小岩一一三八一九
電話（六五三）〇七三四番
自宅・東京都葛飾区新小岩四一一七一四
電話（六五一）〇〇八四番
寿楽本店（六五一）九六六三
新小岩北口支店（六九一）六九六〇
小岩支店（六五七）〇五九〇
喫茶アルプス（六五二）〇三四〇

本場フィンランドから輸入した最高の設備！
都内唯一の三段式円形サウナ！
超音波風呂であなたの健康を守りましょう！
新橋駅前サウナ
▶営業時間・朝7時〜夜12時まで
▶入浴料・800円（サービスタイム朝7時〜昼3時まで600円）
▶マッサージ料・800円
新橋駅前ビル1号館2階
TEL（573）4108（代）

関東地協懇談会ひらかる

中央監察委の責任追及

当処分撤回、再要請話し合う

関東地方協議会（事務局長・孫張翼神奈川県本部団長）の懇談会がさる十二月二十五日午後二時五十分から東京本部会議室で開かれ、七一年二月の札幌オリンピック招請事業推進にともなう保安対策などについて意見を交換した。

この日の会議は、第九十二回関東地協として、招請事業の保安対策のほかに、朴大統領の「国家非常事態宣言」にともなう民団の姿勢」などを議題に招集されたものだが、出席者が過半数に満たらな、急拠懇談会に切りかえられたものだが、同会議開催を公文で指示した肝心の中央本部からは出席者がなかったことから、懇談会の席上でも、これを不満とする意見が強かった。

まず孫関東地協事務局長が冒頭のあいさつのなかで、民団の混乱を収拾する方策について、さきの第九十一回関東地協が、不当処分を直ちに撤回して民団正常化を図るべきである、との決議のもとに李寿成監察委員長に要望書を手渡したが、何ら回答がないため十二月十四日の「不当処分即時撤回要求大会」（東京本部、韓青、韓学同共催）に合流するに至った経過を述べたあと「中央本部には、すみやかに事態を収拾しようとする誠意がみられない」と、きびしく批判した。

次いで来賓として、駐日大使館の白哲鉉領事が、さる十二月十三日大使館の主宰により東京商銀で開かれた「懇談会」の内容と経過について述べた。

特に白領事は、十二月六日朴大統領が国家非常事態を宣言するにいたった背景を、国内外の情勢を分析しながら説明、民団の協力を要請するとともに、さらに「札幌オリンピック招請事業を成果的に遂行するためには四つの条件が前提となる」として意見を述べた。

特に白領事があげた第一条件は「ある問題によって起こっている混乱問題が早く収拾され、団員に迷惑をかけないこと」というものだったが、これに対し、羅鍾卿副団長から「十三日の懇談会で白領事は第一条件として〝民団東京本部の正常化、すなわち東京本部が臨時大会を開くべき〟だといわれたが、組織を正常化し、団員の利益を守るべき点では異論はない」と前置きして、本当に事態の収拾を図るには、東京本部の団長および議長に対する停権が解除されねばならず、これによって東京本部も臨時大会を開くことができる、と強調した。

また、鄭在俊団長は「民団正常化を早期に図るべきだ。東京本部は民主主義のため、朝総連とも闘ってきた。そのような東京本部を〝朝総連のフラク（フラクション）だ〟と中傷する向きがあるが、これは〝天にツバする[illegible]しかも、録音問題によって[illegible]起きた。これには、大使館側も重大な責任がある」と指摘したあと「中央は、中央委・臨時大会を延[illegible]る」と痛烈[illegible]浴びせた。

このあと、閔泳相東京本部議長[illegible]はじめ、各員の役員が活発に意見を交換し合い、結局、中央監察委員長にあてた「停権処分[illegible]の撤回を要求した要望書」に対し、早急に明確に回答するよう再度要請することを合意し、午後[illegible]時[illegible]十分閉会した。

[illegible]もよう　意見を述べるのは鄭[illegible]団長（左）＝[illegible]東京本部会議室で

非常事態で懇談会

駐日大使館主催民団側と

朴大統領がさる十二月六日、国家非常事態を宣言したことにともない、駐日大使館は十三日午後一時三十分から、東京・新宿の東京商銀ビル会議室に、中央と東京本部はじめ、都内二十二支部の役員を招き、国家非常事態宣言に関する説明と国際冬季オリンピック招請事業の保安対策についての懇談会を開いた。

この懇談会には、大使館から李[illegible]基総領事はじめ白哲鉉領事、駐[illegible]公報館から尹泰寿館長、中央本部からは尹達鏞団長代理、張聡明議長ら、東京本部からは羅鍾卿副団長、申奉文副議長、韓昌奎事務局長のほか各部長、各支部の三機関役員ら約百二十人が出席した。

国民儀礼のあと、尹中央団長代理のあいさつ、尹公報館長の「非常事態宣言に関する説明」があり、次いで李楠基総領事が「非常事態宣言にともなう民団のすべきこと」について意見を述べた。

さらに白領事の、国際冬季オリンピック招請事業にともなう保安対策についての説明のあと、質疑応答があったが、中には東京本部や韓青を中傷する発言があり、録音問題に起因する民団騒動、事態収拾交渉の経過、十二月十四日の「不当処分即時撤回要求大会」（東京本部、韓青、韓学同共催）にまで話が及び、激しい意見のやりとりが行なわれた。

とくに、申東京本部副議長の緊急提議で、公開のかたちで中央本部と東京本部の事態収拾のための話合いのきっかけが生まれ、[illegible]収拾に急転回の解決もありうるのではないか、と期待が寄せられたが、東京本部側の具体的な提案に対し、中央本部が自主的かつ明確な決断を下さず、結局話合いは物別れに終わった。

話合いには中央から尹団長代理、張議長、朴性鎭事務総長、東京本部からは羅副団長、申副議長、韓事務局長の双方三人ずつ、計六人の代表が同席したが、東京本部側が十四日の要求大会開催の趣旨を述べたあと「停権処分は直轄に関連してなされたもので、直轄が解除された以上、停権も同時に〝解除〟されるべきものだ」と主張、さらに①十四日の要求大会を中止してもよい②一九七二年一月十五日までに東京本部は臨時大会を開くとの二点を前提に、東京本部の鄭在俊団長と閔泳相議長に対する停権を解除してほしい、と要求したが、中央側は、ただ「東京本部が臨時大会を開いたあとに善処したい」というだけで、懸案解決への積極的な姿勢が見られず、会合を注視して見守っていた関係者に大きな失望を与えた。

なお大使館側は、話合いに仲裁役としても加わらず、ただ白領事が「招請事業を完遂するには、四つの前提条件があり、その一つは民団正常化で、東京本部が臨時大会を開くこと。停権を解除することが正常化の前提でない」と三回もマイクで繰り返すなど、話合いに水をさし、一方またこれに応ずるかのように中央側は、自主的な判断によって決断をくだすことができず、自主性と主体性のなさをさらけ出した。

統一への道へ通じるか

南北赤十字会談をかえりみて

26年ぶり南北が会談

「南北に別れ離れになっている家族の消息を確かめ合おう」と、大韓赤十字社の提案を北韓赤十字会が受諾し解放後二十六年ぶりに板門店で歴史的な南北の接触がもたれたのが昨年の8月20日—。五千万民族の長年の宿願である祖国の平和的、自主的統一達成への第一歩だとして、すべての同胞が感激と興奮のなかで、この会談を歓迎しただけでなく、世界中がこの成り行きに注視した。そして第一回予備会談が9月20日に開催されて以来、13回（12月17日）の会談を重ね新年を迎えるにいたった。この間10月13日の第三回予備会談では「本会談をソウル、平壌で交互に開くこと」に双方が合意するなど成果をあげており、多くの難題と障害をかかえてはいるものの、これを克服して一日も早く祖国統一を実現させることのみが全韓民族の究極の目標であり願いでもある。昨年の一連の会談を写真でふりかえってみることにした。写真はすべて、太刀川氏（フリーランス・ジャーナリスト）が現地取材の際、撮影したもの。

第[illegible]回南北赤十[illegible]会談で握手を[illegible]韓赤代表（右）と北赤代表（左）＝8月20日板門店で

[illegible]20日[illegible]韓国側の主催でひらかれた南北代表の昼食会。中央右は韓赤の鄭喜卿女史、その左は北の韓金テヒ首席代表

[illegible]南北記者団、チマ・チョ[illegible]北韓記者、その他は韓国の記者たち

ビールパーティーで歓談する南北記者団、日本人記者団もまじえて

南北会談日誌

8月12日▽崔斗善大韓赤十字社総裁が北韓赤十字会に南北離散家族捜し運動のための南北赤十字会談開催など3項目を提案。崔総裁はさらに「4半世紀にわたる南北の障壁はあらゆる民族的悲劇の源泉。1千万にのぼる南北離散家族の実態をふまえ、互いの消息を知らせ合うため、再会をあっせんする家族捜し運動をまず展開したい。赤十字会談が成功すれば韓半島の統一実現の糸口になろう」と声明、南北間の対話が序幕。

▽韓国与野党、南北赤十字会談提唱に全面支持を表明。

8月14日▽北韓赤十字会が大韓赤十字の呼びかけを受諾、大韓赤十字社に同運動についての予備会談を板門店で開こうと提案。さらにこれらの内容を伝えるため20日正午北韓赤十字会代表を板門店に送ると回答。

▽「北赤」、赤十字会談の議題として①南北間の家族、親せき、友人の自由往来と相互訪問②手紙の交換③家族捜しと再会の保障—を提案。

▽南北赤十字会談提案を歓迎するとの北韓側回答に対し崔韓赤総裁が緊急記者会見し、北韓側回答を全面的に受諾し、代表を20日正午板門店に送り北韓側の書簡を受取ると表明。

8月15日▽朴大統領、8・15光復記念式での演説で「大韓赤十字社が提案した人道的南北会談は5千万同胞の長いかわきをいやす福音の提案である」と述べ、会談を積極的支援すると強調。

8月16日▽大韓赤十字が①20日の板門店での予備折衝に代表2人を派遣する②その後の連絡方法は主に放送、通信網を利用するなどの方針を決める。また南北会談に備え離散家族の実態調査を行なう方針をきめる。

▽金鍾泌総理、国会で、南北統一に関する先走った論議は家族捜し運動の障害になると主張。

8月17日▽崔韓赤総裁、20日の南北初接触に関して「北赤」にあてたメッセージを発表。

▽北韓機関紙、朴大統領の15日の演説を「口先だけの統一努力」と非難。

▽朝総連が民団に「南北赤十字会談を支持、声援する共同大会開催」を申入れ。

8月19日▽韓国政府、南北赤十字会談など一連の事態にそなえるため金鍾泌総理を委員長とする大韓赤十字社事業後援委を組織。

8月20日▽南北赤十字代表が正午、板門店で初接触、二十六年ぶりに南北の公式対面を果たす。

▽民団中央本部代表が朝総連本部を訪ね、さきの朝総連の赤十字支援大会開催呼びかけに対し時期尚早と文書で公式回答。

8月21日▽崔韓赤総裁が離散家族捜しの予備会談を9月28日に板門店で開くなど北韓側に申し入れ。

8月23日▽北韓赤十字が「韓赤」の提案を受諾。

▽南北赤十字代表が正午、板門店で二度目の接触。

8月27日▽「北赤」、家族捜し予備会談を9月20日に繰上げようと逆提案。

8月28日▽在日朝総連、赤十字会談支援大会の共同開催を民団に再提案。

8月30日▽南北赤十字代表が板門店で三度目の接触。

8月31日▽崔韓赤総裁が「9月20日に予備会談を」との北韓側の提案受諾を発表、予備会談開催本決まり。

▽金溶植外務長官が、韓国問題解決は①人道問題②物資交換、人事往来、文化交流など非政治的分野の接触③南北統一などの政治問題解決の三段階によって国連を中心にして処理すべきだ—などの構想を明示。

9月1日▽大韓赤十字が家族捜し運動の本格化に備えるとして「南北赤十字会談事務局」を設置。

9月2日▽朴大統領、国会施政方針演説で①米国中心の安保外交の堅持②多角的経済実利外交の発展③国連朝鮮統一復興委の存続、国連の責任下での南北統一外交の推進など内外政策の基本姿勢を明示。

9月3日▽南北赤十字代表が四度目の接触。韓国側が「予備会談を20日に開くことに同意する」との文書を北韓側に手渡す。

▽金用雨大韓体育会長、韓国側がスポーツ面での南北交流の用意があると表明。

9月15日▽大韓赤十字、20日の赤十字予備会談に参加する代表団五人の名簿発表。また韓赤相談役に金用雨大韓体育会長を起用。

▽北韓、赤十字予備会談を強力に支援すると声明。

9月16日▽南北赤十字代表、板門店で20日からの離散家族捜し予備会談代表団名簿を交換。

▽金溶植外務部長官、国会本会議で「政府は中ソ両国に対し平和を望む韓国の立場を伝えている」と言明、中ソとの接触[illegible]を初めて公式に認める。

9月19日▽在日韓国学生同盟が南北赤十字会談促進全国集会を開催。

9月20日▽板門店で南北赤十字予備会談開幕。南北連絡事務所と直通電話設置で合意。

9月21日▽金外務、韓国問題が今国連で議題にとりあげることに反対するとの政府の立場を表明。

9月22日▽南北間を結ぶ初の直通電話が開通。電話を通じ両赤十字がメッセージ交換。

▽大韓赤十字、板門店連絡事務所間の直通電話で第2回予備会談を29日板門店で開きたいと通告。

9月23日▽北韓赤十字、第2回[illegible]ことに同意。

▽[illegible]両赤十字による[illegible]接触の進展を支援するため韓国問題討議を次総会まで延期する」との英国案を可決。

9月25日▽国連総会、韓国問題の討議延期を可決。

▽韓国江原道の崔栄春さんが「北韓赤十字連絡事務所の崔逢春は私の弟」と名乗り出る。南北家族捜し第一号。

9月26日▽韓国居住北韓出身者の民間団体「孝道会」の会員約二万人が南山公園で合同敬慕大会を開き「孝道会中心に三百人の訪問団を構成、10月27日平壌を訪問したい」と呼びかける。

9月27日▽北韓、国連の韓国問題討議保留を非難する声明発表。

9月29日▽赤十字第2回予備会談開く。議事進行、本会談の場所などを討議。韓赤、本会談をソウルと平壌で交互に開催することを提案。

10月6日▽赤十字第3回予備会談開かる。本会談をソウル・平壌で交互に開くことで双方が合意。

10月13日▽南北赤十字第4回予備会談開かる。北赤、本会談を、月10日開こうと提案。

10月18日▽民団東京本部主催「南北赤十字会談歓迎東京大会」が虎ノ門・発明会館で開かる。

10月20日▽赤十字予備会談（第五回）開かる。本会談の開催時期論議。

10月21日▽日本福田外相、北韓記者の日本入国を許可する、と言明。

10月24日▽朴大統領「国連の日」記念式典で「国土統一は民族の主体的努力で」と強調。

10月26日▽国連、中共の国連加盟、台湾追放を賛成76、反対35、棄権17、欠席3で可決。

10月27日▽南北赤十字予備会談（第六回）開く。韓赤、離散家族の再結合など3項目を提案。

▽大韓赤十字社創立22周年。朴大統領、記念辞で赤十字会談の積極支援を再表明。

11月3日▽赤十字予備会談（第七回）板門店で開かれる。本会談の議題を討議したが双方で意見が対立、合意に至らず。

11月11日▽赤十字予備会談（第八回）開かる。離散家族の範囲をめぐる双方の意見調整つかず。

11月19日▽赤十字予備会談（第9回）板門店で開く。家族捜し運動の範囲討議を継続。

11月24日▽第10回南北赤十字予備会談板門店で開く。家族捜しの範囲、事業内容をひき続き論議、意見調整はつかず。

12月3日▽南北赤十字予備会談（第11回）開く。平行線を続けた本会談議題で韓赤側が修正案を提示、離散家族の範囲に親類も含めることで譲歩。

12月6日▽朴大統領、「国家非常事態」を宣言、特別談話文発表。

板門店の全景

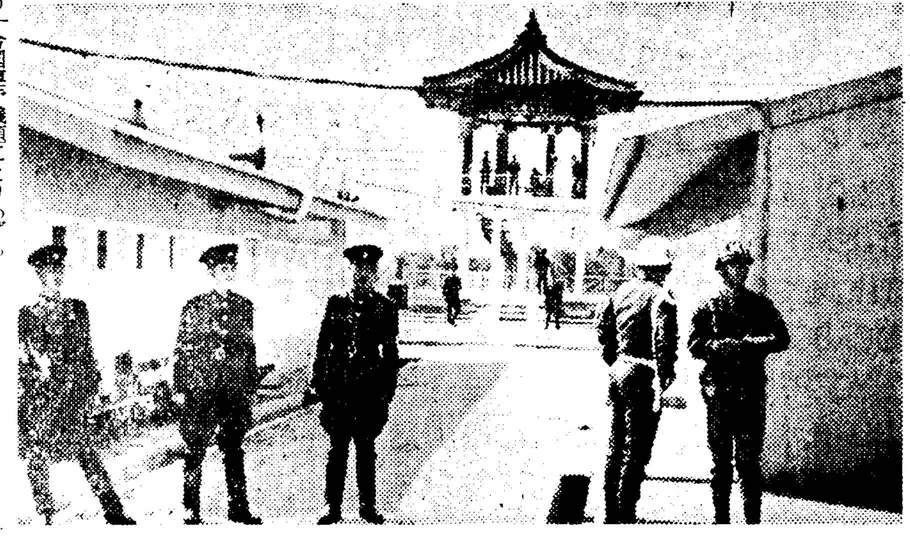

会談場の警備風景、右側が韓国側、後方に見えるのは左側が北韓側、「自由の家」

国語講習会

東京本部　毎週火・土曜日午後〇時〜〇時、（場所）東本三階講堂、講師・張曉氏（通信韓国語学校長）

豊島支部　毎週火曜日午後7時〜8時半。講師・康子宅東京本部宣伝部長

墨田支部　毎週金曜日午後7時半〜9時半。講師・金俊英墨田支部事務部長

品川支部　毎週月曜日と土曜日午後6時〜9時。講師・金桂冥氏

足立支部　毎週火曜日午後8時〜10時。金曜日午後7時〜9時。講師　崔純子女史。婦人会は毎週日曜日午後1時〜4時。講師・金潤璜事務部長

団長に李容世氏

西多摩支部

新役員構成

さきに結成をみた東京三多摩西多摩支部はこのほど、新役員構成を次のとおり発表した。

▽議決　議長＝権根植、副議長＝李夏林、申台彦

▽監察　委員長＝李鍾一、委員＝宋太郎、李相竜

▽執行　団長＝李容世、副団長＝裵宗鉉、宋賢淑、事務部長＝李東雨。

新年会ご案内

足立支部　1月14日午後1時〜9時　足立産業振興会館で。韓国学校舞踊部その他芸能団多数が出演。

江東支部　1月1日午前11時から支部二階会議室で。

中野支部　1月7日午後12時〜3時。中野駅北口商店街通り韓国料理「トラジ」で。

目黒支部　1月19日午後1時〜3時。目黒銀座会館で。

葛飾支部　1月9日午後1時から葛飾公会堂。敬老会、成人式もあわせ2行なう。

謹賀新年
元旦
民団東京新聞社

日本一パチンコ機デパート
中央商会
高元一
東京都台東区東上野一ー一三ー七
電話(03)(八三一)ー二二九二番
(八三一)ー〇二五一番(代)

内科・皮フ科
上野医院
医学博士 朴権熙
東京都台東区上野二ー九ー六
電話(832)〇〇七六番

謹賀新年 희망의 새해, 새 설계로 힘차게 나갑시다

大松物産株式会社
取締役社長 孫再翼
東京都台東区台東4ー29ー10
電話 834ー0461ー5(代)

躍進하는 民族 金融機関
東京商銀信用組合
理事長 許弼奭
本店　東京都新宿区西大久保1ー449　電話 208ー5101(代)
上野支店　東京都文京区湯島3ー38ー15　電話 832ー5141(代)
荒川支店　東京都荒川区東日暮里6ー21ー1　電話 802ー5121(代)
五反田支店　東京都品川区東五反田2ー19ー1　電話 441ー5181(代)

謹賀新年 희망의 새해, 새 설계로 힘차게 나갑시다

校章

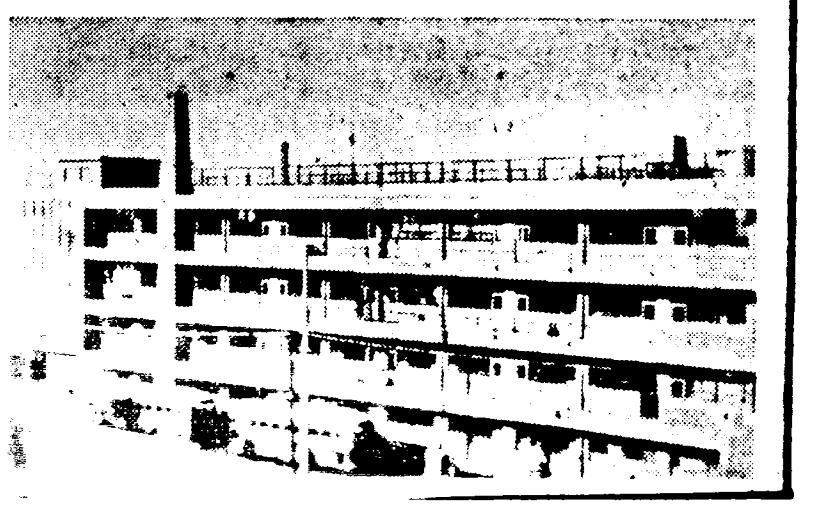

一九七二年度、東京韓国学校学生募集要項

一、募集人員
初等部一学年……五〇名
中等部一学年……一〇〇名
高等部一学年……一〇〇名
編入　各学年……若干名（但、高三を除く）

二、受験資格
初等部一学年……満六才児童
中等部一学年……小学校卒業又は予定者
高等部一学年……中学校卒業又は予定者

三、願書接受
期　間……自一月八日～至二月六日
時　間……自午前九時～至午後五時
場　所……本校教務部

四、考査料
初等部……三〇〇〇円
中等部……一〇〇〇〇円
高等部……一〇〇〇〇円

五、出願手続
イ、本校所定の入学願書
ロ、出身学校調査書（編入者は在学及び成績証明書）
ハ、国民登録済証明書
ニ、写真四枚（四cm×五cm）
ホ、考査料

六、考　査
初等部……面接、健康診断
中等部……面接、書類審査
高等部……面接、学科考査
（英、数、国語か日語の三科目）

七、考査日時
初等部……二月五日(土)午前十時
中、高等部……二月六日(日)午前九時

八、合格者発表
初　等　部｝
中、高等部｝二月八日(火)正午本校にて

九、入学手続
手続期間……自二月八日至二月末日
提出書類……誓約書、身上調査書
納入金……本校規定の納入金

十、入学式
初等部｝
中等部｝……四月十日(月)午后一時

十一、其他
イ、提出書類は返還致しません。
ロ、入学に関する問議は教務部まで連絡下さい

東京韓国学校
（初・中・高等部）
東京都新宿区若松町二一
電話〇三（三五七）二二三三～五

同胞邦人旅行社誕生！

誠心誠意をモットーとし、御満足のいただける国内旅行（個人・団体を問わず）を約束致します。

①国内旅行に関し、日程の作成、宿泊斡旋。②各記念行事、其他必要に応じバスの手配。
③其他国内旅行に関する一切の御相談を承ります。　④海外旅行斡旋、手配。

（東京都知事登録邦人第1753号）

大龍物産株式会社（観光部）

東京都豊島区南大塚3－29－5　光生ビル4階　代表電話 983－9616－7
代表取締役　金龍濤　姜仁煥

本場直輸入　天津甘栗　卸・小売

鉄道弘済会・東京都交通局・東急弘済会 協力会 指定

永興商事株式会社

代表取締役　李永三

東京都江東区亀戸8丁目18番4号　電話 東京（03）685—1888（代表）

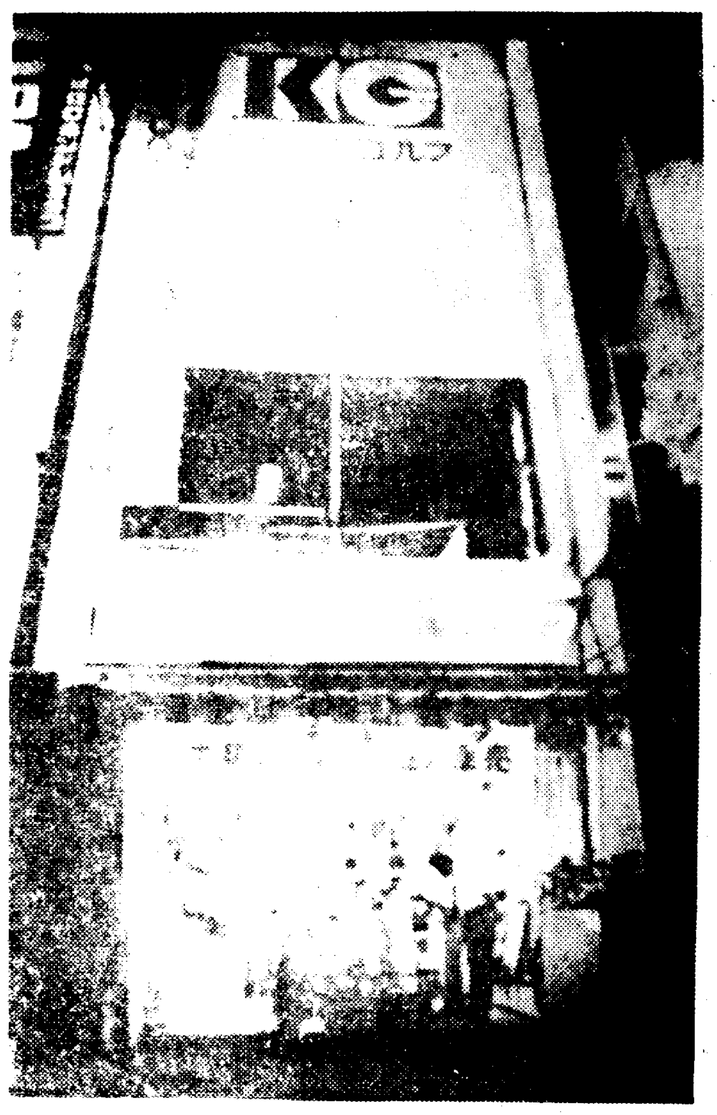

コトブキゴルフはあなたのハンディーアップのおてつだいをします

ワイドな店内、ワイドな商品＝すべてがワイドです

ゴルファーの為のショップ!!これがコトブキゴルフのモットーです。
常時5,000セットの在庫を有しその中から当社の
ベテラン係員と計器を使用し、ご相談の上、納得の
いくまであなた自身がお選び下さい。

（舶来）SPALDING. MACGREGOR. WILSON. POWERBILT
KENNTHSMITH. PGF. DYNA-MAX. PGA. BENHOGAN
STANTHOMPSON. TONEYPENNA. GOLF CRAFT
THUNDERBOLT. ARNOLD PALMER. BENSAYERS
SLAZENGER. SHAKESPEARE. OTEYCRISMAN
LONGHORN. RAYCOOK. JACK NICKLAUS
（オリジナル）発売元 VIP. PRESIDENT. PERFECT. POWERKING

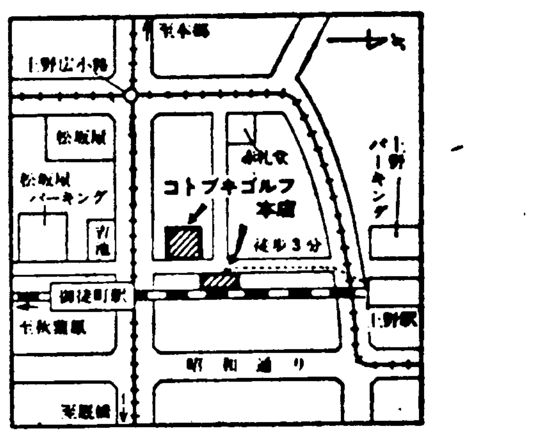

●駐車場は下記を御利用して下さい。
松坂屋パーキング（832）1111
上野パーキング（833）8151
（駐車券掲示の際チケット進呈）
クレジット加盟店

●分割払いにはKGローンを御利用下さい

ゴルフ界の名門
KG 株式会社コトブキゴルフ

本店　東京都台東区上野4－1－10
支店　東京都台東区上野6－4－6
TEL（833）9102（代）〒110

《エンペラー》はキングサイズチョコ。そのすべてに最高のものを求めました。

新発売
LOTTE
HI-QUALITY
YOUR DELICIOUS DAIRY FOOD
Emporor
エンペラー

《ミルク》
シャインゴールドの赤箱100円

《アーモンドクランチ》
シャインゴールドの青箱100円

＊ロイヤルカードをコレクトしましょう
エンペラーの箱の中にはヨーロッパの王朝史のエピソードを綴ったカード《世界の皇帝と王様物語》が入っています。華やかなムードをお楽しみください。

その名にふさわしくおいしさも最高級 エンペラーは2種類

名実ともに最高級と呼んでいただくにふさわしいチョコレート《エンペラー》。品質・デザインをはじめすべての点にロッテの総力を結集して誕生しました。食べやすいスリムなチョコが6本入り。気品に満ちた《エンペラー》はあなたを優雅に飾ってくれるチョコの皇帝。

《ミルク》
きめこまやかに練りあげたやさしい口あたり。マイルドなミルクの味をぜいたくに生かしたミルクチョコの本格派。

《アーモンドクランチ》
香り高いアーモンドクランチとまろやかなチョコのハーモニー。気品に満ちた香ばしさがお口にひろがります。

タテ101ミリ・初めての優雅なフォルム

美しい箱のフォルムを追求して生まれたのがタテ101ミリのキングサイズのパッケージ。欧米ではタバコの箱がこの傾向に流れています。世界的流行に先がけてエンペラーのパッケージにこの美しいフォルムをとりいれました。

まろやかなおいしさ
ロッテ
チョコレート